第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第十八号

昭和二十九年三月十七日（水曜日）
午前十時四十八分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事川村善八郎君
理事鈴木　善幸君　理事田渕　光一君
理事中村庸一郎君　理事山中日露史君
理事田中幾三郎君
高橋　英吉君　夏堀源三郎君
松田　鐵藏君　椎熊　三郎君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
中村　英男君

出席政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省参事官　寺岡　洪平君
水産庁長官　清井　正君
通商産業事務官（鉱山局長）　川上　為治君
海上保安庁長官　山口　伝君
海上保安庁次長　島居辰次郎君

委員外の出席者
外務事務官（経済局第一課長）　宇山　厚君
専門員　徳久　三種君

本日の会議に付した事件
漁業用燃油に関する件
公海における漁業の安全操業に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。

本日の政府側の出席者は、外務省寺岡参事官、宇山経済局第一課長、通産省川上鉱山局長、水産庁清井長官、永野生産部長であります。

漁業用燃料に関する件について議事を進めます。質疑を許します。松田鐵藏君。

○松田（鐵）委員　この前も鉱山局長にいろ〳〵と当委員会で漁業用燃油に対して質疑を行い、その後局長には、あらゆる面から善処をいただくように御考慮を願つたのでありますが、その後における情勢がどのようになつておりますか。御発表のできる範囲内でけつこうでありますから、お話をいただきたいと存じます。

○川上政府委員　この前の委員会におきまして、私どもの方としましては、最近の石油の事情から、特に重点的な、行政的な指導によりましての配給を行うということを申し上げましたが、その後この配給につきましては、漁業者の団体とか、あるいは石油の販売業者、精製業者等の団体、こういう団体の全面的な協力が必要であると考えましたので、私どもの方としましては、一定のこういう要領に基いて業者に十分話合いをつけて、配給が円滑に行くように行政的な指示を与えたわけであります。その内容につきましては、あとで簡単に申し上げますが、この要領はまだ文書として発表するところまでは至つておりません。と申し上げますのは、石油販売業者の団体の方から、自分たちの方で当分の間そういう要領によつて自主的にやる。その案が漁業者団体等と相談した結果近いうちにできるから、それまで役所の方から文書で通知するというやり方はやめてほしいという意見もありましたので、私の方としましては文書による通達ではなくて、業界からこういうやり方によつてやりたいという意向を持つて来るのを待つていたわけであります。ところがその後業界においてもいろ〳〵相談しました結果、三月の十三日に私の方に石油元売懇話会の考え方として、こういうやり方で行きたいが、これに対して政府の方ではどう考えているかというような文書で意見が参つております。その内容については、私どもが今日まで業界に指示した考え方に合つているわけでありますが、その内容を若干申し上げますと、この懇話会の自主的なやり方によつて特別な配給をするというのが根本的な問題であります。その事前において詳細各種の販売の実績を調べる。それから各地におきまして、たとえばある漁村においてはどこ〳〵の店が販売店になるということをはつきりさせる。その販売店に対しましてはどこ〳〵の元売業者の方から配給するということをはつきりさせる。配給量につきましては、特に魚類用のものにつきましては非常に季節的な変動もありますので、ある程度余裕を持つて置くことにしたい。それから配給につきましては、先ほど申し上げましたように、その地方の一定の特約店に対しまして、中央の元売業者の方から確実に配給するような措置をとることになりますが、いわゆる需要者の割当とか切符制による配給ということは今考えていない。これは業者の方から別にそういうことを言つて来ているわけじやありませんが、この問題につきましては、将来もしそういう事態が起りますれば考えなければならぬかと思いますけれども、今のところはそういう措置はとらない。価格につきましても適正な価格で配給するように業界の方で自主的に行う。もし地方におきまして、あるいはある特約店からの販売価格が非常に高い場合、あるいは販売業者が売惜しみをするような場合、そういう問題が起りますならば、苦情処理機関を設けて、需要者の方からいろ〳〵なことを言つていただきますれば、ただちに苦情処理機関が措置できるような態勢にしておく、この苦情処理機関に当るものは現在全国石油業協同組合連合会――その各地方の支部ができることになつておりますが、現在はその支部のかわりに、全国石油業会支部というのがおそらく各県にあると思うのですが、これに対しまして地方の実情を言つて参りますれば、すぐそれに対して善処をするという、苦情処理機関をそういう業界の内部につくる、こういうことによつて何とかして円滑に自主的に配給して参りたいと言つて参つているわけであります。大体現在すでにこういう指示のもとにある程度実行に移されているものと私どもの方では考えております。また最近におきましては、地方においていろいろ問題がありましようけれども、非常に困つているというような事情が、私の方には実際のところあまり言つて来ておりませんので、現在のところは百パーセントじやありませんが、比較的円滑に配給がなされているんじやないだろうか。ただ値段の問題につきましては、いろ〳〵問題はありましようが、配給についてはある程度円滑に行われているんじやないだろうかと考えますけれども、今後の先行きの重油の状況等を考えますと、とても従来の考えではいけないと思いますので、私の方としましては、今業界の方から持つて参りました案でさしあたりは何とかして行きたいと思います一面におきましては、この案だけではたして十分行けるかどうかということを考えておりますので、今日も実はこの問題について、通産省の内部においていろ〳〵相談をいたしております。私としましては、地方において問題を起しました特約店の系統をたどりまして、元売業者の責任を明らかにしまして、もし地方において油が十分あるにかかわらず売惜しみをするとか、あるいはまた販売価格を非常に不当につり上げて販売するというような場合におきましては、その系統をたどつて元売業者の責任を追究して、元売業者に対してはあるいは外貨の割当等においてこれを規制しようというような考えを、現在のところ持つておりまして、そういう問題等につきまして、先ほど申し上げましたように、通産省内部においていろ〳〵相談をいたしております。場合によりましては、業者の自主的なやり方だけではなくて、私の方から文書によつてこういう方針でやれということにいたしま

丸のときは話が違つておる。国交調整はないが、個々の問題として交渉するルートが開けた、そういうケースができた。これは何を言つておるのかと申しますと、クリコフの問題です。ソ連の船が野付岬についた、あの問題で、ソ連代表部は外務省の方にも交渉した、そしてこの問題の解決はできたのだ、個々の問題として、解決のケースができたのであるから、拿捕船についても、個々の問題として外務省の方から正式に交渉されたらどうか、この一本で押されました。それでもなおかつ私は強硬に押して参りましたが、いつもならば書類を受取るのに、国に帰つてみますと、その書類が国に速達で突きもどされておる。今日まで帰つて来ておりません。先ほど来夏堀委員なり松田委員が心配いたしておりますように、今まで非常に大目に見ておられたのが、最近になつて拿捕船が二隻できたということ、こういうケースから考えて行きますと、今度の北洋鮭鱒漁業の母船の拿捕ということが非常に大きく浮き上つて来るのでございます。ソ連代表部においてはそういうことを言つておるが、これに対して外務省はどういう見解をお持ちになるか。その点を一点お聞きいたしたいと思います。

もう一つの点は、一九四八年、一九四九年度のソ連側との清算勘定による貿易において、ソ連側への貸越しが六万八千五十七ドルあるということを聞いておりますが、これはどういうふうになつておるか。おわかりであつたら、これに対する御説明をお願いしたい。

○小瀧政府委員　第一の問題、ソ連との交渉の可能性を生じたようなお話でございましたが、残念ながらそういう状態ではなくして、依然として前と同じ関係にあります。御指摘の船は日本側に漂着して参りまして、現地の方でもこれを返した方がよろしいということであり、政府側でもそれを適当と認めまして、海上の信号などによりまして向うに返すことになつたわけでありますが、これに対して外務省とソ連代表部との間の交渉というようなものは、何もございません。あるいはだれか漁業関係の方がソ連代表部にいらつしやつて、一つ〳〵政府の意向をお伝えになつたかにも聞いておりますけれども、政府としての交渉ではなかつたわけであります。

それから前のオープン・アカウントの取引の残がどうなつておるかということでありますが、これはちようど通産省の係が参つておりませんので、はつきりしたことはわかりませんが、私の了解しておるところでは、その後ソ連との間には船の修理、また向うから石炭を買いつけるというような取引がありましたので、その方に一括して処理する方針であつたように伺つております。

○赤路委員　第一点の面では、現地の地区民から非常に大きな要求があつたことは事実であります。これは北海道における零細な現地漁民として、生命の問題でございまして、ソ連側を刺激することを非常に恐れております。現実にソ連側が、単に大目に見ておるということだけでは不安が残るから、この際何とか日ソ間における漁業協定とまで行かぬまでも、領海の線だけは確保してもらいたいというのが、現在の北海道の沿岸漁民の強い声であります。その当時沿岸漁民から当然要求があつたことは、私たちもそういうことを承つております。ソ連代表部と正式な意味における交渉と申しますか、それは外務省としては、今日の立場の上においてはできないと思います。あつたとは言えないと思います。しかしながらソ連代表部から本問題について外務省に申入れをして、話をしたことだけは、私は事実じやないかと思う。その点が一点あるわけであります。ここで何も外務省が大びらに、国交調整ができていない——先ほど来松田委員のお話をる承りましたが、一々ごもつともなお話でございまして、傾聴に値する意見であつた。しかしながらこのことは自由党自体の外交政策が大きく転換されない限り、およそやれないことでありましよう。その点までは私は申し上げませんが、少くとも北洋において最近起つている拿捕、再び再現されて来た拿捕の状況等から見て、これらが依然として政府において、国交調整がないからといつて放任されるようであつたならば、これは現地漁民にとつては重大な問題である。だから政府としても当然考えて、何らかの処置をとるべきじやないか、こういう意味において申し上げたのでありますから、これらの点についていては、十分御検討のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

なお第二点の面について、その後のソ連から入りました石炭、それとのバーターの関係におけるこちらから出した漁船あるいは船の修理、こういうものとは大体関係なしに、これがそのまま残つておるように私は記憶いたしますので、この点も十分御調査の上、あらためて当委員会において御答弁をお願い申し上げたい。

○田口委員長　次に公海における漁業の安全操業に関する件について調査を進めます。本件に関して政府側より外務省の小瀧政務次官、海上保安庁山口長官、島居次長、長野警備課長が御出席になつております。

ビキニ環礁付近において操業中の日本人漁夫の原爆被災問題について質疑の通告がありますから、これを許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員　ビキニ環礁付近の被爆について、一応現在まで調査ができましたいろ〳〵な事例を伺いたいと思いますが、政府委員の方から御説明を願いたい。

○山口(伝)政府委員　今日現在までの調査によりまして、大体のことを御報告いたしたいと思います。

問題の第五福龍丸は九十九トン余りであります。船主は焼津の西川という方であります。船長は筒井という方で、乗組員が二十三名であります。

行動の概要でございますが、一月二十二日十一時三十分に焼津を出港いたしまして、ミツドウエイ付近の漁場に向い、その付近で操業いたしておりましたが、漁獲が思わしくないために、操業しつつ南下をいたしまして、三月一日すなわち今度の事件の日ですが、三月一日現場付近に到着、同日の午前三時五十分ごろ天測位置北緯十一度五十二分、東経百六十六度三十分、この位置は実は漁撈日誌に書いてあるのをとつたわけでありますが、船の航海日誌によりますと北緯十一度五十三分、東経百六十六度五十八分と記入してありましたが、この位置は船長が漁撈長から聞いて記入したものでありまして、聞き違いがあつたかもしれないとの船長の供述によりまして、漁撈長が天測の結果記入いたしておりました漁撈日誌の位置の方を、今申し上げたわけであります。その地点において今回の事件に遭遇いたしました。その後同日の十二時ごろ現場から遠ざかる目的をもつて北に向け航海し、三月十四日午前六時焼津に入港したのが、行動の概要であります。

遭難当時の状況について申し上げますと、三月一日の一時ごろからなわを入れ始め、同日三時十七分になわを入れ終りまして、三時三十分ごろより漂泊をしておつた。当時の天候は晴天で、風向きは東北東、風力は二。三時四十分ごろ当該漁船の西南西の方向に赤みがかつた光の輝きを認め、これが次第に白黄色にかわり、また赤みを帯びて参りまして、消えました。それから約七、八分後に、爆風は感じなかつたのでありますが、音が聞えた。当時は夜明け前で、爆発音は二回にわたり聞えておる。光の輝きを認めてから、その方向にきのこ状の雲を認め、これが空一ぱいに広がつて、どんよりと曇つて来た。約三時間くらい後に、まつ白い砂のようなものがその日の昼ごろまで降り続いた。それから二、三日の間乗組員全員が軽い頭痛を覚え、中には吐きけを催した者もおつた。七、八日後に、えり、顔、耳、はち巻を締めたあたりの、灰をかぶつたところが多少やけどのようなぐあいになつて、ぴりぴりと痛み始めた。それが遭難の当時の状況であります。

なお海上保安庁としまして、この立入り航行禁止区域につきましてのこれ

までとつておりました措置につきまして、御説明しておきます。海上保安庁といたしましては、航路告示によつて、このビキニ環礁付近の立入り禁止は、前後三回周知をはかつております。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回が二十七年十一月一日。いずれもエニウエタック・アトール環礁付近の立入り禁止でございます。これは御参考に図面を差上げてありますが、問題のビキニの西部の方にある最初の区域であります。これを二回にわたつてやりました。この区域の範囲はエニウエタック・アトール環礁を中心といたしまして、東西約二百海里、南北約百五十海里。第一回はアメリカの水路告示の転載でありまして、第二回は米国より外務省を通じての周知要請により、再び掲載をいたしたものであります。次に第三回目は昨年、すなわち二十八年十月十日エニウエタック・アトール環礁及びその付近の立入り禁止につきましてさらに追加がございましたので、第二回の海域の東方に約百四十海里拡大され、ビキニ環礁がこれに含まれたわけであります。これはアメリカの告示の一九五三年の二七一六項、三一六八項の告示を、日本の航路告示に転載いたしたものであります。以上であります。

○淡谷委員　ただいまの御説明でなお伺いたいと思いますのは、この被害を受けました船は、航路告示にありますような立入り禁止区域内のできごとではなくて、外のできごとのようにうかがわれますが、この点を確認されたかどうかということが一点。

それから三月の十四日に焼津へこの船がもどつて参つて、このような被害を受けたことを保安庁が知つたのは一体いつごろであるか。あるいは知るに至つた動機、私どもは新聞記事によつて知つたのでありますが、新聞に出る前に保安庁がこういう報告を入手されておるかどうか、伺いたいと思います。

○山口(伍)政府委員　先ほど説明をいたしました行動概要の中にありました漁撈日誌によつて、一応私ども現在のところはきめております。それで行きますと、ちようどただいま見ると禁止区域の東側に約十四マイル出た所であります。なお航海日誌についておりました地点は、さらに区域から遠くて約四十海里ぐらい離れております。いずれにいたしましても、この二つの地点は危険区域外であると認めております。現在のところではさようでありますが、なおこれは正確を要しますので、漁撈日誌に天測をやりました結果を記載したわけでありますので、天測に使いましたいろ〳〵の数字をさらに詳細に目下取調べておるところでございまして、現在までのところ、間違いなく区域外であると一応推定しておるのであります。なおこれは正確に調べるつもりでおります。

それからこの事件につきまして私どもが知つた動機は、きのうの朝の読売でございましたか、それによつて保安庁としては承知して、それから調査を開始したわけであります。

○淡谷委員　この立入り禁止区域内で原爆その他の実験があるときは、その都度外務省の方に米国側から通知がありますかどうか。関連して、このたびの実験は区域外においても実験があるといつた旨の通報があらかじめあつたかどうか、その点外務次官にお伺いしておきます。

○小瀧政府委員　外務省がこの危険区域についての通報を受取りましたのは、先ほど保安庁から御説明がありましたように、一昨年の九月十八日に、ワシントンにあります日本大使館に対して、禁止区域へ最近船が一そう入つて来たことがあるが、これでは困るから注意してもらいたいということを公文で言つて参つたのであります。しかしその後におきましては、何ら外務省として取扱つた事件はございません。従いましてこの禁止区域というものは、当時設けられておつて、警戒区域と申しますか、危険区域というものについて随時実験のあるたびに通告するということにつきましては、外務省は少くともそういうものは取扱つておりません。あるいは保安庁の方へ直接あつたかは存じませんが、外務省としてはそうしたことはございません。また今申しました、外務省が取扱いました公文の中には、危険区域の外も相当程度危険であるというようなことが書いてあつた事実はないように私は記憶しております。但し、ただいまは文書を持つて来ておりませんけれども、禁止区域が危険だからと書いてあつたように私は了解いたしております。

○淡谷委員　なお重ねて保安庁の方にもお伺いしたいのですが、そういうようなアメリカ側からの危険通告があつたかどうか。なおこの禁止区域に対して、海上保安庁として、漁船などの保護警戒その他に任ずるような実際の行動はどういうふうにされておるか、その点を伺いたい。

○山口(伍)政府委員　この危険区域で実験が行われる都度連絡があるかということにつきましては、私ども海上保安庁の方へも、その連絡はございません。ただいま外務省の方からお話のように、第二回目に前と同じことを告示いたしましたのは、そのときだけは米国の国務省から駐米日本大使あてに、これらのことについての周知方の依頼がありましたので、そのことが外務省を通じて私どもの方にも依頼がございまして、再度航路告示に掲載をいたしたわけであります。第三回目の航路告示は、先ほど申し上げましたように、アメリカの方における追加をそのまま転載したということであります。

それからこの辺の場所は結局日本から二千マイルばかり離れておる所でございまして、私どもの方の巡視船が現場に行つて警戒するというようなことはいたしかねるわけであります。この航路告示によつて周知をして注意を促して行くということしか、今日まで行つておらないのであります。

○淡谷委員　水産庁長官にお伺いしたいのですが、この被害を受けました船の積荷、すなわち魚等でございますが、これがかなり広く販売されまして、東京にも来たように聞いております。あるいは食べてしまつた人もある。けさのラジオで聞きますと、この船主が実際に被害を知つていながら、何か事件を隠しておいて世の中に迷惑を及ぼしたというような報道もございますが、魚が方々へ運ばれるまで、一体船主はその被害に気がつかなかつたのかどうか、水産庁はお調べになつておりますか。

○清井政府委員　ただいまの御質問の詳細な点については、まだ調査が行き届いておりませんので、追つて詳細に調べたいと思つておりますが、当船が積んで参りました漁獲物は、ただいまの調査では、二千二百九十九・三貫ということになつております。本来ならばもつとあるべきはずでございますが、事件によつて途中で中止をして帰つて来たようでございますので、二千二百九十九・三貫の積荷であります。この積荷の大部分はまぐろ、さめであるようでありますが、その詳細な点はまだわかつておりません。そこでそれをどういうふうに荷わけしたかという地域別の各数量は、ただいまのところわかりませんが、仕向地といたしましては東京、甲府、名古屋、大阪それから県内というふうにこれを発送いたしたということを申しております。そこでこの事件がわかりまして、県外に発送いたした分につきましては、すぐ発送の中止あるいは仕向先の市場に対して、その販売中止の依頼の通知をいたしました。ただいまの調査によりますと、県外に発送したものは、その取扱い中止の手続は全部済んだ、従つてそれが消費者に流れている事実はない、こういうことでございます。ただ県内には少し流れておるということでありまして、どの程度の数量がどういうふうに流れておるかということはわかりませんが、県内には多少流れておるというふうに私は考えておるのであります。

そこで東京に流れましたものについての処置でございますが、これは新聞等にも出ておるのでございますが、十六日の午前三時に東京の市場にトラック一台に積んで参りました。まぐろ四

本、約四十二貫、さめ十二本、約五百貫のものを一台のトラックで午前三時に入荷いたしたそうであります。しかしそのときにはすぐに連絡がありまして、これはぐあいが悪いということがわかりましたので、東京都の市場としてはそれの取扱い中止を命じております。そこで昨日の午後になりまして、東京都並びに厚生省関係の衛生関係の方がこれを調査いたしまして、まぐろには放射性能が軽微であるがある。さめについては、それよりも程度は高いけれどもあるということがわかつたのであります。さつそくそれを地下に埋没したという措置をとつたということであります。従いまして、東京都に入りましたものにつきましては、かくのごとくにはつきり措置をいたしておるのであります。その他の地域に対してのものにつきましても、ただいま調査をいたしておりますが、発送人からの方の手配によりますと、県外に出したものは全部差止の手続をしたということを言つておりますから、おそらくこれはそれ〳〵の仕入れの市場において適当に措置をとつたものと考えております。まだ具体的な調査はできておりませんが、そういうふうになつております。ただ問題は、県内に多少流れておるのではないかという点でございますが、この点につきましても、まだ目下詳しく数字的な資料は判明していないような状況でございます。

○淡谷委員　もう一点お答えを得ないでおりますが、船主がこの被害の実態を知つておつて、故意に魚の販売をやつたようなことはなかつたかどうか、この点のお答えがまだございません。

○清井政府委員　その点について特にどうということは調べておりませんが、故意ということは絶対にないと私は思うのであります。先ほども保安庁長官からもお話があつたのでございますが、操業の状況を私ども調べますと、保安庁長官と同一な事態でございますが、とにかく途中で相当気になつて来たけれども、案外気にしなかつたのではないかというわさもあるくらいでありまして、おそらくそれは東京に出て来て、診察を受けて初めてびつくりして、これはたいへんだということになつたのではなかろうかと私は考えます。これは想像でありますが、初めから原子にやられたのを隠しておつたということでは決してないのでありまして、普通の気持であつた。ところが診察を受けて初めてびつくりしたということではなかろうかと思うのであります。そこには何ら故意的なものが入つておるとは私は現在のところ考えておりません。

○淡谷委員　これはどちらの機関であるか私は存じませんが、魚だけではなくて、船その他灰をかぶつた漁具などに対しても危険が伴うという報道でございますが、こういう点に対しては、放射能の危険を受けないような万全の措置をとられたかどうか。とられたならば、その内容についても御説明を願いたいと思います。

○清井政府委員　この点について私どものとりました処置を申し上げますが、私どもとしましては、昨日午後になつてわかりましたものですから、地元の焼津の出荷組合に連絡いたしまして、東京でこういうふうに放射能が出たということがわかつたから、すぐに出荷先に連絡して至急措置をとれという電報は、昨日の午後三時ごろに打つた。それから夕方になりまして電話の連絡がありまして、船、魚具等の措置についてどうしているかということを聞いたのでありますが、その点について、私ども放射能についての正確な知識はありませんので、この点はほかに害のないようにしかるべく措置をそれという抽象的な措置はいたしましたけれども、これをああしろとか、あるいはこれをこうしろということは言うに早過ぎると思いまして、申さなかつたのであります。ただ問題が危険でありますから、これをほかに影響のないような措置をとれという指示は電話でいたしておきました。

○淡谷委員　大体御説明の趣旨では、この爆撃を受けました責任は、漁師側の方にはないようにわれ〳〵観測されます。従つてこれは当然爆弾実験の責任者としてのアメリカ側の態度が重大な問題になつて来るわけであります。政務次官にお伺いしたいのですが、この事件が発生しましてから、アメリカ側との交渉の詳細を御説明願いたいと思います。

○小瀧政府委員　昨日情報を得ましたので、さつそく在京米国大使館に、こういう実験の事実があるが、まだそういう報告を受けていないかを照会いたしましたところ、米国大使館の方は、何も承知していないようであります。大使館からも国務省の方へこの問題を打電しておることと存じます。同時にワシントンにあります日本の大使館に対しましては、さつそく電報で、この事実について先方の説明を求めるように申しますと同時に、日本側で取調べたところは大体こういう状況であるということで、先ほど御説明になりましたような点を、詳細在米日本大使館に打電いたしまして、至急回答を送るようにいたしております。この説明の中にもありましたように、位置については漁撈日誌に載つておるようでありますが、しかしそれによると、どうも今まで通報して来た立入り禁止区域の外のようである。もししかりとするならば重大な問題であるという点も指摘いたしておりますが、何といたしましてもまだはつきりとした事実の調査が進んでおりませんので、向うからの電報、すなわちアメリカ側ではどこで、いつ、どういうような実験をしたというようなことの返事が参りました上で、十分日本側の立場を明らかにして、適当なる処置をいたしたいと考えております。

○淡谷委員　事件が起つたのは三月一日で、大体こちらでこの騒ぎが始まつたのが三月十四日、大分間がたつております。特にこれが立入り禁止区域外のできごとであつたとするならば、今後もまたこういうふうな事態が起り得る可能性が多分にあります。そういたしますと、事件はただ出漁した漁夫だけの問題ではなくて、漁船が帰つて来てこの魚が方々に売られ、また灰がふりまかれ、あるいは以外に大きな放射能のために、全然知らない間に国民全体がこういう不安を感ずることは、非常に大きくなつて来ると思います。従つてこの実験をやつた本人はアメリカなんですから、そんなに回答を引延ばす理由はないと思います。この事件があつたのは十四日で、きようは十六日ですから、二日たつておるので、至急この結果をはつきり知りまして、立入り禁止区域を広げるとか、賠償要求をするとか、こんなふうな措置を至急やられるような御決心がついておるかどうか。最近水産委員会で取上げられます問題は、極端に申し上げますならば、全部外務省の失敗のしりぬぐいでございます。公海において漁業しておるのに、かつてな処置で漁船が拿捕されたり、あるいはさつきから松田委員、夏堀委員から再々言われておりますように、国交のまだ調整されていない海域における漁獲が始まつて、この時期が予想されておるのに、その措置がまだとられていない。こういつた外交に伴うさま〴〵な迷惑を水産業者が受けることは実に多い。しかるに水産委員会はたび〳〵外務大臣の出席を願い、あるいは農林大臣の出席を頼んだのでありますが、どういうわけか水産委員会が軽視されまして、この重大問題を再び見るようになつたのであります。私はどうも日本の水産行政というものは、外務省のはつきりした方針と決然たる態度を持たない限り、とうていやつて行けない、こういうふうな心配を多分に抱くのでありますが、今回のこの事件に対しまして、外務当局のはつきりした御決心のほどをお伺いしたい。

○小瀧政府委員　なるほど事件が起りましてからずつと日にちはたつておりますが、私どもこの問題を知りましてから、さつそく先方と連絡を開始しております。ただ対外的な問題を不確定な、まだ十分取調べの済まないことですぐ厳重抗議するというようなことはできかねますので、もしこういうことが事実であるとすれば、これまでのことについての抗議もありましよう

し、それに対する損害賠償の追及権を留保するということもありましょうし、また今後に対して、再発の防止の措置も要求しなければならないし、ことにこれまで十分なる保護措置を加えないで、しかもその結果が危険区域外にまで及ぶということをやつておつたとすれば、これは重要問題でありますから、そうした事実がはつきりいたしますれば、もちろん外務省としては日本の立場を明らかにいたしまして、十分の措置をとるように考えております。この点はすでに大臣も議会で申し述べておる通りでございます。

○夏堀委員　水産庁長官にお伺いしますが、ただいまの政務次官の御答弁で、賠償その他の問題もまだきまらないように考えられます。ところがさつきの御答弁にははつきり出て参りませんが、すでに船を焼却したという報道もございますし、ただ保険金額の範囲だけではとうてい償いがたいような大きな損害を漁民諸君が受けておるようでございます。これに対して水産庁として、はつきりした補償をするような御意思があるかないか、この点をお伺いいたします。

○清井政府委員　船舶を焼却したかどうかということについては、私まだ事実を承知しておりませんが、確かに異例な事態でありまして、私どもといたしましても、外交的にとるべき措置については、できるだけすみやかに資料を収集し、その他あらゆる方法を講じまして、外務省を通じて行いたいと考えておりますが、なお水産庁としてでき得ることについては、できる限りのことをいたしたいと思います。むろんこの船の措置いかんによりましては、損害補償あるいは代船建造問題などいろいろあるかと思います。この問題につきましては、今具体的にどうするということもはつきり申し上げられませんが、とにかくかかる異例の事態を通じて、関係者のこうむりました損害、被害等については、水産庁といたしましてはできるだけの手を打つて行きたいと考えております。

○夏堀委員　あと一点お伺いしたいのでありますが、この問題に関連しまして、たとえば李承晩ラインの問題、それから中共において拿捕された船舶の問題、あるいはソ連に拿捕された船舶の問題、さらにまた今出漁せんとする鮭鱒漁業の漁船の不安の問題等、非常にたくさん外務省関係の問題が当委員会には上つております。きようはとうていその十分なる審議もできないと思いますが、常にわれ〳〵が心配しますでに一年近くもこの問題で質疑あるいは調査をいたして参つたのに対して、外務省がまだ的確な処置をおとりになつていない。こういう状態ではとうてい安心して漁民に出漁を勧めることもできなければ、また生活を守つてやることもできない。たとえば李ラインの拿捕船の補償にいたしましても、補償法を通したあとでまた続々と新しい拿捕船ができる、こういう状態。しかも日韓会談は少しも進んでいない。どうかこの重大なる問題を徹底的に御調査の上で、あらためてそれに対する方針を大臣からはつきり伺わせていただけるように、また今後の日本の水産行政を外交上の問題と関連した重大な問題としてお取上げになるように、私から要望いたしまして、質問を打切ります。

○鈴木(善)委員　関連して。先ほど山口長官からお話がありました被爆の現場でございますが、禁止区域の東十四海里外という御説明があつたのでありますが、これは第三回の航路告示の場所から十四海里外という御趣旨でございますか、それとも公式にアメリカの国務省から大使館を通じて知らしめて来た第二回の告示、この場所からの外でございますか、その点を明確にしていただきたいと思います。

○山口(伝)政府委員　第三回の追加区域から去ること十四海里であります。

○鈴木(善)委員　そういたしますと、この第三回のアメリカ側で告示したものを転載した場所でございますが、これは将来アメリカ側と交渉いたしますと場合の重大な点になろうと思うわけであります。

それからなお水産庁長官にお尋ねをしたいのでありますが、現在被爆によりまして重傷患者も出て、入院をいたしておるような状態でありますし、その他の船員の方も診察その他手当を要するような状態でございますが、船員保険との関係はどう扱われるのであるか。またもし調査の結果漁船を処分しなければならないとした場合に、漁船保険との関係はどうなるか。これは当然船員保険なり漁船保険なりで処理さるべきケースのものであるか、その関連をお聞きしたいと思うのであります。

○清井政府委員　これによつて被害を受けられた方々に対しては、まことにお気の毒に考えておるのでありますが、これの法的な適用の問題でございますが、ただいま私ども厚生省とも連絡をいたしております。船員保険法の適用はあるのでありますが、ただその対象が一般的治療ということになつているそうでであります。今回のごときは特殊な治療法を要するというようなことがありますので、被害の事態が特殊な事態であるから、研究を要するという問題があるそうであります。この点は単にこういうこの点は単にこういう問題のみならず、船員保険あるいは船の保険の問題等いろ〳〵あると思います。これは事態が特異な事例でございますので、今までの法律がすぐそのまま適用されるかどうかということはちよつと研究問題と思いますが、私どもといたしましては、事態に即応いたしまして、できるだけ関係者の被害を少くするというふうに、至急実際上また法律上の手続を、関係筋と打合せて、進めて参りたいと思つております。

○鈴木(善)委員　ただいまの問題は、被害者、漁民にとりましては当面重大な問題でございますので、早急に御検討の上、その結論を周知せしめるような御処置をとつていただきたいと思うのであります。

それから海上保安庁長官あるいは水産庁長官のどちらでもけつこうなんでありますが、現在なおあの海域付近で操業しております漁船がございますかどうか。また今回の被害にかんがみまして、これらの漁船に十分な警戒措置をとらせるような御処置をとつておりますかどうか、その点をお尋ねしたい。

○清井政府委員　同方面は、実は今御承知の通り冬びんちようの季節でございますので、主として同方面に動いておりますまぐろ漁船は割合に少いんじやないかという専門家の観測でありまして、一体どのくらいあるか見当がつかないのでございますが、大体五十隻ぐらいじやないかと関係者は想像いたしております。これもどの程度ということをはつきり申し上げられないのは残念でありますが、ただいまは冬びんちようの最盛期でありますから、ちよつと場所がはずれておるのではないかと想像いたしておるわけであります。なおその問題につきましては、私どもといたしましても、昨日さつそく関係各漁船に通知を出しました。かかる事態が発生した、しかも禁止区域から相当長距離の地点において発生したという事実を全部連絡をいたしまして、爾後かかることのないようにということを連絡したのが、昨日の午後であります。

○赤路委員　外務省にお聞きする前に、海上保安庁の方へちよつとお聞きいたします。この二十七年十月二十三日の危険区域の通達後、二十八年の十月十日に拡大告示がされておりますが、この第一回の二十七年十月二十三日の通達の場合と、それから二十八年の十月十日の拡大告示、それをあなたの方が受取つたルートですね、どういうところからその通達を受取られたか、その点をお聞きしたい。

○山口(伝)政府委員　今、日付がちよつと違つておりまして、第一回が二十六年の二月十日、第二回が二十七年十一月一日、この両方とも内容は同じでございまして、最初の危険区域でございます。それから第三回は追加拡張であります。これらの資料は、航路告示

というものは国際的に資料を交換することになつておりますので、アメリカの方の水路告示を入手いたしまして、第三回というのは、アメリカの告示で言えば、先ほど申し上げたように五三年の二七一六項、三一五八項の事項なのであります。これからとつて日本の水路部の告示としても必要だと認定して出したのであります。常に資料を交換しておりますから、アメリカからもらつて出したものであります。

○赤路委員　その資料交換をされますのは、外務省を通じないでおやりになるのですか。

○山口(伝)政府委員　この水路告示は純技術的なものになりますので、直接水路部でやつております。

○田口委員長　本日はこの程度にとどめまして散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時十一分散会

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第十八号

昭和二十九年三月十七日（水曜日）
午前十時四十八分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事川村善八郎君
理事鈴木　善幸君　理事田渕　光一君
理事中村庸一郎君　理事山中日露史君
理事田中幾三郎君
高橋　英吉君　夏堀源三郎君
松田　鐵藏君　椎熊　三郎君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
中村　英男君

出席政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省参事官　寺岡　洪平君
水産庁長官　清井　正君
通商産業事務官（鉱山局長）　川上　為治君
海上保安庁長官　山口　伝君
海上保安庁次長　島居辰次郎君

委員外の出席者
外務事務官（経済局第一課長）　宇山　厚君
専門員　徳久　三種君

本日の会議に付した事件
漁業用燃油に関する件
公海における漁業の安全操業に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。

本日の政府側の出席者は、外務省寺岡参事官、宇山経済局第一課長、通産省川上鉱山局長、水産庁清井長官、永野生産部長であります。

漁業用燃料に関する件について議事を進めます。質疑を許します。松田鐵藏君。

○松田（鐵）委員　この前も鉱山局長にいろ〳〵と当委員会で漁業用燃油に対して質疑を行い、その後局長には、あらゆる面から善処をいただくように御考慮を願つたのでありますが、その後における情勢がどのようになつておりますか。御発表のできる範囲内でけつこうでありますから、お話をいただきたいと存じます。

○川上政府委員　この前の委員会におきまして、私どもの方としましては、最近の石油の事情から、特に重点的な、行政的な指導によりましての配給を行うということを申し上げましたが、その後この配給につきましては、漁業者の団体とか、あるいは石油の販売業者、精製業者等の団体、こういう団体の全面的な協力が必要であると考えましたので、私どもの方としましては、一定のこういう要領に基いて業者に十分話合いをつけて、配給が円滑に行くように行政的な指示を与えたわけであります。その内容につきましては、あとで簡単に申し上げますが、この要領はまだ文書として発表するところまでは至つておりません。と申し上げますのは、石油販売業者の団体の方から、自分たちの方で当分の間そういう要領によつて自主的にやる。その案が漁業者団体等と相談した結果近いうちにできるから、それまで役所の方から文書で通知するというやり方はやめてほしいという意見もありましたので、私の方としましては文書による通達ではなくて、業界からこういうやり方によつてやりたいという意向を持つて来るのを待つていたわけであります。ところがその後業界においてもいろ〳〵相談しました結果、三月の十三日に私の方に石油元売懇話会の考え方として、こういうやり方で行きたいが、これに対して政府の方ではどう考えているかというような文書で意見が参つております。その内容については、私どもが今日まで業界に指示した考え方に合つているわけでありますが、その内容を若干申し上げますと、この懇話会の自主的なやり方によつて特別な配給をするというのが根本的な問題であります。その事前において詳細各種の販売の実績を調べる。それから各地におきまして、たとえばある漁村においてはどこ〳〵の店が販売店になるということをはつきりさせる。その販売店に対しましてはどこ〳〵の元売業者の方から配給するということをはつきりさせる。配給量につきましては、特に魚類用のものにつきましては非常に季節的な変動もありますので、ある程度余裕を持つて置くことにしたい。それから配給につきましては、先ほど申し上げましたように、その地方の一定の特約店に対しまして、中央の元売業者の方から確実に配給するような措置をとることになりますが、いわゆる需要者の割当とか切符制による配給ということは今考えていない。これは業者の方から別にそういうことを言つて来ているわけじやありませんが、この問題につきましては、将来もしそういう事態が起りますれば考えなければならぬかと思いますけれども、今のところはそういう措置はとらない。価格につきましても適正な価格で配給するように業界の方で自主的に行う。もし地方におきまして、あるいはある特約店からの販売価格が非常に高い場合、あるいは販売業者が売惜しみをするような場合、そういう問題が起りますならば、苦情処理機関を設けて、需要者の方からいろ〳〵なことを言つていただきますれば、ただちに苦情処理機関が措置できるような態勢にしておく、この苦情処理機関に当るものは現在全国石油業協同組合連合会――その各地方の支部ができることになつておりますが、現在はその支部のかわりに、全国石油業会支部というのがおそらく各県にあると思うのですが、これに対しまして地方の実情を言つて参りますれば、すぐそれに対して善処をするという、苦情処理機関をそういう業界の内部につくる、こういうことによつて何とかして円滑に自主的に配給して参りたいと言つて参つているわけであります。大体現在すでにこういう指示のもとにある程度実行に移されているものと私どもの方では考えております。また最近におきましては、地方においていろいろ問題がありましようけれども、非常に困つているというような事情が、私の方には実際のところあまり言つて来ておりませんので、現在のところは百パーセントじやありませんが、比較的円滑に配給がなされているんじやないだろうか。ただ値段の問題につきましては、いろ〳〵問題はありましようが、配給についてはある程度円滑に行われているんじやないだろうかと考えますけれども、今後の先行きの重油の状況等を考えますと、とても従来の考えではいけないと思いますので、私の方としましては、今業界の方から持つて参りました案でさしあたりは何とかして行きたいと思います一面におきましては、この案だけではたして十分行けるかどうかということを考えておりますので、今日も実はこの問題について、通産省の内部においていろ〳〵相談をいたしております。私としましては、地方において問題を起しました特約店の系統をたどりまして、元売業者の責任を明らかにしまして、もし地方において油が十分あるにかかわらず売惜しみをするとか、あるいはまた販売価格を非常に不当につり上げて販売するというような場合におきましては、その系統をたどつて元売業者の責任を追究して、元売業者に対してはあるいは外貨の割当等においてこれを規制しようというような考えを、現在のところ持つておりまして、そういう問題等につきまして、先ほど申し上げましたように、通産省内部においていろ〳〵相談をいたしております。場合によりましては、業者の自主的なやり方だけではなくて、私の方から文書によつてこういう方針でやれということにいたしま

丸のときは話が違つておる。国交調整はないが、個々の問題として交渉するルートが開けた、そういうケースができた。これは何を言つておるのかと申しますと、クリコフの問題です。ソ連の船が野付岬についた、あの問題で、ソ連代表部は外務省の方にも交渉した、そしてこの問題の解決はできたのだ、個々の問題として、解決のケースができたのであるから、拿捕船についても、個々の問題として外務省の方から正式に交渉されたらどうか、この一本で押されました。それでもなおかつ私は強硬に押して参りましたが、いつもならば書類を受取るのに、国に帰つてみますと、その書類が国に速達で突きもどされておる。今日まで帰つて来ておりません。先ほど来夏堀委員なり松田委員が心配いたしておりますように、今まで非常に大目に見ておられたのが、最近になつて拿捕船が二隻できたということ、こういうケースから考えて行きますと、今度の北洋鮭鱒漁業の母船の拿捕ということが非常に大きく浮き上つて来るのでございます。ソ連代表部においてはそういうことを言つておるが、これに対して外務省はどういう見解をお持ちになるか。その点を一点お聞きいたしたいと思います。

もう一つの点は、一九四八年、一九四九年度のソ連側との清算勘定による貿易において、ソ連側への貸越しが六万八千五十七ドルあるということを聞いておりますが、これはどういうふうになつておるか。おわかりであつたら、これに対する御説明をお願いしたい。

○小瀧政府委員　第一の問題、ソ連との交渉の可能性を生じたようなお話でございましたが、残念ながらそういう状態ではなくして、依然として前と同じ関係にあります。御指摘の船は日本側に漂着して参りまして、現地の方でもこれを返した方がよろしいということであり、政府側でもそれを適当と認めまして、海上の信号などによりまして向うに返すことになつたわけでありますが、これに対して外務省とソ連代表部との間の交渉というようなものは、何もございません。あるいはだれか漁業関係の方がソ連代表部にいらつしやつて、一つ〳〵政府の意向をお伝えになつたかにも聞いておりますけれども、政府としての交渉ではなかつたわけであります。

それから前のオープン・アカウントの取引の残がどうなつておるかということでありますが、これはちようど通産省の係が参つておりませんので、はつきりしたことはわかりませんが、私の了解しておるところでは、その後ソ連との間には船の修理、また向うから石炭を買いつけるというような取引がありましたので、その方に一括して処理する方針であつたように伺つております。

○赤路委員　第一点の面では、現地の地区民から非常に大きな要求があつたことは事実であります。これは北海道における零細な現地漁民として、生命の問題でございまして、ソ連側を刺激することを非常に恐れております。現実にソ連側が、単に大目に見ておるということだけでは不安が残るから、この際何とか日ソ間における漁業協定とまで行かぬまでも、領海の線だけは確保してもらいたいというのが、現在の北海道の沿岸漁民の強い声であります。その当時沿岸漁民から当然要求があつたことは、私たちもそういうことを承つております。ソ連代表部と正式な意味における交渉と申しますか、それは外務省としては、今日の立場の上においてはできないと思います。あつたとは言えないと思います。しかしながらソ連代表部から本問題について外務省に申入れをして、話をしたことだけは、私は事実じやないかと思う。その点が一点あるわけであります。ここで何も外務省が大びらに、国交調整ができていない——先ほど来松田委員のお話をる承りましたが、一々ごもつともなお話でございまして、傾聴に値する意見であつた。しかしながらこのことは自由党自体の外交政策が大きく転換されない限り、およそやれないことでありましよう。その点までは私は申し上げませんが、少くとも北洋において最近起つている拿捕、再び再現されて来た拿捕の状況等から見て、これらが依然として政府において、国交調整がないからといつて放任されるようであつたならば、これは現地漁民にとつては重大な問題である。だから政府としても当然考えて、何らかの処置をとるべきじやないか、こういう意味において申し上げたのでありますから、これらの点についていては、十分御検討のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

なお第二点の面について、その後のソ連から入りました石炭、それとのバーターの関係におけるこちらから出した漁船あるいは船の修理、こういうものとは大体関係なしに、これがそのまま残つておるように私は記憶いたしますので、この点も十分御調査の上、あらためて当委員会において御答弁をお願い申し上げたい。

○田口委員長　次に公海における漁業の安全操業に関する件について調査を進めます。本件に関して政府側より外務省の小瀧政務次官、海上保安庁山口長官、島居次長、長野警備課長が御出席になつております。

ビキニ環礁付近において操業中の日本人漁夫の原爆被災問題について質疑の通告がありますから、これを許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員　ビキニ環礁付近の被爆について、一応現在まで調査ができましたいろ〳〵な事例を伺いたいと思いますが、政府委員の方から御説明を願いたい。

○山口(伝)政府委員　今日現在までの調査によりまして、大体のことを御報告いたしたいと思います。

問題の第五福龍丸は九十九トン余りであります。船主は焼津の西川という方であります。船長は筒井という方で、乗組員が二十三名であります。

行動の概要でございますが、一月二十二日十一時三十分に焼津を出港いたしまして、ミツドウエイ付近の漁場に向い、その付近で操業いたしておりましたが、漁獲が思わしくないために、操業しつつ南下をいたしまして、三月一日すなわち今度の事件の日ですが、三月一日現場付近に到着、同日の午前三時五十分ごろ天測位置北緯十一度五十二分、東経百六十六度三十分、この位置は実は漁撈日誌に書いてあるのをとつたわけでありますが、船の航海日誌によりますと北緯十一度五十三分、東経百六十六度五十八分と記入してありましたが、この位置は船長が漁撈長から聞いて記入したものでありまして、聞き違いがあつたかもしれないとの船長の供述によりまして、漁撈長が天測の結果記入いたしておりました漁撈日誌の位置の方を、今申し上げたわけであります。その地点において今回の事件に遭遇いたしました。その後同日の十二時ごろ現場から遠ざかる目的をもつて北に向け航海し、三月十四日午前六時焼津に入港したのが、行動の概要であります。

遭難当時の状況について申し上げますと、三月一日の一時ごろからなわを入れ始め、同日三時十七分になわを入れ終りまして、三時三十分ごろより漂泊をしておつた。当時の天候は晴天で、風向きは東北東、風力は二。三時四十分ごろ当該漁船の西南西の方向に赤みがかつた光の輝きを認め、これが次第に白黄色にかわり、また赤みを帯びて参りまして、消えました。それから約七、八分後に、爆風は感じなかつたのでありますが、音が聞えた。当時は夜明け前で、爆発音は二回にわたり聞えておる。光の輝きを認めてから、その方向にきのこ状の雲を認め、これが空一ぱいに広がつて、どんよりと曇つて来た。約三時間くらい後に、まつ白い砂のようなものがその日の昼ごろまで降り続いた。それから二、三日の間乗組員全員が軽い頭痛を覚え、中には吐きけを催した者もおつた。七、八日後に、えり、顔、耳、はち巻を締めたあたりの、灰をかぶつたところが多少やけどのようなぐあいになつて、ぴりぴりと痛み始めた。それが遭難の当時の状況であります。

なお海上保安庁としまして、この立入り航行禁止区域につきましてのこれ

までとつておりました措置につきまして、御説明しておきます。海上保安庁といたしましては、航路告示によつて、このビキニ環礁付近の立入り禁止は、前後三回周知をはかつております。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回が二十七年十一月一日。いずれもエニウエタック・アトール環礁付近の立入り禁止でございます。これは御参考に図面を差上げてありますが、問題のビキニの西部の方にある最初の区域であります。これを二回にわたつてやりました。この区域の範囲はエニウエタック・アトール環礁を中心といたしまして、東西約二百海里、南北約百五十海里。第一回はアメリカの水路告示の転載でありまして、第二回は米国より外務省を通じての周知要請により、再び掲載をいたしたものであります。次に第三回目は昨年、すなわち二十八年十月十日エニウエタック・アトール環礁及びその付近の立入り禁止につきましてさらに追加がございましたので、第二回の海域の東方に約百四十海里拡大され、ビキニ環礁がこれに含まれたわけであります。これはアメリカの告示の一九五三年の二七一六項、三一六八項の告示を、日本の航路告示に転載いたしたものであります。以上であります。

○淡谷委員　ただいまの御説明でなお伺いたいと思いますのは、この被害を受けました船は、航路告示にありますような立入り禁止区域内のできごとではなくて、外のできごとのようにうかがわれますが、この点を確認されたかどうかということが一点。

それから三月の十四日に焼津へこの船がもどつて参つて、このような被害を受けたことを保安庁が知つたのは一体いつごろであるか。あるいは知るに至つた動機、私どもは新聞記事によつて知つたのでありますが、新聞に出る前に保安庁がこういう報告を入手されておるかどうか、伺いたいと思います。

○山口(伍)政府委員　先ほど説明をいたしました行動概要の中にありました漁撈日誌によつて、一応私ども現在のところはきめております。それで行きますと、ちようどただいま見ると禁止区域の東側に約十四マイル出た所であります。なお航海日誌についておりました地点は、さらに区域から遠くて約四十海里ぐらい離れております。いずれにいたしましても、この二つの地点は危険区域外であると認めております。現在のところではさようでありますが、なおこれは正確を要しますので、漁撈日誌に天測をやりました結果を記載したわけでありますので、天測に使いましたいろ〳〵の数字をさらに詳細に目下取調べておるところでございまして、現在までのところ、間違いなく区域外であると一応推定しておるのであります。なおこれは正確に調べるつもりでおります。

それからこの事件につきまして私どもが知つた動機は、きのうの朝の読売でございましたか、それによつて保安庁としては承知して、それから調査を開始したわけであります。

○淡谷委員　この立入り禁止区域内で原爆その他の実験があるときは、その都度外務省の方に米国側から通知がありますかどうか。関連して、このたびの実験は区域外においても実験があるといつた旨の通報があらかじめあつたかどうか、その点外務次官にお伺いしておきます。

○小瀧政府委員　外務省がこの危険区域についての通報を受取りましたのは、先ほど保安庁から御説明がありましたように、一昨年の九月十八日に、ワシントンにあります日本大使館に対して、禁止区域へ最近船が一そう入つて来たことがあるが、これでは困るから注意してもらいたいということを公文で言つて参つたのであります。しかしその後におきましては、何ら外務省として取扱つた事件はございません。従いましてこの禁止区域というものは、当時設けられておつて、警戒区域と申しますか、危険区域というものについて随時実験のあるたびに通告するということにつきましては、外務省は少くともそういうものは取扱つておりません。あるいは保安庁の方へ直接あつたかは存じませんが、外務省としてはそうしたことはございません。また今申しました、外務省が取扱いました公文の中には、危険区域の外も相当程度危険であるというようなことが書いてあつた事実はないように私は記憶しております。但し、ただいまは文書を持つて来ておりませんけれども、禁止区域が危険だからと書いてあつたように私は了解いたしております。

○淡谷委員　なお重ねて保安庁の方にもお伺いしたいのですが、そういうようなアメリカ側からの危険通告があつたかどうか。なおこの禁止区域に対して、海上保安庁として、漁船などの保護警戒その他に任ずるような実際の行動はどういうふうにされておるか、その点を伺いたい。

○山口(伍)政府委員　この危険区域で実験が行われる都度連絡があるかということにつきましては、私ども海上保安庁の方へも、その連絡はございません。ただいま外務省の方からお話のように、第二回目に前と同じことを告示いたしましたのは、そのときだけは米国の国務省から駐米日本大使あてに、これらのことについての周知方の依頼がありましたので、そのことが外務省を通じて私どもの方にも依頼がございまして、再度航路告示に掲載をいたしたわけであります。第三回目の航路告示は、先ほど申し上げましたように、アメリカの方における追加をそのまま転載したということであります。

それからこの辺の場所は結局日本から二千マイルばかり離れておる所でございまして、私どもの方の巡視船が現場に行つて警戒するというようなことはいたしかねるわけであります。この航路告示によつて周知をして注意を促して行くということしか、今日まで行つておらないのであります。

○淡谷委員　水産庁長官にお伺いしたいのですが、この被害を受けました船の積荷、すなわち魚等でございますが、これがかなり広く販売されまして、東京にも来たように聞いております。あるいは食べてしまつた人もある。けさのラジオで聞きますと、この船主が実際に被害を知つていながら、何か事件を隠しておいて世の中に迷惑を及ぼしたというような報道もございますが、魚が方々へ運ばれるまで、一体船主はその被害に気がつかなかつたのかどうか、水産庁はお調べになつておりますか。

○清井政府委員　ただいまの御質問の詳細な点については、まだ調査が行き届いておりませんので、追つて詳細に調べたいと思つておりますが、当船が積んで参りました漁獲物は、ただいまの調査では、二千二百九十九・三貫ということになつております。本来ならばもつとあるべきはずでございますが、事件によつて途中で中止をして帰つて来たようでございますので、二千二百九十九・三貫の積荷であります。この積荷の大部分はまぐろ、さめであるようでありますが、その詳細な点はまだわかつておりません。そこでそれをどういうふうに荷わけしたかという地域別の各数量は、ただいまのところわかりませんが、仕向地といたしましては東京、甲府、名古屋、大阪それから県内というふうにこれを発送いたしたということを申しております。そこでこの事件がわかりまして、県外に発送いたした分につきましては、すぐ発送の中止あるいは仕向先の市場に対して、その販売中止の依頼の通知をいたしました。ただいまの調査によりますと、県外に発送したものは、その取扱い中止の手続は全部済んだ、従つてそれが消費者に流れている事実はない、こういうことでございます。ただ県内には少し流れておるということでありまして、どの程度の数量がどういうふうに流れておるかということはわかりませんが、県内には多少流れておるというふうに私は考えておるのであります。

そこで東京に流れましたものについての処置でございますが、これは新聞等にも出ておるのでございますが、十六日の午前三時に東京の市場にトラック一台に積んで参りました。まぐろ四

本、約四十二貫、さめ十二本、約五百貫のものを一台のトラックで午前三時に入荷いたしたそうであります。しかしそのときにはすぐに連絡がありまして、これはぐあいが悪いということがわかりましたので、東京都の市場としてはそれの取扱い中止を命じております。そこで昨日の午後になりまして、東京都並びに厚生省関係の衛生関係の方がこれを調査いたしまして、まぐろには放射性能が軽微であるがある。さめについては、それよりも程度は高いけれどもあるということがわかつたのであります。さつそくそれを地下に埋没したという措置をとつたということであります。従いまして、東京都に入りましたものにつきましては、かくのごとくにはつきり措置をいたしておるのであります。その他の地域に対してのものにつきましても、ただいま調査をいたしておりますが、発送人からの方の手配によりますと、県外に出したものは全部差止の手続をしたということを言つておりますから、おそらくこれはそれ〳〵の仕入れの市場において適当に措置をとつたものと考えております。まだ具体的な調査はできておりませんが、そういうふうになつております。ただ問題は、県内に多少流れておるのではないかという点でございますが、この点につきましても、まだ目下詳しく数字的な資料は判明していないような状況でございます。

○淡谷委員　もう一点お答えを得ないでおりますが、船主がこの被害の実態を知つておつて、故意に魚の販売をやつたようなことはなかつたかどうか、この点のお答えがまだございません。

○清井政府委員　その点について特にどうということは調べておりませんが、故意ということは絶対にないと私は思うのであります。先ほども保安庁長官からもお話があつたのでございますが、操業の状況を私ども調べますと、保安庁長官と同一な事態でございますが、とにかく途中で相当気になつて来たけれども、案外気にしなかつたのではないかというわさもあるくらいでありまして、おそらくそれは東京に出て来て、診察を受けて初めてびつくりして、これはたいへんだということになつたのではなかろうかと私は考えます。これは想像でありますが、初めから原子にやられたのを隠しておつたということでは決してないのでありまして、普通の気持であつた。ところが診察を受けて初めてびつくりしたということではなかろうかと思うのであります。そこには何ら故意的なものが入つておるとは私は現在のところ考えておりません。

○淡谷委員　これはどちらの機関であるか私は存じませんが、魚だけではなくて、船その他灰をかぶつた漁具などに対しても危険が伴うという報道でございますが、こういう点に対しては、放射能の危険を受けないような万全の措置をとられたかどうか。とられたならば、その内容についても御説明を願いたいと思います。

○清井政府委員　この点について私どものとりました処置を申し上げますが、私どもとしましては、昨日午後になつてわかりましたものですから、地元の焼津の出荷組合に連絡いたしまして、東京でこういうふうに放射能が出たということがわかつたから、すぐに出荷先に連絡して至急措置をとれという電報は、昨日の午後三時ごろに打つた。それから夕方になりまして電話の連絡がありまして、船、魚具等の措置についてどうしているかということを聞いたのでありますが、その点について、私ども放射能についての正確な知識はありませんので、この点はほかに害のないようにしかるべく措置をそれという抽象的な措置はいたしましたけれども、これをああしろとか、あるいはこれをこうしろということは言うに早過ぎると思いまして、申さなかつたのであります。ただ問題が危険でありますから、これをほかに影響のないような措置をとれという指示は電話でいたしておきました。

○淡谷委員　大体御説明の趣旨では、この爆撃を受けました責任は、漁師側の方にはないようにわれ〳〵観測されます。従つてこれは当然爆弾実験の責任者としてのアメリカ側の態度が重大な問題になつて来るわけであります。政務次官にお伺いしたいのですが、この事件が発生しましてから、アメリカ側との交渉の詳細を御説明願いたいと思います。

○小瀧政府委員　昨日情報を得ましたので、さつそく在京米国大使館に、こういう実験の事実があるが、まだそういう報告を受けていないかを照会いたしましたところ、米国大使館の方は、何も承知していないようであります。大使館からも国務省の方へこの問題を打電しておることと存じます。同時にワシントンにあります日本の大使館に対しましては、さつそく電報で、この事実について先方の説明を求めるように申しますと同時に、日本側で取調べたところは大体こういう状況であるということで、先ほど御説明になりましたような点を、詳細在米日本大使館に打電いたしまして、至急回答を送るようにいたしております。この説明の中にもありましたように、位置については漁撈日誌に載つておるようでありますが、しかしそれによると、どうも今まで通報して来た立入り禁止区域の外のようである。もししかりとするならば重大な問題であるという点も指摘いたしておりますが、何といたしましてもまだはつきりとした事実の調査が進んでおりませんので、向うからの電報、すなわちアメリカ側ではどこで、いつ、どういうような実験をしたというようなことの返事が参りました上で、十分日本側の立場を明らかにして、適当なる処置をいたしたいと考えております。

○淡谷委員　事件が起つたのは三月一日で、大体こちらでこの騒ぎが始まつたのが三月十四日、大分間がたつております。特にこれが立入り禁止区域外のできごとであつたとするならば、今後もまたこういうふうな事態が起り得る可能性が多分にあります。そういたしますと、事件はただ出漁した漁夫だけの問題ではなくて、漁船が帰つて来てこの魚が方々に売られ、また灰がふりまかれ、あるいは以外に大きな放射能のために、全然知らない間に国民全体がこういう不安を感ずることは、非常に大きくなつて来ると思います。従つてこの実験をやつた本人はアメリカなんですから、そんなに回答を引延ばす理由はないと思います。この事件があつたのは十四日で、きようは十六日ですから、二日たつておるので、至急この結果をはつきり知りまして、立入り禁止区域を広げるとか、賠償要求をするとか、こんなふうな措置を至急やられるような御決心がついておるかどうか。最近水産委員会で取上げられます問題は、極端に申し上げますならば、全部外務省の失敗のしりぬぐいでございます。公海において漁業しておるのに、かつてな処置で漁船が拿捕されたり、あるいはさつきから松田委員、夏堀委員から再々言われておりますように、国交のまだ調整されていない海域における漁獲が始まつて、この時期が予想されておるのに、その措置がまだとられていない。こういつた外交に伴うさま〴〵な迷惑を水産業者が受けることは実に多い。しかるに水産委員会はたび〳〵外務大臣の出席を願い、あるいは農林大臣の出席を頼んだのでありますが、どういうわけか水産委員会が軽視されまして、この重大問題を再び見るようになつたのであります。私はどうも日本の水産行政というものは、外務省のはつきりした方針と決然たる態度を持たない限り、とうていやつて行けない、こういうふうな心配を多分に抱くのでありますが、今回のこの事件に対しまして、外務当局のはつきりした御決心のほどをお伺いしたい。

○小瀧政府委員　なるほど事件が起りましてからずつと日にちはたつておりますが、私どもこの問題を知りましてから、さつそく先方と連絡を開始しております。ただ対外的な問題を不確定な、まだ十分取調べの済まないことですぐ厳重抗議するというようなことはできかねますので、もしこういうことが事実であるとすれば、これまでのことについての抗議もありましよう

し、それに対する損害賠償の追及権を留保するということもありましょうし、また今後に対して、再発の防止の措置も要求しなければならないし、ことにこれまで十分なる保護措置を加えないで、しかもその結果が危険区域外にまで及ぶということをやつておつたとすれば、これは重要問題でありますから、そうした事実がはつきりいたしますれば、もちろん外務省としては日本の立場を明らかにいたしまして、十分の措置をとるように考えております。この点はすでに大臣も議会で申し述べておる通りでございます。

○夏堀委員　水産庁長官にお伺いしますが、ただいまの政務次官の御答弁で、賠償その他の問題もまだきまらないように考えられます。ところがさつきの御答弁にははつきり出て参りませんが、すでに船を焼却したという報道もございますし、ただ保険金額の範囲だけではとうてい償いがたいような大きな損害を漁民諸君が受けておるようでございます。これに対して水産庁として、はつきりした補償をするような御意思があるかないか、この点をお伺いいたします。

○清井政府委員　船舶を焼却したかどうかということについては、私まだ事実を承知しておりませんが、確かに異例な事態でありまして、私どもといたしましても、外交的にとるべき措置については、できるだけすみやかに資料を収集し、その他あらゆる方法を講じまして、外務省を通じて行いたいと考えておりますが、なお水産庁としてでき得ることについては、できる限りのことをいたしたいと思います。むろんこの船の措置いかんによりましては、損害補償あるいは代船建造問題などいろいろあるかと思います。この問題につきましては、今具体的にどうするということもはつきり申し上げられませんが、とにかくかかる異例の事態を通じて、関係者のこうむりました損害、被害等については、水産庁といたしましてはできるだけの手を打つて行きたいと考えております。

○夏堀委員　あと一点お伺いしたいのでありますが、この問題に関連しまして、たとえば李承晩ラインの問題、それから中共において拿捕された船舶の問題、あるいはソ連に拿捕された船舶の問題、さらにまた今出漁せんとする鮭鱒漁業の漁船の不安の問題等、非常にたくさん外務省関係の問題が当委員会には上つております。きようはとうていその十分なる審議もできないと思いますが、常にわれ〳〵が心配しますでに一年近くもこの問題で質疑あるいは調査をいたして参つたのに対して、外務省がまだ的確な処置をおとりになつていない。こういう状態ではとうてい安心して漁民に出漁を勧めることもできなければ、また生活を守つてやることもできない。たとえば李ラインの拿捕船の補償にいたしましても、補償法を通したあとでまた続々と新しい拿捕船ができる、こういう状態。しかも日韓会談は少しも進んでいない。どうかこの重大なる問題を徹底的に御調査の上で、あらためてそれに対する方針を大臣からはつきり伺わせていただけるように、また今後の日本の水産行政を外交上の問題と関連した重大な問題としてお取上げになるように、私から要望いたしまして、質問を打切ります。

○鈴木(善)委員　関連して。先ほど山口長官からお話がありました被爆の現場でございますが、禁止区域の東十四海里外という御説明があつたのでありますが、これは第三回の航路告示の場所から十四海里外という御趣旨でございますか、それとも公式にアメリカの国務省から大使館を通じて知らしめて来た第二回の告示、この場所からの外でございますか、その点を明確にしていただきたいと思います。

○山口(伝)政府委員　第三回の追加区域から去ること十四海里であります。

○鈴木(善)委員　そういたしますと、この第三回のアメリカ側で告示したものを転載した場所でございますが、これは将来アメリカ側と交渉いたしますと場合の重大な点になろうと思うわけであります。

それからなお水産庁長官にお尋ねをしたいのでありますが、現在被爆によりまして重傷患者も出て、入院をいたしておるような状態でありますし、その他の船員の方も診察その他手当を要するような状態でございますが、船員保険との関係はどう扱われるのであるか。またもし調査の結果漁船を処分しなければならないとした場合に、漁船保険との関係はどうなるか。これは当然船員保険なり漁船保険なりで処理さるべきケースのものであるか、その関連をお聞きしたいと思うのであります。

○清井政府委員　これによつて被害を受けられた方々に対しては、まことにお気の毒に考えておるのでありますが、これの法的な適用の問題でございますが、ただいま私ども厚生省とも連絡をいたしております。船員保険法の適用はあるのでありますが、ただその対象が一般的治療ということになつているそうでであります。今回のごときは特殊な治療法を要するというようなことがありますので、被害の事態が特殊な事態であるから、研究を要するという問題があるそうであります。この点は単にこういうこの点は単にこういう問題のみならず、船員保険あるいは船の保険の問題等いろ〳〵あると思います。これは事態が特異な事例でございますので、今までの法律がすぐそのまま適用されるかどうかということはちよつと研究問題と思いますが、私どもといたしましては、事態に即応いたしまして、できるだけ関係者の被害を少くするというふうに、至急実際上また法律上の手続を、関係筋と打合せて、進めて参りたいと思つております。

○鈴木(善)委員　ただいまの問題は、被害者、漁民にとりましては当面重大な問題でございますので、早急に御検討の上、その結論を周知せしめるような御処置をとつていただきたいと思うのであります。

それから海上保安庁長官あるいは水産庁長官のどちらでもけつこうなんでありますが、現在なおあの海域付近で操業しております漁船がございますかどうか。また今回の被害にかんがみまして、これらの漁船に十分な警戒措置をとらせるような御処置をとつておりますかどうか、その点をお尋ねしたい。

○清井政府委員　同方面は、実は今御承知の通り冬びんちようの季節でございますので、主として同方面に動いておりますまぐろ漁船は割合に少いんじやないかという専門家の観測でありまして、一体どのくらいあるか見当がつかないのでございますが、大体五十隻ぐらいじやないかと関係者は想像いたしております。これもどの程度ということをはつきり申し上げられないのは残念でありますが、ただいまは冬びんちようの最盛期でありますから、ちよつと場所がはずれておるのではないかと想像いたしておるわけであります。なおその問題につきましては、私どもといたしましても、昨日さつそく関係各漁船に通知を出しました。かかる事態が発生した、しかも禁止区域から相当長距離の地点において発生したという事実を全部連絡をいたしまして、爾後かかることのないようにということを連絡したのが、昨日の午後であります。

○赤路委員　外務省にお聞きする前に、海上保安庁の方へちよつとお聞きいたします。この二十七年十月二十三日の危険区域の通達後、二十八年の十月十日に拡大告示がされておりますが、この第一回の二十七年十月二十三日の通達の場合と、それから二十八年の十月十日の拡大告示、それをあなたの方が受取つたルートですね、どういうところからその通達を受取られたか、その点をお聞きしたい。

○山口(伝)政府委員　今、日付がちよつと違つておりまして、第一回が二十六年の二月十日、第二回が二十七年十一月一日、この両方とも内容は同じでございまして、最初の危険区域でございます。それから第三回は追加拡張であります。これらの資料は、航路告示

というものは国際的に資料を交換することになつておりますので、アメリカの方の水路告示を入手いたしまして、第三回というのは、アメリカの告示で言えば、先ほど申し上げたように五三年の二七一六項、三一五八項の事項なのであります。これからとつて日本の水路部の告示としても必要だと認定して出したのであります。常に資料を交換しておりますから、アメリカからもらつて出したものであります。

○赤路委員　その資料交換をされますのは、外務省を通じないでおやりになるのですか。

○山口(伝)政府委員　この水路告示は純技術的なものになりますので、直接水路部でやつております。

○田口委員長　本日はこの程度にとどめまして散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時十一分散会

国会第十九回 参議院水産委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月十九日（金曜日）午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君
　　千田　正君
委員　野田　俊作君
　　菊田　七平君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁長官　清井　正君
事務局側
常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達麿君
説明員
海上保安庁警備救難部長　砂本　周一君
参考人
大日本水産会副会長　藤田　巖君

本日の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
（北太平洋漁業協定に関する件）
（漁船の安全操業に関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは只今から委員会を開会いたします。

本日の議題は、第一に北太平洋漁業協定に関する件を議題に供したいと思います。

先般、北太平洋漁業協定に基きまして第一回の委員会がカナダで先月初めから開催されましたことは御存じの通りでございまするが、当時日本側から鈴木さん初め、多数の委員のかたが出られまして、非常に熱心な会議で、我々の期待しておりましたのに十分応えて頂きまして、日本国のために比較的有意義な会議であったように実は考えて、委員各位に敬意を表する次第でございますが、丁度本日藤田巖君が本委員会室に参つておりますので、この際この件につきまして、大日本水産会の副会長の藤田巖君を参考人と決定いたしまして、同君から同第一回委員会の御報告をお伺いしたいと存じますが、御異議はございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　御異議ないと認めまして、さように決定いたします。

それではこれから藤田巖君から御報告を伺います。御発言を願います。

○参考人（藤田巖君）　本日この委員会におきまして、北太平洋漁業国際委員会第一回の会議に、政府代表の一人といたしまして出席をいたしました私から、会議の模様を御報告いたします機会をお与え頂きましたことを、厚く感謝をいたします。

極く簡単に会議の模様を御報告申上げたいと考えております。

御承知の通り、この北太平洋漁業に関しまする日米加の漁業条約は、たしか昨年の春効力を生じたわけでありまして、その条約の規定に従いまして、国際委員会というものをこの三国で作つて行くことに相成つております。その委員会の組織、構成、予算、或いは今後この委員会がどういう問題を取上げて進む、活動して行くかということをきめようというのが、このたびの第一回国際委員会の第一回会議の根本の目的であつたわけであります。それで条約の規定によりまして各国から委員というものが四人ずつ選ばれておりまして、これは御承知かと存じますが、日本側の委員は、その当時アメリカのワシントンの臨時代理大使でおられました武内龍次氏、それから水産庁長官の清井正氏、それから日本水産社長の鈴木九平氏、それから私の四人でございます。それからアメリカ側の委員は、これはあちらのフイツシユ・アンド・ワイルド・ライフ・サービスというのがございまして、これは丁度日本の水産庁に当るのでありますが、そこのデイレクターでありますフアーレーさん、それからもう一人はシヤトルのアレンさん、これは法律家でございます。それからブルーデングさん、このかたはやはりサンフランシスコの団体関係、或いは業界関係のかたでございます。それからハインツエルマン、このかたはアラスカの州の知事でございます。この四人のかたがアメリカ側の委員に任命された。それからカナダ側はベーツさん、これはカナダの漁業省の次官でございます。それからブキヤナンさん、これは鑵詰会社の社長、それからヘーガーさん、これも鑵詰会社の社長、それらがカメロンさん、これはあちらの漁民組合の組合長でございます。この四人のかたが選ばれておるわけであります。今度私どもが参りましたのは、丁度水産庁長官は、国会開会中でございましたので、御出席ができませんので、こちらから鈴木さんと私が参り、あちらでワシントンの武内臨時代理大使と一緒に会議に臨みましたわけでありまして、そのほかのアドヴアイザーを入れまして、全部で九人揃つて参りましたわけであります。会議は二月の一日から、一日の午前十一時から開かれまして、十二日の午後六時十分までかかつたわけであります。丁度当初約十日乃至二週間と考えておりましたが、丁度そのくらい、十二日間くらいずつとかかつたわけでありまして、その間総会が開かれましたことが、秘密会をも含めまして約十回、それから常任の委員会ができまして、それが二つございますが、生物調査委員会、財政管理委員会という二つがございますが、これがいずれも六回ばかりずつ開かれました。で、毎日午前、午後、総会、或いは委員会が、必ず何かの会合がずつと続きましたわけでございます。で、会議を通じまして、今度は第一回の会議でございますから、そう深刻な問題というものはございませんわけでありまして、あとで御説明いたしますが、ただ一点日本側でやつておりますベーリング海の「たらばがに」、キング・クラブとあつちでは言つておりますが、このキング・クラブの保存措置の問題について、初めからアメリカ側がこれを取上げるというふうな意向が見えておりました。この点についての何か面倒な話合いがなければよいがと懸念しておつたのでありますが、これも会議ではさしたることもなく、まあ全体を通じまして、大体私どもの予想いたしておりました範囲で、又こちらで訓令を頂いて参つておりましたが、大体訓令を頂いておりましたその範囲内で、一応話がまとまつたというふうな結果に相成つております。

大体その会議できめられました事項の主なものを御説明を申上げますけれども、先ず第一にこの委員会ができるについてのオフイサーといいますか、つまり役人を先ずきめるというのが第一の問題であつたのであります。これは条約の規定で、議長、副議長、事務局長、これをそれ〳〵三国から出す。これは一年で持廻りに、順番に代つて行くというふうなことが規定で書いてあります。どういうふうにこの順番をきめるかということが第一の問題であつたのでありますが、これは結論におきまして議長はカナダから出す、それから副議長は日本から出す、それから事務局長はアメリカから出すということにきまりましたわけであります。で、具体的の人の問題は、議長はカナダのベーツさん、それから副議長は日本の私、それから事務局長はアメリカのアレンさんというふうにきまりましたわけでございます。この任期は一年となりますが、その始まりは今年の二

配慮頂きたいというふうに感じております次第でございます。以上が大体会議においてきまりました内容及びそのあらましでございます。あとはいろいろ御質問がございますればそれに応じましてお答えいたしたいと考えております。

○委員長（森崎隆君）　有難うございました。只今の御報告につきまして何か御質疑がございましたら……。それではいずれ今後の機会を見ましてこの問題について又いろ〳〵と御質問申上げることがあろうかと思いますが、本日は一応御報告を聞く程度にいたしたいと思います。御苦労でございました。

○委員長（森崎隆君）　それでは第二の議題に移ります。漁船の安全操業に関する件を議題に供します。

本議題は先般のビキニにおけるこの水爆に関係して被害を受けました日本漁船の問題でございます。この問題につきましてこれまでの状況の中間報告を願いたいと思います。先ず海上保安庁より御報告を願います。

○説明員（砂本周一君）　それでは問題になつております第五福龍丸の遭難事件につきまして概要を申上げます。船名は漁船第五福龍丸、九十九トン九でございます。船主は焼津市の七二四の西川角一、船長は笹井久吉、二十二歳でございます。乗組員二十三名、積荷は「まぐろ」その他で二千二百九十九貫、こういうふうになつております。

行動の概要でございますが、第五福龍丸は一月二十二日十一時三十分焼津を出港いたしまして、ミツドウェイ附近の漁場に向いまして、そうして二月三日から二月十二日までその附近で操業をしておつたのでございますが、その後マーシャル群島方面の漁場に向つて操業を続けておりました。三月一日遭難現場附近に到着したわけでございます。同日午前四時十二分頃おおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一、即ち危険区域の東端の境界線から約十九浬東側の危険区域外におきまして今回の事件に遭遇したわけでございます。その後十時三十分現場から遠ざかるため北に向つて航走いたしまして、内地に向い三月十四日午前六時焼津に入港しております。以上が該船のこの事件に関係いたしまする行動の概要でございます。

次にその遭難の当時における概況でございますが、遭難の概況につきまして乗組員の供述によりますと次の通りでございます。三月一日午前一時十五分頃から現場附近におきましてなわを入れ始め、午前三時四十二分天測位置、ここで確実に天測をしているのでございますが、その位置は北緯十一度五十二分二分の一、東経百六十六度三十五分におきましてなわを入れ終り、その後北東に十分間航走して機関を停止して漂泊しておりまして、即ち午前四時十二分頃でございますが、その位置は先ほど申しました北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一におきまして該船の西南西の方向に赤味がかつた光の輝きを認めました後次第に白黄色に変り、又赤味を帯びて来て消えました。その後七、八分後に、爆風は感じなかつたのでございますが、前後二回に亙り爆発音のごときものを聞いております。光の輝きを認めましてからその方向にきのこ状の雲を認め、それが空一面に拡がつてどんより曇つて参りました。それから約三時間後に真白い砂のようなものが降り始め、その日の昼頃まで降り続けました。以上が遭難現場における概況でございます。

それから先ほど申しましたうちの位置でございますが、これは非常に重要な問題でございますので、本船が入港いたしまして私のほうの出先として清水に海上保安部がございますが、この専門の職員が出向き、必要な資料を取寄せ、又船長、漁撈長の供述も得ましていろ〳〵天測その他の正確性を確め、なお念のために先ほど申しました係官、これが本省に参りました本省におきましても十分なる検討を加え資料によりまして計算をして出しましたのが先ほど申しました位置でございます。現在のところこれは確実性があると、かように考えておる次第でございます。

以上が大体遭難に関する概要でございます。

○委員長（森崎隆君）　次に引続きまして水産庁から一応の御報告を頂きたいと思います。

○政府委員（清井正君）　その後におきまして私どものとりました措置の経過につきまして御報告申上げます。只今の海上保安庁からの御説明になりました第五福龍丸が三月の十四日焼津に入港をいたしたのでございますが、十六日の日当庁といたしましてはこの事件の発生を知りまして、焼津の漁業協同組合に直ちに電話連絡しまして、当該事件の真相につき調査報告方を依頼いたしまして、同時に又中央電報局を通じまして当該の都道府県の知事、関係業者の団体、及び三崎無線局に対しまして当該方面に出漁しております漁船に対してかかる事件が発生したということを報告いたしまして注意の一層の喚起を警告いたしたのであります。

なおその日の二十一時三十分頃、船主の西川氏の代理飯田氏から遭難地点その他について報告があつたのでありまして、それによりまして第五福龍丸の遭難当時の位置がいわゆる危険区域の外にあるということを認められたのであります。三月の十七日午前中及び十八日の午前中外務省におきまして関係の係官が参集いたしまして、本件の事実についての実態の調査、及びよつて生じたところの損害計算等のその他の一般的な事項につきまして慎重に会議を遂げたのであります。

なお当該船から出荷されまして各地に漁獲物が参つておるのでありますが、先ず十六日のうちに東京魚市場に「まぐろ」及び「さめ」が参つておるのでありますが、いち早くその処分につきましては市場当局がそれを販売停止の措置をとつたのであります。それからその日の午後になりまして学者がいわゆる放射能の問題につきまして当該出荷物の「まぐろ」及び「さめ」について行なつたのでありますが、そこに放射能があるということがわかりましたので、私どもは直ちに市場当局に対しまして電報を以ちまして当該魚類の出荷先を調査して速かに市販に供する以前にこれを処分するということにいたしまして、いわゆる消費者一般に迷惑のないようにというふうに連絡をいたしたのであります。事実といたしましては各地に出荷されました漁獲物の大部分が市販を停止されたと考えているのであります。

なお二月の十七日、現地におきます漁船、或いは乗組員の状況等の調査並びに被害状況等の調査、その他一般連絡のために私どものほうから職員を派遣をいたしております。又その日にこの問題が我が国の漁業界に与えた影響等につき今後の対策を検討するため業界各方面の代表のお集まりを願い、この問題につきまして善後策を協議しておるのであります。更に昨日三月十八日午前にこの問題に関係いたしまして関係の閣僚会議が開かれておるのであります。私どもといたしまして本件の直接の措置は勿論でございますが、同時に出荷されましたる漁獲物について非常な一般の消費者に不安の感を与えておりました、それが影響するところ極めて甚大であるということを考えましたので、これに対して何らかの方策を講ずる必要ありということを厚生省と二、三日に亙つて折衝をいたしておつたのでありましたが、昨日折衝がきまりまして、三月一日その当時該海域附近におきまして操業若しくは航行いたしておりました漁船につきまして、その乗組員の保健、その漁獲物等による危険の防止等の見地から出漁した当該漁船の入港地を指定しまして、陸揚入荷物の衛生検査を実施したわけであります。現に試験いたしておりますのは塩釜、東京、三崎、清水、焼津の五カ所を指定いたしまして昨日より実施をいたしておるのであります。当該港に入荷されました漁獲物につきましては国の衛生の係官が当該地元の係官と協力いたしまして全部所要の試験をいたしまして、それに合格いたしましたものに

は特にその「まぐろ」類につきましては必要なる合格の印を押すというような措置を講じたのであります。よつて当該港などよりその検査を受けて消費地に向つて出荷されましたものは、決して一般消費者に食用として何ら不安がないということを図るための万全の措置を講ずることにいたしたのであります。その他三崎に入港いたしました俊洋丸等の漁船等につきましても若干の放射能があるということの新聞記事等がありましたので、直ちに私どものほうから調査班を派遣をいたしたのでありますが、現在までのところは人体に危険のあるということはないというような報告に接しておるような状況であります。今まで私どものとりました措置の概要は以上の通りであります。

○委員長（森崎隆君）　あと外務省から政務次官が来られるはずでありますが、一応海上保安庁並びに水産庁の御報告につきまして、御質疑がありましたならば、この際御発言を頂きます。

○秋山俊一郎君　外務当局が見える前に、海上保安庁並びに水産庁にお尋ねいたしますが、この海上保安庁から頂戴しました資料によりますというと、こういうふうな、水爆であるか、原爆であるか、とにかく原爆の実験についてのアメリカから危険区域と申しますか、立入禁止の通告があつたということがございますが、そのうちにこのビキニ環礁については通報を受けていない、こういうことでありますが、而もこのエニウエトック環礁といいますか、それに対する禁止の周知方の依頼というものは一昨年の九月から十月、十一月というふうに通知があつておりますが、これは海上保安庁から航路告示で以て告示して周知を図つた、こういうことでございます。果して漁業者が沖合に出ております場合に、航路告示で周知徹底ができるものであるかどうか。先ずこの点を伺います。

○説明員（砂本周一君）　航路告示の周知徹底の件でございますが、これは航路告示に出しますと同時に、官報には勿論これは掲載いたします。それから又全国に百カ所以上のところにいろいろ機関がございます。これはチヤート販売所とか、或いはその他関係組合、海事関係機関、こういうものに常に告示を配付されておりまして、自由に閲覧することもできますし、水路図誌というものを発行いたしておりまして、それを販売しております。これを購入された先には、航路告示が出ました都度追加いたしまして、無料と申しますか、当然そのすでに購入されております水路図誌に附随をしたものとして配付をしておるわけであります。それから告示をいたしますときにはその内容その他を検討いたしまして、緊急性、まあその他の面に必要だというものはできるだけラジオ、その他を通じまして、これが周知に当つておるわけでございます。今回の告示は当初特別の連絡はないのでございますが、国際的に水路会議という機関がございまして、その加入国は各国の航路告示を相互に必要な部分は自国の航路告示に転載いたしまして、これが海上の安全のために告示をする、周知をするという取極めになつておるのでございます。それに従いまして今回の危険区域の設定につきましては、アメリカからの告示を転載いたしまして、日本の告示としてこれを措置したわけでございまして、この差上げました書類にもございますように、先方は何ら情報を持つておらないので、早速本国のほうに電報で問合せてその上で返事をしようということだつたのであります。同時に事件の重大性に鑑みまして早速在米井口大使に電報いたしまして、先方の米国側の当時における実験の実情その他詳細なる情報をとると共に、特にこの実験が行われた際に如何なる警戒の措置、危険を除くための安全措置をとつたかというような点を照会するように訓令いたしたのであります。ところがその翌日になりまして、日本におりますハル司令官のほうから電話がありまして、非常に被害者に対しては気の毒に堪えないんだが、その医療の措置或いは病院の施設というようなものについては十分協力いたしたいから、一つ遠慮しないで申出てもらいたいという申入がありました。と同時に、アリソン大使は奥村外務次官を尋ねて参りまして、この医療措置については十分アメリカ側は協力いたしたいし、又被害を受けた船舶の消毒等についても協力するし、その他の実験等にも十分協力いたしたいということを申しますと同時に、東大のほうからの依頼もあつたので、広島にいるこの原子力の専門家であるアメリカ人三名、いわゆるABCCに所属しておるお医者さんの米国人のかたを三名と日本人三名を早速上京さすように手配したということを申して来たのであります、当日は、又本省のほうから井口大使に対しましても、それまでに出した船の位置などについて更に詳細なことを調べてやるほうが米国の回答を促進するのに都合がいいと考えまして、そうした詳細を更に電報いたしますると同時に、日本で重大なる関心を持つておるから一日も早く先方から回答を得るようにということを言つてやつたのであります。この十七日に井口大使から参りました電報は頗る簡単でありまして、この問題については東京にある米国大使館からも言つて来ているんだが、国務省としては詳細がわからないから関係省へ聞いてやつておるけれども、これらの関係者からの確答が、はつきりした返事がないのでまだ何ら公式な回答をする段階に至つていない。速かにそうした確答を得た上で日本側へ正式の回答を通達するということを申して来ただけであります。その後井口大使から受取りましたものはビキニ事件についての米国国務省の声明文だけでございます。この声明文は新聞にも出たかと思いまするが、アメリカ政府としてはマーシヤル群島における原子爆弾の試験中に日本の漁夫が非常な被害を受けたということについて憂慮に堪えないものがあるので、米国政府として日本側と協力の上、あらゆる事実についての調査を現に遂行中であるというふうな趣旨のものでございます。以上のような次第でありまして、まだアメリカ政府の正式な回答というものは出ませんし、向うの考え方というものもわかりませんけれども、いろ〳〵情報を総合して見ますと、これも大体新聞にも出ているかと思いまするが、アメリカでは非常にこの問題を重大視しておるようであります。殊に上院の原子力委員会の委員長であるコールのごときも若しアメリカ側の過失によつてこういう惨害を生じたものとすれば、アメリカ側は速かに弁償の

措置をとるべきであるというようなことを言つておりますし、又下院議員のヴアンザントという人のごときはこのビキニ事件のいろ〳〵な情報を総合して見ると、米国の当局は十分なる警戒の措置というものをとらなかつたように感ぜられる、であるから議会としては一体誰がこの事件に対して責任があるかを十分追及しなければならないというようなことを記者会見で述べておるようであります。これは勿論政府の正式の見解ではございませんけれども、このように米国のほうでもこの問題はただ責任免れをするということでなしに、真剣に考えようとしておるのではないかというように見受けられますので、日本としても更に詳細な情報でも提供することができましたらそれを提供いたしまして、できるだけ早くこれまでの起つたところの問題について、如何に処置すべきかということについてはつきりとした日本側の申入をなしますと同時に、こういうことが再び起らないように、如何なる警戒措置をとつたらいいか、又如何にしてこうしたものが起らないような取極めをしたほうがいいか、そうした面について十分努力をいたしまして、再びこうしたことの起らないように十分米国側と強力に交渉いたす考えでおる次第でございます。

○委員長（森崎隆君）　次に厚生省から楠本環境衛生部長が見えられておりますから、併せて御報告を伺いたいと思います。

○政府委員（楠本正康君）　十六日の未明に東京都の中央卸売市場の中の東都水産から東京都庁に対しまして原爆実験に遭遇したと思われるような漁船からの荷揚品があるがどうしたものだろうかという連絡があつたそうであります。東京都におきましては直ちに厚生省に連絡がございまして、そこで厚生省といたしましては十六日早朝からいろいろ各方面と相談をし、現地とも連絡をいたしまして、この対策に取りかかつたわけでありますが、その間我々のほうといたしましては、何分の結果ができるまで現地は勿論各地に出荷されました「まぐろ」その他の魚類につきましては、一応何分の通知のあるまでそのままにして置くよう連絡をいたしたのであります。そこで直ちに私どもこの現場を督励いたしまして、東京都の、焼津から入りました魚類を調べましたところ、すべてかなり強度の放射能を認めましたので、これらのものは市販にすることを禁じまして、食品衛生法に基きましてそれ〴〵これを処分いたした次第であります。なお全国的に手配をいたしまして、各地に出荷されました状況等を調べて見たのでおりますが、すでに私どもが手配をいたしましたときは、焼津の港に福龍丸の荷揚品が僅か二百五十貫をとめただけで、あとおおむね二千貫がすでに出荷をされておりますが、幸いにもそれらのうち極く一部百五十貫程度が市販に廻されたほかは、すべて荷受機関又は卸売市場等におきましてこれを突きとめることができたわけであります。ただ残念ながら時間的な経過のありましたために、百五十貫のうちの極く一部恐らく消費されておるのじやなかろうか、これは甚だ遺憾に存じております。ただ店頭に出ましてからのその足どりを調査いたしまして、百五十貫のうちでおおむねは、半数以上これを取返すことができた次第であります。なお私ども考えられます点は、今後南方諸地域からかなりの遠洋漁船が内地に帰つて来るということが当然見越されますので、これらにつきまして対策を立てなければならんというわけで、早速水産庁の御協力を得まして、私どもといたしましては、目下水産庁の御方針に従いまして、芝浦、三崎、焼津、清水及び塩釜の五港に、これらの今後帰つて来る漁船の集結をお願いいたしまして、私どもといたしましては、直ちにこれらの五港にそれ〴〵国の係官を派遣いたしまして、船が着くと同時に、その船体は勿論、魚類の検査をいたすことにいたしたのでございます。なお、その間民衆に多大の不安等も与え、折角取つた魚がみす〳〵消費されないというようなことは甚だ遺憾でありますので、一方私どもといたしましては、この検査の結果、安全が確保されるものにつきましては、それ〴〵所定の検印を使用いたしまして消費に向けることにいたしておる次第であります。と同時に、国民に対しましては、すでに皆様お聞きとりのように、ラジオその他一般報道機関等を通じ、月下かような措置を講じておる、市販に出ておるものは少くも全く危険はない、十分にこれを安心して消費してくれということを盛んに徹底を図つておるわけであります。ただ、残念ながら国民一般の非常な恐怖心というようなものが手伝いまして、消費の現状というようなものが著しく減少をいたしておるようであります。この点は、併し今後一層安全であるということが徹底すると同時に、次第に解消して来るものと考えております。なおこれらの措置の結果、現在まで芝浦その他にすでにその後十数隻が入港をいたしておりまして、一艘おおむねどの船も一万貫乃至一万五千貫程度の漁獲品を積んでおりますが、幸いにも、現在まで私どもが報告を受けておりますところでは、何ら支障がない。従つて、少くも現在市販されておるもの、新らしいもの、すべてが無害のものと私どもは考えて、そのような方針で指導をいたしておる次第であります。

なお、今後の見通しでありますが、これは何とも申されませんが、今まで十数隻とつて、なお且つ何ら支障のなかつた点を見まするると、今後来るものも恐らく、まあこれは断定できませんが、心配がないのではなかろうかと考えます。

次に、魚の問題を先に話しましたが、船体の問題でありますが、焼津の船体につきましては、第五福龍丸につきましては、これは船体の各所からかなり強い放射能を証明しております。これらの処置につきましては、目下水産庁その他と協議をいたして危険なきを期したい所存でございます。勿論、現在はこれらのものは明らかに格納し、他に害の及ばん処置をとつてございます。なお、その後入りました十数隻の船は、そのうち極く一部は微量の反応を証明し得ておりますが、併しその他のものは何ら反応を示しません。放射能を持つておりません。そこで考えられますことは、なぜ一体一部のものが全体的に微量の放射能を証明し得たかという点でございますが、これは極めてむずかしい点でございますが、恐らく海水から来た一つの放射能ではなかろうか、かように私どもは判断いたしておりまして、目下これ又水産庁のほうにお願いをいたしまして、今後帰る船は成るべく海水を瓶にでも入れて持つて来てくれということをお願いをいたしておりますが、未だ海水の試験には至つておりません。

次に乗組員の状況でありますが、乗組員は、御承知のように初めて原爆らしい状況を見、又これに遭遇したのは三月一日でありまして、なんでも夜遅く遠方に大きなあかりを見、暫らくすると、かなりの濃度で灰が降つて来たということを乗組員は言つておりますが、併し大した気にもとめずに、そのまま、帰りがけでありましたので、焼津の港に急いだわけであります。一週間ぐらいたちますというと体がおかしくなる、体がひり〳〵する、頭がかゆくなる、その毛が抜けぎみだ、中には火傷をしたようなあとになつて来るというわけで、特にその中の一、二名はかなりの重体に陥つておつたわけであります。焼津港に着くと同時に、大変だというわけで、共同病院、焼津の共同病院に診察を受けたわけでありますが、どうも何かはつきりしない。医者も初めて見る病気でありますから、なか〳〵むずかしいですが、十四日の十時頃焼津に着きまして、午前中に医者の診療を受けたということでありますが、どうもはつきりせず、十五日になりましても、どうも医者のほうの診断がつかない。だん〳〵患者と話しているうちに、爆発の話等も聞きまして、これはあやしいなと思いまして、早速東大病院に患者を送つたのであります。東大病院で科学的な試験の

結果、初めてこれは放射能を浴びたんだということが明らかになつた。それから問題が出て来たような恰好に相成つておりますが、いずれにいたしましても、現在東大に入院いたしております二名の患者は、その後経過ははかばかしくはありませんけれども、絶対に悪いほうには向いておりません。私今日午前中に聞きました報告によりますと、勿論生命等には支障なかろうという話であります。なおその他の乗組員の二十一名は目下焼津に、その中の一部はこれは治療を要する程度、火傷の程度でございます。一部の者は勿論何ら支障がない。かような者もすべて目下できたての隔離病舎に一応お集まりを願いまして、そこに収容いたしまして、医者がつききりで経過を見、治療に当つておるわけでございまして、この点も恐らく心配なかろうかと存じております。なお、その後入りました十数隻の船の乗組員、これも一々厳格な健康診断をいたしておりますが、これらは何らの支障なく、全くの健康状態であります。

なお、これらの患者の医療費の点でありますが、一応目下のところでは船員保険の被保険者でもある関係で、正規の収入等も得ております。又一方医療費にも別に支障はございません。従いまして、目下の点はこれらの点につきましては何ら心配がないわけであります。

なお御質問等がありますれば……。

一応簡単に現況並びに対策を申上げた次第であります。

○秋山俊一郎君　先ほどの質問を続けて行きますが、保安庁に伺いますが、福龍丸以外の船が新聞によりますと、あの附近で操業していた、又今お話を聞くと、その後十数隻帰つて来るということでございますが、その船とは違うのでありますか。

○説明員（砂本周一君）　その事件が起きまして、早速我が国の機関を通じて十分なる調査の手は打つております。それで現在判明いたしました数は十九日までの判明でございますが、マーシヤル方面、まあ危険区域及びその附近でございますね、これははつきりわからないのでございますが、大体こういう見当で調べましたところ、新聞にも出ております第十一日光丸、俊洋丸を含めまして計十六隻が疑わしい、こういうことでこれは船名もわかつておりますし、入航を待ちましていろ〳〵その船の行動をよく調べて見ようということで手配をいたしております。なおこれに限らず全国に各機関がございますので、遠洋漁業船につきましては十分抜かりのないように入港船を調べて状況を調査する、そして必要があれば各県の水産課とかその他適当な機関に御連絡を申上げる、こういう指示を出しております。現在のところ十六隻でございますが、先ほどお話になりました、すでに入港いたしました船の中に入つておるかどうか、これはまだ十分連絡をとつておりません。

○委員長（森崎隆君）　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて。

それでは休憩いたします。

午後三時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

第十九回国会 参議院水産委員会会議録第十四号

昭和二十九年三月二十二日（月曜日）午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君　千田　正君
委員　野田　俊作君　木下　源吾君　菊田七平君

政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君

事務局側
常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達麿君

説明員
水産庁漁政部長　立川　宗保君
水産庁生産部長　永野　正二君
海上保安庁警備救難部長　砂本　周一君
中央気象台予報部予報課長　伊藤　博君

本日の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
（漁船の安全操業に関する件）
（水産業協同組合法関係省令に関する件）
（漁船の台風被害予防措置に関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは只今から委員会を開会いたします。

今日は議題の第一、漁船の安全操業に関する件を議題に供します。先般本会議の関係で、ビキニ環礁の水爆の問題につきましては、一応政府委員会から状況報告を受けただけで、質疑は殆んどいたしておりませんので、今日はこれから質疑に移りたいと思います。只今外務政務次官の小瀧さん、それから水産庁は永野生産部長、海上保安庁は警備救難部長砂本周一君が見えられております。只今から質疑のあられるかたは順次御発言を願います。

○秋山俊一郎君　外務政務次官にお尋ねいたしますが、新聞でも外務大臣の御意見が出ておったようでありますけれども、我々が非常に疑問としますのは、いわゆる公海という中に、非常に広範囲ないわゆる公海において非常に危険を伴うところの仕事を或る一国がされる、それによってその辺を航行するもの及び漁業をするものが非常な制約を受ける、而もそれが相当長期に亘ってやられる、継続的のものが半年続くとか、或いはそれが何年間も続くとかいうようなことは、これは一体どういうことに基いて行われるものか、戦時ならば止むを得ないが、平和時においてそういうようなことを、制限ではないかも知れんけれども、制限と同じような状態になる生命の危険、財産の危険を生ずるような行動ですから、非常な制約を受けるのですが、そういうことは国際公法上といいますか、許されるものであるか、やっても差支えないものであるか、又やるとすればどういう根拠に基いてそういうことが行われるものであるか。この点を御説明願いたい。

○政府委員（小瀧彬君）　原爆の実験によってああいう不幸な事件が起りましたのは非常に遺憾であります。この点はアメリカも謝めておるようであります。が、御質問のどういう根拠に基いてこういうことをしておるかと申しますと、これも或いは大臣が議会で説明したかと思いまするけれども、米国の太平洋における信託統治協定によりましてあそこを統治し、そして戦略基地にあそこを指定いたしまして、そうして国連の安保理事会に対して一九四七年に閉鎖区域の設定を通報したことから起っておるわけであります。閉鎖区域のほうは、これはその安全を保持するという意味で入ってはならない、入ることを許さない、特別の許可のない場合は入らないといういわゆるクローズド・エイリアというのでありまして、これは旧日本の委任統治諸島の領土及び領海だけに限られておるわけであります。が併し、これに関連いたしまして、アメリカはこの閉鎖区域内での行動によって周辺の公海における人命、財産に危害を及ぼすことを避けるために危険区域を設定いたした次第であります。これが一九四八年です。そしてアメリカの水路局の告示でその地域を明らかにしたのであります。今問題になっておるのはこの危険区域でありますが、この危険区域は最初四八年の四月に告示し、更に昨年の五月二十七日の告示でこの区域を拡大してビキニ島附近もこれに含ませるということになったわけであります。で、この危険区域の法律的な性質というものはいろ〳〵国際法学者で議論はあるようでありまするけれども、外務省といたしましては、少くともこの危険区域というものはその附近にあるところの人命、財産に危害を及ぼすことを避けるためにとった措置であって、一種の予備的な警告であるというように考えております。従いましてこの警告の第一歩だけでは不十分であるというような場合には、或いは一部新聞でも報道されておりまするように、B二九を飛ばして、或いは無線を使ってこれに警告を与えるということも必要になって来るでありましょうが、少くともこの危険区域というものはそういう危険の発生するのを予防する、そのために設けられた地域であって、ここへは絶対に入ってはならない、そうしてそれに対してこちらが入らないような措置をとる義務を負っておるものでもないわけであります。ただ生命、財産の危険を少くするために自発的にここへ入らないようにする。日本側としてそういう通報を受けた以上、日本人の生命、財産の保護のためにこれを事実上危険な区域としてそこへ入って行くことを遠慮するという措置をとっておるのでありまして、国際法上の立場から申しますると、直接法律的な関係のものではなくして、事実上の関係であるというように考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君　どうもはっきりわからないのですが、例えば公海に持って行って浮游機雷とか或いは機械水雷のようなものをやたらのところにあっちこっちやっておいて、ここは機械水雷のあれをやっておるから危いぞということを随所にやっても差支えないものか。丁度このビキニ環礁、あの辺は委任統治の、信託統治なんかの領土でありましょう。併しそれはその島或いはその周辺の領海に属する範囲のものであって、今度聞くところによりますと、又非常に広範囲な危険区域を通告して来たというようなことも言われておりますがそうなってだん〳〵拡がって来ますというと、一番影響を受けておるものはその附近における人民であり、殊に日本のように漁船が非常に広範囲に亘って操業しておるものは、たとえそこで漁業をしないまでも、或る一定の漁場へ行くためには非常な迂回をしなきゃならん。そのために経費も非常に多くかかる。又その漁場には全然行けない。成るほどそれは行ったって差支えない、死ぬまでの話だと言えばそれまでですが、そういったようなことをどこの国でも勝手にやるということに私は非常に疑問がある。それはひとり日本が疑問視するのみでなく世界各国のものが一体疑問視しないのであるか、そういう何か慣例があるのか、その点を伺いたいのです。そうしないと今度そういう制約がどん〳〵来たときに日本の漁業者というものは八方塞がりになってしまう、極端に言え

ば。又経済上からも非常に損失を受けなければならんということになるので、今後外交的に折衝する上においても、そういう根拠が何か確立していなければ話にならん。その点如何ですか。

○政府委員（小瀧彬君）　お説の通りでありまして、例えば旧南洋諸島地区に対して絶対権を持っているにいたしましても、そこで行われる実験のために太平洋全域が使えなくなるというようなことになれば、これは勿論そういうことは許すべきでない。これこそ国際的、或いはその他の折衝によって当然阻止する措置がとられなければならないと考えます。それから今度の拡大された危険区域というものも相当広いようでありまして、これがどれだけ漁業に影響を与えるかは水産庁から御答弁があると思いますけれども、そういう区域がだん〳〵拡大されるということになれば、たとえその実験を行うところの領土に対しては絶対権を持っておるにしても、それが及ぼす国際的影響というものは非常に重大なものでありますから、当然日本としてもこれに対して異議を申立て、或いは場合によっては補償の要求をするということも考えなければならないわけであります。ただ現在の問題といたしましては、この前のビキニ、あの原爆実験に伴うところの損害、日本に与えた非常な被害というものを如何に処分するかという問題と、今後こういうことが再発しないように如何なる予防措置をとるべきか、この二つを外務省としては当然取上げなければならないわけであります。ところで、この第一の問題も勿論事実をよく調査することも必要でありますが、殊にこの第二の点、今後の問題を考えます上に、果してどういう試験を行なったのか、又向うが如何なる、ただ印険区域を設けたというだけで事足れりとしておるのか、その後の警戒も或いは不十分であるかも知れないが、どのような措置をとっていたのか、又今度の実験によって直接だけでなく間接被害はどの程度のものであるかというような点を詳細調べた上で、そうした今度の措置を十分慎重に検討して、こうしたことがないように、又日本の漁業にできるだけ被害を少くするような策を考えて先方と交渉しなければならないと思いまするので、今そういった具体的な点はまだ決定いたしておりませんけれども、この事実がわかり次第、そうした今おっしゃったような趣旨をも十分体しまして対米交渉をしなければならないと考えておる次第でございます。

○委員長（森崎隆君）　ちょっとお諮りいたします。途中で恐れ入りますが、実は今太平洋漁業対策本部の副部長さんの菅野進君が参りまして、この制限区域の拡大という問題と「かつお」、「まぐろ」漁業との影響問題について陳情に参っておりますので、併せてこれを先に陳情を受けて今の質疑を続行したらと思いますが、如何でございましょうか。丁度、それに関連しまして実は予算委員会のほうで三十分を限って小瀧政務次官に来てもらいたいということがありますので、併せて、必ず三十分後には参りますから……。）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千田正君　議事進行について。そうしますと、あれですか、外務政務次官は今ちょっと三十分くらいここを外さなければならんと、それから陳情を受けると、こういうわけですか。小瀧政務次官、伺いますが、三十分以内に帰られますか。

○政府委員（小瀧彬君）　これは永井純一郎さんから質問しているそうです。それが済めば……最初に外務省に質問があるわけです。

○千田正君　今日はあなたととっくり一つ話をしようと思っているのです。外務大臣はうまく外して逃げてばかりいるから、あなたに一つ女房役でしっかり話してもらいたいと思いますが、間違いなく来るということであれば……。

○委員長（森崎隆君）　実は、委員長としましては菅野進君の陳情を受けて質疑をしたほうがいいという、これが主でございます。丁度そこへ予算委員会のほうから話があったものですから、大体陳情が三十分くらいになるから、三十分ということをはっきり確認した上で帰ってもらうからということで、これが筋になったわけでございます。

○秋山俊一郎君　どうもこの間も質問しておったら、腰を途中で折られてしまった。質問は途中で腰を折られてしまうといけないです。今後その点十分一つ委員長において……。

○委員長（森崎隆君）　今後十分私のほうにおいて注意いたします。

それでは菅野進君の陳情を受けたいと思います。これはどういうことにいたしましょうか。正式に参考人ということにいたしましょうか、それとも一応速記をとめて……後者のほうでよろしうございますか。

それでは速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

それでは質疑を継続いたします。

○秋山俊一郎君　水産庁にお伺いいたしますが、今回の第五福竜丸によって引起されました放射能によるいろんな影響が出て来ているはずですが、第五福竜丸による損害及びこれによって生じた、例えば魚の値下りによって生じた問題、或いはこれの売行きが停止された、或いは非常に売れなくなって、処理に困つたといったような場合の損害、そういったようなものは現在調査はしておられると思いますが、今後この損害の集計というものを出されるような御用意をしておられますか。

○説明員（永野正二君）　お答え申上げます。今回の三月の一日の爆発実験によりまして、第五福竜丸が原子放射能の灰をかぶり、そのために乗組員の身体及び船、漁獲物等が損害を受けたことは勿論でございまして、我々といたしましてはこの直接の損害について勿論調査を進めておるわけでございます。ただこの問題の間接的な日本の漁業界なり、或いは魚の取扱業者或いは魚市場、或いは小売商というふうに、各方面に勿論有形、無形の損害があると私は考えておるのでございまするが、それらにつきまして今後どういう取扱にするかということは、今後私どもといたしましては政府部内で十分に協議をした上でこれは取扱つて参らなければならないと、こう考えておるのでございます。

ところが一番この根本的な問題といたしまして、あの方面で原子爆発の実験をやりますことが、一体あの方面に棲んでおる魚にどういう影響があるのかという問題が根本的にあるのでございます。これも勿論爆発の実験の内容によりまして、例えば水中で爆発させればどうか、空中で爆発させればどうかというふうに、いろ〳〵その影響は異なつて来るはずでございます。これらについての基礎的な条件というものが明らかになりません限りは、なか〳〵この問題の最後的な計算ということはむずかしい問題であるだろうと、こう考えておるのでございます。併しそれらはそれといたしましても、当面第五福竜丸事件及びこれに関連いたしまして、例えば魚の流通に対して生じた混乱というような問題は、当然私どもとしては調査をいたさなければならんということで、その点につきましては関係の主な消費市場等にも照会を出しまして調査の資料を目下集めておる段階でございます。

○秋山俊一郎君　現在でも遠洋から入つて来ます漁船は殆んど毎日のようにあると思うのですが、これらの入つて来る船に対してガイガ計数管等について検査をして、安全なものに対しては検印を押しておるというようなことが新聞に出ていましたが、いずれにしましても入つて来る船が相当の漁獲物を持つて入つて来る、その魚が現在はこの問題が起る以前から見ますというと相当値下りをしておるのではないかと言われております。その値下りは現在もなお続いておるのでありますか。一時的な現象であつたか。若し続いておるとすれば現在どのくらいの値下りを見ておるか、おわかりでございませんでしようか。

○説明員（永野正二君）　私ここに今持

つておりますのは東京市場におきます入荷量と価格の材料でございますが、東京市場におきます建値はこの事件が公になりましてからやはり大物類については相当顕著な影響を示しておるようでございます。又一番極端な日は十九日の日でございますが、この日には殆んど値が立たなかつたというような状態になつております。御参考までに十五日における高値、安値を申上げますと、普通の「まぐろ」は高値が二千五百円、一貫目当りでございます。安値で二千円程度のものであつたのでございます。これが十八日には高値が二千百円、安値が千四百円、それから南方の「きはだ」でございますが、この「きはだ」につきましては近海物と南方物と別な相場が立つておるようでありますが、南方の「きはだ」については十五日の高値が八百円、安値が四百円であつたものが、十八日には高値が六百八十円、安値が二百四十円、それから二十日になりますと更に値下りを見まして、二十日の相場は高値が三百五十円、安値が二百五十円というような顕著な値下りを示しておるようでありまして、「びんちよう」につきましては割合にこの値下りが目立たないのでございますが、それでも十五日の高値が五百九十円、安値が四百五十円程度であつたものが、二十日の日には高値が同じく五百九十円、安値が百八十円というような値段も出ております。それから「さめ」につきましてはこれは「むきざめ」の相場でございますが、十五日の高値が三百八十円、安値が三百三十円程度であつたものが、十八日の相場で見ますと、高値が二百四十円、安値が百五十円、更に十九日の相場は高値が百七十円、安値が百五十円というふうにこれは顕著な値下りを示しておるようでございます。この大物類が最も顕著な例でございますが、やはりこれに伴つて他の魚種、或いは加工された品物というものにつきましても影響が出ておるのでございまして、こういう影響は今後どういうふうになるかということが非常に大きな問題でございます。私どもといたしましては、差当りこの魚の消費に対する不安をできるだけ払拭しなければならんということで、私は最初からこの点について非常に心配をいたしておつたのであります。

そこで問題の第五福竜丸の漁獲物につきましては、早速その日のうちから手配をいたしまして、これが行先をトレースいたしまして、これを消費者の手に渡らないようにできるだけ措置をいたしたいと思いまして、極力手を尽したのでございます。その結果、この福竜丸が持つて参りました約二千三百貫の荷物のうち、殆んど大部分は消費者に食べられるという前に押えることができたような次第でございます。併しながらこの問題が非常に広く又はなやかに報道されておりますので、一般には魚全体が非常に放射能による危険性があるかのごとき印象を与えておりますので、差当りこの不安をできるだけ一掃したいという趣旨で厚生省と相談をいたしまして、この問題になる「まぐろ」につきましては大体南方方面から帰つて来る船を一ぱいごとに押えまして、その魚の衛生検査を施行するという手を打つたのでございます。現在まで福竜丸以外の船の漁獲物で身体に害のある程度の放射能を持つたというようなものは見当つておりません。今後も恐らく私どもは同様であると思いますが、こういう点がもう少し消費者のほうにも実態がだん〳〵明らかになつて参りますならば、その影響は防止できると思つておるのでございますが、それまでの間相当いろ〳〵な問題が起つておるということはよく承知いたしております。

○秋山俊一郎君　この福竜丸の「まぐろ」が一部……一部と言つてまあまあちらこちらへ散らばつたようですが、それを取返したとか、或いは東京の魚河岸なんかではそれを埋めてしまつたとかいうようないろ〳〵な措置を講じたようであります。この「まぐろ」を扱つた人たちが何らかの影響を受けた事実があるか。一部食べられたのもあつたということですが、これを食つた者はどうかなつたと、体の影響を受けたというような事例がございますか。

○説明員（永野正二君）　福竜丸の漁獲物のうち、殆んど大部分は消費者の口に入らないで済んだということは今申上げた通りでございますが、その後具体的にこれを食べました人がどこにおられるか、それに対する放射能の影響があつたかどうかという点につきましては、これは厚生省のほうでお調べになつておるわけでございまするが、私どもが現在までこの食べた魚によつて具体的にどういう病状が起きたというような例はあつたということを聞いておりません。

それから市場のほうでこれを埋める、その他の廃棄処分をとつたのでございまするが、このときも或る程度注意をいたしまして、例えば着ておつた被服等について事後に検査をして、非常に強い放射能があつたというようなものは、これを廃棄するというようなお手を手つておるようでございまして、これに基いて具体的に人体に被害があつたというような事例は聞いておりません。

○秋山俊一郎君　福竜丸はどこか、焼津の港に繋いであるとかいうことでありますが、それはどういうふうな処置をして現在保管してありますか。

○説明員（永野正二君）　焼津港の中の一般の迷惑にならないようなところに繋留しておきまして、これに普通の人が立入らないように立札を立てて措置いたしておるわけでございます。この船の中に長時間おるということは、或る程度被害があるのじやないかというような試験も結果が出ておりますので、そういう措置をとつておるわけであります。

○秋山俊一郎君　それはその港の中に繋いでおいても別に……、それに灰をかぶつたとか何とかいうことでありますが、そういうものの散乱等によつて周囲に害を及ぼすというようなことはないのでございますか。

○説明員（永野正二君）　放射能の害は、これは細菌による病気とは異なりまして、直接その放射線、ベーター線とかガンマー線とか、その線を長時間継続的に当てることによつて身体的には被害が生ずるわけでございまするので、そういう措置をとつておりますれば、次第にこの福竜丸の船体自体の放射能の強さというものは減じて行くはずでございますので、そういう方法でも、何日かの間には、或いは何カ月かのあとに出るということに対しては、確証を以てそういうことは言えないのじやないですか。その点はどうですか。

○説明員（永野正二君）　その点は可能性の問題としては只今千田委員のおつしやつた通りでございまして、放射能がどういうスピードで以て衰えて行くかということは、その放射能の持つております原子によつて異なるわけでございます。現在福竜丸が帯びております灰の放射能というものが、どういう性質のものだということは、最後的に究明し尽されておるわけでは私はないと思うのでございます。併し一応厚生省その他衛生のほうの専門のかた〳〵が見まして、その程度の処置でよろしい、こういうことになつておりますので、私そういうふうに御説明申上げた次第でございます。

○秋山俊一郎君　この、今私伺いたいと思つたのですが、これはどちらに伺つたらいいか、放射能の効力が、種類以てほかの人に、人体に害を及ぼすということはないというふうに考えております。

○千田正君　関連して……。どうも今の永野部長さんのお話は、それはちよつと研究が薄いのじやないかな。というのは、今度投ぜられた爆弾の種類はまだ決定しておらないけれども、少くとも最低十二時間、二十二日間、三十日、ユバルト爆弾の放射能に至つては二十年の長きに亘つて、そのうちにおけるところの細胞組織の破壊がその当時現われないとしても、二十年の間において出て来る場合がある。そういう点を言われておるのであつて、今現在身体に損害がないと言つても、何日かの間には、或いは何カ月かのあとに出るということに対しては、確証を以てそういうことは言えないのじやないですか。その点はどうですか。

○説明員（永野正二君）　その点は可能性の問題としては只今千田委員のおつしやつた通りでございまして、放射能がどういうスピードで以て衰えて行くかということは、その放射能の持つております原子によつて異なるわけでございます。現在福竜丸が帯びております灰の放射能というものが、どういう性質のものだということは、最後的に究明し尽されておるわけでは私はないと思うのでございます。併し一応厚生省その他衛生のほうの専門のかた〳〵が見まして、その程度の処置でよろしい、こういうことになつておりますので、私そういうふうに御説明申上げた次第でございます。

○秋山俊一郎君　この、今私伺いたいと思つたのですが、これはどちらに伺つたらいいか、放射能の効力が、種類

によつても違いましようが、一体永く続くものだとすれば、これは又いろ〳〵な対策も非常にむずかしいのでありますが、これは恐らく水産庁におきましても一応考えられておると思いますが、他の政府委員から伺うことといたしまして、この「まぐろ」製品と申しますか、罐詰であるとか、或いは冷凍「まぐろ」に対して、アメリカから、この輸出の積出し、或いは取引上について、何らかの日本に申入をして来た事実があるか、あつたとすればどういうことを言つて来たか、それに対する措置をどういうふうにされたか、この点を一つ伺いたいと思います。

○説明員（永野正二君）　この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響ということも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというようなものではないということについて慎重な措置が必要であろうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございますので、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということを証明した上で、船積をして輸出するという措置を土曜日からとつておる次第でございます。

○秋山俊一郎君　アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員（永野正二君）　正式に何も言つて来たということは聞いておりません。

○秋山俊一郎君　正式でなくして、略式にでも何か言つて来たことはありませんか。

○説明員（永野正二君）　聞いておりません。

○政府委員（小瀧彬君）　情報といたしましては、ロスアンゼルスの総領事館におります日本の総領事から、これまでの契約を破棄するようなことはしないが、その事件があつて後の製品については考え直さなければならないというような意思を表示している会社があるという電報が参つております。そのほかには、多少この問題が新聞に出てから、そうした不安がただよつているけれども、現実の問題として契約を取消すというようなものについて、総領事館でこれまで取調べたところでは、申出のあるのはないということでございます。

○秋山俊一郎君　小瀧政務次官が見えましたのでお尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一国の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事ができないのみならず、先ほども申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなければならないといつたようなことから生ずる損害というようなものは、今後非常に大きなものになると思います。累積されて参りますと。そういう問題に対しまして、日本がアメリカに対して、何らかそれらに対する補償と申しますか、或いはそういうことに対する、まあ、その区域をやめてしまえばいいのですが、損害に対してそれを緩和するようなことについて日本政府からアメリカに要求するような権利があるものでしようか。その点を伺いたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この問題につきましてはすでにアメリカのほうで十分協力して治療にも当り、又調査にも当るというようなことを言つておりますし、又そういう事実が確立されたならば、公正なる補償もするというようなことを言つておりますので、権利とか義務とかいうものを離れて公正なる解決をしなければならないと存じますので、目下その事実について調査が進められておるという段階でありまして。具体的にどういう要求をするかということについては、こちらの調査もまだ十分進んでおりませんので申上げかねますが、今おつしやいましたような将来に対する想定し得る被害というような点も十分に考慮に入れまして対米折衝をいたしたいと考えております。

○秋山俊一郎君　この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にありますために、どうしても遠慮せねばならんような立場に置かれているのじやないかと思うが、私は今日独立した日本として何もこういう問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大なる力を試験しておる。その犠牲は日本に来ておるということであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支えのないものである、独立国として。たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうに考えております。殊にこの「かつお」・「まぐろ」漁業というものは今日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がかような状態になつ参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういつたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならないといつたようなことによる値下りその他の問題も考えますというと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならないのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害ばかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりますので、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他国の人たちに大きな損害を与えたものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれでおしまいになるから、相当の要求をする権利があるのじやないか、若し立場を変えて他の国であつたならば日本のようにおとなしくしていないのじやないかという気がするのであります。従いましてこの問題は法律上の問題もございましようが、私どもとしては極めて虚心坦懐にこの問題を取上げて、日本の犠牲というものを償つてもらうようにして頂きたい。何ら私は日本人にこの責を負う義理合いは一つもないのじやないか、こういうふうに考えるのであります。強いて我々がアメリカに対してむづかしい難題を吹つかけるつもりもありませんが、かような大事な産業が非常な苦境に陥り、殊に人命にまで影響を受けて、場合によつては今何でもない人が又あとから病人にならんとも限らんような問題に対しましては、外務省としては一つ十分肚を据えてこの問題の対策に当つて頂くことを特に私は要望いたしまして、一応質問を打切ります。

○千田正君　これは特に予算委員会で私は外務大臣に質問したのですが、外務大臣は当時要領よく逃げられたのでありますけれども、私は今秋山委員から質問されたことと同じような考えは勿論持つておりますけれども、それよりアメリカ側としては、日本の漁業というものに対する認識が非常に欠けておる。例えばアメリカの産業における水産業なんというものはほんのこれは遊びの漁業でしかない。罐詰業にしか過ぎないという観点があると思う。海洋において原子爆弾の試験をする、それによつて被害をこうむるのは日本の仮に水産業だとしても、これはアメリカ式に考えたら大したことじやないじやないかというふうにも我々は考えられるのであります。というのは何故かというと、日本の水産という、いわゆる農業と漁業という二つの大きな日本の基礎産業というものに対する考え方は、アメリカでは殆んどこれは関心を払つておらない。そういう点からも私は今度の問題は、国が異なつているだけに、強くアメリカ側に反省を促すと同時に、要求しなければならないことは飽くまで要求しなければならないと

感ずるのであります。

先ず第一に私が考えるのは、今度のビキニの日本の漁船の被害、或いは漁夫の被害、そういったものに対して何らアメリカ側からは確たる賠償にしろ補償にしろ、そういうことをはっきりと明示して来ておらない。単に調査団をやつて治療するとか、調査しなければよくわからないとか、そういうことで確証を通告して来ておらない。而もそれがまだきまらないうちに直ちに第二の段階として、今度は広い範囲内におけるところの禁止区域を一方的に通告して来ておる。これなどを見るというと、やはりまだ日本は属国であるごとく、而もこの原子兵器の実験の犠牲には、当然日本側ではこのくらいのことは、或る程度負担してもいいじやないかという考えがありはしないかというほど誠に冷淡のようにしか思われない。

そこで外務省の責任の地位にあるところのあなたにお伺いしたいのは、一体これはどうしたならばアメリカ側はこの我々の要望を入れるのか。先ず第一に、一体この禁止区域というものは正しいのかどうか。早く言えば、我々日本人から言えば、こういうところでやつてもらいたくない。原子爆弾の試験なんというものは、自分の領土内でやつてもらいたいと言いたいほどであります。であるために、殊に今度のような災害をこうむつた場合には、我々は人道上から言つても、強く日本の立場を主張しなければならないにもかかわらず、主張しておらないようです、日本の外務省としては。而も被害区域が内であるとか外であるとか。先般も私は外務大臣に質問したのは、仮にアメリカのほうの原子委員会としましては、禁止区域を設定して、その中におけるところの警戒措置をするのも原子爆弾の実験の最大の任務であることを強く唱えておる。そうすれば当然警戒措置があつたものと我々は見なければならないにもかかわらず、我が漁船に対しても、我が日本に対しても、いつ何日こういつた方向に向つて危険な問題が起るから、この辺は通行しないようにとか、操業しないようにとか、我々は我々のほうで飛行機を飛ばして十分の警戒の衝に当るから、あなたのほうでも漁船に注意をするとか、或いは指導船なり、警戒船なり派遣して、十分に我々に協力して欲しい、こういうことは一度も言つておらない。現実に言つておるとするならば、そういうことがあつたかどうかということをはつきり私は聞きたいのであります。これが単なる一方的に昨年の十一月か十月かに向うから通告しただけに過ぎないのであつて、それが平和に操業するところの漁業者に対しては十分にその通達が了解し得なかつたために、こういう悲惨事が起きておる。この点は一体どういうふうになつておるか。外務省は受継いだのだが、それを水産庁なら水産庁に通達したというだけに過ぎなかつたかどうか、その点はつきり聞きたいと思うのであります。

○政府委員（小瀧彬君）　向うからの通告につきましては、過日のこの委員会でも申上げたと思つておりまするが、外務省を通じての通牒は一昨年の九月の十八日に行われただけであります。それまですでにこの危険区域を設定してそれが日本側へ通告されておるにもかかわらず、日本の漁船の一艘がこの危険区域の中へ入つた事実もあるから、今後も十分注意するようにと警告を発するようにという申出がありましたので、当時外務省から関係官庁、即ち水産庁とか、或いは海上保安庁とかいうような方面にこれを申送りまして周知方を取計らつてもらつた次第でございます。それ以外には外交筋を通しては来ておりませんが、この水路部の関係においては随時その変更でもあつたときには日本側へ通知して来ておる。これが予備的警告の実際のこれまでの取扱われた実情であります。但し今お話のように、アメリカでもそれだけがすべてではなくして、当然五二九あたりがそこらを飛翔してそうして無電装置を利用してこれに警告を与えるべきであつて、又与えたはずであるというようなことを言つておる向きもあるくらいでありまするから、米国内においてもただこちらへ通報して来ていただけで完全な措置であつたというようにも考えていないのではなかろうかというふうに見受けられるのであります。が、御質問の最後の点に対してだけお答えするとすれば、結局我々の取扱つた警告というものは今申上げたものだけでございます。

○千田正君　それで今度は明らかに日本側の調査によるというと、禁止区域外においてこういう被害をこうむつた、当然これは日本としてはアメリカに対してこれの賠償を要求すべき権利が私はあると思いますが、この点について外務省としてはどう考えておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　先方にして十分なる警告措置、危険を排除するに適切なる措置をとらなかつたとすれば、そして先方のほうに過失があるということを発見すれば、当然権利として日本は賠償を要求すべきものであるという見解を外務省としては持つておる次第であります。

○千田正君　とかくこういう調査に当つては、強者のほうは自分の言いなりの調査をしたがるものであります。従来の長い、日本ばかりじやなく、世界の外交歴史を見てみても、結局強いほうは勝手な調査をして、勝手な理窟をつけることが多い。こういう問題のいわゆる調査その他に対しては当然日本のほうからも共同調査を申込んで、現実におけるところの厳密な意味におけるところの調査をしたであろうと思うが、外務省としてはそういう点において申入れたかどうかということを私は外務省に伺います。

○政府委員（小瀧彬君）　先方もすでに共同調査をしようということを申出ておるわけでありまして、これは当然最も厳密なる調査が行われなければならない性質のものであることについてアメリカ側も十分認識しておるわけであります。決して勝手な理窟をつけて責任逃れをするような気配にも見えないのは、賠償などの点についても、普通の場合におきましてははつきりとした事実が判明しない限りは国務省とか或いは外務省とかいうような性格の官庁は責任をコミットするようなことを申出ないにもかかわらず、賠償についても事実が判明した上は十分考慮するということを申出ておるほどであります。ただ日本の外務省のほうから共同調査を申入れたかという問いに対しましては、まだそういう段階に至つておりません。去る十六日に先ず先方で当時の状況はどういうようなものであつたかということに対して照会し、又如何なる警戒の措置をとつたかということを申しましたのに対してはつきりした回答もしておりませんから、そういう点を十分調査するとかいう段階に至つておりませんが、その回答は近くもたらされるものと期待いたしておりますので、その上で十分今おつしやいましたような点を考慮いたしまして米国との折衝に当る考えでおる次第でございます。

○千田正君　私のみならず、これは日本の国民がひとしく考えておることであろうが、今後のビキニの問題を解決しもしないうちに、更に引続いて禁止区域の拡大を日本側に通告して来たということは、我々としてはこれは納得行かない。当然共同調査なら調査をしまして、日本側からの申入を検討して、賠償なら賠償ということを決定して、然る後にこれは次の段階に移るべきであつて、而も未だ前の問題が解決しておらないのにかかわらず、直ちに今度は拡大したところの禁止区域を設定して来るということは、これは取りも直さず日本に対しての侮辱だと私は思う。少くとも独立した日本に対しては一応国と国との間の問題を解決してその次の段階にその拡張なら拡張を通告して、お互いにそれに対して協力し合うというのが、これが私は国際信義だと思うのだが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員（小瀧彬君）　その点私は多少考えを異にするものであります。勿論まだ調査が完了いたしておりませんが、併しこの危険区域を適当な範囲にしないというと非常に人命に危険があ

るということを考えて、これまでの調査は或いは不十分か知らないが、取りあえずの安全措置としてこれを設定することを考えたものようでありますので、これは何も日本に対する侮辱とかいうような意味のものではないものと解します。本来ならば、従来通り新らしい告示を出すだけでありまするが、過般の重大なる惨事を起しましたからして、特に日本の在米大使館に対してこれを通告して来たというのでありまして、勿論実際問題としてはこの地方へ出る船舶とか航空機というようなものは日本が主でありましようけれども、国際的に世界各国へ通告しなければならないものに対して、特にこれまでの経過から考えまして、日本へ通告して来たというのであつて、法律的に言えば日本だけを目当てにした危険区域ではないのでありまするからして、これで以て日本に侮辱を加えるという意思も勿論なかつたでありましようし、そういうふうに解するのは少し行過ぎではなかろうかというように考えます。賠償問題は勿論まだ解決しておりませんが、それはいろ〳〵な種類の被害も考えられることでありまして、ただ単に直接な、人に対する被害のみならず、今お話しになつておりました輸出の問題であるとか、或いはさかなの市場に対する非常なる被害というようなものもありますので、これは早急にすぐ解決するということは事実上むづかしいだろうと思います。こういうような考えからいたしますというと、危険防止の措置を一応先方の取調べた中間的な調査の結果に基いて、そうしてそれを各国へ通告したというものと解して差支えないように考えます。

○千田正君　それはまあいつまで論争しておつても論拠はお互いに観点が違うから果てしがないと思うが、我々が常識程度に考えて見て、自分らが過つたものに対しては一応それに対しては賠償なり或いは謝意を表するなり、お見舞金なりをやつてそうして今までの自分らの行為に対して反省するなり或いは了解を求めるということをして後に、今度は更に拡大するから協力して欲しいと、こういうのであるならば我々は考えられますけれども、さんざん迷惑をかけて何ら処置もしないうちに、お前のところへ又行つてこつちは隣手にやる、だからそういうことを協力してくれと言つてもこれは日本国民は承知しないと思います。外務省のそういうようなお考えのあり方と、それから実際生産に従事しておるところの漁民の考え方とは、そういうものはどうもそこに食い違いがあるのではないか。我々はやはり何とかして一日も早くこの問題を解決して、そうして次の段階に移るべきであつて、むしろ外務省からはこの問題を解決するまでは次の段階の試験は待つてもらいたい、こう言つて行つてこそ初めて独立国としての外務省としての権限を遂行する意味においての正しいやり方じやないか。この点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　今米国側の回答を待つておる次第でありまして、これまでのところ、おつしやいましたような申入をいたしておりません。が併し近く第二次的な申入もいたしたいと考えておりまするので、その際には今仰せになりました危険区域の問題なども当然取上げなければならないというように考えております。

○千田正君　もう一つ、これが仮にこのまま遂行されるという場合において外務省として考えられるのは、又第二次の不幸な問題が起るのじやないか。これは私は小瀧政務次官だつて考えるだろうと思う。私などは一晩も眠れないほど考えるのですが、そういう場合に日本側としてはどうしたらいいのか。私はこれは外務省として当然共同警戒に当るべきじやないか、アメリカ側と。アメリカ側は少くとも自分の禁止した区域に対しては相当十分なる警戒をする。するのが当然の、いわゆるこの原子爆弾の試験の重要なる任務の一つであるということをアメリカの原子管理委員長が世界にそれを声明しておる。アメリカ側が当然危険区域を警戒するのはこれは当然の義務である。同時に我々はそれを予防する意味において、なおこの日本の国民の被害を或る程度防ぐ意味においてこれは警戒措置には当然日本側も共同してこれに出動して、警戒船であるとか、或いは農林省の指導船とかそういうものを出してこの警戒に当つて、次に起るであろうところの、予想されるところの災害というものを防がなければならないと私は思うのだが、外務省としてはどういうふうな見解を持つておられますか。

○政府委員（小瀧彬君）　まだ今後の対策につきましては先方へは申入をいたしておりませんが、関係各省とも十分協議いたしまして、こうしたことが絶対に今後起らないような措置を考えなければならないと存じまして現にそうした協議を進めておる次第でございます。

○千田正君　もう一点聞いておきますが、アメリカ側の、日本に対する今度の問題に対する補償であるとか賠償とかという問題についてはまだ決定しておらない、併しその賠償なり補償なるものが日本側において受諾し得ないところの少額な問題であつたとか、或いは常識的に考えても日本国民としては当然の権利を十分に主張し得るにかかわらず、或る程度のものしか補償しなかつたというような場合においては独立国の面目上更に改めて請求するというだけの肚がまえは持つておられるだろうと思いますが、当局としてはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　これは申上げるまでもなく、不十分であるというような場合には、当然請求を継続し、折衝をすべきものと考えております。例えばMSA協定にいたしましても、出たものを見れば、あたかも我々がアメリカの言いなりになつておるかのようにお考えになるかも知れませんが、あれだけ長い間かかつて、とにかく日本側の主張というものを、不十分ではあつたかも知れませんが、徹底さすために努力をして参つたわけでありまして、殊に今度の問題につきましては、援助を受けるとかいうような立場の問題でもないので、決して今までもアメリカだから遠慮をしたということは絶対にございませんが、殊にこの問題は極めて重大なる問題でありますから、決してそうした遠慮をするというような心配はないというので、御安心を願いたいと存じます。

○千田正君　更に一点、これは最後にしつかり聞いておかなくてはいかんと思いますが、こういうような問題が起きたために、恐らく拡大された南太平洋における漁場というものは当分圧縮されると。そこで私は先般来、日・米・加漁業条約によつて決定されておるところの、あのラインにおける漁獲に対しては、或る一定の制限を緩和する方法も一つの外交政策としてあるべきだ。そこで一方において寒がれておるところを、一方において解放さすべきであると私どもは考えるのだが、今後における折衝の過程において、北洋における制約された漁場に対する解放若しくは緩和という問題に対して、今後考えられるかどうか、この点を一応お聞きをしたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　今千田さんのおつしやいます点、確かに一つの考え方でありまして、今後の話合いの場合にとつては、そうした点は十分我々としては考慮しなければならん点と存じます。ただ魚族の保護というような立場からして、果してそれが唯一の一番よい方法であるかどうか、又或いは他の方法によつて失つたところを補わせるということも考え得るでありましようが、仰せのような点は十分私どもも考えて、少くともそれが協定面に現われるということが困難にいたしましても、対米折衝の際におきましては、そうした考え方、日本側の要求というものを、交渉の都度向うに徹底させるように努力いたしたい、かように考えております。

○千田正君　私としては、観点が違うところもありますが、今の最後の問題については、現在のいわゆるビキニ環礁から拡大された禁止区域は、これは

アメリカは世界平和を守るためと言うが、日本側はどの程度に協力してよいのか、これによつて魚族が殆んど潰滅するかも知れない、更に身体に影響を及ぼす、更に民族の滅亡というような一つのきつかけになるかも知れない。これはとても魚族保護というどころの問題ではなくて、将来の日本並びに世界の平和への問題に繋がる一つの大きな問題であるだけに、魚族資源保護などというようなことのみによつてこれを考えるべき問題ではないのであつて、どうかこの点を十分に考えられて、先ほどあなたが強く言つたように独立日本の外交というものに対して、自主性を持つたはつきりした国民の輿望を持つて立つてもらいたいということを要望して、外務省側に対する質問は打切ります。

○木下源吾君　大変な事件が勃発になつたのだが、これは外務省としては、この問題を中心として改めて外交的な方針を何か決定しておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この問題の重要性というものは我々も十二分に認識いたしておるのでありまして、今後調査の結果に基いていろ〳〵の交渉をアメリカとしなければならないと存じます。ただ先ず第一段階におきましては向うからいろ〳〵事実の通報を受ける、例えばどういう警戒措置をとつておつたか或いはその日の風向なり、その日の、その際にアメリカ側はどの程度の実験をしたかというようなこと等先方に照会し、同時に日本でもできるだけいろ〳〵な資料を集めまして、しつかりと足が地に着いたところの交渉もしなければならないということもございますので、今は先ほどから頻りに御質問のこういう賠償を幾ら出せとか、或いは今後の措置をこういうふうにしなければならないのだぞというようなことは申入をいたしておりません。非常に重大な問題でありますので、各省とも緊密な連絡をとつて今後問題をどう処置して行くか、取りあえずはこの被害者を救う措置をアメリカと協力してやらなければならない。又いろ〳〵漁業或いは輸出に及ぼす影響等を如何にして最小限にとどめるかということに最善を尽しているような実情でございます。

○木下源吾君　いや、そのことはさつきからいろ〳〵お伺いしてわかつているのですが、再びそういう危険なことをしないようにというさつきの御答弁もあつたわけなんです。ただそれはその近所に行くなとか、警戒して来たならば警戒によく注意しておれという問題では解決つかない。これは私なりの、私の考えではああいう原子兵器というか、水爆というか、そういうものを用いないでくれ、使わんでくれ、そうしてそのことがなされない限りは、私はあなたがたは危険区域とかいうけれども、この危険区域は私は世界中だと思う。それは大小の差はあるでしようけれども、直接のいわゆる放射能というものもこれは世界に私は影響していると思う。これは生物に対してもそういうものだと思うのだが、そればかりではないのですね。そのような、この間も新聞でちよつと見たのですが、小魚がそれにかかつておればそれを食つた大きな魚、それを食つた又大きな魚というふうに幾らでも拡大して行つて、一体時間的にもそれがいつになつたら終熄するのかというようなことを科学的にそう言われているので、これはそこへ行つている人間がという問題じやないと思うのです。これに損害だとか、賠償だとかいうその前に、根本的問題としてアメリカに対してかかる兵器、いわゆる戦争の道具ですね、こういうものをもう作らんでくれ、やめてもらいたい、まあそう極端でなくてもよろしいから、端的に言えばそういうようなことを日本政府がやる、やらんとかいうことを私は外交の根本の方針として、やはりきめなければ、今のように被害が余計あつたからそれに賠償をやればいいとか何とかいうようなことではならんのじやないかとこう思うのですが、そのことをお聞きしているわけですが、どうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　勿論原子力というものが平和的な目的にのみ利用されるようになるということは私どもも希望してやまないところでありますが、併し実際問題としてこの問題は米・ソ間でも随分これまで論ぜられたけれども結論に達していないというような状況でありますので、成るほど日本は被害国として最も発言力を持つべき立場にありまするが、現在の国際情勢からすれば米・ソの関係如何によつて大きく左右せられるであろうと存じます。現に米・ソ間に話合いも進んでおるようでありまするが、直ちに希望するような解決ががが得られるがどうかわかりません。そこで日本の現状からしましてこの問題に発言し得るとすれば、何としても今度の惨事の結果について十分調査し、又今度の事件に関連したあらゆる科学的な調査を整えた上で、これが本当にもう太平洋における漁業を破滅するとか、或いは非常に強度のものを利用せられていろ〳〵な重大なる被害を与えるというような点でもはつきりいたしましたならば、これは今後原子力の実験などを抑える上に非常に役立つ資料になると考えまするので、何といたしましても第一段階としては、これに関連するあらゆる調査をできるだけ早く進めまして、そうした御指摘のような主張をなすのに都合のいい材料を持つということに懸命の努力をしなければならないだろうというふうに考えておる次第でございます。

○木下源吾君　まあ然らば、これの今のお話のような調査にはどういうことをおやりになつておるか、やろうとしておるか、やる方法等についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　もう御承知のようにアメリカのほうも協力して現地でいろ〳〵調べておりまするし、更に米国からも専門家が来るようでありまするから、日米協力いたしましてこの原子力実験に関連したい〳〵ろな問題を探究して行くということになつて、それが非常な人道上の大問題であるということがわかりましたならば、今の御指摘のような点を日本が主張するのに好都合と思いますので、現在はそうした意味で協力して調査が進められておるのであります。まあ私その専門のことはわかりませんけれども、緊密な協力をして調査しておるようでありまするから、私どもの希望するような調査の結果が早く出て来るように期待してやまない次第であります。

○木下源吾君　アメリカと合同ということもそれは非常に必要であると思います、お話のように……。併しながら日本は日本で独自の調査がより必要じやないか。現にあの医療の面などは非常な自信を持つて科学的にまあやつておる。そういう中に政治の面だけは協力してというだけで前進しておらんと思う、協力が……。それで一問一答をやつても時間がかかるばかりだからそういう時間を省いて伺しますが、被害者は勿論のこと、これもお聞きしなければいかんと思うけれども、あなたの範囲がどのくらいのことか私もわからん、外務省は……。聞くところによればもつとひどいのがほかにおつて、東大に来ている二人は軽いほうなんだという話も聞いておるわけなんです。これも直接そういう目に見えた被害というものを別にしましても、それはあすこの魚が来た東京では販売停止したと書いておるのだが、これ売つたのもあるそうです。これは売つたか売らんか、それは別といたしましても、私の友人があの十六日かな、晩にじやん〳〵家へ電話をかけておる、そうしたら今晩何だ、それはすぐ捨ててしまわなければならん、食べちやいかん、こういつてあの晩に電話をかけておる。それから又ほかの友人の所へ今度行つたらば、いや僕の所も今晩は皆やり出してしまつて……、これはそれにぶつかつた二人の友人です。一人は田中君ですよ。今館から電話をかけて……。それから猪俣君のところへ行つたのですが、猪俣君のところでも、今晩はみんな捨ててしまつた、えらい目に会つた、こう言うのです。だからして、そういう被害までも調べたらどのくらいかかるかわからん。大体すし屋はもう破産してしまう、あんなことをしていたんでは。仲買人は勿論のこと、いや

本当に。魚河岸のすし屋から、何から何まで影響する損害なんというものはどうして調べますか。こんなことはわかりきつておるんですよ。もうこれを何するならば、計算したつてそんなものはあんた表面だけです。この機会にあの原子爆弾をもう使わんでもらいたいという、使うべからざるものであるといつて向うが観念するまで出して行かなければ、日本中の損害はどのくらいか測り知るべからざるところです、今の問題だけでも……。そして垢が入つた、水が入つた船が、例えばそこら辺に、黴菌か何か、放射能だとか何とかいうものは知らない、目に見えるか見えないか、音を立てるものか知らないが、これをやれば海全体が悪くなる、こういうことでしよう。それで水垢の入つたやつをそのままにしておけば、船は沈んでしまう。手も足もつけられん問題じやありませんか、あんなものは。その損害たるやとても、あなたたちは共同調査だなんて、そんなのんきなことを言つておられる問題じやないと私は素人でも思うんだが、あなたはそう思わんかね。そうして向うから言つて来るまでなんて待つていられるものではありますまい、実際のところは。それでは私は余りのんきじやないかと思う。外務省はまあそれぐらいのところでいいとお考えになつているのか。それならば僕はほかの政府の人たちに聞こうと思うのです。外務省は全く外務省として、もうすでに緊急事態ですよ、これはあんた。本当に戒厳令でも布くようにやつて、政府で方針を立つて、これはもう何としてもこの犠牲は、広島の犠牲で我々は平和憲法を持つた。この犠牲を再び繰返さない。今度我々は永久に戦争をもうなくする世界にするくらいの考えで、原子爆弾をなくするということを私はやるべきだと思うのです。これはあんたばかりに言つたつてしようがないんだが、大臣がおれば大臣みんなにそう話したいくらいです。僕は政務次官だから余計言つている。政務次官を通して僕は政府に言つてもらいたいと思うのです。今の疑獄なんていうのはまだそれは軽いですよ、あんなものは。これはあんたみんなの命にかかわるでしよう、全く。それで今第五福竜丸なんて言つているけれども、きつと見えなくなつた船もあるのじやないか。みんな沈んでしまつた、そういうことをあんたたちに考えないですか。これは外務省なんていうのは……。あんたは違う、我々の同僚だから、私は余り言いたくないけれども、外務省なんというのはね、まるで化石みたいなもんじやないか、あんなもの一体予研の話を聞いて見たり、明治神宮外苑で、君、独身将校の十五棟の兵営を建てるなんて、まるで化石みたいなもんだ。この間課長の奥さんがたを案内して、課長何を言うかと言えば、協力の課長、家へ帰れば近所の家内には反対されて困るのですけれども、ここでは私はこれはもう信念でこうしておりますなんというようなことを言つているでしよう。これは化石でしよう、あんた。そういう外務省ではとても私はできないんじやないか。心配されてあなたがた皆さんで是非一つこれを解決するようにしてもらいたいんだなあ。それは私ばかりが家族があるんじやない。あんたもあるだろうから、あの問題なんといつたら本当に震え上つていますよ。これをアメリカにどうすれば通ずるか、何が通ずるかが私は外務省の仕事じやないかと思うのですがね。これは何もアメリカに敵対とかね、反米だとか、よく思われようとか、そんなものを超越してですよ、これはアメリカなんというのは、日本のことを、この間も私の同僚が歩いて来たというんじやがね、まるでわからないと言うんだ、日本のことが。近藤君、これは私の同僚ですがね、行つてずつと組合とかなんとかというものを案内されたんだが、わからんが本当だと言う。ここで一つ外務省が、この問題ならばもうわかりますよ。一つがつちりかかつてね、日本人はどれほど心配しておるか、どれほど一体これに危険を感じておるかということを本当にアメリカの国民の一人々々に徹底するように一つ外交方針を立ててやつてもらいたいと思うんだなあ。ふだん言うたつてそれはしようがありません。こういう問題が爆発したときには、もう丁度日本の疑獄が海に出たと一緒ですよ。いい気になつて、あんた、こんなこと、それの尻馬に乗つて、兵隊をこしらえて再軍備やるとかなんとか、形式的のことを言い逃れる、そんな問題ではないですよ、あんた。これはまさに、あんたたち危険予防措置するなんと言いいますが、これだつて計算違いでしよう。周囲十里くらいのところで仮にいいと思つたやつが、やつつけて見たら、三十里もということになるでしよう。とてもあんた、まだこの次にもつと安全に実験してくれなんと言つたつてそれはできやしませんよ。それはとても。どうか一つ、次官はねえ。私の言つているのは社会党が言つているのでも何でもないんです。実際、君、国民の不安というもの、そうして賠償するなら一日も早く、一日も早く、まあすし屋から魚屋、居酒屋の、あんた引揚者が、僅かな何でしよう、公庫から借りた資本でやつているようなものから早く一つこれを救済してもらわなければ、これを救済してもらわなければ、あんた、今不景気がどん〳〵進んで来ているのに、そんなものを、まあ私のような門外漢にはわかりませんから、あんたは外務省で関連することだけ熱心にやつておらんで、又次官会議とか何とかいう、そういうときでも是非一つ早くやつてもらわんと。どうですか、一つそれをあんたやつてもらえるかどうか、それをまあお聞きしたいと思う。

○委員長（森崎隆君）　ちよつとその前に木下委員に申上げますが、只今の御発言中、ちよつと私のほうでどうかと思う点がありますので、（木下源吾君「悪かつたら削つて置いて下さい」と述ぶ）適当にいたしますから。今の御質疑に対して。

○政府委員（小瀧彬君）　御発言の趣旨は十分私ども同感に思うところでございますが、あらゆる機会を捉えまして、又あらゆる方法でそうした趣旨がアメリカに徹底するような措置をとりたいと思います。

○木下源吾君　賠償損害のほうはどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　損害につきましては今も御指摘のように、直接損害もあるし、間接損害もあるし、これについては正式に外交的な要求をする場合は相当正確を要する点もある、又つけ落ちがあつてもならないし、今そうした点は国内的にいろ〳〵連絡をとつて取調中でありますので、必ずそうしたものを出す機会が来るであろうと期待しております。ただアメリカのほうもその点につきましては、一昨日声明を出しておりまして、事実があつた際には公正なる賠償をするというふうにできるだけ早く措置をとつて頂くような交渉をいたしたいと考えます。

○木下源吾君　アメリカがやる前に日本でも必要なものはどん〳〵やらなければいかんじやろうと思うんだが、それも一つ急いでやつて下さい。

○委員長（森崎隆君）　今厚生省から楠本環境衛生部長が参つておりますが、外務省関係にもう御質問はございませんですか。今ほかの委員会から要求されておりますから。

○千田正君　政務次官が他の委員会に呼ばれておるそうですから、私はここで質問を打切つたのではありません。今日だけに打切りましたが、外交折衝の進捗するにつれまして、我々の疑義のあるところについては、又お尋ねいたします。

○秋山俊一郎君　厚生省からお見えになつておるようですから、ちよつと二、三点伺つておきたいのですが、私はもう水素爆弾とか原子爆弾とかいうものに対する科学的知識を全然持合しておりませんので、変なお尋ねですけれども、今度の水爆によつて起つた放射能というものが、一体どういうふうにして存在をしておるものか。この間の話によりますと、上から火山灰のような灰が降つて来て、それが船の上に、或いは身体の上にくつついて、その灰の中に含んでおるところの放射能が非常に影響した。それから又実際の単なる放射能のみが身体等にも影響を

しておる点があろうと思います。とにかく現在第五福竜丸は船室の上にも甲にも放射能が相当強く現われておるので、寄りつけないということであります。そうするとこの放射能というのは、一体どれくらいの時間効力を持つておるのか、これによつてあそこを航行する。危険の範囲がおよそ見当がついて来るのですが、そういう点どういうことになつておりましようか。

○政府委員（楠本正康君）　私もこの放射能そのものの極めて深い学術的な根拠というものは専門家でありませんし関係上、よく存じませんが、伴しながら今回の問題を処理するに当りまして、行政的な措置をとる範囲におきましてしかお答えできませんが、その点はあらかじめお断りしておきたいと思います。今回の放射能物質は専ら被爆によりまして散乱いたしました物質が、すべて放射能を持つておつたものと想像できます。但しそのうち福竜丸が被害を受けましたのは、そう爆発に伴います灰によりまして、この放射の作用を受けたわけでありますが、従つて現在のところは、灰だけがつまり放射能の対象になつておるようであります。例えますれば極めて微塵の灰が魚の表面につく、その魚は表層的な、表面だけに放射能を持ちまして、深部の肉部には放射能が及んでおらん点等を見ましても、これは灰が主体になつたものと考えられます。なお今回の放射能の一体持続期間はどのくらいかというお尋ねでございますが、これらの点に関しましては、放射能はいろ〳〵な種類がございます。新聞でも報道されておりますように、爆弾の種類によつて、つまり放射能が変つて参りますので、今回未だはつきりしたことは申上げられませんが、まあ現在までの研究の成果におきましては、今回のものは数年ということも報ぜられております。併し私どもとしては、これを確認いたしておりません。なお放射能全体といたしましては、例えばラジユームその他のように、かなり長期に亘つて、放射能を持つておるものもございますが、今回のものはどの程度の長期間に亘る放射能を持つかということは未だ明らかにされておりません。

○秋山俊一郎君　その事柄を我々判断いたしますると、今度新たに危険区域が非常に拡張されたという通知があつたというようなことを聞いておりますが、それと同時にその期間が六月までとかいつたようなことも伝えられておりますが、水産庁のほうにその点ははつきりおわかりになつておるのですか。

○説明員（永野正二君）　今回の危険区域の拡大は六月の末までということを通告されております。

○秋山俊一郎君　そうしますとというと、六月末までの間にいつそういうことがあるかわかりませんが、若し仮に五月なら五月に実験があつたとしますならば、六月過ぎればその危険がないものと判断していいのかどうか。厚生省如何ですか。

○政府委員（楠本正康君）　今回引続いて実験が行われるというようなことは、これは別な問題といたしまして、現在私どもも、過日も当委員会においてお答えを申上げましたように、現在南方マーシヤル諸地域からの日本に帰つて参ります漁船を、五つの港に寄港をお願いいたしまして、各地から帰つて参ります船を、厳格に調査をいたしております。その結果従来までですでに二十数隻かが帰つておりますが、これらのものの極く一部のものに、極めて微量の放射能を証明し得ただけであります。而もそれらの微量の放射能は身体に何ら支障のない程度の放射能が船体の主として外側から証明されております。その中の漁獲品その他の積荷或いは身体等には何ら支障がございません。かような点から考えますと、これらの船が一応は危険区域外ではありましたが、比較的近いところを通つて来たように聞いておるのでありますが、かような事実から考えますというと、今回のつまり実験によりまする被害というようなものは、これ以上拡大するということは、まあはつきりした見通しは申上げられませんが、現在のところはあるまいというようなふうに考えられるのであります。それをなお今後帰つて参ります船を厳格に私ども調査をいたしますが、現在までの成績から判断いたしまして、さように考えられます。

○秋山俊一郎君　これは私がお尋ねしますのは、現在非常に区域が拡大される、六月一ぱいは危険である、この区域が危険であるという通告があつた。そうすると六月以後においては先ず危険がないと見なければならない。ところで先ほども陳情もございましたし、我々も聞いておりますが、今回の危険区域の拡大によりまして、南方に出漁している船、或いは出漁する船は相当大きく辻回をしなければならないというようなこと、それを新聞あたりを見ますと、三日も余分に時間を費して走らなければならない。そうすると時間の問題と、これに要する経費の問題と両方の損失になるわけです。そこで危険がないということであればその辻回をやめて、その方面を通つて来ればいいわけですが、ところがそれが若し近くを通つた場合に放射能があつたということになりますと漸く終熄したものが又再燃するというような懸念もありますので、その点の見極めがはつきりつかないと、六月までということに一応安心がならないということになる。そこで水産庁なり政府が漁船に対して通告をする場合の心がまえが私は必要じやないか。六月が過ぎたならば、もう危険がないから通つてもよいぞと言つていいかどうかという問題が、放射能がその辺に流れておると申しますか、或いは漂つていると言うか、そういうものの効力存在の如何によつて、この問題が非常に危険にもなり、安全にもなると思う。これは非常にむずかしい問題ではありますが、今お話のように随分時間がたつてから遠方から帰つて来た船の外郭に放射能を微量なりとも認めるとこういうになると、海水から来ているものではないかとも考えられる。そうすると、非常に偉大な勢力を持つたものが陸続とあとから現われるならば、海の水はぐん〳〵流れておりますから、広範囲な影響があるのではないかというようなことから考えますと、この問題はなか〳〵軽々に扱うことができない。そこで厚生省のほうに放射能の性格なり、種類なりというものをお尋ねすることは無理かも知れません。今誰に尋ねていいかわからないから厚生省にお尋ねするよりほかないと思うのですが、勿論御研究になつてはおると思いますが、それらの点を十分に研究されて、そうして漁船に対する通告は誤りなきようにしてもらいたい。これは先ほども言うように、アメリカはこれだけの危険区域をやつておけばいいというのが、その外においてこの状態が起つたとするならば、これは相当な不安な状態になるわけです。先ほども私は話したのですが、現在日本の「まぐろ」、「かつお」の漁業というものは非常に大事な漁業であつて、外貨獲得の上においても、日本の食糧獲得の上においても非常に大事な、一番いい漁業とされておるものが、これも又東支那海等における危険な状態にあつては、日本の漁業というものは殆んど潰滅をするよりほかないと思う。そういう点から私はこれを非常に心配して、いろ〳〵の面からお尋ねもし、要望もしておるわけです。補償の問題もありますが、補償の問題は起つた結果によつての補償であつて、今後起ろうとしておる問題に対してはやはり考えなければならん。そういう問題について厚生省としては何かヒントでも得た点があつたらお話を願いたいし、若しなければ無理にというわけでは……。

○政府委員（楠本正康君）　今回の放射能性物質というものが海水その他の中に入つて、或いは空気中を飛散してどれくらい危険度が保たれておるかという問題に帰着するかと存じますが、御承知のように海水の表面に漂つておる場合は別としまして、多少表面から下に有毒物がもぐりますと、これは流れの関係によつて強く薄められます。そういたしますと結局は人体に害のない、何ら支障のない程度のものに相成ります。これはあえて今回の灰ばかりではなく、すべて同様であります。又

空気中を飛散いたしましてもこれは同様でございまして、著しく薄められた場合には何ら支障がないわけでございます。なお私どもといたしましては、只今御指摘のように、船体の中に僅かに極めて微量な放射能を発見し得ましたものは、多分これは海水から来るものであろうというように考えまして、目下水産庁のほうにお願いをいたしまして、各漁船から成るべく海の水をサンプルとして持つて来てもらうようにお願いをしておりますが、併しながらいずれにいたしましても極く僅かなパーセントにこれを証明し得たわけでありますが、それらのものは絶対に人体に支障のない程度のものでありまして、ただ学術的に一つの意義があるというだけでありまして、何ら危険はないものと考えております。それからなお補償の問題その他につきましては、これは厚生省だけの問題でございません。私どもとしましては現在福龍丸の乗組員の措置につきましては、特別にいろ〳〵手当をいたしまして、何ら支障のないように措置をいたしております。又現在荷揚げされる「まぐろ」の措置その他につきましても、補償問題その他は別として、取りあえずできました事態に対しまして善処する意味で、大蔵省へ予算も請求し、或いは既定の人員等を適当に配置替えをいたしまして、万全を期しておる次第であります。なおこれらの問題を将来どう扱うかということになりますと、これらは一ついずれ外務省その他ともよく相談をして、この対策を立てる所存でございます。今はつまりそれらの問題が解決するのを待つておられませんので、取りあえず万全の措置を講じておる次第であります。

○秋山俊一郎君　もう一点私お願いをしておきたいのですが、とかく一般の大衆誰でも非常に神経過敏になつております。現在それでいわゆる糞に懲りて膾を吹くというようなことで、魚というと「まぐろ」はもとよりその他の魚に対して今非常に怯えて食前にのせることを恐れておるというのが現状であります。これは全く無用なことで、私どもが考えても南方から取つて来た魚は或いは危険を感ずればあるのであるが、近海で取れた魚にはそういう懸念がないものまでも、いわゆる神経的に非常に大衆の神経に過敏に響いておる。それが結局水産物の売行きのほうにも影響して来る点がありますので、今後厚生省でいろ〳〵検査をされることについては、当然やらなければなりませんが、余り無用の発表をなされないよう、折角落ちついても人体に何ら害のなかつたものをあつたとして新聞に書き立てますと、やはりまだあつたのだというような気持から魚の売行きも悪くなるし、結論としては人間の保健の上にも影響するので、我々は蛋白質の給源を魚以外には取れない日本人において、魚を避けるということになりますと、影響も大きいのでありますから、これらの問題の取扱は十分に慎重にして頂きたい。これは厚生省だけでなく、水産庁におかれましても関係当局が余り無用な刺激的な内容を発表する点については一つ御注意願いたいと思います。これは水産に非常に大きく響いて来るから、特に私はお願いしておきます。

○政府委員（楠本正康君）　全く私どもも同様に考えておりまして、そこで現在では私どもは一々厳格な検査をいたしまして、福竜丸以外の魚はすべて何ら反応その他の支障は毛頭ございません。従つて一々私どもは検印を押しまして、安全だということを証明いたしまして出荷をいたさせております。なおこれらの措置につきましては十分に国民に徹底するように、決して心配ないからもう安心して食べてくれということをラジオ、或いは新聞等で徹底を期しております。ところがこれが必ずしも十分に徹底を欠く憾みがございますのみならず、国民の側から逆に非常に誇大な宣伝をされるというような嫌いもありまして、その点は甚だ残念に思つておりますが、これはすでにもうラジオのスポットニュースまでも動員いたしまして、或いは報道機関等にお願いして「まぐろ」に危険がないということを言つて努力をした次第でございます。これは勿論日本の水産業にも大きな関係がございますので、特に厚生省といたしましては、国民栄養の立場からも重大な問題でありますので、今後一層努力を尽しまして、この危険のないということの徹底を図りたい所存でございます。

○千田正君　日本に独自の病がもう一つ殖えた。或いは文明病と言いますか、過去においてはいろ〳〵な病気、梅毒から或いは結核或いは癌、高血圧、いろ〳〵な、今なか〳〵進歩した医学でさえも容易に選別できないような病気が相当あるわけですが、そういうのにも増して原子病というような、而も日本国民が求めて得たのではなくて、逆に外国の実験その他によつてこうむつた被害によるところの原子病がここに一つ現われて来た。これは日本にとつて大きな不幸なわけでありますので、この面に対しての一体厚生省として原子病に対するところの予防或いは治療、そういう面に対して特殊な施設を設ける意思があるかどうか。これは厚生大臣にお聞きしたいのですが、幸い今日は楠本さんお見えになつていらつしやいますから、その点厚生省としてどういうふうに考えているか。

　もう一つは、ガイガー計数管は一体価格がどれくらいするか、アメリカでは普通の魚屋にしろ、どんな家庭でも、これは生物を扱うようなところでは用意されるくらい普及されているのでありますが、一体どれくらいするものか。

　それから今五つの港に限定して帰還する船は上陸させるようにということを指導しておるようでありますが、これは完全に今後とも実施されるかということは、我々はこれは漁民の良識に待つよりほかないのでありまして、四面海に廻らされているところの、この日本の港は何百とありますので、そういうところにこういう問題が今後起らないとも誰も仮定できないので、若しも金額的に多額を要さないものであるとするならば、臨時支出を要求して、そういうところにあした放射能の有無を検出する機械を備え付けて万全を期すべきだと考えているが、その点はどういうふうに考えているか。

○政府委員（楠本正康君）　今回の原子病疾患に対しまする対策でございますが、これらは、只今お答え申しましたように、現在発生いたしました患者につきましては、万全の措置を講じておりますが、今後かようなものを見通してどういう一体対策があるかというお尋ねでございますが、私どもといたしましては、未だかような特殊な疾患に関しまして、確たる研究の成果を収めておらんのでありまして、取りあえず厚生省にはかねて研究協議会の組織を設けまして、広島のサンプル等を運びまして、これらの問題を研究をいたしておる段階でございます。なおこの研究協議会は、厚生省におきまして、特に予算を計上いたしまして、今後これらの治療対策を研究して行く予定でございまして、今回の事件に関しましても、一層これらの研究協議会の機能を活用いたしまして、目下研究に従事しておるわけでございます。なおこれら研究の成果がまだ結論を得ておりませんので、将来これに対して如何なる措置をとるかという問題は、いずれ研究に若干の結論を得てから対策を立てたいと存じておりますが、併しながら全体的に見ますれば、今後かような心配のない、かような必要のないことを私どもは願つておる次第であります。

　次にこのガイガー計数管は、いろいろな種類がございまして、それ〴〵使い方も若干違い、単位も違うのでありますが、まあ安いもので約六、七万円高いものになりますと三十万近くかかるのでありまして、現在各五つの港には、かようなものをいろ〳〵備え付けているのでございます。又現在「まぐろ」の缶詰で冷凍魚等が外国に輸出されておりますが、これにつきましても、一々この機械で検査をいたしまして、証明をして輸出しておるような次第であります。

　なお私どもは、各府県を督励いたしまして、五つの港以外にも、現在でも出廻る心配がありますので、これは指

導でございますが、できるだけ各府県にもお願いをいたしまして、かような機械を備え付けて、魚市場等において一応検査することを勧奨いたしております。ただ現在のところは、国内の生産と申しましょうか、生産品が極めて僅かでございます。又在庫品も少い。十分に手が廻りませんが遺憾な点でございますが、併し今後かようなものは一層改善されて、更に生産も増加することと存じますので、やがては従来私どもが顕微鏡その他を使つておりましたように、こういつたものも公衆衛生実施上の一つの有力な武器となるものと期待をいたしておる次第であります。

○千田正君　これは関連して聞くんですが、今一番困つておるのは勿論漁民であり、それから魚市場、仲買、更に困つておるものは小売、行商、こういうものに対して政府は、この何日間と休んでいる、それでなくても非常に中小業者の側は困つておる、そういうものに対しての融資とか、どうとかというそういう方面のことを考えておられるかどうか。あなたのほうでわからないとすれば改めて通産省に聞きますが、どういうふうにやつておりますか。

○説明員（永野正二君）　この問題が起りましてから食生活に関する徒らなる、何と申しますか、余り多き過ぎる不安を防止いたしますために今まで明な措置をとるように努力して参つたわけでございまして、この問題の影響が千田委員が仰せられるような営業上の融資その他の問題というふうに問題がまだ残つているのではないかというふうに私どもは考えております。

○千田正君　我々聞くのは、市中の魚屋さんですね。この連中はここ一週間というものは戸を締めてもう上つたりである呪うことは政府を呪い、我々国会議員を呪い、広く言えばアメリカさんを呪つておる。これでは社会不安を助長することになりますので、やがてはその声は相当大きくなつて来ると思う。こういう点をやはり慎重に考慮して、小売業の組合等からいろ〳〵の問題が起きて来ると思いますので、その点は今から万全の措置を講じてもらうように案を立てておられるかどうか。これは通産省との関係があるでしようから考えておいてもらいたい。

○委員長（森崎隆君）　只今の件に関連して私どものほうから一つだけお聞きしたいのですが、この問題では治療並びにそれに関連する緊急な問題はさつきお話がございましたし、人心の安定といいますか、魚価の安定、そういつたような問題も大体お答えを頂いたし、それから外交関係も一応お話を頂きましたが、今千田委員から申されました補償といいますか、補償というより日本政府による災害補償という問題がございますね、これは急を要すると思うのです。正式な補償は外交折衝の結果当然アメリカからこれは取るべきものだと思いますが、それまでの間、現在どんなにしておるか、この点について何か御計画が、お聞かせ頂ければ、水産庁にお聞きしたいと思います。例えばあの埋めたる、処理したところの「まぐろ」は大体買当り幾らで政府が買上げているか、或いは買上げようとしているか。又その金はいつ出すか。又船をああして繋留したままにしておりますが、相当のこれは損害だろうと思います。これを果して政府で買上げて焼き捨てるつもりか。あのままにしておいて、これが修繕その他について国が見てやるのか。毎日の生活の問題について具体的にどう考えているか。こんなことを聞きますのは、従来私的な意味じやなくて、公的な被害を受けた国民に対する当然責任ある政府がこれに対して損害を補償する場合、もうあらゆる面においていつも遅れている。演習場の問題なんかも端的な例だと思いますが、二十七年度の損害補償というのはまだ支払われていないといつたような点もございますので、この問題はこれは絶対に捨ておけないと思いますのですが、政府による代償は具体的にどういう計画で進みつつあるか、この問題をお聞きしたいと思います。

○説明員（永野正二君）　この問題の損害の算定ということにつきましては、これが間接的な影響までいろ〳〵考えて行くということになりますると、非常に問題は複雑で且つ短時間ではなかなか結論も出ない問題だと思いますが、少くとも第五福竜丸の船主並びに乗組員の皆さんに対する補償ということにつきましては成るべく十分な措置を、而も成るべく急速にとらなければならないというふうに私どもも考えまして、その点につきましてはいろ〳〵調査を進めておるわけでございます。差当りの乗組員の医療及び家族の生活につきましては、船員保険法による業務上の災害といたしまして、できるだけの医療給付及び生活費の支出ということにつきましてできるだけの措置をとるというほうに関係方面と連絡をいたしております。なおこれによつても差当りの生活に非常に支障があるということでございますれば、これは政府として取りあえず代替的な意味におきましても何らかの措置をしなければならないかとも存じておりまするが、ただ具体的に損害の額を只今日本側だけで決定いたしますということは、今後のアメリカ側との交渉のいろ〳〵なこちらのほうの要求という問題とも関連いたしまするので、これは慎重に考えて参らなければならない点もあるというふうに考えております。

○委員長（森崎隆君）　只今のお話はよくわかりましたが、対米折衝に関連しては、今全額払うという意味じやなくして、代替の支給というような形で、どんな形でもとれるのですが、問題は早く具体的にやつて参りたいと思いますが、別に期限的にはいつ頃までに大体暫定的な措置をするという見通しは今のところ言えませんか。

○説明員（永野正二君）　これは事務的な予算等は全然ないわけでございますので、問題はもう少し上局のほうで大局的にこの問題を処理してもらわなければならない性質の問題だと、こう思いますので、早速お願いをいたしまして、そういうような措置をとりたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　とにかく従来こういう損害補償は遅れがちでございますから、今回は特に一つ早く適当な費用を、暫定的なものをしてもらいたいと、こう思います。

　それからこの問題について海上保安庁からその後何か変つた御報告はございませんか。ありましたら……。

○説明員（砂本周一君）　前回の委員会で入港船舶につきましてもいろ〳〵関係各省と連絡をとつてこの問題に関する状況調査を続けております。それで先ほど異常な不安を助長する発表は差控えたほうがいいというお話でございましたが、これは、ここに今申上げますのは、折角の調査でございますから申上げますが、その反応の状況についての私どもの調査は、先ほど厚生省のほうのお話がありましたように殆んど影響はないという意味だと思います。なお私の申上げます反応の状況について間違つておりますならば御訂正願いたいと思います。本日の午前八時まで中央に参りました状況でございますが、入港後調査いたしまして、僅かながら放射反応のありましたものが、計十一隻でございます。この調査の内容でございますが、この事故のございました地点と幾ら離れておつたか、そしてその通過いたしました期日が何日であつたか、そして帰りました入港時日とそのときにおける反応の状況、こういうものでございますが、これは読み上げてよろしうございましようか。

○木下源吾君　どうぞ。

○説明員（砂本周一君）　第五福竜丸を基準にいたしまして、これは御承知のように、三月十四日焼津に入港いたしております。これは申すまでもございませんが、三月一日その地点におりまして、まあ中心地だと思われる点から七十三カイリの距離にあつたわけでございます。本船における反応の状況は魚と人体及び船体、いずれにも反応があつたことはすでにいろ〳〵発表された通りでございますが、次に第十住吉丸でございます。これは船籍が三崎でございまして、入港地は、二月十四日三崎でございます。この通過いたしま

したのは三月七日でございまして、ほぼ九百カイリほど離れておりました。これの反応状況は、魚と組板、それからびん玉というものでございます。これは漁業に使う浮きだと思いますが、この三つに若干の反応がありました。それかから大宮丸、これは船籍は静岡でございますが、入港がやはり三月十四日でございまして、三崎でございます。これは三月七日に通過いたしまして、その地点は百四十カイリありました。反応場所は作業服、それから魚、木箱、桶、どういう桶か、どこかデッキにあつたのだと思いますが。それから俊洋丸でございます。これは入港は三月十五日三崎、通過時日三月七日、その地点は一千百四十カイリ、これには魚とそれから甲板——デッキでございますね。それから先ほど申上げましたびん玉。これに反応があつた。次は第十三海幸丸でございまして、これは三月十六日三崎に入港、通過時日は三月十日、距離七百二十カイリ、これには帽子、それから作業服、雨衣、その他もう一点ございますが、これは入港は三月十六日三崎に入港しましたが、通過は三月一日でございまして、その地点が九百カイリでございますが、これには魚、それからカヴアーのようなものでございます、デッキにありましたか。それから幸進丸であります。三月十七日に三崎に入港しました。通過地点、三月七日に千二百六十カイリ、これは帽子と魚でございます。それから第八福吉丸、これは三月十七日に三崎に入つております。通過時日が三月八日で、その地点が千三百八十カイリ、これには作業服、それから雨衣、魚、餌箱。それから第十一丸高丸でございますが、三月十七日三崎に入港、これは三月一日の地点が八百五十カイリ、これは魚、帽子、それからハッチカバー。次に第十一日光丸、これは三月十七日東京に入つております。これが三月一日の地点が八百カイリでございます。これには魚、船体、こういうふうになつております。次に第十二高知丸でございますが、これは三月十九日に東京に入つております。三月十日の地点が四百五十カイリでマスト、ロープ、もう一点ございますが、船体の外板でございますね。これは大体報告に基いてまとめたものでございます。反応その他についてこれを事実と反するものがございましたら……。

○委員長（森崎隆君）　これは一つ参考資料としてあとから頂けませんでしようか。

○説明員（砂本周一君）　これは差上げます。

○委員長（森崎隆君）　只今の海上保安庁の御報告に別に御質疑ございませんか。

○木下源吾君　今の諸々の反応は害はないだろうだがこれは販売しているのですかどうなんですか、魚なんぞは……。

○政府委員（楠本正康君）　このガイガー計数管というものは非常に使い方のむずかしいものでして、殊にこの放射反応というものはどういう場合におきましても、地軸回転の関係でかなりの放射能が出ております。而も場所によつても違いますし、潮の満ち干き等によつてもこの地軸の関係から違つて参ります。従つてやればどこでも出る。そこで素人がこれをいじつて、例えば早稲田大学の先生がすしを食べて、そのすしを調べて見たら出た。我々は従てましてそれを調べて見たら、それは当然地軸の回転から来る放射能であつて、何ら支障のないことがわかつた。そんなようなことばかりでありまして、私どもは今までその検査をした結果によりますと、福竜丸の魚以外には絶対に出ておりませんから、これだけは一つ御安心あつて然るべきものと存じます。で私はその点を大いに強調いたしまして報道いたしているのですが、ですからこの点は非常にむずかしいものなんでして、どうか御了承願いたいと存じます。私先ほどその入つた魚については絶対に大丈夫ということを申上げまして、只今海上保安庁のほうから又別な意見がございましたが、これは放射能のあるようなものは困りまするが、食べられませんが、さようなものはございません。ただ船体におきましては只今御指摘のように、若干極めて微量の放射能を証明し得たのです。併しこれとてもその船体の中に住んでおつて或いはその放射能を食べるというようなことは困りますが、外部的に受けても何ら支障のない程度のものであるということを確認いたしております。従つてかような点は却つて混乱を起しますので、この際学術的な根拠を以てはつきりと申上げておきたいと思います。

○木下源吾君　私の今お伺いしたのは、今こちらから海上保安庁の御報告の中に魚が影響しているというのがしば〳〵出ているわけなんで、その処置をどうしたかということです。それをお聞きしておる。

○政府委員（楠本正康君）　私どもは魚で危険のような魚は、これは一々食品衛生法に基きまして、これは市販に出ることを禁止いたします。併し厳格な検査の結果支障のないものは、これは勿体ない話ですからして、ちやんと厚生省の検印を押しまして、丁度豚や牛に検印が押してあるように、一々検印を押して出荷いたしております。従つて現在東京その他に出ております魚類は、すべてあの南方から来る魚は全部検印が押されておるはずであります。検印が押されないようなものはこれは出せないのでありますし、福竜丸以外の魚で私どもがこれまで検印を押さずに出したものは一つもございません。

○木下源吾君　その検印を押して出しただろうが、今の保安庁の報告の中に、魚に影響あるという報告があつたのです。その分はどうなつたかと聞いておる。検印したのかしないのか、大丈夫という……。

○政府委員（楠本正康君）　私どもは勿論科学的な根拠を以て大丈夫ということで検印をいたしております。福竜丸の魚だけは、これを廃棄処分いたしました。

○木下源吾君　そうするとどのくらい影響しておるか、おらんかによつて、あなたのお話なら検印を押すか押さんかきまるらしいのですね、そうじやありませんか。

○政府委員（楠本正康君）　この放射能は只今申上げまするように、地軸の関係でどこにでも放射能を証明できない位置というものはないわけでございまして、従つてこれが果して地軸関係のものであるか、或いは本当に原爆の被害による放射性物質によるところの放射能であるかとこういうを、区別して判断しなければならないということを申上げておるわけであります。従つてさような観点から判断いたしますと、今までこの福竜丸以外の魚では危険はなかつたという事実を申上げたわけです。

○説明員（砂本周一君）　充ほどこの資料を発表いたしましたが、この基地にはその関係の機関もあることでございまして、私のほうが独断でこういうことをやつていないと思うのです。従つてこの措置につきましては、漁獲その他は十分な完全な措置がされておると思うのであります。ただいろ〳〵船の航海中の事情、その他について調査を出しておりますので、多少でもそれが原爆の直接の影響があつたかどうか、この報告には何もございませんけれども、多少でも出たことにつきまして、勿論直接私のほうが責任を以てやつたのではなくして、ほんの少しでも出たというものについての報告だと思うのであります。従つてこれの影響につきましては、厚生省その他が十分現地におかれまして責任のある処置をされておると私ども承知しております。

○木下源吾君　その点はわかるんだが、その検査といいますか、調査といいますか、あなたのほうの調査はどこで、例えば大学だとか、試験所とか、どこでおやりになつたか。

○説明員（砂本周一君）　これは出先に私のほうの機関がございますから……。ただ船の入りましたその状況を、どういう航路を辿つて航海して来たか、こういうことは本船で調べますればわかりますし、又航海日誌その他で一応参考まで調べておるわけでござ

います。それでそのことについて何か関係あれば、当然事件直後でございますから、関係機関も皆その船に出向くとか、その他関係をお持ちになつておると思いますが、若し万一私のほうの関係だけが多少関係がある場所を通つたということを知りました場合には、直ちに帰つて申しますならば水産課とか、当然の関係機関に連絡するようにということを厳重に伝えて調査をやつておりますので、単独で動いてはいないと、かように考えます。

○木下源吾君　どこで調査したのがこういう結果が出たのか、秘密であればこれは言わなくてもいいが……。

○説明員（砂本周一君）　秘密ではございません。

○木下源吾君　そちらは厚生省ですか……。そうするとこれは厚生省の検査したのか、あなたの検査したところは違うのか、一つか、それをどちらからでもいいからお聞きしたい。

○政府委員（楠本正康君）　厚生省におきましては塩釜、芝浦、三崎、焼津、清水、この五港に農林省と相談の結果、船の御帰航を願いまして、現在のところ漏れなくそこに入つて来ております。そこに専任の係官を十六日以来常勤させております。そうして逐次その港に入る船につきまして検査をいたしております。なおその場合にどの距離を通つたかというようなことを確かめ、又同時に船体それから魚類、或いは乗組員の健康状態というものを逐次検査をいたしております。

○木下源吾君　ちよつと、そうするとその調査ですが、あなたのほうは違う別の調査ですか。

○説明員（砂本周一君）　実際の具体的のことは報告の中にあるかも知れませんが、あれは恐らく調べましてもそういう現地の機関と連絡をとつておると思います。

○委員長（森崎隆君）　この点は海上保安庁自体にそういうような調査機関はないと思うので、やはり厚生省その他とまあ緊密な連携をとつてやつておるんだろうと解釈していいんじやないかと思いますがね。

○木下源吾君　解釈はね、もうよろしいけれども、今のお話は放射能というのは地軸の関係でどこにでもあるのだ、こういうことに一般化してしまうと、それはそのような放射能であるのか、たとえまあ微弱であつてもそれは今度の何でしたかなあ、原爆か水爆か、それなのか、これをやらんと、それで同じ放射能でも片一方は、この地軸のほうは何でもない、却つてまあ薬になるかもわからんというようなことにもなるかもわからん。それは一体見分けがつくのですか。

○政府委員（楠本正康君）　これは勿論この放射能は地軸の関係である、この放射能はこれは被爆の関係によるんだということははつきり区別いたしまして、勿論……、そして専門的に見分けをいたしまして結論を出しておるわけなんです。従つてどうか毎日たくさんの魚が入つております、これらのものは厳格に厚生省が責任を持つて検査いたしております。どうか御不安なくお願いをいたしたいと存じます。その点私責任を持つて申上げられると存じます。

○木下源吾君　厚生省の検査はそれは信用するのですよ、するんだけれどもこの程度ならばいいんだということですね、放射能がこの程度ならば食つてもいいんだ、かかつてもいいんだと、こういうことが一体限界がないとなあ、不安でやつぱり……。

○政府委員（楠本正康君）　魚類そのものから放射能が仮に僅かでも出れば、これはまだ研究がしてございませんから私どもはこれを廃棄処分をいたすことになつております。ただこの辺にあります、地球上にある放射能を以て廃棄することはこれは行過ぎでありますからさようなことはいたしません。なお私先ほど船体に微量の放射能を証明し得たと申上げましたのは、これは船体それ自体に放射能を持つておつた、こういうことを申上げたのでありまして、これは勿論注意すべき問題だと思います。併しこの放射能は必ずしも人体に危険のあるほどのものでなかつたので、別に人の手当はいたしませんでした。そういうことを申上げておるわけです。

○木下源吾君　それでは、私は無理にそれを聞き質そうとするのではないんだがね、今度の放射能というのはこの前の広島のと同じなんですか、放射能それ自体が。

○政府委員（楠本正康君）　これは放射能物質の差によつて放射能は違つて参ります。恐らく広島の場合のとは違つた性質のものだろうと想像いたしております。

○木下源吾君　そうすると同じ放射能でも違つておる、そうすると新たに地軸の変化で出るという放射能と、これは違うということも言われるのでしようか、出る物質によつて違うのですか。

○政府委員（楠本正康君）　地軸から出ている放射能のために……、機械によつては立派にこれは見分けがつくわけでございます。機械によつてこの放射能は地軸から来ている放射能、これは放射物質から来ている放射能だということを立派に見分けがつきます。ただその広島の場合の放射物質から出る放射能と、今回のものについてはこれは多分異なつたものであろうということを申上げているわけでございます。

○木下源吾君　そうすると地軸から出るのは一定のものではないんですね、そうじやないですか、その放射能というものは。

○政府委員（楠本正康君）　私先ほども当初にお断りいたしましたように、放射能は極めて最近の学術でして、極めて複雑なものであります。従つて私この地軸放射能についての本体をここで申上げることはできませんが、併しながら地軸放射能というものは、これはどこにも宇宙に存在しているものです。併しながら今回問題となつておるのはさような放射能ではなくて、放射物質が附着することによつて出て来るところの放射能が問題になる、こういうことを申上げているのです。

○木下源吾君　海上保安庁の今お話になつた魚屋とか、或いは作業服とか、或いは帽子だとかいうようなのの反応は、それはことごとく地軸の放射能ということが言い得られるのですか。

○政府委員（楠本正康君）　かようなものはまだ私どもは報告を受けておりません。いずれ調査いたしまして、もう一応一つ厳格に調査いたしたいと存じますが、私どもが今まで現地から報告を受けております魚類その他につきましては、さような報告は受けておらんというよりも人体に支障のあるようなものはないという報告を受けております。ここに農林省もお見えですが、恐らく農林省も同様な報告を受けておるだろうと思います。

○説明員（永野正二君）　その魚の検査につきましては、それは事人間の命に関する問題でございますから、私どもといたしましては専門の厚生省と連絡をとりまして、検査をしてもらうように措置をいたしたわけでございます。現在まで毎日厚生省のほうで責任を持つて日報をお出しになつておりますので、それで以て精密な結果を出しておるというふうに考えております。

○木下源吾君　日報なんというのはこれは危険がないというだけのものだろうと思う、実際のところは……。ただ私のこうしてしつこく聞いておるのは、こちらの話を聞いておると、何縷か来た魚の中に放射能があるやつとないやつがある。そうすると地軸の何とかかんとかというのであればあるなら皆ある……、幾らかでもあるのとないのとがあるからそれを聞いておる。今度の爆発のじやないかとまあ想像するわけです。そうして又お話を聞いておると勿体ないからこれは食つてもいいだろう、こんなことならばとても不安でどうにもならない。

○委員長（森崎隆君）　この問題、木下委員に申上げますが、保安庁、水産庁、厚生省、もう少しよく連絡をして頂けば、結論が出る問題じやないかと思います。ですから次回に……。

○木下源吾君　心配だから私は絶対に食わない、ほかの人は食うかも知れませんけれども、私は食わない。そんなもの食わんでも生きて行かれるのだか

ら、あんな不安なものは食う必要ない。だから大丈夫なら大丈夫で、こういうことがもう少し科学的根拠の上に立つて素人でも、うちの家内でも或いは又宿屋の女中でも説明ができるようにもつと簡単にできませんか。

○委員長(森崎隆君)　次回に統一した御返事を頂くようにいたします。

○木下源吾君　こちらの話を聞いて見ると多くの魚の中にはあるやつとないやつがあるのだね、そうなるとないのやつがあるのだね、そうなるとないのなら……。地鞘なら皆一遍になる……。

○政府委員(楠本正康君)　事食べ物の安全性につきましては厚生省が所管事項といたしまして責任を持つております。而も今回の問題は極めて国民に及ぼす影響も大きいので、特に従来していなかつたのですが、すつかり水揚げ等で検査もいたしまして、而も検印を押して安全を保証しておるわけであります。ですからどうかかような措置に御安心願つて一つお召上りを願いたいと思います。

○木下源吾君　私は厚生省疑うわけじやない、今も私は、別の部屋で決算委員会でやつている……、そうして安心しろなんてばかり言つておつて、あれを見ると麻袋を十三億ばかり買つて八億何千万円ばかり損して、どうも済みませんでしたと言つておる。今度川君、根本君がやつて来た、そうしてその元の長官が皆やつて来て……。ですから私は実際心配するのだよ。だからあなたたち信用しないというのじやない、信用するのだから、これからはもう大丈夫、押してへつこむのは脚気だ、へつこまないのは脚気じやないので、素人でも誰でもわかるように一つ説明ができるようにお願いしたい。

○委員長(森崎隆君)　その問題は次回に一つ問題として……。

○木下源吾君　今の話聞いているというとどうもこつちの話をそつちの話と違つていて心配なんです。だから、何もむずかしいことじやない、私も勿体ないことも知つておるけれども、命をとられるのだから。勿体ないもいやしいからという昔から言葉がある。そうするとそれで参つちやう。(笑声)それは笑い事じやないのだ、だけれどもね、是非そこを安全にして下さいよ。そうしてそれが安全になつたら……向うから来た魚は食うなということになつたら困つちまうよ。今厚生省が一番だと思うのです。もつと簡単に見分けがつくという、何とかもう少しそれが今すぐ放射能とか何とかというのが勝負がついてしまうものだと思つたらそうじやないのだね、だん〳〵どこか目に見えないで腹の中に走つて行く、こういう話を新聞で皆出て来るのです。

○委員長(森崎隆君)　それでは只今し問題は……。

○木下源吾君　さつき私が聞いたのは今大学に入つておる者以外はひどい、そういう何でしたか。

○委員長(森崎隆君)　その被害者の被害以外の病気というお話がございましたから、これは相当根拠がない場合には一応速記から取除いて頂かないと又誤解があるといかん、その問題でございます。

○木下源吾君　ああそうか、今伺おうと思つたけれども、よそう。

○委員長(森崎隆君)　この件につきましては本月は一応質疑をこの程度で打切ることにいたします。

○委員長(森崎隆君)　なお時間の関係で第四の議題に移りたいと思います。

水産業協同組合法の関係省令に関する問題を議題といたします。省令の問題につきまして水産庁から現在の内容……。

○説明員(立川宗保君)　先般成立をいたしました水産業協同組合法の一部を改正する法律に基く省令の内容、大体の考え方について御報告を申上げたいと思います。

この法律の第百条の八によりますと、「共済会は、毎事業年度の終において、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。」ということになつております。そこでその責任準備金の積立方を省令で定めるということに相成ります。只今お手許に参つております案が、我々の考えております省令の内容でありますが、これを各条につきまして御説明申上げたいと思います。先ず全体を通読いたしますと、

水産業協同組合法による共済会の責任準備金の積立に関する省令

(責任準備金)

第一条　水産協同組合法第百条の八の規定により、共済会は、毎事業年度の終りにおいて、それぞれ左の金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一、当該事業年度において収入した共済掛金のうちまだ経過しない期間に対する金額

二、当該事業年度において収入した共済掛金の百分の三以上に相当する金額

(未経過共済掛金)

第二条　前条第一号の準備金の額は、当該共済期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして、月割でこれを計算するものとする。

(異常危険準備金の取りくずし)

第三条　第一条第二号の準備金については、当該事業年度において、支払つた共済金の総額が収入した共済掛金の百分の五十に相当する金額をこえたときは、第一条の規定にかかわらず、第二号の積み立てをせず且つその超過額に相当する金額を前年度までの積立金から取りくずすことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

先ず責任準備金といたしまして、法律の命ずるところによつて積立てますものは二つ種類があるのでありまして、その第一のものは未経過保険料、未経過共済掛金でありまして、つまりまだその事業年度ではその共済掛金の対象となつていない保険事故分があるのでありまして、その部分は当然翌年度の危険に充当すべきものでありますので、そのものは積立てて次の年に準備をする。例えば昭和二十八年五月十六日に一年分の共済掛金が来たと、こういたしますと、翌年昭和二十九年の五月十五日まで共済の対象になるわけでありますから、事業年度が四月の一日から三月の三十一日までといたしますと、昭和二十九年の四月一日から五月の十五日までの分は未経過共済掛金部分でありまして、これは積立てる。それからその次は当該事業年度において収入をいたしました共済掛金のうち百分の三以上の金額を危険の準備というわけで積立てておくということにいたすわけであります。この省令は法人税法の関係と非常に密接な関係を持つものでありますが、法人税法のほうにおきましては、これに対応して所要の改正を加えて、責任準備金を積立てましたものについては損金と見て法人税をかける対象にしないということによる予定でありますが、その法人税法の大体の内容は共済掛金の最初は一割というものは当分の間損金に見ておくというような工合に規定をする予定でありまして、ここで百分の三以上、こう書いてございますが、実際は当初五年の間は、一割くらいの積立をして行くということができる準備をしておるのであります。

次に第二条のほうに参りますと、これは第一号の準備金の計算の仕方でありますが、先ほど例を挙げました昭和二十八年の五月の十六日に、一年間の契約で共済掛金を始めたという共済掛金をやつたという例を挙げましたが、その場合には未経過部分は申しましたように、四月の一日から五月の十五日までになりますが、これを一々日割で計算をいたしますと、非常に煩雑になりますから、これを月割計算にするというやり方をとつたわけであります。このやり方については、いわゆる二十四分と十二分というのがありますが、その半月割計算というやり方をとりませんで、ここは月割計算のやり方をとりました。従つて今の例で申しますと、始期の属する月の翌月でありますから、五月の翌月、つまり六月の一日から始まつたものとみなしてしまう。そこでこの共済月割は四月、五月という二カ月分を以つて積立金とする

第十九回国会　衆議院　外務委員会議録第二十四号

昭和二十九年三月二十四日（水曜日）
午前十時四十八分開議

出席委員
委員長　上塚　司君
理事今村　忠助君　理事富田　健治君
理事福田　篤泰君　理事野田　卯一君
理事並木　芳雄君　理事穗積　七郎君
理事戸叶　里子君
麻生太賀吉君　大橋　忠一君
北　玲吉君　佐々木盛雄君
喜多壯一郎君　須磨彌吉郎君
上林與市郎君　福田　昌子君
細迫　兼光君　加藤　勘十君
河野　密君

出席国務大臣
外務大臣　岡崎　勝男君

出席政府委員
内閣官房長官　福永　健司君
（保安庁長官）　山田　誠君
（保安庁長官）　土屋　隼君
（欧米局長）　下田　武三君
（条約局長）　小田部謙一君
（経済局長心得）　鈴木　源吾君
（財務参事官）　木村　恵一君
（管繕局長）

委員外の出席者
議員　下川儀太郎君
議員　加藤　清二君
議員　加藤　鐘造君
総理府事務官（調達庁不動産部次長）　大石　孝章君
専門員　佐藤　敏人君

三月二十二日
在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
亡命中国人の保護に関する請願（西尾末廣君外七名紹介）（第三八八二号）
の審査を本委員会に付託された。
同日
抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都千代田区西神田二丁目二番地引揚貿徹全国留守家族大会有田八郎）（第二一五二号）
同月二十三日
海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第二二九四号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件（条約第八号）
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第九号）
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一一号）

○上塚委員長　これより会議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件外三件を一括議題といたします。本日は各協定について逐条審議を続けます。

まず日米相互防衛援助協定の前文について質疑を許します。佐々木盛雄君。

○佐々木（盛）委員　外務省の方に承りますが、この前文について質問をいたします前に、まずこのMSA関係協定と不可分の関係になつております、ただいまも問題になつておりました秘密保護に対する措置の問題があります。日本が何らかアメリカから提供される武器に対して秘密を守らなければならぬということは、MSA協定によつて厳格に命ぜられておると私は思うのです。そういう意味におきまして、まだ国会には上程されておりませんけれども、ただいまMSA協定に伴うところの秘密保護の法律を用意いたしておられるように思うのでありますが、まずこれは日本国内における一般の軍機保護ではなくして、MSA協定による限定されたものである。従つてMSA協定を受けるからには、当然裏づけとして、日本において成立させなければならぬ義務法律であると私は考えるわけでありますが、この点をまず最初に承つておきたいと思うのであります。

○下田政府委員　秘密保護の点につきましては、MSA協定の明文上は立法措置の義務を負つておるわけではございません。ただ秘密保持を有効になし得るための措置をとると書いておりますので、その措置をとらんとすれば、日本側の現在の法制のもとでは完全な措置がとれませんので、そこで協定には立法とは書いてないけれども、日本政府の自主的の見地から、立法の措置をとつた上で秘密保持の全きを期する、そういう間接の関係になつて参つておるわけでございます。

○佐々木（盛）委員　そういたしますと、今度のMSA協定をわれ〳〵が審議いたします場合におきまして、ただいまの御説明から考えますと、当然私は、まだ成案を上程されておりませんから詳しくはわかりませんが、大体の輪郭くらいはわれ〳〵がこれを知つておかなければならぬということを痛感するわけであります。従いまして私は本日、これから上程されるであろう法案について一々申し上げるわけではありませんが、大体の輪郭を知つておきたい、かような見地から関係の方々に私は承りたいと思うわけであります。

私はどうしてもMSA協定の審議と、この秘密保護の法案の審議というものは不可分の関係にある、私は私の良心と良識に従つてさように考えるわけであります。従つてそういう見地から承るわけでありますから、こまん〳〵したことを私は承ろうとは思いません、それはいずれあらためて法案がかかりました際に承ります。そこで外務省に承りますが、今度の、ただいま政府が法律的措置をとろうという秘密保護法というものは、アメリカから貸与される武器、これだけに限るものとただいまの御答弁からは判断されるわけでありますが、そうではなくして、一般の日本の軍機の保護をしようというのとは、根本的に性質が私は異なるように考えるわけであります。この点についてはいかがでございましょう。

○下田政府委員　仰せの通り、この協定に基く秘密保持の措置は、協定に基いてアメリカから援助を受けるところの物件、役務または情報だけについての秘密を保持することを目的とするものでございます。なお保安庁の保安局長が来ておられますので、御希望でございましたら、私よりもつと具体的に御説明申し上げられると思います。

○佐々木（盛）委員　ただいまの条約局長の御答弁に関連して保安庁保安局長も、もし補足することがございましたならば、この際補足していただきたいと思います。

○山田政府委員　ただいま外務省条約局長の御説明で大体その要旨は尽きるのでございます。今回上程いたします予定になつております秘密保護法は、あくまでも日米相互防衛援助協定に基きます条約上の最小限度の必要を満たすための措置でございまして、日本独自の自衛隊の秘密を保持するという性質のものは何ら包含されておりません。

○佐々木（盛）委員　ただいまの御答弁によつて、日本独自の保安隊の軍機を

がかえていいというならわれ〳〵はどこへでも行く、固執はしないという御答弁をいただいたようであります。そこで伊関国際協力局長にその会見の後にお尋ねいたしましたら、アメリカはそう言つておつても、実はもうおれの手を離れて特別調達庁に行つておるから特別調達庁へ行けという。特別調達庁に三月十六日に行つてお話をいたしますと、どういうことを福島長官が言われたかというと、どうしてもやらなければならぬという確定的な理由はほとんどないのであります。ここにその間答の概要をしるしたものがございますが、民有地を買うのが困難だというだけが理由になつておるようでありまして、もしかえ地があるならばいい。そこで地元の人たちはかえ地がありさえすれば移つてもらえるのなら、ひとつ地元の者がかえ地を探すことに協力しようということを言つておるわけであります。もし政府が民主的に政策を実行しようとされるならば、こういう態勢に来ておりますので、この民意を無視してあそこへ割込まれるというのは、はなはだよろしくないと思うのでございますが、これに対しては最後的には内閣できめていただかなければならぬと思いますので、特にお忙しいところを足をとめまして恐縮でしたが、お尋ねしたいのであります。

○福永政府委員　お尋ねの点は直接私が所管をいたしてはおりませんので、きわめて詳細には申し上げがたいところでございますが、大体聞き及んでおりますところを申し上げますと、御承知のように今度いろ〳〵の施設を相当まとめて一方において返還しようというような話もあり、また一方において今御指摘の場所を独身兵舎にという話もあるわけでございますが、その点につきましてはいろ〳〵文教上の見地その他からいたしまして、地元等にも意見が起つておるわけでございます。これにつきましてはもとより政府も関心を払つておるわけでございますが、同時にはかへということになりますと、また新たなる施設をつくるなどということにつきましては、相当費用もかかる問題でございます。そこでで き得るだけ国費も節約しなければならないというような点もございます。そういつた点を総合的によく判断いたしまして、地元の声につきましても、よく耳を傾けまして、さらに一層研究をいたしたいと存じております。今穂積さんの御指摘のようなことにつきましては、一層検討し、さらにやつて参りたい、こう思つております。

○穂積委員　ありがとうございました。理解のある御答弁でございましたが、それでは至急地元の方とも一ぺん御懇談をいただきたいのであります。

もう一点だけこれは緊急なことですから、土屋欧米局長にお尋ねしたいのですが、実は四月四日にコペンハーゲンで国際農村青年会議準備会が行われるので、日本の青年が三人ばかりぜひ渡航したいというのでお願いしておるようであります。もう一つは世界民主青年連盟のデンマーク支部から、日本青年に対しまして招聘があつて、二名ばかりの日本青年が渡航したいというような希望である。特にデンマークの方につきましては在日公使館からギヤランテイも来ておるように承つております。これの渡航についてなか〳〵簡単には旅券がいただけないようでありますが、どういうわけで旅券をおろしていただけないのか、非常に期日が迫つておりますので、この時間をかりまして恐縮ですが、お尋ねをし、お願いするわけであります。

○土屋政府委員　ただいまの渡航の問題は、私もこまかくは知つておりませんが、ギヤランテイ・レターが来ておりますと言われたところに、少し事実と違うところがありまして、ただ電報で来ていいということである。それからサスの方で飛行機の片道の払込みがあつたということでありますから、渡航課といたしましては、行きはよい帰りはこわいでは困りますから、帰りも保証してもらい、向うに滞在中の滞在費その他も保証してもらうということが必要でございますので、この書類が来ますと出すというので、その書類を待つております。ただ一般外貨を買います必要がありましたかどうか、これは知りませんが、もしありとすれば今一般外貨は非常に苦しい関係上、ほかとのつり合いで準備その他で、それだけの数が行つていいかどうかということは、渡航審議会で問題になると思いますが、ギヤランテイ・レターの方が確実だといたしますれば、われ〳〵の方では内容に確信を持つ限り旅券をおろすことを断ることはなかろうと思います。

○福田(昌)委員　一点だけお伺いしたいのです。ビキニ環礁の例の被爆漁船第五福龍丸の問題ですが、アメリカ側から譲渡の申入れがあつて、政府が交渉にあたつておられるということを新聞で見たのでございますが、その後の交渉、また外務省はどういう御返答をなさつたか伺いたいと思います。

○土屋政府委員　アメリカから譲渡してくれという話で、その後のことはどうなつておるかという御質問には、ちよつと御説明を加える要があると思いますが、アメリカから譲渡してくれという交渉を今までして来たわけではないのであります。ちよつとこまかくなりますが、事の起りは、あそこに船が入つて来て、ああいう状態になりました。ところが物見高いものですから、全国から毎日学者だけでも百人ぐらいの者があの船を見に来るという現在の情勢であります。ところが放射能を持つております船にやたらに人を乗せるということが、はたして危険であるかないか、これも地元としては非常に心配しておるところでありますし、また船は多少水が中に漏れて来るのですが、その水をかい出して、さて大海に捨てよいものかどうかもはつきりしない。こんな事情でありますので、地元では非常に弱りまして、こういうやつかいなものを地元に置くのは困るので、どこかに持つて行つてくれないかという話がわれ〳〵の方にありました。それでこの問題につきましては、アメリカ側も事情を知つておるだろうと思いましたから、アメリカ側に一体こういう船をどうしたらよいだろうと聞いましたところが、アメリカの方から、アメリカ海軍には実はその問題について多少専門的に知つておる人があるし、設備もあるから、横須賀に持つて来れば清掃してあげてお返ししたいたしましよう、こういう申出がありました。われ〳〵宙に考えましてけつこうな申出だと考えましたので、現地に伝えましたところが、現地では必ずしもその話には応ぜられないような機運も出て来たわけであります。その理由は日本に唯一のいわば貴重な材料であるので、この研究の材料を清掃してしまつてわからなくすることは、はなはだおもしろくない。あのままに置いて、今後長年にわたつてそれがどういう反応を示すか、どういう効果を及ぼしたかという点も研究したい。こういう熱心な学者その他の向きもあつたわけであります。それで地元では、一方これを非常に危険視する人たちと、それから資料として貴重であるからとどめておきたいという人たちと、そこに持つて来てアメリカ側としては場合によつては自分の方で引受けてきれいにしてお返ししたしましようという、三つの話があつて、今のところどうもはつきりきまつていないというのが現在の情勢であります。外務省といたしましては、いずれにいたしましても、他に危害が及ばないような方法と、将来研究の材料になるという点を主眼とし、特にアメリカにそういう施設があるならば、何らかの方法によつてこれを清掃してもらうことも必要ではないか、もしあの船が全然使えないということになりますと、これは当然賠償、補償の問題も起つて来るわけであります。そういう点を考えまして、現在はこういう三つの関係者の意向をくみまして、現地の人たちが考えるように、外務省はこれについては一応口をきいて、現地の考えのまとまるのを待つておるというのが現在の情勢であります。

○福田(昌)委員　時間がありませんで、御迷惑かと存じますが、もう一点

だけ承らしていただきたいと思います。

日米合同でこの被爆漁民に対する治療上の問題の話合いをし、そしてまた治療をするというようなことも伺いましたが、その日米合同の措置はどういうことになつておりますか。

もう一つはアメリカの第五福龍丸を消毒して、また日本に返してあげようというような交渉を、外務省が心配してなすつたという点においては了といたすのでございますが、私どもが多少遺憾に存じますことは、放射能を持つておる船がこういうところにあつて、はなはだ困つておるという問題であれば、これはもう日本のそういう学者なり、あるいはまた他の部署に御相談なされば、日本の国内においてもできたことであつたろうと思うのであります。それをいきなり外務省からアメリカ側に御折衝なすつたという点におきまして、その御努力はわかりますが、日本の国内においてもう少し処置すべきではなかつたかと思います。私どもは原爆を見舞われました世界最初の国民といたしまして、御承知のように広島にABCCの研究所ができましたが、あの研究所におきます貴重なデータというものは大部分アメリカに握られておつたのでございます。私どもも学問の分野にそういつた国境というものはあり得ないと思います。従いまして何もアメリカが広島に原爆を落したから、けしからぬということをとがめておるのではないのであります。そういうことを抜きにいたしましても、医学上の見地から研究したもの、特に広島で研究したものというものは、日本の学界でも堂々と発表させ、堂々と進んだ研究がなされるように、自由な天地を学問の分野で広げなければならぬと思います。広島のABCCという今までの形から見まして、学問上からも貴重な第五福龍丸は、学問的な見地から日本の学界においてこれを研究の資料にするという形に、外務省が御配慮いただくのが当然だと思うのであります。従いまして外務省当局が日本のそれぞれの分野の方と御相談していただきますれば、これを消毒するにいたしましても、放射能の消毒くらい、日本の現実の放射能学界の能力において十分にできると思うのです。従いましてそういう学問的な見地から、この第五福龍丸の措置をおとりはからい願いたいと思います。これは日本国内において十分協議して処分していただきたい問題であるわけであります。

第二番目は要望になりましたが、最初の日米合同の措置についての現段階における状況を御報告いただきたいと思います。

○土屋政府委員　この日米合同の治療の問題につきましては、ABCCのモートン博士が東京に出て来まして日本側と話をいたしましたが、モートン博士が立ち入つてこういう治療に当ることについては、必ずしも日本の学者側あるいは医師側において、好意を示す向きばかりでもなかつたいきさつもございましたので、急には日米合同の治療というところに進まなかつたわけであります。モートン博士は、福田さんもよく御存じだと思うのですが、医者というよりは病理学の御専門の方で、治療の方についてはもと〳〵専門家ではあられなかつたわけであります。いずれにいたしましても、そういう出足が遅れました関係上、私どもも早く専門家が来てほしいという要望をアメリカにいたしておりましたが、たしか一昨日の夜でありましたか、原子力委員会の保健局長をしております ドクター・アイゼンバッドが着きまして、日本側の各方面と連絡をしたいという意向を外務省に言つて参りましたので、われ〳〵はあつせんの労をとりまして、本日外務省におきまして、関係各医師あるいは文部省、厚生省の人たちも入れまして、今後の治療の方法、対策等につきまして協議をいたしております。これは私どもの聞き及びます限り、こういう治療についてはアメリカにおける最高の権威のように承知しておりますので、この人は日本側に多大の支持を与えるものだろうと思いますので、今後を期待しているわけであります。

それから先ほどのお話で、たとえば船を片づけるとかその他の問題について、アメリカに話す前に日本側で当然やるべきだという御意見、これは福田さんのおつしやるところは、私決して反対するわけではございません。ただ福田さんの御質問が、外務省は何をしているかということですから、こういうことをいたしましたということを申し上げたので、本件については決して外務省が主導ではございません。厚生省、海上保安庁、県の警察、こういうものが中心になりましていたしておるのであります。これがもてあましまして、何とかならないか、アメリカ側はどう考えているか聞いてくれというので、外務省が使い走りしたというのが現状でありまして、外務省が日本側の調査なり何なりを考えずして、対アメリカと協同で行こうという考えを持つておるというふうにお考えいただくことは、少し事情からはずれると思います。日本側で安全な措置ができればそれに越したことはありません。また今後の資料として十分活用すべきであるという考えを持つておるのは当然だと思います。

○福田(昌)委員　外務省は私が申し上げたことを少し誤解なすつたような感じもいたしますが、私は外務省がとられた措置をなじつたわけでは決してないのでございます。ただ学問的な見地から、第五福龍丸というものは日本の学界においても研究をすれば貴重な資料になる、そういう意味で日本のいろいろな――厚生当局に御相談いただくのもけつこうだし、放射能学会の方々に御相談いただくのもけつこうだし、その処置の予算的な部面に対しては、それ〴〵の部門と御折衝いただくのもけつこうです。外務当局は処分する場合においても十分御配慮いただきたいという希望があつて申し上げたわけでございます。従つて、この船の処置は、地元の意向と日本の学界の方々の意向を聞いてきめていただきたいわけです。

○上塚委員長　これにて相互防衛援助協定の前文についての質疑を終ります。

午後二時半より再開することといたしまして、暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

――――◇――――

午後三時九分開議

○上塚委員長　休憩前に引続き会議を開きます。

これより第一条について審議いたします。政府側より説明を求めます。下田条約局長。

○下田政府委員　第一条を簡単に御説明申し上げます。

第一条は四項目ございまして、第一項が基本的原則で、これによつて援助を供与するということを定めておるわけでありますが、特に御説明申し上げるべき点は、ここにもまた「経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り」というまくら言葉で、経済の安定を無視してやるのじやないということを明らかにした点が、特に注目すべき点だと思うのでございます。何が供与されるかという点につきましては、「細目取極に従つて」と書いてありまして、これはその都度両国で相談してきめるわけであります。それから第二の文章で「国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。」という点を入れました点は、先ほど申し上げた通りでございます。第三は米国政府が供与する援助は、相互防衛援助法、相互安全保障法あるいはそれらの法律の改正法等に従つて供与するものとすると、当然のことを書いておるだけであります。

第二項が、援助の効果的使用及び他目的に使用することの禁止に関する規定でございます。

第三項は返還に関する規定でありまして、返還は両国政府で「合意する条件及び手続に従い、」行われるということになつております。なおお手元に返還に関する取極というものをお配りしてございますが、これはここにいう「合意する条件及び手続に従い、」というものの一部でございまして、大体お

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第十九号

昭和二十九年三月二十四日（水曜日）
午後一時四十七分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事川村善八郎君
理事鈴木　善幸君　理事田渕　光一君
理事中村庸一郎君　理事山中日露史君
理事田中幾三郎君
遠藤　三郎君　夏堀源三郎君
濱田　幸雄君　松田　鐵藏君
吉武　恵市君　赤路　友藏君
淡谷　悠藏君　辻　文雄君
中村　英男君

出席政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
水産庁長官　清井　正君

委員外の出席者
海上保安監（海上保安庁警備救難部長）　砂本　周一君
専門員　德久　三稔君

三月二十日
余別港の水域変更に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第三六九一号）
漁船損害補償制度の拡充強化に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第三七三五号）
の審査を本委員会に付託された。
同月十七日
漁業災害補償法の制定促進に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎）（第二〇二二号）
漁船損害補償制度拡充強化等に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎外五十二名）（第二〇二三号）
指定中型まき網漁業の大型まぐろへの転換に関する陳情書（下関市海岸通り西部日本海海区指定中型まき網漁業協会会長天野郡治外二十三名）（第二〇二四号）
ひとでによる貝類被害救済に関する陳情書（千葉県東葛飾郡浦安町長内田成夫外二名）（第二〇二五号）
同月十九日
漁業災害補償制度確立に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇二号）
漁業改良普及事業に対する国庫助成に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇三号）
水産資源保護法の拡充と活用に関する陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇四号）
水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇五号）
遠洋漁業振興対策に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇六号）
同月二十三日
漁港予算増額に関する陳情書（宮崎市別府町宮崎県漁港協会長川上善次）（第二二三九号）

漁船損害補償制度確立強化等に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎外五十二名）（第二〇二三号）
指定中型まき網漁業の大型まぐろへの転換に関する陳情書（下関市海岸通り西部日本海海区指定中型まき網漁業協会会長天野郡治外二十三名）（第二〇二四号）
ひとでによる貝類被害救済に関する陳情書（千葉県東葛飾郡浦安町長内田成夫外二名）（第二〇二五号）
同月十九日
漁業災害補償制度確立に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇二号）
漁業改良普及事業に対する国庫助成に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇三号）
水産資源保護法の拡充と活用に関する陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇四号）
水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇五号）
遠洋漁業振興対策に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇六号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害に関する件
北洋漁業並びに水産貿易に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。
まず公海漁業に関する件について議事を進めます。ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船の被害事件に関し、質疑の通告がありますからこれを許します。鈴木善幸君。

○鈴木（善）委員　先般起りましたビキニ環礁地帯におきます原爆あるいは水爆の爆破実験に伴いますわが国のまぐろ漁船の被害につきまして、非常に広汎な各種の問題が生起いたしておるのでありますが、外務政務次官にまずお尋ねをいたしたいと存じます点は、先般の実験の結果、漁船の出入禁止の海域をさらに大幅に拡大するということが伝えられておるのであります。この立入り禁止海域の拡大は、わが国の最も期待されるところのかつお・まぐろ漁業に及ぼすところの影響は、きわめて甚大なものがあるのでございまして、関係漁業者が非常に大きな関心を払っておるわけであります。もとよりあの海域は、海域自体の漁場価値というものは、それほど高く評価されていないようでございますけれども、重要な漁場に出漁いたしますために、伝えられるような海域の拡大が行われますと、非常に遠まわりをして漁場に行かなければならない。そのために航海日数に二週間あまりの時間を要し、燃料その他の費用がそれだけかさむのみならず、現在の漁船の油の搭載能力からいたしますと、それだけ漁場における操業日数が勢い短縮せざるを得ない。漁業経済に及ぼすところの影響はきわめて深刻なるものがあるわけでありますが、この漁場立入り禁止拡大に対しまして、政府は正式にアメリカから通知を受けておられますかどうか。またもし通知に接しておるといたしますならば、わが国の立場を十分反映せしむるような外交折衝をなさつておられるかどうか、この点をまずお伺いしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　この危険区域拡大の通報は、十九日にまず在米非日大使に対してなされました。同時に東京においても、これが在日米大使館から外務省に通報せられた次第であります。このような危険区域の変更がありまする際は、普通の場合は、水路部の告示でもつて世界各国に通報するという国際水路会議の規定によるとりはからいをするのでありますが、過般のああいう惨事にもかんがみまして、特に日本側へ通報いたしましたし周知方をとりはからうようにという申出があつたのであります。これによりまして外務省としては、とりあえず関係庁の方へこれを通達いたしまして周知方のとりはからいをしていただいたのであります。しかし今度の危険区域というものは、これまでの危険区域よりも非常に広汎にわたるものでありまして、日本の漁業また公海に重大なる影響もあると考えられますから、さつそく各関係庁と話合いをいたしまして、これに対する今後の措置、特に米国に対しては、いかなる申入れをするかというようなことについて協議をいたしたのであります。大体話も一部まとまりましたので、外務省としてはこれをさらに正式な申出の形式にまとめるため、せつかくこれを審議しておる次第でございます。もちろんこれは正式の申入れと同時に、今こういう重大なる問題が起つておりますので、始終米国側と接触いたしまして、日本側で一体どういう意向を持つているかということは、公式ではございませんけれども、非公式には始終先方へ通報いたしておるのであります。なおどういう点に特に日本側の希望があるかというような点は、水産庁においては特別な関心があり、またその方で研究せられた点でありますから、内容について御質問がありますならば、水産庁長官からでもお答えしたらしかるべきであると存じます。

○清井政府委員　ただいま政務次官からお答え申し上げたのでありますが、私どもといたしましても、とりあえずの通知を外務省より受けまして、関係方面に周知徹底方の話がありましたので、とりあえずの処置といたしまして、該地域の拡大につきましては同日ただちに各漁業無線を通じて、出漁しておりまする漁船にすぐ通報いたしました。

また同時に関係県を通じまして各組合等にも連絡をいたしまして、同海域の拡張の通告に対するとりあえずの漁船に対する周知徹底の方策は講じたのであります。しかしながら私どもといたしましては、この区域が拡張されるということにつきましては、いろ〳〵の観点から問題があるのであります。ただちに関係者である太平洋漁業対策本部の人々の意見も聞いたのでございますが、結局この問題につきましては、漁場価値という問題もありますが、同時にまたもとより南方に出漁する漁船の通路に当つておる。従つてあそこがああいうふうに範囲が広がりますと、迂回して航行しなければならぬというようなことによつて影響があるというような考え方であつたのでありまして、私どもまた同様に考えております。

そこでただちに私どもは太平洋漁業対策本部の意向について、その筋にただしてみようと考えておるのでありまして、向うでは六月末日までやりたいという意向でありますが、そういうような立入り禁止をいたさんとする期間の問題等、あるいは漁場の区域の問題等いろ〳〵問題があるのでありまして、そういう問題につきまして、いかにこれをアメリカ方に当方の意見を通報してやるかという問題につきまして、外務省と目下折衝をいたしておるのであります。私どもの意見は、端的に外務省にも十分お申入れをいたしてある次第であります。

○鈴木(善)委員　ただいま外務政務次官並びに水産庁長官から御答弁があつたわけでありますが、先ほど申し上げましたように、この危険区域の大幅な拡大ということが、日本のまぐろ漁業に非常に大きな影響があるということから、政府としてもアメリカに対して申入れを行つておるということでございますが、その内容はただいま長官から概略御説明がありましたように、期間の短縮が可能であるかどうか、また漁場との関係においてできるだけ影響を少くしよう、そういう点にあろうかと思うのでありますが、この具体的な面につきましては、外交交渉の問題でございますので、これ以上お尋ねをすることはさしひかえたいと存ずるのでありますが、どうか政府におきましては、わが国の漁業に及ぼす影響がきわめて深刻であるという事態を十分御認識いただきまして、日本側のこの申入れが十分実現できますように、特段の御努力を願いたいと思うのであります。

次に私は、この太平洋のまん中におきまして、このように実験のために距岸二海里を大幅に越えて、非常に広い海域にわたつて危険区域立入り禁止の設定をする、これは従来の国際公法に基くところの公海自由の原則に抵触するきらいがあると思うのでありますが、その法的な根拠はいかような立場をとつておられるか、この点の政府の御見解を承つておきたいと存じます。

○小瀧政府委員　危険区域をアメリカ側がビキニ海域に設けましたのは、旧日本南洋統治地域において米国が閉鎖区域というものを設定したのに始まつております。これが一九四七年でありますが、信託条項によつて、あの地域を戦略地域として、最初はエニウエトクでありますが、あそこを中心とした領海を閉鎖地域に設定いたしまして、これを安保理事会に通告するという措置をとり、新式兵器の実験をするというようになつたのであります。しかしこの閉鎖区域は、そこに入つてはならない、また許可がなければ入ることを許さないというような一つの閉鎖区域、いわゆるクローズド・エリアでありますが、危険区域の方は、その閉鎖区域を指定された結果、付近の船舶なりあるいは人命その他の財産等に危険があつてはいけないからという意味で、特に警告の意味で危険と思われる一定の区域を限つて、危険区域として設定したものであります。従つてここには絶対に入つてはいけないという国際法上の権利を主張するものでも何でもありません。海上において演習を行う場合、いろ〳〵射撃のけいこをするような場合に、危険区域としてその区域を指定し、これに関係のある諸国に通告するということはしばしばあることであります。ちょうどそういう意味においてこの危険区域を設定したのであります。従つて私どもといたしましては、この危険区域は一つの警戒の措置、いろ〳〵な危害を与えないように、安全のための措置の第一歩であるというように見ておるものであります。従いまして国際法上これが適法であるかどうかというような問題でなしに、そうした事実上の危険を避ける措置として私どもも解釈いたしておるのであります。

○鈴木(善)委員　ただいまの政務次官の御答弁でございますが、その影響をこうむりますところのものは、太平洋を航行する船舶、漁船でございまして、時にわが国に最も盛んな遠洋かつお・まぐろ漁業が最も直接的な影響をこうむるわけであります。安全を確保するための一応の危険の警告をする海域であるという見解でありましても、その影響を受けとるところの者にとりましては、これは非常に重大な問題であり、経済的にも、特にわが国の漁業の経済に及ぼすところの影響は甚大でありますが、関係国の了解と同意を得なくとも、一方的な宣言でやつて行けるものかどうか、その点についてあらかじめ日本政府に対して、ただ通告でなく、了解なり相談があつたかどうか、その点をお伺いしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　この危険区域の設定につきましては、先ほど申し上げましたような、普通の国際慣例で行われておるような措置をとつただけであつて、日本に相談したことはございません。ただ一昨年九月十八日に、日本の船でこの区域に入つたものがあるから、それは非常に危険をもたらすおそれがあるので、十分注意してもらいたいという意味で、在米日本大使館を通じて注意を喚起したことがあるだけであります。先ほどもちよつと例に申しましたように、危険区域というのは、これまでも例のあることでありまして、新しい措置ではない。従来も、特に演習をする場合とか、あるいは特別な危険な操作をする場合に、今申しましたような告示でやるという場合は少くなかつたのでございます。ただここで問題になりますのは、一体危険区域を設定しただけで事足れりとすべきであるかどうか。そのあとにいかなる警戒措置をとるのが至当であるか。これはそのときの危険の程度にもよることでありましよう。あるいはB二九、B三六を飛ばして、無電を使つて十分その辺を調べて、間違いがないようにするということが必要な場合もあるでありましよう。そういう際に、ただ危険区域を設定しただけで事足れりとするような議論が成り立つかどうか。これについては私どもも疑問を持つておりますので、そうした事実について現に米国側に問い合わしておりますが、そうした第二次的な警告措置についてどうというようなことをやつたということは、まだ回答に接しておりません。

またもう一つは、こういう区域が、かりに大きく言えば太平洋全部に及ぶというようなことになれば、その航行を禁止するにもひとしいことでありますから、そういうような必要が起つたとすれば、当然関係国にも協議しなければならない筋合いになるだろうと存じます。しかしこれまでの区域は比較的陸地から離れたところであつて、これまでの常識で言えば、かりにこれまで設定せられた区域だけが危険であつて、それ以上に危険が及ばないとすれば、それほど不当に大きな海域を危険区域として指定して、そこの通行を事実上不可能にするというような性質のものでもなかつたように思います。この実験が起りますまで、危険区域について米国に対して抗議をするとかあるいはいろ〳〵の申入れをするということはなかつたのであります。

○鈴木(善)委員　このような危険区域設定の通告をやる以上は、その危険水域に船舶が入らないように保障する意味合いにおきましても、十分な警戒措置をとるべきだという政務次官の御意見、まことに同感であります。アメリカは、先般の三月一日の実験におきまして、そのような万全の警戒措置をと

つておったかどうか、また次に行われようとする実験の際には、さらに今回の不祥事件にかんがみて、より以上完璧な警戒、保護の措置を講ずるように、実際にその被害を受けた関係国日本として強く申入れて、必ず実現させるべきだと思うのでございます。この点に対して外務省はどのような措置をとっておられますか、お伺いしたいのであります。

○小瀧政府委員　先ほども申しましたように、先方には随時こちらの考え方を伝え、またこれまでこちらで調査した結果に基いて、いろ〳〵話合いをいたしております。ただ正式な申入れになりますと、先ほど水産庁長官から申しました、この危険区域を設けている期間の制限という問題にいたしましても、このような実験をして、そのあとをなるべく早く危険区域でないように解除するようにという点をとつて考えてみましても、現に科学者が集まりましていろ〳〵研究はしております。その研究の結果を待たないと、ただ短かくしろというだけで、かえつて危険を増加するというようなことになつても困りますし、またこちらの準備が十分でなくて、申し出ましてただちに向うから反撃されるような申出でもどうかと思われますから、非公式にはいろいろ先方に申入れております。もちろん東京の米国大使館、またアメリカの日本大使館から国務省に申しましても、専門家でもないので時間がかかりますから、それに対する反響をすぐつかむというわけには行きませんが、非公式にはこちらの意向を先方に伝えまして、先方の研究調査を促しておるような次第であります。公式な申入れもきわめて近い機会にいたしたいと考えております。

○鈴木(善)委員　次に今回被害を受けました漁船の船員並びに漁船の補償の問題につきましてアメリカ当局も非常な誠意を示されて、アリソン大使を通じて正式に十分な補償をやる、またあらゆる面で治療その他に協力をするという、当然ではありますが理解ある申出をしたということを伝えておるのでありますが、その後におきますところの補償に関する日米間の交渉はいかように進んでおりますか。具体的に船員あるいは漁船の補償について、十分関係者が困らないような救済の措置を講じ得る見通しをお持ちになりますか、その点をお伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　補償の問題につきましては、米国の方でこの事実が判明次第公正なる補償をいたす意向であるということを声明したのであります。その後官辺筋の話として新聞で伝えるところによれば、この日本の船が危険区域にあつたとなかつた等とを問わず賠償するというように伝えられますし、また一方では、原子力委員会の方の委員長をしておる人の言明としては、まず事実を調査することが必要であるというような、むしろ反対的な声明もありまして、いつ、どういう方法で賠償を実施するかは、正式にはまだはつきり私どもの方にはわかつておりません。そこで日本としては、とりあえずこちらで調べた結果に基いて賠償を要求すべきであるという意見も出ておりますが、何分今度の被害は相当広範囲にもわたつておりますので、そうした面も一応は調査を進めておりますが、まだ決定的なところに参つておりませんん。それに加うるに、これに関連したいろんな問題も非常に調査を急いでおりますけれども、結論的なものには達していないので、先ほどから申しますように、正式に文書にまとめて、先方へこれ〳〵の額をこういうふうにしてもらいたいというような申出はいたしておらないのであります。しかし幸いにしてわれ〳〵の接触している感じからも申しますと、この問題は先方も非常に鬚慮いたしておりますので、必ず適当な措置が米国側によつてもとられるであろうということを期待している次第でございます。

○鈴木(善)委員　今回の事件についての科学的な調査につきましては、日米合同調査という機関がいち早く設置されまして、あらゆる角度から科学的な調査研究を遂げておるようでありますが、この補償の問題につきましても、日米間にそのような合同調査機関を設置いたしまして、直接間接の被害について十分な正しい補償がなされるように、政府はそういう合同調査機関の設置を要望する御意思はございませんか、この点をお伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　去る十六日に米国側へ、まず米国側で判明している事実を問い合せましたことに対しまして、まだ正式の回答が参つておりません。しかし最近の情報では、できるだけ早く回答をよこすということを言つておりますが、向うからの回答と、また日本側で今しきりに進捗しておる日本側の調査を突き合せてみまして、非常に見解の相違と申しますか、調査の結果に相違があるというような場合になれば、今鈴木さんのおつしやいましたようなことも考えなければならなくなるかもしれませんが、現在のところは、日本は日本の調査に基いて、そして日本の要求すべきことは要求するという方法で進めたいと考えております。

○鈴木(善)委員　先ほど政務次官の御答弁の中にも、今回の事件の被害は相当広範に及んでおるという御意見がございましたが、事実はまつたくその通りでございまして、今回の事件が、わが国のかつお・まぐろ漁業はもとよりでございますが、全漁業、全水産業に与えました経済的な影響、また消費大衆に与えました水産食料に対する心理的な影響はきわめて深刻であり、甚大であるわけであります。政務次官もすでに新聞等で御承知と思うのでありますが、まぐろ類あるいはさめのごときは、ほとんど現在でもなお価格は三割程度下落をいたしております。一時は東京の築地の市場等は、ほとんど大物の市が立たない。一般的に一時は半値以下に価格が暴落しておるのであります。その他まぐろ以外の水産物につきましても、ほとんど漏れなく影響を受けておるのでありまして、わが国の漁業界がこうむつたその影響はきわめて深刻なものがあるわけであります。政府におきましては、直接の被害であります船員あるいは漁船の補償はもとよりでありますが、わが国の水産界に及ぼしたところのこれらの打撃、影響につきましても十分調査をされまして、これをアメリカ側が納得するように十分なる措置を講じていただきたい、このことを特に強く希望いたすのであります。次に外務政務次官にお伺いしたいと思うのでありますが、新聞等で報ぜられておるところによりますと、アメリカ側から、被害を受けました船員及び漁船をアメリカ側に引取りたいという申入れがあつたやに伝えられておりますが、もしそれが事実であるといたしますならば、日本政府としてはどのような立場をとつて交渉を進めておられますか、その点をお尋ねしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　船員のことは存じませんが、船舶に関しては、アメリカの方で灰の実験などをしたいから引渡してもらえないだろうかという非公式な申出があることは、私どもも承知いたしております。しかしもちろん渡すか渡さないかは、これは日本の国籍の船舶でありまして、当然日本がかつてにいかようにでもきめられることでありますが、できるだけこういう惨禍を災いを転じて福となすために、研究あるいは今後の治療に役立つような方に利用することが最も適当でありますので、そうした問題は実は外務省の主管すべき問題でもなく、いろ〳〵厚生省とかあるいは水産庁その他関係の向き、ことに学界も非常な関心を持つておられますので、こういう各方面と連絡いたしまして、その結論が、かりに向うへ渡した方が有効であるということになれば、外務省は対外的折衝の機関でありますから、そういうようにとりはからうことになるのでありましよう。しかしそれが反対であるならば、外務省として特に引渡さなければならぬ、あるいは引渡しては困るという特別な外務省の見解は持つていないのであります。

○鈴木(善)委員　船舶問題についてそういう申入れがあるという点がはつきりいたしたわけでありますが、政務次

官が言われますように、このような人類の惨禍を将来再び起さないように、また治療その他の今後の対策を確立いたしますためにもあらゆる関係機関に便宜を供与して、あらゆる角度からこの原子力の問題について究明をするという点につきましては、おそらく国民諸君も十分納得いたしているところと思うのでございますが、しかしそれはあくまで日本がその便宜を各方面に供与するという立場でありまして、直接の被害をこうむった日本国におきましては、科学あるいは医学、あらゆる方面の機関を動員して、貴重な、しかも非常に深刻な犠牲の上にできたこの問題の究明を十分やる意味合いにおきましても、また今後の漁船のこういう事態に対する日本の恒久的対策を立てる意味合いからいたしましても、この漁船は断じてアメリカ等に渡すべきではない。便宜は与えてやるけれども、あくまで日本が中心になって、この船を徹底的に、科学的に究明する資料として確保すべきだということが、学界を初め国民の感情であろうかと私は思うのであります。この点につきましては、ただいま政務次官もあくまで日本の船であり、日本の考え方によって独自の立場で処理さるべきものだというお話がございましたから、外務当局においても、十分国民感情を了察されまして、善処されることを希望するものであります。

次に、先ほども申し上げましたように、今回の事件がかつお・まぐろ漁業その他に及ぼした影響は非常に深刻でございます。国内におけるまぐろ等に対する国民の恐怖感は、時間とともに徐々に解消されて行くことは考えられるのでありますが、私どもが一番憂慮いたしておりますのは輸出の面でございます。御承知のようにかつお・まぐろは対米輸出の非常に大きな部分を占めているのでありまして、その輸出額は生糸をしのいで年間約三千万ドルを越えるという、わが国にとっては重要な輸出水産物であるわけであります。このことについてすでに外国新聞等も大きな関心を払っておりまして、日本がこれらの輸出にあたって十分な検査をやっているかどうかということについて、異常な注意を払っております。またアメリカのカン詰業者その他も、これについて異常な関心を寄せられているように報道せられているのであります。外貨獲得に非常に重要な役割を果しているまぐろ・かつおのカン詰及び冷凍輸出品の今後の輸出の上に、いささかでも影響があるといたしますならば、重大な問題であると思います。これにつきまして水産庁あるいは厚生省におきまして、いかようなる御措置をとっておられますか。この点をお尋ねしたいと思います。

○清井政府委員　ただいま御質問がございました輸出まぐろの措置でございますが、これにつきましては、先週の終りごろでございましたが、こういうような事態が単に国内の生産者あるいは消費者等に対する影響にとどまらず、ひいては冷凍まぐろ、あるいはカン詰の輸出先であるアメリカの消費者に対してもある程度の影響が当然考えられる。そこでこのかつお・まぐろの冷凍並びに輸出品は、御承知の通りわが国の水産のみならず、輸出品としても相当重要な地位を占めているのでありまして、これの今後における興廃は、わが国水産業にきわめて重要な影響を及ぼすことは当然であります。そこで私どもは、これは早く適当な措置――先手を打った方がいいという考え方を持ちまして、当時業界の意向も聞きましたので、輸出されるところの冷凍及びカン詰については、厚生省の権威ある検査を受ける。この検査の結果これが全然無害であるという証明を発行することによって、この商品の信用度を確保するという措置をとろうというので、とりあえずの措置をとることにいたしたのであります。決定後ただちに実施に移しました結果、その後この事件が起ってから輸出されます冷凍まぐろにつきましては、全部厚生省の権威ある検査を終了いたしまして、輸出船積みをいたしたのであります。その後検査をいたしましても、何らの事故がなく、ただいま進行をいたしている最中であります。業界においても、このことについてきわめて関心を持っておりまして、現在われ〳〵の考えておりました措置に全面的に協力をしているようでありまして、私どもとしては、この問題の見通しのいかんに関連いたしますが、当分はこの措置を続けて参りまして、米国向けの輸出について努力を払って参らなければならないと考えている次第であります

○田口委員長　厚生省環境衛生部長は今役所を出たそうですから……。

○鈴木(善)委員　ただいま長官からの御答弁によりまして、政府が特に輸出水産物の面に重大な関心を持たれて、この事件が起るとただちに適切な措置を講じておられることを伺いまして、私ども満足いたすものでございます。

私は結論として申し上げたいのでありますが、わが国の漁業は、沿岸漁業においては、資源の枯渇によって年々漁民の経済は疲弊の一途をたどっております。また李承晩ラインの設定等によって以西底びきを初め深刻なる打撃をこうむっている。その他ソ連における拿捕、中共におけるところの拿捕事件が頻発いたしまして、わが国の漁業は全面的に重大なる悲境に立たされているのであります。ただわずかに日本の漁業の将来の発展の道は、遠洋かつお・まぐろに大きな期待を寄せられているのであります。その際に今回の不祥事件が惹起いたしまして、わが国の漁業界のこうむった影響はきわめて深刻かつ甚大であります。私は、伝えられるところの危険水域の拡大等に対しましても、政府関係機関が、日本漁業の置かれております現在の窮状を十分認識されまして、これの対策を十分立てられることが必要であり、かつ国内の消費者の啓蒙、あるいはただいま清井長官からお話がありました、日本においてはこのような万全の検査の措置を講じておるという点を、外務省その他を通じまして、国際市場に対して啓蒙宣伝を十分徹底させまして、日本の漁業及び水産物の輸出について、できるだけ影響を少からしめるように、今後日本のかつお・まぐろ漁業が、このために これ以上大きな打撃をこうむることのないように、特段の御配慮をいただきますことを特に強く希望いたしまして、私の質疑を終ることにいたします。

○赤路委員　関連して。先ほど鈴木委員の質問に対して外務次官がお答えになった中に、本問題が起ってから、さつそく関係各省と協議をして、まとまった意見を持って外務省の方から正式に申し入れたということをおつしやつておりました。これに対して水産庁長官の方から、当面とりあえずの措置と、申入れらしい要綱を御答弁になったのでありますが、鈴木委員はこうだろうという仮定の上に立って話を進められたようであります。そこでその協議されてまとまった意見というものは、一体どういうものであったか、そのことをそのままアメリカ側に正式に申し入れたのか、この点をひとつお聞きしたいと思います。

○小瀧政府委員　私は正式に申し入れたと言ったのではございません。大体話に一応のまとまりがあったから、その都度こちら側の意向はこういう点が要点であるというような点を、随時先方と話し合ったのでありまして、正式の申入れにつきましては、いろいろ調査の結果も総合して考えないと、すぐ申し入れても、それが合理的でないものでありますと、結局こちらの申入れがそのまま実行できないということになるので、そうした面も考慮しなければならないため、非公式に話合いをしているということを言ったのであります。

○赤路委員　それはよくわかりました。それでは関係各省と御協議になって、まとまった意見はどういうものであったか、これをお聞かせ願いたい。

○小瀧政府委員　まだここで、一々具体的にどうだということを申し上げる段階に至っておりません。先ほど申し上げたように、大体の意向はこういうところにあるのではないかということを述べまとめた程度であります。ただいまそうした点は、まだはっきりした結

論でもございませんので、ここで声明する段階になつていないと考えます。

○赤路委員　それでは水産庁長官が、各業者に対してとりあえずの措置として、危険区域の拡大についての通告をやつた、それから各県へもそうした通告をしたとおつしやつたこと、及び危険区域として拡大通告があつたその場所において、演習する時期の短縮ということが可能であるかどうかということ、あるいは危険区域の縮小というようなことが、ちよつと今水産庁長官の御答弁の中にあつたと思いますが、この通告は水産庁だけでおやりになつたのであるかどうか、あとの期間の短縮が可能であるかどうかということその他の点は、ただ協議だけであつて、この点について、正式にアメリカ側と話し合つたものではないと確認をしていいのか、この点お聞きしたいと思います。

○清井政府委員　私からお答えできることだけ申し上げます。私は危険区域の拡大の通告が正式にあつたという通告を外務省から受けたのであります。同時にこれを各方面に周知徹底してもらいたいという通告を受けたのでありますす。これは私どものみならず、海上保安庁等の関係各省も同様に受けております。私どもはこの通知を受けましたから、ただちに外務省及び関係官庁と相談をいたしまして、この通知を受けたからには漁船の操業の安全を守るという観点から参りまして、とりあえずこういう通告があつたということの通報をいたしたのであります。その点は先ほど申し上げた通りであります。そこで私どもは、その後いろ〳〵事情を検討いたしまして、本問題につきまして、外務省といろ〳〵折衝をいたしておる、こういう次第であります。

○赤路委員　関連質問でありますのであまり他の面にわたりたくないと思いますが、鈴木委員からアメリカ側の申出による福龍丸の引渡し交渉と申しますか、これが非公式にあつたかというようなお尋ねがあつたようでありますが、これに対しては関係各省とよく協議をしてみて、その協議の結果渡した方がいいという結論が出れば渡すことになるかもしれないというような御答弁であつたと思うのです。いろ〳〵考え方もあろうと思いますが、私は鈴木委員がおつしやつたように、これはいかなる理由があろうとも、絶対渡すべきでないと思う。こうした考え方で協議をされるということ自体が、私は間違つておるのじないかと思う。もちろんアメリカ側の方では引取りたいでしよう。しかしアメリカ側の今回の事件に関する考え方と、日本側の考え方とは、まるで私は立場が違つておると思う。アメリカは、みずからがやつた原爆の効果というものが、どういうふうに現われているかということの上に立つて、福龍丸を必要とするでしよう。しかしながら日本はそうじやない。日本側の立場から言うならば、全世界をおしなべてみても、原爆被害を受けたというのは日本だけしかない。従つて日本の立場からこれを言うなれば、これは日本人全体の生死の問題なんです。日本みずからの手においてあくまでもこれを究明して行くということが、私は日本の立場だと思う。どういう結論が出るか、これは仮定の問題であつてわかりませんが、私は鈴木委員と同様、絶対に渡すべきでない、こういうふうに考えておりますが、これに対する外務次官の考え方をいま一度お聞かせ願いたいと思う。

○小瀧政府委員　先ほど申しました言葉に、私はかりにという言葉を二度使いましたが、かりにそういうことになれば、その全体の利害得失、どれだけ貢献するかという考究の結果によつて、そういうこともあり得るということを申したのであります。ところで一体根本的にアメリカに引渡すということを言えば、言葉が悪いのでありますが、ただ向うに持つて行くというのではなくて、今の静岡にあります船の灰を取除いて消毒をすることは、これは日本がやつていいし、適当な機関でやつていいのですが、けさも聞きましたけれども、静岡あたりでは、あそこに船体があつては、非常に人心に与える影響もおもしろくないということを、陳情に見えた向きもあるのであります。これは引渡しの問題とは別でありますが、そういうふうな関係もありますので、あそこにいつまで置いていいか、悪いかということは考えものだろうと存じますが、今その船をどこかに動かしてきれいにするとか、あるいは代船をつくるとかいうことは別箇の問題として、十分各庁で考えておるところでありますから、それに従つてやるのが一番適当であるという措置について、その意向を尊重いたしまして行動いたすことになります。

○赤路委員　それは何ぼここで押し問答しても、これは考え方の相違であつてやむを得ないと思います。私の申し上げておるのは、そうした考え方の上に立つてやられることがいけないのだ、こう申し上げておるのです。あくまでも日本みずからの立場をはつきり堅持してやつていただきたい、このことでありまして、おそらくこれは外務次官と私の方の考え方の相違だと思いますから、ここで何べんやつてみても始まらぬと思いますので、これ以上は申し上げません。

ただもう一点お聞きしておきたいことは、いまだに正式な申入れ、抗議等がアメリカに何らなされていない。これはいろ〳〵と研究して慎重を要する。もしも、反撃を受けるようなざんなことでは困るというような外務次官のお話であつたと思う。これはどこまで慎重にやられるかわかりませんが、しかし事は原爆という、あまり類のないことであつて、これを研究するというんじや何年かかるかわけわからぬ。これはそういう考え方でなしに、あくまでもただちにこれらの点に対しては抗議をすべきであると思う。鈴木委員の質問の御答弁の中にもあつたのでありますが、以前からあそこは危険区域としてある程度の区域が設定されておつた。その区域のあつたときはあまり問題にされていなかつたのだ。ところが今度の事件が起つてから大きく問題にされて来ておるように思われるというような面が御答弁の中にあつたと思いますが、私たちもそう思います。もつと率直に申しますならば、私たち自体がこれに対してはうかつであつたのではないか。かりそめにも公海のまん中に一線を引いておるということだけは事実なのです。これを日本では認めておる。一体その法的根拠はどうかというので、鈴木委員から話があつたわけなんですが、私が心配いたしますのは、それに強く抗議をしないで、この危険区域拡大の線がそのまま一時的にあつたとしても、日本によつて認められるということになりますならば、爾後の日本の遠洋漁業に及ぼす影響を考えてみなければいけない。しかも今日日韓会談がそのままで、一向膠著して放置の状態にある。これとても、この六月になりますならば当然漁期に入るわけなんで、再びこの問題が燃焼して来ることは明らかなんです。日韓会談が問題となつておるのは、やはり李承晩ラインの問題なんです。公海のまん中に線を引くことをわれ〳〵は許さぬ、こういうことなんです。もしもこういう面がそのまま認められるということになると、日韓会談に及ぼす今後の影響ということも考えなければいけない、それでなくともアラフラ海の問題にいたしましても、フイリツピンにしても、インドネシアにしても、いろ〳〵問題が輻輳しておる。これは日本の遠洋漁業の死命を制する問題になると思う。そういう観点から行くならば、これは一時たりといえども私は認めるべきでない。ただちにこれは抗議をしてそうしたような一方的な宣言をなくすることの努力をすることが、今日政府としての使命でないか、こういうふうに私は考える。この点についてどういうふうにお考えになつておるかというのが一点。

もう一点は、このアメリカ側の方の措置については、安保理事会に出しておるというお話があつたように思いますす。そこでこうした問題について、政府は国連に対して、これらのものを撤回するための抗議をする意思があるかどうか。あるいは申入れ措置をとる意思があるかどうか、この二点をお聞き

したいと思う。

○小瀬政府委員　先ほど御指摘がありましたように、いつまでも調査の結果を待とうという気持は毛頭ございません。御指摘のようにこういう問題を深く探究いたしますればいろ〳〵な問題もありましょうから、そういう結果を待つて正式な抗議をするという考えでなしに、ちようどこちらの調査が整いましたならば、こちらから申入れをする考えであります。しかしその前に随時相互話合いをしておるというのが現状であります。そこで御質問の第一点は、危険区域を認めないように、これの設定に抗議を申し出ろということであります。これは結局今度の調査がある程度まで進み、そうして今度拡大された危険区域はどれだけの打撃を与えるかという点においてよく調べました上、もつと力の弱いもので実験してもらうとか、いろ〳〵申出の方法はあろうと思います。根本的に申しますれば、こうした実験とか射撃とかいう場合には、海上において危険区域というものが従来国際慣例上認められておりますので、その領土内で行う実験の結果が他に大なる影響を及ぼさないような予防措置を十分講じてやるということになれば、そういう実験は絶対にしてはならぬということは日本としては言えないと思います。こうした実験も終局的には平和の意義ということを考えてやつておるものと私どもは見ておるのでありまして、公海で灰が落ちるようなことは絶対にやつてはいけない、艦隊を持つている国も海上で演習をすることは公海自由の原則に反するから絶対にいけないというところまで世界の状況が進んで、理想境になつておればありがたいのでありますが、現在はそうではないので、そうした根本的な申入れができるかどうかは、十分考慮いたしまして措置をとりたいと存じます。なお国連への抗議の意思はないかどうか。これもその被害が太平洋全体に及ぶとか、重大なる影響があるということをはつきり突きとめた上で、そういう措置もとらなければなりませんが、現在ではそれについての十分な調査をいたす段階でありまして、その結果によつては今おつしやいますようなことも考えられるのでありますが、いずれにいたしましても現実の問題としては、三月一日に起りましたあの悲惨な事件をどう解決するかということを第一段とし、同時に今後こうした惨禍が起らないようなことについて、十分隔意なき意見の交換をいたしまして、これが再び起ることのないように措置いたす考えであります。

○田口委員長　遠藤三郎君。

○遠藤委員　私はただいまの質問に関連いたしまして、区域拡大の問題について意見を申し上げたいのであります。先ほど来政府の答弁を聞いておりますと、危険区域を拡大した、だからそれを承知しろ、それをそれ〴〵関係機関に知らせて、こつちの方で万全の措置を講ずる、こういうような実に受身の、はい〳〵といつて返事をして、喜んでその危険区域拡大の要求に応じているような感じを受けるのであります。しかし事柄はきわめて重大であります。先ほど来外務次官のお話によりますと、従来の国際慣例から言いましても、危険区域を指定して、それが一定の区域に限られておつて、一定期間ここへは入つてはいけないという場合には、危険区域を設定することは国際慣例上認められておる、こういうことでありましたけれども、今までの海軍がやつておる演習なんかと、今度の原爆の場合とはまるで規模が違う。まつたく新しい事態なんであります。しかし詳しいことはわかりませんけれども、その地点を中心にして円周を描いたその三百マイルに及んで被害がある、こういう問題になつて参りますと、あんなに大きな太平洋でありますけれども実に狭いものになつてしまう。これを平気でやられて参りますと、これはまつたく公海自由の原則を破壊するものであります。ここで国際慣例を立て直さなければならぬときが来ているのではないかと私は思う。でありますから、調査を大いにやつていただくことはけつこうであります。調査をやつていただいて、その影響の範囲を調べていただくことはけつこうでありますけれども、今まで新聞紙等で伝えられておるその事情から見ますと、今までの慣慣を破つた新しい事態に直面しておる。でありますから、今度これだけ危険区域を拡大した、こういうことを言われて易々諾々としてそれに追随しているような態度は、私どもの国民感情としてはまつぴらごめんであります。もつと強くこの危険区域に対して抗議を申し込むことが、当然だと私は思う。公海自由の原則をまつたく破壊される。そうしてしかも、私はこの際もう一つはつきりしておきたいことがあるのでありますが、それは魚類に及ぼす影響であります。私ども原子物理学にあまり詳しくないのでありますから——あまりと言いましてもほとんど知らないのでありますからよくわかりませんが、海の中で泳いでいる魚に対してはどういう影響があるのか、海の中で泳いでいる魚が、たとえば原爆の爆発をする周辺百海里のところで、かつおやまぐろなんかが放射能をしよい込んでおる、そういうことが考えられるとしますと、これは一日に数百キロも走つて行くそうでありますから、たちまち太平洋の隅々まで届いてしまう。天平洋のどこの海岸で魚をとつても、みな放射能にかかつてしまう。大平洋が砂漠のようになつてしまうのであります。これがわからないとはつきりしないのでありますけれども、この点については詳しい人がおるかどうか知りませんが、どなたでもいいのですけれども、生きておる魚に対してはどういう影響があるか、たとえばダイナマイトを川の中で破裂させるようなぐあいに、破裂した周辺何海里までは爆発の震動によつて魚がみんな死んでしまうとか、それから先の何海里までは放射能のために魚が死んでしまうとか、さらにその外辺においては何海里までは放射能を持つても、まだ生きておるけれどもひよろ〳〵して病人状態で泳いでおるといつたようなことがあるのかどうなのか、その辺をまずお伺いして、それからまた質問を続けたいと思います。だれかおわかりの人があればだれでもいいのです。

○楠本政府委員　たいへんむずかしい御質問でございますが、これはまだ研究調査が初めての例でございまして、わが国といたしまして、あるいは世界各国におきましても、かような確たる研究成績がございませんが、ただ従来の原子能力あるいは物理学の考え方といたしまして、きわめて近い範囲におきまして、しかも表層を泳ぐ魚類というものは、かなりこれらの影響を受けるものと考えなければなりません。ところがかなり距離が離れ、しかも深部におきましては、海の流れが強いために、一般に病毒がきわめて薄く拡散されます関係で、何ら生物に支障のないものと考えております。ところが遠洋漁業においてとられます魚類は、表層魚ではほとんどございませんので、多くは深海を泳ぐものでございますので、従つてさよりのようなものは別といたしまして、まず私どもは、現在のところは危険はないと考えております。

○遠藤委員　今の答弁で正しいかどうか私はわかりませんが、とにかく表面を泳いでおる魚は影響があることはつきりしておると思います。そこで半径三百マイルに及ぶような大きな円周を描いて、それらの海域の表面に泳いでおる魚が、あるいは放射能を背負つておるかもしれない。こういうような状態をつくり出すようなことをやたらにやられた日には、たまらないのである。これは危険区域を一方的に宣言することができるというような従来の慣例とは、まつたく新しい事態であります。これはこのままほつておいたら太平洋は砂漠になつてしまう。そうして太平洋の沿岸の何億という人間は、非常な危険にさらされるような結果になつてしまう。でありますから、新しい国際慣例をつくる意味で、今度の原爆事件は非常に幸いの問題でありますから、この機会に新しく国際慣例をつくる。そうしてしかるべく国連に訴えるなら訴えるでよろしい、アメリカに対して直接交渉するなら、それもよろし

い、そういう積極的な心構えをもつて、この事態の根本的な解決に当る考えを持つておるかどうか。それを持たないようでは何ともしようがない。私はぜひ持つてほしいと思う。それについての外務省の見解をもう一度伺つてみたい。

○小瀧政府委員　お説はまことにごもつともでありまして、こういう被害が非常に広汎な区域にわたるということであり、ことに太平洋の水産業が重大なる支障を来すということになれば、これは人類の大問題でありますので、仰せのように確固なる信念を持つて措置をしなければならないと存じます。しかし先ほども御質問になりましたように、こうした問題がまだはつきりいたしておりませんので、たとえば新しい国際慣例をつくりますにいたしましても、とにかく一応科学的な調査の結果、いろ〳〵な試験結果を持ち寄らなければ、日本だけで通用しても、またほかへ通用しないというのでは、結局目的を達成できませんから、せつかくそうした面の研究を進め、申入れも今御指摘の危険区域についてもいたしたいと考えております。

○遠藤委員　外務省当局は、この原爆自体の詳細なる調査をされるとおつしやるのでありますが、それに対しては私はまつたく賛成でありますけれども、調査をするためにいたずらに在再日を送つていることは、国民感情がこれまた許さないのであります。そこでとにかく留保付でもいいから、ただ危険区域が拡大されましたといつて関係業者に全部知らせる前に、アメリカに向つて、もし事態がはつきりしたならば、この危険区域は撤廃してもらわなきやならぬようになるかもしれないというような、留保付の抗議でも申し込むことが当然だと思いますけれども、そういうことに対して外務省は考慮したかどうか、もう一度伺つてみたいと思います。

○小瀧政府委員　周知方とりはからいは、かりにそうした実験が再びされて、被害があつたらたいへんでありまするから、一方では一応これの周知方をとりはからつて危険のないようにしなければならぬという措置として、とりはからいをいたしたのであります。同時に私ども先ほどから申しましたように、何もこの問題は、やむを得んというのでほつておいたわけでは絶対にございません。先方と連絡をとりまして、先ほどから具体的に申さなかつたので、あるいは徹底しなかつたかもしれませんが、日本の見解は大体こういう意見も出ている。これがこのまま実施せられるということになれば重大なることが起るかもしれぬというような点は、十分先方に伝えておるはずであります。ことに東京におきましては、向うのアメリカ大使館とずいぶんそうした点を話合いをしておるのであります。

○遠藤委員　そこで先ほど船の引渡しの問題が出ておりましたが、それに私の意見を申し上げておきますと、これは同僚委員の意見とまつたく同様であります。理由は喋々申述べる必要はありませんけれども、この原爆の被害船を引渡すようなそういうだらしのない、情ないことをしないように、そういうことに対しては絶対反対だということをひとつここで申し上げておきます。

それから損害賠償の問題でありますが、この問題も先ほど来議論になつておりましたが、あの原爆以来国内に非常に大きな波紋を描いておる。魚屋さんがみな店を締めてしまつた。国会のすし屋さんも店を締めてしまつたのです。まぐろはもうだめですから、すし屋は大半店を締めておるのです。そうして先ほど鈴木委員の言われたように、まぐろの値段は半分から三分の一くらいになつてしまつた。その被害たるや莫大なものであります。そこで私は、今水産当局にお伺いしておきたいのでありますが、その正確なる被害調査をすることは相当の期間を要するでありましよう。けれどもそういう部門と、こういう部門と、こういうものには損害がありました、その金額は追つて知らせますけれども、大体においてこういう厖大な被害があつたということを、アメリカに要求して損害賠償をよこしなさいということをまず一本矢を打込んであるかどうか、それをひとつ伺いたい。損害があつたらば交渉するとかなんとかいうのはまことになまぬるいのであります。どういう部門について損害があるか、たとえば魚屋さんの損害が幾ら、あるいは冷凍まぐろ、あるいはまぐろのカン詰をつくつておる業界の人々の損害の程度はどの程度になるか、あるいはその他の部門もどういう影響があるか、どの部門でもいいから、こういう部門についても損害があるというような調査がほぼ進んで来ているかどうか、それについて水産当局の調査の実情、進行の状況をお尋ねしておきたいのであります。

○清井政府委員　お話の通りに、これは相当広範囲に影響を及ぼしたことは事実であります。私どもは目下直接並びに間接の被害につきまして、各方面より資料をとり寄せましてただいまいろ〳〵計数整理をいたしておる状況でございます。この問題につきましては、なお関係省とも十分相談をいたしまして、最後の結論を得たいとただいま計算をいたしておる状況でございます。

○遠藤委員　その被害の問題に関連しまして、先ほど冷凍まぐろやカン詰のアメリカに対する輸出の問題について、厚生当局及び農林省当局から、こちらで厳重なる検査をやつておる、支障なく船積みができておるという答弁がありました。支障なく船積みができておるだろうと思います。けれどもアメリカの方ではこれにクレームをつけるようなことはないのですか、どうですか。アメリカの方では、相当危険だというようなことを言つておるようにに新聞等は伝えておるわけでありますけれども、もしそういうことがあれば、私はアメリカに対してはなはだ不満の意を表さなければならぬと思います。私はここでちよつと断つておきたいのでありますが、私ども決して反米でも何でもない、アメリカとともに手をつないで行かなければならぬという考えを持つておるものであります。であればこそ私どもはアメリカに対して、強く言わなければならぬと思うのであります。アメリカは日本のかつお・まぐろの漁船に大きな損害を与えておいて、それからできて来たカン詰は、食えないからそいつは断るのだというような断り方をするようなことは、絶対あるまいと思うけれども、アメリカの情報はどうなつておりますか、もしおわかりでありましたら外務当局から伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　第五福龍丸の事件がありましてから、西海岸の方でまぐろの冷凍についてのいろ〳〵うわさは飛んだようであります。しかし三月一日以前のものでキヤンセルして来た、契約解除して来たというものはない。しかし三月一日以後のものについてはよく考えなければならぬということを言つている輸入業者もあるという報道がロスアンゼルスから参つております。こういう公電が参つておりますが、これは公電ではございませんけれども、最近の情報によりますと、向うの方でもテストをする方法をとることになつたように報ぜられておりますので、今のところは、すぐクレームがつくとかいつた問題が起つたという情報には接しておりません。

○遠藤委員　ただいまのお答えで、アメリカの方はまだ疑問があるように伺つたのでありますが、これは明らかに外務当局の政治の一つの問題だと思います。この国内の事情をはつきりアメリカ当局に通告をして、もしそういうことがあるならば、日本の国民感情としてまつたくこれを許すことができないというそういう情勢であることを事前に通告しておいていただきたいと思う。さもないとクレームがついたといつても、そこまで行つてからではおそいのであります。ですからその点については、ぬかりなく強硬な態度をもつてアメリカに臨まれんことを私はお願いするわけであります。これは要するに今回の原爆問題は、水産業にとりましてこれほど大きな問題はないと私は思う。文字通り日本の水産業の死活の問

題だと私は思います。この重大な関頭に立つて、水産当局も外務当局も、今までのようなしきたりに捕われて、アメリカに対してきわめて従順な態度をとるという態度でなくて、アメリカに対してもわれ〳〵の主張すべきものは、はつきり主張して行く。そうして賠償をとるべきものははつきり賠償をとつて行く。これがほんとうの意味の日米親善になると思いますが、そのことを特に御考慮願うことを要望いたしまして、私の質問を打切つておきます。

○田口委員長　ちよつとお諮りいたしますが、正式の質問の申込みがあと四人残つております。関連質問の申込者が三名でございますが、いかがでしようか、正式質問者の質問が、終つてからゆつくり関連質問の方にやつていただく、そういう方法をとりたいと思いますが、いかがでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長　それでは田中幾三郎君。

○田中（幾）委員　今回の水爆による被害は、また水爆の威力というものは、われ〳〵の想像を絶しておりまして、日本はもちろん世界に向つて非常なセンセーションを起しておるのであります。しかもそれは平時においてこういうことが起つたのでありまして、これはまことにわれ〳〵の驚愕するところであるのであります。先刻来この被害に対する処置、今後の方法について大分論ぜられておりますし、もちろんこのことは重大問題でありますけれども、人道の上から、また世界平和を守る上から、この原爆の使用、製造、保管ということは非常に重大な問題であると思います。日本は今回の唯一の被害国として、この機会にアメリカに対し、また国連に対して、今後原子爆弾の使用、管理、製造について、何らかの申出をする意図があるかないか、これを一点お伺いしたい。

○小瀬政府委員　原子力の国際管理の問題は、これまでも相当長くソ連と米国との間で論ぜられておつたのでありますが、結論を得ない。ようやく最近平和的使用について米国とソ連の間に話合いが進もうとしておるような状態でありまして、原子力を持つておる国の間に話がつかないというと、第三国の方からいろ〳〵の申出をいたしましても、それに耳を傾けて聞くということは、実際問題としてなか〳〵期待ができないだろうと存じます。しかし今度の不幸な事件は、一面において原子力の非常な威力を世界に示したことでありまして、これが幸いにして平和への情勢を動かす上に役立てば、それこそほんとうに災いを福とするのでありますが、それかといつて、今この際ただちに日本が、国連の方へ日本としてこの問題を訴え出ることが適宜の措置であるかどうかということは、よく考えなければならない問題であると存じます。現に米ソ間でも話が行われておるようでありますから、今度のいろいろの実験の結果、あるいは調査の結果が、できるだけ世界の平和に役立つように、そして相なるべくは原子兵器というようなものが使われないようになり、平時においてこれを実験することがないようになる機運を醸成するに役立つとすれば幸であると思います。

○田中（幾）委員　人命に関する点は、アメリカその他の国も良心によつて十分注意するでありましようけれども、魚類に対する点は人命よりもはるかに軽んじて、むぞうさにやられはしまいかというおそれが今後もあるのであります。われ〳〵は魚類を水爆の危険から守るために、水爆の使用、管理、製造に対するある方法をとらなければならぬと考えておるのでありますが、これは平時における被害でありましたけれども、戦時における長崎、広島の原子爆弾による被害に対しても、アメリカに対して損害賠償を請求せんとする在野法曹の空気があるのであります。私はもしこれらのことが成功しまして、ある意味において原子爆弾の使用、製造、管理が制限されるならば、魚族もこの被害から守れる。そこで私はこの損害賠償の点を少し申し上げて、外務省の所見をただしたいのでありますが、これは日本弁護士連合会所属の岡本尚一弁護士の立案になるものでありまして、広島、長崎に対する原爆の投下は国際法違反である、こういう見地に立つておるのであります。ヘーグの陸戦条規の第二十三条によつて「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」これが禁止されておるのでありまして、これによりますと、これ以上の威力を持つ原子爆弾を使うということはこの条規の違反である。これが第一点であります。それから第二点といたしまして、一九〇七年に第二回ヘーグ平和会議において、特殊弾丸いわゆるダムダム弾の使用禁止の宣言が採択されております。それから一九二五年にはジユネーヴにおきまして毒ガス等の禁止に関する議定書がとりきめられておるのでありますが、これにも違反をする。それからヘーグの陸戦条規二十六条によつて、攻撃の事前通告がなかつた、事前通告がなかつたのみならず、われわれは当時においては原爆というものの存在すら知らなかつたのである、これもやはり違反であるという根拠に立つております。それからこれがもし国際法違反でないとしても、条理すなわち自然法に反するというのが岡本損害賠償理論の根拠になつておるのであります。そしてアメリカの法律によりますと、「国際法若くは合衆国の締結せる条約違反に基く総ての外国人の提訴」は米連邦の地方裁判所においてこれを行う。そこで考えられますことは、日本の国家もこれによつて損害を受けておるのであるから、アメリカに対して損害賠償の請求権があるかないかという問題、それから被害を受けた個人は、アメリカに対してその被害に対する損害賠償を求め得るやいなやという問題、日本国のアメリカに対する損害賠償については、平和条約十九条によつて一切の損害賠償請求権を放棄しておりますから、多少の疑義があろうと思うのでありますが、日本の国家が損害賠償を放棄したとしても、損害を受けた日本の国民個人は、アメリカに対して損害賠償の請求権を放棄していない、これが岡本理論の根拠であるのであります。最近聞くところによりますと、全部の損害賠償を起すことは金額が非常にかさむし、費用もかかるので、分割して訴訟を提起するという情報が伝えられておるので、日本弁護士連合会においても研究をしておるということであるのであります。そこでもしこの訴訟がアメリカの裁判所において取上げられまして、広島、長崎の原爆による被害者が損害賠償の幾分でもとることができますならば、このことによつてすでに原子爆弾というものの使用が不可能になる。今後それの使用ができないということに決定されるのでありまして、これは私はまことに大きな問題であると思うのでありますが、もしこの訴訟が日本人の弁護士によつてアメリカに提起されましたならば、外務省は一体いかに考えられますか。その前に、またこういうことを研究なさつたことがありますかどうか、またこのことが実際に取上げられて提訴するという具体的な手続がとられた場合には、外務省はいかようになされますか、あるいはこういう空気があるという情勢に対して、どういうふうにお考えになりますか、この点をお伺いしたいと思います。

○小瀬政府委員　日本国は御指摘のように、平和条約第十九条において、請求権の放棄をいたしております。その中には、「戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、」すなわち日本国民の請求権も放棄するということを、この平和条約によつて日本国の請求権のみならず、国民の請求権も放棄するということになつております。でありまするから、法律論から申しまするならば、日本国民に対する責任と申しますか、国民の持つている請求権は国家がこれにかわつて補償するというなら、これは大蔵省なんかの問題でありますが、単なる法律論をいたしますならば、日本国家がかわつて補償するのであつて、このことはたとえば十

六条の中立国における私有財産までも日本は放棄して、赤十字国際委員会の方へ引き渡すということであります。そこで今度は個人と国家の関係からいえば、平和条約だけの建前から申しますならば、適当なる補償を憲法によつて与えなければならぬということになるのでありまして、日本国の政府といたしましては、その請求をなし得ないことになつております。但しアメリカの国内法において、そういうことが事実取上げられて、その訴訟に勝つということになれば、当然それは個人としてアメリカで認めることでありますから、日本政府としては、それに反対すべき理由はないだろうと存じます。

○田中(幾)委員　私の申し上げるのは、今の平和条約によつて放棄された、放棄されないという法律論をやつておるのではありません。もしそれを日本国の政府が、国民の持つておる権利を個人にかわつて放棄したのであるとするならば、これは憲法違反であります。個人の権利を侵害したことになるからこれは別問題でありますが、そういう法律論を私はしておるのではありません。こういう訴訟が提起された場合に、国家は別に異議を申すという理由はない、進んでこの原子爆弾の管理、制限ということのために、政府はこのことに対してただ傍観をするだけだが、このことのために進んで積極的に何らかの措置を講ずるかどうかということを伺つておるのであります。

○小瀬政府委員　政府といたしましては、平和条約を守らなければならないのでありますから、平和条約に違反した行動を政府みずからとるということは不可能な次第であります。

○田口委員長　夏堀源三郎君。

○夏堀委員　ただいままでの質疑応答の内容を伺つておりますと、どうも私は納得のできない点が多々あるのであります。まず第一に、三月の一日以前に漁獲した冷凍品がアメリカに行つてクレームを受けたことはないこう言明をなさつております。これは私の調査によりますると、具体的に申し上げまするが、アメリカに冷凍まぐろを積んで行つたフリスペート・マリナー三百二十五トン、この船のまぐろをアメリカに揚げてはならないという報告が入つておる、これを政府がお知りになつておるかどうか、あるいはおわかりにならないかもしれません。私もこれはその電報を直接受取つたわけではありませんが、ただこれはきようこの委員会に出席するせい〳〵三時間前にこの電報は入つたかもしれません。そういうことであるから、これからでも続続そういうような問題が起きはせぬか、こう私は心配するのであります。たとえば今インド洋に行つて漁獲している相当数のまぐろ船、これは冷凍まぐろがねらいでありましよう。これをあちらの方で全部あの危険海区において漁獲したまぐろのように解釈して、そういう処置をとるということがあるかないかわかりませんけれども、あまりにこの宣伝が強いために、日本ばかりでなく、アメリカにおいても、このまぐろは食べないという宣伝が行われているのではないだろうか、これはたいへんな問題でありますので、今申し上げたフリスペート・マリナー三百二十五トンの積んだまぐろは三月一日以前に漁獲したものである。これがアメリカに陸揚げされないという報道を受取つておるかおらないかということを伺いたい。

○小瀬政府委員　私どもの方ではその情報を受取つておりません。今水産庁の方に伺いましたが、水産庁の方もそういう情報を受取つていないということであります。なおこの際お許しを得まして申し上げたい点は、こういう原爆の試験に関する情報がいろ〳〵まちまちに伝わるのでございまして、あるいは場合によつては、必要以上の心配を日本のみならず世界の各方面に及ぼしておるようでありますので、外務省もすでにアメリカの大使館に対しては、できるだけこういう必要な心配を消費者が持たないように、先方でもいろ〳〵宣伝機関を持つておることであるから、協力してほしいということを申述べ、協力を依頼しておりますと同時に、外務省の情報局においても、毎日の外人記者会見などには、努めてこうした危惧をなくするように努力をいたしておる次第でございます。

○夏堀委員　今申し上げましたことは、これは組合から報道を受けたものであつて、組合がこういうような事実をたしかアメリカから直接受けたのではないだろうか、こういうふうに考えておるのであります。これは水産庁でもさつそく御調査を願いたい。ということは、この船ばかりでなく、なおあとから行く船もこういうはめにあうということをおそれるからであります。大体この放射能というものが、今の原爆の被害を受けたまぐろに限つておるのか、その他の動物及び植物にも多少あるのかどうかということを厚生省の方から御説明を願いたい。簡単にあるとかないとかということでよろしゆうございます。

○楠本政府委員　福龍丸に積載しておりましたまぐろ、さめ等につきましては、確かりかなり強い放射能を証明し得ました。しかしこれはいろ〳〵調査の結果、降つて参りました灰によつて汚染された結果ということが明らかになつております。なおこれらの魚体におきましても、筋肉の深部には放射能が及んでおりません。

次に先ほどもお答えいたしましたが、私ども現在まで船にいたしまして約八十そう、約八十万貫の南方からの魚類を、五港において厳格に検査をいたしておりますが、これらの中には例外なく一つも放射能の支障があるようなものはありません。全部無事であります。かような点から見ますると、先ほど総括的に申し上げましたように、もちろん灰をかぶるというようなことは別でありますが、そうでない限りは必ずしも心配がないという証明になるのではなかろうかと存じます。とにかく今まで百万貫に近いものを調査いたしておりますが、一例もございません。

○夏堀委員　そこで、新聞ラジオが非常にこれを大きく宣伝したということは、この問題を、あまりに宣伝によつてこの被害をます〳〵大きくしたということであります。毎日私どもが食べておる米に——やはりこれは実際に私は実験したわけでもありませんが、この放射能が二十パー・ミニツトから百パー・ミニツトまでである。人体においては、非常に生命があぶないというところまで行くには一万パー・ミニツトなければならぬ。こういう関係があるそうでありますと、事はめんどうですから、いわゆる日本のまぐろの問題は、あらゆる魚にも非常に危険であるという宣伝について、そうではないということを、農林及び厚生両大臣から声明する何かの方法をとる考えがあるかどうか、まずこれを伺いたい。

○楠本政府委員　現在少くも入荷し、出荷されておりますところのまぐろ、あるいはその他の魚類が絶対に心配のないことは、過日農林、厚生両大臣が連名で談話を発表いたしております。なお私どももこれらの安全性につきましては、すでにお聞取りの通り、ラジオあるいはいろ〳〵な報道機関を通じまして、極力その徹底に努めておるわけでありますが、むしろ逆に、国民の側から誇大に危険視されて、うわさを生んで徹底を欠いておるというような点を、はなはだ遺憾に思つております。

○夏堀委員　あなたの方の宣伝力が足らないのです。新聞、ラジオの報道によつて、山の奥に住んでいる人たちまでも、魚を食べてはならないという宣伝が非常に大きく浸透したということであります。であるから政府の宣伝力はまことに弱いということでありません。しかしそれは国内ばかりであればまだいいが、今申し上げたように、アメリカまでもこの宣伝が非常に徹底しておるということである。そこで先ほど来非常に問題になつておる危険区域の拡大によつて、どれくらいの損害があるだろうかという質問に対しては、例によつて調査研究中という名答弁である。まあそれはそうでしよう。しか

し調査、研究それもよろしいが、私はある方法によつて調べたところによりますと、その損害は大体一日二億円に達するのではないだろうか、これをはつきりと申し上げます。これも、これからなお再調査することでありますから、その数字がはたして当るかどうかということはちよつと早いかもしれませんけれども、大体において禁止区域によつて生ずる損害は、直接間接に莫大である。その付近には中型漁船は出られない、大型漁船でも迂回して行かなければならぬ、これによつて生ずる魚の鮮度の問題、あらゆる魚価の問題等に及ぼす影響が、おそらく一日二億円に達するであろう、こういうことになるのじやないか、こう考えております。そこで戦争中に広島、長崎において受けた原爆の被害は、おそらく日本国民は永久に忘れることはできないだろう。今また再びビキニの環礁で受けたこの損害は、日本国民に与えられた大きな問題であり、日本政府がいかにしてこれを処理するかということは、国民とともに検討しなければならぬと思うのであります。しかるに十分の調査をする力があるかないか知りませんけれども、たとえばアメリカに輸出するとすれば、合同調査もいるかいらぬか、合同検査もいるかいらぬか、この点もまだ明確ではないということであります。私の考えは、アメリカに輸出するまぐろは合同調査、合同検査によつて、これほどの海区でとつたものであるから危害はないということをアメリカ人によつて証明され、アメリカに放送されることによつて、これは間違いなく被害がないということが証明されるのじやないだろうか、日本の政府は日本の国民にさえ徹底することができない、まして日本の宣伝力はアメリカに及ぼすほどの力は持つていないのだ、よつてアメリカへの宣伝は、アメリカ人によつてこれを宣伝させなければならぬということになつたならば、アメリカ人もともに合同調査、合同検査に参加させて、その責任を分担させることは当然じやないだろうか。この合同調査によつて判明した損害額が二億円に達するほどであつたならば、今禁止区域になつておるところを変更しない限り、たといこれを予告して云々といつたところで、当然その責任を回避することはできない。よつてアメリカは一日に二億円の損害を賠償することを前提としない限り、この場所を変更しないということが言えるかどうか、私はそこに結論が達するだろうと思うのであります。もしそれはたえられない損害である、それでは場所を他に変更しようということであつたならば、それは日本の漁業者に与える損害のないところに持つて行つてもらいたい。いかに戦争に負けたからといつても、これ以上三回も四回も原爆の被害を受け、日本国民が、戦争に勝つた強大な国の圧力によつてその生活権を奪われるということは、われ〳〵にはたえられないのであります。よつて政府は、この問題をもつと大きく取上げて行つてもらいたい。私の言う二億円がはたして的確な数字であるかどうかということは、私も今申し上げておつて寸分違わないということは言えないけれども、それが概算による数字であつても、それはその禁止区域を変更しない限り、今申し上げたように必ずこの損害額を賠償することを前提としてもらいたい。再びアメリカがこういうことをやることは、勝つた国であるからももちろんでしよう。なるほど戦争するために、軍艦は公海においていろいろな行動を起すことがあり、これがそういう大きな問題になつて来れば、弱小日本はいかんともいたし方ないのであつて、魚をとるための航行のために公海の原則を堅持せよといつても、それは及ばないところである。よつて私は、どこまでも原則的には損害の補償という点を重点に置いて、この区域の変更もしくはその損害の補償を強く要求する、また調査機関は合同調査によつて的確に現わすことは、あちらにもその責任があるから、その責任を分担することはむしろ当然じやないかと思うのでありますが、これに対する御答弁を願いたい。

○小瀧政府委員　治療あるいは消毒という面について日本と協力したいという申出がありましたのみならず、今次の事件については共同で調査をしたいということは、先方からも申し出ているわけであります。しかし日本としては、あくまで日本が主になつてやりたいというのが大体の意向のようであります。現に作日からも、今度参りました専門家が日本側と話をしております。しかし事件そのものについての調査についても、国内でもいろ〳〵議論がありますので、先ほど申しましたように、日本が主としてやらなければならない必要があり、またその方がより有効であるという場合は、共同調査というものも十分考える余地があるだろうというふうに申し上げた次第であります。

○夏堀委員　政府の苦しい点はよくわかりますけれども、将来に残る大きな問題でありますので、私はあえてこのようなことを申し上げる次第でありますが、そこで今後の輸出水産貿易というものに非常なる影響を及ぼすことは当然でありますので、いやでもおうでも私が今申し上げたことをあちらで聞いてくれるか、これはいわゆる宣伝の力によつて左右されるのである。今アメリカでまぐろの需要が非常に大きくなつておるその原因はどこにあるか、それはガン詰業者がじやん〳〵宣伝費を使つて、大体一〇%ないし一五%の需要が多くなつたということだそうであります。それほど宣伝によつて効力を現わすアメリカに対して、この恐るべき害を、人命に及ぼすいわゆる原爆魚はアメリカに出せないことは当然でありますので、ここでどうしても政府から、最も強い声明なりあるいは何かこれに対する宣伝――これは金がかかつても、これくらいちつとは予算をとつて、ひとつがんばつてもらいたい。緊縮予算であなた方たいへんお苦しみのようですけれども、緊縮々々といつたところで、金を生かして使えばそれは政府のためにもなる、国民のためにもなることであつて、何も遠慮するところはない、そういう意味におきまして、政府の方では、先ほど申し上げたように、将来に及ぼす影響は非常に大きいので、何の遠慮をすることはないから、調査及び検査の面は責任の分担の意味において、合同検査、合同調査をして、将来に残る二億円の損害賠償を獲得することを前提として行動してもらいたいということを、私は強く主張いたすのであります。これをもつて私の質問は打切ります。

○田口委員長　松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員　外務委員会及び水産委員会また本会議でもこの問題が取上げられようとしておる。かかる状態にあり、またひいては今までの各委員の発言、それからこれから控えておりますところの点を考えてみたい、かように考えておるのであります。

まず第一に今回の事件は、どなたの考えからいつても、世界平和の確立のために非常に大きな貢献になつたものと私は考えます。今まで日本の国会においても、やれ保安隊、予備隊、再軍備というような問題で論議されておる。これからも論議される。しかし今回の事件が発生してから、あたかも日本の保安隊は軍備でも何でもないおもちやのようなものであります。むしろ青年訓練所にひとしいもののように考えられるのであります。ゆえにこうした問題は世界平和確立のために非常に大きな効果をあげたものであるという考え方を私は持つておるのであります。しかしてこの事件に対し、当委員会においても再三にわたつて論議がかわされておる。本日の委員会においての政務次官の御答弁から行くと、相手国たるアメリカに対しての補償の問題を、十分慎重に考えて行かなければならないということをおつしやられておるのであります。ここであります。災い転じて福となすべく、日本の国力を増すべきことを考えて行かなければならない。この補償の問題に対して外務省は、あらゆる観点から考慮してもらわなければならないと思うのであります。物質的な問題、またこれからの経

済の問題、これらもあることでありましよう。しかし一番大きな打撃をこうむつたものは漁民であります。この漁民の補償という問題は、今太平洋の島島はほとんどアメリカの領土となつておる、委任統治となつておる。これらに対して日本の漁船に基地を与えられるよう努力すべきである。今のままの状態では、一航海において一週間ないし二週間の重要な燃料だとか、また能力だとか、かようなものを消費し、経済に及ぼす影響が甚大であるということは、だれしも知つておることである。しかしアメリカの委任統治島に対する、またはアメリカの領土である島島に日本の漁船の基地を得ることができ得たとしても、この原爆の被害のあつたビキニ島の付近、マーシャル群島は、まぐろ漁業にとつてはあまり好漁業とするものではありません。もつと東に相当有望なる漁場が控えておるのであります。これらの漁場の島々に日本の漁民の寄港を許すことができるならば、漁民に与える影響は将来相当緩和されることであろうと考えるのであります。こういう点が外交を通じてのこの問題の解決の一点にもなることであろうと私は存ずるのでありまして、こういう点を深く留意せられまして、この交渉の一つの条件または希望、それから協調の方針に持つて行くように御努力されんことを私は希望いたしまして、私の質問を終ります。

○田口委員長　淡谷友藏君。

○淡谷委員　ただいままでの同僚各委員の発言に対する外務当局並びに水産庁の御返答に対して、私まず第一に大きな不満を感ずるのであります。去る二十日に当委員会におきまして私強く要求して参つておりますが、この間少しも御返答に進歩が見られません。依然としてあの日の状態のまま茫再日を過したとしか考えられない。いろ〳〵政務次官の御答弁でありましたが、まずアメリカがどう出るか、この点を模索するだけで、日本自体の外交方針というものは全然立つてない。こういうことは、この重大なる時期に立ちまして少くとも日本外交のあり方でないということを痛感いたします。本日もこの委員会に農林大臣なり外務大臣なりが出て参りまして、最も大きな被害を受けております水産業務について、はつきりした外交方針、はつきりした水産行政のあり方を御説明願いたかつた。言うまでもなく、アメリカがすでにこの実験区域を拡大するということを言つておる以上、時期は六月か七月か知りませんが、また同じような実験をやることはきまつておるのではありませんか。われ〳〵はモルモットのように、実験の被害があつて初めて交渉するというそんなあわれな存在でありましようか。私は昨年の夏以来、李ラインの問題が起りました当時から、この問題は強く外務当局に要求しておるはずでございます。その当時岡崎外務大臣は、日本の現状をもつてしてはこれより以上の交渉はむずかしいと御答弁せられておる。李ラインのあの暴挙に対して、日本の国が今のような状態である限り、これ以上の交渉はできないというのは、暗に日本が再軍をすることをほのめかしておるのか、あるいは他の条件を待つておるのか、これは私存じません。しかし李ラインすらあえて撤去し得なかつて日本の外交の弱さというものが、この水爆の問題に対してほんとうに腹をすえてやる意思があるのか。この点はつきり御答弁を願いたい。私は、少くとも日本の外務当局というものは、アメリカの外交官ではなくて日本の外交官だと思います。アメリカの態度がどう出ようと、まず日本の外交の基本線だけは、独立国としてはつきりしておいていただきたい。特にMSA以上の問題が、安全保障という一点から今や締結されようとするならば、平時であれ戦時であれ爆弾をこうむつた者は死ぬんです。爆弾が戦争によつて使われましても平和の時代に使われましても、被害を受ける程度は少しも違いはありません。これで一体どこに日本の安全があるか。これだけ大きな不安を与え、これだけ大きな損害を与えられたならば、何を今後平和問題を論ずる必要があるか。先ほど小瀧政務次官の御返答によりますと、世界が軍備がなくても十分に平和になるような時代ならいざ知らずと言つておりますが、すでに、戦争を開始せずして戦争と同じような被害を与えておる今日、現実の日本がどのような外交方針で行かれるか、はつきり御答弁願いたい。特に私は、きようは水産庁の長官にはあえて質問いたしません。保留いたします。少くとも沿岸から沖合いに、沖合いから遠洋漁業へという基本線が、このような事態に処して変更されるのかどうか。外務省は、遠洋漁業に対して今や大きな抱負を持つて乗り出そうとしておりまする日本漁民に対して、今後はつきり責任を持つてその安全を保障し得るかどうか、この点を私は外務次官に答弁願いたい。李ラインの問題を初め、同僚各委員が言われた通り、中共の問題に対してもあるいは北洋漁業に対しても、一歩々々後退しておる。そうして事が起りそうな予想がありながら、この予想を押えるような手をもつとも講じないで、起つてしまつて多くの人間が被害を受けて、大損害を与えられて、それからあわてふためいてやるようなときはもうおそいので、この機会にこういう点も御答弁を願いまして、日本の外交方針が、われ〳〵水産委員会が決定いたしました遠洋漁業に乗り出すという基本線をはたして守り得るかどうか、その自信があるかどうか、こういう観点から、まずきようのところは小瀧政務次官の御答弁を願いたい。

○小瀧政府委員　遠洋漁業の重要性を認識しておればこそいろ〳〵各国と漁業交渉を行つて来たのであります。李承晩ラインについて非常に軟弱な態度をとつた、いわんやアメリカに対しては何にも思うことを言わぬだろうというようなことをおつしやいましたが、私は実は李ラインに対する問題よりも、今度の問題の方がとりはからいやすいと思う。何となれば、りくつの通らない李承晩政権との論争は非常に困難でございますが、すでにこれまでも新聞情報などを総合して考えますと、正当なる補償をしようと言つておる。ただちに協力をしようというので、あるいは淡谷さんには御不満でございましようけれども、医療やあるいは調査とかいう面で協力をただちに申し出ておるくらいでありますから、私どもは皆様の御期待に沿うように、アメリカに対して日本の主張をしなければならぬところは、十二分に主張して行きたいと考えております。なお起つてからそのあとで措置をするというようにおつしやいますけれども、実はこれはアメリカ側でも、予期しないような大きな爆発になつたというようにおるようでありますし、アメリカの議会の委員会においてもこれがいろ〳〵討議せられておるようであります。でありますから、再びこういうことがないように予防措置を十二分に講じなければならない、そうして遠洋漁業というものが円満に遂行せられるように最善を尽したいと存じまして、今せつかくそうした努力を続けておる次第であります。

○淡谷委員　御答弁を伺いましてまことに欣快に存じます。私はおそらく外務省は李ラインの問題よりも今度のビキニの問題を重大視されておるだろうと思いますが、そうじやなくて、李ラインよりはもつと簡単だ、李ラインなら解決できないが、ビキニ環礁の問題は解決ができるという御答弁でまことに欣快に存じます。どうぞその通りにやつてもらいたい。待つております。

そこで私お伺いしたいのは、拡大された区域というのは、すでにはつきり次の演習を予想しておると思います。これはあなた自身といえどもちつとも反対はないだろうと思う。そうしますと、少くとも思いがけない被害が起つた今度の事態について、日本側には日本側としては要求があるはずです。すでに与党内にも爆弾実験はやめてもらわなければならないという強い意見が出ておる。今度はアメリカ側は区域を拡大して実験をすることが予想外であつたということは許されない。そういう観点から拡大された区域に対して、日本の外務省は確然たる方針を持つて

アメリカと交渉しておるのか、その点もう一点伺わしてもらいたい。これは当然やるという意思がはつきり明示されておる。これに対しての外務省の御意見があいまいですが、どういう要求をされるか、はつきりお伺いしたい。

○小瀧政府委員　先ほどからその点についてはお答えして来たつもりであります。各省と協議いたしまして、大体日本側の立場もわかりましたので、それに応じていろ〳〵話合いも進んでおる。がしかしその内容を一々言うことは、今交渉中でもありまするし、ここで勇ましく申し上げますことは、向うの原子委員会の方へ伝わつて、コールというチエア・マンの説もごらんになつたと思いますが、そういう悪い影響を与えるということは、結局遠洋漁業を保護するゆえんでないから、私はこの際は慎しみたいというのが私の率直なる答弁です。

○淡谷委員　お答え願つておるというのですが、私は、各省の意見がまとまればその通りやりますじや外交方針じやないと思う。外務省はそういう意味で各省の意見に盲従する、こんな形かどうか。おそらくは国民の輿論は、爆弾実験に対してはかなり強硬な抗議をするように外務省に要求しておると思う。さつきから船やあるいは船に乗つた人間が日本のものであるということは確認されておるようでございますが、私は外交も日本のものであるという点を確認してもらいたい。相手の出様もさま〴〵ございましようが、相手の出様を日本に有利なように、世界の平和に貢献するような方向に強くやつて行かれるような、毅然たる外交方針はないのですか、お伺いしたい。

○小瀧政府委員　私が申しました各省というのは日本人の各省であります。日本人の意向を体して、日本人としての日本の政府として交渉しようというのでいろ〳〵話合いをしておると申したのであります。外務省は一々専門家を持つておりません。いろ〳〵な問題について外務省だけできめることはできないのでありまして、そうした申入れの内容などについて話合いをしておるのでありまして、決してアメリカ側の意向を聞いて、それで申入れをしようとするのではなしに、日本の専門家、いろ〳〵受持の行政部局と話合いをして、そうして意見をまとめて厳重申入れをするということを申し上げたのであります。

○淡谷委員　最後に一点要望だけ申し上げます。その言明を聞いてほつといたしました。実はその点もお忘れになつたかと思つて心配いたしたのであります。はつきり外交が日本のものであるということを忘れなければ、まことに安心いたしました。ただ李ライン以来常にできないとは言つておりません。できる〳〵と言つて置きながら、どうも事情がうまく行かないのでという理由で、あの大きな拿捕ができるまで荏苒日を過した。今度は李ラインよりもたやすいそうでございますが、たやすい点でも、今にやる今にやるで、あの原爆患者の補償も十分とれず、日本の漁民に対しても大きな不安を与えたままで、できる〳〵とおつしやつておらないで、ただいまの御決心とただいまの大きな自信とをもつて、できるだけ早くこの問題を御解決くださるように願いたい。長くなれば私はあらためて委員会を開くことを要求いたしまして、今度は大臣に御出席を願つて、はつきりこの責任を究明したいと思いますが、以上希望を申し上げて終ります。

○小瀧政府委員　ちよつと申し上げておきますが、誤解があるようでありまして、向うと話合いをいたしますときに、りくつを申してもりくつの通らないようなやつと違つて、大いに相手方でも日本の立場を考えておるようであるから、こつちはもちろん思い切つて日本の主張の存するところを十分申し入れ得るという点において、私は李ラインの交渉とよほど行き方が違うということを申し上げたのでありますから、その点御了承願いたい。

○淡谷委員　誤解がないように私からももう一ぺん確認をしておきたいと思いますが、ただいまの御答弁では、李承晩というのは話が通らない、りくつが通らない、アメリカの方はりくつはわかるし、話はわかるようだし、日本のためにもなろう、こういうふうだから交渉しやすい、こういうふうに確認してよろしゆうございますか。

○小瀧政府委員　それはちよつと違います。私はアメリカだから、韓国だからどうと申したんじやございません。今度の出方を見ましても、向うが十分公正なる補償もしよう、また協力も十二分にするからひとつ連絡してくれというように出ておるところを言うのでありまして、私は人種的にどちらがいいというようなことを言つた覚えは毛頭ございません。

○淡谷委員　よくわかりました。

○赤路委員　関連して。ただいま淡谷君の質問の中で、私聞き間違いであつたかと思うのですが、いろ〳〵交渉中であるという言葉があつたように思いますが、アメリカと非公式にこの問題で何か交渉されておるのですか。

○小瀧政府委員　今はつきり私の言つた用語を記憶しておりませんが、向うへ日本側の趣旨を随時伝えまして、向うの方が日本の立場を了解するように努力しておりますという趣旨を申し上げたのであります。

○赤路委員　先ほどの田中委員の質問に対する関連でございますが、田中委員の方から原子力の国際管理という問題が出たのであります。これに対する御答弁は、原子力を保有しておる双方の当事者の国が話合いがつかなければ、第三国側からは非常にむずかしいのじやないか、ごもつともな話だと思います。しかしまたそのあとで、今回のような事件が起つたことは、第三国側としてこれを促進することができる空気を十分つくり得たのじやないかというような御意見があつたように思う。これももつともで、その通りだと思います。そこで私のお尋ねしたいのはその後段の面なんですが、確かにこれは第三国側から、世界平和のために原子力の国際管理という問題を出していいんじやないか、これに対する外務次官の方のお答えの中では、今出すことが時期であるかどうか、妥当であるかどうか、その他十分検討をしてからというお答えのようであつたのです。なるほど事は重大であるし、慎重を要しましよう。外務次官のおつしやることも一応私はよくわかるのであります、事が重大であるだけに、私はやはりこの問題については、日本政府としましては少くとも原子力の国際管理という問題を大きく打出すべきである、かように考える。先ほど来同僚の淡谷委員からいろ〳〵言つたのですが、常にできる〳〵と言つて一つもできていない。これは当てはまらないかもしれません。この言葉は外務省としてはなはだ不満な言葉であると思いますが、われ〳〵が受ける印象は、こういう印象を受けておることは事実なんです。今回の場合においても私が心配するのは、先ほど来夏堀委員もおつしやつたように、答弁がほとんど同じケースの答弁で、常に善処するとか研究をするとかいうようなことで時期を失してしまつたのでは、私は問題にならんと思う。こういうような時期であればこそ、より早くこうした問題に対する手は打たれるべきじやないか。この点に際してもう一応、くどいようですが次官の御答弁をお聞きしたい、こう思います。

○小瀧政府委員　答弁に進展がないということでありますが、それは私もふり返つてみてまことに残念だと思います。できるだけ早く実際的な措置がとり得るように最善を尽したいと考えます。しかし質問の御要点は、原子力の国際管理の問題であると思いますが、私は先ほど申し述べましたところをさらに訂正し、また追加する気持はございません。しかし具体的な問題をここで申し上げるならば、この原子力の問題につきましては、政府の方でも重大なる関心を持つておりまして、この平和的利用の問題についてはゼネヴアに本部のあるあの協力機関に日本も協力態勢を整えようと努力しておりますし、またこれも対外的な面でありますが、来る四月ごろにゼネヴアにおきま

して、原子力による被害をいかにして食いとめるか、いかなる国際約束をつくつたら原子力による被害が少くなるかというような会合もございますので、これに対しては外務省も十分援助して、日赤の方から人を派遣してもらうようにいたしております。今おつしやるのは、原子兵器の問題でありますけれども、私はこの問題は、一足飛びに日本で飛び出しても、今度の事件でこれまでに収集し得た資料だけですぐ飛び出しても、具体的に実際問題として成果を収めるかどうかわからないので、すなわち平和的利用の面あるいはそうしたゼネヴアの条約に関連したような面からだん／＼進んで行きましたら、お説のような国際管理の問題についても、解決の道が自然つくものではなかろうかというように考えまして、とりあえずの措置といたしましては、先ほど申しました二つの点を具体的に考えております。

○赤路委員　いま一点、淡谷委員の質問に関連してお聞きしたいのですが、今度かくのごとく危険区域が拡大されたことによつて予測されることは、再び原爆なり水爆なりの爆撃演習がビキニを中心にしてやられるという予測がつくわけであります。だといたしますと、これがやられるということは、相当危険区域というものが拡大したでしようが、先ほど厚生省の方がおつしやつたように、近辺にある魚は、ある種の影響を受ける、放射能を内包する魚というものは動いておるのであつて、危険区域の中にじつとしておるものではない。それだけにこれは今後にも非常な問題点を残すと私は思う。従つて今後の一番重点になることは、こうした爆撃演習を再びやつてもらいたくない。これが日本全国民の希望でもあるだろうと思う。世界的なことはわからぬといたしましても、その被害を受けた日本国民としての最も率直な感情だろうと私は思います。だから拡大された地域がどうだとか、こうだとかいう問題のむしろ中心的な問題は、もう再びこういうことをやつてもらいたくないということなんです。このやつてもらいたくないということの意思をアメリカ側へ十分通じて、われ／＼が予測するような第二回、第三回の爆発をやらないように、努力する措置をおとりになる意思をお持ちになつておるかどうか、この点をお聞きしたい。

○小瀬政府委員　やつてもらいたくないという気持は仰せの通りであります。しかし同時に、今の国際情勢下において、原子兵器の実験を絶対にやつてはならないということろまで持つて行けるかどうかは、非常な疑問があり、日本は平和のために友好国と協力をするという立場を堅持しておるものでありまするから、そうした面から考えまして絶対にこれが非常に大きな影響を及ぼすというような場合は別でありますが、ほんとうに十分なる警戒措置、予防措置がとられて行われるならば、それを絶対にやつてはならないという申入れをするということは、目下のところ考えておりません。

○辻(文)委員　ただいま赤路君がせつかく質問中だが、さつきから私もじつと聞いていて、言い尽されておるようには思います。しかしこれは日本が被害を受けた当事国ではありますけれども、やはり世界の輿論というものが相当この意味において上つていると思います。それは自分たちの国は被害を受けなかつたからということでは、今まで同僚委員が質問いたしましたような要素において考えないと思うのです。根本的にこの原爆についてはどういうことを処置するかということを私は考えているので、その際に今までの次官の御答弁の中には、あるいは集団的には国連にこういうことを申し込むとかいうことはわかりますけれども、それでなくても、友好国あるいは友好国でない、まだ交戦状態にあるような国に向つても、この意味を話して、世界平和のためにどう思つているかというくらいのことは、日本の独立国家としての重大な外交の面を受持つておる外務省としては、私はやはり呼びかけてみる必要があるんじやないか。むろんあなたがおつしやるように、何の資料もなく、子供のようにそういうことを呼びかけることはおかしいようにも思いますけれども、一面これだけの輿論が起つておるということだけは、たとい精密な資料がなくても、外郭的な印象でも受けていると思うから、そういう場合に、精密な資料を整えてから交渉するのと同時に、並行する意味合いで呼びかけておいでになると、夏堀委員がおつしやつたような宣伝を一応その中に兼ねつつ、武力を持たない日本としては、その意味の強い独立国家としてのあり方と、外交のあり方になるのじやないかというような考えを私は持つのです。今までたとえば国連のような集団じやなくて、そういうようなことを独自に個々の友好国にでも働きかけてごらんになつたことがあるかどうか、ひとつもそういう御答弁に触れてないように、私の聞き漏らしかもしれませんが、思いますので、お答えを願いたいと思います。

○小瀬政府委員　私もまつたく同感であります。特定国に対して、ある領土で行つておることを、すぐ権利とか、あるいはある特定の法律違反というようなことで申し入れるというよりも、国際輿論に訴えるということが最も有効であろうと存じますので、先ほども申しましたように、今度の事件は非常に不幸であつたけれども、国際平和に役立つものがありはしないかということを申し上げたのであります。もちろんこれをキヤリーいたしますものは国際的なニユースでありまして、日本のこの国会での討議も相当詳細に世界各国に報道せられておりますし、また私どももできるだけ正確なる情報を各国に知らせるようにして、盛り上つて来る輿論を醸成するのに、今度の不幸な事件でありますけれども、この機会をとらえて十分そうした面にも努力いたしたいと考えております。

○辻(文)委員　私が何つておるのは、現在までにそういうことをおやりになりましたかということを伺つておるのであります。事件が発生すると同時に、友好国、あるいは国連のことですけれども、個々に友好国に対してそういう呼びかけをなさつたことがございますかということです。

○小瀬政府委員　情報としては世界各国へ外務省としても流しております。ただ利害関係を直接持たない国に対して申込れをするということはどうかと思われますので、在外公館に対しまして情報を随時通報するという措置はとつております。ただ国際機関への申入れは、先ほども申し上げましたように、具体的な問題をとらえてやらなければなりませんので、とりあえずはこの四月のゼネヴアにおける会議では、今度の事件は非常に有効なる、貴重なる資料を提供するものがあろうと確信いたします。

○辻(文)委員　一応わかつたような気がいたしますけれども、先ほどから繰返されておりますが、私どもの印象としては、何かしら外務省がぬるいような感じを現実に受けておりますので、もしさようなことが今日までになされていないということでしたら、私がただいま申し上げましたようなことを、今度どうか現実に行われるように要望して、私の質問を終ります。

○鈴木(善)委員　私はただ一点だけでありますが、私の質問の際に厚生省並びに海上保安庁の方がおそろいでございませんでしたので留保いたしておいたのでありますが、それは先日の外務委員会の政府の答弁におきまして、海上保安庁の砂本警備救難部長の御説明の中に、福龍丸のほかに原爆の灰の汚染を受けたものが十三隻あるという御答弁があり、さらに厚生省の楠本環境衛生部長が、厚生省の調査によるとさような事実はないという答弁をいたし、政府の間で食い違いを生じておつたようであります。本日の当委員会におきまして、厚生省の楠本環境衛生部長の先ほどの答弁によりますと、厚生省は約八十隻、八十万貫以上の船と漁獲物を精密に調査したが、第五福龍丸以外にはそのような被害を受けたものはないということを明確に答弁なさつておるわけであります。私は、この際海上保安庁におきまして、その後における調査によつて厚生省の調査と一致

するような結果が発見されて、政府の調査はここに完全に一致を見ておるかどうかということをお尋ねいたしたいのであります。ということは、先ほど来各委員からお話がありましたように、原爆の水産物に与えた被害というものが非常に過大に宣伝をされて、国内の消費大衆はもとより、アメリカその他に対する影響も非常に深刻のように察せられるのであります。今後のわが国のかつお・まぐろ等の輸出貿易の面に対する影響もきわめて大きいと存じますので、この際第五福龍丸以外にそのような被害を受けた船があったかないか、この点を厚生省ははっきりしないと言明しておりますが、海上保安庁のその後の調査の結果をこの際御発表願いたいと思うのであります。

○砂本説明員　結論的に申し上げますと、完全に一致している、こういうふうに申し上げたいと思うのであります。しかしこれには若干説明を加えたいのでございます。私の方といたしましては、放射能そのものに対する調査その他の機関も知識もございません。従いまして「ビキニ」関係と申しましょうか、その地域を通りました船に対する帰航後のいろ〳〵な反応の調査につきましては、厚生省並びにそれに関連を持つ各現地の機関がおやりになるのでございまして、私の方といたしましては放射能の状況、影響につきましてはみずからの力でやってはおりません。でございますから、厚生省の放射能の影響につきましての御意見は正しいと思いますが、私の方の特別な調査も意見もございません。

○田口委員長　小高熹郎君。

○小高委員　外務政務次官にお尋ねいたしますが、国際ユネスコとこの水爆問題の関係でございます。先ほど来議論は尽きておりますが、明快なる答えが出ませんために同様なことが繰返されておるのでありますが、国際友好関係あるいは平和精神に根拠を持ちます国際ユネスコに提訴するとか、あるいはこの会議に持ち出すことは、国連へというよりももっと手近く、国際ユネスコにはわが日本は加盟しておるのでございますから、当然こういう措置がもっと早く講ぜられておらなければならないと思うのでございますが、それに対する御見解を承りたいのであります。

○小瀧政府委員　御指摘のようにユネスコはそうした機関でありますから、ユネスコにおいてこの問題が取上げられるということは一つの考え方であろうと思います。しかしなるほど戦争中に日本はああいう惨禍を受けたのでありますが、これまでのところ、この原子力の問題を出しますということは、ユネスコで普通取扱っております問題の範囲以上に、政治的な問題を多分に含んでおりますため、今までこうした申出をしたことはございません。しかり今後あるいはそういう機会があるかもしれません。今までのところはそうした意味におきまして、非常に政治的な問題で、他の方面で取扱われていた問題でもありますので、これまではそうした発言をいたしたことはございません。

○小高委員　せんだって寺岡参事官がおいでになりましたとき、外務省におかれましても、あらかじめ答えを持って来てもらいたいという要求を出しておいたのでありますが、政務次官がおいでになりますから、さだめしこの答えがあろうと思うのでありますが、それは太平洋の魚類全般に及ぶということは、先ほど来話が出ておる通りで、拡張解釈すると際限がないのでございますが、それと同時に人類史上の一大問題として、せんだって申し上げたことが内部で相談になられているかどうか、それはこういうことを言うたのであります。かつてビキニの砂漠のほこりが旋風のために空へ上りまして、成層圏へ行って、それが前世界へ広がって、そしてこれが世界の流行かぜインフルエンザの原動力となったということを学者が報告しておる。また桜島の噴火が直接ここへ灰が飛んで来たわけではないかのごとく伝えられておるのでありますが、ともあれ太陽の色が当時まっ赤にかわり、成層圏へ舞い上った桜島の噴煙が東京へ降った事実はあるのでございます。こういうことから四月以降に行われますところの試験が何回となく繰返され、その強度が四倍であるとか、五倍であるとかということになりますと、地球の回転及び風の吹きぐあい、これらによって推察するに、それはアメリカにも被害があるであろう、日本にも被害があるであろう、全世界、全人類が非常な脅威を受けるのでございまして、この点についてあらかじめ魚の問題もさることながら、全世界全人類史上の問題として、慎重な考慮と協議をなされたいということで、きょう御出席のときにあらかじめ答えを持って来てもらいたい意味のことを言うたのでありますが、相談があったかないかは別といたしまして、さような趣旨で申し上げたのでありますから、これに対して相当広範囲な、水中の問題でなく、全人類に関することに相なっておりますので、外務省はもう少し、これは積極的に乗り出しても決してさしつかえなかろう、かような意味において、もし国連へ提訴するのがあるいは主張するのが苦しいとしたら、その前に国際ユネスコへ勇敢に申し出たらどうか、こういうのでございますから、それに対する見解を承りたいのでございます。

○小瀧政府委員　そういう話は私は聞いておりませんが、すべて今調査中でありますし、また今後どういうような措置をとるかということも、米国側と話し合わなければならぬ問題でありまして、その結果によっては、あるいはそういう問題も考えなければならないと存じますが、現在のところはこの問題を十分探究して、その結果によって決定すべきものと考えております。

○山中(日)委員　大分時間もおそくなりましたので、ごく簡単に一点だけ政務次官にお尋ねしたいと思うのです。先ほど来話も出ておりました損害の賠償に関する点でありますが、特に間接被害の賠償要求についての外務省としてのはっきりした腹を、この際承っておきたいと思うのであります。実は私昨日東京都内の足立区の魚市場に参りまして、東京都の中央卸売市場の業務部長、足立区の分場長、東京都の衛生技師並びに仲買人の代表、それから小売業者の代表、こういった人々とひざを交じえて、この魚の入荷状況、損害の程度、こういったものを調査して参りました。それによりますと、この原爆のまぐろの入荷されましたのが十六日でございますが、その前の三月十一日から十五日までまぐろだけについて調べてみますと、足立区で取扱いました数量が二千八百五十三貫でありました。十六日は原爆のまぐろが入った日でありますから、全然入荷がございませんで、越えて十七日になりますると、千三百六貫目という半分以下に入荷が減ってしまいました。越えて十八日になりますと、九百貫目になってしまいました。十九日になりますと、驚くなかれ、たった三十六貫目よりほか入荷がない。二十日にはゼロ、こういうような数字が明らかになりました。それで仲買人等についていろ〳〵話を聞きますと、十七日にはもう値段は二割から四割くらい安く売らなければ売れない、十八日にはほとんど半分以下の値段でなければ売れない、十九日にはほとんど売行きがない。残ったやつはどうしたかというと、残ったやつはほとんど原価を切って売らなければならないというような状態であるということであります。なお値段の点について調べてみますと、一番高いときで一貫目五百円、安いときは一貫目二百円になってしまいました。小売業者の代表に聞きますると、原価を二割五分くらい引いて売らなければならないような状態が続いて来た。残ったものについてはかすづけにするとか、みそづけにするというようなことで、店にストックしてそのまま置かなければならないというような状態で、こういう被害を一体どうしてくれるのか、こういうようなことでございました。足立区だけで一日に平均概算で二百五十万円くらいの損害があったということでございました。これはただ東京の足立区だけ

の問題でありますけれども、東京都内の各魚市場におきましても、この種の現象があつたと思いますし、また東京以外の日本各地においても、やはりこういう問題があつたと思うのであります。こういつた間接被害に対しまして、政府はアメリカに対して、これを要求するというはつきりした考えを持つておるのかどうか、実はつけ加えて申し上げますするけれども、アメリカ駐留軍が日本に駐留しておつて、演習等によつて日本国民に損害を加えた場合に、間接被害についてはこれは日本政府が賠償する、むろんこれは日本と半分ずつ負担すると思いますが、こういつた日本の方で承諾をして基地を使わせて、それによつて起きた間接被害においてすらアメリカ側において半額を負担するということがきめられている以上、この公海の原爆の試験で、しかも直接灰をこうむつたかどうかわかりませんけれども、こういつた被害を受けておる、この被害に対しては当然私どもはアメリカに要求する権利があるというふうに考えておる。聞くところによりますると、現在まだ百四十五隻も南方等の船が帰つて来ておらない。これがまた日本の港に着きますと、いわゆるまぐろ旋風で、またいろ〳〵な問題が出て来るのではないか、なるほど厚生省の方ではガイガーの検査等によつて、放射能のないものには刻印を押して、大丈夫だという宣伝をしておりますけれども、やはり日本人の心理というものは妙なもので、われ〳〵初めまぐろを食うということに非常に危険を感じております。これは一般の心理だと思います。こういつた間接被害に対しては、当然要求する権利があると私どもも考えておりますが、外務省としては強くこれを要求する腹構えでおるかどうか、この点を一点お伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　まだこうした被害を調査中でありますので、具体的にどういう形式で、どういう賠償を要求するかは決定いたしておらないのでありますが、今仰せのような点も十分考慮しなければならないと考えております。

○山中（日）委員　数量とかあるいは金額とかいうものは、詳細調査しなければおわかりにならないと思いますけれども、今申し上げたように、現実にこの原爆まぐろのために被害をこうむつている人はあるわけです。もうすでにデータが出ておるわけですから、こういう場合に要求する考えがあるかどうか、その原則を聞いておるわけです。

もう一点は、昨日の会合におきまして、小売業者から強く要望されましたのは、こういつた自分たちの商売のやり方の上手、下手にかかわらない損失、つまり原爆まぐろのために、こういつた収入減を来した。これに対しては税の減免その他についても考慮を払つてはしいというような強い要望もあつたのでありますが、政府はこういつた不可抗的な、業者の間接的な被害による収入減に対しては、税その他については大蔵省でないからわからないかもしれませんが、政府としてはどういうふうに考えているか、これをあわせてお聞かせ願いたい。

○小瀧政府委員　国内措置についてはどういうふうにされるか、私答弁いたしかねますが、国際的に申しますると、実はこういうことを言うと非常におしかりを受けると私予期しておりますが、この種の事件につきまして、いろいろ取調べをしておりますが、間接被害というものは、これまでの慣例によれば、原則としては取上げられないのが実情であります。ただ先ほど申しましたように、私どもはこの間接被害も十分考慮に入れなければならないと考えておりますけれども、この点について、今具体的にどうするということは言明いたしかねます。原則といたしまして、間接被害というものは、いろいろ拡大すればたいへんなものにもなりますし、わからないので、国際的な従来の慣例の原則を述べろとおつしやいますれば、これは含まないのが普通のようであります。

○赤路委員　一点だけ私の質問に対する御答弁の中で、どうしても納得のできぬ点があるので、外務次官にお尋ねいたしますが、予測される爆撃に何ら申入れの意思がないということであつたと思います。やつてもらいたくないと私は申し上げたのですが、やつてもらいたくないということは同感である。しかしながら予測される爆撃には何ら申入れをしない。絶対にやらないということは言えないという。それはそうでしよう、その点はよくわかる。しかしながらやつてもらいたくないということは言えるはずです。私の申し上げたいのは、この予測される爆撃による危険区域の拡大なんですが、それは非常に大きな不安を日本人にかもしておる。これは事実なんです。こうした不安を除去する意味から行きましても、これは何らかの意思表示をアメリカにするのは、私は当然じやないかと思う。これが何ら意思表示をなされないというのは、私はどうしても考えられない。その点を申し入れる意思がないというふうに、ぱつと打切られたのですが、これではあまり考え方がおかしいと思うのだが、その点をもう一度御答弁願いたいと思います。

○小瀧政府委員　あるいはそれはこれまでの質問にお答えしたから、用語が足りなかつたのかもしれませんが、絶対にやるなということを権利的な立場で言えないということは、あなたに対して答弁したはずであります。ただこの危険区域の拡大に関連する問題については、各省とも話合いをしておるので、すでにこちらの大体の意向というものは、随時米国側に伝えているが、さらに歩を固めてアメリカ側に申し入れるはずだということを鈴木さんの質問にもお答えしたはずであります。

○赤路委員　それは危険区域の拡大なんです。危険区域の拡大はよくわかつたのですが、危険区域拡大ということの根本には、その爆撃が予測される。だから私はそういう爆撃はやつてもらいたくないと思うのです。これは日本人全体の感情であろうと私は思う。だからやつてもらいたくないという意思表示は、当然アメリカに対してさるべきじやないか、こういうことを私は申し上げておる、この点です。

○小瀧政府委員　爆撃をやつてもらいたくないということは、こつちが言わなくても、向うも十分知つていることと思います。ただどうしてもやらなければならない場合は、できるだけ被害のないような措置をとらなければなりませんので、そうした面で努力している次第であります。

○赤路委員　これはこれ以上申し上げません。こんにやく問答になるので実に困るのですが、今のはんとうの日本人の感情と日本の立場から言つた場合、少くとも——私は絶対にやるなというような強いことを言えというのではない。しかし少くともやつてもらいたくないくらいの意思表示ができぬというのは、私はおかしいと思うのですがどうですか。

○小瀧政府委員　先ほどお答えいたしましたところでも、やつてもらいたくないという意思が含まれていることは十分わかるだろうと思います。

○小高委員　秋はさつき御質問しましたのでやめようと思いましたが、あまりこの問題に対する外務省当局の態度が軟弱であると同時に、敏感さを欠いているのではないかと思われるので、あえて一言つけ加えざるを得ないのであります。赤路委員が繰返しているようでありますが、それはもつともと思います。国際ユネスコになぜ調査団を要請しないのか。国際ユネスコのような平和機関に調査団を要請する、そうして調査団が来ればおのずから答えが出るのであります。正面から正攻法でやるから、材料がほしいの資料が必要だのというのであります。そういう手をもう少し鋭敏に打てないものか、これを私は要求しているのであります。これは激励する意味において、お答え願わなくてもよろしいことにしておきますが、どうかそういう意味で、ひとつ特に鋭敏なる御努力を願いたいと思います。

○田口委員長　この際北洋漁業並びに水産貿易に関する件について、松田鐵藏君より発言を求められておりますから

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第二十一号

昭和二十九年三月二十五日（木曜日）
午前十一時開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事　青柳　一郎君　理事　松永　佛骨君
理事　古屋　菊男君　理事　長谷川　保君
理事　岡　良一君
植木庚子郎君　茂君
助川　良平君　等君
寺島隆太郎君　徳弥君
安井　大吉君　義高君
滝井　義高君
萩元たけ子君　秀一君
杉山元治郎君　山口シヅエ君

出席国務大臣
外務大臣　岡崎　勝男君

出席政府委員
法制局参事官（第一部長）　高辻　正己君
外務事務官（アジア局長）　中川　融君
厚生政務次官　中山　マサ君
厚生事務官（薬務局長）　高田　正巳君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
厚生技官（医務局長）　曾田　長宗君
農林技官（水産庁次長）　岡井　正男君

委員外の出席者
厚生事務官（大臣官房総務課長）　小山進次郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

三月二十四日
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）（参議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）（参議院送付）
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第八三号）（参議院送付）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
あへん法案（内閣提出第八九号）
厚生行政に関する件

○小島委員長　これより会議を開きます。

まずあへん法案を議題とし、審査を進めます。本案はすでに質疑を終了しておりますので、ただちに討論に付するのでありますが、本案につきましては、討論の通告もございませんので、本案の討論を省略し、ただちに採決いたすことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお本案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に医薬関係審議会設置法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、らい予防法の一部を改正する法律案、以上三法律案を一括して議題とし、質疑に入ります。御発言はございませんか。

〔「政府側がそろつていないじやないか」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　なおこの際委員長から正式に厚生省に申し上げます。政府側の諸君の出席がおそいので、こういうことであつたら審議に影響いたしますから、今後なるたけ早く御出席を願います。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○青柳委員長代理　それでは速記を始めてください。

○青柳委員長代理　ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船被害事件について発言を求められておりますので、これを許可いたします。岡委員。

○岡委員　楠本君にお尋ねしたいのですが、先般新聞の伝えるところによりますと、保安庁の方では、第五福龍丸事件以後同方面海域から十隻の漁船が三崎港と東京港に帰港したが、内七隻に積んで来たまぐろ、生いか、作業衣などに放射能の反応があつたということを発表いたしており、これに対して楠本君は海上保安庁の発言は軽率であつて、厚生省の検査に間違いがないというようなことを申しておられますが、この点はその後重ねて、その厚生省の主張に間違いがないという確証を得られるような措置をとられたのかどうか、その点いかがになつておるかお話願います。

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、過日の水産委員会におきまして、海上保安庁から魚類その他に若干の放射能を検出したということを聞いたのでありますが、その後私の方におきましては、再びさような地域につきまして重ねて記録その他を調査いたしまして、その結果厚生省の精査には何ら間違いのないことを再確認いたしました。

〔青柳委員長代理退席、委員長着席〕

なおこの点を海上保安庁に申出をいたしまして、同じく調査を依頼いたしましたところ、その後海上保安庁の方におきましては、これは大した専門家がやつた仕事でもないので、おそらく間違いであつたろうということを申し出ましたて、陳謝して参つております。なお現在まで私ども各五港におきまして、船舶数にいたしまして、今日現在で約九十そう、約八十万貫の魚を厳格に調査いたしましたが、それらの結果は福龍丸関係を除きまして、すべて放射能その他の反能を認めません。ただきわめて一部の船舶にしかもその外部にきわめてわずかな放射能を証明し得たものはございます。

○小島委員長　岡君及び他の委員の方に申し上げます。今外務大臣を無理に外務委員会から借りて参りました。十五分だけ借りて参りましたから、そのつもりで御質問願います。それで他の政府委員に対する質疑をしばらく留保して、外務大臣に質疑を集中していただきたいと思います。三十五分になれば外務大臣は放免しますから、そのつもりで御質問願います。

○岡委員　外務省といたしまして、このたび新聞紙等を通じてビキニ環礁の被爆事件については資料を調査の結果、一応その当時における被爆船である第五福龍丸は、禁止区域外にあつたという事実については、これを確認をしたということまで調査が進んでおる、こういうことが新聞で発表されておりますが、その点その通りでございましようか。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○岡崎国務大臣　福龍丸の書類によりますればその通りであります。

○岡委員　そのことはしかし将来の補償等にもかかわる重要な問題でありますするが、それでは外務省は、福龍丸の航海日誌において示された三月一日三時三十分当時におけるあの経緯度の位置にあつたということを確認されるのでしようか。

○岡崎国務大臣　外務省はそういう点については専門家でありませんから、関係各方面で確認をしたものをそのまま受取つて、確かなものだと認める以外に方法はありません。

○岡委員　そのように危険区域外にあつた日本漁船である第五福龍丸が被爆を受け、今国民的にも大きなセンセーションを起しておる。このことについてはアメリカ側は補償をいたす用意があるということを、本日の新聞紙を通じて見れば、外務大臣が報告いたしておりますが、政府としては当然これは賠償を要求すべきものである、このように考えるのでありまするが、外務省はアメリカ側のいわば補償を期待されるのであるか、日本として自主的に賠償を要求されるのであるか、この点いかようにお取扱いになる御方針であるか承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　それは今後の話合いによらなければはつきりいたしませんが、日本とアメリカとは安全保障条約締結等特殊の親善関係にありますから、特に片ひじを張つて賠償とか補償とか区別をつける必要もない場合が非常に多いだろうと考えておりますので、まだどつちにするかは決定しておりません。

○岡委員　日米安全保障条約をあなたは例にとられますが、日米安全保障条約とこの問題とはこれは問題の性質がはるかに異なつておるのじやないでしようか。日米安全保障条約は相互が相互の防衛についてのいろ〳〵な義務なりまたは援助なりを規定したものでありまするが、しかしこれは平和時においてアメリカの第二次水爆の実験という事態が、しかも禁止区域外でたまたま漁撈に従事をしておつた日本人漁夫と日本漁船に大きな被害を与え、しかもそのことは日本の国民が海の魚に蛋白脂肪等の給源を仰いでおり、国民栄養上も大きな不安と恐怖をかもしておるという事実について、これは日米安全保障条約を例にとつて、お互いが仲よくやつておるのだから、片ひじを張らないということでは私は相済まないと思うが、重ねて外務大臣のお考えを承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　それは御意見の相違です。われ〳〵はアメリカとの間に特殊の緊密な関係があり、しかもアメリカは自分の子弟の生命を犠牲にしても日本を守ろうという約束をいたしておるのでありますから、ほかの国とは関係が違う、そこで普通この例は違いましようが、何か人に被害を及ぼしたときに、示談で事が済めば裁判費がかからないでよいのであつて、つまり補償で事済めば、特に四角ばつてやらなくても、日本側の要請が全部満足されればそれで十分であろうとも考えていますが、しかしこれはまだ決定はしておりません。

○岡委員　しかしながら賠償であるか、補償であるかという点については、私どもは当然やはり日本は国の許された権利として、何もかた苦しくけんか腰で行くというのではなく、当然な国家の権利として、それを行使するのですから、これは賠償を要求すべきであると私どもは思いますが、その点についてはさておきましよう。

それではこの六月三十日までに期限をつけまして、さらに四百五十マイルに拡大された危険区域を指定しておりますが、このことは日本の漁業界に大きな影響を与えるばかりでなく、国際法上から見ても、私どもは違法であると考えておりまするが、外務省の見解として伝えられるところのものとはかなり見解を異にしておる、一体外務省としては、こういう措置に対していかなる見解を持つておられるのであるか、特に国際法上そういう慣例があつたのかどうかという点をもあわせて御答弁願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　国際法上はこういう種類の爆弾というものは前例がないのですから慣習はありません。しかしながら同種類のもの、たとえば一万メートルに及ぶ艦破射撃を、その船が二十数ノットでもつて大洋のまん中を艦列をなして走りながら大砲を撃つ、その場合には半径一万メートルに及ぶ、そして二十ノットなら二十ノットの速力で一日半日ずつと走る、その間の水面が危険区域として指定された例はしばしばあります。日本でもそういう指定をいたしたし、各国もお互いに、その国の防衛力のためであるからというので、できるだけこれに近寄らないようにいたし、お互いに尊敬し合うという例はあります。従つてこれは程度の問題であつて、その広さ及び期間がどうであるかという点を除けば例はあることはあります。そこで今度の場合は、そういう爆弾の種類が違いますから、新しい例になり、従つて範囲も広くまた期間も長いということにおいては今までの慣例とは違つております。しかしわれわれはアメリカの防衛力の増強はすなわち世界の安全に資するゆえんと考えておりまするから、できるだけこれに対しては機密保持に協力し、かつこの実験その他が妨げられないように、できるだけの措置を講じたいと思つております。但しそのために日本の漁業が著しく不利な影響をこうむる場合は、これは漁業という立場から考慮をしなければならぬので、この点については実際上どれだけの損害があるかということを関係者に調査を依頼いたしております。

○青柳委員長代理　岡君に申し上げます。大臣は退席を急いでおられます。でき得る限り厚生行政の範囲内で御質問を願いたいと思います。

○岡委員　私は、厚生行政の範囲内と申しますのは、結局国民の栄養を海の魚に依存しておるという立場から、国民栄養の観点からこの問題をお尋ね申し上げておるので、多少逸脱しておるところは御了承願いたいと思います。

○青柳委員長代理　でき得る限りと申し上げました。

○岡委員　そこで、それでは重ねてお伺いをいたしますが、外務、農林両省の方で二十日から損害補償のほかに危険区域の短縮ということについて、いろいろ作業を進めておられるように新聞で承知しておりますが、この問題についていかように進捗しておるか、また将来その基礎に基いて、その作業の結果得られた結論に基いて、アメリカ等に対していかなる処置に出られようとする御所存であるのか、この点を承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　われ〳〵はできるだけアメリカのそういう実験等には協力をいたしたいと考えております。従いまして、できるならば範囲の縮小等について言及することを避け、これに基く漁業の損害等についての措置を講じたい、こう思つておりますが、まだ結論は出ておりませんから、これはいかんとも申し上げる段階になつておりません。

○岡委員　私どもとしては非常に遺憾千万な御答弁でありますが、それでは重ねてお尋ねをいたします。たとえば先ほど例を引かれました艦砲射撃などという場合においては、時間的にも区域的にも非常に限られておる。ところが今度の第三次水爆実験として伝えられるところのもの、それにかかわる危険区域の指定は、日本の東京を中心とするとほぼ鹿児島から下関に及ぶものである。しかも六月三十日までそれが危険区域として指定されておる。しかもその直北にはウエーキ島があり、そこにはプレジデント・ラインなり、日本の日航なり、あるいはパン・アメリカンなり、ノース・ウエスタンなりの航空路があつて、こういうことをあえて冒してまでもここを通つている。またそこで漁労に従事している漁民に対しても、あるいは大きな犠牲を与えるかもしれない。こういうようなことをおもんばかつた場合、それでもなおかつ外務省としてはこれに協力をする、従つて期間の縮小とか区域の縮小というようなことについて、とこう申されるのであるかという点について、重ねて御決意を承りたい。

もう一つは三月一日のビキニのこの水爆実験については、アメリカ本国の最近の輿論も実に被爆範囲が拡大されておつたことに驚いておる。同時にまた科学者の専門的な意見に徴しましても、水爆の実験ということになると、これは科学者が実験室においてどの程度のエネルギーを放出するのか、その範囲がどれほど及ぶかということがわ

からない。従つてやつてみた結果についてその破壊力の拡大、あるいは力というものをはかるよりほかないというのが、現在の科学者の意見である。そうなれば四百五十マイルと指定いたしましても、事実上はるかにそれを越える範囲に犠牲を及ぼす可能性は十分にある。現にビキニの爆発の五日、六日あとに、五百マイル離れたところにおいても放射能が発見されておる。アメリカのある船は、一千マイルを離れたところの航路を通過しながら、しかもやはり放射能が発見されたという報告も来ておる。こういうことになれば、かりに被爆範囲を四百五十マイルと指定しても、これをもつてはたして危険区域であるとみなせるかどうか、その危険区域内におるならば、平和な漁民や汽船や旅行者は安全を保てるかどうか、そういう保障ができないということが、今度の事件によつて明らかになつておるわけであります。しかもこの場合において、第一、第二を通じて地球上におけるただ一つの大きな具体的な原爆の犠牲者としての日本、また日本国民を代行する日本の外務省当局が、これに対して協力をするというようなことで、はたして相済むのか、世界の輿論に対してもあるいはまた国民のこの関心に対しても相済むと思われるのか、この点は人道上の大きな問題であるとも考えるのであるが、岡崎外相の重ねての御答弁を承りたい。

○岡崎国務大臣　いろ〳〵御意見はありますが、私は今の科学者の調査を信頼してこの危険区域外は安全であると信じております。またそれを信じ得ないという材料は今のところ何もありません。それから世界の今の実情から言えば、アメリカ側のかかる実験を阻止する手段は、自由主義諸国の一国としてとるべきでない。もし世界中が原子管理ということになればこれは別でありますが、ただいまのところは、私はこのアメリカの実験等をむしろ助けるべきであろうと考えております。これは日本が被爆を受けたからということではなくて、世界平和の維持のために必要であると確信をしております。しかし今申す通り、この地域は一般に言つて——人道問題とか何とかいうお説でありますが、この危険地域に関する限りは、日本の漁業の問題であろうと思つております。従いまして漁業がどれだけ損害を受けるかという実情を調査いたしまして、これに対しては適当な措置を講ずべきだと思うわけであります。それ以外には日本の、たとえば一般の貨物船がその中を通過するということは聞いておらないし、その他特に問題になる点はない。要するに漁業の問題である。漁業に妨げがあればそれだけの措置を講ずるし、妨げがなければさしつかえない。こういう意味でできるだけ実情を調査して善処したいと私どもは考えております。

○岡委員　そこでお伺いするが、外務大臣は現在指定された危険区域外をもつて、科学者の調査の結論であるからさしつかえない、こうおつしやいますが、現に第五福龍丸は危険区域として指定されたところ外のところにおつて、これが大きな犠牲を払わんとしておる。なるほどその犠牲は軽微な火傷であるが、あるいは生命の擁護に対しては不幸な転機をとるかわからない。しかし少くとも日本のその方面の権威者は、そのうちのある部分は不幸な転機をとるかもしれない。少くともその観察には二箇月を要するであろうということを言明しておる。こういう事実に徴しても、われ〳〵はこの四百四十海里というものが、科学者の調査の結果あるいは研究の結果にまつたものであるから安全であるという考え方において、このままに見のがしておらるるという外務省の態度は——事実がすでに安全であるという危険区域外の地点において、大きな犠牲を払つておるという事実を、まつたくあなたは無視しておるのじやないか、その点が一つ。いま一つは重ねて関連してお尋ねをしたいのであるが、たとえば昨日われ〳〵の委員会の意見の一致によつて福龍丸の処置について、政府側特に外務当局に対して申入れをいたし、またこのことについては、与党の総務会の方でも、政府がこれを買い上げることに決定をしたというようなことを承つておるのであるが、これは買い上げられるのであるかどうか。もう一つは買い上げられた福龍丸はこれをいかにいたされるのであるか、その管理、その研究の主題として、これは日本の学界に提供されるのであるが、それともまた別な方途を講ずるのであるか、この点についても重ねてお伺いをいたしたい。

○岡崎国務大臣　今度危険区域を広げましたのは、要するに安全を十分に考慮しての措置と私は考えております。御いまして今回の措置は、その危険区域外では安全であると信じておりますし、また安全でないという証拠はどこにもない。福龍丸については与党から買い上げるべしという申入れを政府は受けております。なるべくならば政府としてこれを買い上げたいという意向でありますが、まだ決定はいたしておりません。これをどういうふうに処置するか、これは関係省できめることで、外務大臣のきめる問題じやありません。しかしながら、今の私個人の考え方としては、第一にはこれが不測の手段によりまして、この情報を非常にほしがつておる第三国に流れないような、セキュリテイの処分を考えなければならない。同時にこれを学問の研究に役立つ意味で適当な方法で使用いたしたい、こういうふうに考えておりますが、具体的にどうするかということは、まだ買上げもきまつておりませんから、従つて処分もきまつておりません。

○柳田委員　今の岡君の質問に関連して少しお尋ねいたします。自由主義国の一環としてむしろ協力しなければならぬというような今のお言葉でありましたが、私は少くとも原爆に関しては、世界中で皮肉と申しますか、不幸と申しますか、第一、第二、第三の被害をこうむつた日本としては、原子力兵器を禁止するような措置を、世界各国に当然要求する権利もあると思うし、また同時に責任もあると思うのであります。きようの新聞を見ますると、チヤーチル英国首相はこういうものを禁止する意図はないかというような議員の質問に、こういう原子力というものは発見するのにも苦労したが、これをなくするのにもさらに困難を伴うということを、目に涙を浮べて老宰相が語つておられたというところに、私は老首相がいかに心痛しておるかがわかると思う。従つて今の岡崎外務大臣の御答弁は、そういうふうに努力したいというような御答弁ならまだ話がわかるのでありますが、むしろいささか逆襲されるような形で、自由主義国の一国として協力するというようなお立場では、おそらく日本全体として満足しないと思います。もう一度重ねてお伺いしたいのですが、これはチヤーチル首相の言われるようにはなはだむずかしいことかもしれないが、進んでそういうような用意もあるというような御答弁ができるのか、やはり日本はアメリカあるいはその他の自由主義国の一環として、こういうような実験にはその後もさらに進んで協力したい、こういうような御意見であるか、最後にひとつ承つておきたい。

○岡崎国務大臣　これは二つの別の問題をお聞きになつておるので、私は原子力の国際管理ということには全面的に賛成であります。従つてこれをどういう方法で実現するかということは、今おつしやつたようになか〳〵困難な事態でございまして、ことにソ連の態度を見ると非常に悲観的にならざるを得ない場合もありますけれども、われわれは希望を失わずに、この原子力の国際管理という方にできるだけの力を尽すべきであろうと思います。しかしながらそれがきまるまでは一方の国の実験は自由にしておいて、一方の国はこれを妨げるということでは、片手落ちになりますし、ことに自由主義諸国の防衛力の関係から、その国際管理がきまるまではわれ〳〵はアメリカなりイギリスなりのそういう研究には協力をいたして行くべきものだ、こう考えております。

○柳田委員　ただいまの御答弁は満足いたしましませんが、まあ立場も違うことでありますし、今日は外務大臣も

特に忙しい外務委員会をさきましてこちらへ来ておられますので、私は厚生行政に関係した点だけを伺います。

その前に、先ほど同僚岡委員からわが国から進んでアメリカに賠償の要求をすべきである、こういうような御意見に対して、岡崎外務大臣はそう荒立てなくても、お互いに仲のよい間がらでは示談というようなことも個人間の場合でもやるのであるから、国際間でもそういうふうに行きたい、こういうような御答弁だつと思いますが、仲のよいほどならばなおさら向うも虚心坦懐にわが国にそんな申出があつたと思うのですが、いかに親しきうちにも礼儀ありで、仲がよくてもこういうような公海上において、しかも禁止区域外において——その禁止区域自体の問題もありますが、公海上において、事前に何らの予告もなしにこういうような人体にまで影響するような大きな被害をこうむり、さらにそれによるところの経済的な大きな影響をこうむり、さらに日本人としては心理的に非常に大きなショックを受けたこの事件に対して、米当局から日本の外務当局に正式に陳謝の意が表明されましたか、その事実だけを承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　まだ実は危険区域外にあるという確認はただいまのところ関係省で調査をしてほぼ間違いないことは事実だと思いますが、この確認の手続を十分いたしまして、これをアメリカ側に承認せしめるというのがまず第一であつて、陳謝等はまだ参つておりませんが、いずれそういうことは考えられることと思います。

○柳田委員　しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりするという御意向と承つてよろしゆうございますか。

○岡崎国務大臣　まずそういうことになろうかと思つておりますが、これは国際交渉の問題でありますから、ここで私が言明する限りではないのであります。

○柳田委員　新聞の報ずるところによりますと、日本漁船は区域外であるということは、海上保安庁その他の方においてすでに確認されたというふうにわれ〳〵は存じておりますが、さらにこの上慎重に調査を期せられて、この確認を再確認されるのはいつごろになりますか。あるいは今の確認をもつて足れりとせず、さらに再調査されるのでありますか。その確認は少くともどういうような方法でなさるのでありますか、この点もお聞きしたい。

○岡崎国務大臣　これは外務省のすることじやございません。関係省で、これで十分だという結論がはつきり出ますれば、それを外務省は受取るだけであります。それがつまり確認の最終的の決定であります。こういうことになると思います。

○柳田委員　私はこれについてもずいぶん議論もあります。またわが国としてはこれは外であつたということは大体確認できておると思いますが、それが海域外であろうが内であろうが、少くともこれはわが国としては外であるといつておるのでありますから、またそれは大体認めておると思いますが、それは水かけ論になりますからやめますが、少くともこれだけの現実に被害があつたのに対して、親しきうちならなおさらのこと、陳謝の意が表明されてしかるべきであると思いますが、それに対して陳謝の意が表明されていないということは遺憾でありますが、これは直接外務委員会でお尋ねいたしたいのは、この問題を、被害を受けた漁夫、被害を受けた船、魚というふうにわけられますが、特に一番大事な人間の生命の問題に関してお尋ねいたします。最初にこの被害を受けられた人たちが帰つて来られたときに、日本の学者陣は何よりもまずこの放射能の物質の量、質あるいは寿命等を、いわゆる死の灰の正体、いかなる原子核の分裂が起つて、その核分裂から生成されたところのどういう元素群等があるかということが大事であつて、それが治療に何よりも大事であるというような声が学者陣から出ましたし、同様のことは十七日に厚生省も外務省を通じてその鮮明方を申入れておるのでありますが、この物質の解明に対してそういうような申入れなり、学者の要望等を外務当局は受次いで、それをアメリカ軍当局にそういう解明の申入れをされましたかされませんか、結果の有無だけをお知らせ願いたいと存じます。

○岡崎国務大臣　それは先方に申入れてあります。但しこれは機密保持、つまりある国においてはこの機密を何とかして手に入れようと八方苦心をいたしておる現状でありますので、その機密保持と両立する範囲内でなければならぬわけでありますが、他方においてアメリカの学者の言うことで、これは私は専門家でないからわかりませんが、万一この原子爆弾等の被害をアメリカ側が受けた場合に、そのもとがどういう爆弾であるかということが発見されなければ治療ができないというのでは、アメリカとしても戦争のような場合を考えればそれは手遅れになつて何もできないということになるので、アメリカ側の学者の研究の主体はそのもとが何であろうとも火傷なりその他の被害を受けた場合に、これに対して応急の手当が加えられるような研究をいたしておるそうでありまして、またそれでなければ実際ものの役には立たぬと私は思つております。それがはたして事実であるならば、おそらく秘密保持と両立する範囲で治療の方法は十分講じられるのじやないかと想像はいたしておりますが、この点は私にははつきりどつちということは言えません。

○寄柳委員長代理　柳田君に申し上げます。お約束の時間が大分たつていますから恐縮ながら簡単に願います。

○柳田委員　これは非常に問題なんでありまして、外務大臣が予算委員会等でも答弁されておるので、今のようなことを言つておられることを知つておると思うのですが、たとえばもう陳腐な兵器になりましたが、毒ガスを使つて障害を受けた。それならば何をおいても治療するのにはどういう種類の毒ガスであるかを解明することが治療になる。従つて今回の場合でもその放射能がどういうところに入つて行くか、あるいはどういう寿命かというようなことによつて治療ができるということを日本の学者は言つておるのです。従つて岡崎外務大臣は日本の学者の言を信用されますか、それともアメリカの方で言われた学者の言を信用されるのですか、どうも私はふにおちない。ある新聞が、それでは自主性も常識も何もあつたものじやない。これは外務省じやなしに皆無省だというような皮肉を言つておるのでありますが、私はどうもふにおちないのであります。ことにそこに来ておられます中川アジア局長はこういうようなことを言つておられるのであります。日本の学者からそういうような申入れをしたときに、申入れの趣旨はわかるが、この際は患者の治療が先決問題だから、日米協力して万全を期してほしいという申入れに対して、婉曲に断るようなことを言つておられます。日本の学者がとにもかくにもその実体がわからなければ治療が進まないといつておるのに、むしろそれを大いにアメリカの方に取次いで、そういう希望をかなえるように努力しようというのではなくて、むしろそれをしいて押えるような答弁をしておられます。こういう点から見ても、あるいはまた奥村次官が新聞に発表しておる談話、またこの前厚生委員会で小瀧政務次官が言つておられることはみな同じことであつて、向うから専門の経験のある学者が来るのだから、それと日本と協力したらいいのじやないか、こういうようなことであります。日本は実際に被害を受けておるのに、アメリカの方はそれに対して正式に陳謝も何もしない。そうして日本人がモルモットがわりになつて、その結果アメリカの方は被害に対しては相当自分たちも将来役に立たしたい、そういうところだけはアメリカの方にもわけまえをくれ、こういうふうに国民はそれをどうしても受取るのであります。そこで外務省は、この点はやはり毅然たる態度で日本の自主的外交をもつと発揮してもらわなければならない。ことにこ

れは人間の生命に関する問題でありますから、特にその感を深くするのであります。まだ〳〵お聞きしたいのでありますが、時間が制約されますので、これに対しては御答弁も大体同じような方向の御答弁しかいただけないと思いますから、先へ進みます。

ただ一つだけお尋ねしますが、岡崎外務大臣はこういう原子力による被害に関しては、日本とアメリカのどちらの医学が進んでおるように理解されておりますか。その点をひとつ。

○岡崎国務大臣　その点は私はわかりません。ただわれ〳〵も日本の学者の言うことは信じたいと思つております。ただ現在においては学者の意見がまち〳〵であつて、ある人はまぐろを食べてよろしいということを公表しておるが、ある学者はとんでもない、まぐろは食えないのだといつて発表しておる。ある人は、被害はそれほど心配することはないという発表をいたしておれば、ある人はあるパーセンテージは非常に危険だということを発表しておりまして、日本の学者のどれを信じていいかも、われ〳〵のような専門家でない者にはわかりません。

○柳田委員　岡崎さんが予算委員会で、アメリカの専門医に被害者の状況を見せさえすれば、現在の医学の許す範囲の治療はできるものと考えております、こう速記録には出ておりますが、こういうことを言つておる。これはよほど日本の医学がおわかりになつておらぬ。あるいは現地のこういう原子医学に対して、外務当局として折衝されるのにはもう少し御理解がほしいのであります。こういう速記録から申しますと、これは大分はげた頭としか私どもには考えられぬのであります。今後こういう放射能の解明は、近く国会に提出されます――提出されましたかと思いますが、秘密保護法との関係はどうなりますか。今度の秘密保護法案で、われ〳〵が承知しておりますところの第一条の第三項でしたか、これにはいわゆるMSA協定に基いて米国から供与された装備品と、そういう構造、性能、品目で公表せられざるものに対する制約立法と思いまするが、もしもこの秘密保護法が制定されたといたしまするならば、このたびのは別にMSA協定に基いたものでもなければ、アメリカから供与されたものでもないと思いますが、こういうときに医学者が自分の治療をやるために、この物質はどういうものであるかということを新聞等に発表することは秘密保護法によつて縛られることになりますかどうか、その点の見解をお伺いしたい。

○岡崎国務大臣　これは秘密保護法には関係がありません。しかしながら日本の国として国際信義、国際友情その他から考えて、できるだけ自分の親しき自由主義諸国の機密は、国として守ることは当然であり、また従つて国民としてもこれに協力すべきは常識上当然のことと思いまして、いたずらにこれをほしがつておる国にわからせるような発表の仕方をすることは、私ははなはだおもしろからざることと思いますが、罰則の適用等は遺憾ながらできません。

○柳田委員　第五福龍丸の引渡しは、まず今のところアメリカからも要求があつたかどうかしりませんが、引渡すようなことはないというふうに、われわれは新聞等で自由党の総務会等でも言われたように承知しておりますが、今後もしもアメリカの方からこれを引渡せとか、あるいはアメリカの方で処分したい、あるいはアメリカの方から補償等が来たときに、その反対給付として渡してほしいとか何とかいう要求があつたときにも、岡崎外相は日本の学界の輿論を十分くまれまして、断固としてそれを拒否される御意向でありますか。福龍丸は日本において確保するということをはつきり再確認をしていただけますかどうか、この点伺いたい。

○岡崎国務大臣　これは外務大臣の所管事項じやありません。船を日本側でもつていかに処分するかということは、関係各省の決定するところであつて、外務省は外交交渉はいたしまするけれども、そうしてまた国務大臣として十七分の一の意見は申し述べますが、ここで私がどうするということは、関係各省で協議しないこの際申し上げることはできません。

○柳田委員　このたびの被害漁夫に対してわれ〳〵は非常に心痛しております。現在の白血球の状態その他において新聞紙上伝えられるところによつても、われ〳〵としては非常に心痛しておる。ことにこれを見ておられるところの東大の医学陣においては、不幸な転機をとるのじやなかろうかというような最悪の事態まで心配されておりますが、一方アメリカにおきましては、日本に参りましたパストアという原子力委員は、日本の新聞あるいはその他の報道機関等あるいは学界等が、これをはなはだしく誇張に報道しておるということをロール委員長に報告しておるというふうに伝えておるのでありますが、外務大臣もこの事件が起つて以来、自分の御所管にも関係深いことでありますから、新聞等もお読みになつておると思いますが、外務大臣自身の現在御理解されておるところによりますと、この事件に対して日本の新聞報道等が、あるいは学界等が事実以上にパストア委員の言われるように誇張に報道しておると思われますか、それともやはり日本の学者の言うように、あるいは事態によつては最悪の事態まで至るんじやなかろうかというふうにお考えになつておりますか、どちらでありますか、これだけお伺いして私の質問を終ります。

○岡崎国務大臣　学者の意見がどうであろうとも、それを新聞が報道することは当然のことであつて、学者が誇張しておるかどうかという議論はできましようけれども、もし学者の意見をそのまま報道しておるならば、新聞が誇張しておるかどうかということは議論にはならぬと思います、現在新聞はあらゆる方面の材料をとつて、できるだけ正確に報道しようと努めておることは私も承知しております。ただその根拠となる学者の意見が一致していないものですから、いろ〳〵その間に矛盾したような報道が出て来ることもやむを得ないことと思います。

○滝井委員　日米合同調査会の会議を昨日持たれましたが、その主体はいずれにあるかということが一つ。

いま一つは、この日米合同調査会議でアメリカ側からいろ〳〵情報がもらえると思うのでございますが、日米相互防衛援助協定というものについては、アメリカからもらつた情報は、秘密保護法にひつかかることになつている。おそらくこの法案は近く通ることと思いますが、この合同調査会議というものは当然しばらく続けられると思います。従つてこの法案の通つたあとにおいてもおそらくそういう問題が続けられるとするならば、そのものはこれの対象になるかどうかということ。

それからいま一つは、魚の問題は、日本の学者でも、害になる害にならぬと議論百出だという御答弁がありましたが、今日の新聞であつたか、アメリカから日本の外務省に対して、あの指定した区域内の魚類というものは危険である、しかし区域外の魚はそう大して危険ではない、いこういう通知が外務省にあつたという報道があるが、そういう報道があつたかどうか、これに対する答弁をいただきたい。

○岡崎国務大臣　合同調査会でありますから、これは合同にやるのでありまして、その主体は外務省でやつております。つまり日本側でやつております。それからこれはアメリカ側から今のところはMSAの協定も承認を受けていないし、法律もできておりませんから、何ら適用はありません。将来はその法律の範囲内においては適用があります。しかしながら今日といえども日本側の責任ある科学者たちが必要な秘密は常識的に守つてくれるものと私は信じております。

それから最後のお問い合せですが、これはアメリカの原子力委員会において調査した結果をアメリカ大使から外務省に報告をいたして来たのであつて、それを発表いたしました。

○滝井委員　問題は外務大臣が最初に

言われましたように、われ〳〵は今後アメリカの原子兵器の実験を阻止するものではない、むしろ実験を助けるべきだ、問題は魚の問題だ、こういうことを言われました。われ〳〵も合同委員会としては魚の問題が一番大事なところなんです。アメリカから危険区域の中における魚というものが危険だという御通知が来ておれば、当然これはその魚に対する——危険な魚なんですから、その地区の魚というものは危険区域外にも出て行くのです。そういう魚は危険であるからどういう措置をとれということは、当然これは急速に水産庁あたりと連絡をして、そうしてもつとこれを科学的に、学問的にわかりやすく大衆に発表していただくことが今後の日本の水産業の一番大事な点じやないかと思うのです。なぜそういうことを申すかと申しますと、現在すでにアメリカは十才か何かの子供が可燃性の絹織物を着ておつた、そうしたらそれに火がついて燃えたから、もう日本の絹織物は輸入まかりならぬとか、日本でつくつたまぐろは原子であぶないから輸入相ならぬということで、ぴたつと日本の生きて行く産業に重大な影響のあるものを断ち切つておるわけなんです。だからアメリカにそういう親切心があれば、当然外務省としては水産庁と連絡をとつて、国民に認識せしむる必要があると思うのです。そういう措置を具体的にどういうぐあいにとられるのか、それをあわしてお伺いしたいと思います。

○岡崎国務大臣　申し上げておきますが、まぐろのカン詰についてびたつと措置は何もとつておりません。それからただいまの御質問でありますが、これは関係省に、さらにこれに基いて調査をいたして適当な措置を講ずるつもりでおります。

○青柳委員長代理　ただいま中山厚生政務次官、岡井水産庁次長、中川外務省アジア局長、楠本環境衛生部長がおりますが、何か御質問がございますか。

○長谷川(保)委員　被爆を受けました損害の補償の問題がどうも区々としておりまして、確定をしていないのであるが、私ども新聞等で拝見しますと各委員会で伺つて考えるのでありますが、まず第一にその漁夫の医療費及びその家族の生活保護、また家族が東京に参りますその旅費等につきましては、予備費から出るというようなことも、先ごろ厚生大臣から伺つたように思うのでありますが、これは決定しておりましようか、伺いたいのであります。

○中山政府委員　この問題につきましては、いろ〳〵と皆さん御心配いただいておるようでございますが、今のところ漁業組合が臨時にお金を立てかえてやつてくだすつておりますけれども、むろんこれは厚生省といたしましては、この点においては御心配はかけないということに決定をいたしております。

○長谷川(保)委員　そうすると厚生省では予備費から出すということを一応考えているのでしようか。

○楠本政府委員　事務的の取扱いの問題でございますから私から御返答いたしたいと存じます。

現在医療費につきましては、たまたま全員が漏れなく船員保険の被保険者でありましたために、船員保険を適用いたしました。しかも厚生部内においては、船員保険をできるだけ幅を持たせて、できる限りの運営上の措置を講じまして、何一つ支障ない立場をとつております。従つて現在のところは医療費につきましても、また生活費につきましても、当分の間従来通りの俸給が船員保険によつて支給されておりますので、支障はございません。

○長谷川(保)委員　今の生活保護の点で、家族の生活保護の関係について伺いたいのでありますが、御承知のように、船員保険ではいろ〳〵今までのいきさつ等がありまして、この漁夫たちに対しては、一箇月六千円ぐらいしか出せないという実情にあるということを承つております。ところが実際においては、彼らの生活は月二、三万円かかつておるということであります。従いまして船員保険の傷病手当金によるだけでは、彼らの生活はできないわけであります。このことはどういうようになつておりましようか伺いたい。

○楠本政府委員　重ねて申し上げておきますが、船員保険の規定においては、四箇月間は全額俸給が支給されます。従つて少くとも四箇月間は従来通りの生活が医療費を離れて行えるわけであります。

○長谷川(保)委員　楠本さんにそれを伺うのは無理かと思いますけれども、平均標準俸給が彼らのは今まで安く届けてあるわけであります。そこで月六千円ぐらいしか入らない。事実は少しごまかしがあつたわけであります。保険料との関係でごまかして届けてあるわけであります。事実は月二万円ないし三万円必要であるということが実情調査しまして、はつきりしておるわけであります。ですから六千円もらつておつたならばどうも東大なり、第一なりに主人を預けてうちの者は干上つてしまうということになるわけです。ですからそこを、これは個人の責任による損害ではありませんから、当然政府がこれを補償しなければならぬ、あるいはさらにアメリカから補償してもらわなければならぬ。従つて六千円ではどうにも食つて行けないのでありますから、そのため今までの実収から申しまして、月収二、三万というものの差額を何とかしなければならぬ。船員保険では間に合わぬわけであります。それを今さしあたつてしてあげなければ家庭の方々は生活にも困りますし、また事実患者を病院に預けて治療と研究のために病院に入院してもらうということはできないわけです。だからその生活費あるいはまた東京に参ります旅費、こういうようなものを何とかしてやらなければならぬ。これについて政府でどういう対策ができているかを伺いたいのであります

○小山説明員　いろ〳〵問題が関連しておりますので、便宜お答えを申し上げまして、私の方の所管からほかの方の所管に移る関係部分までお答えを申し上げたいと思います。先ほどお話があつたのでございますが、今回のことが漁夫の過失に基くものではない、従つて政府が全額を補償するか、あるいは先方が責任を持つべきか、どちらかでなくちやいかぬ、こういう前提でのお話であつたわけであります。この点について今日までとつて来ました方法は、先ほど申し上げましたように、現実に漁夫が医療を必要とし、かつ生活上の費用を必要としておる、こういう事実がございますので、それについては船員保険法の定めるところによつて実施して参つているわけであります。但し漁夫の届け出ております標準報酬と実際の収入との間に食い違いがあるということは、これはおそらくおつしやる通りだというふうに考えざるを得ないだろうと思います。その点についてどういうふうな対策をとるかということでありますが、この差額を国が責任を持つて当然補塡すべきであるというような考え方は、現在のところ私どもはとつておりません。どこが責任を持つかといえば、これは当然そういう損害を与えたところがその責任を持つべきものなのでありまして、この点についての政府の関係は、事実上そういう生活困窮という事態が起きたならば、一時的にいずれはどこかから全面的に補償さるべき性質のものでありますから、事実上何らかの方法でつなぎをつけて行く、こういうことであるわけでございます。そういう方法の一つとして、あるいは先ほど政務次官から申し上げましたような方法も実際上とられつつあるわけでありますが、いずれにしてもこれはきわめて臨時的な、しかも過渡的な方法でありまして、根本的には一日も早く当然それを補償してくれるところから補償してもらうというような筋に沿つて話を固めて行くということが必要なのでありまして、これが非常に先になるということでは困るわけでございます。現在政府部内においてはその話を一刻も早くまとめようということで、すでに具体的な地固めをしておるというのが現在の段階でございまして、ここまでが私どもの事実として申し上げられる範囲でござ

いますが、これから先はあるいは外務省なり、もしくは水産庁の方から申していただくということにしたいと思います。

○長谷川(保)委員　私も海岸近く住んでおりますので、大体漁師のことはよく知っておるのでありますけれども、実際において最近のあの附近の漁業家というものは、ことに漁師の諸君は常に生活はかなり窮迫しておる。でありますから、船員保険でもつてただちに手を打つといたしましても、先ほど申しましたように、六千円しかくれない。船員保険の標準手当金は六千円で、片一方は二、三万円どうしてもかかるのだということになつておりますと、これは今日生活に困るわけであります。東大等に入院をいたしません最も大きな理由は、やはり生活に困るということであつたわけであります。これが実地に伺つてみてわかつておるわけであります。だからその問題をすぐに手を打つてあげないと、治療その他にも手遅れになる。きようあたり被爆者が東京方の方に来るそうでありますけれども、治療を安んじて受けられないということになりますので、これはどうしてもすぐ手を打つてもらわなければならぬ。もうすでにおそいのであつて、アメリカさんの補償なんということは事実いつのことかわかりはしません。また私が心配するのは、こういう問題は事件が起きました今日は大きく取上げられておりますけれども、これが三月、四月、半年たちますと、いつのまにか問題でなくなつてしまつて、世人の口の端から、うわさも七十五日という中に入つてしまう。だからそのときになつてこの諸君が非常に気の毒な立場に立たれますし、あそこでアメリカさんが今後何べんでも水爆の実験をするのであろうということは、あの実験の危険区域を広げたことではつきりわかつておる。でありますから、今後もこういう問題が起つて来るでありましようし、また今日出漁しております諸君の中でこういうような事情になつておるものがあるかもしれません。またもつとひどい事情になつて、船員あるいは乗組員が死んでおるというようなことがあるかもしれません。でありますから、こういう対策はもうおそいので、今までに政府はちやんと立てていなければならぬはずだ。それをいまだにその方針がはつきりつかぬ、漁業協同組合に一時立てかえてやつてもらつているというようなことであつてはならないと思う。だからこの点を厚生当局としましては、国民一人々々の生活の問題といたしまして、基本的な生存権の問題、重大な基本人権の問題といたしまして政府関係当局全部話をいたしまして、すみやかにこれを解決せられるように私は望んでやまない。それですでに予備費から出せという話も各党から起つておるわけでありまして、これは当然ただちに手を打つて万全を尽してあげる、こういうようにしていただきたいと思うのであります。

それからこの前も同僚諸君から言うてあるのでありますが、船員保険でやるというのが本来間違つておるのであります。社会保険を適用するのは間違つておるのであります。これはこの前にもすでに申し上げておりますから、くどく申しませんけれども、一時的なものとして将来他の方法にかえる、便宜的な一時的な問題として、ということでだけならばわれ〳〵は一応了承できるのでありますけれども、社会保険をこれに使うということは、社会保険の考え方からいつてどうしたつて無理だと思うのであります。これはこの前同僚諸君から言つてありますので、この点につきましては厚生省は一時的のものとしてこうやるのであるか、それともまたこれをかけるのが正しいと考えているのであるか、念のために伺つておきたい。

○中山政府委員　考え方は依然として今日までかわつていないのでありまして、御意見のほど伺つて考えさせていただきたいと思います。

○柳田委員　中山政務次官は常識家でいらつしやいますから、私は常識としてお聞きしたい。ちようど戦争で戦地へ行く、そこでけがをする、病気になる、それで帰つて来て、海軍病院とか陸軍病院に入りますね。そのときにたまたまその人が工場労働者等であつて、社会保険に入つておつた。お前は社会保険に入つているから社会保険で見てもらえ、こんなことは言いませんね。それと今度の問題とは別問題ですよ。別問題でありますけれども、アメリカが、いかに国際連合の信託統治下にあるとはいいながら、しかも一定地域においてああいうような危険な実験をして航行を禁止する、これは平時ではございませんで、そのこと自体が非常時なんだ。またそういうことによつて自分の方に何ら思わざるところの被害を受けて帰つて来た漁夫というものは、非常時の災害だ。社会保険というのは平時立法なんです。従つてこういう非常時のものにもこういう平時立法を適用するということ自体無理があると思うのであります。私もアメリカに長年おりましたので、彼らがいかにあけつぱなしの性格であるかということをよく承知しておりますから、まさかごまかしで、ここより向うは絶対に行けないというような考えで、ここまでということでやつたろうと私は考え得ないのであります。だからもうこちらもそれよりも先では被害をこうむらないという感覚で漁夫も出漁したのだろうと思うのであります。これはちようどダレス長官が言つておりましたように、まことに不幸なできごとである。まつたくその通りであります。ほんとうにアメリカにとりましても、いずれは何とかしなければならないし、向うから医師も派遣している次第でございますし、これのために時間と労力を費すのですから、伺うにとつても不幸であるし、日本にとつてはより以上不幸なできごとであるということは、私は常識論としては成立すると思うのでございます。それでこちらの漁夫がそこに区域外ということでいたのですから、これは当然やはり社会補償の保険制度で行くべきであろうと思います。私は今までの考え方がかわつていないという原則に立つてものを言つているのでありますが、たとえば戦争ということで赤紙一枚で連れて行かれて被害をこうむつたということは、これは少し飛躍した考えではないかと思うのであります。これは常識論ですから、私は政府委員としては責任はとりません。一婦人議員としての常識論を求めると言われるのですから、常識論としてお答えするのです。戦争へ出て行つたのと漁夫が魚をとりに行つたのでは全然立場が違うのですから、これは常識から考えても、こういうような国民の血税から出たような社会保険の中に、われ〳〵国民に何ら罪のないようなこういう問題の治療を持つて行くということにも、また矛盾があるわけだ。だから原則論的には当然アメリカに補償が要求され、アメリカから補償が来るにきまつていますからそれから出す、しかしそれはいつのことかわからぬから、まず立てかえておく、この筋道が私は常識論としても——また保険の具体的な問題は前の速記録にも載つておりますから、よく政府委員から御聞き願いたいといい、これは常識論としても考えられると思いますが、厚生政務次官の立場ではありますけれども、あなたの円満なる常識から考えて、私の考えていることが無理かどうか、イエスかノーだけでけつこうでありますから、その点だけを伺いたいと思います。

○中山政府委員　御希望はイエスかノーかでございますけれども、これはイエスかノーではちよつと返答できないと思うのであります。なぜならば、これは非常事態におけるできごとである、まつたくおつしやる通りだと思います。しかしアメリカにおきましてもその一つの区域をきめたということは、そのほかに被害がこうむらないということを前提にして区域をきめておつたのであろうと私は思います。その間の事情をよく知らないのでございますが、これも常識的に私は判断をいたしておるのであります。私の円満さがどこまで行くか、これはおほめをいただいてまことに冷汗でございますけれども、私は向うはよもやここまで来ようとは思つていなかつただろうと思うのであります。私はアメリカに長年おりましたので、彼らがいかにあけつぱなしの性格であるかということをよく承知しておりますから、まさかごまかしで、ここより向うは絶対に行けないというような考えで、ここまでということでやつたろうと私は考え得ないのであります。だからもうこちらもそれよりも先では被害をこうむらないという感覚で漁夫も出漁したのだろうと思うのであります。これはちようどダレス長官が言つておりましたように、まことに不幸なできごとである。まつたくその通りであります。ほんとうにアメリカにとりましても、いずれは何とかしなければならないし、向うから医師も派遣している次第でございますし、これのために時間と労力を費すのですから、伺うにとつても不幸であるし、日本にとつてはより以上不幸なできごとであるということは、私は常識論としては成立すると思うのでございます。それでこちらの漁夫がそこに区域外ということでいたのですから、これは当然やはり社会補償の保険制度で行くべきであろうと思います。私は今までの考え方がかわつていないという原則に立つてものを言つているのでありますが、たとえば戦争ということで赤紙一枚で連れて行かれて被害をこうむつたということは、これは少し飛躍した考えではないかと思うのであります。これは常識論ですから、私は政府委員としては責任はとりません。一婦人議員としての常識論を求めると言われるのですから、常識論としてお答えするのです。戦争へ出て行つたのと漁夫が魚をとりに行つたのでは全然立場が違うのですか

ら、これは柳田氏のようなまことに明晰な頭脳の持ち主のお言葉とは受取りかねるのでございます。

○**長谷川(保)委員**　今の船員保険の考え方は、どうしても無理です。これは保険局長もこの前一時的だということを私にも言っているのです。一時的にかける、そういうことでなければ無理なんです。ここで議論してもしかたがありませんから、ともかくすみやかに厚生省としましては最善の努力をしていただきまして、この被害者たちの生活保護に万全を尽していただきたい。ただお役人仕事で、机の上で今までこうだからこう行こうということでなしに、実際に生活のできるように、ひとつ努力して治療のできるように、ひとつ努力願いたい。これをお願いしておきます。

それでは衛生部長もおいでですから、さらに伺いたい。昨日の会議に出られたようでありますから伺いたいのでありますが、今の外務大臣の答弁からしますと、どうもこれはまごまごしていると、やはり学者諸君のほんとうに自由な研究ができなくなる。私どもの考え方からすれば、こんな秘密は全世界にぶちまけて、全世界の人人が原子に対する秘密を全部知ってしまわなければ、国際管理なんてできない。国際管理をするのは、そこまで行かなければだめだ。それを一方的にして行くような考えでいてはできないと思いますけれども、さしあたっての問題として、日本の学者がその治療のための研究、また今後万一水爆を日本の国土の上に受けて、日本の都市が放射能でよごれてしまったような場合にどうするか、また被爆者をどうするかという今後に対する重大な研究をしてもらわなければならない日本の学者諸君の研究が、先ほどの外務大臣の答弁によりますと、私は阻害されるのじゃないかと思う。ことに今後秘密保護法等ができますと、それが非常に困難になるのじゃないか。またほんとうに人道的な立場に立ってこの秘密を公開して行こうとする学者諸君に対しては、圧迫があるのじゃないかというように考えまして、おそらく世界で一番進んでおります日本の原子医学の研究を妨げ、さしあたって治療方法の研究を妨げると思うのでありますが、これに対して厚生省は断固とした態度をもって学者諸君の研究を守って行けるか。治療に万全を期し得るか。それから外務大臣の答弁がどこの国の外務大臣かわからぬような答えで、学者諸君の自由な研究を妨げるようなことになのじゃないかということを私は非常に危惧するのでありますけれども、それに対する政府委員としての立場を伺っておきたい。

○**楠本政府委員**　従来私どもは原爆症調査研究協議会を設けまして、この研究に当って参りました。今回の問題につきまして、さらにこの機構を拡充いたしまして、新しい専門家等も委員に加えまして、若干の予算措置等もほどこしまして、一層厳格な研究を確実に進めて参りたい所存でございます。

○**長谷川(保)委員**　それから船のことでございますが、水産庁がいらっしゃるようですから、伺っておきたい。この船は今一応隔離して置いてある。これを政府で買い上げるかもしれないというような事情にございます。いずれにいたしましても、それがいつ決定するのか。またさしあたって漁夫諸君が乗り組んで生活のためにかせぎに出るということのためには、すみやかに代船をつくってやるとか、その金を渡すとか、何とか生活の道を立ててやらなければならぬと思いますが、これに対して水産庁はどういう態度をとっておられましょうか。

○**岡井政府委員**　船の問題につきましては、現在のところ厚生省と連絡を保ちまして、監視人を置きまして、現在焼津港のところへ置いてあるわけであります。これはいずれ代船を建造さして所有者が早くもとの漁業に帰るようにしたいという気持だと思いますが、今の船の損を将来どうするかというまでは、まだ私どもの方ではつきりいたしておりません。

○**長谷川(保)委員**　私が伺いたいことは、漁夫諸君が働けるようにすぐ船を何とかしてやらなければならぬじゃないか。都築博士のここでの参考人としての御意見によりましても、あるいは二、三人不幸な転帰を見るんじゃないかというような非常な危惧すべきお言葉がありましたが、その他の諸君につきましては、必ずしも病院にばかりおらぬでも、定時的に一人の医者がついて結果を見て行けばよろしいのであって、その他のときにはどん〳〵働きに出ていいんだ、こういうお話であります。ぜひそういうふうになってほしいと思うのでありますが、そうなると、ただちに船を用意してやらなければならぬ。あるいは漁具その他を用意してやらなければならぬ。こういうことであろうと思います。それをどういうように処置をさしておられるか。水産庁ではどういうふうにきまっているか。すでに決定しているか、全然未決定であるか、それを伺いたい。

○**岡井政府委員**　これは船主の方の考え方もありますが、今のところ事務当局といたしましては、代船を建造して、前より若干いい船くらいにしてやるのがほんとうだ、こういう考えでおります。現在の船は保険に幸いに入っておりますから、その関係も考慮いたしまして、資金の不足の分につきましては、適当に援助してやりたい、かように思っております。

○**長谷川(保)委員**　今の話はぜひすみやかに手を打っていただきたい。

それからいま一つ伺いたいことは、この被爆によって魚が非常にたくさん廃棄されたようです。この廃棄された魚の損害はどう補償されてあるのか。まだ全然補償されてないのか。あるいはまた将来どういう補償をして行くのであるか。これもアメリカから補償が来てからというのでは、非常に困るだろうと思います。これに対してすでにどういう手当がしてあるのか。また今後どういうつもりであるか、未決定であるか、そういうことを伺いたい。

○**岡井政府委員**　今のところ計算上は、廃棄された魚の分も直接被害をこうむったというもののうちに入れて計算いたしております。ただお尋ねの、現在その魚の代金を仮払いか、あるいはどこからか立てかえておるのかという問題でございますが、これは地元の協同組合の方で適宜に心配しておるわけであります。

○**長谷川(保)委員**　今さしあたっては漁業協同組合でやっているといたしまして、将来は何とかする、こういうことですね。

それから、たとえば東京の魚市場に参りました魚を、あそこで処置したようでありますが、あの損害というものは結局今のところは第五福龍丸の船主でありますか、あるいは漁業のことですから、おそらく漁夫と船主との歩でわけることになっておるわけでありましょうが、その点はどうですか。

○**岡井政府委員**　先ほど私がお答えした中で若干誤解を生じましては恐れ入りますので、もう一度言葉をつけ加えたいと思います。

現在漁夫で困っておる者につきましては、先ほど政務次官からもお答え申し上げましたように、漁業協同組合が一応心配をいたしておりますが、魚の処分につきましては、漁河岸へ上ってすでに地下へ埋没してしまっておるというのは、一応あれは焼津の方から離れて東京の魚河岸で仕切りをいたしております関係上、今のところ東京の魚市場の仕切り関係の者たちの迷惑でどまっておると思います。

○**長谷川(保)委員**　そうすると今のところは魚市場の損害ということになって、船主や漁夫諸君の損害ではないというのですね。

それからその魚を廃棄いたしますのにずいぶん大きな穴を掘って入れておつたようでありますが、そういう費用、あるいはあそこを消毒した費用というものはどこで持ってもらいましょうか、やはり魚市場で持つておるのでしょうか。

○**楠本政府委員**　廃棄処分に要します若干の経費は一応魚市場に依頼いたしまして実施をいたしたわけであります。今のところそれに対して政府からは何ら金を出しておりません。

○長谷川(保)委員　食品衛生法上の立場から申しますと、やはり東京都がこれに対して費用を出すことになりましょうか。

○楠本政府委員　この廃棄処分を命ぜられましたものから異議が出たときに、訴訟の結果に基きまして、場合によりまして弁償するのが法律の建前になつております。しかしかようなことは今まで適用されたことは一応もございません。

○長谷川(保)委員　訴訟すれば大体政府の手で出すとか、あるいは東京都で出すという見通しですか。その見通しはどちらですか。

○楠本政府委員　法律の建前がさようになつておりますから申し上げたのであります。別に私はそれ以上申し上げたわけではございません。

○長谷川(保)委員　いろ〳〵こまかいことを伺いましたが、この不幸な事件によりまして損害を受けました国民の一人々々に――漁業の面におきましても、漁夫の諸君にいたしましても、船主の諸君にいたしましても、その他の関係者にいたしましても、どうかこれ以上の迷惑がかからぬようにすみやかに万全の援護の措置をとられんことを切望いたしまして私の質問を終ります。

○滝井委員　今の長谷川さんの質問に関連してですが、昨日楠木環境衛生部長は日米合同会議に出られたわけですが、今後いろ〳〵魚の問題その他を研究する上において、患者さん、それに被災した船というものが関心を持たれて来る。しかしこういうものはわれわれが注目しておるので、アメリカもそう無理なことはできないと思いますが、問題は患者の着ておつた衣服です。この放射物質の繊維に対する研究にはこれはなくてはならぬものです。現在アメリカは日本の国民が衣服に対する注目が新聞その他に出ないので、衣服をもらいたいという意向が強いということも聞いておるのですが、大体そういう話が日米合同会議で出たのかどうか、同時に今後医学的な研究の上において衣類というものは絶対必要だと思いますが、厚生省の方のこれに対する態度は大体どうなのですか、これだけを関連してお尋ねしておきたいと思います。

○中川政府委員　昨日行われました調査の会合は、外務省で開かれました関係もあり、便宜私からお答えいたしたいと思いますが、その前に今回の試験に関しましてのアメリカ政府の根本的な考え方といいますか、態度につきまして若干説明いたしまして御参考に供したいと思います。

新聞等に、日本側が自主的に調査あるいは医療に当るべきであるというような論がいろ〳〵出ておりますが、これは新聞で非常に騒がれておりますけれども、現実におきましては、その点についての疑問といいますか、問題は一つもないのでありまして、アメリカ側の考えは、医療にしろ、対策にしろ、すべて日本の政府なり日本の機関が当るべきであるということははつきりしております。しかしアメリカの方の原因によりこの被害が起きました関係から、アメリカとしてはでき得る限りの協力援助をいたしたい、その意味におきまして、人もアメリカからよこし、アメリカその他の施設でもし役に立つものがあるとお考えなら、いつでも御利用いただきたい、その意味で待機させておくというのがアメリカの根本的な態度でございます。

なお補償の問題等につきましても、非常に敏速な発表をいたしまして、アメリカとしては、これについては十分補償する用意があるということを言つて来ております。従つて現在日本側では、その補償の対象となる損害の算定を急遽やつておる次第でございます。もとより損害というものは、今から推測あるいは測定できない分もずいぶんありますので、最終的な損害額の算定は相当の時間がかかると思いますが、そのような最終的な測定を待たずに、とりあえずわかつたものからでも払つてもらえないかということで先方と交渉したいと考えております。

従つてたとえば今度罹災されました方の家族の生活費の問題であるか、あるいは入院費用の問題であるとか、あるいは船に与えました直接の損害であるとか、かようなものは今からでも算定ができますので、このようなものの解決は案外早いのではないかというふうに期待いたしております。

なお船員の方々が着ておりました衣服等につきまして、アメリカがこれを欲しやしないかというような御質問でございましたが、私がただいま申し上げましたアメリカの基本的な考えからいたしまして、アメリカとしては、これは日本が保管し、しかるべく処置するということについて何ら疑念を持つておりません。従つてただいま御指摘のような懸念は、われ〳〵今まで一ぺんも感じたことはありません。昨日の会議でもそのような問題は出ておらないのでございます。

○岡委員　中山政務次官にお尋ねいたしたい。実は先ほどお聞きの通り、岡崎外務大臣からの御発言について、われわれも納得しがたい点があつた。その点は要するに、百マイルと指定された危険区域外において操業しておつたにもかかわらず、犠牲をこうむつた。今度四百五十マイルに危険区域の拡大をした、従つて大丈夫だ。ところが問題は、百マイルに指定されたけれども大丈夫ではなかつた。四百五十マイルに指定されたところで大丈夫であるかどうか。これは先ほど申し上げましたように、現在の原子理論学者の通念といたしまして、水爆に関する限りは、被害がどの程度に拡大するかは書斎ではわからないのである。結果でなければわからないのである。であるから、四百五十マイルがはたして危険区域として、それの外におれば安全であるかどうかということもわからない。だから十四日のアイゼンハウアー大統領の記者会見においても、はつきり今度の事件は遺憾であると言つておる。これらの事実を考えました場合に、四百五十マイルであるからいいんだ、われ〳〵はアメリカに協力するという立場から水爆の実験を認めるということは、結局事実上日本人が犠牲になつてもいいんだということになるわけでありまして、こういうことは、今も柳田君から言われた良識ある婦人議員としての中山厚生次官はどう考えられるか、私どもとしてはどうにも納得ができないのである。しかも一旦犠牲が起つた場合は、厚生行政上の大きな問題になる。またこういうことで現に国民の栄養上大きな不安が起つておることは御承知の通りであります。そういうことがあつてもいいんだというに至つては、これは私ども非常に納得しがたいと思うんだが、その点政務次官はいかがお考えになりますか。

○中山政府委員　ただいま岡委員から、そういうことがあつてもいいんだということは遺憾じやないか、こういうお言葉でございまするが、これはちよつと私岡議員のお言葉とも思われないのであります。そういうことがあつていいのだということを考える人は絶対にないと思います。それで外務大臣にいたしましても、決してこの距離を開いてやつてみなさい、そこでまた被害があつたらそのときのことだという、そんな無責任なお気持であの発言をなすつたものとは、私も良識ある婦人議員という今おほめのお言葉をいただきましたが、私の良識がその言葉を受取らないというので、返上申し上げるわけでございます。それで岡議員なりあるいは両派の社会党の方々がこれから一本になつて行くという、今いろいろの御相談もやつているようでございまして、自然やはり何だかんだという立場の違いも出て参りましようが、結局アメリカとはお互いに世界の平和を保つて行くために手をつなぐという線を持つております関係上、決してわが国民に災害があれよというのではなしに、何とかしてあるいは反対側がそういうものを日本にぶちまけたときにはどうするかということも、またお考えいただかなければなりませんし、これは私どもは世界の両陣営に向つて同じことを叫びたいと思います。アメリカに向つてだけこういうことはいかぬじやないか、ああいうのはいかぬじやないかとおつしやることは、これまた

良識が許さないところでありまして、私もこの間婦人公論の二月号に「絶望より希望へ」という題で書いておきましたから、どうぞお読みいただきたいと思います。これは私どもが絶望せざるを得ない立場に置かれておるのであります。これは私どもがつくり出した世界情勢ではないのであります。御案内の通り、両陣営が初めはいろ〳〵なことを言いまして、私どもに平和憲法を押しつけて来たのであります。ところが世界情勢がかわりまして、自分たちが押しつけておいて、押しつけた人間がけんかをいたしまして、それを調停しようとするわれ〳〵国民がとつおいつ悩んで参っております。私も外務委員をやって参りました関係上、これくらいのことは知っておりますが、そういうわけでお互いに日本国民はソ連に向って同じことを言いたい。ソ連もまた人道を守って早く原子力を管理しよう、管理員をつくろう、管理するのに協力せよということを言いたい。国連でそれを拒否したのはソ連であったように記憶しておりますが、われ〳〵国民はイデオロギーのいかんを問わず世界に向って早くやめてくれと叫びたい。そうでないと無力なわれ〳〵は絶望するよりほかはないのだ。そこで理論の推移から申し上げなければならないのでありますが、私はこの間四箇国の外務大臣でしたか、首相でしたかの会議がありましたときに、婦人公論にも書いたのでありますが、それと並行して、この原爆の被害がいかに甚大なものであるか、イデオロギーのよしあしはたなに上げてしまって、この水爆の被害の恐ろしさを知らせなければならぬ。交戦国においてたとい生き残っておる者があるとしても、その土地におけるいわゆる農産物、魚類もまた滅亡したら、食べるものがなくなって生活することができないのだから、いつそのこと原爆で殺された方がまだよいかもしれないということで、この被害の恐ろしさを両陣営にしみ〴〵と思い知らせたならば、こういうばかな水爆、原爆を両方で持ち合って行くことはあるまいということを書いておきましたから、どうぞひとつ私の意のあるところをお読み願いたいと思います。

○岡委員　あなたの識見を承って大いに敬服をいたしました。重ねてお尋ねをいたします。そういう御気持でおられる中山次官は、この際第三次水爆試験は禁止すべきだということは、あなたの信念としてわれ〳〵が了承してよいのかどうか。はつきり簡単にイエスかノーかだけで答えていただきたい。

○中山政府委員　これもまたイエスかノーかだけではお答えできません。私は片方だけにそれをしいるということには無理があると思う。両陣営が同時にやめなければならぬ。これはイデオロギーの問題になって来そうでありますが、現在は三反政策が行われておる。反米、反吉田、反軍備ですか、この線で行って反米思想に向って来ておるのが現在の日本の状態でありまして、この水爆の災害がまことに過大であったということは、より以上反米思想をあおる動機となるのではないか。アメリカに、アメリカにということではいかぬと思います。社会党では、水爆は困るということを何とか委員会で世界に向ってお出しになるとおつしやつておりましたが、世界に向ってということには、私のイデオロギーからはしごく賛成であります。しかし一方的にはどうかと思います。

○岡委員　私はまつたく御懸念のない人物のつもりなんです。私は別にモスクワの手先でもありませんし、ペンタゴンの手先でもありません。ただ問題は、アメリカは六月三十日までに、四百五十マイルに危険区域を拡大をして、第三次水爆実験をやるという決意を明らかにしておる。この間は百五十フイートのタワーの上でやったが、今度は飛行機で積んで行つてやるということをニューヨーク・タイムズがはつきり報じておる。ここ二月か三月先には水爆の実験があり得るのです。しかも今日の日本の不完全な調査では、魚類に関しても、何ら科学的に立証されたところの安心感はない。国民はいたずらに不安、恐怖にかられておる。そういうような事態に対しては、何もわれわれはアメリカだけをというのではない。ただアメリカはやると言つておる以上、このアメリカのやるということに対してはやめてもらいたいといつて、ワシントン政府の友好的な措置をわれ〳〵が期待するということは、あなたの御論旨からいつても一向さしつかえないと思うが、その点について、はつきりイエスかノーだけをお答え願いたい。

○中山政府委員　厚生委員会から少し脱線したようでございます。その点はひとつ外務省の方におつしやつていただきたいと思います。所管事項が違つて参ります。私の方は魚類、それにかかつた人の治療あるいはその後これをいかにするかということであります。そういう対策に向つて行かなければならないのですから、アメリカに向つてそれを禁止してほしいということは所管事項が違うと思いますので、どうぞ外務省の方にお願いいたします。

○岡委員　それでは外務省にお尋ねいたしたいと思いますが、昨日は中川局長もオブザーヴアーとして行つておられたので、いろ〳〵概括の御説明があつたと思いますが、なお念を押しておきたいと思います。いわゆる今度の第五福龍丸被爆事件についての学術的研究は日本の学者が主体性を持つてやる、アメリカはこれにはあらゆる協力を惜しまないという原則が昨日承認をされたのであるかという点をまず伺つてみたいと思います。

○中川政府委員　日本とアメリカとの調査団といいますか、学界の方々が集まられた昨日の会合におきましては、アメリカ側の一貫した態度はいかなる便宜あるいは協力あるいは助言、その他日本側が欲する場合にはこれを自分らの知つておる限り、能力の範囲において提供いたしたい、こういう趣旨で開かれて、またそのように行われた次第であります。

○岡委員　私の尋ねた点にひとつもあなたは御答弁なさつておられないが、日本の学者陣がこの研究ないし診療についていては、あくまでもイニシアチブをとるのであるという原則が、昨日の会合で承認されたのであるかどうか、この点いかがでしよう。

○中川政府委員　調査の対象になります患者あるいは船その他の材料はみな日本側の手の中にあるのでありまして、従つてこれに対する調査その他は全部日本側がやるということになるわけであります。その点につきましては、初めから疑念がないわけでありまして、従つて特にそのことを取上げて論議して決定したということはございませんが、初めからその趣旨のもとに行われておるわけであります。

○岡委員　それでは楠本さんに尋ねたいが、あなたは非常にけしからぬことを言つておる。日米共同の調査について、とにかくあなたが中へ入つていろいろ文部省なりあるいは外務省の間をかけめぐられた結果として、こういうことを言つておるのです。仲よく日米共同してやつてくれという外務省からの申出があつて動いたわけである。厚生省としては日本の学者の意見も尊重したいが、日米協力の吉田内閣の線に沿つてこの問題もうまく行くように望んでいる、あなたは実際こういうことを言うたのかどうか。

○楠本政府委員　きわめて簡潔な文章に訳されておりますので、言つた意思がきわめてぱんやりしておることはやむを得ませんが、ただ私はこう考えております。日本の学者が自主性を持つて研究をして行く。しかしながらこれにはあくまで両者協力しつつ研究を進めて行くという意味でありまして、その点は昨日の会議にも明らかにお互いに承認されておる事項でありまして、これが何ら日本の学術研究に対して支障あるものと考えておりません。当然のことだと考えております。

○岡委員　昨日の会議には、そういうことになつたことは今中川局長からも御答弁の通りでございますが、その以前にあなたはこういうことを言つておる。このことの是非は言わないでおきましよう。そこで具体的に――何も私は反米とか反政府とかいう意味で言う

のじやない。われ〳〵はやはりわれわれとしても科学者としての立場から申し上げるのですが、一体こういうような問題について、今この合同会議について申し上げますと、この被爆漁夫の診療について、またその船にあるいろいろな諸材料について、第五福龍丸について、こういうものは将来の水爆禍に備える重要な科学的資料としての人道主義的な立場からもまことに貴重な資料である。しかも原爆禍に見舞われた日本としては、これらの問題に対しても相当各方面の学界の諸君が検討し、努力し、成績を上げておる。そこで今度の被爆事件に伴つて、現在日本側の手にある一切の資料は、船も人も、また衣服その他船具、漁網等も、同時にあくまでも日本がこれを管理し、日本が自主的に自由にこれを研究対象とすることができるのかという点が一つ。

もう一つは、この成果については、日本の学者は科学の自由という建前において、これを世界の学界に報告する自由というものも当然伴わねばならないと思うが、この点についてもあなた方おとりなしをなさつた局長なり部長の立場においては、どういう結論になつておるか。

○楠本政府委員　これらの点につきましては、必ずしも具体的な話は出ておりませんが、しかしながら研究材料が日本の手によつて使われるということについては当然だと思つております。ただこの問題につきましては、先般来お話の出ております補償の問題が若干ひつかかつて来るかと存じますが、私はこれは当然研究する以上材料がなくては研究ができない。従つてその材料を使つて、日本の学者が研究して行くということは当然なことだと思つております。

○岡委員　発表の自由は。……

○楠本政府委員　この点に関しましては特に昨日はアメリカ側におきましても、別に人間の生命等に関するものについては、何ら秘密はないんだということを言つております。

○岡委員　この問題は、現にきのうか一昨日か来られたアイゼンバットにしても、新聞記者に対しても、その他の関係の人に対しても皆口をかんしておる。日本の医者は治療すればいいので、放射能などの原則についての学問的な研究は必要ないと言つておる。実際問題として、これはわれ〳〵科学者としての立場から、この予防措置に対しての研究を進めて行こうとするなら、まだ〳〵灰もいるわけです。従つてそういうものを入手し得る便宜も供与するくらいのことがなくてはならないわけだが、そういう意図は全然ないように見受けられる。今度の東大木村研究室において発表されたごとく、十数種の放射能元素についてはすでにもうはつきりしておる。ところがこういうことも発表したくないという考えのようである。こういうことから考えると、私ども研究の将来を非常に危ぶむ。これは私ども科学者の自由というものが非常に侵されたのではないかという不安からお尋ねしておるのであるが、この点は将来の問題であるから、その後問題になつたときにお尋ねすることとして、その次に、先ほどの小山君の発言に関連してお尋ねしたいのであるが、小山君は、原爆実験による事故等については何らかの補償の道が講ぜられるという意味のことを漏らされたわけであるが、しかしこれはなかなかそう急に行くまいと今中川局長も言つておられますが、なか〳〵そう簡単に行くまいと思う。そこでこの間草葉厚生大臣はこの問題に必要なるところの費用は、予備費等からでも支出する道があるので、御安心願いたいということをこの委員会で言つておられる。ところが予備費として先般政府がこのビキニの被爆事件に関するものとして出ておるものは百十八万円、その使途はガイガー計数管等の整備ということになつておる。そうすると船員の生活保障の問題とか、あるいはそれに関連した具体的な犠牲者のための事実上の補償というものは何ら予備費の中に含まれておらない。一体これは、今後補償の道があるまでは当然政府としては出すと言つておられるのであるが、どういうふうに取扱われるか。具体的な方針でもあるのかどうか、これを中山厚生政務次官からお伺いしたい。

○中山政府委員　先ほど中川氏が申されましたように、わかりやすい問題からお金をこちらにまわしてもらう手もあるというお話でございましたが、なるほど船員の生活だとか船の状況などを考えましても、明々白々の状態でございまするので、一時も早く分割払いでもいうような形ででも、早急にこの問題を処理して行つてもらつて、そうしてそのとき〳〵でわかつたものから払つてこれに充てて行くようにして行つていいのではなかろうかと、まだ最後的に予備費というような問題もはつきりと決定したわけではないのであるやに私は受取りまするが、何とかそういうふうにして、まことに御満足を与え得ない回答かと私も思いますけれども、私どもは懸命に善処することを御了承願えますなら幸いでございます。

○岡委員　私がお尋ねしているのはそうじやないのです。アメリカの方から逐次補償すると言つておりますから、来るでしよう。しかしこれは国と国との金の受取りということになりますれば、やはり相当四角四面の手続がいると思うのです。ところが私も焼津に行つて見ましたが、現地は火の消えたような姿なんです。やはりこれには政府はとりあえず見舞金等ででも適当な処置をする必要があるのではないか。その金の出道は、草葉厚生大臣の言によれば、予備費等においてもとおつしやつておられる。ところが予備費は百八十万円で、それもガイガー計数管の整備に充てられる。これでは直接の被害者には一文も行かないと思う。これで済まされるのか。政府の方でも何とか予備費の方から、大臣の言明のごとく、現地についても見舞金等を支給される御用意があるのかどうか。これは中川局長の所管外かもしれないが、お聞きしたいのですが、御存じの通りこの問題は性格が非常に違つておりますし、法律的な根拠も違つておりますが、内灘の問題、あれは何も被害はない。ただ音が聞えるからということで、将来を推定されて、安全保障費から七千六百万円の金を出しておる。予備費から出せなければ、とりあえずこういう項目からでも、剰余金から出しておいて、この金は日米合同委員会で御相談になれば出ると思うのです。使途の目的は違いますけれども、安全保障諸費は内灘の補償費などに使われておる。これはやはり外務省の方で御努力になればできるのではないか。現にこの間も外務省の方から厚生省へ来て、四百七十万円の診療所の建設費が内灘へ補助費として行つておる。診療といえばこれはよほど重要な問題だ。そういうことからやりくり操作ができるのかどうか、この点いかがでしようか。この点もひとつ伺いたい。

○中川政府委員　今当面の救済費と申しますか、何とか支出すべきであるというお話まことにごもつともでございます。先般厚生大臣が御答弁で、場合によつては予備費を使う道もあるということを申し上げたそうでありますが、政府部内でも予備費を使うという点につきましては、一つの方法として研究しておるわけでございます。一方アメリカからの補償が早く来るということになれば、あるいはその方を使うということもあろうかというような状況から、まだ決定はしていないのでありますが、少しこれの方が長引くということであれば、何かの方法——その場合には、やはり内灘の例とは同じようにはちようと扱いかねるかと思います。結局予備費ということが一番適当な方法じやないかと思います。この点につきましては目下関係省において協議しておりますので、ただいまどうということは政務次官の申されました通り決定しておりません。せつかく研究中でございます。

○岡委員　この十四日に焼津に帰到して、帰到したときにすでに航海日誌にはつきり現われておる。航海日誌に現われた三月一日三時三十分の第五福龍丸の位置は、これが以内という反証はあり得ないのです。しかるにやつときのうになつて初めて外務省は禁止区域

外にあつたということを確認する。そういう実にいわば手ぬるいことをやつておつては、現地の姿を見るとそれじや気の毒なのです。ですから予備費でも何でもいい、厚生大臣ははつきり言つておるのであるから、これは水産庁もそうだし、厚生省もそうだし、外務省もそうなんだから、あなた方この問題だけにでも至急に関係の局長会議でも開いて、国の予備費としてぜひ支出してやるという措置を講じていただきたいと思う。これはこの程度にいたしましよう。

そこで法制局の第一部長が来ておられますからお伺いいたしますが、先ほどの外務大臣の御答弁に非常に不満を感じた問題は、外務省においてもいわゆる禁止区域外に第五福龍丸があつたという事実は確認されておるという場合、アイゼンハウアー大統領は、二十四日の記者会見で予防上の責任があつたということを言明しておられるわけであります。してみれば、当然アメリカ合衆国政府にはもろ〳〵の今度の被爆事件に伴う被害に対する賠償責任は国際法上あるのではなかろうかと思うのであるが、この点はいかがでしようか。

○高辻政府委員　お答え申し上げます。いわゆる危険区域外で災厄をこうむつた場合、アメリカ側の責任はどうであるかという御質問のようでございます。かような事例は国際関係においてあまり類を見ないことでありますので、国際の慣例等がどのようなものであるかというような観点から実は断言することはできないわけでございますが、一般の法理を推し進めて参りますと、かような事態に対してまつたく責任をまぬがれるということは言えないことであろうと私は考えております。

○岡委員　そういうあいまいま答弁では困るのです。アメリカのいわば元首であるアイゼンハウアー大統領が、公の記者会見で、今度の被爆事件については、予防上アイゼンハウアー政府としても責任があるとまで向うは言つておるのです。向うが言つておるのにこちらはその責任があり得るかもしれないというようなことを言つておる。それじや日本の政府は、中山さんにお言葉を返すようだがペンタゴンの出先ですよ。国際法といつてもこういう事例はないのです。ないが国際法はおおむね慣習的な常識で問題をさばいておるのです。ですからそういう観点から、これは賠償責任がアメリカ政府にあるかないかだけをはつきりお答え願いたい。

○高辻政府委員　あるかもしれないというようなあいまいなことを申し上げてはおらないわけでございます。第一に予防措置を講ずる責任があることは、当然言うまでもないことと思います。それからそういう事態を引起したことに対して、私が今申しましたのは、責任を免れるということは言えないだろう、こう申し上げたわけでございます。はつきりしておると私は考えております。

○岡委員　関連して。マーシャル群島は信託統治ですから閉鎖水域があるわけですが、これは中川局長からでもいいが、大体何海里くらいが閉鎖区域になつておりますか。

○中川政府委員　旧日本委任統治区域がアメリカの信託統治区域になつておりまして、その信託統治の協定におきまして、閉鎖区域を必要に応じて設けることができるとなつておりまして、その条項によりましてアメリカは閉鎖区域というものを設定しておるのであります。それはあくまでも領土及び領海に限られておるのでございます。

○岡委員　それではアメリカがたとえば、そういういわゆるわれ〳〵国際通念から見て、領海の範囲をうんと拡大して百海里も危険地域として指定するという場合、これは国連の安保理事会によつて信託統治というものを一応認められている関係上、アメリカ政府としては安保理事会の承認を得るというくらいの手順は必要じやないのでしようか。その点をお伺いいたします。

○中川政府委員　いわゆる閉鎖区域と危険区域とは別個の観念に基くものでありまして、閉鎖区域とはそこに国際連合の監視員が自由に入れないといいますか、一般の視察といいますか、監視といいますか、監督といいますか、国際連合の監督を排除し得る区域であります。これに反しまして危険海域というのは今の武器の実験というようなことが先ほど外務大臣が例としてあげられましたように、昔におきましても、実際に砲弾等発射していろ〳〵練習をした、それに類する観念でございまして、従つてこれは何と申しますか、法律上の観念というよりは、むしろ実際上の問題として行われておるのではないか。実際上たとえば演習する際に各国に通知いたしまして、この区域を演習区域として指定する、危険であるから入らないでくれ、こういう趣旨のものと大体同一に解釈すべきではないかと考えております。従つてこの設定を国際連合に通知する必要があるかないかということは解釈次第でございますが、しかしアメリカは国際連合に通知する以上の措置をとりまして、各国に周知せしめるように公報をもつてこれを示達しておるわけであります。

○岡委員　しかしとにかくエニウエトクという島はなくなつたのじやないかとさえ言われておるのですよ。ですが信託統治が認められておる島が、しかも安保理事会の決議を経て認められておる島がなくなつておるというような爆発をやる。一応信託統治ならばかつて次第だなどというようなことは、これもわれ〳〵常識上考えられないと思う。しかしこの点はあなた方も十分の御研究がないと思うから、この程度にいたします。

それでは、四百五十海里ということに今度は拡大をされた。これは法制局の第一部長にお尋ねをするが、これはどうなんでしよう。公海の自由というわれ〳〵の観念から見ると、まことに傍若無人の考え方だと思うが、こういうことははたして許されているのかどうか。この点ひとつ法律的な考え方をお願いいたします。

○高辻政府委員　どうも国際法のことになりますと、あんまり自信を持つてお答えすることができないのでありまして、一応私の持つております知識をもつてお答えをさしていただきます。御承知のように、公海はまつたく各国の使用の自由にまかされておるのでありまして、いかなる国も他国の公海使用を妨げることができないということにされている、これがいわゆる公海使用の自由ということに一口に言われておるところでございます。ただこのような公海でありましても、一時的あるいは部分的に一国がそこを使用いたしまして、他国の船舶の航行等にある程度制限を加えるということはあり得るわけで、国際慣例上も認められていることだろうと思います。たとえば艦砲射撃をするというようなことはその一つの例だろうと思いますが、そういうふうに常に公海を一定の場合に使用して、ある程度他国にそのために制限を加えるということをもつて、ただちに全部違法であるということは言えないだろうと思います。ただ御指摘のようにそのような比較的大きな事例が国際法上どうであろうということになると思いますが、これについてはその期間の問題とか、その幅の問題とか、相当な知識をもつてお答えしなければならぬと思いますので、はなはだあいまいで恐縮でございますが、原則としては先ほど申し上げた通り、この場合はどうかということは今もう少し研究をさしていただきたいと思います。

○岡委員　これはアジア局長にお尋ねするが、一体あなたの方でどう考えておられるか。問題は先ほども岡崎外務大臣は海軍の演習をやる、艦砲射撃をやる、そういうものは相当な水域を危険区域として指定するということは、従来の慣例上もあり得たのだ、昔からもあつた、こう言われる、しかし今度の事情は東京を実験の爆発の中心であるとすれば、室蘭から下関までなんです。四百五十海里も、こういう広大な地域がしかもこれが六月三十日、まだあと三月も危険区域とされておる。おれの方では公海自由の原則に基いて水爆の実験は自由だ、ここへ入つて犠牲者となることも自由であるなどというような意味の自由は、常識上私どもは国際法上

公海の自由というものの概念に通用しないと思うのだ。そういう点あなたの方は一体どう考えられるか、今後の措置が目の先に迫つておる。事務当局としてこの点どう考えておるか伺いたい。

○中川政府委員　危険区域が非常に大きな水面まで拡げられたということにつきましては、たしかにマイナスの面もあるわけでありまして、日本の漁業者がここである程度の漁業をしておつて、これは水産庁の方の御意見を伺うが、この事態は漁場としてそう重大なものではないけれども、これから南の方に行く道に当るそうでありまして、かような意味から漁業にとつては、相当の損害になるということであります。しかし他方日本はアメリカに日本の防衛を委任しておるといいますか、協力してもらつておる関係にありますので、アメリカの国防力が増すということは同時に現在日本にとりましては、その意味から非常な利益があるわけでありましてその趣旨におきましては、アメリカの実験にむしろ協力すべきであつて、これを邪魔するのは、やはり日本としてもとるべき措置でない、かように考えます。従つてその両者を比較検討いたしまして、かつできるだけ日本にとりましてのマイナスの面を少くするように先方に話して、これが調節をはかるということが、われわれ外務当局の今とるべきことであろうと考えておりまして、その趣旨で目下研究いたしております。

○岡委員　さすが外務大臣の子がいらしく同じようなことを言われる。これは決して私が社会党だから言うのではないのですが、われ〳〵の常識では、国民が納得しないと思うのです。ここでまた言うのにべダンチックでいやなんですが、ダレスが今度の事件についてこういうことを言つているのです。もし敵の攻撃をわれ〳〵が防禦しようと思うなら、われ〳〵はわれ〳〵の持つている実力というものをすべてのものの前に公開する必要がある。今度ビキニの水爆の実験がやられて、その結果日本が大きな被害を受けただけでなしに、日本全体が食糧の非常に大きな不安を受けておる。日本がこういう不安と脅威にさらされることも認めて、いわゆるアメリカの防衛力を強化することに協力するためにやむを得ないのだ、これはあなた方はそれこそペンタゴンの出先であつても、日本の外務省ではないと言いたい。もう一ぺんその点、どんな犠牲はあつたところで努力はするが、結局犠牲があつたところでやむを得ない、われ〳〵はあの原爆水爆の実験というものは、自由諸国の防衛力を強化するという目的にある以上は甘受しなければならないとあなた方は考えておられるかどうか。この点をもう一ぺんお聞きしておきたい。

○中川政府委員　あらゆる被害を甘受しなければならないというのではないのでありまして、被害が起らないように万全を尽すわけでありまして、その意味で今度の危険区域が拡がりましたのも、被害を事前に防止する意味からこれを拡げたわけであります。この拡げたということにつきましては、これに根本から反対するというような態度はとらずに、これについて、拡げたことによる支障をできるだけ除去するというのが私ども外務当局のただいまの考えでございます。

○岡委員　その点は外務省としては第三次の水爆実験も認める、その認めるという立場は自由諸国の防衛力を強化するという意味合いからやむを得ない。水爆の実験も、近代的な防衛力を増強する意味において不可欠なものと認めて、外務省は第三次水爆実験は許容するものである。ところで問題は、危険区域が百マイルと指定されたがその危険区域外にいた日本人漁夫が犠牲を受け、それから国民が食糧に関する不安を持つておるというこの無形のはかり知るべからざる大きな国民的な不安の感情というものがあつたという事実、従つて四百五十マイルに広げたからといつて、必ずしもその区域外において被害があるかないかということもわからない。また四百五十マイルという厖大な地域に広げられた場合には、なるほど太平洋における漁獲は一%かもしれない、しかし魚類の繁殖にどういう影響を与えるかということは、今後の問題として、これは専門家も非常に憂慮しておるのである。こういうような実際の事実というものに目をおおうて、第三次の水爆実験も、自由諸国の近代的な防衛力を増強するためにはやむを得ないのであるというのが外務省のお立場であるかどうか、この点をもう一ぺん、いずれあらためてまた大臣に答弁を求めたいと思うが、あなたのきつぱりとした態度を伺いたい。

○中川政府委員　アメリカが新しい武器の実験をするという場合に、これを阻止したいというふうには考えておりません。しかしながらこの実験の仕方あるいはする時期というようなもの等につきまして、日本側としては日本側のいろ〳〵な事情からこういうふうにしてもらいたい、ああいうふうにしてもらいたい。また今度つくりました危険水域についても、たとえばこれをずつと六月末まで引続いて危険水域に指定する、あるいはその間に若干中絶期間というようなことも認められるならば認められるようにしたい、いろ〳〵これの修正といいますか、これをできるだけわれ〳〵から見た実情に沿うようにしたいということは考えておりまして、目下水産当局と協議いたしておる次第でございます。

○岡委員　最後に一点だけお伺いをいたしておきたいと思う。それは中川局長と第一部長にお尋ねをしたいのであるが、こういうふうに四百五十マイルの広大な海域が、相当長期にわたつて危険区域に指定され、しかもなぜ危険であるかといえば、これは目で見、耳で聞くことのできない、しかも前代未聞の放射能の塵埃が飛びかうのである。これは現に今度のビキニの爆発のときにも、漁船は百海里以上も遠方から三時四十分にはその爆発を認めておる。まつ赤な雲の柱が立ち上り、それが五、六秒の間に黄色になり白くなつて、船におおいかかるようなきのこ型の広がり方をしたと航海日誌に書いてある。そういうことから察するに、この放射能を帯びた灰は、とにかく高度の高い空中は自由にそのときの風向きによつて飛散をし拡散をする可能性が十分あるわけだ。現に三月三日の午後四時三十分の京大工学部応用物理学教室のガイガー計数管には出ておる。気象台の予報課長の話によれば、当時のある高度における風と一致した時間的な距離において来ておるのであるから、そうあり得るであろうということも言つておられるということである。そういうようなことになれば、四百五十マイルそのものが妥当であるかどうかということも、あつた事実から見て、われ〳〵としてもきわめて不安な状況にあるわけである。そういうような危険な実験がなされるときに、これはあるいはプレジデント・ラインを初め、日本の貨物船、日本の客船も航行しておる、各種の航空会社の飛行機も通つておる。こういうようなことによつて各国間の航空輸送というふうなものが重大な脅威あるいは不安にさらされるというふうなことがやはり戦時国際法というか国際法上認められておるものなのかどうか、そういう点についてこれまでの事例があるかどうか、またあなた方の解釈としてはどう考えられるかということが一つ。

もう一つは、私どもの考え方によれば、こういうふうにしてごく微細な炭酸カルシウムであるか何か知らないが、それには人体をきわめて危険に陥れ得るところの放射能が付着しておる。これは明らかに戦時国際法上禁止されておる細菌戦と同じものである。こういうような放射能の付着した微細な灰が空中に拡散されるようなことは、いくさのときにも戦時国際法上当然細菌兵器に準ずべきものとして禁止さるべきものに該当するのじやないかと私どもは思うわけです。しかしこういう点はこれまでの取扱いの例もいろいろあろうと思うが、これは中川局長なりまた高辻第一部長なりから御見解を参考までにお示し願いたい。

○中川政府委員　何と申しましても原爆というのはまつたく最近の発明でありまして、このような事例は従来はな

かつたわけでありまして、これに類する国際先例というものも今私は思い出すことができないのであります。従つてその点に関しましての御質問には具体的にお答えすることができないのでございます。なおこの実験の灰が遠い高い空を通つて、たとえば日本の領土まで降つて来るというようなことがもしありますれば、これはなか〳〵ゆゆしい問題でありまして、これはまた考えなければならないわけでありますが、そのようなことにつきましては、今回この三月にやりました実験の結果について、日本に関係ある限度においての情報はアメリカ側にも要求しておるのでありまして、たとえば今の空気がどうなるかとか、あるいは水がどうなるかとか、魚がどうなるかというような資料を要求しておるのでありまして、それらの結果を見まして、また判断の参考にしたいと考えております。今まで得ましたところでは、水、空気等には遠い距離にまでこの影響が及ぶことはないということでございます。

○岡委員　非常にたよりのない御答弁なのですが、ただ私どもが申し上げたいことは、結局今度の実験でだれが被害者であつたか。それはマーシャル群島の原住民も二百四十名ばかりが犠牲を受けておるとも伝えられておる。しかし少くとも広島、長崎の犠牲を味わい、今度また三度目を味わい、しかもそれについては相当科学的な水準の高い日本が、しかも十年間広島、長崎の経験に没頭した権威者もいる、従つてこの日本が先例を開かなければならぬわけです。これだけの決意と勇気がなければならぬ、これが全然ないということでは、ほんとうに政府のやり方というものは、私どもばかりじやなく国民が納得しないと思う。そういう点で、あなたと押問答してもしかたがないからこれでやめまするが、しかしこれはぜひひとつお考えを願い、もつと雄邁な決意と勇気をもつてこの問題に対処することによつて真に国民は納得する、私はそう信じておるので、この点は今後十分外務省において御検討願いたい。一応これにて終ります。

○青柳委員長代理　次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

〔参照〕

あへん法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月一日印刷　昭和二十九年四月二日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年三月二十六日

○第十九回国会 参議院会議録第二十三号

昭和二十九年三月二十六日（金曜日）午前十時三十七分開議

議事日程　第二十三号
昭和二十九年三月二十六日
午前十時開議
第一　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案（趣旨説明）
第二　統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）
第三　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）
第四　商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）

○議長（河井彌八君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
通商産業委員　石原幹市郎君
電気通信委員　松野　鶴平君
予算委員　酒井　利雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
通商産業委員　松野　鶴平君
電気通信委員　石原幹市郎君
予算委員　横山　フク君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員　永井純一郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員　戸叶　武君
同日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを通商産業委員会に付託した。
技術士法案（海野三朗君外十四名発議）
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
公認会計士法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案　大蔵委員会に付託
民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案　法務委員会に付託
同日議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
医療法の一部を改正する法律案
関税法案
外国為替銀行法案
株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
郵便為替法の一部を改正する法律
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律
同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。
昭和二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日本院は、国土総合開発審議会委員参議院議員平井太郎君の辞任による補欠として小澤久太郎君を指名した旨内閣に通知した。
昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
外務委員　德川　頼貞君
建設委員　鹿島守之助君
予算委員　白井　勇君
同　村上　義一君
同　湯山　勇君
決算委員　永岡　光治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
外務委員　鹿島守之助君
建設委員　德川　頼貞君
予算委員　滝井治三郎君
同　加藤　正人君
同　永岡　光治君
決算委員　湯山　勇君
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
法務省設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案　内閣委員会に付託
航空法の一部を改正する法律案　運輸委員会に付託
あへん法案　厚生委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。
船舶職員法等の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。
刑法の一部を改正する法律案（八百板正君外百三十四名提出）
同日委員長から左の報告書を提出した。
商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案可決報告書
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書
外国人登録法の一部を改正する法律案可決報告書
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案可決報告書
統計法の一部を改正する法律案可決報告書
未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長（河井彌八君）　これより本日の会議を開きます。
○森崎隆君　私はこの際、原爆被害緊急処理に関する緊急質問の動議を提出いたします。
○天田勝正君　私は、只今の森崎君の動議に賛成いたします。
○議長（河井彌八君）　森崎君の動議に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。森崎隆君。
「森崎隆君登壇、拍手」
○森崎隆君　去る三月一日早暁、アメリカ合衆国の原子爆弾実験場ビキニ環礁附近立入禁止区域東線より約十九カイリ外、即ち北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の

一の海上におきまして、まぐろ漁業操業中、原子力爆発の非戦時におけるこれ又最初の被害を受けて帰りました日本漁船第五福龍丸、約百トンでございます、乗組員二十三名でございます。この事件に関しまして、政府関係大臣に御質問申上げたいと思います。

事件後一カ月近く、又同船帰国後すでに二週間も経過いたしておる今日、国民が、この問題は周知し尽している事件でございますが、その件につきまして今更お尋ねをしなければならないということは、誠に私としましても遺憾に存ずる次第でございます。この事件は、全国民の重大な関心事でございまして、政党政派を離れて、遠かなる政府の善処に大きな期待を持っていたのでございますが、この十数日間各委員会における政府の答弁その他の発表は、ますます大いなる不安を我々に与えつつあるからでございます。

先ず外務大臣にお尋ねいたしたいと思います。

政府の今日まで続けられた対米交渉、この問題についての対米交渉の中間報告を詳しく頂きたいと思います。十六日、米大使館より口頭を以て真相調査の申入れがあり、十八日には米国務省より、日本と協力調査の発表がありましたが、関係閣僚会議でアメリカと共同解決をするとのことでありますが、共同解決とは具体的にはどういうことであるか、その御説明を先ず願いたいと思います。私は政府といたしましては、何よりも先ず第一に、自主的に第五福龍丸が遭難当時の位置をみずから早く確認するということ。第二には、当日当時の爆発実験について、公海上の船舶に注意が十分に徹底せられていたかどうかを明確にすること。第三には、立入禁止海域の設定に誤差がありとすれば、重大なる責任がアメリカ側にあるのでありますから、このことにつきましてアメリカにはつきりと確認をせしめること。同立入禁止区域は、米国と国際連合との間に結ばれておりまするところの太平洋信託統治協定第十三条のセーフティ・ゾーンの項によりまして設定せられたものとして、外相はその正当性をアメリカに代つて非常に強調されておるようでございまするが、大砲の射撃とか、飛行機の爆撃演習等と違いまして、水爆か、或いはリチウム爆弾か私は存じませんが、その大いなる原子力の爆発実験という、製作者自身のプランもふつ飛んでしまつたような、こういう大きな実験が果してどういう名目で公海において許され得ると考えられましようか。これは明らかに公海の自由と抵触することは勿論であるし、その海水、魚類に及ぼす影響の重大性に鑑みましても、日本国政府としては当然かかる演習地に公海が用いられることには反対の態度で、毅然たる態度で交渉すべきであつたと私は信ずるのでございますが、外相のこの点に関する御意見をお尋ねしたいと思います。

更に、この危険区域をエニウエトク並びにビキニを中心とする約六倍、即ち半径四百五十マイルに拡大されたことを米国は通告しておられますが、これは一体どういうことでございましよう。国際法規というものは、外相がしばしば各委員会で肯定しておるように、一方的利用のための宣言でよろしいのでしようか。少くとも原子力の実験については、我が国こそ確固たる信念を以ちまして、これを拒否しなければならない立場にあるはずであると私は考えております。若しこのクローズド・エアリアの拡大の宣言が許されるとするならば、日本の漁船の漁業の自由はどうなることでございましよう。又更に強力なる爆弾ができまして、又更にこれに数倍する半径の地域の拡大が図られたならば、そのときは我々は自己の生命の危険を冒してもこれを承認しなければならないと大臣はやはりお認めになるのでございましようか。この点をはつきりと一つ伺いたいと思います。

ここに金持の子供があるといたします。広場でボール投げをやつておる。家のガラスがしばしば壊れますが、子供がそのガラス破片で怪我をいたしまして抗議を申込むと、相手のほうでは、まり投げのクローズド・エアリアを一方的に六倍に拡大宣言をしまして、当方のほうの立退きを要求せられた場合に、あなた方は一体これをどう考えるか。公海とはまさに原則的にはこれとちつとも変らない。広場の例と同様のものであろうと思います。而もこの南方のまぐろ漁場というものは、日本漁民の長い間の苦心で以て開拓したものであります。政府は米国のこの通告前に、公海の漁業操業の権利を主張して、海洋の一切のものを危険にさらすビキニ環礁における爆発実験を即時中止して、米国本土内において自由に実験されたい旨の忠告をこそ発すべきであつたと私は思います。（拍手）今からでも遅くはございません。この措置をとられるような意思が今もあるかどうか、はつきりとお伺いいたしたい。

今日の制限海域拡大の通告は、我が国まぐろ漁業には重大な影響を与えております。漁場の致命的縮小ということにもなりまするし、又南方漁場へ参りますためにも、このためには往復約十日間ほどの迂回航路をとらなければならない。これによつてとつたまぐろの鮮度が非常に低くなり、漁獲量の減少というものがあります。又航行に要する油の消費量も増大して参りまして、その受ける被害は、当該漁場に出漁する漁船にとりまして重大なるものがございます。

次に、第五福龍丸を消毒のために横須賀海軍基地へ回航するよう米国の要望があつたと土谷局長は或る委員会で申されております。又同船は政府で買上げた上、米国へ贈与するとの噂もあるようでございますが、その真実はどういうものでございましようか。若しそういう意向が少しでもあるとすれば、これは実に重大なことであると私は考えております。偶然にも死の灰を浴びて帰つた第五福龍丸は、乗組員等の生命を賭した非常に貴重な資料であるはずでございます。東大調査団の報告によりますと、ストロンチウム九〇、バリウム、ランタン、アンチモン一二七、リチウム一〇六、セリウム一四一等のいろいろな諸元素が含まれておるということでございます。ストロンチウム九〇は、昨日の報道では不確実のように言われておりまするが、若しこれありとすれば、二十五年経ちましても、なおその放射能は四分の一にしかならないといつた恐ろしい放射能でございます。この被災船の持つ意義は実に重大なものでございます。これを永久保管いたしまして、原子力の平和的利用の研究に資する考えはおありかどうか。外相の立場に立つてお答えを願いたいと思います。

如何なる理由を以ていたしましても、本事件について我々の主張に対する反対を許すべき理由は何もございません。又政府が無節操なためらいをして不決断な返答をするがごときは、国民を愚弄するものであると、我々は考えております。（拍手）外相はその所見をはつきりと発表されまして、政府の態度を明確にせられたいと思います。世間では、これは私の言葉ではございませんが、国民的良心と節操の皆無省とまで悪口に言われているときであります。対外交渉には毅然とした信念の上に立つて堂々と主張してもらいたい。今までの発表を見まするると、かかる重大な事件にもかかわりませず、何かアメリカの指示を受けて、その指示を国民に伝えている機関に過ぎないような印象が非常に濃厚でございます。（拍手）飽くまでも日本政府の外相は、独自の発表をして堂々と国民の要望に副つた立場で、あらゆる発表を積極的にいたしてもらいたい。以て国民の不安を除いてもらいたいと思います。

次に、厚生大臣にお尋ねいたしますが、時間も来たようでございまするから、私は省略して、（「まだ〳〵」と呼ぶ者あり）第一は、まぐろを初め魚類の食料としての安全性の確保でございます。厚生省では、いろ〳〵とこの問題について各委員会で答弁なさつておりまするが、その答弁にもかかわりませず、国民の恐怖心が未だ去らないのは何故でございますか。それは宣伝啓蒙が足りないという簡単な問題ではなく、大衆即叡智でございます。即ちこの問題の深刻

性を国民は早くキャッチしておる。政府の一方的な発表では、簡単には信頼できない。それほど重大に考えているのであります。この問題を何か国民の目から、できれば隠したいといったような、姑息な考えの上に立った行動が、どうも私たちには疑われてならないのであります。今国民は、経済的には疑獄と汚職に脅かされて、毎日の食膳では放射能に脅かされているのが実態なのであります。こうした恐怖心を、さるアメリカの無謀なお方のごとく、日本人は大げさに物事を宣伝し騒ぎ過ぎるといったような、こういう実に不届き極まる考えでは、民生安定は期し得られないのであります。特にお尋ねいたしたいのは、第五福龍丸、以後帰港されましたところの漁船の積んでおりましたまぐろには、果して本当に反能がないのか。食膳に供しても本当に安全であるのか。この点は十分一つ責任を持った御答弁を頂きたい。これを特にお願い申上げたいと思います。

第二に被害者の治療の問題でありますが、東大で増田三次郎君を初め、被害者の放射能症と闘い、治療と研究に全力を挙げていられる清水健太郎博士等に対しては心より敬意を表するものでありますが、これらの治療費について厚生省はどういう措置をされておりますか。米国よりの賠償が来るまで患者並びに医師等の自費に任せきりでおられるつもりでございましょうか。或いは具体的にどういう計算に立つて暫定的な処置をなさろうとしておりますが、特にカルシウムとかいろ〳〵な諸元素の体内滞入については、早急に診断をして処置しなければならない重大な段階であることを御認識の上に立つて、早くこの予算措置についてお願いいたしたいと考える次第であります。

農林大臣に一言お尋ねいたします。今回の事件は甚大な損害と恐慌を日本水産業界に与えたことは御存じの通りであります。第一は、南方のまぐろ漁場はまさに危殆に直面しています。大臣が曾つて水産政策の基本として発表されたように、日本漁業の遠洋化という重大な基本に立つておるのでございますし、今後の漁場確保についても如何なる考えを本当に農林大臣は持つておられるか。農林大臣の立場からこの問題に対して御説明を頂きたい。第二には、目下漁業者は、太平洋漁業対策本部を設置して被災並びに被害救援対策に努力していますが、政府は特にこの損害補償を如何に考えておられるかお尋ねいたしたい。

去る三月十五日朝は、普通まぐろも最高は二千五百円程度の値は維持されておりますが、十八日には暴落を示して十九日にはせり市も止つてしまいました。きはだ、びんちょう、さめ又同様であります。試みにまぐろ一日の国内消費は三十五万貫といたしましても、最初三日間はその三分の二の値段が切下げられておりますが、その損害だけでも約一億五千万に達しております。これに売行不振や魚の抱え込みの損害は計り知れません。その後値段は五割程度の値下げになつておりますが、まぐろを頂点といたしましてその他の一般魚貝につきましても、二〇%乃至三〇%の値下りがございます。これはすでに十日間続いております。毎月の魚貝類の消費を日本全国で一億万貫といたしましても、その損害は巨大なものでございます。これらはみな直接被害に該当いたすものであると私は考えております。まぐろの不振、一般魚類の暴落、魚市場の休業、ひいては魚屋の休店、これに続いては飲食店の被害又甚大であります。これらの損害に対して調査の結果並びにこれが補償対策をお伺いいたします。

第三に、まぐろを主とする魚貝類の輸出は、冷凍物繊詰をも含めて、実に年間十数億円に上り、重要な輸出品目であります。伝えられるアメリカ商社の輸入停止の通告は、若し真実とするならば、重大問題であります。当然その責任は、アメリカ政府にあると考えておりますが、御意見を承わりたいと思います。

以上三大臣に対する質問で十分おわかりの通り、日本国は、先には戦時中とは申しながら広島、長崎に、二発の原爆を受け幾十万の非戦闘員を焼き尽し、人道上の問題として長く曾史にも記されるであろう近代戦の戦禍の惨さを経験しています。我々は今又平和時において、これに幾十倍する原爆実験の被害を受けました。チャーチル英首相は去る二十三日、原子兵器の使用についての米英の協議に関する発言の際は、水素兵器の恐怖に言及して、感情で声はかすれ眼に涙さえ浮べたと報ぜられています。今度のビキニ被災を以て全世界の識者は初めて目がさめたごとく、人類が何をなしつつあるかに思いをいたして愕然としているのであります。真に平和を愛する政治家であるならば、原子力戦争が如何なるものであるかは自明の理でありましょう。今や人間は己れの智慧で作り上げたこのフランケンシュタインに己れを亡ぼす危険を警告しなければならない段階に立ち至つているのであります。総理は、今こそ一大反省をされて、民生を圧迫して原爆戦争でも起れば原爆の下をはい廻らねばならないような備兵的再軍備を即時中止して、日本国憲法の精神に立ち戻り、一つ、アメリカに対し公海における原子力実験の停止を強く要求し、二つには、原子力の国際管理と共に、全世界にこれが秘密の公開を求・ソ両国に要求し、三つ、全世界の平和愛好国民の代表を以て原子力委員会を組織して、平和的利用の研究を提唱する意思はございませんか。又その前提としての日本国独自の総合研究委員会設置の意思はございませんか。これこそ日本国でなければなし得ない要求であり、崇高な権利であり、又誇るべき義務でもあります。

次に補償についてお尋ねいたします。従来基地、演習場等に対する損害補償の方法は、実に遺憾に存ずるものがあります。例えば米軍以外の国際連合の軍隊による損害補償は、二十七年度分以来全然なされておりません。補償額が決定するまでは全く被害者の負担のままであります。全国では多数の基地等でこの補償を待つていては食えない憐れな人は、自己の権利を放棄しまして、どこかに移住してしまつたという例もたくさんあるのであります。ビキニ被災事件後政府が直ちにとらなければならなかつた措置の一つは、実にこの具体的な補償を暫定的に決定してこれを即時実行することであつたのであります。一体アメリカからの補償費が出るまで無為無策で待つておられましようか。私は直ちに生活に窮しつつある被害者並びにその家族に対して取りあえず補償の一部を支払いすべきことを要求します。このたびの治療には、普通の場合と異なりまして研究しつつ治療しなければならないという特殊の苦心がございます。この御苦労されているところの医療陣、科学陣の研究費並びに治療費を早急に予算化する意思はないか。第五福龍丸は実に貴重な資料でございます。早急にこれを国家管理いたしまして我が国の研究に資する意思はないかどうか。第四に、直ちに明日の漁撈のために代船建造、漁具の整備等、第五福龍丸の再生のための早急予算措置をする意思はないか。三月十八日の朝日新聞掲載の「不幸な漁夫たち」というこの記事を総理はお読みになつたのでございましようか。私はこの記事を読みまして涙がたらたらと流れて参りました。四面海に囲まれました日本の漁民がその怒濤と戦いながら、国民の蛋白給源のために闘つていられるこの姿を、あなたは一度でも偲ばれたことがあるでございましようか。汚職と疑獄のもみ消しに狂奔している間に、民生を圧迫して、おもちやのような再軍備に熱を上げている間に、日本漁民には李ラインの問題、アラフラ海の締め出し等、公海における自由が踏みにじられつつあるのであります。すでに幾百カ所の演習場では、漁場は取上げられております。生活の基礎は根柢から覆えされております。而も国家補償は当てにはならず、今又南方の漁場を求めて血みどろの操業中に、この惨事でございます。この不幸な漁夫たちは、即ち一握りの大資本の人々を除いた国民大衆の明日の姿でないと誰が言い切れましよう。

○議長（河井彌八君）　森崎君。森崎君に申上げます。制限時間が参りました。

○議長（松野鶴平君）　時間が参つたと議長から御注意がありましたので、あと二枚でございまするが、これで割愛いたしたいと思います。どうぞ私たちの意図するところを十二分にお汲み頂きまして、政党政派を超越いたしまして、全国民の将来の生活安定、精神的な安定をもお考え頂きまして、良心的な御答弁を御親切に頂ければと存ずる次第であります。（拍手）

［国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手］

○国務大臣（緒方竹虎君）　お答えをいたします。

今回のビキニの出来事によりまして原子力というものの威力というものが如何に大であり、又将来考えなければならないものであるかということをまざまざと見せられた感じがいたします。これにつきましては、政府はあらゆる角度からこの問題の将来を研究すべく目下その措置を急いでおります。なお、今回の第五福龍丸に関する善後措置につきましては、第五福龍丸は政府において買い取りまして、その代船建造にも資する所存であります。なお、被害漁民に対しましては、被服等の損害補償、それから医療、生活等の費用の補償も政府において十分いたすつもりでございます。

以上、御答え申上げます。（拍手）

［国務大臣（草葉隆圓君）登壇、拍手］

○国務大臣（草葉隆圓君）　食料の安全性確保はどうだという御質問の御要旨と承知いたしますが、食料の問題、殊にまぐろ等の問題につきましては、現在の科学の力を以てなし得る最大の方法を以て検査をし、処置をいたし、殊に南方から参りまする漁船につきましては、五つの漁港を指定して、そこで全部検査の結果市場に出しております。ので、全国民御安心を頂いて食膳に供して頂きたいと存じます。何ら不安はないと確信いたしております。その後のまぐろにつきましても同様でございます。

なお、治療につきましては、現在二十三名のうちで二名が東大附属病院に入り、他は焼津の北病院に入つておりまするが、治療の万全を期しまするために、近く焼津におる人たちも東京へ移して、あらゆる科学の力を総合した治療の万全を期する考えで、現在準備を進めておる次第でございます。（拍手）

［国務大臣保利茂君登壇、拍手］

○国務大臣（保利茂君）　私ども水産当局者として、お話のように東支那海、或いは李承晩ライン、或いはアラフラ海というような、我が国漁業の発展の上の大きな障害を如何にして打開して参るかという点に苦心をいたしておりまするときに、今回のビキニの事件は、さなきだに困難を極めております我が国漁業にとりましては、重大な関心を払わざるを得ないことは申すまでもないことでございます。そこで私どもとしましては、三月一日の被災事件によつて、漁業当局者としてアメリカ側に補償を要求すべき損害の調査、査定及び今後この種のことが行われるとして、その影響如何という基本的な調査をいたすことが最も大事である。それで補償を要求すべきものは当然要求しなければならん。そういうことで損害の調査を急いでおります。

第二は、その後拡大せられたという危険区域の拡大によつて、今後のまぐろ漁業にどういう影響を与えるか。お話のように、この危険区域以南の南太平洋にまぐろ出漁をいたしております漁船は、百五十トン以上の漁船は約百五十隻ほどに達するのでございますが、この区域が拡大せられることによつて、往復三百カイリの航海を余計しなければならん。こういうことが何らか緩和の方法がないかどうかということにつきましても検討をいたしまして、アメリカ側に要請すべき点は、私どもは国際問題とは別にして、日本の漁業当局者として、当然いたさなければならんということで検討をいたしております。

なお、このビキニ事件によりまして、我が国の鮮魚に対する消費者の不安が、お話のように非常に大きい深刻なものがありましたが、同様なことがアメリカの消費者にありまするということは、お話のように相当大きなまぐろ輸出をいたしておるわけでありますから、従つて日本から輸出する冷凍或いは鑢詰のまぐろに、何らそういう心配がないという措置をアメリカ側が講ずると同時に、アメリカの消費者に、徒らなる不安の念の起らざるよう措置をしてくれることを強く要請いたしておる次第でございまして、この点は、日本から輸出しておりますものがアメリカの港に到着しました場合に、アメリカにおきましても一々検定をいたして輸入をいたして、その処置をとつてくれておるわけであります。そういうことは、我々漁業当局者としては、当然やらなければならないことは、これはもうどうしてもお願いをする考えで当つておる次第であります。（拍手）

［国務大臣岡崎勝男君登壇、拍手］

○国務大臣（岡崎勝男君）　第一には、日米共同解決ということを言つておるがどうだというお話でありますが、そういうことはありません。我々のほうでは、日本側が当然主体となつて医療その他に尽すのでありますが、その間若し必要があれば、米国側の援助を求めることにいたしております。（「援助とは何だ」と呼ぶ者あり）

福龍丸の地位確認につきましては、只今急いでおりますが、これは米国側に対する関係においては、その地位が仮に外であろうと内であろうと、必要な補償は当然なさるべきものと考えております。危険区域の設定につきましては、国際法上の先例はたくさんあるのでありますが、それと同時に、各国もお互いに協力する建前をとつております。併しながらこの新らしい爆発に対する先例がないことは、これは当然であります。そこで原子力の国際管理ということにつきましては、只今閣議からも申上げました通り、これは是非なさるべきものと考えておりまするけれども、なお我々も、これに効力すべきことは当然と思つておりまするが、それができまするまでは、この両陣営お互いに研究を進めておるのでありまして、その際自由主義諸国側の実験のみを妨げるということは、我々のとらざるところであります。ただ、その間におきまして我が国の漁業が如何に損害を受けるか。この点につきましては、只今農林大臣が申されました通り、この漁業の損害等につきましては、米国側と交渉して必要の措置をとることは当然と考えております。なお、福龍丸の問題につきましては、これを今後使用できるかどうかということは、なお危ぶまれておるのでありますので、先ほど閣総理が申されました通り、船主の困難も考えて、政府で買上げる方針をとつておりまするが、これを如何に処分するかということは、まだ決定はいたしておりません。要するに決定はいたしておりませんが、その方針は、第一には、爆発に対する機密を得んとする努力が各方面で行われておりまして、自由主義諸国の一員としては、この機密保持にできるだけ協力いたして、第三国等にこれが渡らないように努めなければならないと考えております。第二には、この放射性能がこの船にある場合に、これを如何に除去するかということについての研究を進めるべきものと思いまして、この機密保持と放射能除去の研究と、二つの目的に一番適するような方法でこの船の処分を、或いは処置を決定いたしたいと考えております。

なお、この際、戸叶武君からの御質問のお答えを留保しておりますので簡単に申上げます。

第一は、絹織物等に対するアメリカの輸入制限に対して、外務省はどういう措置をとつておるか、怠慢ではなかつたかという御質問のようでありますが、これは先般から可燃性繊物の危険防止ということについては、アメリカ側で問題となつておりまして、当初は一九四五年にこの問題が提起されましたが、議会を通らなかつたのであります。その後最近においては、セーターとか、子供用のカウボーイのパンツとかの危険性が非常に説かれまして、各州で立法措置を考えておりまするため

に、昨年六月に連邦の法律ができたわけであります。当時は我が国から輸出される絹スカーフ等の米国関税引上げ阻止の努力をしておりまして、大統領がこの引上げ要請を却下いたしたのでありますが、これらの交渉を通じまして、米国側の輸入業者を初め、米国当局も可燃性繊物法のことには全く触れておらず、又本法の議会通過後にも、これは実際に絹織物には適用されないのではないかという考えもありまして、又その発端が特に化繊織物でありましたために、日米両国間の業者も本法の影響を余り憂慮しなかつたのでありまして、又昨年九月ミラノで開かれました世界絹業大会においても、これは米国初め、各国の絹織物業者が参集したのでありますが、このときも別に問題にならなかつたので、実は余り大したことにはならんという観測も一部にあつたのでありますが、極く最近に至りまして、これが厳格に適用されるという動きがあり、絹織物に少からず影響を受けるのじやないかという懸念が急に増して来たのも、対策を講じておりますが、こういう事情で対策が遅くなつたことについては、誠に残念に思つております。（「残念では済みませんぞ」と呼ぶ者あり）これはMSAの交渉等に気をとられて忘れておつたのだということは全然ないのであります。又外務省としましては、通商関係の事項については、あらゆる費用、あらゆる人をこの方面に向けておりまして、まだ十分なる費用或いは人員を得ているとは申されませんが、通商条約とか、貿易支払協定とか、或いはその他の国際機関との協力、市場開拓、通商使節団、或いは在外公館の充実等に十分努力をいたしておるつもりでありまして、又そのために在外公館には、通産省を初め関係各省の人も公館員の一部として派遣いたしておるようなわけであります。

それから第二のお問いは、この法律が厳格に実施された場合の日本の打撃はどのくらいかというようなことのようでありますが、これにつきましても、どの程度実施されるかということに勿論よるのでありますが、若しも従来対米輸出のあつた絹繊物及び絹製品中、五万以下のものが高度の可燃性の範囲に入ると想定されますと、その結果、絹織物等の対米輸出は半減する虞れがあるのであります。なお、ビニールとか、プラスチック等の化繊につきましては、対米輸出の実績が殆んどありませんし、絹製品については、その影響が考えられておりません。絹製品につきましてのみ約九七%が、日本品は絹スカーフと絹ハンカチーフでありますので、この二品目を本法の適用から除外するように、只今あらゆる努力をいたしております。

第三に、こういう法律については大統領が拒否権を使うということはどうか。これについて努力する意思はないかというお問いでありますが、御承知のように、関税引上げ等につきましては、大統領が拒否権を行使することは互恵通商協定法に規定されておりますので、先般の絹スカーフの関税引上げ運動についても、この点に着目して交渉したのでありますが、今回のは関税引上というようなことではないのでありまして、法律でありますから、これについて大統領の拒否権ということは考えられないと思つております。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔戸叶武君発言の許可を求む〕

○議長（河井彌八君）　戸叶君。なんですか。

○戸叶武君　この間、外務大臣の御答弁を得られなかつたのですが、今日の御答弁では不満足ですが、時間も残つているはずですから、再質問したいのですが……。

○議長（河井彌八君）　今日は、再質問は許しません。

○議長（河井彌八君）　日程第一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案（趣旨説明）

本案について国会法の第五十六条の二の規定により、内閣から、その趣旨説明を求めます。木村国務大臣。

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　今回提出いたしました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は、本年三月八日調印を完了いたしまして、目下、国会の審議をお願いいたしている次第でありますが、同協定の第三条第一項及び附属書Bの規定に基き、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があり、且つ又、過般締結いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条により、アメリカ合衆国から貸与される船舶についても同様その秘密を保護する必要がありますので、これを併せて規定し、この法律案を提出することといたしたものであります。

申すまでもなく、アメリカ合衆国は、他の諸外国との間におきましても、右両協定とおおむね同様な性格、内容を有する協定を締結しているわけでありまして、これら諸外国においても又、これらの協定に掲げられている秘密保護のための所要の措置を講ずる必要があるわけでありますが、諸外国におきましては、それぞれ、この種の秘密保護に関する既存の取締法令によつて十分にこれを賄うことができますので、これらの協定の締結に当り、新たに立法措置を講ずる必要はないのでありますが、わが国の場合においては、在日米軍の機密を保護するための所謂「刑事特別法」の外には、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令は存在しないのでありますから、現状におきましては、これらの協定に基いて供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密を十分に保護することはできない状況にあります。このため、政府といたしましては、この際、その秘密を保護するために若干の規定を設ける必要がありますので、この法律案を提出いたした次第であります。

併しながら、この種の法律は、国民の権利に重大な影響を及ぼす虞れがあることに鑑み、以下において申述べますように、必要最小限度の事項を規定するに止めた次第であります。

次に、この法律案の内容の概略について申し述べます。

この法律案は、六カ条と附則一項からなつておりまして、第一条は、この法律において使用する言葉の定義を定めたものであります。特に、この法律において保護する秘密については、前に申述べました両協定によつて供与された装備品又は情報等のうち特定事項に限り、而も公けになつていないものと規定して、その範囲をできる限り明確ならしめるよう考慮いたしました。第二条は、更に、国民が秘密事項を具体的に認識し得るよう、又併せて秘密の漏せつを防止するため、政令で定めるところにより、標記その他の措置を講ずることといたしました。次に、第三条から第五条までは罰則でありまして、秘密を探知又は収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪、過失により業務上の秘密を漏らす罪等を規定したものであります。又これらの規定について定めています法定刑につきましては、前に申述べました刑事特別法等を参酌し、妥当を期したものであります。第六条は、自首減免についての規定であります。

以上、この法律案につきまして、概略御説明申上げた次第でありますが、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

（拍手）

○議長（河井彌八君）　只今の趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。長谷山行毅君。

〔長谷山行毅君登壇、拍手〕

○長谷山行毅君　私は自由党を代表いたしまして、只今上程になりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、政府に対し若干の質問をなし、その所信を質したいと存じます。

この法案は、その名の示す通りにMSA協定等に伴う秘密保護法案であります。政府は先きに調印いたしましたMSA協定の第三条におきまして、秘密の物件、役務又は情報等についてその秘密の漏せつ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置をとることの義務を負つたのであります。我が国がMSA協定によつて米国の秘密とする兵器その他の供与を受ける以上、その秘密の保全に協力するのは当然でありまして、この種の立法が必要であるということについては我々は何ら疑念を差挟むものではありません。従いまして、私はこの種の立法について基本的には賛成の立場に立つものでありまするが、ただこの法案には、なお不十分と思われる点、或いは不明確な点、或いは将来に亘つて若干の危惧を感じさせる点等がありますので、以下これらの諸点について政府の御所見を伺いたいのであります。

先ず第一に、この法律はMSA協定等に伴う秘密保護法であります。然るに、政府は今回保安庁を改めて防衛庁とし、保安隊を改めて自衛隊とする法案を提出して、自衛力の増強を図ろうとしております。自衛隊の任務とするところは国の防衛であります。国の防衛にはあらかじめの防衛の計画を立てることも必要でありましようし、その目的に副うように隊員を訓練するための計画を作ることも必要でありましよう。又防衛庁設置法案は、これらの事項につきまして統合幕僚会議を設けることにいたしまして、その幕僚会議におきましては、防衛計画、訓練計画のごときが作られるのでありまするが、これら国の防衛を全うする上から見まして、これらの計画は、最高度の秘密を要求するはずであると考えるのであります。若しこの種の計画が外国に簡抜けになるようなことになりますならば、防衛の完璧を期し得ないことは申すまでもありません。然るに、ここに提出されております秘密保護法案は、もつぱらMSA協定等によつて供与せられる物件、情報等に関するものでありまして、国の防衛計画、自衛隊の訓練計画、或いは後方補給計画、その他重要施設等には何ら触れることはなく、これに対しては従来通りこれを探知することも、それに関する資料を収集することをも全く自由に放置されておるのであります。併しながら、これらの計画が最高度の秘密事項であるということは、政府といたしましても当然そのようにお考えであると思いまするが、保安庁法の改正及び本法の制定を機として、こういう日本独自の秘密についても適切な保護の途を講ぜられなかつたのは一体如何なる理由によるものであるか、或いは近い将来にそうした法案を提出されるお考えがあるかどうか。その点を政府にお伺いいたしたいと思うのであります。

次に、第二といたしましてお尋ねいたしたいことは、本法によつて保護せらるべき秘密は日本の秘密であるか、それとも米国の秘密であるかという点であります。この法案の第一条は「防衛秘密」の定義を与えておりますが、これを読んでみまするとここに掲げておる事項、物件、情報等はすべてアメリカから供与せらるるものであります。従つてその供与される装備品、或いは情報などで、防衛秘密とされるものは、これはアメリカが秘密にしなければならないもの、つまりそれを探知されたり収集されたりしたならば、アメリカの安全を害するからして、アメリカとしては秘密にしておきたいものに限られると考えられるのであります。して見まするれば、防衛秘密なるものは、実質的にはアメリカの秘密であると読めるのでありまするが、そのように解釈してもよろしいかどうか。この点を特に問題とするのは、第三条第一号の「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」云々という文字があります。これによりますと、又防衛秘密は日本の秘密であるかのようでもあるのであります。このように考えてみまするれば、この法案によつて保護せらるべき防衛秘密なるものは、一体どこの国の秘密なのか。日本の秘密であるのか、アメリカの秘密であるのか、或いは日米両国に共通するものであるか、疑問を抱かざるを得ないのであります。将来この法律を施行して行く上に、この点が漠然としておつたならば、思わぬ紛争が生じて来る虞れもあろうかと思われるので、この点の解釈を明瞭にして頂きたいのであります。

第三にお尋ねいたしたいことは、本法案とMSA協定との関係であります。その第一点は、只今木村国務大臣の提案理由の御説明にも、本法案はMSA協定の第三条及び附属書Bの規定と船舶貸借協定第七条に基いて、その必要上立法されるものと説明されたのでありまするが、これは右協定に伴う日本国政府の当然の義務の履行と解すべきか。或いは国際信義に基くところの誠実の現われと解すべきかどうか、この点に関する政府の御見解はどうか、お尋ねいたすのであります。その第二点は、本法案がMSA協定第三条によるものとすれば、同条には、秘密の物件、役務、情報とあるのに、本法は何故にこの役務の点を除外したのであるか。役務の秘密は、保持する必要がないのかどうか。又この点については両国政府間の合意がなかつたのかどうか、お伺いいたすのであります。その第三点は、MSA協定第三条第二項と本法案との関連であります。同条の第二項には「各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。」と定められているのでありますが、この適当な措置について、政府は如何なる具体策を考えておられるか。又これは同条第一項と切り離すことのできないものと思われるのであります。何故この措置を本法案に盛り込まなかつたのか。更に又、この秘密保持と矛盾しない適当な措置とは、具体的には如何なる措置を指すものであるか。この点、具体的に御説明を伺いたいのであります。その第四点は、本法案における秘密保護は、いわゆるMSA協定と、昭和二十七年条約第二十号のいわゆる船舶貸借協定の、二つの協定に伴うものに限られておるのであります。然るに、将来この二つのもの以外にアメリカ政府と同種の内容の協定を結んだ場合には、当然この法律によつて秘密の保護をすべきものと思うのでありまするが、かような場合には、本法を改正してそれを追加するのかどうか。その際の措置についてお伺いいたします。

次に第四といたしましてお尋ねいたしたいことは、本法は、言論出版の自由に不当に制約を加うる危険がないかという点であります。この点は誠に重要な点であります。今日、新聞、雑誌、言論界等において、この法案に対する反対論はいろ〳〵な角度からなされておるのでありまするが、それらに共通いたしまして基調を成しておるものは、旧軍機保護法や旧国防保安法の流した非常な弊害についての生々しい記憶であります。我々は過去の失敗を再び繰返すようなことがあつてはならないのであります。世上行われている反対論の大部分が、曾てのような言論統制が再び復活しはしないかという懸念を一様に述べているということの事実に鑑みまして、本法案は、前の軍機保護法或いは国防保安法と根本的に違うのかどうか。その点についてはつきりした御答弁が願いたい。又この法案は言論統制の復活を招来するものでないというはつきりした保証を、この際、政府は進んで与えなければならないと思うのであります。（「その保証はなか〳〵されないだろう」と呼ぶ者あり）

由来、軍機に関する秘密保持の立法は、古今東西を問わず極めて漠然とした表現が多いのでありまして、これは事の性質上或いは、やむを得ないかも知れないのでありまするが、秘密の内容は頗る漠然としており、外国の立法例も又然りであります。本法案を見ましても、第一条に防衛秘密が定義されているのでありまするが、その用語にいたしましても誠に難解なものが多いのであります。例えば「その他の装備品及び資材」或いは「公になつていないもの」或いは又「供与される情報」等の用語であります。この点については委員会において詳しく論議され明確化さ

れることと存じますが、そのうち最も重大な点といたしまして、ここに明確にされたいのは、この「供与される情報」という字句の意義であります。先ずこの「情報」という字句は極めて明確を欠く文字であります。組織法は別といたしまして、恐らく刑事法令においては未だ曾て用いられたことのない用語だと思うのであります。更に疑問を持つのは、この「供与される情報」、即ち「供与される」とは如何なる意味であるか。即ちすでに供与された情報をいうのか、或いはそれとも将来供与されんとする情報をも含むのかどうか。この点の解釈を明快にせられたいのであります。情報の秘密保持の措置は、その本質上、必然的に言論及び報道機関の活動と関連し、延いて言論出版その他一切の表現の自由を侵害し、更に進んで検閲を実現する結果をも招来するのではないかと危惧しておる向きが相当あるのでありますから、政府はこれに対する確固たる所信を表明すべきであると思うのであります。

更に又、この人権擁護の保障に関連いたしまして、本法は旧時代のいわゆる憲兵制度の復活にならぬかどうかという点についてお伺いいたします。保安隊、警備隊には、部内秩序の維持に専従するための警務官という特別司法警察職員が置かれているのでありますが、このような警務官が本法違反の被疑事件について全般的な捜査権を持つことになりまするると、国民に対し往年の憲兵制度を復活するのではないかというような危惧の念を与える嫌れがあると思われるのであります。政府はその防止策として何らかの措置を講ぜられるつもりであるかどうか。その点の御見解を伺いたいのであります。

次にお尋ねいたしたい点は、世上には、かような法律を制定いたしましても、一体どれだけの実効が期待されるか疑問であるという一種の反対論があるのであります。つまり防衛秘密は、性能等の高度のものになればなるほど、そうした秘密の存在することそのことすら秘密にしなければならないわけであります。ところがかような高度の防衛秘密を探知収集した者を裁判にかけるならば、その秘密の存在はもとより、場合によってはその内容すら公けにされるという結果になるのであります。それは秘密を未然に保持するということこの法律の目的に反する結果になります。それならば、この法律に関する犯罪事件に限つて裁判を非公開にすることができるかどうかという問題が起るのでありまするが、この点に関し、この防衛秘密に関する犯罪は裁判を非公開にすることができるという見解を持つ人もあるようでありまするが、この見解は裁判の公開の原則を規定しておるところの憲法第八十二条と矛盾しないものであるかどうか。この際、世上の疑念を一掃するためにも、政府の明確なる御答弁をお願いいたします。

最後に私は、希望をも含めまして、政府の所信のほどを伺いたいのであります。この種の立法は、国の防衛に関心を持つ者であるならば、誰しもその必要性を認むるにやぶさかではありませんが、ただ本法のごとき取締法について国民が危惧の念を持つのは、この種の法律の運用に当りまして、ややもすれば生じて来るところの好ましくないところの副作用に対してであります。即ち、非常によく効く新薬ができた場合におきましても、その用法を誤まると、その病気が治つても却つて予期しない副作用を生ずる場合があるのであります。これと同様に、かかる法律も、時の為政者の勝手な解釈によりまして、法律運用の範囲が不当に拡大せられる危険が生ずる場合があるのであります。過去におきましても、そうした不当な拡大解釈によつて、立法当時の法律の趣旨が悪くゆがめられ、弊害を生じた事例は少くないのであります。こうした拡大解釈を防止するのに最も必要なことは、法律そのものが勝手な拡大解釈を許さないほど厳密に一点のあいまいさも残さないように規定されるということであります。なお、その上に、立法の当時に、将来疑義の生ずる虞れのある点について、一義的に明確な解釈を決定しておくことが必要であります。この点、政府は、この法律が将来勝手な拡大解釈を許さないほど十分厳密な規定になつておるという自信があるかどうか。その点を国民に徹底するように明確にすべきだと存じます。

私はこの際、政府が今、世上に流れている種々の疑念を完全に晴らすに足るだけの明確なる態度を表明せられることを期待いたしまして、私の質問を終ります。（拍手）

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣（緒方竹虎君）　お答えをいたします。

秘密保護法案の立法の必要性でありまするが、日米相互防衛援助協定に基き、アメリカから供与される秘密の装備品等又は情報について秘匿を要する事項につき、その秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するために必要の措置を講ずる必要がありますので、この法案の御審議を願うに至つた次第であることは、先ほど保安庁長官から説明申上げた通りであります。併し現在の我が国におきまして、在日米軍の秘密を保護するためのいわゆる刑事特別法を除いて、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令がない。そこで今回この法案を提出するに至つたのであります。

それが日本の機密であるか、アメリカの機密であるかという御質問でありましたが、これはアメリカの機密でありまするると同時に、保護しておる機密は、これは日本の機密でありまして、機密なる点におきましては、日米共通の機密であります。この法律が保護するものは明らかに日本の機密であります。

それから日本独自の秘密をこの法案のほかに保護する必要があるのではないかと、装備品に関する秘密の保護につきましては、差当り本法で十分であると政府では考えております。日本の独自の秘密保護につきましては、将来なお研究する考えで、勿論その必要が生じた場合には法律を作らなければなりませんが、今のところでは、これで十分であると考えております。

それから旧軍機保護法或いは国防保安法のような弊害を生ずることはないかという御質問でありましたが、旧軍機保護法又は国防保安法の弊害につきましては、まさしく只今御指摘になつた通りでありまして、これは国民大衆の記憶にも新たなるところであると考えます。政府といたしましては、かかる誤りを再び繰返さぬよう、本法案におきましては、これによつて保護される利益と、これによつて制約を受ける国民の立場とを調節、勘案して妥当を期する必要があると考え、その内容を必要最小限度の事項にとどめたのでありまして、旧軍機保護法のような、あの法案の運用によつて生じましたようなことは絶対にやらない所存でございます。

又検閲制度、憲兵政治というようなものの復活は絶対にやらない所存でありまするし、検閲制度につきまして、衆議院等におきましていろ〳〵御議論がありまするが、政府としてはこの態度は変えないつもりであります。

尚余の御質疑に対しましては所管大臣から御答弁申上げます。（拍手）

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　大体御質問の概略は、今緒方副総理から答弁あつた次第で御了承願えると思います。将来自衛隊となつた場合に、自衛隊自体の保護すべき秘密があるのではないか。即ち言い換えまするると、一番問題でありまする防衛出動、外部から直接侵略があつた場合に出動しなければならん、それらの場合において、その行動等について、これを秘密にする必要があるのではないか。然らば何が故に本法案において盛らなかつたかという御質問であります。これは私は御尤もな御意見と考えております。併し現在において差当り我々が一番問題にするのは、ＭＳＡ協定においてアメリカから貸与を受けまする装備品でありまして、これは申すまでもなく、アメリカにおいても高度な秘密を保持しておるものであります。これを日本へ持つて

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第二十号

昭和二十九年三月二十六日（金曜日）
午前十時五十三分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事　小高　熹郎君　理事　川村善八郎君
理事　鈴木　善幸君　理事　山中日露史君
理事　田中幾三郎君
遠藤　三郎君　濱田　幸雄君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
島上善五郎君　辻　文雄君
中村　英男君

出席政府委員
水産庁長官　清井　正君

委員外の出席者
参考人（東京魚商業協同組合理事長）　塩沢　達三君
参考人（東京都水産物卸売人協会長）　寺田　省一君
参考人（東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長）　日暮福太郎君
参考人（東京都中央卸売市場長）　本島　寛君
参考人（日本鰹鮪漁業協同組合連合会長）　横山登志丸君
専門員　杉浦　保吉君
専門員　徳久　三種君

三月二十六日
委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日
漁船保険料国庫補助に関する請願（伊東岩男君紹介）（第四〇二九号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害に関する件
修正意見申入れの件

○田口委員長　これより会議を開きます。

ただいまよりビキニ環礁付近における爆発実験による漁業損害に関する件について調査を進めます。

この際お諮りいたします。先般の理事会におきまして御内定を願いました通り、本日ここに東京都中央卸売市場長本島寛君、東京都水産物卸売人協会長寺田省一君、東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長日暮福太郎君、東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君、日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君、以上五名の御出席を願っているのでありますが、五名を参考人として選定し、本件について意見を聞くことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長　異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それではただいまより本件について参考人各位より順次御意見を承ることにいたします。なお委員の参考人に対する質疑は、参考人全部の意見の開陳が終りましてからお許しいたしたいと思いますが、日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君と東京都中央卸売市場長本島寛君は十二時前にやむを得ざる要件で退席されなければならぬようでありますから、お二人に対する質疑だけは、両人の御意見開陳後ただちに行いたいと思います。

まず東京都中央卸売市場長本島寛君に御意見を承ります。本島寛君。

○本島参考人　私、本島でございます。今度の問題につきましては、東京都といたしましては、焼津港に入港いたしました第五福龍丸からの魚が若干十六日の朝市場へ到着いたしまして、これにつきましては、魚がトラック一台で参つたのであります。到着いたしますと間もなく、荷主の方から長距離電話で荷受人に連絡がありまして、きょう送つた魚のうちのまぐろ三本、目方にして四十二貫に、当日朝の読売新聞、朝日新聞に出たあの放射能を受けたものが入つているから、これを売らないでくれという電話の連絡がありました。その貨車のうちには、そのほかにさめが二十八本、約五百貫程度のものが入つておりましたので、混載されたものが取扱い上一緒に扱われたという点を考えまして、このまぐろとさめは他の大物から全然場所を隔離いたしまして、厳重な監督をいたしておつたのであります。そしてただちに厚生省、水産庁にもこれを報告し、厚生省の方から東大、科学研究所、予防研究所等に連絡をとりまして、いろ〳〵協議の結果、同日の午後、これの厳重な科学実験を実施されたわけであります。その結果まぐろにつきましては、ガイガー・カウンターをもつて検査いたしましたところ、六ミリアワー放射能を持つていることが確認されました。さめにつきましては、九ミリアワーの放射能を含んでおつたのであります。御案内の通り、大体危険か危険でないかという分岐点は、六・二ぐらいとされているのでありますが、まぐろについてはややそれに近い程度のもの、さめについてはそれをずつと越えている程度の放射能を含んでいることが明らかになりましたので、さらにこの処分について、ただいま申しました関係方面と十分協議をとげました結果、埋没することが最も適当であるという結論を得ましたので、当日の夜中から十七日の朝の三時ごろまでにかけまして、市場の一角に三メートル以上の深い穴を掘りまして、これを埋めてしまつたわけであります。そして埋めた魚の上には二メートル以上土をかぶせて、こうすれば絶対に安全だということで、そのような措置をいたしたのであります。なおこれはあとで新聞社等から、市場内に埋めるのはけしからぬじやないかという意見が大分出たのでありますが、私はそうでない、いろいろ場所を考えてみたが、埋めてしまつてそれで責任が足りるということならば、埋立地であるとか、山の方に持つて行くことも可能であろう。しかし運搬そのものにも問題があり、その後の管理についても責任を負うて管理ができるところでなければならない。それには六万坪ある自分の方の中央市場の一角で、取引をしている場所から二百メートルないし三百メートル隔たつた、しかも二十四時間交代で職員が出入りを監視をいたしている場所のすぐそばに埋めたのでありまして、将来にわたつて一切の不安がない所であります。

その後入つて来るものにつきましては、国の方と連絡をとり、その指示を得まして厳重な検査を実施いたしております。十八日には厚生、農林両大臣の声明がございまして、爾今南方から入つて来る船については、五つの港を指定して、そこへ国の専門の係官を派遣して検査をする、検査をして合格したものについては検査証をよこす、そのものだけを市販にまわすことにするから安心であるという、いわば社会不安一掃の意味を兼ねているような声明をされ、実施をされたわけでありますが、東京都としましては、その声明をまつまでもなく、十六日以後入つたものにつきましては、この検査を厳重に実施をいたしております。五つの港の中の一つに東京都の中央市場も入つておるのであります。従つて直接南方から船が入つて参りますが、これにつきましては、特に厳重に船名はもちろん、船籍関係とか、トン数、船長あるいは漁撈をしておつた位置、航路をどうとつたかというような詳細な調査をいたすのであります。と同時に化学実験をあわせて行いまして、合格品だけを水揚げをし、これに検査証を張つて販売をさせるというような処置をいた

しております。なお乗組員等につきましても、また船そのものについても十分な化学実験をすることはもちろんであります。その後十七日以後に入つて来る船につきましては全部検査をいたしておりますが、十七、八日ごろ入つて参りました船の中には、若干の放射能が見られたのであります。その一番多いもので〇・五ミリ、あるいはそれ以下の〇・四あるいは三、二、一という程度のわずかな放射能が見られる程度でありますので、これは化学研究所及び予防研究所の指示を得まして、絶対これは心配ないということでその後入つたものにつきましては、不安を持たれるようなものは全然入荷いたしておりをせん。さらにまた東京都といたしましては、万一この五つの港以外の所に水揚げされて入つて来るものでもありますと、その影響が非常に大きいことを憂慮いたしまして、貨車なりトラックなりで入つて参りますもの以外では、東京都以外の港から水揚げされました大物なり、これをもつてつくられたと思われる加工品につきましても、一切厳重な検査を毎日夜の十二時ごろから夜明けごろまでの間実施をいたしております。それらにつきましても、今日までの実績を見ますと、何ら魚そのものについての放射能は全然見られないのであります。

こういうような実情であるのでありますが、翻つて都民の実情を見てみますと、非常な社会不安が起つておりまして、このことは御案内の通り、どこへ出ましても、自分はまぐろを食わない、いやもう魚を食うのが気持が悪いというような声を至るところで私どもが聞きますが、これがまた魚の売行きにも現われているわけであります。

入荷量からいたしますと、最近の比較で見まして、十一日から十五日ごろまで搬入荷量は三十四万六千九百三十五貫という程度であります。それが大体平均でありまして、これを百として見ますと、十六日から二十一日までの期間の平均は二十五万八千貫余でありまして、七四%に落ちておるのであります。それから一番山が二十一日から二十三日にかけて、こういうふうに数字の上でみなされるのでありますが、逐次減り返しておるような状況にございます。従つて二十三日には八七%まで行きました。これはちよつと異例でありまして、前日二十二日が休みでありましたものですから、翌日は平素より非常に荷が多いのであります。五割から場合によりましては二倍くらいになる場合があるのでありますが、それにもかかわらず八七%までしか行かなかつた、二十四日が七三%、昨二十五日は六六・五%というところでありまして、入荷量から見まして、最近の平均からずつと下まわつてしか入つて来ないという状況であります。これはあとで申し上げますが、魚の価格がずつと下つております。これは売れないために非常な値下りをいたしております。これがやはり港それから漁撈をせられる人の方にも非常な影響がありまして、とても採算が合わぬというようなことから、若干漁撈の手控えが出て来るのではなかろうかというように私どもは考えておるのであります。

なお中央市場へ持つて参りましても、このように市販で売れないというようなところから、あるいは他の加工の方にまわされるとかいうものもあると思いますが、ともかくこのように入荷量が減つております。

それから値段について最近の状況を見ますと、これまた非常に下つておりまして、特に南方から入つて参りますまぐろは、きはだとか、あるいはばち、くろかわ等でありますが、これらの一番多く入りますまぐろの種類を見ましても、非常に値下りをいたしております。十六日の朝の状況というものは、一般にまだそういう不安がなかつたわけであります。一般に知られておらなかつたわけでありますから、十六日を百としてその基準で見ますと、一番多く入つて参りますばちあたりで見ますと、これがまた市販には多く出ている関係で、十六日が一貫目当りの卸価格が八百円、これは中値、それを百として見ますと、一番安い二十三日が三七%に落ちておるのであります。すなわち六三%、六割三分安という三百円という値段に落ちております。それが二十五日には四百円まで持ち直しておりますが、これとてもまだ十六日に比較いたしますと五〇%安ということになつております。それからその他の大衆品にまで非常な影響を来しておりまして、あじとか、さばとか、あるいはいかでありますとか、そういうものにつきましても、非常な影響を来しておるわけであります。あじあたりについて見ましても、十六日を百として見ますと二十四日には七四%であります。その他やはり非常な値下りをいたしまして、大衆品につきましても、二、三割程度からの値下りを見ました。まだ昨日あたりにおきましても一五、六パーセント以上の値上りを見ておるような実情でございます。このことは明らかに非常に魚に対する不安が深刻であつて、そうして日本人の食生活から見ますれば、肉食よりはむしろ魚によつて蛋白給源を得ておるのが常態でございますが、それが肉の方へかわつて行つた、あるいは卵の方にかわつたというようなことから、その方は逆に値上りを示しておる。一割以上の値上りを見ておるというような状況になつております。これは家庭生活といたしまして非常な無理をいたしておるのでございまして、高いものを買つて魚のかわりに使つておる、また買わずに間に合わしておるというようなことからいたしまして、経済的にもまた栄養上からいいましても、都民の生活上に及ぼした影響はまことに深刻なものがあると思うのであります。先般主婦連合会、奥むめお先生が会長をいたしておる会でありますが、支部の支部長なり幹部の方々がみな集まつておる席上で、いろいろお話がありましたが、大体不安がないということは国なり都のやつておられる措置によつて一応了解できた、しかしながら感情的と申しますか、気分的にどうしてもまだ魚を食べるような気持にならないということを言われた方があるのであります。まことにどうも主婦の方々の考え方は、どうも何か女の人たちにとつては特に深刻であつて、今後何年間かの後にかみの毛でも抜けたり、顔にへんなものが出たのでは女として一番やり切れない。容貌が生命の次に大事なんだから、男子の方が幾ら科学的な説明をしてくださつても、婦人の感情はなか〳〵深刻ですよということを、特に私たちに言つてくれたのでありますが、そういうことを考慮いたしまして、東京都といたしましては、とりあえず都なり国でやつていることを都民に周知させることが大事だと考えまして、いろ〳〵な手を時を移さずやつておるのであります。これは業界の方ともタイアップいたしまして、毎日宣伝カーを五台ずつ繰出して、魚については厳重な検査をしているから心配はないということを、簡単に知らせる宣伝をやつております。それからラジオにつきましては、東京都がスポンサーとなりまして、二千万円ほど出しまして時間を買い切つておるのがありますが、この時間を利用いたしまして、十六日の夜からずつと引続きやつております。その他ラジオ東京なり文化放送、これらのあいている時間をまた連絡をとりまして、東京都の中央市場長談ということで、検査をしているから心配はないということを放送しております。新聞にも対談式で掲載をしてもらいましたり、またポスターをここにも持つておるのでありますが、業界と連名で出しましたものと、それから東京都自体の名で出したものとを、小売市場なり料理屋の店頭に掲示させたものであります。東京都の掲示板は一万五千ほどございますが、それに東京都衛生局と中央市場と連名で出しまして、これは業界の名を一切入れないで出したのであります。さらにまた二、三日中に各世帯に全部配付をいたします。これは科学実験をやつていることをわかりやすく、そしてどういうふうに魚が入つて来るかということを、日本の地図と海域、これらから魚を図解いたしまして、そうして入つて来るルート、それから都民の方に流れて行く経路等、その間に検査を実施いたします方式等を、どのおか

みさんが見ましてもすぐわかるように、図解なり写真を入れまして、各世帯に二、三日中に配れるように印刷にかかつております。そうしたことをやつておりますし、私の方でもガイガー・カウンターを四台ほど買つて、今国のものを借りないで検査の方をずつとやつておるような次第であります。

考えてみますとなか〳〵深刻でありまして、私どもは、一週間かそこらたてば常態にもどるのではないかという気持もあつたのでありますが、今までの表われている数字、値段あるいは数量等についてみましても、なか〳〵深刻なものがあつて、相当これは続くというように考えております。今申しましたような、私どもが直接取扱つた経費についてみますと、行政費としてみますれば、東京都の検査なりその他の周知宣伝等に要しました経費としては大体三百万円程等でございますが、業界のこうむつた損害はまことにはかり知れざるものがあるというように、私どもは考えておるのであります。その数字はまだつかむことができないのでありますが、毎日買つたものが次の日には値下りになり、しかも売れ残りができる。これは鮮度がものをいうのでありますから、そう長く置けませんので廃棄しなければならない。また鮮度の関係で、売れるものはずつと値を下げてでも処分するということで、これらはまことに遺憾なことではありますが、小売商から仲買人に対する支払いの上にも影響を来しておるのでございます。さらにまた仲買いから卸売人に対する支払いにも影響がある。これが産地の方にも影響があつてはなりませんので、その点についても十分私どもは監督をいたしておるわけであります。

今日まで私どもがとりました施策のごく概要だけを申し上げました。

○田口委員長　次に日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君に意見の開陳を願います。

○横山参考人　私は横山です。この事件につきましては、大体経過はすでに御存じだと思いますが、ごく簡単に申し上げまして、それからいろ〳〵損害等のことに及んで行きたい、こう考えます。

三月一日にマーシャル群島の東南側にありますビキニ島におきまして、強力な原爆の実験が行われました。距離の算定の仕方はいろ〳〵ありますが、たま〳〵その東方大体百マイル近くと私は考えておるのでありますが、そこにおりました基地を焼津に持つております第五福龍丸が、その原爆によつて降つて来た灰をかぶつたのであります。当時乗組員は、これが有害なものとは考えておりませんので、そのまま漁が終つたものでありますから、片づけまして焼津港に帰つて来ました。それが十四日、ちようど二週間目に帰つて来られた。漁のしまいの方の日であつたものでありますから、ほとんど大部分はいつものようにとつたものをきれいにしまして、硫酸紙で包んで念を入れてつくつてありますところの漁倉、いわゆる冷蔵庫でありますが、その冷蔵庫たる漁倉の中に氷と一緒につめて格納しておつたのであります。この漁獲につきましては多少のまぐろがあつたようでありますけれども、さめが大部分でありまして、そのさめは御承知のように今非常に値が安いのでありまして、船腹の関係もありまして、ひれと肝臓をとりまして、あとはみな廃棄しておるのであります。この肝臓はやはり冷蔵庫の方に入れますが、ひれはデッキの上につるしてほすのであります。このひれには相当の灰がくつついておるのでありまして、これを結果的に検査してみますと、そのひれは一番有害であるということになるのであります。その他の魚は、もちろん原爆の直撃を受けたわけではありませんので、灰が多少皮膚についておるというような現象であつたのであります。そして陸揚げされました総量は大体二千四百貫足らずであつたのであります。この中にどうして反能のあつた魚が現われたかにつきましてはいまだに判然しないのでありますが、私どもの判定によりますと、おそらくデッキにまだあつた灰が若干くつついたのではなかろうか、こういうふうな感じをいたしております。これらが十六日に出荷地に着くような状態で、かなり広く出荷しておるのであります。ところが従業員がどうも顔なんかがおかしいというようなことで、船主の注意で医者にみてもらつた。初めのうちは医者は、それほど重要視しておりませんでしたが、どうも容態が普通のできものなんかと違うというので、県の衛生の方や何かと相談をいたしました結果、原爆灰の被害だということがわかりまして、出荷地に対して県の方から指示いたしまして、漁獲物については注意してもらいたいというような通知を出し、その結果、東京都といたしましては、今市場長が説明されたような処置をとつたのであります。こういうケースは日本では初めてでありますから、出荷先ではかなりいろ〳〵な形が現われまして、私どもが全面的に納得の行かないようなところも多々あるようでありますが、とにかく疑われるところの漁獲物の処理はもうされてしまつた、こういうふうに私どもは信ずるのであります。しかるにこの報道が時節柄きわめてニュース・バリューがあるために、いろ〳〵な見出しや何かでもつて、かなり興味を引くような形で現われて来たのでありまして、国民に異常な恐怖感を与えまして、それが遂にまぐろはもちろん他の魚にまで及びまして、大きな旋風がここに起りまして、関係者が今多大の損害を受けつつある途上であるのであります。私どもは当のかつお・まぐろ船の方に関係しておる団体でありますから、いち早くこれが対策を講じたのであります。私どもだけではなか〳〵十分でないと感じまして、まず近まわりの業者の方方、それから荷受関係の方とも相談しまして、とりあえずこれの対策本部をつくつたのであります。そうして第一に私どもが考えましたのは、各般の部門をこしらえまして一時に活動しようといたしましたが、手も足りないし、またこの活動が、非常に感情的になつておる国民大衆にどういう影響を与えるかについて一番悩んだのであります。デモンストレーションや何かいろいろなことをやろうというので、昨日までほとんど昼夜兼行でやつておりますが、われ〳〵が一番憂えますことは、もうすでに被害をこうむつた船につきましては、損害についていろ〳〵見てもらうところもありますので、それはまず静岡県庁及び業者の方にまかせまして、非常な被害の起りつつある、すなわち魚を食わないということで起つておるところの大きな被害の防止に死力尽くしたのであります。先ほど申しましたように、どういう形でこれを処理するかに一番悩みましたが、第一は、現われるところの報道をできるだけ是正してもらう、また報道されない前にこれを是正してもらうことが一つ、それから官庁の方でもいろ〳〵手をつけておるようでありますが、主として厚生省の方の関係でどうも私どもが必ずしも納得のできないようなあり方であつたことに対しましては、これは通知された先あるいは直接厚生省に向つて、こういう方法で処理していただきたいということも要望いたしました。それからラジオ、新聞いろ〳〵なパンフレット等について、かなり多くの手を打つておるのでありますが、何分にも業者が名前を出すことは、どうかすると逆効果を、いわゆる売りたいというようなところへすぐ持つて行つて、感情を静める上において必ずしも有効でないというようなことで、極力私どもの名前を入れないで、そうして公平な立場にあられる方々の発言やあるいは座談会とかいろ〳〵な方面に、新聞でもラジオでもいろ〳〵な部門がありますから、少しでも効果のあるようなところへはみな私どもは手を打つております。そういうようなことで今日まで参つておるのでありますが、まだ十分に効果が上つておらない、まつたく効果が現れておらない点ははなはだ遺憾に思つておるのであります。業者によりましては、非常な意気込みでもつて、あるいはデモでも何でもやつてくれという要求はずいぶん出るのでありますが、さてこれを取扱う

上においては、どうしても慎重の態度をとらざるを得ないというようなことで、苦しい立場で活動をしておるような現状であります。

それで私がこの席で各方面にお願いしたいことは、有害である魚と無害である魚とのけじめ——これはもう当初から当局の方にお願いしたのでありますが、これをできるだけはつきりさしてもらいたい。とにかく疑いを持つといういわゆる感情の問題であるのでありますから、それの解決にはどうしてもそれが第一に必要である。ただ安心せい安心せいといいましても、なか〳〵納得をしてもらえないのでありますから、その方法をできるだけとつていただきたい。これが第一の希望であるのであります。

それから大衆の啓蒙——というとはなはだなまいきなような言葉でありますが、たとえばガイガーの測定器による数字の表わし方が二つありまして、一つはカウンターが一万以上を出ても、よほどその上でなければ有害とは言えないにかかわらず、その数字がもう一つの単位のいわゆる六ミリぐらいでも有害だという、これとごつちやになりまして、私どもは、新聞社が書かれる前にこれを訂正してくれというようなことも交渉いたしましたが、そういうような点がありまして、どうも出る記事が非常に大衆を迷わすようなことがありまして、私どもはある新聞を使つたり、ポスターなんかを大衆に配つたりなんかもしておりますが、そういうようなこともあるし、また学者などの発言で、海の魚が、ことに南方からとつて来た魚がどうも怪しいといつたような発言をする人もありますから、これをそうでないというふうな啓蒙もしてもらわなければならないというようなことで、いろ〳〵やつてもらつておるのであります。だん〳〵おちつきつつあることは、非常に私どもは喜んでおるのでありますが、ここで一体どういう被害があるかということを申し上げた方がいいんじやないかと思うのであります。

第一直接の漁業者の被害といたしまして、漁場の関係でありますが、御承知の通りまぐろ船の活動範囲は日本から四千マイルの距離にまで及んでおるのであります。この問題の位置は大体二千マイルくらいの所であります。活動しております範囲の半ばのような所であるのでありまして、時期によつてその付近で漁業をやつていい場合と、そうでない場合があるのでありますが、中型の漁船の最も先端になる所なのでありまして、大型船でありますと、これを迂回してそこを通らないということになるのでありますけれども、中型船は大体先の方の終りごろでありますから、あそこらでそういうあぶないことがありますと、もう大分手前の方から行かない、あの方向へ行かないというところに相当の被害があるのであります。それから間接的といいますか、この方が一番大きくつて深刻であるのでありますが、船に乗つておるまで売れませんから、荷をはかせない、これが第一にあるのであります。その次が価格の低下であるのであります。価格の低下は、先ほど東京都の卸売市場長の言われましたようなものと、さらに長く船に置きますために鮮度が落ちる。いわゆるそのもの自体の質が落ちて来るということもまた価格の低下の中にあるのであります。それから出漁をしない。大型の方はただ順送りに遅れるだけであります。小型はもちろん近海でありますから何も関係がありませんが、中型の方は、先ほど言いましたような関係で、汪面はその船の航続の能力から言いましたらできぬのであります。手控えて出漁にてんでそちらの方に行かぬということ。それから売つた魚の代金の回収が非常に不円滑になる。魚を売つてもすぐ金が受取れない。これはずつと配給業者の方が困つておるのですから順送りになるのであります。その金の受取りが非常に不円滑である。そのために油屋とかその他のところからの買物がスムーズに行かない。銀行が——もつともこれは金融が非常に逼迫しておる関係でもあると思いますが、銀行が今までのようにすら〳〵と融資してくれないというようなことで、船主は経済の損失でありますが、従業員の方はただちに生活の困難ということころに今直面しておるのであります。こういうふうにどうも算定のはなはだしにくい、しかも深刻で大きな損失があるのでありまして、私どもはこの基礎になる今調べはしておりますけれども、金額がどうしてもまだ出て参りませんので、はなはだ遺憾とするのでありますが、大体損害の項目だけを申し上げたのであります。いずれはこれに金額を当てはめまして、そうして補償なりあるいは救済なりをやらなければならぬ、その処置をしなければならぬ、こういうふうに存じておるのであります。

それから最後に原爆のことにつきましてでありますが、これは漁業者といたしまして、こういうふうな直接間接の大きな被害がすでにあつたのでありますから、今後はでき得ることならばあの場所をかえてもらいたい、これが第一であります。もしどうしてもかえられなければ時期を極度に少な目にし、被害の区域をできるだけ狭くする。但しこれは安全度を考えてもらわねばなりません。われ〳〵はそういう希望を持つておるのであります。なおいま少し私どもの対策をやりますところの範囲を広げまして、そうしてこの原爆の問題については、協議の結果ある意見を立てたい、こういうふうに存じておるものであります。

それからこれで終りますが、これはこういうところで申し上げていいかどうかわかりませんが、当の第五福龍丸の船主及びこれの出荷をいたしました焼津漁業協同組合の組合長から、知らぬこととはいいながら、非常に大きな損害を業者並びに関係者にかけ、また国民に非常な恐怖感を与え、それから少しでも栄養に対してのさしつかえを起したことについてははなはだ遺憾であつて、どういう陳謝の仕方をしていいかわからないが、いろ〳〵な私の発言の機会にその意思を伝えてくれということでありましたから、この機会にそれも申し上げたいと思います。

○田口委員長　本島君、横山両君に対して質疑があればこれを許します。小高熹郎君。

○小高委員　私どもはこの水爆問題につきまして、できてしまつたこと自体をどう解決して行くかということが一点と、いま一つは明日の問題をどうするかというこの両方を同時に考えておるのであります。横山日本鰹鮪漁業協同組合連合会長は、きようは時間の都合上早くお帰りになるそうで、おいでになるうちにお尋ねをいたしたいのでございますが、第五福龍丸の救済方について具体的な措置をすみやかに講じてやらなければいけない、私どもはかように思うのでございます。巷間伝えられるところによりますと、三千数百万円であの船を国が買おうじやないかというような意見もあるやに聞いておるのでありますが、そういう具体的の相談をお聞きになつたかどうかということが一点。いま一つは、国がかりにこの船を買い上げまして、一つの参考資料にこれを保管しておくということになりますと、当然乗組員の失業問題が生じて来るので、この生活保障の問題及び当然代船建造をして行かなければいけないのでありますが、この融資の問題及び船主の損害、こういうことは、組合員である関係上当然横山会長のところに、組合または本人から相談があつたのではなかろうかと私は想像いたしておるのでありますが、直接にあつたか、間接にあつたか、またそれらについて、何らかの考えを組合としてお持ちになつておるかということを、お尋ねいたしたいのであります。

○横山参考人　小高さんの御質問にお答えいたします。私どもも対策本部をつくります当初におきまして、もちろん焼津の漁業の方の幹部の方も列席しておられましたが、そこで相談いたしました結果、今言われましたような、ほかにまだいろ〳〵な点もありますが、それはあげて焼津の協同組合及び静岡の鰹鮪協同組合ですべて処置する、そういうことにきまつたのであります。自分の方で、自発的にわれ〳〵の方でやりますから、中央ではまず経

過を聞くくらいにしていてくれ、しかし中央でやつてもらわなければならぬ場合には、必ずこちらで連絡するからやつてくれ、こういうことでやつております。その後聞くところによりますと、船の処置だけは静岡県が扱うということになつたそうであります。でありますから私の方は常にこれに大きな関心を持つておりますが、大体静岡県の方でやつてもらうということで、詳細な処理につきましてはまだ報告を受けておりません。ただとりあえずの融資ですが、融資というのは操業の融資ではありません。いろ〳〵な家族の扶養や何かのことの関係ですが、その方の融資につきましては、業界の団体が世話をしておるようであります。

○遠藤委員　私は横山参考人に一つお伺いしたいのでありますが、三月一日の原爆の爆発した当時に、あの方面へ出漁しておつた船で、まだ帰つて来ない船がどのくらいありますか。その帰つて来ない船の中には、行方不明になつてしまつたのもあるかもしれないという議論も出ておるわけであります。その点についてのお見通しはいかがでございましようか。

○横山参考人　遠藤さんにお答えいたします。それは私どもはすぐ調査をしておるのでありますが、まだあの原爆の実験のあつた位置から五百マイル以内におつた船というのは、あのほかには、まだ私どもがあるという報告を受けないのであります。該当なし、該当なしという電報が来ております、あの船にもいろ〳〵聞いてみましたり、あのときの漁況等も判断いたしまして、詳しくいえば、なぜ福龍丸があの辺におつたかということは、これはいろいろ事情がありまして、ほかの理由じやございませんが、たま〳〵漁の関係であそこに来合わしたことになつておりますが、一隻もなかつたということは断言はできませんが、どうもほかにはあの範囲におつたものがなかりそうのように、今のところは考えております。しかしまだ詳細にとつておりませんからわかりません。それから行方不明の船、これも何だか問題になりそうで、私どもの方では調べておるのであります。あの付近に行つて行方不明になつたというのは、これもどうもいろんな方から判断いたしましてないようであります。一つカロリンの方で暗礁に乗り上げまして遭難いたしました、その乗組員を三重県の指導船が積んで帰りました。これが誤り伝えられましたかどうですか、非常に大げさに取扱われまして、各方面から非常なたくさんの報道陣やあるいはお医者さんが来て調べられましたが、これは全然無関係である。いまだ私どもの方では、あの付近で行方不明になつたというのがあるような関係にある船がまだ見当らないのであります。まだしかし調べてはおります。

○遠藤委員　もう一点、私は本島市場長さんにお伺いしたいのでありますが、原爆の影響のために消費者がなかなか魚を食わなくなつてしまつた。それに対してあらゆる努力を払つて、実害がないのだということを宣伝していらつしやるその努力に対しましては、まことに私どもは感謝するわけでありますが、ただ消費者の方から言いますと、日本の物理学といいますか、原子学といいますか、それに対する知識の程度に対してみんな不安を持つておる。ガイガー測定器というものができて調べておるといいますけれども、それで全部のことがわかつておるかどうかということに対して、みんな不安を持つておるのじやないか。放射能にもいろんな種類があるそうでありますけれども、放射能のすべての種類について、あれではつきり測定ができておるかどうかという点について、不安を持つておる点が一番大きいのじやないかと思います。また厚生省や医者の方面が、もう大丈夫です、こう言つても、何だかまだはかり知れない奥の方にいろんな問題があるのじやないかという感じを、国民は持つておるのじやないかと思います。私自身も実はそういう感じを持つておるのであります。そこでそれを明らかにすることがまず問題ではないかと思います。この測定器あるいはこの検定器でもつて検査をすれば、もう絶対にその害はないのだということを明らかにすることが、この問題の最も根本的な対策だと私は思うのであります。そこで、それをやるためにはどうしてもどういう種類の原爆であつたとか、どういう種類の水爆であつたとか、放射能はどういうものが出ているんだということは、本家のアメリカがはつきりしてくれなければわからない。アメリカと話し合つて、むしろアメリカの方で、この測定器ならばすべて害がないんだ。もう魚を食べても国民は一人も被害を受けるようなことがないんだということを、アメリカ側に協力させまして、はつきりさせる手が一番大事じやないかと私は思う。そういうことについてお考えになつておられるかどうか。またアメリカと多少そういう話合いをなさいましたとすれば、どういう意向であつたか。それらの点についての傾向なり、お考えを伺うことができればありがたいと思います。

○本島参考人　私どもといたしましても、今遠藤さんのお話のようなことを考えたのであります。ガイガー・カウンターなるものがどれだけ威力のあるものか、そういつた点と、日本側の検査だけでいいかどうかという点もありまして、米軍にも連絡をいたしまして、あちらからも調査団が参つたのであります。そしてこちらの測定器と全然違つた機械をもちまして調べたのでありますが、この点はやはりうちの方の小さなガイガー・カウンターで調べたのと同じ結果であつた。あちらといたしましても、先ほど私が申しましたように、東京へ南方から直接入りました船について、船体及び船具、器具、魚等について詳細な調査を合同してやつたのでありますが、向うの機械についても同じようなことであつたのであります。それからあとで連絡の協議会をいたしまして、米軍の方と科学研究所、予防研究所、厚生省、東京都一緒になつて、東京都において相談をいたしたのでありますが、その際に学者側の方から今のお話と同じような意見が出たのであります。われ〳〵は唯一の被害者である。この被害者に対してどういう治療をしたらいいかということは、原爆の種類が何であるかということがわからなければ、対症の療法はできないんだ。大体今日までわれ〳〵が調べていること、また今までここで話していることで、われ〳〵の考えていることがどういうものであるかということは、御判断でわかると思うが、はつきりしてもらえないか。これによつてのみはつきりした対策が講ぜられるのだというようなお話がありました。軍の方では、自分として許可なくしてそれを言うことはできないが、大体御要求には応じられるかもしれないという、そのときの話の模様であつたのでありますが、後にそれは内容を明かすことができないという責任の当局から回答がありまして、はつきりしたものは知ることができない。しかしながら先ほども出ましたように、日本の科学陣では大体の想像はできるということは申しているのであります。それから、両方で実際の調べをいたしまして、大丈夫だということが一応確認されておりますので、私どもといたしましては、機会あるごとにそういうこともお話いたしているのでありますが、まだ文書ではその内容をお話するわけには参らないのであります。声明を明らかにすることはつきりとめだというこを回答になつておりますので、これ以上要望してもできないと想像されます。

○遠藤委員　今のお話はよくわかるのですけれども、そこまで話が行つているとしますれば、アメリカ側と日本側と共同の声明でもいいんですから、ガイガー測定器でやつたものは確かなんだ、全然心配がないんだということを、はつきりとアメリカの意向として市民に知らせることが一番大事じやないかと思いますが、よくお考えいただきたいと思います。

もう一つ損害の問題についてお尋ねしたいのですが、先ほど横山さんから、大体の直接の損害の方向、あるいは項目についてお話がございました。詳細

な数字が出ないことはよくわかります。なか〳〵困難で出しにくいと思いますが、本島さんの関係で、市場関係あるいは卸売関係、小売関係で、大体どのくらいの損害があるか。もしおわかりでしたらお示しいただきたい。なおこの損害問題については、どうも遠慮しがちな傾向があるんじゃないかと思いますけれども、私どもこれは絶対遠慮しちやいけない。アメリカに対して要求すべきものはぴちつと要求するがよろしい。山をかけてごまかしをすることはむずかしいことでありますから、それはやりたくないけれども、実際の損害については一歩もしりぞかないで、これを全部補償せいということを強く要望したいと思うわけであります。そこで御両人とも正確な計算を至急出していただいて、強く要望していただきたいと思います。私どもは及ばずながら、その正しい主張に対してはどこまでもバックする、国会としてもどこまでもアメリカに対して強く当つて行く、こういう考えでおりますから、それをなるべく早く調査を進めていただいて、形をまとめていただきたい。なお本島さんの方の関係でおわかりになつている程度はどの程度か、もしおわかりになつておりましたならば、お示しいただきたいと思います。

○本島参考人　私どもの方でも、できるだけ早く実害の程度をつかみたいと思いまして、荷受機関、仲買い、小売商等のそれ〴〵の機関に対して照会もいたしておりますが、今のところ、横山さんの話にありましたように、個々に受けた損害、組織から見られるところの損害、そういつた面について調べてみませんと、まとまつたものが出てきませんので、できるだけ早く私どもの方で調べたいと存じまして、業界の方々とも話合いをいたしておりますが、あるいは大体の目星でもつく点がありましたら、ここに卸、仲買い、小売の代表の方々も見えておりますから、言つていただいたらと思います。私どもが今まで聞いたところでは、まだつかめないのが実情なのでございます。

○遠藤委員　もう一点私は水産庁当局にお尋ねをし、かつお願いをしておきたいのでありますが、焼津の港は、御承知のように今回の原爆のためにでんぐり返されております。第五福龍丸の船員及びその家族、焼津港全体として非常に大きな問題になつているわけであります。そこで初めてのこういう事件であるために、あつちこつちおもしろ半分と言つてははなはだ失礼ですけれども、試験だ、研究だといつてひつぱりまわされて、奔命に疲れているような状況であります。そこで試験もけつこうであるし、大いに学術的な探求をすることもけつこうでありますけれども、それより何より大事なのは漁民を保護するということですから、漁民の人格を尊重し、漁業の本筋を誤らないように、その基礎の上に研究することはいいですけれども、研究が先で、漁民がその研究材料になつちやつて、モルモットやなんかと同じように扱われちやとてもたまらない。ですから水産庁当局としては、わい〳〵騒いで漁民をモルモットにしないようにお願いしたい。そうして今生活に困つている焼津の関係漁民に対して、できるだけ早く手を打つていただきたい、こういうことをこの際お願いしておきたいと思います。

○辻(文)委員　参考人にお尋ねします。大体概略あなた方がやらんとし、またやられたことはわかつておりますが、外務省あるいはその他関係省あたりに、被害を受けられた直後から今日までのうちに、直接どういう動きをあなた方がされたか承りたい。同時にあなた方が交渉され、あるいは陳情をされた場合に、どういう答えをしたかを伺いたい。

○横山参考人　私どもは、外務省や通産省にもいろ〳〵輸出の関係もありますので、いろ〳〵な希望を持ち、またお願いもしなければならぬと思うのでありますが、いろ〳〵デリケートな事情もあるようでありますから、まず直接の指導監督の官庁である水産庁に、いろ〳〵な希望や資料や何かを出しまして、水産庁の方から適宜そういう方面に交渉してもらうような態度を今でもとつておるのであります。

○辻(文)委員　実はあなた方と同じように、同僚議員も心配しておるのでありまして、きよう参考人としておいでいただいたのも、そういうことに大きな原因があるのです。前会などは外務大臣に出て来いということを要求したけれども、外務大臣は出て来ないで次官が出て来た。しかしこれは他の委員会と違つて、与党も野党も内閣に向つてはげしくついてみた。ところがその答えたるや、まことに私どもは不満足であつた。外務省のごときは、今後のあり方について、あなた方が一番要求しておられるような区域の変更とか撤回、こういうようなことには非常に弱い答えをした。ただ船を向うが渡してくれと言つたときには渡さぬということを少し強く言つただけで、これすらもし学者がそうせよというならばというような、ほんとうに私どもは、かゆいところに手が届かないような残念な答えしか受けなかつた。今まであなた方お二人から承つた範囲だけでも、区域を縮めてくれというようなお話があつたけれども、大体あの爆弾の性能は、区域を小さくしてもそれだけの性能のものを落せば、やはりそれだけ大区域になることは当然なんだ。非常に辺鄙なところでやつてくれる場所があればよいが、なか〳〵そうは行かない。だから結論としては、そんな危険なものはやめてくれという以外にないのであります。そこでこれはアメリカに対して強く政治的にも動かなければならぬというので、水産委員会ばかりじやないが、ことに直接関係のあるわれ〳〵はそれに懸命になつております。ところが今組合連合会長である横山さんのお答えを聞いても、はなはだ失礼な申分だけれども、私には少々外務省と同じようにぬるいような気がしてならない。私はあなた方を扇動するんじやないが、こういうぬるい外交をしておることはあなた方は御存じなんだから、みずからの食生活あるいは精神生活両面をみずからかちとるという気持で立ち上つていただきたい。それにはいろいろ方法はあるでしようが、まず第一に、あなた方が御自分たち自体の出先機関と急速にお打合せ願つて、そうして漁民大会でも開いて国民の輿論を起して、それをそのままアメリカにあたつた方の手で送るというくらいな決意で、ただちにやつていただくと、私どももそれと並行して闘いを開始することができます。開始いたしておりますけれども、懸命にやれるわけであります。政府のアメリカさん一辺倒のような気持を特に与える現段階では、さようなことをやつていただかなければならぬ。遠慮していらつしやると、今お答えのようなことになると私は思う。結局そういうことは、国民にとつて今後非常に大きな損失が来るし、もつと大きくいうと人類の損害だ。人類どころか生物全体だ。こういうことが考えられますから、われ〳〵は直接には漁業の問題に関連しておりますけれども、大事なことによいチャンスができたという気持で、ぜひひとつ私どものやらんとすることに院外の御協力を願いたい。

○田口委員長　島上さんにお願いいたしますが、二人は十二時までということですから、簡単にお願いします。島上善五郎君。

○島上委員　最初に横山さんに簡単に二、三点ばかり伺います。今辻委員も言われましたように、大分遠慮がちな態度が見られます。私どもは今の本島さんの発言、あなたの発言からみましても、今回の事件は、直接被害を受けた第五福龍丸はもとよりですが、それよりもさらに間接被害は、それこそはかり知れないものがあり、今後もまだまだあると思うので、こういう問題に対しては、私たちは、アメリカに賠償を要求する際に、日本としては当然これを含んで要求すべきであると考えておる。それで私どもはすでに各委員会でこの問題について触れております。たとえば私は先般の厚生委員会で、間接被害について質問いたしました。第五福龍丸以外の南方に出漁しておるまぐろ・かつお船の被害、近海のまぐろ

その他の魚も売れないというような間接被害に対して、当然要求すべきものと考えますが、政府はどう思うかと二十二日の厚生委員会で質問した際に、こういう答弁をしておる。賠償要求をいたします場合は、そうした賠償額を計上して要求することになると言っております。そうしたということは、要するに間接被害のことです。それで私はさらに念を押して、もつとはつきりしてほしいと言いましたら、その次には、当然賠償として考慮に入れるべきものであると考えておる、こういう答弁をしておる。それから外務委員会で、外務大臣はもう少しぼかしておりますが、こう言っておる。やはり間接被害の問題に対して下川議員が質問しました際に、損害の査定を今各関係省に依頼しております。そのうちに間接的の損害がどのくらいになるかは関係省で決定するのでありまして、政府はその決定に基いてこれだけの損害があるということが確定しますれば、アメリカ側にこれを徹底させる、こう言っておる。同じような答弁をこの水産委員会でもしておりますが、どうも政府の答弁が言葉が少しあいまいで、非常に遠慮しがちである。遠慮しがちであるけれども、間接被害が非常に多いということ、それも考慮の中に入れなければならないということは認めておる。私どももしできますれば、きょうの委員会でももつと政府にはつきりした意思表示を伺いたいと思つておりますが、それには何よりも、直接の被害者であるあなた方がもつと強く意思表示をされることだと思うのです。損害の額についても、現にまだ損害が、きまつたわけではないから、はつきりした推定はできないにしても、すでに今までにもこのくらいの損害をしておるという額を出して、もつと強く要求するということが必要ではないかと思う。そういう点に対して、どうもあなたの今までの証言は少し遠慮しがちのように考えるが、そう控え目になさらずに、もつと強く、間接被害に対しても賠償してほしいという強い御要求が、私は必ず業者にはあるはずだと思います。その点に対してまずひとつお伺いをしたい。

○本島参考人　私からちよつと申し上げたいのでありますが、いろ〳〵お話を承りまして、まことに私ども感謝にたえないのであります。しかし手ぬるい点が確かにあつたことは認めざるを得ません、ですが実を申し上げますと、この事件が発生して以来、何とかして間接被害をできるだけ少く食いとめよう、早く事態を収拾しようということで懸命でありまして、これらに携わつております業界なり私どもの方といたしましては、まつたく微笑の仕事なんであります。通例五人かそこらの宿直で間に合つているところを、三十人から五十人の職員を宿直させておりますし、業界でもそのようなことで対策をやつておるのであります。何とかもう少しおちつくのに従いまして、この損害の実額についても十分調査をしたい。そうしてこの気持は私ども申し上げませんでしたが、実は胸に一ぱい持つております。遅れましたのは、今申しましたように、何とかしてその被害を少く食いとめよう、このままで行きますと、業界が次々と倒れて行くのではないかというふうに懸念をいたしておりますので、これを抱えておる関係の者といたしましては、それに専念しておつたわけであります。遅れておりますが、急速に実際調査に着手いたしまして、できるだけ早くまとめてお願いするようにいたしたいと思います。

○島上委員　もう一点。今原爆の実験に対しての御希望が横山さんからございましたが、これに対しても私どもは、この問題があつて以来国際的にも非常に輿論が高まつておりますから、単に場所をかえてほしいとか、それができなかつたら時期をせばめてほしいということでは、これまたあまりにも控え目な要求、控え目な御希望ではないかと思うのです。それで伝えられたからということで、第五福龍丸の当事者から、はなはだ遺憾であるという意思を先ほどここで表明されましたが、私はそれは道だと思うのです。第五福龍丸は直接の最大の被害者であつて、第五福龍丸が遺憾の意を表しておるということはあべこべだと思う。もしこの問題が災いを転じて幸いにすることができるならば、私ども非常にけつこうだと思うのです。災いを転じて幸いにするようにするためには、もう原爆の実験をやめてほしい。六月一日に第三回目のもつと性能の強いものをやる、その危険水域も拡大するとかいうことが伝えられておりますが、それはひとつやめてほしい。さらに進んで言うならば、そういうような物騒な原爆、水爆というものを戦争に利用すること自体もやめてほしいというところまで、私ども二度、三度原爆の対象にされた日本国民があげるべき声ではないか、これはもう覚派とかなんとかそういうことを抜きにして、そうしなければ災いを転じて幸いにすることができない。そういう点に対してもどうも控え目過ぎるような感じがいたしますので、これはむしろ御質問というよりも、皆さんに対する御希望であり、そうして私どもも私どもの持ち場において、そういうような声を皆さんとともに国内的にも国際的にも、あるいはアメリカに対してもあげて行きたいものだ、そうすることによつて今度の事件を災いを転じて幸いにするということも可能ではないか、こう考えております。

それから本島さんに一つ伺いたいのは、例の第五福龍丸のまぐろは、市場の中で深く穴を掘つて埋めて処理されたということでございますが、私どもしろうとですからそれでよかろうと思いますが、町の一般には、今度の原爆あるいは水爆の種類がよくわかつていない。含まれている物質についても、ストロンチウムとかいつて、五十年たつても四分の一残るという非常に危険な物質が入つておるとかいうようなことも伝えられておつて、その市場の裏へ埋めたのが、それで処理がもう完全なのか、それでもなお危険があるんではないかというような不安が、一般市民の中に若干残つているわけであります。そういう点に対して、これはもう埋めただけで処理が完全なんだ、安全なんだということを、学者の御意見を十分聞かれて処理されたか、もしそのように処理されたならば、その点をここではつきりしていただくと同時に、市民のそういう不安を一掃するような措置をとつていただきたい。

○本島参考人　先ほどもちよつと申し上げたのでありますが、これは埋める方法についていろ〳〵な議論がありまして、かなり長い時間をかけて各学者間においての議論があつたのであります。結論としましては埋めるのが一番よろしいということになりまして、しかも埋めただけではなく、その後十分監視が行き届いていなければならないと芝浦あたりの埋立地でありますと、ときどきルンペンが金属類を探したりなんかして掘つておる状況を見受けますから、物好きにでも掘られたらたいへんだからということで、監視も責任をもつてできる場所ということをにらみ合せてやつたわけであります。二メートル以上土をかけてやつておけば絶対安全だと折紙がついて、意見が一致したわけでありますが、今日までにわからない科学的な今後の問題が起つて来て、それでは危険だということがかりに起つたといたしましても、私どもの方で埋めた場所がはつきりしておりますから、そのときにはそれ以後の処置も考えられると思つて埋めたわけであります。

○中村（英）委員　私もこれは横山さんへの希望ですが、きわめて強い希望ですからお聞き取りを願いたい。いろいろお話をお伺いしますと、関係団体はデモでもやつてもらいたいというような御意向もあつたが、いろ〳〵政治的な事情等も考慮されておるようです。一つは試験区域を狭めてもらいたいという考え方がある。もう一つは静岡県なり、あるいは今度の直接の関係者である静岡の組合がこの問題を担当しておる、こういうものの考え方から推して、この問題の取上げ方が非常に、何といいますか従来のものの考え方で取上げられておるように考えます。私どもは、これは今日いろ〳〵政治的な問題もあるし、政治的な角度もあると思

います。ございますが、おそらく今後これで実験が終ったということであれば、従来起った損害をどう処理して行くかという問題ですが、すでに区域は拡大される、こういうことですから、これは将来非常に大きな実験があるということを予想しなければならない。そうするとまぐろをアメリカが買わない、そういう漁業上大きな問題がありますが、それにもまして世界的な規模で取上げなければならぬ問題なんです。そこでいろ〳〵な点から考えて、単に今までと同じような考え方でなくして、こまん〳〵としたそういう点を使わずに、単刀直入にあなた方漁業に関係のある者としての考え方、あるいはもう少し広く言えば、単にまぐろだけでなくして、また全部の水産業に関係するもの、それはそれだけの立場もですが、その人たちも世界的な規模に立たなければならぬし、またこういうことは将来大きな世界戦争の規模、行き方を徹底的にかえることなんですから、大きな世界的な規模に立って取上げてもらいたいと思います。時間がありませんから簡単に申し上げますが、世界的な規模に立つて、率直に、あまりこだわらずに取上げてもらいたい希望でございます。

○横山参考人　皆さんからいろ〳〵御批判なり御激励なりを伺ってまことにありがとうございました。冒頭に申し上げましたように、私どもは魚の売行きをどうするかということに専心ある期間までは努めよう、これに少しでも遊効果の来るようなことは、この際考えておつても差控えるというようなことから、まだその期間になつておるものですから、私の言うことがはなはだ手ぬるいとお感じになつたかと思いますが、私もその点はよく了解をしておりますので、言いかえて言いますと、こうやつてくれということを率直に言うことがます〳〵不安感を与えやしないか。実は表現の仕方まで詳細にみんなで検討しているわけなんでありまして、強い議論は私を初めずいぶん持つておりますが、そうなると今魚の売行きはどうなるか、これからまだこの被害がずつと連続することがあつては、業者の代表としてはいかぬじやないか。君が叫ぶなら非常に結構でいいかもしれないが、こういう意見はどうするかということで、皆さんの御批判の上に少しでもよくなつてしよつておるのであります。原爆が今までの程度ならば、空中で原爆を落しても水中の魚には被害がないということはあらゆる方面から私どもは信じておりますが、それにまた疑惑をこうむるようなことになつてはいかぬというので、少し行動の手ぬるい点、それから発言の手ぬるい点、そこらの考慮を払つておる点をどうか御了承願います。業者並びに私の心事はかなり強硬な意見を持つております。どうかこれ以上は御判断をお願いしたいと思います。

○田口委員長　本島、横山両君には御苦労様でした。東京都水産物卸売人協会長寺田省一君。

○寺田参考人　私御指名いただきました寺田でございます。御承知の通り十六日の朝第五福龍丸の漁獲物が東京へも参りました。その処理につきましては先ほど来本島市場長、横山会長からお話のありました通り、万全を期して処理に当つた次第でございます。

その日の状況は、朝のところは格別の異常はございませんでしたが、その日のうちから品物の売行きについて懸念をいたしまして、その後の状況は先ほど本島市場長からお話がありましたので、重複を避けたいと存じますが、二十三日以後は大分調子も回復いたしまして、まだ程度は十分とは参りませんが、十六日以前の状況にだん〳〵回復を見つつあるという状況でございます。私どもも対策につきましてさつそく十六日、十七日東京都の御当局とお打合せを願いましたり、水産庁の方へもお打合せを願いまして、大体市場関係といたしましては、東京都の市場当局を中心といたしまして、関係各団体、仲買いさん、小売さんの方とも連携をとつて万全を尽すという態勢をつくりました。それから一般関係につきましては、かつお、まぐろの横山さんの方に本部を置き、その方と連絡をとりまして、万全を期するという態勢をとつた次第でございます。それで取上げました問題といたしましては、魚が売れないでは困る、しかしただ売るだけの宣伝ではこれもなるまい、権威のある、これは無害であるという確認を受けた上で行動をとろうということになりましたので、その点発足が一日、二日遅れた点はございますけれども、先ほどのお話のように、大体の方向がはつきりいたしましたらさつそくそれ〴〵の分担分野に従いまして、魚は安心してあがつていただいてよろしいということで万全を尽して参つた次第であります。何分にも十六日の様子としましては、まぐろばかりでなく、一般の魚もあぶないのじやないかという懸念もありましたので、この懸念を一掃するということにつきましては一番頭を悩めて参りました。幸いだん〳〵化学的な究明も進みましたし、われ〳〵の宣伝あるいは御理解を願うという方向もきまりまして、その上でやつて、先ほど申し上げたようなきのうきようの状況になつております。ただ損害という点になりますと、まだいろ〳〵一般の消費者の方々に御理解を願う方法も継続してやつておりますし、それから実際の取引上の問題は、まず魚を食べていただくということが中心でありますから、今後もまだその点継続する面もありますので、はつきりそういう経費についての締切りもできませんし、それから今後の問題もまだ残されておる部分が少くありませんで、はつきりどの程度の損害ということを申し上げる時期になつておりませんが、われ〳〵としても、それらのことにつきましてはできるだけ御好意ある措置をお願い申し上げたいと考えておるのであります。大部分先ほどのお話で尽きておりますので、簡単で恐縮ですが、要点だけを申し上げました。

○田口委員長　東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長日暮福太郎君。

○日暮参考人　大部分開設者である本島市場長によつて言い尽されておりますが、なお原爆のまぐろの処理ということにつきましてはお聞きの通りでございます。また市場の動きも大体場長から申し上げましたので、あまり重なりましてもどうかと思いますので、魚を取扱う市場の人間といたしまして、間接の損害を一応申し上げておきたいと思います。

大体におきましては、十六日の朝のできごとでありまして、買出しに行く者はこれを知りませんで、平素の通り買出しに来た。およそ市場に入ります魚を扱つております末端の業者、あるいは料理屋、すし屋、宿屋、これは範囲が広うございます。これらが十六日の朝のできごとは何ら知りませんで、買出しをスムーズにしたのであります が、俄然御案内のごとく、報道機関によりましてああいう騒ぎが持ち上りまして、従つて十七、十八、十九というものはほとんど開店休業というありさまであります。たま〳〵原爆のまぐろは処理したにもかかわらず、他の魚にまで影響を及ぼすということは、国家経済から行きまして、また保健という考えから行きましてもどうかということで、組合はすぐ総会を開き、あるいは他都市との連絡をとりまして、地元でも市場長を訪問して、これをいかにすべきかということの対策は日夜これに尽したのでございます。ただ何分にもこれを、業者が他の魚は心配ないものだと申し上げましても、すでに御経験にひつかかつちやつて、これが我田引水になりまして、かえつて魚を売りたいがためにやるのじやないかというようなことになりましては、まことに私ども迷惑をいたしますので、とりあえず各省を訪問申しましてお話を申し上げました。

なお六大都市の本部が当組合にございますために京都、大阪、神戸、名古屋あたりが飛行機で東京へ参集をした。これが十九日でございました。従つて他の情勢も聞きとりまして、とりあえずそのあくる日は公休日にもかかわらず、各省へ話の方法をお願いし、また学者の説といたしましても、よくわれ〳〵に納得の行くよう、また何ら関係のない魚にまで影響を及ぼすことの

をおそれまして、ひとえに御協力願いたいということで申し入れておきました。私どももあまりに事件が大きくなりまして、ちょうど十七、十八、十九ぐらいの三日間は入場者の七割減、十のものならば三割しか来なかつた、こういうような現状でございます。

こういうような状態から組合は、これでは営業にならぬというので休止をしようという意見がたま〳〵出ましたので、場長にもこのことを通達し、末端の組合、塩沢氏にもお話をしました。どうもこの協議をいたしました。どうもここでもつて休止をした場合、かえつて誤解を招くのじやないか、まだ悪い魚があるんじやないかというような考えを持たれてはたいへんだというようなことをもつて、休止をいたしませんでした。売れる売れないは別として、利害関係を離れて、市場である関係上これは業者が継続しなければならぬだろう。市場という責任からいつて、これはどうしてもやらなければならぬというので、開店休業のありさまではありましたが、そのまま継続した次第でございます。なお横浜のごときは、どうしても末端の方から強要されて、これでは営業にならぬ、苦痛にたえられないというようなことで休止をした。京都あたりも末端の方はぜひ休んでほしいというのでありましたが、これも東京と同じように、かえつて誤解を招く、間接の損得を考える場合ではないじやないか、市場を休むということはこれは重大な問題であるのだから、これは継続して行こうというので、休止をいたさなかつた次第でございます。

なお私どもの仲買の立場といたしましては、御案内のごとく市場で朝早くせりに立ちまして、適正価格をそこにまわすということが私どもの仕事でありますために、どうしても休業ということができない。入荷に対しましてはそのせりに乗せなければならぬ。せりに乗せるものは必ず買うのだ、こういうのが現状でございますが、魚も相当下落をいたしました。またその下つた魚をお持ちしてもなおかつ売れない、こういうような現状で、中にはたまたま十六日に売つた魚でございますが、それが十七日、十八日あたりに返して来る。また東京は御案内のごとく集産地でありますために、その近県にも発送した。これがみんな返されて来た。聞くところによりますと、はなはだしきは県令で魚を入れてはいかぬというようなところがあつたかのように聞きますが、まさかそうでもないと思います。いずれにせよ返品されたということは間違いない。ことにマグロと練り製品のごときは、その被害がはなはだしゆうございまして、その以前につくつたちくわでさえすら、これはさめでつくつたんだからいけないというようなことで、これらも冷蔵庫へストックする。従つてせりへ行つても手持ち商品が多いために買えない、さりとていつまで手持ちの商品をそのままにしておくわけにも行かない。御案内の通り生でありますために、廃業もしなければならぬ、これが現状でございます。それで仲買の立場は、品物をせりましてから、あくる日には必ず払う、三日目にまだ払わない場合は、これは売りどめにする、こういう強い責任を持たせるという関係上、どんなことがありましても、在庫があろうとあるいは貸し売りになりましても、これは払わなければ、自分の営業は成り立たないというのが、仲買の立場でございます。この点よくお考えおき願えればまことにけつこうだと思つております。

○田口委員長　東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君。

○塩沢参考人　ただいま御紹介を受けました東京魚商業協同組合理事長の塩沢であります。

今度の事件が発生いたしましてから後の販売対策とか、その他につきましては、先ほど場長から申し上げました通り、市場当局者と御売人、仲売人、買出人の代表者が寄りまして魚類部の連絡協議会を開きまして、その協議会のもとに統制した運動を展開するということになりまして、現在もそれを継続しておるのでありますが、実は十六日は、ただいまお話がありました通り、魚屋が全部平常通り仕入れに行つたのでありますが、その日は魚屋さんがどうして売れないのだろう——というのは、魚屋さんは新聞等を見るようなものですから、そういう今度のような大きな事件が起きたということを知らないで、なぜお客が来ないのだろうというので、実は非常にふしぎに思つておつたのであります。ところがたま〳〵お客さんの方はそれを知つておるので、一人も来ない。これは弱つたものだというので事務所へ翌日押しかけまして、一体どうするのだということでわれ〳〵に詰め寄られたのであります。そこで私どもとしてはすぐに対策を講ずるということで、われわれの組合単独でも宣伝カーでも出して宣伝しようじやないかというような話もありました。しかし一応今申し上げたように連絡協議会で一切の対策を立てて、経費もそれ〴〵分担してやるということになりましたので、そういうことになつたのです。さつき仲買いの日暮さんからお話がありました休むということですが、これも商売にならぬから休もうということで、私どもにその要求があつたのであります。しかし私といたしましては、とにかく二割でも二割五分でも売れる、そのお客様に対して、われ〳〵が商売を休むということに対してはつきりした理由が立てばいいけれども、ただ休むとまだ原爆の不安があるということに逆にとられるおそれがあるから、とにかく損害を覚悟でやれ、こういうことで営業を継続して参つたのであります。従つて損害の点につきましても、昨日損害の計算をして出すようにというお話でありましたので、事務に命じましてさつそく概略の計算は出したのであります。しかしながら、これが必ずしも正鵠を得たものとは思わないのでありますが、十七日が二割、十八日も二割、十九日が三割、二十日が三割、二十一日が四割というふうにだん〳〵上昇して参りましたけれども、しかしながら、こういうふうな営業を継続することは、御承知のようにむしろ営業する利益があるようなふうに、帳面の上では計算すると出て参ります。しかし実際におきましては休んだ方が利益であつて、こういうわずかな品物を扱うことの方がむしろ大きな損害であるというふうに私は思いますので、事務のこしらえた計算以上にもつと大きな損失が生れるのじやないか、一方におきまして、業者の方でもこれでは食えぬ、もう納税をしてしまつた人はいいが、まだ納税の済まない人は、こういうことになると、魚屋さんは平素それだけのたくわなければ、自分の営業は成り立たないというのが、仲買の立場でございます。また取引関係で末端の方に売りました魚におきましては、ほかが売れないからあの魚は当分待つてもらいたい。あとの魚もお断りだ。これが経済機関に及ぼす影響はまことに甚大でありまして、いかに漁業が発達しようとも、市場が発展し、あるいは国民が魚に認識を持たなければそれは金になりません。私どもの使命も相当多いのであります。また末端の方の話を聞きますと、これは私の部門を離れておりますが、これも相当ひどい、こういうような現状でございます。今私ども当面の問題といたしましては、仲買の立場から見まするると、この経済方面をいかにするか、ひいては三日目に払わなければ、売りどめになる。売りどめになれば平素使つている銀行でも相当あやふく考えて来る。こんなことがいろいろ織り込まれますので、相当私ども幹部といたしまして、これの対策を何か講じなければならぬ。市場長もこの経済面に対して、支払い方法を引延ばすという点もありますけれども、それはうつかり引延ばすこともできない。責任を持たなければならないというようなことが、開設者としては多少おありだろうと思います。宣伝につきましても、これは自分の方の商売でありまして、先ほども申し上げました通り、業者がやりますと、かえつて誤解を招く、いわゆる権威ある筋から御発表願い、あれは心配ないというところにおちつかなければならない。その間の苦しみが私どもの方としてまことに苦痛なんでございます。目下まだこれが平常に直つたというわけではない、何分か直つたというような程度でございます。この点よくお考えおき願えればまことにけつこうだと思つております。

○田口委員長　東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君。

○塩沢参考人　ただいま御紹介を受けました東京魚商業協同組合理事長の塩沢であります。

今度の事件が発生いたしましてから後の販売対策とか、その他につきましては、先ほど場長から申し上げました通り、市場当局者と御売人、仲売人、買出人の代表者が寄りまして魚類部の連絡協議会を開きまして、その協議会のもとに統制した運動を展開するということになりまして、現在もそれを継続しておるのでありますが、実は十六日は、ただいまお話がありました通り、魚屋が全部平常通り仕入れに行つたのでありますが、その日は魚屋さんがどうして売れないのだろう——というのは、魚屋さんは新聞等を見るようなものですから、そういう今度のような大きな事件が起きたということを知らないで、なぜお客が来ないのだろうというので、実は非常にふしぎに思つておつたのであります。ところがたま〳〵お客さんの方はそれを知つておるので、一人も来ない。これは弱つたものだというので事務所へ翌日押しかけまして、一体どうするのだということでわれ〳〵に詰め寄られたのであります。そこで私どもとしてはすぐに対策を講ずるということで、われわれの組合単独でも宣伝カーでも出して宣伝しようじやないかというような話もありました。しかし一応今申し上げたように連絡協議会で一切の対策を立てて、経費もそれ〴〵分担してやるということになりましたので、そういうことになつたのです。さつき仲買いの日暮さんからお話がありました休むということですが、これも商売にならぬから休もうということで、私どもにその要求があつたのであります。しかし私といたしましては、とにかく二割でも二割五分でも売れる、そのお客様に対して、われ〳〵が商売を休むということに対してはつきりした理由が立てばいいけれども、ただ休むとまだ原爆の不安があるということに逆にとられるおそれがあるから、とにかく損害を覚悟でやれ、こういうことで営業を継続して参つたのであります。従つて損害の点につきましても、昨日損害の計算をして出すようにというお話でありましたので、事務に命じましてさつそく概略の計算は出したのであります。しかしながら、これが必ずしも正鵠を得たものとは思わないのでありますが、十七日が二割、十八日も二割、十九日が三割、二十日が三割、二十一日が四割というふうにだん〳〵上昇して参りましたけれども、しかしながら、こういうふうな営業を継続することは、御承知のようにむしろ営業する利益があるようなふうに、帳面の上では計算すると出て参ります。しかし実際におきましては休んだ方が利益であつて、こういうわずかな品物を扱うことの方がむしろ大きな損害であるというふうに私は思いますので、事務のこしらえた計算以上にもつと大きな損失が生れるのじやないか、一方におきまして、業者の方でもこれでは食えぬ、もう納税をしてしまつた人はいいが、まだ納税の済まない人は、こういうことになると、魚屋さんは平素それだけのたく

わえがないから、この集めた金で納税しようと予想しておつたものもできない、こういうことだから、この損害の要求に東京都へ押しかけて行こうじやないかという話も出ました。しかし私としましては、今せつかくわれ〳〵がすべての誤解を解くために対策の協議会をしておるのだ、もう少し待てということで押えておるのでありますが、先日も、実は学校で給食をする、それに納める魚屋さんの話でありますが、持つて行つたところが、これは原爆に何の関係もない魚だからぜひとつてくれということを頼んだのでありますが、校長がどうしてもそれを受けない、どうして受けないのかということを詰問いたしますと、その際に校長の言うのには、なるほどあなた方が大丈夫だと言うのだから大丈夫だと思うけれども、もしそれを食べさして、その期間に他のもので子供が下痢でも起したとき、責任を校長に追究されても、私どもとしてはどうも返答のしようがない、しかたがないから、食べさせぬということの方がむしろ私の責任が軽いということで、私どもは絶対に魚を食べさせません、こういうことをはつきり校長が言われたのであります。各方面におきましてそういうことが言われる。学校の先生の言われることに対しましては、父兄はより以上その言葉をまるのみに信頼するというような形でありまして、そういうところにも今度の売行きの悪い一つの大きな原因があると思います。

それから中心になるまぐろでありますが、これは魚屋の内情を申し上げてはどうかと思いますが、とにかくまぐろが魚屋の商売の三分の一を占めておる、こういうのが魚屋の商売の実情であります。そのまぐろが全然売れぬ。今後におきましてもこれはなか〳〵長く継続されるのじやないかということは、先ほど来も出ておるような学者の結論が、そう早く出ない、何年目に出るのかわからぬような現在の状況でありましては、おそらくわれ〳〵の懇意な人でも、どうも君はそう言つても、ぼくはそのまぐろだけは恐れをなして食えぬというようなことで、いまだにこれが回復をしない。こういうことは今後の売れ行きに対しましては、非常な大きな問題だと私は思うのであります。しかしながらだん〳〵回復をいたして参りまして、現在におきましてはやや六〇%から七〇%の線へ来ております。これは今後当分の間これ以上に回復するということは、ちよつと困難だと思うのであります。そういうようなわけで、魚屋が今非常に苦しんでおります。従つて仲買いさんの方への清算も遅れておるものもあるとは存じますが、今のその日暮しのような魚屋で、その収益は組合の統計でなにしますと、一箇年三十万円ということが大体のことになつておりますので、それから税金を納めてやる。その魚の売上げのあら利益が二割五分という計算になりまして、そのうちの一割五分は税金その他の経費にかかる。生活の費用としては一割か一割五分、これが今日の実情でありますから、そういうことを基礎にいたして清算をいたしました損害の実情はわかるのでありまして、個々のほんとうの損害は、なか〳〵今申し上げたようにむずかしいと思います。しかし私は、手取り早く非常に大まかなことを言うようでありますけれども、なまじつかな二割、三割の商いをするよりはむしろ休んだ方が利益であつて、商いをするということは、まつたく消費者の何人かに対する義務としてやるのだ、こういうことでありまして、全部今日のように七〇%近くになりますればさようではありませんけれども、最初の五、六日間というものはまつたく休業したのと同じ結果の損害が生れておる、かように存ずるのであります。

○田口委員長　参考人に対する質疑があればこれを許します。赤路君。

○赤路委員　ちよつとお尋ねいたします。どういうふうになつておるかわからないのですけれども、従来平常の場合において不渡りが出ているかどうかは存じませんが、この事件発生後現在まで約十日程度の間に、不渡り等が相当出たり、あるいは引取つた品物に対する代価等が支払われないような面が相当出ているかどうか、この点お聞きしたい。

○寺田参考人　お尋ねの不渡り等につきましては、ただいままでのところはつきりした調べができておりませんので、どの程度出ているかということを申し上げかねるのでございます。ただ平常にもないかというお話につきましては、ないとは申し上げません。

○日暮参考人　仲買いの立場を申し上げてみたいと思います。大体先ほど申し上げました通り、せりをいたしまして翌日払いというのが規定でございます。たま〳〵三日払いということもございますが、いずれにいたしましても三日目には支払うという建前上、約手は出ておりません。但し特に塩干物あたりは相当約手も出ておりますが、生に限つてはあまり約手は出ておりません。しかし先ほど申しましたように、三日目の払いということでありまして、末端の方から品物が返される、あれは売れないから待つてくれということは規定がございませんで、通常五日払いとか、半月払いとかみそか払いとかいうことになつております。これが入りませんために、仲買いの立場から申しますと、この支払いができなくなつて来る。いわゆる銀行の取引がありましても小切手が書けない。こういうことはたま〳〵あるのであります。中には——そこまで調べておりませんが、約手ではなくても、小切手の不渡りぐらいは相当あるんじやないかと私どもは考えます。これはまたいずれ六大都市も詳細に調べて、情報が私どもの方に集まつて参ることになつておりますので、その際当会の方へ書面で出すことも準備しているわけでございます。

○島上委員　小売関係の方に簡単に一つだけお伺いしたい。先ほど質問した際にも申し上げましたが、政府では間接被害をも考慮の中に入れなければならぬという答弁をされておりますが、政府の態度自体が非常に弱腰であつて、ほんとうに間接被害の問題の賠償が、われ〳〵の希望するように、あるいは皆さんが希望するように解決するかどうか、はなはだ心もとないと思う。それには相当の時間がかかる。そこで私は、実は先般も厚生委員会で、その日暮し、その日の生活に困ると言つては失礼かもしれませんが、そういう人もあるはずだ。それに対してさしあたつて政府が何か考えているかと言いましたら、その答弁には、まぐろ、かつおは売れたのでありますが、その他のものも、そう困つている人はないはずだ。今直接対策は考えていない、こういう答弁であつた。時間がなくて私はそれ以上追求しませんでしたが、今小売関係のお話では小売屋さんは非常に困つているという。これは一箇年を通じて三十万程度の利益であつては、そうであろうと思うのです。むしろ商売を休んだ方がいいくらいであるが、しかし二割でも、三割でも、お客さんのことを考え、かつは一般市民の不安がより増大してはならぬという考慮から、損を覚悟で休まずにやる。私どもしろうとなりに考えましても、店を開いてふだん千円なり二千円なりの利益がある。それが結局生活費となり、その他の経費にかかつて来る。ところがその利益がなくとも経費はかかる。損をして経費はかかるとなつたら、大きな損害だろうと思うのです。そういたしますと、たとえば税金の納期になつて、これを下げてほしいとか、延ばしてほしいとかいう問題もありましようし、特に小売屋さんの場合には、ごく差迫つての解決策が講ぜられなければならない。もちろんそれについては、国会で取上げて措置すべきもの、あるいはたとえば東京都で処理できる問題もありましようが、さしあたつて小売屋さんとしては、こういうことをひとつしてほしいという御希望がありましたら、この際率直に伺わしていただきたいと思います。

○塩沢参考人　先ほど申し上げましたのは、日常の経営上の問題でありますが、一番大きい損害を受けましたのは、十六日に平常通りに仕入れをいたしましたものが、そのうち二割ばかりは売れたのでありますが、その他のも

のは翌日にまわりまして、幾分売つたものがないとは申しませんけれども、長く持つことができず、廃棄処分にいたしました金額は、非常に大きなものだと思うのであります。それでこういうものに対しては、ぜひ一つどこかで何らかの形でめんどうを見ていただかなければならぬのではないか。平常のことに対しましても、もちろんそういうことに対しても、できる限り何らかの救済の形で手が伸びて行けば、たいへん仕合せだと思うのでありますが、今さしあたつて私どもの困つている実情は、どれをどうしてはつきりするかというところまでは参つておりませんが、実情はそういうぐあいで非常に窮迫している魚屋は五千人でございます。もうちよつと多いですけれども、正確の数字を今日持つて参りませんが、大づかみに行けば五千人で、市場取扱荷の約七〇%を魚屋が扱つているというふうにお考えを願えばいいと思いますが、全国では、東京が約一割ですから、魚屋の数は相当に上るのであります。全国的に私どもの連合会ができております けれども、まだ各地の報告が参つておりません。従つて全同でどういう損害を受けているかということはわかりません。北海道であるとかあるいは裏日本方面がはたしてこの六大都市方面の被害のような被害をこうむつているかどうかということははつきりわかりませんけれども、しかしながらおそらくこれだけの宣伝が行きますと、おびえてただ何となく食べたくないというか、いやだということであるのと、それからもう一つは、原爆は普通の症状のように、食べてすぐ出て来るならばはつきりわかるのですが、非常に長くいうようなことを言われますから、食べない方が安全じやないかというような考え方から食べない人が多くなつておりまして、小売業者の窮迫はちよつと回復ができないじやないか、かように存じます。

○田口委員長　参考人には長時間御苦労でございました。

――――――――――

○田口委員長　この際川村善八郎君より発言を求められております。これを許します。川村君。

○川村委員　私は委員長に申し上げて皆さんにお諮りを願いたい。御承知の通り、かねて補助金等臨時特例に関する法律案が特別委員会を設置しまして、これが審議されているのでございます。一昨日大体本法案は質疑を終了いたしまして、本日理事会にかけて、明日本会議に上程しようという案を出すような含みになつております。そこで水産関係にいたしますれば、もう私説明するまでもなく、漁業法中の海区漁業調整委員会の費用の一部の削減、それから水産資源保護法中の指定保護海区の補助金の一部の削減、さらに漁船損害補償法中の二十トン以上百トンまでの保険料の国家補助の全面的削除、この三つが取上げられておるのでございます。今日までの各委員の議論を聞いてみまするとと、いずれも今日の処置をとつたということについては、はなはだ不可解であるという議論が圧倒的でありまするけれども、改進党の意見を大体察知しまするに、一兆円の緊縮予算が確定しておるのだから、事情やむを得ないのではないかといつたような意見もありますので、これが通ると思わなければならぬと私は考えております。そこでこの問題について、水産委員会からは、かねがね御意見は拝聴いたしておりますけれども、正式に特別委員会に申入れがありませんので、まだ意見がはつきり固まつておらないと考えておりますが、今日の理事会でどうなるかわかりませんけれども、水産委員会の意向をここでとりまとめまして、特別委員会に要求することもいいんじやないかと考えるのでございます。

それから第二の問題は、国会法を改正して農林委員会と水産委員会と合併をするということが取上げられておるのでございまするが、これは内容は私申し上げなくても、かねて委員間におきましては、どうしても水産委員会は存置しなければならぬという議論が強いのでありますから、この二つの問題を、委員長におかれましては各委員に諮られまして、その結論を出しまして、それがとりまとめまして、委員長においてしかるべくおとりはからい願いたいと思います。

○田口委員長　ただいまの川村委員の発言については、後刻懇談いたします。

○鈴木(善)委員　ただいま川村委員から御提案になりました件につきましては、後刻懇談されることになつたわけでありますが、私はこの際さらにただいま地方行政委員会におきまして審議中の地方税法案につきまして、当委員会から、地方行政委員長に対して、お手元に配付いたしております要望書を提出して、その善処方をお願いしたいと希望するものであります。これは水産業協同組合共済会は旧来非課税団体になつておつたのでありますが、今回の税法改正案によりまして、事業税におきましても、また道府県民税におきましても課税団体になる、こういう内容に相なつておるのであります。これは農業協同組合における共済会が非課税になつておるというような面から見ましても、明らかに立案者のミスでありますが、今日一たび提案されました関係から、いろいろの理由を付して原案を固執しておるやに仄聞いたしておるのであります。私どもは、水産業協同組合の特殊性にかんがみまして、あくまで農業協同組合共済会と同じような取扱いをすることが当然な措置であると考えますので、本要望書を委員会において御決定の上、委員長名をもつて地方行政委員長に強く要望されんことをこの際提案するものであります。

○田口委員長　ただいま鈴木委員より提案になりました地方行政委員長あての要望書を朗読いたします。

要　望　書

水産業協同組合共済会は、水産業協同組合法第六章の二の規定により設立される非出資の法人であつて、現在、事業税等は非課税となつている。

しかるに、今回貴委員会において審議中の地方税の一部を改正する法律案の政府案によれば、本共済会は、事業税においては非出資組合である水産業協同組合として扱われていないとともに、道府県民税等においては協同組合法による組合及び連合会に含められていないため、全面的に地方税を課税されることになつている。

よつて本共済会の行う事業の性格及び他の協同組合との取扱いの均衡に鑑み、政府案を修正して非課税の適用を受けられるように、貴委員会の特段の御配慮を得たく、右要望する。

以上の要望書を提出するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田口委員長　それではさつそく提出することにいたします。

本日はこの程度にとどめまして、次会は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

昭和二十九年四月一日印刷
昭和二十九年四月二日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院外務委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月二十九日（月曜日）午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長　佐藤　尚武君
理事　園　伊能君
　　佐多　忠隆君
　　曾祢　益君
委員　鹿島守之助君
　　西郷吉之助君
　　杉原　荒太君
　　梶原　茂嘉君
　　高良　とみ君
　　羽生　三七君
　　加藤シヅエ君
　　鶴見　祐輔君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省アジア局長　中川　融君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁次長　岡井　正男君
海上保安庁次長　島居辰次郎君
郵政省貯金局長　小野　吉郎君
事務局側
常任委員会専門員　神田襄太郎君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○国際情勢等に関する調査の件

（ビキニ被爆事件に関する件）

○連合委員会開会の件

○委員長（佐藤尚武君）　只今より外務委員会を開きます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言をお願いします。……別に御発言もないようでありまするから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでありまするから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤尚武君）　全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりまするから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

佐多　忠隆　　梶原　茂嘉
鹿島守之助　　加藤シヅエ
羽生　三七　　杉原　荒太
西郷吉之助

○委員長（佐藤尚武君）　次にビキニ被災問題を議題といたします。本日は本件に関し御出席を頂いておる政府委員は、外務省小瀧政務次官、厚生省公衆衛生局の楠本環境衛生部長、それから海上保安庁の砂本警備救難部長及び島居次長もおいでになつております。では本件について。

○曾祢益君　議事進行について。この間の委員会では、二十七日若しくは二十九日にこの委員会を開いて、只今おつしやつたようにビキニ問題に関して外務大臣に来てもらつて、そうして質疑をしようじやないか。それから特に三十日には厚生その他の各委員会からの連合審査の要求があるので、なし得るならば当委員会としてはその前に外務大臣に質疑をしたい、こういうことできまつたと思うのです。そこでこれは私の了解では、政務次官を前に置いて悪いですけれども、我々の意思としては、外務大臣に都合して来てもらい、外務大臣に対する質疑という点に相当重点があつたように思う。従いまして、今日は外務大臣がどうしても来られないのかどうか。来られないとすると、実は新事態でして、果してこの委員会として外務次官に御質問をするということの意思がきまつておつたかどうかという点が問題になるのでありまして。その点はどういうものですか。

○委員長（佐藤尚武君）　お答を申上げますが、最初の、この前の委員会で最初の意見交換のときには、確かに今曾祢委員が言われたごとく、外務大臣に来て頂いて、そうして意見を交換する、或いは質問するということが必要である、こういうような御意見でありました。ところがそれから先だん〴〵委員会における意見交換が進んで、そうして公聴会のあとの正式の委員会と言えるかどうか存しませんが、そのときの意見交換では、むしろ今までの経過がどういうことであつたのか、例えば果して日本の被害漁船が危険区域外にいたのかどうか、若しくはその被害の状況はどうなんだというような、そういう事実問題についてしつかりした説明を先ず聞かなければなるまい。そういうことで、然らば外務大臣を今つかまえるということは非常にむずかしいときでもあるからして、それならば外務省なり厚生省なりの専門のかたがたに来て頂いて説明をして頂こうじやないか、こういう話にまとまつたと私は了解しておるのです。それで今日の委員会になつたわけなんですが。外務大臣は今聞きまするとと、衆議院の外務委員会におけるMSAの問題が今朝から引続いて、午後の二時から又あることになつて、そうして今朝ほどは副総理と外務大臣がそちらに出ておられたそうでありまして、午後も引続きそうだろうと思うのであります。従つて、外務大臣に今すぐここへ来てもらうということは殆んど困難だと思います。今小瀧政務次官のお話では、外務省のアジア局長とアジア局第五課長が今すぐ来るということであります。

○曾祢益君　私委員会に必ずしもずつと出ておりませんでした関係上、委員会として、今お話のように外務大臣の問題は別として、政府側からの実情報告を聞こうというおきめになつたならば勿論それに異存はございませんが、私の了解と違つていたように思いましたので、ちよつと伺つたのです。それは委員会の御意思ならばそれで結構でございまして続けてやつて頂いていいんですが、やはり外務大臣が今日出席できるのかできないのか。それから明日の連合審査のことは、明日といいますか、連合審査の要求に対しては委員会としておきめになつたのですか。

○委員長（佐藤尚武君）　それはこれから……。

○曾祢益君　それの際にこの前のこの委員会の意向として、連合審査は結構であるけれども、委員会として外務大

臣に質問したいという点は残つておると思うのです。今日のこの政府委員からの説明聽取のほかにですね。それとの関連においてこの問題を考えて行く必要があろうかと思います。従いましても一遍申上げますと、政府委員からの説明聽取には、そういう経過ならば異議は申立てません。併し今日外務大臣が出られるのか出られんのか。何時頃なら出られるのか。出られるなら今日外務大臣に対する質疑をやつて頂きたい。そうでないとすればそれには外務大臣が出てやるのかやらないのか。若し出てやるというなら、やはりこの前の委員会の意思のように、その前に外務委員会として、外務大臣が今日来られなければ明日でも、先にやるのが順序ではないか。その点を一つお諮り願いたいと思います。

○羽生三七君　私も曾祢委員と大体同感でありまして、今日は外務大臣が出られなければ小瀧政務次官その他政府当局者から、この政府のとつておる態度なり、或いは被害の実害の状況なり、そういう事務的な報告を承わることに異議はないわけです。それを済ましたあと、本日の外務大臣の予定、或いは明日の予定を承わつて、他の関係委員会からの連合委員会を開く前に、外務委員会としての態度を、外務大臣出席の下に決定した上で、連合委員会に臨むほうが筋だと思いますので、只今の曾祢委員の動議については、我々も大体同感であります。

○委員長(佐藤尚武君)　皆さん只今曾祢委員並びに羽生委員からお聞きの通りの御意見でありますが、皆さんがたもこれに御異議ないと思いますが、如何でございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに取計らうことにいたしまして、今すぐ外務大臣が本日何時頃こちらに出席ができるかどうかということをつきとめ、それから明日厚生委員長が主となつて開かれまする連合委員会に先立つて外務委員会を開くということ、そこに外務大臣の出席を求めるということ、これだけを一つ直ぐ交渉してみたいと思います。

○佐多忠隆君　ただ今日出席できるかできないかを都合を聞くのでなくて、今日調整さしくりしてこつちにも出てもらいたいという要求をして頂きたいのです。もう今朝からずつと衆議院ではやつておるのだから、すべて衆議院が今日終日独占をしなければならんということもないだろう。その点は適当に調整してこつちにも必ず義務として出てもらいたい。それを要求して頂きたい。

○委員長(佐藤尚武君)　但し、その要求も結構でありますけれども、私が多少のゆとりを持たなければなるまいと思いますことは、衆議院の外務委員会では本日朝からMSAの問題をやつて今日中に委員会として上げたいという意向の下に集つておるようでありまして、午後も討議を継続するということでありますから、にできるだけ練合してこちらにも出てもらいたいということぐらいならば結構だと思いますが、是非こつちにも出てもらいたいということであればどうかしらと思いまして、多少のゆとりを持つておきたいと思うのであります。ということは、朝から向うはやつていて、そうして継続しておるのでありますからして、そうして問題が問題だけに、無理にこつちに来てもらうということもどうかと思いますし、そういう点で衆議院との間にいざこざの起きることも余り好ましくないと思いますから、できるだけこちらにも都合してもらいたいということぐらいで御了承を得たいと思いますが、早速それでは……。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君)　それでは速記をつけて下さい。事実問題を先に説明して頂くことにしまして、海上保安庁島居次長から事の経過を御説明を願いまして、それからあとで外務省側に対してアメリカとの交渉の経過等についての御説明を願いたいと思います。どうぞ島居海上保安庁次長お願いいたします。

○政府委員(島居辰次郎君)　それではもう御存じかと思いますが、一応重点だけ簡単に御説明いたします。ビキニ環礁附近の立入禁止の問題につきましては、従来三回に亘つて私のほうから航路告示で注意をやつておるのであります。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回は昭和二十七年十一月一日であります。これは北緯十度十五分から十二度四十五分まで、東経百六十度三十五分から百六十三度五十五分まで。第三回は昭和二十八年十月十日でありまして、これは少し東のほうに拡大されまして、北緯のほうは同じでありますが、北緯十度十五分から十二度四十五分、東経百六十度三十五分からこれが拡がりまして百六十六度十六分、こういうふうな立入禁止のことを航路告示で発表しておるのであります。そこで今度の事件のことでございますが、この第五福龍丸の一番重要な点は、遭難した位置がどこであつたかということが最大重点問題でございますが、これは私のほうでその航海日誌、天測計算いたしたものと、漁撈日誌及び乗組員の供述を総合いたしまして慎重に調査したのであります。これは三月一日の午前三時四十二分現地で天測を行なつております。その直後十分間北東に航走いたしまして、機関を停止して約二十分間漂流したときに閃光を認めていますので、丁度午前四時十二分頃と推定いたしておるのであります。この遭難のつまり閃光を認めました位置はおおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一というふうに決定いたしたのであります。そこで、この位置の決定は、天測をやりました漁撈長、これは非常に熟練な者でございまして、その速度の練度というものは非常に正確であり、又時計とか或いは天測を実施いたしましたときの天象とか気象の状況も申分のない明け方のときにやつたのでありまして、非常にいい状況であります。又その天体とか或いはすべて次体通常測ります好条件のときにやつてあるので、この天測の状況は確実なものと認められます。又その天測の計算も改竄したかどうかという点につきましても、改竄した痕跡もございませんので、信用を置けると我々も発表したわけであります。これが重大な問題でございまして、その後これに関連いたしまして、私のほうといたしましては、外務次官宛にその第五福龍丸の遭難の調査を報告いたしますと同時に、次の大体三項目に亘りましてアメリカ側のほうへこういう要望をしてもらいたいということを申出ておるのであります。その第一は、米国が太平洋諸島信託統治協定の条項によりまして立入禁止区域を設定した場合は、又公海に危険区域を設定した場合には通報を受けるように措置する、第二は危険区域が予想外に今回のように広い範囲であるように考えられますので、アメリカ側が試験を実際に実施する場合には、あらかじめ直前でなくて、十分に余裕を以て通報を受けるように措置してもらいたい。第三番目には、アメリカが試験を実施する場合には、危険が予想される海面に所在する船舶に直接警告を発する万全の措置をとるように要請してもらいたい、こういうふうな希望を以ちまして、外務省のほうへ報告しておるようなわけであります。

その後、先般来第五福龍丸について安藤国務大臣を議長といたしまして善後処理の委員会ができたのであります。海上保安庁のほうといたしましては、重要なる使命は今までの位置でございまして、果しておるのでありますが、今後の問題といたしましては、現在船舶が焼津におりますが、秘密保持の関係もございますし、これは将来大体文部省の研究の対象として文部省のほうで買上げになるというふうな方向に向いておるようでありますが、この船をいつまでも焼津に置くわけにも参りませんので、どこかへ持つて行かなければならないということでありますが、これは文部省のほうでいろ〳〵お考え頂いて、そのときには私のほうとしてできるだけ御協力を申上げたい、こういうふうな関係なのであります。以上海上保安庁に関係いたします重点

のあるところをかいつまんで申上げたようなわけであります。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでの経過は大体御承知と思いますが、順序として申しますと、三月の十六日に在京米国大使館及び在米井口大使を通じまして、この事件についての先方の承知している実情及び当時如何なる警戒措置をとつておつたかということについて照会いたしておるのであります。その翌日になりまして、まだ関係各省から確報がないから正式の回答はできないが、できるだけ速かに調査の結果日本側へ通報しようということを言つて参つたのであります。併しその後、中間的に先方が調べました結果によつてどの程度まで魚類に被害が及ぶかとか、海流がどうとかいうような点、新聞にもすでに発表せられたところでございますが、これは、二十四日に参つております。同時に新聞にも発表いたしたのであります。それ以外詳細はまだ日本側に届いておりません。この十六日の申入につきまして、翌日十七日にこれも本会議ですでに御報告申し上げたと思いますが、ハル司令官から大臣宛に医療とか或いは病院の施設の利用とかするというような点については十分協力しようという申出がありましたし、アリソン大使からも同様な申出が外務省に対して行われ、同時に日本の調査には十分協力する意思があるから、必要な点を申出してもらいたいという趣旨のことを申して参つたのであります。同時に又国務省の声明といたしまして、若し米国側に責任があるということがはつきりすれば、十分補償をする用意があるということも井口大使を通じ、又在京大使館を通じて日本側に申して来た次第でございます。それから十九日には、これも今論議の対象になつております危険区域の拡大につきまして、先方で声明いたしますると同時に、在米日本大使館を通じ、又当地にあるアメリカ大使館を通じて、この危険区域拡大の通報があつたわけであります。その後先方からアイゼンバッド博士がやつて参りまして、先ほどの報告にもありましたように、二十四日から日米間でいろ〳〵話合をするということになつて参りまして、更に土曜日二十七日には日本側でいろ〳〵調査いたしました結果を書き物にして奥村次官からアリソン大使にこれを通報し、そして日本の船舶が明らかにこれまでアメリカの示しておつた危険区域の外にあつたという点も明白にし、これを同時に新聞にも公表いたしたのであります。先に申しました危険区域の拡大につきましては、いろいろその影響するところが大きいので、関係各省又専門家とも話合いまして、日本側の漁業がどれだけ影響を受けるか、又如何なる措置を米国側に要求すべきかということもいろ〳〵検討せられておりまするので、この点につきましては随時在京の米国大使館にも日本側における審議の状況を伝え、そしてこの危険区域が成るべく日本の漁業に悪影響を与えないように区域を最小限度にとどめる。又期間も最小限度にするように、又実験の行われる前とか、或いはその後も成るべく早い時期のうちにこれを解除するようにというような趣旨の希望のあることも十分向うに伝えております。が併し、もつと正式な形においてこの点を取上げるべく、外務省としては十分準備を整えるべく検討いたしておりまするから、こうした正式の申入れも近くこれを行うようになるだろうというのが現在までの経過の概略でございます。

○委員長（佐藤尚武君）　一応の御説明を承わりましたが、両政府委員に対しての御質疑のおありになるかたはどうぞ御発言をお願いいたします。

○園伊能君　政府委員に一つ伺いたいと思いますが、この漁場の御説明の点に関連いたしまして、従来アメリカが太平洋信託統治区域でやつております原爆の試験というものは、どういうまあ国際的了解と言いますか、或いは国際公法上の形において行なつているものでございますか。その辺御説明できたら伺わして頂きたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この太平洋における米国の信託統治地域で閉鎖区域が設けられましたのは一九四七年であります。これは先方も一応一九五二年の九月の十八日に日本側に対して、あの危険区域に入つて来る船もあるようだが、注意させるように通報してもらいたいという日本側に対する文書の中でも指摘してありまするように、旧日本委任統治諸島に関する米国信託統治協定の第十三条を引用しているのであります。併しこれはクローズド・エリアの問題でありまして、私どもが今非常に問題にしているところの危険区域というものは、閉鎖区域を設けまして、この戦略地域において御指摘の原子実験が行われる際、その近辺が危険であるということから一種の予備的な警告の意味を以て一九四八年に米国が設けて、これを国際水路会議の規定に基いて各国へ通報するということにその端を発しているわけであります。これのアメリカの統治区域においては、アメリカとしては絶対権を持つているという関係から、そこにおいて殊に戦略、区域としてこれを使うようになりましたから、その実験においてはできるだけ危険が漁業とか或いは航海する船舶に及ばないような措置を講じつつ、そうした実験をするということになりますれば、あたかも海軍が公海上において演習をする場合と同じようなものとも考えられまするので、これに対しては米国としては当然権利を持つていると解釈して差支えないだろうと考えます。併し原爆の実験は海軍の演習などと違つて非常な大規模のものであり、又その及ぼす影響、その危険というものも非常に大きなものでありますから、これを過去の例にとつて論ずるということは非常にむずかしいと思いますけれども、とにかく十分な警戒措置をとり公海の自由を著しく妨げるというような方法でなければ、これまでの演習とかいうような例から考えましても、直ちにこれは不当であるというようなことは主張しにくいだろうというように私どもは解釈しております。

○園伊能君　今の場合の公海における演習、まあそれに類似したケースとお考えになつているようでありますが、その場合そのことが信託統治区域においては合法であるとして、その通報というものはどうして発せられているのか、これは国際水路会議というようなものに通告することによつて世界的通報として成り立つものでありますか、その点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　普通のこの種の危険については、国際間の慣例として水路会議というもので各国へ知らせる。日本にも過去にいろ〳〵例もあるようでありますが、こういうやり方をしております。但し本件に関して十分な警戒措置がとられたかどうかということにつきましては、私どもも非常な疑問を持つておるものでありまするから、従いまして去る十六日に米国側へ出しました文書においても、一体如何なる警戒措置をとつておるか、危険区域があるということは日本側にも通報されており十分承知しておりますけれども、それだけでは十分でないと思うので、如何なる警戒措置をとつたかということを突つ込んで聞いておるわけであります。当時新聞等ではB29が飛んでいたとか無電を使つて通告したはずだとかいうように報じておりますけれども、これに対してはつきりした正式の回答は参つておりません。危険区域というものは一種の第一次的な通告の意味を持つておるものであつて、それで直ちに十分なる通告が与えられておるというように解釈すべきでないという外務省としての考えを持つております。

○高良とみ君　その信託委任統治地区であるから、特にこれに関して閉鎖区域を宣言する特権があるというように、それは二つ結び付けて考えてよろしいのか或いはどこでも自分の水域なり何なりにおいては、やはりそういうクローズド・エリアを作ることは公海のどの海上であつても海軍の演習と同じようにできるのか、その点御説明を願います。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域を設けましたときには、アメリカ側は国連の安保理事会のほうへも通報いた

しております。これはどこの国でも国内で演習が行われるような、まあそれと比較するのは穏当を欠くかも知れませんが、平時における演習と同じような意味を以ちまして、その領土内で行われたものというふうに見て差支えなかろうと存じます。行われるところはその領土内で行われたものでありますが、それが公海を非常に大きく危険にする、例えば太平洋が全部非常な危険にさらされるというようなことになれば、これは勿論不当であるというべきであり、殊に他の国、第三国に重大な影響を与えるということになれば、それの妥当性についてはいろ〳〵論議すべき点があるだろうと思いますが、米国からの情報によりましても、あの際は予想以上の爆発をしたのだというようにも出ておりますので、最初はそれほど広い公海に向つて危険が生ずるということは予期しないで実験したものではなかろうかというふうに考えております。

○高良とみ君　少しあとに戻りますが、日本が信託委任統治をしていたときでも、クローズド・エリアを宣言していたものでしょうか。そから第二には、それを一九四七年に宣言したときに、安保理事会へ報告したということは、そのクローズド・エリアを作る場合には安保理事会がこれを承認するとそれができるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　国際信託統治制度というのがございまするが、その八十二条に戦略地域に関する規定がございます。それから八十七条の規定もございまして、これは戦略区域に関して安全保障理事会の任務がございまするので、この規定に基いて安保理事会のほうへ通告したということになるわけであります。

○高良とみ君　そうすると、その戦略区域というものをもう少し御説明願いたいのです。それは半永久的なものか、永久的なものか、一時的なものか。

○政府委員（小瀧彬君）　この国際信託統治制度の考えから言えば、これは永久的な考えであろうと存じます。八十二条では「いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む戦略地区を指定することができる。」こういうように書いてあるのであります。

○高良とみ君　そうしますと、それは指定すると共によその国の船舶はその地域は通つてはいけない、クローズド完全に閉鎖した地域であると了解してよろしうございますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖地域に対しては一応国連の委員会のメンバーも入つて行けない特別な許可を得なければならんということになつております。それは併しその領土領海に関するものでありまして、私どもが今問題にしておる危険区域のほうはその周辺を取巻く所、今度拡張いたしましたけれども、その前に最初に設けられました危険区域は、東西が二百マイル、南北が百五十マイルのものであつたのであります。これは入つてはならない、外国人の入るのを排除するような区域ではないが、危険だから注意してもらいたいという趣旨のものでありまして、排他的な権利、国際法上の権利を主張するというような趣旨のものではなく、先ほども申しましたように警戒してもらいたいという区域、という意味においてこれだけの水域を危険区域と指定したものと理解いたします。

○高良とみ君　そうしますと今度の拡大区域は、ほかのことはおいておくとしても、すぐの問題で、それはやはり安保理事会へ通告した範囲よりは遙かに広くなつておるわけなのですが、それに対しては国連は何も発言権がないと考えていいのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　先ほども申しましたように、閉鎖区域というのはこの危険区域の中にある極めて小さな部分でありまして、この危険区域について安保理事会へ通報したと申したのではございません。閉鎖区域へ戦略区域を指定してそれを通報したというだけでありまして、この一九四八年の場合でも危険区域については別段国連の安保理事会には通報していないはずであります。同様に今度もこの拡大された危険区域についても安保理事会への通報ということはなかつたはずでございます。

○高良とみ君　そうすると一つ〳〵問題を片付けて行きたいと思うんですが、いわゆるその閉鎖区域に入つていたという疑いの下に、何かスパイではないかというような声が一部に起つたと考えていいですか。それとも危険区域といつた中へ入つたからそういう声が出たのですか、どちらですか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域のほうは入つたはずはないのであります。これは非常に危険な所であるし、又向うも入れてくれないはずであります。スパイ云々というのは一部と申しまするか、アメリカの議員でそういうことを発言した人もあるようでありますけれども、少くとも閉鎖区域へ入つたということを疑つたためではないものと私どもは考えております。

○高良とみ君　そうしますと、国連の原子力委員会はこれに対して今までどういうふうな見解を或いは何か意思表示のようなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員会のほうがこれにもつと重大な関心をもつているのか、どちらだつたでしようか、お伺いいたします。

○政府委員（小瀧彬君）　御承知のようにこれまで国連には原子力委員会というものございましたけれども、一九五一年からは原子力委員会というものでなしに、軍縮委員会というのがこの原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありますので実際上はこの委員会というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませんけれども、第八回の国連総会でもこの軍縮委員会の下に小委員会を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありますが、今後情勢の進展に応じましてそういうことを取扱うようになるかと思いまするが、今までのところは国連においてはいろ〳〵バルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりません。殊にビキニにおける実験というものはアメリカの原子力委員会が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつているのでありまして国連とは直接関係はないのであります。

○高良とみ君　そうしますと、最後の結論的な問題なんですが、この原子力の国際管理を希望するという声が日本の国会から出るとしますと、これに対して同調的な声を出し得る方面と、それからもう一つはソビエット圏のほうの原子力兵器の禁止ということの線が英国その他からもいろ〳〵出ているようでありますが、若しもこれに対して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するというふうな場合には、日本がそのどちら側かの原子力の処置についての要望をするというようなことは国際的に非常に影響するところが多いと思いになりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が国連のほうへ申出るということになれば、これは国連の事務総長のほうへ申出るということになるわけであります。が併し日本は国連の加盟国でもございませんので、そこで直接発言するということは期待できませんが、併しこの国連の委員会でどこが取上げるかということになれば、若しそういうように国連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具体的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員会というほうに付託されることになるだろうと存じます。が併しこの問題で最も大きな発言力を持つておりまするのは安保理事会のメンバー、理事国と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、従来原子力に関する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだろうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君　これは情報として伺いたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの当局とが原子力のことについて平和的利用か何かそれについて話合をしているわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

うことはよその国同士の話合であるから、今後ジュネーブの、或いはその他のアイゼンハワーが申出したそのことについての結論はなか〳〵前途遼遠で、直接の実験などにも両方の話が歩み寄ることはできないというようなお見通しですか、どんなでございましょう。

○政府委員（小瀧彬君）　我々といたしましては勿論米ソ間に話合がつきまして、先ず平和的に問題が解決されるようになつて原子力というものが国際管理され、大量殺りくのための兵器というものが使用せられないようになることを熱望してやまないわけでありますけれども、今米ソ間でどの程度に話が進んでおるかということについて在外の公館からの情報にも新らしいものがございませんので何とも申上げることができません。

○高良とみ君　そうしますと、もう私どもはこの問題はただ日本が国連に参加していないからというようなことで遠慮しておるべきでない。つまりそういう国際政治とか外交とかいうものになると人類の、まあ人道的な見地に立てばこの地球上に住んでいる誰もがこれに対してこうであつたからこんなふうに世界に訴えるという義務のあるものと考えておるわけですよ。それで、その点から言いまして、それは今国際情勢がこんなふうですからなかなかこれを受入れてくれる機関がないといたしましても、成るべくどちらの主張にもよらないような事実上素朴な、これら苦しんだ漁民その他の要望として、又原子力の連鎖反応などのことから考えても人道的に訴うべきだと思うのですが、これは、お伺いしたいのは何か新聞報道によりますると、せめるわけではありませんが、岡崎外務大臣の話に、アメリカがこの実験をしていることは、これは自由主義諸国の戦略上の必要からであるから、これに対して日本がとやかく申すべき筋ではないというような意向が外務省にあるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　原子兵器、大量殺りくの兵器というものが使用禁止になることはこれは我々も希望してやまないところでありまするし、御指摘のように人道的な立場から見まして是非そうしたいことを熱望するわけであります。が併しそういう話合がつかない際にこの自由主義国家群のほうにおいてのみそうした実験を禁止してしまうということになれば非常に片手落になり、そうするということは却つて戦争を誘発することになるかも知れないという虞れがある点を外務大臣は指摘されたものと存じます。双方でとめるならばいいが、片一方だけでやめてしまうということになれば今いろ〳〵平和的な気分が出たと申しましても、それがくつがえるかも知れないというのが私どもの考えであります。勿論現在のこの平和的なきざしが多少出ているということには、もとよりソ連の内情とか或いは衛星国のいろんな内部の関係というものもあるかも知れませんが、何といたしましてもNATOの諸国の協力が進みEDCというような機構が実現しようということになつているということが相当影響しているものと私どもは考えております。この際こちらのほうが全然国際管理方式もないのに一方的に防衛というものをなくしてしまうということになつたらば、却つて世界の平和を攪乱するようなことが起るかも知れないということが恐れられる、これが岡崎大臣の答弁の気持であろうと思います。

○高良とみ君　なお伺いますが、私どもはこの日本の水爆の被害については各国が随分注意しておると思うのです。併し英国あたりが一番反応がはつきり出て来ますが、日本から海外向け放送等は先日ちよつと調べたんですが、極く少しの線しか出ておらないのではないか。そこでその点どのくらいまで在外公館へもこんな実情であつたとか、或いは日本の海外放送を持つているNHKなどを通して相当な事実が世界各国へ知らされているのかどうか、その点お伺いしたい。

○政府委員（小瀧彬君）　言論機関とか放送の機関を政府はコントロールしておるわけではありませんから、それに指令することは勿論いたさないわけであります。が、併し正確なる情報を在外各公館へ流すように努力いたしておるのであります。今のお話では余り外へ出ていないようにおつしやいまするけれども、アメリカは直接関係国でありまするから相当いろ〳〵な日本からの情報が行つておるようでありまするし、ニュー・ヨーク・タイムスとかタイムズとかいうようなものもいろ〳〵書き立てているし、今度の事件に関連しては日本の機関を通じなくても、丁度日本に参つております多数の新聞記者等もございまするので、こういう連中が日本から相当報道いたしておるのじやないかと存じます。併し外務省といたしましては勿論できるだけ正しい情報を各在外公館へ送るように努力いたしておる次第でございます。

○高良とみ君　海外向けの放送のことなんですが、実際に電報や通信その他のものは出るにいたしましても、放送について一つ申しますならばそういう設備がないという点もございましようが、NHKに海外放送がありましてそのなかに余りないと了解いたしますが、それはほかにそういう施設はないと了承して間違いありませんか。そうすると、その他はもう自由な通信機関を通してやるよりほかに方法がない。まあ今度の場合のようなのは極く一部分でございますが、もつと危険なことが起つて来てもそういういろ〳〵な通信機関の人の手を通すよりはかに、国民が世界に日本の実情を訴えることはできないとしたら、NHKの任務は非常に大きいわけでありますが、そういう点についてどういうふうにしておられますか、伺いたいのですが。

○政府委員（小瀧彬君）　NHKは政府の宣伝機関でも何でもない独立したものでございまして、こうした問題に政府として干渉することはできない次第であります。

○杉原荒太君　さつき海上保安庁のかたが言われた外務省のほうに三つのことを申入れるということであつたが、それを聞いて私は随分驚いたんです。今更そういうことを申入れるということは非常に奇異に感ずるのです。そういう三つのことなどはとつくに初めからそういうことははつきりしておらなければならんことだと思う。どうしてそういうふうになつておるか。そうして又それについて外務省からどうされたという報告もなかつたが、一体今それはどうしているか。

○政府委員（小瀧彬君）　外務省では最初にも申しましたように、今海上保安庁から挙げられました危険海面への警告というようなこと、これなどは最初から当然向うがなすべきものと考えましてこの事件が起ると早速先方へ申入れました。三月十六日にもそうした点はすでに指摘いたしているのであります。その後もいろ〳〵特に又危険区域の拡大につきましては日本側として意見があるので、随時先方と話合をし、日本側のいろ〳〵の意向、特に漁業の保護、漁民の安全を期する、成るべく航海日数などが長くならないように、区域をできるだけ日本側に影響の少いようにという趣旨からいろ〳〵の申入れをしておることはすでに申述べた通りでございます。

○杉原荒太君　それからもう一つ、いわゆるこの危険区域というのは、つまりその実験をやるときだけ指定されておるというのじやなくて、一年中しよつちゆう危険区域として指定されておるものなのか。それからもう一つは、若し然りとせば、或いはそうでなくてもその区域の範囲は、前の原爆の実験をやつたとき、今度のは水爆と推定せられるのだが、その水爆実験とどう違つておるか、範囲、広狭ですね。

○政府委員（小瀧彬君）　こちらの希望から言えば、成るべく実験が行われるとき及びそれ以後実際の害がなくなる時期まで、できるだけ短い期間にしてもらいたいということは勿論でありますが、これまでの経験を申しますならば、一九四八年に向うが設定いたしました危険区域二百海里に百五十海里というのは、これはずつと今日まで存続したわけであります。但しその後拡張されまして、最初はエニウエトクの周

辺でありましたが、その後昨年の十月に至りましてビキニの区域をも含んでこの危険区域を大きくしたのであります。それで東西三百五十海里、それから南北は従来通りの百五十海里というふうに拡張されたのであります。が、併しこれは一時的なものでなしに、ずつとこれだけを危険区域とするということにいたしておりました。ただ今度通告して参りました危険区域は、それは六月までということになつておりますので、これは一応時期が限られておりますから、これまでの危険区域とは多少意味の違つたものの形式になつたわけであります。

原爆と水爆とその双方の実験の性質が違つた場合において、危険区域に対する取扱ぶりが違つたか、何らかの相違があつたかという御質問ですが、この点については今までのところずつと継続的に危険区域を指定しておりましたが、何らそうした別段の差違というものは私どもとしては認めることはできなかつたわけであります。

○杉原荒太君　危険区域の点はそうですけれども、もう一つ、今度現実に実験をする場合には、何月何日というようなことは言わなくても、或いは近く実験をするというようなことは通報があつたのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでのところはそういう通報は全然行われておりません。

○杉原荒太君　そうしますと、つまり何らかのそこにこつちで認める徴候がなければ実験しておるかどうかもわからんのですね。そうしますと非常にそこに、わからんだけにいろ〳〵の危険性に対する臆測不安も非常に多いと思いますが、一方この点誰しも非常にまぐろというものに不安を感じている。これは必要な警戒はせねばならんと共に、不必要に不安を感じておるというようなこともあるのじやないかとも思うが、併し政府でその辺のところに対してどういうふうな今措置をとつておられるか、とらんとしておられるか。これは外務省の管轄じやなかろうけれども、そういうことは又はつきりとしたものが取れるものかどうか。

○委員長（佐藤尚武君）　申上げますが、厚生省の公衆衛生局の環境衛生部長楠本正康君が来られておりますからそちらのほうにお尋ね頂きたい。

○政府委員（楠本正康君）　お答え申上げますが、私どもは現在南方諸地域から入ります遠洋漁業の漁獲品につきましてはこれを五港に集結をいたしまして、国の検査官を派遣いたしまして逐次厳格な検査を実施いたしております。その結果現在まですでに百万貫余り、船にいたしまして九十隻余りを厳密に検査をいたしております。この結果現在までのところは、百万貫余りの漁類について何ら支障はありません。従つてかような点から考えますと、南方諸地域の魚というものがそれほど心配する必要はないんではなかろうかとかように考えております。

なお現在は精密な検査をいたしました結果、それ〴〵国の責任におきまして、安全を保証いたします検印をして陸揚をいたしております。従つて現在市販その他に出ております魚は全部検査済みの安全なものとお考え頂いて結構でございます。

○佐多忠隆君　どうもお話を聞いていてよくわからないんですが、もう一遍確かめておきたいと思いますが、海上保安庁から申入れられた三点というのは、特に第一はどういうことなんですか。ちよつとそれを伺いたい。

○政府委員（島居辰次郎君）　米国が太平洋諸島信託統治協定の条項に従つて立入禁止区域を設定した場合、及び公海における危険区域を設定した場合通報を受けるように措置する、こういう意味でございます。第二、第三申上げましようか。

○佐多忠隆君　いや、そうしますと、その場合に立入禁止区域というのは閉鎖区域のことなんですか。

○政府委員（島居辰次郎君）　さようでございます。ここの意味は閉鎖区域であります。

○佐多忠隆君　二十六年二月十日、二十七年十一月一日にさつきの御説明だと立入禁止区域としての告示があつたから、それに基いて告示をしたというお話のように聞いたのですが、その場合に立入禁止区域として扱われたのは閉鎖区域の意味でやられたのですか、そうでなくて危険区域として告示をされたのか、どつちなんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　立入禁止区域というのは閉鎖区域でありましたが、日本としては危険区域のほうを告示しているのであります。

○佐多忠隆君　そうすると勿論立入禁止等々としては扱つておらないわけですね、閉鎖区域というのは。その立入禁止区域というのはあいまいなんですが、どつちなのか、危険区域の場合のようでもあるし、或いは閉鎖地域の場合のようでもあるし。

○政府委員（島居辰次郎君）　これは原文ではデインジヤー・エリアだつたのですが、この航路告示においてはこの危険ということを強く考えて、私のほうで立入禁止という言葉は的確じやなかつたかと思いますが、そういうふうに当時使つているのであります。

○佐多忠隆君　そこに一つ問題があると思いますが、その問題は後にするとして、それだけ三つの申入をすべきだということを海上保安庁から外務省或いは連合委員会ですか、そこへ申入れられたと思うんですが、それに対して外務省はその通りにアメリカ側に正確に申入をされているのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　今海上保安庁の指摘されました、例えば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからそうするということを言つて参つております。こういう話合をした都度日本にあるアメリカ大使館にいろ〳〵話合をして参りました関係もありまするので、三点のごときは直接警告を発する、安全の措置を取るということは向うでも取り行うということを言つて来ております。それからこの第二の点は後から行くようでありますが、あらかじめ十分余裕を以て通報を受けられるように措置するということも、これはもうすでに話合に上つていることでございます。それから第一の危険区域を設定した場合には通報を受けるよう措置する、事実これまで通報して来ているのでありまして、私どもの考えでは今の海上保安庁から指摘せられました以上のことを話合わなければ本当に日本側での希望していることを達成することはできないのじやないかというように考えられまするので、この三点のみならず、更にいろ〳〵な考慮いたしてすでに話合をいたしております。ただ併し正式な申入をいたしますのにはこれまでの調査の結果及び又先方で実験をする場合、ただ危険区域を狭くしろといつて万が一にも非常な惨事を繰返すようなことがあつてはいけないので、そうしたいろ〳〵な点を十分考慮に入れる必要がありますので、調査の進行と相待つてもつと具体的な申入をいたそうと現に検討中でありまするが、この申入は極めて近い中に正式にいたす考えでおります。

○佐多忠隆君　今のお話だと、海上保安庁からは申入があつたんだけれども、その一つ〳〵についてはすでにアメリカ側で措置をしているので、正式な申入等はしていないというようなお話だと思うんですがどうもそれは成るほど危険区域拡大の声明は六月までというような通報を最近にやつて来たかも知れないけれども、それ以外の通報というようなものはそう正確になされていないんじやないか。それから仮に向うは向うでどういうことをやつたにしてももつと速くこつちからそういう要求は海上保安庁の申入があるまでもなく、もつと外務省自体が遅滞なくそういう申入をしておらなければならなかつたはずだと思うんですが、そういう点非常に疑問とするところなんです。殊に第一点の海上保安庁の危険区域を設定した場合に通報を受けるというのは、これはどうもこの間からの説明によると何も直接に通報を受けているのではなくて、向うの航路告示ですか何ですか、そういうものがあつたのをば、ただ海上保安庁は好意的にそういう報告があるからといつて、こつちからの正式な通報は受けていないとい

うふうなお話、報告だったと思うのですが、そこは正確にはどうなんですか、先第一点。

○政府委員（小瀧彬君）　その通報は外交的なチャンネルを通じての通報ということになりますれば、この事件が起ります前までは一度一昨年あった以外は水路部の告示というものでやっていることは御指摘の通りであります。これは国際水路会議の規定によりまして、どこの国でも演習をやるときとか危険があるときは、随時世界各国に通報しなければならない関係があって、この規定によって通報が行われるわけであります。今度の事件が起りますまでは御指摘の通りであります。併し今回拡大せられるという際には在来の日本大使にも正式に通報して参っておりますし、又当地に大使館からも申して来ているというのがこれまでの経緯であります。

○曾弥益君　ちよっとその点に関連して、この海上保安庁としては、例えば日本の領海から公海に向けてこれはアメリカ軍がやっておることでもあるけれども、行政協定等に基いて射撃のあれなんかありますね。その危険区域がある。これらに対してはどういうふうに措置しておられるか、これは非常に大きな問題だと思うのです。信託統治協定第十三条の閉鎖区域というものと、いわゆる危険区域というものが何だか法的にごしゃ〳〵したようなあれで、国民に政府の公示に当っては、危険区域を立入禁止区域なんかという、何か立入ってはいけないというような、何か半面から言えば入ったらこっちが損だ、区域の設定した者には責任ないそと言わんばかりのことを公示するということであって、非常に適当でなかったことであって、非常に適当でなかったと思うのですが、それに対して日本側としてやるべき、日本の沿海から日本附近の公海に対しての、今申上げたようなアメリカの射撃場等についての水路の告示的なものはどういうふうに通報しているか、立入禁止区域というような言葉を使っておる、その点はどうですか。

○政府委員（楠本正康君）　私どもとしては航路告示というものを以ちまして、これは国際水路会議の決議事項中にあるのでありますが、これで国によってはここにございますが、こういうもので月刊で出しておりますが、私のほうとしては週間に出している。なおその都度私どものほうの無線、ＮＨＫの放送を通じまして、その都度打合わせることになっておるわけであります。

○曾弥益君　何という名前ですか、何区域、それは立入禁止区域、デインジャー・ゾーンですか。

○政府委員（楠本正康君）　常時のと一時のとあって危険区域という言葉を使っております。

○曾弥益君　危険区域、おかしいね。

○佐多忠隆君　そこで今の危険区域を告示する場合には、海上保安庁はその航路告示ですか、水路公示ですか、そういうものによって公示しておられるでしょう。今の申入をすべきだという海上保安庁のお話はそういうこともやるけれども、最も直接の利害関係の深いところには、単に一般的に告示をするだけでなく、その国に直接にやはり通報を受けたいという要求だろうと思うのです。そういう要求の申入は何ら取計らわれていないのじゃないか。或いは又さつきの第三点の直接の警戒通報をやってくれというようなお話でも、これも一つ〳〵の船について、直接に何か警戒の通報の措置をアメリカ側からとつて来るというようなお話じゃないかと思いますが、そういうことは何ら今までもなされていないし、今度もなされていない。未だなされていないのですが、さつきなされているようなお話ですが。

○政府委員（小瀧彬君）　今まではそういうことの申入をしたことはございません。だが併し今度はそういう申入をしまして、先方もあらゆる警戒措置をとるということを申しているのであります。

○佐多忠隆君　さつき申入をされたのは、三月十六日の申入は、実情とそれから警戒措置について、どういうことをやつたかということについて通報してくれという申入をされただけで、さつき海上保安庁が言つたような要求としての申入は何ら正式な御報告はない、ただいろ〳〵話合には出たということはおつしやつていられる。

○政府委員（小瀧彬君）　御指摘のように先ほど申ましたのはその事実を追求したわけであります。その後については書面として申出たことはございません。が併しこれは非常に不用意な申入をして、その結果却つて日本の漁船を危地におとしいれるというようなことがあつては大変でありますからして、よく検討し、今海上保安庁から指摘されたような点もその都度向うへ対して、東京の米国大使館を通じて話しておりまするし、在来の日本大使館へも電報でいろ〳〵申してやりまして、個個の問題をできるだけ速かに、そして過ちのないように解決して行くという措置をとつておるのであります。今の三点は実は最も皮相的な問題でありまして、それ以上に例えば話に乗つておりますす一つの問題をとりまするならば、まぐろの漁期は十一月から四月ごろまでであるから、そういうときを除くのも一つの考え方であります。いろいろ考え方がありますので、そうした点を詳細に話合つて、できるだけ危険の少いような方法、而も漁業を害しないような方法を考えて、そうした話合を進めておるというのがこれまでの経過であります。併しもつと正式な形において申入れする意向があることはさつき申述べた通りであります。

○佐多忠隆君　先ほどのお話によると、今あなたがたが正式に申入をしようとしていろ〳〵検討をしておられるのは、危険区域の拡大に関連して、日本側においてどういう影響があるかということをもう少し正確に測定をし、判断をし、それに基いて今の区域の問題なり、期間の問題なりについての正式な申入をしたいというお話だろうと思うのです。それはそれでいいから大いにうんと検討していい申入をして頂きたい。併しその前にそういう危険区域が拡大されようと、されまいともつと基本的に申入れなければならないのがさつき海上保安庁が言われた三点なのじやないか。それに対してもう少しつかり明確に、正確に、厳格に申入をされるなり、交渉をされる必要があるにかかわらず、それをうやむやにしておられるのはどうも納得が行かないのだが、それに対してどういうふうに措置されるのかということを聞いているんです。

○政府委員（小瀧彬君）　うやむやにしているのではなしに、この三点というのは日本側の満足するように殆んど解決せられつつあるということを申上げたわけであります。

○佐多忠隆君　従つて直接に警戒通報をその都度やるというようなことはちやんとそういう了解はできているんですか、どうも海上保安庁の要求とあなたのお答えとは違つていると思う。意思の疏通のできない、はつきりしていないようなことでお扱いになつていることが我々に対しては合点の行かん点なんです。

○政府委員（小瀧彬君）　今書面は持つて来させることにいたしますが、十分警戒措置をとるということは向うのほうからはつきり申して来ているのであります。

○佐多忠隆君　それじやその問題はあとで書面が来てからいたしますから。

　この危険区域の設定の問題ですが、これは公海における演習と同様に扱つて、合法的なものだと思うというようなお話ですが、併しそれは御説明にもありましたように、十分の警戒措置をとるということと同時に、公海の自由がそれによつて著しく害されない場合だと思うのです。ところが今設定をされている危険区域なるものは二十六年の二月十日に設定された。告示されたというやつ、或いは二十七年十一月一日、これは同じでしようが、更に範囲拡大がされた二十八年十月十日等々の区域の設定の仕方は、区域自体が非常に広範であるのみならず、期間が非常に長いために、これはもう公海の自由を著しく害していることは余りにも明瞭なんですね。その辺をどうお考えに

なつているのか、どう扱われるのか。

○政府委員（小瀧彬君）　この危険区域が非常に大きくなつて、日本の漁業に重大な影響を与える、又とつた魚が非常にもう食料に供せられないというふうなことになればこれは重大問題でありまするから、これに対処する措置が余然ないとすればやめてもらうということも当然考えなければならん点でありますが併し、先ほど高良さんにもお答えしておりますように、十分なる警戒措置がとられ、そうして非常に広範な、重要なる漁場を抑えるというようなことがないとすれば、一方においては日本は自由諸国家と協力して防衛力を増強しようという立場にあるわけでありますから、そうした面の要請というものとよく勘案して、そこに妥当な方法が見出されなければならないだろうと存じますが、そういう意味で今この危険区域というものがどれだけ本当に影響があるか、又如何にしたならば一番警戒をよくし、被害を少くし得るかというふうな点を研究している実情でございます。

なお先ほど私が申上げました点は、この十九日に危険区域拡大の布告をいたしました際にも、アメリカ側はこの布告の中ではつきりと述べているのであります。あらゆる可能な警戒措置は人命財産に被害を及ぼさないようにこれを実施する考えであるということをまあ最後の章で申述べております。このように最初から米国のほうへ私らが警戒措置のことを申述べると同時に、そうした意思を伝えましたからして、米国のほうでも十九日にすでにこうした声明を発したというような、状態でありますので、この点は十二分にアメリカ側へ伝わつているということを御了承願いたいと思います。

○高良とみ君　関連で申上げてみたいのですがよろしうございますか、先ほど御説明のあつたことを少し御拡大になつたようでありますが、そうするとお伺いしたいのは、水爆を使うことは自由諸国の防衛目的なんですか、それを而も日本の外務省が水爆を使うことは日本もその自由諸国であるから戦力を持たざるというその日本の憲法下における外務省がその水爆も又これも防衛措置として認めて、これには何にもいらないのだという考えに非常に拡大解釈があると思うのです。そこが私は日本としてはやはり限度があると思う。それを私伺つては非常に心外だと思うのですがね、どうです。そうしてアメリカでさえも人命というようなことを言つて来ているのですが、すでに戦略地域ということが私にはのみこめないものでありまするけれども、水爆を使うこともこれ又自由諸国の防衛なりというお説は今そういう方針なんですか。木村長官その他も本会議でも或いは予算委員会でも水爆は持たないつもりです、水爆についてはアメリカとも別に話合はありませんということで、私は日本じや水爆或いは原爆の使用に対しては、まだ日本としてこれが人道のためになるかどうかというようなことはまだきめていないのじやないかと考えておつたのですが、今御説明伺つてよくわかりません、どうです。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が水爆を使おうということでなしに、アメリカ側がこれを実験することについて危険が非常に大きい場合はいろ〳〵考えなければならない問題があり、いろ〳〵申入をしなければならないが、併しこの点については今検討中であるということを申上げたのでありまして、日本が水爆を使うということを申したのではございません。

○高良とみ君　勿論それは日本が使うものではない、持つていないでありましようけれども、それがこの自由諸国の防衛上であるからこれに対して何ら世界にも発言することはしないという、もうそれについて方針きまつたのですか、それとも御研究中なんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　アメリカの領土内において、或いはアメリカの統治している地域内においてこの種の兵器を実験することを完全にやめてもらいたいということは、日本の立場として現在原子力の国際管理というものが行われておらない現状においては申入れるべき筋合でないという点においては、これは政府の一致しておるところであります。ただその危険が先ほどから申しまするように非常に大きく漁業に影響があるという場合についてはその危険或いは被害というものをないようにして、できれば皆無にするような方法においてはつきりしてもらいたいということはこれは当然でありまするけれども、全部その実験をよせというようなことは我々としては申入れがたいという立場にあるわけであります。

○委員長（佐藤尚武君）　お諮りいたしますが、本会議のベルがなつたのでありまするが、我々のこの委員会は本会議中に開会の許可を得ておりませんので、本会議が始まりますと同時にこの委員会は休憩にしなければならんことになります。そこでお諮りを申上げたいのでありまするが、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります

ないかということをここできめて頂きたいと思います。

○曾祢益君　それはどこが主催になるのですか。こつちから申込むのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　厚生委員会からです。

○曾祢益君　こつちへ申込んで来たのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　そうです。

○曾祢益君　そうすればこれに反対する理由はないと思うから、連合委員会に賛成していいのじやないかと思います。併し現実に外務大臣が出られるかどうかわかりませんけれども、外務大臣のことを顧慮して明日はできないと認定する必要はないと思うから、朝外務委員会を開いて頂いて外務大臣を呼んでやる。それからそのあと、或いは午後に連合審査会を開く。こういうふうにおきめ願いたいと思います。

○委員長(佐藤尚武君)　そういうことでよろしうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに御決定を願います。

○高良とみ君　私の質問はまだ継続させて頂きますように、できましたら明日朝外務大臣来られたらすぐ……。

○委員長(佐藤尚武君)　時間が許せば……。時間が許さなかつたらそのときに又御相談申上げます。

ついでに申上げます。御参考までに申上げますが、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案は衆議院では外務委員会に付託になり、参議院では法務委員会に付託されました。本件について法務委員会と連合委員会を開く必要があるかどうかもお諮りしたいと思います。

○曾祢益君　これは開いてもらいたいですな。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君)　それでは法務委員会との連合委員会を開くということに御決定を願つたものといたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時四十六分散会

三月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願(第一九〇一号)(第一九三一号)

第一九〇一号　昭和二十九年三月十二日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内
安永沢太

紹介議員　松岡平市君　杉原荒太君

海外抑留同胞の積極的引揚促進対策として、(一)抑留当事国に対し具体的引揚の交渉を実施すること、(二)中共引揚打開のため中国紅十字会代表を招請すること、(三)調査究明業務の強化及びこれに伴う経費を確保すること、(四)政府の一方的推定に基く死亡処理を中止撤回すること、(五)南方各地域及び南朝鮮等における残留者を調査する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三一号　昭和二十九年三月十六日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる

紹介議員　村上義一君

この請願の趣旨は、第一九〇一号と同じである。

昭和二十九年四月十四日印刷
昭和二十九年四月十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院外務委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月二十九日（月曜日）午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長　佐藤　尚武君
理事　園　伊能君
　　佐多　忠隆君
　　曾祢　益君
委員　鹿島守之助君
　　西郷吉之助君
　　杉原　荒太君
　　梶原　茂嘉君
　　高良　とみ君
　　羽生　三七君
　　加藤シヅエ君
　　鶴見　祐輔君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省アジア局長　中川　融君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁次長　岡井　正男君
海上保安庁次長　島居辰次郎君
郵政省貯金局長　小野　吉郎君
事務局側
常任委員会専門員　神田襄太郎君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○国際情勢等に関する調査の件

（ビキニ被爆事件に関する件）

○連合委員会開会の件

○委員長（佐藤尚武君）　只今より外務委員会を開きます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言をお願いします。……別に御発言もないようでありまするから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでありまするから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤尚武君）　全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりまするから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

佐多　忠隆　　梶原　茂嘉
鹿島守之助　　加藤シヅエ
羽生　三七　　杉原　荒太
西郷吉之助

○委員長（佐藤尚武君）　次にビキニ被災問題を議題といたします。本日は本件に関し御出席を頂いておる政府委員は、外務省小瀧政務次官、厚生省公衆衛生局の楠本環境衛生部長、それから海上保安庁の砂本警備救難部長及び島居次長もおいでになつております。では本件について。

○曾祢益君　議事進行について。この間の委員会では、二十七日若しくは二十九日にこの委員会を開いて、只今おつしやつたようにビキニ問題に関して外務大臣に来てもらつて、そうして質疑をしようじやないか。それから特に三十日には厚生その他の各委員会からの連合審査の要求があるので、なし得るならば当委員会としてはその前に外務大臣に質疑をしたい、こういうことできまつたと思うのです。そこでこれは私の了解では、政務次官を前に置いて悪いですけれども、我々の意思としては、外務大臣に都合して来てもらい、外務大臣に対する質疑という点に相当重点があつたように思う。従いまして、今日は外務大臣がどうしても来られないのかどうか。来られないとすると、実は新事態でして、果してこの委員会として外務次官に御質問をするということの意思がきまつておつたかどうかという点が問題になるのでありまして。その点はどういうものですか。

○委員長（佐藤尚武君）　お答を申上げますが、最初の、この前の委員会で最初の意見交換のときには、確かに今曾祢委員が言われたごとく、外務大臣に来て頂いて、そうして意見を交換する、或いは質問するということが必要である、こういうような御意見でありました。ところがそれから先だん〴〵委員会における意見交換が進んで、そうして公聴会のあとの正式の委員会と言えるかどうか存しませんが、そのときの意見交換では、むしろ今までの経過がどういうことであつたのか、例えば果して日本の被害漁船が危険区域外にいたのかどうか、若しくはその被害の状況はどうなんだというような、そういう事実問題についてしつかりした説明を先ず聞かなければなるまい。そういうことで、然らば外務大臣を今つかまえるということは非常にむずかしいときでもあるからして、それならば外務省なり厚生省なりの専門のかたがたに来て頂いて説明をして頂こうじやないか、こういう話にまとまつたと私は了解しておるのです。それで今日の委員会になつたわけなんですが。外務大臣は今聞きまするとと、衆議院の外務委員会におけるMSAの問題が今朝から引続いて、午後の二時から又あることになつて、そうして今朝ほどは副総理と外務大臣がそちらに出ておられたそうでありまして、午後も引続きそうだろうと思うのであります。従つて、外務大臣に今すぐここへ来てもらうということは殆んど困難だと思います。今小瀧政務次官のお話では、外務省のアジア局長とアジア局第五課長が今すぐ来るということであります。

○曾祢益君　私委員会に必ずしもずつと出ておりませんでした関係上、委員会として、今お話のように外務大臣の問題は別として、政府側からの実情報告を聞こうというおきめになつたならば勿論それに異存はございませんが、私の了解と違つていたように思いましたので、ちよつと伺つたのです。それは委員会の御意思ならばそれで結構でございまして続けてやつて頂いていいんですが、やはり外務大臣が今日出席できるのかできないのか。それから明日の連合審査のことは、明日といいますか、連合審査の要求に対しては委員会としておきめになつたのですか。

○委員長（佐藤尚武君）　それはこれから……。

○曾祢益君　それの際にこの前のこの委員会の意向として、連合審査は結構であるけれども、委員会として外務大

臣に質問したいという点は残つておると思うのです。今日のこの政府委員からの説明聽取のほかにですね。それとの関連においてこの問題を考えて行く必要があろうかと思います。従いましても一遍申上げますと、政府委員からの説明聽取には、そういう経過ならば異議は申立てません。併し今日外務大臣が出られるのか出られんのか。何時頃なら出られるのか。出られるなら今日外務大臣に対する質疑をやつて頂きたい。そうでないとすればそれには外務大臣が出てやるのかやらないのか。若し出てやるというなら、やはりこの前の委員会の意思のように、その前に外務委員会として、外務大臣が今日来られなければ明日でも、先にやるのが順序ではないか。その点を一つお諮り願いたいと思います。

○羽生三七君　私も曾祢委員と大体同感でありまして、今日は外務大臣が出られなければ小瀧政務次官その他政府当局者から、この政府のとつておる態度なり、或いは被害の実害の状況なり、そういう事務的な報告を承わることに異議はないわけです。それを済ましたあと、本日の外務大臣の予定、或いは明日の予定を承わつて、他の関係委員会からの連合委員会を開く前に、外務委員会としての態度を、外務大臣出席の下に決定した上で、連合委員会に臨むほうが筋だと思いますので、只今の曾祢委員の動議については、我々も大体同感であります。

○委員長(佐藤尚武君)　皆さん只今曾祢委員並びに羽生委員からお聞きの通りの御意見でありますが、皆さんがたもこれに御異議ないと思いますが、如何でございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに取計らうことにいたしまして、今すぐ外務大臣が本日何時頃こちらに出席ができるかどうかということをつきとめ、それから明日厚生委員長が主となつて開かれまする連合委員会に先立つて外務委員会を開くということ、そこに外務大臣の出席を求めるということ、これだけを一つ直ぐ交渉してみたいと思います。

○佐多忠隆君　ただ今日出席できるかできないかを都合を聞くのでなくて、今日調整さしくりしてこつちにも出てもらいたいという要求をして頂きたいのです。もう今朝からずつと衆議院ではやつておるのだから、すべて衆議院が今日終日独占をしなければならんということもないだろう。その点は適当に調整してこつちにも必ず義務として出てもらいたい。それを要求して頂きたい。

○委員長(佐藤尚武君)　但し、その要求も結構でありますけれども、私が多少のゆとりを持たなければなるまいと思いますことは、衆議院の外務委員会では本日朝からMSAの問題をやつて今日中に委員会として上げたいという意向の下に集つておるようでありまして、午後も討議を継続するということでありますから、にできるだけ練合してこちらにも出てもらいたいということぐらいならば結構だと思いますが、是非こつちにも出てもらいたいということであればどうかしらと思いまして、多少のゆとりを持つておきたいと思うのであります。ということは、朝から向うはやつていて、そうして継続しておるのでありますからして、そうして問題が問題だけに、無理にこつちに来てもらうということもどうかと思いますし、そういう点で衆議院との間にいざこざの起きることも余り好ましくないと思いますから、できるだけこちらにも都合してもらいたいということぐらいで御了承を得たいと思いますが、早速それでは……。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君)　それでは速記をつけて下さい。事実問題を先に説明して頂くことにしまして、海上保安庁島居次長から事の経過を御説明を願いまして、それからあとで外務省側に対してアメリカとの交渉の経過等についての御説明を願いたいと思います。どうぞ島居海上保安庁次長お願いいたします。

○政府委員(島居辰次郎君)　それではもう御存じかと思いますが、一応重点だけ簡単に御説明いたします。ビキニ環礁附近の立入禁止の問題につきましては、従来三回に亘つて私のほうから航路告示で注意をやつておるのであります。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回は昭和二十七年十一月一日であります。これは北緯十度十五分から十二度四十五分まで、東経百六十度三十五分から百六十三度五十五分まで。第三回は昭和二十八年十月十日でありまして、これは少し東のほうに拡大されまして、北緯のほうは同じでありますが、北緯十度十五分から十二度四十五分、東経百六十度三十五分からこれが拡がりまして百六十六度十六分、こういうふうな立入禁止のことを航路告示で発表しておるのであります。そこで今度の事件のことでございますが、この第五福龍丸の一番重要な点は、遭難した位置がどこであつたかということが最大重点問題でございますが、これは私のほうでその航海日誌、天測計算いたしたものと、漁撈日誌及び乗組員の供述を総合いたしまして慎重に調査したのであります。これは三月一日の午前三時四十二分現地で天測を行なつております。その直後十分間北東に航走いたしまして、機関を停止して約二十分間漂流したときに閃光を認めていますので、丁度午前四時十二分頃と推定いたしておるのであります。この遭難のつまり閃光を認めました位置はおおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一というふうに決定いたしたのであります。そこで、この位置の決定は、天測をやりました漁撈長、これは非常に熟練な者でございまして、その速度の練度というものは非常に正確であり、又時計とか或いは天測を実施いたしましたときの天象とか気象の状況も申分のない明け方のときにやつたのでありまして、非常にいい状況であります。又その天体とか或いはすべて次体通常測ります好条件のときにやつてあるので、この天測の状況は確実なものと認められます。又その天測の計算も改竄したかどうかという点につきましても、改竄した痕跡もございませんので、信用を置けると我々も発表したわけであります。これが重大な問題でございまして、その後これに関連いたしまして、私のほうといたしましては、外務次官宛にその第五福龍丸の遭難の調査を報告いたしますと同時に、次の大体三項目に亘りましてアメリカ側のほうへこういう要望をしてもらいたいということを申出ておるのであります。その第一は、米国が太平洋諸島信託統治協定の条項によりまして立入禁止区域を設定した場合は、又公海に危険区域を設定した場合には通報を受けるように措置する、第二は危険区域が予想外に今回のように広い範囲であるように考えられますので、アメリカ側が試験を実際に実施する場合には、あらかじめ直前でなくて、十分に余裕を以て通報を受けるように措置してもらいたい。第三番目には、アメリカが試験を実施する場合には、危険が予想される海面に所在する船舶に直接警告を発する万全の措置をとるように要請してもらいたい、こういうふうな希望を以ちまして、外務省のほうへ報告しておるようなわけであります。

その後、先般来第五福龍丸について安藤国務大臣を議長といたしまして善後処理の委員会ができたのであります。海上保安庁のほうといたしましては、重要なる使命は今までの位置でございまして、果しておるのでありますが、今後の問題といたしましては、現在船舶が焼津におりますが、秘密保持の関係もございますし、これは将来大体文部省の研究の対象として文部省のほうで買上げになるというふうな方向に向いておるようでありますが、この船をいつまでも焼津に置くわけにも参りませんので、どこかへ持つて行かなければならないということでありますが、これは文部省のほうでいろ〳〵お考え頂いて、そのときには私のほうとしてできるだけ御協力を申上げたい、こういうふうな関係なのであります。以上海上保安庁に関係いたします重点

のあるところをかいつまんで申上げたようなわけであります。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでの経過は大体御承知と思いますが、順序として申しますと、三月の十六日に在京米国大使館及び在米井口大使を通じまして、この事件についての先方の承知している実情及び当時如何なる警戒措置をとつておつたかということについて照会いたしておるのであります。その翌日になりまして、まだ関係各省から確報がないから正式の回答はできないが、できるだけ速かに調査の結果日本側へ通報しようということを言つて参つたのであります。併しその後、中間的に先方が調べました結果によつてどの程度まで魚類に被害が及ぶかとか、海流がどうとかいうような点、新聞にもすでに発表せられたところでございますが、これは、二十四日に参つております。同時に新聞にも発表いたしたのであります。それ以外詳細はまだ日本側に届いておりません。この十六日の申入につきまして、翌日十七日にこれも本会議ですでに御報告申し上げたと思いますが、ハル司令官から大臣宛に医療とか或いは病院の施設の利用とかするというような点については十分協力しようという申出がありましたし、アリソン大使からも同様な申出が外務省に対して行われ、同時に日本の調査には十分協力する意思があるから、必要な点を申出してもらいたいという趣旨のことを申して参つたのであります。同時に又国務省の声明といたしまして、若し米国側に責任があるということがはつきりすれば、十分補償をする用意があるということも井口大使を通じ、又在京大使館を通じて日本側に申して来た次第でございます。それから十九日には、これも今論議の対象になつております危険区域の拡大につきまして、先方で声明いたしますると同時に、在米日本大使館を通じ、又当地にあるアメリカ大使館を通じて、この危険区域拡大の通報があつたわけであります。その後先方からアイゼンバッド博士がやつて参りまして、先ほどの報告にもありましたように、二十四日から日米間でいろ〳〵話合をするということになつて参りまして、更に土曜日二十七日には日本側でいろ〳〵調査いたしました結果を書き物にして奥村次官からアリソン大使にこれを通報し、そして日本の船舶が明らかにこれまでアメリカの示しておつた危険区域の外にあつたという点も明白にし、これを同時に新聞にも公表いたしたのであります。先に申しました危険区域の拡大につきましては、いろいろその影響するところが大きいので、関係各省又専門家とも話合いまして、日本側の漁業がどれだけ影響を受けるか、又如何なる措置を米国側に要求すべきかということもいろ〳〵検討せられておりまするので、この点につきましては随時在京の米国大使館にも日本側における審議の状況を伝え、そしてこの危険区域が成るべく日本の漁業に悪影響を与えないように区域を最小限度にとどめる。又期間も最小限度にするように、又実験の行われる前とか、或いはその後も成るべく早い時期のうちにこれを解除するようにというような趣旨の希望のあることも十分向うに伝えております。が併し、もつと正式な形においてこの点を取上げるべく、外務省としては十分準備を整えるべく検討いたしておりまするから、こうした正式の申入れも近くこれを行うようになるだろうというのが現在までの経過の概略でございます。

○委員長（佐藤尚武君）　一応の御説明を承わりましたが、両政府委員に対しての御質疑のおありになるかたはどうぞ御発言をお願いいたします。

○園伊能君　政府委員に一つ伺いたいと思いますが、この漁場の御説明の点に関連いたしまして、従来アメリカが太平洋信託統治区域でやつております原爆の試験というものは、どういうまあ国際的了解と言いますか、或いは国際公法上の形において行なつているものでございますか。その辺御説明できたら伺わして頂きたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この太平洋における米国の信託統治地域で閉鎖区域が設けられましたのは一九四七年であります。これは先方も一応一九五二年の九月の十八日に日本側に対して、あの危険区域に入つて来る船もあるようだが、注意させるように通報してもらいたいという日本側に対する文書の中でも指摘してありまするように、旧日本委任統治諸島に関する米国信託統治協定の第十三条を引用しているのであります。併しこれはクローズド・エリアの問題でありまして、私どもが今非常に問題にしているところの危険区域というものは、閉鎖区域を設けまして、この戦略地域において御指摘の原子実験が行われる際、その近辺が危険であるということから一種の予備的な警告の意味を以て一九四八年に米国が設けて、これを国際水路会議の規定に基いて各国へ通報するということにその端を発しているわけであります。これのアメリカの統治区域においては、アメリカとしては絶対権を持つているという関係から、そこにおいて殊に戦略、区域としてこれを使うようになりましたから、その実験においてはできるだけ危険が漁業とか或いは航海する船舶に及ばないような措置を講じつつ、そうした実験をするということになりますれば、あたかも海軍が公海上において演習をする場合と同じようなものとも考えられまするので、これに対しては米国としては当然権利を持つていると解釈して差支えないだろうと考えます。併し原爆の実験は海軍の演習などと違つて非常な大規模のものであり、又その及ぼす影響、その危険というものも非常に大きなものでありますから、これを過去の例にとつて論ずるということは非常にむずかしいと思いますけれども、とにかく十分な警戒措置をとり公海の自由を著しく妨げるというような方法でなければ、これまでの演習とかいうような例から考えましても、直ちにこれは不当であるというようなことは主張しにくいだろうというように私どもは解釈しております。

○園伊能君　今の場合の公海における演習、まあそれに類似したケースとお考えになつているようでありますが、その場合そのことが信託統治区域においては合法であるとして、その通報というものはどうして発せられているのか、これは国際水路会議というようなものに通告することによつて世界的通報として成り立つものでありますか、その点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　普通のこの種の危険については、国際間の慣例として水路会議というもので各国へ知らせる。日本にも過去にいろ〳〵例もあるようでありますが、こういうやり方をしております。但し本件に関して十分な警戒措置がとられたかどうかということにつきましては、私どもも非常な疑問を持つておるものでありまするから、従いまして去る十六日に米国側へ出しました文書においても、一体如何なる警戒措置をとつておるか、危険区域があるということは日本側にも通報されており十分承知しておりますけれども、それだけでは十分でないと思うので、如何なる警戒措置をとつたかということを突つ込んで聞いておるわけであります。当時新聞等ではB29が飛んでいたとか無電を使つて通告したはずだとかいうように報じておりますけれども、これに対してはつきりした正式の回答は参つておりません。危険区域というものは一種の第一次的な通告の意味を持つておるものであつて、それで直ちに十分なる通告が与えられておるというように解釈すべきでないという外務省としての考えを持つております。

○高良とみ君　その信託委任統治地区であるから、特にこれに関して閉鎖区域を宣言する特権があるというように、それは二つ結び付けて考えてよろしいのか或いはどこでも自分の水域なり何なりにおいては、やはりそういうクローズド・エリアを作ることは公海のどの海上であつても海軍の演習と同じようにできるのか、その点御説明を願います。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域を設けましたときには、アメリカ側は国連の安保理事会のほうへも通報いた

しております。これはどこの国でも国内で演習が行われるような、まあそれと比較するのは穏当を欠くかも知れませんが、平時における演習と同じような意味を以ちまして、その領土内で行われたものというふうに見て差支えなかろうと存じます。行われるところはその領土内で行われたものでありますが、それが公海を非常に大きく危険にする、例えば太平洋が全部非常な危険にさらされるというようなことになれば、これは勿論不当であるというべきであり、殊に他の国、第三国に重大な影響を与えるということになれば、それの妥当性についてはいろ〳〵論議すべき点があるだろうと思いますが、米国からの情報によりましても、あの際は予想以上の爆発をしたのだというようにも出ておりますので、最初はそれほど広い公海に向つて危険が生ずるということは予期しないで実験したものではなかろうかというふうに考えております。

○高良とみ君　少しあとに戻りますが、日本が信託委任統治をしていたときでも、クローズド・エリアを宣言していたものでしょうか。そから第二には、それを一九四七年に宣言したときに、安保理事会へ報告したということは、そのクローズド・エリアを作る場合には安保理事会がこれを承認するとそれができるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　国際信託統治制度というのがございまするが、その八十二条に戦略地域に関する規定がございます。それから八十七条の規定もございまして、これは戦略区域に関して安全保障理事会の任務がございまするので、この規定に基いて安保理事会のほうへ通告したということになるわけであります。

○高良とみ君　そうすると、その戦略区域というものをもう少し御説明願いたいのです。それは半永久的なものか、永久的なものか、一時的なものか。

○政府委員（小瀧彬君）　この国際信託統治制度の考えから言えば、これは永久的な考えであろうと存じます。八十二条では「いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む戦略地区を指定することができる。」こういうように書いてあるのであります。

○高良とみ君　そうしますと、それは指定すると共によその国の船舶はその地域は通つてはいけない、クローズド完全に閉鎖した地域であると了解してよろしうございますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖地域に対しては一応国連の委員会のメンバーも入つて行けない特別な許可を得なければならんということになつております。それは併しその領土領海に関するものでありまして、私どもが今問題にしておる危険区域のほうはその周辺を取巻く所、今度拡張いたしましたけれども、その前に最初に設けられました危険区域は、東西が二百マイル、南北が百五十マイルのものであつたのであります。これは入つてはならない、外国人の入るのを排除するような区域ではないが、危険だから注意してもらいたいという趣旨のものでありまして、排他的な権利、国際法上の権利を主張するというような趣旨のものではなく、先ほども申しましたように警戒してもらいたいという区域、という意味においてこれだけの水域を危険区域と指定したものと理解いたします。

○高良とみ君　そうしますと今度の拡大区域は、ほかのことはおいておくとしても、すぐの問題で、それはやはり安保理事会へ通告した範囲よりは遙かに広くなつておるわけなのですが、それに対しては国連は何も発言権がないと考えていいのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　先ほども申しましたように、閉鎖区域というのはこの危険区域の中にある極めて小さな部分でありまして、この危険区域について安保理事会へ通報したと申したのではございません。閉鎖区域へ戦略区域を指定してそれを通報したというだけでありまして、この一九四八年の場合でも危険区域については別段国連の安保理事会には通報していないはずであります。同様に今度もこの拡大された危険区域についても安保理事会への通報ということはなかつたはずでございます。

○高良とみ君　そうすると一つ〳〵問題を片付けて行きたいと思うんですが、いわゆるその閉鎖区域に入つていたという疑いの下に、何かスパイではないかというような声が一部に起つたと考えていいですか。それとも危険区域といつた中へ入つたからそういう声が出たのですか、どちらですか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域のほうは入つたはずはないのであります。これは非常に危険な所であるし、又向うも入れてくれないはずであります。スパイ云々というのは一部と申しまするか、アメリカの議員でそういうことを発言した人もあるようでありますけれども、少くとも閉鎖区域へ入つたということを疑つたためではないものと私どもは考えております。

○高良とみ君　そうしますと、国連の原子力委員会はこれに対して今までどういうふうな見解を或いは何か意思表示のようなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員会のほうがこれにもつと重大な関心をもつているのか、どちらだつたでしようか、お伺いいたします。

○政府委員（小瀧彬君）　御承知のようにこれまで国連には原子力委員会というものございましたけれども、一九五一年からは原子力委員会というものでなしに、軍縮委員会というのがこの原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありますので実際上はこの委員会というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませんけれども、第八回の国連総会でもこの軍縮委員会の下に小委員会を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありますが、今後情勢の進展に応じましてそういうことを取扱うようになるかと思いまするが、今までのところは国連においてはいろ〳〵バルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりません。殊にビキニにおける実験というものはアメリカの原子力委員会が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつているのでありまして国連とは直接関係はないのであります。

○高良とみ君　そうしますと、最後の結論的な問題なんですが、この原子力の国際管理を希望するという声が日本の国会から出るとしますと、これに対して同調的な声を出し得る方面と、それからもう一つはソビエット圏のほうの原子力兵器の禁止ということの線が英国その他からもいろ〳〵出ているようでありますが、若しもこれに対して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するというふうな場合には、日本がそのどちら側かの原子力の処置についての要望をするというようなことは国際的に非常に影響するところが多いと思いになりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が国連のほうへ申出るということになれば、これは国連の事務総長のほうへ申出るということになるわけであります。が併し日本は国連の加盟国でもございませんので、そこで直接発言するということは期待できませんが、併しこの国連の委員会でどこが取上げるかということになれば、若しそういうように国連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具体的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員会というほうに付託されることになるだろうと存じます。が併しこの問題で最も大きな発言力を持つておりまするのは安保理事会のメンバー、理事国と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、従来原子力に関する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだろうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君　これは情報として伺いたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの当局とが原子力のことについて平和的利用か何かそれについて話合をしているわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

うことはよその国同士の話合であるから、今後ジュネーブの、或いはその他のアイゼンハワーが申出したそのことについての結論はなか〳〵前途遼遠で、直接の実験などにも両方の話が歩み寄ることはできないというようなお見通しですか、どんなでございましょう。

○政府委員（小瀧彬君）　我々といたしましては勿論米ソ間に話合がつきまして、先ず平和的に問題が解決されるようになつて原子力というものが国際管理され、大量殺りくのための兵器というものが使用せられないようになることを熱望してやまないわけでありますけれども、今米ソ間でどの程度に話が進んでおるかということについて在外の公館からの情報にも新らしいものがございませんので何とも申上げることができません。

○高良とみ君　そうしますと、もう私どもはこの問題はただ日本が国連に参加していないからというようなことで遠慮しておるべきでない。つまりそういう国際政治とか外交とかいうものになると人類の、まあ人道的な見地に立てばこの地球上に住んでいる誰もがこれに対してこうであつたからこんなふうに世界に訴えるという義務のあるものと考えておるわけですよ。それで、その点から言いまして、それは今国際情勢がこんなふうですからなかなかこれを受入れてくれる機関がないといたしましても、成るべくどちらの主張にもよらないような事実上素朴な、これら苦しんだ漁民その他の要望として、又原子力の連鎖反応などのことから考えても人道的に訴うべきだと思うのですが、これは、お伺いしたいのは何か新聞報道によりますると、せめるわけではありませんが、岡崎外務大臣の話に、アメリカがこの実験をしていることは、これは自由主義諸国の戦略上の必要からであるから、これに対して日本がとやかく申すべき筋ではないというような意向が外務省にあるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　原子兵器、大量殺りくの兵器というものが使用禁止になることはこれは我々も希望してやまないところでありまするし、御指摘のように人道的な立場から見まして是非そうしたいことを熱望するわけであります。が併しそういう話合がつかない際にこの自由主義国家群のほうにおいてのみそうした実験を禁止してしまうということになれば非常に片手落になり、そうするということは却つて戦争を誘発することになるかも知れないという虞れがある点を外務大臣は指摘されたものと存じます。双方でとめるならばいいが、片一方だけでやめてしまうということになれば今いろ〳〵平和的な気分が出たと申しましても、それがくつがえるかも知れないというのが私どもの考えであります。勿論現在のこの平和的なきざしが多少出ているということには、もとよりソ連の内情とか或いは衛星国のいろんな内部の関係というものもあるかも知れませんが、何といたしましてもNATOの諸国の協力が進みEDCというような機構が実現しようということになつているということが相当影響しているものと私どもは考えております。この際こちらのほうが全然国際管理方式もないのに一方的に防衛というものをなくしてしまうということになつたらば、却つて世界の平和を攪乱するようなことが起るかも知れないということが恐れられる、これが岡崎大臣の答弁の気持であろうと思います。

○高良とみ君　なお伺いますが、私どもはこの日本の水爆の被害については各国が随分注意しておると思うのです。併し英国あたりが一番反応がはつきり出て来ますが、日本から海外向け放送等は先日ちよつと調べたんですが、極く少しの線しか出ておらないのではないか。そこでその点どのくらいまで在外公館へもこんな実情であつたとか、或いは日本の海外放送を持つているNHKなどを通して相当な事実が世界各国へ知らされているのかどうか、その点お伺いしたい。

○政府委員（小瀧彬君）　言論機関とか放送の機関を政府はコントロールしておるわけではありませんから、それに指令することは勿論いたさないわけであります。が、併し正確なる情報を在外各公館へ流すように努力いたしておるのであります。今のお話では余り外へ出ていないようにおつしやいまするけれども、アメリカは直接関係国でありまするから相当いろ〳〵な日本からの情報が行つておるようでありまするし、ニュー・ヨーク・タイムスとかタイムズとかいうようなものもいろ〳〵書き立てているし、今度の事件に関連しては日本の機関を通じなくても、丁度日本に参つております多数の新聞記者等もございまするので、こういう連中が日本から相当報道いたしておるのじやないかと存じます。併し外務省といたしましては勿論できるだけ正しい情報を各在外公館へ送るように努力いたしておる次第でございます。

○高良とみ君　海外向けの放送のことなんですが、実際に電報や通信その他のものは出るにいたしましても、放送について一つ申しますならばそういう設備がないという点もございましようが、NHKに海外放送がありましてそのなかに余りないと了解いたしますが、それはほかにそういう施設はないと了承して間違いありませんか。そうすると、その他はもう自由な通信機関を通してやるよりほかに方法がない。まあ今度の場合のようなのは極く一部分でございますが、もつと危険なことが起つて来てもそういういろ〳〵な通信機関の人の手を通すよりはかに、国民が世界に日本の実情を訴えることはできないとしたら、NHKの任務は非常に大きいわけでありますが、そういう点についてどういうふうにしておられますか、伺いたいのですが。

○政府委員（小瀧彬君）　NHKは政府の宣伝機関でも何でもない独立したものでございまして、こうした問題に政府として干渉することはできない次第であります。

○杉原荒太君　さつき海上保安庁のかたが言われた外務省のほうに三つのことを申入れるということであつたが、それを聞いて私は随分驚いたんです。今更そういうことを申入れるということは非常に奇異に感ずるのです。そういう三つのことなどはとつくに初めからそういうことははつきりしておらなければならんことだと思う。どうしてそういうふうになつておるか。そうして又それについて外務省からどうされたという報告もなかつたが、一体今それはどうしているか。

○政府委員（小瀧彬君）　外務省では最初にも申しましたように、今海上保安庁から挙げられました危険海面への警告というようなこと、これなどは最初から当然向うがなすべきものと考えましてこの事件が起ると早速先方へ申入れました。三月十六日にもそうした点はすでに指摘いたしているのであります。その後もいろ〳〵特に又危険区域の拡大につきましては日本側として意見があるので、随時先方と話合をし、日本側のいろ〳〵の意向、特に漁業の保護、漁民の安全を期する、成るべく航海日数などが長くならないように、区域をできるだけ日本側に影響の少いようにという趣旨からいろ〳〵の申入れをしておることはすでに申述べた通りでございます。

○杉原荒太君　それからもう一つ、いわゆるこの危険区域というのは、つまりその実験をやるときだけ指定されておるというのじやなくて、一年中しよつちゆう危険区域として指定されておるものなのか。それからもう一つは、若し然りとせば、或いはそうでなくてもその区域の範囲は、前の原爆の実験をやつたとき、今度のは水爆と推定せられるのだが、その水爆実験とどう違つておるか、範囲、広狭ですね。

○政府委員（小瀧彬君）　こちらの希望から言えば、成るべく実験が行われるとき及びそれ以後実際の害がなくなる時期まで、できるだけ短い期間にしてもらいたいということは勿論でありますが、これまでの経験を申しますならば、一九四八年に向うが設定いたしました危険区域二百海里に百五十海里というのは、これはずつと今日まで存続したわけであります。但しその後拡張されまして、最初はエニウエトクの周

辺でありましたが、その後昨年の十月に至りましてビキニの区域をも含んでこの危険区域を大きくしたのであります。それで東西三百五十海里、それから南北は従来通りの百五十海里というふうに拡張されたのであります。が、併しこれは一時的なものでなしに、ずつとこれだけを危険区域とするということにいたしておりました。ただ今度通告して参りました危険区域は、それは六月までということになつておりますので、これは一応時期が限られておりますから、これまでの危険区域とは多少意味の違つたものの形式になつたわけであります。

原爆と水爆とその双方の実験の性質が違つた場合において、危険区域に対する取扱ぶりが違つたか、何らかの相違があつたかという御質問ですが、この点については今までのところずつと継続的に危険区域を指定しておりましたが、何らそうした別段の差違というものは私どもとしては認めることはできなかつたわけであります。

○杉原荒太君　危険区域の点はそうですけれども、もう一つ、今度現実に実験をする場合には、何月何日というようなことは言わなくても、或いは近く実験をするというようなことは通報があつたのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでのところはそういう通報は全然行われておりません。

○杉原荒太君　そうしますと、つまり何らかのそこにこつちで認める徴候がなければ実験しておるかどうかもわからんのですね。そうしますと非常にそこに、わからんだけにいろ〳〵の危険性に対する臆測不安も非常に多いと思いますが、一方この点誰しも非常にまぐろというものに不安を感じている。これは必要な警戒はせねばならんと共に、不必要に不安を感じておるというようなこともあるのじやないかとも思うが、併し政府でその辺のところに対してどういうふうな今措置をとつておられるか、とらんとしておられるか。これは外務省の管轄じやなかろうけれども、そういうことは又はつきりとしたものが取れるものかどうか。

○委員長（佐藤尚武君）　申上げますが、厚生省の公衆衛生局の環境衛生部長楠本正康君が来られておりますからそちらのほうにお尋ね頂きたい。

○政府委員（楠本正康君）　お答え申上げますが、私どもは現在南方諸地域から入ります遠洋漁業の漁獲品につきましてはこれを五港に集結をいたしまして、国の検査官を派遣いたしまして逐次厳格な検査を実施いたしております。その結果現在まですでに百万貫余り、船にいたしまして九十隻余りを厳密に検査をいたしております。この結果現在までのところは、百万貫余りの漁類について何ら支障はありません。従つてかような点から考えますと、南方諸地域の魚というものがそれほど心配する必要はないんではなかろうかとかように考えております。

なお現在は精密な検査をいたしました結果、それ〴〵国の責任におきまして、安全を保証いたします検印をして陸揚をいたしております。従つて現在市販その他に出ております魚は全部検査済みの安全なものとお考え頂いて結構でございます。

○佐多忠隆君　どうもお話を聞いていてよくわからないんですが、もう一遍確かめておきたいと思いますが、海上保安庁から申入れられた三点というのは、特に第一はどういうことなんですか。ちよつとそれを伺いたい。

○政府委員（島居辰次郎君）　米国が太平洋諸島信託統治協定の条項に従つて立入禁止区域を設定した場合、及び公海における危険区域を設定した場合通報を受けるように措置する、こういう意味でございます。第二、第三申上げましようか。

○佐多忠隆君　いや、そうしますと、その場合に立入禁止区域というのは閉鎖区域のことなんですか。

○政府委員（島居辰次郎君）　さようでございます。ここの意味は閉鎖区域であります。

○佐多忠隆君　二十六年二月十日、二十七年十一月一日にさつきの御説明だと立入禁止区域としての告示があつたから、それに基いて告示をしたというお話のように聞いたのですが、その場合に立入禁止区域として扱われたのは閉鎖区域の意味でやられたのですか、そうでなくて危険区域として告示をされたのか、どつちなんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　立入禁止区域というのは閉鎖区域でありましたが、日本としては危険区域のほうを告示しているのであります。

○佐多忠隆君　そうすると勿論立入禁止等々としては扱つておらないわけですね、閉鎖区域というのは。その立入禁止区域というのはあいまいなんですが、どつちなのか、危険区域の場合のようでもあるし、或いは閉鎖地域の場合のようでもあるし。

○政府委員（島居辰次郎君）　これは原文ではデインジヤー・エリアだつたのですが、この航路告示においてはこの危険ということを強く考えて、私のほうで立入禁止という言葉は的確じやなかつたかと思いますが、そういうふうに当時使つているのであります。

○佐多忠隆君　そこに一つ問題があると思いますが、その問題は後にするとして、それだけ三つの申入をすべきだということを海上保安庁から外務省或いは連合委員会ですか、そこへ申入れられたと思うんですが、それに対して外務省はその通りにアメリカ側に正確に申入をされているのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　今海上保安庁の指摘されました、例えば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからそうするということを言つて参つております。こういう話合をした都度日本にあるアメリカ大使館にいろ〳〵話合をして参りました関係もありまするので、三点のごときは直接警告を発する、安全の措置を取るということは向うでも取り行うということを言つて来ております。それからこの第二の点は後から行くようでありますが、あらかじめ十分余裕を以て通報を受けられるように措置するということも、これはもうすでに話合に上つていることでございます。それから第一の危険区域を設定した場合には通報を受けるよう措置する、事実これまで通報して来ているのでありまして、私どもの考えでは今の海上保安庁から指摘せられました以上のことを話合わなければ本当に日本側での希望していることを達成することはできないのじやないかというように考えられまするので、この三点のみならず、更にいろ〳〵な考慮いたしてすでに話合をいたしております。ただ併し正式な申入をいたしますのにはこれまでの調査の結果及び又先方で実験をする場合、ただ危険区域を狭くしろといつて万が一にも非常な惨事を繰返すようなことがあつてはいけないので、そうしたいろ〳〵な点を十分考慮に入れる必要がありますので、調査の進行と相待つてもつと具体的な申入をいたそうと現に検討中でありまするが、この申入は極めて近い中に正式にいたす考えでおります。

○佐多忠隆君　今のお話だと、海上保安庁からは申入があつたんだけれども、その一つ〳〵についてはすでにアメリカ側で措置をしているので、正式な申入等はしていないというようなお話だと思うんですがどうもそれは成るほど危険区域拡大の声明は六月までというような通報を最近にやつて来たかも知れないけれども、それ以外の通報というようなものはそう正確になされていないんじやないか。それから仮に向うは向うでどういうことをやつたにしてももつと速くこつちからそういう要求は海上保安庁の申入があるまでもなく、もつと外務省自体が遅滞なくそういう申入をしておらなければならなかつたはずだと思うんですが、そういう点非常に疑問とするところなんです。殊に第一点の海上保安庁の危険区域を設定した場合に通報を受けるというのは、これはどうもこの間からの説明によると何も直接に通報を受けているのではなくて、向うの航路告示ですか何ですか、そういうものがあつたのをば、ただ海上保安庁は好意的にそういう報告があるからといつて、こつちからの正式な通報は受けていないとい

うふうなお話、報告だったと思うのですが、そこは正確にはどうなんですか、先第一点。

○政府委員（小瀧彬君）　その通報は外交的なチャンネルを通じての通報ということになりますれば、この事件が起ります前までは一度一昨年あった以外は水路部の告示というものでやっていることは御指摘の通りであります。これは国際水路会議の規定によりまして、どこの国でも演習をやるときとか危険があるときは、随時世界各国に通報しなければならない関係があって、この規定によって通報が行われるわけであります。今度の事件が起りますまでは御指摘の通りであります。併し今回拡大せられるという際には在来の日本大使にも正式に通報して参っておりますし、又当地に大使館からも申して来ているというのがこれまでの経緯であります。

○曾弥益君　ちよっとその点に関連して、この海上保安庁としては、例えば日本の領海から公海に向けてこれはアメリカ軍がやっておることでもあるけれども、行政協定等に基いて射撃のあれなんかありますね。その危険区域がある。これらに対してはどういうふうに措置しておられるか、これは非常に大きな問題だと思うのです。信託統治協定第十三条の閉鎖区域というものと、いわゆる危険区域というものが何だか法的にごしゃ〳〵したようなあれで、国民に政府の公示に当っては、危険区域を立入禁止区域なんかという、何か立入ってはいけないというような、何か半面から言えば入ったらこっちが損だ、区域の設定した者には責任ないそと言わんばかりのことを公示するということであって、非常に適当でなかったことであって、非常に適当でなかったと思うのですが、それに対して日本側としてやるべき、日本の沿海から日本附近の公海に対しての、今申上げたようなアメリカの射撃場等についての水路の告示的なものはどういうふうに通報しているか、立入禁止区域というような言葉を使っておる、その点はどうですか。

○政府委員（楠本正康君）　私どもとしては航路告示というものを以ちまして、これは国際水路会議の決議事項中にあるのでありますが、これで国によってはここにございますが、こういうもので月刊で出しておりますが、私のほうとしては週間に出している。なおその都度私どものほうの無線、ＮＨＫの放送を通じまして、その都度打合わせることになっておるわけであります。

○曾弥益君　何という名前ですか、何区域、それは立入禁止区域、デインジャー・ゾーンですか。

○政府委員（楠本正康君）　常時のと一時のとあって危険区域という言葉を使っております。

○曾弥益君　危険区域、おかしいね。

○佐多忠隆君　そこで今の危険区域を告示する場合には、海上保安庁はその航路告示ですか、水路公示ですか、そういうものによって公示しておられるでしょう。今の申入をすべきだという海上保安庁のお話はそういうこともやるけれども、最も直接の利害関係の深いところには、単に一般的に告示をするだけでなく、その国に直接にやはり通報を受けたいという要求だろうと思うのです。そういう要求の申入は何ら取計らわれていないのじゃないか。或いは又さつきの第三点の直接の警戒通報をやってくれというようなお話でも、これも一つ〳〵の船について、直接に何か警戒の通報の措置をアメリカ側からとつて来るというようなお話じゃないかと思いますが、そういうことは何ら今までもなされていないし、今度もなされていない。未だなされていないのですが、さつきなされているようなお話ですが。

○政府委員（小瀧彬君）　今まではそういうことの申入をしたことはございません。だが併し今度はそういう申入をしまして、先方もあらゆる警戒措置をとるということを申しているのであります。

○佐多忠隆君　さつき申入をされたのは、三月十六日の申入は、実情とそれから警戒措置について、どういうことをやつたかということについて通報してくれという申入をされただけで、さつき海上保安庁が言つたような要求としての申入は何ら正式な御報告はない、ただいろ〳〵話合には出たということはおつしやつていられる。

○政府委員（小瀧彬君）　御指摘のように先ほど申ましたのはその事実を追求したわけであります。その後については書面として申出たことはございません。が併しこれは非常に不用意な申入をして、その結果却つて日本の漁船を危地におとしいれるというようなことがあつては大変でありますからして、よく検討し、今海上保安庁から指摘されたような点もその都度向うへ対して、東京の米国大使館を通じて話しておりまするし、在来の日本大使館へも電報でいろ〳〵申してやりまして、個個の問題をできるだけ速かに、そして過ちのないように解決して行くという措置をとつておるのであります。今の三点は実は最も皮相的な問題でありまして、それ以上に例えば話に乗つておりますす一つの問題をとりまするならば、まぐろの漁期は十一月から四月ごろまでであるから、そういうときを除くのも一つの考え方であります。いろいろ考え方がありますので、そうした点を詳細に話合つて、できるだけ危険の少いような方法、而も漁業を害しないような方法を考えて、そうした話合を進めておるというのがこれまでの経過であります。併しもつと正式な形において申入れする意向があることはさつき申述べた通りであります。

○佐多忠隆君　先ほどのお話によると、今あなたがたが正式に申入をしようとしていろ〳〵検討をしておられるのは、危険区域の拡大に関連して、日本側においてどういう影響があるかということをもう少し正確に測定をし、判断をし、それに基いて今の区域の問題なり、期間の問題なりについての正式な申入をしたいというお話だろうと思うのです。それはそれでいいから大いにうんと検討していい申入をして頂きたい。併しその前にそういう危険区域が拡大されようと、されまいともつと基本的に申入れなければならないのがさつき海上保安庁が言われた三点なのじやないか。それに対してもう少しつかり明確に、正確に、厳格に申入をされるなり、交渉をされる必要があるにかかわらず、それをうやむやにしておられるのはどうも納得が行かないのだが、それに対してどういうふうに措置されるのかということを聞いているんです。

○政府委員（小瀧彬君）　うやむやにしているのではなしに、この三点というのは日本側の満足するように殆んど解決せられつつあるということを申上げたわけであります。

○佐多忠隆君　従つて直接に警戒通報をその都度やるというようなことはちやんとそういう了解はできているんですか、どうも海上保安庁の要求とあなたのお答えとは違つていると思う。意思の疏通のできない、はつきりしていないようなことでお扱いになつていることが我々に対しては合点の行かん点なんです。

○政府委員（小瀧彬君）　今書面は持つて来させることにいたしますが、十分警戒措置をとるということは向うのほうからはつきり申して来ているのであります。

○佐多忠隆君　それじやその問題はあとで書面が来てからいたしますから。

　この危険区域の設定の問題ですが、これは公海における演習と同様に扱つて、合法的なものだと思うというようなお話ですが、併しそれは御説明にもありましたように、十分の警戒措置をとるということと同時に、公海の自由がそれによつて著しく害されない場合だと思うのです。ところが今設定をされている危険区域なるものは二十六年の二月十日に設定された。告示されたというやつ、或いは二十七年十一月一日、これは同じでしようが、更に範囲拡大がされた二十八年十月十日等々の区域の設定の仕方は、区域自体が非常に広範であるのみならず、期間が非常に長いために、これはもう公海の自由を著しく害していることは余りにも明瞭なんですね。その辺をどうお考えに

なつているのか、どう扱われるのか。

○政府委員（小瀧彬君）　この危険区域が非常に大きくなつて、日本の漁業に重大な影響を与える、又とつた魚が非常にもう食料に供せられないというふうなことになればこれは重大問題でありまするから、これに対処する措置が余然ないとすればやめてもらうということも当然考えなければならん点でありますが併し、先ほど高良さんにもお答えしておりますように、十分なる警戒措置がとられ、そうして非常に広範な、重要なる漁場を抑えるというようなことがないとすれば、一方においては日本は自由諸国家と協力して防衛力を増強しようという立場にあるわけでありますから、そうした面の要請というものとよく勘案して、そこに妥当な方法が見出されなければならないだろうと存じますが、そういう意味で今この危険区域というものがどれだけ本当に影響があるか、又如何にしたならば一番警戒をよくし、被害を少くし得るかというふうな点を研究している実情でございます。

なお先ほど私が申上げました点は、この十九日に危険区域拡大の布告をいたしました際にも、アメリカ側はこの布告の中ではつきりと述べているのであります。あらゆる可能な警戒措置は人命財産に被害を及ぼさないようにこれを実施する考えであるということをまあ最後の章で申述べております。このように最初から米国のほうへ私らが警戒措置のことを申述べると同時に、そうした意思を伝えましたからして、米国のほうでも十九日にすでにこうした声明を発したというような、状態でありますので、この点は十二分にアメリカ側へ伝わつているということを御了承願いたいと思います。

○高良とみ君　関連で申上げてみたいのですがよろしうございますか、先ほど御説明のあつたことを少し御拡大になつたようでありますが、そうするとお伺いしたいのは、水爆を使うことは自由諸国の防衛目的なんですか、それを而も日本の外務省が水爆を使うことは日本もその自由諸国であるから戦力を持たざるというその日本の憲法下における外務省がその水爆も又これも防衛措置として認めて、これには何にもいらないのだという考えに非常に拡大解釈があると思うのです。そこが私は日本としてはやはり限度があると思う。それを私伺つては非常に心外だと思うのですがね、どうです。そうしてアメリカでさえも人命というようなことを言つて来ているのですが、すでに戦略地域ということが私にはのみこめないものでありまするけれども、水爆を使うこともこれ又自由諸国の防衛なりというお説は今そういう方針なんですか。木村長官その他も本会議でも或いは予算委員会でも水爆は持たないつもりです、水爆についてはアメリカとも別に話合はありませんということで、私は日本じや水爆或いは原爆の使用に対しては、まだ日本としてこれが人道のためになるかどうかというようなことはまだきめていないのじやないかと考えておつたのですが、今御説明伺つてよくわかりません、どうです。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が水爆を使おうということでなしに、アメリカ側がこれを実験することについて危険が非常に大きい場合はいろ〳〵考えなければならない問題があり、いろ〳〵申入をしなければならないが、併しこの点については今検討中であるということを申上げたのでありまして、日本が水爆を使うということを申したのではございません。

○高良とみ君　勿論それは日本が使うものではない、持つていないでありましようけれども、それがこの自由諸国の防衛上であるからこれに対して何ら世界にも発言することはしないという、もうそれについて方針きまつたのですか、それとも御研究中なんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　アメリカの領土内において、或いはアメリカの統治している地域内においてこの種の兵器を実験することを完全にやめてもらいたいということは、日本の立場として現在原子力の国際管理というものが行われておらない現状においては申入れるべき筋合でないという点においては、これは政府の一致しておるところであります。ただその危険が先ほどから申しまするように非常に大きく漁業に影響があるという場合についてはその危険或いは被害というものをないようにして、できれば皆無にするような方法においてはつきりしてもらいたいということはこれは当然でありまするけれども、全部その実験をよせというようなことは我々としては申入れがたいという立場にあるわけであります。

○委員長（佐藤尚武君）　お諮りいたしますが、本会議のベルがなつたのでありまするが、我々のこの委員会は本会議中に開会の許可を得ておりませんので、本会議が始まりますと同時にこの委員会は休憩にしなければならんことになります。そこでお諮りを申上げたいのでありまするが、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります

ないかということをここできめて頂きたいと思います。

○曾祢益君　それはどこが主催になるのですか。こつちから申込むのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　厚生委員会からです。

○曾祢益君　こつちへ申込んで来たのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　そうです。

○曾祢益君　そうすればこれに反対する理由はないと思うから、連合委員会に賛成していいのじやないかと思います。併し現実に外務大臣が出られるかどうかわかりませんけれども、外務大臣のことを顧慮して明日はできないと認定する必要はないと思うから、朝外務委員会を開いて頂いて外務大臣を呼んでやる。それからそのあと、或いは午後に連合審査会を開く。こういうふうにおきめ願いたいと思います。

○委員長(佐藤尚武君)　そういうことでよろしうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに御決定を願います。

○高良とみ君　私の質問はまだ継続させて頂きますように、できましたら明日朝外務大臣来られたらすぐ……。

○委員長(佐藤尚武君)　時間が許せば……。時間が許さなかつたらそのときに又御相談申上げます。

ついでに申上げます。御参考までに申上げますが、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案は衆議院では外務委員会に付託になり、参議院では法務委員会に付託されました。本件について法務委員会と連合委員会を開く必要があるかどうかもお諮りしたいと思います。

○曾祢益君　これは開いてもらいたいですな。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君)　それでは法務委員会との連合委員会を開くということに御決定を願つたものといたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時四十六分散会

三月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願(第一九〇一号)(第一九三一号)

第一九〇一号　昭和二十九年三月十二日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内
安永沢太

紹介議員　松岡平市君　杉原荒太君

海外抑留同胞の積極的引揚促進対策として、(一)抑留当事国に対し具体的引揚の交渉を実施すること、(二)中共引揚打開のため中国紅十字会代表を招請すること、(三)調査究明業務の強化及びこれに伴う経費を確保すること、(四)政府の一方的推定に基く死亡処理を中止撤回すること、(五)南方各地域及び南朝鮮等における残留者を調査する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三一号　昭和二十九年三月十六日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる

紹介議員　村上義一君

この請願の趣旨は、第一九〇一号と同じである。

昭和二十九年四月十四日印刷
昭和二十九年四月十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院厚生・外務・文部・水産連合委員会会議録第一号

昭和二十九年三月三十日（火曜日）午後一時四十一分開会

委員氏名

厚生委員

委員長　上條　愛一君
理事大谷　瑩潤君　理事常岡　一郎君
理事藤原　道子君
高野　一夫君　谷口弥三郎君
中山　壽彦君　西岡　ハル君
横山　フク君　宇垣　一成君
服部　久忠君　竹中　勝男君
湯山　勇君　堂森　芳夫君
有馬　英二君

外務委員

委員長　佐藤　尚武君
委員
理事園　伊能君　理事佐多　忠隆君
理事曾祢　益君
鹿島守之助君　草葉　隆圓君
古池　信三君　西郷吉之助君
杉原　荒太君　梶原　茂嘉君
高良　とみ君　中田　吉雄君
羽生　三七君　加藤シヅエ君
鶴見　祐輔君

文部委員

委員長　川村　松助君
委員
理事剣木　亨弘君　理事加賀山之雄君
理事荒木正三郎君　理事相馬　助治君
雨森　常夫君　木村　守江君
田中　啓一君　中川　幸平君
吉田　萬次君　横川　信夫君
杉山　昌作君　高橋　道男君
安部キミ子君　高田なほ子君
永井純一郎君　石川　清一君
長谷部ひろ君　野本　品吉君
須藤　五郎君

水産委員

委員長　森崎　隆君
理事秋山俊一郎君　理事千田　正君
青山　正一君　平井　太郎君
野田　俊作君　森　八三一君
木下　源吾君　片岡　文重君
菊田　七平君

出席者は左の通り。

厚生委員

委員長　上條　愛一君
理事
大谷　瑩潤君
藤原　道子君
委員
高野　一夫君
中山　壽彦君
横山　フク君
湯山　勇君
堂森　芳夫君
有馬　英二君
園　伊能君
佐多　忠隆君
梶原　茂嘉君
高良　とみ君
西郷吉之助君
鹿島守之助君

外務委員

委員長　佐藤　尚武君
理事
委員
文部委員
委員長　川村　松助君
理事
剣木　亨弘君
加賀山之雄君

荒木正三郎君
相馬　助治君
委員
木村　守江君
横川　信夫君
田中　啓一君
雨森　常夫君
高橋　道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
永井純一郎君
須藤　五郎君
野本　品吉君

水産委員

委員長　森崎　隆君
理事
秋山俊一郎君
千田　正君
野田　俊作君
委員
大達　茂雄君
草葉　隆圓君

小瀧　彬君
中川　融君
稲田　清助君
楠本　正康君
清井　正君

常任委員会専門員　竹内　敏夫君
常任委員会専門員　工藤　英司君
常任委員会専門員　岡　章信君
常任委員会専門員　林　達麿君

参考人

東京教育大学理学部教授　朝永振一郎君
立教大学理学部教授　武谷　三男君
東京大学医学部教授　中泉　正徳君

国務大臣
文部大臣
厚生大臣
政府委員
外務政務次官
外務省アジア局長
文部省大学学術局長
厚生省公衆衛生局環境衛生部長
水産庁長官
事務局側
常任委員会専門員
常任委員会専門員
常任委員会専門員

草間　弘司君
多田　仁巳君
神田龍太郎君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

〔厚生委員長上條愛一君委員長席に着く〕

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生、外務、文部、水産の連合委員会を開きます。

皆さんの御了承を得まして、私が委員長の席に就くことをお許し願いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

只今から社会保障制度に関する調査の一環として、ビキニ被爆事件に関する調査を議題といたします。

本日はこの調査事件に関して、関係の各大臣の出席及び学術、医療の各権威者の御出席を願っております。先ず参考人の方に御意見を拝聴いたしたいと存じますが、一言御挨拶を申上げたいと存じます。

御承知のごとく、ビキニ被爆事件は我が国のみでなく、世界の注目を集めておりまして、我が国民の生命と生活に重大なる関係を有する問題でありまして、この調査については今回関係の厚生、外務、文部、水産等の各委員会が連合いたしましてこれを調査することになったのでありまして、今日その第一回の委員会を開き、原爆研究についての学術的立場からする御意見、及び医療の立場からの御意見を拝聴いたしたいと思いまして、お願いいたしましたところ、参考人の各位には、極めて御繁忙の折にもかかわらず、曲げて御出席を頂きまして誠に有難うございました。厚く感謝申上げます。（拍手）

あらかじめ文書でお願いいたしておきました通り、それ〴〵の立場から、何とぞ十分に御意見の発表を願いまして、本連合委員会の調査上の参考に資さして頂ければ幸いと存じている次第でございます。

では、これより参考人の方々から御発言を願うのでありまするが、時間の関係上、参考人全部の方々から御意見発表が済みました後に、各委員の御質疑を願うことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。それでは最初に東京教育大学理学部教授の朝永博士からお願いいたします。

○参考人（朝永振一郎君）　私今日参考人としてここへお招き頂いたのでございますけれども、率直に申しまして

私は甚だ適任でないかと存じます。と申しますのは、私は原子物理学を専門にしておりますけれども、この原子物理学もいろ〳〵ございまして、原子力、或いは原子爆弾の問題と非常に遠い……、私の専門は非常に遠いほうなんでございます。それでこの……、今お聞こえにならなかったかも知れませんが、今申上げましたことは、私の専門がこの同じ原子物理学と申しましても、原子力の方面とは余り関係のない分野でございますので、今日こちらへお招き頂きましても、余り皆様の御参考になるような意見を述べることができないのではないかと思うのでございます。つまりこの普通の常識的な考え方より以外に、余り権威のあるようなことは何も私持っておりませんです。で、ただこの原子力、或いはこの原子爆弾というようなものが如何に大きなエネルギーを出し、如何に危険なものであるかということを皆さんにお話する以外のことは何もできないと存じます。

で、この原子爆弾と申しますのは、只今までのところ、ウラニウム或いはプルトニウムを使いましたこの広島、長崎の型のものと、それから今回の実験はそういうのでなくて、水素爆弾であろう、そういう想像がされますのですが、その二種類の爆弾についてちょっと簡単に御説明したいと存じます。

でこのウラニウム、或いはプルトニウムを使いました爆弾、これはこの皆さん方に原子物理学の講義をするつもりはございませんですが、この原子のまん中にありますものを、原子の核とまあ言われる種のような、核と言われるものから出るエネルギーを、原子兵器はいずれも使っているのでございますけれども、この広島、長崎型のものは、この原子の核と申しますのはいろいろの種類の原子がございます。水素から始まりまして、ウラニウム、或いは更に最近まで一番軽い水素の原子から、一番重いウラニウム、プルトニウムというほうの原子、いろ〳〵な種類がございますが、その極端に重いほうのウラニウム、プルトニウム、そういう原子の原子核は非常にたくさんのエネルギーを自分自身持っております。でエネルギーを自分自身持っているということは、それが壊れまして、ほかの原子核に変化することができる。そしてそのときにエネルギーが外へ出て来る。そういう意味でございます。でこれに対しまして、軽いほうの水素の原子核は、それ自身はもうそれ以上壊れてエネルギーを出すということはできないのでありますけれども、今度これがヘリウムという原子核に、幾つかの水素原子の原子核と、それからそのほかに中性子というものがくっ付き合いますと、ヘリウムに変る。そのときにエネルギーが出て来る。

これは普通のこの我々が日常知っておりますエネルギーのやり取りの類推、アナロジーで参りますと、普通のエネルギーの源として用いられるのは、物を燃やすとか、いろ〳〵そういう化学変化を利用するのでありますが、これはこのやはり二種類の違いがございます。一つはこのエネルギーをたくさん持っております原子が分解いたしまして、その分解するときに外へエネルギーが出て来る。これは通常の火薬の爆発のような場合がそうであります。火薬の分子は相当複雑な分子でありますが、これが壊れまして、壊れるときに大量のエネルギーが出て来る。これはつまり分解によるエネルギーであります。それからもう一つは、化合によるエネルギー分解と逆に、簡単な分子がより複雑な分子に化合するときにエネルギーが出て来る。でこれは普通の燃焼のような場合、例えば炭素が酸素と化合して、炭酸ガスになる。そういうときに出て来るエネルギー、これが石炭を燃やすというようなときに得られるエネルギーでありまして、この類推で参りますと、このウラニウム、プルトニウム型のは、複雑なものが、より簡単なものに分解するときに出るエネルギーを使う。それから水素爆弾のほうは、簡単なものが複雑なものに結合するときに出るエネルギーを使う。そういう違いがあるわけでございます。

で、それではこの水素爆弾がなぜこのウラニウム、プルトニウムの爆弾よりも威力が大きいかということを簡単に御説明いたしますと、このウラニウムの二百三十五という、通常言われますウラニウムの原子核、及びプルトニウムの原子核は、これは別にそのまま放っておきましても、これに宇宙線の中にあります中性子がぶつかりますと、そうすると壊れるのであります。で壊れるのでありますけれども、これはただ原子核が一個だけ壊れたのでは、大したエネルギーが得られませんです。でウラニウムの塊まりを持って参りますと、そこにある塊まりが全部壊れますと、それが非常な莫大なエネルギーになります。でこの自然にプルトニウム、或いはウラニウム二百三十五を置いておきまして、それが全部、原子核の一つや、二つでなく、全部壊れるということのためには、或る最小の量のウラニウム、或いはプルトニウムが必要であります。大体これはこの量ははっきりわかっておりませんけれども、十数キログラムですか、十数キログラムの塊まりがありますと、それ以下の塊まりでは、幾ら置いても爆発は起りませんね。ところが十数キログラムより大きくなりますと、これは自然に爆発する。そういう性質を持っております。でこれを利用しまして、このウラニウムと、プルトニウム型の爆弾では、その十数キログラム、これを限界の大きさと申しますが、その限界よりも小さい大きさの塊まりを二つ、或いは何個か知りませんけれども、離して置きます。するとその各々が、その限界の大きさよりも小さいのですから、そのままでは爆発が起りませんです。ところがそれを、こう離したものをぱっとくっ付ける。そうしますと、この全体の塊まりが大きくなって、その限界の大きさ以上になりますから、そこで爆発が起る。そういう原理を利用いたしましたのです。こういう原理を使いますというと、或る大きさ以上の爆弾を作ることは非常に困難になって参ります。例えば、つまり初めはその十数キログラムよりも小さな塊りに分けておかなくちゃいけない。それを非常に短い時間の間にぱっとくっつけなくちゃいけない。そういうことができますのに、その塊まりを、そう二十も三十も塊まりを一瞬間にくっつけるということはできませんですから、せい〳〵……、これは技術的な問題でよくわかりませんですけれども、せいぜい数箇の塊りをくっつけることしかできないわけでありますから、その大きさがおのずから制限されて参ります。ところがこの水素爆弾のほうはどういう原理でできておるかと申しますと、これは普通の水素ではございませんで、重水素或いは二重水素、三重水素という水素を使うわけでございますが、これを非常な高い温度にいたしますと、この先ほど申しました、それがヘリウムの原子にくっつくというそういう現象が起る。それを利用したわけでございます。でこの重水素、或いは三重水素の混ぜたもの、これを常温においておいたのでは、幾ら多量にあっても決してそういう反応は起りませんです。これを非常に高い温度……、非常に高い温度と申しますのは、数千万度ですか、数億度、数億度という温度にいたしますと、初めてそういうそれらの核がくっついてヘリウムになる。いわば炭素と酸素がくっついて炭酸ガスになると同じような現象がその原子核で起るわけでございます。これは普通の温度では幾ら多量にあってもいいわけなんでありますから、原理的に申せば幾ら大きいのもできる。このときにそれでは数億度にこれを熱するのにはどうするかと申しますと、つまりマッチで石炭に火をつける。そのマッチの役をするのに何を使うかと申しますと、それがそのマッチとしてプルトニウム、或いはウラニウムを使う。で先ほど申しました広島、長崎型の爆弾の爆発しますときに非常に莫大なエネルギーが出て参りますが、それが熱のエネルギーとして外に出て、多くの部分は熱のエネルギーとして外に出て参りますので、その熱を使いましてその水素、二重水素、三重水素の混合したも

のに火をつけることができるわけでございます。で水素爆弾におきましては、広島、長崎型の爆弾がつまりマッチの役目をする、その廻りに、非常に多量の水素、二重水素、三重水素の混合物を廻りにつけておきますと、そのマッチによつてそれに点火する、こういう原理によるものであります。で先ほどから申しましたように、これは、このマッチは余り大きなマッチにすることはできない。先ほども申しましたことによつて不可能でありますけれども、その廻りにつけます水素は、原理的には幾らでも大きくできる。そういうわけで、これには原理的な大きさの制限はございません。ただこれを持運ぶためにどうするか。それからこの水素とか、二重水素というのは、いずれもガスの状態では嵩目なのでありまして、非常に圧縮した状態、つまり液体の状態にしなければならない。そういう点でなか〳〵むずかしいことがございます。併しこれは原子核物理の問題じやなくて、むしろそういう技術的な問題が主な制限になつているわけでございます。

で今度のビキニの実験に使いましたものが何であるかということは勿論わからない。水素爆弾であろうと想像されているわけでありますが、その想像の根拠は、これの強さが広島、長崎型の五、六百倍というような点から見まして、そのようなことはウラニウム、プルトニウムだけでは到底できそうもない、そういうのでございます。で最近又何か広島、長崎の二千倍ぐらいの威力のある実験をやるという話でございますが、これなどやはり水爆ではなかろうかと思います。

ここで一つ問題がございますのは、今申しましたように水素爆弾でございますと、ガスの状態のものを使うことができない、ここでその困難さに対して登場して来てよく言われております のがリチユウム爆弾というものでございます。このリチユウム爆弾というようなことが可能であるかどうか、まだ我々にはわからないのであります。武谷さんはその点或る程度研究されたようでありますが、この重水素、三重水素の代りにリチユウムを使う、リチユウム及び水素です。或いはリチユウムと重水素かも知れません。リチユウムは固体でありますから、そうしてそう稀にあるものでなくて、多量に安く手に入るのでありますから、これが可能でありますと、リチユウム爆弾というのは非常に容易に、若し原子核物理学的に可能ならば、他の技術的な面ではより容易に作り得るのではないかと思われます。

こういうふうに水素爆弾が、つまりウラニユウム、プラトニユウム型でない爆弾が可能であるということになりますと、これはどこまで大きくなるかということが殆んど想像が付かないような状態でございます。従つてこういうものがどん〳〵造られ、勿論戦争に使われたら大変なことなんでありますけれども、実験されるようでありますと、これは相当な問題であると私どもは考えておるわけでございます。どうもこういう私のお話が何か御参考になつたかどうかわかりませんですけれども、先ず一般論のようなつもりで、こういう御説明をいたしましたわけでございます。

○委員長（上條愛一君）　それでは次に立教大学理学部教授の武谷さんにお願いいたします。

○参考人（武谷三男君）　この第五福竜丸の話について何か御参考になるお話というふうに書いてございますので、何か私として物理学の立場からお話しなければならないわけでございますが、私も朝永さんも実は原子力よりももつと先のことを、そういう仕事をしている人間でございます。原子力というのはもうオツペンハイマーが言いましたように、一九三九年までに実つたりんごの木をゆすつたら、りんごが落ちて来たというふうに言つております ように、もう我々の問題としては勿論現在もそういう問題は非常に多いのでございますが、一応過去の問題に近付いている。勿論原子核の内部構造というのも、まだ大分わかつていない点もありますので、いろ〳〵研究しておりますが、我々はもつと先の素粒子の問題でありまして、その原子核の物理学でウラニユウムが核分裂をいたします。今朝永さんがお話になりましたように、そういう場合には大体アインシユタインの理論で質量がエネルギーに変る、質量とエネルギーと同じものだ、そういうような理論でありますが、このアインシユタインの理論のこの質量がエネルギーに変る場合に、大体質量の千分の一くらいがエネルギーに変つて行く、ところが我々が扱つております素粒子では、しよつちゆうその質量の全部がエネルギーに変つているという現象を我々はいつも相手にしているのであります。そこにいろ〳〵な問題が出ております。朝永理論というようなものもそういうところから出て来ているわけでございますが、まだ解決が付いておりません。併しながら我々といたしまして、原子力の問題というのは、非常に物理学者として、物理学者が大体そういうことを一番知つている問題でありますので、責任がございますので、いろ〳〵とそういうことを解説をして、そして多くの人にわかつて頂きたいというふうに考えております。併しそれがただ一般論的にそれだけではございませんので、実は今日私がここで呼出されましてお話できるということは私としまして非常に嬉しいことでございますのは、どういうことが一つございますかと申しますと、私は戦時中に仁科研究室でやはり原子爆弾の研究を朝永さんの下におりましてやらされておりました。そのとき勿論日本では原子爆弾はできないと思いましたけれども、これがいつ頃一体アメリカの力ではできるだろうかという予測を私はしたいというふうに考えたのでございます。でその場合に、どうも近いうちにアメリカは原子爆弾を作るのではないか、我々計算いたしますと、丁度一つの都市が飛んでしまうというくらいのエネルギーに勿論なつてしまうわけなんでございます。併しそういう話をしても、戦時中勿論大つぴらには話はできませんが、どうも非常に心配でございましたので、いろいろそういう話をまあしていたのでございます。併しながら大抵その話を聞いた人は、まあそれはすごいぐらいで、お茶のみ話ぐらいのところで済んでしまつたわけでございます。

ところが広島、長崎の多くの人がそのためになくなつてしまつたわけでございますが、その場合に私考えましたのは、どうもその日本人の誰一人もそういうことを知らないでおいて、そうして広島、長崎の人が死んだというのなら、あきらめるよりしようがないのですけれども、少数の人でもそういうことを知つていて、それでそういうことになつてしまつたのは、非常にあきらめられないような気持がするので、それで私は戦後いろ〳〵原子力や原子爆弾に対してのいろ〳〵の紹介をできるだけいたそう。それでそういうことを知つて頂きたい、でこの原子兵器についてのいろ〳〵の効果はここに私たちが訳しました原子兵器の効果という本があります。この本にいろ〳〵放射能を受けた場合の措置とか、いろ〳〵詳しく書かれております。で、実は今度のが水素爆弾であるという予想、これはだろうという以外には何もわかりませんのですが、で、そういう予想は、これは爆発力とか、いろ〳〵なエネルギーのほうから大体見当を付けております。それでそういう場合に、やはり私として非常に感じましたことは、これがアメリカでもそう言われておりますが、予想より以上のエネルギーである、で、我々が水素爆弾の話を一般の人にいたしますと、これは余りに話が大き過ぎて、それでそんなことがあるのかというふうにして、余り相手にされないのでございます。それで私は実にそういうふうな水素爆弾の威力について、こういうふうな本なども書いておいたのですが、ところが今度の事件が起つて見ますと、我々が予想したことも、これは大分過小評価であつたというふうな気がするのであります。それで過小評価とか、過大評価とか、いろ〳〵評価にはありますが、予測である以上、それは外れるのが当然でご

ざいます。学問的な性質から申しますと、大体九五%ぐらい当ればよろしいと言ってもいいのじゃないかと思うのですが、それは九五%ぐらいは当るかも知れませんが、あとの五%の中にいろ〳〵な予測外のことがありまして、その五%が人類にとって非常に恐るべきものであるかも知れません。だけど科学の全体としての評価としては、九五%当っているということで平気な顔もできるかも知れませんが、併しながらあとの五%が外ずれたために、これがとんでもない災害を及ぼすということもあるわけだし、それから五%の中に新らしい発見とか、新らしい原理がひそんでいるということも考えなければならないことであります。それで実はその広島型の原子爆弾というのが一キログラムのウラニュームが完全にはじけてしまった。勿論そのためにはさつき朝永さんがおっしゃいましたように、もつとウラニュウムが必要なのでございますが、それで二万トンの高性能火薬のT・N・T値に相当したエネルギーを出すわけでございますが、その場合に水素爆弾となりますと、今朝永さんがおっしゃいましたように、千倍ということも可能だし、もつと大きいのも可能でございます。これが十の三乗という数字、千倍と見ていた程度でございます。で今までわかっているのは、広島、長崎型の原子爆弾、広島、長崎での災害とアメリカが数多くの広島型乃至はそれより大きな原子爆弾の実験をやりまして、そういうことについてはいろ〳〵わかつております。広島型についてはその後の原子爆弾の爆発も加えまして、この本ができておりますので、大体原子爆弾に関しては予測できるという自信はあるだろうと思います。併しながら三桁も違いますと、大分予測外のことになるのではないかということになるわけでございます。何を聞かれても結局何もわからないということになつてしまうかも知れませんが、それは大きな爆発力と、大きな放射能と、それから大きな熱輻射が存在するということ、それからそれが、大体計算してこの程度であるということが言えるだけでございまして、それ以上のことは何とも申されない。そこでアメリカとしましても、恐らくあの危険区域、海域というのはあれだけ拡げてしまつたということになるのではないかと思います。科学というのはそういうものだ。物理学というと非常に何だか緻密のもののように一般に考えられておりますけれども、実はそれくらいに緻密であると同時に、緻密にやつても大ざつぱなというところがあるのでございまして、その点どうも非常に問題であります。

今度の問題で大体灰が非常にたくさん降つて来たということから推しますれば、それは地上爆発だつた。地上爆発で一九五二年の暮にやりましたやはり水素熱原子核反応の実験というものが相当のエネルギーで爆発しまして、そのときに新聞記事によりますと、これは何も我々専門的な知識でも何でもない、皆さんと同じ知識しかないのでございますが、その場合には直径が一マイルで、深さが百七十五フイートの噴火口状の穴があいたということが数日前の新聞に書かれております。これは数字がどの程度正しいか私は知りません。要するにそういう穴があいたというのは、それだけの泥が上に飛んだ。珊瑚礁の上で行われたのですから、珊瑚礁がこな〳〵になつて上空に飛んだことになるわけでございます。その上空に飛んだものは上空の風に乗りましていろ〳〵とあちこち行つた。こういうことになると、気象学者の範囲でございまして、我々よりも気象学者にお尋ねになつたほうが……、どつちへ灰がどれだけ流れるかという点では気象学の専門の問題でございます。ただ我々が一般人の常識と同じ程度に知つていることは、大体水爆のエネルギーというのは、火山の爆発乃至は台風のエネルギーと大体同じ程度のエネルギーでございますから、それで火山の爆発エネルギーはエネルギーを地下へ持つて行つて爆発するから、もつと大きな灰が飛ぶわけでございますが、併し大体エネルギーとしては同じでございます。桜島の噴火のときに日本全国に灰が降つたとか、クラカットアの爆発のときに世界中に灰がばらまかれたというようなことから推しましたならば、それに類したようなことが起るのは当然であります。その灰は今度は火山と違いまして、放射能を帯びているということが違つているわけでございます。そういうふうなことが起る。それがどつちへ流れるかということは気象学者の問題で、そのエネルギーで爆発が起つた場合にどの程度、どうなるかということはちよつと予測できない。それほどには予測できないことになるのではないかと思います。

大体そういうふうなことが考えられるのでありますが、この灰の危険性につきましてはこれは中泉先生の御専門でございますが、要するに灰についてそれからもう一つ考えなければならないことは、広島型の原子爆弾に比べまして……、広島型というのは基準型という意味で、エネルギーの意味でちよつと申しておりますが、やはり広島で使つたと同じようなああいう原子爆弾は去年のアイゼンハワーの話では、二十五倍にエネルギーが殖えているということでございますので、それは結局二十五キログラムがはじけたということになる。従つて核分裂でできました放射線の物質は、広島型の二十五倍くらいにその場合には殖えている。水素爆弾の場合にはできるだけ中心の点火用の爆発の温度等を上げなければなりませんので、恐らく非常にエネルギーの大きな原子爆弾を使つたのではないか。そういたしますと、やはり核分裂の産物も大変多量にできていたのではないかと思います。そういうことで灰に非常に大きな放射能があるということも肯けるのではないか。まあ大体そんなふうなことが考えられるのであります。あとは何か御質問がございましたら……。

放射能というものはどういう性質のものかと申しますと、水素爆弾が爆発しますと、猛烈な爆風が一つ、それから強烈な熱線、これは原子爆弾よりもつと強烈な熱線が出ます。それから放射線といたしましては、そのときにその爆弾自身から直接に中性子と水素爆弾のときには、猛烈な中性子が出るということになるはずでございます。中性子とそれからガンマー線とが爆発した瞬間に出て来る。その中性子は地上にあるものに誘導放射能を与えるのでございます。これも広島で経験されたことでありますが、今度の場合にはそれがもつと強烈であるということが考えられます。それから原子核が爆発しますので、核分裂によつて大量の核分裂の産物ができます。これは大変な放射能を持つているのでございます。東大で非常に早く非常に熱心に分析が遂行されて、我々非常に敬意を表しているのでございますが、そういう分析の結果から見まして、やはり核分裂のものがいろ〳〵検出されております。そういうものは非常な放射能を帯びている。そういうものが広島、長崎では主に上空爆発でございましたので、上空に上つて行つてしまつた。併しながら今度は恐らく地上爆発であつたせいでしようが、地上のものを吹飛ばすと同時にそれに食つついて上空に舞い上り、それが下に落ちて来るということになるわけであります。誘導放射能を与えたのと、それから灰自身の核分裂の産物がついたということで両方の放射能があると思いますが、まだ誘導放射能の部分は検出されていないようであります。これにはいろ〳〵なことも考えられます。

○参考人（中泉正徳君）　第五福竜丸事件をきつかけといたしまして、医学的に見て多少御参考になるかと思うことをお話しようと思います。

広島、長崎の被爆者に起りました傷害というのは、みんな原子爆弾から一時的に出ました熱線だとか、放射線だとかそれから爆風、こういつたようなもので傷害を受けております。

それで今度問題になつております灰は、あのときにはまあ医学的には殆ん

と問題にならなかつた。で広島では、広島市の郊外の已斐という所に灰が落ちたということを聞いております。それから長崎では、長崎のこれはちよつと郊外の、町続きというよりも郊外でありますが、西山という所にこれは確かに灰が落ちた。西山から島原半島のほうへ向つて灰が落ちた。この西山の辺は、長崎は地勢が凸凹しておりまして、第一次のエネルギーは陸になつていて来なかつた所であつて、ただ灰だけが影響をした、こういう場所であります。で広島のほうの已斐は……、広島市は平でありますので、第一次の勢力と、その灰との影響が両方重なり合つておつたので、灰だけの影響というものは殆んどわからなかつたわけであります。長崎のほうの西山地区には、灰だけが降つて、第一次の勢力は影響なかつたわけですが、この地方では私どもの予想に反しまして、白血球が却つて一時的に殖えて来たという現象を見られたのであります。で現在では無論正常に復しております。今回の第五福竜丸の船員が受けた災害は、この第一次の勢力は殆んどないのではないかと思うわけであります。で専ら灰によつて傷害を受けたのではないかと思われる。でこの点が非常に違うのでありまして、広島、長崎のときには、広島市及び長崎市のほんの街はずれという所に灰が落ちたのであろうけれども、殆んど傷害として大したことはなかつたのでありますけれども、今度はビキニから八十カイリも離れた所にいました船に、御承知のような大きな傷害を起す灰が降つたという点が一番大きな問題だと思います。

それでお話は、患者自体の治療の問題、つまり医療の立場から見ましたお話と、それからやはり医学の立場からというお話しなきやなりませんので、船を一つの住宅環境と見ますと、環境衛生の立場からのお話と、それから第五福竜丸が積んで来ました魚の汚染の程度の問題、つまり食品衛生の問題と、この三つの立場から順々にお話して行くのがいいであろうと思います。

患者の問題でありますが、今申上げました通り、爆弾の第一次の勢力によつては殆んど傷害を受けていないと思います。ただ灰によつて傷害を受けた。で灰は爆発しましてから数時間後に船に降り始めまして、五、六時間続いて灰が降つておつたらしいです。そうして甲板などでは、人の足跡があとでわかるくらいに降つたらしいです。でそれがその積物に無論ひつつきますし、船中に降つてしまつたのでありまして、粒が細かいやつは、船室や、中にも舞込んだらしいのであります。こういう環境に、船員たちは恐ろしいものだとは知らずに二週間くらいして焼津に辿り着いたわけであります。従つてその二週間に、まぐろも、ほかに食べるものがないから食べておつたに違いない。それからして灰で以て汚れた手でたばこも飲んでおつたに違いない。つまり消化管を通して、灰が体内に入つておるに違いない。それからして船室など狭い所で灰が舞上つておりますところで呼吸しておりますからして、やはり呼吸器の中からして灰が体内に入つたに違いない。それから皮膚に灰が、殊にこの頭の毛の間に灰がこびりついておりますからして、そういうところから皮膚を通して放射性物質が体内に吸収されたに違いない。でこういうふうにしまして、放射性物質が体の中へ入つて、そうして中からというか、中で放射線を出して船員を傷めておるという点が、広島、長崎の場合とはもうまるで違う点であります。で患者を御覧になりますと、皮膚にところどころに火傷がありますけれども、あれも第一次の勢力ではないのであつて、皆灰がたまりやすいところに火傷が起つております。でつまり頭の毛の中には灰が長いこと溜つておりますからして、頭の毛のあるところに火傷を起したり、或いは脱毛したりしております。そのほか灰が溜るようなところ、腰紐をしめておる上のところとか、或いは耳の穴の中だとか、そういうようなところに灰が長時間たくさん溜つておつたために、やはり火傷を起しております。

で患者に対する手当の根本問題といたしましては、やつぱりこの体内にあるであろうところの灰を、一日も早く外へ出してやるということが先決問題であるのであります。でそれならば一体放射性物質としてどういうものが、どういう元素があつて、それが体へ入つてしまつたのであろうかということが先決問題であるので、十六日の日に増田さんという患者さんが初めて東京大学へ入院されて、そのときに灰を少し持つて来なすつたのですが、それを直ちに理学部の木村教授のところへお届けして、そうして即刻分析にかかつて頂きまして、新聞で御承知のような結果が出て来たわけであります。他方医学部におきましては、灰を第五福竜丸から採集して参りまして、患者の体内には今さつき申上げましたように灰が入つておるに違いないが、どういう臓器に一体放射性物質が沈着しておるだろうかということを見なければ、それを追出す手段が考えつきませんので鼠を使いまして、鼠に灰を食べさしたり、或いは注射をいたしましたりして、そうしてその鼠を十二時間、二十四時間、三十六時間、四十八時間とだん〳〵に殺しまして、そうしていろいろな臓器について放射性物質がどのくらい沈着しておるかということを先ず……、定量的にはまだできてはおりませんが、定性的にやつております。その結果を申上げますというと、一番多く沈着しておるのが骨であります。骨というのは骨髄が真中にありまして、一番放射線に対して弱い組織であります。一番弱いところに一番たくさん残念ながら溜つておるのであります。そのほかには肝臓であるとか、或いは腎臓等に溜つております。その放射性の灰を入れました動物から、どういう経路でそれが又体外に自然に排泄されるかということも試しておるのでありますが、大体尿のうち、及び糞便のうちに排泄されて行くということもわかりました。それで今骨が一番問題なのでありますが、まだ骨にどういう元素が沈着しておるのであるかということは、やはり化学的に分析の手段で突きとめることができれば、なお更結構だと思われる。併し大体において放射性同位元素の実験的研究が世界中で行われておりますので、どういう元素は骨に特に沈着しやすいというようなことはわかつております。で御承知の通り骨は大部分がカルシュームであつて、カルシュームは勿論骨に沈着するのであります。従つてカルシュームと同じような化学的性質を持つているものは、やはり骨に沈着する性質を持つております。従つて分析の結果発見されましたいろ〳〵な元素のうち、カルシュームと同じような化学的性質を持つたものが骨に沈着しておるであろうということは推定されるのであります。で、こういうものをその骨から追い出さなければならんのでありますけれども、こういうものを追い出そうとすると、もと〳〵骨にあつたカルシュームがやはり一緒に追い出されてしまう危険があるのであります。もともとあつた放射性でないカルシュームは追い出さないで、放射性であるカルシュームに似た化学的性質を持つたものだけを追い出そうというところに非常に困難がある。で、私どもは勿論こういう患者を一度も取扱つたことはないので、誠にどうも泥縄的の研究をやつて、何とかして追い出す方法を発見しようという手順を進めておるのであります。勿論アメリカはこの方面では世界のまあ一番先頭に立つておるので、こういつた研究もあるかも知れませんので、実際日本ではもうそういう病人を持つておるのでありますからして、アメリカ側にも私は公開の会議の席

上、若しくは私的の面会などに治療方を教えてもらうよう質問をしております。それで今後動物実験を続けまして、何とかして無害有効の方法を発見して、それを患者に応用して行くというのがまあ根本的の問題ではありますけれども、これが果してうまく見つかるかどうか勿論わからないのであります。広島や長崎の時の被爆者の治療でありましても、あの当時は非常に混乱しておりましたので、測ることもできなかつたのでありますけれども、放射線があのときは外からだけ来たと、今回は中から主として来ているというだけの違いであつて、体に起つておる変化自体は共に白血球の減少であります。従つてその対策等にも白血球減少というその兆候に対する対症療法としては差はないのであります。ただ放射性物質を追い出さなければならんということが今回違つておるのであります。その対症療法といたしましては、これもなか〳〵実はむずかしいのでありまして、私ども放射線を職業的に扱つている者は多少とも白血球が減少しておるのでありまして、私ども自分自身の問題でありながら的確な方法は発見されないのであります。殊に広島、長崎の原爆以来世界的に白血球減少症に対する対策を世界中の学者が研究しておりますけれども、まだ的確な方法というものはない。ただ普通の対症療法といたしまして輸血を一番先に数えなければなりません。それからそのほかにやはり安静ということが非常に大切であります。広島、長崎の時にも不幸にして足に骨折でもありまして、動くことができなかつたためにおとなしくしていた人は助かつておるのであります。で、骨折も何もなくて、ああいう場合でありますからして、一生懸命働いて過労に陥つた人が死んでおります。それで現在第五福竜丸の患者さんたちは、外見上非常に元気でありまして、食欲も旺盛であります。それでもやはり安静ということは非常に大切なのであつて、輸血と安静ということが根本的の治療方針であります。そのほかビタミンをやるとか、栄養をつけるとかいうことも考えられる。それから白血球がずつと減つて参りますというと、どうしても細菌に対する、黴菌ですね、黴菌に対する体の抵抗力が減つて来ますからして、やはり抗生物質などを使うということも忘れてはならないのであります。

こういつたような方針で今仕事を続けておるのでありますが、患者の容体は外見上極く軽微な火傷が所々にあります。併しみんな至つて元気であります。食欲も旺盛である。で只今聞いて来たのでありますが、国立第一病院に入院した患者などは、国立第一病院で提供いたします御飯ではとても足りないそうでありまして、ああいう舟乗りでありますと一日に五合くらい飯を食べる。御飯のお代りがたくさんあつたそうです。それくらい非常に見たところ元気であります。併し白血球は多くの人が大体五、六千程度に減少しております。普通の正常時は七、八千でありますけれども、五、六千程度に減少しております。東京大学病院のほうには比較的重い人が初めに二人、それからこの間の日曜日に五人入院いたしましたのですが、これらの人は多少重態なのでありますが、重態と申しましてもただ白血球が少いのですが、まあまあ白血球の数が三千前後、三千、四千という程度に減つておるのであります。ただ広島、長崎のときに三千、四千くらいに減つた人は恐らく全部助かつております。それは外からだけ放射線を受けたからであります。私なども職業的に放射線を受けておりまして、一番低いときには二千七百まで私自身減つております。それでもこうやつてぴんぴんしておるのでありますが、今度の場合には放射物質が身体の中へ入つております。でありますから非常に心配しておるわけであつて、決して警戒は解けないような状態にあります。普通放射線を受けますというと、白血球が減りきるまでに或る一定の期間を要するのであつて、大体患者に治療の目的で放射線、X線をかけました場合に、白血球が一番底をついて減りきりますのが四、五週間のところであるのであります。今度の場合には放射線のかかり方が違いますから何とも言えませんけれども、今丁度四、五週間にさしかかつておりまして、恐らく今の患者の白血球の減少が底をつくのはもう少しあとであろうと思います。現に第五福竜丸の患者の白血球の状態は十四日に入港したとき以来極く少しずつでありますけれども減少のほうへ向つております。尿の検査を精密にするということが大変に大切なのであります。昨日の新聞に灰の中の一京分の一の原子を分析で出すのだとこういうふうに木村教授が発表しておられる。一兆の一万倍だそうです。日本の予算の一万倍のお金の中から一円札を一枚取り出す方法だと、こういうふうに木村教授が説明しておられますけれども、それは灰の分析のときにそういう程度なんであつて、尿の分析だとそれよりももつと薄いことになると思います。非常に困難な仕事だろうと思いますが、やはり木村教授を煩わしましてそういつたことを進めて行こうと今準備をしておる次第であります。こういう基礎的の根本的の治療が、果して患者に実行できるように進んで行くかどうか請け合えないのでありますが、オーソドックスの仕事としてはやはり輸血と安静ということが非常に大切であります。

患者のほうは大体そのくらいにいたしまして、次に船を一つの住宅と見た環境衛生の見地から今度の第五福竜丸事件のことを考えてみますと、私が初めて第五福竜丸に入りましたのは、この十七日の日であります。測定の機械を持つて船に近寄りますというと、もう船に入る前からしてがあ〳〵、ああがあ鳴り出しますです。それで船へ入つて測定をして見ますというと、針がぶんと動いてしまいますので、船に乗込んで又船から出て来てゴム長にはき替えまして、そうして荷物を着替えて船へ入つたわけであります。船の外側は一番灰を余計受けたのではありましたようけれども、やつぱり雨に打たれたり洗つたりしたせいで、割合に中より少いのであります。中の船室の比較的灰がこもつているというようなところが一番強い。その一番こもつた強いところの放射能が十七日の測定では百十ミリレントゲンという単位で数えられたのであります。これはちよつと御説明申上げないとおわかりにならんと思いますが、この放射線は一体人間はどのくらいまで受けても無害であろうかということを世界中でいろ〳〵調べまして、そうして国際的に一つの推奨案というのが我々のほうの学界でできておるのであります。それによりますというと、一週間に三百ミリレントゲンまで受けても差支えない。これが基本の数字であります。一週間に三百ミリレントゲン、これだけならば何週間続けて受けても少しも心配がないという数であります。一週間に三百ミリレントゲンでありますからして、これを職場の場合に当てはめてみますというと、勤務時間が一週間四十八時間でありますからして、四十八分の三百ミリレントゲンであつて、丁度一時間に六・二五ミリレントゲンとなります。これが職場における放射能の線限度であります。六・二五ミリレントゲン、これが職場における放射能の線限度であります。それから住宅になりますとやつぱり一週間に三百ミリレントゲンでありますからして住宅の一週間は百六十八時間でありますから百六十八分の三百ミリレントゲンであつて一時間に換算しますと一・八ミリレントゲンであります。で船室は従つて一・八ミリレントゲンでなければならんのに、十七日に測つた値いが一番強いところは百十ミリレントゲンであります。それがだん〳〵と今減少しつつあるのでありますからして、三月十七日より前のほうへ遡つてみたらどんなに強かつたか恐ろしいくらいであります。まあそういうふうに船は非常に汚染されて入つて来たのであります。直ちに船は、もう無用の者は入つちやいけないだろうということを申上げまして、そういう措置がすぐとられてあるのであります。こういうことは今後入つて来る船に対しても非常に参考になるだろうと思います。で私どもはその船がど

の程度の時日で自然に放射能が減衰していくであろうかということを経験して行くのが参考になるだろうというふうに考えております。ほかの船の処置等についても非常に参考になるだろうと思う。それから又船の一部分を何らかの手段で清潔に洗うことができれば、どういうふうに洗えばどのくらいの早さに清潔になるかというようなことも経験することができるだろうと考えておる次第であります。それから衣服なども測って見ましたが、繊維製品のようなものが一番灰が余計残っておる。のっぺりしました雨合羽のようなものは余り残っておらない。いずれその繊維製品でも船員の中には石鹸で以て家庭でよく洗っちゃった人もあるのでございますけれども、洗いますというと非常に少くなっております。

これがまあ大体環境衛生の問題でありますが、その次に今度は食品衛生のほうでありますが、つまりさめと、まぐろを第五福竜丸が積んで来たのであります。十六日の日に私は築地に第五福竜丸の魚が着いたから見に来てくれということで見に行きました。そうしますというとさめとまぐろでありましたけれども、さめの表面が非常に放射能が強い。併し、さめ、まぐろ共はらわたは出しておるのであります。その腹の中を測定して見ますというと放射能は殆んどない。つまり表面に灰が落ちているだけらしいのです。それから、さめは安いものですから、ぞんざいにしてあるらしいのでして、まぐろのほうは商品価値があるというので、一つ〳〵何か船じゃハトロン紙なんかに包むのだそうでありますが、そういうせいか、まぐろのほうは非常に表面に放射能が少かったのです。でありますけれども、やはりまぐろもさめも、程度の差こそあれ放射能は確かにありましたので、やはり廃棄処分になったような次第であります。

で、この食品を廃棄処分にするかしないかという食品としての恕限度のきめ方というのが、これが非常に大きな問題であろうと私は思います。この第五福竜丸事件につきましては、日本もそうでありますけれども、アメリカも、恐らく世界中或る程度やはりめくらへびだと言う人があると同時に、被害妄想にかかっている人もあるのです。それでまぐろが売れなくなったりするのですけれども、私はしよっちゅうまぐろを食べておるようなわけであって、やはり被害妄想と言って悪口を言いますけれども、これはやはり社会の実相であって、これはやはり無視することはできない問題であろうと考えます。輸出等にからみまして非常に重要な問題だと思います。で、悪く言うと被害妄想でありますけれども、そういったような観点から見た恕限度というと甚だ変ですけれども、標準が一つ考えられます。

それからその次には、やはり行政措置として、このまぐろをOKというわけで出した以上は、そのまぐろの、非常に非常識なことになりますけれども、よく洗わないで、皮だけを食べるなんということがあっても差支えないというように考えないと心配だというような考え方も一つ立つと思います。やはり行政処分としては、行政官はそういうことも御心配になるだろうと私は思います。これが第二の考え方であります。

それから第三番目には、これは全く何と言いますか実際問題として考えまして、お互いにまぐろのさしみは一日に一度ぐらいしか食べないのでありますからして、一日に一度一人前のまぐろを食べるとして、このまぐろを食べたならば、放射性元素がどのくらい体内に入るだろうかという本当の実際問題を標準とした正しい恕限度、こういうものと三つどうしても考えられるのであって、それを実際問題として、どういう恕限度を適用するかというような問題も起って来る。それから現在では非常に厄介なことに、放射性元素の体内に入れ得る恕限度というものが、世界的にまだ相談が整っておらないのであります。放射能については、一週間に三百ミリレントゲンというのは国際的に学会でちゃんときめておりますけれども、放射性物質、それ自体の恕限度というものはまだ決定されておらない。で、アメリカで数種類の元素について大体このくらいであろうということを発表しておる程度でありますし、まあ日本といたしましては、それを参考といたしまして、そうして何とか考えてみなければならんと思います。

それから放射性元素の恕限度が何ミリ・キュリーとか、何マイクロ・キュリーとかきまりましても、それをさめだの、まぐろだのの恰好になっているときの測定で、量をきめるという測定技術の問題が非常にむづかしいと思います。各三崎だの、焼津だの、そういった港の出先で実行できるような方法できめなければならんので、そういう点も大いに研究を要する問題だと思うのであります。

で、これで大体食品衛生の問題も終ったわけでありますが、私、これで大体話は具体的にに済んだわけでありまして、総括的に申しますと、この原子力の平和的な応用ということは、非常に望ましいことであって、大いにやらなければならんことだと思います。戦争にばかり使うということは、実に馬鹿々々しいことだと感ずるのでありますが、アメリカにおきましても、原子力の研究の間に思わざる椿事が起りまして、その周囲におりました職員が相当数非常な傷害を受けたという報告が、ちゃんと出ております。で、日本で今後原子力の研究が始まり、盛んに実験が行われるような暁になれば、やはり何か椿事が起って、そうして職員が、或いはその周囲の第三者まで、不慮の傷害をこうむることが起らないとは限らないと思います。で、私ども医療に携わっております者は、第五福竜丸は誠に寝耳に水でありまして、全く正直のところ泥縄で仕事をやってるような次第あります。で、やはり原子力の平和的応用ということを始める以上は、やはりその原子力に対するこういった方面の準備も、少なくとも並行的に、若しくは進んで先に手を付けなければならないと、まあ少し我田引水のようでありますけれども、今度誠に寝耳に水で、泥縄的になってしまいまして、余り御期待に副い得ないのじゃないかという心配が非常にありますので、この席で私のお願いのようなことを申上げます。

大体そんなものでございます。

○委員長（上條愛一君）　それでは三教授に対する御質疑がありましたら、お願いします。

○高野一夫君　ちょっと私、朝永先生と、武谷先生にお伺いしたいのですが、我々こういうような問題については、全く素人で、お尋ねすることが極めて幼稚なんですが、この原子核の分裂というものを、何かこう例え話かなんかにして頂いて、もっと我々素人がわかるようなふうの解説をして頂けないものですか。それでよく原子力、原子力といいますが、その原子力ということの本体は、この核の分裂によるそのまあ発散するいろ〳〵な力、それをまあ利用すると、こういう意味ですか。それが一つ。

それから原子爆弾とよく言いますが、その爆弾なるものは、例えばウラニウムならウラニウムを使うとすれば、それはすべてがウラニウムなのか。或いは純粋のウラニウムか、或いは鉱石なのか、それとも或いは普通の爆弾の中に、ちょっぴりその原子核の分裂をやるものが入っているのかどうか。これは水素爆弾の場合についても同様の疑問を持つわけでありますが、そういうふうな点について、大体構造上の問題について、御想像ができるようならば、それも一つ伺いたい。

それからもう一つ、この核分裂をする原子というものが、大体利用し得るものとすれば、どれくらいの種類のものがあるのでしょうか。

それから先ほど武谷先生のお話もございましたが、まあいろ〳〵な意味の原爆を落す場合に、空中で爆発する、或いは地上でやる、或いは海中に落すというようなことが随時、爆弾の操縦者の手加減によって随時できるものとまあ考えられますけれども、そういうふうに行くものかどうか。それらの点

について我々素人がわかるように教えて頂きたいと思います。

○参考人（朝永振一郎君）　原子核分裂を何か例え話でというお話ですが……。

○高野一夫君　でなくても結構です。

○参考人（朝永振一郎君）　この原子と申しますのは、先ほど申しましたように非常に小さなものなんでありますけど、これが決して……、つまり構造のないものではないのでございます。すべての原子核は二種類の基本的な粒子からできています。その一つは陽子という粒子、もう一つは中性子という粒子、この二種類のものがくっついてできた固まりのようなものであります。それが水素のようなものはただ陽子だけで一番簡単なものであります。ウラニウムのようなものになりますと、陽子と中性子が非常にたくさん、二百幾つかくっついてできたものであります。そういうたくさんくっつきますとこれはまとまりが悪くなりましてちょっとした衝撃でこれが壊れる。二つに割れたり、ときには三つに割れることもありますけれども、大体二つに割れます。その割れるときにただ割れるのではなくて割れたものが非常に両方がはね飛ぶ、そういう割れ方をいたします。ちょっとした衝撃というのは何かと申しますと、先ほど申しましたように宇宙線の中に中性子がしょっちゅう上から降って来ております。それがぽんと当りますとそれが割れる。そういう性質をウラニウムとかプルトニウムは持っておるわけであります。ところで割れたときに両方が跳飛ぶわけでございますが、その跳飛ぶエネルギーが外へ出て来るわけであります。それにしやなぜウラニウム或いはプルトニウムしか使えないか、ほかのものは使えないか、つまりウラニウム、プルトニウム以外にも相当大きなたくさんの粒からできている固りはほかにもあるのですけれども、ウラニウムとかプルトニウム以外のものは余り使われていない。その理由はそれが非常に大きな衝撃を与えますとやはりウラニウム、プルトニウム以外のものでも壊れて跳飛ぶ、そういうことはございますが、それにはほかのものであります最初の衝撃が相当大きなものでなくちゃいけない。つまりこのウラニウムとプルトニウムとは特に不安定で壊れやすい性質を持っております。で第一の御質問はそれでよろしゅうございますか。

○高野一夫君　はあ。（笑声）その次のをお願いします。

○参考人（朝永振一郎君）　それからその次の、今の跳飛ぶとき、これをもうちょっと補足させて頂きます。中性子が降って参りますと、これが割れますわけですが、それが一回きりでおしまいになったのでは大したエネルギーにはならない。割れますときに二つに割れるだけじゃなくて、そこから又中性子が幾つか出て参ります。その中性子が更にその近くにあります。ウラニウムを割る。そういうふうにして次から次へ反応が何と申しますか伝染して参りまして、そうしてそこにある一塊りのウラニウムが全部壊れてしまう。それが非常に大きな、全体として非常に大きなエネルギーになる。そういうわけでございます。今申しましたが、ウラニウムとプラトニウムは非常に弱い衝撃で壊れるということを申しましたが、実はウラニウム、同じウラニウムと申しましてもいろ〳〵種類がございます。その種類と申しますのは塊まりが幾つからできているか。ウラニウムは二百三十七とか二百三十五とかよく申しますが、それは塊まりの数でございます。で二百三十七、二百三十五いろ〳〵あるのでございますけれども、そのうちの天然に産出されますウラニウムはそういういろんな種類のウラニウムが混合したものであります。特にそのうちで小さな衝撃で壊れるものは二百三十五のほうでございます。でありますから、爆弾のようなものに使おうといたしますと、天然のウラニウムの中から二百三十五だけを分けて採らなくちゃならん。それが非常にまあむずかしい仕事でございます。それからプルトニウムというのは天然には産出されないで、これは人工的にウラニウムから作るものでございます。で先ほど鉱石を利用するのか、何を使うのかというお話でございましたが、そういうふうに非常に壊れやすい、ちょっとした衝撃で壊れるようなものだけを純粋に集める必要がございます。ですからこれは金属の形で用います。但しこれは爆弾の話でありまして、平和的な利用のほうでありますと、そう急激にエネルギーが一遍にたくさん出る必要はないので、この場合にはそういう純粋に壊れやすいものだけを集める必要はないのであります。

それから御質問がたくさんありましたのですが……。

○高野一夫君　もう一つは、核分裂による力を実際的に活用し得るような原子というものはどういうようなものかとあるものかどうか。

○参考人（朝永振一郎君）　それでウラニウムのほかに使えそうなものといたしまして、トリウムがございます。但しこれはウラニウムほどちょっとした衝撃では壊れませんで、これは爆弾のほうには使えない。併し平和的なエネルギー源としてなら使う可能性はある。併しまだトリウムを使って実際やったということは私ども存じませんです。それから今までの御質問で……。

○高野一夫君　それからもう一つは、その原爆というものは随時いろ〳〵の場所において爆発させることが自由にできるかどうか、できるものだろうかということです。空中の例えば高い所とか、中間であるとか、地上とか、海中とか随時に爆発させようと思う人の任意に時と場所を選んで爆発させることができるだろうかどうか。

○参考人（朝永振一郎君）　私はよく存じないのでございますので……。

○参考人（武谷三男君）　そのあとの続きを……。爆弾の構造の御質問からいろ〳〵ありましたが、さつきも朝永さんがお話になりましたように、原子爆弾の場合には限界量に、核分裂性のものが限界量に集まるまでは爆発しない。限界量以上超しますと爆発が行われる。そこで限界量以下の部分的に分けておきますとこれは爆発しない。これはもうマッチの火をつけても鉄槌でぶん殴っても爆発しない。ところがこういうものを急激に一緒にします。そうすると限界量を超えますので爆発が行われる。どうして急激にかと申しますと、徐々に近付けて行きますと、両方の塊まりの全体がその範囲に入らないうちに、こっちの一部分とこっちの一部分だけが連鎖反能が起ってしまいます。或る温度になれば飛び散ってしまう。それで爆発が十分起らなくなってしまう。起ることは起るけれども普通の火薬をそんなに速わないというようなことになる。それを非常に急激にぶつけます。そうして連鎖反能をやらせるわけであります。その場合でも温度が上りますので、温度が上って或る程度で飛んでしまいます。そこでこれをできるだけの間ぎゆつとしておかないと連鎖反能が完全に行われない。広島の爆発を起しました原子爆弾では、どうも爆発したウラニウムの量が、さつき朝永さんもおつしやつた限界量が十数キログラムで、爆発した部分が一キログラムですからその程度しか爆発しなかつたわけであります。ですからその程度の部分的爆発でありましても廻りからぎゆつと抑えておかなければならない。そこで抑える時間が千万分の一秒余計抑えるか、少く抑えるかで二十トンの火薬に相当するか、二万トンの火薬に相当するかの違いが出て来るわけであります。そこで十分に千万分の一秒抑えなければ役に立たないわけであります。そこでそれを短波という

と小さいかも知れませんが、その程度のものでございます。で本当の爆発する量はそれですが、爆発を保障するためにはそれの十数倍のものが付け加わつておる。而もその爆発をぐつと抑えつけておくために大変重いものが要る。その短波という抑えつけの方法がいろ〳〵研究されまして、いわれておりますことによりますれば、一九四七年前後にその研究が非常に進んだ、そこで非常に小さな大砲で打てるような原爆もできましたし、それから又もつとこの爆発の威力を増して、一キログラムの爆発でなしに、二十五キログラムのウラニウムが核分裂を起すような装置もできるようになつたということが行われて来たわけです。それはもつばらどうしてくつつけるか、どうして部分的に安全量に分けておいて、それを寄せ集めるか、そうしてどうしてそれを抑えつけて、できるだけ長い時間飛び散らないようにしておくかという研究が進んだためなのであります。でそれから先ほどの御質問で原子爆弾を落すという場合には、これはただ分けたものを爆発させようとする瞬間に、これをくつつけるということをやらすんですから、それはそういう機械的な作用で、まあ最初の原子爆弾ですと、何かこつち側に安全量を置いておいて、こつち側にそれに追加する分量を置いて、これは非常に速さを得るためにロケットかなんかで飛ばして来てここへぶち込むという方法をとつたらしいのであります。これはただいろ〳〵の専門の雑誌でなしにアメリカのいろいろな通俗雑誌に出ておりましたのではそういうふうに書かれております。ですからこれをこつち側に飛ばすという作用、これはなんでもできるわけです。広島型の原子爆弾ですと、爆弾を投下したときから地上六百メートルに達するまでの落下時間で規制して、そうしてこれをぶつつけるようにしたのだろうと思います。それから地上の真上ほんの近くで爆発させようと思えば、その信管といたしましては、例えば近接信管というようなレーダ装置の近接信管を使えばそういうことは可能だろうと思います。水爆になりますと、これは爆発力が大きいものですから……。ああいうふうに広島型ですと、相当上空を飛んで参りまして落して六百メートルに達するまで相当時間がかかります、その間に飛行機が待避できるわけでも。ところが水爆は大変な、例えば水爆が東京の上空で一発爆発しますと、理論的な計算では熱海附近の人たちが皮膚のやけどを負うというような、関東一円の人が皮膚のやけどを負うくらいの強い熱線を出しますわけでございますので、うつかり逃げ遅れておりますと飛行機が燃えてしまいます。それでいろ〳〵苦心があるだろうと思うんです。而も水爆をできるだけ広い範囲に爆風と熱線の影響を与えようと思えばできるだけ高く、例えば十キロメートル上空とか二十キロメートル上空で爆発させるほうがエフィシエンシイ、能率が大きいということになりますので、そうすると落してから逃げる時間がありません。何か適当な方法、例えば爆撃機に積んで行つて、そうしてそれをロケット装置のある無線操縦の戦闘機のようなものに乗つけて、飛ばして行つて投下するというようなことをやつたり、又は落下傘にくつつけて落すというようなことともやるかも知れません。まあそんなふうにすればどういう場所でも爆発さすことができるのは普通の爆弾と同じことでございます。

○高野一夫君　どうも有難うございました。

もう一つ中泉教授にお伺いしたいんですが、先ほどまぐろの放射能検査のところでお話があつたんですが、はらわたが取つてあつて、はらわたのほうはなんともなかつたというようなお話で、皮のほうにいろ〳〵反応がある、そうするとそれが皮を通して肉にどれくらい達するものか、或いは皮を取つてしまえば肉のほうは差支えないものか。それならばまぐろを全部廃棄しなくても、肉だけを食うわけですから助かりはしないか。それとも皮に受ける放射能のミリ数がどの程度ならば肉のほうに通るが、どの程度ならば肉のほうに通つていないということもあるというのかどうかですね。おわかりなればちよつと教えて頂きたい。

○参考人（中泉正徳君）　あのときは皮の表面をミリ・レントゲン・メータで測定いたしまして、それから河岸に上つておりますさめやまぐろはもう沖ではらわたは取つて捨ててあるらしいんですね。そのはらわたの取つてあるからつぼのおなかの中を測定いたしました。そういたしましたら放射能は殆んどなかつた、こういうことを申上げたのでありまして、その皮と腹との途中がどの程度に放射能で汚染されていたかということは、あのときには測定はしなかつたのです。測定結果としては申上げることはできないわけです。

○高野一夫君　築地で大量のまぐろを処分して埋蔵してしまつたんですが、あのときは厚生省関係の検査官はまぐろの上の皮けを測定して、肉は測定しなかつたのですか。

○参考人（中泉正徳君）　腹の中だけです。

〔委員長退席、外務委員長佐藤尚武君着席〕

○高野一夫君　そうすると肉は何ともなかつたかも知れませんね。これは非常に大きい問題ですね。何千万とか何億のまぐろをみな廃棄しているわけですから、この肉について検査をしないで、そうしてそれをただ単に廃棄処分にするということは、これは若しその中に放射能が出て来れば別ですが、何ともなかつたということになれば、これは大変な問題だろうと思うんですが……。

○参考人（中泉正徳君）　つまり私正直に申上げますと、まぐろの市場における廃棄処分の徹底方法ですね。これにつきましては確かに今後大いに研究して方策を立てる必要があると思います。これは厚生当局を今すぐ責めるのは無理だと思います。というのは、そういう基準をきめますミリ・レントゲン・メーターというものは今日本に三台しかありませんです。東京大学に一台、それから東京の科学研究所に一台、それから京都大学に一台しかないのです。それで河岸に船が着くたびに私のところに電話がかかりまして、夜でも行つてくれということで頼まれたことがあるくらいで、先ほども申上げました通り、私も寝耳に水で泥縄をやりました通り、厚生当局も全く寝耳に水で泥縄の状態であると思います。で、ひどく厚生当局をここで責めるというのも、私は実際無理だと思います。

それでそういうまぐろの処分についてどういう測定方法をしたらいいかというようなことは、実際非常にむずかしい問題でありまして、これからよくみんなで適当な方法を話合つてきめて案出する必要があると思います。で、この点につきましては、私アメリカの人にも相談してみましたけれども、非常に困難な事柄であるという返事を得ております。

○委員長代理（佐藤尚武君）　厚生委員長は本会議に出られましたので、暫らくの間私が代理をいたします。千田委員どうぞ。

○千田正君　先ほど私遅れて参りましたので、どの先生にお伺いするのが適当かということはわかりませんけれども、中泉先生のお話だけ聞いておりましたので、中泉先生にお伺いするのですが、放射能の浸透度ですね。この間の灰の程度であつた場合に、例えば遮蔽物である漁船でありますると、木造船或いは鉄船、或いはその表面に塗料を塗つておつた場合とか、塗つておらなかつた場合、そういうときにおけるところの放射能の浸透度がおわかりにならなかつたでしようか。それは非常に最近又アメリカ側から禁止区域を拡大されまして、この六月三十日までは非常に大きい範囲の禁止区域が通告されてあるのです。で、漁船が今後出漁しましても、そういう面も一つの知識として漁民が或る程度考えて出漁しないというと、又再び同じような、例えば灰のような非常な微弱なものであつたとしましても、国民に与える恐怖であるとか、そういう面が非常に大きいので、まあ私どもは水産委員の立場から漁民の諸君に会してそういう点で或

る程度話合わなくちやならないと思いますので、どの程度の、一体遮蔽物の如何によつては或る程度そういう被害もこうむらずに食糧が運べるかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○参考人（中泉正徳君）　あの第五福竜丸というのは九十九トンの木船でありますが、それであの灰が持つております放射線というものは、ベーター線とガンマー線でありまして、ベーター線というのは非常に滲透力の弱い放射線、微粒子線ですが、ガンマー線というやつは非常に物をよく通す性質がありますので、ちよつと漁船をガンマー線に対して予防防禦するだけの遮蔽物を船の体につけるということは相当困難であろう、こういうふうに感ぜられますが、このガンマー線の滲透力がどういう程度の遮蔽物でどの程度に遮蔽されるかということは、医学よりも物理学の問題なので、ここの両君が御返事になるほうが正しく行くであろうと思つてお答えを譲りたいと思います。

○参考人（武谷三男君）　では補足的に申上げます。ベーター線は今おつしやられましたが、ガンマー線は大体重い元素ほど遮蔽がいいのでございます。ですから鉄とか、一番ガンマー線が通りにくいのは鉛、鉛だとほんの薄くてもかなりガンマー線が通らない。今の御質問は大分そのお話とは違うようでございますので、例えば外側から甲板に灰が降りまして、それからガンマー線がどん／＼出ます。そうしますと中のまぐろはどうなるかという問題でございましたら、それはガンマー線がまぐろの中を幾ら通つても、幾らつて、余り多く通れば又問題は違いますが、あの程度通つても先ずまぐろは安全でございます。ですからまぐろを安全にしておこうと思えばそれはまぐろを積んでいるところを完全に遮蔽して、空気を遮蔽すると、外界の空気を遮蔽するということです。そうすれば大丈夫でございます。ただ灰がいつ降つたかこれはわかりません。ああいうふうに大きな灰が降つて来ればこれはわかりますけれども、もつと微粒子が降ることだつてございますので、そういう場合には船に測定装置を置いておかなければならん。測定装置を置いておいて、放射能が大分上つて来たというようなことがわかつた瞬間にそのまぐろを完全に遮蔽して、而も急いで帰つて来なければならない。そうすることが必要です。ですから一番必要なことはやはり船に測定装置を常に乗つけて置くことが必要。そうして危いと思つたら逃げ出す。逃げ出すとき、まぐろを大事にしようと思えば、まぐろの部屋を外界の空気と完全に遮断するようによく包むこと。それから人員の被害に対しましては、これは急にどかつと来られては、もう手を挙げるより方法はありません。けれどもまあ適当に、体は大丈夫だという程度でも、少し放射能が上つたという程度ならば全速力で逃げて来るということですね。で、そのときに、よく船を洗つたりいろ／＼するということを伴つて、安全量がよくわかつておれば安全量よりちよつと殖えそうになつたら逃げて来るというような処置をする。要するに測定装置が一番重要だと思います。で、空気が汚染されるんですから、船を幾らそういうガンマー線が通らないものでかこんでもこれは駄目なんでございます。つまり船室にどん／＼外界の空気が入つて来る。空気にいろ／＼な放射線を帯びた細かい粒子があるんでございますから、それを又船員が呼吸するんです。それでそういうふうに乗つかつてやつて来るんですから、それから船に完全な、外界と遮断して空気清浄装置でも付けておけば、これはまあ安全でございますけれども、そうでない限り安全ということは保証できないわけでございます。

○高田なほ子君　お伺いいたします。私、学理的な問題とは別にちよつと伺いたいんですが、原子力の平和利用ということは常識的にわかるのですが、そういう名目でも今実に恐ろしい爆発物の実験がされて、今のお話によりますともつと／＼恐ろしい爆弾が実験されるように聞いております。この場合ですね、御三者のお話を綜合しますと、目にも見えないようなたくさんの微粒子が気流の中に撒布される、或いは灰のような形になつて出るかも知れない。こうなつて参りますれば、それが戦争に使われないにしても、科学の発達の過程で、この目に見えない放射線のために受ける人類の影響というものははかり知ることができないのではないかと思います。これに対する科学者としてのお答えを、朝永さんでも武谷さんでも、お答えを頂きたいのが一つ。

もう一つは、この放射能が人類に及ぼす影響について中泉先生にお伺いしたいのですが、染色体の分裂の場合に、これは遺伝の問題になると思いますが、この場合に中性子の及ぼす影響というものによつて突然変異による畸型児の発生ということは、我々科学を知らないものの常識としても考えられると思う。こういうふうに到る所で、勝手な所でどん／＼と恐しい爆発物の実験が今後行われるようになるとすると、世界中の到る所の人間が、この目に見えない放射線の、陰に陽に影響のために染色体の分裂によるところの畸型児というものが世界中到る所に出て来るのじやないか。ましてこのビキニ島の危険区域を若干西のほうに移行するという噂も聞いている。この場合気象学者のお話も伺わなければわかりませんが、ジエット・ストリウムに乗つた死の灰、いわゆる放射能が日本全土に降つた場合に、我々親という立場に立つた場合に、その影響を受けて日本全国の人間が畸型児をどん／＼生むということになつて来たら、世界はどうなるかという誠に恐るべき私は科学の発達を、ここで医学的の立場から中泉先生に解明して頂きたいと思う。どうぞお願いいたします。

○参考人（中泉正徳君）　只今の御心配、まあ非常に御尤もな点があるのでありますが、放射線の国際的推奨案というものができております。根本は今お話の突然変異がどのくらいの線量でできるかということが根本になつております。それでこの生物に突然変異ができて来るということは人間は万物の霊長であつて偉いものだと、こういうふうに思つてはおりますけれども人間ができ始める初めは卵と精子なんであります。それで下等動物と全くその一番初めは同じであります。（笑声）従つて、これは笑いごとじやないのでありまして、私先般言つているのじやないが、遺伝学会でちやんとそういうことを言うておるのであります。それで下等動物に適用される遺伝の法則はやはり人類にも適用されるべきはずであると、こういうふうに言うのであります。それで放射線によつて突然変異ができるということを発見されたのは、極く下等の生物についてであります。併しこの突然変異ができるというような遺伝の法則は、生物の上等、下等には関係がないというので、人間にもやはり同じようなことが起つて来るであろうという推定の下に考えておるのであります。それで現在三百ミリレントゲン一週間という数字は、猛烈の突然変異を、この程度ならば決して起さないという数字が根底になつておるのであります。現在の実験的研究の立場から言えば、一週間に三百ミリレントゲン以下であれば妙な子供は生れないと、こういうふうに思つているより仕方がないのであります。それで結局住宅といたしましては一・八ミリレントゲン毎時という線量よりも低くないというと人間にも片輪が生れる危険がある、こういうように考えるより仕方がないのであります。

それでこの突然変異が放射線によつて起つて来るかどうかという実験的の研究でありますが、それは初めは昆虫くらいまで発見されておつたのでありますけれども、つい数年前に至りまして、もう哺乳動物にも発見されております。哺乳動物と申しましても、我々人間とは相当縁が遠いのでありますけれども、二十日鼠に発見されておりまして起つ

た突然変異というようなものははつきり発見はされていないのです。で、人間は一つの世代がやはり大体三十年くらいでありますからして、そう二十日鼠のように次から次へと子供を生みませんので、そういう世代を重ねての実験的研究というようなことは到底できませんので、人間におきましてはそういうことは発見はされておりませんけれども、遺伝学の根本法則といたしましては、生物の上下にかかわらず遺伝の法則は一様に適用されるべきものであるという見地からして、蝿蜂の突然変異は三百ミリレントゲン一週間以上でないと起らないという事実からそれがきまつているのです。ですからして一・八ミリレントゲン毎時というよりも、一週間三百ミリレントゲンと言つたほうが正しいのですけれども、そのリミットを超しさえしなければまあ我々も片輪を生まないだろうと、こういうふうに思つているより仕方がないのです。

○高田なほ子君　それについてもうちよつと突込んで伺いたいのですが、そういたしますと、先ほどお話のように第五福竜丸の船内を実験された場合に、百十ミリレントゲンを発見することができた。こういうことになつて参りますと、第五福竜丸のそれだけの強い放射能のある中に、若し仮に私が何らかの都合でそこに入つておつた場合、これはやはり染色体の分裂の際に卵子が二十四、二十四というふうに分裂ができずに、そのとき不幸にして姙娠したとすると、白玉のない子供が生れるやら、手のない子供が生れるやら、それは想像ができないのではないかと思うし、人体による実験が今日できないのでありますから、中泉先生は哺乳類のいわゆる動物実験によつて、あのビキニにおける今度の爆発実験は人類の社会に畸型児を生む可能性を持つているということは、やはり確認おできになるのじやないかと思いますけれども如何でございましようか。

○参考人（中泉正徳君）　つまりその一週間に三百ミリレントゲン以上の放射線を生物が受ければ、非常に多数の中に例外的に突然変異が起り得るであろうということは、私ばかりでなく、世界中の放射線生物学者は肯定しておりますのです。

○委員長代理（佐藤尚武君）　高田さんの第一問のほうがまだ残つておるようですが……。

○参考人（朝永振一郎君）　只今の御質問、十分御質問の御趣旨を了解したかどうか、ちよつとはつきりしないのでございますけれども、この科学の進歩があいう恐しいことになつて、この人類を不幸に陥れるというようなことがあるかも知れないという、そういう状態において科学者はどう考えるか、そういう御質問でございますか。

〔委員長代理佐藤尚武君退席、委員長着席〕

で、これは勿論科学者といたしまして、自分の作りました或いは自分の研究いたしました結果が、これは人類の幸福のためというつもりでやつているにもかかわらず、人類を不幸に陥れるということは、非常に遺憾なことでございます。それで科学者といたしまして、この研究を進めるときに、これはどうしても人類を不幸に陥れるときまつているとすれば、これはもうやらないに越したことはない。やるべからざることだと思いますが、科学というものは、元来幸福のためにも使える。大体においてそういう二つの面を持つておるものが多いのであります。それでこの人類を不幸にするかも知れないからといつて、研究をやめてしまうのがいいかどうか、これは非常に重大な問題だと思う。私どもとしましては、何とかしてその害悪を除くような措置が必ず考え出され得るものだという、これはそういう信念を持つているからやつておられるわけなんです。科学の結果がなぜ人類に不幸をもたらすのであろうかというと、まあいろ〳〵な考え方があると思うのでございますが、これは非常に常識的な、誰でも言つていること以上のことは私申上げられないのでありますけれども、要するに科学の進歩が、非常に何と申しますか、或る科学が非常に進んだのに対して、ほかの方面の科学が進んでいない。科学というのは自然科学だけでございませんのです。例えば日本の道徳というようなものの或いは政治とか、そういうふうなもののすべてが調和していないというところにあるのじやないかと思うのです。で、併し昔のいろ〳〵古い歴史を考えて見ますと、そういう方面でも人類が進歩していることは確かだと、まあ私は考えたいと思つています。つまりいろ〳〵昔の暗黒時代、やたらに人を殺したり、殺されたりした時代と比べますと、現在はなおまだ戦争というようなものの危険があるにもかかわらず、明るくなつた面が非常にあると思う。私ども今日ここに出て参りましたのも、皆様方にいろ〳〵お話をさせて頂き、それから皆様方のいろ〳〵お話を伺いたいと思いまして、出て参りましたのは、こういう問題につきましては、これは科学者だけの力ではどうにもならない面が非常に多いのでありまして、政治に関係しておられる皆様のお力にどうしてもすがらなくちやならない。私はそういうふうに考えております。只今の御質問のお答えになつているかどうかわからないのですが……。

○高田なほ子君　もう一つそれに続いてお伺いいたしたいのですが、お気持は非常によくわかるわけです。それでお尋ねしたいことは、水爆の実験なり或いはコバルトの実験なり、それは実験は実験として結構だと思いますけれども、それと同時に今中泉さんに御質問申上げたような事態が、何にも罪のないような、何にも知らないような人類の上に影響を及ぼすようなことが、その実験の途中に起つて来ておるわけですね。放射能による影響とか或いはその近くの及びもつかないようなところで人が死んでいると、こういうような、人を殺す、如何にしたら多量に殺せるかというような実験と同時に、如何にしたらこの災害を受けるであろう人類に対して、どういう方法によつてこれを防止する、又救済して行くかというような面も、私は同時に究研されなければ、そういう恐ろしい爆発物の研究なんというものはすべきものじやない、そういうことは私は人類の進歩ではなくて、人類の破壊じやないか、破壊の目的をする実験をするならば、それを防止し得るための積極的な実験が科学者陣営によつて強く主張されなければならない。これがやられていないところに、泥棒をつかまえて縄をなうというような医者側の御苦心を述べていらつしやいますが、世界の科学者は、破壊と同時に、その破壊によつて及ぼす人類の不幸を最大限に防ぎ得るような研究が今具体的にされておるのかどうか。日本の科学者はその陣列の中にどういう形で加わつているのかどうか。そういう具体的なことについてお答えを頂きたいと思います。

○参考人（武谷三男君）　では先ほどの朝永さんの御説明に補足いたしまして、又只今の御質問でもつとはつきりした面についてもお答えできればと思つてお話を申上げます。

原子力は、平和的に利用するという場合には、これは原子炉でゆつくりとした連鎖反応を起させ、爆発的ばかりやじございませんで、その廻りに安全かどうかを知るための、放射能が漏れているかどうかということを知るための万全の措置をするということによつて、現在各国において解決されております。それでもその途次において、アメリカなどで失敗して、実験室にいた人が傷害を受けた。さつき中泉先生のおつしやつたような、そういう例もございますので、できるだけこういうことは、原子力の研究を初めると共に、先ほど中泉先生のお話のあつた通りに、万全の措置を講じなければならない。むしろそつちのほうを先にやるくらいにしなければおつつかないのじやないかということは誠にその通りでございます。で、それから今度は、平和的利用のほうは、それで万全の措置をして解決できますが、水爆の実験とかいうようなことになりますと、これは全く保障いたしかねるのではないかと私は考えるのです。

さつきコバルトというようなお話もありました。コバルト爆弾というものはどういうものかと申しますと、水素爆弾というものは、中性子が非常に大量にできるものでございますので、その廻りを何か物質で囲みまして、例えばコバルトというもので囲みます。そうしますと、それが爆発しますと、中性子がコバルトに当ります。で、誘導放射能を大量に起す。そのコバルトという原子はやはり放射能を起します。半減期が五年ぐらいでありますので、五カ年間の間に除々にずつと放射能が出る。五年間で半分になつて、又どんどん放射能を出して行く。こういうふうなものが世界中にばらまかれるわけであります。その水爆を、例えば水爆一トンの、重い水素で以て広島型の一千倍の爆発をやらしたと仮定いたします。その場合には、四百発あれば世界中の全人類を殺すことができるという計算がなされ、又一発で以て四百トンの重い水素を使えば、一発で、廻りにコバルトを大量においておけば、世界中の、畸形児を生むだけじやなしに、全人類を殺してしまうことができるという計算を、アメリカの人たちがやつております。又これが、水爆というものが、一つの人類の破壊の限界を示す意味で、そういうことが言われておる。果してコバルト爆弾というのは、実際にどういうふうに使うのか、私にはよくわかりません。そういうものは、相手の国で爆発したら、自分のほうで被害を受けますし、相手の国が長年汚染されて、占領もできないということになりますので、どういうふうに使うか、私にはわからない問題がありますが、ただよく言われております戦争の方法といたしましては、水爆の廻りに数日間の半減期を持つたものが、誘導放射能でできるものを取巻いておきまして、そこで相手国の西側で爆発させますと、それが上空に向つて、相手国を全部西側の風で地球上を吹いております西風が相手国を全部吹いて、そして相手国の人を全部殺すことができるということがよく言われていることでございます。これも恐らくそうだろうと思つていたのが、今度のビキニの水爆の実験で実際実証された形になつたわけであります。ですから今度のビキニの水爆は、まあ意識してそんなことをやつたとは私は思いませんが、結果としては日本の漁船がその放射線戦争の実験材料に、結果としてですね。これは誤解のないように願いたいのですが、結果としては実験材料になつたことは誰しも否めないことだと思います。それでその材料を知れば、これは放射線戦争というものを考える場合にいい材料になる。ですから放射線戦争をやりたいという国の人は恐らくその材料を知りたいのじやないかというふうに私は考えて言うのでございますが、まあこんなふうに破壊の限界、人類の破壊の限界、そして水爆ですと、幾らでも大きなものが原理的には考えられる、ただ運ぶということに困難がありますが、原理的に可能でございますから……。で、そういうふうなものができるわけでございますが、こういうものは先ほどの御質問にもありましたように、実際戦争でどん／＼使う場合でなくても、実験としてもちよつとこういうふうな爆発現象になりますと制御しかねることになるのではないか、たとえそういうもので固まないにしても、例えば空気中に誘導放射能を与えるということもありますので、そういう実験を何度もやつておるうちにだん／＼空気が汚染されてどういうふうな結果になるか、私は保障は余りできないのじやないかという気もします。で、ましてや戦争になりますと、例えば、まあこんなことはただ想像だけでございますが、満州爆撃とか中国の爆撃とが言われておりますが、そういう場合に、満州や中国がその水爆で爆撃された場合のことを考えてみますと、勿論中国の黄塵が日本に飛んで来ておりますので、それは当然日本に灰をかぶるということはある。で、陸地がその灰で汚染されますと、第五福竜丸の場合よりはこわい現象が起るのではないかということは当然考えられる。第五福竜丸ですと海の水がございますので、そこで稀薄されましてその水は比較的安全だ、この水でどん／＼甲板をふいたり体を洗つたりすればなんですが、陸地ですと、この陸地という甲板を洗うわけには行かないのでありますので、国の廻りが全部汚染されることになるわけです。ですからそういう危険が非常にあるわけです。ですから科学者はこういう限界の破壊力を作り上げてしまつたということになるわけです。これは何も科学者がそういうものを作るつもりでなくて作り上げたのだろうと思いますが、これは世界の科学者の連帯の責任感という種類のものだと思うわけです。私たちもそういう責任感がありますので、こういうところへ、私は何も原爆を作つておるわけじやないのに、呼び出されれば勿論喜んで進んで出て来て御説明をして、できるだけわかつて頂きたい、又それだけの努力をする責任があるのじやないかというふうに科学者としては考えております。

○永井純一郎君　非常に貴重なお話を伺つたわけでありますが、私は少し俗つぽい質問になるかも知れません。ただ、中泉先生にお伺いしたいと思うんですが、先ほどお話の中に、この原爆症の治療に当りまして、いろ／＼な資料を米側に提供する、或いはわかつておることを教えるようにというので、先生からお申込があつたということを聞いて、その点については一体米国側はどういう態度で先生方に出ておるのか、この点をお伺いしたいことが一つ。

それからもう一つは、これは新聞で見て、ここに文部省の稲田局長も見えておりますが、この前からいろ／＼相談しておつたんですが、研究費が……、この世界に例のない重要な資料を持つておつて、学者の方々が研究を真剣にやろうとしておられる。ところがその研究費が非常に不足をしておられまして、その点で学者の皆さん方が非常な苦心をされておるということを私どもも新聞で見て非常に心配しておりますが、私どもは十分な研究費を使つて頂いて、この世界に立派な日本の学者の手によつて研究をして頂きたい。こう思つておるわけですから、その研究には一体どれくらい今要求されておるのか、その点を知つておきたいと思います。

それからこれは占領中のことですが、広島、長崎の原爆症の重要な研究された資料を、米国側が占領下であつたために、全部これを横取りして持つて行つたということが伝えられておる。これはありそうなことだと思う。で、これは一体当時の研究資料というものは、全部米国側に提供させられて、その結果はどういう研究が米国側ででき上つておるのか、又そういうことが事実あつたのかどうか、これは私ども心配するのは、原爆症に対するいろ／＼な被害を、私どもの考えでは非常に過小評価せんとする傾向がアメリカ側にあるように、私どもは国会の中で感じる。その点は先ほど武谷先生がおつしやつたが、これはみんなが知らなければいけない原爆のことを、そういう考え方と非常に反するようなことが、往々にしてこれはアメリカの私は学者の人たちじやないと思うんですが、併しその他の政治家等の中にそういうものがあるかに思われるふしがありますので、実際資料を持つて行つてしまつたのか、それでその後その資料でどういう研究が行われておるというようなことを、これはありのままに教えて頂きたいと思います。

それから第四番目にお伺いしたいのは、前年でありましたか、イタリーで国際的な医学者の方の集りがありましたが、日本からは慶応大学かどこかの先生がこれに出席をされまして、原爆症に対する偽らざる一切の研究された、或いはその被害の凄惨さを発表するということでお出かけになつたんだが、それがどういう理由かで日本の学者によるその発表が出されないようなことになつたということを、これは新聞で私どもは伺つたのでありますが、それはなぜ、どういう理由で原爆症に対する日本の学者の方の研究が国際の医学会議のようなところで発表されないことになつたのか、これは若し

御承知でありましたならば教えて頂きたいと思います。

それからもう一つは、焼津からこの被爆者が東京に来られまして、今治療をしておられますが、その中に非常に重症の方がおるということを新聞で伺つた。この方は、この被害によつて生命をなくされるような危険が今あるのかどうかという点をお聞きしたいと、こう思います。非常に俗つぽいお尋ねばかりいたしましたが、お差支えない程度で教えて頂きたいと思います。

○参考人（中泉正徳君）　御質問が五つあるんですが、第一の、現在のアメリカ側の態度はどうかというような御質問。これは私は一番初めに、四月の十八日に東京都の衛生局が催しました委員会に、アメリカ側の人も出ておりまして、その席で質問をいたしたのであります。それが第一回目の患者の治療法に対してのですね。それからして船の汚染に関する質問、それから十八日のときにまだ灰の分析がちよつと手がついただけでありましたが、それは一日も早く知ることが患者の治療の出発点でありますので、灰の成分についても聞かしてもらいたいという質問をしたのであります。それは私的の面会じやないので、公式の委員会の席上で私が発言したのです。それが一回、それから第二回目は外務省で催されました会合のときにやはり同じ質問をやりました。まあ公式の席では僅か二回であります。それから私的の席ではまあアメリカのそういうえらい人に会いますれば、しよつちゆう聞いておる。私は患者を扱つているのですから、患者を一日も早く助けようと思つていますからして、しよつちゆう質問をいたしております。でありますけれどもどうも私、こう聞いてその人のまあ様子を見ておりますというと、本当にはつきり知つているのを答えないのじやないように感じられます、正直の話……。で本国へ問合せられればわかつているのかも知れませんが、少くとも私が質問を向けた人は、その場で答えられるほどは御存じないようなふうに見てとれます。ですから余り私が聞いた人が不誠意であるというふうには私は感じておらんのです。で或いは場合によつたら、つまり一番むずかしい問題は骨に沈着してしまいました放射性物質を体外に取出す方法なんですね。それは先ほども申上げました通り骨にはカルシュームがつくわけでございます。カルシュームと同じような化学的性質を持つたものが骨に沈着するわけですね。でカルシュームと同じような化学的性質を持つた放射性物質を出そうと思うと、前から骨にあつた日本人の体のカルシュームがやはり出ざるを得ないわけです。そういうわけでこの質問はなかなかむずかしい質問なんです。それでアメリカなどはもう何十回と実験をやつておるのですから、私は多分動物実験などもやつておられて、もうこういう研究も済んでいるのじやないかと思つて聞いているのでありますけれども、ひよつとすると灰が身体に入るところまではやつていないのかも知れません。その辺の実情はちよつと覚い知ることはできないのですね。それが私の質問に対する態度なんですね。それからそのほか、アメリカ側の態度としましては今武谷さんがおつしやつた通り、結果としてやはり、その不幸にして日本人があいつた傷害を受けておりますので、その様子をアメリカ側は知りたいであろうというふうに思えるふしもなきにしもあらずであります。併し又他面日本の被爆者を何とかして一日も早く治療に協力して快方に向わせようという努力も確かに見えております。で、それは私の東京大学のアイソトープ研究室へアイゼンバットさんも来まして、そうして尿の中の放射能などをガイガー・ミューラーの計数管で我々と一緒に測定いたしましてて、思つたより放射能が少いといつて非常に安心して見ておられるような態度は確かに見受けられます。それからして尿の検査などにも非常によく好意を以て協力しておるという点は確かにございます。まあ今回の事件に対するアメリカ側の態度、それからまだありますね、オーソドックスの治療といたしましては、輸血と安静が大切である。それからもう一つ白血球が大変に減少して来るというと、細菌伝染に対する抵抗力が弱くなる。そういう場合には抗生物質を使うということが問題になるのでありますけれども、日本はペニシリンこそたくさんありますけれども、ほかの抗生物質はそう十分すぐ手に入るというわけにいかない。そういう日本では比較的ペニシリンに比較して手に入りにくいような抗生物質などは、必要であろうから言うてくれれば幾らでも取寄せるというようなことは、ちやんと私に言うております。それからやけどの膏薬を届けてもらつたのですね。あれはやけどの膏薬であつたのですが、やけどというもの自体はそう大した問題では実はない。骨から出すことが大切なんでありますね。骨から出す名案を教えてもらいたいのですけれども、今申上げたような事情であります。

それから研究費はどのくらいかとおつしやいましたが、今回の事件に対する研究費の意味でございますね。今申上げたようなわけでありまして、こういつた患者を取扱いますのは、日本は初めて、恐らく世界でも初めてじやないかと思います。今回のことでマーシャル群島の土民がやはり被害を受けたということが新聞に出ておりますけれども、あれは第一次のエネルギーで被害を受けたのやら、灰を受けたのやら私よく存じません。まあ灰は恐らく初めてじやないかと思いますですね。それで患者の直接の入院費といいますか、治療費といいますか、それよりも研究費がこの間都築さんは十倍かかると言いましたけれども、十倍どころじやないと思います。非常にお金がかかると思います。それでまあ泥縄的に研究の道具建てからお願いをしたようなわけでありまして、研究費は二十八年度の分から何がしか頂きました。それからして二十九年度の分は現在請求中であります。でよろしくお願いいたしますわけですが、その額は私ども学者で金に縁がないのでありまして、よく空で憶えておりませんが、ここに文部省のお役人がちらほらおられるのでありますが、憶えていらしたらそちらから御返事を願いたい。やはりたしかどのくらいでありましたかちよつとあとでお調べを願います。

それから広島、長崎のときにどうであつたかという御質問でありますが、広島、長崎の時は現在とよほど国際情勢は違つていたと思います。広島、長崎のときに確かに私どもが大事にしておつた材料を向うへ持つて行つてしまいまして、そうして、それが行方知れずになつてしまつたのも相当にあるのであります。それが材料になつて研究ができたのもありましようし、中にはそれを骨董品のように大事にしている人もあるかと思いますね。その辺の事情はよくわかりませんですが、確かに我々の大切にしているものを持つて行かれてしまつたということはあつたのです。で今回こそは私どもの手で自主的に患者の治療を行う、いわゆる自主的の学問をして行きたい、こういうふうに念願しております。（「絶対離さないように」と呼ぶ者あり）

それからその次は国際学会で発表になつた……、イタリアで国際学会があろうとして、あれは学会がなくなつたのだと思います。そうですね。どなたか憶えていますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。学会自体がなくなつたのです。それは誰がどうしてなくなしたのだか私はよく知りませんが、学会がなくなつたのです。日本人の行くのをとめたのじやないのです。学会がなくなつた。それでこの四月には赤十字社が主催になりまして、ジュネーヴで以て盲目兵器の禁止に関する相談をすることになつております。つまりめくら滅法界に、戦闘員と非戦闘員とを区別なしに殺す兵器を禁止する相談ですね。その相談を、ジュネーヴでこの四月、赤十字の主催で開くことになつております。それに日本からは都築博士が出席されるわけです。で今回のビキニの問題も非常に大きなお土産になることと思います。で都築さんには十分な材料を持つて行つてもらいたい。

それから焼津の重症患者ですね。この問題は、この中に恐らく新聞記者もおると思います。それで医者というものは、患者の将来の病状については或る程度嘘をつくというのは常識でありまして、あそこにも有馬さんがおられますが、有馬さんもずつと嘘をついていらした。（有馬英二君「とんでもないことです、私は……」と述ぶ、笑声）で余り具体的に本当のことを申上げるのは患者のためでないかと思いますので、お許しを願いたい。先ほども申しました通り、今回の被爆者の白血球の数、これは先ほど数で大体のところを申上げました。そのときに広島や長崎でこの程度の白血球減少症の人ならばさらに心配はない。私もそれより少いと、こういうふうに申上げたのでありますが、今回の被爆者の場合には、放射性物質が一番大切な骨髄の中に入つておるからして、その点が非常に心配であると、こういうふうに申上げたのです。でこれでお答えとして頂きたいと思います。

○藤原道子君　議事進行。ちよつと当連合委員会は、非常に重大だから、各大臣の出席を求めるということに相成つていたのでございますが、見渡すところ大臣は一人も来ていないようでございますが、これでは大切な質問ができないのでございます。大臣が出られなかつた理由をお聞かせ願いたい。それから現在政府からは誰と誰と誰が来ておるか、そのこともこの際お示しを願いたいと思います。（「政府委員は誠に不熟心だ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　それでは今の藤原委員の御質問に対してお答え申上げます。当連合委員会として出席を求めておりました大臣は、緒方国務大臣、岡崎外務大臣、大達文部大臣、草場厚生大臣、保利農林大臣、以上であります。ところが緒方国務大臣は、参議院の予算委員会に出席中であるので出られないということであります。それから岡崎外務大臣は、参議院の予算委員会と衆議院の本会議に出席中で出られないということであります。それから保利農林大臣も出られない。それで出席すると回答のあつたのは大達文部大臣と、草葉厚生大臣であります。そのほか政府委員として出席せられておるのは、文部省の稲田学術局長と、外務省の中川アジア局長、水産庁長官、以上であります。

○藤原道子君　大達さんと草葉さんが出席されると言いながらもうすでに四時十五分過ぎておるのです。この委員会は何時までおやりになるのですか。出席しても閉会後に来てもらつては何にもならないので、至急に督促をして頂きたい。とにかく私たちは今まで政府の弱腰にぎり〳〵しております。ところがこれも最近初めて胸のすくのは、学者の皆さんが非常に困難な中に打開えて、毅然とした態度でこの大切な問題と取組んで頂いておる。この学者の皆様には私は心から敬意を表しておるのでございますが、それに引替えて、政府当局から責任者が一人も来てないということを、私はどうしても納得ができませんので、至急にお手配をお願いいたします。（「その通り」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　至急手続をいたします。

〔須藤五郎君、発言の許可を求む〕

○委員長（上條愛一君）　ちよつと須藤さん、有馬さんが前から言つていますから、この次にお譲りを願いたいと思います。

○有馬英二君　先ほどからいろ〳〵の方から御質問がありましたけれども、高田委員からも、戦争ばかりでなしに、平和的にこれを取扱うというようなことについてちよつと御質問がありましたが、具体的に私はこういうことを御質問申上げたいのですが、御承知のようにこの予算の修正の際に、改進党が二億六千万円の金をこの原子炉の設定ですか……、のために措置をした。然るに御承知のように、その当時まあ朝永博士も御反対になつたように、私は新聞で拝見したのですが、特に学術会議の茅君が非常な反対をして、政治家はどうも何も知らないというようなことで以て、どうも改進党は非常に悪口を言われたように私は思つたのです。これは併し御承知のように、その当時特に二、三の人がアメリカ、或いはイギリスあたりに行きまして、そして平和的にこの原子力の応用をもうすでに始めておるということから始まつたことは、新聞の報道された通りでありますが、二億何千万円くらいの金では到底できないというようなお話でありましたが、この席で一つ私どもにこう合点の行くように、それを一つ御説明を願いたい。どういうわけでその原子炉の製造というものができないのか。理論はできる、或いは原子核の研究にそれを使つたらいいというようなお話があつたように私は思うのですが、もう少し具体的に、どういうところがいけないのか、どういう工合にすべきであるかというようなことをもう少し詳しく承わりたいと思います。

それから患者が焼津からも、又最近に更に東大へも入院したそうでありますが、特にそのうちに前からの患者でありましたか、非常に重態であるという報道がせられておるのでありますが、それは一般症状が極めて重態であるのか、或いは白血球の程度の上において重態であるというような判定でありますか。それからその治療の方針ですね。どういう治療をしておられるのか。新らしい何か治療法があるのかというようなことを一つお伺いしたいと思います。

○参考人（朝永振一郎君）　只今の第一の御質問にお答えいたします。この原子炉の建設、或いはもう少し一般的に申しまして原子力の平和的利用というものをやらねばならん。我々もやらなければならないという点では、私どもも決してそれ自体に反対するわけではございません。この点誤解しておられる方はないと存じますけれども、先ずはつきりしたいと存じます。ただ、原子炉を作ると申しますことは、それほど簡単に行くものではございませんで、お金の面から申しましても、二億で原子炉が作れるわけではない。それのみならず、金額の問題だけでなくて、これはいろ〳〵な非常に大きな問題がございます。たとえアメリカで初めてできましたような小さな玩具のような原子炉を作るにいたしましても、いろいろな問題がございます。これは物理学だけの問題でもないし、ウラニウムさえあればできるという問題でもない。あらゆる科学を総合して、それから経済的な面もございますし、いろいろ法律その他の面もございます。それから研究の態勢、これはあらゆる方面の学者の共同、あらゆる学者の衆智を集めて初めてできるものでありますので、その研究上の態勢をどうするか、そういうふうな問題がたくさんございます。それから又平和的利用に限るのにはどうしたらよろしいか、悪い方面に使われないようにするのにはどうしたらよろしいか、そういうふうな問題もございます。こういうふうな問題がたくさんございますので、これは学術会議のほうでも前々から、つまり講和条約ができますまでは、この研究は我々できないことになつておりましたのですが、講和ができましてからこの研究に対する制限が何もない。そういうことがわかりましたので、学術会議あたりでもやるのがよろしいか、やるとすればどういうふうにやるのがよろしいかという、いろ〳〵調査のようなことを始めていたのでございます。あのときに一部の学者の間に反対があつたと申しますけれども、それはこういう研究を絶対にやるなという意味の反対ではなかつたので、それをやります順序、道行きをどうするか、手続をどうするか、どういう順序で始めるか、どういう形で始めるかということについていろ〳〵問題があつた、その点についていろ〳〵意見があつたわけでございます。最近は、今年になりましてから学術会議側もかなり歩を進めて、先ずものを始めるのは調査から始めまして研究に移り、それから実際の利用に入るというのが順序でございますので、特にこういう大きな問題は調査の段階が非常に必要なんであります。そういう調査の段階を一歩進めるという、そういう動きにあつたわけであります。

それからもう一歩は、原子核の研究でございます。原子力の問題は先ほどから申しましたように、物理学、殊に原子核物理学だけの問題ではございませんけれども、やはり原子核物理の一つの応用でありますからして、原子核物理の素地ができていなければ、原子力の研究も健全な発達はしない。それで学術会議で一方におきましてはそういういろ〳〵な原子力の平和的利用に関してどういう態勢で行くべきかということの調査をやっておりますが、その調査の結果を待たずとも原子核の研究は大いに推進しておこう、そうすればどちらに転びましても、原子核の研究と申しますのは、必ずしも原子力だけでなくて、もっと広い基礎的な研究でありますから、将来どういうふうに発展するか、これはつまり未知の領域の研究でありますので、例えば原子炉を実際作るという時期がいつになろうとも、これは原子核の研究をやっておいて一向差支えない。それから原子炉を実際作るという時期が来ましても、必ず原子核の研究をやっておいたということが役に立つ。そういう意味で原子核の研究はあらゆる面を睨んで、一石そこに石を置いておくということは必要なことである。そういうわけで原子核の研究を多いに高めようということに学術会議できめたわけでございます。それでこの間ラジオの放送で改進党の中曾根さんと茅さんが話をされたのを聞いたのでありますが、日本は原子核は相当進んでいる。でありますから、もうそういつまで原子核をこれ以上やらないで、原子炉のほうをそろ〳〵始めなければいけないのだというふうに言っておられたように記憶いたしますが、日本の原子核物理は決して進んでおりません。これは湯川先生のような方がおられます点、それから昨年国際理論物理学会がありましたような点から、日本の原子核物理が非常に進んでいるというような印象を皆さんお持ちだと思います。或る意味においては本当でございます。或る意味においてと申しましたのは、純理論的な研究、紙と鉛筆だけの研究であります。これは確かに進んでおります。併し紙と鉛筆の研究と原子力の利用との間には一つの大きなギャップがございます。それは実験的な原子核物理学の研究であります。この実験的な原子核物理学の研究は、日本は現在のところ殆ど潰滅の状態でございます。これは御承知だと思いますが、戦前に作りましたサイクロトロンが戦後すっかり破壊されてしまった、そういうふうなこと、それから原子核の研究は非常に金がかかるということ、日本の経済的事情で非常に研究費が不足して参ります。そういうようなことから原子核の実験的研究は、戦前のサイクロトロンをまだ作らない前の状態に逆転してしまった、そういう状態であります。それで優れた物理学者は、そういう実験の装置も何もないようなところで原子核の研究をやろうというようなことは非常に少くなって、みな理論的な研究のほうに行ってしまった。これは非常に理論的研究が進んだのは結構でありますけれども、これは余り健全な形ではないのであります。この原子核の研究を少くともも少しレベルを上げて行く。そうすればそれはそれ自身の発展として意味があるのみならず、将来原子炉を作るときには、必ず打っておいた石に丁度うまく原子炉がつながって来る。そういう含みを持ったものでありましたのです。ところが原子核研究所の請求いたします予算が殆んど削られまして、それから一方学術会議では先ほど申上げましたような調査活動を盛んにしようというわけで、調査費を請求していましたのですが、それがすっかり削られました。すっかりではございませんが、非常に削られたようでございます。そういうときにばかっと原子炉の予算が出て参りました。で、原子炉を作るということに反対するという意味ではなくして、折角我々が石を置こうと思っていて、将来の手順まいろ〳〵考えまして石を置こうと思っていたところが、その石は置くことができなくて、そうして我々としてはまだあとで置こうと思ったところへ石が置かれた。そういうわけなのでございます。まあ私ども反対したと申しますのはそういう意味なんでございます。で、これは只今御質問で世界いろ〳〵な国で原子炉をたくさん作っているのに、日本だけ作らないのは非常に残念だというお話がございましたが、それは確かに我々も同感でございます。併し世界四十幾つかの国で原子炉を作ったような国は、やはり皆原子核の研究を相当程度持っている国が多いのでございます。サイクロトロンなしに原子炉を作ったというようなことは、これはできないことはないかと存じますけれども、健全な姿ではない。つまり極くきまり切った型の原子炉を一つ作る。ただ作るというだけでしたら、できるでありましょうけれども、それを作って、さてそれからどう行くのか、これをどん〳〵改良し進歩させ、本当に役に立つものにするというためには、やはり基礎的な研究がなければならない。基礎的な研究を申しましたのは、原子核の研究のみならずいろ〳〵な面でございます。ウラニウムの問題、いろいろな資材の問題、それからいろ〳〵な技術的な問題、それから国の経済に及ぼす問題、とにかくこの研究は一旦始めましたら、相当経費を注ぎ込まなければ本当のものにはならない。そういう点で経済的な問題、それから研究の態勢の問題、特に原子力の研究の場合には、悪くいたしますと、非常に悪用される心配がございますので、そして却って人類の幸福のためにと思ったことが、先ほど御質問にありましたように人類の不幸の因になる。そういうことがございます。それを如何にして防ぐか。それでこの研究の態勢の問題にいたしましても、先ほどから申しましたように、あらゆる分野の専門家が、研究家が衆智を集めてやって行かなければならない。そういうふうな場合にいろ〳〵秘密上研究の発表が制限されたり或いは研究に能力のある人が自由に参加できなくなったりするような態勢ではいけない。それをどういうふうにうまく作って行くか、そういうようないろ〳〵な問題がございます。そのほか危険防止、実際この危険がアメリカでもアクシデントがあったという先ほどお話がございましたが、アメリカだけではございません。ほかのカナダなんかでも原子炉が一つ爆発したというほどではないのでありますけれども、一部が溶けてしまった。で、日本などは地震があるので、地震のあるときに原子炉を出して逃げ出せばいいが、七輪の火でも消して逃げないと大変なことになるのでありますが、原子炉をうっかりそのままにして逃げることもできない。そういう日本に特殊な問題もございますし、こういうふうなことを十分考えた上に、お金を出して頂くなら非常に有難いのでございますけれども、これから考えようとしている最中に、さあ原子炉を作れと言ってお金を出して頂いても、果して有効に使えるかどうか、まあ非常に心配であって、そういうので茅さんが、私も余り賛成しなかったのでありますけれども、ああいう意見を述べられましたのでございます。そのほかどうすればよいかという御質問でございましたが、やはりこれは先ほどから何遍も申しますように、あらゆる人たちが衆智を集めて作るべきものでありますので、これはやはりそういう研究者の集りであるところの学術会議が重要な役目をすべきだと私は考えるのであります。勿論原子力の平和的利用の問題は、単なる研究じゃなくて、実際の産業その他の問題も含んでおりますので、勿論学術会議だけでというわけには参りませんですけれども、少くとも初めの暫らくの間は、やはり研究者の問題が一番中心になると思うのであります。一番中心と申しますと、多少語弊がございます。例えば原子力の研究を平和的方面に限るというようなこと、悪いほうに使わないようにするというようなことは、これは或いは研究者の問題ではないのかも知れませんけれども、それにしても研究者は非常にそういう点につきましても関心を持っているわけでございます。

なお、武谷さんから何か補足さして頂きます。

○参考人（武谷三男君）　私も原子核特別委員会の朝永委員長の委員会の委員として討論をいたしました。で、今のお話に多少補足いたしたいと思います。それは大変原子力というものが緊急のように世界中湧き立っているような印象をお受けになつている方もおいでになると思います。その責任の一半は私自身にあるので、戦後原子力は非常に利用されるべきであり、近いうちに利用されるであろうということをさん〳〵私があちこちに書き廻つた、最も余計に書き廻つた人間の一人でございますので、大変責任を感じております。ところが現在世界中のことを見てみますと、放射性のアイソトープはこれは実際にどん〳〵使われております。併し原子力の動力とか発電とかに利用されているという例は、これは勿論小規模の発電はやられておりますが。併しそれはいわば寒山鳴動してねずみ一匹という発電でございます。それで実際この動力、原子力発電で一番進んでいるものを持つておりますのは英国だと言われております。この英国は五年後に最初の原子発電の専用原子炉が完成されるということになつておるのでございます。三年後に完成されますのは、原子爆弾用のプルトニウムを作りながら、そのわきで発電もやるという両用原子炉でございます。このプルトニウムを作りながらやるという場合には、これは発電のほうは採算を無視してよろしい。専用原子炉になりますと、この発電の採算も問題になつて来るわけです。それで英国は非常に計画的にやつたので、そういうふうにそこまで整つている形だが、アメリカはいろ〳〵軍事的な問題にディスターブされた問題が非常にあるというように言われております。

それで結局いろ〳〵のこれまでの原子力の進行と睨合してみましたならば、英国でこの原子力発電が重要なユニットをなして来るのは、恐らく十年後ぐらいじやないかと想像できると思うのです。そういたしますと日本も原子力発電ということは非常に重要なことだと思いますが、そして是非やらなければならんと思いますけれども、これには恐らく十年という歳月を念頭に置きながら、而も厖大な金がかかる問題で、最初はエコノミカルに行くかどうかわかりません。それで相当の綿密な計画といいますか、見通しのある計画を立てて行かなければならない。実験用原子炉ならすぐできるのでございますが、一体何の実験のために原子炉を造るのか。これは何も日本でやらなくてもどこかで、例えばノルウェーに公開の原子炉がございますから、それをすぐ見に行けばいい。それをどういう将来の日本の原子力の研究のために実験用原子炉を造るかということがなければ駄目なんで、そのためには衆智を集めていろ〳〵と考えて将来の方針を十分立てて、そして十分の調査をやつて、そしてでき上るものだろうと思います。勿論今度原子炉予算と言われておりますのは、調査に使うというふうになつたようでございますが、それは大変結構でございますが、併し学術会議は先に朝永さんがおつしやいましたように二千万円の調査費を要求したのだそうですが、それが向でも削られてしまつたという話でございます。私は学術会議の会員ではございませんので、そこのところはよく知りませんが、そういう話でございますので、それで又今原子核研究所の話もございますので、そちらのほうにそういう金があつたならばそつちを削る理由はないのではないか。むしろそつちを削らずにそつちを活かしておかれたほうが将来性がある。あわててそういう予算をお出しになるよりは、ちやんと学術会議が要求したようなものをお出しになつて頂けば最もその線に沿つて、而も進歩も早いということになるのではないかというふうに私は考えております。

○参考人（中泉正徳君）　有馬さんの御質問にお答えいたします。御質問は患者が重症だというが、一般症状はどうか、こういう御質問でありますが、新聞等に重症という字が使つてありますけれども、私の感じでは世の中で慣用されておる意味において重症だというほどのこともないと思つております。重症という字が新聞に使われたのは、東京第一病院に収容された患者に比較すると、東京大学病院に来たほうがより重症であるという意味に使われたと了解するのが当つているだろうと、こういうふうに思います。一般症状でありますが、先ほども申上げた通り食欲は非常に旺盛でありまして、国立第一病院で賄いの出します食事では到底足りませんのです。お代りをして食べておられるそうであります。それから睡眠も無論良好でありまして、むしろ安静を守つてもらうのを迷惑に感じておられる方々がある、こういうふうに思つております。それじや大変無駄なようなふうにお聞き取りの方もあろうと思いますが、決してそうでないのでありまして、白血球の数は大体多くの方は五、六千、それから比較的重症の方は三千内外というところで、広島、長崎でこの程度の人は何とも心配はなかつたけれども、骨髄の中に放射性物質が含まれておるという可能性が十分考えられるので、今後まだ白血球が減つて来るということで、非常に警戒をし、油断をしないようにしております。有馬さんの御質問にもう少し医学に立ち入りまして具体的に御説明申上げますと、白血球の数が三千内外のものが数名ございます。これらの人々のうちに極く少数でありますけれども、骨髄細胞が二万程度に減つているのがあります。これは有馬さんにはよくおわかりと思いますが、相当私どもはこれを重要視しておるのであります。で、そんなことで私どもは油断はしない、警戒は解いておりません。今世の中で慣用されているような意味において重症だというほどのことはないと思います。一般症状は良好であります。外から見たところは、食慾もあるし、睡眠もいいし、一般症状は良好であります。

それからその次に何か特別の治療法を実施しているか、こういう御質問でございます。特別の治療法という意味を、今度の被爆者だけに特にきく治療法、ほかの病人には一般には使われないような治療法というふうに考えてお答えしますと、ＥＤＴＡという試薬でありますが、これを患者の皮膚に付いております放射性物質を洗い落すために使つております。或る程度これは効果をおさめていると思つております。併しこのＥＤＴＡを内用するということは非常にむずかしいので、現在まだ実際にやつておりません。ＥＤＴＡを内用しますと、骨に沈着しておりますカルシュームに似たような原素が少しは出るでありましようけれども、もともと体にあつたカルシュームも共に出てしまう危険がありますので、相当慎重を要するので、ＥＤＴＡの内用はまだやつておりません。そうすると体の中のものに対しては何んら特別の手当をしておらんかというと、そうでもない。それは骨に沈着している放射性原素はカルシュームと同じような化学的性質のものである、こういうわけで今回の患者には入院当初からカルシュームを非常に多量に与えております。こういうふうにいたしまして、もう過剰のカルシュームを体内に注入いたしまして、そうしてカルシュームと同じような化学的性質を持つている放射性物質をそれで薄めて、そうして自然の経路で洗い出させてしまうことを期待しつつやつております。そこらは特別の治療法であります。そのほか一般的の治療法としてはさつき申上げました通り、輸血であるとか、或いは抗生物質であるとか、ビタミン剤であるとか、そういうことは手落ちなく無論やつております。

○須藤五郎君　先ほど朝永、武谷両教授から自分たちは別に科学者として人類の幸福のためにこの研究を続けるということをおつしやつた、それは正しいことだと思います。私は芸術家でありますが、芸術家も同じように人類の幸福のためにやつているのでありますが、一つの例を申上げますとこれは架空の例であるかと思いますが、私がハンガリーに参りましたときに、その当時暗い日曜日という流行歌がはやつたのであります。ところがこの歌が作ら

れたために、ドナウ河に投身自殺をする青年たちが殖えたということで、その歌を歌うことをハンガリーの政府が禁止をしたということが伝わった。これはそういうことを流布したのは楽譜を売る楽譜屋の宣伝であったと思いますが、音楽の場合はそういうことで済むかもわからないと思いますが、本当に人類のためと考えてこの研究を進めて行くその先生方の意思と反して、これが人類を破滅に導く危険が私は併行して存していると思うわけです。そこで先日藤岡教授が見えましてこの問題で少し話を伺ったのでありますが、これが人類の不幸のために、破滅のために使われるということは、先生たちもそういう可能性があるということを予測していらっしゃると思うのですが、それに対して科学者としてどういうふうな心がまえを持っていらっしゃるかという点も、ここを一つ伺いたいと思う。藤岡先生は、そういう場合は全く困るから国会において立法措置して、日本の原子力が戦争に使われないような立法措置をして頂いたらどうだろうというお話だったのです。それも一つの方法かとも思いますが、今の日本の置かれている国際的な立場、それから今の政治の方向、いろ〳〵なことを考慮した場合、憲法すらも改正をされようとか何とかいうことが今論議に上っておるとき、その立法措置をたとえしましても、その法律が絶対的な永久性と力を持つかどうかということも、私たちは非常に疑念を持つわけなんです。ですから単に立法措置だけでそれが守られるものではないではないか、こういうことを考えるのですが、そういうことに関しまして、科学者の皆さんは自分のやって行く仕事に対してどれだけの責任を感じておられるか。私は決してこの原子力の研究が無駄だとは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

なお、それからこの灰が海水の中にたくさん沈んだと思うのですが、そのために海水が汚される。そういうことはないか。あれば、その海水の中に放射能が残る期間はどれくらいの期間放射能が残るのか、そしてその海水の中に泳いでおるところの魚はそれからの影響を受けないのか。若しもその影響を受けるとするならば、その海水によって影響を受けた魚を我々が食べた場合に危険はないのか、あるのか。それが一点。

それからこの放射能の治療ですね。受けた治療に対しまして中泉先生はアメリカが一番進んでおるんだというお考えだったと思いますが、或いはそうかもわかりませんが、英国なりソビエトはやはりこの研究を進めていると思うのです。それでこの際世界に向って日本の被災者を救うために、その助言を求めるということを日本の学会からは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

なお、それからこの灰が海水の中にたくさん沈んだと思うのですが、そのために海水が汚される。そういうことはないか。あれば、その海水の中に放射能が残る期間はどれくらいの期間放射能が残るのか、そしてその海水の中に泳いでおるところの魚はそれからの影響を受けないのか。若しもその影響を受けるとするならば、その海水によって影響を受けた魚を我々が食べた場合に危険はないのか、あるのか。それが一点。

それからこの放射能の治療ですね。受けた治療に対しまして中泉先生はアメリカが一番進んでおるんだというお考えだったと思いますが、或いはそうかもわかりませんが、英国なりソビエトはやはりこの研究を進めていると思うのです。それでこの際世界に向って日本の被災者を救うために、その助言を求めるということを日本の学会からは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

○参考人（朝永振一郎君）　原子力の研究がこの悪いほうの目的に使われないために我々はどういう考えでいるか、そういう御質問だったのですか……。これは私ども非常に苦しい気持でおりますのです。勿論悪いほうに使われるよりほかに使い手のないようなものでございましたら、これはもう簡単明瞭に、やらないと結論ははっきりしているのであります。ところが一方原子エネルギーというものは、使いようによっては非常に人類に福祉をもたらすものであるが、特に我が国のような人間が多くってエネルギーの源の少いところでは、この原子力を利用するということも大いに考えなくちゃいけない。これをやらずに、いつまでもやらずにおりまして、ほかの国から非常に遅れてしまうというようなことが、我が国の将来について、非常にます〳〵貧困をもたらす、そういうことになりますと、なぜ研究をやらなかったかというサボタージュの罪を研究者が負わなければいけない。ところが一方悪用されればこれ又恐しいことになる。で、そういう点でこの研究を始めるべきか始めないか。或いはいずれは始めるにしても、今がいい状態であるか。それから悪い点を除く、避けるような手段が何かあるかどうか。そういう点が非常に問題になったわけでございます。学術会議あたりで結論がなか〳〵出ませんでしたのも、やはりそういういろ〳〵なことを科学者の責任という点から考えますと、そう簡単におつ始めることができない、こういうことがあったからだと思うのであります。学術会議でどういう議論があったかということは、先日の文部委員会でお話があったのでございますか。……これはやはり今藤岡先生……藤岡先生は学術会議のその原子力の問題をいろ〳〵考える委員会の委員長をしておられますので、私からちょっとお話する筋ではないと思うのですけれども、大体そういう議論がございまして、今始めるのは早いというような意見の方もありましたし、それから、併し早いと言っていつまでも何もしないでおるわけには行かない。従ってこの調査、やるやらないはきめないとして、いろ〳〵な調査、データを集めるということは始めるべきである。それから或いは先ほど申しました原子核の研究、これは直ちに悪用される虞れはない。将来原子力をいつになったら、やるやらないにかかわらず、これはやっておけば、それはそれとして新らしい未知の領域を研究して、そこから又何か人類を幸福にするような糸口が得られるかも知れない。そういう意味で非常にいいことであるし、それから原子力をやるとすれば、これが又是非必要な一つの石になる。そういうわけで原子核の研究はもう始めるべきである。そういうようないろいろな議論が出まして、そうして落ちつきましたところが、先ほど私が申上げましたような調査活動をもっと活潑にやる、それから原子核の研究所を是非作る、そういうふうなところが大体学術会議における結論なんでございます。では、将来原子力をやるとして、そういう悪い、悪用されないのには、どういう手があるであろうかということが、これはいろ〳〵これから検討されなければいけないことだと思うのでありますが、これもいろ〳〵な考えの方がございます。先ほど申しましたように、何か法的措置を作って、日本の原子力の研究は平和的な利用にだけ限る、そういう法律を作る。それからその平和的な利用に限るというようなことだけでは、まだ言葉だけに終る虞れがあるので、いろ〳〵それに附随してその研究のデータをすべて公開する。すべて公開するということは、公開されたものは余り悪用できないので、誰でも知っておるようなことはそう悪いことに使えないと、こういう狙いもございます。そのほかに研究を進めるという上から言いましても、公開ということは絶対に必要な条件です。これはアメリカの有名な原子物理学者のオッペンハイマーなんかが、いつも、何度も主張しておることですが、アメリカの原子力の研究は秘密という制限のために非常に阻害されておる、秘密という制限がなければ原子力の研究は早く進んだだろう。特に平和的な面における研究は秘密という条項によって非常に阻害されておる。これはこのデータを常に誰でもが知っておるということによって、誰でもが常に自分の智慧を貸すことができるというそういう措置が必要である。そのほかいろ〳〵なことがございますのです、例えば能力のある人は誰でも研究に参加できるというような……。我々研究者といたしまして考えられますのは、そんなことで、それ以上にいろ〳〵経済的なことや何かございますけれども、そういう

ことは余り物理学者は得意ではございません。ただ平和的利用に限るというだけでは弱いかも知れませんが、そういう、いろ〳〵悪用できないような形に、或る程度法的措置を作る。これは勿論法律を作っても、それが守られなければ何にもならないのでありますけれども、そうかと言って、こういうものを作らなければなお悪くなる。やはり法的措置だけでなしに、科学者のいろ〳〵な良心と申しますか、責任感というものが、やはり非常に重要なものだと思うのでございます。こういうふうにあらゆる面から悪用を避けるような方法を考えることは是非必要だと思っております。法律を作っても何にもならないと立法府の方がおっしゃっては、甚だ私どもまどうわけなんでございます。（笑声）ただお前たちの良心だけに委せようと立法府の方がおっしゃいますと、私どもどうしていいか途方にくれますので、こちらのほうでは、そこを、非常に私どもの気持をお酌み下すって、私どもが良心の圧迫を受けずに、本当に心から将来の日本の国民、或いは延いては……余り大言壮語をしたくないのですが、延いては人類の幸福のために喜んで協力できるような、そういう態勢を是非作って頂きたいと思うのでございます。私今日ここへ出て参りましたのも、実はそういうことをお願いしたいという気持が非常にありましたので、爆弾のほうは余り得意でないのでございますけれども……（笑声）今日現われましたのも、そういう下心もありましたので……（「了解々々」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　何か補足がありますか。それでは海水のことと治療のことを……。

○参考人（武谷三男君）　海水だけ私が……。只今の朝永さんのは、我々として原子核特別委員会のすべてがそういう結論に達して、又多くの学者が皆その秘密という点については全く一致した態度をとっております、私の知っている限り……。ですから、是非その点は秘密という点がないようにお願いしたいということは言えると思います。これは補足になりますが、ノルウエーの原子炉をやっておりますランダースという人は、ノルウエーの原子炉には秘密はないし、どこの国の人が来てやってもいい、こういうことによってのみ小国は協力してアメリカやイギリスと原子力の利用について対抗できるということを宣言しております。こういうことを是非念頭に置いて頂きたいと思います。

それからその他の点については、朝永さんのおっしゃったように、物理学者でない人の集まった学術会議の意見を尊重して頂きたいというのが学者としての切なる願いでございます。

それから海水の件を申上げますと、海水はやはり汚されます。まあ爆発地点に近いところは猛烈に汚されるだろうと思います。そこでは恐らく魚も非常な影響を受けると思います。魚の点については中泉先生にお願いしたいと思いますが、離れた所、つまり第五福竜丸が被爆したあたりですね、あの辺では灰が降っても、海水というものは大変大量でございますから、そこへ落ちれば非常に稀薄されまして、水というものの中には放射能が小さな、非常に小量になります。ビキニで最初に水中爆発をやった、原子爆弾の水中爆発実験をやったことがございます。そのときにはビキニの礁湖の中でやったわけです。その礁湖が猛烈に汚染されました。そういうことが書かれております。その汚染したものを食べた魚が猛烈な放射能を持っていたということが書いてあります。あとは、離れた所では、汚染されてもそれが稀薄される。あとは水産の先生にどなたかお聞きになれば明瞭なお答えが得られるのじゃないか。それから又海洋の点については、海洋学者にお聞きになればおわかりになると思います。

○参考人（中泉正徳君）　汚染された魚を食べる心配があろうかというようなお話だったのですが、その魚の汚染された方が、その爆弾の第一次放射能で放射性になる場合もございましょうし、それからして第五福竜丸のように灰で汚染される場合もありましょうし、それからして放射線で汚染されたそのしらすぼしとか何とかいう小さな魚をまぐろや何かが食べまして汚染される場合もあるそうであります。そういうものがあの南の危険な海域からどういう海流に乗って近海に辿るものか、そういうようなことを、まあ私医学でありましてよくわからないのでありますが、そういうことがどの程度危険があるかどうかということは、まあ海流だの水産だのの御専門の方ならはっきりすると思います。どのみち魚が汚染されておるかどうかということを確かめた上で食べるというのが一番確かでありまして、それには魚を食べていいと判定するか或いは廃棄処分にするかということを判定する恕限度をきっちりきめまして、それから実際実行できるような物的並びに人的の準備を整えるということが非常に大切のように思います。現在誠に日本の魚市場の辺では、この辺の検査が物的にも人的にも非常に不十分のように思います。先ほども申しました通り、恕限度は三通りに考えることができるのでありますけれども、それをどういうふうに取扱うのが一番妥当であるかというようなことを衆智を集めまして考えて、そしてそれを実行に移すことを早急に考えるべきだと、こういうふうに私は考えております。

それから外国に問合わせる点、これは先ほど有馬さんの御質問で何か特別の治療法を持っておるかということで、まあ特別の治療法と言えそうなことを二つばかり御返事いたしましたけれども、私ども顧みて甚だ不満足に感じております。もっと〳〵有効適切な特別な方法があれば実施したいという気分で一ぱいであります。でありますからして、アメリカが教えてくれても、ロシアが教えてくれても、誰が教えてくれてもかまいません。一日も早く教えてくれるのが肝心なのであります。でそういう方法をとることができれば非常に仕合せだと思います。私は外国へやって頂きましたが、ドイツに主におりましたのでドイツの学者たちにこの点については問合せようというふうに数日前から思っております。今朝現に医者ではないのでありますけれども、放射線関係のドイツ人に面会いたしまして、この話はちゃんといたしておきましたが、ドイツだけは近いうちに私は私的に手紙を書いて問合せようと思っております。誠に同感でありますです。

○須藤五郎君　朝永博士から立法府にということが非常に大切のように思います。現在誠に日本の魚市場の辺では、この辺の検査が物的にも人的にも非常に不十分のように思います。先ほども申しました通り、恕限度は三通りに考えることができるのでありますけれども、それをどういうふうに取扱うのが一番妥当であるかというようなことを衆智を集めまして考えて、そしてそれを実行に移すことを早急に考えるべきだと、こういうふうに私は考えております。

それから外国に問合わせる点、これは先ほど有馬さんの御質問で何か特別の治療法を持っておるかということで、まあ特別の治療法と言えそうなことを二つばかり御返事いたしましたけれども、私ども顧みて甚だ不満足に感じております。もっと〳〵有効適切な特別な方法があれば実施したいという気分で一ぱいであります。でありますからして、アメリカが教えてくれても、ロシアが教えてくれても、誰が教えてくれてもかまいません。一日も早く教えてくれるのが肝心なのであります。でそういう方法をとることができれば非常に仕合せだと思います。私は外国へやって頂きましたが、ドイツに主におりましたのでドイツの学者たちにこの点については問合せようというふうに数日前から思っております。今朝現に医者ではないのでありますけれども、放射線関係のドイツ人に面会いたしまして、この話はちゃんといたしておきましたが、ドイツだけは近いうちに私は私的に手紙を書いて問合せようと思っております。誠に同感でありますです。

○須藤五郎君　朝永博士から立法府にある者がそういうことを言ってもらっては困るというお叱りなんですが、それは確かなんですが、立法府における者だけに、法の弱さというものも私たちは知っているわけなんで、そういう立法をしたからといって、それが絶対的に守り得ないということを私は感じているものですからその心配を申上げるわけなんです。それともう一点伺いますが、今日本で原子核の研究をやる、それから今度先生たちが原子核の研究だけの費用を要求したのに対して、改進党のほうから出たようでありますが、これは恐らく改進党、自由党皆御相談の上でやられたのだと思いますけれども、原子炉の費用が三カ年計画、七億円というような予算で原子炉を作るというふうになった。そういう方向に対して国民は一つの不安を持っているわけなんですね。日本が原子戦の中に捲き込まれて行くのじゃないかという心配を持っているのであります。それでまあ私は御質問申上げようと思うのですが、日本にはその研究の資材が足りない、ないだろうと思うのです。とにかくウラニウムもまだ発見されていないような状態ですから、そういう資材を外国からとにかくもらうということによって、その或る特定的な外国と特定的な結付きができて、そうして皆さんの研究が特定的な国にのみ利用されるというような将来危険が起りはしないかという点です。それからMSAの条項の中にも学問的な援助を受けるというような意味の条項がありますから、そういう方面で皆さんの研究の中に或る特定国家、まあアメリカと言っても差支えないのですが、そこから積極的に援助の名によって手を差延べられて、

そうして皆さんの尊い研究がアメリカに利用されるというような危険が将来ないかということ、若しもそういう危険が起つた場合は、皆さんはどういう態度でそれに臨まれるかということを私はまあお聞きしたいのです。

○参考人(朝永振一郎君)　只今御質問になりましたような点につきまして私ども全く同じような心配を持つております。それでこの外国からの情報をもらう場合に、すでに公開されて誰でも知つておるようなこと、特別にもらわなくてももう発表されて本になつてどん〳〵来ておる、そういうようなものなら、これは幾ら使つてもかまわないと思うのであります。それからそういう発表されたものでなくても、やがて公開されるときまつておるようなものは、これは我々当然使つて差支えないというのは、これは学問にやたらに国境を設けることで健全な発達にはならない。併しこの秘密のデーターをもらうということは、非常に気を付けなくちやいけないのではないか。と申しますのは、紐が付くというようなこともあるかも知れませんが、そういう虞れはなくても、秘密の提供によつてなされた研究の結果は、やはり秘密を要求されるだろうと思うのであります。そういたしますとこれは日本の原子力の研究、本当に日本に根を下した研究ということにならずに、或る閉じたサークルの研究ということになる。で、そういうのでは研究の大成は期しがたいのではないか。一時はそれによつて研究が促進されるかも知れませんです。向うでよくわかつておるものをもらつて機械を造つてしまえばその機械はすぐできるでありましようけれども、それが本当の日本人の頭脳の中に染込めないで、極く限られたサークルの中だけの問題になつて、日本人の研究者の頭の中に染込めないとすれば、それから更に行われる進歩に日本という国が貢献することにはならない。ですからそこは非常にそういう秘密のデータを使うということはやりたくない、そういうふうに考えております。で今のMSAとか何とかいうことになりますと我々よくわかりませんので、あれ読んで見ましても非常に廻りくどい言葉が書いてございますので(笑声)なか〳〵わかりませんです。これはただいろ〳〵心配なこともあろかも知れない。特に只今のような御意見を伺いますと、そういう感じを深くいたしますが、それで学術会議のほうに原子力の問題をいろ〳〵検討する委員会がございます。そこには法律の方もおられますし、経済の方、あらゆる専門の方もおられますので、そこで十分にそういうことを考えて頂きたいと、そういうことを希望しておるわけでございます。

○高野一夫君　議事進行……。三教授からいろ〳〵有益な御意見伺いました。まだ伺いたいし、質問されたい方もたくさんあるでしようが、やがてもうあと十分で四時間になります。さぞお疲れだろうと思いますし、三教授から御意見を伺うことはこの辺でお終いにしたら如何なものでしようか。委員長御相談を願いたいと思います。

○委員長(上條愛一君)　お諮りをいたしますが、只今高野委員から議事進行についての御提案がありましたが、三教授に対する御質問はまだたくさんおありだと思いますけれども、大分時間も過ぎておりまするし、三教授も御多忙の際だと思いまするので、この辺で御質疑は打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　御異議ないと認めます。

大変長い間貴重な有意義なお話を承わりまして厚くお礼を申上げます。なお私ども御意見を参考といたしまして、本件に対する今後の対策について万全を期して参りたいと思いますから、今後もよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは本日は関係各大臣からビキニ被爆事件に関して、政府側の現在までの経過と今後の対策について御説明を願うことといたしておりましたが、先ほど御報告申上げた通り、緒方国務大臣と岡崎外務大臣、保利農林大臣は御出席は御出席が困難である。岡崎外務大臣は只今予算委員会の質問が終り次第参るという報告がありました。大達文部大臣と草葉厚生大臣だけがお見えになつておりまするが、大変時間も過ぎて参りましたので、この関係各大臣に対する御説明を願い、又それに対する質疑は適当な機会に譲つて今日はこれで終りにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　それではさよう取計らいたいと思います。

それではなお、この連合委員会を継続するかどうかというようなことにつきましては、各委員会の委員長に御一任を願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　それではさよう取計らうことにいたしまして、本日はこれで散会いたします。

午後五時二十分散会

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院厚生委員会会議録第四十二号

昭和二十九年五月二十日（木曜日）午前十時四十五分開会

委員の異動

五月十七日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	上條　愛一君	
理事	大谷　瑩潤君	
	常岡　一郎君	
	竹中　勝男君	
委員	櫛原　亨君	
	高野　一夫君	
	谷口弥三郎君	
	西岡　ハル君	
	横山　フク君	
	廣瀬　久忠君	
	藤原　道子君	
	堂森　芳夫君	
	有馬　英二君	
政府委員		
厚生省公衆衛生局環境衛生部長	楠本　正康君	
厚生省医務局長	曾田　長宗君	
事務局側		
常任委員会専門員	草間　弘司君	
常任委員会専門員	多田　仁巳君	

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○連合委員会開会の件

○社会保障制度に関する調査の件
（水爆の降灰被害に関する件）

○委員長（上條愛一君） それでは只今から厚生委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告いたします。五月十四日附を以て竹中勝男委員が辞任され、吉田法晴君が選任されました。又五月十七日附を以て吉田法晴委員が辞任され、竹中勝男君が選出されました。

以上御報告いたします。

次に、理事の補欠互選を行います。前理事竹中勝男君の補欠互選を行います。その方法は如何いたしましょうか。

○高野一夫君 理事補欠互選の方法は、成規の手続を省略して、委員長の御指名とせられることの動議を提出いたします。

○委員長（上條愛一君） 高野君の動議に対し御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは私から指名いたします。竹中勝男君にお願いいたします。

○委員長（上條愛一君） 次にお諮りいたします。行政機関関係職員定員法の一部を改正する法律案について内閣委員会と、又学校給食法案について文部委員会と連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君） 次に、社会保障制度に関する調査の一環としてビキニ灰の本邦、特に京都地方の降灰に関する水道その他に及ぼす影響等について、厚生省当局から説明を聴取いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは御質疑を願います。

○竹中勝男君 五月十九日の京都の都新聞に、京都大学の応用物理学の四手井教授が、十六日の雨に二万八千カウント以上という記録的な放射能が検出されたと十八日に発表しております。同教授によりますと、十六日の夜十二時頃十分間ほど降つた雨の中に、毎分ざつと二万八千カウント、即ち一リットルの水の中に二万八千カウントが検出された、これは恐らく世界で初めての数字であろう。精密測定の結果、これを上廻る数字が出るかも知れない。同教授は、自分は物理学の教室の者なので、医学的な人体にどのような影響がこの雨によつてもたらされるかということについては言明を避ける。併しながら直接この水を飲むならば非常に危険だと思う。又この雨水の入つた水道の水がこれを濾過できるかどうかということも疑問であるというふうに語つておる。新聞は京都測候所の話と四手井教授の話とを両方出しておりますけれども、この大きな見出しの中に「生水一合飲めば危険」というような見出しを付けております。で、私ども全然こういう科学の知識のない者にとりましては、即ち一般の市民にとりましては、非常にこの記事が不安を与えておるということは事実であります。東京の新聞にも野菜その他に相当量の、量というのですか、これは放射能のカウントが現われておるということがまあ東京の新聞その他地方新聞にも出ておるように思います。これは非常に国民にとつて不安な印象を与えております。ただ魚だけでなく、今度は水や野菜にも危険性があるということになるわけですから、全くこれは我々が生活して行く上において、致命的な問題を予想させることによつて国民を不安に導いておると考えなければなりませんですが、こういうときに、やはり政府として厚生省は、こういう記事をどういうように解釈されるのかということを先ずお伺いしたいと思います。

○政府委員（楠本正康君） 只今御指摘のような内容の報告を一昨日私ども京都府から受けまして、至急その内容を精細に調べるために連絡をいたしております。ただこのサンプルの取り方或いは測り方等にも私どもが日常やつておりまする点と多少違う点もございます。又時間的に見まして、時間の経過と共に二万八千カウントが減つて来ておるような事実がございます。併しながらこれはあとの野菜の問題に関連いたしますから前以てお答えをいたしますが、なお十六日の雨につきましては、東京におきましても勿論これを調査いたしております。で、東京におきましてはこの数字は極めて差はございます。併しながら何分にも測ります基準が、物差が違つております関係もありまして、直ちに比較することはできませんが、併し東京におきましてもかなり濃度の高い放射能を持つた雨が降つていることは事実でございます。従つて時間的ないろ〳〵な経過はありますが、やはり十六日の京都に降りました雨も同様にかなり強い放射能を持つておるものと私どもは判断をいたしております。又これが正しいと信じております。私どもといたしましては、かような点は極めて重大な問題でありますので、直ちにその後、例えば井戸水にどんな影響を与えておるか、或いは水道のカランから出ます水にどんな影響を与えておるかというようなことにつきまして調査を進めておりますが、これらのものに関しましては未だ何ら反響が出ておりません。

ただ問題は、只今御指摘のように、京都に降つた雨或いは東京に降つた雨というようなものが人体に危険であるか否かという問題でございますが、若し仮に今御指摘のような数字を示す雨が降りまして、かような水をそのままかなり大量に使用したとすれば勿論人体には危険でございます。併しながら十六日の雨を全国的に平均して見ますと、大体時間的にも差がありますし、最初は薄くて、終りは弱くなります。平均大体私どもは五千程度と今のところは概算をいたしております。五千程

ように全国、鹿児島あたりでも出ておるようですが、北海道そのほか調査資料を十分集められて、そうして測定の方法もまち〳〵でありますからして、どういうふうに統制したらいいかというような厚生省の考えもまとめられて、それから又谷口委員のお話のようなその別なプラスの面があるかも知れないということだから、十分一つ資料を集めておいて頂きまして、そうして他日適当な機会にこの問題に取組んで質疑を続けて行きたいと思いますが、今日はほかに重要法案もございまするので如何でしょうか。

○榊原亨君　今谷口委員がおつしやいましたように、その場合におけるエマナチオンの問題は非常に重要だと思うのです。そこで今お話になりましたような一リットルを取つて幾らカウントがあつたというようなことは国民にはつきと、びんと来ないということでありますので……。従つて今降つた雨は例えば三朝の温泉のカウントの何倍である、或いは恵那峡におけるところの水の何倍であるというようなことで御発表を願いますというと国民も安心して、現に恵那峡やなんかではそのラジウムを含んだ水を飲んでおる。それくらいなら大丈夫だというようなことがわかるのではないかと思うのでありまして、そういう端的な一つ御発表を願うということもこの際必要じやないかということを関連として申上げておきたい。

○竹中勝男君　局長にお尋ねしたいのですが、これはまあ非常に考えによつては重大な問題なのですからして、これに対する対策を厚生省で立てられる上に、調査の点においても、それから国民に対する指導の点についても予算的な何か特別予算措置、新聞で百八十万円とか二百万円とか、こういうことを予備費から準備されたということを伺つたわけですが、これがそれくらいのことでできるものですか。先ほど御希望の中にあつたように、全国の調査をやつて相当人も殖やさなければならないし、組織も作らなければならないというのに、二百万円や五百万円というような、思い切つてこれは国民に安心感を与える意味からも相当額のやはり放射能対策費というようなものを考えられておりませんのですか。

○政府委員（楠本正康君）　これは御指摘のように単に国民生活の点だけでなく、将来の日本の国防計画、或いは世界の国際平和問題等に関連もいたしますし極めて重大な問題だと存じております。従つて私どもとしましては、さような観点からこれを徹底的に究明する点は究明し、対策としてやるべきことは確立をいたしたい所存でございます。そのように努力いたしておりますが、予算の点につきましては誠にお恥かしいお話でございますが、一応五カ月分として百八十万円が予備費で認められております。併しながら先ほどもお答えを申上げましたように、今後原爆症調査研究協議会の組織を拡大しまして、多数の人間、専門家をメンバーにするというようなことをして全国的な組織に拡大いたしますというようなことになりますと到底できないわけでありまして、そこにどうも多少縛られる点がございまして、総合的な調査に事欠く点もございます。併しこれらの点につきましては、今後も予算に努力をいたしますと同時に、少い予算をできるだけ有効適切に使いまして所期の目的を果したい所存でございます。

○藤原道子君　関連して。予算の範囲内でとさつき楠本さん言われて、確かにあなたならそう言う以外にはないと思いますが、こんな重要な問題が予算の範囲内という、百八十万円ですか、それも五カ月ですか、そんなべらぼうなことはないと思うのです。それは成るほどプラスになる面もあると言えるのです。それはいつも一定にある場合の問題なんで、今度の問題などはいつ降つて来るのだか全然わからないのです。この国民の不安な感情というものは我々の想像以上だと思います。だからもつと強い、これではできんということでもつと強い態度で折衝してもらわなければ困る。

それからいま一つ伺いたいのは、今度台湾方面からとつて来たお魚からも内臓から六百カウントとか出たというような厚生省の発表であつたと思うのですが、こういうことになると、南洋だけではなくてすでに台湾方面における海域の海水も汚染されているということが一応考えられるのでございますが、それはどういうふうな考えを以て対処されておりますか。

それからいま一つは、こういうことによつて漁民の生活が極度に参つてしまつている。私昨日塩釜へ行つたのでございますが、塩釜あたりではもう何軒も魚問屋さんが潰れているのです。こういう間接的な国民の被害というものも非常に重大な問題だと思うのですが、こういう場合にこれらの人に対する、いわゆる間接被害の補償というようなことも考えておられるかどうか、もつとしつかり対策を立ててもらわなければ不安でしようがない。

○政府委員（楠本正康君）　予算の問題等につきましては一応五カ月分でございまして、五カ月が過ぎましたら又改めて大蔵省と折衝いたすことになつておりますが、そのときはできるだけの努力を傾けたいと考えております。

それから次に、只今御指摘の台湾沖でとれた魚類の放射能でございます。これ又私どもがいろ〳〵正確に調査いたしました結果は、えら、内臓或いは特に多く骨の中等に放射能を証明いたした、そこでこれらのものが果してこの台湾沖附近の海水の汚染から来たものかどうかという問題でございますが、これはすでに骨に吸着されているという点から見まして、かなりの時日がたつているものと考えられます。そこでまぐろその他の遊泳距離等から判断いたしまして、これは私のでなく水産専門家の意見でございますが、恐らく南方において何らかの被害を受けてそれがここまで遊泳して来てから捕まつたものであろう。従つて台湾沖の海水の汚染ではないという判断を一応下しております。

それからなお第三に漁民、漁業が極めて重大な影響を受けております点につきましては、全くその通りでございまして、私どもといたしましては取りあえず水産庁とよく相談をいたしまして、少くも直接被害だけは早急に賠償のけりをつけたいという考えで、目下直接被害の分だけは外務省に資料を渡し、外務省を通じて折衝をいたしております段階でございます。なお間接損害の点につきましては、これは計算の仕方も極めて困難なのでありますが、直接損害に比べましての何十倍にも相当する金でございます。これらの点につきましてはどういう対策をとるか、これは勿論私どもといたしましては資料を整えてやはり賠償の対象にいたしたい所存で目下外務省とは話合いをしている現状でございます。但しこれらの主管は一応水産庁がこれに当つております。この点を附加えさして頂きます。

○藤原道子君　時間の関係で御発言がございましたので、質問はこの程度にいたしますが、非常に重大な問題で今の政府の答弁では不満足でございます。従いまして委員長に希望を申上げますのは、関係委員会とも曾つて連合審査をいたしましたが、そうした手続をおとり頂いて水産庁、外務省その他にも出席を求めてなおこの問題を究明されるような御努力をお願いしたいと思つて、このことを提案いたします。

○堂森芳夫君　二、三関連して伺いたいのですが、この間の新聞で、私ちよつと見ただけで内容を覚えておりませんが、南方から帰つて来た船の船長が、漁船の船長が血を吐いて下関か門司に入つて死んだ、恐らく水爆の患者ではないか、こういうふうに書いてあつたと思うのですが、何か医務局長のほうへそういう報告があつたか。或いは環境衛生部長のほうにそういう船がどこにおつてどういう経路をとつて入つて来たのか一つ御答弁を願いたいと思います。その点先ずお伺いいたします。数日前の新聞だと思います。

○政府委員（曾田長宗君）　只今のお話につきましては、私どものほうでまだ報告も受けておりませんし、十分のことがわかつておりませんから……。

○藤原道子君　新聞読みましたか、新聞を。

○堂森芳夫君　医務局長も環境衛生部長も何にも知らんというわけですね。新聞はお読みになつたのでしようね。

○政府委員（曾田長宗君）　私朝日と日経だけは見ておるのでございますが、ほかのを見ておりませんので見落しておるかも知れません。早速取調べて見ます。

○堂森芳夫君　今日は丁度水爆に関連して御質問ございますから、この前のこの問題に関する委員会で我々第一国立病院と東大の病院を見舞つたわけですが、その後新聞にはもうよくなつてかなりの人が退院する、こういう記事も読みました。或る新聞ではそうでもないというふうなことも読んだのですが、その後の患者の予後の経過、そう細かくなくてもいいのですが、あらましのことを御報告願いたいと思います。

○政府委員（曾田長宗君）　初めの時期におきましての経過はおおむね御承知かと思いますので、最近の様子をかいつまんで申上げますれば、全般的に申しますれば、白血球数等は逐次回復の傾向が見えるということは申上げられるのではないか。一時千台くらいに減少いたしておりました患者等は三千から四千近くくらいまで殖えておると、これもまあ殖えておると申しますか、これはいろ〳〵専門家のかたがたがおいでになりますから十分御了承願えると思うのでございますが、多少殖えたかと思うとずつと数の少い結果が出たりいたすのでありますが、大体の傾向といたしましては、逐次増加の傾向にある。併しながらそれに対しまして初めのうちにそれほど低くなかつたというような患者が、この時期を経て来ますに従つてむしろ幾分その減少の傾向を示しておる。初め五千くらいございましたのが、それが四千くらいになつているという者も若干はあるのであります。で、こういうようなことで、初めに非常に重態であつたという者は幾分回復の傾向を見せておりますが、却つて初めそれほどでもなかつたという者が、それでは急速に回復しているかというと必ずしもそうではなしに、却つてそういう人たちの状況が停滞しておるというようなものもございます。ただまあ全体を通じて申しますれば、この一時極端に白血球の少なかつた患者というようなものは、状況が幾分回復しつつあるということが申せると思う。私も専門ではございませんので、いろ〳〵患者の世話しておる人たちの話をお伝えするのでありますけれども、結局こういうような状況というのは、この灰をかぶつた直後の影響というようなものからは逐次回復しつつある。併しながら若干ずつ体内に吸収された、或いは又外からの働きにいたしましても、この何と申しますか、相当緩慢に働いて来る放射能の作用というようなものによるいわゆる慢性の汎骨髄癆でございますか、こういうような状況にだん〳〵移り変つているのではないかというような懸念を持つておられるようでありまして、でありますから患者の状況については、灰をかぶつて、その影響としてどん〳〵急速に状況が悪化してというようなことは一応食いとめられるのではないかというふうに見ておられるようであります、長期の何と申しますか、影響というものについては、必ずしも楽観といいますか、余りに安易に考えるわけには行かず、今後とも十分注意して患者の徴候を見、それからその手当に誤るところがないようにして行かなければならんというような考えでおるのでありまして、決してこの患者に、非常に患者の予後が悲観的というわけではございませんが、油断はできないという状況だと思うのでありまして、いろいろその模様が新聞等に伝わりますというと、そこに色合いが違つて参るものでございますから、或る記事は非常に楽観的のように見えたり、或る記事は非常に悲観的に見えたりしているのであります。

なお退院問題等はこれは勿論いずれこの問題は出て来ると思うのでありますが、一時新聞に少し大きく伝えられたような事実がございましたが、たしか東大の美甘院長の談とか何かであつたと思いますが、院長はあのような記事に表現されるような意見は述べなかつたのだというようなことを申しておられたのであります。

○堂森芳夫君　もう大分前ですが、第一国立病院へ参りましたときに、各医員、受持は医員ですね、それから副院長ですか、非常に治療費に困つているんだ、金が十分ないのでいろ〳〵困るんだと言つておつたのですが、その点はうまく行つているのですか。

○政府委員（曾田長宗君）　この治療の経費につきましては、この予算上の制約というものはないと思うのであります。ただいろ〳〵な機械類とか、或いは例のEDTA、こういうようなものでございますとか、こういうような純度の高いものと申しますか、或いはその性質の、性状のはつきりしているもの、こういうようなものなんかを入れるというようなこと等にはいろ〳〵苦労があるということと、それからもう一つよく言われておりますから患者は衣食には病院におりますから患者は衣食には困らないわけでありますが、家に残して来ました家族の生活のことを患者が非常に心配しているということで、担当の医員のほうからも、患者の診療上にも影響のあることであるから十分処置をしてもらいたいというようなことは伝えられたのでありますが、これは差当りといたしましては、漁業組合のほうから相当額の経費を廻して頂きまして、これで患者の家族の生活というものには、少くとも今日までのところ困らせるようなことはしていないというような現地からの報告も受けまして、大体これを外務省のほうを通じまして、患者の医療費及び家族のその期間における生活費というようなものについては、賠償を要求いたしておりまして、外務省のほうのお話でも、大体これは承諾を得る見込だというようなことを申しておりますが、いわゆる立替になるわけでございます。これが余りに長期になつて、そうして賠償の問題がいつまでも解決いたしませんと、これは又考え直さなければならんものと思うのでありますが、今のところはどうにか間に合つているというふうに思います。

○委員長（上條愛一君）　それでは如何でございましようか……。

○竹中勝男君　もう一つ、今のに関連してですが、これは原因がアメリカにあるとかいうわけなんですが、今度行かれてアメリカと日本の治療との、治療の状態に対する報告に対して、アメリカが誤解しておつたとかいうふうなことで、今度行つて初めて日本の治療が正しかつたというようなことがわかつたというような報道が、この間新聞に出ておつたのですが、日本の政府として、殊にこれを代表して厚生省が正しい報道を患者についても、治療についても、又特に雨の問題について、日本にはこういう放射能の濃度の高い雨が降つておるという正確なことを、やはり厚生省が責任を以て日本政府の発表として、私はアメリカにも十分知らしておく必要があると思うのですが、こういう点について、厚生省の御意見を伺いたい。

○政府委員（楠本正康君）　全く御意見の通りでございまして、私どももかねて、例えば魚の調査の結果、或いは廃棄の資料その他雨の問題等は、すべて外務省を通して資料を提供してございます。なお関連いたしましてアメリカからもいろ〳〵な資料を逆に得ておるわけでございますが、こちらの資料は十分に向うに伝えるようにしてございます。

○委員長（上條愛一君）　それではこの問題はこの辺で一応質疑を打切りたいと思います。

なお政府におかれては、放射能の各地の実情については正確なる調査を願い、その対策等を立てて、適当な機会に本委員会に御報告を願いたいと思います。

それから藤原委員の御提案の関係各委員会との連合委員会も適当の時に開催いたしまして、総合的の質疑を行いたいと存じます。

それではこの問題、以上で質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第十九回国会 衆議院 外務委員会議録第五十五号

昭和二十九年五月二十六日（水曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長 上塚 司君
理事 富田 健治君 理事 福田 篤泰君
理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君
佐々木盛雄君 増田甲子七君
岡田 勢一君 喜多壯一郎君
須磨彌吉郎君 上林與市郎君
福田 昌子君 加藤 勘十君

出席政府委員
外務政務次官 小瀧 彬君

委員外の出席者
総理府事務官（調達庁不動産部管理課長） 藤波 良雄君
総理府事務官（調達庁不動産部渉外課長） 土屋喜三郎君
外務事務官 浅田 泰三君
外務事務官（国際協力局第一課長） 星 文七君
外務事務官（国際協力局第三課長） 安川 壯君
厚生事務官（引揚援護局引揚課長） 木村 又雄君
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

五月二十五日
米国政府に対する水爆の実験中止要請に関する請願（花村四郎君紹介）（第四九九二号）
原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四九三号）
岸根町に米軍兵舎建設反対に関する請願（飛鳥田一雄君紹介）（第五〇六九号）
の審査を本委員会に付託された。

同日
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（高知市高知県神社庁長竹崎五郎外二名）（第三一〇〇号）
M・S・A援助受入反対に関する陳情書（徳島市全日自労徳島県支部林隆義）（第三一一六号）
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（宇治山田市吹上町三重県かつを・まぐろ漁業協同組合長理事清滝千代夫外六十八名）（第三一一八号）
同（高知県議会議長岡村三省）（第三一一九号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（田辺市議会議長野見千吉）（第三一四二号）
原爆実験反対等に関する陳情書（石川県議会議長宮永盛雄）（第三一六七号）
同（姫路市議会議長米田専一）（第三一六八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（岩国市海土路岩国地区労働組合協議会事務局河上佳生外二名）（第三一六九号）
原爆実験反対等に関する陳情書（徳島市昭和町二丁目徳島県婦人団体連絡協議会万野ハツエ）（第三一七八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（福島県石城郡勿来町大字酒井日本鉱山労働組合勿来川部地区連合会会長小林峯一）（第三一九五号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
閉会中審査申出の件
委員派遣に関する件
請願
一 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（田中伊三次君紹介）（第六三号）
二 同（吉武恵市君外四名紹介）（第六四号）
三 同（降旗徳弥君紹介）（第九八八号）
四 同（小川平二君紹介）（第九八九号）
五 同（松平忠久君紹介）（第九九〇号）
六 同（中沢茂一君紹介）（第一二五号）
七 同（井出一太郎君紹介）（第一三九〇号）
八 同（水谷長三郎君紹介）（第一四四三号）
九 同（原茂君紹介）（第一六〇六号）
一〇 同（増田甲子七君紹介）（第三〇一五号）
一一 同（有田八郎君紹介）（第三一五七号）
一二 同（山下春江君紹介）（第三五六二号）
一三 同（吉川久衛君紹介）（第三六六二号）
一四 同（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
一五 同（井手以誠君紹介）（第四〇〇七号）
一六 同（江藤夏雄君紹介）（第四一二三号）
一七 同（庄司一郎君紹介）（第四二一三号）
一八 板付駐留軍空軍基地撤去に関する請願（福田昌子君紹介）（第四二八九号）
一九 古賀新宮地区に駐留軍演習地設置反対に関する請願（田中稔男君外一名紹介）（第六七号）
二〇 旧軍施設返還に関する請願（高津正道君紹介）（第七〇号）
二一 同（宮原幸三郎君外三名紹介）（第七一号）
二二 離島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五一七号）
二三 坊ヶ峰山頂に米軍施設設置反対に関する請願（中村幸八君紹介）（第五五九号）
二四 大津村駐留軍演習場設置反対に関する請願（森三樹二君外二名紹介）（第六六三号）
二五 同（森三樹二君紹介）（第六八四号）
二六 用賀旧陸軍衛生材料廠の接収解除に関する請願（三輪壽壯君紹介）（第七五〇号）
二七 豊海駐留軍高射砲射撃演習場撤去に関する請願（森清君紹介）（第一二五五号）
二八 日本原に駐留軍演習地設置反対に関する請願（小枝一雄君紹介）（第二五六三号）
二九 高須海岸に米軍演習地設置反対に関する請願（永田良吉君紹介）（第三七七〇号）
三〇 代々木山谷町駐留軍独身宿舎建設反対に関する請願（帆足計君紹介）（第四二八九号）
三一 世田谷区の米軍使用施設に関する請願（鈴木茂三郎君紹介）（第四二九〇号）
三二 日中貿易協定並びに仮契約実行に関する請願（田中稔男君紹介）（第六七〇号）
三三 日中貿易促進に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第一一〇二号）
三四 日中、日ソ貿易促進に関する請願（舘積七郎君紹介）（第四三二九号）
三五 同外二件（風見章君紹介）（第四三六九号）
三六 日中貿易促進に関する請願外三件（風見章君紹介）（第四三七〇号）
三七 韓国抑留漁船対策確立に関する請願（吉武恵市君紹介）（第六一号）
三八 同（吉武恵市君紹介）（第二二号）
三九 同（吉武恵市君紹介）（第三〇一号）

四〇　同（大野伴睦君紹介）（第五五六号）
四一　同（田中龍夫君紹介）（第五五七号）
四二　同（山中貞則君紹介）（第五五八号）
四三　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願（只野直三郎君紹介）（第四五五号）
四四　同（濱田幸雄君紹介）（第四六五五号）
四五　同（只野直三郎君紹介）（第四六五六号）
四六　原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（青柳一郎君紹介）（第四九七一号）
四七　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件（伊藤郷一君外二名紹介）（第六〇号）
四八　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願（井堀繁雄君外一名紹介）（第四二六七号）
四九　海外移民対策確立に関する請願（只野直三郎君紹介）（第四六三〇号）

陳情書

一　海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書外六件（群馬県吾妻郡岩島村長田中澄一郎外十一名）（第三四号）
二　同（海外抑留同胞救出国民運動福井県地方本部長市橋勘左衛門）（第三五号）
三　同（同胞救援国民運動石川県本部太田孝三）（第三六号）
四　同（海外抑留同胞救出戦犯釈放要請岡山県民大会会長星島義兵衛）（第三七号）
五　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（高崎市長小島弘一外一名）（第三五二号）
六　同（太田市長武藤伝次郎外三十二名）（第三五三号）
七　同（伊勢崎市長大沢三郎外一名）（第三五四号）
八　同外三件（群馬県新田郡尾島町長飯野嘉吉外八十七名）（第三五五号）
九　同外七件（群馬県佐波郡栄女村長高田東次郎外百四十九名）第三五六号）
一〇　同外一件（群馬県勢多郡大胡町長小暮高爾外三十名）（第三五七号）
一一　同外一件（群馬県山田郡毛里田村長久保田信四郎外八十一名）（第三五八号）
一二　同外五件（群馬県多野郡万場町長里沢鍋十郎外二千五十一名）（第三五九号）
一三　同（引揚援護愛の運動秋田県協議会委員長本間金之助）（第五三八号）
一四　同（岩手県社会福祉協議会会長南部利英）（第五三九号）
一五　同外一件（宮城県議会議長粟野豊助外一名）（第五四〇号）
一六　同（宮城県気仙沼市議会議長菅原運治郎）（第五四一号）
一七　同（宮城県栗原郡宮野村議会議長及川誠基）（第五四二号）
一八　同（宮城県刈田郡斎川村議会議長成沢国吉）（第五四三号）
一九　同（福島県留守家族大会議長連沼竜輔）（第五四四号）
二〇　同外六件（群馬県佐波郡豊受村長松本宗蔵外百二十六名）（第五四五号）
二一　同（京都府会議長北村平三郎）（第五四六号）
二二　同（山梨県議会議長小林昌治）（第五四七号）
二三　同（長崎県南松浦郡魚目村議会議長中野康雄）（第五四八号）
二四　同外一件（長崎県北松浦郡佐々町議会議長池田信一外一名）（第五四九号）
二五　同（長崎県西彼杵郡式見村議会議長山崎鷹市）（第五五〇号）
二六　同（長崎県壱岐郡初山村議会議長豊永道臣）（第五五一号）
二七　同（長崎県南高来郡堂崎村議会議長石橋数馬）（第五五二号）
二八　同（長崎県北高来郡小長井村議会議長黒木繁親）（第五五三号）
二九　同（抑留同胞完全救出巣鴨戦犯全面釈放貫徹国民大会議長田子一民）（第七六三号）
三〇　同（宮城県牡鹿郡稲井村議会議長酒井豊）（第七六四号）
三一　同外一件（宮城県石巻市議会議長稲井三治）（第七六五号）
三二　同（宮城県桃生郡矢本町議会議長茄子川晃）（第七六六号）
三三　同（宮城県栗原郡瀬峰町議会議長千葉徳衛）（第七六七号）
三四　同（長崎県身体障害者福祉協会島原南高連合会会長宮崎一章）（第七六八号）
三五　同（長崎県南高来郡南串山村議会議長竹下吉治）（第七六九号）
三六　同（長崎県北高来郡江の浦村議会議長樋林重信）（第七七〇号）
三七　同外一件（長崎県南松浦郡福江町議会議長杉四郎太夫外一名）（第七七一号）
三八　同（長崎県北松浦郡南田平村議会議長橋本幹七）（第七七二号）
三九　同（長崎県壱岐郡勝本町議会議長松永兼作）（第七七三号）
四〇　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（秋田県神社庁長森義教）（第七七四号）
四一　同外六件（福岡県鞍手郡小竹町議会議長豊島国雄外四十一名）（第七七五号）
四二　同（福岡県三井郡立石村議会議長松尾潔）（第七七六号）
四三　同（福岡県嘉穂郡二瀬町議会議長三浦末松）（第七七七号）
四四　同外一件（福岡県築上郡上城井村会議長大門伝之助外一名）（第七七八号）
四五　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（在ソ同胞帰還促進会長谷川宇一）（第八六〇号）
四六　同（戦犯全面釈放抑留同胞完全救出貫徹大分県民大会委員長岩崎貢）（第八六一号）
四七　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（長野県議会議長下平晒四）（第八六二号）
四八　同（鰺田市議会議長神谷良一）（第八六三号）
四九　同（静岡県町村会長大竹十郎）（第二二一九号）
五〇　同（静岡県町村議会議長会長斎藤邦雄）（第一二二〇号）
五一　引揚問題の全面的解決並びに未帰還者留守家族援護に関する陳情書（大阪市東区大手前之町吉津度）（第一二二一号）
五二　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（宮崎県日向市議会議長青木市蔵）（第一三七一号）
五三　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書外二件（長崎県南高来郡大正村議会議長永元澄夫外二名）（第一六〇三号）
五四　海外抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長関井仁）（第一八二九号）
五五　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都千代田区西神田二丁目二番地引揚貫徹全国留守家族大会有田八郎）（第二一五二号）
五六　海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第二二九四号）
五七　同（山形市香澄町小綿引揚促進山形県留守家族同盟委員長飯野喜一郎）（第二五三八号）
五八　同（宮崎市議会議長本島才次郎）（第二六九六号）
五九　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（兵庫県会議長有沢与七）（第二九〇〇号）
六〇　海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（岐阜県議会議長松野幸泰）（第二九六二号）
六一　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（海外抑留同胞熊本市留守家族会会長岡本安二郎）（第三〇〇五号）

六二　妙義地区米軍演習地設置反対の陳情書（群馬県新田郡宝泉村字下田島群馬県新田郡連合青年団久保田進）（第三三号）

六三　駐留米軍の演習区域設定に関する陳情書（全国漁業協同組合連合会会長木下辰雄）（第一四四号）

六四　米軍の演習区域変更と補償金の交付並びに魚族の保護繁殖に関する陳情書（長崎県町村議会議長会会長浦口淳一）（第一四五号）

六五　北海道門別町並びに大島村離島周辺の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道議会議長蒔田余吉）（第一四六号）

六六　関根、岩木演習場拡張反対に関する陳情書（青森県北津軽郡金木町議会議長白川弥太郎）（第一四七号）

六七　妙義地区米軍演習地設置反対の陳情書（群馬県新田郡世良田村婦人連絡協議会会長高橋たけ）（第一四八号）

六八　若狭湾沖における米軍空中戦訓練区域設定反対に関する陳情書（京都府会議長北村平三郎）（第一五〇号）

六九　同（福井県大飯郡高浜町長湯浅銀次郎外四名）（第一五一号）

七〇　同（京都府議会副議長金田弥栄蔵）（第三四九号）

七一　宮崎県高畑山における駐留軍レーダー基地設置反対の陳情書（宮崎県議会議長日高弥一）（第三五〇号）

七二　「マイク」地区演習場廃止等に関する陳情書（静岡県議会議長吉野倫将）（第三五一号）

七三　若狭湾沖における米軍空中戦訓練区域設定反対に関する陳情書（舞鶴市立中筋中学校東山貞一）（第八六四号）

七四　海田市町の駐留軍使用反対に関する陳情書（広島県議会議長檜山袖四郎）（第一二一八号）

七五　北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道議会議長蒔田余吉）（第一三七三号）

七六　岩国市沖合における外国軍隊の砲爆撃演習停止に関する陳情書（山口県議会議長二木謙吾）（第二八一三号）

七七　北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道十勝郡大津村大津漁業協同組合長堺哲弥外十名）（第一二八三七号）

七八　同（北海道広尾郡広尾町長真岩栄松外二名）（第一二八七一号）

七九　李ラインの国際漁場問題解決促進に関する陳情書（千葉県議会議長鎌田七右衛門）（第三四七号）

八〇　同（長崎市日韓漁業対策長崎県地方本部長増田茂吉）（第三四八号）

八一　同（全国市長会会長中井光次）（第五五四号）

八二　同（全国町村会長関井仁）（第五五五号）

八三　同（日本遠洋底曳網漁業協会議長周東英雄）（第五五六号）

八四　同（千葉県知事柴田等）（第五五七号）

八五　同（神奈川県議会議長松岡正二）（第五五八号）

八六　同（駿河湾海区漁業調整委員会会長大高圭三郎）（第五五九号）

八七　同（島取県会議長土谷栄一）（第五六〇号）

八八　同（島取県商工団体連合会会長米原章）（第五六一号）

八九　同（山口県議会議長二木謙吾）（第五六二号）

九〇　同（九州商工会議所連合会会長山脇正次）（第五六三号）

九一　同（大分県議会議長岩崎貢外六名）（第五六四号）

九二　李承晩ラインの撤廃並びに捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書（宇治山田市長中西幸重）（第五六五号）

九三　李ラインの国際漁場問題解決促進に関する陳情書（大分県議会議長岩崎貢）（第七六〇号）

九四　同（大日本水産会会長平塚常次郎外二名）（第七六一号）

九五　同（長崎県経営者協会会長松下壱雄）（第七六二号）

九六　同（経済団体連合会会長石川一郎）（第一一二七号）

九七　同（静岡県町村議会議長会長斎藤邦雄）（第一一二二号）

九八　李ラインの撤廃並びに捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書（神奈川県知事内山岩太郎）（第一一二三号）

九九　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（富山県議会議長瀬栄吉）（第三二号）

一〇〇　沖縄等南西諸島の祖国復帰に関する陳情書（全国都道府県議会議長会会長東京都議会議長佐々木恒司）（第一三七号）

一〇一　同（茨城県四市正副議長会水戸市議会議長金沢正安）（第一三八号）

一〇二　同（茨城県四市正副議長会土浦市議会議長多田清一）（第一三九号）

一〇三　琉球の祖国復帰に関する陳情書（東京都渋谷区原宿三丁目三番地宮良寛雄）（第一四〇号）

一〇四　千島及び南舞諸島の日本復帰に関する陳情書（全国都道府県議会議長会会長東京都議会議長佐々木恒司）（第一四一号）

一〇五　同（北海道議会議長蒔田余吉外二名）（第一四二号）

一〇六　沖縄諸島及び南舞諸島の日本復帰に関する陳情書（宮城県町村議会議長会会長上杉喜書三郎）（第一四三号）

一〇七　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第三四六号）

一〇八　領土返還促進に関する陳情書（大阪市生野区中川町一丁目三十番地領土返還促進同盟井出文蔵）（第二〇〇二号）

一〇九　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（鹿児島県大島郡古仁屋町議会議長嘉原一）（第二八七七号）

一一〇　太平洋水域における原爆等の実験等の実験反対に関する陳情書（石巻市議会議長稲井三治）（第二八一八号）

一一一　同（宮古市議会議長小林治三郎）（第二八七八号）

一一二　同（気仙沼市長宮井誠三郎）（第二八七九号）

一一三　同（高知県議会議長岡村三省）（第二八八〇号）

一一四　同（高知県安芸郡室戸岬町長小野正章外一名）（第二九六一号）

一一五　同（東北市議会議長会会長釜石市議会議長菊池吉太郎）（第二九七一号）

一一六　同（宮城県牡鹿郡鮎川町長鈴木良吉外一名）（第二九七二号）

一一七　同（大阪市港区桂町一丁目海友婦人会大阪支部理事会議長岡野はつ）（第二九九六号）

一一八　同（高知県安芸郡室戸町議会議長上田喜次郎）（第二九九七号）

一一九　同（東京都千代田区麹町一丁目全国漁業協同組合会会長理事木下辰雄）（第三〇一六号）

一二〇　同（和歌山市鷺原町四丁目和歌山県婦人団体連絡会長辻川ちやう）（第三〇一七号）

一二一　同（高知市帯屋町高知県労働組合総評議会会長中島陸馬）（第三〇一八号）

一二二　同（神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎）（第三〇四一号）

一二三　原爆実験反対等に関する陳情書（大阪市大正区新炭屋町百五十八番地大阪園池労働組合鈴木恒平）（第三〇七六号）

一二四　同（恵那市議会議長西尾政七）（第三〇七七号）

一二五　第五福竜丸事件関係者の利益擁護に関する陳情書（焼津市長高宮義一外一名）（第二六九七号）

一二六　同（静岡県議会議長吉野倫将）（第二七九八号）

一二七　日中漁業協定締結促進等に関する陳情書（日中漁業対策六市協議会長崎市会議長壽上太郎）、第

三一号）
一二八　中日貿易協定に関する陳情書（石川県議会議長宮永磯雄）（第一〇六〇号）
一二九　日中貿易協定の承認並びに中国政治協商会議代表招請に関する陳情書（佐賀県議会議長安永沢太）（第一九六七号）
一三〇　日ソ、日中間の国交調整促進に関する陳情書（北海道根室町議会議長寺島清司）（第一三六号）
一三一　中国紅十字代表李徳全女史の来日要請に関する陳情書（下関市議会議長小西繁一）（第二九〇一号）
一三二　沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する陳情書（名瀬市議会議長久保井直信）（第二八一九号）
一三三　同（鹿児島県大島郡古仁屋町議会議長嘉原一）（第二八七六号）
一三四　同（那覇日本政府南方連絡事務所在沖奄美会長原岡恵）（第三〇七五号）
一三五　引揚者の在外資産処理に関する陳情書（福岡県田川郡金田町平木見門）（第三六〇号）
一三六　在外資産の返還促進に関する陳情書（大分県南海部郡直川村大字赤木黒沢俊彦）（第二八八一号）
一三七　在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司外七名）（第一六〇二号）
一三八　在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書（東海北陸七県議会議長会愛知県議会議長池田駒平）（第一七〇七号）
一三九　通商協定の改善に関する陳情書（東京商工会議所会頭藤山愛一郎）（第一三三号）
一四〇　ブラジル渡航に関する陳情書（神戸市生田区山本通り三丁目百二十一番地神戸移住斡旋所内片山金一外百六十一名）（第一〇〇八号）
一四一　日韓会談再開等に関する陳情書（東京都港区芝田村町一丁目三番地亜細亜問題研究会大東国男）（第一〇八九号）
一四二　移民送出方策確立に関する陳情書（三重県議会議長高倉朝次郎）（第三〇〇六号）
一四三　渡米移民募集に関する陳情書（米国サンフランシスコ市カリフォルニア街三百四十六番地渡米農事実習生後援会理事長岡府山敬三郎）（第三〇九一号）

○上塚委員長　これより会議を開きます。

請願の審査をいたします。日程第一より日程第一七までの在外未帰還同胞の帰還促進等に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員が出席しておられませんので、専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○佐藤専門員　在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願第六三号、請願者京都市中京区夷川通烏丸西入守山久次郎外六名、紹介議員田中伊三次君。

本請願の要旨は、終戦後八年を経た現在、いまなお数万の同胞がソ連、中共に抑留され消息不明のまま放置されているが、政府は第三国に解決を依存し、自主外交の施策なきは遺憾である。ついては、すみやかにこれが対策を確立し、予算措置を講じ、政府の責任を明示し、抑留同胞の帰還、戦犯者の釈放に万全を期し、民族の独立、基本的人権の確立を期せられたいというのであります。

以下は大体同じ趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの請願について政府側に御意見はございませんか。

○小瀧政府委員　別にございません。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。

○戸叶委員　引揚げを促進させるという意味で本院におきましても決議案が通りましたが、李徳全女史を招聘するというあれはどうなつたのでしょうか、外務政務次官にお伺いします。

○小瀧政府委員　この問題は議会でも再三御質問のあつた点でありまして、大臣も十分議会の意思を体して検討いたしておると存じます。

○戸叶委員　ずいぶん長いこと検討していられるようなのですけれども、阿波丸事件のときなんか決議が通りますとすぐばたばたと本院のあれをなしに、決議という事項をたいへん重要視しておきめになつたようなのですが、一体いつごろまでにこれからなお考慮したり、あるいは調査したりなさるおつもりなのでしようか。

○小瀧政府委員　私としては何も確言することはできませんが、御趣旨の次第はよく伝えておこうと存じます。

○戸叶委員　これまで政務次官の御答弁を聞いておりますと、政務次官はたしかこれに対しては非常に好意的に考えていらつしやると思います。最後の決の大臣だけが御反対のようにも伺つておるのですが、これは事実でしようか。そうであるといたしましたならば、またほかの機会に大臣にも伺う必要があると思いますので、お伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　最終的には大臣が決裁せられる問題でありますので、まだ懸案になつておりますが、別段意見の相違があるという意味ではございません。

○戸叶委員　今外務政務次官としては別に招聘してもさしつかえないとお考えになつていられるのでしようか、それとも何かさしつかえておりますか。直接の原因は何か、おさしつかえがなかつたら伺わせていただきたいと思います。

○小瀧政府委員　この問題についていろいろの利点とかあるいは想像し得る困難とかいうものは、再三この委員会でも申し上げましたから、それを繰返すことはいたしませんが、そうしたいろ〳〵の面を十分考慮いたしまして決定をいたしたいという考えでおる次第でございます。私個人の考えを申しましても、これは結局みんなで相談して大臣が決裁せられて決定せられる問題でありますから、意味がないと存じます。

○戸叶委員　それでは何も結論的な御答弁はいただけませんので、これ以上続けても同じだと思いますが、ただ大体どのくらいたつたら、いいとか悪いとか、あるいは呼ぶとか呼ばないとかいう結論が出るのでしようか、その点だけを伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　なるべく早く決定いたすように話合いをいたしたいと存じますが、今ここではつきりいいということを申し上げかねるのは遺憾に存じます。

○福田（篤）委員　関連して、今の李徳全女史招聘の問題は、私もこの委員会で要請したのでありますが、政府はあまり神経質にならないで――スポーツの選手もどん〳〵来ておりますし、引揚者の身になつてみれば一日を争うので、こういうものはむしろ超党派的にこちらから積極的に呼ぶような気持がほしいと思うのでありまして、どうか政府もあまり事務的に扱わないで、大きな立場から一日も早く旅券の許可をお願いしたいと思います。

最後に、現在の中共とソ連における未引揚者の数について、たび〳〵発表の数が違いますから、ここでもう一度確認を願いたいと思います。

○木村説明員　ただいま中共、ソ連地区の残留者の数はどの程度であるかという御質問でございますが、これは正式には昨年の八月一日現在で未帰還統計というものを出しまして、それに基いて国連においても発表されたのでございまして、現在最も確実な数字はその統計によるものでございます。それによりますと、ソ連地域について申しますならば、昨年の八月一日現在で、終戦後から昨年の八月までの間におきまして一度でも生存の資料のあつた方について数を出しておるのでありまして、その数が一万一千五百五十八名でございます。この数は今申し上げますように生存資料の一度でもあつた方でございまして、その生存資料がいつあつたかによりまして、たとえば昭和二十五年にあつた方、昭和二十一年にあつた方あるいは昭和二十七年にあつた方というふうに、年次別に数字をあげておるのでありまして、それを

総計したものが今の数でございます。従つて、一万一千五百五十八名と申しましても、これらの方が全部今日なお生存しておるというのではないのでございます。この方々の中には終戦直後にしか資料がなかつたというのが多うございまして、これらの方の相当数は不幸にもあるいはなくなつておるというふうなことも考えられるのでございます。

それから中共地域につきましては、その数が三万二千八百二十六名となつております。これも同様に生存資料のあつた方の数でございまして、必ずしもこれらの方々が全部今日において生存しておるということではないのであります。

○福田(篤)委員　ソ連の方面は、御承知の通り島津さんその他非常に苦労してやつておられるのでありますが、ハーグの条約にもある通り、情報交換はソ連としての義務であります。今確認してない分が相当あるように伺いましたが、ソ連並びに中共からどの程度までわれ〳〵に情報の伝達があつたか、あるいは確認の処置を日本側がとつたか、これについてお伺いしたい。

○木村説明員　便宜私の方から、承知しておる範囲のお答えを申し述べたいと思います。御承知のように昨年日本赤十字社から島津社長以下代表団がモスクワに参りまして、ソ連からの日本人の引揚げ実現方につきまして、いろいろ具体的な交渉をいたしたのでございますが、それによりまして、昨年十二月並びに本年三月に、それ〳〵八百十一名それから四百二十名の邦人が帰還したのでございます。その後どれだけの日本人が生存して残留しておることが確認されておるかと申しますと、ただいま申し上げましたような日赤の代表団とソ連の代表団との間の交渉経過に徴しますと、なお現在千四十七名の日本人捕虜が残留しておることが確認されております。これは日本人捕虜というのでございます。から、おそらく軍人だというふうに考えられるのでございますが、それ以外には日本人は生存しておらないかという問題に入りますと、要するに一般邦人としてソ連の国内法によつて刑務所に収容されておる者、あるいは刑務所をすでに出所して自由人として残留しておる者の数はどうかという問題になりますと、ソ連側は、資料がないからそれはただいまのところお答えできないということでございます。従つて、千四十七名以外は一人もおらないということではないのでございます。私どもは、ソ連からの第一次、第二次の帰還者の証言に徴しまして、ある程度の数の日本人がまだ残留しておることを確認しておるのでございます。

中共につきましては、御承知のように十分の調査究明を確実に行うことができなかつたのでございますが、御承知のように昨年の三月から中共の引揚げが開始されたのでございます。その際、中共側は約三万人の日本人を送還することを申したのでございますが、現実に日本人が帰つて来た数は二万六千百二十七名でございます。従つてこれは単なる形式的な算術になるのでございますが、向うの言明する約三万人から二万六千百二十七名を引いた数は残つておるということが、数字の上では出て来るのでございます。その後私どもが現地からの通信その他によつて承知したところ、あるいはまた中共からの引揚者の証言によりまして入手した資料等によりますと、たとえば昨年現地からの通信によりますと、東北地区、すなわち満州地区に残留しておつた邦人が、昨年の十一月ないし十二月から、それ〳〵重慶であるとか、承徳であるとか、あるいは南京であるとか、あるいは石家荘であるとか、そういう方面に分散移動を命ぜられておる。大体その数が千五百名から二千名ぐらいあるというふうな通信が現地からあつたことを承知いたしております。なおこのほかに、例の昭和二十五年にソ連から中共に引渡されたとタス通信が言明し、またこの前、日赤の代表団がモスクワに参りましたときにも、ソ連側から話がありました通り、ソ連から中共に引渡されたいわゆる戦犯が、九百六十九名あるのでございます。なおこのほかに、いわゆる反動分子と称されまして、思想改造所あるいは労働所等に入所を余儀なくされておるというような邦人もございまして、先ほど申し上げました三万人と二万六千の差以外に、相当数の邦人が残留しておるということが推定されております。

○福田(篤)委員　今度総理が四日に出発することは、ほとんど確定的でありますが、その場合スケジュールの中には、国連に対する訪問がちやんと入つておるはずであります。対米交渉という観点からいつても、戦犯の釈放と並んで、未帰還の方々の引揚げ促進が、大きな国際問題である。おそらく事務当局では資料をそろえられて、国連であるとか、あるいは米国、英国、その他の各国にこの際促進方を輿論喚起のために要請するのは当然だと思いますが、そういう手続をやつておられるかどうか、これをお伺いしたい。

○木村説明員　そのことにつきましては、私は承知しておらないのでございます。ただそれと別のことでございますが、ことしの何月でございましたか、いわゆる国連の捕虜委員会のゲレロという委員長から、本年度の捕虜委員会の開催についての資料といたしまして、各関係国に対しまして、いまだソ連地区、中共地域から帰らない抑留者の氏名なり年齢なりその他の消息を、各個人別に詳細に資料を作成をいたしまして、国連の捕虜委員会に送付するようにというふうな通知があつたことを聞いておるのでございまして、それに基きまして、現在厚生省では中共、ソ連地域それ〳〵の残留者を個人別にカードをつくりまして、詳細に可能な範囲の資料を集めて、現在調製中でございます。

○福田(篤)委員　これは絶好の機会だから、沢田大使ともよく連絡されまして、アメリカは御承知の通り輿論の国でありますから、今度吉田首相の行く機会に、国連なりアメリカに対してこれを要請することが絶対必要であると思います。時間もありませんし、各省とも急いでおるようでありますから、一日も早く資料をそろえられまして、必ず要請せられるように希望いたしておきます。

○並木委員　私けさ出がけにちよつと新聞を読んで来たのでありますが、中村何がしという一家がどこかの港に帰つて来たのだけれども、入国の許可証がないとかいうような理由で、上陸をすることができないで困つておるということだつた。たしかインドネシアからだつたと思います。これはせつかく引揚げて来て、また元の国に送り帰すなどということは、人道上から考えても、本人に悪意がない限り、また悪質でない限り、何らか便法があると思いますが、それを当局はどういうふうに処置されますか。

○木村説明員　本件につきましては、これは外務省あるいは法務省の所管事項でございまして、私ども厚生省といたしましては、引揚者援護というふうな見地から関心を持ちまして、極力御指摘の通り、日本に上陸が無事にできることを期待いたしまして、いろ〳〵事務的な点で不備がございましたので、残念ながら神戸に上陸することができないままに、横浜に回航して参りまして、昨日の午後五時半ごろに横浜港に入港したのでございます。私どもといたしましては、厚生省からも係官を派遣いたしますし、外務省からも担当の方が現場に行かれまして、現地における入国管理庁の出張所長あたりとも相談の上で、極力善処方協議をいたしたのでございます。よく調べてみますと、本人たちはパスポートを持つておるのでございますが、但しその際どういう行き違いであつたか、現地における日本

領事館の査証を受けておらなかつたのでございます。そういう点が明瞭でございません。本人について一々詳細に事情を説明を求めたところ、そういうことが判明いたしましたので、でき得れば昨夜中にも上陸させることが適当であるとも考えられたのでございますが、夜間相当おそくなりましたので、問題を今日に持ち越したのでございます。聞いてみますと、その船が出港の当時は、日本の領事館の査証を受けるいとまがなかつたそうでございますが、途中スラバヤというところに寄港いたしまして、その際スラバヤの駐在領事がその船に日本人が乗つておるということを聞きまして、波止場に参りまして、日本人に面接をして、みやげものまで何か差上げたというようなことで、要するに日本領事の承認もあつたことであるというふうなことから、今日中に上陸が認められるような結果になるのじやないかというふうに期待しております。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第一八より日程第三一までの駐留軍使用施設に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員がおられませんから、これも専門員から説明を求めます。

○佐藤専門員　板付駐留軍基地撤去に関する請願、第六六号、請願者福岡県福岡市箱崎町九大教職員組合連合会執行委員長城哲男外四千五百名、紹介議員福田昌子君。

本請願の要旨は、福岡県板付駐留空軍基地の存在により、九州大学を初め付近所在の各諸学校は日夜爆音に悩まされ、特に学術研究構築上甚大な損害を受けている。ついては板付駐留軍基地を撤去されたいというのであります。

その他は大体同じ趣旨のものであります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の御意見はありませんか。

○安川説明員　板付の問題につきましては、再三の地元の要望も政府としては十分尊重しております。板付の飛行場は米軍としましても防衛上非常に重要な施設の一つとなつておりますので、現状においてはこれを返還させることは、まず不可能であろうと政府としては考えております。その点は地元の関係者においても、現状において返還を受けるということが不可能だということは、一応了承されているものと考えております。ただ爆音その他の被害につきましては、これは法令の許す範囲において措置をとるべき問題であろうと考えております。しかしこれを返還するということは、現在において問題にならないというふうに考えております。

○戸叶委員　今爆音その他の被害については、政府として考えているという御答弁でございましたが、具体的にどういうふうなことを考えていられるのか、その点承りたいと思います。

○安川説明員　具体的にどういう措置をとるかということは、これは調達庁の所管の問題でございますが、私が承知している限りは、爆音あるいは大砲の爆発音等で非常にその影響がはげしく、学校の授業等に支障が起る場合には、特別損失補償法によつて、非常にはなはだしい場合には学校をよそに移す、あるいは防音施設をやり得ることになつておりますが、これは爆音の程度によりますので、いろ〳〵科学的に爆音の程度を測定して、その基準に合うものは、それ〴〵その程度に応じて、防音装置をするなり、あるいは非常にはなはだしい場合には、学校を移転するということも可能なのでありますが、この板付の場合がその基準に合いますかどうかということは、私よく承知しておりません。

○戸叶委員　一応調達庁の方で学校の授業にさしつかえるような場合には措置は考えていられる、しかしその基準に合うかどうかわからないというお話でございましたが、こういうふうに請願、陳情の形で国会に持ち込みますからには、非常に授業なり何なりにさしさわりがあるから持ち込まれたのだろうと思います。それを外務省の方の関係ではないという形でほつておくのもちよつとどうかと思いますので、外務省の方もさつそく調達庁と協議をなさいまして、お調べになりまして、何らかの措置を講ぜられんことを私は希望するものでございます。

○安川説明員　これはすでに過去において、たしか板付の場合も調査はしたと思つておりますが、私の記憶が確かならば、板付の場合はこの基準に合わないから、現在の補償法のもとにおいてはちよつと補償ということは無理だという結論が、すでに出ているのではなかろうかと記憶しております。

○戸叶委員　そういたしますと、この請願、陳情はここで採択されたとしても、結局そのままでうやむやになつてしまうという結果になるのではないかと思いますけれども、それを一体どういうふうな形をとられるのか、その点承りたいと思います。

○安川説明員　これは法律ではつきり基準がきまつておりますので、それ以上のことをやるとなると、これは法律の適用の問題でありますので、できないものはできないと申し上げるほかはないと思います。

○並木委員　このごろでもまだ各地で飛行場の滑走路の拡張の申出が、米軍から出ているということですけれども、どういう方面からどういう拡張要求が出ておりますか。

○安川説明員　これは私の承知している限りにおきましては、飛行機が普通のプロペラ・エンジンからジエット機関にかわる関係で、滑走路が非常に狭くなつて来ておるという話は前々からあるのでありますが、しからば具体的にどこの飛行場をどういうふうに拡張する計画があるかということは、私はまだ具体的に承知しておりません。

○並木委員　実は私の方のすぐ近くに横田基地というのがあります。あれを最近調査したり測量したりしているのですけれども、あの飛行場もやはり狭くなつておるということなのですか。下調べはやつておりますか。

○安川説明員　これは米軍の方自体で調査したかどうか、私の方も承知しておりませんが、日本側としましては特に向うの要求に応じて、拡張計画について調査をしたという事実はございません。

○並木委員　このごろは実際の措置はどういうふうになつておりますか、米軍の方で調査をして日米合同委員会に持つて来るのですか、その前に調達庁のあるいは外務省と相談をして、共同調査でもして、その上で日米合同委員会に持ち出すのですか、どういう手順でやつておりますか。

○安川説明員　普通の場合におきましては、合同委員会に向う側の施設の要求が出ます前に、向う側が一応調査をいたすことになつております。その調査も——一般にサーヴエイと申しておりますが、サーヴエイのために個人の財産に立ち入るという場合には、合同委員会に持ち出しまして、こういう地域をサーヴエイしたいからという要求があります。それにこちらが同意すれば、向う自体でサーヴエイをしまして、それに基きまして向うの計画をつくつて合同委員会に出します。合同委員会でそれに対してこちらが同意すれば、そこであらためて日本側も加わつても一回サーヴエイすることになつておりますが、ただいまの横田の件につきましては、そういうサーヴエイをしたいという要求も従来出ておりません。

○上塚委員長　委員長からちよつと安川説明員にお尋ねいたしますが、福岡県の古賀新宮地区の米軍演習地に関しては、同地元からたび〳〵の請願、陳情があります。また私も直接現地に行つて見て来たのですが、これに対しての処置をすでになされた模様であるが、どういう処置をなされたのですか、お伺いいたしたいと思います。

○安川説明員　これは一月くらい前この委員会へ地元の参考人が参りましたときに私から申し上げたことでございますが、いろ〳〵行き違いがありまして地元には誤解を生んだようでありますが、大体従来から地元と交渉いたし

ましして、こういう条件ならばという条件に基いて米軍の方を交渉をいたしまして、大体その条件通りにきまるというふうに聞いておりますが、この問題は実は現在調達庁所管の施設委員会のもとにあります演習場委員会で細目の条件を協議しております。その具体的細目がどうなつておるか、現在どういう段階にあるか、詳しいことは私存じませんが、大体地元の要望をもとにしたこちらの条件に、向うが応じそうな段階に至つているというふうに聞いております。まだ最終決定には至つておりません。

○福田(篤)委員　昨年から問題になつております例の北多摩郡の大和村の学校移転の問題であります。これは伊関局長も現地を視察して、その後いろいろな折衝の結果、話が実は内定いたしておるのであります。補償のわくも御承知の通りすでにきまつておる。ところが先日になりまして駐調の方のある係の人が、土地を買い上げるときまつていたものを、今度予算が減るから借りるのだということを言つたために、今地元が大問題になつておる。一年以上かかつてせつかく話がきまつたものを、係官の一人の人がそういう変更方針を言つたために、問題がまた紛糾して、きわめて遺憾である。せつかくまとまつた話がこわれてしまいました。それについてはつきりした御意見を伺いたい。

○土屋説明員　ただいまの御質問の御趣旨でございますが、それにつきましては、東京局の方の関係になつておりますので、係員の間違いであつたと記憶しております。われ〳〵の方としましては、この問題を取上げたときから土地を買収するという建前で進んでおつたわけでございます。

○福田(篤)委員　予定通りに解決しますか。

○土屋説明員　そうでございます。

○並木委員　最近の農地とか宅地の買上げ料、借上げ料、そういうものはどういう基準に基いてやつておるのでしようか、実例をあげて、たとえば一反歩幾らとか、われ〳〵常識として知つておきたい。

○藤波説明員　農地の買収の問題でございますが、これは抽象的に額を御説明いたしますが、大体農地買収価格の場合には、前に税金の場合に富裕税の問題が出ましたが、あの場合の土地の評価方法に離作料をつけ加えまして、大体一応の基準額としております。これは純粋の農村におきます場合と、都会近郊におきます場合には、非常にそのままのあれでは差がありますので、付近の売買実例というものを参考にしまして、先ほど申し上げました土地価格とそれらの離作料を積み上げた価格と、付近の売買実例とをにらみ合せて価格をきめております。

それから借上げ料につきましては、大体農業所得の八〇%と抽象的に基準価格をきめております。具体的な数字とおつしやいましたのですが……。

○並木委員　何か例をとつて、どことどこというように最近の例で……。

○藤波説明員　いろ〳〵ございましたので、同じ地域におきましてもいろいろ差がございますので、ちよつとはつきり申し上げかねますが、最近われわれが見ました実例を申し上げますと——買つたわけではございません、案として上つたわけですが、成増の地域におきましては、調達庁の出先が

るという報道がありますけれども、それは見込みがありますか。

○小瀧政府委員　私自身はその点よく承知いたしておりません。しかし、実は今までもセイロンを通じて中共の米をわれ〳〵は輸入しているのですが、直取引でやるということになれば、その取引は通産省の方で結局アプルーブしなければならないことになりますから、通産省の方へもしすでにそういう申出が出ておれば、通産省の方でわかっているだろうと考えます。私の方ではまだ承知いたしておりません。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に、日程第三七より日程第四二までの韓国抑留漁船対策確立に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　韓国抑留漁船対策確立に関する請願、第六一号、請願者山口県萩市長安村正人、紹介議員吉武恵市君。

本請願の要旨は、公益水面における韓国の不法行為によって多数の漁船を拿捕されるに至り、山口県外海沿岸漁民は致命的打撃を受けている。ついては、一、政府の外交交渉による李ラインの撤廃、二、拿捕抑留船及び乗組員の即時送還、三、拿捕抑留船を失う場合の損失及び抑留中の失業損失の補償、四、拿捕抑留船漁船の人命、財産の保護、五、拿捕抑留船員の人名、生活状況等の情報を公報すること等の措置を講ぜられたいというのであります。

以下同じであります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について、政府側の御意見を求めます。

○小瀧政府委員　この問題につきましては、絶えず韓国側に、一日も早く全部の船が返され、また人を帰してもらい、今後こういうことが再発することのないように、いろ〳〵申入れをいたしておりますが、御承知のように、なかなか先方のかつてな主張をかえないというような現状であります。数字的に申しますと、抑留された船が、平和条約発効前から全部を通計いたしまして百六十七隻、一応抑留された人員は全部で二千六十五名に上っております。しかしこの人員は大部分帰って来ておりまして、未帰還が全部を通計して六十五名ということになっております。これも今までの経験から申しますと、順次帰して来るのではなかろうかと存じますが、その点も絶えず先方と交渉いたしております。これが現状でございますが、この問題は、直接東京において交渉し、また場合によりましては、他の機会をもとらえていろ〳〵主張いたしておりますけれども、日韓関係が現状のままでは、船の返還ということは非常にむずかしいのじゃないか。（「一隻も返らないのですか」と呼ぶ者あり）いや、返ってはおります。（「何隻ですか」と呼ぶ者あり）本年度つかまったのでは返した船が二隻になっております。その前の方では、たとえば、もよっとこまかくなりますが、平和条約発効前でありますと、帰還したのが九十三隻、また平和条約が発効してから昨年の九月、すなわち李承晩ラインで強硬措置をとるまでの間におきましては返らないのが六隻で、返されたのが四隻ということになっております。それからそれ以後においては帰還はほとんどなくて、今年になってから二隻返して来た。（「何隻残っているか」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げました百六十七隻つかまって、返っていないのが六十八隻というのが現状であります。

○並木委員　船を返さないというのはどういうわけですか、人間を返して船を返さないというのは、向うで使う魂胆でもあるのですか。黒白がわからないうちに拿捕したものを使うというのは、第一国際法違反でしょう。繋留しておくのですか、どうして返さないのですか。

○小瀧政府委員　これは国際法違反であるということは、もちろんわれ〳〵の方で主張しておりますが、韓国側は韓国の国内法によってそこの裁判にかけまして、普通の場合六箇月あるいは一年という程度の刑に処し、船舶とか漁具は向うの裁判の結果によって、向うが没収するというような措置をとっておるのであります。ただ人につきましてはその刑期を終えない前に釈放してくれる。保釈と申しますか、そういうような形式で、事実中には全部の刑期を経た者もありますが、大部分の者はその刑の執行というものはしないで早目に帰してもらっているというのが現在の状況であります。

○並木委員　何らか強硬な手段をとらなければ、それでは裁判の結果について日本側が泣寝入りをする、黙認するということになります。そんなことでいいのですか。李承晩ラインは政府も認めていない、われ〳〵も認めていないのに、それだけの理由によってつかまって裁判にかかって刑を科せられる。これは見るに忍びないのではないですか。どういう処置をとるのですか。

○小瀧政府委員　ただいまは実情を申し上げたのでありまして、もちろん損害賠償請求の権利を留保するとか、そうした点は、これまでも公文書で再三再四、問題が起るたびに絶えず外務省側でとっている言い分であり、措置であるわけであります。ただ先ほども申しましたように、この主張は主張といたしまして、現状からいうと、なかなかそれが先方に聞き入れられない状況で、実際上の成果を上げておらないというのは遺憾でありますが、これは今後日韓会談というものをできるだけ早く開く、またその他の方法、第三国を通じていろ〳〵な申入れをするとか、あらゆる方法でもって解決するようにいたさないと、現在の直接交渉では正式の会談も開かれないし、現在の状況ではなか〳〵成果を上げられないというのが現実の状態であります。でありますから今後あらゆる角度からこの問題には対処して、できるだけそうした問題が日本の希望するように解決するということに努力いたしたいと考えておるわけであります。

○並木委員　国と国との間の関係はそうでしょうけれども、船を没収されて、その請願書の中にあります通り、収入の道を断たれた漁民の援護対策というものは、やはり非常に大切じゃないかと思うのですが、その方はどうなっておるのでしょうか。たとえば就職のあっせんとか、船に対する費用、船を建造するための資金とか、どういうような措置をとっておるのでしょうか。

○小瀧政府委員　この問題には水産庁の方が当っておりますが、前国会で、抑留された船に対する融資についての法案が通過いたしたはずであります。特に李承晩ラインの問題に関連して抑留された船についての救済措置、主としてこれは融資の関係でありますが、これは両院を通過いたしまして、実施されております。その他政府の救済等につきましては、従来の普通の船員保険法でカバーし得ないような点については、特にこれらの人は気の毒だからというので、行政上とり得る限りの措置は水産庁としてこれを講じたいという考えで、できるだけの措置をいたしておるというのが実情でございます。

○並木委員　職を奪われたために、政府で職を保証してくれということは、海上でも陸上でもひとしく被害者から陳情が出るところだろうと思います。実際これは効果を現わしておるのでしょうか。たとえば農民が農地を接収されて、職を奪われる。その補償はもとよりでありますけれども、同時に今後適当な場所への就職をさせてくれ、こういう要望が出て来ます。これはもっともなのです。それに対して実際問題として職業のあっせんまで手が届いておるかどうか。実務に携わっておる方でけっこうですから、お答え願いたい。それともそこまでは政府としてはめんどうを見ないといってつっぱねておるのですかどうか。一般論でいいのです。就職のあっせんまでめんどうを見るかどうかということです。将来は非常に切実な問題として、必ず申請なり陳情なりが出て来るのですから……。

○小瀬政府委員　今まで漁をやっておった人が他に就職することは、事実問題として非常に困難な問題でありますから、今申しましたような融資をしまして、新船をつくるというような点で水産庁の方では指導いたしておるはずであります。但し、こういうように特定の漁場が事実上利用できないというようなことになりますと、新しい漁場を探さなければなりません。そこで北洋漁業をいかにして保護して行くか、また南方の方でも過般の危険区域などでいろ〳〵問題が起りましたので、この新漁場の開拓、またそれに対する政府の融資なりあるいは保護措置というものをどうするかということについては、水産庁で真剣にこれを取上げて研究いたしておる次第でありまして、就職あっせんというような特定の措置でなしに、水産業全体をどういうようにして生かし、維持し、かつ発展させるかという施策を実行することによって、これらの人々の困難を救って行くという方向で進んでおることと私は了解いたしております。

○並木委員　韓国の問題も困ったことですけれども、ごく最近は国民政府でこういう問題が起って来ております。蔣介石ラインというのですか、李承晩ラインの向うを張って、蔣介石ラインというのが出て来て、国民政府から外務省にも公報があったはずであります。あの蔣ラインというものはどういう原因でできて来たのか、これに対して外務省としてはどういうふうに処置して行くつもりなのか、李承晩ラインと同じようにやはり抗議を申し込んで、そういうものの設置をしないように申し入れるつもりであるかどうか、その辺のところをひとつ伺いたい。

○小瀬政府委員　この問題につきましては吉沢大使も非常に努力されているのでありまして、先方からは警備区域といって、作戦行動をするのであるから、危険だから入らないようにしてもらいたいという趣旨のことは言って来ておるのであります。が、しかし日本としては、これが日本の漁船を排除するというような、いわゆる公海自由の原則に反するような措置であってはならないという点に先方の注意を喚起して、そういう趣旨であれば、あくまで日本としては承認することができないというので、抗議と申しますか、日本の主張は十分いたしております。ただ現実の問題として非常に近く、十海里以内ぐらいに参りますとつかまることがありますので、現実の措置といたしましては、水産庁の方ではなるべくそうした問題を起さないように、この方面に出て行く船には注意を与えておるというのが現状であります。

○並木委員　作戦上の必要から警備区域というのですけれども、どういう作戦なのですか。朝鮮の周囲なら、これは朝鮮動乱をめぐっての北鮮、南鮮の対立があって、わかりますけれども、国府としては何らそういう措置に出ておらないのですが、具体的に警備区域としなければならぬような事情が出て来ておるのですか。

○小瀬政府委員　御承知のように作戦行動、大陸反攻作戦というようなものが行われておらないけれども、あそこには海軍もございますし、密輸を取締る必要があるとか、あるいは演習の際のじゃまになるとか、あるいは密輸でなしに、大陸との間における密出国、密入国というようなものも取締らなければならない必要があるようでありまして、そうした意味において、この台湾の中華民国政府は、このような区域を設けておるものと私ども了解いたしておるのであります。

○福田(篤)委員　この問題はやはり国民としても非常に大きな問題ですが、今の蔣介石ライン、それから前からの李承晩ライン、さらに大陸だなのアラフラ海問題、これは政務次官もよく御存じのはずでありますが、かつての満州事変当時からの中国、昔の中華民国の宣伝、国際輿論に対する働きかけというものが実にうまかったことは御承知の通りであります。日本はこれによってどのくらい損したかわからぬ。ところが日本は、御承知の通り敗戦以来国力が非常に低下して、今李承晩政権にすらなめられておる形でありますが、こういう場合にわれ〳〵の武器は、やはり国際的輿論というものに常に訴えて、日本の権益を守る以外にないと思います。従って先ほど御発表になった李承晩政権によって捕えられている船がこれだけある、しかも不法にも何らこれに対する誠意を示さないという問題についても、私は各国の公館に当然資料を提供して輿論を喚起する、あるいは国連にも機会がありますれば――いくらでも発表の機会があるのですが、これに対して外務省は国際輿論の喚起に対してどういう処置をおとりになっているか、これについて御報告をいただきたい。

○小瀬政府委員　御説の通りでありまして、国際輿論に訴えることは非常に必要で、われ〳〵といたしましてもすでに在外各公館へ一朝鮮事変と日本漁業」という冊子は配っておりますし、また毎週外務省の方では各公館へいろいろな重要事項を通報いたしております。非常に秘密のものも、また一般的なものも随時通報してありますし、ことに重要なる関係のある主要国に対しましてはこの種の問題が発生いたしますと電報を打ちまして、電報によっていろ〳〵情報を提供し、そうして在外公館がこれを適当に利用するような措置を講じておるのであります。ただお話のように日本人は宣伝下手と申しますか、費用の制限とかいろ〳〵の関係もありまして、あるいは不十分の点があると思いますけれども、今の情報文化局の方が主管局となりまして、そうした措置を絶えず怠らないようにする気持で進んでいる次第であります。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四三号より日程四六号までの、原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する各請願を一括議題といたします。専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願、第四五五号、請願者仙台市小田原宮町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会会長丹野実、紹介議員只野直三郎君。

本請願の要旨は、太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに将来も行われることになれば、漁獲物の価格は低下し、魚族資源の衰滅を招き、水産国たるわが国漁業の上に重大なる事態が生ずること明らかである。ついては、この問題が日本政府のみではいかんともなし得ない国際問題であるが、今後この種の問題が起らぬよう、関係当局が原爆及び水爆の実験中止のため、また被爆漁民に対する補償のための適当なる措置を講ぜられたいというのであります。

以下同趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の意見はございませんか。

○小瀬政府委員　ビキニにおける水爆実験による被害については、各省連絡会議の方で調査いたしまして、すでに中間的には米国側には補償を要求しておりますが、さらにこれまでの調査に漏れておる被害額についてもどん〳〵調査を進めておるのであります。しかし直接日本政府としてとりあえずこれを救済する措置についても考慮せられておりますので、政府としても直接被害また間接被害はどこまでこれを認めるかというような点について検討いたしておるのでありまして、直接被害及び水爆実験によるところの損害について、あるいは見舞金あるいは融資をあっせんするということについては十分考慮しております。ただ漁場が将来失われる、あの辺で非常に漁業活動が制限を受けるというようなことになりますことは、日本としては非常に遺憾でありますので、この実験についてできるだけ早くやめてもらいたいということを申し入れておったのでありますが、新聞でも御承知のように二十一日に危険区域は解除するということが発

表せられまして、今後はこれは永久的に全然やらないという趣旨でもないかもしれませんが、今後はとにかくあのマーシャル海域の三海里以外なら出て行けるということになつたわけであります。しかしでき得れば水爆実験があの方面で行われないように、またどうしても行われなければならない場合には、水産業に被害のないような方法を十分米国側でも考えてもらうように、政府としては今後とも対米折衝——これに対する申入れは怠らないようにして、そうして先般の三月一日のような事件の起ることのないような方策を講じたいと考えて、せつかくその措置をとつておる次第であります。

○並木委員　被害に対する補償の問題ですが、四六の原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願のごとく、原子力そのものの製造あるいは使用禁止をしてもらいたいというのは、日本国民としても大きな悲願の一つであろうと思います。現にこの請願の紹介議員は自由党の議員がなつておるような状態であります。これについては政府としてはどういうお考えをお持ちか。いつか岡崎外務大臣は原爆の実験については、やはり国連協力の線で協力するという意思を表明しておつたような事情もあります。また町にも署名運動たども行われて、原爆、水爆の使用禁止、製造禁止の声が高まつておるのですが、政府としてはどういう考えで臨んでおられますか。

○小瀧政府委員　原子力の国際管理についての両院の決議は、外務大臣の書簡を添えまして、四月九日に沢田大使を通じ、国連の方に提出をしたのであります。また当日付の国連の軍縮委員会のドキュメントとして、国連側においても四月十二日にこの委員会の代表に対して、かつまた国連の全加盟国に対して配付されるという措置がとられたのであります。この問題は現に英、米、仏、ソ、カナダの五箇国の軍縮委員会の小委員会で審議されておるようでありまして、先般はロンドンでもこの話合いが行われているのであります。しかしこれを現実的に解決して行きますためには、ソ連と米国との話合いが最も重要であろうと考えます。これも内容はわかりませんけれども、継続せられておるようでありますから、私どもといたしましては、せひこの話合いがついて、原子力の大量殺戮の武器の使用が禁止され、国際管理になるようにということを希望し、またそうした問題については十分協力して行きたいというように考えている次第でございます。

○並木委員　次官は、日本人としてはどうお考えになりますか。こういうふうに原子力や何かの横行しているまん中にあつて、やはり日本自身の自衛のために、これに対抗して強い原子力そのものを持つということも必要になつて来るのじやないか、それを使用するとかなんとかいうことでなくて、日本の発言力を強めるための裏づけとしても、やはり持つて行く必要があるのではないかと思うのです。そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○小瀧政府委員　原子力の平和的利用ということについては、すでに政府の方においても十分考慮いたしまして、そうした面に措置を講じて行きたいというので、その施策をいたしておることは御承知の通りでありますが、しかし原子力の軍事的な利用といつたようなものは、あくまで禁止せられるべきものであるという立場において、そうした機運が一日も早く、現実の問題として具体的に実施せられるようになる方向で協力いたしたいものと考えております。

○戸叶委員　私ちよつと席をはずしました間に、出たかどうか知りませんが、今回のビキニに関連して受けました災害の補償に対して、アメリカは大体どの程度補償することにきまつたのでしようか、おわかりになつたら伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　アメリカの方からは、まだ正式にどれだけ支払うということを書つて来ておりません。しかし一括して払いたいという趣旨の意向を表明いたしておりますので、日本ではこれまで一月ずつの医療費とか救済費というようなものを計上しておりましたが、大体の見通しをつけて全部をとりまとめて出した方が、向うの審議にも都合がいいようでありますので、先ほど申しましたように、これまで中間的には日本側からの要求を出しておりますけれども、さらに全般としてとりまとめたものにして出して、早く向うはランプ・サムで払いたいという腹のようでありますが、現実に支払いを受けるようにいたしたいと存じまして、現にこの問題では非日大使も努力しておられるし、随時こちらの調査のものは、中間的には在京大使館にも通報いたしまして、このとりはからいが促進されるように努力しておるのであります。

○福田(昌)委員　一括して償いをつけるというお話でございますが、その範囲でございます。直接被害を受けた部分に対しては当然でございましようが、たとえば被害漁夫の今後の生活保障というようなものも、全部アメリカ側の補償の負担として考えられていいかどうか、ことに慢性原子病ということになると、その程度いかんによりましては、まつたく廃人になります。そうしますと、その一家の生活の保障というようなものをどういうふうに考えておられるか、アメリカの補償の中に入るかどうか、その点も伺いたい。

○小瀧政府委員　先ほど申しましたように、アメリカの方は一括払いをしたい、しかしなるべく寛大と申しますか、けちけちしない、ゼネラスな、またプロンプトな支払いをしたい、だから資料を出してもらいたいというように言つて来ておるのでありますが、それではどの範囲のものをカバーするかということは、実は日本側でもいろいろ議論があるところであります。今御指摘のように、人が一生涯不具になるとか生活に困るとかいうことは、直接的な被害でありますから、これは金額にして相当計上することができると思うし、今の要求の方へは当然含まれるべきものであると考えます。ただ間接的被害について、いろ〳〵の小売商の損をどういうふうに見るか、あるいは市価の低落をどういうふうに計算するかという問題があり、この点でいろいろ各省の打合会で検討が行われておるのであります。ただ間接被害というものは、これまでの国際間の慣例からいいますと、ほとんど前例がないので、それをはたして要求すべきかどうかというようなことについては、いろ〳〵国際法学者などの研究を求めております。これは両国間の関係がどういう事情にあるかというようなことも、考慮に入れなければならない問題でしようし、また今までの先例などから見まして、これを一応研究して、そうした面でもさらに検討を要する点もありますので、ほつきりしたことは申されませんが、全然間接的被害を無視して、直接的被害だけを提示するというのではなくて、そうした資料が整いましたならば、間接的な被害についても、十分先方の注意を喚起するということはもちろんでありますが、最終的にこれをどうするかということは、現在まだはつきりいたしておりません。資料が全部集まつた上で確定するという方針で進んでおります。

○福田(昌)委員　ただいま御答弁いただきましたような内容につきましては、きつと御努力いただいておるということにおいて、抽象的な概略というものは私ども想像できるわけでありますが、アメリカ側が一括して支払うということを申して来ておるわけでありますから、できたらもう少し具体的の御報告を承りたいのであります。第一回にはどのくらいの要求をした、第二回にはどのくらいの要求をした、そうして漁夫等の直接被害に対しては大体どの程度の要求をするつもりであるか、日本の国内法ではどれによつて算定してどの程度の要求をするつもりであるか、あるいはまた間接の一般商人の受けました被害、それに引続いて起つて参つた間接の被害に対しては、どういうところを基礎にして考えておるか、そういうような詳しい点を承らせ

ていただきたいと思います。

それからもう一つは、アメリカ側から申して参りました交渉というものは、これは口の約束であるのか、あるいはまた公文書としてそういうような申入れがあつたのかどうか、承りたいと思います。

○小瀧政府委員　最後の点について申し上げますならば、これは向うで声明いたしておりますし、新聞にも発表いたしておりますし、また日本へもその趣旨は通達して参つておりますから、向うがこの補償を支払うということは正式に言つて来ておるわけであります。ただ一括払いとかいう点はその後の話合いでありまして、正式文書はその前に参つております。補償を支払うということは正式に言つて来ておるのであります。なおその詳細につきましては係から説明いたします。

○浅田説明員　金額については今申し上げられないわけでありますが、金般的にまだはつきりした報告がないし、アイテムといたしましては、治療費、船員の生活費などは当然直接損害として考えられるわけであります。それから船主のこうおつた種々の損害、主として船、漁獲物、漁具を初め放射能を受けて処分をいたしたものの一切の損失、それから船主の当分漁業の操業ができなくなることによつて生ずる損失、それから、当然あることですが、慰藉料的なもの、これも間接的な損害とも考えられないこともないのですが、おしろ直接損害的なものと考えて、そういうアイテムに含めておる。そのほか国及び地方がこの事件によつて生じたいろ〳〵な行政費とかあるいは魚価の値下りになつた損害、こういうようなものは、これは間接的なものと考えられるわけでございますが、これらについてはいろ〳〵法律的な点その他も検討しておるわけでございますが、現在のところさような段階でございます。補償を要求いたしましたのは、すでに一箇月余り前中間的な補償ということで、今までこれらのアイテムについて要求をいたしたわけですが、現在一括してまとめてということもあります。それでだん〳〵そのほか福竜丸以外の船の損害というものも判明してきておりますし、そういう資料を福竜丸以外についてもすでに情報は逐一出しておりますが、一括した損害額その他を算定した上での補償要求というものは、現在作業しているような状況でございます。近く要求することになると思いますが、現在のところそのような状況でございます。

○福田(昌)委員　そういう御答弁は政務次官からも伺つたわけでございましたが、もう少し詳しいことをお伺いしたいとお尋ねしたわけであります。何十何銭まで伺うつもりはありませんが、第五福竜丸の被害については大よそその程度の金額の要求をしたとか、第二回目はどうであつたとか、そしてまた総額一括して支払うということであるから大体どれくらいまでの間に調査を終つて総額の要求をするつもりであるか、あるいはまた第五福竜丸以外の船の状況はどういう状況であるということを、数字でもう少し具体的に承りたいと思つてお尋ねしたわけであります。その点具体的に、概略でけつこうなんです。

○浅田説明員　その点は新聞にも出ておるわけでございますが、私たちもはつきりした数字は申し上げられないと思うのですが……。

○福田(昌)委員　何十何銭までほいらないのですよ。大体どれくらいのものか、概略でけつこうです。

○浅田説明員　たとえば治療費につきましては、これは三月一箇月分かかつた費用につきましては、大体一人について一日の病院の治療代でございますが、四千円ばかりかかつておるのでございます。これが二十三人分となりますから相当な額でございます。それがさらに何箇月を要するか今後の問題になりますが、相当な額になると思います。そのほか船の代金、これらも相当な額になりますし、一括して現在のところ……。

○福田(昌)委員　船の額なんか、要求した額面が何もきつちり合わなきやどうということじやございませんから、大体どんな程度に要求していらつしやるのですかということを伺いたい。

○浅田説明員　全体を含めましてさしあたり一箇月分ということで治療費と生活費は数字を出しております。それから船の代金その他は、これはそのままの額でございますが、そういうものを計算して中間的なものとして考えておりましたのは、大体八千万円程度のものと記憶しておりますが、なお正確な数字はございません。

○福田(昌)委員　今まで要求なすつた分ですか。

○浅田説明員　ただこれからそのほかの福竜丸以外の船、これは相当な数に上つておりますが、これはまだ現在計算いたしておりませんので計算しておる途中でありまして、水産庁全体としてまだまとまつた数字というものは出ておらないのであります。

○福田(昌)委員　そういう要求をなさる船は何そうくらいありますか。

○浅田説明員　ちよつと今記憶しておりませんが、さしあたつては今その航路とかその他の資料が水産庁からはつきりした数字で出て来ておるのは十三隻でございます。そのほかにもまだございますから、全貌がまとまるまでには時日がかかると思います。そのほかまた実験も五月に行われましたから、そのあとで被害の出て来ることもありましようし、そういう意味で全体を申し上げられないようなわけでございます。

○福田(昌)委員　先ほど政務次官は、第五福竜丸のようなああいう被害が起るようなことがないように、未然に防ぐためにアメリカ側に申入れをしたというようなお話がございましたが、具体的にどんな条件で申入れをなすつたのでありますか。

○小瀧政府委員　その点はこの委員会でもうすでにお話申し上げたと思いますが、たとえばあの地域でどうしてもやらなければならない場合は、日本の漁期をはずすようにしてもらいたいとか、さらに南方へ出て行く航路に当るところは危険区域にならないようにしてもらうとか、いろ〳〵具体的な点を五、六項目掲げまして先方へ申し入れたことは、この委員会でもお話申し上げた通りでございます。今度はすでに中止せられまして危険区域解除になりましたけれども、今後のこともございますので、そうした点は再びこういうことが起らないように厳重に申入れをして、その措置をとらせるようにいたしたいというのが今後の考えでございます。

○福田(昌)委員　また申入れをなさるおつもりなのでございますね。

○小瀧政府委員　この問題は今御質問になりました補償の問題などもありますから、全部解決したわけではございませんから、今後こうした問題とともにアメリカ側と十分の話合いをいたしたいと考えております。

○富田委員　ちよつと私これに関連してなのですけれども、厚生省の方にでもお尋ねするのがいいのかもわかりませんが、小瀧政務次官もいろ〳〵政府部内でそういう御会合があつて御研究になつておるかと思いますので御尋ねするわけであります。最近放射能のことがほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について計量したら八万カウントあつたとか、いや何千カウントが東京の方にもあつたとか、従つてその雨に打たれた野菜は人体に危険だというようなことがしきりに出るのであります。日常生活に対する不安といいますか、間接被害といいますか、私は非常に大きいと思うのですが、これはその直接被害がほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について

が、この程度の放射能であれば人体には被害がないとか、あるいは日常の野菜、たとえば雨に打たれたものでもこの程度なら大丈夫だ、そういうことは直接日常に必要なことじゃないかと思うのであります。そういうことできのうもちよっと決議もございましたが、私与党でありますけれども、ありきたりの答弁で、十分調査しておるか研究しておるとか、そんなことはもういくら聞いてもぼくら聞きあきておるので、ほんとうにみな困り、不安を感じておるようなことをびたっとやることが、私は政治ではないかと思うのでありますが、そういう意味で何か政府の間でもいろ〳〵お話がありますかどうか、また今後ぜひこれははっきりやっていただきたい。議会の答弁たんかどうでもいいと言ってはまことに申訳ないのですが、国会が済めばそれきり終ってしまうことでありますが、日常生活はそうではないのでありますから、そういう意味で何かひとつ政務次官の会合でも政府の会合でもありましたときに、そういうことを強調していただけるかどうか、こう思いますので、ちょっとお伺いしたわけであります。

○小瀧政府委員　現在厚生省には原爆症調査研究会というものがございまして、それで調査いたしておりますが、これは御指摘のように非常に重要な問題でありますので、さらに研究費なども計上いたしまして、早急に研究を進めなければならないというので、政府側でもただ答弁としてではなしに、実際措置を講じようとしておるのであります。安藤国務大臣が中心になってやっておられますビキニ問題に関連しての各省の打合会できめました方にもこの研究費を新しく計上しております。ことに俊鶻丸なんか出しましたのもそういう趣旨でありまして、ぜひこの点は一日も早く研究を進めて、世間に不必要な不安を与えないようにいたしたいものと考えております。これは対内的にも非常に問題でありますし、対外的にも非常に大げさな言葉が国内で発表されたために、かえって今の補償の問題にも支障を来したというような現実の問題もありますので、実はこの打合会でもなるべくまとめて、できれば学者間でも話合いをして、お互いが論争すると、世間では実際がどこにあるかわからないために不必要な不安を与えられるので、そうした点もこの研究打合会で論ぜられておるところでございますから、そうした面より根本的な研究をすることが第一。もう一つは発表についてもお互いに良識を持って、不当な不安を与えないような方策をとろうという方針で進んでおる次第でございます。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四七、漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件、第六〇号請願者北海道根室町漁業協同組合長川端元治外九名紹介議員伊藤郷一君、川村善八郎君、森三樹二君。

本請願の要旨は、去る九月下旬ソ連三十トン級の油送船が北海道野付半島に漂着し、現地村当局は拾得物として保管しているが、日本漁船の北海操業について、ソ連が友好的取扱いの措置をなしている現在、国際間の刺激を避けるためにも、これが措置は遺憾であり、現地も冬季の結氷期を迎え該船の保管に困難を来している。ついては、漂着ソ連油送船を急速かつ円満に返還できるよう措置されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見はありませんか。

○小瀧政府委員　ただいま詳細の事情を知っておる者がこちらに参っておりませんけれども、よく調べまして、この前油送船を返したような措置を、もしそういう船が現在あるとすればとりたいものと考えます。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。――御質疑がなければ次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四八、社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願、第四二六七号、請願者東京都港区麻布市兵衛町二丁目四番地全日本労働組合会議準備会委員長滝田実、紹介議員井堀繁雄君、佐藤芳男君。

本請願の要旨は、一九五二年ゼネヴアで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示すものとして、わが国もこれを批准する道義的責任があり、また対外的にいかに重要な意義と影響を有するかはいうまでもないところであって、現行のわが国社会保険制度から見ても、この条約を批准して国内的立法措置に伴う困難も生ずるものではないことは明らかである。ついては、この条約をすみやかに批准されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　この条約は趣旨はけっこうでありますけれども、非常に厖大なものであり、各国法制も異なっておりますため、実来などもまだ批准いたしておりません。せっかくいろ〳〵資料を集めて研究中でありますので、その上で十分具体的措置を考えたいと思います。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四九、海外移民対策確立に関する請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　海外移民対策確立に関する請願第四六三〇号、請願者仙台市勾当台通二十八番地、宮城県議会事務局栗野豊助、紹介議員只野直三郎。

本請願の要旨は、終戦後わが国の人口は海外からの帰還とその後自然増加のため、八千有余万の厖大な数に上り、狭少な国土と乏しい資源に依存して自立せねばならないことはあまりにも悲壮な現実であり、従って人口政策は他の施策に優先させなければならないことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことはまことに喜びにたえない。ついては、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、積極的に推進されたいというのであります。

○上塚委員長　政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　その御趣旨に従って政府といたしましても、せっかく努力いたしている次第でございます。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――これにて請願に関する質疑を終ります。

お諮りいたしますが、ただいま審査をいたしました日程第一より第四九までの各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決するに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長　御異議がなければ、さように決定をいたします。

なお右請願に関する報告書の作成は委員長に御一任を願います。

○上塚委員長　次に陳情書の審査に移ります。日程第一、海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書より日程第九八、李ラインの撤廃並びに拿捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書を一括議題といたします。ただいまの各陳情書は先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○福田(篤)委員　採択にはもちろん異

議はございませんが、陳情書の中に小笠原と沖縄の領土の返還という問題があります。これはもうたびたびこの委員会や本会議でも取上げられております。今年二月に武内代理大使あて外務大臣の名をもつて正式に国務省に申し入れている。その中に小笠原復帰の問題も入つているが、これについて何ら話が進展しない。これはウイルソン国防長官が来たときにも総理側からお話がありまして、しごくもつともであるという御意見もあつて、アリソン大使にテイク・ノートさせたというのは、つい一週間前ですが、外務省としては具体的努力をその後継続しておやりになつておるか、この一点だけお尋ねいたします。

○上塚委員長　その点につきましては、日程第九九号より日程第一〇九号までの陳情書、すなわち沖縄等領土返還促進に関する陳情書があります。これを一括議題といたしたいと思います。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

〔趣旨はわかつておる」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　趣旨がわかつておりますならば、これに対する小滝外務政務次官よりの御意見を求めます。

○小滝政府委員　小笠原の問題につきましては、御指摘のように武内君がまだアメリカにおりましたときにも申入れをいたしたのでありますが、必ずしも日本側の希望するような回答を得ることができなかつた。そこで最近におきましても適当な機会があれば、政治的に非常に重要な話合いがある際に、この問題もぜひ念頭に置いてもらつて、そうして日本側の希望が達成できるように努力しなければならないと考えまして、そうした資料も作成中であります。今後ともこの努力を続けて行くつもりでございます。

○福田(篤)委員　それで今度の総理の外遊について、これは日米間の一つの重要な懸案として、当然正式にアメリカ側に申し出られると思いますが、私は私信は用意して、お願いして持つて行つておりますが、外務省としても当然正式の外交交渉としてこれを提案され、懇談されると思いますが、資料を準備されておるかどうか。またそれをおやりになるつもりかどうか伺いたい。

○小滝政府委員　資料はもうすでに在米大使館の方へも送つてございます。

○福田(篤)委員　今度やりますか、総理と了解がつきましたか。

○小滝政府委員　総理の外遊については私は今発言したわけではなく、外務省としては常にこの点を留意いたしまして、交渉を継続するということを申し上げたわけであります。

○福田(篤)委員　継続はもう当然のことなのです。私のお願いしたいのは、外遊中特殊な使命と影響とを持つたこの機会を特に利用して、これをやつていただきたいというのであります。

○小滝政府委員　私が先ほど申しました点でお察しができるだろうと考えます。

○福田(篤)委員　けつこうです。

○上塚委員長　それではただいまの日程第一から第九八、さらに日程第九九より日程第一〇九までの陳情書は、これを了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければ、さよう決定いたします。

○上塚委員長　日程第一一〇、太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書より日程第一三一、中国紅十字代表李徳全女史の来日要請に関する陳情書までを一括議題といたします。ただいまの各陳情書は、先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長　次に日程第一三二より日程第一三四までの沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する各陳情書を一括議題といたします。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○佐藤専門員　沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する陳情、第二八一九号、陳情者名瀬市議会議長久保井直信。

奄美大島は祖国日本に復帰したが、しかし取残された沖縄に、奄美の復帰前同一行政下にあつたゆえをもつて転勤を余儀なくされた公務員を初め、軍労務者として出かせぎに出た者、また各会社に職を求めた者等二万数千の奄美同胞は、引続き沖縄に居住することを希望し、かつ居住できるものと確信していたが、はからずも、四月末日までに外国人としての外人登録をしなければならないことになつた。これをなさない者は処罰を受け、事業家は融資面その他のいろいろの制約を受け、公務員は琉球公務員法をもつて、その地位にとどまることを許されなくなり、これがため多くの同胞は、郷里に残した家族への仕送りもできず、そのため家族はその日の生活にも事欠く実情にある。よつて政府は、沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益保護について、最善の措置をされたい、というのであります。

○上塚委員長　御質疑はありませんか。——御質疑がなければ次に移りまして、日程第一三五より日程第一四三までの各陳情書を一括議題といたします。これは趣旨の説明を省略いたしまして、日程第一三二より第一三四、及び日程第一三五より第一四三までの各陳情書を了承するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議なければさようにに決定いたします。

○上塚委員長　この際閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会といたしましては、今国会が閉会されてからも、国際情勢に関する件、日米行政協定、国連軍協定並びにMSA諸協定の実施状況に関する件について、継続して審議いたしたいと存じますので、ただいまの二項目についての閉会中審査を議長に申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

○上塚委員長　次に委員派遣承認申請についてお諮りいたします。ただいまの閉会中審査の件が議院の議決で本委員会に付託されました場合には、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

なお委員派遣についての期日、人選及び派遣地等の決定につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

今日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十九分散会

〔参　照〕

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月二十九日印刷
昭和二十九年五月三十一日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十一号

昭和二十九年五月二十七日（木曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事岡　良一君
越智　茂君　庄司　一郎君
降旗　徳弥君　安井　大吉君
滝井　義高君　萩元たけ子君
柳田　秀一君　山口シヅエ君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君

出席政府委員
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君

委員外の出席者
通商産業事務官（企業局産業施設課長）　大宮　二郎君
建設事務官（計画局総務課長）　江ヶ崎太郎君
建設技官（計画局水道課長）　岩井　四郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

五月二十七日
委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
参考人招致の件
水道法案（内閣提出第一八〇号）（予）

○小島委員長　これより会議を開きます。
まず覚醒剤取締りの問題について、参考人招致の件に関しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題は社会的にも重要な問題でありますので、関係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院長林暲君、船橋総武病院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を続行いたします。柳田秀一君。

○柳田委員　水道によりまして伝染病が集団的に発生いたしますと、そのもたらす災禍が非常に大きいのでありまして、これは日本あるいはその他の諸外国においてもずいぶんと例があり、しかも水道の分布の地域によつてはつきりとこれが証明されるというような幾多の事例もあるのでありますが、この資料の「水道によつて集団的に発生、流行したと認められる伝染病調」というところを見ますと、従来は赤痢よりもチフス系統の疾患が比較的多かつたのであります。最近チフス系統の疾患はほとんど跡を絶つておるように思うのですが、この点はまことに御同慶の至りであります。問題は赤痢がやはり依然として非常に多いようですが、これの原因等について調査されておわかりになつた点はございますか。さらにこういうふうに従来は腸チフス系統が多かつたのですが、最近は赤痢系統にかわつておるという何らかの因果関係等、おわかりでありましたならばお知らせ願いたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的の伝染病流行というようなものには、腸チフスが多かつたのであります。最近はこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては年々流行を来しておる次第でございます。この理由といたしましては、まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等に一番大きな原因があるように思われます。しからばこの保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、屎尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておりますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるということが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴いまして、屎尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるように考えられます。第二点といたしましては、最近家庭薬としていろ〳〵下痢、ダイアジン系統の薬品を使いますために、一応症状はただちにとれるが、しかし保菌者として残るようなものが多いということから、保菌者が増加をいたしまして、このために患者が跡を絶たないというのが実相だろうと存じます。そこでその事実がいろ〳〵な方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を来す疾病――菌がそれだけ蔓延しております関係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなかろうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというようなものは、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向にあろうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して来ておる、こう考えております。

○柳田委員　資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病集団発生調」、ここで発生場所を見ますと、官舎、社宅、寄宿舎等が多いのです。こういうように主として赤痢の集団発生ですが、これらの水道はいわゆるそれ〴〵の自治体の営んでおる一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも――簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所ありますが、簡易水道ですか。それとも会社、工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等はつきりしておりますか。

○楠本政府委員　ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに関しましては、従来ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民営の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろ〳〵な義務を付したり、その安全をはかることといたした次第であります。

○柳田委員　それは何条ですか。

○楠本政府委員　これは各条に入つておりますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受けることに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員　そこで最近の集団発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようであります。これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうでありますか。

○楠本政府委員　これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋（菊）委員　今の集団伝染の点に関連してお伺いいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こう

いう点から見ますと、消毒の不完全というようなことではございませんでしょうか。こういう監督に対してはどんなふうになさつておりますか。

○楠本政府委員　今回甲府市に流行いたしました赤痢につきましては、いまだ最後的な決定を見ておりませんが、少くとも水道以外に考える何ものも原因としてないのでありまして、従いまして今のところは一応水道ではなかろうかと考えまして、さらに精細な調査を続けております。なおこの場合、塩素滅菌器がついておりましたが、その使用量が日誌から考えますと、購入した量並びに水量と比べまして、著しく量が少いので、従つておそらくその直接の原因は、残留塩素の不足が原因ではなかろうかと考えております。そこで今回の法律におきましては、塩素滅菌を必ず義務づけてございます。しかも残留塩素は常時におきましては〇・一PPM、災害時あるいは伝染病流行時等におきましては〇・四PPMを保持しなければならないことといたしてございます。なおこの残留塩素の量につきましては、これを政令に譲つてある次第でございます。

○古屋(菊)委員　甲府の方を調査してみますと、今患者がほとんど二百名に達しておるし、そして四月三十日は二十九名出ておる。それで全体の保菌者を調べてみると、ほとんど三%以上になつておつて、保菌者が三、四千名あるというようなうわさを聞いておりますが、これに対しての御処置はどうなさるお考えでございますか。

○楠本政府委員　保菌者が三、四千名に及んでおることも事実でございます。従つてかように広く、しかも比較的病毒の薄い感染を受けた点から考えて、私どもはまず水道と考えて間違いないだろうと考えます。それでこれらの処置でございますが、目下保菌者に対しましては、各個別に指導をいたしまして、手洗いあるいは食器の分離その他を実施いたしておりまして、すみやかにこれらの保菌者が保菌状態を脱するような措置も講じております。従つて今のところは一口に申しますれば、この保菌者が他に病毒を波及せしめない措置に全力を尽しておる次第であります。

○古屋(菊)委員　この水道の設備あるいは構造などに対しての御調査をなさいましたですか、いかがですか。

○楠本政府委員　これも私どもの技術者が現地に参りましていろ〳〵調査いたしております。その結果は、濾過、貯水等の設備が当初計画いたしました量を、上まわつて水を送つておる。つまり当初の計画人口ではとても水が足りませんので、やむを得ず能力をオーバーして水を送つたということが、ほぼ明らかのようでございます。

○庄司委員　ただいまの御質問並びに御答弁に関連いたしまして、当局のお考えを伺つておきたいと思います。われ〳〵の社会通念は、上水道に対する信頼と言いますか、水道を布設したあかつきにおいては、当該水道の受給者、住民の範囲内においては、伝染病を防止することができ得るという、長い間の当局の御指導と、さような信頼感を持つて参りましたことは御承知の通りであります。そこでただいまのお尋ね及びお答えに現われておるようでありますが、お答えにおいてもまだ足りません。なぜ足らぬかというと、水道の水を飲むことによつて、病原菌が個々の入体に病を発生させるというそのことは、最初の取口から送水、浄水、配水、給水、この五段階において一貫作業と言いましようか、一貫してその水質がより清浄なるところの水であらねばならぬことは申すまでもございません。ただいまのお答えの中には、この五つの段階の中の一、二の点をあげられておりますが、さように伝染病が大多数発生した等の場合においては、また平素においても、この給水に至るまでの五つの段階において、もろ〳〵の徴菌や塵埃や、いわんや病原菌等が混入されておるかどうかということも、周到なる検査が行われておらなければならないのであります。そういう点においては従来非常に欠けておる点がございました。これは決して当局だけが悪いのではなく、長い間の戦争等によつて、敗戦後送水も配水も給水も荒廃その極に達しておつたという、戦争のもたらした一つの悲哀でもあると私は考えておるのであります。そこでただいま問題になつておる問題を私アマチュアの診断から言いますならば、最後の段階におけるところの給水のパイプ等において、何らか病原菌を培養するような内容がなかつたであろうか。そこで厚生省の水道課におかれても、あるいは建設省の水道課等におかれても、その他都道府県の水道の指導監督の衝に当られる方々にも、ぜひ一度ごらんをいただきたいのは、最も明瞭にわかるのは、一定量の給水を受けておるそのメーターでございます。一体このメーターの検査が一箇年間に何回行われておるか。東京都内においては大体一箇年によくて一回。それは都内の給水区域が広い関係でもございましよう。あるいは検査する人員において、構成メンバーにおいて少いという点もございましようが、もとは三年に一回ぐらいでございました。最近は一箇年に一回ぐらいメーターの検査をぜひ水道課長等においては、一度お立会いの上で見ていただきたい。メーターには最近わが国において発明されておるところのメーターもございましようが、従来イギリスあるいはフランスより輸入するところのイギリス・メーター、フランス・メーターである。表の道路の導水管をとめて、それから給水のパイプをとめて、そのメーターをはずして、それで油をもつて洗いますね。たいへんこまかいことを申し上げるようだが、その際において、そのメーターの中に何があるかというと、これはひとつ写真にでもとつて拡大してごらんになるならば、驚くべき光景であります。そこにはみみずがあり、ひるがあり、もろ〳〵の徴菌がうずまいておる。そのわけであります。何年に一回しかそのメーターを検査しない。検査して、再び油をもつてきれいにそれを浄化して、また元通りやるのです。もとより取口の取水において、あるいは沈澱関係において水が浄化される。あるいは御説明のように塩素殺菌においてそれはある程度まで浄化されます。けれども直接給水を受ける各家庭のその給水口あるいはメーター、そこが衛生的、医学的に見て実にさんたんたる光景である。そこで私のお伺いし、また御献策申し上げたいことは、各家庭の給水口においてあるいはメーターにおいて、その掃除を、でき得るならば一箇年に一回、でき得るならば月に一回、また必ずしも専門的な手腕力量もいりませんので、おい〳〵は各家庭のおかみさんでもメーターのある部分をある程度までは自発的に掃除しあうというような、そういう訓練を与えたいものである、こういうことを考えておりますが、特に水の直接家庭に給水をするその給水口、あるいはメーターの掃除等について、厚生省は各都道府県自治体の水道指導監督の関係者にどういう御指導をなされておるか、この点をお伺いしたいのであります。

○楠本政府委員　水道の維持管理につきましては、私ども維持管理指針というものをつくりまして、これによりまして全国的に市町村、都道府県等の水道の係官の講習あるいは再訓練等をいたしまして、徹底をはかつておる次第でございます。しかしながらただいま御指摘のような、メーターから参りますところの水の汚染、メーターの管理の不備から参ります弊害というようなことにつきましては、今後十分に研究をいたしまして、ただいま御指摘のような点のないように十分な留意を払いたい、かように考えております。

○庄司委員　どうかさような御方針で御励行を願います。

それから水道工事の工事者、事業者は、都道府県あるいは市町村の自治団体の理事者であることは言うまでもございませんが、その理事者が当該市町村内の水道工事を請負わしめる場合におけるその方法でありますが、ただいま建設省の大臣の免許証を持つておる土木建築の請負者は、一般競争入札においてだれで

も入札ができるのであります。その結果、従来水道工事に伺ら経験のございませんところの、いわゆる土工のはい上り的な者が、入札の場合において入札金をたたいてとる。ところが大事な水道工事の経験がありませんがために、その結果においては水道工事そのものは、非常なインチキなものがここに現われて来る。なるほど水道検査という検査はありますけれども、その検査もどうやらごまかされてパスする場合がままあるのであります。かようなことはその水道工事の耐久力の上からいいまして、生命力の上からいいまして、また内容においては、もろ〳〵の汚水あるいは汚物、異物が混入するおそれがあるような、そういう行為をやるのであります。特にパイプとパイプを継ぎ合せるジョイントにおいてごまかす。そういう観点から、請負者の資格はありましても、水道工事にある一定の年限あるいは工事回数等の資格のない者は、これは当然オミットすべきであります。ただいまたいへん民主主義になりまして、だれでも資格のある者は競争入札ができるという民主主義的の入札方法が、結果においては災いをなしておる。そこで相当資格のある者を選定して、りっぱな有資格の請負者をして工事を請負わしむるというような指導方針が適当であると考えておりますが、御当局はどうお考えでございましょうか。これはもつぱら建設省の水道課長の方にお伺いしたい。

○岩井説明員　お答えいたします。ただいま委員のおっしゃったことは一般の工事だと思いますが、一般の上水の工事におきましては、一応仕様書なりまた設計書なりを出して、その通りにやっていただけば形は正しくできるのであります。ことにこの法律におきましては責任技術者が監督をなすわけでありますから、従来よりはずっと正確な工事ができると思います。しかしただいまおっしゃいましたように実際やっている工事者がしろうとであるために、不測の事故が起きるということはあり得ると思います。これはもちろん各事業者に工事者の選定をまかされておるのでありますが、しかし実際においてはできるだけ経験のある優秀なる工事者を選定して指名をいたしまして工事をさす、こういうような方法を最近とられつつあります。ただいま申されましたように全然しろうとがやっているのが今まで多少あったかもわかりませんが、今後は先ほど申しましたように責任技術者が監督いたしますから、そういう事例はだん〳〵少くなるじゃないかと思います。

○庄司委員　けつこうです。その御方針で御指導を御励行を願いたい。同時に厚生省なりあるいはもつぱら工事関係方面を指導監督くださるところの建設省におかれましては、農村山村の小さな簡易水道等の御視察までは願われないありましょうが、少くとも相当大きな市町村の工事等は何らかの方法で絶えず巡回をされ、その工事を指導する。本法によつて責任の技師が設置されますからたいへんけつこうのようでありますが、本法が施行されましてもここ数年間は過渡期でありますから、厚生省、特に建設省のあなたの課のエキスパートの諸君が各地方に出張されて、この御指導を賜わることがけつこうであると考えておるのであります。あるいは本省から行けないならば、各地建から専門家を派遣する、そうして耐久力のある、事故のない、結果においては病原菌等が混入する余地を与えない、より完全なところの水道の工事が施行されるように願わしいのであります。きのうも申し上げた通り本法施行後ただちに適当な時期に、各府県あるいはブロック等において、地建の局長さんの御主催でもけつこうである、あるいは厚生省の各ブロックに派遣されておる出店の方とも協力されて、一大講習会を開催されて、本法の趣旨をよく理解し納得すると同時に、この後の運営のあり方についてひとつ画期的な体得をされるということが大切であると考えますので、この点は重ねて申し上げたいと思います。

何か厚生大臣が御都合ですぐ来られないようでありますから、その方は保留いたします。こまかい方はこれをもつて一応終ります。

○青柳委員長代理　厚生大臣はもうしばらくたつとお見えになると思います。次に岡良一君。

○岡委員　水道法と関連をしてこの機会にお伺いしておきたいことは、最近のビキニの方の実験の放射能による水の汚染の問題であります。

第一にお伺いいたしたいことは、一体われ〳〵が飲料の用に供する水は、放射能がガイガー計数管等によつてどの程度まで証明されたときに人体に危険であるかということについての、何かはつきりした基準を、すでに厚生省としては立てておられるのかどうか、また立てておられるとすれば、そういうような危険に対する防止のための測定の組織というふうなものを持つておられるかどうか、こういう点をまずお伺いいたします。

○楠本政府委員　お答えを申し上げます。第一点の水の中の放射能のいわゆる認限度という問題でございますが、これはきわめてむずかしい問題でございます。しかしながら私どもは、現在のところアメリカの原子力委員会において各実験等の結果を総合して作成いたしました一応の基準度がございます。これはキュリーという単位で、一CCごとに一〇のマイナス七乗までは人体に支障がないと言われております。そこでこの数字を最も行政的に簡単な措置としてカウントに計算をし直すということでございますが、これらはカウンターの能率も影響をいたしますし、また中に溶けて入つております放射能物質の性質によつても違つて参りますので、正確にこれをカウント数でキャッチすることはできませんが、私どもはこれらの幅を見越しまして、一応バックグラウンドを除いて二十から五十程度までがこのキュリー単位に相当するものと考えております。従つて私どもは行政的には一応バックグラウンドを除いて五十程度まで、かように考えて指導をいたしておる次第でございます。

次にこれらの水の汚染をキャッチいたします組織でございますが、現在私どもは各地の水道当局に対しまして、念のため一応降雨時においては貯水池あるいは給水口の水の放射能を検査するように指導をいたしております。それから一方この基礎となります雨につきましては、各大学あるいは気象台等にお願いをいたしまして、これらの雨の検査を実施をいたしておる次第でございます。しかし私どもは、今後当分の間もう少しく組織的に何らかの措置を講じまして、これらの実情を正確に総合的に把握できる仕組みにいたしたい所存でございます。

○岡委員　これからだん〳〵と降雨期にさしかかつて来るのですが、最近も雨が降る都度新聞に大きなニュースとして報道されていることは、あるいは鹿児島、あるいは京都に相当なカウントの放射能を含んだ雨が降つておる。そういう場合に厚生省の方は、京都なら京都の水を供給しておる貯水池なり給水口なり浄水池なりについて、ただちにガイガー計数管をもつてカウントを測定するという措置は講ぜられましたか。

○楠本政府委員　先般の十六日の雨以降かなり濃厚な放射能が証明せられましたので、ただちに御指摘のような手配をいたしまして、京都、大阪、東京その他の地方におきまして水道水を綿密に調査をいたしました。幸いに貯水池にも給水口にも全然放射性物質の反応を証明し得なかつたのであります。ただ私どもが最も心配をいたしましたのは大島その他の雨水をそのまま集めて飲んでいる地方でございますが、これらにつきましてはただちに大島から水を取寄せまして十分検査をいたしました。

○岡委員　先ほど御自身でおつしやつたように、何しろにわかなことでもあるので、測定する装置そのものがきわめて十分ではないものが多いのではないかと思われます。測定の技術についてもまだ〳〵ふなれな人も多いのじやないか。そういういわば装置そのものもなか〳〵十分でもなく、しかもそれを扱う手ぎわにおいてもふなれであ

る、もしこういうようなことであるとすれば、せっかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないうらみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ〳〵改革をしなければならないと思うのですが、そういう点についてあなた方の方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○**楠本政府委員**　今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち〳〵であることであります。あるいは調査の方法が統一を欠いておるという点であります。従いまして私の方といたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けまして、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち〳〵な点があるのでございます。従ってこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようにいたしたいと存じます。そうしてしかる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○**岡委員**　ぜひともこれはこの次の委員会までにでも、御計画だけでもけっこうですから、今おっしゃった測定の系統立った組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにすれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもけっこうですからお示し願いたい。それに伴う予算はどれだけいるのかというようなことともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願いたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思われるのでありますが、水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうでないということもいわれる。一体あなた方の方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになったのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するということになって来ると、実際上大きな問題であると思いますが、そういう点からどのような結論を考えておられるか、伺いたい。

○**楠本政府委員**　放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持っているものとがあるらしいのでございますが、この場合溶解しておるものは濾過効力はございません。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにあがりますが、溶解性のものはあまり効果があがらないということがいえると存じます。

次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといずれが毒力が強いかという点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらぬようであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありませんので、多くの放射性物質がいずれも浮遊の状態でおります。従いまして私どもは、指導といたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天水をとった場合、とったらあしたの朝までにほとんどくようなことをせずに、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭素等による濾過によりまして、おおむね全量で五〇%程度を減少せしめられるもののようであります。

○**岡委員**　最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見ておるのですが、あの中には、特に燐とか硫黄とかカルシウムというふうなものは二次性の放射能を帯びて来ておるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退をするというのは、物理的な性質を持った塵埃、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によって減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いただいて、はっきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思います。

私はずっと前の委員会のときに、二次性の放射能についてはお話をお伺いしたわけですが、ビキニなりエニウエトックの環礁で水爆の実験があった場合、この実験による爆発の瞬間に発生する中性子が、海水中における燐や食塩、ナトリウム等のイオンに対して二次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入って来るはずである、それによって、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に来ると思われるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほこりとして散った限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことであります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そうなれば、海中に含まれておるところのナトリウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の燐であろうが、硫黄であろうが、カルシウムであろうが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常にはげしい力で北上して来るから、日本の近海魚というものは当然放射能によって汚染されて来る。そうなると日本の食糧問題としても重要なる影響が来るわけであります。その後近海魚の放射能についてもいろ〳〵お調べを願っておるようでありますが、最近そういう事態が起っていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によって発見されておるということは、この問題と切っても切れない関係があると思うので、そういう事実があるかどうかという点を伺いたいと思います。

○**楠本政府委員**　二次性の放射能が現われております事実のようでございます。しかしながらそれによって日本の近海の海水が汚染されたということはいまだ認められません、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいって、日本近海においては、海水汚染というものはあまり神経質にならないでよいのではなかろうかと考えております。しかしながらだいまも御指摘のように、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚にまれた放射能を発見いたしますしかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思い出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考えまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考えられます。そこでまぐろの習性、特に遊泳する距離等から考えまして、これらは南方において汚染されたものがたま〳〵遊泳して来たもの、かように考えております。遊泳して来たもの、雨水が汚染される、海水の汚染によるものとは考えないということが水産専門家の意見でもあるわけであります。

○**岡委員**　今大臣がお見えになったので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておった点で、要するに水爆の実験等に伴って海水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族についての治療、生活の補償のみならず、国民の栄養とか、そういう観点からも政府としては十分の努力を願いたい——ところが、当時大臣の御答弁では十分考慮するというお話でありましたが、新聞紙等を見ますとわずかに百

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。ということでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんぴんとして雨水の汚染等が伝えられておるということになりますと、せっかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私ども委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかということについての、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会で十分に審議をいたしたいと思いますが、大臣としても前会せっかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思います。

○草葉国務大臣　お話のように、ビキニ環礁におきまする水爆の実験以来、いろ〳〵な関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありますので、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後ずつとこれを継続してしばらくの間——あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることとは存じますが、しかしいろ〳〵不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思いまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思いますが、今後もずつと継続してしばらくの間これをやつて、そうしてそれに対しまする、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処置、そういう点についての国民の不安を一掃いたしたい。そういう意味におきまする施策に対する経費等についても現在とりまとめまして、それ〳〵関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをいたしたいと思います。

○青柳委員長代理　次に庄司一郎君。

○庄司委員　厚生大臣にお伺い申し上げたいことが二、三点ございますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思います。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこでお伺い申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやのうわさを昨夜安藤国務大臣の部屋でお伺いいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつばらまぐろ漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のような会合であつたのでございますが、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられました場合、今まで障害を身体に受けておる原爆症患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出ておるかどうかということを、最初にお伺いしたいのであります。

○草葉国務大臣　お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けまして現在治療を受けております人たち並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましてその費用を計算して、安藤国務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまとめをいたしております。そこで検討してそれ〳〵アメリカの方へも話をいたして参つたのでありますが、アメリカでもこれはこまかく随時にやるということでなしに、一括して一緒にやる方がいいじやないかという意見のようでありましたから、これらの点を考えて、なるべく一本にまとめて要求をし、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考え方で打合せ会を進め、その結果関係閣僚集まつて十分これらを検討しようじやないかということを相談いたしております。ただ本日午後かということは、まだ私の方には連絡がございませんが、急いでこれをやりたいということは申して来ておる次第でございます。そういうことになつております。

○庄司委員　アメリカ国自身も相当良心に反しておることであると思いますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活援護の面は厚生省はどういう対策をとられておるか、お伺いをしたいのであります。

○草葉国務大臣　これは実は船員保険法によりますが入者が、全員二十三名加入者でございますから、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちでございます。従つて請求がありまた船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございます。だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしており、それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたしておる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の場合においてこれが適当でないというようなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりまするが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございますので、これらを総合しながら実際の生活費等を考えて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるような現状でございます。

○庄司委員　本問題はその程度にして、直接水道法案に関係のあり、関連のある問題を二つほどお伺いしておきたいと思います。

きのう楠本政府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございますが、本法はむろん見通しかたいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかもわかりませんが、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜わり得るものであると私は考えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるようですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を体得しておる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得させると同時に、技術の再講習をしてほしいというような点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起債のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起債のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、こういう御希望のようでございまするが、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために——ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数百箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございますが、こういう場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思うのであります。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起債のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり

ましたか、その十箇年計画は五箇年計画に圧縮し短縮して、理想の一端をすみやかに実現することのあとうような措置に邁進を願いたいというような意味であります。

もう一つは、私が毎度申し上げておる私の信念でございますが、厚生省が薬務官を各ブロックに派遣しておる。仙台にも京都にも……。しかるにその注射薬の検査が不徹底であつたために、京都には二十六名の学童のあの不幸なる死亡の事件もありました、宮城県においては岩ヶ崎という町において、現に二十何名の不具廃疾の状態にあるかわいそうな子供があるのであります。それは注射薬を薬務官が、専門官が検査しても、そこにエラーがあつたのであります。あの注射の場合において他の黴菌等が混入したかどうか、そこまでは私はわかりませんが、そこでこの水道の場合、ぜひ耐久力のある破損の少い、水道の生命力をより長く保持させるためには、水道の鉄管なり鋳鉄管なり、あるいは石綿セメントのパイプなり、すべての検査励行を実施したい、このことは今まで二度も私は申し上げて参つたのであります。なるほど形の上においては日本工業規格によるJISの方式によつて、水道協会が検査はされておる。けれどもその検査は不徹底であります。どこが不徹底であるかといいまするならば、ある有力なる大会社のごときは検査を拒絶して受けません。その会社の名前は大臣も御承知でありましょう。はつきりきようは申し上げる。秩父セメント会社、これは業界における大物である。しかも株式界からこれを見れば、一切の市場の株式を買い占めて、同族会社的な存在にただいまなつておることでございましよう。その会社のごときは、自分の工場のメイクした生産品は決して検査を受けない。おれの会社の製品はおれの会社の鑑査部がこれを検査するからいいのだ、水道協会はまことに当惑をしております。水道協会にはもとより強制力はない、ただ日本工業規格によつて、業者の申合せによつて検査をされておるだけでありまするから、強制力は持つておりません。私はこのことはまことに悲しむべきことである。むべなるかな、検査を受けない無検査のパイプが——これは鉄管のような、鋳鉄管のような直径のインチの大きな管ではありません。導水管ではありません。これは給水方面のこまかいパイプであるが、無検査のものが横行闊歩して、水道知識に乏しいところの市町村等においてこれを買うのである。そこに事故がひんぴんとして発生しておる。長野県だけで四、五箇村がその被害をこうむつておるのであります。工事施工後間もなくそれが破損する。これはパイプそのものの善悪もとよりのことであるが、工事の施行において、水道工事に経験のない、心ない者の乱暴なやり方もあるいは手伝いをしておるかもわかりません。それはその面の建設省よりとくと御監督を願わなければならないが、パイプの検査の励行を何とか合法的にまた業者の納得を得てできないものでございましようか。甲乙丙丁の会社はまじめに出して検査を受けておる、戊己庚の会社はがんとして拒んで検査を受けない。それでは日本工業規格、JISのせつかくの計画というものも無残な状態に陥つておる。ひいては各町村に相当なる被害、損害を与えておるのであります。ただ単に売らんかな主義をもつてやつておるそういうふまじめな業者がある場合においては、厚生省なり建設省なりにおいて、特にそういう業者を呼びつけて、断固として、大多数の国民福祉の増進のためには、これは適当な処置を講ずべきものだと思うが、大臣はどういう御所感でございましようか。願わくは検査を励所して、でき得る限り完全なりつぱなパイプを市町村に供給することができるように、しこうして日本工業の健全なる発達のために、私はこのことを申し上げるのであります。決して一、二の会社のために弁ずるのではない。国民全体の福利福祉のために、町村水道将来の健全化のために、また本法の前置きの中にありますように、水道の健全なる発達と保護助長のために、私は検査制度の励行を何とか実施したい。本法の実施と同時に、もつと強化されたところの施行細則あるいは政令でもお出しくださいまして、御善処くださる御意思があるかないか、私はこれに対する御答弁をいただいて、大臣に対する質問を終ります。

○草葉国務大臣　水道行政は、全般の環境衛生その他国民保健の上から申しまして、まことに重大であり、御説のように今後大いに力を注ぐべき問題だと存じまして、これがすみやかな普及発展を期したいと存じております。ただいろ〳〵予算等の関係がありまするが、この点につきましてもつとめて努力をいたしたいと存じております。本年度におきましては、上水道で現在希望は約三百億程度になつておりまするが、起債は百億といたしておりますので、約三分の一程度であるような次第でございますが、簡易水道等と合せて、簡易水道では十年計画で着々進んでおり、ことに国会等の御努力をいただいて、この計画のすみやかな完成を期して参りたいと存じております。従つてこれらの完成と合せまして、その用具あるいは器具、あるいはこれが水道としての十分なる機能を発揮いたしまするためには、いろ〳〵な点からさらに改善くふうを加えるべき点が多々あると存じます。先般もただいまの御指摘の引例等を庄司委員から承りまして、さつそく環境衛生部におきましてこれが対策並びに調査等をいたして参つておる次第でございます。これらの点につきましては今後一層努力をいたしまして、今後あるいは汚物が入つたりあるいは不十分なる器具のために不安なる状態に陥るということのないことを期して参りたいと存じております。なお具体的の御指示の点につきましては環境衛生部長からひとつお答えを申し上げたいと存じます。

○楠本政府委員　最後に御指摘の石綿セメント・パイプの製品の不良から来ると思われるいろ〳〵な水道事業の事故でございまするが、当方におきまして全国的にいろ〳〵調査をいたしましたその結果、石綿セメント・パイプにおきまする水道の事故を原因別に分類いたしてみまするると、施工不完全によりまするものが三七%、最も多数を占めております。次にパイプ自身の不完全と申しましようか、パイプ自身に原因のありましたものが約三三%、第二位を占めております。その他外圧によるものあるいは維持管理の不完全によるもの等がございます。従いましてこの場合、今後石綿セメント・パイプが簡易水道の普及等と相まちまして一層利用されて参ります気運にありますので、昨日もお答え申し上げましたように、今後は施行工事を十分に監督をし、また良心的な工事をしてもらうように十分な指導をいたしたい所存でございます。一方パイプにつきましては従来水道協会において必ず検査をいたすことになつておりますが、ただそれが国家検定といつたような強制的な意味を持つておりませんために、検査漏れもあるやに考えられますので、今後は各メーカーに必ず検査を受けるように指導をいたしますとともに、地方に対しましては必ず検査済みの品物を使うように指導をいたしたい所存でございます。

○青柳委員長代理　水道法案に関する爾余の質疑はこれを延期し、本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より理事会、十時半より本委員会を開きます。

午後零時二十三分散会

昭和二十九年五月二十九日印刷　昭和二十九年五月三十一日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 衆議院 外務委員会議録第五十五号

昭和二十九年五月二十六日（水曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長 上塚 司君
理事 富田 健治君 理事 福田 篤泰君
理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君
佐々木盛雄君 増田甲子七君
岡田 勢一君 喜多壯一郎君
須磨彌吉郎君 上林與市郎君
福田 昌子君 加藤 勘十君

出席政府委員
外務政務次官 小瀧 彬君

委員外の出席者
総理府事務官（調達庁不動産部管理課長） 藤波 良雄君
総理府事務官（調達庁不動産部渉外課長） 土屋喜三郎君
外務事務官 浅田 泰三君
外務事務官（国際協力局第一課長） 星 文七君
外務事務官（国際協力局第三課長） 安川 壯君
厚生事務官（引揚援護局引揚課長） 木村 又雄君
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

五月二十五日
米国政府に対する水爆の実験中止要請に関する請願（花村四郎君紹介）（第四九九二号）
原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四九三号）
岸根町に米軍兵舎建設反対に関する請願（飛鳥田一雄君紹介）（第五〇六九号）
の審査を本委員会に付託された。

同日
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（高知市高知県神社庁長竹崎五郎外二名）（第三一〇〇号）
M・S・A援助受入反対に関する陳情書（徳島市全日自労徳島県支部林隆義）（第三一一六号）
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（宇治山田市吹上町三重県かつを・まぐろ漁業協同組合長理事清滝千代夫外六十八名）（第三一一八号）
同（高知県議会議長岡村三省）（第三一一九号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（田辺市議会議長野見千吉）（第三一四二号）
原爆実験反対等に関する陳情書（石川県議会議長宮永盛雄）（第三一六七号）
同（姫路市議会議長米田専一）（第三一六八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（岩国市海土路岩国地区労働組合協議会事務局河上佳生外二名）（第三一六九号）
原爆実験反対等に関する陳情書（徳島市昭和町二丁目徳島県婦人団体連絡協議会万野ハツエ）（第三一七八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（福島県石城郡勿来町大字酒井日本鉱山労働組合勿来川部地区連合会会長小林峯一）（第三一九五号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
閉会中審査申出の件
委員派遣に関する件
請願
一 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（田中伊三次君紹介）（第六三号）
二 同（吉武恵市君外四名紹介）（第六四号）
三 同（降旗徳弥君紹介）（第九八八号）
四 同（小川平二君紹介）（第九八九号）
五 同（松平忠久君紹介）（第九九〇号）
六 同（中沢茂一君紹介）（第一二五号）
七 同（井出一太郎君紹介）（第一三九〇号）
八 同（水谷長三郎君紹介）（第一四四三号）
九 同（原茂君紹介）（第一六〇六号）
一〇 同（増田甲子七君紹介）（第三〇一五号）
一一 同（有田八郎君紹介）（第三一五七号）
一二 同（山下春江君紹介）（第三五六二号）
一三 同（吉川久衛君紹介）（第三六六二号）
一四 同（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
一五 同（井手以誠君紹介）（第四〇〇七号）
一六 同（江藤夏雄君紹介）（第四一二三号）
一七 同（庄司一郎君紹介）（第四二一三号）
一八 板付駐留軍空軍基地撤去に関する請願（福田昌子君紹介）（第四二八九号）
一九 古賀新宮地区に駐留軍演習地設置反対に関する請願（田中稔男君外一名紹介）（第六七号）
二〇 旧軍施設返還に関する請願（高津正道君紹介）（第七〇号）
二一 同（宮原幸三郎君外三名紹介）（第七一号）
二二 離島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五一七号）
二三 坊ヶ峰山頂に米軍施設設置反対に関する請願（中村幸八君紹介）（第五五九号）
二四 大津村駐留軍演習場設置反対に関する請願（森三樹二君外二名紹介）（第六六三号）
二五 同（森三樹二君紹介）（第六八四号）
二六 用賀旧陸軍衛生材料廠の接収解除に関する請願（三輪壽壯君紹介）（第七五〇号）
二七 豊海駐留軍高射砲射撃演習場撤去に関する請願（森清君紹介）（第一二五五号）
二八 日本原に駐留軍演習地設置反対に関する請願（小枝一雄君紹介）（第二五六三号）
二九 高須海岸に米軍演習地設置反対に関する請願（永田良吉君紹介）（第三七七〇号）
三〇 代々木山谷町駐留軍独身宿舎建設反対に関する請願（帆足計君紹介）（第四二八九号）
三一 世田谷区の米軍使用施設に関する請願（鈴木茂三郎君紹介）（第四二九〇号）
三二 日中貿易協定並びに仮契約実行に関する請願（田中稔男君紹介）（第六七〇号）
三三 日中貿易促進に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第一一〇二号）
三四 日中、日ソ貿易促進に関する請願（舘積七郎君紹介）（第四三二九号）
三五 同外二件（風見章君紹介）（第四三六九号）
三六 日中貿易促進に関する請願外三件（風見章君紹介）（第四三七〇号）
三七 韓国抑留漁船対策確立に関する請願（吉武恵市君紹介）（第六一号）
三八 同（吉武恵市君紹介）（第二二号）
三九 同（吉武恵市君紹介）（第三〇一号）

○小瀬政府委員　今まで漁をやっておった人が他に就職することは、事実問題として非常に困難な問題でありますから、今申しましたような融資をしまして、新船をつくるというような点で水産庁の方では指導いたしておるはずであります。但し、こういうように特定の漁場が事実上利用できないというようなことになりますと、新しい漁場を探さなければなりません。そこで北洋漁業をいかにして保護して行くか、また南方の方でも過般の危険区域などでいろ〳〵問題が起りましたので、この新漁場の開拓、またそれに対する政府の融資なりあるいは保護措置というものをどうするかということについては、水産庁で真剣にこれを取上げて研究いたしておる次第でありまして、就職あっせんというような特定の措置でなしに、水産業全体をどういうようにして生かし、維持し、かつ発展させるかという施策を実行することによって、これらの人々の困難を救って行くという方向で進んでおることと私は了解いたしております。

○並木委員　韓国の問題も困ったことですけれども、ごく最近は国民政府でこういう問題が起って来ております。蔣介石ラインというのですか、李承晩ラインの向うを張って、蔣介石ラインというのが出て来て、国民政府から外務省にも公報があったはずであります。あの蔣ラインというものはどういう原因でできて来たのか、これに対して外務省としてはどういうふうに処置して行くつもりなのか、李承晩ラインと同じようにやはり抗議を申し込んで、そういうものの設置をしないように申し入れるつもりであるかどうか、その辺のところをひとつ伺いたい。

○小瀬政府委員　この問題につきましては吉沢大使も非常に努力されているのでありまして、先方からは警備区域といって、作戦行動をするのであるから、危険だから入らないようにしてもらいたいという趣旨のことは言って来ておるのであります。が、しかし日本としては、これが日本の漁船を排除するというような、いわゆる公海自由の原則に反するような措置であってはならないという点に先方の注意を喚起して、そういう趣旨であれば、あくまで日本としては承認することができないというので、抗議と申しますか、日本の主張は十分いたしております。ただ現実の問題として非常に近く、十海里以内ぐらいに参りますとつかまることがありますので、現実の措置といたしましては、水産庁の方ではなるべくそうした問題を起さないように、この方面に出て行く船には注意を与えておるというのが現状であります。

○並木委員　作戦上の必要から警備区域というのですけれども、どういう作戦なのですか。朝鮮の周囲なら、これは朝鮮動乱をめぐっての北鮮、南鮮の対立があって、わかりますけれども、国府としては何らそういう措置に出ておらないのですが、具体的に警備区域としなければならぬような事情が出て来ておるのですか。

○小瀬政府委員　御承知のように作戦行動、大陸反攻作戦というようなものが行われておらないけれども、あそこには海軍もございますし、密輸を取締る必要があるとか、あるいは演習の際のじゃまになるとか、あるいは密輸でなしに、大陸との間における密出国、密入国というようなものも取締らなければならない必要があるようでありまして、そうした意味において、この台湾の中華民国政府は、このような区域を設けておるものと私ども了解いたしておるのであります。

○福田(篤)委員　この問題はやはり国民としても非常に大きな問題ですが、今の蔣介石ライン、それから前からの李承晩ライン、さらに大陸だなのアラフラ海問題、これは政務次官もよく御存じのはずでありますが、かつての満州事変当時からの中国、昔の中華民国の宣伝、国際輿論に対する働きかけというものが実にうまかったことは御承知の通りであります。日本はこれによってどのくらい損したかわからぬ。ところが日本は、御承知の通り敗戦以来国力が非常に低下して、今李承晩政権にすらなめられておる形でありますが、こういう場合にわれ〳〵の武器は、やはり国際的輿論というものに常に訴えて、日本の権益を守る以外にないと思います。従って先ほど御発表になった李承晩政権によって捕えられている船がこれだけある、しかも不法にも何らこれに対する誠意を示さないという問題についても、私は各国の公館に当然資料を提供して輿論を喚起する、あるいは国連にも機会がありますれば――いくらでも発表の機会があるのですが、これに対して外務省は国際輿論の喚起に対してどういう処置をおとりになっているか、これについて御報告をいただきたい。

○小瀬政府委員　御説の通りでありまして、国際輿論に訴えることは非常に必要で、われ〳〵といたしましてもすでに在外各公館へ一朝鮮事変と日本漁業」という冊子は配っておりますし、また毎週外務省の方では各公館へいろいろな重要事項を通報いたしております。非常に秘密のものも、また一般的なものも随時通報してありますし、ことに重要なる関係のある主要国に対しましてはこの種の問題が発生いたしますと電報を打ちまして、電報によっていろ〳〵情報を提供し、そうして在外公館がこれを適当に利用するような措置を講じておるのであります。ただお話のように日本人は宣伝下手と申しますか、費用の制限とかいろ〳〵の関係もありまして、あるいは不十分の点があると思いますけれども、今の情報文化局の方が主管局となりまして、そうした措置を絶えず怠らないようにする気持で進んでいる次第であります。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四三号より日程四六号までの、原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する各請願を一括議題といたします。専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願、第四五五号、請願者仙台市小田原宮町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会会長丹野実、紹介議員只野直三郎君。

本請願の要旨は、太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに将来も行われることになれば、漁獲物の価格は低下し、魚族資源の衰滅を招き、水産国たるわが国漁業の上に重大なる事態が生ずること明らかである。ついては、この問題が日本政府のみではいかんともなし得ない国際問題であるが、今後この種の問題が起らぬよう、関係当局が原爆及び水爆の実験中止のため、また被爆漁民に対する補償のための適当なる措置を講ぜられたいというのであります。

以下同趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の意見はございませんか。

○小瀬政府委員　ビキニにおける水爆実験による被害については、各省連絡会議の方で調査いたしまして、すでに中間的には米国側には補償を要求しておりますが、さらにこれまでの調査に漏れておる被害額についてもどん〳〵調査を進めておるのであります。しかし直接日本政府としてとりあえずこれを救済する措置についても考慮せられておりますので、政府としても直接被害また間接被害はどこまでこれを認めるかというような点について検討いたしておるのでありまして、直接被害及び水爆実験によるところの損害について、あるいは見舞金あるいは融資をあっせんするということについては十分考慮しております。ただ漁場が将来失われる、あの辺で非常に漁業活動が制限を受けるというようなことになりますことは、日本としては非常に遺憾でありますので、この実験についてできるだけ早くやめてもらいたいということを申し入れておったのでありますが、新聞でも御承知のように二十一日に危険区域は解除するということが発

表せられまして、今後はこれは永久的に全然やらないという趣旨でもないかもしれませんが、今後はとにかくあのマーシャル海域の三海里以外なら出て行けるということになつたわけであります。しかしでき得れば水爆実験があの方面で行われないように、またどうしても行われなければならない場合には、水産業に被害のないような方法を十分米国側でも考えてもらうように、政府としては今後とも対米折衝——これに対する申入れは怠らないようにして、そうして先般の三月一日のような事件の起ることのないような方策を講じたいと考えて、せつかくその措置をとつておる次第であります。

○並木委員　被害に対する補償の問題ですが、四六の原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願のごとく、原子力そのものの製造あるいは使用禁止をしてもらいたいというのは、日本国民としても大きな悲願の一つであろうと思います。現にこの請願の紹介議員は自由党の議員がなつておるような状態であります。これについては政府としてはどういうお考えをお持ちか。いつか岡崎外務大臣は原爆の実験については、やはり国連協力の線で協力するという意思を表明しておつたような事情もあります。また町にも署名運動たども行われて、原爆、水爆の使用禁止、製造禁止の声が高まつておるのですが、政府としてはどういう考えで臨んでおられますか。

○小瀧政府委員　原子力の国際管理についての両院の決議は、外務大臣の書簡を添えまして、四月九日に沢田大使を通じ、国連の方に提出をしたのであります。また当日付の国連の軍縮委員会のドキュメントとして、国連側においても四月十二日にこの委員会の代表に対して、かつまた国連の全加盟国に対して配付されるという措置がとられたのであります。この問題は現に英、米、仏、ソ、カナダの五箇国の軍縮委員会の小委員会で審議されておるようでありまして、先般はロンドンでもこの話合いが行われているのであります。しかしこれを現実的に解決して行きますためには、ソ連と米国との話合いが最も重要であろうと考えます。これも内容はわかりませんけれども、継続せられておるようでありますから、私どもといたしましては、せひこの話合いがついて、原子力の大量殺戮の武器の使用が禁止され、国際管理になるようにということを希望し、またそうした問題については十分協力して行きたいというように考えている次第でございます。

○並木委員　次官は、日本人としてはどうお考えになりますか。こういうふうに原子力や何かの横行しているまん中にあつて、やはり日本自身の自衛のために、これに対抗して強い原子力そのものを持つということも必要になつて来るのじやないか、それを使用するとかなんとかいうことでなくて、日本の発言力を強めるための裏づけとしても、やはり持つて行く必要があるのではないかと思うのです。そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○小瀧政府委員　原子力の平和的利用ということについては、すでに政府の方においても十分考慮いたしまして、そうした面に措置を講じて行きたいというので、その施策をいたしておることは御承知の通りでありますが、しかし原子力の軍事的な利用といつたようなものは、あくまで禁止せられるべきものであるという立場において、そうした機運が一日も早く、現実の問題として具体的に実施せられるようになる方向で協力いたしたいものと考えております。

○戸叶委員　私ちよつと席をはずしました間に、出たかどうか知りませんが、今回のビキニに関連して受けました災害の補償に対して、アメリカは大体どの程度補償することにきまつたのでしようか、おわかりになつたら伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　アメリカの方からは、まだ正式にどれだけ支払うということを書つて来ておりません。しかし一括して払いたいという趣旨の意向を表明いたしておりますので、日本ではこれまで一月ずつの医療費とか救済費というようなものを計上しておりましたが、大体の見通しをつけて全部をとりまとめて出した方が、向うの審議にも都合がいいようでありますので、先ほど申しましたように、これまで中間的には日本側からの要求を出しておりますけれども、さらに全般としてとりまとめたものにして出して、早く向うはランプ・サムで払いたいという腹のようでありますが、現実に支払いを受けるようにいたしたいと存じまして、現にこの問題では非日大使も努力しておられるし、随時こちらの調査のものは、中間的には在京大使館にも通報いたしまして、このとりはからいが促進されるように努力しておるのであります。

○福田(昌)委員　一括して償いをつけるというお話でございますが、その範囲でございます。直接被害を受けた部分に対しては当然でございましようが、たとえば被害漁夫の今後の生活保障というようなものも、全部アメリカ側の補償の負担として考えられていいかどうか、ことに慢性原子病ということになると、その程度いかんによりましては、まつたく廃人になります。そうしますと、その一家の生活の保障というようなものをどういうふうに考えておられるか、アメリカの補償の中に入るかどうか、その点も伺いたい。

○小瀧政府委員　先ほど申しましたように、アメリカの方は一括払いをしたい、しかしなるべく寛大と申しますか、けちけちしない、ゼネラスな、またプロンプトな支払いをしたい、だから資料を出してもらいたいというように言つて来ておるのでありますが、それではどの範囲のものをカバーするかということは、実は日本側でもいろいろ議論があるところであります。今御指摘のように、人が一生涯不具になるとか生活に困るとかいうことは、直接的な被害でありますから、これは金額にして相当計上することができると思うし、今の要求の方へは当然含まれるべきものであると考えます。ただ間接的被害について、いろ〳〵の小売商の損をどういうふうに見るか、あるいは市価の低落をどういうふうに計算するかという問題があり、この点でいろいろ各省の打合会で検討が行われておるのであります。ただ間接被害というものは、これまでの国際間の慣例からいいますと、ほとんど前例がないので、それをはたして要求すべきかどうかというようなことについては、いろ〳〵国際法学者などの研究を求めております。これは両国間の関係がどういう事情にあるかというようなことも、考慮に入れなければならない問題でしようし、また今までの先例などから見まして、これを一応研究して、そうした面でもさらに検討を要する点もありますので、ほつきりしたことは申されませんが、全然間接的被害を無視して、直接的被害だけを提示するというのではなくて、そうした資料が整いましたならば、間接的な被害についても、十分先方の注意を喚起するということはもちろんでありますが、最終的にこれをどうするかということは、現在まだはつきりいたしておりません。資料が全部集まつた上で確定するという方針で進んでおります。

○福田(昌)委員　ただいま御答弁いただきましたような内容につきましては、きつと御努力いただいておるということにおいて、抽象的な概略というものは私ども想像できるわけでありますが、アメリカ側が一括して支払うということを申して来ておるわけでありますから、できたらもう少し具体的の御報告を承りたいのであります。第一回にはどのくらいの要求をした、第二回にはどのくらいの要求をした、そうして漁夫等の直接被害に対しては大体どの程度の要求をするつもりであるか、日本の国内法ではどれによつて算定してどの程度の要求をするつもりであるか、あるいはまた間接の一般商人の受けました被害、それに引続いて起つて参つた間接の被害に対しては、どういうところを基礎にして考えておるか、そういうような詳しい点を承らせ

ていただきたいと思います。

それからもう一つは、アメリカ側から申して参りました交渉というものは、これは口の約束であるのか、あるいはまた公文書としてそういうような申入れがあつたのかどうか、承りたいと思います。

○小瀧政府委員　最後の点について申し上げますならば、これは向うで声明いたしておりますし、新聞にも発表いたしておりますし、また日本へもその趣旨は通達して参つておりますから、向うがこの補償を支払うということは正式に言つて来ておるわけであります。ただ一括払いとかいう点はその後の話合いでありまして、正式文書はその前に参つております。補償を支払うということは正式に言つて来ておるのであります。なおその詳細につきましては係から説明いたします。

○浅田説明員　金額については今申し上げられないわけでありますが、金般的にまだはつきりした報告がないし、アイテムといたしましては、治療費、船員の生活費などは当然直接損害として考えられるわけであります。それから船主のこうおつた種々の損害、主として船、漁獲物、漁具を初め放射能を受けて処分をいたしたものの一切の損失、それから船主の当分漁業の操業ができなくなることによつて生ずる損失、それから、当然あることですが、慰藉料的なもの、これも間接的な損害とも考えられないこともないのですが、おしろ直接損害的なものと考えて、そういうアイテムに含めておる。そのほか国及び地方がこの事件によつて生じたいろ〳〵な行政費とかあるいは魚価の値下りになつた損害、こういうようなものは、これは間接的なものと考えられるわけでございますが、これらについてはいろ〳〵法律的な点その他も検討しておるわけでございますが、現在のところさような段階でございます。補償を要求いたしましたのは、すでに一箇月余り前中間的な補償ということで、今までこれらのアイテムについて要求をいたしたわけですが、現在一括してまとめてということもあります。それでだん〳〵そのほか福竜丸以外の船の損害というものも判明してきておりますし、そういう資料を福竜丸以外についてもすでに情報は逐一出しておりますが、一括した損害額その他を算定した上での補償要求というものは、現在作業しているような状況でございます。近く要求することになると思いますが、現在のところそのような状況でございます。

○福田(昌)委員　そういう御答弁は政務次官からも伺つたわけでございましたが、もう少し詳しいことをお伺いしたいとお尋ねしたわけであります。何十何銭まで伺うつもりはありませんが、第五福竜丸の被害については大よそその程度の金額の要求をしたとか、第二回目はどうであつたとか、そしてまた総額一括して支払うということであるから大体どれくらいまでの間に調査を終つて総額の要求をするつもりであるか、あるいはまた第五福竜丸以外の船の状況はどういう状況であるということを、数字でもう少し具体的に承りたいと思つてお尋ねしたわけであります。その点具体的に、概略でけつこうなんです。

○浅田説明員　その点は新聞にも出ておるわけでございますが、私たちもはつきりした数字は申し上げられないと思うのですが……。

○福田(昌)委員　何十何銭までほいらないのですよ。大体どれくらいのものか、概略でけつこうです。

○浅田説明員　たとえば治療費につきましては、これは三月一箇月分かかつた費用につきましては、大体一人について一日の病院の治療代でございますが、四千円ばかりかかつておるのでございます。これが二十三人分となりますから相当な額でございます。それがさらに何箇月を要するか今後の問題になりますが、相当な額になると思います。そのほか船の代金、これらも相当な額になりますし、一括して現在のところ……。

○福田(昌)委員　船の額なんか、要求した額面が何もきつちり合わなきやどうということじやございませんから、大体どんな程度に要求していらつしやるのですかということを伺いたい。

○浅田説明員　全体を含めましてさしあたり一箇月分ということで治療費と生活費は数字を出しております。それから船の代金その他は、これはそのままの額でございますが、そういうものを計算して中間的なものとして考えておりましたのは、大体八千万円程度のものと記憶しておりますが、なお正確な数字はございません。

○福田(昌)委員　今まで要求なすつた分ですか。

○浅田説明員　ただこれからそのほかの福竜丸以外の船、これは相当な数に上つておりますが、これはまだ現在計算いたしておりませんので計算しておる途中でありまして、水産庁全体としてまだまとまつた数字というものは出ておらないのであります。

○福田(昌)委員　そういう要求をなさる船は何そうくらいありますか。

○浅田説明員　ちよつと今記憶しておりませんが、さしあたつては今その航路とかその他の資料が水産庁からはつきりした数字で出て来ておるのは十三隻でございます。そのほかにもまだございますから、全貌がまとまるまでには時日がかかると思います。そのほかまた実験も五月に行われましたから、そのあとで被害の出て来ることもありましようし、そういう意味で全体を申し上げられないようなわけでございます。

○福田(昌)委員　先ほど政務次官は、第五福竜丸のようなああいう被害が起るようなことがないように、未然に防ぐためにアメリカ側に申入れをしたというようなお話がございましたが、具体的にどんな条件で申入れをなすつたのでありますか。

○小瀧政府委員　その点はこの委員会でもうすでにお話申し上げたと思いますが、たとえばあの地域でどうしてもやらなければならない場合は、日本の漁期をはずすようにしてもらいたいとか、さらに南方へ出て行く航路に当るところは危険区域にならないようにしてもらうとか、いろ〳〵具体的な点を五、六項目掲げまして先方へ申し入れたことは、この委員会でもお話申し上げた通りでございます。今度はすでに中止せられまして危険区域解除になりましたけれども、今後のこともございますので、そうした点は再びこういうことが起らないように厳重に申入れをして、その措置をとらせるようにいたしたいというのが今後の考えでございます。

○福田(昌)委員　また申入れをなさるおつもりなのでございますね。

○小瀧政府委員　この問題は今御質問になりました補償の問題などもありますから、全部解決したわけではございませんから、今後こうした問題とともにアメリカ側と十分の話合いをいたしたいと考えております。

○富田委員　ちよつと私これに関連してなのですけれども、厚生省の方にでもお尋ねするのがいいのかもわかりませんが、小瀧政務次官もいろ〳〵政府部内でそういう御会合があつて御研究になつておるかと思いますので御尋ねするわけであります。最近放射能のことがほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について計量したら八万カウントあつたとか、いや何千カウントが東京の方にもあつたとか、従つてその雨に打たれた野菜は人体に危険だというようなことがしきりに出るのであります。日常生活に対する不安といいますか、間接被害といいますか、私は非常に大きいと思うのですが、これはその直接被害がほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について

が、この程度の放射能であれば人体には被害がないとか、あるいは日常の野菜、たとえば雨に打たれたものでもこの程度なら大丈夫だ、そういうことは直接日常に必要なことじゃないかと思うのであります。そういうことできのうもちよっと決議もございましたが、私与党でありますけれども、ありきたりの答弁で、十分調査しておるか研究しておるとか、そんなことはもういくら聞いてもぼくら聞きあきておるので、ほんとうにみな困り、不安を感じておるようなことをびたっとやることが、私は政治ではないかと思うのでありますが、そういう意味で何か政府の間でもいろ〳〵お話がありますかどうか、また今後ぜひこれははっきりやっていただきたい。議会の答弁たんかどうでもいいと言ってはまことに申訳ないのですが、国会が済めばそれきり終ってしまうことでありますが、日常生活はそうではないのでありますから、そういう意味で何かひとつ政務次官の会合でも政府の会合でもありましたときに、そういうことを強調していただけるかどうか、こう思いますので、ちょっとお伺いしたわけであります。

○小瀧政府委員　現在厚生省には原爆症調査研究会というものがございまして、それで調査いたしておりますが、これは御指摘のように非常に重要な問題でありますので、さらに研究費なども計上いたしまして、早急に研究を進めなければならないというので、政府側でもただ答弁としてではなしに、実際措置を講じようとしておるのであります。安藤国務大臣が中心になってやっておられますビキニ問題に関連しての各省の打合会できめました方にもこの研究費を新しく計上しております。ことに俊鶻丸なんか出しましたのもそういう趣旨でありまして、ぜひこの点は一日も早く研究を進めて、世間に不必要な不安を与えないようにいたしたいものと考えております。これは対内的にも非常に問題でありますし、対外的にも非常に大げさな言葉が国内で発表されたために、かえって今の補償の問題にも支障を来したというような現実の問題もありますので、実はこの打合会でもなるべくまとめて、できれば学者間でも話合いをして、お互いが論争すると、世間では実際がどこにあるかわからないために不必要な不安を与えられるので、そうした点もこの研究打合会で論ぜられておるところでございますから、そうした面より根本的な研究をすることが第一。もう一つは発表についてもお互いに良識を持って、不当な不安を与えないような方策をとろうという方針で進んでおる次第でございます。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四七、漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件、第六〇号請願者北海道根室町漁業協同組合長川端元治外九名紹介議員伊藤郷一君、川村善八郎君、森三樹二君。

本請願の要旨は、去る九月下旬ソ連三十トン級の油送船が北海道野付半島に漂着し、現地村当局は拾得物として保管しているが、日本漁船の北海操業について、ソ連が友好的取扱いの措置をなしている現在、国際間の刺激を避けるためにも、これが措置は遺憾であり、現地も冬季の結氷期を迎え該船の保管に困難を来している。ついては、漂着ソ連油送船を急速かつ円満に返還できるよう措置されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見はありませんか。

○小瀧政府委員　ただいま詳細の事情を知っておる者がこちらに参っておりませんけれども、よく調べまして、この前油送船を返したような措置を、もしそういう船が現在あるとすればとりたいものと考えます。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。――御質疑がなければ次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四八、社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願、第四二六七号、請願者東京都港区麻布市兵衛町二丁目四番地全日本労働組合会議準備会委員長滝田実、紹介議員井堀繁雄君、佐藤芳男君。

本請願の要旨は、一九五二年ゼネヴアで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示すものとして、わが国もこれを批准する道義的責任があり、また対外的にいかに重要な意義と影響を有するかはいうまでもないところであって、現行のわが国社会保険制度から見ても、この条約を批准して国内的立法措置に伴う困難も生ずるものではないことは明らかである。ついては、この条約をすみやかに批准されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　この条約は趣旨はけっこうでありますけれども、非常に厖大なものであり、各国法制も異なっておりますため、実来などもまだ批准いたしておりません。せっかくいろ〳〵資料を集めて研究中でありますので、その上で十分具体的措置を考えたいと思います。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四九、海外移民対策確立に関する請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　海外移民対策確立に関する請願第四六三〇号、請願者仙台市勾当台通二十八番地、宮城県議会事務局栗野豊助、紹介議員只野直三郎。

本請願の要旨は、終戦後わが国の人口は海外からの帰還とその後自然増加のため、八千有余万の厖大な数に上り、狭少な国土と乏しい資源に依存して自立せねばならないことはあまりにも悲壮な現実であり、従って人口政策は他の施策に優先させなければならないことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことはまことに喜びにたえない。ついては、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、積極的に推進されたいというのであります。

○上塚委員長　政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　その御趣旨に従って政府といたしましても、せっかく努力いたしている次第でございます。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――これにて請願に関する質疑を終ります。

お諮りいたしますが、ただいま審査をいたしました日程第一より第四九までの各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決するに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長　御異議がなければ、さように決定をいたします。

なお右請願に関する報告書の作成は委員長に御一任を願います。

○上塚委員長　次に陳情書の審査に移ります。日程第一、海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書より日程第九八、李ラインの撤廃並びに拿捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書を一括議題といたします。ただいまの各陳情書は先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○福田(篤)委員　採択にはもちろん異

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十一号

昭和二十九年五月二十七日（木曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事岡　良一君
越智　茂君　庄司　一郎君
降旗　徳弥君　安井　大吉君
滝井　義高君　萩元たけ子君
柳田　秀一君　山口シヅエ君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君

出席政府委員
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君

委員外の出席者
通商産業事務官（企業局産業施設課長）　大宮　二郎君
建設事務官（計画局総務課長）　江ヶ崎太郎君
建設技官（計画局水道課長）　岩井　四郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

五月二十七日
委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
参考人招致の件
水道法案（内閣提出第一八〇号）（予）

○小島委員長　これより会議を開きます。
まず覚醒剤取締りの問題について、参考人招致の件に関しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題は社会的にも重要な問題でありますので、関係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院長林暲君、船橋総武病院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を続行いたします。柳田秀一君。

○柳田委員　水道によりまして伝染病が集団的に発生いたしますと、そのもたらす災禍が非常に大きいのでありまして、これは日本あるいはその他の諸外国においてもずいぶんと例があり、しかも水道の分布の地域によつてはつきりとこれが証明されるというような幾多の事例もあるのでありますが、この資料の「水道によつて集団的に発生、流行したと認められる伝染病調」というところを見ますと、従来は赤痢よりもチフス系統の疾患が比較的多かつたのであります。最近チフス系統の疾患はほとんど跡を絶つておるように思うのですが、この点はまことに御同慶の至りであります。問題は赤痢がやはり依然として非常に多いようですが、これの原因等について調査されておわかりになつた点はございますか。さらにこういうふうに従来は腸チフス系統が多かつたのですが、最近は赤痢系統にかわつておるという何らかの因果関係等、おわかりでありましたならばお知らせ願いたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的の伝染病流行というようなものには、腸チフスが多かつたのであります。最近はこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては年々流行を来しておる次第でございます。この理由といたしましては、まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等に一番大きな原因があるように思われます。しからばこの保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、屎尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておりますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるということが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴いまして、屎尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるように考えられます。第二点といたしましては、最近家庭薬としていろ〳〵下痢、ダイアジン系統の薬品を使いますために、一応症状はただちにとれるが、しかし保菌者として残るようなものが多いということから、保菌者が増加をいたしまして、このために患者が跡を絶たないというのが実相だろうと存じます。そこでその事実がいろ〳〵な方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を来す疾病――菌がそれだけ蔓延しております関係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなかろうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというようなものは、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向にあろうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して来ておる、こう考えております。

○柳田委員　資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病集団発生調」、ここで発生場所を見ますと、官舎、社宅、寄宿舎等が多いのです。こういうように主として赤痢の集団発生ですが、これらの水道はいわゆるそれ〴〵の自治体の営んでおる一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも――簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所ありますが、簡易水道ですか。それとも会社、工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等はつきりしておりますか。

○楠本政府委員　ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに関しましては、従来ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民営の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろ〳〵な義務を付したり、その安全をはかることといたした次第であります。

○柳田委員　それは何条ですか。

○楠本政府委員　これは各条に入つておりますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受けることに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員　そこで最近の集団発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようであります。これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうでありますか。

○楠本政府委員　これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋（菊）委員　今の集団伝染の点に関連してお伺いいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こう

る、もしこういうようなことであるとすれば、せっかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないうらみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ〳〵改革をしなければならないと思うのですが、そういう点についてあなた方の方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○**楠本政府委員**　今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち〳〵であることであります。あるいは調査の方法が統一を欠いておるという点であります。従いまして私の方といたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けまして、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち〳〵な点があるのでございます。従ってこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようにいたしたいと存じます。そうしてしかる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○**岡委員**　ぜひともこれはこの次の委員会までにでも、御計画だけでもけっこうですから、今おっしゃった測定の系統立った組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにすれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもけっこうですからお示し願いたい。それに伴う予算はどれだけいるのかというようなことともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願いたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思われるのでありますが、水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうでないということもいわれる。一体あなた方の方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになったのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するということになって来ると、実際上大きな問題であると思いますが、そういう点からどのような結論を考えておられるか、伺いたい。

○**楠本政府委員**　放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持っているものとがあるらしいのでございますが、この場合溶解しておるものは濾過効力はございません。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにあがりますが、溶解性のものはあまり効果があがらないということがいえると存じます。

次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといずれが毒力が強いかという点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらぬようであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありませんので、多くの放射性物質がいずれも浮遊の状態でおります。従いまして私どもは、指導といたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天水をとった場合、とったらあしたの朝までにほとんどくようなことをせずに、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭素等による濾過によりまして、おおむね全量で五〇%程度を減少せしめられるもののようであります。

○**岡委員**　最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見ておるのですが、あの中には、特に燐とか硫黄とかカルシウムというふうなものは二次性の放射能を帯びて来ておるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退をするというのは、物理的な性質を持った塵埃、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によって減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いただいて、はっきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思います。

私はずっと前の委員会のときに、二次性の放射能についてはお話をお伺いしたわけですが、ビキニなりエニウエトックの環礁で水爆の実験があった場合、この実験による爆発の瞬間に発生する中性子が、海水中における燐や食塩、ナトリウム等のイオンに対して二次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入って来るはずである、それによって、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に来ると思われるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほこりとして散った限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことであります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そうなれば、海中に含まれておるところのナトリウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の燐であろうが、硫黄であろうが、カルシウムであろうが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常にはげしい力で北上して来るから、日本の近海魚というものは当然放射能によって汚染されて来る。そうなると日本の食糧問題としても重要なる影響が来るわけであります。その後近海魚の放射能についてもいろ〳〵お調べを願っておるようでありますが、最近そういう事態が起っていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によって発見されておるということは、この問題と切っても切れない関係があると思うので、そういう事実があるかどうかという点を伺いたいと思います。

○**楠本政府委員**　二次性の放射能が現われております事実のようでございます。しかしながらそれによって日本の近海の海水が汚染されたということはいまだ認められません、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいって、日本近海においては、海水汚染というものはあまり神経質にならないでよいのではなかろうかと考えております。しかしながらだいまも御指摘のように、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚にまれた放射能を発見いたしますしかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思い出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考えまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考えられます。そこでまぐろの習性、特に遊泳する距離等から考えまして、これらは南方において汚染されたものがたま〳〵遊泳して来たもの、かように考えております。遊泳して来たもの、雨水が汚染される、海水の汚染によるものとは考えないということが水産専門家の意見でもあるわけであります。

○**岡委員**　今大臣がお見えになったので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておった点で、要するに水爆の実験等に伴って海水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族についての治療、生活の補償のみならず、国民の栄養とか、そういう観点からも政府としては十分の努力を願いたい——ところが、当時大臣の御答弁では十分考慮するというお話でありましたが、新聞紙等を見ますとわずかに百

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。ということでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんぴんとして雨水の汚染等が伝えられておるということになりますと、せっかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私ども委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかということについての、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会で十分に審議をいたしたいと思いますが、大臣としても前会せっかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思います。

○草葉国務大臣　お話のように、ビキニ環礁におきまする水爆の実験以来、いろ〳〵な関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありますので、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後ずつとこれを継続してしばらくの間——あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることとは存じますが、しかしいろ〳〵不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思いまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思いますが、今後もずつと継続してしばらくの間これをやつて、そうしてそれに対しまする、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処置、そういう点についての国民の不安を一掃いたしたい。そういう意味におきまする施策に対する経費等についても現在とりまとめまして、それ〳〵関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをいたしたいと思います。

○青柳委員長代理　次に庄司一郎君。

○庄司委員　厚生大臣にお伺い申し上げたいことが二、三点ございますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思います。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこでお伺い申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやのうわさを昨夜安藤国務大臣の部屋でお伺いいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつばらまぐろ漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のような会合であつたのでございますが、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられました場合、今まで障害を身体に受けておる原爆症患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出ておるかどうかということを、最初にお伺いしたいのであります。

○草葉国務大臣　お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けまして現在治療を受けております人たち並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましてその費用を計算して、安藤国務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまとめをいたしております。そこで検討してそれ〳〵アメリカの方へも話をいたして参つたのでありますが、アメリカでもこれはこまかく随時にやるということでなしに、一括して一緒にやる方がいいじやないかという意見のようでありましたから、これらの点を考えて、なるべく一本にまとめて要求をし、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考え方で打合せ会を進め、その結果関係閣僚集まつて十分これらを検討しようじやないかということを相談いたしております。ただ本日午後かということは、まだ私の方には連絡がございませんが、急いでこれをやりたいということは申して来ておる次第でございます。そういうことになつております。

○庄司委員　アメリカ国自身も相当良心に反しておることであると思いますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活援護の面は厚生省はどういう対策をとられておるか、お伺いをしたいのであります。

○草葉国務大臣　これは実は船員保険法によりますが入者が、全員二十三名加入者でございますから、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちでございます。従つて請求がありまた船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございます。だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしており、それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたしておる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の場合においてこれが適当でないというようなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりまするが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございますので、これらを総合しながら実際の生活費等を考えて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるような現状でございます。

○庄司委員　本問題はその程度にして、直接水道法案に関係のあり、関連のある問題を二つほどお伺いしておきたいと思います。

きのう楠本政府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございますが、本法はむろん見通しかたいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかもわかりませんが、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜わり得るものであると私は考えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるようですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を体得しておる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得させると同時に、技術の再講習をしてほしいというような点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起債のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起債のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、こういう御希望のようでございまするが、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために——ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数百箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございますが、こういう場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思うのであります。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起債のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり

参議院水産委員会会議録第三十三号

第十九回国会

昭和二十九年六月一日（火曜日）午後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君　千田　正君
委員　青山　正一君　野田　俊作君　森　八三一君　木下　源吾君
国務大臣　国務大臣　安藤　正純君
政府委員　外務省条約局長　下田　武三君　外務省参事官　寺岡　洪平君　水産庁長官　清井　正君
事務局側　常任委員会専門員　岡　尊信君　常任委員会専門員　林　達麿君
説明員　厚生省公衆衛生局結核予防課長　軽部弥生一君　中央気象台長　和達　清夫君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件（定点観測に関する件）

（ビキニ被爆事件に関する件）

（日豪間の真珠貝採取取極めに関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは水産委員会を開会いたします。

先ず最初に日程を少し変更いたしまして定点観測に関する件を議題に供します。太平洋上定点観測業務の復活に関する件ということでございますが、本件に関しまして中央気象台から和達台長が参つておりますので、一応その問題についての説明を伺いたいと思います。

○説明員（和達清夫君）　定点観測は御承知の通り昨年十一月アメリカの援助打切りのために北方の定点は中止いたし、南方の定点は夏季六カ月のみこれを続行することにいたしました。定点観測は我が国の気象事業にとりまして非常に大切なものであります。特に海洋の船舶の保安に対しては重要な役目をいたすものでありますから、我が国といたしましてはこれを是非再開いたしたいと存じておる次第であります。ただその定点観測に用います船を新造いたさねばなりませんので、多額の経費を要しますために、今年度の予算には計上されませんでした定点観測を、来年度から是非実行いたしたいと存じまして、先ず第一着手として、北方定点を一年中観測をいたすようにいたすため、三隻の観測船を新造するという計画において来年度予算を請求いたしたいと中央気象台は存じております。

○委員長（森崎隆君）　只今お聞きの通りの事情でございまするが、この際この問題に関しまして御質疑のあられるかたは順次御発言を願いたいと思います。

大体この問題は先々月頃から各委員におかれましても十分御了解のようでございますので……。

○秋山俊一郎君　これを続行して行くということになると、確かに六カ月であつたように思いますが、あと六カ月に問題があると思うのですが、どのくらいの経費がかかるのですか。

○説明員（和達清夫君）　定点観測は二カ所でございまして、北のほうは中止いたしておりまして、南のほうは夏季六カ月いたしております。今度第一着手としてやりたいのは北のほうのやめております分を一年中やりたい、それを第一順位にいたしたいと考えておる次第でございます。そして経費は一カ所の定点に一億八千万円ぐらいかかります。但し北のほうの海は非常に荒海でございますので、船を新造いたさねばなりません。それが一つの点を観測いたしますには三隻必要であります。

○秋山俊一郎君　そうすると、それは一年中の経費が一億八千万円、それは何点でございますか、定点は……。

○説明員（和達清夫君）　一点を観測いたします。

○秋山俊一郎君　北のほうの一点ですか。

○説明員（和達清夫君）　さようでございます。

○秋山俊一郎君　その船はどのくらいの船で、どのくらいの建造費がかかるのでございますか。

○説明員（和達清夫君）　二千トンでございまして、一隻六億円かかります。

○秋山俊一郎君　そうしますと、今から船を建造してかかるということになると、実際の定点観測にかかるのはいつ頃になりますか、仮に今からかかるとしてもですね。

○説明員（和達清夫君）　来年度予算が通りますれば、すぐに着手いたしますと、来年の暮からが一番早いかと思います。

○秋山俊一郎君　そうすると、それまではできないわけでございますね。

○説明員（和達清夫君）　さようでございます。

○委員長（森崎隆君）　お諮り申上げますが、本件は今秋山委員からの御質疑もありましたように、今から早く準備をいたしたいし、そのことについて政府に強く要望いたしたいという意味におきまして、本委員会で決議案を決議をいたしたいと思いまするが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　それでは決議案を作りたいと思いまするが、手許に決議案を一応作つておりますので、これを原案といたしまして読上げまするから、修正等の御意見のあるかたは申出て頂きたいと思います。一応決議案を読上げます。

太平洋上定点観測業務の復活についての決議案

年々、突発的に本土を襲う台風の被害は誠に甚大にして、特に漁業上に受ける人的、物的の災厄は言語に絶するものあり、現に、去る五月初め北海道に来襲した暴風雨雪の災害のごとき、未だ生々しき事実であるが、これらの災厄が、気象観測通報業務の強化によつて未然に防止し、或いは軽減し得べきことは自明の理なるも、未だ所期の目的を達するに至らざるは遺憾とするところである。

殊に、過般廃止された太平洋上の北方定点観測のごとき、気象災害の防止に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであり、政府は速かにこれが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。

右決議する。

以上が案文でございまするが、御賛同頂けますればこの通り決定いたしたいと思います。

○青山正一君　二十九年度の予算と書いてあるかな。

○委員長（森崎隆君）　予算ということになりますと、今年度は補正予算でも組みますか。

○青山正一君　補正予算でも何でもいいからできるだけ早く……。運輸委員会では二十九年度というふうに書いてあるんだがね。

○委員長（森崎隆君）　予算という言葉を入れましよう、ここではその意味を以ちまして……。それでは青山委員の御意見がございまするので、最後のところを少し予算の意味を含めまして、「政府は速かに予算等これが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。」そのように訂正いたしたいと思いますが、それでよろしうございましよう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　では……。

○秋山俊一郎君　質問していいんですか。

○委員長（森崎隆君）　どうぞ、これに関連されまして……。

○秋山俊一郎君　それで現在南のほうで定点観測をやつておられるそうですが、それは船は三艘でございますか、やはり……。

○説明員（和達清夫君）　現在は二隻でございます。

○秋山俊一郎君　そうすると、その二隻はどれくらいの船で、そうしてそれは暫時の間でも転用はできないのでございますか。

○説明員（和達清夫君）　簡単に申しますが、この南のほうで観測いたしております船は千トンでございまして、旧日本海軍の海防艦であります。これが老朽いたして参りまして北のほうの荒海では使用に堪えないために南点のみに使つておるのでございます。半年でございますから二隻で以て交替観測をいたしておりますが、一年中となりますと修理その他がございまするので三隻必要といたすわけでございます。

○青山正一君　転用するというわけに行かないんですね。それから又ほかにチヤーターするような船はないんですか、どうですか。

○説明員（和達清夫君）　これは技術的の問題で検討を要しますが、夏場の時期には北の海も多少穏かでありまするから、或いは暫時はその船を使うこともできるかも知れません。

○委員長（森崎隆君）　ほかに御質疑はございませんか。

それでは只今の決議案通り決定してよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　それでは只今の決議案は原案通り決定いたしまして、政府、運輸、大蔵、官房並びに予算委員長、これは参議院の予算委員長でございますが、各方面に強く要望することにいたします。

○委員長（森崎隆君）　それでは次に移ります。

次はビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。只今安藤国務大臣並びに水産庁清井長官も見えておられます。後ほど外務省関係のかたも来られますので、この問題につきましてその後の処置の経過等につきまして一応政府委員から御報告を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　その後の損害でありますが、直接損害及び間接損害を極めて詳細に且つ慎重に調査をしまして、それをそれ〴〵実行に当つているわけであります。即ち直接損害、アメリカに対しましては初めは第一段の要求をし、更に続いて起つたことに対しては追加要求という形でやる方針をとつておつたのでありますが、アメリカのほうでは一括してきめたい、どうかそうしてもらいたいということでありましたので、そういうわけになつて来たものですから、全部を一まとめにしまして今日までのところをアメリカに提出いたしてあります。但しこの提出した中には直接損害は勿論でありますが、間接損害というものも入つておるので、これはともかく全部提出をしてあるわけであります。

〔委員長退席、理事秋山俊一郎君着席〕

但しその間接損害というものは、今までこういう例もないことであり、又アメリカの慣例等においてそういうしきたりもあると、いろ〳〵な関係によつて間接損害として計算したものを全部とり得るかどうかということは問題なんであります。直接損害は、これは言うまでもありませんから当然要求をし、とらなきやならない。間接損害はどこで限度を切つていいかということは、これは非常に微妙な問題であります。併し今提出をし、それに対しまして折衝中であります。

それから今度そのまぐろの値下りによりまして及ぼしたいろ〳〵な影響ですね。つまり生産地の生産業者或いは卸とか仲買とかいつたようなものの受けた損害ですね、まぐろの値下り等から来たそういうようなこと、及び又消費地のものもそれに入ることにもなりますが、そういう点につきましては、これは行政措置で金融をしてやる、こういう方針を決定しまして、その行政措置のことについて今その段階に入りまして現に進行中であります。経過としてそれだけ申上げます。

○青山正一君　今安藤国務大臣から後段のほうで、産地荷受人なり、産地仲買、或いは荷物を引取るほうの消費地側の、つまり中央卸売市場の荷受人、或いは仲買人に対する損害を行政的に金融措置を講じて今進行中であるというお言葉を承わつて、まあ非常に心強くしておるわけであります。問題は今まで三崎なら三崎、或いは焼津なら焼津の陸揚げされたものを無理に産地の仲買人と申しますか、或いは出荷人と申しますか、これが無理に引取らされて、そうして送る。その結果非常な損害を受けておる。殊にその損害は莫大な数字に上つておる。それでたび〳〵三崎とか、或いは焼津、或いは塩釜あたりの産地仲買人、或いは行商人、そういつた面も非常に当委員会へ陳情に来ておるわけであります。この面に措置が只今のお言葉によりますと進行中であるというふうにお答えがあつたわけでありますが、これなどは非常に焦眉の急である、殆んど立つて行けない者もある、倒産者も続出しておる、こういつた面に水産庁あたり具体的に相当の方法を講じておるかどうか、その点についていま少しく詳しく一つ御説明を願いたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　水産庁長官から細かいことをお答えしますがね、ちよつとその前に申上げておきます。今相談中じやないのですよ、そのことは。もうすでに決定しましてね、実行中なんですよ。話さえ向うときまりますれば、もうそれでいいことにして、金融の措置も決定しておるのであります、行政的に。それで更に細目を長官から……。

○青山正一君　今安藤国務大臣は全般的な関係について御説明願つたわけであります。いま少しく具体的に一つ水産庁長官からこの件について御説明を願いたい。

○政府委員（清井正君）　只今安藤大臣からお答え申上げたことに尽きるのでありますが、実はお話の通り消費地、産地共に生産者のみならず流通業者も非常な打撃を受けておるわけでありますけれども、たび〳〵私のほうへも御陳情があり、又我々も出張いたしましてつぶさに実情を調べて参つた次第であります。そこで全般的に損害賠償を要求しておる点につきましては、これは政府としても対策をいたしておるわけでありますが、取りあえずの行政措置ということが目に見えて緊迫感が増して来たというように実は考えておるのであります。そこで私ども事務的にできるだけこの問題を解決したいと先般来大蔵事務当局と実はいろ〳〵折衝をいたして来たのでありますが、そこで或る程度これは政府資金と申していいのでありますかどうですか、要するに大蔵省方面の御斡旋によつて所要の、県を通ずるなり、或いはその他の方法を講じまして非常に緊急の措置を講じたいということで目下地元に対して具体的な働きかけをいたしておるのでありまして、もう二、三日中に何とか目鼻がつくというふうに考えております。

○青山正一君　三崎の魚市場、焼津の魚市場、或いは塩釜、そういつた生産地の魚市場ばかりでなく、東京、横浜、名古屋、京都、そういう中央市場内にある荷受人とか、或いは仲買人に対する直接損害と申しますか、こういつたものについて、只今の長官の方針の通りに進んでおりますかどうか、その点について承わりたい。

○政府委員（清井正君）　損害を受けましたと見られるものは両方一緒であります。ただ御承知の通りの金融関係の状況でありますので、そう厖大な金額を一遍に措置いたすということはなかなか行かないと思つておりますので、取りあえず困窮度が増しておると思われる点から逐次具体的に解決して行きたい、こういうような考え方で実は前々から業者のかたがたとも相談をいたしまして具体的に話をしようじやないかということでやつております。従

いまして私どもといたしましては具体的に解決されやすいものから逐次解決して行き漸次それを広めて行く、こういう考え方でおります。

○森八三一君　今融資の問題でありますが、これは一種の損害に対しての当面対策融資ということになるわけなんですが、そこで過般五月の北海道における暴風被害等に対しましても、融資の措置に出づる分につきましては同時にそれは損失補償の制度がついておるから、現在のような非常に困難な金融情勢下においても多少不満足ながらでも進行が見られておると思うのでありますが、ところが只今のビキニ関係の流通部面における資金の融資ということになりますと、間接の損害の部類に入る関係になるので、その他の見通しもつかざる限り金融機関の金融ベースに乗らない金融になるので、ただそういうことを気休めに言っておったって事は進行しないと思う。如何に政府が進行するとか何とか言ったって責任は金融機関にあるのですから、回収の堅実性が予測できないものに対する金融はこれはできません。又それを政府が強行するということはこれは恐らく不可能だと思います。そういうようなことを考えて来ると、間接損害に対する見通しがはっきり立つか、然らずんば災害に対する融資の場合における損失補償のような制度が樹立されるということでなければ、これは実際問題として私は進行しない。ただ世間がやかましいからそういうことをやっているという程度に私は終ると思うのです。そのことについて私の申上げるようなことではない、それは確信があるのだということでありまするなれば、もう少し一つ具体的な内容を詳細にお示し頂きたいと思うのでございます。

○青山正一君　それに関連しまして。只今森委員の質問は私も実は質問いたしたいと、こういうふうに考えておったわけなんですが、例えばこのビキニの問題も、或る面から言えばこれは自然発生というふうの問題と考えても僕はいいのじゃないかと、こういうふうに考えております。事実今まで数回に亙って水害とか、或いはその他の災害について、近くは北海道の問題につきましても非常な政府として骨を折られておる。利子補給、或いは損害補償、この間接補償というやつは恐らくアメリカさんもそこまで十分に考えてくれないと私はそういうふうに考えております。そうすれば国家としてこれは当然そういった水害とかその他の災害と同じようにみなされやしないかと、こういうふうに考えますので、いま少しく、森さんのおっしゃったようにそういう面について具体的な何か策を講じておられるかどうか、その点も関連して御質問申上げたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　その損害補償、損失補償というまあ災害補償ということについて、まあ北海道のような又最近のこともありますが、これは少し趣きを異にしておりまして、例えば霜害だとか、或いは北海道のようなああいう漁獲に関する損害だとかいうようなものは的確につかめるのですがね。今度のこのまぐろの値下り、ビキニのことから来たその影響ということについて、ああいったようなふうにすつかり的確につかめないという点もあるのです。それでありますから、直接損害についてはこれはそうして一方にはこれはアメリカが実験をしたということのアメリカの責任において生じていることだからアメリカに向ってその損害の要求をやる。併しその直接損害ばかりじゃない、それから起った間接損害もアメリカに要求をするべく提出をしてあるのですが、材料をすつかり書き出しまして。ただ、今お話のようにアメリカがこちらから提出した間接損害を全部そこで承認するかしないかは問題でありますが、政府としましては間接の中でもまあ直接と認定してもいいというような点は強硬に要求するつもりなんであります。そこでまあそういうことが出て解決をすればそう遠くはなく行くのじゃないかと思う。アメリカのほうでも今議会が六月一ぱいでおしまいですから、議会へそれを恐らく提出するわけでありましょう。そうすると六月一ぱい、一月そこ〳〵で何とかその話がきまって来ますから、それに対する賠償実行ということもそう遠くはなかろうと思われる。それができますれば、おのずからそれからこちらのビキニの損害、直接及びそれから起った直接的間接損害というところにもその賠償が廻って行くという段取りになろうと思います。併しながらそれまでもまだ時間が多少かかると推測するので、内払いをやることにいたします。それはもう一日や二日のうちにやることになっております。それから今の業者に対する金融措置は行政措置をやってそれで金融をしてやるほうが適当であろうと、こう存じまして、その方針を以てやっておるのであります。その行政措置というのは政府のほうから金を県なら県を、まあそこのところが最後どうかまだ、ここ一日二日のうちにきまりましょうが、県なら県を通じて政府のほうから金繰りをしてやって、それによってその損害を受けている、打撃を受けている業者のほうに廻してやると、こういう段取り方針をとっておる次第であります。

○森八三一君　今のお話で内払いをすると、おつしやいましたのは、直接損害の査定が済みまして、アメリカに要求しておるが、アメリカ国会の関係等で多少時間がかかるので一部を日本政府の責任で始末をしようということでありまするのか、間接補償の分についても調査は済んだので、それも併せてアメリカに要求しておる、これも同時に又時間がかかるので、その部分にまで及んで内払いをしようとされておるのか、先ず最初にその点をお伺いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　それは先ほどから申上げておりまするように、こちらから提出しておりますから、これに対してアメリカが議会にかけてどういうふうにそれが議決になつて、どう向うから最後の結論が出るかもわからん、従つてこちらの内払いというのは直接とか間接とかいうのではなくて、アメリカに損害補償の要求をしておるうちの或る部分の内払いをしよう、こういう意味であります。

○森八三一君　そうしまするとと、先刻来質問をいたしておりまする流通過程に立つておるいわゆる業者の諸君が魚の値下りによつて非常に困難をしたとか、一般国民が衛生上の見地から不安を感じて仕事といいまするか商売が非常に圧縮せられて生活にも困難をしておるというものまで引つくるめてその総括的なものに対して内払いをしてやる、こういうように了解をしてよろしうございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　それはアメリカへ要求してあるもののうちのそこばくの内払いなんです。ですからアメリカのほうの決定がどうなるかということじやないとわからないのですよ、よく。併しながら実際的には福龍丸の買上げというものをこれは別にしまして、最も損害の現実に多く、これはまあ議論のないといつたようなところに対する内払いと御承知を願いたい。

○森八三一君　これはもう端的にお答えを頂けばいいので、安藤国務大臣非常に慎重にお答えを頂いておりまするが、私の質問は今の福龍丸の船体の問題は過日の委員会でよく承わりましたので、これはもう了承済みであります。取つて来た魚が廃棄処分にしなければならんというようなことになりまして、はつきりと損害がわかつた、それはそれとして今アメリカに要求しておるからまだ決定がないからそれに対してやつてやれ、これはわかります。わかりますがね、業者の諸君が折角買つた魚が販売をするときに行つて値下りを食つちまつて損したというものも、これは今度の事件に関連する間接損害と私は理解をしておる。それから商売そのものが非常に圧縮せられて行つたということも現実のこれは損害なんだ。これも間接の損害と私は見ておりまする。そういうことまでについてもアメリカに要求されておると思うのですが、これはアメリカがどのくらいの程度まで取上げるかどうか、これは未定です。わからない。わからないが、

まあ〳〵或る程度までやつてくれるであろうと、日本の政府のお見込の決定何%というものを実際の損失として支払をする、こういうことでございますかどうか。こういうことはやつておらん。前段申上げましたように、取つて来た魚を廃棄処分にした。これはもうはつきりわかつた損害だからその一部を前払いしてやるという程度のものか、その範囲をお聞きをしておるのであります。

○国務大臣（安藤正純君）　その何ですよ。今のお話のまぐろ棄てちやつたでしよう。廃棄をした、それは入つておりまず、内払いの中に……。それだけのものです、今は。

〔理事秋山俊一郎君退席、委員長着席〕

○森八三一君　そうしまするとはつきりしました。そこで問題は我々が政府に善処を求めておる多数の魚を取扱つておる諸君の困難を打開するということにその内払いというものは何らの役割を果さない、こういうことになるのです。その者には融資の措置によつて当面を考えて行こうという御親切なお話で、我々もそういうことをかね〳〵要望して来ておつたのであります。ところが現在のその金融情勢においては、そういうような業者に対しては金融上の原則からいつて、これは恐らく融資は私は不可能であると思うのであります。これは救済事業ではありませんので、融資でありまするか、回収の確実性のないところへたとえ政府資金といえども供給はできないはずと思うのであります。農林漁業金融公庫から出すとか、国民金融公庫から出すとおつしやいましても、損失が予見されるような、回収の不安を覚えるようなものに対しては、金融上の原則としてはどうしても出せない。殊に現在のような逼迫しておる情勢においてはなお更そういうことは強く首肯されると思うのであります。それをあえて押切つてやろうという政府の御熱意であるとするならば、例に申上げましたごとく災害地における融資に対して金利補給のことが行われた、更にその損失補償の制度が設けられたというようなところまで踏込んで行かなければ、一片のジエスチユアーに終つてしまうと考えるのであります。そんな心配は要らん、それはもう大丈夫融資ができるのだということであるならば、具体的に一つお伺いをして見たいと、こういうことなんです。

○政府委員（清井正君）　只今の御質問の点は私どもにおきましても実は心配いたした点で、森さんの御意見はよくわかります。非常に損失をしたから融資をしろといつても金融ベースに乗らないことは御承知の通りであります。そこで私どもそれであるが故に事務的に実は非常に苦心をいたしたのであります、全くこれはざつくばらんに申しまして。そこで大蔵省事務当局とも十分相談をしておりますのですが、その点が非常にネックになりまして、うまく行かなかつたのであります、いろ〳〵国務大臣にも御心配頂きまして、私も大蔵省事務当局といろ〳〵相談をした結果、或る程度の結論に達しましたので、それをさつき大臣が御説明申上げたのであります。それは御心配の点は先ず先般の御審議願いました北海道災害のように、或いはそれに対して損失補償なり或いは利子補給等の裏付けがなければ融資のできないということは御説の通りでありまして、そこにいろ〳〵問題もありますので、先ず取りあえず緊急にやるべき必要があるというようなことから行政措置をやつて行こう、そのためにはとにかく直接政府の資金を流して、金融機関を動かそうといつてもなか〳〵実は問題がある、そこで私ども考えましたのは、当該県の県庁に入つてもらおうじやないか、県庁に一肌脱いでもらつて県に対して資金の斡旋といいますか、当該県の業者の金融、融資の割当をすることに、県が中に入つて参りますれば、御心配の損失補償の問題も県が中に入つて相当いろ〳〵な手が打たれる、思う通りに行かなくともその間にいろ〳〵と県において工夫をして頂けばいい、県自体の財政の問題もありますので、県と金融機関の話合いもありますし、或いは結局最後的には県が責任を負うようになるのでありますから、政府に対しては。そこでそういつたようないろいろな考慮を払つて参りますれば、県内の重要問題でございますから県においても然るべく考えてやつて頂けるだろうというようなことを考えまして、そこで大蔵省当局と私どものほうとも事務的な相談をいたしまして、当該県に中に入つてもらい、その処置を講ずるというような大筋で以て目下地元県とお話を実は先週からいたしておるのであります。県においてもいろ〳〵相談いたしまして目下進行いたしておるのでありまして、どのくらいのことになりまするか、まだ最終的な話合いになりませんので、しかとは申上げられませんが、とにかくそういうふうな工夫をいたしまして、御心配の点は極力そういうふうな方法によつてなくするような方向に持つて行こうということで進んでおるということを、ざつくばらんに私どもの気持を申上げたわけでありますが、御了承願いたいと思います。

○森八三一君　速記をとめて頂いて、もう少し肚を割つた話をして見たいと思うのです。速記を一つとめて頂きたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

○青山正一君　折角厚生省のかたも来ておられますから、ただ一点お聞きしたいと思いますっ。このまぐろの入つて来る基地の焼津にいたしましても、三崎にいたしましても、塩釜にいたしましても、これは日本の漁業の集散地として、やはり下関とか函館とか、釧路、八戸あたりと匹敵するくらいの大きな基地なんです。そういう所で、この前にも質問いたしましたのですが、市場の中で検査をするということになりますと、三崎とか、或いは焼津とか、そういう所に入つて来た品物は全部、何かビキニの影響を受けたのじやないかというふうなことで、消費地へ入つて来る魚なども、三崎なり、或いは焼津を通過して来た魚という魚は、これはまぐろ以外のさばとかいわし、何品にかかわらず値段が安いように思われるわけです。そこで私は市場に陸揚げして検査するというようなことじやなしに、例えば三崎ならばどこかその附近の城ケ島で検査して、そうして検査の通つたものを全部三崎に陸揚げするとか、例えば焼津なら知多半島あたりにそういつたものを集めちやつて検査して、そうして焼津へ揚げるというようなことにしないことには、これは一時的な検査だと言つておつても、もう早やこのビキニの損害を受けてから相当の日数もたつており、これが殆んど半永久的に僕は進んでいるのではないかと、こういうふうに考えておるわけですが、こういつた、どつか陸揚地に出す前に何か一時一カ所に集めて、検査するというふうな方法を講ずる途はないのですかどうですか、その点についてお聞きしたいと思うのです。

○説明員（軽部弥生一君）　厚生省の前、昨日まで研究所課長をしておりましたが、昨日結核予防課長に代りまして、今日関係部長が別の会がございまして留守しておりますので御説明に上りました。只今の御質問でございますが、厚生省といたしましては、食品としての漁獲物の安全ということを協議いたしまして、只今検査を一応やつております。只今のようなお話の向きにつきましては、漁船そのものが帰つて参りますし水揚げの関係もございますので、私どもの立場のみで事を決するわけには参りませんので、事の出発から只今おられます水産庁の長官とも御相談をいたしまして、そうして便宜方向を示して頂いておる。こういう経過でございますので、むしろそういつた検査の場所をどこかに変えさせるというふうな点につきましては水産庁長官のほうのお考えを頂きまして私どもそれに附随いたしまして衛生上の見地からの検査を担当いたしたいと、かように考えております。

○森八三一君　今の問題は、これは青山委員がこの前に厚生省のほうの部長さんですか、そういうことを質問され

て例として三崎に揚げるのは城ケ島がどうかという具体的の例まで示してお話になつて、それはよく研究して見ますということで……これは速記録を御覧になればわかる……その研究がつかないのですか、まだ……。今の答弁では研究なされなかつたということになるのですが。

○政府委員（清井正君）　只今の御質問でございますが、その点は私どもといたしましても打合会において厚生省のほうからも相談がございました。御質問の御趣旨はよく私了解をいたすのでありまして、むしろこれは生産業者の立場を非常に強調した意味において私どもといたしましても折角陸揚げされましたものが市場でこれが検査されますことによりましていろ〳〵な弊害或いはそれによつて一般に及ぼす影響、いろ〳〵な悪影響等を考えましてできるならむしろそこに入る前に適当に措置する方法はないものかと実は考えておつたのでありますが、たま〳〵厚生省のほうからも只今の御質問のお答えの御趣旨でわかつたと思うのでありますが、先般の打合会でも非常に議論が出たのでありますが、私どもも中に入りましていろ〳〵と相談をいたしたのでありますが、方針としてはそのほうが確かにいいということは方向としては言えるのであります。ただ実際問題として実施することにつきましてはいろいろな観点から考えて行きませんとすぐに実行に移すということはいろいろ問題があるので、方向としてはいいがどういうふうにして実行に移すかということを小委員会でもう少し小範囲の者が集まつて相談しようじやないかということで今相談をいたしておるのであります。御了承願います。

○委員長（森崎隆君）　それではこの問題につきましては一応これで質疑を打切ります。安藤国務大臣に特に一つ今後の善処方を要望しておきます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

それでは次に日濠間の真珠貝採取取極めに関する件を議題に供します。日濠間の暫定取極めが成立いたしましたようでございますので、この問題につきまして外務省からこれまでの結果の御報告を頂きたいと思います。

○政府委員（寺岡洪平君）　日濠間の真珠貝漁業に関する協定につきまして概略御説明いたします。

本件は昨年真珠貝の漁業を始めようといたしましたときに濠州側から出漁を待つてくれ、協定ができてから出漁するようにという話がございまして、結局昨年の三月から会議を始めまして、なか〳〵難航いたしましてその結果日本側は自主的に操業をするということになりまして、この交渉が打切られたわけでございます。そして本件のいわゆる大陸棚の漁につきましては国際司法裁判所にこれを提訴いたしまして裁判所の判決によつてこの間の紛争を解決しようということになつたのでございますが、濠州側といたしましてはその紛争の解決の前に一応暫定的に両国間の真珠貝の漁業についての話合いをつけてからにしなければ裁判所に提出することは困るということでございましたので、再び日本と濠州側の間に真珠貝の漁業についての暫定的な取極め、即ち裁判所の最終的な判決があるまでの真珠貝を取ることについての取極めをきめることになつたわけでございます。その趣旨は、要するに真珠貝を濫獲いたしますと取れなくなる。そこで真珠貝を保護しながら長い間最大の効果を挙げるということがその目的となつておるのでありまして、お手許にあると存じますが、その協定ができたのであります。その趣旨は大体日本側は昨年の実績だけの貝を取る。その貝を取るためには日本国の法律並びに濠州側のきめました真珠貝漁業法、両法に従つてこれをやる。そして私どもの努力いたしました点は濠州の法律に従うわけでございますが、そのライセンス、真珠貝漁業に従事する者に対する許可制度につきまして日本側が認めたものにつきましては濠州側も簡易的にこれを許可するという点と、それからどこで取るかというその地域を協定したという点、この二つが主なる内容でございます。大体において昨年の実績に従つてきめたわけでございます。従いまして大体裁判所に持つて行きますと相当時間がかかると存じますので、取りあえず昨年の実績というものを基礎にいたしまして、その間の漁業を可能ならしめるという点が趣旨でございます。

○青山正一君　これはすでに今朝の新聞に全部発表になつておりますし、ラジオでも言うておるのでありますが、私どもは新聞に発表になる前に、勿論これはいろ〳〵国際的な問題であるわけだから、いろ〳〵秘密会とか何とかいうようなことも必要だろうと思うんですが、こういつた問題につきまして当委員会も三回なり或いは四回に亙つていろ〳〵検討いたしておるわけでありますから、あの新聞などの発表の前に、たとえ秘密会であろうとも、一応はこの委員会のほうへこういうふうなことに決定するというような報告だけでも結構だろうと思うんですが、一つ何とか今後委員長のほうでも、当委員会は非常にこの問題については三回に亙つてこの委員会も開いておるわけですからして、その発表の前にたとえ秘密会でも結構だから、一つこれは報告すべきが僕は本当の道じやないか、こういうふうに考えておるわけですからして、今後そういうふうなことのないように一つ特に申入れて頂きたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　ほかに御質疑ございませんですか……それじやほかに御質疑がないようですから、本件は一応外務省から御報告を承わつたままにしておきます。

速記をとめて下さい。

午後二時四十四分速記中止

午後二時五十四分速記開始

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

本日はこれで散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和二十九年六月二十六日印刷　昭和二十九年六月二十八日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

参議院厚生委員会（第十九回国会）継続）会議録第一号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午後一時四十四分開会

委員の異動

六月三日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

六月八日委員廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として高瀬荘太郎君を議長において指名した。

六月十五日委員高瀬荘太郎君、宇垣一成君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として高良とみ君、前田穰君及び紅露みつ君を議長において指名した。

六月十六日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。

六月二十八日委員紅露みつ君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として有馬英二君及び高橋道男君を議長において指名した。

七月十四日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

七月十五日委員榊原亨君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。

七月二十四日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

八月五日委員高橋道男君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　上條愛一君
理事　常岡一郎君
　　竹中勝男君
委員　中山壽彦君
　　榊原亨君
　　前田穰君
　　高良とみ君
　　藤原道子君
　　湯山勇君
　　山下義信君
　　紅露みつ君
国務大臣　厚生大臣　草葉隆圓君
　　国務大臣　安藤正純君
事務局側・常任委員会専門員　草間弘司君
　　常任委員会専門員　多田仁巳君
説明員　外務省アジア局長　中川融君
　　厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本正康君
　　厚生省引揚援護局長　田辺繁雄君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件

（中国紅十字会代表招待及び中国人遺骨送還に関する件）

（ビキニ被爆者及び家族援護に関する件）

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに、厚生委員の異動を御報告申上げます。第十九回国会の閉会後の異動によりまして新たに厚生委員になられた方は、山下義信さん、前田穰さん、榊原亨さん、紅露みつさん、高良とみさんの五人の方々でございます。御紹介いたします。

○委員長（上條愛一君）　それではこれより議事に入ります。

社会保障制度に関する調査の一環として、第一に中国紅十字会代表招待に関する件を議題といたします。政府におけるその後の状況を御説明願います。

○説明員（中川融君）　中共に抑留されております一般邦人を引続いて内地に帰還せしめることの一助といたしまして、又先般来中国紅十字会が本問題についていろ〳〵尽力してくれましたことに対する謝意を表する一つの方式といたしまして、中国紅十字の会長その他代表の人たちを内地に招いていろいろ懇談をしたい、或いは視察等もしてもらいたいということを、前から日本赤十字社から申出でがありまして、必要な入国許可、旅券発給等について政府の援助を得たいということでございました。

これにつきましても政府当局といたしましては果してこういうような方式が邦人引揚問題の促進に貢献するかどうかというような点、又これに関連いたしましていろ〳〵これが純粋の引揚げという人道問題以外の問題にいろ〳〵利用されるというようなことがないかというような点につきまして、必ずしも日赤とは意見を一つにしていなかつた関係上、なか〳〵この入国許可についての政府側の協力という点が結末を見なかつたのであります。

先般両院におきまして、この招待問題について政府は善処するようにという決議が、それ〴〵同じ内容の決議が両院においてありました関係上、政府といたしましてもできるだけ速かにこの問題を解決したいと考えておりましたところ、最近に至りまして日赤におきまして関係団体から本事件を政治的の目的には決して利用しないという約束を取り、或いは日赤のほうといたしましてはできるだけそういうふうに努力するということを約束されましたので、本問題につきましてはこれ以上心配する必要はあるまいという結論に達しました。先週中頃政府としても異存ないということを日赤に通達いたしました。日赤から早速中国紅十字会会長宛電報を発しまして、来月約二週間の予定を以ちまして中国紅十字会代表七、八名を日本に招待したいということを申送りました。それに対してまだ返事は聞いていない状況でございます。

簡単ですが、これを以て御報告を終ります。

○委員長（上條愛一君）　御質疑を願います。

○竹中勝男君　今政府の御説明に外務省は今までこれに躊躇しておつたのは、邦人引揚促進にこれが貢献するかどうかということについて疑念を持つておられたということなんですが、そうすることこれを招待を出されることを承認されたことについてはこれは貢献するというふうに解釈されたわけですか。

○説明員（中川融君）　その点につきましては、政府としての考えは特段変つておるという事情ではございません、恐らく邦人引揚という問題はいろ〳〵の考え方から判断されて決定される問題ではないか、従つて紅十字会の代表を招待して日本における謝意を表する。或いはいろいろこれと懇談するということによつてさして促進されるとは実のところ考えていないのであります。併し本問題は一つの一般輿論の問題といいますか、問題ともなつております。かたがた先般国会におきまして両院の決議もありまして、政府として善処すべしということでありますので、むしろ国会の御決議を尊重するというつもりから本件について、入国について許可をするということをきめた次第であります。

○竹中勝男君　私が伺つているのは、政府が紅十字の代表をよんでも引揚促進には貢献しない、するかしないかわからないということに対して御質問したのですが、今の御答弁では、恐らくしないだろうという御答弁だと解釈していいですか。そういう解釈の下にお

よびになるわけですか。

○**説明員（中川融君）**　当初政府がこれの承諾を躊躇いたしておりました理由は、先ほど簡単でありますが申述べたように、これが果してどの程度貢献するやは疑問であるということと同時に、その反面この招待という問題が、いろ〳〵人道問題以外のこと、或いは別の言い方を申しますれば、政治的な目的に利用されやしないかという面がありますので、その両者を比較検討いたしますと、どうもこれは軽々に招待を承認すべきではないのではないかという疑念がありましたために、延び延びになっていたわけであります。併しこの件につきましては国会の決議がございましたので、もはやそういう点についての政府の判断をこの際固執すべきではないというふうに考えまして、その趣旨によって政府としては最近承認を与えることになった次第であります。

○**竹中勝男君**　まだはっきりしないのですが、紅十字の代表を招待してみても、これが引揚促進には一向プラスになるとは思わぬという点については間違いないのですね、外務省のお考えは……。

○**説明員（中川融君）**　引揚促進になるかならないかということは、はっきりした結論は出し得ないわけであります。これは勿論その結果を見た上でなければ結論は出ないわけでありますが、見通しとしては、我々が中共というものの性格その他を判断いたしておりまする結論としては、さようなことではなかなか方針なりなんなりを変えるような政治柄ではないというふうに考えておりましたので、従って民間の各方面からいろ〳〵これをよぶことが唯一の促進策であるというような議論に対しましては、必ずしも政府は同意見ではなかったわけであります。併し絶対に貢献しないと言い切ることもこれは早計であると思います。併し政府が躊躇いたしました理由は、そういう貢献ということが非常にあいまいであって、結論が出ない。一方これによっていろいろの政治的に利用されるというような、いわば政府の面から見ますと面白くないことも予想された。この両者を比較検討いたしまして、これに対して論議をそう急速には出していなかったわけであります。併し最近に至りまして、この承認いたしました理由は、政府の検討の結果が、今までとは違った結論になったという事情によるものではむしろなくて、国会の御決議を尊重するという趣旨から出ているものであります。

○**竹中勝男君**　しつこいようですけれども、今のアジア局長の御答弁によりますと、日本はあまり中国に信頼を置いていない。中国の代表と交渉してみたところで、その結果が中国の性質上信頼できないというふうな御言葉が、或いは全体としての説明がそういうようになっているのですが、私はこの点については意見になりますけれども、これはそういう態度で中国の紅十字代表を日本に招待するということについては、私は政府がもう少しそういう態度を改められるのでなかったら効果はないと思う。よんで見ても、これを信頼していいのか悪いのか、結果がいいのか悪いのかわからんというような政府の態度というものは、私は面白くないと思う。この点私は委員として、そういう政府の態度で、紅十字の代表を日赤が招待することを承認されたというのであれば、私は大変遺憾だと思う。そういう点についてはアジア局長はやはり、どこまでも政府は中国の代表をよんでも、引揚に貢献するかしないかは一向わからないという態度でおられるのか、成るだけいい結果をもたらすようにという意図の下においてなされているのか、私は重ねて伺いたい。

○**説明員（中川融君）**　今回中共の代表をよびますことによって、引揚問題にいい結果が出てくるということは、政府としてももとより希望するところであります。又中共の紅十字の代表をよびます際に、政府がそういう心がまえでは効果が出ないのじゃないかという御意見でございますが、これは併し入国を許可いたします政府として、そういうような考えを持っているということでありまして、これを招待いたしますのは政府ではなくて、日赤がいたすのであります。日赤としては、これによって相当の効果があるというふうに期待して、又その趣旨で誠意を尽くして、中共紅十字の代表を接待されるものと考えております。又日本側が誠意があることによって、日本側が誠意を尽くしても、中国の国柄からなか〳〵むずかしいのじゃないかというようなことを申しましたのは、誠意を尽くす相手が中国政府ではないのでありまして、これは中国の紅十字であるのであります。従って又中共の国柄といたしまして、政府というものが非常に強い立場にある。又日本の赤十字と、中国の紅十字とその政府とに対する影響と申しますか、そういうようなものはやはり距りがあるのじゃないかと思うのでありまして、従って誠意を尽くしますす相手が紅十字である場合において、果してその誠意がどれほど中共政府自体に影響を及ぼすかというような点については、やはり日本における場合と同じように考えるのは、少し行き過ぎではないかというふうに我々は見ている次第であります。

○**竹中勝男君**　長くなりますから簡単にしますが、どうも御説明を聞いておっても、やはり政府の態度というものが、中国に対する不信或いは中国或いは中国紅十字との関係におけるものに対する不信、消極的な態度というものが、少くともはっきり現われているように思うのですが、参議院の厚生委員会としては、中国の紅十字会の代表をよぶということは、非常に引揚げの促進についても、或いは中日の国交についてもプラスになるという確信の下に、我我は紅十字の李徳全会長をよぶということを決議しているわけなんです。こういう点について私の希望としては、政府がどこまでもそういう中国に対する先入主、中国紅十字会に対する消極的信頼的な態度というものを変えて頂きたいと思う。そうしなければ紅十字の代表を招待して感謝の意を表する、そうして将来の引揚げ問題の解決に対して、積極的ないい結果をつかむという我々委員会の意思に合わない点、政府にそういうズレが出て来るということを私は非常に懸念する。その点については十分御注意を願いたいと私は思う。

○**山下義信君**　今竹中委員の御質疑があって伺っておったのですが、私は別な角度から伺いたいのです。最後に竹中委員の言われたような意味のことを、私は外務省もそう考えているのだろうと思う。外務省が中国を全く信頼しない。李徳全女史の来日は好ましくないと思っているというふうにばかりゞそういうふうに考えてはいないので、後段の竹中委員の希望せられたような気持ちは実は持っているのだ、持っているのだけれども、一言言い損ったら大変だから用心して、今言うようにきちんと紋切り型のことを言うのだろうと思う。私は外務省が今回入国を許可したことは、私はまあ遅いけれどもこれを是とするのです。我々が決議したのはもう数カ月前です。国会の決議を尊重したとおっしゃったけれども、まあ尊重も尊重であって、今頃まあ尊重ということになるのですけれども、ともかく遅くとも同意せられたということは私は多とするのです。

それで日赤がよぶ、三団体がよぶことが政治的に利用されることをおそれて云々と言うが、政治的に利用したのは誰だ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）政府じゃないか。（「その通り」と呼ぶ者あり）これを断ったのも政治的な意味で断り、今回これを許可したのも政府みずからの政治的な意図が私はあると思う。赤十字や三団体に何の政治的意図がある。若し意図があるというなら、外務省は指摘してみ給え。我々から言えばこれを今日まで拒否し続けたのも、政府のアメリカ一辺倒の外交方針のその具に供したのだ。私はそう思う。で今回、まあ私大きな声したってしようがないから、今回これを政府がなんだかこう非

常に解釈を十分了承して、趣旨を了承して欣然としてこれを承諾したということは、私は先ほど中川局長が述べられた、そういう表面的な形式的な理由でなしに、私はもつと政府のこのたびのこの措置を高く評価したいと思うのですが、どうです。私は政府が今日の国際情勢から見られて、これはですよ、新聞などがぼつ〳〵書いているが、政府の外交方針も若干是正しなくちやならん。修正しなくちやならんという段階に来ておる。我々野党が多年叫んで来たことに、漸く今日少しばかり気が付きかけた。私が今日の李徳全女史に対する外務省の態度が変つたということは、政府の方針が外交方針上大いに考うるところがあつて、漸く今日になつてこの承諾という挙に出た、こう私は善意に政府のいい一つ、その方針の変更を来たしたその一つの現われであると高く評価したいと私は考える。この点中川局長はどうお考えになりますか。そういうふうに私どもは高く外務省の態度を評価しているのですが、如何です。

○説明員(中川融君)　政府が紅十字代表の入国につきまして承認を与えました理由は、先ほど私の述べました通りでありまして、中共に対する日本政府の考え方が変化したから、その結果としてこれを承認したというような関連はないのであります。

なお、中共に対する不信というふうに、先ほど私ども申しましたことをおとりになられたようですが、決して中共政府自体に対して日本政府が不信の念を持つているということではないのでありまして、中共政府と中国紅十字会との相関関係というようなものにおきまして、中国紅十字会に対していろいろ好意を示すということが、同時に中共政府の政策にすぐに影響があるというように考え、解釈するのは、中共の国柄から見て少しむずかしいのではないか、かように考えるということを申した次第でありまして、中共政府というものを別に信用していないという趣旨を申上げたのではないのであります。

○山下義信君　私はこのたびの外務省の許可が一つの、外交上の一つの大きな私は何といいますか、できごとというか、一つの措置というか、そういうことの意味があると思うのですね。意味にとられると思うのですね。理由は今たび〳〵繰返されたような理由であるが、それはまあ形式的な理由であつて、そのことをそういう理由によつて許可した、政府が認めたということは、大きな政府の態度の変化と思いますが、どうですか。

〔藤原道子君「率直に御答弁願いまず」と述ぶ〕

○説明員(中川融君)　私はこの問題につきまして、いろ〳〵政府部内において研究もいたしておりましたし、私自身折衝の衝等にも当つたのであります。その経緯から見まして、先ほど私の御説明いたしました通り、中共に対する日本の認識が変つたというようなことから、今回の承認になつたものではないのであります。

○山下義信君　変つたのでなければ、この理由はもうとうから、半年前からはつきりしている理由であつて、半年前にはこれを拒否しておつて、今回これを認めるということが変つたのじやありませんか。理由はちつとも半年前から変つたのじやないので、半年前の理由と若干の理由に変化があつたというならば、それはこの度認めることにした同じ理由が半年前もあつたのであります。外交官とやりとりすると、私が負けるかも知れませんから、この程度にしておきます。同一理由で承認したというのであれば、政府の態度が変つたのじやありませんか。変らんというのがおかしいじやありませんか。

関連して伺いますが、まあ最近中共と日本との関係が非常にだん〳〵近くなつて来たことは、顧著な事実であります。そうして民間のあらゆる団体その他が自然と親近を一層加えつつある情勢は、只今非常に注目すべき情勢でありまして、私ども非常に喜んでおるのでありますが、政府はこの民間の日中の交流状況というものを、どういうように考えておられますか、御意見を承わりたいと思うのです。

○説明員(中川融君)　最近中共と日本との間に民間のいろ〳〵交流が盛んになつたというお話でございますが、具体的にどういうことをお指しになるのか私にはちよつとわからないのでありますが、別段従来と特に変つたことはないように思うのであります。勿論中共側からいろ〳〵の、例えばこの前、議員団を招待するというような話とか、その他の話がございますけれども、これに対する政府側の態度というものは、御承知のようにまだはつきり結論が出ておらない状態でありまして、中共側から一連のそういうような、何と申しますか、運動が行われておるからというお話でありますならば、最近いろ〳〵そういう中共側からの運動が比較的多くなつたように思うということは言えると思います。これに対応して日本側からどのような態度になつておるかということでありますれば、これは今までのところ特に変つていないと申上げるほかないと存じます。

○山下義信君　外務省は中共の平和攻勢を恐れて、必要以上の用心を重ねておられるということは、誰もわかつておるのですが、今中共側からどういう手を打つて来ようと、私は日本政府としては考えなければならん段階であつて、まあ各種団体の動き、或いは殊に議員の中共旅行なんかは、政府としては、これは積極的に私は理解を持つて相当援助すべきだと私は考える。これが中日外交打開のきつかけになることは万人が認めておる。私は外務省はそういうことに対して非常になんというか、虚心担懐に、而もアジアの大局から見ても、これは私は十分積極的に、そういうことに対してこれを阻害したり、或いは阻止したり邪魔立てしたりということでなしに、むしろ積極的に向うの平和攻勢を十分活用するという心がまえで私は出て行くべきだと、こういうふうに考えておるんですが、アジア局長の見解はどうですか。

○説明員(中川融君)　政府といたしましても、この種類の問題につきましての態度ということを特に今まだきめていないのであります。これにつきましては御意見も十分傾聴いたしまして更に研究、検討を続けたいと思います。

○藤原道子君　先ほど来、局長の御答弁を伺つておりますと、だん〳〵わからなくなつてしまう。結局中共政府と云々ということを言われますけれども、日本政府と中共の政府との間ではどうにも話合いがつかない。国交の回復ができていない現状といたしましては、そういう段階にある。それを赤十字その他の三団体の力によつて引揚が促進されたことは、これはもう否定することのできない事実であります。これを然らば国民が求めていないかといえば、国民はもう寝る間も寝ないで、引揚の一日も早からんことを祈り続けて来た。それが紅十字会の好意によつてとにかく引揚ができたということこの事実に対しては、あなたも否定はできないと思う。これに対して今度李徳全女史をおよびするということは、感謝の意味を含めておよびするということが、私は赤十字社の趣意だつたと思う。そういうことを社長は向うで約束して来られておる。それによつて向うを感謝の意味を含めてお迎えして、そこからだん〳〵気持が親密を加えて行つて、次の引揚にも又便になるであろうという期待はあつた。だけれども今度およびするのは、ためになるとかならないとかいうような露骨な考え方からなされたものではないということを私たちは考えておる。私はそう思つておる。ですからこれに対してあなたがどうお考えになつておるかということが一つと、いま一つは先ほど来どうも政治的に利用されるというおそれがあつて云々ということが、しば〳〵あなたの口から出ておりますけれども、これに関連いたしまして最近中共が戦犯を送り還してもいい。還してやろうというような意思がある。これをこちらへ言つて来た。ところが三団体が外務省と話合いをしたいという申入れをしても、外務省がこれに応じないで、未だ

に話合いが始まつていないのは、これはどういうわけなんでございましようか。これも政治目的に利用されるおそれがあるからとおつしやるのでございましようか。ということになると、戦犯を、終戦以来九年経つておりまして、夜の目も寝ずに待ち焦れている家族の気持ちに対して、外務省はそれでよろしゆうございましようか。政治目的の利用ということをどういうふうに我々は解釈したらよろしいのでございましようか。私はこの点どうも外務省のやり方に割切れないものをしば〳〵感じておるのでございますが、一日も早い引揚の促進のために、戦犯を祖国に迎え入れまするためには、三団体と言つて来ておる以上は、やはりこれと話合いをお進めにならなければ、三団体と言つて来たのだから、三団体でやつたらいいじやないかということでは、相済まんと思うのでございますが、それに対して外務省はどういうふうにお考えになり、今後どう処置されるお考えであるかということを私は明確にお伺いをしたいのであります。

○説明員(中川融君)　中国紅十字会代表を感謝の意を現わす意味において招待するということは、初めから日赤が言つておられたことでありまして、そのこと自体について政府として別に異存はないのでありますが、そのことが同時にいろ〳〵ほかの目的に利用されはしないかということで、先ほど申上げましたようにこれの承認が遅れていたのであります。このことにつきましては最近承認をいたしまして、日赤から招待の電報が出たわけであります。なお、最近中共当局が戦犯者を近く釈放するかも知れない、その場合には日赤等三団体にやはりやつてもらいたい、日本側としてはやつてもらいたい、こういう意向を現地に旅行いたしました人に伝えまして、その人から内地へ知らせがあつたわけであります。これにつきまして外務省としてこれを決して反対とか異議を唱えていることではないのでありまして、非常に賛成であります。外地戦犯の人が一人でも多く一日でも早く内地へ帰られるということは、国民を挙げての吉報でありますので、これは是非そのように解決実現してもらいたいと思うのであります。従つて私どもは三団体の人に早く電報を打つたらいいじやないか、早く一日も早く一人でも多く帰れるようにということを電報を打つたらいいじやないかということを申しておるのでありますが、三団体といいますか、日赤以外の二つの団体のほうはその前にどうしても外務省に会わなければ電報が打てないと言うのであります。どうして外務省に会わなければ電報が打てないのか、我々は理由がわからないのであります。つまりそういうこと自体がいろ〳〵こういう引揚げとか戦犯釈放という人道的な大事な問題を、何かの条件にくつつけていろ〳〵利用されようということの動きの現われじやないかというふうにまで、或いは解釈すれば解釈されるような態度でありますので、外務当局といたしましては、外務省に今会つて特に今何と言つて聞くことはないじやないか、政府としては戦犯の人が在外邦人の人がいつどこの港へ帰るということであれば、早速配船してそのほうは厚生当局で用意しておるのであります。いつでも配船できるのであります。要はできるだけ早くたくさんの人が帰れるように、従つて又いつ何人ぐらいの人がどこへ集結するかということを聞くことでありまして、それを聞くことは何も外務省に会わなくとも聞けるわけであります。そのことは私から十分三団体に伝えてあるのでありまして、三団体ではどうしても外務当局に一遍会わなければ困るという理由が甚だ不可解でありますので、目下更に三団体が本当にどういうわけで会わなければならないのかということを聞いておるわけであります。

○藤原道子君　三団体が外務省に会わなければというようなことに対してそれがすぐ何かの目的のように解釈されることがおかしいのじやないでしようか。お忙しいではございましようけれども、ちよつとお会いになつたつて、そう大して差支えないのであつて、会つてみてそれが好ましくないならばその時に又処置をとられればいいのであつて、あなた方は会わないと言い、団体のほうでは会いたいと言い、その中に入つて赤十字のほうは非常に困つておいでになるという記事が新聞に出ておりますが、この記事が間違いなんでございましようか。それともそういう事実がそうなつておるのでございましようか。それは又どうして会えないというのか、その理由はどこにあるのでございましようか。

○説明員(中川融君)　三団体の方に何ということなし会うということに、勿論仕事の関係はありますけれども、決して反対ではないのであります。日赤以外の二つの団体の方は会わなければ電報が打てないというふうなことを言うておられるのであります。これがどうしても不可解なのであります。どうして会わなければ電報が出せないのか、つまり電報を出すという大事なことを、政府当局に会うということを関連せしめて、いわば面会を強要するという恰好に出ておるのが甚だ不可解でありますので、その間の事情をもう少し確めたいと思うのであります。

○藤原道子君　ます〳〵奇怪だと思うのでございますが……。政府ではどうしても戦犯釈放等についての手が打てなかつた。ところがそれが幸いにも三団体を通じてそれができるという見通しがついたということになればですよ、それは打合せ等のこともあろうから、会いたいというのが当り前だろうと思うのです。ところがそれを面会を強要するというふうにおとりになるのは、何かあなたの方で後ろ暗いところがあるんですか。

○説明員(中川融君)　会わなければ大事なことができない、その理由が我々から見れば薄弱でありまして、そのことから結局会わなければ電報という大事なものが打てないんだぞということからして、会わなければならないように仕向けるというその方法といいますか、それに我々外務当局としては了解できないものがあるわけであります。従つてこれは単に漫然としてとにかくそういうようなことから会わなければ……、会えば電報が打てるではないかというふうに軽々しく考えるべき問題ではなく、何かそこにやはりこの際はつきりしておかなければいけないものが含まれておるのではないかと、かように考える次第であります。

○藤原道子君　ます〳〵私は了解できません。外務省はそんな特権があるのですか。結局私はそういうやり方が問題を縺れさして来ると思うのです。一日も早く帰してもらいたいという家族の気持ちを思うときに、あなたのような立場を固執されるということはおかしい。と言つてみても今の政府当局が外国の招待の宴会に出るまでアメリカのお許しを得なければ決定ができないというような弱腰だから、だん〳〵だんだんに日本はこういうふうになつて来ているのではありませんか。そんなことは言いたくはございませんが、とにかく私は本当に家族の気持ちを考えるならば、速かにこの問題は解決さして欲しいのです。面会強要という言葉がございましたが、私これは穏かでないと思う。どういう強要の方法をされたのであるか。果して強要であつたならば、私たちも考えなければなりません。その点を明かにして頂きたいと思います。

○説明員(中川融君)　つまり普通に会いまして、そして話をするというのであればこれは差支えないわけでありますが、会わなければ、要するに大事な電報が打てないということを言つておるのであります。会うことと大事な電報が打てないということの間には、どんな理由があるか、どういうそこに必然的な関連性があるかということを考えてみますと、必要なことは全部すでにわかつておるのでありまして、何も今更会つて聞かなければならん必要はないのであります。船の配船のこともすつかりきまつておりますし、又先方としては、今回は三団体の代表者に来てもらう必要はないということも先方に連絡しましたし、伝わつておるのであります。特に会つて何を頼むということもないわけでありますが、併しどう

しても会わなければ電報が打てないというようなことを言つておるのです。これはやはり間接的ではありましようが、面会をさようなことで強要することにいとしいのではないかと考えて、先ほど面会強要ということを申上げたのであります。

○湯山勇君　私は局長のおつしやることは少し誤解か、間違いがあると思いますので、その点を質したいと思います。それは紅十字代表を招待するということは、感謝の意味で御招待するのだ、こういうことをおつしやつて、このことが引揚げにまあ余り影響はないだろうというようなお話ですけれども、これは当委員会でこのことが決議された状況とは非常に違つております。と申しますのは、当委員会でこういう決議がなされましたのは、感謝を表明するだけならば引揚げが終つてからでもいいじやないかという外務省側の意見の開陳があつたんです。これは政務次官からございました。そのときに当委員会としてはそういう感謝の意味だけでなくて、現在残つておる数千名の人を帰すためには、やはりこの段階において来て頂くべきじやないかということで、政務次官もそのことを了承されて、それでは私といたしましても全力を挙げて御協力申しましようということで、あの決議がなされたことを局長は御存じでないのではないかと思います。そういういきさつから今日の招待ということになりますと、局長のおつしやつたような一方的な意味だけではなくて、このことに対する大きな期待があるはずでございますが、若し局長が御存じないとすれば、これは小瀧さんとよく話合いを願うし、なおその問題についてはかなりの意見に食い違いがありますから、委員長にお願いしたいのですが、若し御答弁如何によつては、大臣を是非明日および願うように願いたいと思います。

それからもう一つ、今度の招待について政府は何らかのプランを持つておられますか。ただ旅券を出す出さない、許可を与えるというだけでございましようか。なお、時間をお急ぎのようですから、簡単に申上げますが、一切の応接を赤十字がするといたしますと、赤十字は実際運営等の費用に困りまして、政府から若干の補助を出しておるはずでございます。そういう赤十字がどういうところからどういう費用を出すか、政府としてはこれに対して何か助成をするとか何とか、そういう途を考えられておられるのかどうか。そういう経費面についてもおわかりの点を明らかにして頂きたい。

○説明員（中川融君）　紅十字会の招待が感謝の意を現わすことと同時に、今後の引揚を促進させるという二つの目的があつたことは、政府は初めから承知しております。従つて必ずしもその一つだけというふうには解釈いたしておりません。なお紅十字会を招待いたします際に、政府が何か直接にするかどうかというお尋ねでございますが、政府としては、これは日本赤十字社が中国の紅十字会の代表者をよぶということであるというふうに了解いたしております。政府としては直接何らの措置もとりません。全部日本赤十字社がこれの接待に当るはずであります。なお、赤十字社がその経費をどうするという点につきましては、私も詳しいことは存じませんが、赤十字社で然るべく経費を捻出するというふうに了解いたしておりまして、政府から補助金というようなことは只今考えておりません。

○委員長（上條愛一君）　それではあとでなお御質疑を継続して頂くことにしたいと思いますが、安藤国務大臣がお急ぎのようでございますから議題を変えまして、ビキニ被爆者とその家族の援護に関する件を議題といたします。

先ず、安藤国務大臣から、その後の経過の御報告をお願いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　大体水産委員会、殊に参議院の水産委員会でも十数回に亘つて委員会を開いてはつきり申上げてあります。今日も午前に参議院水産委員会で只今の現況も申上げておきましたから……。併しこの委員会で御質問でありますから、極く大体のところを申上げます。この被害対策につきましては、第一に対米交渉をずつと続けておるのであります。対米交渉もよほど進んで参りまして、もうほどなく解決がつくであろうと推測をされます。併しながらまだ最後の結論までは行つておりません。ただ、これに対しまして、アメリカでは直接損害、間接損害と形式的に分けて、直接損害は賠償をすると、間接損害は賠償をしないと、そう形式的には、形式の上では現われて来ないかも知れません。総括して、どういうものだけに賠償する、こういうような形になつて来るだろうと思います。併しながら実質から言いますと、アメリカでは責任を感じて直接損害の賠償はしよう、間接損害はよくわかつてはいるけれども、アメリカの国内法にそういう間接損害を賠償したという例も余りなし、又今日までいろいろな事件がありまして、それが国際裁判所にかかつたこともありますが、その判決はやはり直接損害の程度で判決をされて、間接損害には及んでおらないという判決例もあるというようなことでありまして、実質的には直接損害を標準としての賠償と思います。併しながら日本からの交渉を外務大臣を通してやつている。その交渉には相当幅を持つておりますから、形式の如何にかかわらず、やや幅の広い過程において解決をされることと思うのであります。最後の結論には行つておりませんが、もう結論に近くなつております。そこで政府といたしましてはそういう直接損害のほかにですね。まぐろの魚価の低落ですね。市価の暴落、それから市場の混乱、そういつたような間接損害です。即ち生産業者に対する、そういう損害ですね。それから流通関係の業者に対する損害、これを何とかして早く水産業が円滑に活動ができることにしなければならない、こういう立場で政府は考えておりまして、差当り国内の措置を講ずるつもりであります。現にその点は、例えば神奈川、即ち三崎です。静岡、即ち焼津、こういうところに対しましては融資の措置をいたしたのであります。併しそれに及んでおらないところがまだ大部分でありますから、そういう点に拡張しまして、国内融資をしよう、融資であります。ということを実はもう十分前からそういう方針で、殊に最近関係大臣の間で相談をして協議を進めている。これが現況であります。

○湯山勇君　只今の大臣の御説明は極めて抽象的、一般的であつて、現在の段階においてはもう少し詳しく知りたいと思います。と申しますのは、先般岡崎外務大臣は、二十七日に、アメリカは補償費八十万ドルを出す意向だ、それに対して外務大臣としては、いろいろ資料を集めて見ると、その総額が二十億円を超えているというようなことを記者団に発表しております。そうすると、大体向うとしてはどれだけ出そうという、こちらとしてはどれだけ出してもらいたい、どれだけ出してもらえば、どれだけの補償ができる、こういう点をもう少し具体的に大臣から御説明を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　アメリカは初めはそんなに出さないつもりだつたのですね、率直に言いますと……。それを非常に交渉しまして大分向うもわかつて来、こちらも談判を続けたわけで、結局八十万ドルということが出ております。併し八十万ドルでは満足ができないというのが我々の考え方で、少くともももうちよつと上げなければいかん。向うの立場では直接損害というんですよ。それ以上はやはり出ない。ところが直接損害としましてもそれじやいけないというので、努力を続けているというわけであります。

○湯山勇君　それでは直接損害だけで政府としてはどれだけに見ておられるのでございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　直接損害、数字のことを実はね。私は申上げたんですがね。一遍にここで言つてしまうわけにも行かないから、この点は水産委員会でも申上げずにありますから、その点はどうぞお許しを願いたいんです。ただ併し、概数を言つておきますと、直接損害というのは、これはい

ろいろ算定の仕方があるのですね。厳格に言いますと、福龍丸の船体がまるで駄目になつちやつたからその措置、それから二十三人の患者の治療費及び今後の生活保障といいますか、或いは慰藉料といいますか、とにかく今後の保障ですね。それから福龍丸等に属していた船具、船員の私物、その他これに附属したもので放射能を浴びて使い物にならん、そういうものの損害ですね、それから福龍丸について第十三光栄丸というのが三崎に着きまして、これが相当放射能を浴びて来ているんです。これらも勿論損害に入りますし、爾来最近までで百四十九隻ですか、ちよつと極めて確かなことは何ですが、大体それくらいの船が放射能を浴びてまぐろを廃棄している。それは勿論福龍丸、光栄丸というのは殆んどまぐろを全部海中に廃棄しちやつたんですが、その後はそんなにないようです。積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。

○国務大臣(安藤正純君)　家族の何ですか、将来の保障ということですか。

○湯山勇君　現在の生活費ですね。

○国務大臣(安藤正純君)　現在の生活費というのは、その他のことは、これは融資、国内融資の中には入れないつもりです。これは賠償のほうで当然出ることと思いますから入れません。それじやどうしてそういうことをやつているかと言えば、その治療費は予算に盛つてあります、厚生省の……。まあ、それは厚生大臣がいるから詳しく聞いて下さつてもいいが、それでこの予算の中から切り盛りをしておるのであります。併しながら、それが当然第一の直接損害ですから、向うから来ればそこで精算ができる。こういうつもりなんです。融資ですから、急場を切り抜けて、差支えないようにしよう、こういうわけなんです。で、その期限も必らずしも余り長くはないかも知れんが、そう一カ月、二カ月というような短期ではないつもりなんです。

○湯山勇君　わかつたようなわからないような点があるのですけれども……。

なお、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思います。以前に当委員会におきまして、被害者の家族の生活保護につきまして、大臣から非公開で御表明がありましたが、あのときの措置は、現在もあの通りの状態で続けられておるものか、或いは今度のこの問題と関連して、新たな何らかの方法がとられておるか。この点について厚生大臣からお答え頂きたいと思います。

○国務大臣(草葉隆圓君)　あのときの状態の通りに続いておるのでございます。従つて補償がありますると、その補償の対象になつております。

○湯山勇君　変な問答になりますけれども、あのときの状態のまま続いておられるとすれば、その当事者ですね、中間当事者に対してはやはり今回の融資というような措置は講ぜられておるのでございますか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　これは中間当事者が相当の力があると申上げるか、相当な機関でありますために、現在では融資という程度までは及んでおらないと承知しております。

○湯山勇君　相当力があるとは申しますけれども、これも相当今日の情勢では困つているのではないかと思いますが、融資対象にするお考えはお持ちでございましようか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　成るべく早くこのアメリカとの話合いがついて、これも只今のお話のように、もう大体終末に近くなつているという程度でありますから、このほうを急いで、そして治療、家族、その他に補償の方法を十分急いでいたしたほうがいいじやないか、なおそれで不十分なら、又話が延びるような場合は、これは考えて行かにやならんのではないかと思つております。

○山下義信君　安藤国務相に伺うのでありますが、アメリカとの賠償の話は近く終結を見るだろう、話がつくだろうというお話でありましたが、近くというのはいつ頃でございますか。今月中くらいには話は済みますか。もつと早いのでございましようか。

○国務大臣(安藤正純君)　これは外務大臣がやつているんですが、勿論その状態及び相談等にもあずかつておりますが、はつきりいつというようなことは、相手のあることでありますから、殊に向うが言つて来た額によかろうと言つて応ずるならば、早いですけれども、それじやこちらは満足しておりませんから、もう少し上げなきやいかんというようなまあ考えを持つているものですから、そこがかかります。かかりますが、今日は八月の九日ですから、私の考えでは、これは私個人の考かも知れませんが、順調に行けば今月一ぱいに片付きましよう。

○山下義信君　大体まあ見通しのいい御答弁を頂いたのですが、日本政府のビキニ関係の対策のまあ補償と言うか、日本政府が被害者に対する措置ですね。その必要な措置をするその費用は向うから損害賠償として取つただけ

のものを日本政府が措置するのですか、或いは又それに日本政府自体の財政支出をして、プラスして、関係者のできるだけ満足の行くような対策をしてやろうという考えなのですか。つまりアメリカから受取つただけの範囲内でやろうというのですか。それが少なければ日本政府のほうで出して、そしてやろうというのですか。その辺はどういう考えを政府は持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(安藤正純君)　それは大体アメリカの賠償において支弁して行こうという方針です。と申しますのは、それでこちらでも考える直接損害といつたような点は、大抵行くのだろうと思います。併しながら、これが対米折衝のことで、相手のあることですから、余りにこちらが考えている、政府が考えている方針と違うようなことがあれば、それはそのときにどうしても国内として、政府しても更に考えて行かなきやならんと今考えております。

○山下義信君　それでまあそういうことで、政府のお考えが向うに賠償させられた範囲内でやるのだ、それで十分だと考えているという御意見であれば、一応御意見としては聞いておきますが、それじや足りつこないし、関係者は承服しないと思いますが、それにしましても、そういう措置をしますることは、やはり何と言いますか、予算措置といいますか、そういうふうな実際の実施の方法ですね。これはどういうやり方でやりますのですか。つまり予備費か何かで支出しておいて、あとで賠償は、いわゆる臨時国庫への収入として、政府の予算措置は次の補正なら補正でする、とりあえず予備費で緊急支出とするというやり方をするのですか。予算上といいますか、財政上の金繰りの措置は一体どういうふうにやるという考えですか。これは早くやるなんと言つたところで、若し普通の補正予算を組んでやるということになれば、政府はできるだけ臨時国会を向うへ引張ろうとしているんですから、十一月にも十二月にもなる。それじや関係者は待てないのです。何か緊急の財政措置をなさるというお考えはなさらなければならないと思いますが、その点はどういうお考えですか。

○国務大臣(安藤正純君)　その点、国内措置をしなければならないというので、融資の方法を講じて、今立案して大蔵大臣等とも折衝中なんです。これもそんなに長くかからないで、成るべく早くきめたいと思つております。融資ですから、じきにきまると思います。融資ですから、これを補給とか何とかということではありません。融資なのであるからそのわけなんですが、但し、今までも大分延びておりますので、もうすでに賠償を見込んで、国内の内払いは予備費の支出をしてやつた次第なんです。

○山下義信君　財政法上のことにはいろいろ僕らもうといのですから、余り聞けないですけれども、併し賠償交渉中なら、融資という方法も、一応はそういう措置が当然ですけれども、或いは若干は当然法規上認められるものは支出はできるのですけれども、賠償がまとまつたということになつたら、融資じやなくて、すぐ切換えて補償金交付という手続をとるのでなければ、筋が立たんのじやないかと思うのです。融資ならば、そんなような、返済を求めるというような金繰りのやり方でなくして、もう取れただけの賠償金、政府はそれ以上一文も出さないと言うのですが、ともかくもその金はすぐ振替えて円にして払つてやらなければならんのですから、もうその段階になれば融資じやないのですから、私は何らか予算上の措置が要るんじやないかと思う。そういうことは政府では研究しておられますか。

○国務大臣(安藤正純君)　そういう点につきましても今まで随分考究をしたのですが、例えば冷害に対するように特別立法をこしらえてやるとか、損害に対してどうとか、そういうわけにも行かないのです。直接損害のほうは賠償で来るのですし、あとは間接損害、殊にそれは魚価の低落による危急を救う処置なんですから、普通の対策とちよつとそこに違うところが大分ありまして、いろ〳〵考究した結果、融資で行こう、ともかく早くして危急を救いたい、こういう考えにまとまつたわけなんです。

○竹中勝男君　今の大臣の御説明で、まあ余りはつきりどれだけが直接損害であるかということについては、デリケートな問題で言えないと言われるのですが、併し国民は、これはただ単に賠償額の問題でなくて、相当この問題は深刻な性質を持つておる問題です、ビキニの問題というのは……。殊に愚者のごときは未だに不安でおります。最近にも私らは会つておりますが、一体自分らの補償はどうなるのか、家族の補償はどうなるのか、家族五人で二万円程度の補助では足りない。或る人は五人の家族を持つております、宮崎県の人です。そういうふうな不安の状態に五カ月近くも放任されておる。国民の知りたいことは、日本の政府がアメリカに向つてどれだけ熱心にこの問題を解決しようとして当つておるかということです。それでお尋ねしますが、今問題になつておる八十万ドルというのは、日本の政府が計算しておるいわゆる直接損害というものに対しては非常に少い額ですか、或いはそれこそこの額なんですか、或いはそれに相当する額なんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　必ずしも相当とは申上げませんが、そう桁の違つた、余りかけ離れた額ではないと思います。

○竹中勝男君　直接被害、間接被害という今までの形式論では、この水爆の問題は新らしいケースのように思われるのですが、やはり直接被害を非常に拡大して考えるという今の段階の交渉の方法は私は妥当だと思うのですが、それにしましても、日本の政府は水爆実験に協力するというのですから、これは例になるだろうと思うのですが、今度のこちうの交渉の仕方は……。まだこれが起ると我々は考えなければならない。水爆の実験をアメリカがやる、これに対して日本の政府はやめてくれと言わないで、協力するというのですから、こういう状態の下において日本の外務省が交渉しておる額というのは、相当重要な意味を持つておると思います。これは一回きりじやないだろうと思う、現在の建前とすれば、日本の外務省の建前からすれば、日本外交の建前からすれば、今の日本政府のやつている建前からすれば……。それでこれは相当強硬に日本の犠牲者に対する損害賠償というものは、腰をきめて外務省はやはり交渉をされる肚があるのですか、或いは遠慮しながらやつておられるのですか、その点伺いたい。

○国務大臣(安藤正純君)　外務大臣が折衝の任に当るのは当然で、やつております。外務大臣の折衝には或いは緩急の態度があるのかも知れません。政府としましては無論強い態度を以てやつております。でありますから、先ほどお話の出た八十万ドルということも、それでは満足できんと、こういう態度を以て折衝を続けておるのであります。

それからなお、あなたが今お話になつた、一体水爆の実験ということは、これはなか〳〵むずかしい問題で、政府の態度をここでは言えません。ただ私個人とすれば、水爆実験はやめたらよかろうと、こういうような私個人の考えである。併しそういうことは政府としては言えませんし、而もこの問題は国際連合でもしば〳〵出ておりまして、民主国家群のほうでは、今後のアメリカの水爆実験ということを必ずしも否定はしておらないという立場もありますし、そう簡単には言い切れない問題なんです。そこでアメリカは今年のうちは水爆実験をやらないかと思うのです。併しながらもうそれじややらないとは決して保証できません、来年になつたら又やるかも知れない。その場合においては、今度一体水爆というものが今までないことで、世界に初めて起つたことで、こんなに重大な損害を及ぼすというようなことは初めてのことであり、又これはもつと大きく考

えれば、全世界の問題であり、全人類の問題なんですから、軽々に看過はしておられませんからして、今後来年水爆をやるというようなことになつた場合においては、あらかじめ外交折衝をするという方針を以て今政府は進んでおります。

○竹中勝男君　これは厚生委員会ですから、幸いにビキニ被爆家族援護の問題が出ておるのですからしてお尋ねするのですが、政府代表も出ておられるわけですから……。安藤国務大臣は個人的には水爆実験にはこれ以上はもう賛成しかねる、大変私はまあ国務大臣の考えというものは正しいと思います。又それは国民の輿論を代表しておる考え方だと思います。併しながらはつきり国会で外務大臣は協力すると言明したのです。我々の党の質問に対してはつきりそういうふうに答弁をしておる。この点が国民には非常に大きな不安を与えておるのです。それでこういう限りない被害というものが予想される原爆、水爆の実験に対して日本の政府がとつて来た態度ですね、今もそれは改めていないと私は思う。国務大臣としてこれに個人的に反対だという意見を聞いたのは、恐らく国民は初めてだろうと思う。日本の政府は、国民を忘れて水爆の実験は賛成だ、賛成だと言えないにしても、これは仕方がないことだ、こういうふうなのが日本政府の態度だと国民は思つております。それで今度の被害に対する損害賠償に対して相当強硬な態度で、もはや再びアメリカがもう一度水爆の実験ができないほど、彼らが慎重に考える、そういう内容を持つた賠償を日本は要求すべきだと思う。そういう点について八十万ドルかそこ〳〵であるにしても、恐らく私はこんな額では足らないかと思うのです。間接被害の点から考えて見ても、水爆の被害そのものについては、国民に与えた精神的被害というものに至つては、これは測り知れない被害を持つていると思います。全人類に対して与えている被害だと言えるわけです。こういうことに対して政府当局、殊に出先の外務当局が少しでも弱腰であつて、国民の意思を無視したような態度でこの問題を解決しようとするならばこれは由々しきことだと私は考えております。そういう意味で国民は一体損害の、日本が要求している、日本がこれくらいの損害があるというのは一体どのくらいなのか、何千億円なのか、何百億円なのか、こういうことを具体的に知りたいだろうと思う。こういう点についてもいわゆる秘密でそれは言えないというようなふうにでなく、成るたけ早い機会に、これだけの大きな被害というものを世界に向つて日本政府は発表すべきだと思う。従つて水爆の実験はもうやめてくれ、こういうふうに持つて行くのが日本政府のあり方だと私は考えております。国務大臣どう思われますか、そういう点に対して……。

○国務大臣(安藤正純君)　日本といたしましては、直接損害、間接損害全部をアメリカ政府に提出しております。ですから向うではこれだけの損害を受けた、直接、間接に……、ということは承知をしているわけです。併し先ほどから申上げておりますように、アメリカでは直接と間接と、言わんかも知れませんが、大ずかみにしようと思つて来るのかも知れませんが、最後は……。併し実質的には直接損害の賠償こういうことになるのだろう。併しその直接損害でも、日本としてはその額が、それでは満足できないという今過程にあつてその最後の段階に入つているのでありまして、そこで間接損害はそれじやどうするか。できれば日本の政府で金を出して予算措置を講じて、間接損害の補償をしたいのでありますが、御承知の通り日本の現在の財政はどうもそれを許しませんし、いろ〳〵な事情があつてそう行きませんから、そこで先ず融資の措置を講ずるということになつて、これが解決をしておるのであります。併し先ほど申しますように、若し来年度又アメリカがこれをやるならば、一口に言えば安全保障ということをはつきりアメリカに外交交渉をしなければならない、こう考えておる次第であります。

もう一つ、私は序いでに言つておきたいことは、外務大臣は協力と言つたというその問題もかなり出ているのだが、これはまあ一般的に協力ということを言つたのだろうと思うのですね。協力ということはこの間実験をしたその続きなんですね。私は何も外務大臣の弁護をする必要はないけれども、自分の解釈で言うと、この間水爆実験を日本が、あれがあることはわかつていたのですから、それでその続きだからまあ協力と言つたのだろう。併しこの水爆なるものが文化を破壊し、人類を殺戮し、これは重大なことだ。どうしてもいけないというのならば、これはどうしても世界の問題だから国際連合でこれをきめなければいけない。ところが現在国際連合にはアメリカのほうの民主国家群のほうはこれを支持しておる、内心はどうか知りませんが、形においては……。それで非常にこれは困るわけであつて、そういう世論から動かして行かなければ、日本としてはいきなり非協力だという線を出すわけに行かないと思うのです。殊にそれに対しては日本の国会などは非常に熱心にやつて下さつているが、もつと熱心な線を出して頂きたいということを、私のほうから今度は逆に要求したい。現にこの間も参議院、衆議院の決議案ですね。あれもそこまで行つていないのですよ。水爆の実験をやつてくれという決議案じやないのですから、損害のないようにしてくれというあれは決議案です。むしろ惜しいことをしたと思つているのですよ。(「自由党が賛成しなかつたのですよ」と呼ぶ者あり)実際にはアメリカに強く当りたいのです。そういうことを序いでに申上げておきます。

○竹中勝男君　これは希望になりますが、これは我々は実験絶対反対なんですけれども、政府が協力すると言つた以上は、これは自由党としては反対とは言えないのだから、国会で多数で何でもやる自由党のことですから、我々が反対と言つたつて、協力と決議するのは仕方がない。そういう意味で安藤国務大臣は我々に反対してくれと言われても、これはやはり自由党がそういう気にならないことにはどうにもならないですよ。その協力だから、この交渉を徹底的にやつて欲しいと我々は望むんです。で、この差当りのことは急がなくてもいいと思います、こうなつたら……。だから財政措置の上で融資というものを考えているのですから、差当りの問題はなるたけ直接被害者の生活、治療及び漁業関係者、そういうところについての直接被害に対するまあその補償というものは、国家が至急に応急に十分な措置をとられて、腰を据えてこの原爆水爆問題は解決するという態度でアメリカと交渉に当つてもらいたいと思います。我々はそうであるならば、どこまでも水爆実験反対という線を国民と一緒に国会に持ち出そうと思うのであります。そういう点について安藤国務大臣は非常に人道的な立場で立派な見解を持つておられるのですから、国務大臣の安藤さんのような意見を、一つ自由党や政府に反映して頂きたいと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)で、これはくれ〴〵も希望として述べておきます。

○山下義信君　私は丁度いい機会ですから、関連してお伺いしたいと思うのですが、安藤国務相並びに厚生大臣が御出席でありますから、丁度いいと思うのですが、当面の水爆関係は安藤国務相が御承知下さるのですね、それであとはこれらの原水爆関係のことは厚生大臣のほうで一括してお世話なさるようなことに承わつている。たま〳〵本日は長崎に九年以前に原子爆弾の落ちた日でありますが、私はこのたびの水爆の被害者の病状も、門外漢でありますから、よくわかりませんが、ともかくも今日は治療の極め手がないということであります。今の患者の人たちへの治療方法等も、東大の都築博士が中心になつてやつておられることも、広島の原爆の障害者のやつた治療の経験を持つて行つて、例えば安静第一主義というような程度でやつている。今のところでは治療の方法なしということ

を承わつている。最近は長崎、広島の九カ年以前の放射能患者が踵を接して続々と改めてこの原爆症の兆候が出て来て、死亡者が続出しておる。丁度最近は広島、長崎のこういう原爆の日でありますので、中央、地方の各報道関係者もこれを指摘しておるわけなんです。で、我々としてはそういう放射能の障害についてこれは相当政府としても検討を加えなければ、当面の損害だなんということも、これも重要であるが、今後放射能の障害関係を如何にこれを治療して行くか、どうして行くかというような事柄について、政府はもつと真剣に検討をせらるべきであろうと私は考えておる。それでこれは折角九カ年以前に長崎、広島が二十数万の犠牲を払つて、その後九カ年引続いて関係者がこの放射能の治療と取り組んで貴重なデータがたくさんできておる。この事実を政府はつかんで十分御調査なさるのが至当ではないかという考えを我々は持つておるのでありますが、当局においては何か具体的な考えを立てておいでになるかどうかということを厚生大臣からこの席で改めて私は承わりたいと思う。

それからいま一つは、将来放射能関係の研究所といいますか、そういうもの、或いは私承わるのに日本学術会議においてもこれは一つ放射能の研究所を作ろうじやないかということを決議なされたということ、或いは又現地の長崎医大であるとか、関係の広島医大等も大学の中にそういう研究所を持ちたいというので、文部省関係の予算として要求したいということを言つておるようでありますが、政府はばらばらに各団体とかそういう関係者でなしに総合的に国として一本にまとめて放射能関係の研究所というようなものを持つお考えがあるかどうかということを聞きたいのです。アメリカのABCCは広島、長崎に持つている厖大な資料を、場合によつては今日まで非常にたくさんな調査をしておる資料を、日本政府に渡してもいいというようなことを言つておるそうです。或いは又一部分場合によつては厚生省と相談して、何か最近新らしくABCCも方針が変つて、場合によつては日本政府と相談してもいいということを言つておるそうでありますが、厚生省はそういうふうなことについてどういうふうなお考えを持つておられるかということを、この席で厚生大臣から御言明を頂きたい、かように考えております。

○国務大臣（草葉隆圓君）　お話のように、広島、長崎の丁度昨日、今日はその記念の日で、誠に感慨深いのでございますが、その後御承知のように原爆症調査研究協議会を厚生省関係におきまして、設置し、アメリカのABCCと協力しながら原爆症の調査研究を進めて参つたのでありますが、今回のビキニ関係の事件が起りましてから、従来のこれではどうも不十分であるし、更に広範囲の方面に研究調査並びに対策を立てて参らねばならない状態と相成りましたので、従来の原爆症調査研究協議会を拡大強化いたしまして、原爆被害に対する調査研究協議会というものにしながら、長崎、広島等におけるその後の患者の問題に対しましてもこれを対象とし、更に今回のビキニ関係の患者その他食品等に関しまする方面に及びまして調査の対象として参りたいというので、目下政府部内で関係省とこれらの点を検討いたしております。急いでこれらの立場から原爆被害全体に対しまする対策をこれに対する処置とを講じて参るという方針で進んでおります。その具体的な対策等も追つて研究して参りたいと存じております。

○山下義信君　後段のもう一つ、国として放射能関係の総合的な一つ研究所を持つというような考え方はないかどうか、検討してみる考えはないかどうかという点について御答弁を頂きたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　放射能関係についての研究はそれ〴〵或いは通産省その他でいたすことにいたして、先般閣議等でも決定いたしておりまするが、それによる被害と申しますか、或いはそれから起る可能性あるもろ〳〵の対策というものは、今回の原爆被害に対する調査。研究協議会で併せて取扱つて行くべきものとして考えております。

○山下義信君　私の質問もよつとぼかしていらつしやる。私の後段に伺つておるのは、私医者のことはよくわからないのですが、放射能の治療関係のいろいろ研究の医師、医学者といいますか、そういうものを中心として原水爆の障害者の治療の方法の研究をしなければ、今だつて東大で入れている水爆の患者だつて何もに特別の治療方法はない。私は是非一つ、日本だけが世界で実験させられた、その負傷者も持ち、その病人を持つているというのは日本だけしかないのでありますから、政府はこれを何といいますか、総合して十分権威ある研究をされるように私は御研究を願いたい、こういう意味で伺つておるのであります。日本学術会議のなにも、放射能の病気のほうの治療研究を、そういう機関を作れということを決議したらしい、各大学でもそういうことをやつて、ばらばらでなしにどこか一本でやるべきじやないかと思うのです。大体のことを大臣からお考えを御答弁願つて、できれば又あとで事務当局から考えを具体的に聞きたいと思います。

○国務大臣（草葉隆圓君）　御指摘の点、私ども同感に考えております。従いまして厚生省でもそれを含めて考えて参りたいと思います。

○山下義信君　楠本部長、何か具体的な何がありましたら御説明して下さい、大臣の答弁を……。

○説明員（楠本正康君）　この放射能に関しまする治療をも含めました総合的な一つの調査機関につきましては、目下私のほうといたしましては、治療を中心というようなことにいたしますれば、どこか国で一カ所にまとめべきものが、御指摘のように極めて効率的なものだと考えております。併し具体的な問題といたしましてはまだそこまで行つておりません。一応は協議会の形式でこれを総合して行きたいものでございまして、これは厚生省に只今大臣からも御答弁がございましたように、新たに原爆対策に関する調査研究協議会を設けまして、これによりまして一応総合的な調査研究の実を一本にまとめて実施をして行きたい、かような所存でございます。

○委員長（上條愛一君）　最後に私から、細かい点でありまするが、厚生大臣にお願い申上げたい問題は、この家族の援護に関する問題でありまするが、これは厚生大臣のお話によると中間の機関に立替をさせておると、こういうことでありまするが、その立替の場合に、一切を中間の機関に、額等も委せておるのか、或いは厚生省で家族に支給する、家族数その他の情勢に応じて、額等の問題は指示されておるのか。ということは家族の援護について不十分だという声を私どもは承わつておるわけでありまするが、この点について厚生省としては、全く中間の機関に額その他の援護の方法等については一任されておるのか、或いは連絡をとつて十分なる指示をされておるのか、この点を承わりたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　当時ここでも私御報告申上げましたように、現地の県並びに只今御摘指の中間機関等でよく御相談を頂いて、家庭に即応するような方法というのでいたしておりまするから、厚生省からこの額以上はいけないというような強い指示でいたしておる次第でもございません。従いまして又大変それで不十分と見るようなことがありますと、更に協議をしても結構だというふうに考えております。

○委員長（上條愛一君）　この点については、厚生省において任しつきりということでなしに、やはり連絡をとつて家族の意向等も参考にせられて、十分に援護の行届くようなふうに御処置を願いたいとお願いいたしておきます。

それではビキニ被爆者及び家族の援護に関する件は以上で質問を打切つてよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君）　それでは先に

戻りまして、中国の紅十字代表に関する件ですが、なお御質問がありましたら御質問をお願いいたします。若しないようでございましたら、これに関連いたしまして、戦時中に日本において死亡した中国人の遺骨送還について、その経過並びに今後の送還についての見通し等について御当局から御説明を願いたいと存じます。と申しますのは、前に一度遺骨の送還はいたしましたけれども、その後において全国各地から集りました遺骨というものが千個に達しておるということでありまして、これを急速に処置する必要があると存じまするので、この問題についての外務省のアジア局長、経過の御説明をお願いいたします。

○説明員（中川融君）　戦争中に内地においていろ〳〵な理由で死亡いたしました中国人の遺骨を中国本土に送還したいという話は、先般来とき〴〵我々も聞いておりましたけれども、いずれにせよまだ具体的な問題として取上げられるに至っていないように考えております。なお昨年度におきましては、中共から邦人の引揚に当りまして、内地にあります遺骨をその船で中国本土に送り還したいという話が出て参りました。併しながらその当時すでに台湾の国民政府と船にどういうものを乗載せるかということについての話合いができたあとでありましたので、国民政府に対する約束との関係から、邦人送還の船に、つまり往路に遺骨を乗載せて行くということが不可能でありましたので、止むを得ず別の船に乗せて、遺骨を計三回でありましたか、送り届けたということがあるのであります。本年度におきまして遺骨をどのように処理するかということにつきましては、まだ政府当局において具体的に何ら研究若しくは決定した事実はございません。

○竹中勝男君　これはもう簡単に言えば簡単なことなんですが、まあ李徳全さんが来られることと関連して、やはりこの遺骨のような重大な意義、大切な意義を持つたものを、まあこの前も一時誤解を与えたように、荷作りして送るというような、荷物のようにして送るというようなふうに一時外務省で考えられたようなこともあるようですが、そういうようなことのないように、殊に李徳全さんが中国から来るんですから、これを契機に今後の問題を、殊に引揚の問題、戦犯者の問題を解決するということが、まあ中国紅十字の代表をよぶということを我々委員会が決議したもとなんですから、一つそういうことに関連して千個の、現在集つておる千個の遺骨を中国に、できればやはりこの衆参両院の厚生委員会の手ででも持つて行くというくらいのところまで、そうしてそれを機会に、と言うと悪いけれども、在留邦人の調査だとか、引揚の促進ということに我我が乗り出せるようなふうに、遺骨を利用すると言うと大変言葉が悪いですが、この遺骨を契機、一つの契機にして将来の問題の解決に資して行くようにも考えられるように私は希望するわけです。外務省については、そういうことについて別に反対はありませんか、そういうことについては……。

○説明員（中川融君）　邦人の帰つて来る船にこちらから遺骨を送る問題を関連せしめることは、私は今のところ、現在の、今日の言わば私限りの見解ですが、甚だ邦人の帰国自体を或る意味で困難にするのではないかということを懸念いたします。それは結局昨年も問題になつたわけでありますが、台湾の国民政府との関係で、こちらから邦人送還船に往路に或いは人を乗せるとか或いは遺骨を乗せるとか、さようなことをいたしますことがなか〳〵台湾側の保障を取りつけるのに困難な事情がありますので、却つて邦人送還自体を困難な事態にもたらすのではないかということを懸念いたしております。併し甚だ汗顔でありますが、この問題を最近一つも聞いてもおりませんし、その意味で考えてもおりませんので、只今それ以上のことを申上げるのは控えさして頂きたいと思います。

○竹中勝男君　そういう交換の条件に持つて行くとか何とかいう意味では毛頭ございませんが、こういうことも極めて鄭重に日本の政府としてはしなければならない。それが将来の問題にも関連して来ると、そういう点です。外務省のほうもよくわかつて頂きたいということです。即ち鄭重に送る。この前のように荷物の一つにして送るというような考えをやめてもらいたい。そういうことです。それが将来に非常に重大な影響を及ぼしますから……。

○説明員（中川融君）　先方において非常に強い希望があると申しますか、つまりこれを送り返すことが非常に先方の感情を和らげる。そういうことによつて邦人の帰還その他を促進するというふうなことがありますれば、人道的の問題のやはり一つでありますので研究いたしてみたいと思つております。併し先方の意向その他も実は我々まだ聞いておりませんので、更に今後研究いたしたいと思つております。

○湯山勇君　今の問題で原則的な問題についてお尋ねいたしたいのですが、前回このことをやろうとしたけれども、国民政府側との了解が得られなかつたのでできなかつた。これは全く事務的な問題だと思いますが、そういうふうに把握してよろしいかどうか。又外務省としては積極的にこの遺骨を送還する意思を持つておるかどうか、この点を先ず伺いたいと思います。

○藤原道子君　関連して……。先ほど局長は、昨年のときにはすでに方針を決定した後であつたから、台湾政府との了解を得るのが困難であつたというふうに御答弁になつたように私伺つたのですが、今度はこれから相談をすることでございまするから、私は当然の礼儀としてもこの際遺骨を送還すべきであると考えるのでございますが、先ほどの局長の御答弁はそうであつたように伺いましたが、それはどうなんでしょう。

○説明員（中川融君）　国民政府との交渉の際は、御承知の通り船が向うへ行く際には何も積まない、こういう約束で、ただ帰還する邦人を帰りに乗つけて来るということで航路の安全の保障を取りつけたのでございます。その後になつて遺骨を返すという問題が起きましたために、国民政府のほうとの話合いに違つた結果が出て来ましたので、止むを得ず別の船を仕立ててわざ〳〵返したという、いわば非常に不経済なことをしたわけであります。併し国民政府の反対というものが本質的なものであるか、形式的なものであるかという点にかかると思うのであります。これが単に形式的に船の往路には何も積まないと約束したにもかかわらず、積むということは約束が違うじやないかという程度であれば、あらかじめ遺骨を積んで行つて、新たに邦人を乗つけて還すということも事前に通告をすれば差支えないようでありますが、これが本質的に中共側にいろいろなものとか、或いは人間をとかいうことは台湾の国民政府としては承知しないということでありますると、この船の航路の安全保障を取付けること自体が非常に困難になるという結果になるわけでありますが、この台湾の国民政府の考え方というものが本質的なものであるか、或いは形式的な反対に過ぎないかという点は我々としてまだ事情を承知しておりません。

なお、原則論として遺骨を還すことに賛成かどうかということにつきましては、先方が希望しないものを還すというのはこれは必要でないと思います。これは人道的な問題でもあり、戦争中に中国の人が日本にいわば強制徴用によつて労力を提供させられて、その結果死亡したというようなことが、確かに人道上よろしくないことでありますので、その遺家族等で是非遺骨を還してもらいたい。例えば日本の現在の軍人軍属の遺家族の方が外地にまだ残つておる遺骨を是非取返してもらいたいという希望が非常にありますけれども、あれと同じような先方でそういう希望があるということであれば、これは何とかの方法を講じまして還すようにしたいと思いますが、その先方からの、先方の意向、意思というものがわかりませんので、そういうものを確かめてから処置したいと考えております。

○湯山勇君　先方の意思を確めてからとか、希望があればとかいうことは、これは全く理由にならないと思うのです。どこの世界の民族にしても、どこの人類にしても自分の血を分けた肉親の者の遺骨が異郷で野ざらし、雨ざらしになっている。その遺骨に還つてもらいたいというのは、古今東西を通じて人情の自然だと思うのです。それを改めて確めなければならないというように考えられるところに、私はまだ、先ほどの問題ではないけれども、この問題も外務省自体、もつと言えば政府自体が政治的に考えているのじやないかと、そういう疑いを持つわけです。もつと率直に考えて頂ければ、これはどうしても送り還さなくちやならんということになるのが私は当然じやないかと思いますが、その点はどうお考えになりますか。

更に国民政府のこの前に何も積んで行つちやいけないといつた協定が本質的なものかどうかという点についてですけれども、或いは戦争状態にある両国間の一方へ軍需物資なり、軍需資材なりを運ぶとすれば別ですけれども、外交交渉を以て、少くとも今日独立した日本の外交を以て何の戦力の足しにもならない、役にも立たない遺骨を送ることを、それほど局外者と言いますか、第三国の意向を気がねをしなければできないというような、そういう状態に今日本はあるがどうか、非常に基本的な問題で疑義がありますので、お尋ねいたしたいと思います。

○説明員(中川融君)　我々はやはり先方においての希望といいますか、考え方というものが先決ではなかろうかと考えるのであります。向うへ送りましても、これが遺家族の手に果して渡るかどうかというような点も、我々としてはやはり送り還す前に考えなければならないことだろうと思います。やはり先方の意向ということが前提になるべきであろう。これは決してすでに死亡された人に対する何と申しますか、人間的な感情というものを無視するが故に言うのではないのでありまして、やはり送り還す以上は、向うにおきまして然るべき扱いを受けて遺家族にそれぞれ還る。或いはその他の適当な方法が講ぜられるという点について、あらかじめやはり確めておきたいと考えるわけであります。

なお、国民政府の了承をとることでありますが、これは日本の遠慮とか何とかいうことでなしに、現実の問題として台湾海峡は国民政府側の海軍力が相当強いのでありまして、これを通る際には、どうしても安全保障というものを取付けなければ船自体が安全を保障されないわけであります。やはりどうしても安全保障を取らなければいけない。その際には国民政府側の保障を取付ける必要があります。国民政府側に交渉しなければなりません。その際の交渉の難易ということから言いますれば、何も積んで行かないということであれば、これは一番間違いがないことであります。何か物を積んで行くということになりますと、それは中共に対する戦力を増強するかどうかということを、実質的な判断を離れましてやはり国民政府側の感情といいますか、そういうものもあると思うのでありまして、交渉をしないというのではありませんが、交渉が困難になるであろう、容易でなくなるだろうということを客観的な事実として、見通しとして申上げた次第であります。

○湯山勇君　今のお話はお話としてわかりますけれども、すでに一回は、一回ならず二回、三回と送還しているのでありますから、そうするとそれは先方にそういう意思がある。それから送つて行つた遺骨がどうなるか確めたいというが、政府は今日まで努力を少しもしていらつしやらない。ともかくおつしやつたような原則を認めるといたしましても、今まで送り還したという既成事実に立つて考えた場合に、今後の拒否するとか今後送り還すことは見合せるというそういう理由は何もないと思いますが、これは如何でしようか。

それから第二点の国民政府との問題ですけれども、最初おつしやつたのは、前回はこういう約束をしたあとであつたから、むずかしかつたんだという御説明であつた。ところが只今のお話では、極めて重大な意味を含めての御発言なので、これは若干私ども了解に苦しむところですが、若しそうだとすれば只今のようなふうに考えるならば、前回あとで行つた分は航路の安全保障なくして行つたのでございますか、これを伺いたいと思います。

○説明員(中川融君)　前回参りました船のうち、邦人引揚げに使いました船については安全保障を取付けてあるわけであります。日本から遺骨を送還するのに使いました船につきましては、国民政府の安全保障を取り付けることができずに事実問題として航行した次第であります。

○湯山勇君　ちよつと爆音で聞こえなかつたのですが、大事なところが……。

○説明員(中川融君)　前回配船いたしました船については、邦人引揚げに使つた分については、これは台湾政府の安全保障を取付けて出したわけでありますが、中国人の遺骨を送りましたこの船、これについては国民政府の安全保障を取付けることができないままにこの船を運行した次第であります。

○湯山勇君　それでは国民政府の安全保障を得ないまで外務省は船を出すことを、或いは船を向うにやることを承認されたわけでございますか。

○説明員(中川融君)　その通りであります。

○湯山勇君　それならば今度の問題につきましても、幸いにして了解を得られて安全保障が頂ければ、これはこれに越したことはないと思いますけれども、得られなければ、前回と同様の措置をとる御意見があるかどうか。実は私の県でも二百余の遺骨を、別子銅山に入つていた人のを取出しまして、随分費用もかかりましたが、県、市その他からの費用も出してもらつて、もうすでにいつでも送り出せるように準備ができているのでございます。前回そういうふうな措置まで極端に言えば強行されたわけですが、今後も前回同様に許可が得られれば、それは結構ですけれども、得られない場合には強行して、得られないままで強行する、こういう意思をお持ちになつているかどうか。若しお持ちになつていないとすれば、前回となぜ別な措置をとるか、こういう点について御答弁頂きたいと思います。

○説明員(田辺繁雄君)　昨年の例を申上げます……。

○湯山勇君　外務省の御意見を聞いているのです。外務省の御態度を聞いておるので、事実はかまいません。(「田辺さんの考え方はわかつているのです。外務省に関する問題を我々が審いている、岡崎さんの肚一つなんだ」と呼ぶ者あり)

○説明員(中川融君)　前回の場合におきましては、邦人引揚の一つの条件のようになりまして、内地におきまする中国人の帰還問題、遺骨の送還問題ということが取上げられまして、御承知の通り非常にこれは世間を騒がした問題になつたわけでございます。折角の邦人が帰つて来るという際に、こういうことで支障ができては困るからというので、政府としては非常な無理算段をいたしまして、在留中国人の送還及び遺骨の送還を実施したわけでございます。従つて非常な無理をしたのでありまして、別に更に、本当ならばその行く船に乗つけて行き、帰りに邦人を乗つけて来れば、一つの船で済むものを、二つの船を出しまして一つの船にはこちらから運ぶものばかり、もう一つの船は向うからこつちに運ぶものばかりというような、非常な無駄をしたわけであります。これは併し邦人引揚という是非とも実施しなければならない事業というものを円滑に遂行するという必要上から、特にさような措置までとつて遺骨の送還及び在留中国人の送還ということを行なつたのでありまして、相当いわばあぶない橋を渡つたわけであります。これは要するにそういうものが邦人送還のいわば条件となつたからでありまして、今度の場合にはできるだけさようなむずかしい条件はつけないようにしてもらいたい、つけないようにしたい。そうして中共に

ありますが、これについて御異議ありませんか。

○説明員（中川融君）　その問題につきましては、新らしい問題として関係当局即ち外務省のみならず厚生省等があるわけでありますが、更にこれを実施するとすれば、経費もかかるので、大蔵省等と協議した上で態度を決したい、かように考えております。

○委員長（上條愛一君）　如何でございましょうか、厚生委員会としては千個の遺骨がすでに準備されておることでありますから、今アジア局長のおつしやるようにいろ〳〵関係当局と御相談の上で、至急にこの送還の手続をとつて頂きたいということを希望してこの問題を打切つたらどうかと思いますが……。

○山下義信君　異議はありませんが、今のアジア局長は関係の厚生省やその他といろ〳〵相談してみたいと、前のことはまあ前任者のことで、中川さん御承知でないと思うので御尤もだと思うが、いろ〳〵関係を調査して頂いて、政府のほうは政府のほうでいろいろ研究して頂きたい。同時にそれ〴〵御要望なさつたんですが同時に委員会もこの問題を一つ我々も十分調査して、今お話も出ましたが、中国遺骨送還委員会で、大谷君のやつていたあの委員会ですね。であのときの主要メンバーの人もだん〳〵引揚げて帰つた人もあるでしようし、あの委員会はどういう現状になつておるか私は実は未知なんですが、最近の委員会の組織や構成等も……。でこの委員会自体もこれをどう御協力申上げるか、どう御尽力したらいいかということを委員会自体も私は検討する必要があろうと思うのです。政府のほうも関係者で一つ御研究おきを願つて、我々もどういう手で御尽力を申上げることができるか、何か方法があるかどうか、政府と十分連絡の上で、これは厚生委員会の当然の仕事であるから引揚特別委員会がなくなつちやつて、こつちへ仕事が来ている以上は、これは委員会自体の仕事であるから、一応この質疑応答だけで済んだということでなしに、これは一つ委員会自体の持分の仕事としてこの問題に対する対策を委員会が検討して行くということに一つして置いて頂ければいいのじやないかと思うのです。我々も一つ勉強したいと思いますので、そういうことにきめて置いて頂きたい、如何でしようか。

○湯山勇君　もう一つ、幸い関係当局の一人である厚生大臣がお見えになつておりますから、今外務省だけの御見解を伺つたのでありますが、厚生大臣の御見解もここで一つ承わつておきたいと思いますが、大臣から一つお願いいたします。

○国務大臣（草葉隆圓君）　これは今さつき外務省のアジア局長からもお話がありましたし、従来私ども厚生省におきましてもいろ〳〵御関係を申上げておつたふしもございますし、従つて山下委員からも只今お話もありましたので、この委員会としても御検討を頂き、私どももこれらの点をいろ〳〵な点からして一つ検討する必要がありはしないか、それでその点お進めを頂くといいのじやないか。

○山下義信君　政府のほうもそういうお考えでありましたならばこの問題も委員会としての処置の仕方は、委員長理事会で一つ御検討を下さつて、要すれば小委員会でもお設けになつてもいいと思いますので、一つ理事会で御検討下さるようにお願いいたしたいと思います。お預けしておきます。

○委員長（上條愛一君）　それでは今山下委員からの御提案がありましたように、政府当局としては政府当局として可急的速かに送還の方法等についての御研究を願つて処置を願う。それから委員会といたしましては理事会でよく検討を加えて対策を講じて行くことにしたいと思います。それでよろしうございますか。

○藤原道子君　それで私は異議ございませんが、それと合せて外務当局に一つ私注文があるのですが、これは実は私ども中国のこの遺骨はすでに千体以上は準備されているにもかかわらず、いろ〳〵な点に難色があるようでありますが、私先年外務大臣に日本の遺骨が南方に実に悲しい状態になつたままでまだ放置されている。私参りましたときに犬の遊び場所になつている。戦犯の墓所などはもう今に遺骨がなくなるのじやないかというような怪し気なところにいけられたままになつておる。これらに対して何とか手を打つ方法はないのかということを私外務大臣に質したことあるのです。そのときに何とか早急に手を打ちたいと思う、いろいろ外交上の問題もございますので、その点も是非早急に遺族の人の御安心の行くように処置したいと思いますという言葉があつたのでございます。ところがその後何らまだお答えに接していないのでございますが、そうした問題もどのように調査され、或いは交渉等がどのように進んでいるかということを一つ新調査になつておいて、後日委員会へ御報告を願いたいと、外務当局にお願いいたします。

○説明員（中川融君）　只今御質問の点につきましては、我々も非常に重大に考えており、いろ〳〵努力いたしております。最近におきましては例えばシンガポール、或いはマレー半島、或いは英領のニューギニヤその他或いは豪州の地域のいろ〳〵島がありますが、さようなところ、これらについては相当話が進みまして、どういうところに日本人の墓地がある、戦没者の墓地とか或いはお骨が安置してあるというようなことも大体調査ができまして、その調査に基きまして配船計画その他、これは厚生省のほうで御準備になつて現地と折衝をやつております。なお、例えばフリイピン或いはビルマ等、いわゆる非常なジヤングルの奥地のほう、山の奥のほうにまだ日本人の遺骨がたくさんあるのじやないかということがあるのであります。これらの地域については、現地の治安等の関係から調査もなか〳〵思うようにできませんので、これらのほうは遅れておりますが、治安の比較的に確立しております英領地域につきましては、相当話が進んでおりまして、今年中には何とか措置ができる。船が配船できるような運びになるのではないかと思つております。

なお、只今御注文の資料等につきましては厚生省とも連絡をいたしまして、至急お届けいたします。

○藤原道子君　これで終りますが、日本の遺族がやはり日本人の遺骨を待ちこがれておりますと同じに、中国の人々もそうであろうと思いますので、そういうような意味をも含めて是非外

務省の考え方が好転することを、私心から期待いたしまして今日はこれだけ……。

○委員長（上條愛一君）　それでは遺骨送還の問題は、以上の決定を以て打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは十分間休憩いたしまして、今後の議題の進め方について御相談を願いたいと思いますが、よろしゆうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月十九日印刷
昭和二十九年八月二十日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

参議院水産委員会（第十九回国会継続）会議録第七号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午前十時二十一分開会

委員の異動

八月二日委員田中啓一君及び佐多忠隆君辞任につき、その補欠として平井太郎君及び森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　小林　孝平君
委員
　青山　正一君
　楠見　義男君
　島村　軍次君
　曾祢　益君
　苫米地義三君
国務大臣
　国務大臣　安藤　正純君
事務局側
　常任委員会専門員　岡　尊信君
　常任委員会専門員　林　達麿君
説明員
　水産庁長官　清井　正君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

○委員長（小林孝平君） 只今から水産委員会を開会いたします。

ビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。只今政府から出席されておりますかたは、安藤国務大臣、水産庁の清井長官であります。なお保利農林大臣は衆議院の決算委員会のほうに出席されておりますので、後刻出席の予定であります。安藤国務大臣は十一時までここにおられますから、そういう御予定で御質問を願います。御質疑のあるかたは、順次御発言を願います。

○楠見義男君 質問よりも、前回の委員会のあとで、いろ〳〵政府のほうからその後の経過について御説明をお願いすることが多いと思うのであります。従つて先ずその後の経過、或いは或る程度確立した結果等について御報告を頂き、その御報告に基いて質疑をいたしたいと思いますが、どうぞそういうふうにお取計らい頂きたいと思います。

○委員長（小林孝平君） 安藤国務大臣から、その後の経過の御報告を願います。

○国務大臣（安藤正純君） それじや大体お話いたしますが、前々からの方針に基きまして、アメリカとの交渉は継続してやつております。まだ最後の結論には達しておりません。併しだんだん進展はいたしております。それからこれと並行しまして、国内の措置の問題を考えまして、過日来案を立てて国内措置の途を講じておる次第であります。併しこれもまだ最後に行つておらないので、実は一日も早く決定をいたしたいと、頻りに急いでおるのでありますが、数字の問題だとか、或いはそれに該当すべき性質の問題だとかいつたようなことで今検討中なのであります。併しながらこれはもうそう日を経ないで決定することと思います。

○楠見義男君 実は、先般の委員会が済みましてから約一週間以上になつて、この間大体の国内対策についての目鼻をつけて頂くということを強く要望し、又その結果について、本日の委員会に御報告を賜わることを楽しみにしておつたのですが、併し只今の御報告のような状態であることを甚だ残念に思つております。併し是非これは進めて、一日も早く私どもの期待するような結果のあることを望むわけでありますが、それにしても私どもの感じといいますか、期待からすれば、少くとも本日完全な結果が聞けなくても、事務的折衝は済んで、上の大臣間の折衝の状態くらいまでのところは少くともしてあることを期待しておつたのですが、それもできないようで甚だ残念に思います。そこでこれは一つ水産庁長官にお伺いしたいのですが、事務的にいろ〳〵の案をお立てになつて、そして関係の省に御連絡、御折衝をしておられると思うのでありますが、その事務的折衝を進められておられる項目について、例えば融資の問題であるならば、大体どの程度の金額を目標にして折衝を進められているとか、或いはそれ以外の対策であるならば、どういうような対策をどの方面に対して折衝を進められているとか、そういう事務的の折衝の段階の問題について、差支えない限り詳細に御報告を賜わりたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君） 事務的の折衝のことは、今御質問ですから水産庁長官から答えてもらいますが、それについての大体のことだけ私から申上げておきます。今お話がありましたが、関係大臣間におきましては、すでに数回話を重ねて、ほぼ意見は一致しているんであります。ただこれを事務的のほうから検討をして、一致するところへ一致をしなければならないので、方針の一致をしたところを今事務のほうへ廻しまして、事務当局相互の間で検討をしている次第です。その点は水産庁長官から答えると思います。

それから国内措置は、融資をいたそうというので、融資のことを相談をし、方針をきめている次第であります。融資につきましては、すでに一億五千万円の融資を過般いたしました。併しながらこれは神奈川と静岡との両県に対する融資でありますから、その他には廻つてまだおりません。勿論多少そうほうへ廻わすべく用意をして保留してある部分もありますが、それでは足りないのでありますから、新らしく融資をいたそう、でありまするから要するに前の一億五千万円の融資に加える融資をいたして、これをほかにも廻わして行こう、こういう方針なんであります。而してその範囲といいますか、程度といいますか、これは全般的の考えを以て融資をいたして行きたい。つまり生産方面、流通のほうの範囲にも廻わして行きたい。こういう方針を以て検討をいたしておる次第であります。細かいことは一つ水産庁長官から御説明いたします。

○説明員（清井正君） 前回お話がございました、只今大臣から御説明申上げた通り、先般静岡、神奈川にいたしました融資の方針、即ち預金部の、資金運用部の資金を、県に貸与して、県が適当なる金融機関を通じて関係者に貸与するという形をすでにやつておるわけであります。それを更に拡張すると申しますか、今までが静岡、神奈川の両県の生産者並びに流通業者を目的としたのであります、これを更にほかの府県、例えば鹿児島なり、高知なり、三重なり、愛知なり、岡山なり、いろ〳〵あるわけでありますが、そういつた県におきまする同様種類の関係業者に対しても、同様に融資の途を講じたいという考え方で、只今事務折衝いたしておるのであります。なおそのほかにも只今お話いたしました通り、いわゆる流通関係の業者にもできれば一つやつてもらいたいということで、そういうことも考えております。そういうことで私ども非常に細かい数字を作りまして、大蔵省と相談を実はいたしておるのであります。やはりこれは金額は、関係業界は非常な多額を希望しておるのでありますが、無論これは少い金額の範囲内においてできるだけ我慢して最小限度でやつて行くという建前をどうしても現在の状況ではとらざるを得ないところでありますので、この際一つ神奈川、静岡に融資いたしましたところの金額の見合いにおいて、比較的均衡の関係において金額を決定して行かなければならない。そう

いうことに当然相成ると思うのであります。そこでそれらの見合いを以て、私ども只今静岡、神奈川以外の生産県の生産者に対して、静岡、神奈川のあの程度の融資をいたすとしますれば、ほかの県にどの程度の融資をしなければならないかということを考えました。そこで実は大蔵省方面におきましても、現在のような状況でありますので、地方の財政も非常に苦しいときであり、そこで全体に金融事情も相当こういうような情勢にあるので、情勢もわかるけれども、なか〳〵実際問題としてはむずかしいのだということで、なかなか事務的なむずかしい問題があるわけであります。従いまして特に問題が問題でありますので、最近幾分物価は値上りはしておりますけれども、何しろ当時二カ月間というものは相当値下りを示しておりまして、その値下りによる業者関係のこうむつた損害はまだまだこれが回復しておらないのであります。これが回復するまでの間の繋ぎと申しますか、そういう意味合いにおきまして、是非ともこれは必要なものである。而も損害が起つた原因が特殊な原因によつて起つておるのであります。これは他と比較して見ても、はつきり区別できるであろうというような観点から実は交渉いたしておるのであります。事務当局も大蔵省側は非常に細かい数字を要求しておりまして、一銭一銭の損害の数字まで出せということで、非常に細かい数字を出して折衝いたしておるのでありますが、大体において向うのほうとしては私どもの気持はわかつてもらつておるのであります。併し問題は全般の金融政策としての問題と、それから県が非常に財政的に不十分なところが相当ある、こういうようなことでありますので、これはにわかに決定いたしがたいということで、事情は十分呑み込んでもらつておりますけれども、なか〳〵最終決定に至らないのであります。漁業者につきましても同様な問題がありまして、これ又問題があるのであります。私どもといたしましてはもはや事務的に折衝の段階は恐らくないくらいに思つておるのであります。この二週間ぐらい殆んど毎日のように折衝いたしておりますが、そこで大臣いろ〳〵御心配になりましたように、大臣は非常に関係大臣と御相談になつている状況でございまして、この点は近日の間に解決つくのではないかと思つておりますが、我々といたしましてはできるだけのことを大蔵当局と折衝をいたしたというような現状であります。

それからもう一つ附加えて申上げますが、税金の問題について楠見委員からお話があつたのでございますが、それについて実は税金の問題につきましてもいろ〳〵ほかの災害の例もございましたので何とかいたしたいということで非常に先般から努力をいたしておつたのでありますが、実は去る七月の九日に国税庁長官から各地方の国税局長宛に通知が出ているのであります。これも結局関係の流通業者と漁業者でありますが、丁度本年度の予定納税の基準額の減額申請を出す場合に減額申請の処理に当つては先ず個々の実情を調査して適正な措置を図るようにしろという意味の通知が出ているのであります。この通知を出してもらうについても実はいろ〳〵折衝いたしたのでありますが、丁度本年度の予定納税の第一期分が七月から始まり、第二期は十二月から始まるわけでありますが、それまでに今年の三月の事件によつてこうむつた損害について関係業者からも当然これは減額申請が出ていると思うのであります。勿論そういう場合に際しましてなか〳〵これをそのままで減額申請いたしましても不十分でありますので、国税庁と相談いたしましてこの通知を出してもらつたということでありまして、現実にどういうふうにこれが反映するかということも個々に聞いておりますが、これは或る程度やつてもらつているところもあるのでありまして、又聞に合わなかつたところは申告納税告知書の中に事情の困る者は申請をして来いというようなことを書いて納税告知書が行つたところもあるというようなことであります。要するにこれは本年の三月の非常な物価下落による影響を幾分でも早くこれを納税額に現わすという意味の措置であります。これだけでは私としても不十分であると思いますので、なお十一月以降に同じような問題が起るわけでありまして、その際に前回の措置できなかつたものについては同様な措置をしてもらうということも措置しなければならんと思うのであります。さような個々の問題についてなお私どものほうは租税当局と十分折衝いたして行きたいと思つております。とにかく七月には不十分でございますけれども、こういう通知が出ているのでありまして、この通知を足がかりにして今後更に関係業者の有利になるように努力して行きたいと考えております。

○楠見義男君　国内的な対策についてはこの種の案件に鑑みて私は従来一般の行政事務のように下から積み上げてそうして関係大臣の間で最後に折衝をするという行き方は全く不適当な考えで、この案件についてはむしろ関係大臣の間で大きなところをお酌み頂いて、そうしてその実行を事務当局間で整理をすると、こういうような考え方の下に立つた対策でなければ当面のこの大きな問題、而も急を要する問題はいい案ができないのじやないかと実は心配をしており、従つてそういう意味で先ず以て関係大臣の間で大きな方針なり、又枠をきめて頂くことを希望しておつたのでありますが、その点については先ほど安藤さんからもお話があつて、関係大臣の間で大体の話合いをおつけになつて、そうして今事務的折衝に移しておる、こういうことで私の希望しておるところと一致しており、その点は私も満足をしておるのでありますが、そこで安藤さん並びに清井長官にお伺いしたいことは、関係大臣の間で国内的な対策としておきめになつたのは融資の点、融資をしようじやないかということだけがきまつておるのか、或いは大体の枠をこの程度に持つて行つてやろうと、こういうような大きなところまできまつておるのか、この点を先ずお伺いしたいのです。と申しますのは、先般の静岡、神奈川に対する一億五千万円融資の場合においても、私はこれは相当の根拠をおいての融資額であつたとまあ思う。その当時の根拠とこれから追加する額というものも同様の根拠なり事情に基いておやりになることでありますから、大体の資金融通の見当はおつきに、これは事務当局でなくてもおつきになつておるのじやないかと思う。常識的に言つても遠洋のかつお、まぐろ五万トン仕込資金が、トン当り一万円にして五億円という金はこれはまあ常識的にも当然考えられることであり、この点については専門家であると、それから専門家でないとにかかわらず、殆んどこの点については常識的な問題として疑う者はないと思うのです。そうするとこの前の一億五千万円が先ず資金融通をされたのでありますから、その残りの三億五千万円程度のものは早急に手を打たなければならない融資総額ではないかと、これは私は想像するのであります。この点についてどういうふうに見ておられますか。これはむしろ安藤さんは専門外ですから後ほど清井長官からもお伺いしたいと思いますが、その三億五千万円の融資額についてどういうふうに一つ……というよりもむしろ総額の枠のようなものの話合いはしておられないのか、それも小さい問題として事務当局に任しておられるのか、この点お伺いしたい。それからついでに清井長官に伺いますが、今の御説明を伺いますと、どうもこの前の条件と同じ条件で資金運用部資金を県の責任において融通するというようなふうに聞えるのでありますが、併しこの点は先般来も随分やかましく質疑応答があり、又論議を重ねられた問題で、従来のようなのと同じ条件ではこれはもう殆んど絵に書いた餅で又急を救うのには役立たない。特に条件の問題において、例えば担保を要求するとかいろ〳〵なことのむずかしい条件、これは金利もありましようが、そういう条件——金利なり、或いは担保提供とか——そういう

ふうな条件を従来と同じようにやつて、そしてここで仮に大蔵省との間に話合いがついても、それが円滑に業者の救済の手段として講ぜられるとお考えになつておるのか、若しお考えになつておるとすればこれは非常に私は不安なことだと思うのです。その点のところをどういうふうにお考えになつておるのか。それから県財政等のことについてのお話がありましたが、この点は一般の県財政の窮乏の折柄なか〳〵むずかしいと思うのです。困難な問題だと思うのですが、そういう問題を承知の上でやはり従来と同じような方式をおとりになるのか、その点がむずかしいと思えば他の適当な方法というものは考えられないのか、この点を清井長官のほうにお伺いしたいのです。

○国務大臣（安藤正純君）　そのやり方の点についての細かいことは長官から言いますが、融資の今度のことについての額とか、大体のことは関係大臣の間で基礎的材料に基きまして大体方針をきめて、これを事務当局に移牒いたしまして、そうして事務当局の間でこの折衝をしていることは今水産庁長官のお話の通りであります。でありますからそういう数字、額の点等も大体方針はきめてあるわけであります。それを今までいろ〳〵の大蔵省の立場、或いは又農林省水産庁の立場とそれ〴〵見解が一致しない点もありますので、それがひと所に事務的に一致しなければならん、今そういう細かい折衝の段階にあるのです。併しながら私ども考えますと、そんなことでだん〳〵遷延して行くことは誠に困ることで済まされないことであります。一日も早くやらなければいけないというので、実は大蔵大臣のほうにもやかましく交渉をいたしている次第でありますから、そう長くはかからないで数日の間にこれはきめたいと思います。

○説明員（清井正君）　御質問の点でありますが、このそも〳〵の一億五千万円の資金の融通方法でありますが、これは当初私は率直に申しましてこういう案を考えなかつたのであります。いわゆる一般の金融機関を通るなり、或いは普通の金融機関が直接業者に貸付ける、そうしてその背後に何らかの措置をとりたいという実は率直な気持であつたのであります。これは私だけの気持でありますが、併しその後いろいろ相談いたして参つておりまして、いろいろの資金事情その他財政状況からしましてもとても無理だ、そこまでやつておつたらいつまでたつても話がつかないということになりますと、一方業界からは頻りに早くやれ早くやれということでありまして、こういうようなことでいつまでもきまらないよりはきめ得る限度できめてとにかく一つ実行して、その実行の成果に基いてできるだけ努力するということ、これはこの前も一度申上げたことでありますが、そうしてたま〳〵事務的に一致しましたところの預金部資金を使う、県に責任の一端を負つてもらつて、県を通じて県から金融機関を通じて貸付ける、こういう方法をとろうじやないかということで、その方法をとりまして一億五千万円という金額が決定いたしたのであります。それも当時は生産地全体という話もあつたのでありますが、とにかく金額の点から申しましてもそういうわけに行かない。そこで静岡、神奈川の二大生産県について融資をするということでずつとその後取扱を進めて参つたのでありますが、先般実は両県の関係者のかたに私どものほうに来て頂きまして、いろいろその後の事情を伺い、進捗状況等の事情を聞いたのであります。そこで静岡県のほうが先に実は話がきまつているような状況でありまして、神奈川ももう今日あたりきまつているのじやないかと思いますが、ちよつとこれは遅れております。静岡は大体日歩一銭八厘で国から貸付けますが、県はそのまま県の漁業の信連に貸付ける、それから漁業信連も初めは無利子ということでありましたが、やはり事務費等が要りますから無利子ということでなくて一厘だけとるというので、結局漁業者に渡るのは日歩一銭九厘ということになるのであります。で、六分九厘三毛、六分九厘三毛の利子になるわけでありますが、そこで漁信連のほうから生産者なり、或いは一部の流通業者のほうにも流して行くということになつて、担保はとらないということに静岡はきまつております。そういうことでありまして、まあ静岡のほうが先に実はきまつておるということで、もうすでにこのことあることを予期いたしまして、信連のほうから二千万円だけとにかく前貸をいたしておるようでありますが、そういうようなことでありますので、静岡としては国からの一銭八厘に一厘の鞘、それから無担保ということであります。神奈川のほうはどうかといいますと、まあ同時に関係者が集まつて話をしたのでありますが、神奈川の県当局としては無担保というわけに行かない、担保をとらなければならないのではないかというようなことを言つておりましたけれども、併しこの点は静岡がこういうことでありますので、果してどういうふうになりますか、実は私どもとしても担保をとるなということを命令することもなか〳〵むずかしい問題がありますので、実は県の人といろ〳〵懇談をいたしております。併し私ども担保をとるなという命令はできないことになつておるのであります。静岡はとらないということになつて、そういう事情が起つています。その後どういうふうに経過しておりますか聞いておりませんが、そういうような状況であります。一厘の鞘のほうも恐らく神奈川も同じような状況になるのじやないかと思いますが、神奈川のほうはちよつと静岡と事情が違いまして、静岡のほうは漁信連一本で行きますけれども、神奈川のほうは流通業者のほうが横浜の興信銀行を使う、漁業者のほうだけを漁信連を通すということで、二本になつておるのであります。併し恐らく条件は静岡側はこういうふうにきまつておりますので、神奈川のほうも大体似たような条件に落ちつくのではないかと思つております。そういうような実は状況になつているのでございます。利子補給等の問題もいろ〳〵あるのでございますが、一厘の鞘でありますけれども、六分九厘、普通利子補給するときには、六分五厘ぐらいなら県の負担になつておりますが、六分九厘、一銭八厘とすると六分五厘、一銭九厘になりますと六分八厘、ちよつと多い目でありますけれども、この程度のものならば、利子補給の法律を作らなくてもいいのじやないか、又この資金のことも政府資金でありますから、損失補償ということも政府資金としてするというようなことも考えまして、先ず先ずこの方式で以て実行して行くのが現状では一番いいだろう、特に又前に静岡でこういう方式をやりまして、又他の方式に切替えるということも実際問題として無理がありますので、そういう話もありましたが、これで我々といたしましては相当の実効を挙げる見込でありまして、もう近いうちにきまる、そういうような考えでおる次第であります。

○楠見義男君　条件の問題は、今の無担保の件は非常に有難いのですが、折角そういうように静岡のモデル・ケースができたんだから、水産庁としても神奈川県は勿論、これから実行に移る融資の点については、これは相当やはり同情的な態度で以て出して頂いて然るべき問題じやないかと思うんです。そうでないと、これだけ参つておる業界は、相当今までに担保に入つているんですから、それの上に又担保を要求するということは、実際先ほども申上げたように、折角融資の途が開かれても、絵に書いた餅に堕することで、私はそれを心配する。その点は折角そういうモデル・ケースができた以上は、

この点について他の県にも及ぼせるように配慮願いたい。そこで今安藤さんからも大体の基本的な事柄、又大枠についての大臣間のお話がおきまりになつて、今事務当局に行つておるというような御報告を頂いておるんですが、一体今事務当局として大蔵省に対し融資の額をどの程度見てやつておられるのか、先ほども申上げたように、大体五億というのは常識だと、我々素人ですが考えられる。いわんや水産庁のほうにおいては、その点はもう十二分に御存じだろうと思う。そうするとやつぱり残り三億五千万円ということになるわけですが、一体どの程度の額をお進めになつておるのか、これは又一つ見ようによつては三億五千万円という金は、例えば一方で賠償のほうが、これはゆつくり一つできるだけ多く取つて頂きたいということをお願いしておるんですが、このほうでいつでも、これは新聞の報ずるところですからはつきりしませんが、八十万ドルというものはいつでも出そうと、最近の新聞によると更にそのほかの間接被害についても多少考慮するような情報も新聞には出ております。そうすると少くとも八十万ドル、或いは百万ドルにして三億数千万円というものは今度は賠償金として入つて来る。まあその中から福龍丸関係のものの一部、そのほかの一部に賠償内渡しといいますか、そういう金額がありますが、それを除いても少くとも二億乃至二億五千万円というものは、これは日本円にしてですが、いつか入つて来る。そういうものの引合というものも考えれば、ここに一億……、前回だと一億五千万円というものの融通を考えたので、それ以外にそういうものの引当によつて二億や二億五千万円の金というものが出せるはずだ。そうしてそういうものを合せれば、全体としていわゆる常識の五億円というものを出せるだけの金の手当は、これは政府としても考えられて然るべきものである。又決してむずかしい注文では私はないと思う。例えば、ここに望むことではありませんが、仮に風水害、陸地における風水害が去年のようにあつたとする、そうすると何十億という金をこれに政府は当然お出しにならなければならないし、又出すことについては誰しも不思議に思わない。そういうことを考えると、総額については、私は常識に基いた、而もこれは私のほうが常識論で言つておるけれども、もつと理窟のある数字を水産庁はお持ちになつておると思う。一体水産庁は、そういうような関係大臣の間でお話合いになつた結果に基いて、大蔵省に対しどれだけの折衝をされておるのか、それを一つお伺いしたいと思う。

○国務大臣（安藤正純君）　いろ〳〵委員会で御心配になり、殊に楠見さん、数字の点等について細かく御心配になつておりますが、今ここで数字をはつきり申上げるわけにちよつと参りません。それを御承知願いたいが、今あなたのおつしやつたようなことと余り大差なく我々も考えておりますから、それだけ頭へ入れておいて頂きたい。それについてただ大蔵省の立場としますと、それは細かくいろ〳〵と検討して、そこにいろ〳〵見解が出るのも無理はないと思うのです。それを頭から押付けてしまうわけに行きません。よく了解させて、そうして我々の関係大臣で考えておる方式に基いて、そうして決定させたい、又決定させるべく努力をいたしておりますから、それはそう長くないと思いますからね、そう御承知を願いたい。

それからそのほかというようなお話もあつたが、利子補給というような点についても、これは非常な困難が伴いますが、それについても我々の間では進んで考究をいたしておりますということだけ申上げておきます。

それから税の減免、減税ですね、というようなことも前々から考えておりまして、水産庁長官が先ほど言われたように努力いたしておりますし、今後のことにつきましてもその減税のことについてはやはりそういうふうに業者の負担の軽くなるように行くように実は関係大臣の間で考究しておりますから御承知を願います。

○楠見義男君　清井さん何かお答えありますか。

○説明員（清井正君）　いや、もう大臣の答えで……。

○楠見義男君　そうすると、長官のお答えがないのですが、今の安藤さんの御説明で、以心伝心でこれ以上聞くのは非常に野暮なようなんですが、融資の点については大体常識として、水産界における常識として、或いは又専門的に見ればもつと合理的だと言えるかもわかりませんが、私どものいわゆる常識の線に沿つてお考え頂けるものと、こういうふうに了解してよろしうございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　業者はいろいろ大きを望むでしようしね、多々益々弁ずるに違いないんです。併しながら必ずしもそうは行きませんがね。我々の間において常識と認め、且つ又事務当局の間において了解のついた点においてはその線に沿うてやつて行こうという考えです。

○楠見義男君　しつこいようですが、業者が望んでいるのは二十一億を補償してもらいたいということを望んでるんです。この点は、二十一億の補償という問題は対米折衝との関係もありましよう、又それの足りない分を国内でやるという折衝の対策の問題もありましようが、これは我々も相当慎重に考慮しなきやならんという問題だと思つておるのです。併し一致しておることは、日本の水産業、特に輸出産業としても大事なこの遠洋かつお・まぐろ漁業というものをどうしても維持して行かなきやならん。もう業者の中には中共には船を引張つて行かれる、朝鮮には拿捕される、又南方ではこんなことだと、政府はあんまりものも考えてくれない、もう水産はやめだと、こういうような半ばやけ気味になつておる業者も少くないと私は承知しておる。これは政府のほうにもそういうことは情報は達しておると思いますが、併しそれではいけないんで、我々、勿論政府も一致しておられると思われることは、この業界をどうしても維持して行かなきやいかん、こういう点には間違いのない結論だと思うのです。その結論から考えて、どうすれば維持できるか。而もここで金をくれと言うんじやなしに、金を貸してもらいたい、これは返す金なんですね、而もそれは生業に必要な仕込資金、こうなつて来ると、常識という問題は、業界における常識、安藤さんは今我々の常識という言葉をお使いになつたのですが、我々の常識という意味が先ほど私の申上げたような常識であれば私も安心だし、又そういうことを望む、是非そういうふうに常識的な問題としてお取上げを頂き、又御解決を頂く。実はそのほかに農林大臣は先般何だか玉手箱をお持ちになつておるようなふうの御発言がこの委員会でございました。農林大臣本日お見えになればその点についてもお伺いしたいと思うのですが、まあ非常に私どもは楽しみにしておるんです。どういう玉手箱が出るか。尤も煙が出て我々真白けになつたのでは困るので、喜ぶような玉手箱をお持ちになつておるようなんで、それを是非見せて頂きたいと思つてるんですが、そういうこともある、又お考えになつておられるようでありますから、是非、而も早急に残額の問題については常識にかなつた処置を講じて頂きたい、又それを希望するんですが、もう一度念のために安藤さんから力強い御言明を頂いておきたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　日本の水産業の興廃に関する問題であつて重大問題だということを先ず第一に頭に置いて考えておる。それから来る常識であります、我々の考えておることは。併しながらそれではどれだけというような数字になりますと、それは業者が自分の立場だけで考えておることと、又大局からいろ〳〵の方面を考察して考える事柄と必ずしも一致しないかも知れません。併しながら水産業に関する重大問題であるから、今こういうふうにして少くとも融資をしておけばそれがどういうふうに廻つて取返しがつくといつたようなことを見込んでやつておるわけであります。併しそういう細

かい点は私らは漁業のことに……何も私ばかりではない、農林大臣だつて漁業が詳しくわかるわけではないから、これはまあ水産庁が一番当該官庁だし、そういう事務的のところで……併し水産庁長官といつたつて当業者ではないけれども、それが一番業者に接触しておりますから、それらの点をよく接触を保ち、そうして又業者の言うことも聞くが、同時に政府としては財政上の立場もありますし、それからその他の方面との照らし合いをして考えて行かなければならんということがありますから、そういう点をよく見合つて、将来これが廃れてしまつてはならない、再び立つことができる、こういう程度で考えておりまして、細かい折衝は水産庁等のほうでやつておる、こういうわけであります。

○補見義男君　安藤さんやほかの大臣が専門家でないように、私も実は専門家でない。そこで常識論を申上げておると同時に、先ほど申上げたように、この種の問題はびし〳〵と事務的に積上げる性格の対策でないということを再三申上げたのはそういう意味なんです。その点はよくわかりました。今、言葉尻をつかまえるようなんですが、国の財政事情、これもよくわかります。と同時に、他の方面との釣合いをよく考えなければならんという言葉もありましたが、この点を先ほど私は風水害の問題、或いは臨時国会で必ず立法化されようとする本年の凍霜害も、これは生やさしい金ではないことは、これは御承知の通りなんです。それらの釣合いということを考えれば当然私の申上げることは決して無理ではないということはよくわかるのですが、この点は併し安藤さんのおつしやることはよくわかりました。そこで水産庁長官に、これは常識論ではなしに、いわゆる我々から見れば専門家の立場からどれだけの金を大蔵省で今折衝しておるかということをお聞きしたのですが、これは安藤さんからもおとめになつて、御発表がむずかしいようですから、どれだけの金額を要求しておるかということはお聞きいたしませんが、専門的の立場でどの程度の仕込資金というものはこの日本の水産業を維持するのに必要だと、こういう観点からお考えになつておるか、それは別に折衝の経過をお伺いするのじやなしに、純客観的に、専門的にお考えになつてどの程度の金額が、まあこれはいいところだとお考えになつておるのでしようか、その点をお伺いしたい。

○説明員(清井正君)　専門的な立場からという御質問でありましたが、私も実はどの程度がいいかということをちよつとまだお答えができないことを恐縮に存ずる次第でありますが、恐らくこれは業界としては二十億くらいの損失を出しておると私どもは思いますが、なか〳〵融資をいたすといたしましても相当なこれは融資をいたさなければ業界としては満足の行く数字にはならんと思います。ただ問題はこれは最近大体において漁獲が上向きになりつつある、過去の損失を、少しずつ少しずつ、これは回復しつつある、又しわの伸びない点をもう少ししわを伸ばすために貸付資金の融通をしてもらいたい。こういう短期融資の問題があるわけなんです。そこで私どもといたしましてもいろ〳〵推算をいたしておるのでありますが、なか〳〵具体的にはむずかしくてつかみ得ないのであります。損失額等も、私のほうではいろいろ計算をする関係上、計算をしたものが実はあるのでありますけれども、これもまだ外に出して申上げるような数字ではございませんし、なか〳〵つかみ得ない。併し問題は私ども率直に考えまして、無論これは多いほど越したことはないと思いますけれども、やはりこれは端的に申上げまして静岡、神奈川に或る程度の、少いながらも融資をいたしておるのでありますから、やはりそれとの均衡ということも私どもはどうしても考えざるを得ないわけであります。やはりそれの全体を占める割合なり、そこに属する船の受けた損害というものを比較すれば、ほかの地の船はどのくらいの損害が出るだろうかというような推定をいたしたわけであります。そういつたようないろ〳〵事務的にやつております。そこで全般のあの数字からすれば、ほかの県に比較すればどうしてもこの程度のことはしなければならんという限度の数字を出して、今検討いたしておるというようなわけであります。従つてこれも全体の勢力から見まするというと、やはり相当の部分は静岡、神奈川のことですから、それと比較いたしますと、厖大な金額に一挙になるわけには行かないと思う、そうかといつて非常に少い金額というわけにも行きませんし、そこら辺、誠にいい加減なことを申上げて恐縮ですが、要するに現在融資を行われつつあるものとの均衡ということも重要な要素になるだろうというふうに考えて計算をいたしておる次第であります。

○補見義男君　水産長官の話を聞いて、私は非常に不安になつて来たのですよ。という意味は、静岡、神奈川に一億五千万円を融通したから、ほかの県全部を含めて一億五千万円を出せば大体の均衡のとれるようなふうに心配されるような御答弁だつたんですが、若しそうだとすれば私は非常に心配になるんです。そこで専門的な立場の金額をお伺いしたのですが、それは今調査中で、なか〳〵困難だというお話なんだが、そういう場合には結局常識というものが一番正確に当るものなんです。そこで一億五千万円では私は非常に不安だ、そこで賠償の金額が、二億円以上の金が近く入つて来るんだから、そういうものの引合財源との見合いも考えてやれば丁度一億五千万円くらいになるんじやないか、こういうことを実は申上げたんです。例えば神奈川の三崎なら三崎の漁船、神奈川県に融通をしてもあそこの県には、三崎にはほかの県の漁船が随分入つて来る、それでは神奈川県は自分の県が資金運用部から借りてほかの県の業者に金を貸すかというとこれは恐らく貸さないでしよう。結局静岡県の船籍を持つている漁船だけに貸すというのが実体じやないかと思うのです。そうなつて来ると残りの県に、静岡、神奈川と同じ一億五千万円を貸せばそれで均衡がとれる、こんな考えで行きますと、これは非常に大変なことになるんじやないかということを実は今の御答弁で、先ほどの安藤さんの御答弁で大体安心をしておつたのですが、逆に非常に心配になつて来たのですが、そういうようにお考えなんでしようか。

○説明員(清井正君)　例えば静岡、神奈川に他県船が入つて来るという問題を御指摘になりましたが、まさにその問題が引つかかりまして、実は融資の枠がきまらなかつたのであります。相当に多くの他県船が入つて来ております。三崎を中心といたしまして、静岡も同様であります。そこで実際問題として、例えば三崎で申しますと生産者の作つた市場と商人の作つた市場と二つあります。生産者の作つた市場に当該県の船が入つて来ますのは問題ないのでありますが、問題は商人のほうの市場であります。これに他県船が入つて参ります。従つて今度考えられますのは、神奈川につきましては、要するに三崎の組合の作つておるのはこれは勿論融資の対象になりますが、商人の作つております市場に入つて参ります他県船の問題であります。これは陸揚げされたいわゆる漁獲物の値下りに関連しての融資、これは枠の中に入るのでありますけれども、その荷揚げをいたしました他県船の漁業者としての融資分が入らないということが今度の問題になつたのでありまして、むしろ商売人の市場は自分のほうの値下りは見られても自分のお客さんのほうの、生産者のほうの値下りが見られないというのは困るじやないか。お客さんが困るんだということで当然お客さんの分も考えてもらわなければならんということで、実際問題としては県の枠の配分のときに問題になつたのであります。そこでいろ〳〵計算をいたしまして、私どもといたしましてはこれは県の分だけであります。まあ最近の例をとつて見ますと三崎の市場に荷揚げされた分についてのみ、いわゆ

る三崎の船に漁獲されたものについては融資の対象として一応見られるけれども、他県の船については全くの船籍浩において見ざるを得ない、こういう形になつておるのでありまして、実は一億五千万円ということをきめましたときにも実は神奈川、静岡ということが主な対象でございますけれども、話の内訳としては大体生産地の全部をこれは見られたらというようなことだつたんで、そこで一億五千万円ということが問題になつたのでありますが、実際問題としてなかなかそういうわけに行きませんが、大部分は静岡、神奈川ということになりますと、結局今のような問題が起つて参りまして、当然そうならざるを得ないということになります。その後いろいろな事情を勘案いたしますと、単に指定五港で検査を受けてあるものでなくて、高知あたりで検査を受けたものが相当出て来るということでやはり影響がある、そういうものについても貸さなければならない、そういうような問題が起つて来ましたので、それで今のような第一回の交渉の経過と鑑みまして、それからほかの県との釣合いとも鑑みまして、いわゆる静岡、神奈川以外の県の船についても融資をやるということで、私のほうの専門家にずうつとトン数の建前とか或いは船の受けた損失の比較とか、皆想像の数字でありますけれども、そういうものを使いましていろいろの角度から検討をいたしておるのでありまして、そこで現在数字を出しているということであります。やはり問題といたしましては静岡、神奈川に対する融資というものの金額が、この金額の交渉の結果いろいろ起つて来ました問題に関連いたしまして、やはり融資の対象になるということは争えない事実であります。そういうことであります。

○島村軍次君　大体楠見委員の質問で尽きたのでありまするが、一点だけ一つ伺つておきたいことがございます。それは非常にお骨折頂いておることは有難いことであります。心から感謝をする次第でありますが、先ほどお話になつた生産者と流通関係にも出すということは結局回復するまでの繋ぎ融資、こういうふうな考え方でいらつしやるのか、つまり市場の値下りという問題についてはどういうふうな計算、三大臣でお話合いになつておる問題であるか、その点をちよつとはつきりしかねるのでその点一点伺つておきたい。

○国務大臣(安藤正純君)　まあ生産のほうは申上げた通り、流通関係のほうもこれも融資をしなければなるまいというところへ到達しまして、それにも及ぼそうというのでそこで金額を算定して今事務のほうで詳しいことを検討してもらつておる、こういうことなんです。

○島村軍次君　そうしますと、端的に伺いますというと市場業者にも資金を出そうということであるかということと、それから生産者のほうの関係はわかりますが、値下りについても或る程度まで見ようということかどうかという、この二点はどうなんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　まぐろの値下りについてですが……まぐろが値下りになつて、従つて市場がまあ混乱したとか、非常な影響が及んだということに対して、それが手当として、手当ということは融資によつて将来の途を開くということに便宜になるように融資をしよう、こういう建前なのです。

○島村軍次君　大体結構です。

○苫米地義三君　私は簡単に二点だけ伺いたいのですが、それは水産委員会としては或いはちよつとふさわしくないかも知れませんが、今当面の処置、こういうことはお話の通りできる限りこれを緩和してやつて頂きたいということに対しては、私は楠見委員と同意見です。ところが業者が出漁の意欲を失うというようなお話がありましたが、私は全くそうだと思うのです。それはこの間のビキニの実験があれだけでも終るものならよろしいが、これが繰返されるということになれば、こういう問題が絶えず起ることになるわけです。そこで安藤国務大臣としては外務大臣その他と連携の上で再び原爆の実験をやることに対して、これはやるということは米国の側から言えばこれは公告するわけに行かない、それによつて我々が影響を受ける、その影響をなくするような方法においてやつてもらう、今の考えでは無理かも知れませんが、併し科学の問題ですから、必ずしも無理でないかも知れない。それでありますから、原爆の実験はおやりになるならばおやりになつてもよろしい、その影響を海の上に及ぼしたり、或いは大気の上に及ぼしたりするようなことのないようにしてやつてもらいたいということは私は無理もない希望だと思いますが、その点はどうですか。

○国務大臣(安藤正純君)　簡単にお答えいたしますが、この原爆の実験ということは私はもう実験なんぞはやめてもらいたいというのが本心なんです。併しながらこれは簡単に行きませんので、アメリカ側が実験をやるかやらないか、わかりません。それから又これは世界の関係或いは平和関係というようなところになると、現在は力の均衡と、もう一層具体的に言えば原子力兵器の優劣とかその均衡とかいうような問題で、僅かに平和を保つているのが今日の世界の状態だと思いますから、これを簡単に日本だけで結論するわけには行かない。併しながら日本の希望としては、原爆の希望ですね、希望としては原爆の実験等をやめてもらつたほうがいいと、そういう方針であるけれども、それをそう原爆を是非やめちまえと言うわけには行かない。又現にこれは実際問題として国際連合等におきまして御承知の通りに、幾回も幾回もいろんな案が出た。これがまとまらずにおるのですから、これが急にどうするというわけに行かないと思います。而して実際の問題になると、アメリカはまあ今年中はやらないという観測なのであります。併しながらやらないとはつきり断定したわけでもないからこれはわかりませんが、まあそういう観測。併し又来年になつたら又実験をやるかも知れません。やらんかも知れないが、やるかも知れない。実験をやるという場合にはそれに対する対策は講じておかなければならないと思います、日本の立場といたしましては。そこで更に実験をアメリカがやるという場合には日本としてあらかじめアメリカに交渉をして、概括的に言えば安全保障をしてもらいたい。概括的の言葉を以て言えば安全保障をして、そうして実験をするならするということにしてもらいたいというのが本心なんです。併しながらこれは簡単に行きませんので、まあ第一は、実験をやるのに対して日本には、最も損害関係の影響の多い日本に対してはあらかじめ通告をしてもらいたい。又これが日米関係という、日米親善関係の上からいつても秘密が漏れないということが保証されるならば、アメリカが日本に対して予告をしてもよかろうと思うのであります。

それから又第二は、危険区域というものをはつきり限定して被害がほかに及ばないということを徹底してもらいたいと思います。尤もこれは今苫米地さんのおつしやつたように大気の関係とか、海流の関係とかいうようなものは到底単に一口に言えないのですね。俊鶻丸が帰つて来た報告によりましてもいろいろに考察しなければならないと思いますし、それから俊鶻丸の報告を基礎にして国内の各種の専門学者の間でそれはその比較研究をしてどういうふうになるものかということを科学的な結論を出さなければならないと思います。幸い日本の学術会議におきましてはやはりそういうことを考えまして、この秋にアメリカの科学者、そういう方面の専門の科学者を呼びまして日米共同調査をやることにいたしておりまして、政府もそれを慫慂しておるのであります。そういうわけで科学者の専門の結論がそれで果して出るか出ないかもこれも問題ですが、これもできるだけのことをやつておる。それに基いてあとのことを考えて行かなければならん、対策を立てなければならんと考えております。そこで危険区域というようなことも今科学者、専門家の調査に

基いておのずから危険区域であるとか、やり方であるとかいうようなことがそこに出て来るであろうというわけでありますから、そういうようなことに基いて危険区域を厳重に設定して他に被害の及ばないようにしてもらいたい。即ち先ほど申しました概括的な言葉で以て言えば安全保障といったような言葉で現わせば現わせるのですが、そういうことを要求したいと思います。併しながら第三に、そう言いましてもこれは非常に複雑な、非常に深刻な、非常に広汎な、非常に専門的な問題だから恐らく誰でもここのところでもう大丈夫だという線を切るわけには行かないのじゃないかと思いますね。そこまで行けば幸いなんです。それを希望いたしますが、それはすぐ出ないかも知れない。そこで第三にはいろいろなことをやる。いろ〳〵な対策を講じ、いろ〳〵な設備準備をしましてもなお且つ万々一に又被害が、万々一にでも出た場合には直接損害だとか、間接損害だとかいうようなことを言わないで、その被害全部に対してアメリカは責任を感じて賠償をすると、そういう希望を日本は述べてあつて、これらの条件を以てあらかじめアメリカに交渉をしたいとこういうことを我々の間では只今考えて検討をしている最中であります。

○苫米地義三君　大体そういうお考えでいいと思うのであります。ただアメリカが実験を今年中はやらないのであろうとか、それからして損害がある場合に賠償するであろうとかというようなところの、だろう話でこれは片付けられないと思います。被害を受けた者は日本です。そして現実にこれは業者は勿論のことでありますが、一般国民も非常にそれに対して不安を感じている問題です。ですからただ間接な希望やなんかでなく、現実の上において外交交渉であるとか、或いは政治折衝であるとかいうことによつてやはりきちんときめて行くべきものであろうと思います。それがために向うの実験を阻止することはこれは不可能でしょう。これはそれでもいいと思います。ただ如何にして被害を受けないようにしてくれるという点はこれは考え方によつて私はできると思うのであります。その点は今安藤大臣もおつしやる通りで大体私はよろしいと思います。

もう一つ、この現在受けている第五福龍丸の被害者がこれは現にまだ治療をしております。これが癒りましても広島の災害からいたしますというと、九年たつた今日突然に病気が起つて突然倒れている人がある。だからその間接的な被害というものは相当長期に続くものと見なければいかん。そういうことも賠償の点についてはお考えの中に当然入るべき問題だと思うのでありますが、その点はどうでしようかという点が一つ。

もう一つは被害は海の方面ばかりではないのですから、現に荒川区など空中に水爆の塵がたくさんあつてそれが本年の異常気象になつておるということを断言しておるぐらいです。かような影響力がありますと更にこの実験に対しては我々はもつと真剣に国家の立場から考えてやるべき問題だと思う。日本は距離が比較的近くであるし、気流の関係からいつて比較的被害が多いのであります。

それからこの前安藤さんからの御答弁によつて五回ほど水爆の実験をやつておる、こういうお話であります。そのことは要するに幾つかの塵を含んだ雲の層があるということに考えざるを得ないのでありまして、さような点がこの一般の気象に現われておるのじやないかと思うのでありますから、この水爆の実験に対する関係はもつと政府としても慎重に且つ深刻に考えて欲しいという希望を申上げておきたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　第一のその点は更にアメリカが実験をやる場合に対しては只今私がまあ大体三点に分けてお答えしたんですが、そういうことを今検討中なんで、無論希望ですが、そこは希望で終るのではない、実験をやるといつても、早速交渉しようということで、対米交渉へ持つて参ります。

それから第二の患者は、これに対しましては非常に心配をいたしております。ですが、これに対しては十分なる慰藉料を見込んでございます。而してそれは対米賠償として必ず応じて来ると信じております。

それから第三の点は苫米地さんお話の通り、勿論同感で非常に重大な問題で、これが大きく言えば決して日本だけの問題ではない、人類の全体の問題なんですね、そしてその未来の世界に関する問題ですね、でありますから私などはこれは非常に深刻に考えておるのです。むしろ私はその点に考えて行くと余計なことを言うか知らんが、国会の衆議院、参議院の御決議のごときはもつと深刻に言つてもいいのじやなかつたかと思う。あれは実験をやめてくれとか、禁止してくれとかいうのではない、被害が及ばないように十分の手当も考えてくれろという第二段の目標に入つておる。これは国論としてもつと沸騰して来ましようし、又むしろ日本としては原爆の第一号、第二号を受け、更に強い爆弾、水爆第一号を受けた日本といたしましては世界に向つて日本人ほど発言権を持つておるものはないと思う。だから十分発言していいと思う。併しながらただアメリカといたしましては世界政策の上に、或いは平和維持の上にこれはやめるとかなんとかいうようなことはなか〳〵むずかしい問題であると思います。これも又よく考えて行かなければ、日本の立場としても考えて行かなければならない。ただ簡単にやめてしまえというようなことも言えないと思いますから、或いは世界全体の問題として考えて行く必要があると思いますが、それに対してはそういう希望は失わないと共に実験なりなんなりどんどんやる場合にはこれに対して被害の及ばないように十分考えて深刻な最も綿密な調査、あなたのおつしやる通りの調査を進めて行くことが必要であり、政府としてもそれに伺いまして今慎重に研究中であります。

○委員長（小林孝平君）　ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時三十八分速記中止

午後零時十一分速記開始

○委員長（小林孝平君）　速記始めて下さい。

別に御質疑もなければ本日はこれにて散会いたしますけれども、本日は大体政府側から最終的の案を示して頂くことになつておりましたが、予定にしておりましたところ、まだ具体案が出ないようでありますから、速かに政府側から具体案を作つて当委員会に示して頂きたい、こういうふうに希望いたしておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和二十九年八月二十四日印刷
昭和二十九年八月二十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

参議院厚生委員会（第十九回国会）継続）会議録第一号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午後一時四十四分開会

委員の異動

六月三日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

六月八日委員廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として高瀬荘太郎君を議長において指名した。

六月十五日委員高瀬荘太郎君、宇垣一成君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として高良とみ君、前田穰君及び紅露みつ君を議長において指名した。

六月十六日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。

六月二十八日委員紅露みつ君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として有馬英二君及び高橋道男君を議長において指名した。

七月十四日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

七月十五日委員榊原亨君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。

七月二十四日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

八月五日委員高橋道男君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　上條愛一君
理事　常岡一郎君
　　竹中勝男君
委員　中山壽彦君
　　榊原亨君
　　前田穰君
　　高良とみ君
　　藤原道子君
　　湯山勇君
　　山下義信君
　　紅露みつ君
国務大臣　厚生大臣　草葉隆圓君
　　国務大臣　安藤正純君
事務局側・常任委員会専門員　草間弘司君
　　常任委員会専門員　多田仁巳君
説明員　外務省アジア局長　中川融君
　　厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本正康君
　　厚生省引揚援護局長　田辺繁雄君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件

（中国紅十字会代表招待及び中国人遺骨送還に関する件）

（ビキニ被爆者及び家族援護に関する件）

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに、厚生委員の異動を御報告申上げます。第十九回国会の閉会後の異動によりまして新たに厚生委員になられた方は、山下義信さん、前田穰さん、榊原亨さん、紅露みつさん、高良とみさんの五人の方々でございます。御紹介いたします。

○委員長（上條愛一君）　それではこれより議事に入ります。

社会保障制度に関する調査の一環として、第一に中国紅十字会代表招待に関する件を議題といたします。政府におけるその後の状況を御説明願います。

○説明員（中川融君）　中共に抑留されております一般邦人を引続いて内地に帰還せしめることの一助といたしまして、又先般来中国紅十字会が本問題についていろ〳〵尽力してくれましたことに対する謝意を表する一つの方式といたしまして、中国紅十字の会長その他代表の人たちを内地に招いていろいろ懇談をしたい、或いは視察等もしてもらいたいということを、前から日本赤十字社から申出でがありまして、必要な入国許可、旅券発給等について政府の援助を得たいということでございました。

これにつきましても政府当局といたしましては果してこういうような方式が邦人引揚問題の促進に貢献するかどうかというような点、又これに関連いたしましていろ〳〵これが純粋の引揚げという人道問題以外の問題にいろ〳〵利用されるというようなことがないかというような点につきまして、必ずしも日赤とは意見を一つにしていなかつた関係上、なか〳〵この入国許可についての政府側の協力という点が結末を見なかつたのであります。

先般両院におきまして、この招待問題について政府は善処するようにという決議が、それ〴〵同じ内容の決議が両院においてありました関係上、政府といたしましてもできるだけ速かにこの問題を解決したいと考えておりましたところ、最近に至りまして日赤におきまして関係団体から本事件を政治的の目的には決して利用しないという約束を取り、或いは日赤のほうといたしましてはできるだけそういうふうに努力するということを約束されましたので、本問題につきましてはこれ以上心配する必要はあるまいという結論に達しました。先週中頃政府としても異存ないということを日赤に通達いたしました。日赤から早速中国紅十字会会長宛電報を発しまして、来月約二週間の予定を以ちまして中国紅十字会代表七、八名を日本に招待したいということを申送りました。それに対してまだ返事は聞いていない状況でございます。

簡単ですが、これを以て御報告を終ります。

○委員長（上條愛一君）　御質疑を願います。

○竹中勝男君　今政府の御説明に外務省は今までこれに躊躇しておつたのは、邦人引揚促進にこれが貢献するかどうかということについて疑念を持つておられたということなんですが、そうすることこれを招待を出されることを承認されたことについてはこれは貢献するというふうに解釈されたわけですか。

○説明員（中川融君）　その点につきましては、政府としての考えは特段変つておるという事情ではございません、恐らく邦人引揚という問題はいろ〳〵の考え方から判断されて決定される問題ではないか、従つて紅十字会の代表を招待して日本における謝意を表する。或いはいろいろこれと懇談するということによつてさして促進されるとは実のところ考えていないのであります。併し本問題は一つの一般輿論の問題といいますか、問題ともなつております。かたがた先般国会におきまして両院の決議もありまして、政府として善処すべしということでありますので、むしろ国会の御決議を尊重するというつもりから本件について、入国について許可をするということをきめた次第であります。

○竹中勝男君　私が伺つているのは、政府が紅十字の代表をよんでも引揚促進には貢献しない、するかしないかわからないということに対して御質問したのですが、今の御答弁では、恐らくしないだろうという御答弁だと解釈していいですか。そういう解釈の下にお

よびになるわけですか。

○**説明員（中川融君）**　当初政府がこれの承諾を躊躇いたしておりました理由は、先ほど簡単でありますが申述べたように、これが果してどの程度貢献するやは疑問であるということと同時に、その反面この招待という問題が、いろ〳〵人道問題以外のこと、或いは別の言い方を申しますれば、政治的な目的に利用されやしないかという面がありますので、その両者を比較検討いたしますと、どうもこれは軽々に招待を承認すべきではないのではないかという疑念がありましたために、延び延びになっていたわけであります。併しこの件につきましては国会の決議がございましたので、もはやそういう点についての政府の判断をこの際固執すべきではないというふうに考えまして、その趣旨によって政府としては最近承認を与えることになった次第であります。

○**竹中勝男君**　まだはっきりしないのですが、紅十字の代表を招待してみても、これが引揚促進には一向プラスになるとは思わぬという点については間違いないのですね、外務省のお考えは……。

○**説明員（中川融君）**　引揚促進になるかならないかということは、はっきりした結論は出し得ないわけであります。これは勿論その結果を見た上でなければ結論は出ないわけでありますが、見通しとしては、我々が中共というものの性格その他を判断いたしておりまする結論としては、さようなことではなかなか方針なりなんなりを変えるような政治柄ではないというふうに考えておりましたので、従って民間の各方面からいろ〳〵これをよぶことが唯一の促進策であるというような議論に対しましては、必ずしも政府は同意見ではなかったわけであります。併し絶対に貢献しないと言い切ることもこれは早計であると思います。併し政府が躊躇いたしました理由は、そういう貢献ということが非常にあいまいであって、結論が出ない。一方これによっていろいろの政治的に利用されるというような、いわば政府の面から見ますと面白くないことも予想された。この両者を比較検討いたしまして、これに対して論議をそう急速には出していなかったわけであります。併し最近に至りまして、この承認いたしました理由は、政府の検討の結果が、今までとは違った結論になったという事情によるものではむしろなくて、国会の御決議を尊重するという趣旨から出ているものであります。

○**竹中勝男君**　しつこいようですけれども、今のアジア局長の御答弁によりますと、日本はあまり中国に信頼を置いていない。中国の代表と交渉してみたところで、その結果が中国の性質上信頼できないというふうな御言葉が、或いは全体としての説明がそういうようになっているのですが、私はこの点については意見になりますけれども、これはそういう態度で中国の紅十字代表を日本に招待するということについては、私は政府がもう少しそういう態度を改められるのでなかったら効果はないと思う。よんで見ても、これを信頼していいのか悪いのか、結果がいいのか悪いのかわからんというような政府の態度というものは、私は面白くないと思う。この点私は委員として、そういう政府の態度で、紅十字の代表を日赤が招待することを承認されたというのであれば、私は大変遺憾だと思う。そういう点についてはアジア局長はやはり、どこまでも政府は中国の代表をよんでも、引揚に貢献するかしないかは一向わからないという態度でおられるのか、成るだけいい結果をもたらすようにという意図の下においてなされているのか、私は重ねて伺いたい。

○**説明員（中川融君）**　今回中共の代表をよびますことによって、引揚問題にいい結果が出てくるということは、政府としてももとより希望するところであります。又中共の紅十字の代表をよびます際に、政府がそういう心がまえでは効果が出ないのじゃないかという御意見でございますが、これは併し入国を許可いたします政府として、そういうような考えを持っているということでありまして、これを招待いたしますのは政府ではなくて、日赤がいたすのであります。日赤としては、これによって相当の効果があるというふうに期待して、又その趣旨で誠意を尽くして、中共紅十字の代表を接待されるものと考えております。又日本側が誠意があることによって、日本側が誠意を尽くしても、中国の国柄からなか〳〵むずかしいのじゃないかというようなことを申しましたのは、誠意を尽くす相手が中国政府ではないのでありまして、これは中国の紅十字であるのであります。従って又中共の国柄といたしまして、政府というものが非常に強い立場にある。又日本の赤十字と、中国の紅十字とその政府とに対する影響と申しますか、そういうようなものはやはり距りがあるのじゃないかと思うのでありまして、従って誠意を尽くしますす相手が紅十字である場合において、果してその誠意がどれほど中共政府自体に影響を及ぼすかというような点については、やはり日本における場合と同じように考えるのは、少し行き過ぎではないかというふうに我々は見ている次第であります。

○**竹中勝男君**　長くなりますから簡単にしますが、どうも御説明を聞いておっても、やはり政府の態度というものが、中国に対する不信或いは中国或いは中国紅十字との関係におけるものに対する不信、消極的な態度というものが、少くともはっきり現われているように思うのですが、参議院の厚生委員会としては、中国の紅十字会の代表をよぶということは、非常に引揚げの促進についても、或いは中日の国交についてもプラスになるという確信の下に、我我は紅十字の李徳全会長をよぶということを決議しているわけなんです。こういう点について私の希望としては、政府がどこまでもそういう中国に対する先入主、中国紅十字会に対する消極的信頼的な態度というものを変えて頂きたいと思う。そうしなければ紅十字の代表を招待して感謝の意を表する、そうして将来の引揚げ問題の解決に対して、積極的ないい結果をつかむという我々委員会の意思に合わない点、政府にそういうズレが出て来るということを私は非常に懸念する。その点については十分御注意を願いたいと私は思う。

○**山下義信君**　今竹中委員の御質疑があって伺っておったのですが、私は別な角度から伺いたいのです。最後に竹中委員の言われたような意味のことを、私は外務省もそう考えているのだろうと思う。外務省が中国を全く信頼しない。李徳全女史の来日は好ましくないと思っているというふうにばかりゞそういうふうに考えてはいないので、後段の竹中委員の希望せられたような気持ちは実は持っているのだ、持っているのだけれども、一言言い損ったら大変だから用心して、今言うようにきちんと紋切り型のことを言うのだろうと思う。私は外務省が今回入国を許可したことは、私はまあ遅いけれどもこれを是とするのです。我々が決議したのはもう数カ月前です。国会の決議を尊重したとおっしゃったけれども、まあ尊重も尊重であって、今頃まあ尊重ということになるのですけれども、ともかく遅くとも同意せられたということは私は多とするのです。

それで日赤がよぶ、三団体がよぶことが政治的に利用されることをおそれて云々と言うが、政治的に利用したのは誰だ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）政府じゃないか。（「その通り」と呼ぶ者あり）これを断ったのも政治的な意味で断り、今回これを許可したのも政府みずからの政治的な意図が私はあると思う。赤十字や三団体に何の政治的意図がある。若し意図があるというなら、外務省は指摘してみ給え。我々から言えばこれを今日まで拒否し続けたのも、政府のアメリカ一辺倒の外交方針のその具に供したのだ。私はそう思う。で今回、まあ私大きな声したってしようがないから、今回これを政府がなんだかこう非

常に解釈を十分了承して、趣旨を了承して欣然としてこれを承諾したということは、私は先ほど中川局長が述べられた、そういう表面的な形式的な理由でなしに、私はもつと政府のこのたびのこの措置を高く評価したいと思うのですが、どうです。私は政府が今日の国際情勢から見られて、これはですよ、新聞などがぼつ〳〵書いているが、政府の外交方針も若干是正しなくちやならん。修正しなくちやならんという段階に来ておる。我々野党が多年叫んで来たことに、漸く今日少しばかり気が付きかけた。私が今日の李徳全女史に対する外務省の態度が変つたということは、政府の方針が外交方針上大いに考うるところがあつて、漸く今日になつてこの承諾という挙に出た、こう私は善意に政府のいい一つ、その方針の変更を来たしたその一つの現われであると高く評価したいと私は考える。この点中川局長はどうお考えになりますか。そういうふうに私どもは高く外務省の態度を評価しているのですが、如何です。

○説明員(中川融君)　政府が紅十字代表の入国につきまして承認を与えました理由は、先ほど私の述べました通りでありまして、中共に対する日本政府の考え方が変化したから、その結果としてこれを承認したというような関連はないのであります。

なお、中共に対する不信というふうに、先ほど私ども申しましたことをおとりになられたようですが、決して中共政府自体に対して日本政府が不信の念を持つているということではないのでありまして、中共政府と中国紅十字会との相関関係というようなものにおきまして、中国紅十字会に対していろいろ好意を示すということが、同時に中共政府の政策にすぐに影響があるというように考え、解釈するのは、中共の国柄から見て少しむずかしいのではないか、かように考えるということを申した次第でありまして、中共政府というものを別に信用していないという趣旨を申上げたのではないのであります。

○山下義信君　私はこのたびの外務省の許可が一つの、外交上の一つの大きな私は何といいますか、できごとというか、一つの措置というか、そういうことの意味があると思うのですね。意味にとられると思うのですね。理由は今たび〳〵繰返されたような理由であるが、それはまあ形式的な理由であつて、そのことをそういう理由によつて許可した、政府が認めたということは、大きな政府の態度の変化と思いますが、どうですか。

〔藤原道子君「率直に御答弁願いまず」と述ぶ〕

○説明員(中川融君)　私はこの問題につきまして、いろ〳〵政府部内において研究もいたしておりましたし、私自身折衝の衝等にも当つたのであります。その経緯から見まして、先ほど私の御説明いたしました通り、中共に対する日本の認識が変つたというようなことから、今回の承認になつたものではないのであります。

○山下義信君　変つたのでなければ、この理由はもうとうから、半年前からはつきりしている理由であつて、半年前にはこれを拒否しておつて、今回これを認めるということが変つたのじやありませんか。理由はちつとも半年前から変つたのじやないので、半年前の理由と若干の理由に変化があつたというならば、それはこの度認めることにした同じ理由が半年前もあつたのであります。外交官とやりとりすると、私が負けるかも知れませんから、この程度にしておきます。同一理由で承認したというのであれば、政府の態度が変つたのじやありませんか。変らんというのがおかしいじやありませんか。

関連して伺いますが、まあ最近中共と日本との関係が非常にだん〳〵近くなつて来たことは、顧著な事実であります。そうして民間のあらゆる団体その他が自然と親近を一層加えつつある情勢は、只今非常に注目すべき情勢でありまして、私ども非常に喜んでおるのでありますが、政府はこの民間の日中の交流状況というものを、どういうように考えておられますか、御意見を承わりたいと思うのです。

○説明員(中川融君)　最近中共と日本との間に民間のいろ〳〵交流が盛んになつたというお話でございますが、具体的にどういうことをお指しになるのか私にはちよつとわからないのでありますが、別段従来と特に変つたことはないように思うのであります。勿論中共側からいろ〳〵の、例えばこの前、議員団を招待するというような話とか、その他の話がございますけれども、これに対する政府側の態度というものは、御承知のようにまだはつきり結論が出ておらない状態でありまして、中共側から一連のそういうような、何と申しますか、運動が行われておるからというお話でありますならば、最近いろ〳〵そういう中共側からの運動が比較的多くなつたように思うということは言えると思います。これに対応して日本側からどのような態度になつておるかということでありますれば、これは今までのところ特に変つていないと申上げるほかないと存じます。

○山下義信君　外務省は中共の平和攻勢を恐れて、必要以上の用心を重ねておられるということは、誰もわかつておるのですが、今中共側からどういう手を打つて来ようと、私は日本政府としては考えなければならん段階であつて、まあ各種団体の動き、或いは殊に議員の中共旅行なんかは、政府としては、これは積極的に私は理解を持つて相当援助すべきだと私は考える。これが中日外交打開のきつかけになることは万人が認めておる。私は外務省はそういうことに対して非常になんというか、虚心担懐に、而もアジアの大局から見ても、これは私は十分積極的に、そういうことに対してこれを阻害したり、或いは阻止したり邪魔立てしたりということでなしに、むしろ積極的に向うの平和攻勢を十分活用するという心がまえで私は出て行くべきだと、こういうふうに考えておるんですが、アジア局長の見解はどうですか。

○説明員(中川融君)　政府といたしましても、この種類の問題につきましての態度ということを特に今まだきめていないのであります。これにつきましては御意見も十分傾聴いたしまして更に研究、検討を続けたいと思います。

○藤原道子君　先ほど来、局長の御答弁を伺つておりますと、だん〳〵わからなくなつてしまう。結局中共政府と云々ということを言われますけれども、日本政府と中共の政府との間ではどうにも話合いがつかない。国交の回復ができていない現状といたしましては、そういう段階にある。それを赤十字その他の三団体の力によつて引揚が促進されたことは、これはもう否定することのできない事実であります。これを然らば国民が求めていないかといえば、国民はもう寝る間も寝ないで、引揚の一日も早からんことを祈り続けて来た。それが紅十字会の好意によつてとにかく引揚ができたということこの事実に対しては、あなたも否定はできないと思う。これに対して今度李徳全女史をおよびするということは、感謝の意味を含めておよびするということが、私は赤十字社の趣意だつたと思う。そういうことを社長は向うで約束して来られておる。それによつて向うを感謝の意味を含めてお迎えして、そこからだん〳〵気持が親密を加えて行つて、次の引揚にも又便になるであろうという期待はあつた。だけれども今度およびするのは、ためになるとかならないとかいうような露骨な考え方からなされたものではないということを私たちは考えておる。私はそう思つておる。ですからこれに対してあなたがどうお考えになつておるかということが一つと、いま一つは先ほど来どうも政治的に利用されるというおそれがあつて云々ということが、しば〳〵あなたの口から出ておりますけれども、これに関連いたしまして最近中共が戦犯を送り還してもいい。還してやろうというような意思がある。これをこちらへ言つて来た。ところが三団体が外務省と話合いをしたいという申入れをしても、外務省がこれに応じないで、未だ

に話合いが始まつていないのは、これはどういうわけなんでございましようか。これも政治目的に利用されるおそれがあるからとおつしやるのでございましようか。ということになると、戦犯を、終戦以来九年経つておりまして、夜の目も寝ずに待ち焦れている家族の気持ちに対して、外務省はそれでよろしゆうございましようか。政治目的の利用ということをどういうふうに我々は解釈したらよろしいのでございましようか。私はこの点どうも外務省のやり方に割切れないものをしば〳〵感じておるのでございますが、一日も早い引揚の促進のために、戦犯を祖国に迎え入れまするためには、三団体と言つて来ておる以上は、やはりこれと話合いをお進めにならなければ、三団体と言つて来たのだから、三団体でやつたらいいじやないかということでは、相済まんと思うのでございますが、それに対して外務省はどういうふうにお考えになり、今後どう処置されるお考えであるかということを私は明確にお伺いをしたいのであります。

○説明員(中川融君)　中国紅十字会代表を感謝の意を現わす意味において招待するということは、初めから日赤が言つておられたことでありまして、そのこと自体について政府として別に異存はないのでありますが、そのことが同時にいろ〳〵ほかの目的に利用されはしないかということで、先ほど申上げましたようにこれの承認が遅れていたのであります。このことにつきましては最近承認をいたしまして、日赤から招待の電報が出たわけであります。なお、最近中共当局が戦犯者を近く釈放するかも知れない、その場合には日赤等三団体にやはりやつてもらいたい、日本側としてはやつてもらいたい、こういう意向を現地に旅行いたしました人に伝えまして、その人から内地へ知らせがあつたわけであります。これにつきまして外務省としてこれを決して反対とか異議を唱えていることではないのでありまして、非常に賛成であります。外地戦犯の人が一人でも多く一日でも早く内地へ帰られるということは、国民を挙げての吉報でありますので、これは是非そのように解決実現してもらいたいと思うのであります。従つて私どもは三団体の人に早く電報を打つたらいいじやないか、早く一日も早く一人でも多く帰れるようにということを電報を打つたらいいじやないかということを申しておるのでありますが、三団体といいますか、日赤以外の二つの団体のほうはその前にどうしても外務省に会わなければ電報が打てないと言うのであります。どうして外務省に会わなければ電報が打てないのか、我々は理由がわからないのであります。つまりそういうこと自体がいろ〳〵こういう引揚げとか戦犯釈放という人道的な大事な問題を、何かの条件にくつつけていろ〳〵利用されようということの動きの現われじやないかというふうにまで、或いは解釈すれば解釈されるような態度でありますので、外務当局といたしましては、外務省に今会つて特に今何と言つて聞くことはないじやないか、政府としては戦犯の人が在外邦人の人がいつどこの港へ帰るということであれば、早速配船してそのほうは厚生当局で用意しておるのであります。いつでも配船できるのであります。要はできるだけ早くたくさんの人が帰れるように、従つて又いつ何人ぐらいの人がどこへ集結するかということを聞くことでありまして、それを聞くことは何も外務省に会わなくとも聞けるわけであります。そのことは私から十分三団体に伝えてあるのでありまして、三団体ではどうしても外務当局に一遍会わなければ困るという理由が甚だ不可解でありますので、目下更に三団体が本当にどういうわけで会わなければならないのかということを聞いておるわけであります。

○藤原道子君　三団体が外務省に会わなければというようなことに対してそれがすぐ何かの目的のように解釈されることがおかしいのじやないでしようか。お忙しいではございましようけれども、ちよつとお会いになつたつて、そう大して差支えないのであつて、会つてみてそれが好ましくないならばその時に又処置をとられればいいのであつて、あなた方は会わないと言い、団体のほうでは会いたいと言い、その中に入つて赤十字のほうは非常に困つておいでになるという記事が新聞に出ておりますが、この記事が間違いなんでございましようか。それともそういう事実がそうなつておるのでございましようか。それは又どうして会えないというのか、その理由はどこにあるのでございましようか。

○説明員(中川融君)　三団体の方に何ということなし会うということに、勿論仕事の関係はありますけれども、決して反対ではないのであります。日赤以外の二つの団体の方は会わなければ電報が打てないというふうなことを言うておられるのであります。これがどうしても不可解なのであります。どうして会わなければ電報が出せないのか、つまり電報を出すという大事なことを、政府当局に会うということを関連せしめて、いわば面会を強要するという恰好に出ておるのが甚だ不可解でありますので、その間の事情をもう少し確めたいと思うのであります。

○藤原道子君　ます〳〵奇怪だと思うのでございますが……。政府ではどうしても戦犯釈放等についての手が打てなかつた。ところがそれが幸いにも三団体を通じてそれができるという見通しがついたということになればですよ、それは打合せ等のこともあろうから、会いたいというのが当り前だろうと思うのです。ところがそれを面会を強要するというふうにおとりになるのは、何かあなたの方で後ろ暗いところがあるんですか。

○説明員(中川融君)　会わなければ大事なことができない、その理由が我々から見れば薄弱でありまして、そのことから結局会わなければ電報という大事なものが打てないんだぞということからして、会わなければならないように仕向けるというその方法といいますか、それに我々外務当局としては了解できないものがあるわけであります。従つてこれは単に漫然としてとにかくそういうようなことから会わなければ……、会えば電報が打てるではないかというふうに軽々しく考えるべき問題ではなく、何かそこにやはりこの際はつきりしておかなければいけないものが含まれておるのではないかと、かように考える次第であります。

○藤原道子君　ます〳〵私は了解できません。外務省はそんな特権があるのですか。結局私はそういうやり方が問題を縺れさして来ると思うのです。一日も早く帰してもらいたいという家族の気持ちを思うときに、あなたのような立場を固執されるということはおかしい。と言つてみても今の政府当局が外国の招待の宴会に出るまでアメリカのお許しを得なければ決定ができないというような弱腰だから、だん〳〵だんだんに日本はこういうふうになつて来ているのではありませんか。そんなことは言いたくはございませんが、とにかく私は本当に家族の気持ちを考えるならば、速かにこの問題は解決さして欲しいのです。面会強要という言葉がございましたが、私これは穏かでないと思う。どういう強要の方法をされたのであるか。果して強要であつたならば、私たちも考えなければなりません。その点を明かにして頂きたいと思います。

○説明員(中川融君)　つまり普通に会いまして、そして話をするというのであればこれは差支えないわけでありますが、会わなければ、要するに大事な電報が打てないということを言つておるのであります。会うことと大事な電報が打てないということの間には、どんな理由があるか、どういうそこに必然的な関連性があるかということを考えてみますと、必要なことは全部すでにわかつておるのでありまして、何も今更会つて聞かなければならん必要はないのであります。船の配船のこともすつかりきまつておりますし、又先方としては、今回は三団体の代表者に来てもらう必要はないということも先方に連絡しましたし、伝わつておるのであります。特に会つて何を頼むということもないわけでありますが、併しどう

しても会わなければ電報が打てないというようなことを言つておるのです。これはやはり間接的ではありましようが、面会をさようなことで強要することにいとしいのではないかと考えて、先ほど面会強要ということを申上げたのであります。

○湯山勇君　私は局長のおつしやることは少し誤解か、間違いがあると思いますので、その点を質したいと思います。それは紅十字代表を招待するということは、感謝の意味で御招待するのだ、こういうことをおつしやつて、このことが引揚げにまあ余り影響はないだろうというようなお話ですけれども、これは当委員会でこのことが決議された状況とは非常に違つております。と申しますのは、当委員会でこういう決議がなされましたのは、感謝を表明するだけならば引揚げが終つてからでもいいじやないかという外務省側の意見の開陳があつたんです。これは政務次官からございました。そのときに当委員会としてはそういう感謝の意味だけでなくて、現在残つておる数千名の人を帰すためには、やはりこの段階において来て頂くべきじやないかということで、政務次官もそのことを了承されて、それでは私といたしましても全力を挙げて御協力申しましようということで、あの決議がなされたことを局長は御存じでないのではないかと思います。そういういきさつから今日の招待ということになりますと、局長のおつしやつたような一方的な意味だけではなくて、このことに対する大きな期待があるはずでございますが、若し局長が御存じないとすれば、これは小瀧さんとよく話合いを願うし、なおその問題についてはかなりの意見に食い違いがありますから、委員長にお願いしたいのですが、若し御答弁如何によつては、大臣を是非明日および願うように願いたいと思います。

それからもう一つ、今度の招待について政府は何らかのプランを持つておられますか。ただ旅券を出す出さない、許可を与えるというだけでございましようか。なお、時間をお急ぎのようですから、簡単に申上げますが、一切の応接を赤十字がするといたしますと、赤十字は実際運営等の費用に困りまして、政府から若干の補助を出しておるはずでございます。そういう赤十字がどういうところからどういう費用を出すか、政府としてはこれに対して何か助成をするとか何とか、そういう途を考えられておられるのかどうか。そういう経費面についてもおわかりの点を明らかにして頂きたい。

○説明員（中川融君）　紅十字会の招待が感謝の意を現わすことと同時に、今後の引揚を促進させるという二つの目的があつたことは、政府は初めから承知しております。従つて必ずしもその一つだけというふうには解釈いたしておりません。なお紅十字会を招待いたします際に、政府が何か直接にするかどうかというお尋ねでございますが、政府としては、これは日本赤十字社が中国の紅十字会の代表者をよぶということであるというふうに了解いたしております。政府としては直接何らの措置もとりません。全部日本赤十字社がこれの接待に当るはずであります。なお、赤十字社がその経費をどうするという点につきましては、私も詳しいことは存じませんが、赤十字社で然るべく経費を捻出するというふうに了解いたしておりまして、政府から補助金というようなことは只今考えておりません。

○委員長（上條愛一君）　それではあとでなお御質疑を継続して頂くことにしたいと思いますが、安藤国務大臣がお急ぎのようでございますから議題を変えまして、ビキニ被爆者とその家族の援護に関する件を議題といたします。

先ず、安藤国務大臣から、その後の経過の御報告をお願いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　大体水産委員会、殊に参議院の水産委員会でも十数回に亘つて委員会を開いてはつきり申上げてあります。今日も午前に参議院水産委員会で只今の現況も申上げておきましたから……。併しこの委員会で御質問でありますから、極く大体のところを申上げます。この被害対策につきましては、第一に対米交渉をずつと続けておるのであります。対米交渉もよほど進んで参りまして、もうほどなく解決がつくであろうと推測をされます。併しながらまだ最後の結論までは行つておりません。ただ、これに対しまして、アメリカでは直接損害、間接損害と形式的に分けて、直接損害は賠償をすると、間接損害は賠償をしないと、そう形式的には、形式の上では現われて来ないかも知れません。総括して、どういうものだけに賠償する、こういうような形になつて来るだろうと思います。併しながら実質から言いますと、アメリカでは責任を感じて直接損害の賠償はしよう、間接損害はよくわかつてはいるけれども、アメリカの国内法にそういう間接損害を賠償したという例も余りなし、又今日までいろいろな事件がありまして、それが国際裁判所にかかつたこともありますが、その判決はやはり直接損害の程度で判決をされて、間接損害には及んでおらないという判決例もあるというようなことでありまして、実質的には直接損害を標準としての賠償と思います。併しながら日本からの交渉を外務大臣を通してやつている。その交渉には相当幅を持つておりますから、形式の如何にかかわらず、やや幅の広い過程において解決をされることと思うのであります。最後の結論には行つておりませんが、もう結論に近くなつております。そこで政府といたしましてはそういう直接損害のほかにですね。まぐろの魚価の低落ですね。市価の暴落、それから市場の混乱、そういつたような間接損害です。即ち生産業者に対する、そういう損害ですね。それから流通関係の業者に対する損害、これを何とかして早く水産業が円滑に活動ができることにしなければならない、こういう立場で政府は考えておりまして、差当り国内の措置を講ずるつもりであります。現にその点は、例えば神奈川、即ち三崎です。静岡、即ち焼津、こういうところに対しましては融資の措置をいたしたのであります。併しそれに及んでおらないところがまだ大部分でありますから、そういう点に拡張しまして、国内融資をしよう、融資であります。ということを実はもう十分前からそういう方針で、殊に最近関係大臣の間で相談をして協議を進めている。これが現況であります。

○湯山勇君　只今の大臣の御説明は極めて抽象的、一般的であつて、現在の段階においてはもう少し詳しく知りたいと思います。と申しますのは、先般岡崎外務大臣は、二十七日に、アメリカは補償費八十万ドルを出す意向だ、それに対して外務大臣としては、いろいろ資料を集めて見ると、その総額が二十億円を超えているというようなことを記者団に発表しております。そうすると、大体向うとしてはどれだけ出そうという、こちらとしてはどれだけ出してもらいたい、どれだけ出してもらえば、どれだけの補償ができる、こういう点をもう少し具体的に大臣から御説明を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　アメリカは初めはそんなに出さないつもりだつたのですね、率直に言いますと……。それを非常に交渉しまして大分向うもわかつて来、こちらも談判を続けたわけで、結局八十万ドルということが出ております。併し八十万ドルでは満足ができないというのが我々の考え方で、少くともももうちよつと上げなければいかん。向うの立場では直接損害というんですよ。それ以上はやはり出ない。ところが直接損害としましてもそれじやいけないというので、努力を続けているというわけであります。

○湯山勇君　それでは直接損害だけで政府としてはどれだけに見ておられるのでございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　直接損害、数字のことを実はね。私は申上げたんですがね。一遍にここで言つてしまうわけにも行かないから、この点は水産委員会でも申上げずにありますから、その点はどうぞお許しを願いたいんです。ただ併し、概数を言つておきますと、直接損害というのは、これはい

ろいろ算定の仕方があるのですね。厳格に言いますと、福龍丸の船体がまるで駄目になつちやつたからその措置、それから二十三人の患者の治療費及び今後の生活保障といいますか、或いは慰藉料といいますか、とにかく今後の保障ですね。それから福龍丸等に属していた船具、船員の私物、その他これに附属したもので放射能を浴びて使い物にならん、そういうものの損害ですね、それから福龍丸について第十三光栄丸というのが三崎に着きまして、これが相当放射能を浴びて来ているんです。これらも勿論損害に入りますし、爾来最近までで百四十九隻ですか、ちよつと極めて確かなことは何ですが、大体それくらいの船が放射能を浴びてまぐろを廃棄している。それは勿論福龍丸、光栄丸というのは殆んどまぐろを全部海中に廃棄しちやつたんですが、その後はそんなにないようです。積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。

○国務大臣(安藤正純君)　家族の何ですか、将来の保障ということですか。

○湯山勇君　現在の生活費ですね。

○国務大臣(安藤正純君)　現在の生活費というのは、その他のことは、これは融資、国内融資の中には入れないつもりです。これは賠償のほうで当然出ることと思いますから入れません。それじやどうしてそういうことをやつているかと言えば、その治療費は予算に盛つてあります、厚生省の……。まあ、それは厚生大臣がいるから詳しく聞いて下さつてもいいが、それでこの予算の中から切り盛りをしておるのであります。併しながら、それが当然第一の直接損害ですから、向うから来ればそこで精算ができる。こういうつもりなんです。融資ですから、急場を切り抜けて、差支えないようにしよう、こういうわけなんです。で、その期限も必らずしも余り長くはないかも知れんが、そう一カ月、二カ月というような短期ではないつもりなんです。

○湯山勇君　わかつたようなわからないような点があるのですけれども……。

なお、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思います。以前に当委員会におきまして、被害者の家族の生活保護につきまして、大臣から非公開で御表明がありましたが、あのときの措置は、現在もあの通りの状態で続けられておるものか、或いは今度のこの問題と関連して、新たな何らかの方法がとられておるか。この点について厚生大臣からお答え頂きたいと思います。

○国務大臣(草葉隆圓君)　あのときの状態の通りに続いておるのでございます。従つて補償がありますると、その補償の対象になつております。

○湯山勇君　変な問答になりますけれども、あのときの状態のまま続いておられるとすれば、その当事者ですね、中間当事者に対してはやはり今回の融資というような措置は講ぜられておるのでございますか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　これは中間当事者が相当の力があると申上げるか、相当な機関でありますために、現在では融資という程度までは及んでおらないと承知しております。

○湯山勇君　相当力があるとは申しますけれども、これも相当今日の情勢では困つているのではないかと思いますが、融資対象にするお考えはお持ちでございましようか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　成るべく早くこのアメリカとの話合いがついて、これも只今のお話のように、もう大体終末に近くなつているという程度でありますから、このほうを急いで、そして治療、家族、その他に補償の方法を十分急いでいたしたほうがいいじやないか、なおそれで不十分なら、又話が延びるような場合は、これは考えて行かにやならんのではないかと思つております。

○山下義信君　安藤国務相に伺うのでありますが、アメリカとの賠償の話は近く終結を見るだろう、話がつくだろうというお話でありましたが、近くというのはいつ頃でございますか。今月中くらいには話は済みますか。もつと早いのでございましようか。

○国務大臣(安藤正純君)　これは外務大臣がやつているんですが、勿論その状態及び相談等にもあずかつておりますが、はつきりいつというようなことは、相手のあることでありますから、殊に向うが言つて来た額によかろうと言つて応ずるならば、早いですけれども、それじやこちらは満足しておりませんから、もう少し上げなきやいかんというようなまあ考えを持つているものですから、そこがかかります。かかりますが、今日は八月の九日ですから、私の考えでは、これは私個人の考かも知れませんが、順調に行けば今月一ぱいに片付きましよう。

○山下義信君　大体まあ見通しのいい御答弁を頂いたのですが、日本政府のビキニ関係の対策のまあ補償と言うか、日本政府が被害者に対する措置ですね。その必要な措置をするその費用は向うから損害賠償として取つただけ

のものを日本政府が措置するのですか、或いは又それに日本政府自体の財政支出をして、プラスして、関係者のできるだけ満足の行くような対策をしてやろうという考えなのですか。つまりアメリカから受取つただけの範囲内でやろうというのですか。それが少なければ日本政府のほうで出して、そしてやろうというのですか。その辺はどういう考えを政府は持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(安藤正純君)　それは大体アメリカの賠償において支弁して行こうという方針です。と申しますのは、それでこちらでも考える直接損害といつたような点は、大抵行くのだろうと思います。併しながら、これが対米折衝のことで、相手のあることですから、余りにこちらが考えている、政府が考えている方針と違うようなことがあれば、それはそのときにどうしても国内として、政府しても更に考えて行かなきやならんと今考えております。

○山下義信君　それでまあそういうことで、政府のお考えが向うに賠償させられた範囲内でやるのだ、それで十分だと考えているという御意見であれば、一応御意見としては聞いておきますが、それじや足りつこないし、関係者は承服しないと思いますが、それにしましても、そういう措置をしますることは、やはり何と言いますか、予算措置といいますか、そういうふうな実際の実施の方法ですね。これはどういうやり方でやりますのですか。つまり予備費か何かで支出しておいて、あとで賠償は、いわゆる臨時国庫への収入として、政府の予算措置は次の補正なら補正でする、とりあえず予備費で緊急支出とするというやり方をするのですか。予算上といいますか、財政上の金繰りの措置は一体どういうふうにやるという考えですか。これは早くやるなんと言つたところで、若し普通の補正予算を組んでやるということになれば、政府はできるだけ臨時国会を向うへ引張ろうとしているんですから、十一月にも十二月にもなる。それじや関係者は待てないのです。何か緊急の財政措置をなさるというお考えはなさらなければならないと思いますが、その点はどういうお考えですか。

○国務大臣(安藤正純君)　その点、国内措置をしなければならないというので、融資の方法を講じて、今立案して大蔵大臣等とも折衝中なんです。これもそんなに長くかからないで、成るべく早くきめたいと思つております。融資ですから、じきにきまると思います。融資ですから、これを補給とか何とかということではありません。融資なのであるからそのわけなんですが、但し、今までも大分延びておりますので、もうすでに賠償を見込んで、国内の内払いは予備費の支出をしてやつた次第なんです。

○山下義信君　財政法上のことにはいろいろ僕らもうといのですから、余り聞けないですけれども、併し賠償交渉中なら、融資という方法も、一応はそういう措置が当然ですけれども、或いは若干は当然法規上認められるものは支出はできるのですけれども、賠償がまとまつたということになつたら、融資じやなくて、すぐ切換えて補償金交付という手続をとるのでなければ、筋が立たんのじやないかと思うのです。融資ならば、そんなような、返済を求めるというような金繰りのやり方でなくして、もう取れただけの賠償金、政府はそれ以上一文も出さないと言うのですが、ともかくもその金はすぐ振替えて円にして払つてやらなければならんのですから、もうその段階になれば融資じやないのですから、私は何らか予算上の措置が要るんじやないかと思う。そういうことは政府では研究しておられますか。

○国務大臣(安藤正純君)　そういう点につきましても今まで随分考究をしたのですが、例えば冷害に対するように特別立法をこしらえてやるとか、損害に対してどうとか、そういうわけにも行かないのです。直接損害のほうは賠償で来るのですし、あとは間接損害、殊にそれは魚価の低落による危急を救う処置なんですから、普通の対策とちよつとそこに違うところが大分ありまして、いろ〳〵考究した結果、融資で行こう、ともかく早くして危急を救いたい、こういう考えにまとまつたわけなんです。

○竹中勝男君　今の大臣の御説明で、まあ余りはつきりどれだけが直接損害であるかということについては、デリケートな問題で言えないと言われるのですが、併し国民は、これはただ単に賠償額の問題でなくて、相当この問題は深刻な性質を持つておる問題です、ビキニの問題というのは……。殊に愚者のごときは未だに不安でおります。最近にも私らは会つておりますが、一体自分らの補償はどうなるのか、家族の補償はどうなるのか、家族五人で二万円程度の補助では足りない。或る人は五人の家族を持つております、宮崎県の人です。そういうふうな不安の状態に五カ月近くも放任されておる。国民の知りたいことは、日本の政府がアメリカに向つてどれだけ熱心にこの問題を解決しようとして当つておるかということです。それでお尋ねしますが、今問題になつておる八十万ドルというのは、日本の政府が計算しておるいわゆる直接損害というものに対しては非常に少い額ですか、或いはそれこそこの額なんですか、或いはそれに相当する額なんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　必ずしも相当とは申上げませんが、そう桁の違つた、余りかけ離れた額ではないと思います。

○竹中勝男君　直接被害、間接被害という今までの形式論では、この水爆の問題は新らしいケースのように思われるのですが、やはり直接被害を非常に拡大して考えるという今の段階の交渉の方法は私は妥当だと思うのですが、それにしましても、日本の政府は水爆実験に協力するというのですから、これは例になるだろうと思うのですが、今度のこちうの交渉の仕方は……。まだこれが起ると我々は考えなければならない。水爆の実験をアメリカがやる、これに対して日本の政府はやめてくれと言わないで、協力するというのですから、こういう状態の下において日本の外務省が交渉しておる額というのは、相当重要な意味を持つておると思います。これは一回きりじやないだろうと思う、現在の建前とすれば、日本の外務省の建前からすれば、日本外交の建前からすれば、今の日本政府のやつている建前からすれば……。それでこれは相当強硬に日本の犠牲者に対する損害賠償というものは、腰をきめて外務省はやはり交渉をされる肚があるのですか、或いは遠慮しながらやつておられるのですか、その点伺いたい。

○国務大臣(安藤正純君)　外務大臣が折衝の任に当るのは当然で、やつております。外務大臣の折衝には或いは緩急の態度があるのかも知れません。政府としましては無論強い態度を以てやつております。でありますから、先ほどお話の出た八十万ドルということも、それでは満足できんと、こういう態度を以て折衝を続けておるのであります。

それからなお、あなたが今お話になつた、一体水爆の実験ということは、これはなか〳〵むずかしい問題で、政府の態度をここでは言えません。ただ私個人とすれば、水爆実験はやめたらよかろうと、こういうような私個人の考えである。併しそういうことは政府としては言えませんし、而もこの問題は国際連合でもしば〳〵出ておりまして、民主国家群のほうでは、今後のアメリカの水爆実験ということを必ずしも否定はしておらないという立場もありますし、そう簡単には言い切れない問題なんです。そこでアメリカは今年のうちは水爆実験をやらないかと思うのです。併しながらもうそれじややらないとは決して保証できません、来年になつたら又やるかも知れない。その場合においては、今度一体水爆というものが今までないことで、世界に初めて起つたことで、こんなに重大な損害を及ぼすというようなことは初めてのことであり、又これはもつと大きく考

えれば、全世界の問題であり、全人類の問題なんですから、軽々に看過はしておられませんからして、今後来年水爆をやるというようなことになつた場合においては、あらかじめ外交折衝をするという方針を以て今政府は進んでおります。

○竹中勝男君　これは厚生委員会ですから、幸いにビキニ被爆家族援護の問題が出ておるのですからしてお尋ねするのですが、政府代表も出ておられるわけですから……。安藤国務大臣は個人的には水爆実験にはこれ以上はもう賛成しかねる、大変私はまあ国務大臣の考えというものは正しいと思います。又それは国民の輿論を代表しておる考え方だと思います。併しながらはつきり国会で外務大臣は協力すると言明したのです。我々の党の質問に対してはつきりそういうふうに答弁をしておる。この点が国民には非常に大きな不安を与えておるのです。それでこういう限りない被害というものが予想される原爆、水爆の実験に対して日本の政府がとつて来た態度ですね、今もそれは改めていないと私は思う。国務大臣としてこれに個人的に反対だという意見を聞いたのは、恐らく国民は初めてだろうと思う。日本の政府は、国民を忘れて水爆の実験は賛成だ、賛成だと言えないにしても、これは仕方がないことだ、こういうふうなのが日本政府の態度だと国民は思つております。それで今度の被害に対する損害賠償に対して相当強硬な態度で、もはや再びアメリカがもう一度水爆の実験ができないほど、彼らが慎重に考える、そういう内容を持つた賠償を日本は要求すべきだと思う。そういう点について八十万ドルかそこ〳〵であるにしても、恐らく私はこんな額では足らないかと思うのです。間接被害の点から考えて見ても、水爆の被害そのものについては、国民に与えた精神的被害というものに至つては、これは測り知れない被害を持つていると思います。全人類に対して与えている被害だと言えるわけです。こういうことに対して政府当局、殊に出先の外務当局が少しでも弱腰であつて、国民の意思を無視したような態度でこの問題を解決しようとするならばこれは由々しきことだと私は考えております。そういう意味で国民は一体損害の、日本が要求している、日本がこれくらいの損害があるというのは一体どのくらいなのか、何千億円なのか、何百億円なのか、こういうことを具体的に知りたいだろうと思う。こういう点についてもいわゆる秘密でそれは言えないというようなふうにでなく、成るたけ早い機会に、これだけの大きな被害というものを世界に向つて日本政府は発表すべきだと思う。従つて水爆の実験はもうやめてくれ、こういうふうに持つて行くのが日本政府のあり方だと私は考えております。国務大臣どう思われますか、そういう点に対して……。

○国務大臣(安藤正純君)　日本といたしましては、直接損害、間接損害全部をアメリカ政府に提出しております。ですから向うではこれだけの損害を受けた、直接、間接に……、ということは承知をしているわけです。併し先ほどから申上げておりますように、アメリカでは直接と間接と、言わんかも知れませんが、大ずかみにしようと思つて来るのかも知れませんが、最後は……。併し実質的には直接損害の賠償こういうことになるのだろう。併しその直接損害でも、日本としてはその額が、それでは満足できないという今過程にあつてその最後の段階に入つているのでありまして、そこで間接損害はそれじやどうするか。できれば日本の政府で金を出して予算措置を講じて、間接損害の補償をしたいのでありますが、御承知の通り日本の現在の財政はどうもそれを許しませんし、いろ〳〵な事情があつてそう行きませんから、そこで先ず融資の措置を講ずるということになつて、これが解決をしておるのであります。併し先ほど申しますように、若し来年度又アメリカがこれをやるならば、一口に言えば安全保障ということをはつきりアメリカに外交交渉をしなければならない、こう考えておる次第であります。

もう一つ、私は序いでに言つておきたいことは、外務大臣は協力と言つたというその問題もかなり出ているのだが、これはまあ一般的に協力ということを言つたのだろうと思うのですね。協力ということはこの間実験をしたその続きなんですね。私は何も外務大臣の弁護をする必要はないけれども、自分の解釈で言うと、この間水爆実験を日本が、あれがあることはわかつていたのですから、それでその続きだからまあ協力と言つたのだろう。併しこの水爆なるものが文化を破壊し、人類を殺戮し、これは重大なことだ。どうしてもいけないというのならば、これはどうしても世界の問題だから国際連合でこれをきめなければいけない。ところが現在国際連合にはアメリカのほうの民主国家群のほうはこれを支持しておる、内心はどうか知りませんが、形においては……。それで非常にこれは困るわけであつて、そういう世論から動かして行かなければ、日本としてはいきなり非協力だという線を出すわけに行かないと思うのです。殊にそれに対しては日本の国会などは非常に熱心にやつて下さつているが、もつと熱心な線を出して頂きたいということを、私のほうから今度は逆に要求したい。現にこの間も参議院、衆議院の決議案ですね。あれもそこまで行つていないのですよ。水爆の実験をやつてくれという決議案じやないのですから、損害のないようにしてくれというあれは決議案です。むしろ惜しいことをしたと思つているのですよ。(「自由党が賛成しなかつたのですよ」と呼ぶ者あり)実際にはアメリカに強く当りたいのです。そういうことを序いでに申上げておきます。

○竹中勝男君　これは希望になりますが、これは我々は実験絶対反対なんですけれども、政府が協力すると言つた以上は、これは自由党としては反対とは言えないのだから、国会で多数で何でもやる自由党のことですから、我々が反対と言つたつて、協力と決議するのは仕方がない。そういう意味で安藤国務大臣は我々に反対してくれと言われても、これはやはり自由党がそういう気にならないことにはどうにもならないですよ。その協力だから、この交渉を徹底的にやつて欲しいと我々は望むんです。で、この差当りのことは急がなくてもいいと思います、こうなつたら……。だから財政措置の上で融資というものを考えているのですから、差当りの問題はなるたけ直接被害者の生活、治療及び漁業関係者、そういうところについての直接被害に対するまあその補償というものは、国家が至急に応急に十分な措置をとられて、腰を据えてこの原爆水爆問題は解決するという態度でアメリカと交渉に当つてもらいたいと思います。我々はそうであるならば、どこまでも水爆実験反対という線を国民と一緒に国会に持ち出そうと思うのであります。そういう点について安藤国務大臣は非常に人道的な立場で立派な見解を持つておられるのですから、国務大臣の安藤さんのような意見を、一つ自由党や政府に反映して頂きたいと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)で、これはくれ〴〵も希望として述べておきます。

○山下義信君　私は丁度いい機会ですから、関連してお伺いしたいと思うのですが、安藤国務相並びに厚生大臣が御出席でありますから、丁度いいと思うのですが、当面の水爆関係は安藤国務相が御承知下さるのですね、それであとはこれらの原水爆関係のことは厚生大臣のほうで一括してお世話なさるようなことに承わつている。たま〳〵本日は長崎に九年以前に原子爆弾の落ちた日でありますが、私はこのたびの水爆の被害者の病状も、門外漢でありますから、よくわかりませんが、ともかくも今日は治療の極め手がないということであります。今の患者の人たちへの治療方法等も、東大の都築博士が中心になつてやつておられることも、広島の原爆の障害者のやつた治療の経験を持つて行つて、例えば安静第一主義というような程度でやつている。今のところでは治療の方法なしということ

を承わつている。最近は長崎、広島の九カ年以前の放射能患者が踵を接して続々と改めてこの原爆症の兆候が出て来て、死亡者が続出しておる。丁度最近は広島、長崎のこういう原爆の日でありますので、中央、地方の各報道関係者もこれを指摘しておるわけなんです。で、我々としてはそういう放射能の障害についてこれは相当政府としても検討を加えなければ、当面の損害だなんということも、これも重要であるが、今後放射能の障害関係を如何にこれを治療して行くか、どうして行くかというような事柄について、政府はもつと真剣に検討をせらるべきであろうと私は考えておる。それでこれは折角九カ年以前に長崎、広島が二十数万の犠牲を払つて、その後九カ年引続いて関係者がこの放射能の治療と取り組んで貴重なデータがたくさんできておる。この事実を政府はつかんで十分御調査なさるのが至当ではないかという考えを我々は持つておるのでありますが、当局においては何か具体的な考えを立てておいでになるかどうかということを厚生大臣からこの席で改めて私は承わりたいと思う。

それからいま一つは、将来放射能関係の研究所といいますか、そういうもの、或いは私承わるのに日本学術会議においてもこれは一つ放射能の研究所を作ろうじやないかということを決議なされたということ、或いは又現地の長崎医大であるとか、関係の広島医大等も大学の中にそういう研究所を持ちたいというので、文部省関係の予算として要求したいということを言つておるようでありますが、政府はばらばらに各団体とかそういう関係者でなしに総合的に国として一本にまとめて放射能関係の研究所というようなものを持つお考えがあるかどうかということを聞きたいのです。アメリカのABCCは広島、長崎に持つている厖大な資料を、場合によつては今日まで非常にたくさんな調査をしておる資料を、日本政府に渡してもいいというようなことを言つておるそうです。或いは又一部分場合によつては厚生省と相談して、何か最近新らしくABCCも方針が変つて、場合によつては日本政府と相談してもいいということを言つておるそうでありますが、厚生省はそういうふうなことについてどういうふうなお考えを持つておられるかということを、この席で厚生大臣から御言明を頂きたい、かように考えております。

○国務大臣（草葉隆圓君）　お話のように、広島、長崎の丁度昨日、今日はその記念の日で、誠に感慨深いのでございますが、その後御承知のように原爆症調査研究協議会を厚生省関係におきまして、設置し、アメリカのABCCと協力しながら原爆症の調査研究を進めて参つたのでありますが、今回のビキニ関係の事件が起りましてから、従来のこれではどうも不十分であるし、更に広範囲の方面に研究調査並びに対策を立てて参らねばならない状態と相成りましたので、従来の原爆症調査研究協議会を拡大強化いたしまして、原爆被害に対する調査研究協議会というものにしながら、長崎、広島等におけるその後の患者の問題に対しましてもこれを対象とし、更に今回のビキニ関係の患者その他食品等に関しまする方面に及びまして調査の対象として参りたいというので、目下政府部内で関係省とこれらの点を検討いたしております。急いでこれらの立場から原爆被害全体に対しまする対策をこれに対する処置とを講じて参るという方針で進んでおります。その具体的な対策等も追つて研究して参りたいと存じております。

○山下義信君　後段のもう一つ、国として放射能関係の総合的な一つ研究所を持つというような考え方はないかどうか、検討してみる考えはないかどうかという点について御答弁を頂きたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　放射能関係についての研究はそれ〴〵或いは通産省その他でいたすことにいたして、先般閣議等でも決定いたしておりまするが、それによる被害と申しますか、或いはそれから起る可能性あるもろ〳〵の対策というものは、今回の原爆被害に対する調査。研究協議会で併せて取扱つて行くべきものとして考えております。

○山下義信君　私の質問もよつとぼかしていらつしやる。私の後段に伺つておるのは、私医者のことはよくわからないのですが、放射能の治療関係のいろいろ研究の医師、医学者といいますか、そういうものを中心として原水爆の障害者の治療の方法の研究をしなければ、今だつて東大で入れている水爆の患者だつて何もに特別の治療方法はない。私は是非一つ、日本だけが世界で実験させられた、その負傷者も持ち、その病人を持つているというのは日本だけしかないのでありますから、政府はこれを何といいますか、総合して十分権威ある研究をされるように私は御研究を願いたい、こういう意味で伺つておるのであります。日本学術会議のなにも、放射能の病気のほうの治療研究を、そういう機関を作れということを決議したらしい、各大学でもそういうことをやつて、ばらばらでなしにどこか一本でやるべきじやないかと思うのです。大体のことを大臣からお考えを御答弁願つて、できれば又あとで事務当局から考えを具体的に聞きたいと思います。

○国務大臣（草葉隆圓君）　御指摘の点、私ども同感に考えております。従いまして厚生省でもそれを含めて考えて参りたいと思います。

○山下義信君　楠本部長、何か具体的な何がありましたら御説明して下さい、大臣の答弁を……。

○説明員（楠本正康君）　この放射能に関しまする治療をも含めました総合的な一つの調査機関につきましては、目下私のほうといたしましては、治療を中心というようなことにいたしますれば、どこか国で一カ所にまとめべきものが、御指摘のように極めて効率的なものだと考えております。併し具体的な問題といたしましてはまだそこまで行つておりません。一応は協議会の形式でこれを総合して行きたいものでございまして、これは厚生省に只今大臣からも御答弁がございましたように、新たに原爆対策に関する調査研究協議会を設けまして、これによりまして一応総合的な調査研究の実を一本にまとめて実施をして行きたい、かような所存でございます。

○委員長（上條愛一君）　最後に私から、細かい点でありまするが、厚生大臣にお願い申上げたい問題は、この家族の援護に関する問題でありまするが、これは厚生大臣のお話によると中間の機関に立替をさせておると、こういうことでありまするが、その立替の場合に、一切を中間の機関に、額等も委せておるのか、或いは厚生省で家族に支給する、家族数その他の情勢に応じて、額等の問題は指示されておるのか。ということは家族の援護について不十分だという声を私どもは承わつておるわけでありまするが、この点について厚生省としては、全く中間の機関に額その他の援護の方法等については一任されておるのか、或いは連絡をとつて十分なる指示をされておるのか、この点を承わりたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　当時ここでも私御報告申上げましたように、現地の県並びに只今御摘指の中間機関等でよく御相談を頂いて、家庭に即応するような方法というのでいたしておりまするから、厚生省からこの額以上はいけないというような強い指示でいたしておる次第でもございません。従いまして又大変それで不十分と見るようなことがありますと、更に協議をしても結構だというふうに考えております。

○委員長（上條愛一君）　この点については、厚生省において任しつきりということでなしに、やはり連絡をとつて家族の意向等も参考にせられて、十分に援護の行届くようなふうに御処置を願いたいとお願いいたしておきます。

それではビキニ被爆者及び家族の援護に関する件は以上で質問を打切つてよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君）　それでは先に

戻りまして、中国の紅十字代表に関する件ですが、なお御質問がありましたら御質問をお願いいたします。若しないようでございましたら、これに関連いたしまして、戦時中に日本において死亡した中国人の遺骨送還について、その経過並びに今後の送還についての見通し等について御当局から御説明を願いたいと存じます。と申しますのは、前に一度遺骨の送還はいたしましたけれども、その後において全国各地から集りました遺骨というものが千個に達しておるということでありまして、これを急速に処置する必要があると存じまするので、この問題についての外務省のアジア局長、経過の御説明をお願いいたします。

○説明員（中川融君）　戦争中に内地においていろ〳〵な理由で死亡いたしました中国人の遺骨を中国本土に送還したいという話は、先般来とき〴〵我々も聞いておりましたけれども、いずれにせよまだ具体的な問題として取上げられるに至っていないように考えております。なお昨年度におきましては、中共から邦人の引揚に当りまして、内地にあります遺骨をその船で中国本土に送り還したいという話が出て参りました。併しながらその当時すでに台湾の国民政府と船にどういうものを乗載せるかということについての話合いができたあとでありましたので、国民政府に対する約束との関係から、邦人送還の船に、つまり往路に遺骨を乗載せて行くということが不可能でありましたので、止むを得ず別の船に乗せて、遺骨を計三回でありましたか、送り届けたということがあるのであります。本年度におきまして遺骨をどのように処理するかということにつきましては、まだ政府当局において具体的に何ら研究若しくは決定した事実はございません。

○竹中勝男君　これはもう簡単に言えば簡単なことなんですが、まあ李徳全さんが来られることと関連して、やはりこの遺骨のような重大な意義、大切な意義を持つたものを、まあこの前も一時誤解を与えたように、荷作りして送るというような、荷物のようにして送るというようなふうに一時外務省で考えられたようなこともあるようですが、そういうようなことのないように、殊に李徳全さんが中国から来るんですから、これを契機に今後の問題を、殊に引揚の問題、戦犯者の問題を解決するということが、まあ中国紅十字の代表をよぶということを我々委員会が決議したもとなんですから、一つそういうことに関連して千個の、現在集つておる千個の遺骨を中国に、できればやはりこの衆参両院の厚生委員会の手ででも持つて行くというくらいのところまで、そうしてそれを機会に、と言うと悪いけれども、在留邦人の調査だとか、引揚の促進ということに我我が乗り出せるようなふうに、遺骨を利用すると言うと大変言葉が悪いですが、この遺骨を契機、一つの契機にして将来の問題の解決に資して行くようにも考えられるように私は希望するわけです。外務省については、そういうことについて別に反対はありませんか、そういうことについては……。

○説明員（中川融君）　邦人の帰つて来る船にこちらから遺骨を送る問題を関連せしめることは、私は今のところ、現在の、今日の言わば私限りの見解ですが、甚だ邦人の帰国自体を或る意味で困難にするのではないかということを懸念いたします。それは結局昨年も問題になつたわけでありますが、台湾の国民政府との関係で、こちらから邦人送還船に往路に或いは人を乗せるとか或いは遺骨を乗せるとか、さようなことをいたしますことがなか〳〵台湾側の保障を取りつけるのに困難な事情がありますので、却つて邦人送還自体を困難な事態にもたらすのではないかということを懸念いたしております。併し甚だ汗顔でありますが、この問題を最近一つも聞いてもおりませんし、その意味で考えてもおりませんので、只今それ以上のことを申上げるのは控えさして頂きたいと思います。

○竹中勝男君　そういう交換の条件に持つて行くとか何とかいう意味では毛頭ございませんが、こういうことも極めて鄭重に日本の政府としてはしなければならない。それが将来の問題にも関連して来ると、そういう点です。外務省のほうもよくわかつて頂きたいということです。即ち鄭重に送る。この前のように荷物の一つにして送るというような考えをやめてもらいたい。そういうことです。それが将来に非常に重大な影響を及ぼしますから……。

○説明員（中川融君）　先方において非常に強い希望があると申しますか、つまりこれを送り返すことが非常に先方の感情を和らげる。そういうことによつて邦人の帰還その他を促進するというふうなことがありますれば、人道的の問題のやはり一つでありますので研究いたしてみたいと思つております。併し先方の意向その他も実は我々まだ聞いておりませんので、更に今後研究いたしたいと思つております。

○湯山勇君　今の問題で原則的な問題についてお尋ねいたしたいのですが、前回このことをやろうとしたけれども、国民政府側との了解が得られなかつたのでできなかつた。これは全く事務的な問題だと思いますが、そういうふうに把握してよろしいかどうか。又外務省としては積極的にこの遺骨を送還する意思を持つておるかどうか、この点を先ず伺いたいと思います。

○藤原道子君　関連して……。先ほど局長は、昨年のときにはすでに方針を決定した後であつたから、台湾政府との了解を得るのが困難であつたというふうに御答弁になつたように私伺つたのですが、今度はこれから相談をすることでございまするから、私は当然の礼儀としてもこの際遺骨を送還すべきであると考えるのでございますが、先ほどの局長の御答弁はそうであつたように伺いましたが、それはどうなんでしょう。

○説明員（中川融君）　国民政府との交渉の際は、御承知の通り船が向うへ行く際には何も積まない、こういう約束で、ただ帰還する邦人を帰りに乗つけて来るということで航路の安全の保障を取りつけたのでございます。その後になつて遺骨を返すという問題が起きましたために、国民政府のほうとの話合いに違つた結果が出て来ましたので、止むを得ず別の船を仕立ててわざ〳〵返したという、いわば非常に不経済なことをしたわけであります。併し国民政府の反対というものが本質的なものであるか、形式的なものであるかという点にかかると思うのであります。これが単に形式的に船の往路には何も積まないと約束したにもかかわらず、積むということは約束が違うじやないかという程度であれば、あらかじめ遺骨を積んで行つて、新たに邦人を乗つけて還すということも事前に通告をすれば差支えないようでありますが、これが本質的に中共側にいろいろなものとか、或いは人間をとかいうことは台湾の国民政府としては承知しないということでありますると、この船の航路の安全保障を取付けること自体が非常に困難になるという結果になるわけでありますが、この台湾の国民政府の考え方というものが本質的なものであるか、或いは形式的な反対に過ぎないかという点は我々としてまだ事情を承知しておりません。

なお、原則論として遺骨を還すことに賛成かどうかということにつきましては、先方が希望しないものを還すというのはこれは必要でないと思います。これは人道的な問題でもあり、戦争中に中国の人が日本にいわば強制徴用によつて労力を提供させられて、その結果死亡したというようなことが、確かに人道上よろしくないことでありますので、その遺家族等で是非遺骨を還してもらいたい。例えば日本の現在の軍人軍属の遺家族の方が外地にまだ残つておる遺骨を是非取返してもらいたいという希望が非常にありますけれども、あれと同じような先方でそういう希望があるということであれば、これは何とかの方法を講じまして還すようにしたいと思いますが、その先方からの、先方の意向、意思というものがわかりませんので、そういうものを確かめてから処置したいと考えております。

○湯山勇君　先方の意思を確めてからとか、希望があればとかいうことは、これは全く理由にならないと思うのです。どこの世界の民族にしても、どこの人類にしても自分の血を分けた肉親の者の遺骨が異郷で野ざらし、雨ざらしになっている。その遺骨に還つてもらいたいというのは、古今東西を通じて人情の自然だと思うのです。それを改めて確めなければならないというように考えられるところに、私はまだ、先ほどの問題ではないけれども、この問題も外務省自体、もつと言えば政府自体が政治的に考えているのじやないかと、そういう疑いを持つわけです。もつと率直に考えて頂ければ、これはどうしても送り還さなくちやならんということになるのが私は当然じやないかと思いますが、その点はどうお考えになりますか。

更に国民政府のこの前に何も積んで行つちやいけないといつた協定が本質的なものかどうかという点についてですけれども、或いは戦争状態にある両国間の一方へ軍需物資なり、軍需資材なりを運ぶとすれば別ですけれども、外交交渉を以て、少くとも今日独立した日本の外交を以て何の戦力の足しにもならない、役にも立たない遺骨を送ることを、それほど局外者と言いますか、第三国の意向を気がねをしなければできないというような、そういう状態に今日本はあるがどうか、非常に基本的な問題で疑義がありますので、お尋ねいたしたいと思います。

○説明員(中川融君)　我々はやはり先方においての希望といいますか、考え方というものが先決ではなかろうかと考えるのであります。向うへ送りましても、これが遺家族の手に果して渡るかどうかというような点も、我々としてはやはり送り還す前に考えなければならないことだろうと思います。やはり先方の意向ということが前提になるべきであろう。これは決してすでに死亡された人に対する何と申しますか、人間的な感情というものを無視するが故に言うのではないのでありまして、やはり送り還す以上は、向うにおきまして然るべき扱いを受けて遺家族にそれぞれ還る。或いはその他の適当な方法が講ぜられるという点について、あらかじめやはり確めておきたいと考えるわけであります。

なお、国民政府の了承をとることでありますが、これは日本の遠慮とか何とかいうことでなしに、現実の問題として台湾海峡は国民政府側の海軍力が相当強いのでありまして、これを通る際には、どうしても安全保障というものを取付けなければ船自体が安全を保障されないわけであります。やはりどうしても安全保障を取らなければいけない。その際には国民政府側の保障を取付ける必要があります。国民政府側に交渉しなければなりません。その際の交渉の難易ということから言いますれば、何も積んで行かないということであれば、これは一番間違いがないことであります。何か物を積んで行くということになりますと、それは中共に対する戦力を増強するかどうかということを、実質的な判断を離れましてやはり国民政府側の感情といいますか、そういうものもあると思うのでありまして、交渉をしないというのではありませんが、交渉が困難になるであろう、容易でなくなるだろうということを客観的な事実として、見通しとして申上げた次第であります。

○湯山勇君　今のお話はお話としてわかりますけれども、すでに一回は、一回ならず二回、三回と送還しているのでありますから、そうするとそれは先方にそういう意思がある。それから送つて行つた遺骨がどうなるか確めたいというが、政府は今日まで努力を少しもしていらつしやらない。ともかくおつしやつたような原則を認めるといたしましても、今まで送り還したという既成事実に立つて考えた場合に、今後の拒否するとか今後送り還すことは見合せるというそういう理由は何もないと思いますが、これは如何でしようか。

それから第二点の国民政府との問題ですけれども、最初おつしやつたのは、前回はこういう約束をしたあとであつたから、むずかしかつたんだという御説明であつた。ところが只今のお話では、極めて重大な意味を含めての御発言なので、これは若干私ども了解に苦しむところですが、若しそうだとすれば只今のようなふうに考えるならば、前回あとで行つた分は航路の安全保障なくして行つたのでございますか、これを伺いたいと思います。

○説明員(中川融君)　前回参りました船のうち、邦人引揚げに使いました船については安全保障を取付けてあるわけであります。日本から遺骨を送還するのに使いました船につきましては、国民政府の安全保障を取り付けることができずに事実問題として航行した次第であります。

○湯山勇君　ちよつと爆音で聞こえなかつたのですが、大事なところが……。

○説明員(中川融君)　前回配船いたしました船については、邦人引揚げに使つた分については、これは台湾政府の安全保障を取付けて出したわけでありますが、中国人の遺骨を送りましたこの船、これについては国民政府の安全保障を取付けることができないままにこの船を運行した次第であります。

○湯山勇君　それでは国民政府の安全保障を得ないまで外務省は船を出すことを、或いは船を向うにやることを承認されたわけでございますか。

○説明員(中川融君)　その通りであります。

○湯山勇君　それならば今度の問題につきましても、幸いにして了解を得られて安全保障が頂ければ、これはこれに越したことはないと思いますけれども、得られなければ、前回と同様の措置をとる御意見があるかどうか。実は私の県でも二百余の遺骨を、別子銅山に入つていた人のを取出しまして、随分費用もかかりましたが、県、市その他からの費用も出してもらつて、もうすでにいつでも送り出せるように準備ができているのでございます。前回そういうふうな措置まで極端に言えば強行されたわけですが、今後も前回同様に許可が得られれば、それは結構ですけれども、得られない場合には強行して、得られないままで強行する、こういう意思をお持ちになつているかどうか。若しお持ちになつていないとすれば、前回となぜ別な措置をとるか、こういう点について御答弁頂きたいと思います。

○説明員(田辺繁雄君)　昨年の例を申上げます……。

○湯山勇君　外務省の御意見を聞いているのです。外務省の御態度を聞いておるので、事実はかまいません。(「田辺さんの考え方はわかつているのです。外務省に関する問題を我々が審いている、岡崎さんの肚一つなんだ」と呼ぶ者あり)

○説明員(中川融君)　前回の場合におきましては、邦人引揚の一つの条件のようになりまして、内地におきまする中国人の帰還問題、遺骨の送還問題ということが取上げられまして、御承知の通り非常にこれは世間を騒がした問題になつたわけでございます。折角の邦人が帰つて来るという際に、こういうことで支障ができては困るからというので、政府としては非常な無理算段をいたしまして、在留中国人の送還及び遺骨の送還を実施したわけでございます。従つて非常な無理をしたのでありまして、別に更に、本当ならばその行く船に乗つけて行き、帰りに邦人を乗つけて来れば、一つの船で済むものを、二つの船を出しまして一つの船にはこちらから運ぶものばかり、もう一つの船は向うからこつちに運ぶものばかりというような、非常な無駄をしたわけであります。これは併し邦人引揚という是非とも実施しなければならない事業というものを円滑に遂行するという必要上から、特にさような措置までとつて遺骨の送還及び在留中国人の送還ということを行なつたのでありまして、相当いわばあぶない橋を渡つたわけであります。これは要するにそういうものが邦人送還のいわば条件となつたからでありまして、今度の場合にはできるだけさようなむずかしい条件はつけないようにしてもらいたい、つけないようにしたい。そうして中共に

ありますが、これについて御異議ありませんか。

○説明員（中川融君）　その問題につきましては、新らしい問題として関係当局即ち外務省のみならず厚生省等があるわけでありますが、更にこれを実施するとすれば、経費もかかるので、大蔵省等と協議した上で態度を決したい、かように考えております。

○委員長（上條愛一君）　如何でございましょうか、厚生委員会としては千個の遺骨がすでに準備されておることでありますから、今アジア局長のおつしやるようにいろ〳〵関係当局と御相談の上で、至急にこの送還の手続をとつて頂きたいということを希望してこの問題を打切つたらどうかと思いますが……。

○山下義信君　異議はありませんが、今のアジア局長は関係の厚生省やその他といろ〳〵相談してみたいと、前のことはまあ前任者のことで、中川さん御承知でないと思うので御尤もだと思うが、いろ〳〵関係を調査して頂いて、政府のほうは政府のほうでいろいろ研究して頂きたい。同時にそれ〴〵御要望なさつたんですが同時に委員会もこの問題を一つ我々も十分調査して、今お話も出ましたが、中国遺骨送還委員会で、大谷君のやつていたあの委員会ですね。であのときの主要メンバーの人もだん〳〵引揚げて帰つた人もあるでしようし、あの委員会はどういう現状になつておるか私は実は未知なんですが、最近の委員会の組織や構成等も……。でこの委員会自体もこれをどう御協力申上げるか、どう御尽力したらいいかということを委員会自体も私は検討する必要があろうと思うのです。政府のほうも関係者で一つ御研究おきを願つて、我々もどういう手で御尽力を申上げることができるか、何か方法があるかどうか、政府と十分連絡の上で、これは厚生委員会の当然の仕事であるから引揚特別委員会がなくなつちやつて、こつちへ仕事が来ている以上は、これは委員会自体の仕事であるから、一応この質疑応答だけで済んだということでなしに、これは一つ委員会自体の持分の仕事としてこの問題に対する対策を委員会が検討して行くということに一つして置いて頂ければいいのじやないかと思うのです。我々も一つ勉強したいと思いますので、そういうことにきめて置いて頂きたい、如何でしようか。

○湯山勇君　もう一つ、幸い関係当局の一人である厚生大臣がお見えになつておりますから、今外務省だけの御見解を伺つたのでありますが、厚生大臣の御見解もここで一つ承わつておきたいと思いますが、大臣から一つお願いいたします。

○国務大臣（草葉隆圓君）　これは今さつき外務省のアジア局長からもお話がありましたし、従来私ども厚生省におきましてもいろ〳〵御関係を申上げておつたふしもございますし、従つて山下委員からも只今お話もありましたので、この委員会としても御検討を頂き、私どももこれらの点をいろ〳〵な点からして一つ検討する必要がありはしないか、それでその点お進めを頂くといいのじやないか。

○山下義信君　政府のほうもそういうお考えでありましたならばこの問題も委員会としての処置の仕方は、委員長理事会で一つ御検討を下さつて、要すれば小委員会でもお設けになつてもいいと思いますので、一つ理事会で御検討下さるようにお願いいたしたいと思います。お預けしておきます。

○委員長（上條愛一君）　それでは今山下委員からの御提案がありましたように、政府当局としては政府当局として可急的速かに送還の方法等についての御研究を願つて処置を願う。それから委員会といたしましては理事会でよく検討を加えて対策を講じて行くことにしたいと思います。それでよろしうございますか。

○藤原道子君　それで私は異議ございませんが、それと合せて外務当局に一つ私注文があるのですが、これは実は私ども中国のこの遺骨はすでに千体以上は準備されているにもかかわらず、いろ〳〵な点に難色があるようでありますが、私先年外務大臣に日本の遺骨が南方に実に悲しい状態になつたままでまだ放置されている。私参りましたときに犬の遊び場所になつている。戦犯の墓所などはもう今に遺骨がなくなるのじやないかというような怪し気なところにいけられたままになつておる。これらに対して何とか手を打つ方法はないのかということを私外務大臣に質したことあるのです。そのときに何とか早急に手を打ちたいと思う、いろいろ外交上の問題もございますので、その点も是非早急に遺族の人の御安心の行くように処置したいと思いますという言葉があつたのでございます。ところがその後何らまだお答えに接していないのでございますが、そうした問題もどのように調査され、或いは交渉等がどのように進んでいるかということを一つ新調査になつておいて、後日委員会へ御報告を願いたいと、外務当局にお願いいたします。

○説明員（中川融君）　只今御質問の点につきましては、我々も非常に重大に考えており、いろ〳〵努力いたしております。最近におきましては例えばシンガポール、或いはマレー半島、或いは英領のニューギニヤその他或いは豪州の地域のいろ〳〵島がありますが、さようなところ、これらについては相当話が進みまして、どういうところに日本人の墓地がある、戦没者の墓地とか或いはお骨が安置してあるというようなことも大体調査ができまして、その調査に基きまして配船計画その他、これは厚生省のほうで御準備になつて現地と折衝をやつております。なお、例えばフリイピン或いはビルマ等、いわゆる非常なジヤングルの奥地のほう、山の奥のほうにまだ日本人の遺骨がたくさんあるのじやないかということがあるのであります。これらの地域については、現地の治安等の関係から調査もなか〳〵思うようにできませんので、これらのほうは遅れておりますが、治安の比較的に確立しております英領地域につきましては、相当話が進んでおりまして、今年中には何とか措置ができる。船が配船できるような運びになるのではないかと思つております。

なお、只今御注文の資料等につきましては厚生省とも連絡をいたしまして、至急お届けいたします。

○藤原道子君　これで終りますが、日本の遺族がやはり日本人の遺骨を待ちこがれておりますと同じに、中国の人々もそうであろうと思いますので、そういうような意味をも含めて是非外

務省の考え方が好転することを、私心から期待いたしまして今日はこれだけ……。

○委員長（上條愛一君）　それでは遺骨送還の問題は、以上の決定を以て打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは十分間休憩いたしまして、今後の議題の進め方について御相談を願いたいと思いますが、よろしゆうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月十九日印刷
昭和二十九年八月二十日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第三十五号

昭和二十九年八月十日（火曜日）

午前十時九分開議

出席委員

委員長　田口長治郎君

理事　小高　镃郎君　理事　川村善八郎君

理事　鈴木　善幸君

遠藤　三郎君　中村　清君

須田　幸雄君　松田　鐵藏君

志賀健次郎君　白濱　仁吉君

赤路　友藏君　淡谷　悠藏君

長　正路君　辻　文雄君

中村　英男君

出席国務大臣

外務大臣　岡崎　勝男君

農林大臣　保利　茂君

国務大臣　安藤　正純君

委員外の出席者

外務政務次官　秋山俊一郎君

外務事務官（アジア局長）　中川　融君

厚生技官（公衆衛生局予防研究課長）　五十嵐義明君

厚生技官（公衆衛生局環境衛生部乳肉衛生課長）　阿曾村千春君

水産庁長官　清井　正君

農林事務官（水産庁生産部長）　立川　宗保君

農林技官（水産庁調査研究部長）　藤永　元作君

海上保安庁次長　島居辰次郎君

海上保安監（警備救難部公安課長）　高見　正夫君

専門員　徳永　三種君

六月一日

委員長正路君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として長正路君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員中山マサ君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員飯塚定輔君辞任につき、その補欠として田渕光一君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

委員辻文雄君辞任につき、その補欠として木下郁君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員木下郁君辞任につき、その補欠として辻文雄君が議長の指名で委員に選任された。

八月九日

委員山中日露史君辞任につき、その補欠として淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

六月三日

公海漁業に関する件

水産金融に関する件

水産貿易に関する件

漁業制度に関する件

の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害補償に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。

外務政務次官秋山君より発言を求められております。これを許します。

○秋山説明員　お暑うございます。私今回、まつたくはからずも、たいへん場違いの外務政務次官を拝命いたしまして、先月就任いたした次第であります。御承知の通り全然しろうとでございますし、なお浅学菲才でございましてその任ではございませんので、皆様の従来以上の御支援と御指導によらなければその任が果せないと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつといたします。

○松田（鐵）委員　ただいま秋山外務政務次官から就任のごあいさつがありましたが、私どもといたしましては、ほとんどこの水産委員会なるものは、外務省の跡始末をしていなければならないという点がたくさんにあるのであります。このときにあたつてしかも水産業界の第一人者である秋山君が外務政務次官に就任されたことは、日本の水産業界にとつてまことに光明が開かれるものと考えるのでありま す。秋山君の今後の御活躍を期待してやまないものでございまして、敬意を表する次第でございます。

○田口委員長　次に公海漁業に関する件について議事を進めます。質疑を許します。中村清君。

○中村（清）委員　私はこの機会に水爆実験によりまする損害補償に関しまして、ちようど安藤国務大臣、水産庁長官、また外務政務次官も見えておられますから、一言お伺いをいたしたいと思うのであります。この問題につきましては、当局におかれまして熱意を持ちまして解決に努力せられておりますことは、私ども了承いたしておるのであります。しかしながらこの被害は時を追うてその損害甚大なることがわかつて来ておるのであります。政府のこれに対しまする措置いかんということは、国民のひとしく注目するところでございます。そこで、まずこの機会に本問題に関しまして、外交交渉の許す限りの経過に関する御説明をいただきたいと思うのであります。なお外交交渉と関係なく、国として補償すべきものはしなければならぬ、かように考えておりまするが、これまでの政府のとられました補償に関しまする措置につきまして経過を承知いたしたいと思うのでありまして、関係大臣並びに水産庁長官の御説明をいただきたいと思います。

○安藤国務大臣　ビキニの被害対策に関しまして、アメリカとの交渉はずつと継続をいたしておるのであります。だん〳〵進展はいたしておりますが、まだ結論には達しません。アメリカの方では、賠償に関しまして、大体直接損害を受けたところに対して賠償をするというような方針らしいのでありますが、しかしながら形においては直接とか間接とか言わないで、総括的に大くくりにして賠償をするというふうになつて来るだろうと思うのであります。日本の方では、直接なり間接なりすべてを積算いたしましてアメリカの方に提出してあるのであります。しかしアメリカとしては、直接損害に対しては責任を感じて賠償する、間接損害ということは今まで例がほとんどない、アメリカの国内法にも規定はないし、また従来いろ〳〵なことが起つた場合に国際裁判所に訴訟になつたこともありますが、そういう場合におきましても直接損害だけの賠償、間接損害は賠償をしないという判例がありますので、アメリカとしては間接損害というものまでは、事情は察せられるがどうもそういうわけには行かない、しかし直接損害にしましても、相当幅は持たせて賠償をするという方針らしいのであります。これにつきまして日本としては、ずつと連続交渉に当つておりますが、その額の点等において一致をいたしません。そこでまだ結論に達しないのでありますが、しかしこれもだん〳〵と進んでおりますから、おそらくあまり遠からざるうちに解決がつくのではないかと推測される次第であります。本日までの過程はそういうよ

うな状態にある次第であります。

○中村(清)委員　ただいま額は申し述べる程度に至つていないということでありますが、どうも伝えられるところによりますと、外務省の方の腰が非常に弱いやに聞きまして、非常に心配いたしているわけであります。どうか安藤国務大臣におかれましては——直接あるいは間接ということの区別は意味がないものであると私は思う。いやしくもある行為を行つて、その行為がいかなる結果になつたかということの、原因と結果との間の因果関係の問題と思いますが、これは直接、間接ということをわけるのは非常に困難でありまして、ある行為で通常起り得べき損害については、私は因果関係があるものとして直接損害ということが言えるのではないかと思うのであります。それらの点について、どうか関係当局を安藤国務大臣におかれましては鞭撻せられまして、国民の期待に沿いまするようにお願いをいたしたいと思うのであります。

次に私は、外交交渉は外交交渉といたしまして、実はこの問題については国内的に処理さるべき問題が多いと思うのであります。外交関係ということになりますと、いろ〳〵外交の慣例あるいは国際法規の関係というようなことがございますが、国内的に見ますれば、いやしくも国民が自分の責によらないところの原因で損害を受けておるわけでありますから、これは政府としては相当考えて行かなければならぬと思う。先般の李承晩ラインの問題におきましても、韓国との外交交渉は十分できておるわけではないけれども、政府としては相当の補償をしておられるのであります。これは当然と思うのであります。この点について水産庁長官は、いかなる方針でこの損害補償に臨んでおられるか、根本的な方針についてお話を願いたいと思います。

○安藤国務大臣　大体のことをお答えしまして、あとは水産庁長官から答弁をしてもらいます。

ただいまお話の通りに、対米賠償の問題と並んで国内措置についても検討を重ねておりまして、いろ〳〵相談をいたしました結果、いろ〳〵事情がありますし、また間接損害ということについての性質、限界、範囲、いろ〳〵な点からなか〳〵困難な事情がございます。しかしながら、何とか今の業界の受けました打撃を切り開いてやらなければならぬと考えまして、融資をするということに方針をきめまして、関係閣僚との間に相談を進めておるのであります。今すでに三崎、焼津につきましては一億三千五百万の融資をいたしたのでありますが、それではまだ他の範囲にも及んでおりませんし、かつまた生産業者ばかりでなく、流通関係の方面にもこれを及ぼしまして、危急を救つて仕事が円滑に進行するように、融資で行こうということに政府は方針をきめまして、ただいま関係閣僚中で相談をして、これも相当進行をいたしておる次第であります。

なお細目は水産庁長官から答弁をしていただきます。

○清井説明員　ただいま安藤大臣からお話申し上げたことに尽きるのでありますが、私ども当初損害額を計算する場合におきましても、いわゆる一般にいわれております直接であるとか、間接であるとかいう表現は実はいたしていないのであります。いろ〳〵な角度からこの問題によつて起つた被害を計算いたしておるのでありますが、ただアメリカがさしあたつて考えていることが、いわゆる直接に起つた損害に限局したいという気持があるということから、あるいは直接であるとか間接であるとかいうような言葉が起つて、直接損害、間接損害ということがいわれるようになつたのではないかと私どもは考えておるのでありますが、私どもは直接損害、間接損害という言葉は公式には何も使つていないのであります。

ただいまの賠償の交渉経過につきましては大臣からお話がありましたが、それに関連いたしまして、国内措置といたしまして、資金運用部の資金を県に貸与いたしまして、県が金融機関を通じて関係業者に貸与するという方法でもつて、一億三千万円余の金額を神奈川と静岡の両県に貸付することをいたしておるのであります。特に両県が非常に大きい被害の県であること御承知の通りでありますし、特段にこれが緊急を要するということで行つたのであります。なおこれは両県のみでは足りないのでありまして、そのほかにまぐろ漁業は、太平洋の沿岸等を通じて各県にあるわけでございますから、そういうような方面にも、神奈川あるいは静岡に貸付を行いましたのと均衡をとりまして、所要の貸付を行わなければならないというように考えまして、目下私ども関係省と相談をいたしおるというような実情であります。静岡には大体五千万円、神奈川には八千三百万円というように貸付のわくが決定いたしたのでありますが、静岡は大体これが末端までほとんど割当が了しておるようでありますが、神奈川が少し遅れておるようであります。しかしこれもまたおつつけきまることだと思います。

大体同じ条件、同じ方法によつて今後貸付が行われると思うのでありますが、要するに政府が県に貸して、県が責任者という形で、業界に金融機関を通じて貸し付けるという形に相なるのであります。ただいまのところ、両県以外の各県に対する貸付等を検討いたしておりますので、もうじきこの問題に対しても結論に達し得るというように考えておる次第でございます。

○中村(清)委員　ただいま融資のお話がございましたが、私ども承るところによりますれば、生産者以外の仲買人とかその他市場関係者の方にもいろいろお話がありまして、まとまりにくいというお話を聞いておりますが、私は一番損害を受けたのは生産者であると思うのであります。こういうわけ方の問題のために神奈川県あたりでは問題を起しまして、非常にわけ方が遅れているということでは、はなはだ残念だ。融資は、もとより額の問題でありますけれども、一刻も早く渡ることによつて再起を期待し得られるわけでありますから、なるべくひとつ水産庁の方で早くまとめて、一般の業界にただちに生産資金が行きますように、格別の御努力をいただきたいのであります。なお静岡、神奈川県だけでなしに、たとえば三重県とか宮城県とか相当の業者がいると思うのであります。全国的にも相当散らばつているというように聞きますが、どうか一刻も早く融資額を決定していただきたいと思いますが、大体いつごろになりますか、お見込みでけつこうでありますから、お聞かせ願いたい。

○清井説明員　この問題は先般から相談をいたしておりまして、大臣には非常に御苦労願つて、関係大臣といろいろ御相談があつたのであります。事務的にも話を進めておりますので、もう二、三日で解決するのではないかというように考えております。

○中村(清)委員　時期はなるべく早くお願いするということにいたしまして、さらに額の問題でありますが、先ほど申しましたように、仲買人の関係もあり、いろ〳〵複雑な政治問題も起るかと思いまするが、生産者の損害については、どうも業者といたしましては、実質損害の額に対しましてほんのちよつぴりであるというので、もの足りない感じを持つておるやに聞くのであります。これまでの静岡、神奈川県の査定方針があると思いまするが、その査定方針と同じように、他の県にも及ぶようにしていただきたい。なお俊鶻丸の調査の全体がわかりました際には、またこれによつて査定の問題もあるいは影響を及ぼすのではないかということも考えられるわけであります。この点は私調査の結果を十分伺つた上で、さらにまたお願いすることにいたしたいと思いまするが、とりあえずといたしましては静岡、神奈川県と同じ方針で全国に及ぼしていただきたい。これを特に要望いたしまして私の質問を終ります。

○田口委員長　なおこの際委員長からも安藤国務大臣にお願いしておきたいと思うのであります。今の中村委員の申されたように、生産者がいかに困つているかということが漸次深刻になり

ましして、資材会社も、油も氷ももう供給できないというところまで行つております。さような状態からいたしまして、何とか生産者を至急救済する方法を講じなければならぬと思うのでありますが、アメリカからの補償金額もおよそ見当がつくと思いますから、その内払いでも至急やつていただくような——融資というお話も出ておりますけれども、融資の金額は大体きまつているだろうと思うのです。その金額では今の生産者は救われないような状態にあるのでありますから、補償金の内渡しというような意味にでも、出漁ができますように、特別に御配慮が願いたいと思うのであります。

○安藤国務大臣　ただいまの委員長のお話はよく承つておきます。そうしまして今のお話のように国内措置、国内融資の問題が、もう数日間に片がつくだろうと思つております。また片をつけるべく最善の努力をしておる次第でありますが、万一それが延びるというようなことになれば、何とかそこに内払いとか立てかえ払いとかいうような特別の方法は講じるように検討をしてみようと思います。

○田口委員長　赤路委員。

○赤路委員　七月の月に、参議院の水産委員会でかなり詳細にわたつて質問があつたようでございます。今また中村委員及び田口委員長から質問がございましたので、重複を避けまして、一、二点安藤国務大臣にお尋ねしておきたいと思います。

米国に対しまして先般損失補償の中間要求をやつたということを私ども当委員会で承つたのでございますが、その際中川アジア局長の話によりますと、アメリカ側は中間補償というようなことでなしに、この損失補償に対しては一括補償をしたい、こういうような意図であつたという話が中川さんからあつたわけなんです。従つて今回、ただいま額は言えない、しかしながら要求をしておるというその額は、アメリカ側のそうした意図に基くこの水爆実験によるところのすべての損失に対する補償の額として一括要求されたものであるかどうか、この点を承つておきたい。

○安藤国務大臣　その問題はしばしば参議院の委員会等にも出たのでありますが、日本としましては全体を通じまして向うへ提出してあるのであります。アメリカ側の見解として、一括して総括的に賠償をしよう、こういう方針になつているのであります。ところが今アメリカで内示して来ている額では、どうも不満であるという点がありますので、なお折衝を続けておるのであります。最後の結論はどこへ行くかわかりませんけれども、つまり今向うから提示している額以上にまでは運びたいということに方針をきめまして、関係大臣の間で相談をして、向うへ折衝をしている最中でありますから、どうぞそう御承知を願いたい。

○赤路委員　ただいまの御答弁でわかるわけなんですが、そうすると今度のアメリカ側へ要求しておる額というものは、全体を通じての総括されたものであると了承していいと思います。そうなつて参りますと、おそらく間接損害であるとか直接損害であるとかいうことは、清井長官のお話でも、考えていない。損害は総括された形で日本側の方としてはこれを考えておる、こういうことだと思うのであります。ただ間接損害という面では、おそらく今の魚価の形から参りますなれば、爾後にはこのままで、あとアメリカ側があそこでまた継続して水爆実験でもやらない限りにおいては、大体いいじやないかと思う。で、今までの損害ということになりましようが、しかしながらなお若干のものが出て来るということと、もう一つ、特に私心配いたしますのは、被災船員の治療の問題、第五福龍丸の被災船員の治療が爾後何年かかるかということは、まだ確実に握られていないとともに、その船員の家族の生計ということを十分考慮の中に入れなければならぬ。参議院における今までの答弁を私ちよつと調べてみたのでありますが、これらのことに関しては全然触れておられないようであります。特に焼津における被災船員の家族の今日の生計というものは十分でない、このことはこれらに対する補償措置というものが、ほとんどまだ具体的になされていないということを現わしておるのじやないか、こういうことが考えられる。従つてこの治療に何年かかるか、そのかかる間の家族の生計というものは、十分維持してやらなければならぬのだが、そうしたものを、十分安心できる安定度を考慮の上で、アメリカ側に対する要求というものがなされておるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○安藤国務大臣　患者の問題につきましては、患者の中にも重い患者と比較的軽い患者とありますが、これをよく検討しまして、患者の治療費並びに今後の生活保護と申しますか、あるいは名は慰藉料という名になりますか、いずれにしても生活を保障する程度の額を計算してアメリカに要求してあります。でありますからアメリカはこれを承知をして賠償に応じて来ると思うのであります。それで患者の問題は、要するにアメリカ賠償ということを向うでも自覚をしておるのですから、患者の今後については心配はないと思います。しかしながらさらにずつとそれが長引くとか、あるいは病気の程度のいかんによりまして、賠償後にそういうような非常な最悪な状態が起るとは思いませんが、万々一そんなような場合が起つた場合には、おのずから政府としては国内的にそのときに考えて行かなければならない、こういうように存じております。

○赤路委員　大体了解いたします。ただそのときになつて政府が考えるというのでなしに、すでに今日困つておるという実態はおわかりだと思いますから、十分手を打つていただきたいと思います。損害を受けた補償にいたしましても、すでに四箇月を経過しておるにもかかわらず、まだ十分な措置がなされておるとは私たちは考えないのでございます。政府の方といたしましても、可及的にこれらの補償に対する措置は、アメリカ側との交渉がどうであろうとも私はとつていただきたいことを、特に強く大臣にお願いしておきたいと思います。

それから融資の問題でございますが、ただいま大臣から基本的な方針をお伺いいたしました。また清井長官の方から、ここ二、三日の間に解決がつくだろうということでございますので、これ以上は申し上げませんが、田口委員長が申しましたように、現状は非常に困つた状態にある、このままではおそらく出港もできないんじやないかというようなどたんばに追い込められておるのが今日の現状のようでございますので、ひとつ速急に解決づけるよう、この点御留意を願いたいと思います。

そこでもう一点お尋ねいたしたいことは、この業者の諸君が漁船建造その他の融資を受けておるのですが、今日償還期に来ておるもので償還ができないというような実態のものが相当数あるようでございます。これらに対する借入金の償還延滞措置ということをお考えになつたことがあるかどうか、あるいはそういうことに対して何か手を打たれておるかどうか、これをお聞きいたしたいと思います。

○清井説明員　ただいまの御質問の点につきましては、まだ具体的な措置はとつておりません。業者の方が今回の災害のために非常にお困りになつておる実情は十分伺つております。それに対してできるだけのことは今までいたしておるつもりでございますが、借入金の返済の問題についての措置等につきましては、私どもとして、まだ具体的には何ら手を打つておりません。なお各業界の方々から、具体的にひとつ実情を伺つてみたいと思うのであります。そこでそれぞれの具体的な問題としてこれは解決して行く方がいいんじやないかと思われますが、いずれにせよ業界の実情を十分伺つた上で適当な措置をしなければならぬ、こういうふうに考えております。

○赤路委員　今のお話によると、具体的な問題が出て来るならばそのとき考えるという御意見だと思います。この

点については個々の業者として、たとえば何々丸はこういう状態にございますというようなことは、あるいは陳情はなかつたかとは思いますが、総括して全体としてこれらの措置をぜひおとり願いたいということは、この事件発生当初からすでにあつたことだと思います。今が今起つた問題ではないのであります。ほんとうに水産庁の方において、あるいは政府当局において親心があるとするなれば、今になつて、この問題は具体的に出て来れば考えるというのでなしに、その事前において当然私は考えられておらなければならぬ問題だと思う。今さらになつて申し上げてもどうかと思いますので、ぜひこの点についての措置を十分お考え願いたいことを御希望申し上げます。

もう一点は、この被害を受けた業者諸君に対する減免税の措置でございますが、これに対して何らかの手を打たれたかどうか、この点お聞きいたしたいと思います。

○安藤国務大臣　前のことは今清井長官から答弁されました。なおそれは具体的によく考えよう、検討しようということであります。

それから税の減免につきましても検討考究をいたしておりまして、苦境にあります業者の税の減免については何とか方法を講じたいと思います。それでその点についてはすでに着手した点もございますから、それは今水産長官からお答えをいたします。今後もなお減税問題についてはくふうをいたしたいと思います。

○田口委員長　赤路委員に申し上げますが、大臣は閣議前に懇談会があるそうで、淡谷さんがちよつと質問したいそうですから……。

○赤路委員　よろしゆうございます、どうぞ……。

○淡谷委員　ただいまの答弁では、日本の要求しました補償額とアメリカが承諾しておりますものとの間に差異があるようなことでございますが、一体数字的にどれくらいな差があるのかお答え願いたいと思います。

○安藤国務大臣　数字の問題は、実は申し上げたいのでありまして、委員会で非常に御心配になつておることであり、われ〳〵すべて国民が心配していることなんで、ほんとうはここですつかり披瀝したいのでありますが、いろいろの都合上、数字の点だけはここではつきり言うわけに今のところ参りませんから、その点はひとつ御容赦を願いたい。ただそれに近いことだけ申し上げておきますが、アメリカでは最近――初はもつと低い賠償額を内示をして来たのでありますが、しかしそんなことではとうてい解決はできないという考えを政府が持ちまして、ずつと折衝を続けて来た結果、最近におきましては八十万ドルというような数字がうたわれておるのであります。しかし八十万ドルではなお不満である、それじや解決はできないというのがわれ〳〵政府側の考え方であります。でありますからもう少し上げなくてはいかぬという点で、その額の点についてもずつと続けて交渉しております。もちろんこれは外交交渉ですから外務大臣がやつておるのでありますが、大体はそういうわけであります。それだけお答えをいたしておきます。

○淡谷委員　大体八十万ドルといつたようなお話、それからこの八十万ドルという額は、日本の要求に対してちよつと承服ができないといつたようなお話もございました。数字がはつきりお伺いができませんでしたから、これはしいて御答弁を求めませんが、さつきのお話では、アメリカは一括して補償するというような方針であり、もう一括して要求も出ておると思います。これに対しまして、日本側は間接あるいは直接の区別なしに要求しておるのに対して、アメリカ側は間接損害と直接損害との区別をしておる、このアメリカ側の言うところの間接損害、直接損害というのはどの点に限界を置くのか、その御答弁だけでもお願いをしたいと思います。

○安藤国務大臣　アメリカ側では直接、間接というようなことでなく、一括して賠償をやろう、こういう方針であるのです。しかし実質的に直接損害と言いますと、二十三人の患者の治療費、それから今後の生活保障費、それから福龍丸の船体がまるでだめになりましたから、これの処置費、福龍丸に載せてある船具であるとかあるいは船員の私物であるとか、そういうようなものの損害、並びに福龍丸に搭載して来たまぐろを全部廃棄いたしましたから、その廃棄の損害賠償、なお福龍丸以後三崎に第十三光栄丸が入つて来まして、これも多大の損害を受けております。それを初めとして、最近までのところで百四十九隻ですかの船が放射能を浴びて、まぐろをそこばく――これは程度の差はありますが、廃棄をしたりなんかしております。そういうものに対することは、まず大体大きな項目はそういう点が直接損害であります。アメリカとしましては、率直に言いますと、日本から提出してありまする額を検討して、そのごく直接というところを損害賠償したいという方針であります。そこでその他のことについては、アメリカ側が見て間接損害だと見るものは、これは先ほどもお話をした通り、アメリカの国内法にそういうこともなし、今まで例もなし、また従来いろいろなことがあつた場合に、国際裁判所の判例などもそういう点に限られておるから、実質的には直接的の損害ということになるのであろうと思います。しかしまたその直接といいましても、そこに幅は持たしてあるように思います。直接といつてもきわめて厳重な直接ということでなく、幅は持たしてあるように考えております。そういうことでありますが、その額が向うが言つて来ている八十万ドルでは不満である、不足であるというので、今交渉を続けておるのであります。そういうようなことになりますと、つまりまぐろの魚価の低落によりまして非常に損害を受けている。これがために市場も混乱をする。生産業者を初めとして流通関係の者も非常な打撃を受けておりますから、そういうものをここで救済をして、何とか早く打開の道を講じさせなければならぬと政府は考えまして、ここにおいていろ〳〵検討した結果、国内融資で行こうということになつて、その国内融資の道を今せつかく考究しているのであります。その国内融資でも、すでに一億三千三百万円というものは三崎と焼津、すなわち神奈川、静岡両県下に融資を講じてまさにその解決がすでに一方はでき、一方はその道程にありますが、これも必ずできるわけであります。しかしそれはまだ両県下だけのことでありまして、他に及んでおりませんから、そういうような方針をもつて他のところにも範囲を広く融資を拡張して行こう。いずれにしましても、これは早く解決したい、アメリカの交渉の方も早く解決したい、国内融資の問題もすみやかに解決して、一日も早く現在の窮状を打開させたい、こういう方針でやつておりますから、私の考えでは、おそらくそう長いことはない、もう遠からざるうちに解決がつくのではないかと思つておる次第であります。

○淡谷委員　間接損害と直接損害は、さつき清井長官の御答弁によりますと、アメリカ側ははつきり区別しておるというように承りました。ただいま大臣の御答弁では、アメリカ側も直接、間接のはつきりした見解を示していないので、随時額をつり上げる交渉をしているというように受取れますが、これはどちらでもよろしい。但しすみやかに解決を要望する大臣の意図は十分了といたしますが、今後の日本ののあの海域における漁業が一体可能であるかどうか。なおアメリカが来年度もまた同じような水爆実験をして、永久にあの海域における日本の漁業は不可能になるかどうか。この点の見通しをお伺いしたいと思います。

○安藤国務大臣　アメリカが実験をやめますか、やめませんか、これはよくわかりません。実験をやめてくれれば、これは一番万全の策だと思つております。しかしこれは私個人の見解なんですが、実験をやめるということはおそらくなか〳〵むずかしい問題であろうと思うことは、国際連合等のいきさつから考えてもおわかりであろうと

思います。でありますから、実験が今後起きるか起らないかわかりませんが、まあ本年中はなかろうというのであります。来年になつては実験があるいは起るかもしらぬ。もしそういうことをまたやる場合においては、日本政府といたしましては、あらかじめ安全保障ということをアメリカに向つて要求したい、こういう考えでおるのであります。安全保障、つまり日本にあらかじめの通告をしてもらうとか、それから危険区域の設定を厳重にするとかいうことをして、被害の及ばないということを目標といたしまして、あらかじめアメリカに要求をする、こういう方針を立てておる次第であります。

○濱田委員　今淡谷委員の質問に対する安藤さんの御答弁に関連して伺いたい。今承りますと、最近のアメリカ側の損害補償に対する腹案といたしまして、八十万ドル程度を考えておるというお話があつた。この八十万ドルということは、私なんかもかねがね新聞紙上なんかでも見ておつたことであります。今参議院の委員会の方の内容についてのガリ版をいただいたのですが、七月の三十日に岡崎外相が答弁をせられておるのを見ると、この八十万ドルと報道せられておることは誤りであるというお答をなさつておるのですが、これはどうですか。

○安藤国務大臣　それは岡崎さんの言われたことで私はよくわかりませんが、誤りというのは、それは新聞記者との会見の話が新聞に出たんですから、そういういきさつで何か誤りというようなことを言つたんじやありませんか。実際は八十万ドルということを言つて来ているのですよ。しかしそれでは不満だから今交渉しているのです。こう御承知願いたい。

○濱田委員　大体わかりましたが、国内では今度の水爆実験による損害総額を十数億円に計算しておるのですね。おそらく政府御当局もそういうような計算をしておる。あるいは十八億とか十二億とか、とにかく十数億円という計算をしておると思うのですが、そうしますとアメリカ側の考えと日本側の考えは、そこにかなり大きな金額の食い違いがあるということは断言してよいのですね。例合にその金額が接近しておるようなお話も聞きましたが、事実は非常な食い違いがある。そういうふうにわれわれ解釈してよいのですか。

○安藤国務大臣　日本からアメリカへ提出をしてありまする額と八十万ドルということは相当の食い違いがあります。しかしアメリカの方の考えではその全部を賠償の対象にはできないという態度なんです。でありますから、その点はよくわけて御了解を願いたいと思います。

○鈴木(善)委員　時間もないようでありますから、私一点だけ国務大臣にお尋ねしたいのです。それは今安藤国務大臣の御答弁によりまして、アメリカから内示をして参りました賠償額が八十万ドルというお話がございましたが、それは邦貨にして約二億九千万円程度になると思うのであります。この二億九千万円のうち、政府は九千万円程度を内渡しをしておるということを私ども承知をいたしておるのであります。残りの二億円、これを最近の機会にさらに内渡しをする御方針が立つておられるかどうか、私どもは八十万ドルは寡少に過ぎると思うのでありまして、政府がその増額にさらに一層の努力をされておるということを私ども承知をいたしておるのでありますが、アメリカから内示されたところの二億九千万円にいたしましても、残りの二億の内渡しをこの際やりまして、窮迫した業界の建直しにこれを早急に使うべきだ、こう考えるのでありますが、これに対してどういうぐあいに考えておられるか、この点お尋ねしたいと思うのであります。

○安藤国務大臣　賠償額は今言う通り折衝中でありますが、しかしもう大分最後に近づいて来ておりますから、そんなに長くかからないと思うのです。しかしながらそれがさらに長くかかるような場合は、お説の通り内払いというようなことについておのずから考えて行かなければならない、こういうふうに思つております。

○赤路委員　時間がありませんから、簡単に一点だけお聞きします。それは融資の問題ですが、県の方へ融資をする。そうして県の方から業者へ融資をするというのが今の建前なんです。これは政府が責任を地方公共団体に転嫁するやり方だと私は思うのです。当然これは政府の責任においてやるべきだ。これは県へ貸すべきものではない。それを県へ貸すという形態をとつておるということは、私は政府の責任転嫁だと思うが、大臣はこれをどういうふうに解釈されておるか、それをお聞きしたい。

○安藤国務大臣　それは決して責任転嫁ではないと思います。私はそういうこまかい金の操作の問題はよくわかりませんが、主として水産庁でこれを検討しまして、その方が事が早く進んで、それから円滑に行くという立場からそういうふうになつて来たのだと思います。政府は決して責任を回避しておるのではないということを御承知を願います。

○赤路委員　もう一点、今の大臣の御答弁は、決して責任転嫁でない、当面早く融資するためにそういう措置をとつたんだ、こういうふうに解釈申し上げます。従つて最後的な責任は政府にあるというように了解してよろしゅうございますか。

○安藤国務大臣　責任は政府にあると思います。

○赤路委員　それでけつこうです。

○安藤国務大臣　ただやり方が円滑にかつ敏活に行くと思うので、そういうことをうまくやつて行きたいと思うのであります。そういう細目の点は、外交関係はちようど申川アジア局長が来ましたし、それからそういう融資の問題等のこまかい点は清井長官がおりますからお聞き願います。

○松田(鐵)委員　私は今までの議論を聞き、また日本の輿論に対して政府は御努力されておる。しかしこれは現実の問題のみを考えておることである。こういう点に対して私どもの最も尊敬する安藤国務大臣は、政治的にもう少し物を考えてみていただけないかということを私は申し上げるのであります。要はビキニの原爆によつてあそこの海域は汚染された。しかしてアメリカの基地というのは相当に広範囲にある。太平洋内において島嶼がある。たとえばサモア島のごとき、あの海域は相当ある。それなのにこれは現実の問題においてのみの問題の解決ということである。政治的に物を考えるという意味においては、むしろ積極的にアメリカの島嶼を、汚染をされていないというような海域を、何で政府は基地として借り入れることに積極的に出ないかということであります。こういう点をひとつ十分考慮されて、日本の漁業の進展、このまぐろ、かつお漁業の進展というものが、太平洋内のアメリカの基地を得ることによつて、これよりもつと積極的な漁業もでき得るという見解を持たれて折衝される用意をしていただきたいということが一つ。

次には、業者は今国内的の融資という問題に対して非常に苦しんでおる。しかしこの融資は現実の問題の融資である。現在業者はこうした将来の基地というものを考え、将来の漁業というものを考えるならば、これは積極的な船の建造ということになつて行かなきやならない。公庫の建造の融資のわくは非常に不足である。今まではこれに対して開発銀行が融資をしておつた、その開発銀行なるものが今日において漁業に対して融資を断つておる。こういう問題は、政府として積極的に漁業を進展させるということからいつたならば、開発銀行における融資のわくというものも漁船に対して再び復活して、もつともつと強くこれを取上げて、開発銀行に融資をさせるという方法に持つて行かなかつたならば、将来の積極な政策というものが成り立たぬということを私は考えておるものであります。こういう点に対し、われわれの最も尊敬する安藤国務大臣は、積極的にこの問題の将来の解決に邁進していただきたいという希望を述べておくものであります。

○安藤国務大臣　ちよつと一言だけし

ておきますが、松田さんの御希望よく了解しました。これは日本の水産資源並びに水産業の前途のために遠大なる考えをもつて対策を立てなきやならぬと思います。ここにビキニの問題が起つて、当然そういう将来の問題は、現実の問題の解決とともに考えて行かなきやならぬということも考えております。農林大臣がその方の所管大臣だから、とにかくそういう所管大臣なりその他とまた相談をしまして、だん〳〵考えるようにいたしたいと思います。

○田口委員長　本日の政府出席者は、安藤国務大臣、秋山外務政務次官、清井水産庁長官、水産庁藤永調査研究部長、海上保安庁次長島居氏、同公安課長高見氏、外務省アジア局長中川氏、水産庁水産部長立川氏、五十嵐厚生省予防研究課長、阿曾村厚生省乳肉衛生課長であります。

○鈴木(善)委員　先ほど安藤国務大臣に私がお尋ねをいたしました点につきまして、もう少し具体的に関係当局よりお答え願いたいと思うのであります。

まず中川アジア局長にお尋ねをしたいのでありますが、安藤国務大臣のお話では、アメリカ側から内示された賠償額の八十万ドルに対して、日本側はこれを不満としてさらに増額の折衝をしておつて、その結論は近いうちに出るだろう、こういう御答弁でありました。私は事外交折衝でございますから、結論に近いといつてもまだ相当の時間を要するのじやないか、こう思いまして、九千万円の内渡しのほかに、残額の二億円をとりあえずおつかけて内渡しをすべきだという主張をいたしたのでありますが、外務当局も安藤国務大臣と同じように、ここ一週間なり十日なりの間に、きわめて近い機会に結論が出て、そうして八十万ドルを上まわるところの賠償を業界に対して支払うことができるようになる見通しに立つておられるかどうか、その結論がいつごろ得られるか、もう少し明確に中川アジア局長からお伺いしたいと思うのであります。

○中川説明員　ビキニの補償問題に関しますアメリカとの交渉は、安藤国務大臣の言われましたように、大体結末に近くはなつて来ておりますけれども、ここ一週間、十日の間に片づくというようなことは、まだ言えないのではないかと考えます。さりとて相手のありますことでありますから、的確に何日ぐらいということも、今これを予測することは困難でございますけれども、しいて言えば約一箇月くらいはかかるのではないかと考えております。

○鈴木(善)委員　私が予想した通りの御答弁でありますが、すでに赤路委員も指摘されましたように、この問題が起りましてから四箇月以上も経過いたしております。業界の悩みは日に〳〵深刻をきわめておるわけでありまして、少くともアメリカ側から内示されたところの八十万ドルは、これは一応見通しのついた額であるわけでありますから、この際私は清井長官にお尋ねしたいと思うのでありますが、業界のこの苦しい立場を察せられまして、緊急残額の二億円を内渡しする方針を決定される御意思はございませんか、その点を重ねてお尋ねしたいと思います。

○清井説明員　生産者の方が非常な苦しい状態にあつて、それが最近非常に逼迫しているというお話でございましたが、確かに業界の方が、今度の問題のために非常な損害を受けておりまして、出漁その他に非常な悪影響を及ぼしておられるということは、十分承知をいたしておるのであります。そこで先ほど御説明申し上げましたように、関係生産業者等に融資の措置を講ずることをいたしたのでありますが、この融資につきましても、実はその決定をいたすまでの間におきましても、単にいきなり預金部資金から融資というようなことでなくて、いろ〳〵な方法を考えてみたのでありますが、結局現在の金融情勢等からいたしまして、金額も一億五千万円、あるいは融資の方法も預金部の資金を出すというようなことに立ち至つたのであります。そこでただいまは先般の融資の実行と、さらにその後の融資の増加ということを努めてやつているような状況でありますが、これまた実際問題として、そう多額な金額にはなり得ないのでありまして、貸し付けましたものと大体均衡を見た金額が貸し付けられるのじやないかということで、今関係省と相談をいたしているような状況であります。ただその状況にかんがみまして、業界の要望にも沿い得べく、何がしかの金額を内渡しを考えたらどうかというお話でございますが、この点は御承知の通り、すでに福龍丸の政府買上げ措置、あるいは廃棄した漁獲物について、実は当該船に対して二千百十万円のほんとうの内払いをいたしているのでありますが、その後についてなお積極的な措置をとれということでございますが、この点は、ただいまアジア局長からもお答え申し上げたのでありますが、この賠償交渉がどういう時間的経過において妥結を見るかという問題とも、実は重大な関係があろうかと思うのであります。その問題とのにらみ合いもあり、またただいませつかく融資の話合いを進めているのでありまして、この融資の方法によつて、金額はわずかでありますが、とにかく若干の処置をとるということもいたしているのでありますから、その進行状況等ともにらみ合せてでないと、この問題は容易に解決できない問題だろうと思うのであります。そこで私ども外務省とも今後密接な連絡をとりまして、損害賠償の交渉がどういう時間的経過をもつて進むかという問題、並びに今までとりましたしまた今後とる融資の問題が、実際上どういうふうに業界の方に影響を与えるかという問題ともにらみ合せて考えて行かなければならぬ問題だと思うのであります。これは今後の問題だというふうに私は考えております。

○鈴木(善)委員　長官も、せつかくこの業界の救済の面については考えておられるようでありますが、しかし業界が苦んでおります実情とは非常なずれがあるように思うのであります。私は、賠償の面におきましても、一つの目安がついたのであれば、その範囲内でどん〳〵内渡しをして、苦しい業界の救済に対して、早急に手を打つことが行政であり、今後のわが国のまぐろ漁業の進展の上にも非常にプラスになる、こう考えるものであります。幸いにして最近きわだでありますとかあるいはとんぼまぐろでありますとか、ようやく魚価も回復いたしております。業界の生産意欲は、このような大打撃のどん底から立ち上つて、何とか生産を増し外貨の獲得にも当りたいという熱意が盛り上つている際であります。そういう際でありますから、一日早ければ早いだけわが国の漁業生産の上に非常な好影響をもたらす、これは言うまでもない点であります。そこで私は、アジア局長のお話のように、今後一箇月も結論を出すまでに時間を要するということであるならば、一応のめどがついた二億九千万円の賠償額の内渡しをすみやかにやることが適当である。私は政府与党の一員としても、これを強く政府に要求いたしたいのであります。この点は、長官は大臣等ともお打合せがないと思いますから、はつきりしたことを言明はできないと思いますけれども、本委員会におきまして、与党側からもそのような強い要求があつたということを十分腹に入れられまして、適切なる、すみやかなる措置を講ぜられることを強く私は要求いたしたいのであります。

次に融資の問題でございますが、政府が考えております融資の額は、どういう額でありますか。その算定の基礎はどのような点に根拠を持つておられるのか、その点をお伺いしたいと思うのであります。と申しますことは、業界側では大体融資に五億円程度を要する。あのビキニの影響によりまして非常に魚価が低落をして、収入が減退した。そのために次の出漁の仕込み資金に困つておる、漁業再生産資金がない。それに要する資金は五億程度が最小限度必要である、こう言うております。これに対して、政府の方の現在考えておられる額は、それに及ばない額であることが推察されるのであります

が、しからば両者の額の開きというものは、算定の基礎の見方いかんにあると思うのであります。そこで政府が考えておりますところの額――おそらく神奈川、静岡に行く額の倍を上まわることはないと思いますが、その算定の基礎がほんとうに納得できるものであるかどうか。本委員会としてもその点を検討したいと思うのでありまして、政府が考えておりますところの融資額の、算定の基準をお示し願いたいと思うのであります。

○清井説明員　算定の基準の御質問でありますが、今詳しい資料を持っておりませんので、数字的なお話を申し上げることはできないのでありますが、考え方だけを申し上げたいと思います。当初一億五千というのを決定いたしましたのは、これは先ほどもちょっと触れたのでありますが、融資の方法としてはいろ〳〵な方法が考えられるのであります。常に業界の方々が利用しておられる金融機関を使う。そのために所用の資金を何らかの形で日本銀行その他の銀行から指定預金をするというようなこと等も考えられるのでありますが、そういう方法等をとらずに、結局預金部の資金を県を通じて貸し付けるというような形になつたのであります。そこで一億五千という金額も、一定の積算をいたしましてやつたのではなくて、そのときの金融情勢その他からいたしまして、とうていこのような措置はとれないのであるけれども、これはビキニ関係のまぐろ漁業者の損害に対する緊急やむを得ざる措置だということで、最小限度の数字というようなことで一億五千万円がきまつたような経過であるのであります。ただその一億五千万も、当初の事務的な話合いといたしましては、大体生産地に対する措置だということでございましたけれども、実際問題といたしましては、これは静岡、神奈川が大部分でありますので、実際としては静岡、神奈川に大部分行くという結果に相なつたのであります。そこでどういうふうにして算定したかということでありますが、これはなるほどただいまもお話の通り、大体かつお、まぐろが五万トンある、一トンについて一万円の出漁資金がいるから五億、こういうような計算であるのであります。これは業界からも十分お話を承つておるのでありますが、私どもはそういう計算をいたしたのではないのでありまして、ただいま安藤大臣からもお話がありました、対米資料として出しましたところの関係業者の損害額というものを推定をいたして算定いたしておるのであります。すなわち出漁資金だけを見たのではありませんので、その出漁資金の所用経費に対してある一定の収入を見たのであります。その収入と出漁資金との差額がマイナスということになりますので、そのマイナスの数字をずつと当りまして、一定の金額を出したのであります。その金額の県間の比率を見たわけであります。むろんその場合の計算といたしましても、私どもの専門の課長並びに専門家に計算をさしたのであります。非常に精細な計算をいたしておりますが、非常に精細な計算をいたしておりますが、それ〳〵の標準トン数別にわけまして、それ〳〵の標準トン数の生産数量に魚価をかけまして所用経費を出しまして、そして一航海についての大体どのくらいの損害額があつたという数字を出しまして、それに所用船舶の数をかけて全体の損害額を出したということであります。むろんその中には専用の漁船もありますし、兼業の漁船もあるわけであります。そういう事情も勘案いたしまして、そして県間の損害額の比率を出しまして、それが一億五千のわくの中で神奈川、静岡が占めるわくをとつたということで、この金額ができているのであります。そこで今度私どもが出します場合におきましても、非常に多く融資ができればこれに越したことはないのでありますが、実際の問題としてなか〳〵そうは行かない。そこで結局少ないなら少ないなりにやはり県間の比率をとる必要があるだろうということで、静岡、神奈川にこの程度を貸付すれば、ほかの県にはこの程度貸付しなければならないという一定の数字を出したのであります。むろんこの数字といいましても、個々に一々当つたわけではありませんので、大体私どもの専門家の長い間の経験に基きまして、この程度が標準であるという計算からつくつておるのでありまして、その標準の計算に従わざるを得ない。そういつたような県間の比率ということを重点に置きまして計算をいたしております。従つてこれが出漁資金に対する比率ということではなくて、損害額の推定による比率という形で計算をいたしておるのであります。従つて私どもが算定いたしておる金額も静岡、神奈川県以外の県の金額も、結局静岡、神奈川に対して、かりに一億三千三百万円を貸付するとすれば、ほかの県にはこのくらい貸付しなければならないという金額を出しておるわけでありますから、そう多額の金額は出ていないのであります。そういうことでやつておりますので、いわゆるトン一万円の資金がいるということで、それに対してこのくらい資金を貸付するということではないのでありまして、損害を受けたからこんなに困つた、それに対する貸付だ、こういうような観念でおります。使われるのは出漁資金に使われるけれども、その基礎はアメリカに要求した損害額を基礎にする、こういうことになつておるのであります。むろん貸付する金額が多額であればそういう問題も起らないのでありますけれども、今の金融事情その他からいたしまして、貸し付ける金額もごく限られておりますので、やむを得ず金額は少いながらも均衡を保つ計算をせざるを得ない、こういう立場に相なるのであります。

○鈴木(善)委員　出漁資金の融資の算定基礎につきまして、長官から当局が考えております詳細な御説明がございましたが、これは私は、机の上の計算では水産庁の事務当局が計算をしております数字は、一応正しいのではないか、こう考えるのであります。水産庁の方で考えておりますのは、今長官の御説明にもありましたように、あのビキニの問題が起りました前における、出漁のための仕込み資金としてこれだけかかつた、その後水揚げがビキニの影響で、魚価が非常に低落をして、再生産に要する仕込み資金を割る額の収入しかなかつた、その差額分を補給してやる、こういうような計算のようであります。机の上の計算ではそのような算定も一応できると思うのでありますが、しかしあのような大打撃を受けましてから、業者に対して金融機関は全面的にストップをしておる状態でありますから、また再出漁ができないで数箇月というものは船をつないでおる、その間に借金の払いもありましょう。あるいは船員その他の家族の生活費の補償もございましょう。従いましてその当時の水揚げの収入というものは、ほとんど業者の手元にはないものと考えざるを得ないのであります。そうすると今回ようやく魚価が持ち直し、政府も出漁資金の援助をして、再出漁をします場合には、業者は金融機関の信用も全面的に失墜をしておるということであれば、まる〳〵出漁に必要な資金というものはここで手当をしなければならない、これが業界の実態であります。従いまして単なるビキニの影響によつて損失をこうむつたその差額という計算では、机の上では計算が合いましても、現実の業者の出漁はできない、これが実情ではなかろうかと私は思うのであります。そういう点に、業界がほんとうの再出漁のための入り用な資金というものと、水産庁が考えておりますところの計算との間に相当のずれがあるのではないか、こう思うわけであります。中途半端な融資をしましても、船は途中で帰つて来るような仕込みはできません。完全なる出漁がなければ生産まで至らない。このことを十分考慮されまして、再出漁ができ再生産ができる必要な額を融資すべきだ、こういうことを私は考えるものでありまして、この点もさらに重ねて水産庁において御検討を願いたいと思うのであります。

　それからもう一点、先ほど赤路委員からお話がございましたが、今回の融資は府県を通じての融資であつて、政府がいかように考えておりましても、

一般に与える印象は、政府は自己の安全のみを考えて、府県にその責任を転嫁して、すべてを府県の責任においてやっておるという印象を遺憾ながら与えておると私は思うのであります。そこで国会も開会中であり、立法措置もできないのでありますから、政府が現在とっておりますところの行政措置による融資ということは、一応適切なる措置であると私は思うのであります。しかし本来の措置といたしましては、農業における凍霜害対策でありますとか、あるいは冷害の際における営農資金の融資と同じように、やはりこれは国家の責任において、立法的な裏打ちによって、そして営農資金と同じような損失補償あるいは利子補給のような措置を講ずべきが本筋であると私は考えるものであります。そこで現在とつておりまする府県に対する転貸を一応やつておきまして、臨時国会等の際にはこれを本来の姿、営農資金等の融資と同じようなベースに乗せて、法的措置によつて国家の全面的な責任においてこれを解決する——国家がわが国の水産業、まぐろ漁業の振興に対して、大きな国策としてこれだけの熱意と責任を持つておるのだということを示すことが政治であります。この点に対して、そのような措置を講ずる御意思があるかどうか、この点もお伺いしたいと思うのであります。

○清井説明員　最初の点でありますが、この点はなるほど金額がよけい貸し付け得るということでありますれば、ただいまお話の大部分は措置できるものでございましたけれども、この一億五千万の金融措置、しかも資金運用部の資金を県に貸し付けるという特別な措置でございますが、これも単に簡単にそういう結論に達したのではないのであります。いろ〳〵な方法、いろいろな金額につきまして、十分部内で折衝いたしておりましたけれども、実はなか〳〵話がつかなかつたのであります。業会からは、せめて損害補償のきまる前に融資をしてくれというお話も毎日のようにありまして、われわれといたしましても、できるだけ早くいたしたいと思いまして、いろ〳〵の方法についていろ〳〵な金額を計算いたしました。関係事務当局とも十分相談をいたしておつたのでありますけれども、どうしてもきまらなかつたのであります。そこでいつまでもきまらないままにほうつておくよりも、とにかくきまり得る方法で道を開いて、その後その道を開拓するというような方法で行つた方が現実的であろうという結論に対しまして、今回の方法による、また今回の金額による金融措置を行つておるということになつたのであります。御承知の通りわずかな金額でありまして、とても失漁資金の一部に充てるということにもなり得ない金額であると思うのでありますけれども、とにもかくにも、少しでもあの措置をとれば、幾分でも業者が助かるのではあるまいかということだろうと思います。その点われ〳〵といたしましても、金額が少いことははなはだ残念でありますけれども、とにかくこういう措置をとつた経緯については御了解願いたいと思うのであります。またそれについて、今はそれでいいが、利子補給等のような、あるいははかの措置について見られるような法律的措置を講ずる意思はないかというお話でありますが、私どもは実はこう考えておるのであります。なるほどそういうことも考えられるのでありまして、すでに農業災害等につきましても、営農資金の融通等が法律によつて裏打されるという実例はもちろんあるわけであります。ただ資金運用部の貸付は日歩一銭八厘でありますこういう金融措置をなしても十分ではございませんが、とにかく利子補給の方途のある程度の目的は達しておるというふうに考えておるのであります。私どもはせつかく始めました措置をずつと進めて参ることによつて、金融問題は措置して参りたいと考えておる次第でございます。

○鈴木(善)委員　前段の問題だけにつきまして重ねて申し上げたいと思うのであります。それは私が先ほど申し上げましたように、純理論から出発いたしまして、ビキニの影響によつて前に投下した仕込み資金を割つたその差額を政府が融資してみてやることは、一応正しいと思うのであります。しかし先ほども申し上げましたように、今回のビキニの影響によりまして、まぐろ漁業に対する一般金融機関面の信用は、全面的にストップの状態に立ち至つております。従いまして差額だけの融資では現実に再出漁ができない。それは遺憾ながら現実の姿であるわけであります。そこで長官は、これまでの結論を出すまでにも非常な苦労がいつたという御説明をなさつておりまして、その通りであろうと私は思うのであります。私は長官の努力に対してその労を感謝いたすものでありますが、遺憾ながらそれだけでは再出漁ができない。再出漁ができない中途半端な融資では何にもならないという結果に相なるわけであります。そこで私は、最小限度次のようなことを重ねて清井長官に御努力を願いたいと思うのであります。それは政府資金をもつて融資をする額のほかに、業者が一般の地方銀行からの融資にあたりまして、あるいは信用基金協会でありますとかあるいは農林中金でありますとか、その他の金融機関の足らざる面の融資について、政府が積極的にそのあつせんの措置を講ずることが必要であろうと思うのであります。その両面の措置が講じられなければ、必要なる出漁の仕込み資金は確保できないと私は思うのであります。政府資金による融資のほかに、その足らざる面の融資を一般の金融機関から、政府が責任を持つて鋭意あつせんに当られることを、この際強く要求いたしたいのであります。これだけを要望いたしまして私の質疑を終ります。

○田口委員長　小高熹郎君。

○小高委員　本問題にかなり議論が盛り上つておるのでございますが、私は過去、現在、将来——先ほど松田委員から将来の解決ができておらないのではないかという御意見もございましたが、まつたくその通りであります。しからば将来はおろか、過去はどうだというと、過去もまだその補償がついておらぬ。現在はどうだ、現在は融資でこれを解決しなければいかぬ。その融資が、まるきり進んでおらぬとは言わないのでありますが、今まで延び〳〵になつて、すでに事件勃発以来五箇月にも相なつておるという点で、まことに遺憾の意を表さないわけには行かないのであります。この問題をだん〳〵押し詰めて行きますと、アメリカの補

償がかなり影響しているようであります。そこで外務省のアジア局長にお尋ねいたしたいのでありますが、アメリカから言つて参りました八十万ドル、これに対してどの程度数字上の不服を先方へ開陳したか、そして当方からどの程度の額ならば納得するというようなさだめし数字の希望意見があると思われるのでありますが、その点はどの程度主張なされたか、ひとつお聞かせ願いたいのであります。

○**中川説明員**　アメリカとの折衝の大体の模様につきましては、先般安藤国務大臣から御報告した通りであります。アメリカ側としては結局一括支払いという構想をとつておるわけでありますが、その一応の理論づけとしては、いわゆる直接損害に相応するものは支払うことが可能であるけれども、いわゆる間接損害と認められるものはいろ〳〵の事情から支払いが困難であるということになつておるわけでありまして、従つて日本側の代案と申しますか、折衝は、結局アメリカが言うところのいわゆる間接損害に類するものについても若干の考慮をしてもらつてしかるべきじやないか、法律上の問題としてはあるいは困難であつても、事実上の問題として考慮してしかるべきではないかということがおのずから内容になるわけでありますが、具体的の金額等については、できるだけ多くということでありますけれども、数字等の詳細にわたつての御報告は、先ほど国務大臣からも御了解を求められたように、交渉中のことでもありますので、先方との信義と申しますか、関連がありますので、ただいまは控えさせていただきたいと思うのでございます。

○**小高委員**　多分その程度の答弁ではないかと実は想像しておつたのでありますが、外務省の希望意見が相当強く反映いたしませんと、将来の遠洋漁業、まぐろ漁業が安定するというわけには行かない。来年も再来年も年々歳歳かようなことが繰返されるということに相なりますと、安定漁業とは言えなくなるのであります。そこで私がくどく申したいことは、この機会に十分先方が認識するような資料を提出いたしまして――ことしの折衝は数字上あなた方も発表しがたいところがあろうと思う。それは御推察いたしますが、年々歳々これが繰返されるということになつて、そして補償がいいかげんではほつぽらかされる。根本問題としては、実験を未来永劫やつてもらいたくないのだ、十分実験の効果は上つているはずだ、これは今世界の輿論となつておるのでありますが、それらの点につきまして本日は先輩同僚からも相当強い意見が出ております。これらを参考にして、今後の折衝を願いたいと思います。中途半端の解決で終りますと、国内問題として相当やかましくなり、それに先ほど鈴木委員からも出ております対農業との関係、水産蛋白の給源がやかましく叫ばれておりながら、政治力ある行政措置の鋪さ、弱さというものについては、私ども今いても立つてもいられない焦燥と苦慮を感じておるのであります。そういう意味におきまして、今後十分それらのことを参考に外交折衝を続けられたいことを希望意見として開陳いたしておきます。

なお清井長官にお尋ねいたしたいのでありますが、一億五千万の融資の関係であります。これは先ほど来お話を伺いますと、近々に出るということでありますが、私いささか水産金融の団体に関係しておりますし関係上尋ねられて困りますので、おおよその日取りがいつごろになるか、もう一回重ねてお尋ねをいたしたいのであります。

○**清井説明員**　ただいまの御質問でありますが、これは事務的には大分前から実は折衝を重ねておつたのでありますけれども、なか〳〵その折衝がうまく進まないような状態であつたのであります。しかし問題が問題でございますので、関係大臣にも非常に御苦心を願つておるのでありまして、はつきりしたことを申し上げられないのでありますが、とにかく二、三日ないし四、五日のうちには解決する、もうちよつとの間で解決する見通しがやつとつき得たと私は考えます。もうちよつとお待ち願いたいと思います。

○**遠藤委員**　私は実はきようはあまり質問などをしないようにしようと思つて参つたのであります。というのは、日本政府がアメリカに対して非常に強硬にやつておるということをかたく信じておつたからであります。なぜかといいますと、前回の国会の際に非常にやかましくわれ〳〵も主張し、政府も大いにふんどしを締め直してアメリカと交渉する、こういうことを言つておられましたので、その線で行つておるものとばかり思つておりました。しかし先ほど来安藤国務大臣の答弁を聞いたり、あるいはアジア局長のお話を聞いたりしておりますと、どうもふに落ちない点がある。ふに落ちない点はどういう点かといいますと、賠償の金額について今はつきり言えないということを言つております。それはよくわかります。幾ら要求しておるということをはつきりここで言明することは、外交上うまくない点があろうかと思います。けれどもその心構えがはつきりしてない。政府が少しふんどしが締まつてないのじやないかというような気がする。それはなぜかといいますと、私ども先ごろの新聞を見ておりまして、八十万ドルの直接被害の賠償だけはしようというようなことをアメリカが言つておるということを新聞が報じておりました。それを見たときに、これはとんでもない、八十万ドルといいますとわずかに二億八千八百万円であります。実際の被害はどのくらいあるかといいますと、私の勘でありますけれども、大体十五、六億円の損害になると思う。それに対してわずか二億か三億円の賠償でもつて、このくらいでがまんしろといつてお賽銭のようなものをちよつとわけてもらつて、ごもつともですというようなことで引下るようなことがあつては、絶対に納得できないのであります。八十万ドルなら八十万ドル、けつこうであります。けれども正しい損害の計算の基礎の上に立つた八十万ドルであるかどうか、私どもは直接被害でもおそらくその倍以上の被害があると思つておる。百四十数隻の漁船が直接の被害を受けておる。いわんや間接の被害までに及びますと、どうしても十四、五億円の損害になつておる、こう思つておるわけです。そこで政府が今最後の段階まで来ておるといいますけれども、その十四、五億円の損害があるということで強硬にそれをつつばねておるのかどうか、何だか向うでくれるものをありがたくちようだいするような、そういう感じを受けるわけであります。これは日本の国民としては絶対に納得できないのであります。われ〳〵はアメリカに対して何も無理を言う考えはないのであります。重ねて申し上げたいのですけれども、われ〳〵は自由党の党員であつても、親米政党であります。親米政党は何かというと、アメリカの言うなりになるという政党ではないのであります。アメリカに対して正しい主張をする、そしてしかもアメリカはその正しい主張を尊重してくれる、対等の資格においてわれ〳〵はアメリカと交際して行く、こういう立場が親米政党であります。それを間違えて、ただアメリカの言うなりになつて、唯々諾々としておるというような、そういう考えで政府が折衝しておつたならば、これは大間違いであります。われ〳〵こそアメリカに対して強い主張ができる政党である。われ〳〵の政府こそ正しい要求をアメリカに対してしなければならぬわけです。それをもしわれ〳〵がしなかつたならば、おそらく国民からことごとく離反され、国民の信頼をことごとく失うであろう、それを私はおそれるのであります。八十万ドルというような数字が出たが参議院の委員会におきまして大臣は、八十万ドルという数字は知らない、こういうことを言つておるわけです。知つておつても知らなくてもそれはけつこうでありますけれども、われ〳〵の考えでは八十万ドル程度ではとうてい満足ができない。これを政府は頭の中にしつかり入れて置いていただきたい。

そこで今どういう交渉をしておる

か。先ほどの中川局長の説明によりますと、間接被害については国際慣例もあるし、なか〳〵いろ〳〵な事情があつて、賠償は困難だということを言つておられるので、幾らかつけてもらいたいということを言つておる、こういうような説明であります。これはとんでもないことです。間接損害でもあの水爆のために生じた損害であります。ほかには何の理由もないのです。その間接損害のよつて来る理由がはつきりしない場合には算定困難だということが言えるかもしれませんけれども、あの水爆以外には原因はないのでありまして、こういう場合には水爆の直接被害だと言うことができると私は思う。ほかに何も理由がない。魚価が半分になつてしまつた、これは水爆以外に何か理由がありますか、何もないでしよう。これを知らぬ顔するということはとんでもない間違いだと思います。こんなことは国際慣例にはないのです。外務省の諸君は口を開けば国際慣例とかなんとか言いますけれども、水爆の被害というものについては国際慣例はないのであります、新しい事態なのであります。しかも今回のいろ〳〵な損害というものは、水爆以外には原因は何もない、直接被害であります。ですから間接被害は今まで国際慣例でもつてなか〳〵賠償がとれなかつたというようなことは、これはわれ〳〵納得できない。どうしても現実に被害が起きたものに対して、全部補償してもらわなければ国民は承知できないであろうと私は思います。その点についてはつきり外務当局の御答弁を願いたいと思うわけであります。

○中川説明員　今回の原爆被害補償の交渉につきましては、日本側としては日本側の考えを十分先方に伝えまして、日本側が考えておるビキニによるところの損害というものは、全部これを先方に提示してあるわけであります。これは要するに日本側の考え方であります。アメリカ側にはアメリカ側としてのやはり解釈と申しますか、あるいはアメリカの国内、国際等に対する政府の立場というものがあり、アメリカとしては日本側の考え通りに行かない立場にある模様であります。従つて双方の政府の考え方が違つたままに置いておけば、結局この補償問題はいつまでたつても片づかない。これを片づけようとすれば、ある程度の歩み寄りと申しますか、妥協と申しますか、そういうことが必要になるわけであります。従つて決して日本側がアメリカの考え方をうのみにしておるという事実はないのでありまして、アメリカ側の考え方をうのみにしておれば、損害補償問題はすでに三箇月も四箇月も前に片づいておるわけであります。それがうのみにしていないためにこうまで長引いておるのであります。しかしながら、これをそれではいつまでも延引させておいていいかどうかという問題になりますと、これはやはりある時期には片づけるべきじやないかと考えておる次第であります。そこに交渉のむずかしさがあるわけでありますが、できるだけ早くこれを何とか日本側としてもある程度満足できるような形で片づけたい、というのがただいま政府として考えておるところであります。

○遠藤委員　今の御答弁の中で、やはりまだふに落ちない点があります。アメリカと日本とに意見の合わない点が出て来るということでありますけれども、この問題は意見の問題じやないと私は思う。かつおならかつお、まぐろならまぐろの船が帰つて来て、その魚価が半分になつた。半分になつたという事実があればその損害を補償するということは当然であります。それが半分なりや三分の二なりやという点については、事実の認定の問題で議論が起ることもありましよう。それははつきりした調査によつてきめて行くものであると私は思う。少くも三分の一の魚価になつた、あるいは三分の二の魚価になつたのだという事実が認められる限りにおいては、その損害を賠償するのは当然だと私は思うのです。三分の一なりや三分の二なりやというその事実の認定についての意見の相違は認めます。これは十分調査しなければならぬ。その調査の正確な資料を出す責任は日本政府にあると思うのであります。けれども魚価が下つたという事実をアメリカも認めておる以上、ほかに理由がなくて、水爆による理由のために魚価が下つたというなら、その賠償をすることは当然だと思う。それを賠償しないというアメリカの理由がわからない。なぜアメリカはやつた水爆実験のために魚価が三割下つたという事実を認めておつて、それを賠償することができないというアメリカの理由をわれわれは納得することができないのであります。その点についてどういう議論をしておられるか、もう一度伺いたいと思います。

○中川説明員　アメリカ側が直接損害、間接損害というものを観念的に区別するのは、つまり今度の原爆実験ということのみが唯一の原因として損害が起きた、たとえば原爆の実験の結果灰が福龍丸の上に降つて、福龍丸の船体が汚染されたり、あるいは船員の人たちが傷害を受けられた、こういうものは全部直接の損害であります。これに対しては、先方も主義上は補償するということに異存はないようであります。しかし原爆の実験のみが唯一の排他的理由ではない。それはもちろん関係があるというか、それが原因ではありましようが、それ以外の要素が入つたために損害が起きた。つまり内地におきまして魚の値が下つたということは、原爆実験が原因ではありますが、原爆の実験の結果、魚が汚染された、その魚は危険である、それを食えば人間の衛生上害があるというようなことが日本の一般に広がりまして、そのゆえに魚を食う者がなくなつた。たとい政府の検査を経た魚であつても、これを食う人がいなくなつた、あるいは少くなつたことが魚の値が下つた理由であります。それらについては、相当内地におけるいろ〳〵な報道ぶりあるいはそういう心理状況というものが入つて来ておる。これはいわゆる原爆実験を唯一の原因とする被害ではない、それ以外の要素が入つて来ておる、こういうものについては国際慣例あるいは国際法上の判例その他から見て補償するわけには行かないというのがアメリカ側の態度であります。しかしそうだからといつて、原爆がなかつたならばそういうような損害はなかつたであろうということを日本側は主張しておるわけでありますので、それらについては双方の見解が一致しない点があるわけであります。そこが日米間の見解の相違が出て来る原因になつております。

○遠藤委員　今のアメリカの言い分を聞いておると、まるで三百代言のような意見であります。あたかも日本人が非常に臆病で、人体に何でもないものをみんな恐れてしまつて食わなかつたからお前の方の責任だ。まるでばかにするのもいいかげんにしたらいいじやないかと思う。原爆以外に魚の値段が下つたという原因はないのです。その魚の値段が何パーセント下つたかについては、現実の事情をよく調べてきめるがよろしい。けれどもあの値下りの原因というものは原爆以外にはないのです。そのほかに理由があるなんと言われて、そうですかといつてひつ込んでおるような日本政府ではまことに心細く思う。まるでおとなと子供の交渉みたいな感じがします。そんなことでアメリカが納得をするような外交交渉なんかやめてもらいたい。もう少しふんどしを締めたらどうですか。そのことを国民全部が知れば、国民はおそらくがつかりしてしまうだろうと思う。そんなことでアメリカに言いくるめられるような、そんな日本政府では実に心細い限りだ。もう少ししつかりしてやつていただきたい。そのことを申し上げておきたいと思います。

なお私は、七月二十一日の参議院の委員会で安藤国務大臣が答えたことで、一つ気になることがあります。水爆実験に際し、予告するよう政府は米国に交渉する意思があるかというだれか参議院の委員が質問したことに対して、交渉するつもりであるというふうに言つております。これはまたとんでもないことであります。この前の国会

にあれほど問題になつて、政府の方でも、これは予告するように交渉するとはつきり言つておつて、まだ交渉しないで、交渉するつもりであるというようなばかなことを言つておるのかと思つて、私は憤慨にたえないのである。政府は四箇月も何をしておつたのですか。一番国民が関心を持つており、あらかじめ予告しろと言うのはあたりまえのことなんです。予告がないために、非常に大きな損害を受けておるので、予告をしろ、しかも公海でやることを予告しろということが言えないわけはない。またアメリカとしてもそれを予告できないという主張ができると私は思いません。国際正義が許さないのであります。こういうことをなぜぼやぼやしておつて、これから交渉するつもりであるというような安藤国務大臣の答弁になつたのか、その事情を私はお伺いしたい。これはひとつ外務当局にお伺いしたいと思います。

○中川説明員　先般ビキニの被害が起きました際に、さつそく政府は、今後の措置としてアメリカ側に、原爆実験についてはあらかじめ日本側に周知徹底せしめるということを、その他の事項と同時にこれを要望しておるのであります。

なお今後の実験等に際して、どのような安全保障措置をとるかということにつきましては、アメリカ側としては、少くとも今年中は、つまり十二月末日までは、実験を行わないということを声明しておりますので、これについては万全の措置を要望すべく目下研究中でありますが、これは要するに原爆実験による被害というものが、はたしてわれ〳〵が知つておる限度だけであるかどうか、これらが正直のところまだわからない点があるわけでありまして、ことに海水の汚染であるとか、あるいは魚の汚染の限度であるとか、さようなことを、幸い今回俊鶻丸の派遣がありまして、その結果相当の資料が集まりまして、またいろ〳〵学術的な研究も近くすることになつておりますので、さような結果を見まして、万全の措置をとるようにアメリカ側に通告したい、アメリカ側と交渉したい、かように考えて、目下準備いたしております。

○遠藤委員　もう一つ、原爆の予告の問題ですが、私は国際正義の上からいいましても、日本の要求は正しいと思います。ですからこれはアメリカがむちやをいつても、絶対にひつ込まないようにしていただきたい。日本の漁民が安心して漁業に出られるように、これだけは最後の生命線だというふうに考えて、強くやつていただきたいと思います。なお原爆の問題については、海上保安庁なり水産庁なり非常に苦心をしておられて、そうして政府としてはいろ〳〵やつておつてくださることをわれ〳〵は感謝をしております。感謝をしておりますけれども、政府全体として、もう少しふんどしをしめ直して、アメリカに対してむやみに遠慮しないで、言うべきことはきちつと言つて、アメリカに対して正しいことをちやんと通すような、そういう政府であつていただくように特にお願いして、私の質問を終ります。

○松田(鐵)委員　アジア局長もおられるから、非常に好都合だと思います。よく国会の意見というものを真剣に聞いていただきたい、こう思います。

実は八月七日の毎日新聞の夕刊のトツプ記事として、「ソ連、北洋漁業で操業、日本に新提案、英の漁業権で英の業者間で検討」、こういう見出しになつて非常におもしろい記事が載つておるのであります。多分読まれたことだろうと思いますが、まずこれを朗読しますと、「ロンドンと東京の水産業者は目下英国の漁業権のもとで日本の漁船が北洋漁業に従事するというソ連の提案を検討している。ソ連側の提案とは日本の漁船は英ソ漁業協定によつて北洋漁業権をもつ英国の会社の旗を掲げて千島、カムチヤツカ、オホーツク、ベーリング海におけるサケ、カニ漁場での操業を回復すべきだというのである。日本政府はこれらの地域における漁業権回復についてソ連に何回も正式要請を行つたが、これに対しソ連はいまなお日本と戦争状態にあるという理由から拒否してきたものである。今回の新提案は東京駐在の非公式のソ連貿易代表アンドレイ・ドミニツキー氏から行われたものでこの案は米国の反対で日本政府の正式の承認をうることがむずかしいという懸念はあるにせよ、漁場を切望している日本にソ連側が大幅に歩み寄りの態度を示したものといえよう。ソ連のこの提案についてモスクワ訪問の途中、現在ストツクホルム滞在中の福永一臣前衆議院水産委員長がモスクワで話合いを行うものとみられるが、一方英国業者の代表もこの話合いに加わるため空路入ソの旅券査証を申請して、現在ロンドンで待機中である。一九三八年には日本の漁業は二百五十万箱のサケ、七十万箱のカニを輸出した。ところが戦後はもつとも大切な千島への日本漁船の入漁は禁止され、昔のカン詰工船はすべてソ連の手中に帰してしまつたので、ことしのサケの漁獲高はわずか二十五万箱、カニは六万箱と見積られ、北海道の漁夫は大量失業の憂目をみ、また毎週のように日本漁船がソ連の巡視船に捕獲されているのが現状である。日本の実業家のうちこの案を支持する人々は、これによつて日本の経済的復興を促進し、次年度には北方漁業では完全雇用が回復されるだろうと述べており、また英ソ漁業協定によつて日本の行う北洋漁業にも領海三マイルが適用されるだろうと期待している。一方、日本政府当局はこの案に懸念を示しており、これはソ連および中共との正常貿易再開に対する日本人一般の支持を高め、また日本に対する米国の経済的支配を弱めさせようとする全般的なソ連提案の一部であり、ソ連がどんな譲歩を行うにせよ、与えた好意と引換えに要求を持出すのではないかと心配している。したがつてこの間の事情が明らかになるまで、日本政府当局はごく冷淡な態度をとるものとみられる」。こういうような記事が載つておるのであります。――ちよつと速記をとめさせてください。

○田口委員長　速記をやめてください。

〔速記中止〕

○田口委員長　速記を始めてください。

暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

――◆――

午後四時十三分開議

○田口委員長　休憩前に引続き会議を開きます。

外務大臣及び農林大臣に対する質疑を許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員　まず農林大臣にお尋ねしたいと思いますが、昨年の秋李承晩ラインで漁船の大量拿捕がありましてより以来、引続きビキニの水爆問題が起り、同時に北洋漁業におきましても、また多くの拿捕船を見ております。なお中共等におきましても、理由不明の拿捕が相次いでおるように承つております。こうした日本の水産行政一般に対する重大問題に対して、農林大臣の今後の対策あるいは施策の一般をお聞きいたしたいと思います。

○保利国務大臣　私が御説明申し上げるまでもなく、日本海をめぐる沿岸の状況は、日本の漁業にとりましてきわめて重要な地域であるにかかわらず、たとえば李承晩ラインのごとき、あるいは表現が悪いかもしれませんけれども、公海の不法占拠を行われているというような実情じやないかと思います。実際問題としまして、これは国と国との力の問題にもなつて来るのだろうと思わざるを得ない面もあるように思いますが、それにいたしましても、私どもとしましては、たといそこに解決の小さい糸口でも発見できますならば、その糸口をとらえて改善をはかり、そして日本の漁業の安全操業をはかつて参るというところに努力を惜しんではならぬ、また努力を払うべきであるという考えで今日まで至つておりますけれども、遺憾ながらたとえば現在の李承晩ラインの問題にいたしましても、少しもこれが改善の方途を見出し得ないでおる。これは結局日韓間の親善友好の関係がすみやかに樹立されることなしに、そういう点だけ抜き出して解決することはできないような事

情になつておるのじやないかと、私は判断をいたしておわけであります。従いまして公海といえども、とにかく日本の領土の外に行つて漁業を営むのでございますから、少くとも関係国との了解点を見出して、安全な操業がはかれるようにするということで、私は決して責任をどうこうと言うのではございませんけれども、国といたしましては、外交的に尽せる手段を一生懸命尽していただくということ以外にないと、私は言わざるを得ないと思うのであります。

○淡谷委員　外交問題が非常にこの問題の解決のためには重要な要因となつておることはもちろんでございますが、その点につきまして、これまで外務省との間に、何らかのお話合いがございましたかどうか。その点も重ねてお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣　これは絶えず外務省とは水産庁が緊密な連絡をとつて善処いたして来ておるわけでございますから、その点につきましては、私どもとして努力の欠くるところはなかつたと考えております。

○淡谷委員　現在の日本の国力が弱いのでやむを得ない面もあるといつたようなお話もありましたが、国力というのは、再軍備しないからという意味でございましようか。同時に再軍備をしない限りは、こうした公海における日本の漁業権さえ蹂躙されてもやむなしといつたような投げやり的な気持でいらつしやるのか。その点も重ねてお聞きいたしたいと思います。

○保利国務大臣　たいへんむずかしい問題のようでございますけれども、たとえば李承晩ラインの問題にいたしましても、われ〳〵の国の建て方、憲法は、諸国民の公正に信頼して独立をはかつて行くという大きなうたい方になつておる。それは李承晩ラインのごときあいうふうな、いわば公海の不法占拠を行うというようなことは、世界の諸国民の間で行われることではないという前提の上だと思います。しかし現実はやはり不法占拠というような形において、日本の漁船が一隻も入つて行けない状態になつております。それではなぜそれが打開できないのか。百方手を尽しましても、それが改善されない。不法占拠というのは実力でやられておる問題であつて、それを打破つて漁業を営むという力が日本にはない、こう申し上げざるを得ない。それが再軍備につながるかつながらぬかはまた別個の問題だと私は思います。

○淡谷委員　外務大臣にお尋ねしたいのであります。昨年の秋以来たび〳〵本委員会で大臣には御質問申し上げておりますが、李承晩ラインの問題の解決も、今のようにどうということなしに打ち過ぎております。竹島等の問題もいまだほとんど解決されておりません。ビキニの問題につきましても、今日午前に安藤国務大臣との質疑応答の間に明らかにされたところによりますと、アメリカが日本に対する支払いの額として示しました八十万ドルと、日本の要求との間にはかなり大きな開きがあり、補償の面でも十分ではなし、また今後のあの漁区の確保についても何らはつきりした施策が行われていない。中共のごときはほとんど拿捕船に対する交渉も行われていないというふうに聞いております。また北洋漁業の拿捕船の問題、ソ連との漁区その他の話合いにつきましても、ほとんど外交上の措置がとられていないという印象を受けるわけでございますが、こういう点につきまして、大臣の昨年以来おとりになりました外交的ないろいろな処置を、具体的に詳しく御説明を願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　韓国につきましてもいろ〳〵の方向で話をしております。しかしわれ〳〵は、こういう問題について武力を使つて解決するという考えはごうもありませんから、従つて手ぬるいことは手ぬるいと言われてもやむを得ない。しかしこれは交渉によつて相手方の反省を促し、理解を促して円満な解決に持つて行こうというのですから、時間がかかります。現にいろいろ努力をいたしております。

中共やソ連につきましては、これは国交が回復しておりませんのみならず、朝鮮ならば、たとえばここに公使が来ておりますが、しかし中共やソ連とは全然そういう関係もありませんから、これは話合いをしようとすれば、第三国を通ずるとか、あるいはその他の国際的な機関を通ずるほかには、間歇的に偶然に行つたような人の努力にまつ以外に方法がありません。そういう点では機会をとらえてはいろ〳〵やつておりますが、これまた解決にはなかなか至つていない。但し中共の方は御承知のように、時たまは漁夫等を返して来るということはあります。またソ連の方も、最近はいろ〳〵遭難した漁夫を返して来るということもありますけれども、全般的に交渉というべき形のものは外務省としてはとつておりませんが、アメリカ側との間は話合いをいまだに進めております。

○淡谷委員　アメリカとソ連、中共との間の交渉がおのずから異なることは十分了解できますが、聞くところによりますと、中共あるいはソ連からは、何かこうした問題についていろ〳〵話合いをしたい、円満なる漁区の解放などもしたいという希望を持つて、再々こつち側にも働きかけがあるようでございますが、常にこの障害をなしておるのは外務省の態度であります。旅券の確保については常に混乱を生じ、各党の議員がソ連に入り、あるいは中共に入る場合でも、旅券なしにもぐり込んでおるような形がかなり多いように思つております。こういう問題に対して、中共並びにソ連と積極的に外務省として友好関係を回復するような御意思があるかないか、お伺いいたしたいと思います。

○岡崎国務大臣　ソ連につきましては、サンフランシスコ条約を承認すればいつでも国交は回復できます。

○淡谷委員　中共に関してはどうでございますか。

○岡崎国務大臣　中共に関しましては、ただいま国民政府を承認いたしておりますから、この関係は一層複雑になります。

○淡谷委員　そういたしますと、ソ連及び中共との間に行われる漁業その他の話合いは、当分不可能であるという判定をお下しになりますか。

○岡崎国務大臣　これは水産委員会でも決議されたので、一名の前委員長が行つておるわけであります。その結果を見なければわかりませんが、水産委員会の希望もありましたので、ソ連行きの旅券を出して今行つてもらつておるわけであります。

○淡谷委員　そういたしますと、今行つております稲永さんの帰国を待つて、その結果によつては何らかの処置をとるというふうな含みがあるものと理解してかまわないでしようか。

○岡崎国務大臣　これは帰つてみないとわかりません。措置をとることになるかどうかということについては……。要するに結果を待とうと思つております。

○淡谷委員　ビキニの補償問題につきましては、先ほど私質問したのに対してお答えを願つておりません。日本側の要求とアメリカ側のこれに対する補償の仕方との間に大きな開きがあり、まだ全然解決していない。一方これによつて被害を受けました漁民がたいへんな迷惑を感じておるということであります。大臣のお見込みでは、いつごろ大体これが解決づくのか、その点もはつきりお答えを願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　これはやはり相手のあることですから、いつごろということはちよつと私には言いかねますが、できるだけ早く解決したいと思います。

○淡谷委員　保利農林大臣に最後に一言御質問申し上げたいのです。ただいまお聞きの通りのような形で、外務省としては、ほとんどこの問題の解決の見通しがつかぬという結論が出たと思つても私はしかたがないと思います。こういう外務省の態度に対して、農林大臣は、日本の漁業が今後その操業を続けその資源開発に尽すことができるかどうか、ざつくばらんにお答えを願いたいと思います。

○保利国務大臣　これは私ども水産行

政に携わつておるものといたしますれば、四海波静かに、どこに行つても安心して操業のできるという状態が現出することが最も望ましい、そういうところに私ども努力して行かなければならぬことは当然だと考えております。しかし現実の問題といたしましては、淡谷さんがあげられましたように、なかなかそういうふうに行かない。それでは行かないからといつて、漁業が衰微して行くようなことを手をつかねておるわけにはむろん参らぬわけです。従いまして操業のできる限りのところに力を尽しつつ、そういう障壁のあるところは、淡谷さんの御判断では打開の見込みがないというような御結論でございますけれども、私は、それはなるほどきようあすですべてが解決するとは思いませんけれども、日本国民に真実そういう悲願があるならば、これは達成されることを疑いません。そういうために、とにかくたとい一筋の解決の道をとらえましても、そういう状態をつくり出すように努力して行きたいと考えております。外務省もその点には非常な苦心を払つていただいておるわけですから、私は淡谷さんの御結論のようには考えておりません。

○田口委員長　遠藤三郎君。

○遠藤委員　私は午前中からビキニの例の水爆の被害問題について安藤国務大臣に尋ねようと思いましたところが、時間の都合で帰られ、事務当局にいろ〳〵尋ねてみましたけれども、はなはだ答弁が不満足で、両大臣からこの際はつきり伺つておきたいことがあるわけでございます。その一つは、先般の新聞の伝えるところによりますと、アメリカは八十万ドルの補償をする、しかもそれは直接損害に限る、間接の損害については国際慣例もあり、その他推定困難なる事情もあつて、間接損害は補償しない、こういう趣旨のことが新聞に書いてありましたが、八十万ドルをとにかく補償しましようということはアメリカが正式に言つて来たものであるかどうか、その点をまず外務大臣にお尋ねしたいと思います。

○岡崎国務大臣　アメリカ側としては、日本側もそうですが、今まで正式の会議ということでやつておりません。常にひざつき合せていろ〳〵事情を説明し話合いをしております。これは日本でやつておるばかりでなく、ワシントンでも同様のことをやつております。従つて正式とか非公式とかいうようなむずかしいことはないのであります。今までのところ、これだけしか払わぬとかこれだけでおしまいだとかいうような最後的な話合いは何もありません。ただいろ〳〵被害の算定の中で、これは国際法上認められておる被害であるとか、これはちよつとむずかしいじやないかというような議論はたくさんあります。そういうものを推定するとどのくらいになるかはまあ想像はつくわけです。まだそういう意味の話合いの段階であつて、正式に幾ら幾らを持つて来たというところには行つておりません。

○遠藤委員　そこで私はお伺いしたいのでありますが、このビキニ被害の賠償については、まず損害額の測定をしなければなりません。そこで損害額についていは、ごく間接々々の被害まで計算をして参りますと二百五十億円にも上つております。この二百五十億円をただちに要求してほしいということはありません。しかし直接及び準直接——直接に準ずるような、原爆のために起きた損害だとかいうことがきわめて直接的にわかるような損害だけでも、二十億円以上越えておるわけです。そこでもしかりに八十万ドルといいますと約三億円がそこらでありますが、そういうことになりますとあまりに開きが大きい。これは日本政府はお抜かりなく交渉しておると思いますけれども、一体どの程度を要求しておられるか、この八十万ドルという数字を新聞なりその他なりで聞いてみて、これは非常にびつくりしたというような数字であるか、それともこれはやむを得ないというような数字であるか、その辺の感想を政府に伺つておきたいと思います。

○岡崎国務大臣　私どもの立場からいいますとまだ交渉中であつて、それをびつくりして非常に少いということを言えば別に交渉にはさしつかえないかもしれませんが、適当であるとかいうようなことになれば交渉にはなりません。私どもから言うと、これがどういう意味を持つかということは、こういう委員会で申し上げることは差控えたいと思います。ただ申し上げておきたいのは、これは今まではこういう事例がありませんから、特別の新しい例になるわけでありますが、ただ国が過失もしくは故意によつて他国に損害を与えたという事例は、過去において何千何百とあるわけです。それに対して一国が他国に補償したという例もたくさんあるわけです。しかし大体国際法の本に載つておるような例だとか、あるいは国際司法裁判所の判決例であるとかいうようなものを抜きとりますれば、その補償が直接の損害に限られておるということは、もう私から申しても言えることだと思つております。たとえばこれは国際裁判所の一つの判決例でありますが、一国の軍艦が他国の船を公海でもつてつかまえた、これはその国の敵国に対する石炭を供給するという疑いのもとにつかまえた、で石炭を取上げてしまつた、しかし公海で長くその船をとめておいて、それの行先でなくて逆に出て来た港へ追い返してしまつたというような事例がある。そうするとその船の方から見ると、公海で長くつかまつておつたという損害がある。それから元へもどらなければならないという費用が非常にかかる。また輸送すべき荷物を輸送できなかつたというような、いろ〳〵な被害が、直接と言えぬかもしれぬけれども、あるわけです。しかし国際司法裁判所の判決例によりますと、そのときは加害国はその取上げた石炭の代金を支払うべし、これは直接被害である、あとの問題は、これは直接とは言えぬという判決例があつて、これは一つの国際法の先例になつておる。従つて直接、間接という議論はいろ〳〵ありましようが、どこまで直接か、どこまで間接か。またアメリカ側として一々その内容を特につかまえて、これは直接だとか、これは間接だとかいう非常にむずかしいところまではじくりまわすということはいたしておりません。しかし大体従来の例によつて直接か間接かという、大きな区別はつくわけです。それをこまかいところまでつつつきまわして、これはいかぬとか、あれはいかぬとかいうことは言わぬにしても、大きな目で見て、これは直接でこれは間接だという大体の筋はつくわけであります。アメリカ側の言つておるのもそういう意味の直接、間接であります。従つてまたそれについてわれ〳〵の方から要求したいろ〳〵な資料がありますが、これは計算の基礎としてはいろいろ要求をしておるけれども、いざ補償がきまつて日本に渡した場合には、今度は配分においては何にも計算の基礎通りにやらなくても、日本政府が適当に考えたところを配分してくれてさしつかえないという意味であつて、要するに損害の性質を非常に厳重に取調べるというようなことは、先方でもなるべく避けたい、日本政府の言うことを信頼して直接損害であるという範疇に入つておれば、これは向うにも議会がありますから、そう何でもかんでもということにはいかぬかもしれぬけれども、できるだけ直接被害と言われるものには、特に国際慣例上おかしくない限りは、そのまま日本政府の言うことを受取ろうじやないか。そして日本政府に、配分はその計算の基礎と違つてもいたし方ないという態度で来ておるわけであります。で今その額等についていろ〳〵相談をしておるという段階であります。

○遠藤委員　今の外務大臣の説明ではふに落ちない点があるわけであります。私どもは、あのビキニの灰をかぶつて非常な被害を受けた直接の船の損害を賠償してもらうことは当然だと思う。これはもう問題にならない問題だと私どもは思うのです。問題は、あの原爆が実験されたがために、日本のかつお、まぐろの魚価が急激に下つた。あの実験のあつたあとその船が帰つて来た、その翌日の魚市場のかつお、ま

ぐろの相場というものは三分の一になつてしまつた、これはもう明らかに原爆の影響なのであります。ほかに何も影響はないのであります。原爆の直接被害だというふうに私どもは考えている。そのほかに何か理由があると言うならばお伺いしたいわけです。何もないと私どもは思うわけです。そういうものをアメリカでは直接の被害と考えておるか、間接の被害と考えておるか。また政府としては、それを直接の被害と考えて交渉しておられるか、間接の被害と考えて交渉しておられるか。その点をお伺いしたいと思うのです。

○岡崎国務大臣　アメリカ側がただいま交渉の相手でありますから、これをどういうふうに見ておるかということは差控えたいと思いますが、前の御説明でわかるように、何も特に直接の被害、間接の被害という――大きなめどは別として、こまかい所までアメリカ側がせんさくしようといたしておらないのは今申した通りであります。しかしもう一つお考え願いたいのは、今申した公海において船がつかまつて石炭を取上げられた。そのときに船が公海に何日か置かれたということ、それからもとの港に追い返されたということ、輸送ができなくなつたために輸送賃がとれなくなつたということ、これなどもやはり軍艦がその船を公海でつかまえたから起つた損害であることは、これはもうほかに何も原因はないのであります。しかし国際司法裁判所の先例によりますれば、その際の直接被害というものは、これは国際法的に見た直接の被害でありましようが、それは石炭の代を支払うべしという判決例があるのでありますから、この点はやはりひとつお考えを願わなければならぬ点だろうと思います。

○遠藤委員　今の石炭船の例もありますけれども、私どもはその石炭船の例と問題はまるで違うと思う。原爆の場合は、原爆という事実があつて、その直接の被害が魚価が下つておるわけなんですから、これはもう少しがんばつていただいて、慣例々々なんということを言つておらないで、事実を事実として証明していただきたい。そうして願わくば新しい慣例をつくつておく必要があるんじやないか。今度の原爆の被害によつて漁村が非常にさんたんたる窮状にあつておる。漁民が非常な窮乏な状態に追い込まれておるわけであります。それは何かといえば原爆の実験があつたがために魚価が暴落しておるわけです。ほかには何も原因がないのであります。それを間接の被害だとかなんとかいつてアメリカが口実を設けて賠償しないというような態度をとるならば、われ〳〵はどうしても納得ができない。おそらく日本の全国民が納得できないだろうと思う。これは日本の国民の常識から許さないのであります。私どもはそう思います。でありますから、総額が幾らになつたならば、それをまた分配するのは政府の責任だと言いますけれども、私はそれは違うと思う。正しい被害に対してこれだけよこせといつて要求することが正当の筋だと思うのであります。何でもいいから、包みでもつて幾らでもいいからアメリカ出してくれというのは筋違いで、理由のないものをわれ〳〵はもらうわけには行かないのであります。原爆のために損害を受けたというはつきりした理由があつて、その損害をもらえばいいのであります。それ以外のものをもらう必要はないのであります。それだけはアメリカに対して主張ができると思う。私どもは外務大臣も御承知の通り、自由党であります。アメリカに対する親米政党でありますす。親米の政党であればこそ、われわれは正しい主張をアメリカに対して強く言う資格があると思うのであります。それをアメリカが言を左右にして、そういう損害までも補償しないという態度に対しては、絶対に承認することができない。国民もおそらく納得できないと思う。今政府の交渉が非常になまぬるいといつて、国民は手に汗を握つて見ておるわけであります。ひとつもう少し強硬にやつていただきたいと思うんです。

そこで私はお伺いしたいのでありますけれども、われ〳〵は少くもかつお、まぐろ関係だけでも十九億ないし二十億の損害があるということをはつきり出しております。その損害は政府の方ではどう見ておるか知りませんけれども、もしその損害が多過ぎるというならば、政府で直接査定をしたらいいと思います。けれども私どもは、良心的に見て二十億程度の損害があるということをはつきり証明できるわけです。従つて私どもは、今度の賠償はかつお、まぐろに関しても二十億を下るような数字であるならば、どうしても納得ができない。こういうことを申し上げておきたいのでありますけれども、それに対する外務大臣の見解をひとつ伺つておきたいと思います。

○岡崎国務大臣　御説は承りましたが、私の交渉はなか〳〵そこまでは行かないと考えます。

○小高委員　関連して……。直接被害、間接被害の定義につきまして岡崎外務大臣にお尋ねしたいのであります。先ほど遠藤委員からもかなり強く意思表示がありましたように、これはやはり灰をかぶつたために魚価が下つたのだ。これはもう当然直接被害と認めるのであつて、まわりくどく間接被害として考うべきものではない、かように私は考えておるのであります。漁業者が漁船をつくる場合に、おおむね商習慣といたしまして、七割程度は現金で支払いますが、三割程度はつり払いということで、二年か三年にわたりまして、操業しながら造船所に借金を返して行くというのが、魚価が一たびビキニ問題のために下落してしまいまして、収入が激減しましたが、そのとばつちりが造船所に行きまして、造船所に定期的に支払いができない。そのために造船所は今やつぶれかけておるのが、私の目で見ましても何箇所かあるのであります。そういう実例から来ますところのこれを間接被害と見ることは、一応妥当であろうと思うのであります。また運送屋が漁業関係者の荷物を運んだが、値下りのために収入がない、そのために漁業者が運送屋へ運賃が払えなくなつたというような実例はいくらもあるのでありまして、こういうことは間接被害として見てもけつこうと思うのでありますが、その他は全部魚価の下落等は、この突発事故のために急激に下落したのでありますから、全部これを直接被害という考え方でやつていただいていいと思うのでありまするが、これらについて私と考え方の相違がどの程度ございますか、外務大臣の御意見を承りたいのでございます。これらについて先ほどの答弁によりますと、外務大臣は折衝過程にあるということをおつしやるのでありますが、よく過程はわかるのでありますが、要は先方の言い分をどうこちらから説明をして考え方をかえませるか、この熱意の問題ではなかろうかと思うのであります。武力に訴えて解決せよというのでもございませんし、また荒立ててこれを解決せよと要求しておるのでもございません。常識の許す範囲において話が進むものが、比較的ゆるやかに進められていやしないかという気がしてならないのでありますが、これらについてひとつ明快なる御答弁を願いたいのでございます。

○岡崎国務大臣　私の能力が足りないということは別といたしまして、私としてはできるだけ努力をいたしておるつもりであります。決してゆるやかにやつておる考えもないのであります。またアメリカ側でも、早く解決したいという希望をしば〳〵述べております。ただ双方の間の意見にまだ食い違いがありますものですから、日本側としてアメリカにおいては五十数回にわたつて実情を調査しているやに聞いておるのでありまするが、日本のこの被害に対して比較的冷静である、どう考えても冷静すぎるような気がしてならないのであります。それが証拠には、五箇月にもなろうとしておるのでありますが、遅々としてはかどらない。たまにはかどつたかと思うと、八十万ドルなんというきわめて低い数字を提示されておる。こういうことから考えまして、私はまことに遺憾の点を感ずるのでございます。

してもアメリカ側の考え方をそのままのむわけには行かない、アメリカ側としても日本側の要請をそのままのむわけには行かぬということで遅れておる。今後ともできるだけ早く解決するように努力はいたすつもりでおります。

○小高委員　ただいまの御答弁でございますが、一応は了承いたしたいと申し上げたいのでありますが、漁民の思想的にだん〳〵悪化して来ることを私ただいま非常に憂えているのでありまするから、さようなことのないように、特にひとつ敏速に、日本漁民の意思及び関係被害者の意思が、外務大臣の口を通じてアメリカにもつと強く反映いたしますようにお願いしたいのであります。

さらに農林大臣に伺いたいのでありまするが、午前中の当委員会におきまして、一億三千五百万円預金部資金が融資されるということを聞いたのでありまするが、この融資の件でございまするが、政府が大づかみに融資をすると決定いたしましても、いざ貸す窓口はどこであるかというと、これが漁信連なりその他地方の金融機関の窓口を通して貸すということになると、資産がどうだとか、信用がどうだとか、あるいは今までの行きがかりから、これでは物足りないといつて、国でそういう政策を樹立いたしましても、いざ窓口から借りるということになりますと、なかなか思うようにこの金が出ないのであります。こういう特殊なものに対しては、信用とかあるいは担保とかいうものをある程度超越して、政策的に解決すべきものであると私は確信しておるのでございまするが、この点を一点伺いたい。

それからもう一点は、アメリカがある程度の補償をすることは、これは間違いない事実でございましようが、このほかにアメリカの補償では足りない分がむろん生じて来ます。被害者と政府との間に話がつかないで、こんなことで承服できるかという際に、アメリカのみにこの補償を依存しないで、日本政府も、ある程度この補償に対して腹をきめて出してやるというようなお考えを持つていただきませんと、解決しないのではなかろうかと思いまするが、この二点について農林大臣の御意見を伺いたいのであります。

○保利国務大臣　融資の問題は、結局政府で考えておりますのは、ために打撃を受けられた漁業者の方の操業、立ち上りの御援助と申すか、御協力するという意味でございますから、それが実際の業者になか〳〵行かないというお小言はかなりいただいております。その点につきましては事の性質が、ために打撃を受けた漁業者に対して融資をするという目的でございますから、その目的に沿うように、私の方としてはできるだけのくふうをいたしたいと考えておるわけでございます。

なお補償の問題でございますが、先ほどの遠藤さんの御意見も私の方とちつともかわりませんが、ただ私どもは、この損害というものはみんなビキニ水爆実験によつて起つている損害である。直接としいて言えば直接、しいて間接といえば間接、その損害は、私ども国民の立場から国内的に見ますれば、直接も間接も私はないと思う。ただよく言われております直接損害とか間接損害というのは、国際法上あるいは国際慣例上どういうものを直接というか、間接というかというようなことで色わけされておるのじやないかと思うわけでございます。これによつてとにかく国として当然補償しなければならないものは、アメリカから出してもらわなければならない。日本がこれを背負い込むということは実際問題としてできないのじやないか。それは一体どの程度になるものかということは、これはおのずから限度があるわけでございましようし、その点は非常にむずかしいことではございますけれども、それじやこういうものも損害じやないか、こういうものも損害じやないか、これは手当ができないから国で何とかやれ、なか〳〵むずかしい性質のものではなかろうか。できれば私どもとしては、いかなることもできるに越したことはありませんけれども、そこらのところで非常に苦慮いたしておるわけでございます。

○遠藤委員　もう一問だけ。問題は、私は日本政府の腹だと思うのです。参議院の委員会において大臣の説明されたところによりますと、かつお、まぐろの組合から出ておるところの損害とほぼ同程度、またはそれを上まわる程度の要求はしておるということを言つております。そこで金額は今聞こうとは思いませんけれども、その日本政府が要求をしておる金額というものは、アメリカがもし出さなければ日本政府が責任を負つて出さなければならぬものであるということをはつきり腹をきめなければいかぬと思う。その腹がきまつておればアメリカは出さざるを得ないのであります。アメリカが出さなければ損害の補償はできませんというようなその態度では、この交渉は私は必ず不成功に終ると思う。アメリカが出さなくても、日本政府としては責任において出さなければならないのだ、こういう腹をきめることがこの問題を解決する唯一のポイントになると私は思う。その点をはつきり考えて、もしアメリカが二億なり三億なりでもつてかんべんしてくれというようなことであれば、日本政府としては二十億補償しなければならぬのだ、その腹をきめておつていただきたい。それをもつてアメリカに補償させることもできると私は思う。その点について今農林大臣が、日本政府の責任ではあるけれども、アメリカが出してくれなければ補償はできないかもしれないというようなことでありますけれども、それは逆であつて、日本政府はこれだけ払う責任があると思う、確かにこれだけの損害があつたので、それをはつきりして、もしアメリカが出さなければ日本政府の責任において払うのだ、この腹をきめて問題を解決するように進めていただきたいと思うわけであります。この点についての御所見を外務大臣と農林大臣に伺つておきたいと思います。

○保利国務大臣　腹をきめるというが、いろ〳〵交渉の経過においては、私どもも内部的にはいろ〳〵御意見に沿うた、大体同じような主張を繰返して来ております。実際問題のことを私申し上げておるわけであります。それが解決の上に非常に有効であるということになるかどうかは別の問題ですが、ただいまの御意見は十分つつしんで伺います。

○赤路委員　どうも外務大臣の御答弁を聞いておりますと、与党の遠藤君の質問に対しても、木で鼻をくくつたような答弁の仕方のように思いますので、どうも時間は切迫しておりますし、野党側に対する御答弁もさようであろうと思いますが、できるだけひとつ親切にお願いいたします。

まず第一点は、米国の方では、太平洋における水爆実験はやはり継続して将来ともやるんだというようなことを発表しておりますが、外務大臣が四月九日声明いたしましたこれらに対する協力をするというお考え方、これは依然としてかわつていないかどうか、これが第一点であります。特にこれを申し上げますことは、今度のビキニの水爆実験によるところの損害は、単に漁業だけに限つていない、まだ大きく発展して行く可能性が十分あるように私どもは見受けるのであります。そうしたような損害がかりにあつたとしても、それはやむを得ないんだというようなお考えを持つておられるかどうか、この二点をちよつとお伺いしたいと思います。

○岡崎国務大臣　まず遠藤君の質問に木で鼻をくくつたというようなお話でありますが、そんなつもりは全然ありません。もしそういうふうにとられたとすれば、私の言いまわしが悪かつたのですからおわびをいたします。遠藤君の質問に対しては最も敬意を表しております。

アメリカの水爆原爆の実験につきましては、これは国際勢力の関係上、ソ連でやつておる限りにおいては私は協力すべきものだと思います。しかしながらその漁業等に及ぼす損害については、これは補償さるべきものであろう

が、できるだけ協力するというつもりでおります。またこれについていろいろ被害があるかもしれぬ、これは抽象的でどういう被害かよくわかりませんが、まあほかに被害がありとすれば、それに対しても十分なる手当をすることは必要であろうと思います。

○**赤路委員**　大体今まで外務大臣がおつしやつておることと一向かわつていないと思います。従つてこれらに対しては、やはり今の日本の立場としては協力をするんだ、こういうことだと確認いたします。そういたすとしますならば、これらに対する被害に対しては、当然政府としては責任をお持ちになり、その覚悟が十分でき、その対策ができておると思いますが、それはいかがでございましよう。

○**岡崎国務大臣**　それについては俊鶻丸その他科学的に調査をし、どの程度に水が放射能を受けるか、魚が放射能を受けるか、その他人命の危険等はどの程度にあるか、こういう点が科学的にはつきりすることを私は非常に希望しております。その基礎に基いてアメリカ側とも十分話合いをやりたい、こう考えております。

○**赤路委員**　先ほど来遠藤委員からもよく八十万ドルという金額が出ております。参議院の水産委員会における外務大臣の御答弁では、八十万ドルということは言つたのじやないということをおつしやつておりますし、また今の遠藤君の御質問に対しましても、正式にそれらのものはないのだ、ひざを突き合せて話をしたのだ、ただそれだけで八十万ドルという金額の提示はないということをおつしやつておりますが、その通りでございますか。

○**岡崎国務大臣**　その通りです。

○**赤路委員**　けさ方委員会で安藤国務大臣は、実際は八十万ドルと言つて来ておる、こういうふうに確言しております。安藤国務大臣は実際は八十万ドルと言つて来ておると言つておるのに、外務大臣はそれは知らぬというのでは、どうも話は筋が通らぬように思いますが、いかがでございましよう。

○**岡崎国務大臣**　だからそれは、いろいろの個々の数字はあるわけであります。それでその中の直接アメリカが考えるものはこれとこれとこれであるというふうに言うのを合せると、そういうことになるから、私は正式に言つて来たかと言われるから正式に言つて来てない。しかしいろ〳〵のアイテムの中で、アメリカ側ではこれは議会としても認めるであろう、これは議会として認めるであろうというものを合せるとそういう金額になる。だからそれについてこちらも別にまとまつて何十万ドルと言つていなくても、交渉はひざ突き合せてやつておるのですから、向うの考えがどれだけであるということは大体わかる。向うも、アメリカの大使等は、できるだけ日本の希望に合うように、むしろ本国に向つていろ〳〵日本の事情を説明しているようなわけですから、この額でなければ払わぬとか、これできまつておるとかいうことを言つておるわけじやない、そういう趣旨のことを申したのであります。

○**田中委員長**　暫時休憩いたします。

午後五時四分休憩

午後五時六分開議

○**田口委員長**　休憩前に引続き開会いたします。遠藤三郎君。

○**遠藤委員**　本委員会におきまして、本日朝から原水爆の被害補償の問題について論議を重ねて参りましたが、政府の答弁するところまことに不満足な点が多いわけであります。しかもこの原水爆の被害の補償問題は、これは単に水産だけの問題でなく——もちろん水産の点から言いましても重大な問題でありますが、これは国をあげての重大問題であります。この補償問題を国民の納得ができるような線で解決することができなければ、これは国をあげての大きな問題になるのでありまして、私どもはこの原水爆の被害補償問題については、あくまで当初われ〳〵の考えておつた主張を貫かなければならぬと思うわけであります。その意味におきまして、ここに決議案を提案したいと思います。私はその案文の朗読をいたします。

原水爆実験による損害補償に関する件

現在日米間において交渉しつつある原水爆実験に伴う被害の補償については、日米間の友好関係に鑑み、原水爆実験により惹き起されたる損害に関する限り、その直接たると間接たるとを問わず急速に補償されることを要望するものである。

右決議する。

これが第一の決議案であります。なおこの決議案は、単に議長のところへ提示するだけでなくして、これを議長に差上げまして、そうして衆議院の議長の名において、アメリカの下院議長、あるいは上院議長、あるいは大統領等それ〴〵アメリカの責任者にこれを伝達し、わが水産委員会の要望を周知徹底していただいて、この問題解決に一歩前進せしむるように努力していただく、こういうことを前提に考えているものでありまして、その第二の決議案といたしまして、こういう案を提案したいと思います。

原水爆実験の被害補償問題について、本委員会において別紙の通り決議した。

右報告する。

なお、右決議の趣旨をアメリカ合衆国側へ至急伝達することについて可然御取計い願いたい。

こういう形で、水産委員長より衆議院の議長提康次郎殿にあてたこの文書を差上げる、このことをあわせて決議することをひとつお願いしたいと思うわけであります。満堂の御賛成をお願いいたします。

○**田口委員長**　ただいまの遠藤君の発議について御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長**　別に御意見がないようでありますから、お諮りいたします。遠藤君の発議の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長**　御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

昭和二十九年八月十四日印刷　昭和二十九年八月十六日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

参議院水産委員会（第十九回国会）継続会議録第八号

昭和二十九年八月十二日（木曜日）午前十時五十九分開会

委員の異動

八月十日委員曾祢益君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

八月十二日委員平井太郎君、片岡文重君及び森崎隆君辞任につき、その補欠として田中啓一君、田畑金光君及び江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　小林　孝平君
理事　秋山俊一郎君
委員　田中　啓一君
江田　三郎君
田畑　金光君
苫米地義三君

事務局側

常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達磨君

説明員

大蔵省理財局地方資金課長　牧野　誠一君
水産庁長官　清井　正君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

○委員長（小林孝平君）　只今より水産委員会を開会いたします。

本日の議題はビキニ被爆に関する補償の件であります。只今御出席の政府側の関係者は、水産庁長官清井正君、大蔵省理財局地方資金課長牧野誠一君の両君であります。

最初に委員各位に御報告いたしたいことがございます。八月九日の委員会で皆様御承知の通り、政府は国内対策の内容は勿論、生産者等に対する融資の額についても発表の時期に至つていないというような答弁でありましたから、同日の午後三時に私と楠見委員、島村委員の三名で大蔵省に参りまして小笠原大蔵大臣に会見して、ビキニ水爆実験に伴う損害の補償に関し国内対策を速かに決定するよう申入れましたところ、小笠原大蔵大臣は次のように申されました。融資の問題は当初神奈川県、静岡県に対する一億五千万円のほか、神奈川、静岡両県以外の都道府県の分として更に一億五千万円を預金部資金より融資することに八月の六日金曜日に決定いたしまして、大蔵省の事務当局に示してあります。その際事務当局はその一億五千万円を更に減額するわけには行きませんかと私に尋ねましたので、私はこれは事務当局の腕次第だと答弁いたしました。そういうわけでありまして、大蔵省の事務当局と水産庁と目下この問題に関し折衝中であると思います。又六大都市市場の流通部面への融資一億五千万円については二つの条件、即ち第一は利子を必ず期限に支払うこと、第二は融資の金額は期限に必ず返済すること、この二つの条件を農林省が責任を持つて引受けることができれば融資してもよろしいと決定しました。これに対し、私どもから小笠原大蔵大臣に対して、大蔵事務当局は神奈川、静岡両県以外の府県の生産者へも融資の一億五千万円を削減すべく水産庁と折衝しているようで、今日に至つても決定していないが、甚だ遺憾であるからこの際大臣のすでに八月六日に示した一億五千万円を削減するようなことなく、速かに決定するよう事務当局へ指示されたい旨を申入れましたところ、大蔵大臣に了承されました。次に楠見委員から生産者への融資の神奈川、静岡両県分一億五千万円と、両県以外の府県の生産者の分一億五千万円、計三億円では甚だ僅少であるから、これを増額するよう申入れておきました。以上御報告いたします。

なおこれに関連しまして農林、大蔵両当局の御説明をお願いいたします。

○説明員（清井正君）　只今委員長からお話を承わつたのでありますが、私ども大蔵事務当局と十分打合せを今までいたして参つておるのであります。大蔵省のここに来ておられる課長さん、並びに理財局長がその主任として仕事に当つて頂いておるのでありますが、前回の静岡、神奈川に対する預金部資金の融資の問題と同一方法によつて他県にも融資をしたいということについて相談をいたして参つて来ておつたのでありますが、昨日遅くなりまして大体私どもが大蔵省と相談をいたして参りました根本的な方針については、生産者に関する分についてはそれでよろしい、そういうことでやろうじやないかということになつたのであります。金額等の点につきましては、まだ最後決定というよりもむしろこれは各県に貸付をいたしまして、県において操作をするという性質上、県の意向も十分聞く必要がございますし、又県によりましては非常にかつお、まぐろの大型船の数が少いというようなことがありまして、そういう程度のものにまで行くかどうかという問題も実際問題としてもいろ〳〵あろうかと思うのであります。要するに問題を更に具体化いたしまして、それ〴〵具体的な話にいたしまして、更に各県と交渉いたし、関係業者の意見を聞き話を進めました結果、最後的な話をきめるということにいたしたいということになつております。原則的には私どもの考えました方向でやつて行こうじやないかということで事務的には実は話をいたしておるのであります。まあそこで私どもといたしましてはいよ〳〵これは数字は別といたしましてもやり方としては本ぎまりとなつたと思いますので、早速関係の者で只今具体的に案を練りまして、更に一歩進めた具体案を検討いたしておる最中でありまして、近日にも関係当局と具体的な話に入り得るのではないかと考えておるのであります。それからお話がございました流通業者の関係でありますが、これ又いろ〳〵説明をいたしておりますし、大蔵省からもいろ〳〵と質問がありまして、いろいろ資料を提出いたしておりますが、この問題につきましてはなお相談を続けておる最中であります。いずれこの問題につきましても何らかの結論を得たいということで考えております。まだ本日のところはきまつたということは申上げられないのでありまして、なお相談をいたしておるということを申上げておきます。

○委員長（小林孝平君）　大蔵省のほうで何か……。

○説明員（牧野誠一君）　只今の問題になつております水爆の実験の被害に伴いましていろ〳〵政府から融資をする問題でございます。これは言うまでもないことでございますが、私ども取扱つております資金運用部の資金というもの、これは融資する対象というものが極めて限定されておりまして、公共団体とか、或いは公庫であるとか、公社であるとか、そういうようなものに限られておりますので、漁業者或いは仲買人という人に融資をするという場合にはこれはいろ〳〵方法について間接の、ぐるぐる廻したような方法をとらなくちやならないという問題を生じますので、方法についてもいろ〳〵やりにくい面がございます。それで、而も間に入ります人も直接にはその人に貸すということになります。地方公共団体というものの債務というような形になりますが、その直接に借りる人の意思というものも問題の中に入つて来ると思います。方法についていろ〳〵問題があるわけであります。それで今回の問題につきましては、当初いろい

ろお話がございまして、先ず第一番に静岡と神奈川と、この両県に対しまして事務的に正確な数字を申上げますと、私のほうから、大蔵省の本省から財務局へ静岡県と神奈川県を通して融資しろということを通知いたしました額は一億二千万円でございます。それでなおそれについて水産庁から若干追加して欲しいというお話もございます。それから更に静岡、神奈川以外の都道府県の分について同じような方法について融資をして欲しいというお話が一つと、それから更に六大都市の仲買人、これに対しまして若干の融資をして欲しいというお話がございます。それで只今水産庁長官が申上げました静岡、神奈川以外のその他の都道府県の分につきましてこれは大体こういう方法でこういう額でというようなことで、ただその方法の具体的な細部、或いは金額等につきましては若干計数整理を今いたしております。移動を生ずるかも知れません。こういうことでやろうということで今その作業をいろ〳〵資料を揃えまして続けておるところでございます。それから更に六大都市の仲買人、これに対します分でございます。これについても考え方としては融資をいたしたいということでやっておりますが、これにつきましては何分流通段階でございますので、なか〳〵計数とか、或いはその方法とかいうものがなか〳〵つかみにくくていささかあとの問題につきましては時間を若干とっておるような次第でございます。これにつきましても大体こういう方法で融資をしたらどうかということで今具体的に水産庁、或いはその他の直接資金運用部の金を政府から借ります府県或いは市町村というようなものとも若干話を進めようというようなことで今水産庁とは毎日いろ〳〵数字を突き合せまして作業を進めておる最中でございます。その点御報告申上げます。

○江田三郎君　今の水産庁と大蔵省の話を聞いておりますと、やり方は本ぎまりになつたけれども、数字は別としているというようなことを水産庁のほうから言うし、大蔵省のほうのお話では静岡、神奈川も一億二千万程度、それ以外のところは、及び流通業者のほうは作業中というようなことですが、そうしますと、大蔵大臣が本委員会の委員長なり委員の各位に対して言明されておる静岡、神奈川の一億五千万、それ以外の分一億五千万、この数字とは非常に違つて来るのですか、どうでございますか。

○説明員（清井正君）　この点は実は前からのずつと続きになつておりまして、只今も江田委員がおつしやつておられましたが、初め、一億五千万という枠が初めきまつたのであります。これは今回のこととは関係ないのでありますが、初めこれはいわゆるまぐろの生産業者なり、生産地ということで初め一億五千万という枠がきまつたのであります。併し実際問題といたしましてもこれは御承知の通り静岡とか、神奈川は大部分大きい県であります。その他いろ〳〵県はございますが、二大県なんでありまして、まあそこへ現実には集中いたしたのでありまして、現在一億三千三百万の枠が出ておるのでありますが、ところが私どもといたしましてはこの静岡、神奈川両県の折衝の過程並びに両県に貸しますればやはりその均衡上両県以外のまぐろの生産県にも貸付けざるを得ないということになるのであります。まあそういうような事情からいたしまして、私ども更に他県へ貸付する金額についていろ〳〵相談をいたしまして、専門家にいろいろ計算をさせまして、それで一定の数字を出したわけであります。そこで大蔵省と相談をいたして参つたのであります。初めは御承知の通りの金融の事情であります。いろ〳〵な問題があつたのでありますが、大臣からのお話もございましたし、又先ほど委員長からもお話があつたのでございますが、結局本筋としてはこれは大体私どもが計画いたしましたことでやろうということにきまつたのであります。ただ金額を幾らとかきめますよりは、先ず問題は各県々々との相談になるわけでありますから、具体的に最後に幾ら何県に対して貸付けるという最後的な数字はまだ県においては交渉して見なければわからない、併しこういう金額、こういう算定方法でやろうということについては大蔵省でこういうことでやろうじやないかということで臨時的には話合いがついておるのであります。

○江田三郎君　融資の方法について意見の一致を見たということですが、それは意見の一致は見るだろうと思います。問題は枠が幾らになるかということにかかつて来ると思うのでして、一体あなたがたのほうで今水産庁なり大蔵省の事務当局の間でいろ〳〵資料を基にして検討せられておるというのは、静岡、神奈川以外のものもおよそ大蔵大臣が言明しておられましたところの一億五千万程度というものを目標にしてやつておられるのですか、そういう数字とはかけ離れた数字になつておるのですか、上ですか、下ですか。あなたがた折衝中で、折衝して見なければわからんというけれども、事務当局で作業しておるというのだから、おおよその数字はあると思うのです。それはどうなんです。

○説明員（清井正君）　私どもが折衝いたしております過程におきましていろいろ無論算出の細かい県別の数字は出しておるのであります。従つてそういうふうな算式でそういうふうにやつておることは事務当局で了解をとつておる。併し現実に幾らの枠になるかという数字については検討中で、算出の基礎になる数字については事務当局で話合いがついております。大体大蔵大臣のお話になつた数字に近い数字であります。

○江田三郎君　何かちよつと奥歯に物が挟まつておるようですが、大体事務当局のほうで作業されるということになれば、私は数字というものはほぼきつちりしておると思うのです。まさか借主になるところの地方の府県がおれのほうは余りたくさんはいやだということはないと思うのですが、そういう点は大蔵省のほうは、両県以外のものはおよそ一億五千万程度、大臣の言つた……これはまあ政治的な発言でしようから、それが事務的になれば多少の食い違いがあるとしても、大枠としては、その程度のものは出せる、又出そうとして作業中である、こう了解してよろしいか、大蔵省のほうはどうなんですか。

○説明員（牧野誠一君）　ただ数字はやはり細かい点になりますといろ〳〵な出し方があるわけでございます。それで、大体そういうふうな金額をめどにして、今数字を、静岡、神奈川のほかとバランスがとれるようにということで数字を検討中でございますので、近く成案を得る段階に……これはもう割合近日中に行けると思つておりますが、ただこの一億五千万、これの額を何らかはつきり約束しろとおつしやられると、実は事務屋というものはどうも割合こう数字を固める際に臆病なものでございますから、それを固めてしまわないうちにずばり言つてしまえとおつしやられてもちよつとそこまでは申上げられないのですけれども、大体バランスをとるようにということで、今一生懸命作業しているところなんでございますが、近日中に数字は得られるだろうと思つております。

○江田三郎君　私が今あなたにお尋ねしたのは、およそ大蔵大臣の言明せられておる線と近い数字になるかどうかということをお聞きしておるわけなんです。その程度のことは私はつきりお答えできるのじやないかと思います。どうも近頃私ども、まああなたとは初対面で甚だ失礼ですけれども、私なんかが今まで農林委員会においてこの間も農業の補助金の決定が問題になつて、そういうときに災害の異常発生については農業の補助金を出す、こういうことは農林大臣の言明によると、大蔵大臣と農林大臣は意見が一致しておるのだ、そのあとの作業を事務当局で進めてくれ、こういうことになつておるのだ、こういうのにあなたのほうの原君あたりは委員会へ出席されて、まるでそれとは違つた答弁をされて、一体事務当局というものが政治をやつているのか、大臣というものが何をしているのかわからんじやないか。あなた

のことは私はよく知りませんが、近頃大蔵省の理財局あたりは大変な権威を持つているように思えて、事務の範囲を逸脱しているのじやないかという気が私どもはいたしますので、そこで今大蔵大臣はこういう言明をされた。これははつきり委員長が報告されたのだから私は嘘じやないと思う。そうすると、あとは大よそこの大蔵大臣の言明の線に沿うて事務的に作業が進められるべきものだと思うのです。だから私がお聞きするのは、神奈川、静岡以外の分も大蔵大臣の言われる一億五千万という大枠に近い数字できまるのですかということを聞いているのです。それはやつて見なければわからんと言つても、もう作業を進めておられて、それがやつて見なければわからんという段階ではないと思う。ただ府県と折衝が残つているとしても、大よその数字というものは大体わかつていると思うので、これが最後の一円なり十円なりを言うのではなくして、ラウンド・ナンバーとしてはそういうものか、大蔵大臣の言明の大枠と似たようなものか、これだけのことをお聞きするのは、私はやはり明確に答えて頂きたいと思う。そういう答えができんということになると、一体誰が政治をし、誰が事務をするのかわからんということになつて来るわけでありまして、その点一つ……私ども将来に亙つて言質をとろうとかなんとかいうのでなしに、一応の見当がつかなければ、休会中の委員会というものは、又その返事を待つてもう一遍開くということはできんと思う。我々あつさり帰れるように一つはつきり言つて下さいよ。

○説明員(清井正君)　私からお答え申上げます。只今の江田委員のおつしやることはよくわかるのであります。私どもも事務的に折衝して参つておりまして、私どもの立場としてもいろ〳〵主張があります。大蔵省としても財政を預かつている立場としていろ〳〵御主張があるわけであります。その他これを算出する場合におきましても、これは静岡、神奈川に少いながらも貸付をするとすれば、相当の均衡という問題も考えなければならんということがあるわけで、総枠につきましてもいろ〳〵実は苦心をして相談をして参つたのであります。又先ほど私申上げましたのも結局貸付をする場合におきましても、これは飽くまでも県の財政を通つて行く形になる財政資金でありますから、県に貸付をする、県が漁信連なり一定の金融機関を通じて貸付る、こういう形になります。それで同じく私どもが計算いたしました場合にも、静岡、神奈川以外の全部を対象としたのであります、府県によりましては非常に船数が少いということもありましようし、或いは漁業者によつてはそれほど借りなくてもいいという場合もありまして、話をしてくればどの程度の一体金額に収まるかということがちよつとはつきり判断がつかないということが、事務的に計算する立場に立つとはつきりお答えを申上げかねる、こういうことだと思うのであります。併し話といたしましては、私ども一定の算出をして数字的に話をしているのであります。只今もお話申上げた通り、原則的にその算出方法で行こう、こういうふうに事務的には了解がついているわけでありまして、決して大蔵大臣の言つたこれと離れるとか離れないとかいうことでなしに、その基礎となつた数字に基いて具体的に今後話をして行こう、こういうことでありまして、御了承願います。

○委員長(小林孝平君)　ちよつと私からお尋ねいたしますが、実はこの問題は先月の三十、三十一日の両日委員会を開きました際に、もう暫らくたてばきまる、それで大体九日頃委員会を開けばきまるだろうというような安藤国務大臣からもお話がありまして開催したのです。ところが、全然話がまだ委員会においてはつきりする段階に至つていないということです。これでは困るというので、大蔵大臣にお尋ねしたら、先ほどのような御答弁。大蔵大臣が一億五千万円よろしいと言われるには、これは腰だめでやられたのではなくて、当然今までに大蔵、農林両省で事務当局に折衝していた数字に基いて言われたものであろうと思うのです。それはそのあとに大蔵大臣が、更にこれは事務当局からの要求で、一億五千万円をもう少し値切るわけに行かないかというようなお話に対して、それは君たちの腕次第だという答弁をされているところを見ても明らかだろうと思うのであります。それで今大蔵省当局の説明によりますると、どうもそれが納得できないのです。今あなたがたは大蔵大臣の言われる腕次第の腕を振つているところなんですか、どうなんですか。一つ地方資金課長からはつきり一つ答弁して頂きたい。

○説明員(牧野誠一君)　この問題については、腕を振つているというような段階ではございません。これは先ほど私若干申上げましたが、静岡、神奈川についてすでにきめました分、これとバランスをとるということでほかの県について実施しようじやないかということで、話を進めている最中であります。それでその間にいろ〳〵府県の数も今度は非常に多くなり、それから又その結果割合小口の府県というようなものも非常に多くなると思います。それで話が腕を振うとか振わないとかという段階ではございませんで、計数を整理して相手方とも若干の話をつけるという段階にあるわけであります。

○江田三郎君　どうも聞いておつてわからんのですが、静岡なり神奈川の分は一応きまつた。そうしてやり方については、これと均衡をとつたやり方で行くのだ。その際勿論あなたがたのほうではいろ〳〵なデータというものは集まつている。そうするともうちやんと概算の金額というものは出るわけです。或いはその中で府県の需要によつて、我々そういうこと想像できませんけれども、府県として垣否される分があると思う。垣否されんということなら、およそどのくらいの県があるということはわからんはずはないと思う。一体何と何と資料が足らんのですか。長官どうです。資料がちやんときまつておれば、方法については意見が一致しているというのだから、概算金額は出るじやありませんか。何か足らんものがあるのですか。余りくどくやらんで適当にやつて下さい。

○説明員(清井正君)　重ねての御質問でございますが、無論私申上げました通り、静岡、神奈川に貸付けました実績の比較のとれるように他県に貸付をする。この原則はその通り実施せざるを得ないのであります。そこで私どももそういう観点から、いろ〳〵資料を出しまして折衝いたしまして、恐らく最終的段階に達したところであります。原則的には大蔵省と折衝してやつているわけであります。ことは、たびたび申した通りであります。ただ最後的な数字ということになりますと、無論実施段階でありますから、実施段階の具体的な相談に入つて各県と相談する。県によつては非常に僅数の少い県もある。或いはこういう方法によらずに、ほかの方法でやつているところもあるし、こういう方法なら引受けないという問題も起つて来るかも知れない。具体的に各県に当つて見ようじやないか、当りました結果最後にまとまつた数字を出す、こういうようなことに相成つておるのであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。私どもも一定の数字は算出をいたしておりますけれども、大蔵省との最後的な折衝等の都合もありますので、そういうことで以て実際実施段階に入つた最後の結果、数字をまとめる、こういうことになると思います。基礎数字としては大蔵大臣の言われた数字に近いものが、基礎数字になつているわけであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。私どもも一定の数字は算出をいたしておりますけれども、大蔵省との最後的な折衝等の都合もありますので、そういうことで以て実際実施段階に入つた最後の結果、数字をまとめる、こういうことになると思います。基礎数字としては大蔵大臣の言われた数字に近いものが、基礎数字になつているわけであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。

○江田三郎君　何でこの最後のところで変つて来るのか、ちよつとわからんのですね。この最終段階に来ている。そこで今私がお聞きしたのは、我々には想像できないけれども、あなたがたがこうやつて作業されたものについて、或いは県でそれは面倒だからおれのほうはやらん、こういうところがあ

るかも知れない。併しそういうことを別問題にすれば、今長官のいわゆる最終段階で出ておる数字というものは大よそ一億五千万と似通つたものかどうかと、どうしてそれを言うちやいかんのですか。何の差障りがあるのですか。それもただ今までの経過がなければそういうことで或いは我々も引下つていいかもわからない。併し大蔵大臣がこの一億五千万なら一億五千万という数字をきめているけれども、事務当局のほうではこれを減額したいと言う。そこでそれを減額するのはお前たちの腕だということを大臣がはつきり言うている以上、あなたがたが何かカーテンを引くというと、そのカーテンの奥は水産長官の言われるのとは違うのじやないか、誰でもそういう心配持ちます。一体徒らに不安を長引かせることがあなたがたの目的なんですか。そうじやないでしよう。皆心配して傍聴にも来ておられる。傍聴の人は別にしても、委員会としてももう終つている委員会を又この日を改めて開いており、これでつかなければ、又もう一遍開かなければならない。どうしてそれをはつきり言わんのですか。

○説明員(清井正君)　先ほど委員長からもお話がありましたが、これを負けさせる、いわゆる値切るのが事務当局の腕だというお話があつたのでありますが、私ども事務局同士で相談しておることは、そういうことは一切ないのであります。飽くまでもいわゆる現在貸付けている県との均衡を考慮いたしまして、均衡を失しないようにやろうじやないかということであります。而も各県々々の数字も私どもが損害額を計算した数字があるのでありますから、その数字を基礎といたしまして、地域ごとに実は計算をいたした数字はあるのであります。その数字が大蔵大臣が言われた数字に近いようなわけでありますが、そういうことで大蔵省とも実は相談いたしておるのであります。ただ最後的な数字が申上げられないというのは、只今資金課長が言われた通り、又私ども御説明いたします通り、具体的な段階にいよ〳〵入つてから、具体的段階で相談した上で最後的な数字が出て来るであろうということでありまして、基礎数字についての根拠は大蔵大臣のおつしやつていることとこれは変りないと思うのであります。要するに単に大蔵省が査定を少くとも値切るということに私どもが事務的にやつているというふうな印象を受けられるかも知れませんけれども、決してそうではない。まあ根本的には話がきまつておるのでありますが、実施段階に入つて最終的な数字が出るだろう、単に私のほうの出した数字を大蔵省が値切るというようなことではなく、今言つたような静岡、神奈川、その他の均衡において出して行きたい。私どもはそういう均衡において貸付するようにやつて行こう、こういうことであります。決して大蔵大臣のおつしやつたことと違つているということじやないというふうに私どもは了解いたします。

○江田三郎君　大蔵省、その通りですか。

○説明員(牧野誠一君)　一億五千万とかいろ〳〵お話が出ておりますが、それから或いは腕の振い方とかいろ〳〵出ておりますが、只今水産長官が申上げました通り、腕を振うとか、振われるとかいう問題でないのでございまして、計数を固めておるという段階でございますから、大体静岡、神奈川から類推いたしまして、それと均衡を失しないようにという点を申上げたのでございますが、そうすると大体の数字は、そう飛び離れた数字は私どもは出ないのじやないかとは、これは思つております。それでどうも、今数字を固めております最中だものですから、最終的な数字はちよつとまだ出ておりませんが、大体均衡を失しないということで他の都道府県に配分をしようということでございますから、大体御了解願えるのじやないかというふうに思つておりますが。

○江田三郎君　そうやこしく言わんでいいじやないかなあ。私はもう簡単に聞きますよ。今水産長官の言われた通りですかということのですよ。大蔵大臣が何を言うたというて、そんなことは言わんたつて、そんなことは我々知つたこつちやない。あなた文句があつたら大蔵大臣に言われたらいいので、要するに水産長官が今答えられたこととあなたのほうは同じ見解を持つているかどうかということです。

○説明員(牧野誠一君)　同じでございます。

○江田三郎君　それなら水産長官のお答えで行きますというと、この各府県の数字を合せると、大よそ大蔵大臣の言つた一億五千万と大差ない、こういうことですから、私は了解します。

○苫米地義三君　今の問題は、この前国会から委員長初め二名の委員が出て行つて大蔵大臣に面接したそのときに、はつきりと静岡、神奈川は一億五千万円、その他の県に対しては一億五千万、それだけは出すという言明を得たのでありますから、あとは事務当局を幾らか責めても、それを覆えすわけにはいかんと思うので、ただ分配の上において公正を期したければならんから、そういう立場におきまして両当局が事務的に確認する、そういうふうに理解して私は差支えないと思うのですよ。それはそれでいいと思いますが、今の一億五千万円とかいうことは、実は応急の処置なんですね。而も根本的にそれを解決するという意味でなく、僅かに一部に融通をしようという措置なんですね。然るにビキニの問題に対する関係は、そういうただ応急処置だけでは解決されるべき問題じやないと私は思うのです。従つて直接の損害であるとか、間接の損害であるとかいうことを引つくるめて、もつと根本的に考えなければならん問題があるかと思います。そのことは国内問題ばかりでなく、相手国である米国に対しての交渉にも相当根拠がある強い折衝をいたして行かなければならんと思う。その意義をやはり国会は国会として、若しそういうふうに皆さんの御意見が一致するならば、その点を明確にいたしておいて、そうして一方は外交交渉にもなりましようし、一方は直接間接、而もこれからなお起るべき予想もあります損害に対して如何にするかということは、これは重要な問題でありますから、かような点について、この委員会が意見をまとめるとかいうことが必要でないかと思うのですが、これは委員長からお諮り願つて御処置を願いたいと思います。

○委員長(小林孝平君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小林孝平君)　速記を始めて下さい。

今苫米地委員からお話がありましたが、本日は出席の委員のかたも少うございますから、後日事務当局で意見をとりまとめまして、適当の機会に委員会を開催いたしまして、この問題を審議いたしたいと存じます。

別に御質疑もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

昭和二十九年八月二十六日印刷　昭和二十九年八月二十七日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十九号

昭和二十九年八月十三日（金曜日）
午前十時五十九分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事長谷川　保君　理事岡　良一君
寺島隆太郎君　安井　大吉君
並木　芳雄君　瀧井　義高君
萩元たけ子君　柳田　秀一君
杉山元治郎君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君
国務大臣　安藤　正純君

委員外の出席者
厚生政務次官　淺香　忠雄君
厚生事務官（大臣官房総務課長）　小山進次郎君
厚生事務官（社会局長）　安田　巖君
厚生事務官（保険局長）　久下　勝次君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
厚生技官（医務局長）　曾田　長宗君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

八月十三日
委員中野四郎君辞任につき、その補欠として並木芳雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
食品衛生に関する件
結核対策に関する件
社会保険に関する件
医療制度に関する件
ビキニ環礁附近における爆発実験による被害事件に関する件

○小島委員長　これより会議を開きます。

まず食品衛生に関する件についてお諮りいたします。本件につきましては一昨日来政府当局より説明を聴取し、参考人として学者の方々からも意見を聴取し調査を進めて参つたのでありますが、先刻の理事会において、本問題の重要性にかんがみ、本委員会において次の通り決議すべきものと申合せいたしました。まず文案を朗読いたします。

輸入病変米の取扱に関する件

政府は輸入病変米の取扱については、速かに次の措置を講ずべきである。

一、輸入病変米の毒性等に関する綜合的調査研究、検査のための新機構を設置し、これに所要の予算措置を講ずること。

二、前項の研究による一応の成果を得るまでその配給は当分これを見合せること。

三、この際食生活改善の具体的措置を一段と強力に推進すること。

右決議する。

右の通り決議するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　なおこの取扱いに関しては委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのようにとりはからいます。

○小島委員長　次に結核対策に関する件について発言を求められておりますのでこれを許します。瀧井義高君。

○瀧井委員　大臣がおられないので、大臣に対する質問はあとに保留させていただきまして、現在日本の医療行政の中で一番大きな比重を占めるのはこれは結核対策だと思うのでございます。この日本の結核医療行政というものは、制度の上から見ても予算の上から見ても、あるいはその結核の実態調査をした結果に対するいろ〳〵の対策というようなものから考えてみましても、結核行政が転換強化を必要とする時期に来ていることは、これは衆目の一致するところだと思うのでございます。ところがそういう転換強化を必要とする現在の段階において、厚生省は大体具体的にどういう制度的な、あるいは予算的な転換をやろうとするのか、これをひとつ関係局長から御説明を願いたいと思います。

○楠本説明員　日下省内におきまして、ただいま御指摘のような点につきましては鋭意検討を進めております。従いまして、今ここで決定的なことは申し上げかねますが、大体の方向といたしましては、従来も実施しておりました健康診断あるいは予防接種等をさらに必要な範囲に拡充し、しかもこれを合理的に実施し得られるような措置を考えております。

第二といたしましては、右の健康診断等の結果に基きまして、一応結核患者に対しまする届出等の制度に若干の改変を行いまして、言うならば登録というようなことも考えてみたいと存じております。但しこれらの点は国民に与える感情の問題もありますので、できるだけ民主的な考え方によつて研究しなければならぬことは申すまでもございません。

第三といたしましては、従来病院、療養所等に入所いたしました患者と、自宅におります患者との間に、これを総合的に考えますと著しい待遇上の差がございます。つまり自宅患者に対しましては、入所患者に比しましてあまり援護の手が差延べられておらぬきらいもありますので、これらの点に関しまして新しい患家対策、在宅患者の対策というものを考えております。

第四といたしましては、従来の結核医療に関しまする公費負担制度につきましては、すでに数年間の経験を持つておりますが、手続あるいはその他につきまして、若干の改変すべき点もございます。のみならず他の社会保障制度との関連もあわせて研究する必要がありますので、目下これらの点を他の社会保障制度ともにらみ合せまして、その一環としての研究をいたしておる次第であります。

第五には結核病床の問題でございますが、これらに関しましても、現在私どもは十九万床の目標のもとに進んでおり、近くその目標達成を見る段階に立ち至つておりますが、しかし今回の実態調査の結果に基きましても、これをいかに改変して行くか、もちろん結核病床の増加ということも考えておりますが、しかし同時に従来のような画一的な結核病床という考え方でなく、アフター・ケアその他もつと実情に即した考え方から出発いたしまして、これらの病床を形の上では幅を持たせて、大いに数を増す方向に考えておる次第であります。なおこれら結核病床の運営につきましては、第三に申し上げました在宅患者とのつながりをいかに合理化し、その一体化をはかりまして、病床の運営、並びに在宅患者の合理的な対策に資するため、その間をいかに関連せしめるかについて目下研究を進めておる次第であります。

第六におきましては、現在のアフター・ケア施設のようなものをいかに考えて行くか、あるいはさらにアフター・ケア施設を広げまして、職業の補導その他のものをどんなふうにかみ合せて行くか。要はこれらによりまして結核病床の円滑な効率的な運営をはかりますと同時に、これらの患者の社会復帰等につきましての社会政策的な問題を研究いたしておるわけであります。

以上がおおむねの目下研究いたしております具体的な方向であります。

○瀧井委員　今六項目にわたる、現在厚生当局の考えられておる総合的な結

ので肩身が狭く思つておる、こういうことでありました。これは個人の責任による損害ではもちろんありません。当然国家の責任でありますので、こういう長くなつて参りましたとき、またアメリカからの補償が思うようでないとき、これに対してどういうようになさるのであるか、一応もし見当がついておりますれば伺つて、家族たちの、あるいは病人たちの安心の行けるようにしてやりたいと思うのであります。

○楠本説明員　現在対米折衝のうちで、ただいま御指摘のように、直接損害と間接損害にわけて要求をいたしております。そのうち直接損害の分については、すでに決定をいたしております。なお日本政府としては、この間接損害の方を何とかということで交渉に手間取つておるように聞いております。従つてこの直接損害のうちでも最も具体的の、最も重要なただいまお話のような経費は、すでに解決済みと見ていいんじやないかと思います。なおその場合長くなる場合は、これはもちろん長くなつたときのことでありますが、ただその扱い方についてはいかようになるということは、ただいまここでお答えするわけには参りません。

○長谷川(保)委員　先ほど申しましたように、現実問題としましてこれは実に重大な問題でありまして、一生病院に監禁せられるようなことになりますればたいへんなことであります。当然慰謝料等の問題も考えなければならぬのであります。今具体的の数字は必ずしも伺いませんが、当然慰謝料等の問題も考えられておるのかどうか、考えられておるとすれば、それは二十三人のうち何人に対して慰謝料を考えておるのか、あるいは全体に対して考えておるのか、そういう問題を具体的でなくてもけつこうでありますから承つておきたい。

○楠本説明員　数字の点は、今資料がありませんので忘れましたが、慰謝料もかなり余裕を見て計算してございます。なおこれは二十三人すべてにそれぞれに応じて慰謝料が計算されることになつております。

○長谷川(保)委員　医療費は一箇月今幾らかかつておりますか。

○曾田説明員　先ほど申し上げましたように、最近はよほど症状が安定して参りましたので、おおむね一人一箇月五、六万円程度であります。

○長谷川(保)委員　魚類その他の水産物、食料品等に対する汚染の問題は、あまり最近新聞等に出ませんが、どんなふうでございましようか。

○楠本説明員　当初は百カウントを限度としてそれ以上のものは廃棄する方針をとつております。私どもが実験的にあるいは現地について種々調査研究をいたしました結果、これらの魚類の放射能による汚染は臓器によつて非常に違う。その場合内臓等に多く筋肉にはほとんどない。しかもストロンチウムのごときは筋肉にはまずないとみてよいという結論を得ましたので、最近では百カウント以上を数えるものは、一応内臓を取除きまして再びはかり直しをして実施をいたしております。その結果これらのものは内臓をとればいずれもはるかに百カウントを下まわりますので、市販されておるわけであります。

○長谷川(保)委員　ただいまお話のようなことではなく、何でもアメリカから千カウントまではよいのだというような基準を押しつけられておるというようなことが巷間うわさされております。私はそのようなことはないだろうと確信しておりますけれども、このうわさも相当広まつておりますから、念のために一応承つておきたいのであります。

○楠本説明員　御指摘のように、アメリカでは千カウントということを言つておるようでありますが、私どもは従来の調査研究の結果等にかんがみまして、現在百カウントという点で実施をいたしております。しかしながら今後調査研究が進みますれば、これがまた若干ゆるまるのではなかろうかと存じます。この点は黄変米の場合と同様であります。

○長谷川(保)委員　安藤大臣に伺いたいのでありますが、ビキニ水爆実験のその後の損害の補償に関する問題は、いかようになつておりましようか。

○安藤国務大臣　対米関係の補償問題につきましては、ずつと続いて交渉中であります。だん〳〵進展をして来ておりますが、向うが内示をして来た点においては私どもは不満足なんであります。その点についてはまだ最後の解決には行つておりません。しかしながらだん〳〵進行をしておる状態であります。

○長谷川(保)委員　農林次官が二十七億円というような数字を出しておりました。それに対して米国側では約一割くらいの補償しか考えておらないようだというふうに仄聞したのでありますが、実際のところはどういうところでありましようか。具体的に伺いたい。

○安藤国務大臣　日本の政府といたしましては、直接損害あるいは間接損害全部を提出しております。それは相当多額になつておるのであります。アメリカとしましては、直接間接というようなわくをきめないで、大体においてこれを賠償しようという方針であります。しかし実質的にはアメリカでは直接損害はむろん責任を感じて賠償しよう、間接損害ということになると、どうも要するにこれは魚価低落、市場の混乱の問題だから限界も明らかでなく、なか〳〵むずかしい。のみならずアメリカの国内法においてそういう場合に、間接損害を払つたこともない。今日までいろ〳〵な例があつたんですが、ある場合においてはいろ〳〵問題になつて国際裁判所の裁判にかかつたこともあるが、その結果は結局直接損害だけ支払うという判決例もあることであるから、直接損害というところに実質的には置いて行きたいというのがアメリカの方針らしいのであります。しかしただその額に対して、それじやこれを直接だけのところに払え、間接損害に払つてはいけないというような条件はついておらないので、そういう配分の方法とか、範囲とかいうようなことは一切日本の政府にまかしてあるというようなことになつて来ておるのであります。しかしいずれにしましても一番初めにはずつと少いのです。ほんとうのことを言うと……。そんなことじやとてもいかぬというので、今日まで折衝を続けまして、大分上つては来たけれども、その上つた額がまだ私どもから言うと不満足でありますから、なお折衝を続けておるというのが現状なのでございます。

○長谷川(保)委員　大よそどのくらいの額ですか。

○安藤国務大臣　その額につきましては、今実は明言することをちよつとはばかるのですが、しかし大分伝わつてもおるようだから……。まあわかる点は同じにこうやつて心配をしているあなた方の御質問ですから、わかる点だけ言つてもいいと思いますが、ずつと初めはたいへん少かつたのです。非常なまるでけた違いのようなことを言つて来たんだが、だん〳〵と折衝して向うもだん〳〵わかりまして、最近では八十万ドルくらいなところを言つておるのであります。しかしそれでは不満足だ、もう少し少くとも上げてもらわなければならぬところにあるのです。

〔八十億の間違いじやないか」と呼ぶ者あり〕

○長谷川(保)委員　今お漏しの額は、これはもう国民はどうにもとうてい納得できなかろうと思いますので、政府当局の一段の御尽力をいただきたいと思うのでありますが、その問題はその問題としまして、次に先般アメリカではまだ水爆実験を今後やるのだというようなことを新聞に発表いたしておりまして、これは当然あの当時にも内外ともに論ぜられましたように、太平洋はアメリカの湖じやない、公海なんです。それでこのようなはなはだしい損害が与えられる、しかもその灰の被害まで考えまするとまだ私どもには十分なことは確信を持つては言えないわけでありますけれども、一部学者諸君はすでにこの冷害までもその影響であるというような発表をしておるのでありまして、いずれにいたしましても、今後もこれを続けられるといたし

ますと、重大なる問題であります。これにつきまして安藤大臣は担当の大臣とされまして、一体今後は水爆実験の禁止ということをアメリカ側に要請すべきであるとお考えになるかどうか、私どもは当然それを要求すべきであると思いますが、これにつきましては、どうお考えになるか承りたいのであります。

○**安藤国務大臣**　これは非常にむずかしい問題でありまして、単純には言えないと思います。しかし実は私個人は水爆実験をやめたらよかろうという議論なんです。しかしながら政府としましては、そう簡単には言えないと思います。しかしながら水爆の実験をやめる方がよいのである、さらにもっとさかのぼれば水爆なんというような大量殺人の原子力兵器の製造の禁止だとか、あるいは国際管理だとかいうことが根本的に必要であるのでありますが、御承知のように国際連合でちつとも話がきまりません。米英仏等におきましても、そういうところまではなかなか行つておらないのであります。でありますから、日本政府として今いきなり実験をやめてしまえというふうに行くか行かないか、必ずしも水爆実験禁止ということに対する要求ができないとも言いません。しかしながらすぐ政府としそれを要求するということはいろいろ国際関係等がありまして、よほど慎重を要すると思うのであります。しかしながら実際を言いますと、アメリカはことしのうちはやらないようです。来年になつて実験をやるかやらぬかわかりませんが、やる場合には日本政府としてはあらかじめそれに対して交渉をする方針を立てております。

○**長谷川(保)委員**　衆議院でも御承知のようにこの水爆実験をせられました後に、私どもは水爆実験の禁止の要求をいたしましたが、自由党の諸君の同ずるところとならずして、結局もう少しやわらかな決議をして水爆実験による損害がないようにしてもらうような決議になつたと私記憶しておるのでありますが、実際問題として水爆実験をいたしまして、われ〳〵の国がその被害を受けないということはあり得ないと私は断じてよろしいと思う。でありますから、結局水爆実験による被害というものがわれ〳〵の国に来ないように、他にその損害を及ぼさないようにというようなことは、これは私は実際においては水爆実験を禁止してもらうということよりほかなかろうと思います。しかるに御承知のように四月九日の日であつたと思いますが、政府の一員である岡崎外務大臣が、水爆実験の禁止を要求しない、また今後もこれに協力すると言つたので、非常にわれ〳〵は憤懣を持つておるのでありますけれども、実際において被害を受けないような水爆実験をするというようなことは、太平洋である限り不可能であるということはまず常識からいつて当然であります。従いまして衆議院のあの決議というものは、当然実際的にはやはり水爆実験禁止を要求するということにならざるを得ない、やめてもらうということにならざるを得ないと思うのでありますが、もし先ほどお話のようにことしはしない、来年になればするかもしれぬという場合に、大臣としましてはそれに対しまして、個人としましては先ほどもお話のようにやめてもらう方がよいというお話でありましたが、これは個人としてではなしに、政府の一員となさいまして、これに対しましてどういう態度を現実におとりになるか、承つておきたいと思うのであります。

○**安藤国務大臣**　一体その水爆をやつて被害がなか〳〵多いことは言うまでもないことであり、日本は直接被害国ですが、これはひとり日本ばかりじやない、世界の問題であり、進んでは人類全体の問題でありますから、水爆といつたようなものをもつと根本的に解決する道を講じなければ、人類共通の問題としては行けないと思うのであります。しかしながらそこにいろ〳〵な関係があつて、そう急には取運ばないというのが今日の実際状態であります。そこでことしはやらぬが来年はやるという場合においては、それまでに水爆というものの実験を禁止するという情勢になることを希望しております。この情勢を見込んで政府としてもあるいはそういう処置をとるかもしれません。しかしながらそれはとるとは断言できません。それからもしどうしてもまた来年になつて水爆実験をやるというならば、これに対しまして十分の安全保障といいますか、日本に対して被害のない程度をできる限りあらかじめアメリカに向つて要求をするという方針を考えておる次第であります。

○**小島委員長**　次に原子核研究所設置に関する件について並木芳雄君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。並木芳雄君。

○**並木委員**　私の要求しているのは大臣の答弁ではだめなんで、これは楠本部長の専門的なかつ責任ある答弁を求めます。それと申しますのは、本年度の予算で原子力研究、原子炉の問題その他のことが可決をされて、先般来原子核の研究所と申しますか、それが東京都の北多摩郡田無町に設置をされることに内定したかに聞いております。これもまだはつきりわれ〳〵は決定したのか、内定したのかその点もわかりませんし、この内定ないし決定に至るまでに秘密裡に行われて、はなはだ不可解な点があるというようなことも伝えられておるのです。要するにきようお聞きしたいのは、そういう問題とともに、何しろ歴史始まつて以来の新しい企画のことでございますから、一体こういうものができてあぶないのじやないか、危険じやないか、衛生上よくないのじやないかということで、これは地元の人のみならず一般国民でも危惧を抱くのはあたりまえなんです。将来こういうものがたくさんできるとなれば、今は一地点でありますが、日本全国的な問題になろうとも思つております。先般黄変米の問題が起つたときに、配給にあたつている農林大臣は厚生省の言うことを信頼して、これなら大丈夫だろうということで配給しておつたというので、あぶないことに対しては責任を厚生省におつかぶせております。そこで今度は私どもは予防線を張つて、あらかじめ厚生省から一筆をとつて、絶対大丈夫でございます、あぶなくございませんという証明書をとらなければ、この設置にやす〳〵と賛成できない、こういう立場からお聞きするのでございます。そこでまずお聞きしたいのは、厚生省としてこの原子核研究所ですか、あるいは原子力研究所ですか、いずれにしてもこれができても周囲の住民並びに日本国民に危害を及ぼさない、そういう確信がおありですか、調査いたしましたか。

○**楠本説明員**　私も実は研究内容を少し聞いてみたのですけれども、はつきりいたしません。かりにこれが単に原子炉研究以前の研究でありまして、いわゆるアイソトープの研究の段階であるならば、これは従業員の被害というようなことは別といたしまして、周囲に対する危害というのはことさらに考える必要はなかろうと存じております。ところがこれがかりに実用研究、平和利用研究等を行うために原子炉をつくることになりますと、それからいろ〳〵な廃液あるいは死の灰といわれる灰、かようないろ〳〵な排泄物が出ますので、あるいは煙も出るというようなことで、この処理をいかにするかということが不可避であると考えまして、一応私どもといたしましては今後原子炉から発生いたします各種の環境衛生上の被害につきましては、もつとさらに研究をし、この狭い日本においてこれをどうするかということは重大な問題でありまして、私といたしましては原子炉の研究より先にそれらの原子炉から生ずる被害の研究、被害防除の研究を始めなければ片手落ちじやないかというのが厚生省の態度でござい

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第三十六号

昭和二十九年八月二十三日（月曜日）
午前十一時三十八分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事鈴木　善幸君
理事田中幾三郎君
中村　清君　夏堀源三郎君
濱田　幸雄君　松田　鐵藏君
白濱　仁吉君　並木　芳雄君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
辻　文雄君

委員外の出席者
水産庁長官　清井　正君
農林事務官（水産庁生産部長）　立川　宗保君
専門員　徳久　三種君

八月十一日
委員足立梅藏君及び淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として和田博雄君及び山中日露史君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日
委員椎熊三郎君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として並木芳雄君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
日ソ両国間の漁業問題に関する件
ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害補償に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。
公海漁業に関する件について議事を進めます。松田鐵藏君。

○松田（鐵）委員　前の委員会に論議さるべく諮つた毎日新聞の七日の夕刊の記事について、当委員会はどういうように取扱うべきかということであつたのでありますが、たま〳〵委員会の国政調査があるので、その国政調査の済んだあとにおいて、この問題を論議すべきであるという委員長の意見に基いて、前の委員会は閉会したのでありますが、その問題は非常に大きな問題であると思うのであります。現在福永君がソ連に行つておりまして、本人からはまだ何らの報告は来ておりませんけれども、福永君は多分こういう問題をソ連において論議されることでないかと思うのであります。詳細のことは福永君から連絡のあつた場合にただちに委員会を開いて、それの論議を進めていただきたい、かように考えるものであります。こうした問題は水産委員会として取上ぐべきか上げ得ないかという論議が先ほどもちよつとかわされたのでありますが、水産委員会自体の性格からいつたならば、たといどのような問題であろうとも、事務的にできる問題以外のことは、ある程度までは考えてやらなければならないことであり、しかも日本の国が食えない現状において、こういう朗報がもたらされておるということからいつたならば、当然論議すべき問題であると考えるのでありまして、この点を委員長もしかるべくお考えの上、福永君の通知のあり次第、たとい閉会中といえども委員会を開いて、論議することを要望するものであります。

○並木委員　ただいまの御発言まことに適切であると思います。そのようにとりはからつていただきたいと思います。それで私この際一言だけ政府にお尋ねしておきたいのですが、政府のこの問題に対する立場、態度、方針はまことに微妙なものがあると思いますが、どういう態度で臨んでおられるか、この際できるだけのことをわれ〳〵の前に発表していただけたらけつこうだと思います。

○清井説明員　ただいま並木委員から御質問がございましたが、北洋漁業並びに北海道の沿岸漁業の千島海域における漁業につきましては、私どもも水産庁といたしましても、非常に重要視をいたしておるのであります。御承知の通り北洋漁業につきましては、私どもは秩序ある操業ということを念願といたしておりまして、毎年北洋の鮭鱒漁業を中心として許可をいたし、本年度も相当の船団が出ておりますが、非常な収獲をあげまして、そろそろ帰港の途につきつつあるという状況であります。北海道の沿岸漁業の千島海域における漁業につきましても、実はいろ〳〵問題があるのでありまして、私どもといたしましては、北洋の漁業がわが国の漁業の全般に及ぼす影響にかんがみまして、非常に重要視をいたしておるのであります。しかしながら本日問題になりました点につきましては、これは私どもといたしましても、慎重に取扱わなければならぬと思うのであります。まだ具体的な事実がはつきりいたしておりませんので、私どももこれに対して何ともお答えはいたしかねるのでありますが、なおこの問題がさらに具体的になつて参るということでありますれば、関係部内におきまして十分検討をいたさなければならない、実はこういうふうに考えておる次第であります。

○小高委員　公海漁業に関する件で、ただいまの対ソ連との問題ではございませんが、去る十日の委員会において論議されました、ビキニのアメリカからの原爆補償の問題でございます。八十万ドル等が巷間伝えられておるので、そんな少額で事足りるのかと、かなり強い論議が当委員会においてかわされたのでありますが、数日前の新聞を見ますと、アメリカ政府当局においては、巷間百万ドル程度の日本に対するビキニの原爆補償がうわさされておるが、当方ではまだ決定しておらないという記事があつたのでありますが、その後政府におかれましてはどの程度の交渉をされたか、そして先方がどういうような動きを示しておるか、そのことについて、水産庁長官の知つている範囲の御答弁を願いたいのであります。

○清井説明員　ただいま小高委員から御質問のありました点は、先般安藤大臣あるいは農林大臣、外務大臣からお答え申し上げました以上に、私は事実を存じておりません。最高政府首脳部の間において、いろ〳〵アメリカ政府と折衝せられておるようでありますが、私どもはその詳細については伺つておりません。

○夏堀委員　ただいまのソ連の問題、ビキニの問題に関連して二、三質問をいたしたいと思います。二十五日に私羽田から出発いたします。時間の都合もありますけれども、でき得れば国連に対してこのビキニの問題をひとつ説明をいたしたい、こう存じておるのであります。これはあちらで大使館とも相談をして、どういう措置をとるかを考えたいと思いますが、これは説明をするのですからさしつかえないと思いますけれども、水産庁長官から何かこれに対する詳しい資料をちようだいしたいと思いますが、どういうものをちようだいしましようか、そういうものをちようだいできますかどうか。

もう一つ、今のソ連の問題ですが、イギリスの国旗を立てて漁業に従事することがかりに可能であつたといたしましたならば、これは輸入という形になるではないか、そうすると魚に対して輸入税が賦課されるであろうと思います。これは今のソ連関係ばかりではなく、今後これに類似した問題はたくさん出て来るであろうと思いますが、これに対する見解をお尋ねいたします。

○清井説明員　ただいまの夏堀委員の御質問の第一点でありますが、必要に応じましては、もちろん私ども御説明し得る限度においてビキニの問題について御説明申し上げたいと思いますが、

国連云々については、私どももといたしまして何ともお答え申し上げられないのであります。ただいま政府部内でせつかく交渉をいたしておる最中でありますので、その点は十分ひとつ諸般の情勢を御勘案願いたいと思います。資料等につきましては、できる限度においては差上げたいと思います。

それから、かりにただいま問題になりました点が実現いたすと、輸入という形になりやせぬか、従つて税金の問題等がありやしないか、こういうことでありますが、かりにこの問題が具体的になるようなことがありますれば、ただいま御質問のような点も十分問題になつて来るのではないかと思うのであります。しかし問題がまだきわめて漠然といたしておりまして、何ら具体的な話ではございませんので、この点については何とも意見は申し上げられないのであります。いずれ本件について事が具体的になりますれば、諸般の観点から十分検討いたさなければならぬ、かように考えております。現在のところは、何も具体的に申し上げることはございません。

○夏堀委員　もう一点水産庁長官に、今後の研究事項としてこういうことを伺つておきたい。もしそういうようなことがかりに可能であるといたしましたならば、いわゆる船というものは領土にひとしいものであるから、外国人を乗せて日本の漁業を、内容的な形においてやることがはたしてできるかどうかという問題が起るであろう、こう思うのであります。アメリカでは、日本の漁業者をアメリカの船には乗せない、こういうことになつております。そこでイギリスはどうだかわかりませんけれども、あるいはノールウエーやソ連に出漁する、内容的に日本の漁業者が乗り込んで漁業に従事する場合に、何か日本政府はこれに対して法律的にむずかしい問題が残されるかどうか、もしむずかしい問題がありとすれば、これはすみやかに解消しなければならぬと思いますので、もしあつたならば、法律をお調べになつて——国際漁業は、国際資本とあわせて日本の労力と技術によつて開発しなければならぬという大きな見地から、そういう支障を来す問題は、すみやかに排除しなければならぬ、こう私は考えておるのでありますから、その点法律的に支障があるかどうか、もしあつたならば、今申し上げる通り、これに対する支障の点は排除してもらわなければならぬと思いますので、もしあつたならば御説明願いたい。なければいいです。

○清井説明員　ただいまの御質問の点は、具体的にはつきり検討いたさせていただきます。お話のような国際漁業といいますか、国際的にわが国漁業が進出するについてのいろ〳〵の法律的あるいは実際上の障害を、いかにして排除するかという問題になるわけであります。この点は私どももといたしましても、将来の大きな方向に沿いまして、いろ〳〵の問題につきまして具体的に十分検討さしていただきたいと思います。そこでかりに具体的な問題について、あるいは漁船の問題、あるいは国籍の問題、その他円滑に国際漁業を遂行する上においていろ〳〵問題になる点がありましたならば、至急私どもも部内において検討いたしまして、解決するように進めて参りたいと思いますので、具体的な検討は、なお私どもに十分余裕を与えていただきたい、かように考えております。

○夏堀委員　先ほど懇談会でちよつと漏らしましたが、私このたび有力筋といいますか、吉田総理の強いお勧めを受けて……（「特使だ」と呼ぶ者あり）内容的には特使でしよう。但し表面は個人の資格でありますが、アメリカからメキシコ、南米全体——今のイギリスの問題、ソ連の問題、こういうことも検討し、ノールウエーを経て東南アジア全体をまわつて調査に乗り出すのであります。私はこれを調査じやなくして、開発踏査という言葉を使つております。非常に強い意味で開発踏査、そういうことで出発するのでありますので、帰りましたならば、必ず公式にこの問題を取上げて、野党の諸君にも相談して、農民及び漁民の移民問題、それから開発に対するいろ〳〵な組織の問題、たとえば、今の有力な日水、日魯、大洋のような三会社のみによつて日本の漁業を——独占というふうな言葉は過ぎますけれども、このままにして置くと、海外の進出は三会社の独占である。それでは日本の漁業者は浮ばれない。やはり日本の漁業者を基盤として、プラスこれに対する資本漁業の必要ということで、組織的にそういうことも考えなければならぬのじやないか。そういたしませんと、一会社の進出によつて他会社を誹謗し、そしてその利益の追求に対して、これに妨害を加えるというような向きもあるかもしれない。そういうようなことは、国全体としての海外進出計画をすみやかに樹立して、そうしてこれに対する財政面の援助、技術の問題、こういう問題を大きく取上げるべきである、こう存ずる次第であります。よつて帰りましたならば、これに対しては、あるいは法律の制定も必要となりましよう。あるいは財政面からの援助も必要となりましよう。しかしこれは人口過剰の問題で悩みつつある日本の現在のあり方を、こういう方面で解決しなければならぬという観点から、私はこれを考えたのでありますから、ひとつこれは大きく重点的に取上げていただきたい。そういう意味において、水産庁長官は十分にこの点を御考慮なさいまして、帰りましたならば、水産委員の諸君にもじつくり御相談をして、この大きな政策に対して御協力願いたい、こうお願いを申す時期が近く生れるであろうと存ずる次第であります。そこで、これは今からお願いということも早いかもしれませんが、あさつてに迫つておりますから、せつかく松田君が苦心なさつておりますけれども、それにどの程度政府が協力する態勢にあるかというと、これは金の問題となるとなか〳〵むずかしいので、国がこれに対して大きく乗り出すということでなければ、目的は非常によろしいのですけれども、その人方を非常に苦労させるにすぎないということになることは、非常につまらないことであると思う。そういうことで政府が大きくバックとなつて、この政策を推進する方向に持つて行きたい。これに対して十分の資料を整えて、あちらの政府と直接折衝して帰りたいと思いますから、ひとつ御了承願いたいと存じます。委員諸君にも何分この点御協力を願います。

○並木委員　ただいまの夏堀委員の発言に対して、私どもは野党でありますけれども、十分協力の意を表明したいと思います。吉田首相も、ちやんと臨時国会を開いて、そういうふうに外遊の目的はかく〳〵でありますと言えば、それは野党であつても、必ずしも反対ばかりしているのじやないと思います。私はどうも、吉田総理大臣にかわつて、今度夏堀総理大臣ができるのじやないかと思います。われ〳〵は大いに期待しますから、元気で行つていらつしやるように希望いたします。

それに関連して、これは水産庁長官も研究問題ですから、一つだけお尋ねしたいのですが、先ほど夏堀さんが、英国の国旗を掲げた日本船を操作する英国商社ということで御質問があつたのですが、あの疑問私はもつともだと思います。どうも考えてみると、外国旗を日本の船に掲げる場合は、日本の船をチヤーターする以外にはないと思うのです。この点いかがでしようか。そうすると、あらためて英国と日本との間で、その漁獲した魚をどういうふうに処分するか、あるいはその利潤の分配をどういうふうにするか、別の協定が結ばれないと、せつかくこのデーリー・テレグラフに載つたロンドン七日発の外電というものも、われ〳〵としては無条件に喜ぶことができないのじやないかというふうにもとれるのです。今までその点は御研究になつていると思いますが、日本の船を、いわゆる先方が用船する以外に、何かもつと、向うの国旗を掲げても日本に有利な条件というものが考えられるかどうか、その点だけ質問しておきたいと思います。これは研究課題です。

○清井説明員　かりにただいま問題になつた点が実現するというようなこと

がありといたしますれば、そこでただいま並木委員のおつしやつたようないろいろな問題が起るだろうと思います。確かに英国旗を掲げて日本の漁業が進出すると申しますか、漁業者が出ると申しますか、そこら辺について英国と日本との関係と、英国とソビエトとの関係等の間に、法律的にもいろいろ問題がありますし、あるいは経済的な関係におきましても、いろ〳〵と問題が起り得るのでありまして、これはおそらく日本と英国とソビエトとの関係が、国際条約の観点からも、あるいは法律的な観点からも、あるいは経済的な観点からも、非常な複雑した問題が起るのではないかというふうに思います。ただその辺はまだ検討はしておりませんので、この問題も実は新聞記事を拝見した程度でありまして、まだどういうふうになるかということについては、全然私どもも予想いたしておりませんので、実はそのこまかい点につきましては、私どもの中におきましてはまだ検討していないのであります。かりにこの問題が具体的な問題になつて進むということがありますれば、確かにただいまのお話の点問題になると思うのであります。その点は、今後この問題が具体的になる場合において、私ども部内におきまして、関係省とも相談いたしまして、十分いろ〳〵な角度から検討しなければならない問題だと思います。この点はよろしく御了承願いたいと思います。

○松田(鐵)委員　夏堀委員の先ほどの御質問の輸入税の問題については、どうなるかということは、私は昨年の十二月の十七日に、アメリカにおける鮭鱒漁業の不漁から、アメリカの漁業者がわれ〳〵に対してあそこへ日本の漁船が出漁したらどうかという話があつたのであります。その当時永野生産部長に、私は質問してあるのであつて、そのときの永野部長の答弁から行くと、何ら問題がないようであります。要は公海において漁獲をしたものは輸入税というものはかからない。それから日本の漁船が漁獲の利益をとるという場合における魚の輸入税というものはかからぬじやないか。一旦アメリカの国へ陸揚げされたものであつたならば、これは輸入税の対象にはなるが、それ以外のものはならないと信じておるという答弁を、十二月の十七日に当委員会で永野生産部長の答弁がありました。さようなことできたそういうような日本の漁民が行つて漁獲して来たものに対しては、日本の国としてそれにまで輸入税をかける必要は常識から言つてもないのじやないか、かように私どもも永野部長の答弁には満足しておつたのであります。参考のために申し上げます。

○田口委員長　田中幾三郎君。

○田中(幾)委員　水爆の実験のことに関してでありますが、あの問題が起つて以来国民の間に非常に関心が高まつて、水爆実験中止に関する国民運動が展開されまして、署名運動が起つておることは御承知の通りであります。その反対の署名運動が水産庁の方へ届いておるかどうか。もし届いておるとすれば、これを一体どういうふうに処理をされておるか。国民の意思が反映するように努力されておられるか、お伺いいたしたいと思います。

○清井説明員　ただいまの田中委員の御質問でありますが、このビキニの被災に伴う損害賠償の問題、あるいはその他いろ〳〵な措置の問題につきましては、私どもといたしましては、できるだけの努力をいたして来ておるつもりであります。賠償の問題につきましては、ただいま小高委員の御質問に対してお答え申し上げましたが、ただいま政府の最高首脳部においてアメリカと折衝いたしておるのであります。その経過がどういうふうになつておりますか、私も実は存じていないのであります。緊密な連絡をとつておられるようであります。いずれこの問題につきましては、明らかになる時期が来るのではないかと思いますが、そういう状況でありまして、この賠償問題につきましても非常な努力を払つておるのであります。その他の問題につきましては、御承知の通り福龍丸の買上げであるとか、あるいはこちらへ帰つて来て検査しまして、カウントが多いために捨てた魚、被害を受けた漁船につきましては、内払いを実行いたしまして、すでに二回いたしておることは御存じの通りであります。あるいは俊鶻丸を派遣して現場調査をして、これももうしばらくすれば、ある程度の調査の結果が明らかにされると思います。そういうふうなことで、私どもとしましては、賠償の要求はいたしますが、同時に国内的に打つべき手は、できるだけすみやかに打とうということで努力はいたしておるのであります。御承知の通りの国際事情その他からいたしまして、なか〳〵思うように参りませんことは、はなはだ残念でございますけれども、過般融資措置をも実施をいたしまして、各県と折衝いたしておるのでありますが、いろ〳〵な方法によつてできるだけのことはいたしておるつもりであります。まぐろの魚価等も最近非常に回復いたしておることは非常にけつこうだと思うのでありますし、またカン詰市場等への輸出成績もよいようであります。こういう面につきましては、われ〳〵といたしましては非常な明るみを持つておると考えるのであります。しかし与えられた被害についての賠償並びに国内措置、融資、内払いあるいは科学調査というような各方面の観点から、その努力をいたしておる最中であります。十分に参りません点につきましては御批判はあろうと思いますが、われ〳〵といたしましては、できるだけ受けた損害を早く軽減するようにという措置をいたしておるつもりであります。この点は十分御了承を願いたいと思います。

○田中(幾)委員　重ねてお伺いいたしたいと思いますが、今の損害賠償の点は、直接には外務省が交渉に当つておられるという事情はわかりましたが、水爆実験反対の国民の署名運動でございます。これは普通の署名運動と違つて、非常に熱心に全国至るところに運動が展開されておるのでありまして、この署名運動がいずれ水産庁の方へ届くと思いますが、これはにぎりつぶされてそのままにされては困るのでありまして、せつかく国民がそれだけの運動をしたのでありますから、その意思が相手国アメリカに反映するように、しかもこれは外務省のすることでありましようから、外務省もその方法はとることでありましようけれども、そういう署名の請願運動が来ましたならば、水産庁は水産庁として、何らか具体的に国民の意思が反映する方法をとつていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○清井説明員　重ねてのお話でございますが、その御趣旨は十分私どもも了解いたしております。水産業者といたしまして、同方面に実験が継続されるということでありますれば、非常な影響を受けるわけであります。率直な偽らない気持として、水産業者が私どもの方に対しましても、今後実験は同方面では継続してもらいたくないという意思表示は十分聞いておるのであります。この問題につきましても、私ども水産庁といたしましては、十分わかる点もあるのでありますが、やはりこの問題の最後的の政府の決定といたしましては、いろ〳〵な観点からまた検討を急がなければならぬ点もあると思うのであります。その点は十分外務省の方と連絡を緊密にいたしたいと思います。

○田口委員長　先ほどの松田、並木、夏堀、各委員から意見の開陳がありました北洋漁業については、問題の性質上議事はさらに休憩の上懇談の形で進めたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月二十六日印刷
昭和二十九年八月二十七日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

国会第十九回 参議院水産委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月十九日（金曜日）午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君
　　千田　正君
委員　野田　俊作君
　　菊田　七平君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁長官　清井　正君
事務局側
常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達麿君
説明員
海上保安庁警備救難部長　砂本　周一君
参考人
大日本水産会副会長　藤田　巖君

本日の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
（北太平洋漁業協定に関する件）
（漁船の安全操業に関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは只今から委員会を開会いたします。

本日の議題は、第一に北太平洋漁業協定に関する件を議題に供したいと思います。

先般、北太平洋漁業協定に基きまして第一回の委員会がカナダで先月初めから開催されましたことは御存じの通りでございまするが、当時日本側から鈴木さん初め、多数の委員のかたが出られまして、非常に熱心な会議で、我々の期待しておりましたのに十分応えて頂きまして、日本国のために比較的有意義な会議であったように実は考えて、委員各位に敬意を表する次第でございますが、丁度本日藤田巖君が本委員会室に参つておりますので、この際この件につきまして、大日本水産会の副会長の藤田巖君を参考人と決定いたしまして、同君から同第一回委員会の御報告をお伺いしたいと存じますが、御異議はございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　御異議ないと認めまして、さように決定いたします。

それではこれから藤田巖君から御報告を伺います。御発言を願います。

○参考人（藤田巖君）　本日この委員会におきまして、北太平洋漁業国際委員会第一回の会議に、政府代表の一人といたしまして出席をいたしました私から、会議の模様を御報告いたします機会をお与え頂きましたことを、厚く感謝をいたします。

極く簡単に会議の模様を御報告申上げたいと考えております。

御承知の通り、この北太平洋漁業に関しまする日米加の漁業条約は、たしか昨年の春効力を生じたわけでありまして、その条約の規定に従いまして、国際委員会というものをこの三国で作つて行くことに相成つております。その委員会の組織、構成、予算、或いは今後この委員会がどういう問題を取上げて進む、活動して行くかということをきめようというのが、このたびの第一回国際委員会の第一回会議の根本の目的であつたわけであります。それで条約の規定によりまして各国から委員というものが四人ずつ選ばれておりまして、これは御承知かと存じますが、日本側の委員は、その当時アメリカのワシントンの臨時代理大使でおられました武内龍次氏、それから水産庁長官の清井正氏、それから日本水産社長の鈴木九平氏、それから私の四人でございます。それからアメリカ側の委員は、これはあちらのフイツシユ・アンド・ワイルド・ライフ・サービスというのがございまして、これは丁度日本の水産庁に当るのでありますが、そこのデイレクターでありますフアーレーさん、それからもう一人はシヤトルのアレンさん、これは法律家でございます。それからブルーデングさん、このかたはやはりサンフランシスコの団体関係、或いは業界関係のかたでございます。それからハインツエルマン、このかたはアラスカの州の知事でございます。この四人のかたがアメリカ側の委員に任命された。それからカナダ側はベーツさん、これはカナダの漁業省の次官でございます。それからブキヤナンさん、これは鑵詰会社の社長、それからヘーガーさん、これも鑵詰会社の社長、それらがカメロンさん、これはあちらの漁民組合の組合長でございます。この四人のかたが選ばれておるわけであります。今度私どもが参りましたのは、丁度水産庁長官は、国会開会中でございましたので、御出席ができませんので、こちらから鈴木さんと私が参り、あちらでワシントンの武内臨時代理大使と一緒に会議に臨みましたわけでありまして、そのほかのアドヴアイザーを入れまして、全部で九人揃つて参りましたわけであります。会議は二月の一日から、一日の午前十一時から開かれまして、十二日の午後六時十分までかかつたわけであります。丁度当初約十日乃至二週間と考えておりましたが、丁度そのくらい、十二日間くらいずつとかかつたわけでありまして、その間総会が開かれましたことが、秘密会をも含めまして約十回、それから常任の委員会ができまして、それが二つございますが、生物調査委員会、財政管理委員会という二つがございますが、これがいずれも六回ばかりずつ開かれました。で、毎日午前、午後、総会、或いは委員会が、必ず何かの会合がずつと続きましたわけでございます。で、会議を通じまして、今度は第一回の会議でございますから、そう深刻な問題というものはございませんわけでありまして、あとで御説明いたしますが、ただ一点日本側でやつておりますベーリング海の「たらばがに」、キング・クラブとあつちでは言つておりますが、このキング・クラブの保存措置の問題について、初めからアメリカ側がこれを取上げるというふうな意向が見えておりました。この点についての何か面倒な話合いがなければよいがと懸念しておつたのでありますが、これも会議ではさしたることもなく、まあ全体を通じまして、大体私どもの予想いたしておりました範囲で、又こちらで訓令を頂いて参つておりましたが、大体訓令を頂いておりましたその範囲内で、一応話がまとまつたというふうな結果に相成つております。

大体その会議できめられました事項の主なものを御説明を申上げますけれども、先ず第一にこの委員会ができるについてのオフイサーといいますか、つまり役人を先ずきめるというのが第一の問題であつたのであります。これは条約の規定で、議長、副議長、事務局長、これをそれ〳〵三国から出す。これは一年で持廻りに、順番に代つて行くというふうなことが規定で書いてあります。どういうふうにこの順番をきめるかということが第一の問題であつたのでありますが、これは結論におきまして議長はカナダから出す、それから副議長は日本から出す、それから事務局長はアメリカから出すということにきまりましたわけであります。で、具体的の人の問題は、議長はカナダのベーツさん、それから副議長は日本の私、それから事務局長はアメリカのアレンさんというふうにきまりましたわけでございます。この任期は一年となりますが、その始まりは今年の二

配慮頂きたいというふうに感じております次第でございます。以上が大体会議においてきまりました内容及びそのあらましでございます。あとはいろいろ御質問がございますればそれに応じましてお答えいたしたいと考えております。

○委員長（森崎隆君）　有難うございました。只今の御報告につきまして何か御質疑がございましたら……。それではいずれ今後の機会を見ましてこの問題について又いろ〳〵と御質問申上げることがあろうかと思いますが、本日は一応御報告を聞く程度にいたしたいと思います。御苦労でございました。

○委員長（森崎隆君）　それでは第二の議題に移ります。漁船の安全操業に関する件を議題に供します。

本議題は先般のビキニにおけるこの水爆に関係して被害を受けました日本漁船の問題でございます。この問題につきましてこれまでの状況の中間報告を願いたいと思います。先ず海上保安庁より御報告を願います。

○説明員（砂本周一君）　それでは問題になつております第五福龍丸の遭難事件につきまして概要を申上げます。船名は漁船第五福龍丸、九十九トン九でございます。船主は焼津市の七二四の西川角一、船長は笹井久吉、二十二歳でございます。乗組員二十三名、積荷は「まぐろ」その他で二千二百九十九貫、こういうふうになつております。

行動の概要でございますが、第五福龍丸は一月二十二日十一時三十分焼津を出港いたしまして、ミツドウェイ附近の漁場に向いまして、そうして二月三日から二月十二日までその附近で操業をしておつたのでございますが、その後マーシャル群島方面の漁場に向つて操業を続けておりました。三月一日遭難現場附近に到着したわけでございます。同日午前四時十二分頃おおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一、即ち危険区域の東端の境界線から約十九浬東側の危険区域外におきまして今回の事件に遭遇したわけでございます。その後十時三十分現場から遠ざかるため北に向つて航走いたしまして、内地に向い三月十四日午前六時焼津に入港しております。以上が該船のこの事件に関係いたしまする行動の概要でございます。

次にその遭難の当時における概況でございますが、遭難の概況につきまして乗組員の供述によりますと次の通りでございます。三月一日午前一時十五分頃から現場附近におきましてなわを入れ始め、午前三時四十二分天測位置、ここで確実に天測をしているのでございますが、その位置は北緯十一度五十二分二分の一、東経百六十六度三十五分におきましてなわを入れ終り、その後北東に十分間航走して機関を停止して漂泊しておりまして、即ち午前四時十二分頃でございますが、その位置は先ほど申しました北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一におきまして該船の西南西の方向に赤味がかつた光の輝きを認めました後次第に白黄色に変り、又赤味を帯びて来て消えました。その後七、八分後に、爆風は感じなかつたのでございますが、前後二回に亙り爆発音のごときものを聞いております。光の輝きを認めましてからその方向にきのこ状の雲を認め、それが空一面に拡がつてどんより曇つて参りました。それから約三時間後に真白い砂のようなものが降り始め、その日の昼頃まで降り続けました。以上が遭難現場における概況でございます。

それから先ほど申しましたうちの位置でございますが、これは非常に重要な問題でございますので、本船が入港いたしまして私のほうの出先として清水に海上保安部がございますが、この専門の職員が出向き、必要な資料を取寄せ、又船長、漁撈長の供述も得ましていろ〳〵天測その他の正確性を確め、なお念のために先ほど申しました係官、これが本省に参りました本省におきましても十分なる検討を加え資料によりまして計算をして出しましたのが先ほど申しました位置でございます。現在のところこれは確実性があると、かように考えておる次第でございます。

以上が大体遭難に関する概要でございます。

○委員長（森崎隆君）　次に引続きまして水産庁から一応の御報告を頂きたいと思います。

○政府委員（清井正君）　その後におきまして私どものとりました措置の経過につきまして御報告申上げます。只今の海上保安庁からの御説明になりました第五福龍丸が三月の十四日焼津に入港をいたしたのでございますが、十六日の日当庁といたしましてはこの事件の発生を知りまして、焼津の漁業協同組合に直ちに電話連絡しまして、当該事件の真相につき調査報告方を依頼いたしまして、同時に又中央電報局を通じまして当該の都道府県の知事、関係業者の団体、及び三崎無線局に対しまして当該方面に出漁しております漁船に対してかかる事件が発生したということを報告いたしまして注意の一層の喚起を警告いたしたのであります。

なおその日の二十一時三十分頃、船主の西川氏の代理飯田氏から遭難地点その他について報告があつたのでありまして、それによりまして第五福龍丸の遭難当時の位置がいわゆる危険区域の外にあるということを認められたのであります。三月の十七日午前中及び十八日の午前中外務省におきまして関係の係官が参集いたしまして、本件の事実についての実態の調査、及びよつて生じたところの損害計算等のその他の一般的な事項につきまして慎重に会議を遂げたのであります。

なお当該船から出荷されまして各地に漁獲物が参つておるのでありますが、先ず十六日のうちに東京魚市場に「まぐろ」及び「さめ」が参つておるのでありますが、いち早くその処分につきましては市場当局がそれを販売停止の措置をとつたのであります。それからその日の午後になりまして学者がいわゆる放射能の問題につきまして当該出荷物の「まぐろ」及び「さめ」について行なつたのでありますが、そこに放射能があるということがわかりましたので、私どもは直ちに市場当局に対しまして電報を以ちまして当該魚類の出荷先を調査して速かに市販に供する以前にこれを処分するということにいたしまして、いわゆる消費者一般に迷惑のないようにというふうに連絡をいたしたのであります。事実といたしましては各地に出荷されました漁獲物の大部分が市販を停止されたと考えているのであります。

なお二月の十七日、現地におきます漁船、或いは乗組員の状況等の調査並びに被害状況等の調査、その他一般連絡のために私どものほうから職員を派遣をいたしております。又その日にこの問題が我が国の漁業界に与えた影響等につき今後の対策を検討するため業界各方面の代表のお集まりを願い、この問題につきまして善後策を協議しておるのであります。更に昨日三月十八日午前にこの問題に関係いたしまして関係の閣僚会議が開かれておるのであります。私どもといたしまして本件の直接の措置は勿論でございますが、同時に出荷されましたる漁獲物について非常な一般の消費者に不安の感を与えておりました、それが影響するところ極めて甚大であるということを考えましたので、これに対して何らかの方策を講ずる必要ありということを厚生省と二、三日に亙つて折衝をいたしておつたのでありましたが、昨日折衝がきまりまして、三月一日その当時該海域附近におきまして操業若しくは航行いたしておりました漁船につきまして、その乗組員の保健、その漁獲物等による危険の防止等の見地から出漁した当該漁船の入港地を指定しまして、陸揚入荷物の衛生検査を実施したわけであります。現に試験いたしておりますのは塩釜、東京、三崎、清水、焼津の五カ所を指定いたしまして昨日より実施をいたしておるのであります。当該港に入荷されました漁獲物につきましては国の衛生の係官が当該地元の係官と協力いたしまして全部所要の試験をいたしまして、それに合格いたしましたものに

は特にその「まぐろ」類につきましては必要なる合格の印を押すというような措置を講じたのであります。よつて当該港などよりその検査を受けて消費地に向つて出荷されましたものは、決して一般消費者に食用として何ら不安がないということを図るための万全の措置を講ずることにいたしたのであります。その他三崎に入港いたしました俊洋丸等の漁船等につきましても若干の放射能があるということの新聞記事等がありましたので、直ちに私どものほうから調査班を派遣をいたしたのでありますが、現在までのところは人体に危険のあるということはないというような報告に接しておるような状況であります。今まで私どものとりました措置の概要は以上の通りであります。

○委員長（森崎隆君）　あと外務省から政務次官が来られるはずでありますが、一応海上保安庁並びに水産庁の御報告につきまして、御質疑がありましたならば、この際御発言を頂きます。

○秋山俊一郎君　外務当局が見える前に、海上保安庁並びに水産庁にお尋ねいたしますが、この海上保安庁から頂戴しました資料によりますというと、こういうふうな、水爆であるか、原爆であるか、とにかく原爆の実験についてのアメリカから危険区域と申しますか、立入禁止の通告があつたということがございますが、そのうちにこのビキニ環礁については通報を受けていない、こういうことでありますが、而もこのエニウエトック環礁といいますか、それに対する禁止の周知方の依頼というものは一昨年の九月から十月、十一月というふうに通知があつておりますが、これは海上保安庁から航路告示で以て告示して周知を図つた、こういうことでございます。果して漁業者が沖合に出ております場合に、航路告示で周知徹底ができるものであるかどうか。先ずこの点を伺います。

○説明員（砂本周一君）　航路告示の周知徹底の件でございますが、これは航路告示に出しますと同時に、官報には勿論これは掲載いたします。それから又全国に百カ所以上のところにいろいろ機関がございます。これはチヤート販売所とか、或いはその他関係組合、海事関係機関、こういうものに常に告示を配付されておりまして、自由に閲覧することもできますし、水路図誌というものを発行いたしておりまして、それを販売しております。これを購入された先には、航路告示が出ました都度追加いたしまして、無料と申しますか、当然そのすでに購入されております水路図誌に附随をしたものとして配付をしておるわけであります。それから告示をいたしますときにはその内容その他を検討いたしまして、緊急性、まあその他の面に必要だというものはできるだけラジオ、その他を通じまして、これが周知に当つておるわけでございます。今回の告示は当初特別の連絡はないのでございますが、国際的に水路会議という機関がございまして、その加入国は各国の航路告示を相互に必要な部分は自国の航路告示に転載いたしまして、これが海上の安全のために告示をする、周知をするという取極めになつておるのでございます。それに従いまして今回の危険区域の設定につきましては、アメリカからの告示を転載いたしまして、日本の告示としてこれを措置したわけでございまして、この差上げました書類にもございますように、先方は何ら情報を持つておらないので、早速本国のほうに電報で問合せてその上で返事をしようということだつたのであります。同時に事件の重大性に鑑みまして早速在米井口大使に電報いたしまして、先方の米国側の当時における実験の実情その他詳細なる情報をとると共に、特にこの実験が行われた際に如何なる警戒の措置、危険を除くための安全措置をとつたかというような点を照会するように訓令いたしたのであります。ところがその翌日になりまして、日本におりますハル司令官のほうから電話がありまして、非常に被害者に対しては気の毒に堪えないんだが、その医療の措置或いは病院の施設というようなものについては十分協力いたしたいから、一つ遠慮しないで申出てもらいたいという申入がありました。と同時に、アリソン大使は奥村外務次官を尋ねて参りまして、この医療措置については十分アメリカ側は協力いたしたいし、又被害を受けた船舶の消毒等についても協力するし、その他の実験等にも十分協力いたしたいということを申しますと同時に、東大のほうからの依頼もあつたので、広島にいるこの原子力の専門家であるアメリカ人三名、いわゆるABCCに所属しておるお医者さんの米国人のかたを三名と日本人三名を早速上京さすように手配したということを申して来たのであります、当日は、又本省のほうから井口大使に対しましても、それまでに出した船の位置などについて更に詳細なことを調べてやるほうが米国の回答を促進するのに都合がいいと考えまして、そうした詳細を更に電報いたしますると同時に、日本で重大なる関心を持つておるから一日も早く先方から回答を得るようにということを言つてやつたのであります。この十七日に井口大使から参りました電報は頗る簡単でありまして、この問題については東京にある米国大使館からも言つて来ているんだが、国務省としては詳細がわからないから関係省へ聞いてやつておるけれども、これらの関係者からの確答が、はつきりした返事がないのでまだ何ら公式な回答をする段階に至つていない。速かにそうした確答を得た上で日本側へ正式の回答を通達するということを申して来ただけであります。その後井口大使から受取りましたものはビキニ事件についての米国国務省の声明文だけでございます。この声明文は新聞にも出たかと思いまするが、アメリカ政府としてはマーシヤル群島における原子爆弾の試験中に日本の漁夫が非常な被害を受けたということについて憂慮に堪えないものがあるので、米国政府として日本側と協力の上、あらゆる事実についての調査を現に遂行中であるというふうな趣旨のものでございます。以上のような次第でありまして、まだアメリカ政府の正式な回答というものは出ませんし、向うの考え方というものもわかりませんけれども、いろ〳〵情報を総合して見ますと、これも大体新聞にも出ているかと思いまするが、アメリカでは非常にこの問題を重大視しておるようであります。殊に上院の原子力委員会の委員長であるコールのごときも若しアメリカ側の過失によつてこういう惨害を生じたものとすれば、アメリカ側は速かに弁償の

措置をとるべきであるというようなことを言つておりますし、又下院議員のヴアンザントという人のごときはこのビキニ事件のいろ〳〵な情報を総合して見ると、米国の当局は十分なる警戒の措置というものをとらなかつたように感ぜられる、であるから議会としては一体誰がこの事件に対して責任があるかを十分追及しなければならないというようなことを記者会見で述べておるようであります。これは勿論政府の正式の見解ではございませんけれども、このように米国のほうでもこの問題はただ責任免れをするということでなしに、真剣に考えようとしておるのではないかというように見受けられますので、日本としても更に詳細な情報でも提供することができましたらそれを提供いたしまして、できるだけ早くこれまでの起つたところの問題について、如何に処置すべきかということについてはつきりとした日本側の申入をなしますと同時に、こういうことが再び起らないように、如何なる警戒措置をとつたらいいか、又如何にしてこうしたものが起らないような取極めをしたほうがいいか、そうした面について十分努力をいたしまして、再びこうしたことの起らないように十分米国側と強力に交渉いたす考えでおる次第でございます。

○委員長（森崎隆君）　次に厚生省から楠本環境衛生部長が見えられておりますから、併せて御報告を伺いたいと思います。

○政府委員（楠本正康君）　十六日の未明に東京都の中央卸売市場の中の東都水産から東京都庁に対しまして原爆実験に遭遇したと思われるような漁船からの荷揚品があるがどうしたものだろうかという連絡があつたそうであります。東京都におきましては直ちに厚生省に連絡がございまして、そこで厚生省といたしましては十六日早朝からいろいろ各方面と相談をし、現地とも連絡をいたしまして、この対策に取りかかつたわけでありますが、その間我々のほうといたしましては、何分の結果ができるまで現地は勿論各地に出荷されました「まぐろ」その他の魚類につきましては、一応何分の通知のあるまでそのままにして置くよう連絡をいたしたのであります。そこで直ちに私どもこの現場を督励いたしまして、東京都の、焼津から入りました魚類を調べましたところ、すべてかなり強度の放射能を認めましたので、これらのものは市販にすることを禁じまして、食品衛生法に基きましてそれ〴〵これを処分いたした次第であります。なお全国的に手配をいたしまして、各地に出荷されました状況等を調べて見たのでおりますが、すでに私どもが手配をいたしましたときは、焼津の港に福龍丸の荷揚品が僅か二百五十貫をとめただけで、あとおおむね二千貫がすでに出荷をされておりますが、幸いにもそれらのうち極く一部百五十貫程度が市販に廻されたほかは、すべて荷受機関又は卸売市場等におきましてこれを突きとめることができたわけであります。ただ残念ながら時間的な経過のありましたために、百五十貫のうちの極く一部恐らく消費されておるのじやなかろうか、これは甚だ遺憾に存じております。ただ店頭に出ましてからのその足どりを調査いたしまして、百五十貫のうちでおおむねは、半数以上これを取返すことができた次第であります。なお私ども考えられます点は、今後南方諸地域からかなりの遠洋漁船が内地に帰つて来るということが当然見越されますので、これらにつきまして対策を立てなければならんというわけで、早速水産庁の御協力を得まして、私どもといたしましては、目下水産庁の御方針に従いまして、芝浦、三崎、焼津、清水及び塩釜の五港に、これらの今後帰つて来る漁船の集結をお願いいたしまして、私どもといたしましては、直ちにこれらの五港にそれ〴〵国の係官を派遣いたしまして、船が着くと同時に、その船体は勿論、魚類の検査をいたすことにいたしたのでございます。なお、その間民衆に多大の不安等も与え、折角取つた魚がみす〳〵消費されないというようなことは甚だ遺憾でありますので、一方私どもといたしましては、この検査の結果、安全が確保されるものにつきましては、それ〴〵所定の検印を使用いたしまして消費に向けることにいたしておる次第であります。と同時に、国民に対しましては、すでに皆様お聞きとりのように、ラジオその他一般報道機関等を通じ、月下かような措置を講じておる、市販に出ておるものは少くも全く危険はない、十分にこれを安心して消費してくれということを盛んに徹底を図つておるわけであります。ただ、残念ながら国民一般の非常な恐怖心というようなものが手伝いまして、消費の現状というようなものが著しく減少をいたしておるようであります。この点は、併し今後一層安全であるということが徹底すると同時に、次第に解消して来るものと考えております。なおこれらの措置の結果、現在まで芝浦その他にすでにその後十数隻が入港をいたしておりまして、一艘おおむねどの船も一万貫乃至一万五千貫程度の漁獲品を積んでおりますが、幸いにも、現在まで私どもが報告を受けておりますところでは、何ら支障がない。従つて、少くも現在市販されておるもの、新らしいもの、すべてが無害のものと私どもは考えて、そのような方針で指導をいたしておる次第であります。

なお、今後の見通しでありますが、これは何とも申されませんが、今まで十数隻とつて、なお且つ何ら支障のなかつた点を見まするると、今後来るものも恐らく、まあこれは断定できませんが、心配がないのではなかろうかと考えます。

次に、魚の問題を先に話しましたが、船体の問題でありますが、焼津の船体につきましては、第五福龍丸につきましては、これは船体の各所からかなり強い放射能を証明しております。これらの処置につきましては、目下水産庁その他と協議をいたして危険なきを期したい所存でございます。勿論、現在はこれらのものは明らかに格納し、他に害の及ばん処置をとつてございます。なお、その後入りました十数隻の船は、そのうち極く一部は微量の反応を証明し得ておりますが、併しその他のものは何ら反応を示しません。放射能を持つておりません。そこで考えられますことは、なぜ一体一部のものが全体的に微量の放射能を証明し得たかという点でございますが、これは極めてむずかしい点でございますが、恐らく海水から来た一つの放射能ではなかろうか、かように私どもは判断いたしておりまして、目下これ又水産庁のほうにお願いをいたしまして、今後帰る船は成るべく海水を瓶にでも入れて持つて来てくれということをお願いをいたしておりますが、未だ海水の試験には至つておりません。

次に乗組員の状況でありますが、乗組員は、御承知のように初めて原爆らしい状況を見、又これに遭遇したのは三月一日でありまして、なんでも夜遅く遠方に大きなあかりを見、暫らくすると、かなりの濃度で灰が降つて来たということを乗組員は言つておりますが、併し大した気にもとめずに、そのまま、帰りがけでありましたので、焼津の港に急いだわけであります。一週間ぐらいたちますというと体がおかしくなる、体がひり〳〵する、頭がかゆくなる、その毛が抜けぎみだ、中には火傷をしたようなあとになつて来るというわけで、特にその中の一、二名はかなりの重体に陥つておつたわけであります。焼津港に着くと同時に、大変だというわけで、共同病院、焼津の共同病院に診察を受けたわけでありますが、どうも何かはつきりしない。医者も初めて見る病気でありますから、なか〳〵むずかしいですが、十四日の十時頃焼津に着きまして、午前中に医者の診療を受けたということでありますが、どうもはつきりせず、十五日になりましても、どうも医者のほうの診断がつかない。だん〳〵患者と話しているうちに、爆発の話等も聞きまして、これはあやしいなと思いまして、早速東大病院に患者を送つたのであります。東大病院で科学的な試験の

結果、初めてこれは放射能を浴びたんだということが明らかになつた。それから問題が出て来たような恰好に相成つておりますが、いずれにいたしましても、現在東大に入院いたしております二名の患者は、その後経過ははかばかしくはありませんけれども、絶対に悪いほうには向いておりません。私今日午前中に聞きました報告によりますと、勿論生命等には支障なかろうという話であります。なおその他の乗組員の二十一名は目下焼津に、その中の一部はこれは治療を要する程度、火傷の程度でございます。一部の者は勿論何ら支障がない。かような者もすべて目下できたての隔離病舎に一応お集まりを願いまして、そこに収容いたしまして、医者がつききりで経過を見、治療に当つておるわけでございまして、この点も恐らく心配なかろうかと存じております。なお、その後入りました十数隻の船の乗組員、これも一々厳格な健康診断をいたしておりますが、これらは何らの支障なく、全くの健康状態であります。

なお、これらの患者の医療費の点でありますが、一応目下のところでは船員保険の被保険者でもある関係で、正規の収入等も得ております。又一方医療費にも別に支障はございません。従いまして、目下の点はこれらの点につきましては何ら心配がないわけであります。

なお御質問等がありますれば……。

一応簡単に現況並びに対策を申上げた次第であります。

○秋山俊一郎君　先ほどの質問を続けて行きますが、保安庁に伺いますが、福龍丸以外の船が新聞によりますと、あの附近で操業していた、又今お話を聞くと、その後十数隻帰つて来るということでございますが、その船とは違うのでありますか。

○説明員（砂本周一君）　その事件が起きまして、早速我が国の機関を通じて十分なる調査の手は打つております。それで現在判明いたしました数は十九日までの判明でございますが、マーシヤル方面、まあ危険区域及びその附近でございますね、これははつきりわからないのでございますが、大体こういう見当で調べましたところ、新聞にも出ております第十一日光丸、俊洋丸を含めまして計十六隻が疑わしい、こういうことでこれは船名もわかつておりますし、入航を待ちましていろ〳〵その船の行動をよく調べて見ようということで手配をいたしております。なおこれに限らず全国に各機関がございますので、遠洋漁業船につきましては十分抜かりのないように入港船を調べて状況を調査する、そして必要があれば各県の水産課とかその他適当な機関に御連絡を申上げる、こういう指示を出しております。現在のところ十六隻でございますが、先ほどお話になりました、すでに入港いたしました船の中に入つておるかどうか、これはまだ十分連絡をとつておりません。

○委員長（森崎隆君）　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて。

それでは休憩いたします。

午後三時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

第十九回国会 参議院水産委員会会議録第十四号

昭和二十九年三月二十二日（月曜日）午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君　千田　正君
委員　野田　俊作君　木下　源吾君　菊田七平君

政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君

事務局側
常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達麿君

説明員
水産庁漁政部長　立川　宗保君
水産庁生産部長　永野　正二君
海上保安庁警備救難部長　砂本　周一君
中央気象台予報部予報課長　伊藤　博君

本日の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
（漁船の安全操業に関する件）
（水産業協同組合法関係省令に関する件）
（漁船の台風被害予防措置に関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは只今から委員会を開会いたします。

今日は議題の第一、漁船の安全操業に関する件を議題に供します。先般本会議の関係で、ビキニ環礁の水爆の問題につきましては、一応政府委員会から状況報告を受けただけで、質疑は殆んどいたしておりませんので、今日はこれから質疑に移りたいと思います。只今外務政務次官の小瀧さん、それから水産庁は永野生産部長、海上保安庁は警備救難部長砂本周一君が見えられております。只今から質疑のあられるかたは順次御発言を願います。

○秋山俊一郎君　外務政務次官にお尋ねいたしますが、新聞でも外務大臣の御意見が出ておったようでありますけれども、我々が非常に疑問としますのは、いわゆる公海という中に、非常に広範囲ないわゆる公海において非常に危険を伴うところの仕事を或る一国がされる、それによってその辺を航行するもの及び漁業をするものが非常な制約を受ける、而もそれが相当長期に亘ってやられる、継続的のものが半年続くとか、或いはそれが何年間も続くとかいうようなことは、これは一体どういうことに基いて行われるものか、戦時ならば止むを得ないが、平和時においてそういうようなことを、制限ではないかも知れんけれども、制限と同じような状態になる生命の危険、財産の危険を生ずるような行動ですから、非常な制約を受けるのですが、そういうことは国際公法上といいますか、許されるものであるか、やっても差支えないものであるか、又やるとすればどういう根拠に基いてそういうことが行われるものであるか。この点を御説明願いたい。

○政府委員（小瀧彬君）　原爆の実験によってああいう不幸な事件が起りましたのは非常に遺憾であります。この点はアメリカも謝めておるようであります。が、御質問のどういう根拠に基いてこういうことをしておるかと申しますと、これも或いは大臣が議会で説明したかと思いまするけれども、米国の太平洋における信託統治協定によりましてあそこを統治し、そして戦略基地にあそこを指定いたしまして、そうして国連の安保理事会に対して一九四七年に閉鎖区域の設定を通報したことから起っておるわけであります。閉鎖区域のほうは、これはその安全を保持するという意味で入ってはならない、入ることを許さない、特別の許可のない場合は入らないといういわゆるクローズド・エイリアというのでありまして、これは旧日本の委任統治諸島の領土及び領海だけに限られておるわけであります。が併し、これに関連いたしまして、アメリカはこの閉鎖区域内での行動によって周辺の公海における人命、財産に危害を及ぼすことを避けるために危険区域を設定いたした次第であります。これが一九四八年です。そしてアメリカの水路局の告示でその地域を明らかにしたのであります。今問題になっておるのはこの危険区域でありますが、この危険区域は最初四八年の四月に告示し、更に昨年の五月二十七日の告示でこの区域を拡大してビキニ島附近もこれに含ませるということになったわけであります。で、この危険区域の法律的な性質というものはいろ〳〵国際法学者で議論はあるようでありまするけれども、外務省といたしましては、少くともこの危険区域というものはその附近にあるところの人命、財産に危害を及ぼすことを避けるためにとった措置であって、一種の予備的な警告であるというように考えております。従いましてこの警告の第一歩だけでは不十分であるというような場合には、或いは一部新聞でも報道されておりまするように、B二九を飛ばして、或いは無線を使ってこれに警告を与えるということも必要になって来るでありましょうが、少くともこの危険区域というものはそういう危険の発生するのを予防する、そのために設けられた地域であって、ここへは絶対に入ってはならない、そうしてそれに対してこちらが入らないような措置をとる義務を負っておるものでもないわけであります。ただ生命、財産の危険を少くするために自発的にここへ入らないようにする。日本側としてそういう通報を受けた以上、日本人の生命、財産の保護のためにこれを事実上危険な区域としてそこへ入って行くことを遠慮するという措置をとっておるのでありまして、国際法上の立場から申しますると、直接法律的な関係のものではなくして、事実上の関係であるというように考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君　どうもはっきりわからないのですが、例えば公海に持って行って浮游機雷とか或いは機械水雷のようなものをやたらのところにあっちこっちやっておいて、ここは機械水雷のあれをやっておるから危いぞということを随所にやっても差支えないものか。丁度このビキニ環礁、あの辺は委任統治の、信託統治なんかの領土でありましょう。併しそれはその島或いはその周辺の領海に属する範囲のものであって、今度聞くところによりますと、又非常に広範囲な危険区域を通告して来たというようなことも言われておりますがそうなってだん〳〵拡がって来ますというと、一番影響を受けておるものはその附近における人民であり、殊に日本のように漁船が非常に広範囲に亘って操業しておるものは、たとえそこで漁業をしないまでも、或る一定の漁場へ行くためには非常な迂回をしなきゃならん。そのために経費も非常に多くかかる。又その漁場には全然行けない。成るほどそれは行ったって差支えない、死ぬまでの話だと言えばそれまでですが、そういったようなことをどこの国でも勝手にやるということに私は非常に疑問がある。それはひとり日本が疑問視するのみでなく世界各国のものが一体疑問視しないのであるか、そういう何か慣例があるのか、その点を伺いたいのです。そうしないと今度そういう制約がどん〳〵来たときに日本の漁業者というものは八方塞がりになってしまう、極端に言え

ば。又経済上からも非常に損失を受けなければならんということになるので、今後外交的に折衝する上においても、そういう根拠が何か確立していなければ話にならん。その点如何ですか。

○政府委員（小瀧彬君）　お説の通りでありまして、例えば旧南洋諸島地区に対して絶対権を持っているにいたしましても、そこで行われる実験のために太平洋全域が使えなくなるというようなことになれば、これは勿論そういうことは許すべきでない。これこそ国際的、或いはその他の折衝によって当然阻止する措置がとられなければならないと考えます。それから今度の拡大された危険区域というものも相当広いようでありまして、これがどれだけ漁業に影響を与えるかは水産庁から御答弁があると思いますけれども、そういう区域がだん〳〵拡大されるということになれば、たとえその実験を行うところの領土に対しては絶対権を持っておるにしても、それが及ぼす国際的影響というものは非常に重大なものでありますから、当然日本としてもこれに対して異議を申立て、或いは場合によっては補償の要求をするということも考えなければならないわけであります。ただ現在の問題といたしましては、この前のビキニ、あの原爆実験に伴うところの損害、日本に与えた非常な被害というものを如何に処分するかという問題と、今後こういうことが再発しないように如何なる予防措置をとるべきか、この二つを外務省としては当然取上げなければならないわけであります。ところで、この第一の問題も勿論事実をよく調査することも必要でありますが、殊にこの第二の点、今後の問題を考えます上に、果してどういう試験を行なったのか、又向うが如何なる、ただ印険区域を設けたというだけで事足れりとしておるのか、その後の警戒も或いは不十分であるかも知れないが、どのような措置をとっていたのか、又今度の実験によって直接だけでなく間接被害はどの程度のものであるかというような点を詳細調べた上で、そうした今度の措置を十分慎重に検討して、こうしたことがないように、又日本の漁業にできるだけ被害を少くするような策を考えて先方と交渉しなければならないと思いまするので、今そういった具体的な点はまだ決定いたしておりませんけれども、この事実がわかり次第、そうした今おっしゃったような趣旨をも十分体しまして対米交渉をしなければならないと考えておる次第でございます。

○委員長（森崎隆君）　ちょっとお諮りいたします。途中で恐れ入りますが、実は今太平洋漁業対策本部の副部長さんの菅野進君が参りまして、この制限区域の拡大という問題と「かつお」、「まぐろ」漁業との影響問題について陳情に参っておりますので、併せてこれを先に陳情を受けて今の質疑を続行したらと思いますが、如何でございましょうか。丁度、それに関連しまして実は予算委員会のほうで三十分を限って小瀧政務次官に来てもらいたいということがありますので、併せて、必ず三十分後には参りますから……。）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千田正君　議事進行について。そうしますと、あれですか、外務政務次官は今ちょっと三十分くらいここを外さなければならんと、それから陳情を受けると、こういうわけですか。小瀧政務次官、伺いますが、三十分以内に帰られますか。

○政府委員（小瀧彬君）　これは永井純一郎さんから質問しているそうです。それが済めば……最初に外務省に質問があるわけです。

○千田正君　今日はあなたととっくり一つ話をしようと思っているのです。外務大臣はうまく外して逃げてばかりいるから、あなたに一つ女房役でしっかり話してもらいたいと思いますが、間違いなく来るということであれば……。

○委員長（森崎隆君）　実は、委員長としましては菅野進君の陳情を受けて質疑をしたほうがいいという、これが主でございます。丁度そこへ予算委員会のほうから話があったものですから、大体陳情が三十分くらいになるから、三十分ということをはっきり確認した上で帰ってもらうからということで、これが筋になったわけでございます。

○秋山俊一郎君　どうもこの間も質問しておったら、腰を途中で折られてしまった。質問は途中で腰を折られてしまうといけないです。今後その点十分一つ委員長において……。

○委員長（森崎隆君）　今後十分私のほうにおいて注意いたします。

それでは菅野進君の陳情を受けたいと思います。これはどういうことにいたしましょうか。正式に参考人ということにいたしましょうか、それとも一応速記をとめて……後者のほうでよろしうございますか。

それでは速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

それでは質疑を継続いたします。

○秋山俊一郎君　水産庁にお伺いいたしますが、今回の第五福竜丸によって引起されました放射能によるいろんな影響が出て来ているはずですが、第五福竜丸による損害及びこれによって生じた、例えば魚の値下りによって生じた問題、或いはこれの売行きが停止された、或いは非常に売れなくなって、処理に困つたといったような場合の損害、そういったようなものは現在調査はしておられると思いますが、今後この損害の集計というものを出されるような御用意をしておられますか。

○説明員（永野正二君）　お答え申上げます。今回の三月の一日の爆発実験によりまして、第五福竜丸が原子放射能の灰をかぶり、そのために乗組員の身体及び船、漁獲物等が損害を受けたことは勿論でございまして、我々といたしましてはこの直接の損害について勿論調査を進めておるわけでございます。ただこの問題の間接的な日本の漁業界なり、或いは魚の取扱業者或いは魚市場、或いは小売商というふうに、各方面に勿論有形、無形の損害があると私は考えておるのでございまするが、それらにつきまして今後どういう取扱にするかということは、今後私どもといたしましては政府部内で十分に協議をした上でこれは取扱つて参らなければならないと、こう考えておるのでございます。

ところが一番この根本的な問題といたしまして、あの方面で原子爆発の実験をやりますことが、一体あの方面に棲んでおる魚にどういう影響があるのかという問題が根本的にあるのでございます。これも勿論爆発の実験の内容によりまして、例えば水中で爆発させればどうか、空中で爆発させればどうかというふうに、いろ〳〵その影響は異なつて来るはずでございます。これらについての基礎的な条件というものが明らかになりません限りは、なか〳〵この問題の最後的な計算ということはむずかしい問題であるだろうと、こう考えておるのでございます。併しそれらはそれといたしましても、当面第五福竜丸事件及びこれに関連いたしまして、例えば魚の流通に対して生じた混乱というような問題は、当然私どもとしては調査をいたさなければならんということで、その点につきましては関係の主な消費市場等にも照会を出しまして調査の資料を目下集めておる段階でございます。

○秋山俊一郎君　現在でも遠洋から入つて来ます漁船は殆んど毎日のようにあると思うのですが、これらの入つて来る船に対してガイガ計数管等について検査をして、安全なものに対しては検印を押しておるというようなことが新聞に出ていましたが、いずれにしましても入つて来る船が相当の漁獲物を持つて入つて来る、その魚が現在はこの問題が起る以前から見ますというと相当値下りをしておるのではないかと言われております。その値下りは現在もなお続いておるのでありますか。一時的な現象であつたか。若し続いておるとすれば現在どのくらいの値下りを見ておるか、おわかりでございませんでしようか。

○説明員（永野正二君）　私ここに今持

つておりますのは東京市場におきます入荷量と価格の材料でございますが、東京市場におきます建値はこの事件が公になりましてからやはり大物類については相当顕著な影響を示しておるようでございます。又一番極端な日は十九日の日でございますが、この日には殆んど値が立たなかつたというような状態になつております。御参考までに十五日における高値、安値を申上げますと、普通の「まぐろ」は高値が二千五百円、一貫目当りでございます。安値で二千円程度のものであつたのでございます。これが十八日には高値が二千百円、安値が千四百円、それから南方の「きはだ」でございますが、この「きはだ」につきましては近海物と南方物と別な相場が立つておるようでありますが、南方の「きはだ」については十五日の高値が八百円、安値が四百円であつたものが、十八日には高値が六百八十円、安値が二百四十円、それから二十日になりますと更に値下りを見まして、二十日の相場は高値が三百五十円、安値が二百五十円というような顕著な値下りを示しておるようでありまして、「びんちよう」につきましては割合にこの値下りが目立たないのでございますが、それでも十五日の高値が五百九十円、安値が四百五十円程度であつたものが、二十日の日には高値が同じく五百九十円、安値が百八十円というような値段も出ております。それから「さめ」につきましてはこれは「むきざめ」の相場でございますが、十五日の高値が三百八十円、安値が三百三十円程度であつたものが、十八日の相場で見ますと、高値が二百四十円、安値が百五十円、更に十九日の相場は高値が百七十円、安値が百五十円というふうにこれは顕著な値下りを示しておるようでございます。この大物類が最も顕著な例でございますが、やはりこれに伴つて他の魚種、或いは加工された品物というものにつきましても影響が出ておるのでございまして、こういう影響は今後どういうふうになるかということが非常に大きな問題でございます。私どもといたしましては、差当りこの魚の消費に対する不安をできるだけ払拭しなければならんということで、私は最初からこの点について非常に心配をいたしておつたのであります。

そこで問題の第五福竜丸の漁獲物につきましては、早速その日のうちから手配をいたしまして、これが行先をトレースいたしまして、これを消費者の手に渡らないようにできるだけ措置をいたしたいと思いまして、極力手を尽したのでございます。その結果、この福竜丸が持つて参りました約二千三百貫の荷物のうち、殆んど大部分は消費者に食べられるという前に押えることができたような次第でございます。併しながらこの問題が非常に広く又はなやかに報道されておりますので、一般には魚全体が非常に放射能による危険性があるかのごとき印象を与えておりますので、差当りこの不安をできるだけ一掃したいという趣旨で厚生省と相談をいたしまして、この問題になる「まぐろ」につきましては大体南方方面から帰つて来る船を一ぱいごとに押えまして、その魚の衛生検査を施行するという手を打つたのでございます。現在まで福竜丸以外の船の漁獲物で身体に害のある程度の放射能を持つたというようなものは見当つておりません。今後も恐らく私どもは同様であると思いますが、こういう点がもう少し消費者のほうにも実態がだん〳〵明らかになつて参りますならば、その影響は防止できると思つておるのでございますが、それまでの間相当いろ〳〵な問題が起つておるということはよく承知いたしております。

○秋山俊一郎君　この福竜丸の「まぐろ」が一部……一部と言つてまあまあちらこちらへ散らばつたようですが、それを取返したとか、或いは東京の魚河岸なんかではそれを埋めてしまつたとかいうようないろ〳〵な措置を講じたようであります。この「まぐろ」を扱つた人たちが何らかの影響を受けた事実があるか。一部食べられたのもあつたということですが、これを食つた者はどうかなつたと、体の影響を受けたというような事例がございますか。

○説明員（永野正二君）　福竜丸の漁獲物のうち、殆んど大部分は消費者の口に入らないで済んだということは今申上げた通りでございますが、その後具体的にこれを食べました人がどこにおられるか、それに対する放射能の影響があつたかどうかという点につきましては、これは厚生省のほうでお調べになつておるわけでございまするが、私どもが現在までこの食べた魚によつて具体的にどういう病状が起きたというような例はあつたということを聞いておりません。

それから市場のほうでこれを埋める、その他の廃棄処分をとつたのでございまするが、このときも或る程度注意をいたしまして、例えば着ておつた被服等について事後に検査をして、非常に強い放射能があつたというようなものは、これを廃棄するというようなお手を手つておるようでございまして、これに基いて具体的に人体に被害があつたというような事例は聞いておりません。

○秋山俊一郎君　福竜丸はどこか、焼津の港に繋いであるとかいうことでありますが、それはどういうふうな処置をして現在保管してありますか。

○説明員（永野正二君）　焼津港の中の一般の迷惑にならないようなところに繋留しておきまして、これに普通の人が立入らないように立札を立てて措置いたしておるわけでございます。この船の中に長時間おるということは、或る程度被害があるのじやないかというような試験も結果が出ておりますので、そういう措置をとつておるわけであります。

○秋山俊一郎君　それはその港の中に繋いでおいても別に……、それに灰をかぶつたとか何とかいうことでありますが、そういうものの散乱等によつて周囲に害を及ぼすというようなことはないのでございますか。

○説明員（永野正二君）　放射能の害は、これは細菌による病気とは異なりまして、直接その放射線、ベーター線とかガンマー線とか、その線を長時間継続的に当てることによつて身体的には被害が生ずるわけでございまするので、そういう措置をとつておりますれば、次第にこの福竜丸の船体自体の放射能の強さというものは減じて行くはずでございますので、そういう方法でも、何日かの間には、或いは何カ月かのあとに出るということに対しては、確証を以てそういうことは言えないのじやないですか。その点はどうですか。

○説明員（永野正二君）　その点は可能性の問題としては只今千田委員のおつしやつた通りでございまして、放射能がどういうスピードで以て衰えて行くかということは、その放射能の持つております原子によつて異なるわけでございます。現在福竜丸が帯びております灰の放射能というものが、どういう性質のものだということは、最後的に究明し尽されておるわけでは私はないと思うのでございます。併し一応厚生省その他衛生のほうの専門のかた〳〵が見まして、その程度の処置でよろしい、こういうことになつておりますので、私そういうふうに御説明申上げた次第でございます。

○秋山俊一郎君　この、今私伺いたいと思つたのですが、これはどちらに伺つたらいいか、放射能の効力が、種類以てほかの人に、人体に害を及ぼすということはないというふうに考えております。

○千田正君　関連して……。どうも今の永野部長さんのお話は、それはちよつと研究が薄いのじやないかな。というのは、今度投ぜられた爆弾の種類はまだ決定しておらないけれども、少くとも最低十二時間、二十二日間、三十日、ユバルト爆弾の放射能に至つては二十年の長きに亘つて、そのうちにおけるところの細胞組織の破壊がその当時現われないとしても、二十年の間において出て来る場合がある。そういう点を言われておるのであつて、今現在身体に損害がないと言つても、何日かの間には、或いは何カ月かのあとに出るということに対しては、確証を以てそういうことは言えないのじやないですか。その点はどうですか。

○説明員（永野正二君）　その点は可能性の問題としては只今千田委員のおつしやつた通りでございまして、放射能がどういうスピードで以て衰えて行くかということは、その放射能の持つております原子によつて異なるわけでございます。現在福竜丸が帯びております灰の放射能というものが、どういう性質のものだということは、最後的に究明し尽されておるわけでは私はないと思うのでございます。併し一応厚生省その他衛生のほうの専門のかた〳〵が見まして、その程度の処置でよろしい、こういうことになつておりますので、私そういうふうに御説明申上げた次第でございます。

○秋山俊一郎君　この、今私伺いたいと思つたのですが、これはどちらに伺つたらいいか、放射能の効力が、種類

によつても違いましようが、一体永く続くものだとすれば、これは又いろ〳〵な対策も非常にむずかしいのでありますが、これは恐らく水産庁におきましても一応考えられておると思いますが、他の政府委員から伺うことといたしまして、この「まぐろ」製品と申しますか、罐詰であるとか、或いは冷凍「まぐろ」に対して、アメリカから、この輸出の積出し、或いは取引上について、何らかの日本に申入をして来た事実があるか、あつたとすればどういうことを言つて来たか、それに対する措置をどういうふうにされたか、この点を一つ伺いたいと思います。

○説明員（永野正二君）　この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響ということも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというようなものではないということについて慎重な措置が必要であろうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございますので、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということを証明した上で、船積をして輸出するという措置を土曜日からとつておる次第でございます。

○秋山俊一郎君　アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員（永野正二君）　正式に何も言つて来たということは聞いておりません。

○秋山俊一郎君　正式でなくして、略式にでも何か言つて来たことはありませんか。

○説明員（永野正二君）　聞いておりません。

○政府委員（小瀧彬君）　情報といたしましては、ロスアンゼルスの総領事館におります日本の総領事から、これまでの契約を破棄するようなことはしないが、その事件があつて後の製品については考え直さなければならないというような意思を表示している会社があるという電報が参つております。そのほかには、多少この問題が新聞に出てから、そうした不安がただよつているけれども、現実の問題として契約を取消すというようなものについて、総領事館でこれまで取調べたところでは、申出のあるのはないということでございます。

○秋山俊一郎君　小瀧政務次官が見えましたのでお尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一国の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事ができないのみならず、先ほども申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなければならないといつたようなことから生ずる損害というようなものは、今後非常に大きなものになると思います。累積されて参りますと。そういう問題に対しまして、日本がアメリカに対して、何らかそれらに対する補償と申しますか、或いはそういうことに対する、まあ、その区域をやめてしまえばいいのですが、損害に対してそれを緩和するようなことについて日本政府からアメリカに要求するような権利があるものでしようか。その点を伺いたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この問題につきましてはすでにアメリカのほうで十分協力して治療にも当り、又調査にも当るというようなことを言つておりますし、又そういう事実が確立されたならば、公正なる補償もするというようなことを言つておりますので、権利とか義務とかいうものを離れて公正なる解決をしなければならないと存じますので、目下その事実について調査が進められておるという段階でありまして。具体的にどういう要求をするかということについては、こちらの調査もまだ十分進んでおりませんので申上げかねますが、今おつしやいましたような将来に対する想定し得る被害というような点も十分に考慮に入れまして対米折衝をいたしたいと考えております。

○秋山俊一郎君　この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にありますために、どうしても遠慮せねばならんような立場に置かれているのじやないかと思うが、私は今日独立した日本として何もこういう問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大なる力を試験しておる。その犠牲は日本に来ておるということであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支えのないものである、独立国として。たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうに考えております。殊にこの「かつお」・「まぐろ」漁業というものは今日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がかような状態になつ参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういつたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならないといつたようなことによる値下りその他の問題も考えますというと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならないのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害ばかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりますので、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他国の人たちに大きな損害を与えたものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれでおしまいになるから、相当の要求をする権利があるのじやないか、若し立場を変えて他の国であつたならば日本のようにおとなしくしていないのじやないかという気がするのであります。従いましてこの問題は法律上の問題もございましようが、私どもとしては極めて虚心坦懐にこの問題を取上げて、日本の犠牲というものを償つてもらうようにして頂きたい。何ら私は日本人にこの責を負う義理合いは一つもないのじやないか、こういうふうに考えるのであります。強いて我々がアメリカに対してむづかしい難題を吹つかけるつもりもありませんが、かような大事な産業が非常な苦境に陥り、殊に人命にまで影響を受けて、場合によつては今何でもない人が又あとから病人にならんとも限らんような問題に対しましては、外務省としては一つ十分肚を据えてこの問題の対策に当つて頂くことを特に私は要望いたしまして、一応質問を打切ります。

○千田正君　これは特に予算委員会で私は外務大臣に質問したのですが、外務大臣は当時要領よく逃げられたのでありますけれども、私は今秋山委員から質問されたことと同じような考えは勿論持つておりますけれども、それよりアメリカ側としては、日本の漁業というものに対する認識が非常に欠けておる。例えばアメリカの産業における水産業なんというものはほんのこれは遊びの漁業でしかない。罐詰業にしか過ぎないという観点があると思う。海洋において原子爆弾の試験をする、それによつて被害をこうむるのは日本の仮に水産業だとしても、これはアメリカ式に考えたら大したことじやないじやないかというふうにも我々は考えられるのであります。というのは何故かというと、日本の水産という、いわゆる農業と漁業という二つの大きな日本の基礎産業というものに対する考え方は、アメリカでは殆んどこれは関心を払つておらない。そういう点からも私は今度の問題は、国が異なつているだけに、強くアメリカ側に反省を促すと同時に、要求しなければならないことは飽くまで要求しなければならないと

感ずるのであります。

先ず第一に私が考えるのは、今度のビキニの日本の漁船の被害、或いは漁夫の被害、そういったものに対して何らアメリカ側からは確たる賠償にしろ補償にしろ、そういうことをはっきりと明示して来ておらない。単に調査団をやつて治療するとか、調査しなければよくわからないとか、そういうことで確証を通告して来ておらない。而もそれがまだきまらないうちに直ちに第二の段階として、今度は広い範囲内におけるところの禁止区域を一方的に通告して来ておる。これなどを見るというと、やはりまだ日本は属国であるごとく、而もこの原子兵器の実験の犠牲には、当然日本側ではこのくらいのことは、或る程度負担してもいいじやないかという考えがありはしないかというほど誠に冷淡のようにしか思われない。

そこで外務省の責任の地位にあるところのあなたにお伺いしたいのは、一体これはどうしたならばアメリカ側はこの我々の要望を入れるのか。先ず第一に、一体この禁止区域というものは正しいのかどうか。早く言えば、我々日本人から言えば、こういうところでやつてもらいたくない。原子爆弾の試験なんというものは、自分の領土内でやつてもらいたいと言いたいほどであります。であるために、殊に今度のような災害をこうむつた場合には、我々は人道上から言つても、強く日本の立場を主張しなければならないにもかかわらず、主張しておらないようです、日本の外務省としては。而も被害区域が内であるとか外であるとか。先般も私は外務大臣に質問したのは、仮にアメリカのほうの原子委員会としましては、禁止区域を設定して、その中におけるところの警戒措置をするのも原子爆弾の実験の最大の任務であることを強く唱えておる。そうすれば当然警戒措置があつたものと我々は見なければならないにもかかわらず、我が漁船に対しても、我が日本に対しても、いつ何日こういつた方向に向つて危険な問題が起るから、この辺は通行しないようにとか、操業しないようにとか、我々は我々のほうで飛行機を飛ばして十分の警戒の衝に当るから、あなたのほうでも漁船に注意をするとか、或いは指導船なり、警戒船なり派遣して、十分に我々に協力して欲しい、こういうことは一度も言つておらない。現実に言つておるとするならば、そういうことがあつたかどうかということをはつきり私は聞きたいのであります。これが単なる一方的に昨年の十一月か十月かに向うから通告しただけに過ぎないのであつて、それが平和に操業するところの漁業者に対しては十分にその通達が了解し得なかつたために、こういう悲惨事が起きておる。この点は一体どういうふうになつておるか。外務省は受継いだのだが、それを水産庁なら水産庁に通達したというだけに過ぎなかつたかどうか、その点はつきり聞きたいと思うのであります。

○政府委員（小瀧彬君）　向うからの通告につきましては、過日のこの委員会でも申上げたと思つておりまするが、外務省を通じての通牒は一昨年の九月の十八日に行われただけであります。それまですでにこの危険区域を設定してそれが日本側へ通告されておるにもかかわらず、日本の漁船の一艘がこの危険区域の中へ入つた事実もあるから、今後も十分注意するようにと警告を発するようにという申出がありましたので、当時外務省から関係官庁、即ち水産庁とか、或いは海上保安庁とかいうような方面にこれを申送りまして周知方を取計らつてもらつた次第でございます。それ以外には外交筋を通しては来ておりませんが、この水路部の関係においては随時その変更でもあつたときには日本側へ通知して来ておる。これが予備的警告の実際のこれまでの取扱われた実情であります。但し今お話のように、アメリカでもそれだけがすべてではなくして、当然五二九あたりがそこらを飛翔してそうして無電装置を利用してこれに警告を与えるべきであつて、又与えたはずであるというようなことを言つておる向きもあるくらいでありまするから、米国内においてもただこちらへ通報して来ていただけで完全な措置であつたというようにも考えていないのではなかろうかというふうに見受けられるのであります。が、御質問の最後の点に対してだけお答えするとすれば、結局我々の取扱つた警告というものは今申上げたものだけでございます。

○千田正君　それで今度は明らかに日本側の調査によるというと、禁止区域外においてこういう被害をこうむつた、当然これは日本としてはアメリカに対してこれの賠償を要求すべき権利が私はあると思いますが、この点について外務省としてはどう考えておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　先方にして十分なる警告措置、危険を排除するに適切なる措置をとらなかつたとすれば、そして先方のほうに過失があるということを発見すれば、当然権利として日本は賠償を要求すべきものであるという見解を外務省としては持つておる次第であります。

○千田正君　とかくこういう調査に当つては、強者のほうは自分の言いなりの調査をしたがるものであります。従来の長い、日本ばかりじやなく、世界の外交歴史を見てみても、結局強いほうは勝手な調査をして、勝手な理窟をつけることが多い。こういう問題のいわゆる調査その他に対しては当然日本のほうからも共同調査を申込んで、現実におけるところの厳密な意味におけるところの調査をしたであろうと思うが、外務省としてはそういう点において申入れたかどうかということを私は外務省に伺います。

○政府委員（小瀧彬君）　先方もすでに共同調査をしようということを申出ておるわけでありまして、これは当然最も厳密なる調査が行われなければならない性質のものであることについてアメリカ側も十分認識しておるわけであります。決して勝手な理窟をつけて責任逃れをするような気配にも見えないのは、賠償などの点についても、普通の場合におきましてははつきりとした事実が判明しない限りは国務省とか或いは外務省とかいうような性格の官庁は責任をコミットするようなことを申出ないにもかかわらず、賠償についても事実が判明した上は十分考慮するということを申出ておるほどであります。ただ日本の外務省のほうから共同調査を申入れたかという問いに対しましては、まだそういう段階に至つておりません。去る十六日に先ず先方で当時の状況はどういうようなものであつたかということに対して照会し、又如何なる警戒の措置をとつたかということを申しましたのに対してはつきりした回答もしておりませんから、そういう点を十分調査するとかいう段階に至つておりませんが、その回答は近くもたらされるものと期待いたしておりますので、その上で十分今おつしやいましたような点を考慮いたしまして米国との折衝に当る考えでおる次第でございます。

○千田正君　私のみならず、これは日本の国民がひとしく考えておることであろうが、今後のビキニの問題を解決しもしないうちに、更に引続いて禁止区域の拡大を日本側に通告して来たということは、我々としてはこれは納得行かない。当然共同調査なら調査をしまして、日本側からの申入を検討して、賠償なら賠償ということを決定して、然る後にこれは次の段階に移るべきであつて、而も未だ前の問題が解決しておらないのにかかわらず、直ちに今度は拡大したところの禁止区域を設定して来るということは、これは取りも直さず日本に対しての侮辱だと私は思う。少くとも独立した日本に対しては一応国と国との間の問題を解決してその次の段階にその拡張なら拡張を通告して、お互いにそれに対して協力し合うというのが、これが私は国際信義だと思うのだが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員（小瀧彬君）　その点私は多少考えを異にするものであります。勿論まだ調査が完了いたしておりませんが、併しこの危険区域を適当な範囲にしないというと非常に人命に危険があ

るということを考えて、これまでの調査は或いは不十分か知らないが、取りあえずの安全措置としてこれを設定することを考えたものようでありますので、これは何も日本に対する侮辱とかいうような意味のものではないものと解します。本来ならば、従来通り新らしい告示を出すだけでありまするが、過般の重大なる惨事を起しましたからして、特に日本の在米大使館に対してこれを通告して来たというのでありまして、勿論実際問題としてはこの地方へ出る船舶とか航空機というようなものは日本が主でありましようけれども、国際的に世界各国へ通告しなければならないものに対して、特にこれまでの経過から考えまして、日本へ通告して来たというのであつて、法律的に言えば日本だけを目当てにした危険区域ではないのでありまするからして、これで以て日本に侮辱を加えるという意思も勿論なかつたでありましようし、そういうふうに解するのは少し行過ぎではなかろうかというように考えます。賠償問題は勿論まだ解決しておりませんが、それはいろ〳〵な種類の被害も考えられることでありまして、ただ単に直接な、人に対する被害のみならず、今お話しになつておりました輸出の問題であるとか、或いはさかなの市場に対する非常なる被害というようなものもありますので、これは早急にすぐ解決するということは事実上むづかしいだろうと思います。こういうような考えからいたしますというと、危険防止の措置を一応先方の取調べた中間的な調査の結果に基いて、そうしてそれを各国へ通告したというものと解して差支えないように考えます。

○千田正君　それはまあいつまで論争しておつても論拠はお互いに観点が違うから果てしがないと思うが、我々が常識程度に考えて見て、自分らが過つたものに対しては一応それに対しては賠償なり或いは謝意を表するなり、お見舞金なりをやつてそうして今までの自分らの行為に対して反省するなり或いは了解を求めるということをして後に、今度は更に拡大するから協力して欲しいと、こういうのであるならば我々は考えられますけれども、さんざん迷惑をかけて何ら処置もしないうちに、お前のところへ又行つてこつちは隣手にやる、だからそういうことを協力してくれと言つてもこれは日本国民は承知しないと思います。外務省のそういうようなお考えのあり方と、それから実際生産に従事しておるところの漁民の考え方とは、そういうものはどうもそこに食い違いがあるのではないか。我々はやはり何とかして一日も早くこの問題を解決して、そうして次の段階に移るべきであつて、むしろ外務省からはこの問題を解決するまでは次の段階の試験は待つてもらいたい、こう言つて行つてこそ初めて独立国としての外務省としての権限を遂行する意味においての正しいやり方じやないか。この点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　今米国側の回答を待つておる次第でありまして、これまでのところ、おつしやいましたような申入をいたしておりません。が併し近く第二次的な申入もいたしたいと考えておりまするので、その際には今仰せになりました危険区域の問題なども当然取上げなければならないというように考えております。

○千田正君　もう一つ、これが仮にこのまま遂行されるという場合において外務省として考えられるのは、又第二次の不幸な問題が起るのじやないか。これは私は小瀧政務次官だつて考えるだろうと思う。私などは一晩も眠れないほど考えるのですが、そういう場合に日本側としてはどうしたらいいのか。私はこれは外務省として当然共同警戒に当るべきじやないか、アメリカ側と。アメリカ側は少くとも自分の禁止した区域に対しては相当十分なる警戒をする。するのが当然の、いわゆるこの原子爆弾の試験の重要なる任務の一つであるということをアメリカの原子管理委員長が世界にそれを声明しておる。アメリカ側が当然危険区域を警戒するのはこれは当然の義務である。同時に我々はそれを予防する意味において、なおこの日本の国民の被害を或る程度防ぐ意味においてこれは警戒措置には当然日本側も共同してこれに出動して、警戒船であるとか、或いは農林省の指導船とかそういうものを出してこの警戒に当つて、次に起るであろうところの、予想されるところの災害というものを防がなければならないと私は思うのだが、外務省としてはどういうふうな見解を持つておられますか。

○政府委員（小瀧彬君）　まだ今後の対策につきましては先方へは申入をいたしておりませんが、関係各省とも十分協議いたしまして、こうしたことが絶対に今後起らないような措置を考えなければならないと存じまして現にそうした協議を進めておる次第でございます。

○千田正君　もう一点聞いておきますが、アメリカ側の、日本に対する今度の問題に対する補償であるとか賠償とかという問題についてはまだ決定しておらない、併しその賠償なり補償なるものが日本側において受諾し得ないところの少額な問題であつたとか、或いは常識的に考えても日本国民としては当然の権利を十分に主張し得るにかかわらず、或る程度のものしか補償しなかつたというような場合においては独立国の面目上更に改めて請求するというだけの肚がまえは持つておられるだろうと思いますが、当局としてはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　これは申上げるまでもなく、不十分であるというような場合には、当然請求を継続し、折衝をすべきものと考えております。例えばMSA協定にいたしましても、出たものを見れば、あたかも我々がアメリカの言いなりになつておるかのようにお考えになるかも知れませんが、あれだけ長い間かかつて、とにかく日本側の主張というものを、不十分ではあつたかも知れませんが、徹底さすために努力をして参つたわけでありまして、殊に今度の問題につきましては、援助を受けるとかいうような立場の問題でもないので、決して今までもアメリカだから遠慮をしたということは絶対にございませんが、殊にこの問題は極めて重大なる問題でありますから、決してそうした遠慮をするというような心配はないというので、御安心を願いたいと存じます。

○千田正君　更に一点、これは最後にしつかり聞いておかなくてはいかんと思いますが、こういうような問題が起きたために、恐らく拡大された南太平洋における漁場というものは当分圧縮されると。そこで私は先般来、日・米・加漁業条約によつて決定されておるところの、あのラインにおける漁獲に対しては、或る一定の制限を緩和する方法も一つの外交政策としてあるべきだ。そこで一方において寒がれておるところを、一方において解放さすべきであると私どもは考えるのだが、今後における折衝の過程において、北洋における制約された漁場に対する解放若しくは緩和という問題に対して、今後考えられるかどうか、この点を一応お聞きをしたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　今千田さんのおつしやいます点、確かに一つの考え方でありまして、今後の話合いの場合にとつては、そうした点は十分我々としては考慮しなければならん点と存じます。ただ魚族の保護というような立場からして、果してそれが唯一の一番よい方法であるかどうか、又或いは他の方法によつて失つたところを補わせるということも考え得るでありましようが、仰せのような点は十分私どもも考えて、少くともそれが協定面に現われるということが困難にいたしましても、対米折衝の際におきましては、そうした考え方、日本側の要求というものを、交渉の都度向うに徹底させるように努力いたしたい、かように考えております。

○千田正君　私としては、観点が違うところもありますが、今の最後の問題については、現在のいわゆるビキニ環礁から拡大された禁止区域は、これは

アメリカは世界平和を守るためと言うが、日本側はどの程度に協力してよいのか、これによつて魚族が殆んど潰滅するかも知れない、更に身体に影響を及ぼす、更に民族の滅亡というような一つのきつかけになるかも知れない。これはとても魚族保護というどころの問題ではなくて、将来の日本並びに世界の平和への問題に繋がる一つの大きな問題であるだけに、魚族資源保護などというようなことのみによつてこれを考えるべき問題ではないのであつて、どうかこの点を十分に考えられて、先ほどあなたが強く言つたように独立日本の外交というものに対して、自主性を持つたはつきりした国民の輿望を持つて立つてもらいたいということを要望して、外務省側に対する質問は打切ります。

○木下源吾君　大変な事件が勃発になつたのだが、これは外務省としては、この問題を中心として改めて外交的な方針を何か決定しておりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この問題の重要性というものは我々も十二分に認識いたしておるのでありまして、今後調査の結果に基いていろ〳〵の交渉をアメリカとしなければならないと存じます。ただ先ず第一段階におきましては向うからいろ〳〵事実の通報を受ける、例えばどういう警戒措置をとつておつたか或いはその日の風向なり、その日の、その際にアメリカ側はどの程度の実験をしたかというようなこと等先方に照会し、同時に日本でもできるだけいろ〳〵な資料を集めまして、しつかりと足が地に着いたところの交渉もしなければならないということもございますので、今は先ほどから頻りに御質問のこういう賠償を幾ら出せとか、或いは今後の措置をこういうふうにしなければならないのだぞというようなことは申入をいたしておりません。非常に重大な問題でありますので、各省とも緊密な連絡をとつて今後問題をどう処置して行くか、取りあえずはこの被害者を救う措置をアメリカと協力してやらなければならない。又いろ〳〵漁業或いは輸出に及ぼす影響等を如何にして最小限にとどめるかということに最善を尽しているような実情でございます。

○木下源吾君　いや、そのことはさつきからいろ〳〵お伺いしてわかつているのですが、再びそういう危険なことをしないようにというさつきの御答弁もあつたわけなんです。ただそれはその近所に行くなとか、警戒して来たならば警戒によく注意しておれという問題では解決つかない。これは私なりの、私の考えではああいう原子兵器というか、水爆というか、そういうものを用いないでくれ、使わんでくれ、そうしてそのことがなされない限りは、私はあなたがたは危険区域とかいうけれども、この危険区域は私は世界中だと思う。それは大小の差はあるでしようけれども、直接のいわゆる放射能というものもこれは世界に私は影響していると思う。これは生物に対してもそういうものだと思うのだが、そればかりではないのですね。そのような、この間も新聞でちよつと見たのですが、小魚がそれにかかつておればそれを食つた大きな魚、それを食つた又大きな魚というふうに幾らでも拡大して行つて、一体時間的にもそれがいつになつたら終熄するのかというようなことを科学的にそう言われているので、これはそこへ行つている人間がという問題じやないと思うのです。これに損害だとか、賠償だとかいうその前に、根本的問題としてアメリカに対してかかる兵器、いわゆる戦争の道具ですね、こういうものをもう作らんでくれ、やめてもらいたい、まあそう極端でなくてもよろしいから、端的に言えばそういうようなことを日本政府がやる、やらんとかいうことを私は外交の根本の方針として、やはりきめなければ、今のように被害が余計あつたからそれに賠償をやればいいとか何とかいうようなことではならんのじやないかとこう思うのですが、そのことをお聞きしているわけですが、どうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　勿論原子力というものが平和的な目的にのみ利用されるようになるということは私どもも希望してやまないところでありますが、併し実際問題としてこの問題は米・ソ間でも随分これまで論ぜられたけれども結論に達していないというような状況でありますので、成るほど日本は被害国として最も発言力を持つべき立場にありまするが、現在の国際情勢からすれば米・ソの関係如何によつて大きく左右せられるであろうと存じます。現に米・ソ間に話合いも進んでおるようでありまするが、直ちに希望するような解決ががが得られるがどうかわかりません。そこで日本の現状からしましてこの問題に発言し得るとすれば、何としても今度の惨事の結果について十分調査し、又今度の事件に関連したあらゆる科学的な調査を整えた上で、これが本当にもう太平洋における漁業を破滅するとか、或いは非常に強度のものを利用せられていろ〳〵な重大なる被害を与えるというような点でもはつきりいたしましたならば、これは今後原子力の実験などを抑える上に非常に役立つ資料になると考えまするので、何といたしましても第一段階としては、これに関連するあらゆる調査をできるだけ早く進めまして、そうした御指摘のような主張をなすのに都合のいい材料を持つということに懸命の努力をしなければならないだろうというふうに考えておる次第でございます。

○木下源吾君　まあ然らば、これの今のお話のような調査にはどういうことをおやりになつておるか、やろうとしておるか、やる方法等についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　もう御承知のようにアメリカのほうも協力して現地でいろ〳〵調べておりまするし、更に米国からも専門家が来るようでありまするから、日米協力いたしましてこの原子力実験に関連したい〳〵ろな問題を探究して行くということになつて、それが非常な人道上の大問題であるということがわかりましたならば、今の御指摘のような点を日本が主張するのに好都合と思いますので、現在はそうした意味で協力して調査が進められておるのであります。まあ私その専門のことはわかりませんけれども、緊密な協力をして調査しておるようでありまするから、私どもの希望するような調査の結果が早く出て来るように期待してやまない次第であります。

○木下源吾君　アメリカと合同ということもそれは非常に必要であると思います、お話のように……。併しながら日本は日本で独自の調査がより必要じやないか。現にあの医療の面などは非常な自信を持つて科学的にまあやつておる。そういう中に政治の面だけは協力してというだけで前進しておらんと思う、協力が……。それで一問一答をやつても時間がかかるばかりだからそういう時間を省いて伺しますが、被害者は勿論のこと、これもお聞きしなければいかんと思うけれども、あなたの範囲がどのくらいのことか私もわからん、外務省は……。聞くところによればもつとひどいのがほかにおつて、東大に来ている二人は軽いほうなんだという話も聞いておるわけなんです。これも直接そういう目に見えた被害というものを別にしましても、それはあすこの魚が来た東京では販売停止したと書いておるのだが、これ売つたのもあるそうです。これは売つたか売らんか、それは別といたしましても、私の友人があの十六日かな、晩にじやん〳〵家へ電話をかけておる、そうしたら今晩何だ、それはすぐ捨ててしまわなければならん、食べちやいかん、こういつてあの晩に電話をかけておる。それから又ほかの友人の所へ今度行つたらば、いや僕の所も今晩は皆やり出してしまつて……、これはそれにぶつかつた二人の友人です。一人は田中君ですよ。今館から電話をかけて……。それから猪俣君のところへ行つたのですが、猪俣君のところでも、今晩はみんな捨ててしまつた、えらい目に会つた、こう言うのです。だからして、そういう被害までも調べたらどのくらいかかるかわからん。大体すし屋はもう破産してしまう、あんなことをしていたんでは。仲買人は勿論のこと、いや

本当に。魚河岸のすし屋から、何から何まで影響する損害なんというものはどうして調べますか。こんなことはわかりきつておるんですよ。もうこれを何するならば、計算したつてそんなものはあんた表面だけです。この機会にあの原子爆弾をもう使わんでもらいたいという、使うべからざるものであるといつて向うが観念するまで出して行かなければ、日本中の損害はどのくらいか測り知るべからざるところです、今の問題だけでも……。そして垢が入つた、水が入つた船が、例えばそこら辺に、黴菌か何か、放射能だとか何とかいうものは知らない、目に見えるか見えないか、音を立てるものか知らないが、これをやれば海全体が悪くなる、こういうことでしよう。それで水垢の入つたやつをそのままにしておけば、船は沈んでしまう。手も足もつけられん問題じやありませんか、あんなものは。その損害たるやとても、あなたたちは共同調査だなんて、そんなのんきなことを言つておられる問題じやないと私は素人でも思うんだが、あなたはそう思わんかね。そうして向うから言つて来るまでなんて待つていられるものではありますまい、実際のところは。それでは私は余りのんきじやないかと思う。外務省はまあそれぐらいのところでいいとお考えになつているのか。それならば僕はほかの政府の人たちに聞こうと思うのです。外務省は全く外務省として、もうすでに緊急事態ですよ、これはあんた。本当に戒厳令でも布くようにやつて、政府で方針を立つて、これはもう何としてもこの犠牲は、広島の犠牲で我々は平和憲法を持つた。この犠牲を再び繰返さない。今度我々は永久に戦争をもうなくする世界にするくらいの考えで、原子爆弾をなくするということを私はやるべきだと思うのです。これはあんたばかりに言つたつてしようがないんだが、大臣がおれば大臣みんなにそう話したいくらいです。僕は政務次官だから余計言つている。政務次官を通して僕は政府に言つてもらいたいと思うのです。今の疑獄なんていうのはまだそれは軽いですよ、あんなものは。これはあんたみんなの命にかかわるでしよう、全く。それで今第五福竜丸なんて言つているけれども、きつと見えなくなつた船もあるのじやないか。みんな沈んでしまつた、そういうことをあんたたちに考えないですか。これは外務省なんていうのは……。あんたは違う、我々の同僚だから、私は余り言いたくないけれども、外務省なんというのはね、まるで化石みたいなもんじやないか、あんなもの一体予研の話を聞いて見たり、明治神宮外苑で、君、独身将校の十五棟の兵営を建てるなんて、まるで化石みたいなもんだ。この間課長の奥さんがたを案内して、課長何を言うかと言えば、協力の課長、家へ帰れば近所の家内には反対されて困るのですけれども、ここでは私はこれはもう信念でこうしておりますなんというようなことを言つているでしよう。これは化石でしよう、あんた。そういう外務省ではとても私はできないんじやないか。心配されてあなたがた皆さんで是非一つこれを解決するようにしてもらいたいんだなあ。それは私ばかりが家族があるんじやない。あんたもあるだろうから、あの問題なんといつたら本当に震え上つていますよ。これをアメリカにどうすれば通ずるか、何が通ずるかが私は外務省の仕事じやないかと思うのですがね。これは何もアメリカに敵対とかね、反米だとか、よく思われようとか、そんなものを超越してですよ、これはアメリカなんというのは、日本のことを、この間も私の同僚が歩いて来たというんじやがね、まるでわからないと言うんだ、日本のことが。近藤君、これは私の同僚ですがね、行つてずつと組合とかなんとかというものを案内されたんだが、わからんが本当だと言う。ここで一つ外務省が、この問題ならばもうわかりますよ。一つがつちりかかつてね、日本人はどれほど心配しておるか、どれほど一体これに危険を感じておるかということを本当にアメリカの国民の一人々々に徹底するように一つ外交方針を立ててやつてもらいたいと思うんだなあ。ふだん言うたつてそれはしようがありません。こういう問題が爆発したときには、もう丁度日本の疑獄が海に出たと一緒ですよ。いい気になつて、あんた、こんなこと、それの尻馬に乗つて、兵隊をこしらえて再軍備やるとかなんとか、形式的のことを言い逃れる、そんな問題ではないですよ、あんた。これはまさに、あんたたち危険予防措置するなんと言いいますが、これだつて計算違いでしよう。周囲十里くらいのところで仮にいいと思つたやつが、やつつけて見たら、三十里もということになるでしよう。とてもあんた、まだこの次にもつと安全に実験してくれなんと言つたつてそれはできやしませんよ。それはとても。どうか一つ、次官はねえ。私の言つているのは社会党が言つているのでも何でもないんです。実際、君、国民の不安というもの、そうして賠償するなら一日も早く、一日も早く、まあすし屋から魚屋、居酒屋の、あんた引揚者が、僅かな何でしよう、公庫から借りた資本でやつているようなものから早く一つこれを救済してもらわなければ、これを救済してもらわなければ、あんた、今不景気がどん〳〵進んで来ているのに、そんなものを、まあ私のような門外漢にはわかりませんから、あんたは外務省で関連することだけ熱心にやつておらんで、又次官会議とか何とかいう、そういうときでも是非一つ早くやつてもらわんと。どうですか、一つそれをあんたやつてもらえるかどうか、それをまあお聞きしたいと思う。

○委員長（森崎隆君）　ちよつとその前に木下委員に申上げますが、只今の御発言中、ちよつと私のほうでどうかと思う点がありますので、（木下源吾君「悪かつたら削つて置いて下さい」と述ぶ）適当にいたしますから。今の御質疑に対して。

○政府委員（小瀧彬君）　御発言の趣旨は十分私ども同感に思うところでございますが、あらゆる機会を捉えまして、又あらゆる方法でそうした趣旨がアメリカに徹底するような措置をとりたいと思います。

○木下源吾君　賠償損害のほうはどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　損害につきましては今も御指摘のように、直接損害もあるし、間接損害もあるし、これについては正式に外交的な要求をする場合は相当正確を要する点もある、又つけ落ちがあつてもならないし、今そうした点は国内的にいろ〳〵連絡をとつて取調中でありますので、必ずそうしたものを出す機会が来るであろうと期待しております。ただアメリカのほうもその点につきましては、一昨日声明を出しておりまして、事実があつた際には公正なる賠償をするというふうにできるだけ早く措置をとつて頂くような交渉をいたしたいと考えます。

○木下源吾君　アメリカがやる前に日本でも必要なものはどん〳〵やらなければいかんじやろうと思うんだが、それも一つ急いでやつて下さい。

○委員長（森崎隆君）　今厚生省から楠本環境衛生部長が参つておりますが、外務省関係にもう御質問はございませんですか。今ほかの委員会から要求されておりますから。

○千田正君　政務次官が他の委員会に呼ばれておるそうですから、私はここで質問を打切つたのではありません。今日だけに打切りましたが、外交折衝の進捗するにつれまして、我々の疑義のあるところについては、又お尋ねいたします。

○秋山俊一郎君　厚生省からお見えになつておるようですから、ちよつと二、三点伺つておきたいのですが、私はもう水素爆弾とか原子爆弾とかいうものに対する科学的知識を全然持合しておりませんので、変なお尋ねですけれども、今度の水爆によつて起つた放射能というものが、一体どういうふうにして存在をしておるものか。この間の話によりますと、上から火山灰のような灰が降つて来て、それが船の上に、或いは身体の上にくつついて、その灰の中に含んでおるところの放射能が非常に影響した。それから又実際の単なる放射能のみが身体等にも影響を

しておる点があろうと思います。とにかく現在第五福竜丸は船室の上にも甲にも放射能が相当強く現われておるので、寄りつけないということであります。そうするとこの放射能というのは、一体どれくらいの時間効力を持つておるのか、これによつてあそこを航行する。危険の範囲がおよそ見当がついて来るのですが、そういう点どういうことになつておりましようか。

○政府委員（楠本正康君）　私もこの放射能そのものの極めて深い学術的な根拠というものは専門家でありませんし関係上、よく存じませんが、伴しながら今回の問題を処理するに当りまして、行政的な措置をとる範囲におきましてしかお答えできませんが、その点はあらかじめお断りしておきたいと思います。今回の放射能物質は専ら被爆によりまして散乱いたしました物質が、すべて放射能を持つておつたものと想像できます。但しそのうち福竜丸が被害を受けましたのは、そう爆発に伴います灰によりまして、この放射の作用を受けたわけでありますが、従つて現在のところは、灰だけがつまり放射能の対象になつておるようであります。例えますれば極めて微塵の灰が魚の表面につく、その魚は表層的な、表面だけに放射能を持ちまして、深部の肉部には放射能が及んでおらん点等を見ましても、これは灰が主体になつたものと考えられます。なお今回の放射能の一体持続期間はどのくらいかというお尋ねでございますが、これらの点に関しましては、放射能はいろ〳〵な種類がございます。新聞でも報道されておりますように、爆弾の種類によつて、つまり放射能が変つて参りますので、今回未だはつきりしたことは申上げられませんが、まあ現在までの研究の成果におきましては、今回のものは数年ということも報ぜられております。併し私どもとしては、これを確認いたしておりません。なお放射能全体といたしましては、例えばラジユームその他のように、かなり長期に亘つて、放射能を持つておるものもございますが、今回のものはどの程度の長期間に亘る放射能を持つかということは未だ明らかにされておりません。

○秋山俊一郎君　その事柄を我々判断いたしますると、今度新たに危険区域が非常に拡張されたという通知があつたというようなことを聞いておりますが、それと同時にその期間が六月までとかいつたようなことも伝えられておりますが、水産庁のほうにその点ははつきりおわかりになつておるのですか。

○説明員（永野正二君）　今回の危険区域の拡大は六月の末までということを通告されております。

○秋山俊一郎君　そうしますとというと、六月末までの間にいつそういうことがあるかわかりませんが、若し仮に五月なら五月に実験があつたとしますならば、六月過ぎればその危険がないものと判断していいのかどうか。厚生省如何ですか。

○政府委員（楠本正康君）　今回引続いて実験が行われるというようなことは、これは別な問題といたしまして、現在私どもも、過日も当委員会においてお答えを申上げましたように、現在南方マーシヤル諸地域からの日本に帰つて参ります漁船を、五つの港に寄港をお願いいたしまして、各地から帰つて参ります船を、厳格に調査をいたしております。その結果従来までですでに二十数隻かが帰つておりますが、これらのものの極く一部のものに、極めて微量の放射能を証明し得ただけであります。而もそれらの微量の放射能は身体に何ら支障のない程度の放射能が船体の主として外側から証明されております。その中の漁獲品その他の積荷或いは身体等には何ら支障がございません。かような点から考えますと、これらの船が一応は危険区域外ではありましたが、比較的近いところを通つて来たように聞いておるのでありますが、かような事実から考えますというと、今回のつまり実験によりまする被害というようなものは、これ以上拡大するということは、まあはつきりした見通しは申上げられませんが、現在のところはあるまいというようなふうに考えられるのであります。それをなお今後帰つて参ります船を厳格に私ども調査をいたしますが、現在までの成績から判断いたしまして、さように考えられます。

○秋山俊一郎君　これは私がお尋ねしますのは、現在非常に区域が拡大される、六月一ぱいは危険である、この区域が危険であるという通告があつた。そうすると六月以後においては先ず危険がないと見なければならない。ところで先ほども陳情もございましたし、我々も聞いておりますが、今回の危険区域の拡大によりまして、南方に出漁している船、或いは出漁する船は相当大きく辻回をしなければならないというようなこと、それを新聞あたりを見ますと、三日も余分に時間を費して走らなければならない。そうすると時間の問題と、これに要する経費の問題と両方の損失になるわけです。そこで危険がないということであればその辻回をやめて、その方面を通つて来ればいいわけですが、ところがそれが若し近くを通つた場合に放射能があつたということになりますと漸く終熄したものが又再燃するというような懸念もありますので、その点の見極めがはつきりつかないと、六月までということに一応安心がならないということになる。そこで水産庁なり政府が漁船に対して通告をする場合の心がまえが私は必要じやないか。六月が過ぎたならば、もう危険がないから通つてもよいぞと言つていいかどうかという問題が、放射能がその辺に流れておると申しますか、或いは漂つていると言うか、そういうものの効力存在の如何によつて、この問題が非常に危険にもなり、安全にもなると思う。これは非常にむずかしい問題ではありますが、今お話のように随分時間がたつてから遠方から帰つて来た船の外郭に放射能を微量なりとも認めるとこういうになると、海水から来ているものではないかとも考えられる。そうすると、非常に偉大な勢力を持つたものが陸続とあとから現われるならば、海の水はぐん〳〵流れておりますから、広範囲な影響があるのではないかというようなことから考えますと、この問題はなか〳〵軽々に扱うことができない。そこで厚生省のほうに放射能の性格なり、種類なりというものをお尋ねすることは無理かも知れません。今誰に尋ねていいかわからないから厚生省にお尋ねするよりほかないと思うのですが、勿論御研究になつてはおると思いますが、それらの点を十分に研究されて、そうして漁船に対する通告は誤りなきようにしてもらいたい。これは先ほども言うように、アメリカはこれだけの危険区域をやつておけばいいというのが、その外においてこの状態が起つたとするならば、これは相当な不安な状態になるわけです。先ほども私は話したのですが、現在日本の「まぐろ」、「かつお」の漁業というものは非常に大事な漁業であつて、外貨獲得の上においても、日本の食糧獲得の上においても非常に大事な、一番いい漁業とされておるものが、これも又東支那海等における危険な状態にあつては、日本の漁業というものは殆んど潰滅をするよりほかないと思う。そういう点から私はこれを非常に心配して、いろ〳〵の面からお尋ねもし、要望もしておるわけです。補償の問題もありますが、補償の問題は起つた結果によつての補償であつて、今後起ろうとしておる問題に対してはやはり考えなければならん。そういう問題について厚生省としては何かヒントでも得た点があつたらお話を願いたいし、若しなければ無理にというわけでは……。

○政府委員（楠本正康君）　今回の放射能性物質というものが海水その他の中に入つて、或いは空気中を飛散してどれくらい危険度が保たれておるかという問題に帰着するかと存じますが、御承知のように海水の表面に漂つておる場合は別としまして、多少表面から下に有毒物がもぐりますと、これは流れの関係によつて強く薄められます。そういたしますと結局は人体に害のない、何ら支障のない程度のものに相成ります。これはあえて今回の灰ばかりではなく、すべて同様であります。又

空気中を飛散いたしましてもこれは同様でございまして、著しく薄められた場合には何ら支障がないわけでございます。なお私どもといたしましては、只今御指摘のように、船体の中に僅かに極めて微量な放射能を発見し得ましたものは、多分これは海水から来るものであろうというように考えまして、目下水産庁のほうにお願いをいたしまして、各漁船から成るべく海の水をサンプルとして持つて来てもらうようにお願いをしておりますが、併しながらいずれにいたしましても極く僅かなパーセントにこれを証明し得たわけでありますが、それらのものは絶対に人体に支障のない程度のものでありまして、ただ学術的に一つの意義があるというだけでありまして、何ら危険はないものと考えております。それからなお補償の問題その他につきましては、これは厚生省だけの問題でございません。私どもとしましては現在福龍丸の乗組員の措置につきましては、特別にいろ〳〵手当をいたしまして、何ら支障のないように措置をいたしております。又現在荷揚げされる「まぐろ」の措置その他につきましても、補償問題その他は別として、取りあえずできました事態に対しまして善処する意味で、大蔵省へ予算も請求し、或いは既定の人員等を適当に配置替えをいたしまして、万全を期しておる次第であります。なおこれらの問題を将来どう扱うかということになりますと、これらは一ついずれ外務省その他ともよく相談をして、この対策を立てる所存でございます。今はつまりそれらの問題が解決するのを待つておられませんので、取りあえず万全の措置を講じておる次第であります。

○秋山俊一郎君　もう一点私お願いをしておきたいのですが、とかく一般の大衆誰でも非常に神経過敏になつております。現在それでいわゆる糞に懲りて膾を吹くというようなことで、魚というと「まぐろ」はもとよりその他の魚に対して今非常に怯えて食前にのせることを恐れておるというのが現状であります。これは全く無用なことで、私どもが考えても南方から取つて来た魚は或いは危険を感ずればあるのであるが、近海で取れた魚にはそういう懸念がないものまでも、いわゆる神経的に非常に大衆の神経に過敏に響いておる。それが結局水産物の売行きのほうにも影響して来る点がありますので、今後厚生省でいろ〳〵検査をされることについては、当然やらなければなりませんが、余り無用の発表をなされないよう、折角落ちついても人体に何ら害のなかつたものをあつたとして新聞に書き立てますと、やはりまだあつたのだというような気持から魚の売行きも悪くなるし、結論としては人間の保健の上にも影響するので、我々は蛋白質の給源を魚以外には取れない日本人において、魚を避けるということになりますと、影響も大きいのでありますから、これらの問題の取扱は十分に慎重にして頂きたい。これは厚生省だけでなく、水産庁におかれましても関係当局が余り無用な刺激的な内容を発表する点については一つ御注意願いたいと思います。これは水産に非常に大きく響いて来るから、特に私はお願いしておきます。

○政府委員（楠本正康君）　全く私どもも同様に考えておりまして、そこで現在では私どもは一々厳格な検査をいたしまして、福竜丸以外の魚はすべて何ら反応その他の支障は毛頭ございません。従つて一々私どもは検印を押しまして、安全だということを証明いたしまして出荷をいたさせております。なおこれらの措置につきましては十分に国民に徹底するように、決して心配ないからもう安心して食べてくれということをラジオ、或いは新聞等で徹底を期しております。ところがこれが必ずしも十分に徹底を欠く憾みがございますのみならず、国民の側から逆に非常に誇大な宣伝をされるというような嫌いもありまして、その点は甚だ残念に思つておりますが、これはすでにもうラジオのスポットニュースまでも動員いたしまして、或いは報道機関等にお願いして「まぐろ」に危険がないということを言つて努力をした次第でございます。これは勿論日本の水産業にも大きな関係がございますので、特に厚生省といたしましては、国民栄養の立場からも重大な問題でありますので、今後一層努力を尽しまして、この危険のないということの徹底を図りたい所存でございます。

○千田正君　日本に独自の病がもう一つ殖えた。或いは文明病と言いますか、過去においてはいろ〳〵な病気、梅毒から或いは結核或いは癌、高血圧、いろ〳〵な、今なか〳〵進歩した医学でさえも容易に選別できないような病気が相当あるわけですが、そういうのにも増して原子病というような、而も日本国民が求めて得たのではなくて、逆に外国の実験その他によつてこうむつた被害によるところの原子病がここに一つ現われて来た。これは日本にとつて大きな不幸なわけでありますので、この面に対しての一体厚生省として原子病に対するところの予防或いは治療、そういう面に対して特殊な施設を設ける意思があるかどうか。これは厚生大臣にお聞きしたいのですが、幸い今日は楠本さんお見えになつていらつしやいますから、その点厚生省としてどういうふうに考えているか。

　もう一つは、ガイガー計数管は一体価格がどれくらいするか、アメリカでは普通の魚屋にしろ、どんな家庭でも、これは生物を扱うようなところでは用意されるくらい普及されているのでありますが、一体どれくらいするものか。

　それから今五つの港に限定して帰還する船は上陸させるようにということを指導しておるようでありますが、これは完全に今後とも実施されるかということは、我々はこれは漁民の良識に待つよりほかないのでありまして、四面海に廻らされているところの、この日本の港は何百とありますので、そういうところにこういう問題が今後起らないとも誰も仮定できないので、若しも金額的に多額を要さないものであるとするならば、臨時支出を要求して、そういうところにあした放射能の有無を検出する機械を備え付けて万全を期すべきだと考えているが、その点はどういうふうに考えているか。

○政府委員（楠本正康君）　今回の原子病疾患に対しまする対策でございますが、これらは、只今お答え申しましたように、現在発生いたしました患者につきましては、万全の措置を講じておりますが、今後かようなものを見通してどういう一体対策があるかというお尋ねでございますが、私どもといたしましては、未だかような特殊な疾患に関しまして、確たる研究の成果を収めておらんのでありまして、取りあえず厚生省にはかねて研究協議会の組織を設けまして、広島のサンプル等を運びまして、これらの問題を研究をいたしておる段階でございます。なおこの研究協議会は、厚生省におきまして、特に予算を計上いたしまして、今後これらの治療対策を研究して行く予定でございまして、今回の事件に関しましても、一層これらの研究協議会の機能を活用いたしまして、目下研究に従事しておるわけでございます。なおこれら研究の成果がまだ結論を得ておりませんので、将来これに対して如何なる措置をとるかという問題は、いずれ研究に若干の結論を得てから対策を立てたいと存じておりますが、併しながら全体的に見ますれば、今後かような心配のない、かような必要のないことを私どもは願つておる次第であります。

　次にこのガイガー計数管は、いろいろな種類がございまして、それ〴〵使い方も若干違い、単位も違うのでありますが、まあ安いもので約六、七万円高いものになりますと三十万近くかかるのでありまして、現在各五つの港には、かようなものをいろ〳〵備え付けているのでございます。又現在「まぐろ」の缶詰で冷凍魚等が外国に輸出されておりますが、これにつきましても、一々この機械で検査をいたしまして、証明をして輸出しておるような次第であります。

　なお私どもは、各府県を督励いたしまして、五つの港以外にも、現在でも出廻る心配がありますので、これは指

導でございますが、できるだけ各府県にもお願いをいたしまして、かような機械を備え付けて、魚市場等において一応検査することを勧奨いたしております。ただ現在のところは、国内の生産と申しましょうか、生産品が極めて僅かでございます。又在庫品も少い。十分に手が廻りませんが遺憾な点でございますが、併し今後かようなものは一層改善されて、更に生産も増加することと存じますので、やがては従来私どもが顕微鏡その他を使つておりましたように、こういつたものも公衆衛生実施上の一つの有力な武器となるものと期待をいたしておる次第であります。

○千田正君　これは関連して聞くんですが、今一番困つておるのは勿論漁民であり、それから魚市場、仲買、更に困つておるものは小売、行商、こういうものに対して政府は、この何日間と休んでいる、それでなくても非常に中小業者の側は困つておる、そういうものに対しての融資とか、どうとかというそういう方面のことを考えておられるかどうか。あなたのほうでわからないとすれば改めて通産省に聞きますが、どういうふうにやつておりますか。

○説明員（永野正二君）　この問題が起りましてから食生活に関する徒らなる、何と申しますか、余り多き過ぎる不安を防止いたしますために今まで明な措置をとるように努力して参つたわけでございまして、この問題の影響が千田委員が仰せられるような営業上の融資その他の問題というふうに問題がまだ残つているのではないかというふうに私どもは考えております。

○千田正君　我々聞くのは、市中の魚屋さんですね。この連中はここ一週間というものは戸を締めてもう上つたりである呪うことは政府を呪い、我々国会議員を呪い、広く言えばアメリカさんを呪つておる。これでは社会不安を助長することになりますので、やがてはその声は相当大きくなつて来ると思う。こういう点をやはり慎重に考慮して、小売業の組合等からいろ〳〵の問題が起きて来ると思いますので、その点は今から万全の措置を講じてもらうように案を立てておられるかどうか。これは通産省との関係があるでしようから考えておいてもらいたい。

○委員長（森崎隆君）　只今の件に関連して私どものほうから一つだけお聞きしたいのですが、この問題では治療並びにそれに関連する緊急な問題はさつきお話がございましたし、人心の安定といいますか、魚価の安定、そういつたような問題も大体お答えを頂いたし、それから外交関係も一応お話を頂きましたが、今千田委員から申されました補償といいますか、補償というより日本政府による災害補償という問題がございますね、これは急を要すると思うのです。正式な補償は外交折衝の結果当然アメリカからこれは取るべきものだと思いますが、それまでの間、現在どんなにしておるか、この点について何か御計画が、お聞かせ頂ければ、水産庁にお聞きしたいと思います。例えばあの埋めたる、処理したところの「まぐろ」は大体買当り幾らで政府が買上げているか、或いは買上げようとしているか。又その金はいつ出すか。又船をああして繋留したままにしておりますが、相当のこれは損害だろうと思います。これを果して政府で買上げて焼き捨てるつもりか。あのままにしておいて、これが修繕その他について国が見てやるのか。毎日の生活の問題について具体的にどう考えているか。こんなことを聞きますのは、従来私的な意味じやなくて、公的な被害を受けた国民に対する当然責任ある政府がこれに対して損害を補償する場合、もうあらゆる面においていつも遅れている。演習場の問題なんかも端的な例だと思いますが、二十七年度の損害補償というのはまだ支払われていないといつたような点もございますので、この問題はこれは絶対に捨ておけないと思いますのですが、政府による代償は具体的にどういう計画で進みつつあるか、この問題をお聞きしたいと思います。

○説明員（永野正二君）　この問題の損害の算定ということにつきましては、これが間接的な影響までいろ〳〵考えて行くということになりますると、非常に問題は複雑で且つ短時間ではなかなか結論も出ない問題だと思いますが、少くとも第五福竜丸の船主並びに乗組員の皆さんに対する補償ということにつきましては成るべく十分な措置を、而も成るべく急速にとらなければならないというふうに私どもも考えまして、その点につきましてはいろ〳〵調査を進めておるわけでございます。差当りの乗組員の医療及び家族の生活につきましては、船員保険法による業務上の災害といたしまして、できるだけの医療給付及び生活費の支出ということにつきましてできるだけの措置をとるというほうに関係方面と連絡をいたしております。なおこれによつても差当りの生活に非常に支障があるということでございますれば、これは政府として取りあえず代替的な意味におきましても何らかの措置をしなければならないかとも存じておりまするが、ただ具体的に損害の額を只今日本側だけで決定いたしますということは、今後のアメリカ側との交渉のいろ〳〵なこちらのほうの要求という問題とも関連いたしまするので、これは慎重に考えて参らなければならない点もあるというふうに考えております。

○委員長（森崎隆君）　只今のお話はよくわかりましたが、対米折衝に関連しては、今全額払うという意味じやなくして、代替の支給というような形で、どんな形でもとれるのですが、問題は早く具体的にやつて参りたいと思いますが、別に期限的にはいつ頃までに大体暫定的な措置をするという見通しは今のところ言えませんか。

○説明員（永野正二君）　これは事務的な予算等は全然ないわけでございますので、問題はもう少し上局のほうで大局的にこの問題を処理してもらわなければならない性質の問題だと、こう思いますので、早速お願いをいたしまして、そういうような措置をとりたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　とにかく従来こういう損害補償は遅れがちでございますから、今回は特に一つ早く適当な費用を、暫定的なものをしてもらいたいと、こう思います。

　それからこの問題について海上保安庁からその後何か変つた御報告はございませんか。ありましたら……。

○説明員（砂本周一君）　前回の委員会で入港船舶につきましてもいろ〳〵関係各省と連絡をとつてこの問題に関する状況調査を続けております。それで先ほど異常な不安を助長する発表は差控えたほうがいいというお話でございましたが、これは、ここに今申上げますのは、折角の調査でございますから申上げますが、その反応の状況についての私どもの調査は、先ほど厚生省のほうのお話がありましたように殆んど影響はないという意味だと思います。なお私の申上げます反応の状況について間違つておりますならば御訂正願いたいと思います。本日の午前八時まで中央に参りました状況でございますが、入港後調査いたしまして、僅かながら放射反応のありましたものが、計十一隻でございます。この調査の内容でございますが、この事故のございました地点と幾ら離れておつたか、そしてその通過いたしました期日が何日であつたか、そして帰りました入港時日とそのときにおける反応の状況、こういうものでございますが、これは読み上げてよろしうございましようか。

○木下源吾君　どうぞ。

○説明員（砂本周一君）　第五福竜丸を基準にいたしまして、これは御承知のように、三月十四日焼津に入港いたしております。これは申すまでもございませんが、三月一日その地点におりまして、まあ中心地だと思われる点から七十三カイリの距離にあつたわけでございます。本船における反応の状況は魚と人体及び船体、いずれにも反応があつたことはすでにいろ〳〵発表された通りでございますが、次に第十住吉丸でございます。これは船籍が三崎でございまして、入港地は、二月十四日三崎でございます。この通過いたしま

したのは三月七日でございまして、ほぼ九百カイリほど離れておりました。これの反応状況は、魚と組板、それからびん玉というものでございます。これは漁業に使う浮きだと思いますが、この三つに若干の反応がありました。それかから大宮丸、これは船籍は静岡でございますが、入港がやはり三月十四日でございまして、三崎でございます。これは三月七日に通過いたしまして、その地点は百四十カイリありました。反応場所は作業服、それから魚、木箱、桶、どういう桶か、どこかデッキにあつたのだと思いますが。それから俊洋丸でございます。これは入港は三月十五日三崎、通過時日三月七日、その地点は一千百四十カイリ、これには魚とそれから甲板——デッキでございますね。それから先ほど申上げましたびん玉。これに反応があつた。次は第十三海幸丸でございまして、これは三月十六日三崎に入港、通過時日は三月十日、距離七百二十カイリ、これには帽子、それから作業服、雨衣、その他もう一点ございますが、これは入港は三月十六日三崎に入港しましたが、通過は三月一日でございまして、その地点が九百カイリでございますが、これには魚、それからカヴアーのようなものでございます、デッキにありましたか。それから幸進丸であります。三月十七日に三崎に入港しました。通過地点、三月七日に千二百六十カイリ、これは帽子と魚でございます。それから第八福吉丸、これは三月十七日に三崎に入つております。通過時日が三月八日で、その地点が千三百八十カイリ、これには作業服、それから雨衣、魚、餌箱。それから第十一丸高丸でございますが、三月十七日三崎に入港、これは三月一日の地点が八百五十カイリ、これは魚、帽子、それからハッチカバー。次に第十一日光丸、これは三月十七日東京に入つております。これが三月一日の地点が八百カイリでございます。これには魚、船体、こういうふうになつております。次に第十二高知丸でございますが、これは三月十九日に東京に入つております。三月十日の地点が四百五十カイリでマスト、ロープ、もう一点ございますが、船体の外板でございますね。これは大体報告に基いてまとめたものでございます。反応その他についてこれを事実と反するものがございましたら……。

○委員長（森崎隆君）　これは一つ参考資料としてあとから頂けませんでしようか。

○説明員（砂本周一君）　これは差上げます。

○委員長（森崎隆君）　只今の海上保安庁の御報告に別に御質疑ございませんか。

○木下源吾君　今の諸々の反応は害はないだろうだがこれは販売しているのですかどうなんですか、魚なんぞは……。

○政府委員（楠本正康君）　このガイガー計数管というものは非常に使い方のむずかしいものでして、殊にこの放射反応というものはどういう場合におきましても、地軸回転の関係でかなりの放射能が出ております。而も場所によつても違いますし、潮の満ち干き等によつてもこの地軸の関係から違つて参ります。従つてやればどこでも出る。そこで素人がこれをいじつて、例えば早稲田大学の先生がすしを食べて、そのすしを調べて見たら出た。我々は従てましてそれを調べて見たら、それは当然地軸の回転から来る放射能であつて、何ら支障のないことがわかつた。そんなようなことばかりでありまして、私どもは今までその検査をした結果によりますと、福竜丸の魚以外には絶対に出ておりませんから、これだけは一つ御安心あつて然るべきものと存じます。で私はその点を大いに強調いたしまして報道いたしているのですが、ですからこの点は非常にむずかしいものなんでして、どうか御了承願いたいと存じます。私先ほどその入つた魚については絶対に大丈夫ということを申上げまして、只今海上保安庁のほうから又別な意見がございましたが、これは放射能のあるようなものは困りまするが、食べられませんが、さようなものはございません。ただ船体におきましては只今御指摘のように、若干極めて微量の放射能を証明し得たのです。併しこれとてもその船体の中に住んでおつて或いはその放射能を食べるというようなことは困りますが、外部的に受けても何ら支障のない程度のものであるということを確認いたしております。従つてかような点は却つて混乱を起しますので、この際学術的な根拠を以てはつきりと申上げておきたいと思います。

○木下源吾君　私の今お伺いしたのは、今こちらから海上保安庁の御報告の中に魚が影響しているというのがしば〳〵出ているわけなんで、その処置をどうしたかということです。それをお聞きしておる。

○政府委員（楠本正康君）　私どもは魚で危険のような魚は、これは一々食品衛生法に基きまして、これは市販に出ることを禁止いたします。併し厳格な検査の結果支障のないものは、これは勿体ない話ですからして、ちやんと厚生省の検印を押しまして、丁度豚や牛に検印が押してあるように、一々検印を押して出荷いたしております。従つて現在東京その他に出ております魚類は、すべてあの南方から来る魚は全部検印が押されておるはずであります。検印が押されないようなものはこれは出せないのでありますし、福竜丸以外の魚で私どもがこれまで検印を押さずに出したものは一つもございません。

○木下源吾君　その検印を押して出しただろうが、今の保安庁の報告の中に、魚に影響あるという報告があつたのです。その分はどうなつたかと聞いておる。検印したのかしないのか、大丈夫という……。

○政府委員（楠本正康君）　私どもは勿論科学的な根拠を以て大丈夫ということで検印をいたしております。福竜丸の魚だけは、これを廃棄処分いたしました。

○木下源吾君　そうするとどのくらい影響しておるか、おらんかによつて、あなたのお話なら検印を押すか押さんかきまるらしいのですね、そうじやありませんか。

○政府委員（楠本正康君）　この放射能は只今申上げまするように、地軸の関係でどこにでも放射能を証明できない位置というものはないわけでございまして、従つてこれが果して地軸関係のものであるか、或いは本当に原爆の被害による放射性物質によるところの放射能であるかとこういうを、区別して判断しなければならないということを申上げておるわけであります。従つてさような観点から判断いたしますと、今までこの福竜丸以外の魚では危険はなかつたという事実を申上げたわけです。

○説明員（砂本周一君）　充ほどこの資料を発表いたしましたが、この基地にはその関係の機関もあることでございまして、私のほうが独断でこういうことをやつていないと思うのです。従つてこの措置につきましては、漁獲その他は十分な完全な措置がされておると思うのであります。ただいろ〳〵船の航海中の事情、その他について調査を出しておりますので、多少でもそれが原爆の直接の影響があつたかどうか、この報告には何もございませんけれども、多少でも出たことにつきまして、勿論直接私のほうが責任を以てやつたのではなくして、ほんの少しでも出たというものについての報告だと思うのであります。従つてこれの影響につきましては、厚生省その他が十分現地におかれまして責任のある処置をされておると私ども承知しております。

○木下源吾君　その点はわかるんだが、その検査といいますか、調査といいますか、あなたのほうの調査はどこで、例えば大学だとか、試験所とか、どこでおやりになつたか。

○説明員（砂本周一君）　これは出先に私のほうの機関がございますから……。ただ船の入りましたその状況を、どういう航路を辿つて航海して来たか、こういうことは本船で調べますればわかりますし、又航海日誌その他で一応参考まで調べておるわけでござ

います。それでそのことについて何か関係あれば、当然事件直後でございますから、関係機関も皆その船に出向くとか、その他関係をお持ちになつておると思いますが、若し万一私のほうの関係だけが多少関係がある場所を通つたということを知りました場合には、直ちに帰つて申しますならば水産課とか、当然の関係機関に連絡するようにということを厳重に伝えて調査をやつておりますので、単独で動いてはいないと、かように考えます。

○木下源吾君　どこで調査したのがこういう結果が出たのか、秘密であればこれは言わなくてもいいが……。

○説明員（砂本周一君）　秘密ではございません。

○木下源吾君　そちらは厚生省ですか……。そうするとこれは厚生省の検査したのか、あなたの検査したところは違うのか、一つか、それをどちらからでもいいからお聞きしたい。

○政府委員（楠本正康君）　厚生省におきましては塩釜、芝浦、三崎、焼津、清水、この五港に農林省と相談の結果、船の御帰航を願いまして、現在のところ漏れなくそこに入つて来ております。そこに専任の係官を十六日以来常勤させております。そうして逐次その港に入る船につきまして検査をいたしております。なおその場合にどの距離を通つたかというようなことを確かめ、又同時に船体それから魚類、或いは乗組員の健康状態というものを逐次検査をいたしております。

○木下源吾君　ちよつと、そうするとその調査ですが、あなたのほうは違う別の調査ですか。

○説明員（砂本周一君）　実際の具体的のことは報告の中にあるかも知れませんが、あれは恐らく調べましてもそういう現地の機関と連絡をとつておると思います。

○委員長（森崎隆君）　この点は海上保安庁自体にそういうような調査機関はないと思うので、やはり厚生省その他とまあ緊密な連携をとつてやつておるんだろうと解釈していいんじやないかと思いますがね。

○木下源吾君　解釈はね、もうよろしいけれども、今のお話は放射能というのは地軸の関係でどこにでもあるのだ、こういうことに一般化してしまうと、それはそのような放射能であるのか、たとえまあ微弱であつてもそれは今度の何でしたかなあ、原爆か水爆か、それなのか、これをやらんと、それで同じ放射能でも片一方は、この地軸のほうは何でもない、却つてまあ薬になるかもわからんというようなことにもなるかもわからん。それは一体見分けがつくのですか。

○政府委員（楠本正康君）　これは勿論この放射能は地軸の関係である、この放射能はこれは被爆の関係によるんだということははつきり区別いたしまして、勿論……、そして専門的に見分けをいたしまして結論を出しておるわけなんです。従つてどうか毎日たくさんの魚が入つております、これらのものは厳格に厚生省が責任を持つて検査いたしております。どうか御不安なくお願いをいたしたいと存じます。その点私責任を持つて申上げられると存じます。

○木下源吾君　厚生省の検査はそれは信用するのですよ、するんだけれどもこの程度ならばいいんだということですね、放射能がこの程度ならば食つてもいいんだ、かかつてもいいんだと、こういうことが一体限界がないとなあ、不安でやつぱり……。

○政府委員（楠本正康君）　魚類そのものから放射能が仮に僅かでも出れば、これはまだ研究がしてございませんから私どもはこれを廃棄処分をいたすことになつております。ただこの辺にあります、地球上にある放射能を以て廃棄することはこれは行過ぎでありますからさようなことはいたしません。なお私先ほど船体に微量の放射能を証明し得たと申上げましたのは、これは船体それ自体に放射能を持つておつた、こういうことを申上げたのでありまして、これは勿論注意すべき問題だと思います。併しこの放射能は必ずしも人体に危険のあるほどのものでなかつたので、別に人の手当はいたしませんでした。そういうことを申上げておるわけです。

○木下源吾君　それでは、私は無理にそれを聞き質そうとするのではないんだがね、今度の放射能というのはこの前の広島のと同じなんですか、放射能それ自体が。

○政府委員（楠本正康君）　これは放射能物質の差によつて放射能は違つて参ります。恐らく広島の場合のとは違つた性質のものだろうと想像いたしております。

○木下源吾君　そうすると同じ放射能でも違つておる、そうすると新たに地軸の変化で出るという放射能と、これは違うということも言われるのでしようか、出る物質によつて違うのですか。

○政府委員（楠本正康君）　地軸から出ている放射能のために……、機械によつては立派にこれは見分けがつくわけでございます。機械によつてこの放射能は地軸から来ている放射能、これは放射物質から来ている放射能だということを立派に見分けがつきます。ただその広島の場合の放射物質から出る放射能と、今回のものについてはこれは多分異なつたものであろうということを申上げているわけでございます。

○木下源吾君　そうすると地軸から出るのは一定のものではないんですね、そうじやないですか、その放射能というものは。

○政府委員（楠本正康君）　私先ほども当初にお断りいたしましたように、放射能は極めて最近の学術でして、極めて複雑なものであります。従つて私この地軸放射能についての本体をここで申上げることはできませんが、併しながら地軸放射能というものは、これはどこにも宇宙に存在しているものです。併しながら今回問題となつておるのはさような放射能ではなくて、放射物質が附着することによつて出て来るところの放射能が問題になる、こういうことを申上げているのです。

○木下源吾君　海上保安庁の今お話になつた魚屋とか、或いは作業服とか、或いは帽子だとかいうようなのの反応は、それはことごとく地軸の放射能ということが言い得られるのですか。

○政府委員（楠本正康君）　かようなものはまだ私どもは報告を受けておりません。いずれ調査いたしまして、もう一応一つ厳格に調査いたしたいと存じますが、私どもが今まで現地から報告を受けております魚類その他につきましては、さような報告は受けておらんというよりも人体に支障のあるようなものはないという報告を受けております。ここに農林省もお見えですが、恐らく農林省も同様な報告を受けておるだろうと思います。

○説明員（永野正二君）　その魚の検査につきましては、それは事人間の命に関する問題でございますから、私どもといたしましては専門の厚生省と連絡をとりまして、検査をしてもらうように措置をいたしたわけでございます。現在まで毎日厚生省のほうで責任を持つて日報をお出しになつておりますので、それで以て精密な結果を出しておるというふうに考えております。

○木下源吾君　日報なんというのはこれは危険がないというだけのものだろうと思う、実際のところは……。ただ私のこうしてしつこく聞いておるのは、こちらの話を聞いておると、何縷か来た魚の中に放射能があるやつとないやつがある。そうすると地軸の何とかかんとかというのであればあるなら皆ある……、幾らかでもあるのとないのとがあるからそれを聞いておる。今度の爆発のじやないかとまあ想像するわけです。そうして又お話を聞いておると勿体ないからこれは食つてもいいだろう、こんなことならばとても不安でどうにもならない。

○委員長（森崎隆君）　この問題、木下委員に申上げますが、保安庁、水産庁、厚生省、もう少しよく連絡をして頂けば、結論が出る問題じやないかと思います。ですから次回に……。

○木下源吾君　心配だから私は絶対に食わない、ほかの人は食うかも知れませんけれども、私は食わない。そんなもの食わんでも生きて行かれるのだか

ら、あんな不安なものは食う必要ない。だから大丈夫なら大丈夫で、こういうことがもう少し科学的根拠の上に立つて素人でも、うちの家内でも或いは又宿屋の女中でも説明ができるようにもつと簡単にできませんか。

○委員長(森崎隆君)　次回に統一した御返事を頂くようにいたします。

○木下源吾君　こちらの話を聞いて見ると多くの魚の中にはあるやつとないやつがあるのだね、そうなるとないのやつがあるのだね、そうなるとないのなら……。地鞘なら皆一遍になる……。

○政府委員(楠本正康君)　事食べ物の安全性につきましては厚生省が所管事項といたしまして責任を持つております。而も今回の問題は極めて国民に及ぼす影響も大きいので、特に従来していなかつたのですが、すつかり水揚げ等で検査もいたしまして、而も検印を押して安全を保証しておるわけであります。ですからどうかかような措置に御安心願つて一つお召上りを願いたいと思います。

○木下源吾君　私は厚生省疑うわけじやない、今も私は、別の部屋で決算委員会でやつている……、そうして安心しろなんてばかり言つておつて、あれを見ると麻袋を十三億ばかり買つて八億何千万円ばかり損して、どうも済みませんでしたと言つておる。今度川君、根本君がやつて来た、そうしてその元の長官が皆やつて来て……。ですから私は実際心配するのだよ。だからあなたたち信用しないというのじやない、信用するのだから、これからはもう大丈夫、押してへつこむのは脚気だ、へつこまないのは脚気じやないので、素人でも誰でもわかるように一つ説明ができるようにお願いしたい。

○委員長(森崎隆君)　その問題は次回に一つ問題として……。

○木下源吾君　今の話聞いているというとどうもこつちの話をそつちの話と違つていて心配なんです。だから、何もむずかしいことじやない、私も勿体ないことも知つておるけれども、命をとられるのだから。勿体ないもいやしいからという昔から言葉がある。そうするとそれで参つちやう。(笑声)それは笑い事じやないのだ、だけれどもね、是非そこを安全にして下さいよ。そうしてそれが安全になつたら……向うから来た魚は食うなということになつたら困つちまうよ。今厚生省が一番だと思うのです。もつと簡単に見分けがつくという、何とかもう少しそれが今すぐ放射能とか何とかというのが勝負がついてしまうものだと思つたらそうじやないのだね、だん〳〵どこか目に見えないで腹の中に走つて行く、こういう話を新聞で皆出て来るのです。

○委員長(森崎隆君)　それでは只今し問題は……。

○木下源吾君　さつき私が聞いたのは今大学に入つておる者以外はひどい、そういう何でしたか。

○委員長(森崎隆君)　その被害者の被害以外の病気というお話がございましたから、これは相当根拠がない場合には一応速記から取除いて頂かないと又誤解があるといかん、その問題でございます。

○木下源吾君　ああそうか、今伺おうと思つたけれども、よそう。

○委員長(森崎隆君)　この件につきましては本月は一応質疑をこの程度で打切ることにいたします。

○委員長(森崎隆君)　なお時間の関係で第四の議題に移りたいと思います。

水産業協同組合法の関係省令に関する問題を議題といたします。省令の問題につきまして水産庁から現在の内容……。

○説明員(立川宗保君)　先般成立をいたしました水産業協同組合法の一部を改正する法律に基く省令の内容、大体の考え方について御報告を申上げたいと思います。

この法律の第百条の八によりますと、「共済会は、毎事業年度の終において、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。」ということになつております。そこでその責任準備金の積立方を省令で定めるということに相成ります。只今お手許に参つております案が、我々の考えております省令の内容でありますが、これを各条につきまして御説明申上げたいと思います。先ず全体を通読いたしますと、

水産業協同組合法による共済会の責任準備金の積立に関する省令

(責任準備金)

第一条　水産協同組合法第百条の八の規定により、共済会は、毎事業年度の終りにおいて、それぞれ左の金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一、当該事業年度において収入した共済掛金のうちまだ経過しない期間に対する金額

二、当該事業年度において収入した共済掛金の百分の三以上に相当する金額

(未経過共済掛金)

第二条　前条第一号の準備金の額は、当該共済期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして、月割でこれを計算するものとする。

(異常危険準備金の取りくずし)

第三条　第一条第二号の準備金については、当該事業年度において、支払つた共済金の総額が収入した共済掛金の百分の五十に相当する金額をこえたときは、第一条の規定にかかわらず、第二号の積み立てをせず且つその超過額に相当する金額を前年度までの積立金から取りくずすことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

先ず責任準備金といたしまして、法律の命ずるところによつて積立てますものは二つ種類があるのでありまして、その第一のものは未経過保険料、未経過共済掛金でありまして、つまりまだその事業年度ではその共済掛金の対象となつていない保険事故分があるのでありまして、その部分は当然翌年度の危険に充当すべきものでありますので、そのものは積立てて次の年に準備をする。例えば昭和二十八年五月十六日に一年分の共済掛金が来たと、こういたしますと、翌年昭和二十九年の五月十五日まで共済の対象になるわけでありますから、事業年度が四月の一日から三月の三十一日までといたしますと、昭和二十九年の四月一日から五月の十五日までの分は未経過共済掛金部分でありまして、これは積立てる。それからその次は当該事業年度において収入をいたしました共済掛金のうち百分の三以上の金額を危険の準備というわけで積立てておくということにいたすわけであります。この省令は法人税法の関係と非常に密接な関係を持つものでありますが、法人税法のほうにおきましては、これに対応して所要の改正を加えて、責任準備金を積立てましたものについては損金と見て法人税をかける対象にしないということによる予定でありますが、その法人税法の大体の内容は共済掛金の最初は一割というものは当分の間損金に見ておくというような工合に規定をする予定でありまして、ここで百分の三以上、こう書いてございますが、実際は当初五年の間は、一割くらいの積立をして行くということができる準備をしておるのであります。

次に第二条のほうに参りますと、これは第一号の準備金の計算の仕方でありますが、先ほど例を挙げました昭和二十八年の五月の十六日に、一年間の契約で共済掛金を始めたという共済掛金をやつたという例を挙げましたが、その場合には未経過部分は申しましたように、四月の一日から五月の十五日までになりますが、これを一々日割で計算をいたしますと、非常に煩雑になりますから、これを月割計算にするというやり方をとつたわけであります。このやり方については、いわゆる二十四分と十二分というのがありますが、その半月割計算というやり方をとりませんで、ここは月割計算のやり方をとりました。従つて今の例で申しますと、始期の属する月の翌月でありますから、五月の翌月、つまり六月の一日から始まつたものとみなしてしまう。そこでこの共済月割は四月、五月という二カ月分を以つて積立金とする

第十九回国会　衆議院　外務委員会議録第二十四号

昭和二十九年三月二十四日（水曜日）
午前十時四十八分開議

出席委員
委員長　上塚　司君
理事今村　忠助君　理事富田　健治君
理事福田　篤泰君　理事野田　卯一君
理事並木　芳雄君　理事穗積　七郎君
理事戸叶　里子君
麻生太賀吉君　大橋　忠一君
北　玲吉君　佐々木盛雄君
喜多壯一郎君　須磨彌吉郎君
上林與市郎君　福田　昌子君
細迫　兼光君　加藤　勘十君
河野　密君

出席国務大臣
外務大臣　岡崎　勝男君

出席政府委員
内閣官房長官　福永　健司君
（保安庁長官）　山田　誠君
（保安庁長官）　土屋　隼君
（欧米局長）　下田　武三君
（条約局長）　小田部謙一君
（経済局長心得）　鈴木　源吾君
（財務参事官）　木村　恵一君
（管繕局長）

委員外の出席者
議員　下川儀太郎君
議員　加藤　清二君
議員　加藤　鐘造君
総理府事務官（調達庁不動産部次長）　大石　孝章君
専門員　佐藤　敏人君

三月二十二日
在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
亡命中国人の保護に関する請願（西尾末廣君外七名紹介）（第三八八二号）
の審査を本委員会に付託された。
同日
抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都千代田区西神田二丁目二番地引揚貿徹全国留守家族大会有田八郎）（第二一五二号）
同月二十三日
海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第二二九四号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件（条約第八号）
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第九号）
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一一号）

○上塚委員長　これより会議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件外三件を一括議題といたします。本日は各協定について逐条審議を続けます。

まず日米相互防衛援助協定の前文について質疑を許します。佐々木盛雄君。

○佐々木（盛）委員　外務省の方に承りますが、この前文について質問をいたします前に、まずこのMSA関係協定と不可分の関係になつております、ただいまも問題になつておりました秘密保護に対する措置の問題があります。日本が何らかアメリカから提供される武器に対して秘密を守らなければならぬということは、MSA協定によつて厳格に命ぜられておると私は思うのです。そういう意味におきまして、まだ国会には上程されておりませんけれども、ただいまMSA協定に伴うところの秘密保護の法律を用意いたしておられるように思うのでありますが、まずこれは日本国内における一般の軍機保護ではなくして、MSA協定による限定されたものである。従つてMSA協定を受けるからには、当然裏づけとして、日本において成立させなければならぬ義務法律であると私は考えるわけでありますが、この点をまず最初に承つておきたいと思うのであります。

○下田政府委員　秘密保護の点につきましては、MSA協定の明文上は立法措置の義務を負つておるわけではございません。ただ秘密保持を有効になし得るための措置をとると書いておりますので、その措置をとらんとすれば、日本側の現在の法制のもとでは完全な措置がとれませんので、そこで協定には立法とは書いてないけれども、日本政府の自主的の見地から、立法の措置をとつた上で秘密保持の全きを期する、そういう間接の関係になつて参つておるわけでございます。

○佐々木（盛）委員　そういたしますと、今度のMSA協定をわれ〳〵が審議いたします場合におきまして、ただいまの御説明から考えますと、当然私は、まだ成案を上程されておりませんから詳しくはわかりませんが、大体の輪郭くらいはわれ〳〵がこれを知つておかなければならぬということを痛感するわけであります。従いまして私は本日、これから上程されるであろう法案について一々申し上げるわけではありませんが、大体の輪郭を知つておきたい、かような見地から関係の方々に私は承りたいと思うわけであります。

私はどうしてもMSA協定の審議と、この秘密保護の法案の審議というものは不可分の関係にある、私は私の良心と良識に従つてさように考えるわけであります。従つてそういう見地から承るわけでありますから、こまん〳〵したことを私は承ろうとは思いません、それはいずれあらためて法案がかかりました際に承ります。そこで外務省に承りますが、今度の、ただいま政府が法律的措置をとろうという秘密保護法というものは、アメリカから貸与される武器、これだけに限るものとただいまの御答弁からは判断されるわけでありますが、そうではなくして、一般の日本の軍機の保護をしようというのとは、根本的に性質が私は異なるように考えるわけであります。この点についてはいかがでございましょう。

○下田政府委員　仰せの通り、この協定に基く秘密保持の措置は、協定に基いてアメリカから援助を受けるところの物件、役務または情報だけについての秘密を保持することを目的とするものでございます。なお保安庁の保安局長が来ておられますので、御希望でございましたら、私よりもつと具体的に御説明申し上げられると思います。

○佐々木（盛）委員　ただいまの条約局長の御答弁に関連して保安庁保安局長も、もし補足することがございましたならば、この際補足していただきたいと思います。

○山田政府委員　ただいま外務省条約局長の御説明で大体その要旨は尽きるのでございます。今回上程いたします予定になつております秘密保護法は、あくまでも日米相互防衛援助協定に基きます条約上の最小限度の必要を満たすための措置でございまして、日本独自の自衛隊の秘密を保持するという性質のものは何ら包含されておりません。

○佐々木（盛）委員　ただいまの御答弁によつて、日本独自の保安隊の軍機を

がかえていいというならわれ〳〵はどこへでも行く、固執はしないという御答弁をいただいたようであります。そこで伊関国際協力局長にその会見の後にお尋ねいたしましたら、アメリカはそう言つておつても、実はもうおれの手を離れて特別調達庁に行つておるから特別調達庁へ行けという。特別調達庁に三月十六日に行つてお話をいたしますと、どういうことを福島長官が言われたかというと、どうしてもやらなければならぬという確定的な理由はほとんどないのであります。ここにその間答の概要をしるしたものがございますが、民有地を買うのが困難だというだけが理由になつておるようでありまして、もしかえ地があるならばいい。そこで地元の人たちはかえ地がありさえすれば移つてもらえるのなら、ひとつ地元の者がかえ地を探すことに協力しようということを言つておるわけであります。もし政府が民主的に政策を実行しようとされるならば、こういう態勢に来ておりますので、この民意を無視してあそこへ割込まれるというのは、はなはだよろしくないと思うのでございますが、これに対しては最後的には内閣できめていただかなければならぬと思いますので、特にお忙しいところを足をとめまして恐縮でしたが、お尋ねしたいのであります。

○福永政府委員　お尋ねの点は直接私が所管をいたしてはおりませんので、きわめて詳細には申し上げがたいところでございますが、大体聞き及んでおりますところを申し上げますと、御承知のように今度いろ〳〵の施設を相当まとめて一方において返還しようというような話もあり、また一方において今御指摘の場所を独身兵舎にという話もあるわけでございますが、その点につきましてはいろ〳〵文教上の見地その他からいたしまして、地元等にも意見が起つておるわけでございます。これにつきましてはもとより政府も関心を払つておるわけでございますが、同時にはかへということになりますと、また新たなる施設をつくるなどということにつきましては、相当費用もかかる問題でございます。そこでで き得るだけ国費も節約しなければならないというような点もございます。そういつた点を総合的によく判断いたしまして、地元の声につきましても、よく耳を傾けまして、さらに一層研究をいたしたいと存じております。今穂積さんの御指摘のようなことにつきましては、一層検討し、さらにやつて参りたい、こう思つております。

○穂積委員　ありがとうございました。理解のある御答弁でございましたが、それでは至急地元の方とも一ぺん御懇談をいただきたいのであります。

もう一点だけこれは緊急なことですから、土屋欧米局長にお尋ねしたいのですが、実は四月四日にコペンハーゲンで国際農村青年会議準備会が行われるので、日本の青年が三人ばかりぜひ渡航したいというのでお願いしておるようであります。もう一つは世界民主青年連盟のデンマーク支部から、日本青年に対しまして招聘があつて、二名ばかりの日本青年が渡航したいというような希望である。特にデンマークの方につきましては在日公使館からギヤランテイも来ておるように承つております。これの渡航についてなか〳〵簡単には旅券がいただけないようでありますが、どういうわけで旅券をおろしていただけないのか、非常に期日が迫つておりますので、この時間をかりまして恐縮ですが、お尋ねをし、お願いするわけであります。

○土屋政府委員　ただいまの渡航の問題は、私もこまかくは知つておりませんが、ギヤランテイ・レターが来ておりますと言われたところに、少し事実と違うところがありまして、ただ電報で来ていいということである。それからサスの方で飛行機の片道の払込みがあつたということでありますから、渡航課といたしましては、行きはよい帰りはこわいでは困りますから、帰りも保証してもらい、向うに滞在中の滞在費その他も保証してもらうということが必要でございますので、この書類が来ますと出すというので、その書類を待つております。ただ一般外貨を買います必要がありましたかどうか、これは知りませんが、もしありとすれば今一般外貨は非常に苦しい関係上、ほかとのつり合いで準備その他で、それだけの数が行つていいかどうかということは、渡航審議会で問題になると思いますが、ギヤランテイ・レターの方が確実だといたしますれば、われ〳〵の方では内容に確信を持つ限り旅券をおろすことを断ることはなかろうと思います。

○福田(昌)委員　一点だけお伺いしたいのです。ビキニ環礁の例の被爆漁船第五福龍丸の問題ですが、アメリカ側から譲渡の申入れがあつて、政府が交渉にあたつておられるということを新聞で見たのでございますが、その後の交渉、また外務省はどういう御返答をなさつたか伺いたいと思います。

○土屋政府委員　アメリカから譲渡してくれという話で、その後のことはどうなつておるかという御質問には、ちよつと御説明を加える要があると思いますが、アメリカから譲渡してくれという交渉を今までして来たわけではないのであります。ちよつとこまかくなりますが、事の起りは、あそこに船が入つて来て、ああいう状態になりました。ところが物見高いものですから、全国から毎日学者だけでも百人ぐらいの者があの船を見に来るという現在の情勢であります。ところが放射能を持つております船にやたらに人を乗せるということが、はたして危険であるかないか、これも地元としては非常に心配しておるところでありますし、また船は多少水が中に漏れて来るのですが、その水をかい出して、さて大海に捨てよいものかどうかもはつきりしない。こんな事情でありますので、地元では非常に弱りまして、こういうやつかいなものを地元に置くのは困るので、どこかに持つて行つてくれないかという話がわれ〳〵の方にありました。それでこの問題につきましては、アメリカ側も事情を知つておるだろうと思いましたから、アメリカ側に一体こういう船をどうしたらよいだろうと聞いましたところが、アメリカの方から、アメリカ海軍には実はその問題について多少専門的に知つておる人があるし、設備もあるから、横須賀に持つて来れば清掃してあげてお返ししたいたしましよう、こういう申出がありました。われ〳〵宙に考えましてけつこうな申出だと考えましたので、現地に伝えましたところが、現地では必ずしもその話には応ぜられないような機運も出て来たわけであります。その理由は日本に唯一のいわば貴重な材料であるので、この研究の材料を清掃してしまつてわからなくすることは、はなはだおもしろくない。あのままに置いて、今後長年にわたつてそれがどういう反応を示すか、どういう効果を及ぼしたかという点も研究したい。こういう熱心な学者その他の向きもあつたわけであります。それで地元では、一方これを非常に危険視する人たちと、それから資料として貴重であるからとどめておきたいという人たちと、そこに持つて来てアメリカ側としては場合によつては自分の方で引受けてきれいにしてお返ししたしましようという、三つの話があつて、今のところどうもはつきりきまつていないというのが現在の情勢であります。外務省といたしましては、いずれにいたしましても、他に危害が及ばないような方法と、将来研究の材料になるという点を主眼とし、特にアメリカにそういう施設があるならば、何らかの方法によつてこれを清掃してもらうことも必要ではないか、もしあの船が全然使えないということになりますと、これは当然賠償、補償の問題も起つて来るわけであります。そういう点を考えまして、現在はこういう三つの関係者の意向をくみまして、現地の人たちが考えるように、外務省はこれについては一応口をきいて、現地の考えのまとまるのを待つておるというのが現在の情勢であります。

○福田(昌)委員　時間がありませんで、御迷惑かと存じますが、もう一点

だけ承らしていただきたいと思います。

日米合同でこの被爆漁民に対する治療上の問題の話合いをし、そしてまた治療をするというようなことも伺いましたが、その日米合同の措置はどういうことになつておりますか。

もう一つはアメリカの第五福龍丸を消毒して、また日本に返してあげようというような交渉を、外務省が心配してなすつたという点においては了といたすのでございますが、私どもが多少遺憾に存じますことは、放射能を持つておる船がこういうところにあつて、はなはだ困つておるという問題であれば、これはもう日本のそういう学者なり、あるいはまた他の部署に御相談なされば、日本の国内においてもできたことであつたろうと思うのであります。それをいきなり外務省からアメリカ側に御折衝なすつたという点におきまして、その御努力はわかりますが、日本の国内においてもう少し処置すべきではなかつたかと思います。私どもは原爆を見舞われました世界最初の国民といたしまして、御承知のように広島にABCCの研究所ができましたが、あの研究所におきます貴重なデータというものは大部分アメリカに握られておつたのでございます。私どもも学問の分野にそういつた国境というものはあり得ないと思います。従いまして何もアメリカが広島に原爆を落したから、けしからぬということをとがめておるのではないのであります。そういうことを抜きにいたしましても、医学上の見地から研究したもの、特に広島で研究したものというものは、日本の学界でも堂々と発表させ、堂々と進んだ研究がなされるように、自由な天地を学問の分野で広げなければならぬと思います。広島のABCCという今までの形から見まして、学問上からも貴重な第五福龍丸は、学問的な見地から日本の学界においてこれを研究の資料にするという形に、外務省が御配慮いただくのが当然だと思うのであります。従いまして外務省当局が日本のそれぞれの分野の方と御相談していただきますれば、これを消毒するにいたしましても、放射能の消毒くらい、日本の現実の放射能学界の能力において十分にできると思うのです。従いましてそういう学問的な見地から、この第五福龍丸の措置をおとりはからい願いたいと思います。これは日本国内において十分協議して処分していただきたい問題であるわけであります。

第二番目は要望になりましたが、最初の日米合同の措置についての現段階における状況を御報告いただきたいと思います。

○土屋政府委員　この日米合同の治療の問題につきましては、ABCCのモートン博士が東京に出て来まして日本側と話をいたしましたが、モートン博士が立ち入つてこういう治療に当ることについては、必ずしも日本の学者側あるいは医師側において、好意を示す向きばかりでもなかつたいきさつもございましたので、急には日米合同の治療というところに進まなかつたわけであります。モートン博士は、福田さんもよく御存じだと思うのですが、医者というよりは病理学の御専門の方で、治療の方についてはもと〳〵専門家ではあられなかつたわけであります。いずれにいたしましても、そういう出足が遅れました関係上、私どもも早く専門家が来てほしいという要望をアメリカにいたしておりましたが、たしか一昨日の夜でありましたか、原子力委員会の保健局長をしております ドクター・アイゼンバッドが着きまして、日本側の各方面と連絡をしたいという意向を外務省に言つて参りましたので、われ〳〵はあつせんの労をとりまして、本日外務省におきまして、関係各医師あるいは文部省、厚生省の人たちも入れまして、今後の治療の方法、対策等につきまして協議をいたしております。これは私どもの聞き及びます限り、こういう治療についてはアメリカにおける最高の権威のように承知しておりますので、この人は日本側に多大の支持を与えるものだろうと思いますので、今後を期待しているわけであります。

それから先ほどのお話で、たとえば船を片づけるとかその他の問題について、アメリカに話す前に日本側で当然やるべきだという御意見、これは福田さんのおつしやるところは、私決して反対するわけではございません。ただ福田さんの御質問が、外務省は何をしているかということですから、こういうことをいたしましたということを申し上げたので、本件については決して外務省が主導ではございません。厚生省、海上保安庁、県の警察、こういうものが中心になりましていたしておるのであります。これがもてあましまして、何とかならないか、アメリカ側はどう考えているか聞いてくれというので、外務省が使い走りしたというのが現状でありまして、外務省が日本側の調査なり何なりを考えずして、対アメリカと協同で行こうという考えを持つておるというふうにお考えいただくことは、少し事情からはずれると思います。日本側で安全な措置ができればそれに越したことはありません。また今後の資料として十分活用すべきであるという考えを持つておるのは当然だと思います。

○福田(昌)委員　外務省は私が申し上げたことを少し誤解なすつたような感じもいたしますが、私は外務省がとられた措置をなじつたわけでは決してないのでございます。ただ学問的な見地から、第五福龍丸というものは日本の学界においても研究をすれば貴重な資料になる、そういう意味で日本のいろいろな――厚生当局に御相談いただくのもけつこうだし、放射能学会の方々に御相談いただくのもけつこうだし、その処置の予算的な部面に対しては、それ〴〵の部門と御折衝いただくのもけつこうです。外務当局は処分する場合においても十分御配慮いただきたいという希望があつて申し上げたわけでございます。従つて、この船の処置は、地元の意向と日本の学界の方々の意向を聞いてきめていただきたいわけです。

○上塚委員長　これにて相互防衛援助協定の前文についての質疑を終ります。

午後二時半より再開することといたしまして、暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

――――◇――――

午後三時九分開議

○上塚委員長　休憩前に引続き会議を開きます。

これより第一条について審議いたします。政府側より説明を求めます。下田条約局長。

○下田政府委員　第一条を簡単に御説明申し上げます。

第一条は四項目ございまして、第一項が基本的原則で、これによつて援助を供与するということを定めておるわけでありますが、特に御説明申し上げるべき点は、ここにもまた「経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り」というまくら言葉で、経済の安定を無視してやるのじやないということを明らかにした点が、特に注目すべき点だと思うのでございます。何が供与されるかという点につきましては、「細目取極に従つて」と書いてありまして、これはその都度両国で相談してきめるわけであります。それから第二の文章で「国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。」という点を入れました点は、先ほど申し上げた通りでございます。第三は米国政府が供与する援助は、相互防衛援助法、相互安全保障法あるいはそれらの法律の改正法等に従つて供与するものとすると、当然のことを書いておるだけであります。

第二項が、援助の効果的使用及び他目的に使用することの禁止に関する規定でございます。

第三項は返還に関する規定でありまして、返還は両国政府で「合意する条件及び手続に従い、」行われるということになつております。なおお手元に返還に関する取極というものをお配りしてございますが、これはここにいう「合意する条件及び手続に従い、」というものの一部でございまして、大体お

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第十九号

昭和二十九年三月二十四日（水曜日）
午後一時四十七分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事川村善八郎君
理事鈴木　善幸君　理事田渕　光一君
理事中村庸一郎君　理事山中日露史君
理事田中幾三郎君
遠藤　三郎君　夏堀源三郎君
濱田　幸雄君　松田　鐵藏君
吉武　恵市君　赤路　友藏君
淡谷　悠藏君　辻　文雄君
中村　英男君

出席政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
水産庁長官　清井　正君

委員外の出席者
海上保安監（海上保安庁警備救難部長）　砂本　周一君
専門員　德久　三稔君

三月二十日
余別港の水域変更に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第三六九一号）
漁船損害補償制度の拡充強化に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第三七三五号）
の審査を本委員会に付託された。
同月十七日
漁業災害補償法の制定促進に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎）（第二〇二二号）
漁船損害補償制度拡充強化等に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎外五十二名）（第二〇二三号）
指定中型まき網漁業の大型まぐろへの転換に関する陳情書（下関市海岸通り西部日本海海区指定中型まき網漁業協会会長天野郡治外二十三名）（第二〇二四号）
ひとでによる貝類被害救済に関する陳情書（千葉県東葛飾郡浦安町長内田成夫外二名）（第二〇二五号）
同月十九日
漁業災害補償制度確立に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇二号）
漁業改良普及事業に対する国庫助成に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇三号）
水産資源保護法の拡充と活用に関する陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇四号）
水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇五号）
遠洋漁業振興対策に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇六号）
同月二十三日
漁港予算増額に関する陳情書（宮崎市別府町宮崎県漁港協会長川上善次）（第二二三九号）

漁船損害補償制度確立強化等に関する陳情書（漁船保険中央会会長秋山俊一郎外五十二名）（第二〇二三号）
指定中型まき網漁業の大型まぐろへの転換に関する陳情書（下関市海岸通り西部日本海海区指定中型まき網漁業協会会長天野郡治外二十三名）（第二〇二四号）
ひとでによる貝類被害救済に関する陳情書（千葉県東葛飾郡浦安町長内田成夫外二名）（第二〇二五号）
同月十九日
漁業災害補償制度確立に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇二号）
漁業改良普及事業に対する国庫助成に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇三号）
水産資源保護法の拡充と活用に関する陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇四号）
水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情書（東京都千代田区丸ビル内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎）（第二一〇五号）
遠洋漁業振興対策に関する陳情書（高知県議会議長横山德郎）（第二一〇六号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害に関する件
北洋漁業並びに水産貿易に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。
まず公海漁業に関する件について議事を進めます。ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船の被害事件に関し、質疑の通告がありますからこれを許します。鈴木善幸君。

○鈴木（善）委員　先般起りましたビキニ環礁地帯におきます原爆あるいは水爆の爆破実験に伴いますわが国のまぐろ漁船の被害につきまして、非常に広汎な各種の問題が生起いたしておるのでありますが、外務政務次官にまずお尋ねをいたしたいと存じます点は、先般の実験の結果、漁船の出入禁止の海域をさらに大幅に拡大するということが伝えられておるのであります。この立入り禁止海域の拡大は、わが国の最も期待されるところのかつお・まぐろ漁業に及ぼすところの影響は、きわめて甚大なものがあるのでございまして、関係漁業者が非常に大きな関心を払っておるわけであります。もとよりあの海域は、海域自体の漁場価値というものは、それほど高く評価されていないようでございますけれども、重要な漁場に出漁いたしますために、伝えられるような海域の拡大が行われますと、非常に遠まわりをして漁場に行かなければならない。そのために航海日数に二週間あまりの時間を要し、燃料その他の費用がそれだけかさむのみならず、現在の漁船の油の搭載能力からいたしますと、それだけ漁場における操業日数が勢い短縮せざるを得ない。漁業経済に及ぼすところの影響はきわめて深刻なるものがあるわけでありますが、この漁場立入り禁止拡大に対しまして、政府は正式にアメリカから通知を受けておられますかどうか。またもし通知に接しておるといたしますならば、わが国の立場を十分反映せしむるような外交折衝をなさつておられるかどうか、この点をまずお伺いしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　この危険区域拡大の通報は、十九日にまず在米非日大使に対してなされました。同時に東京においても、これが在日米大使館から外務省に通報せられた次第であります。このような危険区域の変更がありまする際は、普通の場合は、水路部の告示でもつて世界各国に通報するという国際水路会議の規定によるとりはからいをするのでありますが、過般のああいう惨事にもかんがみまして、特に日本側へ通報いたしましたし周知方をとりはからうようにという申出があつたのであります。これによりまして外務省としては、とりあえず関係庁の方へこれを通達いたしまして周知方のとりはからいをしていただいたのであります。しかし今度の危険区域というものは、これまでの危険区域よりも非常に広汎にわたるものでありまして、日本の漁業また公海に重大なる影響もあると考えられますから、さつそく各関係庁と話合いをいたしまして、これに対する今後の措置、特に米国に対しては、いかなる申入れをするかというようなことについて協議をいたしたのであります。大体話も一部まとまりましたので、外務省としてはこれをさらに正式な申出の形式にまとめるため、せつかくこれを審議しておる次第でございます。もちろんこれは正式の申入れと同時に、今こういう重大なる問題が起つておりますので、始終米国側と接触いたしまして、日本側で一体どういう意向を持つているかということは、公式ではございませんけれども、非公式には始終先方へ通報いたしておるのであります。なおどういう点に特に日本側の希望があるかというような点は、水産庁においては特別な関心があり、またその方で研究せられた点でありますから、内容について御質問がありますならば、水産庁長官からでもお答えしたらしかるべきであると存じます。

○清井政府委員　ただいま政務次官からお答え申し上げたのでありますが、私どもといたしましても、とりあえずの通知を外務省より受けまして、関係方面に周知徹底方の話がありましたので、とりあえずの処置といたしまして、該地域の拡大につきましては同日ただちに各漁業無線を通じて、出漁しておりまする漁船にすぐ通報いたしました。

また同時に関係県を通じまして各組合等にも連絡をいたしまして、同海域の拡張の通告に対するとりあえずの漁船に対する周知徹底の方策は講じたのであります。しかしながら私どもといたしましては、この区域が拡張されるということにつきましては、いろ〳〵の観点から問題があるのであります。ただちに関係者である太平洋漁業対策本部の人々の意見も聞いたのでございますが、結局この問題につきましては、漁場価値という問題もありますが、同時にまたもとより南方に出漁する漁船の通路に当つておる。従つてあそこがああいうふうに範囲が広がりますと、迂回して航行しなければならぬというようなことによつて影響があるというような考え方であつたのでありまして、私どもまた同様に考えております。

そこでただちに私どもは太平洋漁業対策本部の意向について、その筋にただしてみようと考えておるのでありまして、向うでは六月末日までやりたいという意向でありますが、そういうような立入り禁止をいたさんとする期間の問題等、あるいは漁場の区域の問題等いろ〳〵問題があるのでありまして、そういう問題につきまして、いかにこれをアメリカ方に当方の意見を通報してやるかという問題につきまして、外務省と目下折衝をいたしておるのであります。私どもの意見は、端的に外務省にも十分お申入れをいたしてある次第であります。

○鈴木(善)委員　ただいま外務政務次官並びに水産庁長官から御答弁があつたわけでありますが、先ほど申し上げましたように、この危険区域の大幅な拡大ということが、日本のまぐろ漁業に非常に大きな影響があるということから、政府としてもアメリカに対して申入れを行つておるということでございますが、その内容はただいま長官から概略御説明がありましたように、期間の短縮が可能であるかどうか、また漁場との関係においてできるだけ影響を少くしよう、そういう点にあろうかと思うのでありますが、この具体的な面につきましては、外交交渉の問題でございますので、これ以上お尋ねをすることはさしひかえたいと存ずるのでありますが、どうか政府におきましては、わが国の漁業に及ぼす影響がきわめて深刻であるという事態を十分御認識いただきまして、日本側のこの申入れが十分実現できますように、特段の御努力を願いたいと思うのであります。

次に私は、この太平洋のまん中におきまして、このように実験のために距岸二海里を大幅に越えて、非常に広い海域にわたつて危険区域立入り禁止の設定をする、これは従来の国際公法に基くところの公海自由の原則に抵触するきらいがあると思うのでありますが、その法的な根拠はいかような立場をとつておられるか、この点の政府の御見解を承つておきたいと存じます。

○小瀧政府委員　危険区域をアメリカ側がビキニ海域に設けましたのは、旧日本南洋統治地域において米国が閉鎖区域というものを設定したのに始まつております。これが一九四七年でありますが、信託条項によつて、あの地域を戦略地域として、最初はエニウエトクでありますが、あそこを中心とした領海を閉鎖地域に設定いたしまして、これを安保理事会に通告するという措置をとり、新式兵器の実験をするというようになつたのであります。しかしこの閉鎖区域は、そこに入つてはならない、また許可がなければ入ることを許さないというような一つの閉鎖区域、いわゆるクローズド・エリアでありますが、危険区域の方は、その閉鎖区域を指定された結果、付近の船舶なりあるいは人命その他の財産等に危険があつてはいけないからという意味で、特に警告の意味で危険と思われる一定の区域を限つて、危険区域として設定したものであります。従つてここには絶対に入つてはいけないという国際法上の権利を主張するものでも何でもありません。海上において演習を行う場合、いろ〳〵射撃のけいこをするような場合に、危険区域としてその区域を指定し、これに関係のある諸国に通告するということはしばしばあることであります。ちょうどそういう意味においてこの危険区域を設定したのであります。従つて私どもといたしましては、この危険区域は一つの警戒の措置、いろ〳〵な危害を与えないように、安全のための措置の第一歩であるというように見ておるものであります。従いまして国際法上これが適法であるかどうかというような問題でなしに、そうした事実上の危険を避ける措置として私どもも解釈いたしておるのであります。

○鈴木(善)委員　ただいまの政務次官の御答弁でございますが、その影響をこうむりますところのものは、太平洋を航行する船舶、漁船でございまして、時にわが国に最も盛んな遠洋かつお・まぐろ漁業が最も直接的な影響をこうむるわけであります。安全を確保するための一応の危険の警告をする海域であるという見解でありましても、その影響を受けとるところの者にとりましては、これは非常に重大な問題であり、経済的にも、特にわが国の漁業の経済に及ぼすところの影響は甚大でありますが、関係国の了解と同意を得なくとも、一方的な宣言でやつて行けるものかどうか、その点についてあらかじめ日本政府に対して、ただ通告でなく、了解なり相談があつたかどうか、その点をお伺いしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　この危険区域の設定につきましては、先ほど申し上げましたような、普通の国際慣例で行われておるような措置をとつただけであつて、日本に相談したことはございません。ただ一昨年九月十八日に、日本の船でこの区域に入つたものがあるから、それは非常に危険をもたらすおそれがあるので、十分注意してもらいたいという意味で、在米日本大使館を通じて注意を喚起したことがあるだけであります。先ほどもちよつと例に申しましたように、危険区域というのは、これまでも例のあることでありまして、新しい措置ではない。従来も、特に演習をする場合とか、あるいは特別な危険な操作をする場合に、今申しましたような告示でやるという場合は少くなかつたのでございます。ただここで問題になりますのは、一体危険区域を設定しただけで事足れりとすべきであるかどうか。そのあとにいかなる警戒措置をとるのが至当であるか。これはそのときの危険の程度にもよることでありましよう。あるいはB二九、B三六を飛ばして、無電を使つて十分その辺を調べて、間違いがないようにするということが必要な場合もあるでありましよう。そういう際に、ただ危険区域を設定しただけで事足れりとするような議論が成り立つかどうか。これについては私どもも疑問を持つておりますので、そうした事実について現に米国側に問い合わしておりますが、そうした第二次的な警告措置についてどうというようなことをやつたということは、まだ回答に接しておりません。

またもう一つは、こういう区域が、かりに大きく言えば太平洋全部に及ぶというようなことになれば、その航行を禁止するにもひとしいことでありますから、そういうような必要が起つたとすれば、当然関係国にも協議しなければならない筋合いになるだろうと存じます。しかしこれまでの区域は比較的陸地から離れたところであつて、これまでの常識で言えば、かりにこれまで設定せられた区域だけが危険であつて、それ以上に危険が及ばないとすれば、それほど不当に大きな海域を危険区域として指定して、そこの通行を事実上不可能にするというような性質のものでもなかつたように思います。この実験が起りますまで、危険区域について米国に対して抗議をするとかあるいはいろ〳〵の申入れをするということはなかつたのであります。

○鈴木(善)委員　このような危険区域設定の通告をやる以上は、その危険水域に船舶が入らないように保障する意味合いにおきましても、十分な警戒措置をとるべきだという政務次官の御意見、まことに同感であります。アメリカは、先般の三月一日の実験におきまして、そのような万全の警戒措置をと

つておったかどうか、また次に行われようとする実験の際には、さらに今回の不祥事件にかんがみて、より以上完璧な警戒、保護の措置を講ずるように、実際にその被害を受けた関係国日本として強く申入れて、必ず実現させるべきだと思うのでございます。この点に対して外務省はどのような措置をとっておられますか、お伺いしたいのであります。

○小瀧政府委員　先ほども申しましたように、先方には随時こちらの考え方を伝え、またこれまでこちらで調査した結果に基いて、いろ〳〵話合いをいたしております。ただ正式な申入れになりますと、先ほど水産庁長官から申しました、この危険区域を設けている期間の制限という問題にいたしましても、このような実験をして、そのあとをなるべく早く危険区域でないように解除するようにという点をとつて考えてみましても、現に科学者が集まりましていろ〳〵研究はしております。その研究の結果を待たないと、ただ短かくしろというだけで、かえつて危険を増加するというようなことになつても困りますし、またこちらの準備が十分でなくて、申し出ましてただちに向うから反撃されるような申出でもどうかと思われますから、非公式にはいろいろ先方に申入れております。もちろん東京の米国大使館、またアメリカの日本大使館から国務省に申しましても、専門家でもないので時間がかかりますから、それに対する反響をすぐつかむというわけには行きませんが、非公式にはこちらの意向を先方に伝えまして、先方の研究調査を促しておるような次第であります。公式な申入れもきわめて近い機会にいたしたいと考えております。

○鈴木(善)委員　次に今回被害を受けました漁船の船員並びに漁船の補償の問題につきましてアメリカ当局も非常な誠意を示されて、アリソン大使を通じて正式に十分な補償をやる、またあらゆる面で治療その他に協力をするという、当然ではありますが理解ある申出をしたということを伝えておるのでありますが、その後におきますところの補償に関する日米間の交渉はいかように進んでおりますか。具体的に船員あるいは漁船の補償について、十分関係者が困らないような救済の措置を講じ得る見通しをお持ちになりますか、その点をお伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　補償の問題につきましては、米国の方でこの事実が判明次第公正なる補償をいたす意向であるということを声明したのであります。その後官辺筋の話として新聞で伝えるところによれば、この日本の船が危険区域にあつたとなかつた等とを問わず賠償するというように伝えられますし、また一方では、原子力委員会の方の委員長をしておる人の言明としては、まず事実を調査することが必要であるというような、むしろ反対的な声明もありまして、いつ、どういう方法で賠償を実施するかは、正式にはまだはつきり私どもの方にはわかつておりません。そこで日本としては、とりあえずこちらで調べた結果に基いて賠償を要求すべきであるという意見も出ておりますが、何分今度の被害は相当広範囲にもわたつておりますので、そうした面も一応は調査を進めておりますが、まだ決定的なところに参つておりませんん。それに加うるに、これに関連したいろんな問題も非常に調査を急いでおりますけれども、結論的なものには達していないので、先ほどから申しますように、正式に文書にまとめて、先方へこれ〳〵の額をこういうふうにしてもらいたいというような申出はいたしておらないのであります。しかし幸いにしてわれ〳〵の接触している感じからも申しますと、この問題は先方も非常に鬚慮いたしておりますので、必ず適当な措置が米国側によつてもとられるであろうということを期待している次第でございます。

○鈴木(善)委員　今回の事件についての科学的な調査につきましては、日米合同調査という機関がいち早く設置されまして、あらゆる角度から科学的な調査研究を遂げておるようでありますが、この補償の問題につきましても、日米間にそのような合同調査機関を設置いたしまして、直接間接の被害について十分な正しい補償がなされるように、政府はそういう合同調査機関の設置を要望する御意思はございませんか、この点をお伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　去る十六日に米国側へ、まず米国側で判明している事実を問い合せましたことに対しまして、まだ正式の回答が参つておりません。しかし最近の情報では、できるだけ早く回答をよこすということを言つておりますが、向うからの回答と、また日本側で今しきりに進捗しておる日本側の調査を突き合せてみまして、非常に見解の相違と申しますか、調査の結果に相違があるというような場合になれば、今鈴木さんのおつしやいましたようなことも考えなければならなくなるかもしれませんが、現在のところは、日本は日本の調査に基いて、そして日本の要求すべきことは要求するという方法で進めたいと考えております。

○鈴木(善)委員　先ほど政務次官の御答弁の中にも、今回の事件の被害は相当広範に及んでおるという御意見がございましたが、事実はまつたくその通りでございまして、今回の事件が、わが国のかつお・まぐろ漁業はもとよりでございますが、全漁業、全水産業に与えました経済的な影響、また消費大衆に与えました水産食料に対する心理的な影響はきわめて深刻であり、甚大であるわけであります。政務次官もすでに新聞等で御承知と思うのでありますが、まぐろ類あるいはさめのごときは、ほとんど現在でもなお価格は三割程度下落をいたしております。一時は東京の築地の市場等は、ほとんど大物の市が立たない。一般的に一時は半値以下に価格が暴落しておるのであります。その他まぐろ以外の水産物につきましても、ほとんど漏れなく影響を受けておるのでありまして、わが国の漁業界がこうむつたその影響はきわめて深刻なものがあるわけであります。政府におきましては、直接の被害であります船員あるいは漁船の補償はもとよりでありますが、わが国の水産界に及ぼしたところのこれらの打撃、影響につきましても十分調査をされまして、これをアメリカ側が納得するように十分なる措置を講じていただきたい、このことを特に強く希望いたすのであります。次に外務政務次官にお伺いしたいと思うのでありますが、新聞等で報ぜられておるところによりますと、アメリカ側から、被害を受けました船員及び漁船をアメリカ側に引取りたいという申入れがあつたやに伝えられておりますが、もしそれが事実であるといたしますならば、日本政府としてはどのような立場をとつて交渉を進めておられますか、その点をお尋ねしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員　船員のことは存じませんが、船舶に関しては、アメリカの方で灰の実験などをしたいから引渡してもらえないだろうかという非公式な申出があることは、私どもも承知いたしております。しかしもちろん渡すか渡さないかは、これは日本の国籍の船舶でありまして、当然日本がかつてにいかようにでもきめられることでありますが、できるだけこういう惨禍を災いを転じて福となすために、研究あるいは今後の治療に役立つような方に利用することが最も適当でありますので、そうした問題は実は外務省の主管すべき問題でもなく、いろ〳〵厚生省とかあるいは水産庁その他関係の向き、ことに学界も非常な関心を持つておられますので、こういう各方面と連絡いたしまして、その結論が、かりに向うへ渡した方が有効であるということになれば、外務省は対外的折衝の機関でありますから、そういうようにとりはからうことになるのでありましよう。しかしそれが反対であるならば、外務省として特に引渡さなければならぬ、あるいは引渡しては困るという特別な外務省の見解は持つていないのであります。

○鈴木(善)委員　船舶問題についてそういう申入れがあるという点がはつきりいたしたわけでありますが、政務次

官が言われますように、このような人類の惨禍を将来再び起さないように、また治療その他の今後の対策を確立いたしますためにもあらゆる関係機関に便宜を供与して、あらゆる角度からこの原子力の問題について究明をするという点につきましては、おそらく国民諸君も十分納得いたしているところと思うのでございますが、しかしそれはあくまで日本がその便宜を各方面に供与するという立場でありまして、直接の被害をこうむった日本国におきましては、科学あるいは医学、あらゆる方面の機関を動員して、貴重な、しかも非常に深刻な犠牲の上にできたこの問題の究明を十分やる意味合いにおきましても、また今後の漁船のこういう事態に対する日本の恒久的対策を立てる意味合いからいたしましても、この漁船は断じてアメリカ等に渡すべきではない。便宜は与えてやるけれども、あくまで日本が中心になって、この船を徹底的に、科学的に究明する資料として確保すべきだということが、学界を初め国民の感情であろうかと私は思うのであります。この点につきましては、ただいま政務次官もあくまで日本の船であり、日本の考え方によって独自の立場で処理さるべきものだというお話がございましたから、外務当局においても、十分国民感情を了察されまして、善処されることを希望するものであります。

次に、先ほども申し上げましたように、今回の事件がかつお・まぐろ漁業その他に及ぼした影響は非常に深刻でございます。国内におけるまぐろ等に対する国民の恐怖感は、時間とともに徐々に解消されて行くことは考えられるのでありますが、私どもが一番憂慮いたしておりますのは輸出の面でございます。御承知のようにかつお・まぐろは対米輸出の非常に大きな部分を占めているのでありまして、その輸出額は生糸をしのいで年間約三千万ドルを越えるという、わが国にとっては重要な輸出水産物であるわけであります。このことについてすでに外国新聞等も大きな関心を払っておりまして、日本がこれらの輸出にあたって十分な検査をやっているかどうかということについて、異常な注意を払っております。またアメリカのカン詰業者その他も、これについて異常な関心を寄せられているように報道せられているのであります。外貨獲得に非常に重要な役割を果しているまぐろ・かつおのカン詰及び冷凍輸出品の今後の輸出の上に、いささかでも影響があるといたしますならば、重大な問題であると思います。これにつきまして水産庁あるいは厚生省におきまして、いかようなる御措置をとっておられますか。この点をお尋ねしたいと思います。

○清井政府委員　ただいま御質問がございました輸出まぐろの措置でございますが、これにつきましては、先週の終りごろでございましたが、こういうような事態が単に国内の生産者あるいは消費者等に対する影響にとどまらず、ひいては冷凍まぐろ、あるいはカン詰の輸出先であるアメリカの消費者に対してもある程度の影響が当然考えられる。そこでこのかつお・まぐろの冷凍並びに輸出品は、御承知の通りわが国の水産のみならず、輸出品としても相当重要な地位を占めているのでありまして、これの今後における興廃は、わが国水産業にきわめて重要な影響を及ぼすことは当然であります。そこで私どもは、これは早く適当な措置――先手を打った方がいいという考え方を持ちまして、当時業界の意向も聞きましたので、輸出されるところの冷凍及びカン詰については、厚生省の権威ある検査を受ける。この検査の結果これが全然無害であるという証明を発行することによって、この商品の信用度を確保するという措置をとろうというので、とりあえずの措置をとることにいたしたのであります。決定後ただちに実施に移しました結果、その後この事件が起ってから輸出されます冷凍まぐろにつきましては、全部厚生省の権威ある検査を終了いたしまして、輸出船積みをいたしたのであります。その後検査をいたしましても、何らの事故がなく、ただいま進行をいたしている最中であります。業界においても、このことについてきわめて関心を持っておりまして、現在われ〳〵の考えておりました措置に全面的に協力をしているようでありまして、私どもとしては、この問題の見通しのいかんに関連いたしますが、当分はこの措置を続けて参りまして、米国向けの輸出について努力を払って参らなければならないと考えている次第であります

○田口委員長　厚生省環境衛生部長は今役所を出たそうですから……。

○鈴木(善)委員　ただいま長官からの御答弁によりまして、政府が特に輸出水産物の面に重大な関心を持たれて、この事件が起るとただちに適切な措置を講じておられることを伺いまして、私ども満足いたすものでございます。

私は結論として申し上げたいのでありますが、わが国の漁業は、沿岸漁業においては、資源の枯渇によって年々漁民の経済は疲弊の一途をたどっております。また李承晩ラインの設定等によって以西底びきを初め深刻なる打撃をこうむっている。その他ソ連における拿捕、中共におけるところの拿捕事件が頻発いたしまして、わが国の漁業は全面的に重大なる悲境に立たされているのであります。ただわずかに日本の漁業の将来の発展の道は、遠洋かつお・まぐろに大きな期待を寄せられているのであります。その際に今回の不祥事件が惹起いたしまして、わが国の漁業界のこうむった影響はきわめて深刻かつ甚大であります。私は、伝えられるところの危険水域の拡大等に対しましても、政府関係機関が、日本漁業の置かれております現在の窮状を十分認識されまして、これの対策を十分立てられることが必要であり、かつ国内の消費者の啓蒙、あるいはただいま清井長官からお話がありました、日本においてはこのような万全の検査の措置を講じておるという点を、外務省その他を通じまして、国際市場に対して啓蒙宣伝を十分徹底させまして、日本の漁業及び水産物の輸出について、できるだけ影響を少からしめるように、今後日本のかつお・まぐろ漁業が、このために これ以上大きな打撃をこうむることのないように、特段の御配慮をいただきますことを特に強く希望いたしまして、私の質疑を終ることにいたします。

○赤路委員　関連して。先ほど鈴木委員の質問に対して外務次官がお答えになった中に、本問題が起ってから、さつそく関係各省と協議をして、まとまった意見を持って外務省の方から正式に申し入れたということをおつしやつておりました。これに対して水産庁長官の方から、当面とりあえずの措置と、申入れらしい要綱を御答弁になったのでありますが、鈴木委員はこうだろうという仮定の上に立って話を進められたようであります。そこでその協議されてまとまった意見というものは、一体どういうものであったか、そのことをそのままアメリカ側に正式に申し入れたのか、この点をひとつお聞きしたいと思います。

○小瀧政府委員　私は正式に申し入れたと言ったのではございません。大体話に一応のまとまりがあったから、その都度こちら側の意向はこういう点が要点であるというような点を、随時先方と話し合ったのでありまして、正式の申入れにつきましては、いろいろ調査の結果も総合して考えないと、すぐ申し入れても、それが合理的でないものでありますと、結局こちらの申入れがそのまま実行できないということになるので、そうした面も考慮しなければならないため、非公式に話合いをしているということを言ったのであります。

○赤路委員　それはよくわかりました。それでは関係各省と御協議になって、まとまった意見はどういうものであったか、これをお聞かせ願いたい。

○小瀧政府委員　まだここで、一々具体的にどうだということを申し上げる段階に至っておりません。先ほど申し上げたように、大体の意向はこういうところにあるのではないかということを述べまとめた程度であります。ただいまそうした点は、まだはっきりした結

論でもございませんので、ここで声明する段階になつていないと考えます。

○赤路委員　それでは水産庁長官が、各業者に対してとりあえずの措置として、危険区域の拡大についての通告をやつた、それから各県へもそうした通告をしたとおつしやつたこと、及び危険区域として拡大通告があつたその場所において、演習する時期の短縮ということが可能であるかどうかということ、あるいは危険区域の縮小というようなことが、ちよつと今水産庁長官の御答弁の中にあつたと思いますが、この通告は水産庁だけでおやりになつたのであるかどうか、あとの期間の短縮が可能であるかどうかということその他の点は、ただ協議だけであつて、この点について、正式にアメリカ側と話し合つたものではないと確認をしていいのか、この点お聞きしたいと思います。

○清井政府委員　私からお答えできることだけ申し上げます。私は危険区域の拡大の通告が正式にあつたという通告を外務省から受けたのであります。同時にこれを各方面に周知徹底してもらいたいという通告を受けたのでありますす。これは私どものみならず、海上保安庁等の関係各省も同様に受けております。私どもはこの通知を受けましたから、ただちに外務省及び関係官庁と相談をいたしまして、この通知を受けたからには漁船の操業の安全を守るという観点から参りまして、とりあえずこういう通告があつたということの通報をいたしたのであります。その点は先ほど申し上げた通りであります。そこで私どもは、その後いろ〳〵事情を検討いたしまして、本問題につきまして、外務省といろ〳〵折衝をいたしておる、こういう次第であります。

○赤路委員　関連質問でありますのであまり他の面にわたりたくないと思いますが、鈴木委員からアメリカ側の申出による福龍丸の引渡し交渉と申しますか、これが非公式にあつたかというようなお尋ねがあつたようでありますが、これに対しては関係各省とよく協議をしてみて、その協議の結果渡した方がいいという結論が出れば渡すことになるかもしれないというような御答弁であつたと思うのです。いろ〳〵考え方もあろうと思いますが、私は鈴木委員がおつしやつたように、これはいかなる理由があろうとも、絶対渡すべきでないと思う。こうした考え方で協議をされるということ自体が、私は間違つておるのじないかと思う。もちろんアメリカ側の方では引取りたいでしよう。しかしアメリカ側の今回の事件に関する考え方と、日本側の考え方とは、まるで私は立場が違つておると思う。アメリカは、みずからがやつた原爆の効果というものが、どういうふうに現われているかということの上に立つて、福龍丸を必要とするでしよう。しかしながら日本はそうじやない。日本側の立場から言うならば、全世界をおしなべてみても、原爆被害を受けたというのは日本だけしかない。従つて日本の立場からこれを言うなれば、これは日本人全体の生死の問題なんです。日本みずからの手においてあくまでもこれを究明して行くということが、私は日本の立場だと思う。どういう結論が出るか、これは仮定の問題であつてわかりませんが、私は鈴木委員と同様、絶対に渡すべきでない、こういうふうに考えておりますが、これに対する外務次官の考え方をいま一度お聞かせ願いたいと思う。

○小瀧政府委員　先ほど申しました言葉に、私はかりにという言葉を二度使いましたが、かりにそういうことになれば、その全体の利害得失、どれだけ貢献するかという考究の結果によつて、そういうこともあり得るということを申したのであります。ところで一体根本的にアメリカに引渡すということを言えば、言葉が悪いのでありますが、ただ向うに持つて行くというのではなくて、今の静岡にあります船の灰を取除いて消毒をすることは、これは日本がやつていいし、適当な機関でやつていいのですが、けさも聞きましたけれども、静岡あたりでは、あそこに船体があつては、非常に人心に与える影響もおもしろくないということを、陳情に見えた向きもあるのであります。これは引渡しの問題とは別でありますが、そういうふうな関係もありますので、あそこにいつまで置いていいか、悪いかということは考えものだろうと存じますが、今その船をどこかに動かしてきれいにするとか、あるいは代船をつくるとかいうことは別箇の問題として、十分各庁で考えておるところでありますから、それに従つてやるのが一番適当であるという措置について、その意向を尊重いたしまして行動いたすことになります。

○赤路委員　それは何ぼここで押し問答しても、これは考え方の相違であつてやむを得ないと思います。私の申し上げておるのは、そうした考え方の上に立つてやられることがいけないのだ、こう申し上げておるのです。あくまでも日本みずからの立場をはつきり堅持してやつていただきたい、このことでありまして、おそらくこれは外務次官と私の方の考え方の相違だと思いますから、ここで何べんやつてみても始まらぬと思いますので、これ以上は申し上げません。

ただもう一点お聞きしておきたいことは、いまだに正式な申入れ、抗議等がアメリカに何らなされていない。これはいろ〳〵と研究して慎重を要する。もしも、反撃を受けるようなざんなことでは困るというような外務次官のお話であつたと思う。これはどこまで慎重にやられるかわかりませんが、しかし事は原爆という、あまり類のないことであつて、これを研究するというんじや何年かかるかわけわからぬ。これはそういう考え方でなしに、あくまでもただちにこれらの点に対しては抗議をすべきであると思う。鈴木委員の質問の御答弁の中にもあつたのでありますが、以前からあそこは危険区域としてある程度の区域が設定されておつた。その区域のあつたときはあまり問題にされていなかつたのだ。ところが今度の事件が起つてから大きく問題にされて来ておるように思われるというような面が御答弁の中にあつたと思いますが、私たちもそう思います。もつと率直に申しますならば、私たち自体がこれに対してはうかつであつたのではないか。かりそめにも公海のまん中に一線を引いておるということだけは事実なのです。これを日本では認めておる。一体その法的根拠はどうかというので、鈴木委員から話があつたわけなんですが、私が心配いたしますのは、それに強く抗議をしないで、この危険区域拡大の線がそのまま一時的にあつたとしても、日本によつて認められるということになりますならば、爾後の日本の遠洋漁業に及ぼす影響を考えてみなければいけない。しかも今日日韓会談がそのままで、一向膠著して放置の状態にある。これとても、この六月になりますならば当然漁期に入るわけなんで、再びこの問題が燃焼して来ることは明らかなんです。日韓会談が問題となつておるのは、やはり李承晩ラインの問題なんです。公海のまん中に線を引くことをわれ〳〵は許さぬ、こういうことなんです。もしもこういう面がそのまま認められるということになると、日韓会談に及ぼす今後の影響ということも考えなければいけない、それでなくともアラフラ海の問題にいたしましても、フイリツピンにしても、インドネシアにしても、いろ〳〵問題が輻輳しておる。これは日本の遠洋漁業の死命を制する問題になると思う。そういう観点から行くならば、これは一時たりといえども私は認めるべきでない。ただちにこれは抗議をしてそうしたような一方的な宣言をなくすることの努力をすることが、今日政府としての使命でないか、こういうふうに私は考える。この点についてどういうふうにお考えになつておるかというのが一点。

もう一点は、このアメリカ側の方の措置については、安保理事会に出しておるというお話があつたように思いますす。そこでこうした問題について、政府は国連に対して、これらのものを撤回するための抗議をする意思があるかどうか。あるいは申入れ措置をとる意思があるかどうか、この二点をお聞き

したいと思う。

○小瀬政府委員　先ほど御指摘がありましたように、いつまでも調査の結果を待とうという気持は毛頭ございません。御指摘のようにこういう問題を深く探究いたしますればいろ〳〵な問題もありましょうから、そういう結果を待つて正式な抗議をするという考えでなしに、ちようどこちらの調査が整いましたならば、こちらから申入れをする考えであります。しかしその前に随時相互話合いをしておるというのが現状であります。そこで御質問の第一点は、危険区域を認めないように、これの設定に抗議を申し出ろということであります。これは結局今度の調査がある程度まで進み、そうして今度拡大された危険区域はどれだけの打撃を与えるかという点においてよく調べました上、もつと力の弱いもので実験してもらうとか、いろ〳〵申出の方法はあろうと思います。根本的に申しますれば、こうした実験とか射撃とかいう場合には、海上において危険区域というものが従来国際慣例上認められておりますので、その領土内で行う実験の結果が他に大なる影響を及ぼさないような予防措置を十分講じてやるということになれば、そういう実験は絶対にしてはならぬということは日本としては言えないと思います。こうした実験も終局的には平和の意義ということを考えてやつておるものと私どもは見ておるのでありまして、公海で灰が落ちるようなことは絶対にやつてはいけない、艦隊を持つている国も海上で演習をすることは公海自由の原則に反するから絶対にいけないというところまで世界の状況が進んで、理想境になつておればありがたいのでありますが、現在はそうではないので、そうした根本的な申入れができるかどうかは、十分考慮いたしまして措置をとりたいと存じます。なお国連への抗議の意思はないかどうか。これもその被害が太平洋全体に及ぶとか、重大なる影響があるということをはつきり突きとめた上で、そういう措置もとらなければなりませんが、現在ではそれについての十分な調査をいたす段階でありまして、その結果によつては今おつしやいますようなことも考えられるのでありますが、いずれにいたしましても現実の問題としては、三月一日に起りましたあの悲惨な事件をどう解決するかということを第一段とし、同時に今後こうした惨禍が起らないようなことについて、十分隔意なき意見の交換をいたしまして、これが再び起ることのないように措置いたす考えであります。

○田口委員長　遠藤三郎君。

○遠藤委員　私はただいまの質問に関連いたしまして、区域拡大の問題について意見を申し上げたいのであります。先ほど来政府の答弁を聞いておりますと、危険区域を拡大した、だからそれを承知しろ、それをそれ〴〵関係機関に知らせて、こつちの方で万全の措置を講ずる、こういうような実に受身の、はい〳〵といつて返事をして、喜んでその危険区域拡大の要求に応じているような感じを受けるのであります。しかし事柄はきわめて重大であります。先ほど来外務次官のお話によりますと、従来の国際慣例から言いましても、危険区域を指定して、それが一定の区域に限られておつて、一定期間ここへは入つてはいけないという場合には、危険区域を設定することは国際慣例上認められておる、こういうことでありましたけれども、今までの海軍がやつておる演習なんかと、今度の原爆の場合とはまるで規模が違う。まつたく新しい事態なんであります。しかし詳しいことはわかりませんけれども、その地点を中心にして円周を描いたその三百マイルに及んで被害がある、こういう問題になつて参りますと、あんなに大きな太平洋でありますけれども実に狭いものになつてしまう。これを平気でやられて参りますと、これはまつたく公海自由の原則を破壊するものであります。ここで国際慣例を立て直さなければならぬときが来ているのではないかと私は思う。でありますから、調査を大いにやつていただくことはけつこうであります。調査をやつていただいて、その影響の範囲を調べていただくことはけつこうでありますけれども、今まで新聞紙等で伝えられておるその事情から見ますと、今までの慣慣を破つた新しい事態に直面しておる。でありますから、今度これだけ危険区域を拡大した、こういうことを言われて易々諾々としてそれに追随しているような態度は、私どもの国民感情としてはまつぴらごめんであります。もつと強くこの危険区域に対して抗議を申し込むことが、当然だと私は思う。公海自由の原則をまつたく破壊される。そうしてしかも、私はこの際もう一つはつきりしておきたいことがあるのでありますが、それは魚類に及ぼす影響であります。私ども原子物理学にあまり詳しくないのでありますから——あまりと言いましてもほとんど知らないのでありますからよくわかりませんが、海の中で泳いでいる魚に対してはどういう影響があるのか、海の中で泳いでいる魚が、たとえば原爆の爆発をする周辺百海里のところで、かつおやまぐろなんかが放射能をしよい込んでおる、そういうことが考えられるとしますと、これは一日に数百キロも走つて行くそうでありますから、たちまち太平洋の隅々まで届いてしまう。天平洋のどこの海岸で魚をとつても、みな放射能にかかつてしまう。大平洋が砂漠のようになつてしまうのであります。これがわからないとはつきりしないのでありますけれども、この点については詳しい人がおるかどうか知りませんが、どなたでもいいのですけれども、生きておる魚に対してはどういう影響があるか、たとえばダイナマイトを川の中で破裂させるようなぐあいに、破裂した周辺何海里までは爆発の震動によつて魚がみんな死んでしまうとか、それから先の何海里までは放射能のために魚が死んでしまうとか、さらにその外辺においては何海里までは放射能を持つても、まだ生きておるけれどもひよろ〳〵して病人状態で泳いでおるといつたようなことがあるのかどうなのか、その辺をまずお伺いして、それからまた質問を続けたいと思います。だれかおわかりの人があればだれでもいいのです。

○楠本政府委員　たいへんむずかしい御質問でございますが、これはまだ研究調査が初めての例でございまして、わが国といたしまして、あるいは世界各国におきましても、かような確たる研究成績がございませんが、ただ従来の原子能力あるいは物理学の考え方といたしまして、きわめて近い範囲におきまして、しかも表層を泳ぐ魚類というものは、かなりこれらの影響を受けるものと考えなければなりません。ところがかなり距離が離れ、しかも深部におきましては、海の流れが強いために、一般に病毒がきわめて薄く拡散されます関係で、何ら生物に支障のないものと考えております。ところが遠洋漁業においてとられます魚類は、表層魚ではほとんどございませんので、多くは深海を泳ぐものでございますので、従つてさよりのようなものは別といたしまして、まず私どもは、現在のところは危険はないと考えております。

○遠藤委員　今の答弁で正しいかどうか私はわかりませんが、とにかく表面を泳いでおる魚は影響があることはつきりしておると思います。そこで半径三百マイルに及ぶような大きな円周を描いて、それらの海域の表面に泳いでおる魚が、あるいは放射能を背負つておるかもしれない。こういうような状態をつくり出すようなことをやたらにやられた日には、たまらないのである。これは危険区域を一方的に宣言することができるというような従来の慣例とは、まつたく新しい事態であります。これはこのままほつておいたら太平洋は砂漠になつてしまう。そうして太平洋の沿岸の何億という人間は、非常な危険にさらされるような結果になつてしまう。でありますから、新しい国際慣例をつくる意味で、今度の原爆事件は非常に幸いの問題でありますから、この機会に新しく国際慣例をつくる。そうしてしかるべく国連に訴えるなら訴えるでよろしい、アメリカに対して直接交渉するなら、それもよろし

い、そういう積極的な心構えをもつて、この事態の根本的な解決に当る考えを持つておるかどうか。それを持たないようでは何ともしようがない。私はぜひ持つてほしいと思う。それについての外務省の見解をもう一度伺つてみたい。

○小瀧政府委員　お説はまことにごもつともでありまして、こういう被害が非常に広汎な区域にわたるということであり、ことに太平洋の水産業が重大なる支障を来すということになれば、これは人類の大問題でありますので、仰せのように確固なる信念を持つて措置をしなければならないと存じます。しかし先ほども御質問になりましたように、こうした問題がまだはつきりいたしておりませんので、たとえば新しい国際慣例をつくりますにいたしましても、とにかく一応科学的な調査の結果、いろ〳〵な試験結果を持ち寄らなければ、日本だけで通用しても、またほかへ通用しないというのでは、結局目的を達成できませんから、せつかくそうした面の研究を進め、申入れも今御指摘の危険区域についてもいたしたいと考えております。

○遠藤委員　外務省当局は、この原爆自体の詳細なる調査をされるとおつしやるのでありますが、それに対しては私はまつたく賛成でありますけれども、調査をするためにいたずらに在再日を送つていることは、国民感情がこれまた許さないのであります。そこでとにかく留保付でもいいから、ただ危険区域が拡大されましたといつて関係業者に全部知らせる前に、アメリカに向つて、もし事態がはつきりしたならば、この危険区域は撤廃してもらわなきやならぬようになるかもしれないというような、留保付の抗議でも申し込むことが当然だと思いますけれども、そういうことに対して外務省は考慮したかどうか、もう一度伺つてみたいと思います。

○小瀧政府委員　周知方とりはからいは、かりにそうした実験が再びされて、被害があつたらたいへんでありまするから、一方では一応これの周知方をとりはからつて危険のないようにしなければならぬという措置として、とりはからいをいたしたのであります。同時に私ども先ほどから申しましたように、何もこの問題は、やむを得んというのでほつておいたわけでは絶対にございません。先方と連絡をとりまして、先ほどから具体的に申さなかつたので、あるいは徹底しなかつたかもしれませんが、日本の見解は大体こういう意見も出ている。これがこのまま実施せられるということになれば重大なることが起るかもしれぬというような点は、十分先方に伝えておるはずであります。ことに東京におきましては、向うのアメリカ大使館とずいぶんそうした点を話合いをしておるのであります。

○遠藤委員　そこで先ほど船の引渡しの問題が出ておりましたが、それに私の意見を申し上げておきますと、これは同僚委員の意見とまつたく同様であります。理由は喋々申述べる必要はありませんけれども、この原爆の被害船を引渡すようなそういうだらしのない、情ないことをしないように、そういうことに対しては絶対反対だということをひとつここで申し上げておきます。

それから損害賠償の問題でありますが、この問題も先ほど来議論になつておりましたが、あの原爆以来国内に非常に大きな波紋を描いておる。魚屋さんがみな店を締めてしまつた。国会のすし屋さんも店を締めてしまつたのです。まぐろはもうだめですから、すし屋は大半店を締めておるのです。そうして先ほど鈴木委員の言われたように、まぐろの値段は半分から三分の一くらいになつてしまつた。その被害たるや莫大なものであります。そこで私は、今水産当局にお伺いしておきたいのでありますが、その正確なる被害調査をすることは相当の期間を要するでありましよう。けれどもそういう部門と、こういう部門と、こういうものには損害がありました、その金額は追つて知らせますけれども、大体においてこういう厖大な被害があつたということを、アメリカに要求して損害賠償をよこしなさいということをまず一本矢を打込んであるかどうか、それをひとつ伺いたい。損害があつたらば交渉するとかなんとかいうのはまことになまぬるいのであります。どういう部門について損害があるか、たとえば魚屋さんの損害が幾ら、あるいは冷凍まぐろ、あるいはまぐろのカン詰をつくつておる業界の人々の損害の程度はどの程度になるか、あるいはその他の部門もどういう影響があるか、どの部門でもいいから、こういう部門についても損害があるというような調査がほぼ進んで来ているかどうか、それについて水産当局の調査の実情、進行の状況をお尋ねしておきたいのであります。

○清井政府委員　お話の通りに、これは相当広範囲に影響を及ぼしたことは事実であります。私どもは目下直接並びに間接の被害につきまして、各方面より資料をとり寄せましてただいまいろ〳〵計数整理をいたしておる状況でございます。この問題につきましては、なお関係省とも十分相談をいたしまして、最後の結論を得たいとただいま計算をいたしておる状況でございます。

○遠藤委員　その被害の問題に関連しまして、先ほど冷凍まぐろやカン詰のアメリカに対する輸出の問題について、厚生当局及び農林省当局から、こちらで厳重なる検査をやつておる、支障なく船積みができておるという答弁がありました。支障なく船積みができておるだろうと思います。けれどもアメリカの方ではこれにクレームをつけるようなことはないのですか、どうですか。アメリカの方では、相当危険だというようなことを言つておるようにに新聞等は伝えておるわけでありますけれども、もしそういうことがあれば、私はアメリカに対してはなはだ不満の意を表さなければならぬと思います。私はここでちよつと断つておきたいのでありますが、私ども決して反米でも何でもない、アメリカとともに手をつないで行かなければならぬという考えを持つておるものであります。であればこそ私どもはアメリカに対して、強く言わなければならぬと思うのであります。アメリカは日本のかつお・まぐろの漁船に大きな損害を与えておいて、それからできて来たカン詰は、食えないからそいつは断るのだというような断り方をするようなことは、絶対あるまいと思うけれども、アメリカの情報はどうなつておりますか、もしおわかりでありましたら外務当局から伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　第五福龍丸の事件がありましてから、西海岸の方でまぐろの冷凍についてのいろ〳〵うわさは飛んだようであります。しかし三月一日以前のものでキヤンセルして来た、契約解除して来たというものはない。しかし三月一日以後のものについてはよく考えなければならぬということを言つている輸入業者もあるという報道がロスアンゼルスから参つております。こういう公電が参つておりますが、これは公電ではございませんけれども、最近の情報によりますと、向うの方でもテストをする方法をとることになつたように報ぜられておりますので、今のところは、すぐクレームがつくとかいつた問題が起つたという情報には接しておりません。

○遠藤委員　ただいまのお答えで、アメリカの方はまだ疑問があるように伺つたのでありますが、これは明らかに外務当局の政治の一つの問題だと思います。この国内の事情をはつきりアメリカ当局に通告をして、もしそういうことがあるならば、日本の国民感情としてまつたくこれを許すことができないというそういう情勢であることを事前に通告しておいていただきたいと思う。さもないとクレームがついたといつても、そこまで行つてからではおそいのであります。ですからその点については、ぬかりなく強硬な態度をもつてアメリカに臨まれんことを私はお願いするわけであります。これは要するに今回の原爆問題は、水産業にとりましてこれほど大きな問題はないと私は思う。文字通り日本の水産業の死活の問

題だと私は思います。この重大な関頭に立つて、水産当局も外務当局も、今までのようなしきたりに捕われて、アメリカに対してきわめて従順な態度をとるという態度でなくて、アメリカに対してもわれ〳〵の主張すべきものは、はつきり主張して行く。そうして賠償をとるべきものははつきり賠償をとつて行く。これがほんとうの意味の日米親善になると思いますが、そのことを特に御考慮願うことを要望いたしまして、私の質問を打切つておきます。

○田口委員長　ちよつとお諮りいたしますが、正式の質問の申込みがあと四人残つております。関連質問の申込者が三名でございますが、いかがでしようか、正式質問者の質問が、終つてからゆつくり関連質問の方にやつていただく、そういう方法をとりたいと思いますが、いかがでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長　それでは田中幾三郎君。

○田中（幾）委員　今回の水爆による被害は、また水爆の威力というものは、われ〳〵の想像を絶しておりまして、日本はもちろん世界に向つて非常なセンセーションを起しておるのであります。しかもそれは平時においてこういうことが起つたのでありまして、これはまことにわれ〳〵の驚愕するところであるのであります。先刻来この被害に対する処置、今後の方法について大分論ぜられておりますし、もちろんこのことは重大問題でありますけれども、人道の上から、また世界平和を守る上から、この原爆の使用、製造、保管ということは非常に重大な問題であると思います。日本は今回の唯一の被害国として、この機会にアメリカに対し、また国連に対して、今後原子爆弾の使用、管理、製造について、何らかの申出をする意図があるかないか、これを一点お伺いしたい。

○小瀬政府委員　原子力の国際管理の問題は、これまでも相当長くソ連と米国との間で論ぜられておつたのでありますが、結論を得ない。ようやく最近平和的使用について米国とソ連の間に話合いが進もうとしておるような状態でありまして、原子力を持つておる国の間に話がつかないというと、第三国の方からいろ〳〵の申出をいたしましても、それに耳を傾けて聞くということは、実際問題としてなか〳〵期待ができないだろうと存じます。しかし今度の不幸な事件は、一面において原子力の非常な威力を世界に示したことでありまして、これが幸いにして平和への情勢を動かす上に役立てば、それこそほんとうに災いを福とするのでありますが、それかといつて、今この際ただちに日本が、国連の方へ日本としてこの問題を訴え出ることが適宜の措置であるかどうかということは、よく考えなければならない問題であると存じます。現に米ソ間でも話が行われておるようでありますから、今度のいろいろの実験の結果、あるいは調査の結果が、できるだけ世界の平和に役立つように、そして相なるべくは原子兵器というようなものが使われないようになり、平時においてこれを実験することがないようになる機運を醸成するに役立つとすれば幸であると思います。

○田中（幾）委員　人命に関する点は、アメリカその他の国も良心によつて十分注意するでありましようけれども、魚類に対する点は人命よりもはるかに軽んじて、むぞうさにやられはしまいかというおそれが今後もあるのであります。われ〳〵は魚類を水爆の危険から守るために、水爆の使用、管理、製造に対するある方法をとらなければならぬと考えておるのでありますが、これは平時における被害でありましたけれども、戦時における長崎、広島の原子爆弾による被害に対しても、アメリカに対して損害賠償を請求せんとする在野法曹の空気があるのであります。私はもしこれらのことが成功しまして、ある意味において原子爆弾の使用、製造、管理が制限されるならば、魚族もこの被害から守れる。そこで私はこの損害賠償の点を少し申し上げて、外務省の所見をただしたいのでありますが、これは日本弁護士連合会所属の岡本尚一弁護士の立案になるものでありまして、広島、長崎に対する原爆の投下は国際法違反である、こういう見地に立つておるのであります。ヘーグの陸戦条規の第二十三条によつて「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」これが禁止されておるのでありまして、これによりますと、これ以上の威力を持つ原子爆弾を使うということはこの条規の違反である。これが第一点であります。それから第二点といたしまして、一九〇七年に第二回ヘーグ平和会議において、特殊弾丸いわゆるダムダム弾の使用禁止の宣言が採択されております。それから一九二五年にはジユネーヴにおきまして毒ガス等の禁止に関する議定書がとりきめられておるのでありますが、これにも違反をする。それからヘーグの陸戦条規二十六条によつて、攻撃の事前通告がなかつた、事前通告がなかつたのみならず、われわれは当時においては原爆というものの存在すら知らなかつたのである、これもやはり違反であるという根拠に立つております。それからこれがもし国際法違反でないとしても、条理すなわち自然法に反するというのが岡本損害賠償理論の根拠になつておるのであります。そしてアメリカの法律によりますと、「国際法若くは合衆国の締結せる条約違反に基く総ての外国人の提訴」は米連邦の地方裁判所においてこれを行う。そこで考えられますことは、日本の国家もこれによつて損害を受けておるのであるから、アメリカに対して損害賠償の請求権があるかないかという問題、それから被害を受けた個人は、アメリカに対してその被害に対する損害賠償を求め得るやいなやという問題、日本国のアメリカに対する損害賠償については、平和条約十九条によつて一切の損害賠償請求権を放棄しておりますから、多少の疑義があろうと思うのでありますが、日本の国家が損害賠償を放棄したとしても、損害を受けた日本の国民個人は、アメリカに対して損害賠償の請求権を放棄していない、これが岡本理論の根拠であるのであります。最近聞くところによりますと、全部の損害賠償を起すことは金額が非常にかさむし、費用もかかるので、分割して訴訟を提起するという情報が伝えられておるので、日本弁護士連合会においても研究をしておるということであるのであります。そこでもしこの訴訟がアメリカの裁判所において取上げられまして、広島、長崎の原爆による被害者が損害賠償の幾分でもとることができますならば、このことによつてすでに原子爆弾というものの使用が不可能になる。今後それの使用ができないということに決定されるのでありまして、これは私はまことに大きな問題であると思うのでありますが、もしこの訴訟が日本人の弁護士によつてアメリカに提起されましたならば、外務省は一体いかに考えられますか。その前に、またこういうことを研究なさつたことがありますかどうか、またこのことが実際に取上げられて提訴するという具体的な手続がとられた場合には、外務省はいかようになされますか、あるいはこういう空気があるという情勢に対して、どういうふうにお考えになりますか、この点をお伺いしたいと思います。

○小瀬政府委員　日本国は御指摘のように、平和条約第十九条において、請求権の放棄をいたしております。その中には、「戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、」すなわち日本国民の請求権も放棄するということを、この平和条約によつて日本国の請求権のみならず、国民の請求権も放棄するということになつております。でありまするから、法律論から申しまするならば、日本国民に対する責任と申しますか、国民の持つている請求権は国家がこれにかわつて補償するというなら、これは大蔵省なんかの問題でありますが、単なる法律論をいたしますならば、日本国家がかわつて補償するのであつて、このことはたとえば十

六条の中立国における私有財産までも日本は放棄して、赤十字国際委員会の方へ引き渡すということであります。そこで今度は個人と国家の関係からいえば、平和条約だけの建前から申しますならば、適当なる補償を憲法によつて与えなければならぬということになるのでありまして、日本国の政府といたしましては、その請求をなし得ないことになつております。但しアメリカの国内法において、そういうことが事実取上げられて、その訴訟に勝つということになれば、当然それは個人としてアメリカで認めることでありますから、日本政府としては、それに反対すべき理由はないだろうと存じます。

○田中(幾)委員　私の申し上げるのは、今の平和条約によつて放棄された、放棄されないという法律論をやつておるのではありません。もしそれを日本国の政府が、国民の持つておる権利を個人にかわつて放棄したのであるとするならば、これは憲法違反であります。個人の権利を侵害したことになるからこれは別問題でありますが、そういう法律論を私はしておるのではありません。こういう訴訟が提起された場合に、国家は別に異議を申すという理由はない、進んでこの原子爆弾の管理、制限ということのために、政府はこのことに対してただ傍観をするだけだが、このことのために進んで積極的に何らかの措置を講ずるかどうかということを伺つておるのであります。

○小瀬政府委員　政府といたしましては、平和条約を守らなければならないのでありますから、平和条約に違反した行動を政府みずからとるということは不可能な次第であります。

○田口委員長　夏堀源三郎君。

○夏堀委員　ただいままでの質疑応答の内容を伺つておりますと、どうも私は納得のできない点が多々あるのであります。まず第一に、三月の一日以前に漁獲した冷凍品がアメリカに行つてクレームを受けたことはないこう言明をなさつております。これは私の調査によりますると、具体的に申し上げまするが、アメリカに冷凍まぐろを積んで行つたフリスペート・マリナー三百二十五トン、この船のまぐろをアメリカに揚げてはならないという報告が入つておる、これを政府がお知りになつておるかどうか、あるいはおわかりにならないかもしれません。私もこれはその電報を直接受取つたわけではありませんが、ただこれはきようこの委員会に出席するせい〳〵三時間前にこの電報は入つたかもしれません。そういうことであるから、これからでも続続そういうような問題が起きはせぬか、こう私は心配するのであります。たとえば今インド洋に行つて漁獲している相当数のまぐろ船、これは冷凍まぐろがねらいでありましよう。これをあちらの方で全部あの危険海区において漁獲したまぐろのように解釈して、そういう処置をとるということがあるかないかわかりませんけれども、あまりにこの宣伝が強いために、日本ばかりでなく、アメリカにおいても、このまぐろは食べないという宣伝が行われているのではないだろうか、これはたいへんな問題でありますので、今申し上げたフリスペート・マリナー三百二十五トンの積んだまぐろは三月一日以前に漁獲したものである。これがアメリカに陸揚げされないという報道を受取つておるかおらないかということを伺いたい。

○小瀬政府委員　私どもの方ではその情報を受取つておりません。今水産庁の方に伺いましたが、水産庁の方もそういう情報を受取つていないということであります。なおこの際お許しを得まして申し上げたい点は、こういう原爆の試験に関する情報がいろ〳〵まちまちに伝わるのでございまして、あるいは場合によつては、必要以上の心配を日本のみならず世界の各方面に及ぼしておるようでありますので、外務省もすでにアメリカの大使館に対しては、できるだけこういう必要な心配を消費者が持たないように、先方でもいろ〳〵宣伝機関を持つておることであるから、協力してほしいということを申述べ、協力を依頼しておりますと同時に、外務省の情報局においても、毎日の外人記者会見などには、努めてこうした危惧をなくするように努力をいたしておる次第でございます。

○夏堀委員　今申し上げましたことは、これは組合から報道を受けたものであつて、組合がこういうような事実をたしかアメリカから直接受けたのではないだろうか、こういうふうに考えておるのであります。これは水産庁でもさつそく御調査を願いたい。ということは、この船ばかりでなく、なおあとから行く船もこういうはめにあうということをおそれるからであります。大体この放射能というものが、今の原爆の被害を受けたまぐろに限つておるのか、その他の動物及び植物にも多少あるのかどうかということを厚生省の方から御説明を願いたい。簡単にあるとかないとかということでよろしゆうございます。

○楠本政府委員　福龍丸に積載しておりましたまぐろ、さめ等につきましては、確かりかなり強い放射能を証明し得ました。しかしこれはいろ〳〵調査の結果、降つて参りました灰によつて汚染された結果ということが明らかになつております。なおこれらの魚体におきましても、筋肉の深部には放射能が及んでおりません。

次に先ほどもお答えいたしましたが、私ども現在まで船にいたしまして約八十そう、約八十万貫の南方からの魚類を、五港において厳格に検査をいたしておりますが、これらの中には例外なく一つも放射能の支障があるようなものはありません。全部無事であります。かような点から見ますると、先ほど総括的に申し上げましたように、もちろん灰をかぶるというようなことは別でありますが、そうでない限りは必ずしも心配がないという証明になるのではなかろうかと存じます。とにかく今まで百万貫に近いものを調査いたしておりますが、一例もございません。

○夏堀委員　そこで、新聞ラジオが非常にこれを大きく宣伝したということは、この問題を、あまりに宣伝によつてこの被害をます〳〵大きくしたということであります。毎日私どもが食べておる米に——やはりこれは実際に私は実験したわけでもありませんが、この放射能が二十パー・ミニツトから百パー・ミニツトまでである。人体においては、非常に生命があぶないというところまで行くには一万パー・ミニツトなければならぬ。こういう関係があるそうでありますと、事はめんどうですから、いわゆる日本のまぐろの問題は、あらゆる魚にも非常に危険であるという宣伝について、そうではないということを、農林及び厚生両大臣から声明する何かの方法をとる考えがあるかどうか、まずこれを伺いたい。

○楠本政府委員　現在少くも入荷し、出荷されておりますところのまぐろ、あるいはその他の魚類が絶対に心配のないことは、過日農林、厚生両大臣が連名で談話を発表いたしております。なお私どももこれらの安全性につきましては、すでにお聞取りの通り、ラジオあるいはいろ〳〵な報道機関を通じまして、極力その徹底に努めておるわけでありますが、むしろ逆に、国民の側から誇大に危険視されて、うわさを生んで徹底を欠いておるというような点を、はなはだ遺憾に思つております。

○夏堀委員　あなたの方の宣伝力が足らないのです。新聞、ラジオの報道によつて、山の奥に住んでいる人たちまでも、魚を食べてはならないという宣伝が非常に大きく浸透したということであります。であるから政府の宣伝力はまことに弱いということでありません。しかしそれは国内ばかりであればまだいいが、今申し上げたように、アメリカまでもこの宣伝が非常に徹底しておるということである。そこで先ほど来非常に問題になつておる危険区域の拡大によつて、どれくらいの損害があるだろうかという質問に対しては、例によつて調査研究中という名答弁である。まあそれはそうでしよう。しか

し調査、研究それもよろしいが、私はある方法によつて調べたところによりますと、その損害は大体一日二億円に達するのではないだろうか、これをはつきりと申し上げます。これも、これからなお再調査することでありますから、その数字がはたして当るかどうかということはちよつと早いかもしれませんけれども、大体において禁止区域によつて生ずる損害は、直接間接に莫大である。その付近には中型漁船は出られない、大型漁船でも迂回して行かなければならぬ、これによつて生ずる魚の鮮度の問題、あらゆる魚価の問題等に及ぼす影響が、おそらく一日二億円に達するであろう、こういうことになるのじやないか、こう考えております。そこで戦争中に広島、長崎において受けた原爆の被害は、おそらく日本国民は永久に忘れることはできないだろう。今また再びビキニの環礁で受けたこの損害は、日本国民に与えられた大きな問題であり、日本政府がいかにしてこれを処理するかということは、国民とともに検討しなければならぬと思うのであります。しかるに十分の調査をする力があるかないか知りませんけれども、たとえばアメリカに輸出するとすれば、合同調査もいるかいらぬか、合同検査もいるかいらぬか、この点もまだ明確ではないということであります。私の考えは、アメリカに輸出するまぐろは合同調査、合同検査によつて、これほどの海区でとつたものであるから危害はないということをアメリカ人によつて証明され、アメリカに放送されることによつて、これは間違いなく被害がないということが証明されるのじやないだろうか、日本の政府は日本の国民にさえ徹底することができない、まして日本の宣伝力はアメリカに及ぼすほどの力は持つていないのだ、よつてアメリカへの宣伝は、アメリカ人によつてこれを宣伝させなければならぬということになつたならば、アメリカ人もともに合同調査、合同検査に参加させて、その責任を分担させることは当然じやないだろうか。この合同調査によつて判明した損害額が二億円に達するほどであつたならば、今禁止区域になつておるところを変更しない限り、たといこれを予告して云々といつたところで、当然その責任を回避することはできない。よつてアメリカは一日に二億円の損害を賠償することを前提としない限り、この場所を変更しないということが言えるかどうか、私はそこに結論が達するだろうと思うのであります。もしそれはたえられない損害である、それでは場所を他に変更しようということであつたならば、それは日本の漁業者に与える損害のないところに持つて行つてもらいたい。いかに戦争に負けたからといつても、これ以上三回も四回も原爆の被害を受け、日本国民が、戦争に勝つた強大な国の圧力によつてその生活権を奪われるということは、われ〳〵にはたえられないのであります。よつて政府は、この問題をもつと大きく取上げて行つてもらいたい。私の言う二億円がはたして的確な数字であるかどうかということは、私も今申し上げておつて寸分違わないということは言えないけれども、それが概算による数字であつても、それはその禁止区域を変更しない限り、今申し上げたように必ずこの損害額を賠償することを前提としてもらいたい。再びアメリカがこういうことをやることは、勝つた国であるからももちろんでしよう。なるほど戦争するために、軍艦は公海においていろいろな行動を起すことがあり、これがそういう大きな問題になつて来れば、弱小日本はいかんともいたし方ないのであつて、魚をとるための航行のために公海の原則を堅持せよといつても、それは及ばないところである。よつて私は、どこまでも原則的には損害の補償という点を重点に置いて、この区域の変更もしくはその損害の補償を強く要求する、また調査機関は合同調査によつて的確に現わすことは、あちらにもその責任があるから、その責任を分担することはむしろ当然じやないかと思うのでありますが、これに対する御答弁を願いたい。

○小瀧政府委員　治療あるいは消毒という面について日本と協力したいという申出がありましたのみならず、今次の事件については共同で調査をしたいということは、先方からも申し出ているわけであります。しかし日本としては、あくまで日本が主になつてやりたいというのが大体の意向のようであります。現に作日からも、今度参りました専門家が日本側と話をしております。しかし事件そのものについての調査についても、国内でもいろ〳〵議論がありますので、先ほど申しましたように、日本が主としてやらなければならない必要があり、またその方がより有効であるという場合は、共同調査というものも十分考える余地があるだろうというふうに申し上げた次第であります。

○夏堀委員　政府の苦しい点はよくわかりますけれども、将来に残る大きな問題でありますので、私はあえてこのようなことを申し上げる次第でありますが、そこで今後の輸出水産貿易というものに非常なる影響を及ぼすことは当然でありますので、いやでもおうでも私が今申し上げたことをあちらで聞いてくれるか、これはいわゆる宣伝の力によつて左右されるのである。今アメリカでまぐろの需要が非常に大きくなつておるその原因はどこにあるか、それはガン詰業者がじやん〳〵宣伝費を使つて、大体一〇%ないし一五%の需要が多くなつたということだそうであります。それほど宣伝によつて効力を現わすアメリカに対して、この恐るべき害を、人命に及ぼすいわゆる原爆魚はアメリカに出せないことは当然でありますので、ここでどうしても政府から、最も強い声明なりあるいは何かこれに対する宣伝――これは金がかかつても、これくらいちつとは予算をとつて、ひとつがんばつてもらいたい。緊縮予算であなた方たいへんお苦しみのようですけれども、緊縮々々といつたところで、金を生かして使えばそれは政府のためにもなる、国民のためにもなることであつて、何も遠慮するところはない、そういう意味におきまして、政府の方では、先ほど申し上げたように、将来に及ぼす影響は非常に大きいので、何の遠慮をすることはないから、調査及び検査の面は責任の分担の意味において、合同検査、合同調査をして、将来に残る二億円の損害賠償を獲得することを前提として行動してもらいたいということを、私は強く主張いたすのであります。これをもつて私の質問は打切ります。

○田口委員長　松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員　外務委員会及び水産委員会また本会議でもこの問題が取上げられようとしておる。かかる状態にあり、またひいては今までの各委員の発言、それからこれから控えておりますところの点を考えてみたい、かように考えておるのであります。

まず第一に今回の事件は、どなたの考えからいつても、世界平和の確立のために非常に大きな貢献になつたものと私は考えます。今まで日本の国会においても、やれ保安隊、予備隊、再軍備というような問題で論議されておる。これからも論議される。しかし今回の事件が発生してから、あたかも日本の保安隊は軍備でも何でもないおもちやのようなものであります。むしろ青年訓練所にひとしいもののように考えられるのであります。ゆえにこうした問題は世界平和確立のために非常に大きな効果をあげたものであるという考え方を私は持つておるのであります。しかしてこの事件に対し、当委員会においても再三にわたつて論議がかわされておる。本日の委員会においての政務次官の御答弁から行くと、相手国たるアメリカに対しての補償の問題を、十分慎重に考えて行かなければならないということをおつしやられておるのであります。ここであります。災い転じて福となすべく、日本の国力を増すべきことを考えて行かなければならない。この補償の問題に対して外務省は、あらゆる観点から考慮してもらわなければならないと思うのであります。物質的な問題、またこれからの経

済の問題、これらもあることでありましよう。しかし一番大きな打撃をこうむつたものは漁民であります。この漁民の補償という問題は、今太平洋の島島はほとんどアメリカの領土となつておる、委任統治となつておる。これらに対して日本の漁船に基地を与えられるよう努力すべきである。今のままの状態では、一航海において一週間ないし二週間の重要な燃料だとか、また能力だとか、かようなものを消費し、経済に及ぼす影響が甚大であるということは、だれしも知つておることである。しかしアメリカの委任統治島に対する、またはアメリカの領土である島島に日本の漁船の基地を得ることができ得たとしても、この原爆の被害のあつたビキニ島の付近、マーシャル群島は、まぐろ漁業にとつてはあまり好漁業とするものではありません。もつと東に相当有望なる漁場が控えておるのであります。これらの漁場の島々に日本の漁民の寄港を許すことができるならば、漁民に与える影響は将来相当緩和されることであろうと考えるのであります。こういう点が外交を通じてのこの問題の解決の一点にもなることであろうと私は存ずるのでありまして、こういう点を深く留意せられまして、この交渉の一つの条件または希望、それから協調の方針に持つて行くように御努力されんことを私は希望いたしまして、私の質問を終ります。

○田口委員長　淡谷友藏君。

○淡谷委員　ただいままでの同僚各委員の発言に対する外務当局並びに水産庁の御返答に対して、私まず第一に大きな不満を感ずるのであります。去る二十日に当委員会におきまして私強く要求して参つておりますが、この間少しも御返答に進歩が見られません。依然としてあの日の状態のまま茫再日を過したとしか考えられない。いろ〳〵政務次官の御答弁でありましたが、まずアメリカがどう出るか、この点を模索するだけで、日本自体の外交方針というものは全然立つてない。こういうことは、この重大なる時期に立ちまして少くとも日本外交のあり方でないということを痛感いたします。本日もこの委員会に農林大臣なり外務大臣なりが出て参りまして、最も大きな被害を受けております水産業務について、はつきりした外交方針、はつきりした水産行政のあり方を御説明願いたかつた。言うまでもなく、アメリカがすでにこの実験区域を拡大するということを言つておる以上、時期は六月か七月か知りませんが、また同じような実験をやることはきまつておるのではありませんか。われ〳〵はモルモットのように、実験の被害があつて初めて交渉するというそんなあわれな存在でありましようか。私は昨年の夏以来、李ラインの問題が起りました当時から、この問題は強く外務当局に要求しておるはずでございます。その当時岡崎外務大臣は、日本の現状をもつてしてはこれより以上の交渉はむずかしいと御答弁せられておる。李ラインのあの暴挙に対して、日本の国が今のような状態である限り、これ以上の交渉はできないというのは、暗に日本が再軍をすることをほのめかしておるのか、あるいは他の条件を待つておるのか、これは私存じません。しかし李ラインすらあえて撤去し得なかつて日本の外交の弱さというものが、この水爆の問題に対してほんとうに腹をすえてやる意思があるのか。この点はつきり御答弁を願いたい。私は、少くとも日本の外務当局というものは、アメリカの外交官ではなくて日本の外交官だと思います。アメリカの態度がどう出ようと、まず日本の外交の基本線だけは、独立国としてはつきりしておいていただきたい。特にMSA以上の問題が、安全保障という一点から今や締結されようとするならば、平時であれ戦時であれ爆弾をこうむつた者は死ぬんです。爆弾が戦争によつて使われましても平和の時代に使われましても、被害を受ける程度は少しも違いはありません。これで一体どこに日本の安全があるか。これだけ大きな不安を与え、これだけ大きな損害を与えられたならば、何を今後平和問題を論ずる必要があるか。先ほど小瀧政務次官の御返答によりますと、世界が軍備がなくても十分に平和になるような時代ならいざ知らずと言つておりますが、すでに、戦争を開始せずして戦争と同じような被害を与えておる今日、現実の日本がどのような外交方針で行かれるか、はつきり御答弁願いたい。特に私は、きようは水産庁の長官にはあえて質問いたしません。保留いたします。少くとも沿岸から沖合いに、沖合いから遠洋漁業へという基本線が、このような事態に処して変更されるのかどうか。外務省は、遠洋漁業に対して今や大きな抱負を持つて乗り出そうとしておりまする日本漁民に対して、今後はつきり責任を持つてその安全を保障し得るかどうか、この点を私は外務次官に答弁願いたい。李ラインの問題を初め、同僚各委員が言われた通り、中共の問題に対してもあるいは北洋漁業に対しても、一歩々々後退しておる。そうして事が起りそうな予想がありながら、この予想を押えるような手をもつとも講じないで、起つてしまつて多くの人間が被害を受けて、大損害を与えられて、それからあわてふためいてやるようなときはもうおそいので、この機会にこういう点も御答弁を願いまして、日本の外交方針が、われ〳〵水産委員会が決定いたしました遠洋漁業に乗り出すという基本線をはたして守り得るかどうか、その自信があるかどうか、こういう観点から、まずきようのところは小瀧政務次官の御答弁を願いたい。

○小瀧政府委員　遠洋漁業の重要性を認識しておればこそいろ〳〵各国と漁業交渉を行つて来たのであります。李承晩ラインについて非常に軟弱な態度をとつた、いわんやアメリカに対しては何にも思うことを言わぬだろうというようなことをおつしやいましたが、私は実は李ラインに対する問題よりも、今度の問題の方がとりはからいやすいと思う。何となれば、りくつの通らない李承晩政権との論争は非常に困難でございますが、すでにこれまでも新聞情報などを総合して考えますと、正当なる補償をしようと言つておる。ただちに協力をしようというので、あるいは淡谷さんには御不満でございましようけれども、医療やあるいは調査とかいう面で協力をただちに申し出ておるくらいでありますから、私どもは皆様の御期待に沿うように、アメリカに対して日本の主張をしなければならぬところは、十二分に主張して行きたいと考えております。なお起つてからそのあとで措置をするというようにおつしやいますけれども、実はこれはアメリカ側でも、予期しないような大きな爆発になつたというようにおるようでありますし、アメリカの議会の委員会においてもこれがいろ〳〵討議せられておるようであります。でありますから、再びこういうことがないように予防措置を十二分に講じなければならない、そうして遠洋漁業というものが円満に遂行せられるように最善を尽したいと存じまして、今せつかくそうした努力を続けておる次第であります。

○淡谷委員　御答弁を伺いましてまことに欣快に存じます。私はおそらく外務省は李ラインの問題よりも今度のビキニの問題を重大視されておるだろうと思いますが、そうじやなくて、李ラインよりはもつと簡単だ、李ラインなら解決できないが、ビキニ環礁の問題は解決ができるという御答弁でまことに欣快に存じます。どうぞその通りにやつてもらいたい。待つております。

そこで私お伺いしたいのは、拡大された区域というのは、すでにはつきり次の演習を予想しておると思います。これはあなた自身といえどもちつとも反対はないだろうと思う。そうしますと、少くとも思いがけない被害が起つた今度の事態について、日本側には日本側としては要求があるはずです。すでに与党内にも爆弾実験はやめてもらわなければならないという強い意見が出ておる。今度はアメリカ側は区域を拡大して実験をすることが予想外であつたということは許されない。そういう観点から拡大された区域に対して、日本の外務省は確然たる方針を持つて

アメリカと交渉しておるのか、その点もう一点伺わしてもらいたい。これは当然やるという意思がはつきり明示されておる。これに対しての外務省の御意見があいまいですが、どういう要求をされるか、はつきりお伺いしたい。

○小瀧政府委員　先ほどからその点についてはお答えして来たつもりであります。各省と協議いたしまして、大体日本側の立場もわかりましたので、それに応じていろ〳〵話合いも進んでおる。がしかしその内容を一々言うことは、今交渉中でもありまするし、ここで勇ましく申し上げますことは、向うの原子委員会の方へ伝わつて、コールというチエア・マンの説もごらんになつたと思いますが、そういう悪い影響を与えるということは、結局遠洋漁業を保護するゆえんでないから、私はこの際は慎しみたいというのが私の率直なる答弁です。

○淡谷委員　お答え願つておるというのですが、私は、各省の意見がまとまればその通りやりますじや外交方針じやないと思う。外務省はそういう意味で各省の意見に盲従する、こんな形かどうか。おそらくは国民の輿論は、爆弾実験に対してはかなり強硬な抗議をするように外務省に要求しておると思う。さつきから船やあるいは船に乗つた人間が日本のものであるということは確認されておるようでございますが、私は外交も日本のものであるという点を確認してもらいたい。相手の出様もさま〴〵ございましようが、相手の出様を日本に有利なように、世界の平和に貢献するような方向に強くやつて行かれるような、毅然たる外交方針はないのですか、お伺いしたい。

○小瀧政府委員　私が申しました各省というのは日本人の各省であります。日本人の意向を体して、日本人としての日本の政府として交渉しようというのでいろ〳〵話合いをしておると申したのであります。外務省は一々専門家を持つておりません。いろ〳〵な問題について外務省だけできめることはできないのでありまして、そうした申入れの内容などについて話合いをしておるのでありまして、決してアメリカ側の意向を聞いて、それで申入れをしようとするのではなしに、日本の専門家、いろ〳〵受持の行政部局と話合いをして、そうして意見をまとめて厳重申入れをするということを申し上げたのであります。

○淡谷委員　最後に一点要望だけ申し上げます。その言明を聞いてほつといたしました。実はその点もお忘れになつたかと思つて心配いたしたのであります。はつきり外交が日本のものであるということを忘れなければ、まことに安心いたしました。ただ李ライン以来常にできないとは言つておりません。できる〳〵と言つて置きながら、どうも事情がうまく行かないのでという理由で、あの大きな拿捕ができるまで荏苒日を過した。今度は李ラインよりもたやすいそうでございますが、たやすい点でも、今にやる今にやるで、あの原爆患者の補償も十分とれず、日本の漁民に対しても大きな不安を与えたままで、できる〳〵とおつしやつておらないで、ただいまの御決心とただいまの大きな自信とをもつて、できるだけ早くこの問題を御解決くださるように願いたい。長くなれば私はあらためて委員会を開くことを要求いたしまして、今度は大臣に御出席を願つて、はつきりこの責任を究明したいと思いますが、以上希望を申し上げて終ります。

○小瀧政府委員　ちよつと申し上げておきますが、誤解があるようでありまして、向うと話合いをいたしますときに、りくつを申してもりくつの通らないようなやつと違つて、大いに相手方でも日本の立場を考えておるようであるから、こつちはもちろん思い切つて日本の主張の存するところを十分申し入れ得るという点において、私は李ラインの交渉とよほど行き方が違うということを申し上げたのでありますから、その点御了承願いたい。

○淡谷委員　誤解がないように私からももう一ぺん確認をしておきたいと思いますが、ただいまの御答弁では、李承晩というのは話が通らない、りくつが通らない、アメリカの方はりくつはわかるし、話はわかるようだし、日本のためにもなろう、こういうふうだから交渉しやすい、こういうふうに確認してよろしゆうございますか。

○小瀧政府委員　それはちよつと違います。私はアメリカだから、韓国だからどうと申したんじやございません。今度の出方を見ましても、向うが十分公正なる補償もしよう、また協力も十二分にするからひとつ連絡してくれというように出ておるところを言うのでありまして、私は人種的にどちらがいいというようなことを言つた覚えは毛頭ございません。

○淡谷委員　よくわかりました。

○赤路委員　関連して。ただいま淡谷君の質問の中で、私聞き間違いであつたかと思うのですが、いろ〳〵交渉中であるという言葉があつたように思いますが、アメリカと非公式にこの問題で何か交渉されておるのですか。

○小瀧政府委員　今はつきり私の言つた用語を記憶しておりませんが、向うへ日本側の趣旨を随時伝えまして、向うの方が日本の立場を了解するように努力しておりますという趣旨を申し上げたのであります。

○赤路委員　先ほどの田中委員の質問に対する関連でございますが、田中委員の方から原子力の国際管理という問題が出たのであります。これに対する御答弁は、原子力を保有しておる双方の当事者の国が話合いがつかなければ、第三国側からは非常にむずかしいのじやないか、ごもつともな話だと思います。しかしまたそのあとで、今回のような事件が起つたことは、第三国側としてこれを促進することができる空気を十分つくり得たのじやないかというような御意見があつたように思う。これももつともで、その通りだと思います。そこで私のお尋ねしたいのはその後段の面なんですが、確かにこれは第三国側から、世界平和のために原子力の国際管理という問題を出していいんじやないか、これに対する外務次官の方のお答えの中では、今出すことが時期であるかどうか、妥当であるかどうか、その他十分検討をしてからというお答えのようであつたのです。なるほど事は重大であるし、慎重を要しましよう。外務次官のおつしやることも一応私はよくわかるのであります、事が重大であるだけに、私はやはりこの問題については、日本政府としましては少くとも原子力の国際管理という問題を大きく打出すべきである、かように考える。先ほど来同僚の淡谷委員からいろ〳〵言つたのですが、常にできる〳〵と言つて一つもできていない。これは当てはまらないかもしれません。この言葉は外務省としてはなはだ不満な言葉であると思いますが、われ〳〵が受ける印象は、こういう印象を受けておることは事実なんです。今回の場合においても私が心配するのは、先ほど来夏堀委員もおつしやつたように、答弁がほとんど同じケースの答弁で、常に善処するとか研究をするとかいうようなことで時期を失してしまつたのでは、私は問題にならんと思う。こういうような時期であればこそ、より早くこうした問題に対する手は打たれるべきじやないか。この点に際してもう一応、くどいようですが次官の御答弁をお聞きしたい、こう思います。

○小瀧政府委員　答弁に進展がないということでありますが、それは私もふり返つてみてまことに残念だと思います。できるだけ早く実際的な措置がとり得るように最善を尽したいと考えます。しかし質問の御要点は、原子力の国際管理の問題であると思いますが、私は先ほど申し述べましたところをさらに訂正し、また追加する気持はございません。しかし具体的な問題をここで申し上げるならば、この原子力の問題につきましては、政府の方でも重大なる関心を持つておりまして、この平和的利用の問題についてはゼネヴアに本部のあるあの協力機関に日本も協力態勢を整えようと努力しておりますし、またこれも対外的な面でありますが、来る四月ごろにゼネヴアにおきま

して、原子力による被害をいかにして食いとめるか、いかなる国際約束をつくつたら原子力による被害が少くなるかというような会合もございますので、これに対しては外務省も十分援助して、日赤の方から人を派遣してもらうようにいたしております。今おつしやるのは、原子兵器の問題でありますけれども、私はこの問題は、一足飛びに日本で飛び出しても、今度の事件でこれまでに収集し得た資料だけですぐ飛び出しても、具体的に実際問題として成果を収めるかどうかわからないので、すなわち平和的利用の面あるいはそうしたゼネヴアの条約に関連したような面からだん／＼進んで行きましたら、お説のような国際管理の問題についても、解決の道が自然つくものではなかろうかというように考えまして、とりあえずの措置といたしましては、先ほど申しました二つの点を具体的に考えております。

○赤路委員　いま一点、淡谷委員の質問に関連してお聞きしたいのですが、今度かくのごとく危険区域が拡大されたことによつて予測されることは、再び原爆なり水爆なりの爆撃演習がビキニを中心にしてやられるという予測がつくわけであります。だといたしますと、これがやられるということは、相当危険区域というものが拡大したでしようが、先ほど厚生省の方がおつしやつたように、近辺にある魚は、ある種の影響を受ける、放射能を内包する魚というものは動いておるのであつて、危険区域の中にじつとしておるものではない。それだけにこれは今後にも非常な問題点を残すと私は思う。従つて今後の一番重点になることは、こうした爆撃演習を再びやつてもらいたくない。これが日本全国民の希望でもあるだろうと思う。世界的なことはわからぬといたしましても、その被害を受けた日本国民としての最も率直な感情だろうと私は思います。だから拡大された地域がどうだとか、こうだとかいう問題のむしろ中心的な問題は、もう再びこういうことをやつてもらいたくないということなんです。このやつてもらいたくないということの意思をアメリカ側へ十分通じて、われ／＼が予測するような第二回、第三回の爆発をやらないように、努力する措置をおとりになる意思をお持ちになつておるかどうか、この点をお聞きしたい。

○小瀬政府委員　やつてもらいたくないという気持は仰せの通りであります。しかし同時に、今の国際情勢下において、原子兵器の実験を絶対にやつてはならないということろまで持つて行けるかどうかは、非常な疑問があり、日本は平和のために友好国と協力をするという立場を堅持しておるものでありまするから、そうした面から考えまして絶対にこれが非常に大きな影響を及ぼすというような場合は別でありますが、ほんとうに十分なる警戒措置、予防措置がとられて行われるならば、それを絶対にやつてはならないという申入れをするということは、目下のところ考えておりません。

○辻(文)委員　ただいま赤路君がせつかく質問中だが、さつきから私もじつと聞いていて、言い尽されておるようには思います。しかしこれは日本が被害を受けた当事国ではありますけれども、やはり世界の輿論というものが相当この意味において上つていると思います。それは自分たちの国は被害を受けなかつたからということでは、今まで同僚委員が質問いたしましたような要素において考えないと思うのです。根本的にこの原爆についてはどういうことを処置するかということを私は考えているので、その際に今までの次官の御答弁の中には、あるいは集団的には国連にこういうことを申し込むとかいうことはわかりますけれども、それでなくても、友好国あるいは友好国でない、まだ交戦状態にあるような国に向つても、この意味を話して、世界平和のためにどう思つているかというくらいのことは、日本の独立国家としての重大な外交の面を受持つておる外務省としては、私はやはり呼びかけてみる必要があるんじやないか。むろんあなたがおつしやるように、何の資料もなく、子供のようにそういうことを呼びかけることはおかしいようにも思いますけれども、一面これだけの輿論が起つておるということだけは、たとい精密な資料がなくても、外郭的な印象でも受けていると思うから、そういう場合に、精密な資料を整えてから交渉するのと同時に、並行する意味合いで呼びかけておいでになると、夏堀委員がおつしやつたような宣伝を一応その中に兼ねつつ、武力を持たない日本としては、その意味の強い独立国家としてのあり方と、外交のあり方になるのじやないかというような考えを私は持つのです。今までたとえば国連のような集団じやなくて、そういうようなことを独自に個々の友好国にでも働きかけてごらんになつたことがあるかどうか、ひとつもそういう御答弁に触れてないように、私の聞き漏らしかもしれませんが、思いますので、お答えを願いたいと思います。

○小瀬政府委員　私もまつたく同感であります。特定国に対して、ある領土で行つておることを、すぐ権利とか、あるいはある特定の法律違反というようなことで申し入れるというよりも、国際輿論に訴えるということが最も有効であろうと存じますので、先ほども申しましたように、今度の事件は非常に不幸であつたけれども、国際平和に役立つものがありはしないかということを申し上げたのであります。もちろんこれをキヤリーいたしますものは国際的なニユースでありまして、日本のこの国会での討議も相当詳細に世界各国に報道せられておりますし、また私どももできるだけ正確なる情報を各国に知らせるようにして、盛り上つて来る輿論を醸成するのに、今度の不幸な事件でありますけれども、この機会をとらえて十分そうした面にも努力いたしたいと考えております。

○辻(文)委員　私が何つておるのは、現在までにそういうことをおやりになりましたかということを伺つておるのであります。事件が発生すると同時に、友好国、あるいは国連のことですけれども、個々に友好国に対してそういう呼びかけをなさつたことがございますかということです。

○小瀬政府委員　情報としては世界各国へ外務省としても流しております。ただ利害関係を直接持たない国に対して申込れをするということはどうかと思われますので、在外公館に対しまして情報を随時通報するという措置はとつております。ただ国際機関への申入れは、先ほども申し上げましたように、具体的な問題をとらえてやらなければなりませんので、とりあえずはこの四月のゼネヴアにおける会議では、今度の事件は非常に有効なる、貴重なる資料を提供するものがあろうと確信いたします。

○辻(文)委員　一応わかつたような気がいたしますけれども、先ほどから繰返されておりますが、私どもの印象としては、何かしら外務省がぬるいような感じを現実に受けておりますので、もしさようなことが今日までになされていないということでしたら、私がただいま申し上げましたようなことを、今度どうか現実に行われるように要望して、私の質問を終ります。

○鈴木(善)委員　私はただ一点だけでありますが、私の質問の際に厚生省並びに海上保安庁の方がおそろいでございませんでしたので留保いたしておいたのでありますが、それは先日の外務委員会の政府の答弁におきまして、海上保安庁の砂本警備救難部長の御説明の中に、福龍丸のほかに原爆の灰の汚染を受けたものが十三隻あるという御答弁があり、さらに厚生省の楠本環境衛生部長が、厚生省の調査によるとさような事実はないという答弁をいたし、政府の間で食い違いを生じておつたようであります。本日の当委員会におきまして、厚生省の楠本環境衛生部長の先ほどの答弁によりますと、厚生省は約八十隻、八十万貫以上の船と漁獲物を精密に調査したが、第五福龍丸以外にはそのような被害を受けたものはないということを明確に答弁なさつておるわけであります。私は、この際海上保安庁におきまして、その後における調査によつて厚生省の調査と一致

するような結果が発見されて、政府の調査はここに完全に一致を見ておるかどうかということをお尋ねいたしたいのであります。ということは、先ほど来各委員からお話がありましたように、原爆の水産物に与えた被害というものが非常に過大に宣伝をされて、国内の消費大衆はもとより、アメリカその他に対する影響も非常に深刻のように察せられるのであります。今後のわが国のかつお・まぐろ等の輸出貿易の面に対する影響もきわめて大きいと存じますので、この際第五福龍丸以外にそのような被害を受けた船があったかないか、この点を厚生省ははっきりしないと言明しておりますが、海上保安庁のその後の調査の結果をこの際御発表願いたいと思うのであります。

○砂本説明員　結論的に申し上げますと、完全に一致している、こういうふうに申し上げたいと思うのであります。しかしこれには若干説明を加えたいのでございます。私の方といたしましては、放射能そのものに対する調査その他の機関も知識もございません。従いまして「ビキニ」関係と申しましょうか、その地域を通りました船に対する帰航後のいろ〳〵な反応の調査につきましては、厚生省並びにそれに関連を持つ各現地の機関がおやりになるのでございまして、私の方といたしましては放射能の状況、影響につきましてはみずからの力でやってはおりません。でございますから、厚生省の放射能の影響につきましての御意見は正しいと思いますが、私の方の特別な調査も意見もございません。

○田口委員長　小高熹郎君。

○小高委員　外務政務次官にお尋ねいたしますが、国際ユネスコとこの水爆問題の関係でございます。先ほど来議論は尽きておりますが、明快なる答えが出ませんために同様なことが繰返されておるのでありますが、国際友好関係あるいは平和精神に根拠を持ちます国際ユネスコに提訴するとか、あるいはこの会議に持ち出すことは、国連へというよりももっと手近く、国際ユネスコにはわが日本は加盟しておるのでございますから、当然こういう措置がもっと早く講ぜられておらなければならないと思うのでございますが、それに対する御見解を承りたいのであります。

○小瀧政府委員　御指摘のようにユネスコはそうした機関でありますから、ユネスコにおいてこの問題が取上げられるということは一つの考え方であろうと思います。しかしなるほど戦争中に日本はああいう惨禍を受けたのでありますが、これまでのところ、この原子力の問題を出しますということは、ユネスコで普通取扱っております問題の範囲以上に、政治的な問題を多分に含んでおりますため、今までこうした申出をしたことはございません。しかり今後あるいはそういう機会があるかもしれません。今までのところはそうした意味におきまして、非常に政治的な問題で、他の方面で取扱われていた問題でもありますので、これまではそうした発言をいたしたことはございません。

○小高委員　せんだって寺岡参事官がおいでになりましたとき、外務省におかれましても、あらかじめ答えを持って来てもらいたいという要求を出しておいたのでありますが、政務次官がおいでになりますから、さだめしこの答えがあろうと思うのでありますが、それは太平洋の魚類全般に及ぶということは、先ほど来話が出ておる通りで、拡張解釈すると際限がないのでございますが、それと同時に人類史上の一大問題として、せんだって申し上げたことが内部で相談になられているかどうか、それはこういうことを言うたのであります。かつてビキニの砂漠のほこりが旋風のために空へ上りまして、成層圏へ行って、それが前世界へ広がって、そしてこれが世界の流行かぜインフルエンザの原動力となったということを学者が報告しておる。また桜島の噴火が直接ここへ灰が飛んで来たわけではないかのごとく伝えられておるのでありますが、ともあれ太陽の色が当時まっ赤にかわり、成層圏へ舞い上った桜島の噴煙が東京へ降った事実はあるのでございます。こういうことから四月以降に行われますところの試験が何回となく繰返され、その強度が四倍であるとか、五倍であるとかということになりますと、地球の回転及び風の吹きぐあい、これらによって推察するに、それはアメリカにも被害があるであろう、日本にも被害があるであろう、全世界、全人類が非常な脅威を受けるのでございまして、この点についてあらかじめ魚の問題もさることながら、全世界全人類史上の問題として、慎重な考慮と協議をなされたいということで、きょう御出席のときにあらかじめ答えを持って来てもらいたい意味のことを言うたのでありますが、相談があったかないかは別といたしまして、さような趣旨で申し上げたのでありますから、これに対して相当広範囲な、水中の問題でなく、全人類に関することに相なっておりますので、外務省はもう少し、これは積極的に乗り出しても決してさしつかえなかろう、かような意味において、もし国連へ提訴するのがあるいは主張するのが苦しいとしたら、その前に国際ユネスコへ勇敢に申し出たらどうか、こういうのでございますから、それに対する見解を承りたいのでございます。

○小瀧政府委員　そういう話は私は聞いておりませんが、すべて今調査中でありますし、また今後どういうような措置をとるかということも、米国側と話し合わなければならぬ問題でありまして、その結果によっては、あるいはそういう問題も考えなければならないと存じますが、現在のところはこの問題を十分探究して、その結果によって決定すべきものと考えております。

○山中(日)委員　大分時間もおそくなりましたので、ごく簡単に一点だけ政務次官にお尋ねしたいと思うのです。先ほど来話も出ておりました損害の賠償に関する点でありますが、特に間接被害の賠償要求についての外務省としてのはっきりした腹を、この際承っておきたいと思うのであります。実は私昨日東京都内の足立区の魚市場に参りまして、東京都の中央卸売市場の業務部長、足立区の分場長、東京都の衛生技師並びに仲買人の代表、それから小売業者の代表、こういった人々とひざを交じえて、この魚の入荷状況、損害の程度、こういったものを調査して参りました。それによりますと、この原爆のまぐろの入荷されましたのが十六日でございますが、その前の三月十一日から十五日までまぐろだけについて調べてみますと、足立区で取扱いました数量が二千八百五十三貫でありました。十六日は原爆のまぐろが入った日でありますから、全然入荷がございませんで、越えて十七日になりますると、千三百六貫目という半分以下に入荷が減ってしまいました。越えて十八日になりますと、九百貫目になってしまいました。十九日になりますと、驚くなかれ、たった三十六貫目よりほか入荷がない。二十日にはゼロ、こういうような数字が明らかになりました。それで仲買人等についていろ〳〵話を聞きますと、十七日にはもう値段は二割から四割くらい安く売らなければ売れない、十八日にはほとんど半分以下の値段でなければ売れない、十九日にはほとんど売行きがない。残ったやつはどうしたかというと、残ったやつはほとんど原価を切って売らなければならないというような状態であるということであります。なお値段の点について調べてみますと、一番高いときで一貫目五百円、安いときは一貫目二百円になってしまいました。小売業者の代表に聞きますると、原価を二割五分くらい引いて売らなければならないような状態が続いて来た。残ったものについてはかすづけにするとか、みそづけにするというようなことで、店にストックしてそのまま置かなければならないというような状態で、こういう被害を一体どうしてくれるのか、こういうようなことでございました。足立区だけで一日に平均概算で二百五十万円くらいの損害があったということでございました。これはただ東京の足立区だけ

の問題でありますけれども、東京都内の各魚市場におきましても、この種の現象があつたと思いますし、また東京以外の日本各地においても、やはりこういう問題があつたと思うのであります。こういつた間接被害に対しまして、政府はアメリカに対して、これを要求するというはつきりした考えを持つておるのかどうか、実はつけ加えて申し上げますするけれども、アメリカ駐留軍が日本に駐留しておつて、演習等によつて日本国民に損害を加えた場合に、間接被害についてはこれは日本政府が賠償する、むろんこれは日本と半分ずつ負担すると思いますが、こういつた日本の方で承諾をして基地を使わせて、それによつて起きた間接被害においてすらアメリカ側において半額を負担するということがきめられている以上、この公海の原爆の試験で、しかも直接灰をこうむつたかどうかわかりませんけれども、こういつた被害を受けておる、この被害に対しては当然私どもはアメリカに要求する権利があるというふうに考えておる。聞くところによりますると、現在まだ百四十五隻も南方等の船が帰つて来ておらない。これがまた日本の港に着きますと、いわゆるまぐろ旋風で、またいろ〳〵な問題が出て来るのではないか、なるほど厚生省の方ではガイガーの検査等によつて、放射能のないものには刻印を押して、大丈夫だという宣伝をしておりますけれども、やはり日本人の心理というものは妙なもので、われ〳〵初めまぐろを食うということに非常に危険を感じております。これは一般の心理だと思います。こういつた間接被害に対しては、当然要求する権利があると私どもも考えておりますが、外務省としては強くこれを要求する腹構えでおるかどうか、この点を一点お伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　まだこうした被害を調査中でありますので、具体的にどういう形式で、どういう賠償を要求するかは決定いたしておらないのでありますが、今仰せのような点も十分考慮しなければならないと考えております。

○山中（日）委員　数量とかあるいは金額とかいうものは、詳細調査しなければおわかりにならないと思いますけれども、今申し上げたように、現実にこの原爆まぐろのために被害をこうむつている人はあるわけです。もうすでにデータが出ておるわけですから、こういう場合に要求する考えがあるかどうか、その原則を聞いておるわけです。

もう一点は、昨日の会合におきまして、小売業者から強く要望されましたのは、こういつた自分たちの商売のやり方の上手、下手にかかわらない損失、つまり原爆まぐろのために、こういつた収入減を来した。これに対しては税の減免その他についても考慮を払つてはしいというような強い要望もあつたのでありますが、政府はこういつた不可抗的な、業者の間接的な被害による収入減に対しては、税その他については大蔵省でないからわからないかもしれませんが、政府としてはどういうふうに考えているか、これをあわせてお聞かせ願いたい。

○小瀧政府委員　国内措置についてはどういうふうにされるか、私答弁いたしかねますが、国際的に申しますると、実はこういうことを言うと非常におしかりを受けると私予期しておりますが、この種の事件につきまして、いろいろ取調べをしておりますが、間接被害というものは、これまでの慣例によれば、原則としては取上げられないのが実情であります。ただ先ほど申しましたように、私どもはこの間接被害も十分考慮に入れなければならないと考えておりますけれども、この点について、今具体的にどうするということは言明いたしかねます。原則といたしまして、間接被害というものは、いろいろ拡大すればたいへんなものにもなりますし、わからないので、国際的な従来の慣例の原則を述べろとおつしやいますれば、これは含まないのが普通のようであります。

○赤路委員　一点だけ私の質問に対する御答弁の中で、どうしても納得のできぬ点があるので、外務次官にお尋ねいたしますが、予測される爆撃に何ら申入れの意思がないということであつたと思います。やつてもらいたくないと私は申し上げたのですが、やつてもらいたくないということは同感である。しかしながら予測される爆撃には何ら申入れをしない。絶対にやらないということは言えないという。それはそうでしよう、その点はよくわかる。しかしながらやつてもらいたくないということは言えるはずです。私の申し上げたいのは、この予測される爆撃による危険区域の拡大なんですが、それは非常に大きな不安を日本人にかもしておる。これは事実なんです。こうした不安を除去する意味から行きましても、これは何らかの意思表示をアメリカにするのは、私は当然じやないかと思う。これが何ら意思表示をなされないというのは、私はどうしても考えられない。その点を申し入れる意思がないというふうに、ぱつと打切られたのですが、これではあまり考え方がおかしいと思うのだが、その点をもう一度御答弁願いたいと思います。

○小瀧政府委員　あるいはそれはこれまでの質問にお答えしたから、用語が足りなかつたのかもしれませんが、絶対にやるなということを権利的な立場で言えないということは、あなたに対して答弁したはずであります。ただこの危険区域の拡大に関連する問題については、各省とも話合いをしておるので、すでにこちらの大体の意向というものは、随時米国側に伝えているが、さらに歩を固めてアメリカ側に申し入れるはずだということを鈴木さんの質問にもお答えしたはずであります。

○赤路委員　それは危険区域の拡大なんです。危険区域の拡大はよくわかつたのですが、危険区域拡大ということの根本には、その爆撃が予測される。だから私はそういう爆撃はやつてもらいたくないと思うのです。これは日本人全体の感情であろうと私は思う。だからやつてもらいたくないという意思表示は、当然アメリカに対してさるべきじやないか、こういうことを私は申し上げておる、この点です。

○小瀧政府委員　爆撃をやつてもらいたくないということは、こつちが言わなくても、向うも十分知つていることと思います。ただどうしてもやらなければならない場合は、できるだけ被害のないような措置をとらなければなりませんので、そうした面で努力している次第であります。

○赤路委員　これはこれ以上申し上げません。こんにやく問答になるので実に困るのですが、今のはんとうの日本人の感情と日本の立場から言つた場合、少くとも——私は絶対にやるなというような強いことを言えというのではない。しかし少くともやつてもらいたくないくらいの意思表示ができぬというのは、私はおかしいと思うのですがどうですか。

○小瀧政府委員　先ほどお答えいたしましたところでも、やつてもらいたくないという意思が含まれていることは十分わかるだろうと思います。

○小高委員　秋はさつき御質問しましたのでやめようと思いましたが、あまりこの問題に対する外務省当局の態度が軟弱であると同時に、敏感さを欠いているのではないかと思われるので、あえて一言つけ加えざるを得ないのであります。赤路委員が繰返しているようでありますが、それはもつともと思います。国際ユネスコになぜ調査団を要請しないのか。国際ユネスコのような平和機関に調査団を要請する、そうして調査団が来ればおのずから答えが出るのであります。正面から正攻法でやるから、材料がほしいの資料が必要だのというのであります。そういう手をもう少し鋭敏に打てないものか、これを私は要求しているのであります。これは激励する意味において、お答え願わなくてもよろしいことにしておきますが、どうかそういう意味で、ひとつ特に鋭敏なる御努力を願いたいと思います。

○田口委員長　この際北洋漁業並びに水産貿易に関する件について、松田鐵藏君より発言を求められておりますから

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第二十一号

昭和二十九年三月二十五日（木曜日）
午前十一時開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事　青柳　一郎君　理事　松永　佛骨君
理事　古屋　菊男君　理事　長谷川　保君
理事　岡　良一君
植木庚子郎君　茂君
助川　良平君　等君
寺島隆太郎君　徳弥君
安井　大吉君　義高君
滝井　義高君
萩元たけ子君　秀一君
杉山元治郎君　山口シヅエ君

出席国務大臣
外務大臣　岡崎　勝男君

出席政府委員
法制局参事官（第一部長）　高辻　正己君
外務事務官（アジア局長）　中川　融君
厚生政務次官　中山　マサ君
厚生事務官（薬務局長）　高田　正巳君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
厚生技官（医務局長）　曾田　長宗君
農林技官（水産庁次長）　岡井　正男君

委員外の出席者
厚生事務官（大臣官房総務課長）　小山進次郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

三月二十四日
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）（参議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）（参議院送付）
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第八三号）（参議院送付）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
あへん法案（内閣提出第八九号）
厚生行政に関する件

○小島委員長　これより会議を開きます。

まずあへん法案を議題とし、審査を進めます。本案はすでに質疑を終了しておりますので、ただちに討論に付するのでありますが、本案につきましては、討論の通告もございませんので、本案の討論を省略し、ただちに採決いたすことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお本案に関する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に医薬関係審議会設置法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、らい予防法の一部を改正する法律案、以上三法律案を一括して議題とし、質疑に入ります。御発言はございませんか。

〔「政府側がそろつていないじやないか」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　なおこの際委員長から正式に厚生省に申し上げます。政府側の諸君の出席がおそいので、こういうことであつたら審議に影響いたしますから、今後なるたけ早く御出席を願います。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○青柳委員長代理　それでは速記を始めてください。

○青柳委員長代理　ビキニ環礁付近における爆発実験による日本漁船被害事件について発言を求められておりますので、これを許可いたします。岡委員。

○岡委員　楠本君にお尋ねしたいのですが、先般新聞の伝えるところによりますと、保安庁の方では、第五福龍丸事件以後同方面海域から十隻の漁船が三崎港と東京港に帰港したが、内七隻に積んで来たまぐろ、生いか、作業衣などに放射能の反応があつたということを発表いたしており、これに対して楠本君は海上保安庁の発言は軽率であつて、厚生省の検査に間違いがないというようなことを申しておられますが、この点はその後重ねて、その厚生省の主張に間違いがないという確証を得られるような措置をとられたのかどうか、その点いかがになつておるかお話願います。

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、過日の水産委員会におきまして、海上保安庁から魚類その他に若干の放射能を検出したということを聞いたのでありますが、その後私の方におきましては、再びさような地域につきまして重ねて記録その他を調査いたしまして、その結果厚生省の精査には何ら間違いのないことを再確認いたしました。

〔青柳委員長代理退席、委員長着席〕

なおこの点を海上保安庁に申出をいたしまして、同じく調査を依頼いたしましたところ、その後海上保安庁の方におきましては、これは大した専門家がやつた仕事でもないので、おそらく間違いであつたろうということを申し出ましたて、陳謝して参つております。なお現在まで私ども各五港におきまして、船舶数にいたしまして、今日現在で約九十そう、約八十万貫の魚を厳格に調査いたしましたが、それらの結果は福龍丸関係を除きまして、すべて放射能その他の反能を認めません。ただきわめて一部の船舶にしかもその外部にきわめてわずかな放射能を証明し得たものはございます。

○小島委員長　岡君及び他の委員の方に申し上げます。今外務大臣を無理に外務委員会から借りて参りました。十五分だけ借りて参りましたから、そのつもりで御質問願います。それで他の政府委員に対する質疑をしばらく留保して、外務大臣に質疑を集中していただきたいと思います。三十五分になれば外務大臣は放免しますから、そのつもりで御質問願います。

○岡委員　外務省といたしまして、このたび新聞紙等を通じてビキニ環礁の被爆事件については資料を調査の結果、一応その当時における被爆船である第五福龍丸は、禁止区域外にあつたという事実については、これを確認をしたということまで調査が進んでおる、こういうことが新聞で発表されておりますが、その点その通りでございましようか。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○岡崎国務大臣　福龍丸の書類によりますればその通りであります。

○岡委員　そのことはしかし将来の補償等にもかかわる重要な問題でありますするが、それでは外務省は、福龍丸の航海日誌において示された三月一日三時三十分当時におけるあの経緯度の位置にあつたということを確認されるのでしようか。

○岡崎国務大臣　外務省はそういう点については専門家でありませんから、関係各方面で確認をしたものをそのまま受取つて、確かなものだと認める以外に方法はありません。

○岡委員　そのように危険区域外にあつた日本漁船である第五福龍丸が被爆を受け、今国民的にも大きなセンセーションを起しておる。このことについてはアメリカ側は補償をいたす用意があるということを、本日の新聞紙を通じて見れば、外務大臣が報告いたしておりますが、政府としては当然これは賠償を要求すべきものである、このように考えるのでありまするが、外務省はアメリカ側のいわば補償を期待されるのであるか、日本として自主的に賠償を要求されるのであるか、この点いかようにお取扱いになる御方針であるか承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　それは今後の話合いによらなければはつきりいたしませんが、日本とアメリカとは安全保障条約締結等特殊の親善関係にありますから、特に片ひじを張つて賠償とか補償とか区別をつける必要もない場合が非常に多いだろうと考えておりますので、まだどつちにするかは決定しておりません。

○岡委員　日米安全保障条約をあなたは例にとられますが、日米安全保障条約とこの問題とはこれは問題の性質がはるかに異なつておるのじやないでしようか。日米安全保障条約は相互が相互の防衛についてのいろ〳〵な義務なりまたは援助なりを規定したものでありまするが、しかしこれは平和時においてアメリカの第二次水爆の実験という事態が、しかも禁止区域外でたまたま漁撈に従事をしておつた日本人漁夫と日本漁船に大きな被害を与え、しかもそのことは日本の国民が海の魚に蛋白脂肪等の給源を仰いでおり、国民栄養上も大きな不安と恐怖をかもしておるという事実について、これは日米安全保障条約を例にとつて、お互いが仲よくやつておるのだから、片ひじを張らないということでは私は相済まないと思うが、重ねて外務大臣のお考えを承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　それは御意見の相違です。われ〳〵はアメリカとの間に特殊の緊密な関係があり、しかもアメリカは自分の子弟の生命を犠牲にしても日本を守ろうという約束をいたしておるのでありますから、ほかの国とは関係が違う、そこで普通この例は違いましようが、何か人に被害を及ぼしたときに、示談で事が済めば裁判費がかからないでよいのであつて、つまり補償で事済めば、特に四角ばつてやらなくても、日本側の要請が全部満足されればそれで十分であろうとも考えていますが、しかしこれはまだ決定はしておりません。

○岡委員　しかしながら賠償であるか、補償であるかという点については、私どもは当然やはり日本は国の許された権利として、何もかた苦しくけんか腰で行くというのではなく、当然な国家の権利として、それを行使するのですから、これは賠償を要求すべきであると私どもは思いますが、その点についてはさておきましよう。

それではこの六月三十日までに期限をつけまして、さらに四百五十マイルに拡大された危険区域を指定しておりますが、このことは日本の漁業界に大きな影響を与えるばかりでなく、国際法上から見ても、私どもは違法であると考えておりまするが、外務省の見解として伝えられるところのものとはかなり見解を異にしておる、一体外務省としては、こういう措置に対していかなる見解を持つておられるのであるか、特に国際法上そういう慣例があつたのかどうかという点をもあわせて御答弁願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　国際法上はこういう種類の爆弾というものは前例がないのですから慣習はありません。しかしながら同種類のもの、たとえば一万メートルに及ぶ艦破射撃を、その船が二十数ノットでもつて大洋のまん中を艦列をなして走りながら大砲を撃つ、その場合には半径一万メートルに及ぶ、そして二十ノットなら二十ノットの速力で一日半日ずつと走る、その間の水面が危険区域として指定された例はしばしばあります。日本でもそういう指定をいたしたし、各国もお互いに、その国の防衛力のためであるからというので、できるだけこれに近寄らないようにいたし、お互いに尊敬し合うという例はあります。従つてこれは程度の問題であつて、その広さ及び期間がどうであるかという点を除けば例はあることはあります。そこで今度の場合は、そういう爆弾の種類が違いますから、新しい例になり、従つて範囲も広くまた期間も長いということにおいては今までの慣例とは違つております。しかしわれわれはアメリカの防衛力の増強はすなわち世界の安全に資するゆえんと考えておりまするから、できるだけこれに対しては機密保持に協力し、かつこの実験その他が妨げられないように、できるだけの措置を講じたいと思つております。但しそのために日本の漁業が著しく不利な影響をこうむる場合は、これは漁業という立場から考慮をしなければならぬので、この点については実際上どれだけの損害があるかということを関係者に調査を依頼いたしております。

○青柳委員長代理　岡君に申し上げます。大臣は退席を急いでおられます。でき得る限り厚生行政の範囲内で御質問を願いたいと思います。

○岡委員　私は、厚生行政の範囲内と申しますのは、結局国民の栄養を海の魚に依存しておるという立場から、国民栄養の観点からこの問題をお尋ね申し上げておるので、多少逸脱しておるところは御了承願いたいと思います。

○青柳委員長代理　でき得る限りと申し上げました。

○岡委員　そこで、それでは重ねてお伺いをいたしますが、外務、農林両省の方で二十日から損害補償のほかに危険区域の短縮ということについて、いろいろ作業を進めておられるように新聞で承知しておりますが、この問題についていかように進捗しておるか、また将来その基礎に基いて、その作業の結果得られた結論に基いて、アメリカ等に対していかなる処置に出られようとする御所存であるのか、この点を承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　われ〳〵はできるだけアメリカのそういう実験等には協力をいたしたいと考えております。従いまして、できるならば範囲の縮小等について言及することを避け、これに基く漁業の損害等についての措置を講じたい、こう思つておりますが、まだ結論は出ておりませんから、これはいかんとも申し上げる段階になつておりません。

○岡委員　私どもとしては非常に遺憾千万な御答弁でありますが、それでは重ねてお尋ねをいたします。たとえば先ほど例を引かれました艦砲射撃などという場合においては、時間的にも区域的にも非常に限られておる。ところが今度の第三次水爆実験として伝えられるところのもの、それにかかわる危険区域の指定は、日本の東京を中心とするとほぼ鹿児島から下関に及ぶものである。しかも六月三十日までそれが危険区域として指定されておる。しかもその直北にはウエーキ島があり、そこにはプレジデント・ラインなり、日本の日航なり、あるいはパン・アメリカンなり、ノース・ウエスタンなりの航空路があつて、こういうことをあえて冒してまでもここを通つている。またそこで漁労に従事している漁民に対しても、あるいは大きな犠牲を与えるかもしれない。こういうようなことをおもんばかつた場合、それでもなおかつ外務省としてはこれに協力をする、従つて期間の縮小とか区域の縮小というようなことについて、とこう申されるのであるかという点について、重ねて御決意を承りたい。

もう一つは三月一日のビキニのこの水爆実験については、アメリカ本国の最近の輿論も実に被爆範囲が拡大されておつたことに驚いておる。同時にまた科学者の専門的な意見に徴しましても、水爆の実験ということになると、これは科学者が実験室においてどの程度のエネルギーを放出するのか、その範囲がどれほど及ぶかということがわ

からない。従つてやつてみた結果についてその破壊力の拡大、あるいは力というものをはかるよりほかないというのが、現在の科学者の意見である。そうなれば四百五十マイルと指定いたしましても、事実上はるかにそれを越える範囲に犠牲を及ぼす可能性は十分にある。現にビキニの爆発の五日、六日あとに、五百マイル離れたところにおいても放射能が発見されておる。アメリカのある船は、一千マイルを離れたところの航路を通過しながら、しかもやはり放射能が発見されたという報告も来ておる。こういうことになれば、かりに被爆範囲を四百五十マイルと指定しても、これをもつてはたして危険区域であるとみなせるかどうか、その危険区域内におるならば、平和な漁民や汽船や旅行者は安全を保てるかどうか、そういう保障ができないということが、今度の事件によつて明らかになつておるわけであります。しかもこの場合において、第一、第二を通じて地球上におけるただ一つの大きな具体的な原爆の犠牲者としての日本、また日本国民を代行する日本の外務省当局が、これに対して協力をするというようなことで、はたして相済むのか、世界の輿論に対してもあるいはまた国民のこの関心に対しても相済むと思われるのか、この点は人道上の大きな問題であるとも考えるのであるが、岡崎外相の重ねての御答弁を承りたい。

○岡崎国務大臣　いろ〳〵御意見はありますが、私は今の科学者の調査を信頼してこの危険区域外は安全であると信じております。またそれを信じ得ないという材料は今のところ何もありません。それから世界の今の実情から言えば、アメリカ側のかかる実験を阻止する手段は、自由主義諸国の一国としてとるべきでない。もし世界中が原子管理ということになればこれは別でありますが、ただいまのところは、私はこのアメリカの実験等をむしろ助けるべきであろうと考えております。これは日本が被爆を受けたからということではなくて、世界平和の維持のために必要であると確信をしております。しかし今申す通り、この地域は一般に言つて——人道問題とか何とかいうお説でありますが、この危険地域に関する限りは、日本の漁業の問題であろうと思つております。従いまして漁業がどれだけ損害を受けるかという実情を調査いたしまして、これに対しては適当な措置を講ずべきだと思うわけであります。それ以外には日本の、たとえば一般の貨物船がその中を通過するということは聞いておらないし、その他特に問題になる点はない。要するに漁業の問題である。漁業に妨げがあればそれだけの措置を講ずるし、妨げがなければさしつかえない。こういう意味でできるだけ実情を調査して善処したいと私どもは考えております。

○岡委員　そこでお伺いするが、外務大臣は現在指定された危険区域外をもつて、科学者の調査の結論であるからさしつかえない、こうおつしやいますが、現に第五福龍丸は危険区域として指定されたところ外のところにおつて、これが大きな犠牲を払わんとしておる。なるほどその犠牲は軽微な火傷であるが、あるいは生命の擁護に対しては不幸な転機をとるかわからない。しかし少くとも日本のその方面の権威者は、そのうちのある部分は不幸な転機をとるかもしれない。少くともその観察には二箇月を要するであろうということを言明しておる。こういう事実に徴しても、われ〳〵はこの四百四十海里というものが、科学者の調査の結果あるいは研究の結果にまつたものであるから安全であるという考え方において、このままに見のがしておらるるという外務省の態度は——事実がすでに安全であるという危険区域外の地点において、大きな犠牲を払つておるという事実を、まつたくあなたは無視しておるのじやないか、その点が一つ。いま一つは重ねて関連してお尋ねをしたいのであるが、たとえば昨日われ〳〵の委員会の意見の一致によつて福龍丸の処置について、政府側特に外務当局に対して申入れをいたし、またこのことについては、与党の総務会の方でも、政府がこれを買い上げることに決定をしたというようなことを承つておるのであるが、これは買い上げられるのであるかどうか。もう一つは買い上げられた福龍丸はこれをいかにいたされるのであるか、その管理、その研究の主題として、これは日本の学界に提供されるのであるが、それともまた別な方途を講ずるのであるか、この点についても重ねてお伺いをいたしたい。

○岡崎国務大臣　今度危険区域を広げましたのは、要するに安全を十分に考慮しての措置と私は考えております。御いまして今回の措置は、その危険区域外では安全であると信じておりますし、また安全でないという証拠はどこにもない。福龍丸については与党から買い上げるべしという申入れを政府は受けております。なるべくならば政府としてこれを買い上げたいという意向でありますが、まだ決定はいたしておりません。これをどういうふうに処置するか、これは関係省できめることで、外務大臣のきめる問題じやありません。しかしながら、今の私個人の考え方としては、第一にはこれが不測の手段によりまして、この情報を非常にほしがつておる第三国に流れないような、セキュリテイの処分を考えなければならない。同時にこれを学問の研究に役立つ意味で適当な方法で使用いたしたい、こういうふうに考えておりますが、具体的にどうするかということは、まだ買上げもきまつておりませんから、従つて処分もきまつておりません。

○柳田委員　今の岡君の質問に関連して少しお尋ねいたします。自由主義国の一環としてむしろ協力しなければならぬというような今のお言葉でありましたが、私は少くとも原爆に関しては、世界中で皮肉と申しますか、不幸と申しますか、第一、第二、第三の被害をこうむつた日本としては、原子力兵器を禁止するような措置を、世界各国に当然要求する権利もあると思うし、また同時に責任もあると思うのであります。きようの新聞を見ますると、チヤーチル英国首相はこういうものを禁止する意図はないかというような議員の質問に、こういう原子力というものは発見するのにも苦労したが、これをなくするのにもさらに困難を伴うということを、目に涙を浮べて老宰相が語つておられたというところに、私は老首相がいかに心痛しておるかがわかると思う。従つて今の岡崎外務大臣の御答弁は、そういうふうに努力したいというような御答弁ならまだ話がわかるのでありますが、むしろいささか逆襲されるような形で、自由主義国の一国として協力するというようなお立場では、おそらく日本全体として満足しないと思います。もう一度重ねてお伺いしたいのですが、これはチヤーチル首相の言われるようにはなはだむずかしいことかもしれないが、進んでそういうような用意もあるというような御答弁ができるのか、やはり日本はアメリカあるいはその他の自由主義国の一環として、こういうような実験にはその後もさらに進んで協力したい、こういうような御意見であるか、最後にひとつ承つておきたい。

○岡崎国務大臣　これは二つの別の問題をお聞きになつておるので、私は原子力の国際管理ということには全面的に賛成であります。従つてこれをどういう方法で実現するかということは、今おつしやつたようになか〳〵困難な事態でございまして、ことにソ連の態度を見ると非常に悲観的にならざるを得ない場合もありますけれども、われわれは希望を失わずに、この原子力の国際管理という方にできるだけの力を尽すべきであろうと思います。しかしながらそれがきまるまでは一方の国の実験は自由にしておいて、一方の国はこれを妨げるということでは、片手落ちになりますし、ことに自由主義諸国の防衛力の関係から、その国際管理がきまるまではわれ〳〵はアメリカなりイギリスなりのそういう研究には協力をいたして行くべきものだ、こう考えております。

○柳田委員　ただいまの御答弁は満足いたしましませんが、まあ立場も違うことでありますし、今日は外務大臣も

特に忙しい外務委員会をさきましてこちらへ来ておられますので、私は厚生行政に関係した点だけを伺います。

その前に、先ほど同僚岡委員からわが国から進んでアメリカに賠償の要求をすべきである、こういうような御意見に対して、岡崎外務大臣はそう荒立てなくても、お互いに仲のよい間がらでは示談というようなことも個人間の場合でもやるのであるから、国際間でもそういうふうに行きたい、こういうような御答弁だつと思いますが、仲のよいほどならばなおさら向うも虚心坦懐にわが国にそんな申出があつたと思うのですが、いかに親しきうちにも礼儀ありで、仲がよくてもこういうような公海上において、しかも禁止区域外において——その禁止区域自体の問題もありますが、公海上において、事前に何らの予告もなしにこういうような人体にまで影響するような大きな被害をこうむり、さらにそれによるところの経済的な大きな影響をこうむり、さらに日本人としては心理的に非常に大きなショックを受けたこの事件に対して、米当局から日本の外務当局に正式に陳謝の意が表明されましたか、その事実だけを承りたいと思います。

○岡崎国務大臣　まだ実は危険区域外にあるという確認はただいまのところ関係省で調査をしてほぼ間違いないことは事実だと思いますが、この確認の手続を十分いたしまして、これをアメリカ側に承認せしめるというのがまず第一であつて、陳謝等はまだ参つておりませんが、いずれそういうことは考えられることと思います。

○柳田委員　しからば危険区域外の確認をまつて陳情の要求なり何なりするという御意向と承つてよろしゆうございますか。

○岡崎国務大臣　まずそういうことになろうかと思つておりますが、これは国際交渉の問題でありますから、ここで私が言明する限りではないのであります。

○柳田委員　新聞の報ずるところによりますと、日本漁船は区域外であるということは、海上保安庁その他の方においてすでに確認されたというふうにわれ〳〵は存じておりますが、さらにこの上慎重に調査を期せられて、この確認を再確認されるのはいつごろになりますか。あるいは今の確認をもつて足れりとせず、さらに再調査されるのでありますか。その確認は少くともどういうような方法でなさるのでありますか、この点もお聞きしたい。

○岡崎国務大臣　これは外務省のすることじやございません。関係省で、これで十分だという結論がはつきり出ますれば、それを外務省は受取るだけであります。それがつまり確認の最終的の決定であります。こういうことになると思います。

○柳田委員　私はこれについてもずいぶん議論もあります。またわが国としてはこれは外であつたということは大体確認できておると思いますが、それが海域外であろうが内であろうが、少くともこれはわが国としては外であるといつておるのでありますから、またそれは大体認めておると思いますが、それは水かけ論になりますからやめますが、少くともこれだけの現実に被害があつたのに対して、親しきうちならなおさらのこと、陳謝の意が表明されてしかるべきであると思いますが、それに対して陳謝の意が表明されていないということは遺憾でありますが、これは直接外務委員会でお尋ねいたしたいのは、この問題を、被害を受けた漁夫、被害を受けた船、魚というふうにわけられますが、特に一番大事な人間の生命の問題に関してお尋ねいたします。最初にこの被害を受けられた人たちが帰つて来られたときに、日本の学者陣は何よりもまずこの放射能の物質の量、質あるいは寿命等を、いわゆる死の灰の正体、いかなる原子核の分裂が起つて、その核分裂から生成されたところのどういう元素群等があるかということが大事であつて、それが治療に何よりも大事であるというような声が学者陣から出ましたし、同様のことは十七日に厚生省も外務省を通じてその鮮明方を申入れておるのでありますが、この物質の解明に対してそういうような申入れなり、学者の要望等を外務当局は受次いで、それをアメリカ軍当局にそういう解明の申入れをされましたかされませんか、結果の有無だけをお知らせ願いたいと存じます。

○岡崎国務大臣　それは先方に申入れてあります。但しこれは機密保持、つまりある国においてはこの機密を何とかして手に入れようと八方苦心をいたしておる現状でありますので、その機密保持と両立する範囲内でなければならぬわけでありますが、他方においてアメリカの学者の言うことで、これは私は専門家でないからわかりませんが、万一この原子爆弾等の被害をアメリカ側が受けた場合に、そのもとがどういう爆弾であるかということが発見されなければ治療ができないというのでは、アメリカとしても戦争のような場合を考えればそれは手遅れになつて何もできないということになるので、アメリカ側の学者の研究の主体はそのもとが何であろうとも火傷なりその他の被害を受けた場合に、これに対して応急の手当が加えられるような研究をいたしておるそうでありまして、またそれでなければ実際ものの役には立たぬと私は思つております。それがはたして事実であるならば、おそらく秘密保持と両立する範囲で治療の方法は十分講じられるのじやないかと想像はいたしておりますが、この点は私にははつきりどつちということは言えません。

○寄柳委員長代理　柳田君に申し上げます。お約束の時間が大分たつていますから恐縮ながら簡単に願います。

○柳田委員　これは非常に問題なんでありまして、外務大臣が予算委員会等でも答弁されておるので、今のようなことを言つておられることを知つておると思うのですが、たとえばもう陳腐な兵器になりましたが、毒ガスを使つて障害を受けた。それならば何をおいても治療するのにはどういう種類の毒ガスであるかを解明することが治療になる。従つて今回の場合でもその放射能がどういうところに入つて行くか、あるいはどういう寿命かというようなことによつて治療ができるということを日本の学者は言つておるのです。従つて岡崎外務大臣は日本の学者の言を信用されますか、それともアメリカの方で言われた学者の言を信用されるのですか、どうも私はふにおちない。ある新聞が、それでは自主性も常識も何もあつたものじやない。これは外務省じやなしに皆無省だというような皮肉を言つておるのでありますが、私はどうもふにおちないのであります。ことにそこに来ておられます中川アジア局長はこういうようなことを言つておられるのであります。日本の学者からそういうような申入れをしたときに、申入れの趣旨はわかるが、この際は患者の治療が先決問題だから、日米協力して万全を期してほしいという申入れに対して、婉曲に断るようなことを言つておられます。日本の学者がとにもかくにもその実体がわからなければ治療が進まないといつておるのに、むしろそれを大いにアメリカの方に取次いで、そういう希望をかなえるように努力しようというのではなくて、むしろそれをしいて押えるような答弁をしておられます。こういう点から見ても、あるいはまた奥村次官が新聞に発表しておる談話、またこの前厚生委員会で小瀧政務次官が言つておられることはみな同じことであつて、向うから専門の経験のある学者が来るのだから、それと日本と協力したらいいのじやないか、こういうようなことであります。日本は実際に被害を受けておるのに、アメリカの方はそれに対して正式に陳謝も何もしない。そうして日本人がモルモットがわりになつて、その結果アメリカの方は被害に対しては相当自分たちも将来役に立たしたい、そういうところだけはアメリカの方にもわけまえをくれ、こういうふうに国民はそれをどうしても受取るのであります。そこで外務省は、この点はやはり毅然たる態度で日本の自主的外交をもつと発揮してもらわなければならない。ことにこ

れは人間の生命に関する問題でありますから、特にその感を深くするのであります。まだ〳〵お聞きしたいのでありますが、時間が制約されますので、これに対しては御答弁も大体同じような方向の御答弁しかいただけないと思いますから、先へ進みます。

ただ一つだけお尋ねしますが、岡崎外務大臣はこういう原子力による被害に関しては、日本とアメリカのどちらの医学が進んでおるように理解されておりますか。その点をひとつ。

○岡崎国務大臣　その点は私はわかりません。ただわれ〳〵も日本の学者の言うことは信じたいと思つております。ただ現在においては学者の意見がまち〳〵であつて、ある人はまぐろを食べてよろしいということを公表しておるが、ある学者はとんでもない、まぐろは食えないのだといつて発表しておる。ある人は、被害はそれほど心配することはないという発表をいたしておれば、ある人はあるパーセンテージは非常に危険だということを発表しておりまして、日本の学者のどれを信じていいかも、われ〳〵のような専門家でない者にはわかりません。

○柳田委員　岡崎さんが予算委員会で、アメリカの専門医に被害者の状況を見せさえすれば、現在の医学の許す範囲の治療はできるものと考えております、こう速記録には出ておりますが、こういうことを言つておる。これはよほど日本の医学がおわかりになつておらぬ。あるいは現地のこういう原子医学に対して、外務当局として折衝されるのにはもう少し御理解がほしいのであります。こういう速記録から申しますと、これは大分はげた頭としか私どもには考えられぬのであります。今後こういう放射能の解明は、近く国会に提出されます――提出されましたかと思いますが、秘密保護法との関係はどうなりますか。今度の秘密保護法案で、われ〳〵が承知しておりますところの第一条の第三項でしたか、これにはいわゆるMSA協定に基いて米国から供与された装備品と、そういう構造、性能、品目で公表せられざるものに対する制約立法と思いまするが、もしもこの秘密保護法が制定されたといたしまするならば、このたびのは別にMSA協定に基いたものでもなければ、アメリカから供与されたものでもないと思いますが、こういうときに医学者が自分の治療をやるために、この物質はどういうものであるかということを新聞等に発表することは秘密保護法によつて縛られることになりますかどうか、その点の見解をお伺いしたい。

○岡崎国務大臣　これは秘密保護法には関係がありません。しかしながら日本の国として国際信義、国際友情その他から考えて、できるだけ自分の親しき自由主義諸国の機密は、国として守ることは当然であり、また従つて国民としてもこれに協力すべきは常識上当然のことと思いまして、いたずらにこれをほしがつておる国にわからせるような発表の仕方をすることは、私ははなはだおもしろからざることと思いますが、罰則の適用等は遺憾ながらできません。

○柳田委員　第五福龍丸の引渡しは、まず今のところアメリカからも要求があつたかどうかしりませんが、引渡すようなことはないというふうに、われわれは新聞等で自由党の総務会等でも言われたように承知しておりますが、今後もしもアメリカの方からこれを引渡せとか、あるいはアメリカの方で処分したい、あるいはアメリカの方から補償等が来たときに、その反対給付として渡してほしいとか何とかいう要求があつたときにも、岡崎外相は日本の学界の輿論を十分くまれまして、断固としてそれを拒否される御意向でありますか。福龍丸は日本において確保するということをはつきり再確認をしていただけますかどうか、この点伺いたい。

○岡崎国務大臣　これは外務大臣の所管事項じやありません。船を日本側でもつていかに処分するかということは、関係各省の決定するところであつて、外務省は外交交渉はいたしまするけれども、そうしてまた国務大臣として十七分の一の意見は申し述べますが、ここで私がどうするということは、関係各省で協議しないこの際申し上げることはできません。

○柳田委員　このたびの被害漁夫に対してわれ〳〵は非常に心痛しております。現在の白血球の状態その他において新聞紙上伝えられるところによつても、われ〳〵としては非常に心痛しておる。ことにこれを見ておられるところの東大の医学陣においては、不幸な転機をとるのじやなかろうかというような最悪の事態まで心配されておりますが、一方アメリカにおきましては、日本に参りましたパストアという原子力委員は、日本の新聞あるいはその他の報道機関等あるいは学界等が、これをはなはだしく誇張に報道しておるということをロール委員長に報告しておるというふうに伝えておるのでありますが、外務大臣もこの事件が起つて以来、自分の御所管にも関係深いことでありますから、新聞等もお読みになつておると思いますが、外務大臣自身の現在御理解されておるところによりますと、この事件に対して日本の新聞報道等が、あるいは学界等が事実以上にパストア委員の言われるように誇張に報道しておると思われますか、それともやはり日本の学者の言うように、あるいは事態によつては最悪の事態まで至るんじやなかろうかというふうにお考えになつておりますか、どちらでありますか、これだけお伺いして私の質問を終ります。

○岡崎国務大臣　学者の意見がどうであろうとも、それを新聞が報道することは当然のことであつて、学者が誇張しておるかどうかという議論はできましようけれども、もし学者の意見をそのまま報道しておるならば、新聞が誇張しておるかどうかということは議論にはならぬと思います、現在新聞はあらゆる方面の材料をとつて、できるだけ正確に報道しようと努めておることは私も承知しております。ただその根拠となる学者の意見が一致していないものですから、いろ〳〵その間に矛盾したような報道が出て来ることもやむを得ないことと思います。

○滝井委員　日米合同調査会の会議を昨日持たれましたが、その主体はいずれにあるかということが一つ。

いま一つは、この日米合同調査会議でアメリカ側からいろ〳〵情報がもらえると思うのでございますが、日米相互防衛援助協定というものについては、アメリカからもらつた情報は、秘密保護法にひつかかることになつている。おそらくこの法案は近く通ることと思いますが、この合同調査会議というものは当然しばらく続けられると思います。従つてこの法案の通つたあとにおいてもおそらくそういう問題が続けられるとするならば、そのものはこれの対象になるかどうかということ。

それからいま一つは、魚の問題は、日本の学者でも、害になる害にならぬと議論百出だという御答弁がありましたが、今日の新聞であつたか、アメリカから日本の外務省に対して、あの指定した区域内の魚類というものは危険である、しかし区域外の魚はそう大して危険ではない、いこういう通知が外務省にあつたという報道があるが、そういう報道があつたかどうか、これに対する答弁をいただきたい。

○岡崎国務大臣　合同調査会でありますから、これは合同にやるのでありまして、その主体は外務省でやつております。つまり日本側でやつております。それからこれはアメリカ側から今のところはMSAの協定も承認を受けていないし、法律もできておりませんから、何ら適用はありません。将来はその法律の範囲内においては適用があります。しかしながら今日といえども日本側の責任ある科学者たちが必要な秘密は常識的に守つてくれるものと私は信じております。

それから最後のお問い合せですが、これはアメリカの原子力委員会において調査した結果をアメリカ大使から外務省に報告をいたして来たのであつて、それを発表いたしました。

○滝井委員　問題は外務大臣が最初に

言われましたように、われ〳〵は今後アメリカの原子兵器の実験を阻止するものではない、むしろ実験を助けるべきだ、問題は魚の問題だ、こういうことを言われました。われ〳〵も合同委員会としては魚の問題が一番大事なところなんです。アメリカから危険区域の中における魚というものが危険だという御通知が来ておれば、当然これはその魚に対する——危険な魚なんですから、その地区の魚というものは危険区域外にも出て行くのです。そういう魚は危険であるからどういう措置をとれということは、当然これは急速に水産庁あたりと連絡をして、そうしてもつとこれを科学的に、学問的にわかりやすく大衆に発表していただくことが今後の日本の水産業の一番大事な点じやないかと思うのです。なぜそういうことを申すかと申しますと、現在すでにアメリカは十才か何かの子供が可燃性の絹織物を着ておつた、そうしたらそれに火がついて燃えたから、もう日本の絹織物は輸入まかりならぬとか、日本でつくつたまぐろは原子であぶないから輸入相ならぬということで、ぴたつと日本の生きて行く産業に重大な影響のあるものを断ち切つておるわけなんです。だからアメリカにそういう親切心があれば、当然外務省としては水産庁と連絡をとつて、国民に認識せしむる必要があると思うのです。そういう措置を具体的にどういうぐあいにとられるのか、それをあわしてお伺いしたいと思います。

○岡崎国務大臣　申し上げておきますが、まぐろのカン詰についてびたつと措置は何もとつておりません。それからただいまの御質問でありますが、これは関係省に、さらにこれに基いて調査をいたして適当な措置を講ずるつもりでおります。

○青柳委員長代理　ただいま中山厚生政務次官、岡井水産庁次長、中川外務省アジア局長、楠本環境衛生部長がおりますが、何か御質問がございますか。

○長谷川(保)委員　被爆を受けました損害の補償の問題がどうも区々としておりまして、確定をしていないのであるが、私ども新聞等で拝見しますと各委員会で伺つて考えるのでありますが、まず第一にその漁夫の医療費及びその家族の生活保護、また家族が東京に参りますその旅費等につきましては、予備費から出るというようなことも、先ごろ厚生大臣から伺つたように思うのでありますが、これは決定しておりましようか、伺いたいのであります。

○中山政府委員　この問題につきましては、いろ〳〵と皆さん御心配いただいておるようでございますが、今のところ漁業組合が臨時にお金を立てかえてやつてくだすつておりますけれども、むろんこれは厚生省といたしましては、この点においては御心配はかけないということに決定をいたしております。

○長谷川(保)委員　そうすると厚生省では予備費から出すということを一応考えているのでしようか。

○楠本政府委員　事務的の取扱いの問題でございますから私から御返答いたしたいと存じます。

現在医療費につきましては、たまたま全員が漏れなく船員保険の被保険者でありましたために、船員保険を適用いたしました。しかも厚生部内においては、船員保険をできるだけ幅を持たせて、できる限りの運営上の措置を講じまして、何一つ支障ない立場をとつております。従つて現在のところは医療費につきましても、また生活費につきましても、当分の間従来通りの俸給が船員保険によつて支給されておりますので、支障はございません。

○長谷川(保)委員　今の生活保護の点で、家族の生活保護の関係について伺いたいのでありますが、御承知のように、船員保険ではいろ〳〵今までのいきさつ等がありまして、この漁夫たちに対しては、一箇月六千円ぐらいしか出せないという実情にあるということを承つております。ところが実際においては、彼らの生活は月二、三万円かかつておるということであります。従いまして船員保険の傷病手当金によるだけでは、彼らの生活はできないわけであります。このことはどういうようになつておりましようか伺いたい。

○楠本政府委員　重ねて申し上げておきますが、船員保険の規定においては、四箇月間は全額俸給が支給されます。従つて少くとも四箇月間は従来通りの生活が医療費を離れて行えるわけであります。

○長谷川(保)委員　楠本さんにそれを伺うのは無理かと思いますけれども、平均標準俸給が彼らのは今まで安く届けてあるわけであります。そこで月六千円ぐらいしか入らない。事実は少しごまかしがあつたわけであります。保険料との関係でごまかして届けてあるわけであります。事実は月二万円ないし三万円必要であるということが実情調査しまして、はつきりしておるわけであります。ですから六千円もらつておつたならばどうも東大なり、第一なりに主人を預けてうちの者は干上つてしまうということになるわけです。ですからそこを、これは個人の責任による損害ではありませんから、当然政府がこれを補償しなければならぬ、あるいはさらにアメリカから補償してもらわなければならぬ。従つて六千円ではどうにも食つて行けないのでありますから、そのため今までの実収から申しまして、月収二、三万というものの差額を何とかしなければならぬ。船員保険では間に合わぬわけであります。それを今さしあたつてしてあげなければ家庭の方々は生活にも困りますし、また事実患者を病院に預けて治療と研究のために病院に入院してもらうということはできないわけです。だからその生活費あるいはまた東京に参ります旅費、こういうようなものを何とかしてやらなければならぬ。これについて政府でどういう対策ができているかを伺いたいのであります

○小山説明員　いろ〳〵問題が関連しておりますので、便宜お答えを申し上げまして、私の方の所管からほかの方の所管に移る関係部分までお答えを申し上げたいと思います。先ほどお話があつたのでございますが、今回のことが漁夫の過失に基くものではない、従つて政府が全額を補償するか、あるいは先方が責任を持つべきか、どちらかでなくちやいかぬ、こういう前提でのお話であつたわけであります。この点について今日までとつて来ました方法は、先ほど申し上げましたように、現実に漁夫が医療を必要とし、かつ生活上の費用を必要としておる、こういう事実がございますので、それについては船員保険法の定めるところによつて実施して参つているわけであります。但し漁夫の届け出ております標準報酬と実際の収入との間に食い違いがあるということは、これはおそらくおつしやる通りだというふうに考えざるを得ないだろうと思います。その点についてどういうふうな対策をとるかということでありますが、この差額を国が責任を持つて当然補塡すべきであるというような考え方は、現在のところ私どもはとつておりません。どこが責任を持つかといえば、これは当然そういう損害を与えたところがその責任を持つべきものなのでありまして、この点についての政府の関係は、事実上そういう生活困窮という事態が起きたならば、一時的にいずれはどこかから全面的に補償さるべき性質のものでありますから、事実上何らかの方法でつなぎをつけて行く、こういうことであるわけでございます。そういう方法の一つとして、あるいは先ほど政務次官から申し上げましたような方法も実際上とられつつあるわけでありますが、いずれにしてもこれはきわめて臨時的な、しかも過渡的な方法でありまして、根本的には一日も早く当然それを補償してくれるところから補償してもらうというような筋に沿つて話を固めて行くということが必要なのでありまして、これが非常に先になるということでは困るわけでございます。現在政府部内においてはその話を一刻も早くまとめようということで、すでに具体的な地固めをしておるというのが現在の段階でございまして、ここまでが私どもの事実として申し上げられる範囲でござ

いますが、これから先はあるいは外務省なり、もしくは水産庁の方から申していただくということにしたいと思います。

○長谷川(保)委員　私も海岸近く住んでおりますので、大体漁師のことはよく知っておるのでありますけれども、実際において最近のあの附近の漁業家というものは、ことに漁師の諸君は常に生活はかなり窮迫しておる。でありますから、船員保険でもつてただちに手を打つといたしましても、先ほど申しましたように、六千円しかくれない。船員保険の標準手当金は六千円で、片一方は二、三万円どうしてもかかるのだということになつておりますと、これは今日生活に困るわけであります。東大等に入院をいたしません最も大きな理由は、やはり生活に困るということであつたわけであります。これが実地に伺つてみてわかつておるわけであります。だからその問題をすぐに手を打つてあげないと、治療その他にも手遅れになる。きようあたり被爆者が東京方の方に来るそうでありますけれども、治療を安んじて受けられないということになりますので、これはどうしてもすぐ手を打つてもらわなければならぬ。もうすでにおそいのであつて、アメリカさんの補償なんということは事実いつのことかわかりはしません。また私が心配するのは、こういう問題は事件が起きました今日は大きく取上げられておりますけれども、これが三月、四月、半年たちますと、いつのまにか問題でなくなつてしまつて、世人の口の端から、うわさも七十五日という中に入つてしまう。だからそのときになつてこの諸君が非常に気の毒な立場に立たれますし、あそこでアメリカさんが今後何べんでも水爆の実験をするのであろうということは、あの実験の危険区域を広げたことではつきりわかつておる。でありますから、今後もこういう問題が起つて来るでありましようし、また今日出漁しております諸君の中でこういうような事情になつておるものがあるかもしれません。またもつとひどい事情になつて、船員あるいは乗組員が死んでおるというようなことがあるかもしれません。でありますから、こういう対策はもうおそいので、今までに政府はちやんと立てていなければならぬはずだ。それをいまだにその方針がはつきりつかぬ、漁業協同組合に一時立てかえてやつてもらつているというようなことであつてはならないと思う。だからこの点を厚生当局としましては、国民一人々々の生活の問題といたしまして、基本的な生存権の問題、重大な基本人権の問題といたしまして政府関係当局全部話をいたしまして、すみやかにこれを解決せられるように私は望んでやまない。それですでに予備費から出せという話も各党から起つておるわけでありまして、これは当然ただちに手を打つて万全を尽してあげる、こういうようにしていただきたいと思うのであります。

それからこの前も同僚諸君から言うてあるのでありますが、船員保険でやるというのが本来間違つておるのであります。社会保険を適用するのは間違つておるのであります。これはこの前にもすでに申し上げておりますから、くどく申しませんけれども、一時的なものとして将来他の方法にかえる、便宜的な一時的な問題として、ということでだけならばわれ〳〵は一応了承できるのでありますけれども、社会保険をこれに使うということは、社会保険の考え方からいつてどうしたつて無理だと思うのであります。これはこの前同僚諸君から言つてありますので、この点につきましては厚生省は一時的のものとしてこうやるのであるか、それともまたこれをかけるのが正しいと考えているのであるか、念のために伺つておきたい。

○中山政府委員　考え方は依然として今日までかわつていないのでありまして、御意見のほど伺つて考えさせていただきたいと思います。

○柳田委員　中山政務次官は常識家でいらつしやいますから、私は常識としてお聞きしたい。ちようど戦争で戦地へ行く、そこでけがをする、病気になる、それで帰つて来て、海軍病院とか陸軍病院に入りますね。そのときにたまたまその人が工場労働者等であつて、社会保険に入つておつた。お前は社会保険に入つているから社会保険で見てもらえ、こんなことは言いませんね。それと今度の問題とは別問題ですよ。別問題でありますけれども、アメリカが、いかに国際連合の信託統治下にあるとはいいながら、しかも一定地域においてああいうような危険な実験をして航行を禁止する、これは平時ではございませんで、そのこと自体が非常時なんだ。またそういうことによつて自分の方に何ら思わざるところの被害を受けて帰つて来た漁夫というものは、非常時の災害だ。社会保険というのは平時立法なんです。従つてこういう非常時のものにもこういう平時立法を適用するということ自体無理があると思うのであります。私もアメリカに長年おりましたので、彼らがいかにあけつぱなしの性格であるかということをよく承知しておりますから、まさかごまかしで、ここより向うは絶対に行けないというような考えで、ここまでということでやつたろうと私は考え得ないのであります。だからもうこちらもそれよりも先では被害をこうむらないという感覚で漁夫も出漁したのだろうと思うのであります。これはちようどダレス長官が言つておりましたように、まことに不幸なできごとである。まつたくその通りであります。ほんとうにアメリカにとりましても、いずれは何とかしなければならないし、向うから医師も派遣している次第でございますし、これのために時間と労力を費すのですから、伺うにとつても不幸であるし、日本にとつてはより以上不幸なできごとであるということは、私は常識論としては成立すると思うのでございます。それでこちらの漁夫がそこに区域外ということでいたのですから、これは当然やはり社会補償の保険制度で行くべきであろうと思います。私は今までの考え方がかわつていないという原則に立つてものを言つているのでありますが、たとえば戦争ということで赤紙一枚で連れて行かれて被害をこうむつたということは、これは少し飛躍した考えではないかと思うのであります。これは常識論ですから、私は政府委員としては責任はとりません。一婦人議員としての常識論を求めると言われるのですから、常識論としてお答えするのです。戦争へ出て行つたのと漁夫が魚をとりに行つたのでは全然立場が違うのですから、これは常識から考えても、こういうような国民の血税から出たような社会保険の中に、われ〳〵国民に何ら罪のないようなこういう問題の治療を持つて行くということにも、また矛盾があるわけだ。だから原則論的には当然アメリカに補償が要求され、アメリカから補償が来るにきまつていますからそれから出す、しかしそれはいつのことかわからぬから、まず立てかえておく、この筋道が私は常識論としても——また保険の具体的な問題は前の速記録にも載つておりますから、よく政府委員から御聞き願いたいといい、これは常識論としても考えられると思いますが、厚生政務次官の立場ではありますけれども、あなたの円満なる常識から考えて、私の考えていることが無理かどうか、イエスかノーだけでけつこうでありますから、その点だけを伺いたいと思います。

○中山政府委員　御希望はイエスかノーかでございますけれども、これはイエスかノーではちよつと返答できないと思うのであります。なぜならば、これは非常事態におけるできごとである、まつたくおつしやる通りだと思います。しかしアメリカにおきましてもその一つの区域をきめたということは、そのほかに被害がこうむらないということを前提にして区域をきめておつたのであろうと私は思います。その間の事情をよく知らないのでございますが、これも常識的に私は判断をいたしておるのであります。私の円満さがどこまで行くか、これはおほめをいただいてまことに冷汗でございますけれども、私は向うはよもやここまで来ようとは思つていなかつただろうと思うのであります。私はアメリカに長年おりましたので、彼らがいかにあけつぱなしの性格であるかということをよく承知しておりますから、まさかごまかしで、ここより向うは絶対に行けないというような考えで、ここまでということでやつたろうと私は考え得ないのであります。だからもうこちらもそれよりも先では被害をこうむらないという感覚で漁夫も出漁したのだろうと思うのであります。これはちようどダレス長官が言つておりましたように、まことに不幸なできごとである。まつたくその通りであります。ほんとうにアメリカにとりましても、いずれは何とかしなければならないし、向うから医師も派遣している次第でございますし、これのために時間と労力を費すのですから、伺うにとつても不幸であるし、日本にとつてはより以上不幸なできごとであるということは、私は常識論としては成立すると思うのでございます。それでこちらの漁夫がそこに区域外ということでいたのですから、これは当然やはり社会補償の保険制度で行くべきであろうと思います。私は今までの考え方がかわつていないという原則に立つてものを言つているのでありますが、たとえば戦争ということで赤紙一枚で連れて行かれて被害をこうむつたということは、これは少し飛躍した考えではないかと思うのであります。これは常識論ですから、私は政府委員としては責任はとりません。一婦人議員としての常識論を求めると言われるのですから、常識論としてお答えするのです。戦争へ出て行つたのと漁夫が魚をとりに行つたのでは全然立場が違うのですか

ら、これは柳田氏のようなまことに明晰な頭脳の持ち主のお言葉とは受取りかねるのでございます。

○**長谷川(保)委員**　今の船員保険の考え方は、どうしても無理です。これは保険局長もこの前一時的だということを私にも言っているのです。一時的にかける、そういうことでなければ無理なんです。ここで議論してもしかたがありませんから、ともかくすみやかに厚生省としましては最善の努力をしていただきまして、この被害者たちの生活保護に万全を尽していただきたい。ただお役人仕事で、机の上で今までこうだからこう行こうということでなしに、実際に生活のできるように、ひとつ努力して治療のできるように、ひとつ努力願いたい。これをお願いしておきます。

それでは衛生部長もおいでですから、さらに伺いたい。昨日の会議に出られたようでありますから伺いたいのでありますが、今の外務大臣の答弁からしますと、どうもこれはまごまごしていると、やはり学者諸君のほんとうに自由な研究ができなくなる。私どもの考え方からすれば、こんな秘密は全世界にぶちまけて、全世界の人人が原子に対する秘密を全部知ってしまわなければ、国際管理なんてできない。国際管理をするのは、そこまで行かなければだめだ。それを一方的にして行くような考えでいてはできないと思いますけれども、さしあたっての問題として、日本の学者がその治療のための研究、また今後万一水爆を日本の国土の上に受けて、日本の都市が放射能でよごれてしまったような場合にどうするか、また被爆者をどうするかという今後に対する重大な研究をしてもらわなければならない日本の学者諸君の研究が、先ほどの外務大臣の答弁によりますと、私は阻害されるのじゃないかと思う。ことに今後秘密保護法等ができますと、それが非常に困難になるのじゃないか。またほんとうに人道的な立場に立ってこの秘密を公開して行こうとする学者諸君に対しては、圧迫があるのじゃないかというように考えまして、おそらく世界で一番進んでおります日本の原子医学の研究を妨げ、さしあたって治療方法の研究を妨げると思うのでありますが、これに対して厚生省は断固とした態度をもって学者諸君の研究を守って行けるか。治療に万全を期し得るか。それから外務大臣の答弁がどこの国の外務大臣かわからぬような答えで、学者諸君の自由な研究を妨げるようなことになのじゃないかということを私は非常に危惧するのでありますけれども、それに対する政府委員としての立場を伺っておきたい。

○**楠本政府委員**　従来私どもは原爆症調査研究協議会を設けまして、この研究に当って参りました。今回の問題につきまして、さらにこの機構を拡充いたしまして、新しい専門家等も委員に加えまして、若干の予算措置等もほどこしまして、一層厳格な研究を確実に進めて参りたい所存でございます。

○**長谷川(保)委員**　それから船のことでございますが、水産庁がいらっしゃるようですから、伺っておきたい。この船は今一応隔離して置いてある。これを政府で買い上げるかもしれないというような事情にございます。いずれにいたしましても、それがいつ決定するのか。またさしあたって漁夫諸君が乗り組んで生活のためにかせぎに出るということのためには、すみやかに代船をつくってやるとか、その金を渡すとか、何とか生活の道を立ててやらなければならぬと思いますが、これに対して水産庁はどういう態度をとっておられましょうか。

○**岡井政府委員**　船の問題につきましては、現在のところ厚生省と連絡を保ちまして、監視人を置きまして、現在焼津港のところへ置いてあるわけであります。これはいずれ代船を建造さして所有者が早くもとの漁業に帰るようにしたいという気持だと思いますが、今の船の損を将来どうするかというまでは、まだ私どもの方ではつきりいたしておりません。

○**長谷川(保)委員**　私が伺いたいことは、漁夫諸君が働けるようにすぐ船を何とかしてやらなければならぬじゃないか。都築博士のここでの参考人としての御意見によりましても、あるいは二、三人不幸な転帰を見るんじゃないかというような非常な危惧すべきお言葉がありましたが、その他の諸君につきましては、必ずしも病院にばかりおらぬでも、定時的に一人の医者がついて結果を見て行けばよろしいのであって、その他のときにはどん〳〵働きに出ていいんだ、こういうお話であります。ぜひそういうふうになってほしいと思うのでありますが、そうなると、ただちに船を用意してやらなければならぬ。あるいは漁具その他を用意してやらなければならぬ。こういうことであろうと思います。それをどういうように処置をさしておられるか。水産庁ではどういうふうにきまっているか。すでに決定しているか、全然未決定であるか、それを伺いたい。

○**岡井政府委員**　これは船主の方の考え方もありますが、今のところ事務当局といたしましては、代船を建造して、前より若干いい船くらいにしてやるのがほんとうだ、こういう考えでおります。現在の船は保険に幸いに入っておりますから、その関係も考慮いたしまして、資金の不足の分につきましては、適当に援助してやりたい、かように思っております。

○**長谷川(保)委員**　今の話はぜひすみやかに手を打っていただきたい。

それからいま一つ伺いたいことは、この被爆によって魚が非常にたくさん廃棄されたようです。この廃棄された魚の損害はどう補償されてあるのか。まだ全然補償されてないのか。あるいはまた将来どういう補償をして行くのであるか。これもアメリカから補償が来てからというのでは、非常に困るだろうと思います。これに対してすでにどういう手当がしてあるのか。また今後どういうつもりであるか、未決定であるか、そういうことを伺いたい。

○**岡井政府委員**　今のところ計算上は、廃棄された魚の分も直接被害をこうむったというもののうちに入れて計算いたしております。ただお尋ねの、現在その魚の代金を仮払いか、あるいはどこからか立てかえておるのかという問題でございますが、これは地元の協同組合の方で適宜に心配しておるわけであります。

○**長谷川(保)委員**　今さしあたっては漁業協同組合でやっているといたしまして、将来は何とかする、こういうことですね。

それから、たとえば東京の魚市場に参りました魚を、あそこで処置したようでありますが、あの損害というものは結局今のところは第五福龍丸の船主でありますか、あるいは漁業のことですから、おそらく漁夫と船主との歩でわけることになっておるわけでありましょうが、その点はどうですか。

○**岡井政府委員**　先ほど私がお答えした中で若干誤解を生じましては恐れ入りますので、もう一度言葉をつけ加えたいと思います。

現在漁夫で困っておる者につきましては、先ほど政務次官からもお答え申し上げましたように、漁業協同組合が一応心配をいたしておりますが、魚の処分につきましては、漁河岸へ上ってすでに地下へ埋没してしまっておるというのは、一応あれは焼津の方から離れて東京の魚河岸で仕切りをいたしております関係上、今のところ東京の魚市場の仕切り関係の者たちの迷惑でどまっておると思います。

○**長谷川(保)委員**　そうすると今のところは魚市場の損害ということになって、船主や漁夫諸君の損害ではないというのですね。

それからその魚を廃棄いたしますのにずいぶん大きな穴を掘って入れておつたようでありますが、そういう費用、あるいはあそこを消毒した費用というものはどこで持ってもらいましょうか、やはり魚市場で持つておるのでしょうか。

○**楠本政府委員**　廃棄処分に要します若干の経費は一応魚市場に依頼いたしまして実施をいたしたわけであります。今のところそれに対して政府からは何ら金を出しておりません。

○長谷川(保)委員　食品衛生法上の立場から申しますと、やはり東京都がこれに対して費用を出すことになりましょうか。

○楠本政府委員　この廃棄処分を命ぜられましたものから異議が出たときに、訴訟の結果に基きまして、場合によりまして弁償するのが法律の建前になつております。しかしかようなことは今まで適用されたことは一応もございません。

○長谷川(保)委員　訴訟すれば大体政府の手で出すとか、あるいは東京都で出すという見通しですか。その見通しはどちらですか。

○楠本政府委員　法律の建前がさようになつておりますから申し上げたのであります。別に私はそれ以上申し上げたわけではございません。

○長谷川(保)委員　いろ〳〵こまかいことを伺いましたが、この不幸な事件によりまして損害を受けました国民の一人々々に――漁業の面におきましても、漁夫の諸君にいたしましても、船主の諸君にいたしましても、その他の関係者にいたしましても、どうかこれ以上の迷惑がかからぬようにすみやかに万全の援護の措置をとられんことを切望いたしまして私の質問を終ります。

○滝井委員　今の長谷川さんの質問に関連してですが、昨日楠木環境衛生部長は日米合同会議に出られたわけですが、今後いろ〳〵魚の問題その他を研究する上において、患者さん、それに被災した船というものが関心を持たれて来る。しかしこういうものはわれわれが注目しておるので、アメリカもそう無理なことはできないと思いますが、問題は患者の着ておつた衣服です。この放射物質の繊維に対する研究にはこれはなくてはならぬものです。現在アメリカは日本の国民が衣服に対する注目が新聞その他に出ないので、衣服をもらいたいという意向が強いということも聞いておるのですが、大体そういう話が日米合同会議で出たのかどうか、同時に今後医学的な研究の上において衣類というものは絶対必要だと思いますが、厚生省の方のこれに対する態度は大体どうなのですか、これだけを関連してお尋ねしておきたいと思います。

○中川政府委員　昨日行われました調査の会合は、外務省で開かれました関係もあり、便宜私からお答えいたしたいと思いますが、その前に今回の試験に関しましてのアメリカ政府の根本的な考え方といいますか、態度につきまして若干説明いたしまして御参考に供したいと思います。

新聞等に、日本側が自主的に調査あるいは医療に当るべきであるというような論がいろ〳〵出ておりますが、これは新聞で非常に騒がれておりますけれども、現実におきましては、その点についての疑問といいますか、問題は一つもないのでありまして、アメリカ側の考えは、医療にしろ、対策にしろ、すべて日本の政府なり日本の機関が当るべきであるということははつきりしております。しかしアメリカの方の原因によりこの被害が起きました関係から、アメリカとしてはでき得る限りの協力援助をいたしたい、その意味におきまして、人もアメリカからよこし、アメリカその他の施設でもし役に立つものがあるとお考えなら、いつでも御利用いただきたい、その意味で待機させておくというのがアメリカの根本的な態度でございます。

なお補償の問題等につきましても、非常に敏速な発表をいたしまして、アメリカとしては、これについては十分補償する用意があるということを言つて来ております。従つて現在日本側では、その補償の対象となる損害の算定を急遽やつておる次第でございます。もとより損害というものは、今から推測あるいは測定できない分もずいぶんありますので、最終的な損害額の算定は相当の時間がかかると思いますが、そのような最終的な測定を待たずに、とりあえずわかつたものからでも払つてもらえないかということで先方と交渉したいと考えております。

従つてたとえば今度罹災されました方の家族の生活費の問題であるか、あるいは入院費用の問題であるとか、あるいは船に与えました直接の損害であるとか、かようなものは今からでも算定ができますので、このようなものの解決は案外早いのではないかというふうに期待いたしております。

なお船員の方々が着ておりました衣服等につきまして、アメリカがこれを欲しやしないかというような御質問でございましたが、私がただいま申し上げましたアメリカの基本的な考えからいたしまして、アメリカとしては、これは日本が保管し、しかるべく処置するということについて何ら疑念を持つておりません。従つてただいま御指摘のような懸念は、われ〳〵今まで一ぺんも感じたことはありません。昨日の会議でもそのような問題は出ておらないのでございます。

○岡委員　中山政務次官にお尋ねいたしたい。実は先ほどお聞きの通り、岡崎外務大臣からの御発言について、われわれも納得しがたい点があつた。その点は要するに、百マイルと指定された危険区域外において操業しておつたにもかかわらず、犠牲をこうむつた。今度四百五十マイルに危険区域の拡大をした、従つて大丈夫だ。ところが問題は、百マイルに指定されたけれども大丈夫ではなかつた。四百五十マイルに指定されたところで大丈夫であるかどうか。これは先ほど申し上げましたように、現在の原子理論学者の通念といたしまして、水爆に関する限りは、被害がどの程度に拡大するかは書斎ではわからないのである。結果でなければわからないのである。であるから、四百五十マイルがはたして危険区域として、それの外におれば安全であるかどうかということもわからない。だから十四日のアイゼンハウアー大統領の記者会見においても、はつきり今度の事件は遺憾であると言つておる。これらの事実を考えました場合に、四百五十マイルであるからいいんだ、われ〳〵はアメリカに協力するという立場から水爆の実験を認めるということは、結局事実上日本人が犠牲になつてもいいんだということになるわけでありまして、こういうことは、今も柳田君から言われた良識ある婦人議員としての中山厚生次官はどう考えられるか、私どもとしてはどうにも納得ができないのである。しかも一旦犠牲が起つた場合は、厚生行政上の大きな問題になる。またこういうことで現に国民の栄養上大きな不安が起つておることは御承知の通りであります。そういうことがあつてもいいんだというに至つては、これは私ども非常に納得しがたいと思うんだが、その点政務次官はいかがお考えになりますか。

○中山政府委員　ただいま岡委員から、そういうことがあつてもいいんだということは遺憾じやないか、こういうお言葉でございまするが、これはちよつと私岡議員のお言葉とも思われないのであります。そういうことがあつていいのだということを考える人は絶対にないと思います。それで外務大臣にいたしましても、決してこの距離を開いてやつてみなさい、そこでまた被害があつたらそのときのことだという、そんな無責任なお気持であの発言をなすつたものとは、私も良識ある婦人議員という今おほめのお言葉をいただきましたが、私の良識がその言葉を受取らないというので、返上申し上げるわけでございます。それで岡議員なりあるいは両派の社会党の方々がこれから一本になつて行くという、今いろいろの御相談もやつているようでございまして、自然やはり何だかんだという立場の違いも出て参りましようが、結局アメリカとはお互いに世界の平和を保つて行くために手をつなぐという線を持つております関係上、決してわが国民に災害があれよというのではなしに、何とかしてあるいは反対側がそういうものを日本にぶちまけたときにはどうするかということも、またお考えいただかなければなりませんし、これは私どもは世界の両陣営に向つて同じことを叫びたいと思います。アメリカに向つてだけこういうことはいかぬじやないか、ああいうのはいかぬじやないかとおつしやることは、これまた

良識が許さないところでありまして、私もこの間婦人公論の二月号に「絶望より希望へ」という題で書いておきましたから、どうぞお読みいただきたいと思います。これは私どもが絶望せざるを得ない立場に置かれておるのであります。これは私どもがつくり出した世界情勢ではないのであります。御案内の通り、両陣営が初めはいろ〳〵なことを言いまして、私どもに平和憲法を押しつけて来たのであります。ところが世界情勢がかわりまして、自分たちが押しつけておいて、押しつけた人間がけんかをいたしまして、それを調停しようとするわれ〳〵国民がとつおいつ悩んで参っております。私も外務委員をやって参りました関係上、これくらいのことは知っておりますが、そういうわけでお互いに日本国民はソ連に向って同じことを言いたい。ソ連もまた人道を守って早く原子力を管理しよう、管理員をつくろう、管理するのに協力せよということを言いたい。国連でそれを拒否したのはソ連であったように記憶しておりますが、われ〳〵国民はイデオロギーのいかんを問わず世界に向って早くやめてくれと叫びたい。そうでないと無力なわれ〳〵は絶望するよりほかはないのだ。そこで理論の推移から申し上げなければならないのでありますが、私はこの間四箇国の外務大臣でしたか、首相でしたかの会議がありましたときに、婦人公論にも書いたのでありますが、それと並行して、この原爆の被害がいかに甚大なものであるか、イデオロギーのよしあしはたなに上げてしまって、この水爆の被害の恐ろしさを知らせなければならぬ。交戦国においてたとい生き残っておる者があるとしても、その土地におけるいわゆる農産物、魚類もまた滅亡したら、食べるものがなくなって生活することができないのだから、いつそのこと原爆で殺された方がまだよいかもしれないということで、この被害の恐ろしさを両陣営にしみ〴〵と思い知らせたならば、こういうばかな水爆、原爆を両方で持ち合って行くことはあるまいということを書いておきましたから、どうぞひとつ私の意のあるところをお読み願いたいと思います。

○岡委員　あなたの識見を承って大いに敬服をいたしました。重ねてお尋ねをいたします。そういう御気持でおられる中山次官は、この際第三次水爆試験は禁止すべきだということは、あなたの信念としてわれ〳〵が了承してよいのかどうか。はつきり簡単にイエスかノーかだけで答えていただきたい。

○中山政府委員　これもまたイエスかノーかだけではお答えできません。私は片方だけにそれをしいるということには無理があると思う。両陣営が同時にやめなければならぬ。これはイデオロギーの問題になって来そうでありますが、現在は三反政策が行われておる。反米、反吉田、反軍備ですか、この線で行って反米思想に向って来ておるのが現在の日本の状態でありまして、この水爆の災害がまことに過大であったということは、より以上反米思想をあおる動機となるのではないか。アメリカに、アメリカにということではいかぬと思います。社会党では、水爆は困るということを何とか委員会で世界に向ってお出しになるとおつしやつておりましたが、世界に向ってということには、私のイデオロギーからはしごく賛成であります。しかし一方的にはどうかと思います。

○岡委員　私はまつたく御懸念のない人物のつもりなんです。私は別にモスクワの手先でもありませんし、ペンタゴンの手先でもありません。ただ問題は、アメリカは六月三十日までに、四百五十マイルに危険区域を拡大をして、第三次水爆実験をやるという決意を明らかにしておる。この間は百五十フイートのタワーの上でやったが、今度は飛行機で積んで行つてやるということをニューヨーク・タイムズがはつきり報じておる。ここ二月か三月先には水爆の実験があり得るのです。しかも今日の日本の不完全な調査では、魚類に関しても、何ら科学的に立証されたところの安心感はない。国民はいたずらに不安、恐怖にかられておる。そういうような事態に対しては、何もわれわれはアメリカだけをというのではない。ただアメリカはやると言つておる以上、このアメリカのやるということに対してはやめてもらいたいといつて、ワシントン政府の友好的な措置をわれ〳〵が期待するということは、あなたの御論旨からいつても一向さしつかえないと思うが、その点について、はつきりイエスかノーだけをお答え願いたい。

○中山政府委員　厚生委員会から少し脱線したようでございます。その点はひとつ外務省の方におつしやつていただきたいと思います。所管事項が違つて参ります。私の方は魚類、それにかかつた人の治療あるいはその後これをいかにするかということであります。そういう対策に向つて行かなければならないのですから、アメリカに向つてそれを禁止してほしいということは所管事項が違うと思いますので、どうぞ外務省の方にお願いいたします。

○岡委員　それでは外務省にお尋ねいたしたいと思いますが、昨日は中川局長もオブザーヴアーとして行つておられたので、いろ〳〵概括の御説明があつたと思いますが、なお念を押しておきたいと思います。いわゆる今度の第五福龍丸被爆事件についての学術的研究は日本の学者が主体性を持つてやる、アメリカはこれにはあらゆる協力を惜しまないという原則が昨日承認をされたのであるかという点をまず伺つてみたいと思います。

○中川政府委員　日本とアメリカとの調査団といいますか、学界の方々が集まられた昨日の会合におきましては、アメリカ側の一貫した態度はいかなる便宜あるいは協力あるいは助言、その他日本側が欲する場合にはこれを自分らの知つておる限り、能力の範囲において提供いたしたい、こういう趣旨で開かれて、またそのように行われた次第であります。

○岡委員　私の尋ねた点にひとつもあなたは御答弁なさつておられないが、日本の学者陣がこの研究ないし診療についていては、あくまでもイニシアチブをとるのであるという原則が、昨日の会合で承認されたのであるかどうか、この点いかがでしよう。

○中川政府委員　調査の対象になります患者あるいは船その他の材料はみな日本側の手の中にあるのでありまして、従つてこれに対する調査その他は全部日本側がやるということになるわけであります。その点につきましては、初めから疑念がないわけでありまして、従つて特にそのことを取上げて論議して決定したということはございませんが、初めからその趣旨のもとに行われておるわけであります。

○岡委員　それでは楠本さんに尋ねたいが、あなたは非常にけしからぬことを言つておる。日米共同の調査について、とにかくあなたが中へ入つていろいろ文部省なりあるいは外務省の間をかけめぐられた結果として、こういうことを言つておるのです。仲よく日米共同してやつてくれという外務省からの申出があつて動いたわけである。厚生省としては日本の学者の意見も尊重したいが、日米協力の吉田内閣の線に沿つてこの問題もうまく行くように望んでいる、あなたは実際こういうことを言うたのかどうか。

○楠本政府委員　きわめて簡潔な文章に訳されておりますので、言つた意思がきわめてぱんやりしておることはやむを得ませんが、ただ私はこう考えております。日本の学者が自主性を持つて研究をして行く。しかしながらこれにはあくまで両者協力しつつ研究を進めて行くという意味でありまして、その点は昨日の会議にも明らかにお互いに承認されておる事項でありまして、これが何ら日本の学術研究に対して支障あるものと考えておりません。当然のことだと考えております。

○岡委員　昨日の会議には、そういうことになつたことは今中川局長からも御答弁の通りでございますが、その以前にあなたはこういうことを言つておる。このことの是非は言わないでおきましよう。そこで具体的に――何も私は反米とか反政府とかいう意味で言う

のじやない。われ〳〵はやはりわれわれとしても科学者としての立場から申し上げるのですが、一体こういうような問題について、今この合同会議について申し上げますと、この被爆漁夫の診療について、またその船にあるいろいろな諸材料について、第五福龍丸について、こういうものは将来の水爆禍に備える重要な科学的資料としての人道主義的な立場からもまことに貴重な資料である。しかも原爆禍に見舞われた日本としては、これらの問題に対しても相当各方面の学界の諸君が検討し、努力し、成績を上げておる。そこで今度の被爆事件に伴つて、現在日本側の手にある一切の資料は、船も人も、また衣服その他船具、漁網等も、同時にあくまでも日本がこれを管理し、日本が自主的に自由にこれを研究対象とすることができるのかという点が一つ。

もう一つは、この成果については、日本の学者は科学の自由という建前において、これを世界の学界に報告する自由というものも当然伴わねばならないと思うが、この点についてもあなた方おとりなしをなさつた局長なり部長の立場においては、どういう結論になつておるか。

○楠本政府委員　これらの点につきましては、必ずしも具体的な話は出ておりませんが、しかしながら研究材料が日本の手によつて使われるということについては当然だと思つております。ただこの問題につきましては、先般来お話の出ております補償の問題が若干ひつかかつて来るかと存じますが、私はこれは当然研究する以上材料がなくては研究ができない。従つてその材料を使つて、日本の学者が研究して行くということは当然なことだと思つております。

○岡委員　発表の自由は。……

○楠本政府委員　この点に関しましては特に昨日はアメリカ側におきましても、別に人間の生命等に関するものについては、何ら秘密はないんだということを言つております。

○岡委員　この問題は、現にきのうか一昨日か来られたアイゼンバットにしても、新聞記者に対しても、その他の関係の人に対しても皆口をかんしておる。日本の医者は治療すればいいので、放射能などの原則についての学問的な研究は必要ないと言つておる。実際問題として、これはわれ〳〵科学者としての立場から、この予防措置に対しての研究を進めて行こうとするなら、まだ〳〵灰もいるわけです。従つてそういうものを入手し得る便宜も供与するくらいのことがなくてはならないわけだが、そういう意図は全然ないように見受けられる。今度の東大木村研究室において発表されたごとく、十数種の放射能元素についてはすでにもうはつきりしておる。ところがこういうことも発表したくないという考えのようである。こういうことから考えると、私ども研究の将来を非常に危ぶむ。これは私ども科学者の自由というものが非常に侵されたのではないかという不安からお尋ねしておるのであるが、この点は将来の問題であるから、その後問題になつたときにお尋ねすることとして、その次に、先ほどの小山君の発言に関連してお尋ねしたいのであるが、小山君は、原爆実験による事故等については何らかの補償の道が講ぜられるという意味のことを漏らされたわけであるが、しかしこれはなかなかそう急に行くまいと今中川局長も言つておられますが、なか〳〵そう簡単に行くまいと思う。そこでこの間草葉厚生大臣はこの問題に必要なるところの費用は、予備費等からでも支出する道があるので、御安心願いたいということをこの委員会で言つておられる。ところが予備費として先般政府がこのビキニの被爆事件に関するものとして出ておるものは百十八万円、その使途はガイガー計数管等の整備ということになつておる。そうすると船員の生活保障の問題とか、あるいはそれに関連した具体的な犠牲者のための事実上の補償というものは何ら予備費の中に含まれておらない。一体これは、今後補償の道があるまでは当然政府としては出すと言つておられるのであるが、どういうふうに取扱われるか。具体的な方針でもあるのかどうか、これを中山厚生政務次官からお伺いしたい。

○中山政府委員　先ほど中川氏が申されましたように、わかりやすい問題からお金をこちらにまわしてもらう手もあるというお話でございましたが、なるほど船員の生活だとか船の状況などを考えましても、明々白々の状態でございまするので、一時も早く分割払いでもいうような形ででも、早急にこの問題を処理して行つてもらつて、そうしてそのとき〳〵でわかつたものから払つてこれに充てて行くようにして行つていいのではなかろうかと、まだ最後的に予備費というような問題もはつきりと決定したわけではないのであるやに私は受取りまするが、何とかそういうふうにして、まことに御満足を与え得ない回答かと私も思いますけれども、私どもは懸命に善処することを御了承願えますなら幸いでございます。

○岡委員　私がお尋ねしているのはそうじやないのです。アメリカの方から逐次補償すると言つておりますから、来るでしよう。しかしこれは国と国との金の受取りということになりますれば、やはり相当四角四面の手続がいると思うのです。ところが私も焼津に行つて見ましたが、現地は火の消えたような姿なんです。やはりこれには政府はとりあえず見舞金等ででも適当な処置をする必要があるのではないか。その金の出道は、草葉厚生大臣の言によれば、予備費等においてもとおつしやつておられる。ところが予備費は百八十万円で、それもガイガー計数管の整備に充てられる。これでは直接の被害者には一文も行かないと思う。これで済まされるのか。政府の方でも何とか予備費の方から、大臣の言明のごとく、現地についても見舞金等を支給される御用意があるのかどうか。これは中川局長の所管外かもしれないが、お聞きしたいのですが、御存じの通りこの問題は性格が非常に違つておりますし、法律的な根拠も違つておりますが、内灘の問題、あれは何も被害はない。ただ音が聞えるからということで、将来を推定されて、安全保障費から七千六百万円の金を出しておる。予備費から出せなければ、とりあえずこういう項目からでも、剰余金から出しておいて、この金は日米合同委員会で御相談になれば出ると思うのです。使途の目的は違いますけれども、安全保障諸費は内灘の補償費などに使われておる。これはやはり外務省の方で御努力になればできるのではないか。現にこの間も外務省の方から厚生省へ来て、四百七十万円の診療所の建設費が内灘へ補助費として行つておる。診療といえばこれはよほど重要な問題だ。そういうことからやりくり操作ができるのかどうか、この点いかがでしようか。この点もひとつ伺いたい。

○中川政府委員　今当面の救済費と申しますか、何とか支出すべきであるというお話まことにごもつともでございます。先般厚生大臣が御答弁で、場合によつては予備費を使う道もあるということを申し上げたそうでありますが、政府部内でも予備費を使うという点につきましては、一つの方法として研究しておるわけでございます。一方アメリカからの補償が早く来るということになれば、あるいはその方を使うということもあろうかというような状況から、まだ決定はしていないのでありますが、少しこれの方が長引くということであれば、何かの方法——その場合には、やはり内灘の例とは同じようにはちようと扱いかねるかと思います。結局予備費ということが一番適当な方法じやないかと思います。この点につきましては目下関係省において協議しておりますので、ただいまどうということは政務次官の申されました通り決定しておりません。せつかく研究中でございます。

○岡委員　この十四日に焼津に帰到して、帰到したときにすでに航海日誌にはつきり現われておる。航海日誌に現われた三月一日三時三十分の第五福龍丸の位置は、これが以内という反証はあり得ないのです。しかるにやつときのうになつて初めて外務省は禁止区域

外にあつたということを確認する。そういう実にいわば手ぬるいことをやつておつては、現地の姿を見るとそれじや気の毒なのです。ですから予備費でも何でもいい、厚生大臣ははつきり言つておるのであるから、これは水産庁もそうだし、厚生省もそうだし、外務省もそうなんだから、あなた方この問題だけにでも至急に関係の局長会議でも開いて、国の予備費としてぜひ支出してやるという措置を講じていただきたいと思う。これはこの程度にいたしましよう。

そこで法制局の第一部長が来ておられますからお伺いいたしますが、先ほどの外務大臣の御答弁に非常に不満を感じた問題は、外務省においてもいわゆる禁止区域外に第五福龍丸があつたという事実は確認されておるという場合、アイゼンハウアー大統領は、二十四日の記者会見で予防上の責任があつたということを言明しておられるわけであります。してみれば、当然アメリカ合衆国政府にはもろ〳〵の今度の被爆事件に伴う被害に対する賠償責任は国際法上あるのではなかろうかと思うのであるが、この点はいかがでしようか。

○高辻政府委員　お答え申し上げます。いわゆる危険区域外で災厄をこうむつた場合、アメリカ側の責任はどうであるかという御質問のようでございます。かような事例は国際関係においてあまり類を見ないことでありますので、国際の慣例等がどのようなものであるかというような観点から実は断言することはできないわけでございますが、一般の法理を推し進めて参りますと、かような事態に対してまつたく責任をまぬがれるということは言えないことであろうと私は考えております。

○岡委員　そういうあいまいま答弁では困るのです。アメリカのいわば元首であるアイゼンハウアー大統領が、公の記者会見で、今度の被爆事件については、予防上アイゼンハウアー政府としても責任があるとまで向うは言つておるのです。向うが言つておるのにこちらはその責任があり得るかもしれないというようなことを言つておる。それじや日本の政府は、中山さんにお言葉を返すようだがペンタゴンの出先ですよ。国際法といつてもこういう事例はないのです。ないが国際法はおおむね慣習的な常識で問題をさばいておるのです。ですからそういう観点から、これは賠償責任がアメリカ政府にあるかないかだけをはつきりお答え願いたい。

○高辻政府委員　あるかもしれないというようなあいまいなことを申し上げてはおらないわけでございます。第一に予防措置を講ずる責任があることは、当然言うまでもないことと思います。それからそういう事態を引起したことに対して、私が今申しましたのは、責任を免れるということは言えないだろう、こう申し上げたわけでございます。はつきりしておると私は考えております。

○岡委員　関連して。マーシャル群島は信託統治ですから閉鎖水域があるわけですが、これは中川局長からでもいいが、大体何海里くらいが閉鎖区域になつておりますか。

○中川政府委員　旧日本委任統治区域がアメリカの信託統治区域になつておりまして、その信託統治の協定におきまして、閉鎖区域を必要に応じて設けることができるとなつておりまして、その条項によりましてアメリカは閉鎖区域というものを設定しておるのであります。それはあくまでも領土及び領海に限られておるのでございます。

○岡委員　それではアメリカがたとえば、そういういわゆるわれ〳〵国際通念から見て、領海の範囲をうんと拡大して百海里も危険地域として指定するという場合、これは国連の安保理事会によつて信託統治というものを一応認められている関係上、アメリカ政府としては安保理事会の承認を得るというくらいの手順は必要じやないのでしようか。その点をお伺いいたします。

○中川政府委員　いわゆる閉鎖区域と危険区域とは別個の観念に基くものでありまして、閉鎖区域とはそこに国際連合の監視員が自由に入れないといいますか、一般の視察といいますか、監視といいますか、監督といいますか、国際連合の監督を排除し得る区域であります。これに反しまして危険海域というのは今の武器の実験というようなことが先ほど外務大臣が例としてあげられましたように、昔におきましても、実際に砲弾等発射していろ〳〵練習をした、それに類する観念でございまして、従つてこれは何と申しますか、法律上の観念というよりは、むしろ実際上の問題として行われておるのではないか。実際上たとえば演習する際に各国に通知いたしまして、この区域を演習区域として指定する、危険であるから入らないでくれ、こういう趣旨のものと大体同一に解釈すべきではないかと考えております。従つてこの設定を国際連合に通知する必要があるかないかということは解釈次第でございますが、しかしアメリカは国際連合に通知する以上の措置をとりまして、各国に周知せしめるように公報をもつてこれを示達しておるわけであります。

○岡委員　しかしとにかくエニウエトクという島はなくなつたのじやないかとさえ言われておるのですよ。ですが信託統治が認められておる島が、しかも安保理事会の決議を経て認められておる島がなくなつておるというような爆発をやる。一応信託統治ならばかつて次第だなどというようなことは、これもわれ〳〵常識上考えられないと思う。しかしこの点はあなた方も十分の御研究がないと思うから、この程度にいたします。

それでは、四百五十海里ということに今度は拡大をされた。これは法制局の第一部長にお尋ねをするが、これはどうなんでしよう。公海の自由というわれ〳〵の観念から見ると、まことに傍若無人の考え方だと思うが、こういうことははたして許されているのかどうか。この点ひとつ法律的な考え方をお願いいたします。

○高辻政府委員　どうも国際法のことになりますと、あんまり自信を持つてお答えすることができないのでありまして、一応私の持つております知識をもつてお答えをさしていただきます。御承知のように、公海はまつたく各国の使用の自由にまかされておるのでありまして、いかなる国も他国の公海使用を妨げることができないということにされている、これがいわゆる公海使用の自由ということに一口に言われておるところでございます。ただこのような公海でありましても、一時的あるいは部分的に一国がそこを使用いたしまして、他国の船舶の航行等にある程度制限を加えるということはあり得るわけで、国際慣例上も認められていることだろうと思います。たとえば艦砲射撃をするというようなことはその一つの例だろうと思いますが、そういうふうに常に公海を一定の場合に使用して、ある程度他国にそのために制限を加えるということをもつて、ただちに全部違法であるということは言えないだろうと思います。ただ御指摘のようにそのような比較的大きな事例が国際法上どうであろうということになると思いますが、これについてはその期間の問題とか、その幅の問題とか、相当な知識をもつてお答えしなければならぬと思いますので、はなはだあいまいで恐縮でございますが、原則としては先ほど申し上げた通り、この場合はどうかということは今もう少し研究をさしていただきたいと思います。

○岡委員　これはアジア局長にお尋ねするが、一体あなたの方でどう考えておられるか。問題は先ほども岡崎外務大臣は海軍の演習をやる、艦砲射撃をやる、そういうものは相当な水域を危険区域として指定するということは、従来の慣例上もあり得たのだ、昔からもあつた、こう言われる、しかし今度の事情は東京を実験の爆発の中心であるとすれば、室蘭から下関までなんです。四百五十海里も、こういう広大な地域がしかもこれが六月三十日、まだあと三月も危険区域とされておる。おれの方では公海自由の原則に基いて水爆の実験は自由だ、ここへ入つて犠牲者となることも自由であるなどというような意味の自由は、常識上私どもは国際法上

公海の自由というものの概念に通用しないと思うのだ。そういう点あなたの方は一体どう考えられるか、今後の措置が目の先に迫つておる。事務当局としてこの点どう考えておるか伺いたい。

○中川政府委員　危険区域が非常に大きな水面まで拡げられたということにつきましては、たしかにマイナスの面もあるわけでありまして、日本の漁業者がここである程度の漁業をしておつて、これは水産庁の方の御意見を伺うが、この事態は漁場としてそう重大なものではないけれども、これから南の方に行く道に当るそうでありまして、かような意味から漁業にとつては、相当の損害になるということであります。しかし他方日本はアメリカに日本の防衛を委任しておるといいますか、協力してもらつておる関係にありますので、アメリカの国防力が増すということは同時に現在日本にとりましては、その意味から非常な利益があるわけでありましてその趣旨におきましては、アメリカの実験にむしろ協力すべきであつて、これを邪魔するのは、やはり日本としてもとるべき措置でない、かように考えます。従つてその両者を比較検討いたしまして、かつできるだけ日本にとりましてのマイナスの面を少くするように先方に話して、これが調節をはかるということが、われわれ外務当局の今とるべきことであろうと考えておりまして、その趣旨で目下研究いたしております。

○岡委員　さすが外務大臣の子がいらしく同じようなことを言われる。これは決して私が社会党だから言うのではないのですが、われ〳〵の常識では、国民が納得しないと思うのです。ここでまた言うのにべダンチックでいやなんですが、ダレスが今度の事件についてこういうことを言つているのです。もし敵の攻撃をわれ〳〵が防禦しようと思うなら、われ〳〵はわれ〳〵の持つている実力というものをすべてのものの前に公開する必要がある。今度ビキニの水爆の実験がやられて、その結果日本が大きな被害を受けただけでなしに、日本全体が食糧の非常に大きな不安を受けておる。日本がこういう不安と脅威にさらされることも認めて、いわゆるアメリカの防衛力を強化することに協力するためにやむを得ないのだ、これはあなた方はそれこそペンタゴンの出先であつても、日本の外務省ではないと言いたい。もう一ぺんその点、どんな犠牲はあつたところで努力はするが、結局犠牲があつたところでやむを得ない、われ〳〵はあの原爆水爆の実験というものは、自由諸国の防衛力を強化するという目的にある以上は甘受しなければならないとあなた方は考えておられるかどうか。この点をもう一ぺんお聞きしておきたい。

○中川政府委員　あらゆる被害を甘受しなければならないというのではないのでありまして、被害が起らないように万全を尽すわけでありまして、その意味で今度の危険区域が拡がりましたのも、被害を事前に防止する意味からこれを拡げたわけであります。この拡げたということにつきましては、これに根本から反対するというような態度はとらずに、これについて、拡げたことによる支障をできるだけ除去するというのが私ども外務当局のただいまの考えでございます。

○岡委員　その点は外務省としては第三次の水爆実験も認める、その認めるという立場は自由諸国の防衛力を強化するという意味合いからやむを得ない。水爆の実験も、近代的な防衛力を増強する意味において不可欠なものと認めて、外務省は第三次水爆実験は許容するものである。ところで問題は、危険区域が百マイルと指定されたがその危険区域外にいた日本人漁夫が犠牲を受け、それから国民が食糧に関する不安を持つておるというこの無形のはかり知るべからざる大きな国民的な不安の感情というものがあつたという事実、従つて四百五十マイルに広げたからといつて、必ずしもその区域外において被害があるかないかということもわからない。また四百五十マイルという厖大な地域に広げられた場合には、なるほど太平洋における漁獲は一%かもしれない、しかし魚類の繁殖にどういう影響を与えるかということは、今後の問題として、これは専門家も非常に憂慮しておるのである。こういうような実際の事実というものに目をおおうて、第三次の水爆実験も、自由諸国の近代的な防衛力を増強するためにはやむを得ないのであるというのが外務省のお立場であるかどうか、この点をもう一ぺん、いずれあらためてまた大臣に答弁を求めたいと思うが、あなたのきつぱりとした態度を伺いたい。

○中川政府委員　アメリカが新しい武器の実験をするという場合に、これを阻止したいというふうには考えておりません。しかしながらこの実験の仕方あるいはする時期というようなもの等につきまして、日本側としては日本側のいろ〳〵な事情からこういうふうにしてもらいたい、ああいうふうにしてもらいたい。また今度つくりました危険水域についても、たとえばこれをずつと六月末まで引続いて危険水域に指定する、あるいはその間に若干中絶期間というようなことも認められるならば認められるようにしたい、いろ〳〵これの修正といいますか、これをできるだけわれ〳〵から見た実情に沿うようにしたいということは考えておりまして、目下水産当局と協議いたしておる次第でございます。

○岡委員　最後に一点だけお伺いをいたしておきたいと思う。それは中川局長と第一部長にお尋ねをしたいのであるが、こういうふうに四百五十マイルの広大な海域が、相当長期にわたつて危険区域に指定され、しかもなぜ危険であるかといえば、これは目で見、耳で聞くことのできない、しかも前代未聞の放射能の塵埃が飛びかうのである。これは現に今度のビキニの爆発のときにも、漁船は百海里以上も遠方から三時四十分にはその爆発を認めておる。まつ赤な雲の柱が立ち上り、それが五、六秒の間に黄色になり白くなつて、船におおいかかるようなきのこ型の広がり方をしたと航海日誌に書いてある。そういうことから察するに、この放射能を帯びた灰は、とにかく高度の高い空中は自由にそのときの風向きによつて飛散をし拡散をする可能性が十分あるわけだ。現に三月三日の午後四時三十分の京大工学部応用物理学教室のガイガー計数管には出ておる。気象台の予報課長の話によれば、当時のある高度における風と一致した時間的な距離において来ておるのであるから、そうあり得るであろうということも言つておられるということである。そういうようなことになれば、四百五十マイルそのものが妥当であるかどうかということも、あつた事実から見て、われ〳〵としてもきわめて不安な状況にあるわけである。そういうような危険な実験がなされるときに、これはあるいはプレジデント・ラインを初め、日本の貨物船、日本の客船も航行しておる、各種の航空会社の飛行機も通つておる。こういうようなことによつて各国間の航空輸送というふうなものが重大な脅威あるいは不安にさらされるというふうなことがやはり戦時国際法というか国際法上認められておるものなのかどうか、そういう点についてこれまでの事例があるかどうか、またあなた方の解釈としてはどう考えられるかということが一つ。

もう一つは、私どもの考え方によれば、こういうふうにしてごく微細な炭酸カルシウムであるか何か知らないが、それには人体をきわめて危険に陥れ得るところの放射能が付着しておる。これは明らかに戦時国際法上禁止されておる細菌戦と同じものである。こういうような放射能の付着した微細な灰が空中に拡散されるようなことは、いくさのときにも戦時国際法上当然細菌兵器に準ずべきものとして禁止さるべきものに該当するのじやないかと私どもは思うわけです。しかしこういう点はこれまでの取扱いの例もいろいろあろうと思うが、これは中川局長なりまた高辻第一部長なりから御見解を参考までにお示し願いたい。

○中川政府委員　何と申しましても原爆というのはまつたく最近の発明でありまして、このような事例は従来はな

かつたわけでありまして、これに類する国際先例というものも今私は思い出すことができないのであります。従つてその点に関しましての御質問には具体的にお答えすることができないのでございます。なおこの実験の灰が遠い高い空を通つて、たとえば日本の領土まで降つて来るというようなことがもしありますれば、これはなか〳〵ゆゆしい問題でありまして、これはまた考えなければならないわけでありますが、そのようなことにつきましては、今回この三月にやりました実験の結果について、日本に関係ある限度においての情報はアメリカ側にも要求しておるのでありまして、たとえば今の空気がどうなるかとか、あるいは水がどうなるかとか、魚がどうなるかというような資料を要求しておるのでありまして、それらの結果を見まして、また判断の参考にしたいと考えております。今まで得ましたところでは、水、空気等には遠い距離にまでこの影響が及ぶことはないということでございます。

○岡委員　非常にたよりのない御答弁なのですが、ただ私どもが申し上げたいことは、結局今度の実験でだれが被害者であつたか。それはマーシャル群島の原住民も二百四十名ばかりが犠牲を受けておるとも伝えられておる。しかし少くとも広島、長崎の犠牲を味わい、今度また三度目を味わい、しかもそれについては相当科学的な水準の高い日本が、しかも十年間広島、長崎の経験に没頭した権威者もいる、従つてこの日本が先例を開かなければならぬわけです。これだけの決意と勇気がなければならぬ、これが全然ないということでは、ほんとうに政府のやり方というものは、私どもばかりじやなく国民が納得しないと思う。そういう点で、あなたと押問答してもしかたがないからこれでやめまするが、しかしこれはぜひひとつお考えを願い、もつと雄邁な決意と勇気をもつてこの問題に対処することによつて真に国民は納得する、私はそう信じておるので、この点は今後十分外務省において御検討願いたい。一応これにて終ります。

○青柳委員長代理　次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

〔参照〕

あへん法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月一日印刷　昭和二十九年四月二日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年三月二十六日

○第十九回国会 参議院会議録第二十三号

昭和二十九年三月二十六日（金曜日）午前十時三十七分開議

議事日程　第二十三号
昭和二十九年三月二十六日
午前十時開議
第一　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案（趣旨説明）
第二　統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）
第三　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）
第四　商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）

○議長（河井彌八君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
通商産業委員　石原幹市郎君
電気通信委員　松野　鶴平君
予算委員　酒井　利雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
通商産業委員　松野　鶴平君
電気通信委員　石原幹市郎君
予算委員　横山　フク君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員　永井純一郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員　戸叶　武君
同日議員から左の議案を提出した。よって議長は即日これを通商産業委員会に付託した。
技術士法案（海野三朗君外十四名発議）
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
公認会計士法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案　大蔵委員会に付託
民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案　法務委員会に付託
同日議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
医療法の一部を改正する法律案
関税法案
外国為替銀行法案
株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
郵便為替法の一部を改正する法律
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律
同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。
昭和二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
同日本院は、国土総合開発審議会委員参議院議員平井太郎君の辞任による補欠として小澤久太郎君を指名した旨内閣に通知した。
昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
外務委員　德川　頼貞君
建設委員　鹿島守之助君
予算委員　白井　勇君
同　村上　義一君
同　湯山　勇君
決算委員　永岡　光治君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
外務委員　鹿島守之助君
建設委員　德川　頼貞君
予算委員　滝井治三郎君
同　加藤　正人君
同　永岡　光治君
決算委員　湯山　勇君
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
法務省設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案　内閣委員会に付託
航空法の一部を改正する法律案　運輸委員会に付託
あへん法案　厚生委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。
船舶職員法等の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。
刑法の一部を改正する法律案（八百板正君外百三十四名提出）
同日委員長から左の報告書を提出した。
商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案可決報告書
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書
外国人登録法の一部を改正する法律案可決報告書
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案可決報告書
統計法の一部を改正する法律案可決報告書
未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長（河井彌八君）　これより本日の会議を開きます。
○森崎隆君　私はこの際、原爆被害緊急処理に関する緊急質問の動議を提出いたします。
○天田勝正君　私は、只今の森崎君の動議に賛成いたします。
○議長（河井彌八君）　森崎君の動議に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（河井彌八君）　御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。森崎隆君。
「森崎隆君登壇、拍手」
○森崎隆君　去る三月一日早暁、アメリカ合衆国の原子爆弾実験場ビキニ環礁附近立入禁止区域東線より約十九カイリ外、即ち北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の

一の海上におきまして、まぐろ漁業操業中、原子力爆発の非戦時におけるこれ又最初の被害を受けて帰りました日本漁船第五福龍丸、約百トンでございます、乗組員二十三名でございます。この事件に関しまして、政府関係大臣に御質問申上げたいと思います。

事件後一カ月近く、又同船帰国後すでに二週間も経過いたしておる今日、国民が、この問題は周知し尽している事件でございますが、その件につきまして今更お尋ねをしなければならないということは、誠に私としましても遺憾に存ずる次第でございます。この事件は、全国民の重大な関心事でございまして、政党政派を離れて、遠かなる政府の善処に大きな期待を持っていたのでございますが、この十数日間各委員会における政府の答弁その他の発表は、ますます大いなる不安を我々に与えつつあるからでございます。

先ず外務大臣にお尋ねいたしたいと思います。

政府の今日まで続けられた対米交渉、この問題についての対米交渉の中間報告を詳しく頂きたいと思います。十六日、米大使館より口頭を以て真相調査の申入れがあり、十八日には米国務省より、日本と協力調査の発表がありましたが、関係閣僚会議でアメリカと共同解決をするとのことでありますが、共同解決とは具体的にはどういうことであるか、その御説明を先ず願いたいと思います。私は政府といたしましては、何よりも先ず第一に、自主的に第五福龍丸が遭難当時の位置をみずから早く確認するということ。第二には、当日当時の爆発実験について、公海上の船舶に注意が十分に徹底せられていたかどうかを明確にすること。第三には、立入禁止海域の設定に誤差がありとすれば、重大なる責任がアメリカ側にあるのでありますから、このことにつきましてアメリカにはつきりと確認をせしめること。同立入禁止区域は、米国と国際連合との間に結ばれておりまするところの太平洋信託統治協定第十三条のセーフティ・ゾーンの項によりまして設定せられたものとして、外相はその正当性をアメリカに代つて非常に強調されておるようでございまするが、大砲の射撃とか、飛行機の爆撃演習等と違いまして、水爆か、或いはリチウム爆弾か私は存じませんが、その大いなる原子力の爆発実験という、製作者自身のプランもふつ飛んでしまつたような、こういう大きな実験が果してどういう名目で公海において許され得ると考えられましようか。これは明らかに公海の自由と抵触することは勿論であるし、その海水、魚類に及ぼす影響の重大性に鑑みましても、日本国政府としては当然かかる演習地に公海が用いられることには反対の態度で、毅然たる態度で交渉すべきであつたと私は信ずるのでございますが、外相のこの点に関する御意見をお尋ねしたいと思います。

更に、この危険区域をエニウエトク並びにビキニを中心とする約六倍、即ち半径四百五十マイルに拡大されたことを米国は通告しておられますが、これは一体どういうことでございましよう。国際法規というものは、外相がしばしば各委員会で肯定しておるように、一方的利用のための宣言でよろしいのでしようか。少くとも原子力の実験については、我が国こそ確固たる信念を以ちまして、これを拒否しなければならない立場にあるはずであると私は考えております。若しこのクローズド・エアリアの拡大の宣言が許されるとするならば、日本の漁船の漁業の自由はどうなることでございましよう。又更に強力なる爆弾ができまして、又更にこれに数倍する半径の地域の拡大が図られたならば、そのときは我々は自己の生命の危険を冒してもこれを承認しなければならないと大臣はやはりお認めになるのでございましようか。この点をはつきりと一つ伺いたいと思います。

ここに金持の子供があるといたします。広場でボール投げをやつておる。家のガラスがしばしば壊れますが、子供がそのガラス破片で怪我をいたしまして抗議を申込むと、相手のほうでは、まり投げのクローズド・エアリアを一方的に六倍に拡大宣言をしまして、当方のほうの立退きを要求せられた場合に、あなた方は一体これをどう考えるか。公海とはまさに原則的にはこれとちつとも変らない。広場の例と同様のものであろうと思います。而もこの南方のまぐろ漁場というものは、日本漁民の長い間の苦心で以て開拓したものであります。政府は米国のこの通告前に、公海の漁業操業の権利を主張して、海洋の一切のものを危険にさらすビキニ環礁における爆発実験を即時中止して、米国本土内において自由に実験されたい旨の忠告をこそ発すべきであつたと私は思います。（拍手）今からでも遅くはございません。この措置をとられるような意思が今もあるかどうか、はつきりとお伺いいたしたい。

今日の制限海域拡大の通告は、我が国まぐろ漁業には重大な影響を与えております。漁場の致命的縮小ということにもなりまするし、又南方漁場へ参りますためにも、このためには往復約十日間ほどの迂回航路をとらなければならない。これによつてとつたまぐろの鮮度が非常に低くなり、漁獲量の減少というものがあります。又航行に要する油の消費量も増大して参りまして、その受ける被害は、当該漁場に出漁する漁船にとりまして重大なるものがございます。

次に、第五福龍丸を消毒のために横須賀海軍基地へ回航するよう米国の要望があつたと土谷局長は或る委員会で申されております。又同船は政府で買上げた上、米国へ贈与するとの噂もあるようでございますが、その真実はどういうものでございましようか。若しそういう意向が少しでもあるとすれば、これは実に重大なことであると私は考えております。偶然にも死の灰を浴びて帰つた第五福龍丸は、乗組員等の生命を賭した非常に貴重な資料であるはずでございます。東大調査団の報告によりますと、ストロンチウム九〇、バリウム、ランタン、アンチモン一二七、リチウム一〇六、セリウム一四一等のいろいろな諸元素が含まれておるということでございます。ストロンチウム九〇は、昨日の報道では不確実のように言われておりまするが、若しこれありとすれば、二十五年経ちましても、なおその放射能は四分の一にしかならないといつた恐ろしい放射能でございます。この被災船の持つ意義は実に重大なものでございます。これを永久保管いたしまして、原子力の平和的利用の研究に資する考えはおありかどうか。外相の立場に立つてお答えを願いたいと思います。

如何なる理由を以ていたしましても、本事件について我々の主張に対する反対を許すべき理由は何もございません。又政府が無節操なためらいをして不決断な返答をするがごときは、国民を愚弄するものであると、我々は考えております。（拍手）外相はその所見をはつきりと発表されまして、政府の態度を明確にせられたいと思います。世間では、これは私の言葉ではございませんが、国民的良心と節操の皆無省とまで悪口に言われているときであります。対外交渉には毅然とした信念の上に立つて堂々と主張してもらいたい。今までの発表を見まするると、かかる重大な事件にもかかわりませず、何かアメリカの指示を受けて、その指示を国民に伝えている機関に過ぎないような印象が非常に濃厚でございます。（拍手）飽くまでも日本政府の外相は、独自の発表をして堂々と国民の要望に副つた立場で、あらゆる発表を積極的にいたしてもらいたい。以て国民の不安を除いてもらいたいと思います。

次に、厚生大臣にお尋ねいたしますが、時間も来たようでございまするから、私は省略して、（「まだ〳〵」と呼ぶ者あり）第一は、まぐろを初め魚類の食料としての安全性の確保でございます。厚生省では、いろ〳〵とこの問題について各委員会で答弁なさつておりまするが、その答弁にもかかわりませず、国民の恐怖心が未だ去らないのは何故でございますか。それは宣伝啓蒙が足りないという簡単な問題ではなく、大衆即叡智でございます。即ちこの問題の深刻

性を国民は早くキャッチしておる。政府の一方的な発表では、簡単には信頼できない。それほど重大に考えているのであります。この問題を何か国民の目から、できれば隠したいといったような、姑息な考えの上に立った行動が、どうも私たちには疑われてならないのであります。今国民は、経済的には疑獄と汚職に脅かされて、毎日の食膳では放射能に脅かされているのが実態なのであります。こうした恐怖心を、さるアメリカの無謀なお方のごとく、日本人は大げさに物事を宣伝し騒ぎ過ぎるといったような、こういう実に不届き極まる考えでは、民生安定は期し得られないのであります。特にお尋ねいたしたいのは、第五福龍丸、以後帰港されましたところの漁船の積んでおりましたまぐろには、果して本当に反能がないのか。食膳に供しても本当に安全であるのか。この点は十分一つ責任を持った御答弁を頂きたい。これを特にお願い申上げたいと思います。

第二に被害者の治療の問題でありますが、東大で増田三次郎君を初め、被害者の放射能症と闘い、治療と研究に全力を挙げていられる清水健太郎博士等に対しては心より敬意を表するものでありますが、これらの治療費について厚生省はどういう措置をされておりますか。米国よりの賠償が来るまで患者並びに医師等の自費に任せきりでおられるつもりでございましょうか。或いは具体的にどういう計算に立つて暫定的な処置をなさろうとしておりますが、特にカルシウムとかいろ〳〵な諸元素の体内滞入については、早急に診断をして処置しなければならない重大な段階であることを御認識の上に立つて、早くこの予算措置についてお願いいたしたいと考える次第であります。

農林大臣に一言お尋ねいたします。今回の事件は甚大な損害と恐慌を日本水産業界に与えたことは御存じの通りであります。第一は、南方のまぐろ漁場はまさに危殆に直面しています。大臣が曾つて水産政策の基本として発表されたように、日本漁業の遠洋化という重大な基本に立つておるのでございますし、今後の漁場確保についても如何なる考えを本当に農林大臣は持つておられるか。農林大臣の立場からこの問題に対して御説明を頂きたい。第二には、目下漁業者は、太平洋漁業対策本部を設置して被災並びに被害救援対策に努力していますが、政府は特にこの損害補償を如何に考えておられるかお尋ねいたしたい。

去る三月十五日朝は、普通まぐろも最高は二千五百円程度の値は維持されておりますが、十八日には暴落を示して十九日にはせり市も止つてしまいました。きはだ、びんちょう、さめ又同様であります。試みにまぐろ一日の国内消費は三十五万貫といたしましても、最初三日間はその三分の二の値段が切下げられておりますが、その損害だけでも約一億五千万に達しております。これに売行不振や魚の抱え込みの損害は計り知れません。その後値段は五割程度の値下げになつておりますが、まぐろを頂点といたしましてその他の一般魚貝につきましても、二〇%乃至三〇%の値下りがございます。これはすでに十日間続いております。毎月の魚貝類の消費を日本全国で一億万貫といたしましても、その損害は巨大なものでございます。これらはみな直接被害に該当いたすものであると私は考えております。まぐろの不振、一般魚類の暴落、魚市場の休業、ひいては魚屋の休店、これに続いては飲食店の被害又甚大であります。これらの損害に対して調査の結果並びにこれが補償対策をお伺いいたします。

第三に、まぐろを主とする魚貝類の輸出は、冷凍物繊詰をも含めて、実に年間十数億円に上り、重要な輸出品目であります。伝えられるアメリカ商社の輸入停止の通告は、若し真実とするならば、重大問題であります。当然その責任は、アメリカ政府にあると考えておりますが、御意見を承わりたいと思います。

以上三大臣に対する質問で十分おわかりの通り、日本国は、先には戦時中とは申しながら広島、長崎に、二発の原爆を受け幾十万の非戦闘員を焼き尽し、人道上の問題として長く曾史にも記されるであろう近代戦の戦禍の惨さを経験しています。我々は今又平和時において、これに幾十倍する原爆実験の被害を受けました。チャーチル英首相は去る二十三日、原子兵器の使用についての米英の協議に関する発言の際は、水素兵器の恐怖に言及して、感情で声はかすれ眼に涙さえ浮べたと報ぜられています。今度のビキニ被災を以て全世界の識者は初めて目がさめたごとく、人類が何をなしつつあるかに思いをいたして愕然としているのであります。真に平和を愛する政治家であるならば、原子力戦争が如何なるものであるかは自明の理でありましょう。今や人間は己れの智慧で作り上げたこのフランケンシュタインに己れを亡ぼす危険を警告しなければならない段階に立ち至つているのであります。総理は、今こそ一大反省をされて、民生を圧迫して原爆戦争でも起れば原爆の下をはい廻らねばならないような備兵的再軍備を即時中止して、日本国憲法の精神に立ち戻り、一つ、アメリカに対し公海における原子力実験の停止を強く要求し、二つには、原子力の国際管理と共に、全世界にこれが秘密の公開を求・ソ両国に要求し、三つ、全世界の平和愛好国民の代表を以て原子力委員会を組織して、平和的利用の研究を提唱する意思はございませんか。又その前提としての日本国独自の総合研究委員会設置の意思はございませんか。これこそ日本国でなければなし得ない要求であり、崇高な権利であり、又誇るべき義務でもあります。

次に補償についてお尋ねいたします。従来基地、演習場等に対する損害補償の方法は、実に遺憾に存ずるものがあります。例えば米軍以外の国際連合の軍隊による損害補償は、二十七年度分以来全然なされておりません。補償額が決定するまでは全く被害者の負担のままであります。全国では多数の基地等でこの補償を待つていては食えない憐れな人は、自己の権利を放棄しまして、どこかに移住してしまつたという例もたくさんあるのであります。ビキニ被災事件後政府が直ちにとらなければならなかつた措置の一つは、実にこの具体的な補償を暫定的に決定してこれを即時実行することであつたのであります。一体アメリカからの補償費が出るまで無為無策で待つておられましようか。私は直ちに生活に窮しつつある被害者並びにその家族に対して取りあえず補償の一部を支払いすべきことを要求します。このたびの治療には、普通の場合と異なりまして研究しつつ治療しなければならないという特殊の苦心がございます。この御苦労されているところの医療陣、科学陣の研究費並びに治療費を早急に予算化する意思はないか。第五福龍丸は実に貴重な資料でございます。早急にこれを国家管理いたしまして我が国の研究に資する意思はないかどうか。第四に、直ちに明日の漁撈のために代船建造、漁具の整備等、第五福龍丸の再生のための早急予算措置をする意思はないか。三月十八日の朝日新聞掲載の「不幸な漁夫たち」というこの記事を総理はお読みになつたのでございましようか。私はこの記事を読みまして涙がたらたらと流れて参りました。四面海に囲まれました日本の漁民がその怒濤と戦いながら、国民の蛋白給源のために闘つていられるこの姿を、あなたは一度でも偲ばれたことがあるでございましようか。汚職と疑獄のもみ消しに狂奔している間に、民生を圧迫して、おもちやのような再軍備に熱を上げている間に、日本漁民には李ラインの問題、アラフラ海の締め出し等、公海における自由が踏みにじられつつあるのであります。すでに幾百カ所の演習場では、漁場は取上げられております。生活の基礎は根柢から覆えされております。而も国家補償は当てにはならず、今又南方の漁場を求めて血みどろの操業中に、この惨事でございます。この不幸な漁夫たちは、即ち一握りの大資本の人々を除いた国民大衆の明日の姿でないと誰が言い切れましよう。

○議長（河井彌八君）　森崎君。森崎君に申上げます。制限時間が参りました。

○議長（松野鶴平君）　時間が参つたと議長から御注意がありましたので、あと二枚でございまするが、これで割愛いたしたいと思います。どうぞ私たちの意図するところを十二分にお汲み頂きまして、政党政派を超越いたしまして、全国民の将来の生活安定、精神的な安定をもお考え頂きまして、良心的な御答弁を御親切に頂ければと存ずる次第であります。（拍手）

［国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手］

○国務大臣（緒方竹虎君）　お答えをいたします。

今回のビキニの出来事によりまして原子力というものの威力というものが如何に大であり、又将来考えなければならないものであるかということをまざまざと見せられた感じがいたします。これにつきましては、政府はあらゆる角度からこの問題の将来を研究すべく目下その措置を急いでおります。なお、今回の第五福龍丸に関する善後措置につきましては、第五福龍丸は政府において買い取りまして、その代船建造にも資する所存であります。なお、被害漁民に対しましては、被服等の損害補償、それから医療、生活等の費用の補償も政府において十分いたすつもりでございます。

以上、御答え申上げます。（拍手）

［国務大臣（草葉隆圓君）登壇、拍手］

○国務大臣（草葉隆圓君）　食料の安全性確保はどうだという御質問の御要旨と承知いたしますが、食料の問題、殊にまぐろ等の問題につきましては、現在の科学の力を以てなし得る最大の方法を以て検査をし、処置をいたし、殊に南方から参りまする漁船につきましては、五つの漁港を指定して、そこで全部検査の結果市場に出しております。ので、全国民御安心を頂いて食膳に供して頂きたいと存じます。何ら不安はないと確信いたしております。その後のまぐろにつきましても同様でございます。

なお、治療につきましては、現在二十三名のうちで二名が東大附属病院に入り、他は焼津の北病院に入つておりまするが、治療の万全を期しまするために、近く焼津におる人たちも東京へ移して、あらゆる科学の力を総合した治療の万全を期する考えで、現在準備を進めておる次第でございます。（拍手）

［国務大臣保利茂君登壇、拍手］

○国務大臣（保利茂君）　私ども水産当局者として、お話のように東支那海、或いは李承晩ライン、或いはアラフラ海というような、我が国漁業の発展の上の大きな障害を如何にして打開して参るかという点に苦心をいたしておりまするときに、今回のビキニの事件は、さなきだに困難を極めております我が国漁業にとりましては、重大な関心を払わざるを得ないことは申すまでもないことでございます。そこで私どもとしましては、三月一日の被災事件によつて、漁業当局者としてアメリカ側に補償を要求すべき損害の調査、査定及び今後この種のことが行われるとして、その影響如何という基本的な調査をいたすことが最も大事である。それで補償を要求すべきものは当然要求しなければならん。そういうことで損害の調査を急いでおります。

第二は、その後拡大せられたという危険区域の拡大によつて、今後のまぐろ漁業にどういう影響を与えるか。お話のように、この危険区域以南の南太平洋にまぐろ出漁をいたしております漁船は、百五十トン以上の漁船は約百五十隻ほどに達するのでございますが、この区域が拡大せられることによつて、往復三百カイリの航海を余計しなければならん。こういうことが何らか緩和の方法がないかどうかということにつきましても検討をいたしまして、アメリカ側に要請すべき点は、私どもは国際問題とは別にして、日本の漁業当局者として、当然いたさなければならんということで検討をいたしております。

なお、このビキニ事件によりまして、我が国の鮮魚に対する消費者の不安が、お話のように非常に大きい深刻なものがありましたが、同様なことがアメリカの消費者にありまするということは、お話のように相当大きなまぐろ輸出をいたしておるわけでありますから、従つて日本から輸出する冷凍或いは鑢詰のまぐろに、何らそういう心配がないという措置をアメリカ側が講ずると同時に、アメリカの消費者に、徒らなる不安の念の起らざるよう措置をしてくれることを強く要請いたしておる次第でございまして、この点は、日本から輸出しておりますものがアメリカの港に到着しました場合に、アメリカにおきましても一々検定をいたして輸入をいたして、その処置をとつてくれておるわけであります。そういうことは、我々漁業当局者としては、当然やらなければならないことは、これはもうどうしてもお願いをする考えで当つておる次第であります。（拍手）

［国務大臣岡崎勝男君登壇、拍手］

○国務大臣（岡崎勝男君）　第一には、日米共同解決ということを言つておるがどうだというお話でありますが、そういうことはありません。我々のほうでは、日本側が当然主体となつて医療その他に尽すのでありますが、その間若し必要があれば、米国側の援助を求めることにいたしております。（「援助とは何だ」と呼ぶ者あり）

福龍丸の地位確認につきましては、只今急いでおりますが、これは米国側に対する関係においては、その地位が仮に外であろうと内であろうと、必要な補償は当然なさるべきものと考えております。危険区域の設定につきましては、国際法上の先例はたくさんあるのでありますが、それと同時に、各国もお互いに協力する建前をとつております。併しながらこの新らしい爆発に対する先例がないことは、これは当然であります。そこで原子力の国際管理ということにつきましては、只今閣議からも申上げました通り、これは是非なさるべきものと考えておりまするけれども、なお我々も、これに効力すべきことは当然と思つておりまするが、それができまするまでは、この両陣営お互いに研究を進めておるのでありまして、その際自由主義諸国側の実験のみを妨げるということは、我々のとらざるところであります。ただ、その間におきまして我が国の漁業が如何に損害を受けるか。この点につきましては、只今農林大臣が申されました通り、この漁業の損害等につきましては、米国側と交渉して必要の措置をとることは当然と考えております。なお、福龍丸の問題につきましては、これを今後使用できるかどうかということは、なお危ぶまれておるのでありますので、先ほど閣総理が申されました通り、船主の困難も考えて、政府で買上げる方針をとつておりまするが、これを如何に処分するかということは、まだ決定はいたしておりません。要するに決定はいたしておりませんが、その方針は、第一には、爆発に対する機密を得んとする努力が各方面で行われておりまして、自由主義諸国の一員としては、この機密保持にできるだけ協力いたして、第三国等にこれが渡らないように努めなければならないと考えております。第二には、この放射性能がこの船にある場合に、これを如何に除去するかということについての研究を進めるべきものと思いまして、この機密保持と放射能除去の研究と、二つの目的に一番適するような方法でこの船の処分を、或いは処置を決定いたしたいと考えております。

なお、この際、戸叶武君からの御質問のお答えを留保しておりますので簡単に申上げます。

第一は、絹織物等に対するアメリカの輸入制限に対して、外務省はどういう措置をとつておるか、怠慢ではなかつたかという御質問のようでありますが、これは先般から可燃性繊物の危険防止ということについては、アメリカ側で問題となつておりまして、当初は一九四五年にこの問題が提起されましたが、議会を通らなかつたのであります。その後最近においては、セーターとか、子供用のカウボーイのパンツとかの危険性が非常に説かれまして、各州で立法措置を考えておりまするため

に、昨年六月に連邦の法律ができたわけであります。当時は我が国から輸出される絹スカーフ等の米国関税引上げ阻止の努力をしておりまして、大統領がこの引上げ要請を却下いたしたのでありますが、これらの交渉を通じまして、米国側の輸入業者を初め、米国当局も可燃性繊物法のことには全く触れておらず、又本法の議会通過後にも、これは実際に絹織物には適用されないのではないかという考えもありまして、又その発端が特に化繊織物でありましたために、日米両国間の業者も本法の影響を余り憂慮しなかつたのでありまして、又昨年九月ミラノで開かれました世界絹業大会においても、これは米国初め、各国の絹織物業者が参集したのでありますが、このときも別に問題にならなかつたので、実は余り大したことにはならんという観測も一部にあつたのでありますが、極く最近に至りまして、これが厳格に適用されるという動きがあり、絹織物に少からず影響を受けるのじやないかという懸念が急に増して来たのも、対策を講じておりますが、こういう事情で対策が遅くなつたことについては、誠に残念に思つております。（「残念では済みませんぞ」と呼ぶ者あり）これはMSAの交渉等に気をとられて忘れておつたのだということは全然ないのであります。又外務省としましては、通商関係の事項については、あらゆる費用、あらゆる人をこの方面に向けておりまして、まだ十分なる費用或いは人員を得ているとは申されませんが、通商条約とか、貿易支払協定とか、或いはその他の国際機関との協力、市場開拓、通商使節団、或いは在外公館の充実等に十分努力をいたしておるつもりでありまして、又そのために在外公館には、通産省を初め関係各省の人も公館員の一部として派遣いたしておるようなわけであります。

それから第二のお問いは、この法律が厳格に実施された場合の日本の打撃はどのくらいかというようなことのようでありますが、これにつきましても、どの程度実施されるかということに勿論よるのでありますが、若しも従来対米輸出のあつた絹繊物及び絹製品中、五万以下のものが高度の可燃性の範囲に入ると想定されますと、その結果、絹織物等の対米輸出は半減する虞れがあるのであります。なお、ビニールとか、プラスチック等の化繊につきましては、対米輸出の実績が殆んどありませんし、絹製品については、その影響が考えられておりません。絹製品につきましてのみ約九七%が、日本品は絹スカーフと絹ハンカチーフでありますので、この二品目を本法の適用から除外するように、只今あらゆる努力をいたしております。

第三に、こういう法律については大統領が拒否権を使うということはどうか。これについて努力する意思はないかというお問いでありますが、御承知のように、関税引上げ等につきましては、大統領が拒否権を行使することは互恵通商協定法に規定されておりますので、先般の絹スカーフの関税引上げ運動についても、この点に着目して交渉したのでありますが、今回のは関税引上というようなことではないのでありまして、法律でありますから、これについて大統領の拒否権ということは考えられないと思つております。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔戸叶武君発言の許可を求む〕

○議長（河井彌八君）　戸叶君。なんですか。

○戸叶武君　この間、外務大臣の御答弁を得られなかつたのですが、今日の御答弁では不満足ですが、時間も残つているはずですから、再質問したいのですが……。

○議長（河井彌八君）　今日は、再質問は許しません。

○議長（河井彌八君）　日程第一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案（趣旨説明）

本案について国会法の第五十六条の二の規定により、内閣から、その趣旨説明を求めます。木村国務大臣。

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　今回提出いたしました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は、本年三月八日調印を完了いたしまして、目下、国会の審議をお願いいたしている次第でありますが、同協定の第三条第一項及び附属書Bの規定に基き、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があり、且つ又、過般締結いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条により、アメリカ合衆国から貸与される船舶についても同様その秘密を保護する必要がありますので、これを併せて規定し、この法律案を提出することといたしたものであります。

申すまでもなく、アメリカ合衆国は、他の諸外国との間におきましても、右両協定とおおむね同様な性格、内容を有する協定を締結しているわけでありまして、これら諸外国においても又、これらの協定に掲げられている秘密保護のための所要の措置を講ずる必要があるわけでありますが、諸外国におきましては、それぞれ、この種の秘密保護に関する既存の取締法令によつて十分にこれを賄うことができますので、これらの協定の締結に当り、新たに立法措置を講ずる必要はないのでありますが、わが国の場合においては、在日米軍の機密を保護するための所謂「刑事特別法」の外には、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令は存在しないのでありますから、現状におきましては、これらの協定に基いて供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密を十分に保護することはできない状況にあります。このため、政府といたしましては、この際、その秘密を保護するために若干の規定を設ける必要がありますので、この法律案を提出いたした次第であります。

併しながら、この種の法律は、国民の権利に重大な影響を及ぼす虞れがあることに鑑み、以下において申述べますように、必要最小限度の事項を規定するに止めた次第であります。

次に、この法律案の内容の概略について申し述べます。

この法律案は、六カ条と附則一項からなつておりまして、第一条は、この法律において使用する言葉の定義を定めたものであります。特に、この法律において保護する秘密については、前に申述べました両協定によつて供与された装備品又は情報等のうち特定事項に限り、而も公けになつていないものと規定して、その範囲をできる限り明確ならしめるよう考慮いたしました。第二条は、更に、国民が秘密事項を具体的に認識し得るよう、又併せて秘密の漏せつを防止するため、政令で定めるところにより、標記その他の措置を講ずることといたしました。次に、第三条から第五条までは罰則でありまして、秘密を探知又は収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪、過失により業務上の秘密を漏らす罪等を規定したものであります。又これらの規定について定めています法定刑につきましては、前に申述べました刑事特別法等を参酌し、妥当を期したものであります。第六条は、自首減免についての規定であります。

以上、この法律案につきまして、概略御説明申上げた次第でありますが、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

（拍手）

○議長（河井彌八君）　只今の趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。長谷山行毅君。

〔長谷山行毅君登壇、拍手〕

○長谷山行毅君　私は自由党を代表いたしまして、只今上程になりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、政府に対し若干の質問をなし、その所信を質したいと存じます。

この法案は、その名の示す通りにMSA協定等に伴う秘密保護法案であります。政府は先きに調印いたしましたMSA協定の第三条におきまして、秘密の物件、役務又は情報等についてその秘密の漏せつ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置をとることの義務を負つたのであります。我が国がMSA協定によつて米国の秘密とする兵器その他の供与を受ける以上、その秘密の保全に協力するのは当然でありまして、この種の立法が必要であるということについては我々は何ら疑念を差挟むものではありません。従いまして、私はこの種の立法について基本的には賛成の立場に立つものでありまするが、ただこの法案には、なお不十分と思われる点、或いは不明確な点、或いは将来に亘つて若干の危惧を感じさせる点等がありますので、以下これらの諸点について政府の御所見を伺いたいのであります。

先ず第一に、この法律はMSA協定等に伴う秘密保護法であります。然るに、政府は今回保安庁を改めて防衛庁とし、保安隊を改めて自衛隊とする法案を提出して、自衛力の増強を図ろうとしております。自衛隊の任務とするところは国の防衛であります。国の防衛にはあらかじめの防衛の計画を立てることも必要でありましようし、その目的に副うように隊員を訓練するための計画を作ることも必要でありましよう。又防衛庁設置法案は、これらの事項につきまして統合幕僚会議を設けることにいたしまして、その幕僚会議におきましては、防衛計画、訓練計画のごときが作られるのでありまするが、これら国の防衛を全うする上から見まして、これらの計画は、最高度の秘密を要求するはずであると考えるのであります。若しこの種の計画が外国に簡抜けになるようなことになりますならば、防衛の完璧を期し得ないことは申すまでもありません。然るに、ここに提出されております秘密保護法案は、もつぱらMSA協定等によつて供与せられる物件、情報等に関するものでありまして、国の防衛計画、自衛隊の訓練計画、或いは後方補給計画、その他重要施設等には何ら触れることはなく、これに対しては従来通りこれを探知することも、それに関する資料を収集することをも全く自由に放置されておるのであります。併しながら、これらの計画が最高度の秘密事項であるということは、政府といたしましても当然そのようにお考えであると思いまするが、保安庁法の改正及び本法の制定を機として、こういう日本独自の秘密についても適切な保護の途を講ぜられなかつたのは一体如何なる理由によるものであるか、或いは近い将来にそうした法案を提出されるお考えがあるかどうか。その点を政府にお伺いいたしたいと思うのであります。

次に、第二といたしましてお尋ねいたしたいことは、本法によつて保護せらるべき秘密は日本の秘密であるか、それとも米国の秘密であるかという点であります。この法案の第一条は「防衛秘密」の定義を与えておりますが、これを読んでみまするとここに掲げておる事項、物件、情報等はすべてアメリカから供与せらるるものであります。従つてその供与される装備品、或いは情報などで、防衛秘密とされるものは、これはアメリカが秘密にしなければならないもの、つまりそれを探知されたり収集されたりしたならば、アメリカの安全を害するからして、アメリカとしては秘密にしておきたいものに限られると考えられるのであります。して見まするれば、防衛秘密なるものは、実質的にはアメリカの秘密であると読めるのでありまするが、そのように解釈してもよろしいかどうか。この点を特に問題とするのは、第三条第一号の「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」云々という文字があります。これによりますと、又防衛秘密は日本の秘密であるかのようでもあるのであります。このように考えてみまするれば、この法案によつて保護せらるべき防衛秘密なるものは、一体どこの国の秘密なのか。日本の秘密であるのか、アメリカの秘密であるのか、或いは日米両国に共通するものであるか、疑問を抱かざるを得ないのであります。将来この法律を施行して行く上に、この点が漠然としておつたならば、思わぬ紛争が生じて来る虞れもあろうかと思われるので、この点の解釈を明瞭にして頂きたいのであります。

第三にお尋ねいたしたいことは、本法案とMSA協定との関係であります。その第一点は、只今木村国務大臣の提案理由の御説明にも、本法案はMSA協定の第三条及び附属書Bの規定と船舶貸借協定第七条に基いて、その必要上立法されるものと説明されたのでありまするが、これは右協定に伴う日本国政府の当然の義務の履行と解すべきか。或いは国際信義に基くところの誠実の現われと解すべきかどうか、この点に関する政府の御見解はどうか、お尋ねいたすのであります。その第二点は、本法案がMSA協定第三条によるものとすれば、同条には、秘密の物件、役務、情報とあるのに、本法は何故にこの役務の点を除外したのであるか。役務の秘密は、保持する必要がないのかどうか。又この点については両国政府間の合意がなかつたのかどうか、お伺いいたすのであります。その第三点は、MSA協定第三条第二項と本法案との関連であります。同条の第二項には「各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。」と定められているのでありますが、この適当な措置について、政府は如何なる具体策を考えておられるか。又これは同条第一項と切り離すことのできないものと思われるのであります。何故この措置を本法案に盛り込まなかつたのか。更に又、この秘密保持と矛盾しない適当な措置とは、具体的には如何なる措置を指すものであるか。この点、具体的に御説明を伺いたいのであります。その第四点は、本法案における秘密保護は、いわゆるMSA協定と、昭和二十七年条約第二十号のいわゆる船舶貸借協定の、二つの協定に伴うものに限られておるのであります。然るに、将来この二つのもの以外にアメリカ政府と同種の内容の協定を結んだ場合には、当然この法律によつて秘密の保護をすべきものと思うのでありまするが、かような場合には、本法を改正してそれを追加するのかどうか。その際の措置についてお伺いいたします。

次に第四といたしましてお尋ねいたしたいことは、本法は、言論出版の自由に不当に制約を加うる危険がないかという点であります。この点は誠に重要な点であります。今日、新聞、雑誌、言論界等において、この法案に対する反対論はいろ〳〵な角度からなされておるのでありまするが、それらに共通いたしまして基調を成しておるものは、旧軍機保護法や旧国防保安法の流した非常な弊害についての生々しい記憶であります。我々は過去の失敗を再び繰返すようなことがあつてはならないのであります。世上行われている反対論の大部分が、曾てのような言論統制が再び復活しはしないかという懸念を一様に述べているということの事実に鑑みまして、本法案は、前の軍機保護法或いは国防保安法と根本的に違うのかどうか。その点についてはつきりした御答弁が願いたい。又この法案は言論統制の復活を招来するものでないというはつきりした保証を、この際、政府は進んで与えなければならないと思うのであります。（「その保証はなか〳〵されないだろう」と呼ぶ者あり）

由来、軍機に関する秘密保持の立法は、古今東西を問わず極めて漠然とした表現が多いのでありまして、これは事の性質上或いは、やむを得ないかも知れないのでありまするが、秘密の内容は頗る漠然としており、外国の立法例も又然りであります。本法案を見ましても、第一条に防衛秘密が定義されているのでありまするが、その用語にいたしましても誠に難解なものが多いのであります。例えば「その他の装備品及び資材」或いは「公になつていないもの」或いは又「供与される情報」等の用語であります。この点については委員会において詳しく論議され明確化さ

れることと存じますが、そのうち最も重大な点といたしまして、ここに明確にされたいのは、この「供与される情報」という字句の意義であります。先ずこの「情報」という字句は極めて明確を欠く文字であります。組織法は別といたしまして、恐らく刑事法令においては未だ曾て用いられたことのない用語だと思うのであります。更に疑問を持つのは、この「供与される情報」、即ち「供与される」とは如何なる意味であるか。即ちすでに供与された情報をいうのか、或いはそれとも将来供与されんとする情報をも含むのかどうか。この点の解釈を明快にせられたいのであります。情報の秘密保持の措置は、その本質上、必然的に言論及び報道機関の活動と関連し、延いて言論出版その他一切の表現の自由を侵害し、更に進んで検閲を実現する結果をも招来するのではないかと危惧しておる向きが相当あるのでありますから、政府はこれに対する確固たる所信を表明すべきであると思うのであります。

更に又、この人権擁護の保障に関連いたしまして、本法は旧時代のいわゆる憲兵制度の復活にならぬかどうかという点についてお伺いいたします。保安隊、警備隊には、部内秩序の維持に専従するための警務官という特別司法警察職員が置かれているのでありますが、このような警務官が本法違反の被疑事件について全般的な捜査権を持つことになりまするると、国民に対し往年の憲兵制度を復活するのではないかというような危惧の念を与える嫌れがあると思われるのであります。政府はその防止策として何らかの措置を講ぜられるつもりであるかどうか。その点の御見解を伺いたいのであります。

次にお尋ねいたしたい点は、世上には、かような法律を制定いたしましても、一体どれだけの実効が期待されるか疑問であるという一種の反対論があるのであります。つまり防衛秘密は、性能等の高度のものになればなるほど、そうした秘密の存在することそのことすら秘密にしなければならないわけであります。ところがかような高度の防衛秘密を探知収集した者を裁判にかけるならば、その秘密の存在はもとより、場合によってはその内容すら公けにされるという結果になるのであります。それは秘密を未然に保持するということこの法律の目的に反する結果になります。それならば、この法律に関する犯罪事件に限つて裁判を非公開にすることができるかどうかという問題が起るのでありまするが、この点に関し、この防衛秘密に関する犯罪は裁判を非公開にすることができるという見解を持つ人もあるようでありまするが、この見解は裁判の公開の原則を規定しておるところの憲法第八十二条と矛盾しないものであるかどうか。この際、世上の疑念を一掃するためにも、政府の明確なる御答弁をお願いいたします。

最後に私は、希望をも含めまして、政府の所信のほどを伺いたいのであります。この種の立法は、国の防衛に関心を持つ者であるならば、誰しもその必要性を認むるにやぶさかではありませんが、ただ本法のごとき取締法について国民が危惧の念を持つのは、この種の法律の運用に当りまして、ややもすれば生じて来るところの好ましくないところの副作用に対してであります。即ち、非常によく効く新薬ができた場合におきましても、その用法を誤まると、その病気が治つても却つて予期しない副作用を生ずる場合があるのであります。これと同様に、かかる法律も、時の為政者の勝手な解釈によりまして、法律運用の範囲が不当に拡大せられる危険が生ずる場合があるのであります。過去におきましても、そうした不当な拡大解釈によつて、立法当時の法律の趣旨が悪くゆがめられ、弊害を生じた事例は少くないのであります。こうした拡大解釈を防止するのに最も必要なことは、法律そのものが勝手な拡大解釈を許さないほど厳密に一点のあいまいさも残さないように規定されるということであります。なお、その上に、立法の当時に、将来疑義の生ずる虞れのある点について、一義的に明確な解釈を決定しておくことが必要であります。この点、政府は、この法律が将来勝手な拡大解釈を許さないほど十分厳密な規定になつておるという自信があるかどうか。その点を国民に徹底するように明確にすべきだと存じます。

私はこの際、政府が今、世上に流れている種々の疑念を完全に晴らすに足るだけの明確なる態度を表明せられることを期待いたしまして、私の質問を終ります。（拍手）

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣（緒方竹虎君）　お答えをいたします。

秘密保護法案の立法の必要性でありまするが、日米相互防衛援助協定に基き、アメリカから供与される秘密の装備品等又は情報について秘匿を要する事項につき、その秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するために必要の措置を講ずる必要がありますので、この法案の御審議を願うに至つた次第であることは、先ほど保安庁長官から説明申上げた通りであります。併し現在の我が国におきまして、在日米軍の秘密を保護するためのいわゆる刑事特別法を除いて、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令がない。そこで今回この法案を提出するに至つたのであります。

それが日本の機密であるか、アメリカの機密であるかという御質問でありましたが、これはアメリカの機密でありまするると同時に、保護しておる機密は、これは日本の機密でありまして、機密なる点におきましては、日米共通の機密であります。この法律が保護するものは明らかに日本の機密であります。

それから日本独自の秘密をこの法案のほかに保護する必要があるのではないかと、装備品に関する秘密の保護につきましては、差当り本法で十分であると政府では考えております。日本の独自の秘密保護につきましては、将来なお研究する考えで、勿論その必要が生じた場合には法律を作らなければなりませんが、今のところでは、これで十分であると考えております。

それから旧軍機保護法或いは国防保安法のような弊害を生ずることはないかという御質問でありましたが、旧軍機保護法又は国防保安法の弊害につきましては、まさしく只今御指摘になつた通りでありまして、これは国民大衆の記憶にも新たなるところであると考えます。政府といたしましては、かかる誤りを再び繰返さぬよう、本法案におきましては、これによつて保護される利益と、これによつて制約を受ける国民の立場とを調節、勘案して妥当を期する必要があると考え、その内容を必要最小限度の事項にとどめたのでありまして、旧軍機保護法のような、あの法案の運用によつて生じましたようなことは絶対にやらない所存でございます。

又検閲制度、憲兵政治というようなものの復活は絶対にやらない所存でありまするし、検閲制度につきまして、衆議院等におきましていろ〳〵御議論がありまするが、政府としてはこの態度は変えないつもりであります。

尚余の御質疑に対しましては所管大臣から御答弁申上げます。（拍手）

〔国務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（木村篤太郎君）　大体御質問の概略は、今緒方副総理から答弁あつた次第で御了承願えると思います。将来自衛隊となつた場合に、自衛隊自体の保護すべき秘密があるのではないか。即ち言い換えまするると、一番問題でありまする防衛出動、外部から直接侵略があつた場合に出動しなければならん、それらの場合において、その行動等について、これを秘密にする必要があるのではないか。然らば何が故に本法案において盛らなかつたかという御質問であります。これは私は御尤もな御意見と考えております。併し現在において差当り我々が一番問題にするのは、ＭＳＡ協定においてアメリカから貸与を受けまする装備品でありまして、これは申すまでもなく、アメリカにおいても高度な秘密を保持しておるものであります。これを日本へ持つて

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第二十号

昭和二十九年三月二十六日（金曜日）
午前十時五十三分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事　小高　熹郎君　理事　川村善八郎君
理事　鈴木　善幸君　理事　山中日露史君
理事　田中幾三郎君
遠藤　三郎君　濱田　幸雄君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
島上善五郎君　辻　文雄君
中村　英男君

出席政府委員
水産庁長官　清井　正君

委員外の出席者
参考人（東京魚商業協同組合理事長）　塩沢　達三君
参考人（東京都水産物卸売人協会長）　寺田　省一君
参考人（東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長）　日暮福太郎君
参考人（東京都中央卸売市場長）　本島　寛君
参考人（日本鰹鮪漁業協同組合連合会長）　横山登志丸君
専門員　杉浦　保吉君
専門員　徳久　三種君

三月二十六日
委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日
漁船保険料国庫補助に関する請願（伊東岩男君紹介）（第四〇二九号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害に関する件
修正意見申入れの件

○田口委員長　これより会議を開きます。

ただいまよりビキニ環礁付近における爆発実験による漁業損害に関する件について調査を進めます。

この際お諮りいたします。先般の理事会におきまして御内定を願いました通り、本日ここに東京都中央卸売市場長本島寛君、東京都水産物卸売人協会長寺田省一君、東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長日暮福太郎君、東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君、日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君、以上五名の御出席を願っているのでありますが、五名を参考人として選定し、本件について意見を聞くことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長　異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それではただいまより本件について参考人各位より順次御意見を承ることにいたします。なお委員の参考人に対する質疑は、参考人全部の意見の開陳が終りましてからお許しいたしたいと思いますが、日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君と東京都中央卸売市場長本島寛君は十二時前にやむを得ざる要件で退席されなければならぬようでありますから、お二人に対する質疑だけは、両人の御意見開陳後ただちに行いたいと思います。

まず東京都中央卸売市場長本島寛君に御意見を承ります。本島寛君。

○本島参考人　私、本島でございます。今度の問題につきましては、東京都といたしましては、焼津港に入港いたしました第五福龍丸からの魚が若干十六日の朝市場へ到着いたしまして、これにつきましては、魚がトラック一台で参つたのであります。到着いたしますと間もなく、荷主の方から長距離電話で荷受人に連絡がありまして、きょう送つた魚のうちのまぐろ三本、目方にして四十二貫に、当日朝の読売新聞、朝日新聞に出たあの放射能を受けたものが入つているから、これを売らないでくれという電話の連絡がありました。その貨車のうちには、そのほかにさめが二十八本、約五百貫程度のものが入つておりましたので、混載されたものが取扱い上一緒に扱われたという点を考えまして、このまぐろとさめは他の大物から全然場所を隔離いたしまして、厳重な監督をいたしておつたのであります。そしてただちに厚生省、水産庁にもこれを報告し、厚生省の方から東大、科学研究所、予防研究所等に連絡をとりまして、いろ〳〵協議の結果、同日の午後、これの厳重な科学実験を実施されたわけであります。その結果まぐろにつきましては、ガイガー・カウンターをもつて検査いたしましたところ、六ミリアワー放射能を持つていることが確認されました。さめにつきましては、九ミリアワーの放射能を含んでおつたのであります。御案内の通り、大体危険か危険でないかという分岐点は、六・二ぐらいとされているのでありますが、まぐろについてはややそれに近い程度のもの、さめについてはそれをずつと越えている程度の放射能を含んでいることが明らかになりましたので、さらにこの処分について、ただいま申しました関係方面と十分協議をとげました結果、埋没することが最も適当であるという結論を得ましたので、当日の夜中から十七日の朝の三時ごろまでにかけまして、市場の一角に三メートル以上の深い穴を掘りまして、これを埋めてしまつたわけであります。そして埋めた魚の上には二メートル以上土をかぶせて、こうすれば絶対に安全だということで、そのような措置をいたしたのであります。なおこれはあとで新聞社等から、市場内に埋めるのはけしからぬじやないかという意見が大分出たのでありますが、私はそうでない、いろいろ場所を考えてみたが、埋めてしまつてそれで責任が足りるということならば、埋立地であるとか、山の方に持つて行くことも可能であろう。しかし運搬そのものにも問題があり、その後の管理についても責任を負うて管理ができるところでなければならない。それには六万坪ある自分の方の中央市場の一角で、取引をしている場所から二百メートルないし三百メートル隔たつた、しかも二十四時間交代で職員が出入りを監視をいたしている場所のすぐそばに埋めたのでありまして、将来にわたつて一切の不安がない所であります。

その後入つて来るものにつきましては、国の方と連絡をとり、その指示を得まして厳重な検査を実施いたしております。十八日には厚生、農林両大臣の声明がございまして、爾今南方から入つて来る船については、五つの港を指定して、そこへ国の専門の係官を派遣して検査をする、検査をして合格したものについては検査証をよこす、そのものだけを市販にまわすことにするから安心であるという、いわば社会不安一掃の意味を兼ねているような声明をされ、実施をされたわけでありますが、東京都としましては、その声明をまつまでもなく、十六日以後入つたものにつきましては、この検査を厳重に実施をいたしております。五つの港の中の一つに東京都の中央市場も入つておるのであります。従つて直接南方から船が入つて参りますが、これにつきましては、特に厳重に船名はもちろん、船籍関係とか、トン数、船長あるいは漁撈をしておつた位置、航路をどうとつたかというような詳細な調査をいたすのであります。と同時に化学実験をあわせて行いまして、合格品だけを水揚げをし、これに検査証を張つて販売をさせるというような処置をいた

しております。なお乗組員等につきましても、また船そのものについても十分な化学実験をすることはもちろんであります。その後十七日以後に入つて来る船につきましては全部検査をいたしておりますが、十七、八日ごろ入つて参りました船の中には、若干の放射能が見られたのであります。その一番多いもので〇・五ミリ、あるいはそれ以下の〇・四あるいは三、二、一という程度のわずかな放射能が見られる程度でありますので、これは化学研究所及び予防研究所の指示を得まして、絶対これは心配ないということでその後入つたものにつきましては、不安を持たれるようなものは全然入荷いたしておりをせん。さらにまた東京都といたしましては、万一この五つの港以外の所に水揚げされて入つて来るものでもありますと、その影響が非常に大きいことを憂慮いたしまして、貨車なりトラックなりで入つて参りますもの以外では、東京都以外の港から水揚げされました大物なり、これをもつてつくられたと思われる加工品につきましても、一切厳重な検査を毎日夜の十二時ごろから夜明けごろまでの間実施をいたしております。それらにつきましても、今日までの実績を見ますと、何ら魚そのものについての放射能は全然見られないのであります。

こういうような実情であるのでありますが、翻つて都民の実情を見てみますと、非常な社会不安が起つておりまして、このことは御案内の通り、どこへ出ましても、自分はまぐろを食わない、いやもう魚を食うのが気持が悪いというような声を至るところで私どもが聞きますが、これがまた魚の売行きにも現われているわけであります。

入荷量からいたしますと、最近の比較で見まして、十一日から十五日ごろまで搬入荷量は三十四万六千九百三十五貫という程度であります。それが大体平均でありまして、これを百として見ますと、十六日から二十一日までの期間の平均は二十五万八千貫余でありまして、七四%に落ちておるのであります。それから一番山が二十一日から二十三日にかけて、こういうふうに数字の上でみなされるのでありますが、逐次減り返しておるような状況にございます。従つて二十三日には八七%まで行きました。これはちよつと異例でありまして、前日二十二日が休みでありましたものですから、翌日は平素より非常に荷が多いのであります。五割から場合によりましては二倍くらいになる場合があるのでありますが、それにもかかわらず八七%までしか行かなかつた、二十四日が七三%、昨二十五日は六六・五%というところでありまして、入荷量から見まして、最近の平均からずつと下まわつてしか入つて来ないという状況であります。これはあとで申し上げますが、魚の価格がずつと下つております。これは売れないために非常な値下りをいたしております。これがやはり港それから漁撈をせられる人の方にも非常な影響がありまして、とても採算が合わぬというようなことから、若干漁撈の手控えが出て来るのではなかろうかというように私どもは考えておるのであります。

なお中央市場へ持つて参りましても、このように市販で売れないというようなところから、あるいは他の加工の方にまわされるとかいうものもあると思いますが、ともかくこのように入荷量が減つております。

それから値段について最近の状況を見ますと、これまた非常に下つておりまして、特に南方から入つて参りますまぐろは、きはだとか、あるいはばち、くろかわ等でありますが、これらの一番多く入りますまぐろの種類を見ましても、非常に値下りをいたしております。十六日の朝の状況というものは、一般にまだそういう不安がなかつたわけであります。一般に知られておらなかつたわけでありますから、十六日を百としてその基準で見ますと、一番多く入つて参りますばちあたりで見ますと、これがまた市販には多く出ている関係で、十六日が一貫目当りの卸価格が八百円、これは中値、それを百として見ますと、一番安い二十三日が三七%に落ちておるのであります。すなわち六三%、六割三分安という三百円という値段に落ちております。それが二十五日には四百円まで持ち直しておりますが、これとてもまだ十六日に比較いたしますと五〇%安ということになつております。それからその他の大衆品にまで非常な影響を来しておりまして、あじとか、さばとか、あるいはいかでありますとか、そういうものにつきましても、非常な影響を来しておるわけであります。あじあたりについて見ましても、十六日を百として見ますと二十四日には七四%であります。その他やはり非常な値下りをいたしまして、大衆品につきましても、二、三割程度からの値下りを見ました。まだ昨日あたりにおきましても一五、六パーセント以上の値上りを見ておるような実情でございます。このことは明らかに非常に魚に対する不安が深刻であつて、そうして日本人の食生活から見ますれば、肉食よりはむしろ魚によつて蛋白給源を得ておるのが常態でございますが、それが肉の方へかわつて行つた、あるいは卵の方にかわつたというようなことから、その方は逆に値上りを示しておる。一割以上の値上りを見ておるというような状況になつております。これは家庭生活といたしまして非常な無理をいたしておるのでございまして、高いものを買つて魚のかわりに使つておる、また買わずに間に合わしておるというようなことからいたしまして、経済的にもまた栄養上からいいましても、都民の生活上に及ぼした影響はまことに深刻なものがあると思うのであります。先般主婦連合会、奥むめお先生が会長をいたしておる会でありますが、支部の支部長なり幹部の方々がみな集まつておる席上で、いろいろお話がありましたが、大体不安がないということは国なり都のやつておられる措置によつて一応了解できた、しかしながら感情的と申しますか、気分的にどうしてもまだ魚を食べるような気持にならないということを言われた方があるのであります。まことにどうも主婦の方々の考え方は、どうも何か女の人たちにとつては特に深刻であつて、今後何年間かの後にかみの毛でも抜けたり、顔にへんなものが出たのでは女として一番やり切れない。容貌が生命の次に大事なんだから、男子の方が幾ら科学的な説明をしてくださつても、婦人の感情はなか〳〵深刻ですよということを、特に私たちに言つてくれたのでありますが、そういうことを考慮いたしまして、東京都といたしましては、とりあえず都なり国でやつていることを都民に周知させることが大事だと考えまして、いろ〳〵な手を時を移さずやつておるのであります。これは業界の方ともタイアップいたしまして、毎日宣伝カーを五台ずつ繰出して、魚については厳重な検査をしているから心配はないということを、簡単に知らせる宣伝をやつております。それからラジオにつきましては、東京都がスポンサーとなりまして、二千万円ほど出しまして時間を買い切つておるのがありますが、この時間を利用いたしまして、十六日の夜からずつと引続きやつております。その他ラジオ東京なり文化放送、これらのあいている時間をまた連絡をとりまして、東京都の中央市場長談ということで、検査をしているから心配はないということを放送しております。新聞にも対談式で掲載をしてもらいましたり、またポスターをここにも持つておるのでありますが、業界と連名で出しましたものと、それから東京都自体の名で出したものとを、小売市場なり料理屋の店頭に掲示させたものであります。東京都の掲示板は一万五千ほどございますが、それに東京都衛生局と中央市場と連名で出しまして、これは業界の名を一切入れないで出したのであります。さらにまた二、三日中に各世帯に全部配付をいたします。これは科学実験をやつていることをわかりやすく、そしてどういうふうに魚が入つて来るかということを、日本の地図と海域、これらから魚を図解いたしまして、そうして入つて来るルート、それから都民の方に流れて行く経路等、その間に検査を実施いたします方式等を、どのおか

みさんが見ましてもすぐわかるように、図解なり写真を入れまして、各世帯に二、三日中に配れるように印刷にかかつております。そうしたことをやつておりますし、私の方でもガイガー・カウンターを四台ほど買つて、今国のものを借りないで検査の方をずつとやつておるような次第であります。

考えてみますとなか〳〵深刻でありまして、私どもは、一週間かそこらたてば常態にもどるのではないかという気持もあつたのでありますが、今までの表われている数字、値段あるいは数量等についてみましても、なか〳〵深刻なものがあつて、相当これは続くというように考えております。今申しましたような、私どもが直接取扱つた経費についてみますと、行政費としてみますれば、東京都の検査なりその他の周知宣伝等に要しました経費としては大体三百万円程等でございますが、業界のこうむつた損害はまことにはかり知れざるものがあるというように、私どもは考えておるのであります。その数字はまだつかむことができないのでありますが、毎日買つたものが次の日には値下りになり、しかも売れ残りができる。これは鮮度がものをいうのでありますから、そう長く置けませんので廃棄しなければならない。また鮮度の関係で、売れるものはずつと値を下げてでも処分するということで、これらはまことに遺憾なことではありますが、小売商から仲買人に対する支払いの上にも影響を来しておるのでございます。さらにまた仲買いから卸売人に対する支払いにも影響がある。これが産地の方にも影響があつてはなりませんので、その点についても十分私どもは監督をいたしておるわけであります。

今日まで私どもがとりました施策のごく概要だけを申し上げました。

○田口委員長　次に日本鰹鮪漁業協同組合連合会長横山登志丸君に意見の開陳を願います。

○横山参考人　私は横山です。この事件につきましては、大体経過はすでに御存じだと思いますが、ごく簡単に申し上げまして、それからいろ〳〵損害等のことに及んで行きたい、こう考えます。

三月一日にマーシャル群島の東南側にありますビキニ島におきまして、強力な原爆の実験が行われました。距離の算定の仕方はいろ〳〵ありますが、たま〳〵その東方大体百マイル近くと私は考えておるのでありますが、そこにおりました基地を焼津に持つております第五福龍丸が、その原爆によつて降つて来た灰をかぶつたのであります。当時乗組員は、これが有害なものとは考えておりませんので、そのまま漁が終つたものでありますから、片づけまして焼津港に帰つて来ました。それが十四日、ちようど二週間目に帰つて来られた。漁のしまいの方の日であつたものでありますから、ほとんど大部分はいつものようにとつたものをきれいにしまして、硫酸紙で包んで念を入れてつくつてありますところの漁倉、いわゆる冷蔵庫でありますが、その冷蔵庫たる漁倉の中に氷と一緒につめて格納しておつたのであります。この漁獲につきましては多少のまぐろがあつたようでありますけれども、さめが大部分でありまして、そのさめは御承知のように今非常に値が安いのでありまして、船腹の関係もありまして、ひれと肝臓をとりまして、あとはみな廃棄しておるのであります。この肝臓はやはり冷蔵庫の方に入れますが、ひれはデッキの上につるしてほすのであります。このひれには相当の灰がくつついておるのでありまして、これを結果的に検査してみますと、そのひれは一番有害であるということになるのであります。その他の魚は、もちろん原爆の直撃を受けたわけではありませんので、灰が多少皮膚についておるというような現象であつたのであります。そして陸揚げされました総量は大体二千四百貫足らずであつたのであります。この中にどうして反能のあつた魚が現われたかにつきましてはいまだに判然しないのでありますが、私どもの判定によりますと、おそらくデッキにまだあつた灰が若干くつついたのではなかろうか、こういうふうな感じをいたしております。これらが十六日に出荷地に着くような状態で、かなり広く出荷しておるのであります。ところが従業員がどうも顔なんかがおかしいというようなことで、船主の注意で医者にみてもらつた。初めのうちは医者は、それほど重要視しておりませんでしたが、どうも容態が普通のできものなんかと違うというので、県の衛生の方や何かと相談をいたしました結果、原爆灰の被害だということがわかりまして、出荷地に対して県の方から指示いたしまして、漁獲物については注意してもらいたいというような通知を出し、その結果、東京都といたしましては、今市場長が説明されたような処置をとつたのであります。こういうケースは日本では初めてでありますから、出荷先ではかなりいろ〳〵な形が現われまして、私どもが全面的に納得の行かないようなところも多々あるようでありますが、とにかく疑われるところの漁獲物の処理はもうされてしまつた、こういうふうに私どもは信ずるのであります。しかるにこの報道が時節柄きわめてニュース・バリューがあるために、いろ〳〵な見出しや何かでもつて、かなり興味を引くような形で現われて来たのでありまして、国民に異常な恐怖感を与えまして、それが遂にまぐろはもちろん他の魚にまで及びまして、大きな旋風がここに起りまして、関係者が今多大の損害を受けつつある途上であるのであります。私どもは当のかつお・まぐろ船の方に関係しておる団体でありますから、いち早くこれが対策を講じたのであります。私どもだけではなか〳〵十分でないと感じまして、まず近まわりの業者の方方、それから荷受関係の方とも相談しまして、とりあえずこれの対策本部をつくつたのであります。そうして第一に私どもが考えましたのは、各般の部門をこしらえまして一時に活動しようといたしましたが、手も足りないし、またこの活動が、非常に感情的になつておる国民大衆にどういう影響を与えるかについて一番悩んだのであります。デモンストレーションや何かいろいろなことをやろうというので、昨日までほとんど昼夜兼行でやつておりますが、われ〳〵が一番憂えますことは、もうすでに被害をこうむつた船につきましては、損害についていろ〳〵見てもらうところもありますので、それはまず静岡県庁及び業者の方にまかせまして、非常な被害の起りつつある、すなわち魚を食わないということで起つておるところの大きな被害の防止に死力尽くしたのであります。先ほど申しましたように、どういう形でこれを処理するかに一番悩みましたが、第一は、現われるところの報道をできるだけ是正してもらう、また報道されない前にこれを是正してもらうことが一つ、それから官庁の方でもいろ〳〵手をつけておるようでありますが、主として厚生省の方の関係でどうも私どもが必ずしも納得のできないようなあり方であつたことに対しましては、これは通知された先あるいは直接厚生省に向つて、こういう方法で処理していただきたいということも要望いたしました。それからラジオ、新聞いろ〳〵なパンフレット等について、かなり多くの手を打つておるのでありますが、何分にも業者が名前を出すことは、どうかすると逆効果を、いわゆる売りたいというようなところへすぐ持つて行つて、感情を静める上において必ずしも有効でないというようなことで、極力私どもの名前を入れないで、そうして公平な立場にあられる方々の発言やあるいは座談会とかいろ〳〵な方面に、新聞でもラジオでもいろ〳〵な部門がありますから、少しでも効果のあるようなところへはみな私どもは手を打つております。そういうようなことで今日まで参つておるのでありますが、まだ十分に効果が上つておらない、まつたく効果が現れておらない点ははなはだ遺憾に思つておるのであります。業者によりましては、非常な意気込みでもつて、あるいはデモでも何でもやつてくれという要求はずいぶん出るのでありますが、さてこれを取扱う

上においては、どうしても慎重の態度をとらざるを得ないというようなことで、苦しい立場で活動をしておるような現状であります。

それで私がこの席で各方面にお願いしたいことは、有害である魚と無害である魚とのけじめ——これはもう当初から当局の方にお願いしたのでありますが、これをできるだけはつきりさしてもらいたい。とにかく疑いを持つといういわゆる感情の問題であるのでありますから、それの解決にはどうしてもそれが第一に必要である。ただ安心せい安心せいといいましても、なか〳〵納得をしてもらえないのでありますから、その方法をできるだけとつていただきたい。これが第一の希望であるのであります。

それから大衆の啓蒙——というとはなはだなまいきなような言葉でありますが、たとえばガイガーの測定器による数字の表わし方が二つありまして、一つはカウンターが一万以上を出ても、よほどその上でなければ有害とは言えないにかかわらず、その数字がもう一つの単位のいわゆる六ミリぐらいでも有害だという、これとごつちやになりまして、私どもは、新聞社が書かれる前にこれを訂正してくれというようなことも交渉いたしましたが、そういうような点がありまして、どうも出る記事が非常に大衆を迷わすようなことがありまして、私どもはある新聞を使つたり、ポスターなんかを大衆に配つたりなんかもしておりますが、そういうようなこともあるし、また学者などの発言で、海の魚が、ことに南方からとつて来た魚がどうも怪しいといつたような発言をする人もありますから、これをそうでないというふうな啓蒙もしてもらわなければならないというようなことで、いろ〳〵やつてもらつておるのであります。だん〳〵おちつきつつあることは、非常に私どもは喜んでおるのでありますが、ここで一体どういう被害があるかということを申し上げた方がいいんじやないかと思うのであります。

第一直接の漁業者の被害といたしまして、漁場の関係でありますが、御承知の通りまぐろ船の活動範囲は日本から四千マイルの距離にまで及んでおるのであります。この問題の位置は大体二千マイルくらいの所であります。活動しております範囲の半ばのような所であるのでありまして、時期によつてその付近で漁業をやつていい場合と、そうでない場合があるのでありますが、中型の漁船の最も先端になる所なのでありまして、大型船でありますと、これを迂回してそこを通らないということになるのでありますけれども、中型船は大体先の方の終りごろでありますから、あそこらでそういうあぶないことがありますと、もう大分手前の方から行かない、あの方向へ行かないというところに相当の被害があるのであります。それから間接的といいますか、この方が一番大きくつて深刻であるのでありますが、船に乗つておるまで売れませんから、荷をはかせない、これが第一にあるのであります。その次が価格の低下であるのであります。価格の低下は、先ほど東京都の卸売市場長の言われましたようなものと、さらに長く船に置きますために鮮度が落ちる。いわゆるそのもの自体の質が落ちて来るということもまた価格の低下の中にあるのであります。それから出漁をしない。大型の方はただ順送りに遅れるだけであります。小型はもちろん近海でありますから何も関係がありませんが、中型の方は、先ほど言いましたような関係で、汪面はその船の航続の能力から言いましたらできぬのであります。手控えて出漁にてんでそちらの方に行かぬということ。それから売つた魚の代金の回収が非常に不円滑になる。魚を売つてもすぐ金が受取れない。これはずつと配給業者の方が困つておるのですから順送りになるのであります。その金の受取りが非常に不円滑である。そのために油屋とかその他のところからの買物がスムーズに行かない。銀行が——もつともこれは金融が非常に逼迫しておる関係でもあると思いますが、銀行が今までのようにすら〳〵と融資してくれないというようなことで、船主は経済の損失でありますが、従業員の方はただちに生活の困難ということころに今直面しておるのであります。こういうふうにどうも算定のはなはだしにくい、しかも深刻で大きな損失があるのでありまして、私どもはこの基礎になる今調べはしておりますけれども、金額がどうしてもまだ出て参りませんので、はなはだ遺憾とするのでありますが、大体損害の項目だけを申し上げたのであります。いずれはこれに金額を当てはめまして、そうして補償なりあるいは救済なりをやらなければならぬ、その処置をしなければならぬ、こういうふうに存じておるのであります。

それから最後に原爆のことにつきましてでありますが、これは漁業者といたしまして、こういうふうな直接間接の大きな被害がすでにあつたのでありますから、今後はでき得ることならばあの場所をかえてもらいたい、これが第一であります。もしどうしてもかえられなければ時期を極度に少な目にし、被害の区域をできるだけ狭くする。但しこれは安全度を考えてもらわねばなりません。われ〳〵はそういう希望を持つておるのであります。なおいま少し私どもの対策をやりますところの範囲を広げまして、そうしてこの原爆の問題については、協議の結果ある意見を立てたい、こういうふうに存じておるものであります。

それからこれで終りますが、これはこういうところで申し上げていいかどうかわかりませんが、当の第五福龍丸の船主及びこれの出荷をいたしました焼津漁業協同組合の組合長から、知らぬこととはいいながら、非常に大きな損害を業者並びに関係者にかけ、また国民に非常な恐怖感を与え、それから少しでも栄養に対してのさしつかえを起したことについてははなはだ遺憾であつて、どういう陳謝の仕方をしていいかわからないが、いろ〳〵な私の発言の機会にその意思を伝えてくれということでありましたから、この機会にそれも申し上げたいと思います。

○田口委員長　本島君、横山両君に対して質疑があればこれを許します。小高熹郎君。

○小高委員　私どもはこの水爆問題につきまして、できてしまつたこと自体をどう解決して行くかということが一点と、いま一つは明日の問題をどうするかというこの両方を同時に考えておるのであります。横山日本鰹鮪漁業協同組合連合会長は、きようは時間の都合上早くお帰りになるそうで、おいでになるうちにお尋ねをいたしたいのでございますが、第五福龍丸の救済方について具体的な措置をすみやかに講じてやらなければいけない、私どもはかように思うのでございます。巷間伝えられるところによりますと、三千数百万円であの船を国が買おうじやないかというような意見もあるやに聞いておるのでありますが、そういう具体的の相談をお聞きになつたかどうかということが一点。いま一つは、国がかりにこの船を買い上げまして、一つの参考資料にこれを保管しておくということになりますと、当然乗組員の失業問題が生じて来るので、この生活保障の問題及び当然代船建造をして行かなければいけないのでありますが、この融資の問題及び船主の損害、こういうことは、組合員である関係上当然横山会長のところに、組合または本人から相談があつたのではなかろうかと私は想像いたしておるのでありますが、直接にあつたか、間接にあつたか、またそれらについて、何らかの考えを組合としてお持ちになつておるかということを、お尋ねいたしたいのであります。

○横山参考人　小高さんの御質問にお答えいたします。私どもも対策本部をつくります当初におきまして、もちろん焼津の漁業の方の幹部の方も列席しておられましたが、そこで相談いたしました結果、今言われましたような、ほかにまだいろ〳〵な点もありますが、それはあげて焼津の協同組合及び静岡の鰹鮪協同組合ですべて処置する、そういうことにきまつたのであります。自分の方で、自発的にわれ〳〵の方でやりますから、中央ではまず経

過を聞くくらいにしていてくれ、しかし中央でやつてもらわなければならぬ場合には、必ずこちらで連絡するからやつてくれ、こういうことでやつております。その後聞くところによりますと、船の処置だけは静岡県が扱うということになつたそうであります。でありますから私の方は常にこれに大きな関心を持つておりますが、大体静岡県の方でやつてもらうということで、詳細な処理につきましてはまだ報告を受けておりません。ただとりあえずの融資ですが、融資というのは操業の融資ではありません。いろ〳〵な家族の扶養や何かのことの関係ですが、その方の融資につきましては、業界の団体が世話をしておるようであります。

○遠藤委員　私は横山参考人に一つお伺いしたいのでありますが、三月一日の原爆の爆発した当時に、あの方面へ出漁しておつた船で、まだ帰つて来ない船がどのくらいありますか。その帰つて来ない船の中には、行方不明になつてしまつたのもあるかもしれないという議論も出ておるわけであります。その点についてのお見通しはいかがでございましようか。

○横山参考人　遠藤さんにお答えいたします。それは私どもはすぐ調査をしておるのでありますが、まだあの原爆の実験のあつた位置から五百マイル以内におつた船というのは、あのほかには、まだ私どもがあるという報告を受けないのであります。該当なし、該当なしという電報が来ております、あの船にもいろ〳〵聞いてみましたり、あのときの漁況等も判断いたしまして、詳しくいえば、なぜ福龍丸があの辺におつたかということは、これはいろいろ事情がありまして、ほかの理由じやございませんが、たま〳〵漁の関係であそこに来合わしたことになつておりますが、一隻もなかつたということは断言はできませんが、どうもほかにはあの範囲におつたものがなかりそうのように、今のところは考えております。しかしまだ詳細にとつておりませんからわかりません。それから行方不明の船、これも何だか問題になりそうで、私どもの方では調べておるのであります。あの付近に行つて行方不明になつたというのは、これもどうもいろんな方から判断いたしましてないようであります。一つカロリンの方で暗礁に乗り上げまして遭難いたしました、その乗組員を三重県の指導船が積んで帰りました。これが誤り伝えられましたかどうですか、非常に大げさに取扱われまして、各方面から非常なたくさんの報道陣やあるいはお医者さんが来て調べられましたが、これは全然無関係である。いまだ私どもの方では、あの付近で行方不明になつたというのがあるような関係にある船がまだ見当らないのであります。まだしかし調べてはおります。

○遠藤委員　もう一点、私は本島市場長さんにお伺いしたいのでありますが、原爆の影響のために消費者がなかなか魚を食わなくなつてしまつた。それに対してあらゆる努力を払つて、実害がないのだということを宣伝していらつしやるその努力に対しましては、まことに私どもは感謝するわけでありますが、ただ消費者の方から言いますと、日本の物理学といいますか、原子学といいますか、それに対する知識の程度に対してみんな不安を持つておる。ガイガー測定器というものができて調べておるといいますけれども、それで全部のことがわかつておるかどうかということに対して、みんな不安を持つておるのじやないか。放射能にもいろんな種類があるそうでありますけれども、放射能のすべての種類について、あれではつきり測定ができておるかどうかという点について、不安を持つておる点が一番大きいのじやないかと思います。また厚生省や医者の方面が、もう大丈夫です、こう言つても、何だかまだはかり知れない奥の方にいろんな問題があるのじやないかという感じを、国民は持つておるのじやないかと思います。私自身も実はそういう感じを持つておるのであります。そこでそれを明らかにすることがまず問題ではないかと思います。この測定器あるいはこの検定器でもつて検査をすれば、もう絶対にその害はないのだということを明らかにすることが、この問題の最も根本的な対策だと私は思うのであります。そこで、それをやるためにはどうしてもどういう種類の原爆であつたとか、どういう種類の水爆であつたとか、放射能はどういうものが出ているんだということは、本家のアメリカがはつきりしてくれなければわからない。アメリカと話し合つて、むしろアメリカの方で、この測定器ならばすべて害がないんだ。もう魚を食べても国民は一人も被害を受けるようなことがないんだということを、アメリカ側に協力させまして、はつきりさせる手が一番大事じやないかと私は思う。そういうことについてお考えになつておられるかどうか。またアメリカと多少そういう話合いをなさいましたとすれば、どういう意向であつたか。それらの点についての傾向なり、お考えを伺うことができればありがたいと思います。

○本島参考人　私どもといたしましても、今遠藤さんのお話のようなことを考えたのであります。ガイガー・カウンターなるものがどれだけ威力のあるものか、そういつた点と、日本側の検査だけでいいかどうかという点もありまして、米軍にも連絡をいたしまして、あちらからも調査団が参つたのであります。そしてこちらの測定器と全然違つた機械をもちまして調べたのでありますが、この点はやはりうちの方の小さなガイガー・カウンターで調べたのと同じ結果であつた。あちらといたしましても、先ほど私が申しましたように、東京へ南方から直接入りました船について、船体及び船具、器具、魚等について詳細な調査を合同してやつたのでありますが、向うの機械についても同じようなことであつたのであります。それからあとで連絡の協議会をいたしまして、米軍の方と科学研究所、予防研究所、厚生省、東京都一緒になつて、東京都において相談をいたしたのでありますが、その際に学者側の方から今のお話と同じような意見が出たのであります。われ〳〵は唯一の被害者である。この被害者に対してどういう治療をしたらいいかということは、原爆の種類が何であるかということがわからなければ、対症の療法はできないんだ。大体今日までわれ〳〵が調べていること、また今までここで話していることで、われ〳〵の考えていることがどういうものであるかということは、御判断でわかると思うが、はつきりしてもらえないか。これによつてのみはつきりした対策が講ぜられるのだというようなお話がありました。軍の方では、自分として許可なくしてそれを言うことはできないが、大体御要求には応じられるかもしれないという、そのときの話の模様であつたのでありますが、後にそれは内容を明かすことができないという責任の当局から回答がありまして、はつきりしたものは知ることができない。しかしながら先ほども出ましたように、日本の科学陣では大体の想像はできるということは申しているのであります。それから、両方で実際の調べをいたしまして、大丈夫だということが一応確認されておりますので、私どもといたしましては、機会あるごとにそういうこともお話いたしているのでありますが、まだ文書ではその内容をお話するわけには参らないのであります。声明を明らかにすることはつきりとめだというこを回答になつておりますので、これ以上要望してもできないと想像されます。

○遠藤委員　今のお話はよくわかるのですけれども、そこまで話が行つているとしますれば、アメリカ側と日本側と共同の声明でもいいんですから、ガイガー測定器でやつたものは確かなんだ、全然心配がないんだということを、はつきりとアメリカの意向として市民に知らせることが一番大事じやないかと思いますが、よくお考えいただきたいと思います。

もう一つ損害の問題についてお尋ねしたいのですが、先ほど横山さんから、大体の直接の損害の方向、あるいは項目についてお話がございました。詳細

な数字が出ないことはよくわかります。なか〳〵困難で出しにくいと思いますが、本島さんの関係で、市場関係あるいは卸売関係、小売関係で、大体どのくらいの損害があるか。もしおわかりでしたらお示しいただきたい。なおこの損害問題については、どうも遠慮しがちな傾向があるんじゃないかと思いますけれども、私どもこれは絶対遠慮しちやいけない。アメリカに対して要求すべきものはぴちつと要求するがよろしい。山をかけてごまかしをすることはむずかしいことでありますから、それはやりたくないけれども、実際の損害については一歩もしりぞかないで、これを全部補償せいということを強く要望したいと思うわけであります。そこで御両人とも正確な計算を至急出していただいて、強く要望していただきたいと思います。私どもは及ばずながら、その正しい主張に対してはどこまでもバックする、国会としてもどこまでもアメリカに対して強く当つて行く、こういう考えでおりますから、それをなるべく早く調査を進めていただいて、形をまとめていただきたい。なお本島さんの方の関係でおわかりになつている程度はどの程度か、もしおわかりになつておりましたならば、お示しいただきたいと思います。

○本島参考人　私どもの方でも、できるだけ早く実害の程度をつかみたいと思いまして、荷受機関、仲買い、小売商等のそれ〴〵の機関に対して照会もいたしておりますが、今のところ、横山さんの話にありましたように、個々に受けた損害、組織から見られるところの損害、そういつた面について調べてみませんと、まとまつたものが出てきませんので、できるだけ早く私どもの方で調べたいと存じまして、業界の方々とも話合いをいたしておりますが、あるいは大体の目星でもつく点がありましたら、ここに卸、仲買い、小売の代表の方々も見えておりますから、言つていただいたらと思います。私どもが今まで聞いたところでは、まだつかめないのが実情なのでございます。

○遠藤委員　もう一点私は水産庁当局にお尋ねをし、かつお願いをしておきたいのでありますが、焼津の港は、御承知のように今回の原爆のためにでんぐり返されております。第五福龍丸の船員及びその家族、焼津港全体として非常に大きな問題になつているわけであります。そこで初めてのこういう事件であるために、あつちこつちおもしろ半分と言つてははなはだ失礼ですけれども、試験だ、研究だといつてひつぱりまわされて、奔命に疲れているような状況であります。そこで試験もけつこうであるし、大いに学術的な探求をすることもけつこうでありますけれども、それより何より大事なのは漁民を保護するということですから、漁民の人格を尊重し、漁業の本筋を誤らないように、その基礎の上に研究することはいいですけれども、研究が先で、漁民がその研究材料になつちやつて、モルモットやなんかと同じように扱われちやとてもたまらない。ですから水産庁当局としては、わい〳〵騒いで漁民をモルモットにしないようにお願いしたい。そうして今生活に困つている焼津の関係漁民に対して、できるだけ早く手を打つていただきたい、こういうことをこの際お願いしておきたいと思います。

○辻(文)委員　参考人にお尋ねします。大体概略あなた方がやらんとし、またやられたことはわかつておりますが、外務省あるいはその他関係省あたりに、被害を受けられた直後から今日までのうちに、直接どういう動きをあなた方がされたか承りたい。同時にあなた方が交渉され、あるいは陳情をされた場合に、どういう答えをしたかを伺いたい。

○横山参考人　私どもは、外務省や通産省にもいろ〳〵輸出の関係もありますので、いろ〳〵な希望を持ち、またお願いもしなければならぬと思うのでありますが、いろ〳〵デリケートな事情もあるようでありますから、まず直接の指導監督の官庁である水産庁に、いろ〳〵な希望や資料や何かを出しまして、水産庁の方から適宜そういう方面に交渉してもらうような態度を今でもとつておるのであります。

○辻(文)委員　実はあなた方と同じように、同僚議員も心配しておるのでありまして、きよう参考人としておいでいただいたのも、そういうことに大きな原因があるのです。前会などは外務大臣に出て来いということを要求したけれども、外務大臣は出て来ないで次官が出て来た。しかしこれは他の委員会と違つて、与党も野党も内閣に向つてはげしくついてみた。ところがその答えたるや、まことに私どもは不満足であつた。外務省のごときは、今後のあり方について、あなた方が一番要求しておられるような区域の変更とか撤回、こういうようなことには非常に弱い答えをした。ただ船を向うが渡してくれと言つたときには渡さぬということを少し強く言つただけで、これすらもし学者がそうせよというならばというような、ほんとうに私どもは、かゆいところに手が届かないような残念な答えしか受けなかつた。今まであなた方お二人から承つた範囲だけでも、区域を縮めてくれというようなお話があつたけれども、大体あの爆弾の性能は、区域を小さくしてもそれだけの性能のものを落せば、やはりそれだけ大区域になることは当然なんだ。非常に辺鄙なところでやつてくれる場所があればよいが、なか〳〵そうは行かない。だから結論としては、そんな危険なものはやめてくれという以外にないのであります。そこでこれはアメリカに対して強く政治的にも動かなければならぬというので、水産委員会ばかりじやないが、ことに直接関係のあるわれ〳〵はそれに懸命になつております。ところが今組合連合会長である横山さんのお答えを聞いても、はなはだ失礼な申分だけれども、私には少々外務省と同じようにぬるいような気がしてならない。私はあなた方を扇動するんじやないが、こういうぬるい外交をしておることはあなた方は御存じなんだから、みずからの食生活あるいは精神生活両面をみずからかちとるという気持で立ち上つていただきたい。それにはいろいろ方法はあるでしようが、まず第一に、あなた方が御自分たち自体の出先機関と急速にお打合せ願つて、そうして漁民大会でも開いて国民の輿論を起して、それをそのままアメリカにあたつた方の手で送るというくらいな決意で、ただちにやつていただくと、私どももそれと並行して闘いを開始することができます。開始いたしておりますけれども、懸命にやれるわけであります。政府のアメリカさん一辺倒のような気持を特に与える現段階では、さようなことをやつていただかなければならぬ。遠慮していらつしやると、今お答えのようなことになると私は思う。結局そういうことは、国民にとつて今後非常に大きな損失が来るし、もつと大きくいうと人類の損害だ。人類どころか生物全体だ。こういうことが考えられますから、われ〳〵は直接には漁業の問題に関連しておりますけれども、大事なことによいチャンスができたという気持で、ぜひひとつ私どものやらんとすることに院外の御協力を願いたい。

○田口委員長　島上さんにお願いいたしますが、二人は十二時までということですから、簡単にお願いします。島上善五郎君。

○島上委員　最初に横山さんに簡単に二、三点ばかり伺います。今辻委員も言われましたように、大分遠慮がちな態度が見られます。私どもは今の本島さんの発言、あなたの発言からみましても、今回の事件は、直接被害を受けた第五福龍丸はもとよりですが、それよりもさらに間接被害は、それこそはかり知れないものがあり、今後もまだまだあると思うので、こういう問題に対しては、私たちは、アメリカに賠償を要求する際に、日本としては当然これを含んで要求すべきであると考えておる。それで私どもはすでに各委員会でこの問題について触れております。たとえば私は先般の厚生委員会で、間接被害について質問いたしました。第五福龍丸以外の南方に出漁しておるまぐろ・かつお船の被害、近海のまぐろ

その他の魚も売れないというような間接被害に対して、当然要求すべきものと考えますが、政府はどう思うかと二十二日の厚生委員会で質問した際に、こういう答弁をしておる。賠償要求をいたします場合は、そうした賠償額を計上して要求することになると言っております。そうしたということは、要するに間接被害のことです。それで私はさらに念を押して、もつとはつきりしてほしいと言いましたら、その次には、当然賠償として考慮に入れるべきものであると考えておる、こういう答弁をしておる。それから外務委員会で、外務大臣はもう少しぼかしておりますが、こう言っておる。やはり間接被害の問題に対して下川議員が質問しました際に、損害の査定を今各関係省に依頼しております。そのうちに間接的の損害がどのくらいになるかは関係省で決定するのでありまして、政府はその決定に基いてこれだけの損害があるということが確定しますれば、アメリカ側にこれを徹底させる、こう言っておる。同じような答弁をこの水産委員会でもしておりますが、どうも政府の答弁が言葉が少しあいまいで、非常に遠慮しがちである。遠慮しがちであるけれども、間接被害が非常に多いということ、それも考慮の中に入れなければならないということは認めておる。私どももしできますれば、きょうの委員会でももつと政府にはつきりした意思表示を伺いたいと思つておりますが、それには何よりも、直接の被害者であるあなた方がもつと強く意思表示をされることだと思うのです。損害の額についても、現にまだ損害が、きまつたわけではないから、はつきりした推定はできないにしても、すでに今までにもこのくらいの損害をしておるという額を出して、もつと強く要求するということが必要ではないかと思う。そういう点に対して、どうもあなたの今までの証言は少し遠慮しがちのように考えるが、そう控え目になさらずに、もつと強く、間接被害に対しても賠償してほしいという強い御要求が、私は必ず業者にはあるはずだと思います。その点に対してまずひとつお伺いをしたい。

○本島参考人　私からちよつと申し上げたいのでありますが、いろ〳〵お話を承りまして、まことに私ども感謝にたえないのであります。しかし手ぬるい点が確かにあつたことは認めざるを得ません、ですが実を申し上げますと、この事件が発生して以来、何とかして間接被害をできるだけ少く食いとめよう、早く事態を収拾しようということで懸命でありまして、これらに携わつております業界なり私どもの方といたしましては、まつたく微笑の仕事なんであります。通例五人かそこらの宿直で間に合つているところを、三十人から五十人の職員を宿直させておりますし、業界でもそのようなことで対策をやつておるのであります。何とかもう少しおちつくのに従いまして、この損害の実額についても十分調査をしたい。そうしてこの気持は私ども申し上げませんでしたが、実は胸に一ぱい持つております。遅れましたのは、今申しましたように、何とかしてその被害を少く食いとめよう、このままで行きますと、業界が次々と倒れて行くのではないかというふうに懸念をいたしておりますので、これを抱えておる関係の者といたしましては、それに専念しておつたわけであります。遅れておりますが、急速に実際調査に着手いたしまして、できるだけ早くまとめてお願いするようにいたしたいと思います。

○島上委員　もう一点。今原爆の実験に対しての御希望が横山さんからございましたが、これに対しても私どもは、この問題があつて以来国際的にも非常に輿論が高まつておりますから、単に場所をかえてほしいとか、それができなかつたら時期をせばめてほしいということでは、これまたあまりにも控え目な要求、控え目な御希望ではないかと思うのです。それで伝えられたからということで、第五福龍丸の当事者から、はなはだ遺憾であるという意思を先ほどここで表明されましたが、私はそれは道だと思うのです。第五福龍丸は直接の最大の被害者であつて、第五福龍丸が遺憾の意を表しておるということはあべこべだと思う。もしこの問題が災いを転じて幸いにすることができるならば、私ども非常にけつこうだと思うのです。災いを転じて幸いにするようにするためには、もう原爆の実験をやめてほしい。六月一日に第三回目のもつと性能の強いものをやる、その危険水域も拡大するとかいうことが伝えられておりますが、それはひとつやめてほしい。さらに進んで言うならば、そういうような物騒な原爆、水爆というものを戦争に利用すること自体もやめてほしいというところまで、私ども二度、三度原爆の対象にされた日本国民があげるべき声ではないか、これはもう覚派とかなんとかそういうことを抜きにして、そうしなければ災いを転じて幸いにすることができない。そういう点に対してもどうも控え目過ぎるような感じがいたしますので、これはむしろ御質問というよりも、皆さんに対する御希望であり、そうして私どもも私どもの持ち場において、そういうような声を皆さんとともに国内的にも国際的にも、あるいはアメリカに対してもあげて行きたいものだ、そうすることによつて今度の事件を災いを転じて幸いにするということも可能ではないか、こう考えております。

それから本島さんに一つ伺いたいのは、例の第五福龍丸のまぐろは、市場の中で深く穴を掘つて埋めて処理されたということでございますが、私どもしろうとですからそれでよかろうと思いますが、町の一般には、今度の原爆あるいは水爆の種類がよくわかつていない。含まれている物質についても、ストロンチウムとかいつて、五十年たつても四分の一残るという非常に危険な物質が入つておるとかいうようなことも伝えられておつて、その市場の裏へ埋めたのが、それで処理がもう完全なのか、それでもなお危険があるんではないかというような不安が、一般市民の中に若干残つているわけであります。そういう点に対して、これはもう埋めただけで処理が完全なんだ、安全なんだということを、学者の御意見を十分聞かれて処理されたか、もしそのように処理されたならば、その点をここではつきりしていただくと同時に、市民のそういう不安を一掃するような措置をとつていただきたい。

○本島参考人　先ほどもちよつと申し上げたのでありますが、これは埋める方法についていろ〳〵な議論がありまして、かなり長い時間をかけて各学者間においての議論があつたのであります。結論としましては埋めるのが一番よろしいということになりまして、しかも埋めただけではなく、その後十分監視が行き届いていなければならないと芝浦あたりの埋立地でありますと、ときどきルンペンが金属類を探したりなんかして掘つておる状況を見受けますから、物好きにでも掘られたらたいへんだからということで、監視も責任をもつてできる場所ということをにらみ合せてやつたわけであります。二メートル以上土をかけてやつておけば絶対安全だと折紙がついて、意見が一致したわけでありますが、今日までにわからない科学的な今後の問題が起つて来て、それでは危険だということがかりに起つたといたしましても、私どもの方で埋めた場所がはつきりしておりますから、そのときにはそれ以後の処置も考えられると思つて埋めたわけであります。

○中村（英）委員　私もこれは横山さんへの希望ですが、きわめて強い希望ですからお聞き取りを願いたい。いろいろお話をお伺いしますと、関係団体はデモでもやつてもらいたいというような御意向もあつたが、いろ〳〵政治的な事情等も考慮されておるようです。一つは試験区域を狭めてもらいたいという考え方がある。もう一つは静岡県なり、あるいは今度の直接の関係者である静岡の組合がこの問題を担当しておる、こういうものの考え方から推して、この問題の取上げ方が非常に、何といいますか従来のものの考え方で取上げられておるように考えます。私どもは、これは今日いろ〳〵政治的な問題もあるし、政治的な角度もあると思

います。ございますが、おそらく今後これで実験が終ったということであれば、従来起った損害をどう処理して行くかという問題ですが、すでに区域は拡大される、こういうことですから、これは将来非常に大きな実験があるということを予想しなければならない。そうするとまぐろをアメリカが買わない、そういう漁業上大きな問題がありますが、それにもまして世界的な規模で取上げなければならぬ問題なんです。そこでいろ〳〵な点から考えて、単に今までと同じような考え方でなくして、こまん〳〵としたそういう点を使わずに、単刀直入にあなた方漁業に関係のある者としての考え方、あるいはもう少し広く言えば、単にまぐろだけでなくして、また全部の水産業に関係するもの、それはそれだけの立場もですが、その人たちも世界的な規模に立たなければならぬし、またこういうことは将来大きな世界戦争の規模、行き方を徹底的にかえることなんですから、大きな世界的な規模に立って取上げてもらいたいと思います。時間がありませんから簡単に申し上げますが、世界的な規模に立つて、率直に、あまりこだわらずに取上げてもらいたい希望でございます。

○横山参考人　皆さんからいろ〳〵御批判なり御激励なりを伺ってまことにありがとうございました。冒頭に申し上げましたように、私どもは魚の売行きをどうするかということに専心ある期間までは努めよう、これに少しでも遊効果の来るようなことは、この際考えておつても差控えるというようなことから、まだその期間になつておるものですから、私の言うことがはなはだ手ぬるいとお感じになつたかと思いますが、私もその点はよく了解をしておりますので、言いかえて言いますと、こうやつてくれということを率直に言うことがます〳〵不安感を与えやしないか。実は表現の仕方まで詳細にみんなで検討しているわけなんでありまして、強い議論は私を初めずいぶん持つておりますが、そうなると今魚の売行きはどうなるか、これからまだこの被害がずつと連続することがあつては、業者の代表としてはいかぬじやないか。君が叫ぶなら非常に結構でいいかもしれないが、こういう意見はどうするかということで、皆さんの御批判の上に少しでもよくなつてしよつておるのであります。原爆が今までの程度ならば、空中で原爆を落しても水中の魚には被害がないということはあらゆる方面から私どもは信じておりますが、それにまた疑惑をこうむるようなことになつてはいかぬというので、少し行動の手ぬるい点、それから発言の手ぬるい点、そこらの考慮を払つておる点をどうか御了承願います。業者並びに私の心事はかなり強硬な意見を持つております。どうかこれ以上は御判断をお願いしたいと思います。

○田口委員長　本島、横山両君には御苦労様でした。東京都水産物卸売人協会長寺田省一君。

○寺田参考人　私御指名いただきました寺田でございます。御承知の通り十六日の朝第五福龍丸の漁獲物が東京へも参りました。その処理につきましては先ほど来本島市場長、横山会長からお話のありました通り、万全を期して処理に当つた次第でございます。

その日の状況は、朝のところは格別の異常はございませんでしたが、その日のうちから品物の売行きについて懸念をいたしまして、その後の状況は先ほど本島市場長からお話がありましたので、重複を避けたいと存じますが、二十三日以後は大分調子も回復いたしまして、まだ程度は十分とは参りませんが、十六日以前の状況にだん〳〵回復を見つつあるという状況でございます。私どもも対策につきましてさつそく十六日、十七日東京都の御当局とお打合せを願いましたり、水産庁の方へもお打合せを願いまして、大体市場関係といたしましては、東京都の市場当局を中心といたしまして、関係各団体、仲買いさん、小売さんの方とも連携をとつて万全を尽すという態勢をつくりました。それから一般関係につきましては、かつお、まぐろの横山さんの方に本部を置き、その方と連絡をとりまして、万全を期するという態勢をとつた次第でございます。それで取上げました問題といたしましては、魚が売れないでは困る、しかしただ売るだけの宣伝ではこれもなるまい、権威のある、これは無害であるという確認を受けた上で行動をとろうということになりましたので、その点発足が一日、二日遅れた点はございますけれども、先ほどのお話のように、大体の方向がはつきりいたしましたらさつそくそれ〴〵の分担分野に従いまして、魚は安心してあがつていただいてよろしいということで万全を尽して参つた次第であります。何分にも十六日の様子としましては、まぐろばかりでなく、一般の魚もあぶないのじやないかという懸念もありましたので、この懸念を一掃するということにつきましては一番頭を悩めて参りました。幸いだん〳〵化学的な究明も進みましたし、われ〳〵の宣伝あるいは御理解を願うという方向もきまりまして、その上でやつて、先ほど申し上げたようなきのうきようの状況になつております。ただ損害という点になりますと、まだいろ〳〵一般の消費者の方々に御理解を願う方法も継続してやつておりますし、それから実際の取引上の問題は、まず魚を食べていただくということが中心でありますから、今後もまだその点継続する面もありますので、はつきりそういう経費についての締切りもできませんし、それから今後の問題もまだ残されておる部分が少くありませんで、はつきりどの程度の損害ということを申し上げる時期になつておりませんが、われ〳〵としても、それらのことにつきましてはできるだけ御好意ある措置をお願い申し上げたいと考えておるのであります。大部分先ほどのお話で尽きておりますので、簡単で恐縮ですが、要点だけを申し上げました。

○田口委員長　東京都築地魚市場仲買協同組合副理事長日暮福太郎君。

○日暮参考人　大部分開設者である本島市場長によつて言い尽されておりますが、なお原爆のまぐろの処理ということにつきましてはお聞きの通りでございます。また市場の動きも大体場長から申し上げましたので、あまり重なりましてもどうかと思いますので、魚を取扱う市場の人間といたしまして、間接の損害を一応申し上げておきたいと思います。

大体におきましては、十六日の朝のできごとでありまして、買出しに行く者はこれを知りませんで、平素の通り買出しに来た。およそ市場に入ります魚を扱つております末端の業者、あるいは料理屋、すし屋、宿屋、これは範囲が広うございます。これらが十六日の朝のできごとは何ら知りませんで、買出しをスムーズにしたのであります が、俄然御案内のごとく、報道機関によりましてああいう騒ぎが持ち上りまして、従つて十七、十八、十九というものはほとんど開店休業というありさまであります。たま〳〵原爆のまぐろは処理したにもかかわらず、他の魚にまで影響を及ぼすということは、国家経済から行きまして、また保健という考えから行きましてもどうかということで、組合はすぐ総会を開き、あるいは他都市との連絡をとりまして、地元でも市場長を訪問して、これをいかにすべきかということの対策は日夜これに尽したのでございます。ただ何分にもこれを、業者が他の魚は心配ないものだと申し上げましても、すでに御経験にひつかかつちやつて、これが我田引水になりまして、かえつて魚を売りたいがためにやるのじやないかというようなことになりましては、まことに私ども迷惑をいたしますので、とりあえず各省を訪問申しましてお話を申し上げました。

なお六大都市の本部が当組合にございますために京都、大阪、神戸、名古屋あたりが飛行機で東京へ参集をした。これが十九日でございました。従つて他の情勢も聞きとりまして、とりあえずそのあくる日は公休日にもかかわらず、各省へ話の方法をお願いし、また学者の説といたしましても、よくわれ〳〵に納得の行くよう、また何ら関係のない魚にまで影響を及ぼすことの

をおそれまして、ひとえに御協力願いたいということで申し入れておきました。私どももあまりに事件が大きくなりまして、ちょうど十七、十八、十九ぐらいの三日間は入場者の七割減、十のものならば三割しか来なかつた、こういうような現状でございます。

こういうような状態から組合は、これでは営業にならぬというので休止をしようという意見がたま〳〵出ましたので、場長にもこのことを通達し、末端の組合、塩沢氏にもお話をしました。どうもこの協議をいたしました。どうもここでもつて休止をした場合、かえつて誤解を招くのじやないか、まだ悪い魚があるんじやないかというような考えを持たれてはたいへんだというようなことをもつて、休止をいたしませんでした。売れる売れないは別として、利害関係を離れて、市場である関係上これは業者が継続しなければならぬだろう。市場という責任からいつて、これはどうしてもやらなければならぬというので、開店休業のありさまではありましたが、そのまま継続した次第でございます。なお横浜のごときは、どうしても末端の方から強要されて、これでは営業にならぬ、苦痛にたえられないというようなことで休止をした。京都あたりも末端の方はぜひ休んでほしいというのでありましたが、これも東京と同じように、かえつて誤解を招く、間接の損得を考える場合ではないじやないか、市場を休むということはこれは重大な問題であるのだから、これは継続して行こうというので、休止をいたさなかつた次第でございます。

なお私どもの仲買の立場といたしましては、御案内のごとく市場で朝早くせりに立ちまして、適正価格をそこにまわすということが私どもの仕事でありますために、どうしても休業ということができない。入荷に対しましてはそのせりに乗せなければならぬ。せりに乗せるものは必ず買うのだ、こういうのが現状でございますが、魚も相当下落をいたしました。またその下つた魚をお持ちしてもなおかつ売れない、こういうような現状で、中にはたまたま十六日に売つた魚でございますが、それが十七日、十八日あたりに返して来る。また東京は御案内のごとく集産地でありますために、その近県にも発送した。これがみんな返されて来た。聞くところによりますと、はなはだしきは県令で魚を入れてはいかぬというようなところがあつたかのように聞きますが、まさかそうでもないと思います。いずれにせよ返品されたということは間違いない。ことにマグロと練り製品のごときは、その被害がはなはだしゆうございまして、その以前につくつたちくわでさえすら、これはさめでつくつたんだからいけないというようなことで、これらも冷蔵庫へストックする。従つてせりへ行つても手持ち商品が多いために買えない、さりとていつまで手持ちの商品をそのままにしておくわけにも行かない。御案内の通り生でありますために、廃業もしなければならぬ、これが現状でございます。それで仲買の立場は、品物をせりましてから、あくる日には必ず払う、三日目にまだ払わない場合は、これは売りどめにする、こういう強い責任を持たせるという関係上、どんなことがありましても、在庫があろうとあるいは貸し売りになりましても、これは払わなければ、自分の営業は成り立たないというのが、仲買の立場でございます。この点よくお考えおき願えればまことにけつこうだと思つております。

○田口委員長　東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君。

○塩沢参考人　ただいま御紹介を受けました東京魚商業協同組合理事長の塩沢であります。

今度の事件が発生いたしましてから後の販売対策とか、その他につきましては、先ほど場長から申し上げました通り、市場当局者と御売人、仲売人、買出人の代表者が寄りまして魚類部の連絡協議会を開きまして、その協議会のもとに統制した運動を展開するということになりまして、現在もそれを継続しておるのでありますが、実は十六日は、ただいまお話がありました通り、魚屋が全部平常通り仕入れに行つたのでありますが、その日は魚屋さんがどうして売れないのだろう——というのは、魚屋さんは新聞等を見るようなものですから、そういう今度のような大きな事件が起きたということを知らないで、なぜお客が来ないのだろうというので、実は非常にふしぎに思つておつたのであります。ところがたま〳〵お客さんの方はそれを知つておるので、一人も来ない。これは弱つたものだというので事務所へ翌日押しかけまして、一体どうするのだということでわれ〳〵に詰め寄られたのであります。そこで私どもとしてはすぐに対策を講ずるということで、われわれの組合単独でも宣伝カーでも出して宣伝しようじやないかというような話もありました。しかし一応今申し上げたように連絡協議会で一切の対策を立てて、経費もそれ〴〵分担してやるということになりましたので、そういうことになつたのです。さつき仲買いの日暮さんからお話がありました休むということですが、これも商売にならぬから休もうということで、私どもにその要求があつたのであります。しかし私といたしましては、とにかく二割でも二割五分でも売れる、そのお客様に対して、われ〳〵が商売を休むということに対してはつきりした理由が立てばいいけれども、ただ休むとまだ原爆の不安があるということに逆にとられるおそれがあるから、とにかく損害を覚悟でやれ、こういうことで営業を継続して参つたのであります。従つて損害の点につきましても、昨日損害の計算をして出すようにというお話でありましたので、事務に命じましてさつそく概略の計算は出したのであります。しかしながら、これが必ずしも正鵠を得たものとは思わないのでありますが、十七日が二割、十八日も二割、十九日が三割、二十日が三割、二十一日が四割というふうにだん〳〵上昇して参りましたけれども、しかしながら、こういうふうな営業を継続することは、御承知のようにむしろ営業する利益があるようなふうに、帳面の上では計算すると出て参ります。しかし実際におきましては休んだ方が利益であつて、こういうわずかな品物を扱うことの方がむしろ大きな損害であるというふうに私は思いますので、事務のこしらえた計算以上にもつと大きな損失が生れるのじやないか、一方におきまして、業者の方でもこれでは食えぬ、もう納税をしてしまつた人はいいが、まだ納税の済まない人は、こういうことになると、魚屋さんは平素それだけのたくわなければ、自分の営業は成り立たないというのが、仲買の立場でございます。また取引関係で末端の方に売りました魚におきましては、ほかが売れないからあの魚は当分待つてもらいたい。あとの魚もお断りだ。これが経済機関に及ぼす影響はまことに甚大でありまして、いかに漁業が発達しようとも、市場が発展し、あるいは国民が魚に認識を持たなければそれは金になりません。私どもの使命も相当多いのであります。また末端の方の話を聞きますと、これは私の部門を離れておりますが、これも相当ひどい、こういうような現状でございます。今私ども当面の問題といたしましては、仲買の立場から見まするると、この経済方面をいかにするか、ひいては三日目に払わなければ、売りどめになる。売りどめになれば平素使つている銀行でも相当あやふく考えて来る。こんなことがいろいろ織り込まれますので、相当私ども幹部といたしまして、これの対策を何か講じなければならぬ。市場長もこの経済面に対して、支払い方法を引延ばすという点もありますけれども、それはうつかり引延ばすこともできない。責任を持たなければならないというようなことが、開設者としては多少おありだろうと思います。宣伝につきましても、これは自分の方の商売でありまして、先ほども申し上げました通り、業者がやりますと、かえつて誤解を招く、いわゆる権威ある筋から御発表願い、あれは心配ないというところにおちつかなければならない。その間の苦しみが私どもの方としてまことに苦痛なんでございます。目下まだこれが平常に直つたというわけではない、何分か直つたというような程度でございます。この点よくお考えおき願えればまことにけつこうだと思つております。

○田口委員長　東京魚商業協同組合理事長塩沢達三君。

○塩沢参考人　ただいま御紹介を受けました東京魚商業協同組合理事長の塩沢であります。

今度の事件が発生いたしましてから後の販売対策とか、その他につきましては、先ほど場長から申し上げました通り、市場当局者と御売人、仲売人、買出人の代表者が寄りまして魚類部の連絡協議会を開きまして、その協議会のもとに統制した運動を展開するということになりまして、現在もそれを継続しておるのでありますが、実は十六日は、ただいまお話がありました通り、魚屋が全部平常通り仕入れに行つたのでありますが、その日は魚屋さんがどうして売れないのだろう——というのは、魚屋さんは新聞等を見るようなものですから、そういう今度のような大きな事件が起きたということを知らないで、なぜお客が来ないのだろうというので、実は非常にふしぎに思つておつたのであります。ところがたま〳〵お客さんの方はそれを知つておるので、一人も来ない。これは弱つたものだというので事務所へ翌日押しかけまして、一体どうするのだということでわれ〳〵に詰め寄られたのであります。そこで私どもとしてはすぐに対策を講ずるということで、われわれの組合単独でも宣伝カーでも出して宣伝しようじやないかというような話もありました。しかし一応今申し上げたように連絡協議会で一切の対策を立てて、経費もそれ〴〵分担してやるということになりましたので、そういうことになつたのです。さつき仲買いの日暮さんからお話がありました休むということですが、これも商売にならぬから休もうということで、私どもにその要求があつたのであります。しかし私といたしましては、とにかく二割でも二割五分でも売れる、そのお客様に対して、われ〳〵が商売を休むということに対してはつきりした理由が立てばいいけれども、ただ休むとまだ原爆の不安があるということに逆にとられるおそれがあるから、とにかく損害を覚悟でやれ、こういうことで営業を継続して参つたのであります。従つて損害の点につきましても、昨日損害の計算をして出すようにというお話でありましたので、事務に命じましてさつそく概略の計算は出したのであります。しかしながら、これが必ずしも正鵠を得たものとは思わないのでありますが、十七日が二割、十八日も二割、十九日が三割、二十日が三割、二十一日が四割というふうにだん〳〵上昇して参りましたけれども、しかしながら、こういうふうな営業を継続することは、御承知のようにむしろ営業する利益があるようなふうに、帳面の上では計算すると出て参ります。しかし実際におきましては休んだ方が利益であつて、こういうわずかな品物を扱うことの方がむしろ大きな損害であるというふうに私は思いますので、事務のこしらえた計算以上にもつと大きな損失が生れるのじやないか、一方におきまして、業者の方でもこれでは食えぬ、もう納税をしてしまつた人はいいが、まだ納税の済まない人は、こういうことになると、魚屋さんは平素それだけのたく

わえがないから、この集めた金で納税しようと予想しておつたものもできない、こういうことだから、この損害の要求に東京都へ押しかけて行こうじやないかという話も出ました。しかし私としましては、今せつかくわれ〳〵がすべての誤解を解くために対策の協議会をしておるのだ、もう少し待てということで押えておるのでありますが、先日も、実は学校で給食をする、それに納める魚屋さんの話でありますが、持つて行つたところが、これは原爆に何の関係もない魚だからぜひとつてくれということを頼んだのでありますが、校長がどうしてもそれを受けない、どうして受けないのかということを詰問いたしますと、その際に校長の言うのには、なるほどあなた方が大丈夫だと言うのだから大丈夫だと思うけれども、もしそれを食べさして、その期間に他のもので子供が下痢でも起したとき、責任を校長に追究されても、私どもとしてはどうも返答のしようがない、しかたがないから、食べさせぬということの方がむしろ私の責任が軽いということで、私どもは絶対に魚を食べさせません、こういうことをはつきり校長が言われたのであります。各方面におきましてそういうことが言われる。学校の先生の言われることに対しましては、父兄はより以上その言葉をまるのみに信頼するというような形でありまして、そういうところにも今度の売行きの悪い一つの大きな原因があると思います。

それから中心になるまぐろでありますが、これは魚屋の内情を申し上げてはどうかと思いますが、とにかくまぐろが魚屋の商売の三分の一を占めておる、こういうのが魚屋の商売の実情であります。そのまぐろが全然売れぬ。今後におきましてもこれはなか〳〵長く継続されるのじやないかということは、先ほど来も出ておるような学者の結論が、そう早く出ない、何年目に出るのかわからぬような現在の状況でありましては、おそらくわれ〳〵の懇意な人でも、どうも君はそう言つても、ぼくはそのまぐろだけは恐れをなして食えぬというようなことで、いまだにこれが回復をしない。こういうことは今後の売れ行きに対しましては、非常な大きな問題だと私は思うのであります。しかしながらだん〳〵回復をいたして参りまして、現在におきましてはやや六〇%から七〇%の線へ来ております。これは今後当分の間これ以上に回復するということは、ちよつと困難だと思うのであります。そういうようなわけで、魚屋が今非常に苦しんでおります。従つて仲買いさんの方への清算も遅れておるものもあるとは存じますが、今のその日暮しのような魚屋で、その収益は組合の統計でなにしますと、一箇年三十万円ということが大体のことになつておりますので、それから税金を納めてやる。その魚の売上げのあら利益が二割五分という計算になりまして、そのうちの一割五分は税金その他の経費にかかる。生活の費用としては一割か一割五分、これが今日の実情でありますから、そういうことを基礎にいたして清算をいたしました損害の実情はわかるのでありまして、個々のほんとうの損害は、なか〳〵今申し上げたようにむずかしいと思います。しかし私は、手取り早く非常に大まかなことを言うようでありますけれども、なまじつかな二割、三割の商いをするよりはむしろ休んだ方が利益であつて、商いをするということは、まつたく消費者の何人かに対する義務としてやるのだ、こういうことでありまして、全部今日のように七〇%近くになりますればさようではありませんけれども、最初の五、六日間というものはまつたく休業したのと同じ結果の損害が生れておる、かように存ずるのであります。

○田口委員長　参考人に対する質疑があればこれを許します。赤路君。

○赤路委員　ちよつとお尋ねいたします。どういうふうになつておるかわからないのですけれども、従来平常の場合において不渡りが出ているかどうかは存じませんが、この事件発生後現在まで約十日程度の間に、不渡り等が相当出たり、あるいは引取つた品物に対する代価等が支払われないような面が相当出ているかどうか、この点お聞きしたい。

○寺田参考人　お尋ねの不渡り等につきましては、ただいままでのところはつきりした調べができておりませんので、どの程度出ているかということを申し上げかねるのでございます。ただ平常にもないかというお話につきましては、ないとは申し上げません。

○日暮参考人　仲買いの立場を申し上げてみたいと思います。大体先ほど申し上げました通り、せりをいたしまして翌日払いというのが規定でございます。たま〳〵三日払いということもございますが、いずれにいたしましても三日目には支払うという建前上、約手は出ておりません。但し特に塩干物あたりは相当約手も出ておりますが、生に限つてはあまり約手は出ておりません。しかし先ほど申しましたように、三日目の払いということでありまして、末端の方から品物が返される、あれは売れないから待つてくれということは規定がございませんで、通常五日払いとか、半月払いとかみそか払いとかいうことになつております。これが入りませんために、仲買いの立場から申しますと、この支払いができなくなつて来る。いわゆる銀行の取引がありましても小切手が書けない。こういうことはたま〳〵あるのであります。中には——そこまで調べておりませんが、約手ではなくても、小切手の不渡りぐらいは相当あるんじやないかと私どもは考えます。これはまたいずれ六大都市も詳細に調べて、情報が私どもの方に集まつて参ることになつておりますので、その際当会の方へ書面で出すことも準備しているわけでございます。

○島上委員　小売関係の方に簡単に一つだけお伺いしたい。先ほど質問した際にも申し上げましたが、政府では間接被害をも考慮の中に入れなければならぬという答弁をされておりますが、政府の態度自体が非常に弱腰であつて、ほんとうに間接被害の問題の賠償が、われ〳〵の希望するように、あるいは皆さんが希望するように解決するかどうか、はなはだ心もとないと思う。それには相当の時間がかかる。そこで私は、実は先般も厚生委員会で、その日暮し、その日の生活に困ると言つては失礼かもしれませんが、そういう人もあるはずだ。それに対してさしあたつて政府が何か考えているかと言いましたら、その答弁には、まぐろ、かつおは売れたのでありますが、その他のものも、そう困つている人はないはずだ。今直接対策は考えていない、こういう答弁であつた。時間がなくて私はそれ以上追求しませんでしたが、今小売関係のお話では小売屋さんは非常に困つているという。これは一箇年を通じて三十万程度の利益であつては、そうであろうと思うのです。むしろ商売を休んだ方がいいくらいであるが、しかし二割でも、三割でも、お客さんのことを考え、かつは一般市民の不安がより増大してはならぬという考慮から、損を覚悟で休まずにやる。私どもしろうとなりに考えましても、店を開いてふだん千円なり二千円なりの利益がある。それが結局生活費となり、その他の経費にかかつて来る。ところがその利益がなくとも経費はかかる。損をして経費はかかるとなつたら、大きな損害だろうと思うのです。そういたしますと、たとえば税金の納期になつて、これを下げてほしいとか、延ばしてほしいとかいう問題もありましようし、特に小売屋さんの場合には、ごく差迫つての解決策が講ぜられなければならない。もちろんそれについては、国会で取上げて措置すべきもの、あるいはたとえば東京都で処理できる問題もありましようが、さしあたつて小売屋さんとしては、こういうことをひとつしてほしいという御希望がありましたら、この際率直に伺わしていただきたいと思います。

○塩沢参考人　先ほど申し上げましたのは、日常の経営上の問題でありますが、一番大きい損害を受けましたのは、十六日に平常通りに仕入れをいたしましたものが、そのうち二割ばかりは売れたのでありますが、その他のも

のは翌日にまわりまして、幾分売つたものがないとは申しませんけれども、長く持つことができず、廃棄処分にいたしました金額は、非常に大きなものだと思うのであります。それでこういうものに対しては、ぜひ一つどこかで何らかの形でめんどうを見ていただかなければならぬのではないか。平常のことに対しましても、もちろんそういうことに対しても、できる限り何らかの救済の形で手が伸びて行けば、たいへん仕合せだと思うのでありますが、今さしあたつて私どもの困つている実情は、どれをどうしてはつきりするかというところまでは参つておりませんが、実情はそういうぐあいで非常に窮迫している魚屋は五千人でございます。もうちよつと多いですけれども、正確の数字を今日持つて参りませんが、大づかみに行けば五千人で、市場取扱荷の約七〇%を魚屋が扱つているというふうにお考えを願えばいいと思いますが、全国では、東京が約一割ですから、魚屋の数は相当に上るのであります。全国的に私どもの連合会ができております けれども、まだ各地の報告が参つておりません。従つて全同でどういう損害を受けているかということはわかりません。北海道であるとかあるいは裏日本方面がはたしてこの六大都市方面の被害のような被害をこうむつているかどうかということははつきりわかりませんけれども、しかしながらおそらくこれだけの宣伝が行きますと、おびえてただ何となく食べたくないというか、いやだということであるのと、それからもう一つは、原爆は普通の症状のように、食べてすぐ出て来るならばはつきりわかるのですが、非常に長くいうようなことを言われますから、食べない方が安全じやないかというような考え方から食べない人が多くなつておりまして、小売業者の窮迫はちよつと回復ができないじやないか、かように存じます。

○田口委員長　参考人には長時間御苦労でございました。

――――――――――

○田口委員長　この際川村善八郎君より発言を求められております。これを許します。川村君。

○川村委員　私は委員長に申し上げて皆さんにお諮りを願いたい。御承知の通り、かねて補助金等臨時特例に関する法律案が特別委員会を設置しまして、これが審議されているのでございます。一昨日大体本法案は質疑を終了いたしまして、本日理事会にかけて、明日本会議に上程しようという案を出すような含みになつております。そこで水産関係にいたしますれば、もう私説明するまでもなく、漁業法中の海区漁業調整委員会の費用の一部の削減、それから水産資源保護法中の指定保護海区の補助金の一部の削減、さらに漁船損害補償法中の二十トン以上百トンまでの保険料の国家補助の全面的削除、この三つが取上げられておるのでございます。今日までの各委員の議論を聞いてみまするとと、いずれも今日の処置をとつたということについては、はなはだ不可解であるという議論が圧倒的でありまするけれども、改進党の意見を大体察知しまするに、一兆円の緊縮予算が確定しておるのだから、事情やむを得ないのではないかといつたような意見もありますので、これが通ると思わなければならぬと私は考えております。そこでこの問題について、水産委員会からは、かねがね御意見は拝聴いたしておりますけれども、正式に特別委員会に申入れがありませんので、まだ意見がはつきり固まつておらないと考えておりますが、今日の理事会でどうなるかわかりませんけれども、水産委員会の意向をここでとりまとめまして、特別委員会に要求することもいいんじやないかと考えるのでございます。

それから第二の問題は、国会法を改正して農林委員会と水産委員会と合併をするということが取上げられておるのでございまするが、これは内容は私申し上げなくても、かねて委員間におきましては、どうしても水産委員会は存置しなければならぬという議論が強いのでありますから、この二つの問題を、委員長におかれましては各委員に諮られまして、その結論を出しまして、それがとりまとめまして、委員長においてしかるべくおとりはからい願いたいと思います。

○田口委員長　ただいまの川村委員の発言については、後刻懇談いたします。

○鈴木(善)委員　ただいま川村委員から御提案になりました件につきましては、後刻懇談されることになつたわけでありますが、私はこの際さらにただいま地方行政委員会におきまして審議中の地方税法案につきまして、当委員会から、地方行政委員長に対して、お手元に配付いたしております要望書を提出して、その善処方をお願いしたいと希望するものであります。これは水産業協同組合共済会は旧来非課税団体になつておつたのでありますが、今回の税法改正案によりまして、事業税におきましても、また道府県民税におきましても課税団体になる、こういう内容に相なつておるのであります。これは農業協同組合における共済会が非課税になつておるというような面から見ましても、明らかに立案者のミスでありますが、今日一たび提案されました関係から、いろいろの理由を付して原案を固執しておるやに仄聞いたしておるのであります。私どもは、水産業協同組合の特殊性にかんがみまして、あくまで農業協同組合共済会と同じような取扱いをすることが当然な措置であると考えますので、本要望書を委員会において御決定の上、委員長名をもつて地方行政委員長に強く要望されんことをこの際提案するものであります。

○田口委員長　ただいま鈴木委員より提案になりました地方行政委員長あての要望書を朗読いたします。

要　望　書

水産業協同組合共済会は、水産業協同組合法第六章の二の規定により設立される非出資の法人であつて、現在、事業税等は非課税となつている。

しかるに、今回貴委員会において審議中の地方税の一部を改正する法律案の政府案によれば、本共済会は、事業税においては非出資組合である水産業協同組合として扱われていないとともに、道府県民税等においては協同組合法による組合及び連合会に含められていないため、全面的に地方税を課税されることになつている。

よつて本共済会の行う事業の性格及び他の協同組合との取扱いの均衡に鑑み、政府案を修正して非課税の適用を受けられるように、貴委員会の特段の御配慮を得たく、右要望する。

以上の要望書を提出するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田口委員長　それではさつそく提出することにいたします。

本日はこの程度にとどめまして、次会は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

昭和二十九年四月一日印刷
昭和二十九年四月二日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院外務委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月二十九日（月曜日）午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長　佐藤　尚武君
理事　園　伊能君
　　佐多　忠隆君
　　曾祢　益君
委員　鹿島守之助君
　　西郷吉之助君
　　杉原　荒太君
　　梶原　茂嘉君
　　高良　とみ君
　　羽生　三七君
　　加藤シヅエ君
　　鶴見　祐輔君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省アジア局長　中川　融君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁次長　岡井　正男君
海上保安庁次長　島居辰次郎君
郵政省貯金局長　小野　吉郎君
事務局側
常任委員会専門員　神田襄太郎君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○国際情勢等に関する調査の件

（ビキニ被爆事件に関する件）

○連合委員会開会の件

○委員長（佐藤尚武君）　只今より外務委員会を開きます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言をお願いします。……別に御発言もないようでありまするから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでありまするから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤尚武君）　全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりまするから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

佐多　忠隆　　梶原　茂嘉
鹿島守之助　　加藤シヅエ
羽生　三七　　杉原　荒太
西郷吉之助

○委員長（佐藤尚武君）　次にビキニ被災問題を議題といたします。本日は本件に関し御出席を頂いておる政府委員は、外務省小瀧政務次官、厚生省公衆衛生局の楠本環境衛生部長、それから海上保安庁の砂本警備救難部長及び島居次長もおいでになつております。では本件について。

○曾祢益君　議事進行について。この間の委員会では、二十七日若しくは二十九日にこの委員会を開いて、只今おつしやつたようにビキニ問題に関して外務大臣に来てもらつて、そうして質疑をしようじやないか。それから特に三十日には厚生その他の各委員会からの連合審査の要求があるので、なし得るならば当委員会としてはその前に外務大臣に質疑をしたい、こういうことできまつたと思うのです。そこでこれは私の了解では、政務次官を前に置いて悪いですけれども、我々の意思としては、外務大臣に都合して来てもらい、外務大臣に対する質疑という点に相当重点があつたように思う。従いまして、今日は外務大臣がどうしても来られないのかどうか。来られないとすると、実は新事態でして、果してこの委員会として外務次官に御質問をするということの意思がきまつておつたかどうかという点が問題になるのでありまして。その点はどういうものですか。

○委員長（佐藤尚武君）　お答を申上げますが、最初の、この前の委員会で最初の意見交換のときには、確かに今曾祢委員が言われたごとく、外務大臣に来て頂いて、そうして意見を交換する、或いは質問するということが必要である、こういうような御意見でありました。ところがそれから先だん〴〵委員会における意見交換が進んで、そうして公聴会のあとの正式の委員会と言えるかどうか存しませんが、そのときの意見交換では、むしろ今までの経過がどういうことであつたのか、例えば果して日本の被害漁船が危険区域外にいたのかどうか、若しくはその被害の状況はどうなんだというような、そういう事実問題についてしつかりした説明を先ず聞かなければなるまい。そういうことで、然らば外務大臣を今つかまえるということは非常にむずかしいときでもあるからして、それならば外務省なり厚生省なりの専門のかたがたに来て頂いて説明をして頂こうじやないか、こういう話にまとまつたと私は了解しておるのです。それで今日の委員会になつたわけなんですが。外務大臣は今聞きまするとと、衆議院の外務委員会におけるMSAの問題が今朝から引続いて、午後の二時から又あることになつて、そうして今朝ほどは副総理と外務大臣がそちらに出ておられたそうでありまして、午後も引続きそうだろうと思うのであります。従つて、外務大臣に今すぐここへ来てもらうということは殆んど困難だと思います。今小瀧政務次官のお話では、外務省のアジア局長とアジア局第五課長が今すぐ来るということであります。

○曾祢益君　私委員会に必ずしもずつと出ておりませんでした関係上、委員会として、今お話のように外務大臣の問題は別として、政府側からの実情報告を聞こうというおきめになつたならば勿論それに異存はございませんが、私の了解と違つていたように思いましたので、ちよつと伺つたのです。それは委員会の御意思ならばそれで結構でございまして続けてやつて頂いていいんですが、やはり外務大臣が今日出席できるのかできないのか。それから明日の連合審査のことは、明日といいますか、連合審査の要求に対しては委員会としておきめになつたのですか。

○委員長（佐藤尚武君）　それはこれから……。

○曾祢益君　それの際にこの前のこの委員会の意向として、連合審査は結構であるけれども、委員会として外務大

臣に質問したいという点は残つておると思うのです。今日のこの政府委員からの説明聽取のほかにですね。それとの関連においてこの問題を考えて行く必要があろうかと思います。従いましても一遍申上げますと、政府委員からの説明聽取には、そういう経過ならば異議は申立てません。併し今日外務大臣が出られるのか出られんのか。何時頃なら出られるのか。出られるなら今日外務大臣に対する質疑をやつて頂きたい。そうでないとすればそれには外務大臣が出てやるのかやらないのか。若し出てやるというなら、やはりこの前の委員会の意思のように、その前に外務委員会として、外務大臣が今日来られなければ明日でも、先にやるのが順序ではないか。その点を一つお諮り願いたいと思います。

○羽生三七君　私も曾祢委員と大体同感でありまして、今日は外務大臣が出られなければ小瀧政務次官その他政府当局者から、この政府のとつておる態度なり、或いは被害の実害の状況なり、そういう事務的な報告を承わることに異議はないわけです。それを済ましたあと、本日の外務大臣の予定、或いは明日の予定を承わつて、他の関係委員会からの連合委員会を開く前に、外務委員会としての態度を、外務大臣出席の下に決定した上で、連合委員会に臨むほうが筋だと思いますので、只今の曾祢委員の動議については、我々も大体同感であります。

○委員長(佐藤尚武君)　皆さん只今曾祢委員並びに羽生委員からお聞きの通りの御意見でありますが、皆さんがたもこれに御異議ないと思いますが、如何でございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに取計らうことにいたしまして、今すぐ外務大臣が本日何時頃こちらに出席ができるかどうかということをつきとめ、それから明日厚生委員長が主となつて開かれまする連合委員会に先立つて外務委員会を開くということ、そこに外務大臣の出席を求めるということ、これだけを一つ直ぐ交渉してみたいと思います。

○佐多忠隆君　ただ今日出席できるかできないかを都合を聞くのでなくて、今日調整さしくりしてこつちにも出てもらいたいという要求をして頂きたいのです。もう今朝からずつと衆議院ではやつておるのだから、すべて衆議院が今日終日独占をしなければならんということもないだろう。その点は適当に調整してこつちにも必ず義務として出てもらいたい。それを要求して頂きたい。

○委員長(佐藤尚武君)　但し、その要求も結構でありますけれども、私が多少のゆとりを持たなければなるまいと思いますことは、衆議院の外務委員会では本日朝からMSAの問題をやつて今日中に委員会として上げたいという意向の下に集つておるようでありまして、午後も討議を継続するということでありますから、にできるだけ練合してこちらにも出てもらいたいということぐらいならば結構だと思いますが、是非こつちにも出てもらいたいということであればどうかしらと思いまして、多少のゆとりを持つておきたいと思うのであります。ということは、朝から向うはやつていて、そうして継続しておるのでありますからして、そうして問題が問題だけに、無理にこつちに来てもらうということもどうかと思いますし、そういう点で衆議院との間にいざこざの起きることも余り好ましくないと思いますから、できるだけこちらにも都合してもらいたいということぐらいで御了承を得たいと思いますが、早速それでは……。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君)　それでは速記をつけて下さい。事実問題を先に説明して頂くことにしまして、海上保安庁島居次長から事の経過を御説明を願いまして、それからあとで外務省側に対してアメリカとの交渉の経過等についての御説明を願いたいと思います。どうぞ島居海上保安庁次長お願いいたします。

○政府委員(島居辰次郎君)　それではもう御存じかと思いますが、一応重点だけ簡単に御説明いたします。ビキニ環礁附近の立入禁止の問題につきましては、従来三回に亘つて私のほうから航路告示で注意をやつておるのであります。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回は昭和二十七年十一月一日であります。これは北緯十度十五分から十二度四十五分まで、東経百六十度三十五分から百六十三度五十五分まで。第三回は昭和二十八年十月十日でありまして、これは少し東のほうに拡大されまして、北緯のほうは同じでありますが、北緯十度十五分から十二度四十五分、東経百六十度三十五分からこれが拡がりまして百六十六度十六分、こういうふうな立入禁止のことを航路告示で発表しておるのであります。そこで今度の事件のことでございますが、この第五福龍丸の一番重要な点は、遭難した位置がどこであつたかということが最大重点問題でございますが、これは私のほうでその航海日誌、天測計算いたしたものと、漁撈日誌及び乗組員の供述を総合いたしまして慎重に調査したのであります。これは三月一日の午前三時四十二分現地で天測を行なつております。その直後十分間北東に航走いたしまして、機関を停止して約二十分間漂流したときに閃光を認めていますので、丁度午前四時十二分頃と推定いたしておるのであります。この遭難のつまり閃光を認めました位置はおおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一というふうに決定いたしたのであります。そこで、この位置の決定は、天測をやりました漁撈長、これは非常に熟練な者でございまして、その速度の練度というものは非常に正確であり、又時計とか或いは天測を実施いたしましたときの天象とか気象の状況も申分のない明け方のときにやつたのでありまして、非常にいい状況であります。又その天体とか或いはすべて次体通常測ります好条件のときにやつてあるので、この天測の状況は確実なものと認められます。又その天測の計算も改竄したかどうかという点につきましても、改竄した痕跡もございませんので、信用を置けると我々も発表したわけであります。これが重大な問題でございまして、その後これに関連いたしまして、私のほうといたしましては、外務次官宛にその第五福龍丸の遭難の調査を報告いたしますと同時に、次の大体三項目に亘りましてアメリカ側のほうへこういう要望をしてもらいたいということを申出ておるのであります。その第一は、米国が太平洋諸島信託統治協定の条項によりまして立入禁止区域を設定した場合は、又公海に危険区域を設定した場合には通報を受けるように措置する、第二は危険区域が予想外に今回のように広い範囲であるように考えられますので、アメリカ側が試験を実際に実施する場合には、あらかじめ直前でなくて、十分に余裕を以て通報を受けるように措置してもらいたい。第三番目には、アメリカが試験を実施する場合には、危険が予想される海面に所在する船舶に直接警告を発する万全の措置をとるように要請してもらいたい、こういうふうな希望を以ちまして、外務省のほうへ報告しておるようなわけであります。

その後、先般来第五福龍丸について安藤国務大臣を議長といたしまして善後処理の委員会ができたのであります。海上保安庁のほうといたしましては、重要なる使命は今までの位置でございまして、果しておるのでありますが、今後の問題といたしましては、現在船舶が焼津におりますが、秘密保持の関係もございますし、これは将来大体文部省の研究の対象として文部省のほうで買上げになるというふうな方向に向いておるようでありますが、この船をいつまでも焼津に置くわけにも参りませんので、どこかへ持つて行かなければならないということでありますが、これは文部省のほうでいろ〳〵お考え頂いて、そのときには私のほうとしてできるだけ御協力を申上げたい、こういうふうな関係なのであります。以上海上保安庁に関係いたします重点

のあるところをかいつまんで申上げたようなわけであります。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでの経過は大体御承知と思いますが、順序として申しますと、三月の十六日に在京米国大使館及び在米井口大使を通じまして、この事件についての先方の承知している実情及び当時如何なる警戒措置をとつておつたかということについて照会いたしておるのであります。その翌日になりまして、まだ関係各省から確報がないから正式の回答はできないが、できるだけ速かに調査の結果日本側へ通報しようということを言つて参つたのであります。併しその後、中間的に先方が調べました結果によつてどの程度まで魚類に被害が及ぶかとか、海流がどうとかいうような点、新聞にもすでに発表せられたところでございますが、これは、二十四日に参つております。同時に新聞にも発表いたしたのであります。それ以外詳細はまだ日本側に届いておりません。この十六日の申入につきまして、翌日十七日にこれも本会議ですでに御報告申し上げたと思いますが、ハル司令官から大臣宛に医療とか或いは病院の施設の利用とかするというような点については十分協力しようという申出がありましたし、アリソン大使からも同様な申出が外務省に対して行われ、同時に日本の調査には十分協力する意思があるから、必要な点を申出してもらいたいという趣旨のことを申して参つたのであります。同時に又国務省の声明といたしまして、若し米国側に責任があるということがはつきりすれば、十分補償をする用意があるということも井口大使を通じ、又在京大使館を通じて日本側に申して来た次第でございます。それから十九日には、これも今論議の対象になつております危険区域の拡大につきまして、先方で声明いたしますると同時に、在米日本大使館を通じ、又当地にあるアメリカ大使館を通じて、この危険区域拡大の通報があつたわけであります。その後先方からアイゼンバッド博士がやつて参りまして、先ほどの報告にもありましたように、二十四日から日米間でいろ〳〵話合をするということになつて参りまして、更に土曜日二十七日には日本側でいろ〳〵調査いたしました結果を書き物にして奥村次官からアリソン大使にこれを通報し、そして日本の船舶が明らかにこれまでアメリカの示しておつた危険区域の外にあつたという点も明白にし、これを同時に新聞にも公表いたしたのであります。先に申しました危険区域の拡大につきましては、いろいろその影響するところが大きいので、関係各省又専門家とも話合いまして、日本側の漁業がどれだけ影響を受けるか、又如何なる措置を米国側に要求すべきかということもいろ〳〵検討せられておりまするので、この点につきましては随時在京の米国大使館にも日本側における審議の状況を伝え、そしてこの危険区域が成るべく日本の漁業に悪影響を与えないように区域を最小限度にとどめる。又期間も最小限度にするように、又実験の行われる前とか、或いはその後も成るべく早い時期のうちにこれを解除するようにというような趣旨の希望のあることも十分向うに伝えております。が併し、もつと正式な形においてこの点を取上げるべく、外務省としては十分準備を整えるべく検討いたしておりまするから、こうした正式の申入れも近くこれを行うようになるだろうというのが現在までの経過の概略でございます。

○委員長（佐藤尚武君）　一応の御説明を承わりましたが、両政府委員に対しての御質疑のおありになるかたはどうぞ御発言をお願いいたします。

○園伊能君　政府委員に一つ伺いたいと思いますが、この漁場の御説明の点に関連いたしまして、従来アメリカが太平洋信託統治区域でやつております原爆の試験というものは、どういうまあ国際的了解と言いますか、或いは国際公法上の形において行なつているものでございますか。その辺御説明できたら伺わして頂きたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この太平洋における米国の信託統治地域で閉鎖区域が設けられましたのは一九四七年であります。これは先方も一応一九五二年の九月の十八日に日本側に対して、あの危険区域に入つて来る船もあるようだが、注意させるように通報してもらいたいという日本側に対する文書の中でも指摘してありまするように、旧日本委任統治諸島に関する米国信託統治協定の第十三条を引用しているのであります。併しこれはクローズド・エリアの問題でありまして、私どもが今非常に問題にしているところの危険区域というものは、閉鎖区域を設けまして、この戦略地域において御指摘の原子実験が行われる際、その近辺が危険であるということから一種の予備的な警告の意味を以て一九四八年に米国が設けて、これを国際水路会議の規定に基いて各国へ通報するということにその端を発しているわけであります。これのアメリカの統治区域においては、アメリカとしては絶対権を持つているという関係から、そこにおいて殊に戦略、区域としてこれを使うようになりましたから、その実験においてはできるだけ危険が漁業とか或いは航海する船舶に及ばないような措置を講じつつ、そうした実験をするということになりますれば、あたかも海軍が公海上において演習をする場合と同じようなものとも考えられまするので、これに対しては米国としては当然権利を持つていると解釈して差支えないだろうと考えます。併し原爆の実験は海軍の演習などと違つて非常な大規模のものであり、又その及ぼす影響、その危険というものも非常に大きなものでありますから、これを過去の例にとつて論ずるということは非常にむずかしいと思いますけれども、とにかく十分な警戒措置をとり公海の自由を著しく妨げるというような方法でなければ、これまでの演習とかいうような例から考えましても、直ちにこれは不当であるというようなことは主張しにくいだろうというように私どもは解釈しております。

○園伊能君　今の場合の公海における演習、まあそれに類似したケースとお考えになつているようでありますが、その場合そのことが信託統治区域においては合法であるとして、その通報というものはどうして発せられているのか、これは国際水路会議というようなものに通告することによつて世界的通報として成り立つものでありますか、その点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　普通のこの種の危険については、国際間の慣例として水路会議というもので各国へ知らせる。日本にも過去にいろ〳〵例もあるようでありますが、こういうやり方をしております。但し本件に関して十分な警戒措置がとられたかどうかということにつきましては、私どもも非常な疑問を持つておるものでありまするから、従いまして去る十六日に米国側へ出しました文書においても、一体如何なる警戒措置をとつておるか、危険区域があるということは日本側にも通報されており十分承知しておりますけれども、それだけでは十分でないと思うので、如何なる警戒措置をとつたかということを突つ込んで聞いておるわけであります。当時新聞等ではB29が飛んでいたとか無電を使つて通告したはずだとかいうように報じておりますけれども、これに対してはつきりした正式の回答は参つておりません。危険区域というものは一種の第一次的な通告の意味を持つておるものであつて、それで直ちに十分なる通告が与えられておるというように解釈すべきでないという外務省としての考えを持つております。

○高良とみ君　その信託委任統治地区であるから、特にこれに関して閉鎖区域を宣言する特権があるというように、それは二つ結び付けて考えてよろしいのか或いはどこでも自分の水域なり何なりにおいては、やはりそういうクローズド・エリアを作ることは公海のどの海上であつても海軍の演習と同じようにできるのか、その点御説明を願います。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域を設けましたときには、アメリカ側は国連の安保理事会のほうへも通報いた

しております。これはどこの国でも国内で演習が行われるような、まあそれと比較するのは穏当を欠くかも知れませんが、平時における演習と同じような意味を以ちまして、その領土内で行われたものというふうに見て差支えなかろうと存じます。行われるところはその領土内で行われたものでありますが、それが公海を非常に大きく危険にする、例えば太平洋が全部非常な危険にさらされるというようなことになれば、これは勿論不当であるというべきであり、殊に他の国、第三国に重大な影響を与えるということになれば、それの妥当性についてはいろ〳〵論議すべき点があるだろうと思いますが、米国からの情報によりましても、あの際は予想以上の爆発をしたのだというようにも出ておりますので、最初はそれほど広い公海に向つて危険が生ずるということは予期しないで実験したものではなかろうかというふうに考えております。

○高良とみ君　少しあとに戻りますが、日本が信託委任統治をしていたときでも、クローズド・エリアを宣言していたものでしょうか。そから第二には、それを一九四七年に宣言したときに、安保理事会へ報告したということは、そのクローズド・エリアを作る場合には安保理事会がこれを承認するとそれができるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　国際信託統治制度というのがございまするが、その八十二条に戦略地域に関する規定がございます。それから八十七条の規定もございまして、これは戦略区域に関して安全保障理事会の任務がございまするので、この規定に基いて安保理事会のほうへ通告したということになるわけであります。

○高良とみ君　そうすると、その戦略区域というものをもう少し御説明願いたいのです。それは半永久的なものか、永久的なものか、一時的なものか。

○政府委員（小瀧彬君）　この国際信託統治制度の考えから言えば、これは永久的な考えであろうと存じます。八十二条では「いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む戦略地区を指定することができる。」こういうように書いてあるのであります。

○高良とみ君　そうしますと、それは指定すると共によその国の船舶はその地域は通つてはいけない、クローズド完全に閉鎖した地域であると了解してよろしうございますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖地域に対しては一応国連の委員会のメンバーも入つて行けない特別な許可を得なければならんということになつております。それは併しその領土領海に関するものでありまして、私どもが今問題にしておる危険区域のほうはその周辺を取巻く所、今度拡張いたしましたけれども、その前に最初に設けられました危険区域は、東西が二百マイル、南北が百五十マイルのものであつたのであります。これは入つてはならない、外国人の入るのを排除するような区域ではないが、危険だから注意してもらいたいという趣旨のものでありまして、排他的な権利、国際法上の権利を主張するというような趣旨のものではなく、先ほども申しましたように警戒してもらいたいという区域、という意味においてこれだけの水域を危険区域と指定したものと理解いたします。

○高良とみ君　そうしますと今度の拡大区域は、ほかのことはおいておくとしても、すぐの問題で、それはやはり安保理事会へ通告した範囲よりは遙かに広くなつておるわけなのですが、それに対しては国連は何も発言権がないと考えていいのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　先ほども申しましたように、閉鎖区域というのはこの危険区域の中にある極めて小さな部分でありまして、この危険区域について安保理事会へ通報したと申したのではございません。閉鎖区域へ戦略区域を指定してそれを通報したというだけでありまして、この一九四八年の場合でも危険区域については別段国連の安保理事会には通報していないはずであります。同様に今度もこの拡大された危険区域についても安保理事会への通報ということはなかつたはずでございます。

○高良とみ君　そうすると一つ〳〵問題を片付けて行きたいと思うんですが、いわゆるその閉鎖区域に入つていたという疑いの下に、何かスパイではないかというような声が一部に起つたと考えていいですか。それとも危険区域といつた中へ入つたからそういう声が出たのですか、どちらですか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域のほうは入つたはずはないのであります。これは非常に危険な所であるし、又向うも入れてくれないはずであります。スパイ云々というのは一部と申しまするか、アメリカの議員でそういうことを発言した人もあるようでありますけれども、少くとも閉鎖区域へ入つたということを疑つたためではないものと私どもは考えております。

○高良とみ君　そうしますと、国連の原子力委員会はこれに対して今までどういうふうな見解を或いは何か意思表示のようなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員会のほうがこれにもつと重大な関心をもつているのか、どちらだつたでしようか、お伺いいたします。

○政府委員（小瀧彬君）　御承知のようにこれまで国連には原子力委員会というものございましたけれども、一九五一年からは原子力委員会というものでなしに、軍縮委員会というのがこの原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありますので実際上はこの委員会というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませんけれども、第八回の国連総会でもこの軍縮委員会の下に小委員会を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありますが、今後情勢の進展に応じましてそういうことを取扱うようになるかと思いまするが、今までのところは国連においてはいろ〳〵バルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりません。殊にビキニにおける実験というものはアメリカの原子力委員会が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつているのでありまして国連とは直接関係はないのであります。

○高良とみ君　そうしますと、最後の結論的な問題なんですが、この原子力の国際管理を希望するという声が日本の国会から出るとしますと、これに対して同調的な声を出し得る方面と、それからもう一つはソビエット圏のほうの原子力兵器の禁止ということの線が英国その他からもいろ〳〵出ているようでありますが、若しもこれに対して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するというふうな場合には、日本がそのどちら側かの原子力の処置についての要望をするというようなことは国際的に非常に影響するところが多いと思いになりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が国連のほうへ申出るということになれば、これは国連の事務総長のほうへ申出るということになるわけであります。が併し日本は国連の加盟国でもございませんので、そこで直接発言するということは期待できませんが、併しこの国連の委員会でどこが取上げるかということになれば、若しそういうように国連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具体的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員会というほうに付託されることになるだろうと存じます。が併しこの問題で最も大きな発言力を持つておりまするのは安保理事会のメンバー、理事国と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、従来原子力に関する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだろうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君　これは情報として伺いたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの当局とが原子力のことについて平和的利用か何かそれについて話合をしているわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

うことはよその国同士の話合であるから、今後ジュネーブの、或いはその他のアイゼンハワーが申出したそのことについての結論はなか〳〵前途遼遠で、直接の実験などにも両方の話が歩み寄ることはできないというようなお見通しですか、どんなでございましょう。

○政府委員（小瀧彬君）　我々といたしましては勿論米ソ間に話合がつきまして、先ず平和的に問題が解決されるようになつて原子力というものが国際管理され、大量殺りくのための兵器というものが使用せられないようになることを熱望してやまないわけでありますけれども、今米ソ間でどの程度に話が進んでおるかということについて在外の公館からの情報にも新らしいものがございませんので何とも申上げることができません。

○高良とみ君　そうしますと、もう私どもはこの問題はただ日本が国連に参加していないからというようなことで遠慮しておるべきでない。つまりそういう国際政治とか外交とかいうものになると人類の、まあ人道的な見地に立てばこの地球上に住んでいる誰もがこれに対してこうであつたからこんなふうに世界に訴えるという義務のあるものと考えておるわけですよ。それで、その点から言いまして、それは今国際情勢がこんなふうですからなかなかこれを受入れてくれる機関がないといたしましても、成るべくどちらの主張にもよらないような事実上素朴な、これら苦しんだ漁民その他の要望として、又原子力の連鎖反応などのことから考えても人道的に訴うべきだと思うのですが、これは、お伺いしたいのは何か新聞報道によりますると、せめるわけではありませんが、岡崎外務大臣の話に、アメリカがこの実験をしていることは、これは自由主義諸国の戦略上の必要からであるから、これに対して日本がとやかく申すべき筋ではないというような意向が外務省にあるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　原子兵器、大量殺りくの兵器というものが使用禁止になることはこれは我々も希望してやまないところでありまするし、御指摘のように人道的な立場から見まして是非そうしたいことを熱望するわけであります。が併しそういう話合がつかない際にこの自由主義国家群のほうにおいてのみそうした実験を禁止してしまうということになれば非常に片手落になり、そうするということは却つて戦争を誘発することになるかも知れないという虞れがある点を外務大臣は指摘されたものと存じます。双方でとめるならばいいが、片一方だけでやめてしまうということになれば今いろ〳〵平和的な気分が出たと申しましても、それがくつがえるかも知れないというのが私どもの考えであります。勿論現在のこの平和的なきざしが多少出ているということには、もとよりソ連の内情とか或いは衛星国のいろんな内部の関係というものもあるかも知れませんが、何といたしましてもNATOの諸国の協力が進みEDCというような機構が実現しようということになつているということが相当影響しているものと私どもは考えております。この際こちらのほうが全然国際管理方式もないのに一方的に防衛というものをなくしてしまうということになつたらば、却つて世界の平和を攪乱するようなことが起るかも知れないということが恐れられる、これが岡崎大臣の答弁の気持であろうと思います。

○高良とみ君　なお伺いますが、私どもはこの日本の水爆の被害については各国が随分注意しておると思うのです。併し英国あたりが一番反応がはつきり出て来ますが、日本から海外向け放送等は先日ちよつと調べたんですが、極く少しの線しか出ておらないのではないか。そこでその点どのくらいまで在外公館へもこんな実情であつたとか、或いは日本の海外放送を持つているNHKなどを通して相当な事実が世界各国へ知らされているのかどうか、その点お伺いしたい。

○政府委員（小瀧彬君）　言論機関とか放送の機関を政府はコントロールしておるわけではありませんから、それに指令することは勿論いたさないわけであります。が、併し正確なる情報を在外各公館へ流すように努力いたしておるのであります。今のお話では余り外へ出ていないようにおつしやいまするけれども、アメリカは直接関係国でありまするから相当いろ〳〵な日本からの情報が行つておるようでありまするし、ニュー・ヨーク・タイムスとかタイムズとかいうようなものもいろ〳〵書き立てているし、今度の事件に関連しては日本の機関を通じなくても、丁度日本に参つております多数の新聞記者等もございまするので、こういう連中が日本から相当報道いたしておるのじやないかと存じます。併し外務省といたしましては勿論できるだけ正しい情報を各在外公館へ送るように努力いたしておる次第でございます。

○高良とみ君　海外向けの放送のことなんですが、実際に電報や通信その他のものは出るにいたしましても、放送について一つ申しますならばそういう設備がないという点もございましようが、NHKに海外放送がありましてそのなかに余りないと了解いたしますが、それはほかにそういう施設はないと了承して間違いありませんか。そうすると、その他はもう自由な通信機関を通してやるよりほかに方法がない。まあ今度の場合のようなのは極く一部分でございますが、もつと危険なことが起つて来てもそういういろ〳〵な通信機関の人の手を通すよりはかに、国民が世界に日本の実情を訴えることはできないとしたら、NHKの任務は非常に大きいわけでありますが、そういう点についてどういうふうにしておられますか、伺いたいのですが。

○政府委員（小瀧彬君）　NHKは政府の宣伝機関でも何でもない独立したものでございまして、こうした問題に政府として干渉することはできない次第であります。

○杉原荒太君　さつき海上保安庁のかたが言われた外務省のほうに三つのことを申入れるということであつたが、それを聞いて私は随分驚いたんです。今更そういうことを申入れるということは非常に奇異に感ずるのです。そういう三つのことなどはとつくに初めからそういうことははつきりしておらなければならんことだと思う。どうしてそういうふうになつておるか。そうして又それについて外務省からどうされたという報告もなかつたが、一体今それはどうしているか。

○政府委員（小瀧彬君）　外務省では最初にも申しましたように、今海上保安庁から挙げられました危険海面への警告というようなこと、これなどは最初から当然向うがなすべきものと考えましてこの事件が起ると早速先方へ申入れました。三月十六日にもそうした点はすでに指摘いたしているのであります。その後もいろ〳〵特に又危険区域の拡大につきましては日本側として意見があるので、随時先方と話合をし、日本側のいろ〳〵の意向、特に漁業の保護、漁民の安全を期する、成るべく航海日数などが長くならないように、区域をできるだけ日本側に影響の少いようにという趣旨からいろ〳〵の申入れをしておることはすでに申述べた通りでございます。

○杉原荒太君　それからもう一つ、いわゆるこの危険区域というのは、つまりその実験をやるときだけ指定されておるというのじやなくて、一年中しよつちゆう危険区域として指定されておるものなのか。それからもう一つは、若し然りとせば、或いはそうでなくてもその区域の範囲は、前の原爆の実験をやつたとき、今度のは水爆と推定せられるのだが、その水爆実験とどう違つておるか、範囲、広狭ですね。

○政府委員（小瀧彬君）　こちらの希望から言えば、成るべく実験が行われるとき及びそれ以後実際の害がなくなる時期まで、できるだけ短い期間にしてもらいたいということは勿論でありますが、これまでの経験を申しますならば、一九四八年に向うが設定いたしました危険区域二百海里に百五十海里というのは、これはずつと今日まで存続したわけであります。但しその後拡張されまして、最初はエニウエトクの周

辺でありましたが、その後昨年の十月に至りましてビキニの区域をも含んでこの危険区域を大きくしたのであります。それで東西三百五十海里、それから南北は従来通りの百五十海里というふうに拡張されたのであります。が、併しこれは一時的なものでなしに、ずつとこれだけを危険区域とするということにいたしておりました。ただ今度通告して参りました危険区域は、それは六月までということになつておりますので、これは一応時期が限られておりますから、これまでの危険区域とは多少意味の違つたものの形式になつたわけであります。

原爆と水爆とその双方の実験の性質が違つた場合において、危険区域に対する取扱ぶりが違つたか、何らかの相違があつたかという御質問ですが、この点については今までのところずつと継続的に危険区域を指定しておりましたが、何らそうした別段の差違というものは私どもとしては認めることはできなかつたわけであります。

○杉原荒太君　危険区域の点はそうですけれども、もう一つ、今度現実に実験をする場合には、何月何日というようなことは言わなくても、或いは近く実験をするというようなことは通報があつたのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでのところはそういう通報は全然行われておりません。

○杉原荒太君　そうしますと、つまり何らかのそこにこつちで認める徴候がなければ実験しておるかどうかもわからんのですね。そうしますと非常にそこに、わからんだけにいろ〳〵の危険性に対する臆測不安も非常に多いと思いますが、一方この点誰しも非常にまぐろというものに不安を感じている。これは必要な警戒はせねばならんと共に、不必要に不安を感じておるというようなこともあるのじやないかとも思うが、併し政府でその辺のところに対してどういうふうな今措置をとつておられるか、とらんとしておられるか。これは外務省の管轄じやなかろうけれども、そういうことは又はつきりとしたものが取れるものかどうか。

○委員長（佐藤尚武君）　申上げますが、厚生省の公衆衛生局の環境衛生部長楠本正康君が来られておりますからそちらのほうにお尋ね頂きたい。

○政府委員（楠本正康君）　お答え申上げますが、私どもは現在南方諸地域から入ります遠洋漁業の漁獲品につきましてはこれを五港に集結をいたしまして、国の検査官を派遣いたしまして逐次厳格な検査を実施いたしております。その結果現在まですでに百万貫余り、船にいたしまして九十隻余りを厳密に検査をいたしております。この結果現在までのところは、百万貫余りの漁類について何ら支障はありません。従つてかような点から考えますと、南方諸地域の魚というものがそれほど心配する必要はないんではなかろうかとかように考えております。

なお現在は精密な検査をいたしました結果、それ〴〵国の責任におきまして、安全を保証いたします検印をして陸揚をいたしております。従つて現在市販その他に出ております魚は全部検査済みの安全なものとお考え頂いて結構でございます。

○佐多忠隆君　どうもお話を聞いていてよくわからないんですが、もう一遍確かめておきたいと思いますが、海上保安庁から申入れられた三点というのは、特に第一はどういうことなんですか。ちよつとそれを伺いたい。

○政府委員（島居辰次郎君）　米国が太平洋諸島信託統治協定の条項に従つて立入禁止区域を設定した場合、及び公海における危険区域を設定した場合通報を受けるように措置する、こういう意味でございます。第二、第三申上げましようか。

○佐多忠隆君　いや、そうしますと、その場合に立入禁止区域というのは閉鎖区域のことなんですか。

○政府委員（島居辰次郎君）　さようでございます。ここの意味は閉鎖区域であります。

○佐多忠隆君　二十六年二月十日、二十七年十一月一日にさつきの御説明だと立入禁止区域としての告示があつたから、それに基いて告示をしたというお話のように聞いたのですが、その場合に立入禁止区域として扱われたのは閉鎖区域の意味でやられたのですか、そうでなくて危険区域として告示をされたのか、どつちなんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　立入禁止区域というのは閉鎖区域でありましたが、日本としては危険区域のほうを告示しているのであります。

○佐多忠隆君　そうすると勿論立入禁止等々としては扱つておらないわけですね、閉鎖区域というのは。その立入禁止区域というのはあいまいなんですが、どつちなのか、危険区域の場合のようでもあるし、或いは閉鎖地域の場合のようでもあるし。

○政府委員（島居辰次郎君）　これは原文ではデインジヤー・エリアだつたのですが、この航路告示においてはこの危険ということを強く考えて、私のほうで立入禁止という言葉は的確じやなかつたかと思いますが、そういうふうに当時使つているのであります。

○佐多忠隆君　そこに一つ問題があると思いますが、その問題は後にするとして、それだけ三つの申入をすべきだということを海上保安庁から外務省或いは連合委員会ですか、そこへ申入れられたと思うんですが、それに対して外務省はその通りにアメリカ側に正確に申入をされているのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　今海上保安庁の指摘されました、例えば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからそうするということを言つて参つております。こういう話合をした都度日本にあるアメリカ大使館にいろ〳〵話合をして参りました関係もありまするので、三点のごときは直接警告を発する、安全の措置を取るということは向うでも取り行うということを言つて来ております。それからこの第二の点は後から行くようでありますが、あらかじめ十分余裕を以て通報を受けられるように措置するということも、これはもうすでに話合に上つていることでございます。それから第一の危険区域を設定した場合には通報を受けるよう措置する、事実これまで通報して来ているのでありまして、私どもの考えでは今の海上保安庁から指摘せられました以上のことを話合わなければ本当に日本側での希望していることを達成することはできないのじやないかというように考えられまするので、この三点のみならず、更にいろ〳〵な考慮いたしてすでに話合をいたしております。ただ併し正式な申入をいたしますのにはこれまでの調査の結果及び又先方で実験をする場合、ただ危険区域を狭くしろといつて万が一にも非常な惨事を繰返すようなことがあつてはいけないので、そうしたいろ〳〵な点を十分考慮に入れる必要がありますので、調査の進行と相待つてもつと具体的な申入をいたそうと現に検討中でありまするが、この申入は極めて近い中に正式にいたす考えでおります。

○佐多忠隆君　今のお話だと、海上保安庁からは申入があつたんだけれども、その一つ〳〵についてはすでにアメリカ側で措置をしているので、正式な申入等はしていないというようなお話だと思うんですがどうもそれは成るほど危険区域拡大の声明は六月までというような通報を最近にやつて来たかも知れないけれども、それ以外の通報というようなものはそう正確になされていないんじやないか。それから仮に向うは向うでどういうことをやつたにしてももつと速くこつちからそういう要求は海上保安庁の申入があるまでもなく、もつと外務省自体が遅滞なくそういう申入をしておらなければならなかつたはずだと思うんですが、そういう点非常に疑問とするところなんです。殊に第一点の海上保安庁の危険区域を設定した場合に通報を受けるというのは、これはどうもこの間からの説明によると何も直接に通報を受けているのではなくて、向うの航路告示ですか何ですか、そういうものがあつたのをば、ただ海上保安庁は好意的にそういう報告があるからといつて、こつちからの正式な通報は受けていないとい

うふうなお話、報告だったと思うのですが、そこは正確にはどうなんですか、先第一点。

○政府委員（小瀧彬君）　その通報は外交的なチャンネルを通じての通報ということになりますれば、この事件が起ります前までは一度一昨年あった以外は水路部の告示というものでやっていることは御指摘の通りであります。これは国際水路会議の規定によりまして、どこの国でも演習をやるときとか危険があるときは、随時世界各国に通報しなければならない関係があって、この規定によって通報が行われるわけであります。今度の事件が起りますまでは御指摘の通りであります。併し今回拡大せられるという際には在来の日本大使にも正式に通報して参っておりますし、又当地に大使館からも申して来ているというのがこれまでの経緯であります。

○曾弥益君　ちよっとその点に関連して、この海上保安庁としては、例えば日本の領海から公海に向けてこれはアメリカ軍がやっておることでもあるけれども、行政協定等に基いて射撃のあれなんかありますね。その危険区域がある。これらに対してはどういうふうに措置しておられるか、これは非常に大きな問題だと思うのです。信託統治協定第十三条の閉鎖区域というものと、いわゆる危険区域というものが何だか法的にごしゃ〳〵したようなあれで、国民に政府の公示に当っては、危険区域を立入禁止区域なんかという、何か立入ってはいけないというような、何か半面から言えば入ったらこっちが損だ、区域の設定した者には責任ないそと言わんばかりのことを公示するということであって、非常に適当でなかったことであって、非常に適当でなかったと思うのですが、それに対して日本側としてやるべき、日本の沿海から日本附近の公海に対しての、今申上げたようなアメリカの射撃場等についての水路の告示的なものはどういうふうに通報しているか、立入禁止区域というような言葉を使っておる、その点はどうですか。

○政府委員（楠本正康君）　私どもとしては航路告示というものを以ちまして、これは国際水路会議の決議事項中にあるのでありますが、これで国によってはここにございますが、こういうもので月刊で出しておりますが、私のほうとしては週間に出している。なおその都度私どものほうの無線、ＮＨＫの放送を通じまして、その都度打合わせることになっておるわけであります。

○曾弥益君　何という名前ですか、何区域、それは立入禁止区域、デインジャー・ゾーンですか。

○政府委員（楠本正康君）　常時のと一時のとあって危険区域という言葉を使っております。

○曾弥益君　危険区域、おかしいね。

○佐多忠隆君　そこで今の危険区域を告示する場合には、海上保安庁はその航路告示ですか、水路公示ですか、そういうものによって公示しておられるでしょう。今の申入をすべきだという海上保安庁のお話はそういうこともやるけれども、最も直接の利害関係の深いところには、単に一般的に告示をするだけでなく、その国に直接にやはり通報を受けたいという要求だろうと思うのです。そういう要求の申入は何ら取計らわれていないのじゃないか。或いは又さつきの第三点の直接の警戒通報をやってくれというようなお話でも、これも一つ〳〵の船について、直接に何か警戒の通報の措置をアメリカ側からとつて来るというようなお話じゃないかと思いますが、そういうことは何ら今までもなされていないし、今度もなされていない。未だなされていないのですが、さつきなされているようなお話ですが。

○政府委員（小瀧彬君）　今まではそういうことの申入をしたことはございません。だが併し今度はそういう申入をしまして、先方もあらゆる警戒措置をとるということを申しているのであります。

○佐多忠隆君　さつき申入をされたのは、三月十六日の申入は、実情とそれから警戒措置について、どういうことをやつたかということについて通報してくれという申入をされただけで、さつき海上保安庁が言つたような要求としての申入は何ら正式な御報告はない、ただいろ〳〵話合には出たということはおつしやつていられる。

○政府委員（小瀧彬君）　御指摘のように先ほど申ましたのはその事実を追求したわけであります。その後については書面として申出たことはございません。が併しこれは非常に不用意な申入をして、その結果却つて日本の漁船を危地におとしいれるというようなことがあつては大変でありますからして、よく検討し、今海上保安庁から指摘されたような点もその都度向うへ対して、東京の米国大使館を通じて話しておりまするし、在来の日本大使館へも電報でいろ〳〵申してやりまして、個個の問題をできるだけ速かに、そして過ちのないように解決して行くという措置をとつておるのであります。今の三点は実は最も皮相的な問題でありまして、それ以上に例えば話に乗つておりますす一つの問題をとりまするならば、まぐろの漁期は十一月から四月ごろまでであるから、そういうときを除くのも一つの考え方であります。いろいろ考え方がありますので、そうした点を詳細に話合つて、できるだけ危険の少いような方法、而も漁業を害しないような方法を考えて、そうした話合を進めておるというのがこれまでの経過であります。併しもつと正式な形において申入れする意向があることはさつき申述べた通りであります。

○佐多忠隆君　先ほどのお話によると、今あなたがたが正式に申入をしようとしていろ〳〵検討をしておられるのは、危険区域の拡大に関連して、日本側においてどういう影響があるかということをもう少し正確に測定をし、判断をし、それに基いて今の区域の問題なり、期間の問題なりについての正式な申入をしたいというお話だろうと思うのです。それはそれでいいから大いにうんと検討していい申入をして頂きたい。併しその前にそういう危険区域が拡大されようと、されまいともつと基本的に申入れなければならないのがさつき海上保安庁が言われた三点なのじやないか。それに対してもう少しつかり明確に、正確に、厳格に申入をされるなり、交渉をされる必要があるにかかわらず、それをうやむやにしておられるのはどうも納得が行かないのだが、それに対してどういうふうに措置されるのかということを聞いているんです。

○政府委員（小瀧彬君）　うやむやにしているのではなしに、この三点というのは日本側の満足するように殆んど解決せられつつあるということを申上げたわけであります。

○佐多忠隆君　従つて直接に警戒通報をその都度やるというようなことはちやんとそういう了解はできているんですか、どうも海上保安庁の要求とあなたのお答えとは違つていると思う。意思の疏通のできない、はつきりしていないようなことでお扱いになつていることが我々に対しては合点の行かん点なんです。

○政府委員（小瀧彬君）　今書面は持つて来させることにいたしますが、十分警戒措置をとるということは向うのほうからはつきり申して来ているのであります。

○佐多忠隆君　それじやその問題はあとで書面が来てからいたしますから。

　この危険区域の設定の問題ですが、これは公海における演習と同様に扱つて、合法的なものだと思うというようなお話ですが、併しそれは御説明にもありましたように、十分の警戒措置をとるということと同時に、公海の自由がそれによつて著しく害されない場合だと思うのです。ところが今設定をされている危険区域なるものは二十六年の二月十日に設定された。告示されたというやつ、或いは二十七年十一月一日、これは同じでしようが、更に範囲拡大がされた二十八年十月十日等々の区域の設定の仕方は、区域自体が非常に広範であるのみならず、期間が非常に長いために、これはもう公海の自由を著しく害していることは余りにも明瞭なんですね。その辺をどうお考えに

なつているのか、どう扱われるのか。

○政府委員（小瀧彬君）　この危険区域が非常に大きくなつて、日本の漁業に重大な影響を与える、又とつた魚が非常にもう食料に供せられないというふうなことになればこれは重大問題でありまするから、これに対処する措置が余然ないとすればやめてもらうということも当然考えなければならん点でありますが併し、先ほど高良さんにもお答えしておりますように、十分なる警戒措置がとられ、そうして非常に広範な、重要なる漁場を抑えるというようなことがないとすれば、一方においては日本は自由諸国家と協力して防衛力を増強しようという立場にあるわけでありますから、そうした面の要請というものとよく勘案して、そこに妥当な方法が見出されなければならないだろうと存じますが、そういう意味で今この危険区域というものがどれだけ本当に影響があるか、又如何にしたならば一番警戒をよくし、被害を少くし得るかというふうな点を研究している実情でございます。

なお先ほど私が申上げました点は、この十九日に危険区域拡大の布告をいたしました際にも、アメリカ側はこの布告の中ではつきりと述べているのであります。あらゆる可能な警戒措置は人命財産に被害を及ぼさないようにこれを実施する考えであるということをまあ最後の章で申述べております。このように最初から米国のほうへ私らが警戒措置のことを申述べると同時に、そうした意思を伝えましたからして、米国のほうでも十九日にすでにこうした声明を発したというような、状態でありますので、この点は十二分にアメリカ側へ伝わつているということを御了承願いたいと思います。

○高良とみ君　関連で申上げてみたいのですがよろしうございますか、先ほど御説明のあつたことを少し御拡大になつたようでありますが、そうするとお伺いしたいのは、水爆を使うことは自由諸国の防衛目的なんですか、それを而も日本の外務省が水爆を使うことは日本もその自由諸国であるから戦力を持たざるというその日本の憲法下における外務省がその水爆も又これも防衛措置として認めて、これには何にもいらないのだという考えに非常に拡大解釈があると思うのです。そこが私は日本としてはやはり限度があると思う。それを私伺つては非常に心外だと思うのですがね、どうです。そうしてアメリカでさえも人命というようなことを言つて来ているのですが、すでに戦略地域ということが私にはのみこめないものでありまするけれども、水爆を使うこともこれ又自由諸国の防衛なりというお説は今そういう方針なんですか。木村長官その他も本会議でも或いは予算委員会でも水爆は持たないつもりです、水爆についてはアメリカとも別に話合はありませんということで、私は日本じや水爆或いは原爆の使用に対しては、まだ日本としてこれが人道のためになるかどうかというようなことはまだきめていないのじやないかと考えておつたのですが、今御説明伺つてよくわかりません、どうです。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が水爆を使おうということでなしに、アメリカ側がこれを実験することについて危険が非常に大きい場合はいろ〳〵考えなければならない問題があり、いろ〳〵申入をしなければならないが、併しこの点については今検討中であるということを申上げたのでありまして、日本が水爆を使うということを申したのではございません。

○高良とみ君　勿論それは日本が使うものではない、持つていないでありましようけれども、それがこの自由諸国の防衛上であるからこれに対して何ら世界にも発言することはしないという、もうそれについて方針きまつたのですか、それとも御研究中なんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　アメリカの領土内において、或いはアメリカの統治している地域内においてこの種の兵器を実験することを完全にやめてもらいたいということは、日本の立場として現在原子力の国際管理というものが行われておらない現状においては申入れるべき筋合でないという点においては、これは政府の一致しておるところであります。ただその危険が先ほどから申しまするように非常に大きく漁業に影響があるという場合についてはその危険或いは被害というものをないようにして、できれば皆無にするような方法においてはつきりしてもらいたいということはこれは当然でありまするけれども、全部その実験をよせというようなことは我々としては申入れがたいという立場にあるわけであります。

○委員長（佐藤尚武君）　お諮りいたしますが、本会議のベルがなつたのでありまするが、我々のこの委員会は本会議中に開会の許可を得ておりませんので、本会議が始まりますと同時にこの委員会は休憩にしなければならんことになります。そこでお諮りを申上げたいのでありまするが、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります

ないかということをここできめて頂きたいと思います。

○曾祢益君　それはどこが主催になるのですか。こつちから申込むのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　厚生委員会からです。

○曾祢益君　こつちへ申込んで来たのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　そうです。

○曾祢益君　そうすればこれに反対する理由はないと思うから、連合委員会に賛成していいのじやないかと思います。併し現実に外務大臣が出られるかどうかわかりませんけれども、外務大臣のことを顧慮して明日はできないと認定する必要はないと思うから、朝外務委員会を開いて頂いて外務大臣を呼んでやる。それからそのあと、或いは午後に連合審査会を開く。こういうふうにおきめ願いたいと思います。

○委員長(佐藤尚武君)　そういうことでよろしうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに御決定を願います。

○高良とみ君　私の質問はまだ継続させて頂きますように、できましたら明日朝外務大臣来られたらすぐ……。

○委員長(佐藤尚武君)　時間が許せば……。時間が許さなかつたらそのときに又御相談申上げます。

ついでに申上げます。御参考までに申上げますが、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案は衆議院では外務委員会に付託になり、参議院では法務委員会に付託されました。本件について法務委員会と連合委員会を開く必要があるかどうかもお諮りしたいと思います。

○曾祢益君　これは開いてもらいたいですな。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君)　それでは法務委員会との連合委員会を開くということに御決定を願つたものといたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時四十六分散会

三月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願(第一九〇一号)(第一九三一号)

第一九〇一号　昭和二十九年三月十二日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内
安永沢太

紹介議員　松岡平市君　杉原荒太君

海外抑留同胞の積極的引揚促進対策として、(一)抑留当事国に対し具体的引揚の交渉を実施すること、(二)中共引揚打開のため中国紅十字会代表を招請すること、(三)調査究明業務の強化及びこれに伴う経費を確保すること、(四)政府の一方的推定に基く死亡処理を中止撤回すること、(五)南方各地域及び南朝鮮等における残留者を調査する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三一号　昭和二十九年三月十六日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる

紹介議員　村上義一君

この請願の趣旨は、第一九〇一号と同じである。

昭和二十九年四月十四日印刷
昭和二十九年四月十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院外務委員会会議録第十三号

昭和二十九年三月二十九日（月曜日）午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長　佐藤　尚武君
理事　園　伊能君
　　佐多　忠隆君
　　曾祢　益君
委員　鹿島守之助君
　　西郷吉之助君
　　杉原　荒太君
　　梶原　茂嘉君
　　高良　とみ君
　　羽生　三七君
　　加藤シヅエ君
　　鶴見　祐輔君
政府委員
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省アジア局長　中川　融君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本　正康君
水産庁次長　岡井　正男君
海上保安庁次長　島居辰次郎君
郵政省貯金局長　小野　吉郎君
事務局側
常任委員会専門員　神田襄太郎君

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○国際情勢等に関する調査の件

（ビキニ被爆事件に関する件）

○連合委員会開会の件

○委員長（佐藤尚武君）　只今より外務委員会を開きます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言をお願いします。……別に御発言もないようでありまするから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでありまするから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤尚武君）　それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤尚武君）　全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりまするから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

佐多　忠隆　　梶原　茂嘉
鹿島守之助　　加藤シヅエ
羽生　三七　　杉原　荒太
西郷吉之助

○委員長（佐藤尚武君）　次にビキニ被災問題を議題といたします。本日は本件に関し御出席を頂いておる政府委員は、外務省小瀧政務次官、厚生省公衆衛生局の楠本環境衛生部長、それから海上保安庁の砂本警備救難部長及び島居次長もおいでになつております。では本件について。

○曾祢益君　議事進行について。この間の委員会では、二十七日若しくは二十九日にこの委員会を開いて、只今おつしやつたようにビキニ問題に関して外務大臣に来てもらつて、そうして質疑をしようじやないか。それから特に三十日には厚生その他の各委員会からの連合審査の要求があるので、なし得るならば当委員会としてはその前に外務大臣に質疑をしたい、こういうことできまつたと思うのです。そこでこれは私の了解では、政務次官を前に置いて悪いですけれども、我々の意思としては、外務大臣に都合して来てもらい、外務大臣に対する質疑という点に相当重点があつたように思う。従いまして、今日は外務大臣がどうしても来られないのかどうか。来られないとすると、実は新事態でして、果してこの委員会として外務次官に御質問をするということの意思がきまつておつたかどうかという点が問題になるのでありまして。その点はどういうものですか。

○委員長（佐藤尚武君）　お答を申上げますが、最初の、この前の委員会で最初の意見交換のときには、確かに今曾祢委員が言われたごとく、外務大臣に来て頂いて、そうして意見を交換する、或いは質問するということが必要である、こういうような御意見でありました。ところがそれから先だん〴〵委員会における意見交換が進んで、そうして公聴会のあとの正式の委員会と言えるかどうか存しませんが、そのときの意見交換では、むしろ今までの経過がどういうことであつたのか、例えば果して日本の被害漁船が危険区域外にいたのかどうか、若しくはその被害の状況はどうなんだというような、そういう事実問題についてしつかりした説明を先ず聞かなければなるまい。そういうことで、然らば外務大臣を今つかまえるということは非常にむずかしいときでもあるからして、それならば外務省なり厚生省なりの専門のかたがたに来て頂いて説明をして頂こうじやないか、こういう話にまとまつたと私は了解しておるのです。それで今日の委員会になつたわけなんですが。外務大臣は今聞きまするとと、衆議院の外務委員会におけるMSAの問題が今朝から引続いて、午後の二時から又あることになつて、そうして今朝ほどは副総理と外務大臣がそちらに出ておられたそうでありまして、午後も引続きそうだろうと思うのであります。従つて、外務大臣に今すぐここへ来てもらうということは殆んど困難だと思います。今小瀧政務次官のお話では、外務省のアジア局長とアジア局第五課長が今すぐ来るということであります。

○曾祢益君　私委員会に必ずしもずつと出ておりませんでした関係上、委員会として、今お話のように外務大臣の問題は別として、政府側からの実情報告を聞こうというおきめになつたならば勿論それに異存はございませんが、私の了解と違つていたように思いましたので、ちよつと伺つたのです。それは委員会の御意思ならばそれで結構でございまして続けてやつて頂いていいんですが、やはり外務大臣が今日出席できるのかできないのか。それから明日の連合審査のことは、明日といいますか、連合審査の要求に対しては委員会としておきめになつたのですか。

○委員長（佐藤尚武君）　それはこれから……。

○曾祢益君　それの際にこの前のこの委員会の意向として、連合審査は結構であるけれども、委員会として外務大

臣に質問したいという点は残つておると思うのです。今日のこの政府委員からの説明聽取のほかにですね。それとの関連においてこの問題を考えて行く必要があろうかと思います。従いましても一遍申上げますと、政府委員からの説明聽取には、そういう経過ならば異議は申立てません。併し今日外務大臣が出られるのか出られんのか。何時頃なら出られるのか。出られるなら今日外務大臣に対する質疑をやつて頂きたい。そうでないとすればそれには外務大臣が出てやるのかやらないのか。若し出てやるというなら、やはりこの前の委員会の意思のように、その前に外務委員会として、外務大臣が今日来られなければ明日でも、先にやるのが順序ではないか。その点を一つお諮り願いたいと思います。

○羽生三七君　私も曾祢委員と大体同感でありまして、今日は外務大臣が出られなければ小瀧政務次官その他政府当局者から、この政府のとつておる態度なり、或いは被害の実害の状況なり、そういう事務的な報告を承わることに異議はないわけです。それを済ましたあと、本日の外務大臣の予定、或いは明日の予定を承わつて、他の関係委員会からの連合委員会を開く前に、外務委員会としての態度を、外務大臣出席の下に決定した上で、連合委員会に臨むほうが筋だと思いますので、只今の曾祢委員の動議については、我々も大体同感であります。

○委員長(佐藤尚武君)　皆さん只今曾祢委員並びに羽生委員からお聞きの通りの御意見でありますが、皆さんがたもこれに御異議ないと思いますが、如何でございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに取計らうことにいたしまして、今すぐ外務大臣が本日何時頃こちらに出席ができるかどうかということをつきとめ、それから明日厚生委員長が主となつて開かれまする連合委員会に先立つて外務委員会を開くということ、そこに外務大臣の出席を求めるということ、これだけを一つ直ぐ交渉してみたいと思います。

○佐多忠隆君　ただ今日出席できるかできないかを都合を聞くのでなくて、今日調整さしくりしてこつちにも出てもらいたいという要求をして頂きたいのです。もう今朝からずつと衆議院ではやつておるのだから、すべて衆議院が今日終日独占をしなければならんということもないだろう。その点は適当に調整してこつちにも必ず義務として出てもらいたい。それを要求して頂きたい。

○委員長(佐藤尚武君)　但し、その要求も結構でありますけれども、私が多少のゆとりを持たなければなるまいと思いますことは、衆議院の外務委員会では本日朝からMSAの問題をやつて今日中に委員会として上げたいという意向の下に集つておるようでありまして、午後も討議を継続するということでありますから、にできるだけ練合してこちらにも出てもらいたいということぐらいならば結構だと思いますが、是非こつちにも出てもらいたいということであればどうかしらと思いまして、多少のゆとりを持つておきたいと思うのであります。ということは、朝から向うはやつていて、そうして継続しておるのでありますからして、そうして問題が問題だけに、無理にこつちに来てもらうということもどうかと思いますし、そういう点で衆議院との間にいざこざの起きることも余り好ましくないと思いますから、できるだけこちらにも都合してもらいたいということぐらいで御了承を得たいと思いますが、早速それでは……。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君)　それでは速記をつけて下さい。事実問題を先に説明して頂くことにしまして、海上保安庁島居次長から事の経過を御説明を願いまして、それからあとで外務省側に対してアメリカとの交渉の経過等についての御説明を願いたいと思います。どうぞ島居海上保安庁次長お願いいたします。

○政府委員(島居辰次郎君)　それではもう御存じかと思いますが、一応重点だけ簡単に御説明いたします。ビキニ環礁附近の立入禁止の問題につきましては、従来三回に亘つて私のほうから航路告示で注意をやつておるのであります。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回は昭和二十七年十一月一日であります。これは北緯十度十五分から十二度四十五分まで、東経百六十度三十五分から百六十三度五十五分まで。第三回は昭和二十八年十月十日でありまして、これは少し東のほうに拡大されまして、北緯のほうは同じでありますが、北緯十度十五分から十二度四十五分、東経百六十度三十五分からこれが拡がりまして百六十六度十六分、こういうふうな立入禁止のことを航路告示で発表しておるのであります。そこで今度の事件のことでございますが、この第五福龍丸の一番重要な点は、遭難した位置がどこであつたかということが最大重点問題でございますが、これは私のほうでその航海日誌、天測計算いたしたものと、漁撈日誌及び乗組員の供述を総合いたしまして慎重に調査したのであります。これは三月一日の午前三時四十二分現地で天測を行なつております。その直後十分間北東に航走いたしまして、機関を停止して約二十分間漂流したときに閃光を認めていますので、丁度午前四時十二分頃と推定いたしておるのであります。この遭難のつまり閃光を認めました位置はおおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一というふうに決定いたしたのであります。そこで、この位置の決定は、天測をやりました漁撈長、これは非常に熟練な者でございまして、その速度の練度というものは非常に正確であり、又時計とか或いは天測を実施いたしましたときの天象とか気象の状況も申分のない明け方のときにやつたのでありまして、非常にいい状況であります。又その天体とか或いはすべて次体通常測ります好条件のときにやつてあるので、この天測の状況は確実なものと認められます。又その天測の計算も改竄したかどうかという点につきましても、改竄した痕跡もございませんので、信用を置けると我々も発表したわけであります。これが重大な問題でございまして、その後これに関連いたしまして、私のほうといたしましては、外務次官宛にその第五福龍丸の遭難の調査を報告いたしますと同時に、次の大体三項目に亘りましてアメリカ側のほうへこういう要望をしてもらいたいということを申出ておるのであります。その第一は、米国が太平洋諸島信託統治協定の条項によりまして立入禁止区域を設定した場合は、又公海に危険区域を設定した場合には通報を受けるように措置する、第二は危険区域が予想外に今回のように広い範囲であるように考えられますので、アメリカ側が試験を実際に実施する場合には、あらかじめ直前でなくて、十分に余裕を以て通報を受けるように措置してもらいたい。第三番目には、アメリカが試験を実施する場合には、危険が予想される海面に所在する船舶に直接警告を発する万全の措置をとるように要請してもらいたい、こういうふうな希望を以ちまして、外務省のほうへ報告しておるようなわけであります。

その後、先般来第五福龍丸について安藤国務大臣を議長といたしまして善後処理の委員会ができたのであります。海上保安庁のほうといたしましては、重要なる使命は今までの位置でございまして、果しておるのでありますが、今後の問題といたしましては、現在船舶が焼津におりますが、秘密保持の関係もございますし、これは将来大体文部省の研究の対象として文部省のほうで買上げになるというふうな方向に向いておるようでありますが、この船をいつまでも焼津に置くわけにも参りませんので、どこかへ持つて行かなければならないということでありますが、これは文部省のほうでいろ〳〵お考え頂いて、そのときには私のほうとしてできるだけ御協力を申上げたい、こういうふうな関係なのであります。以上海上保安庁に関係いたします重点

のあるところをかいつまんで申上げたようなわけであります。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでの経過は大体御承知と思いますが、順序として申しますと、三月の十六日に在京米国大使館及び在米井口大使を通じまして、この事件についての先方の承知している実情及び当時如何なる警戒措置をとつておつたかということについて照会いたしておるのであります。その翌日になりまして、まだ関係各省から確報がないから正式の回答はできないが、できるだけ速かに調査の結果日本側へ通報しようということを言つて参つたのであります。併しその後、中間的に先方が調べました結果によつてどの程度まで魚類に被害が及ぶかとか、海流がどうとかいうような点、新聞にもすでに発表せられたところでございますが、これは、二十四日に参つております。同時に新聞にも発表いたしたのであります。それ以外詳細はまだ日本側に届いておりません。この十六日の申入につきまして、翌日十七日にこれも本会議ですでに御報告申し上げたと思いますが、ハル司令官から大臣宛に医療とか或いは病院の施設の利用とかするというような点については十分協力しようという申出がありましたし、アリソン大使からも同様な申出が外務省に対して行われ、同時に日本の調査には十分協力する意思があるから、必要な点を申出してもらいたいという趣旨のことを申して参つたのであります。同時に又国務省の声明といたしまして、若し米国側に責任があるということがはつきりすれば、十分補償をする用意があるということも井口大使を通じ、又在京大使館を通じて日本側に申して来た次第でございます。それから十九日には、これも今論議の対象になつております危険区域の拡大につきまして、先方で声明いたしますると同時に、在米日本大使館を通じ、又当地にあるアメリカ大使館を通じて、この危険区域拡大の通報があつたわけであります。その後先方からアイゼンバッド博士がやつて参りまして、先ほどの報告にもありましたように、二十四日から日米間でいろ〳〵話合をするということになつて参りまして、更に土曜日二十七日には日本側でいろ〳〵調査いたしました結果を書き物にして奥村次官からアリソン大使にこれを通報し、そして日本の船舶が明らかにこれまでアメリカの示しておつた危険区域の外にあつたという点も明白にし、これを同時に新聞にも公表いたしたのであります。先に申しました危険区域の拡大につきましては、いろいろその影響するところが大きいので、関係各省又専門家とも話合いまして、日本側の漁業がどれだけ影響を受けるか、又如何なる措置を米国側に要求すべきかということもいろ〳〵検討せられておりまするので、この点につきましては随時在京の米国大使館にも日本側における審議の状況を伝え、そしてこの危険区域が成るべく日本の漁業に悪影響を与えないように区域を最小限度にとどめる。又期間も最小限度にするように、又実験の行われる前とか、或いはその後も成るべく早い時期のうちにこれを解除するようにというような趣旨の希望のあることも十分向うに伝えております。が併し、もつと正式な形においてこの点を取上げるべく、外務省としては十分準備を整えるべく検討いたしておりまするから、こうした正式の申入れも近くこれを行うようになるだろうというのが現在までの経過の概略でございます。

○委員長（佐藤尚武君）　一応の御説明を承わりましたが、両政府委員に対しての御質疑のおありになるかたはどうぞ御発言をお願いいたします。

○園伊能君　政府委員に一つ伺いたいと思いますが、この漁場の御説明の点に関連いたしまして、従来アメリカが太平洋信託統治区域でやつております原爆の試験というものは、どういうまあ国際的了解と言いますか、或いは国際公法上の形において行なつているものでございますか。その辺御説明できたら伺わして頂きたいと思います。

○政府委員（小瀧彬君）　この太平洋における米国の信託統治地域で閉鎖区域が設けられましたのは一九四七年であります。これは先方も一応一九五二年の九月の十八日に日本側に対して、あの危険区域に入つて来る船もあるようだが、注意させるように通報してもらいたいという日本側に対する文書の中でも指摘してありまするように、旧日本委任統治諸島に関する米国信託統治協定の第十三条を引用しているのであります。併しこれはクローズド・エリアの問題でありまして、私どもが今非常に問題にしているところの危険区域というものは、閉鎖区域を設けまして、この戦略地域において御指摘の原子実験が行われる際、その近辺が危険であるということから一種の予備的な警告の意味を以て一九四八年に米国が設けて、これを国際水路会議の規定に基いて各国へ通報するということにその端を発しているわけであります。これのアメリカの統治区域においては、アメリカとしては絶対権を持つているという関係から、そこにおいて殊に戦略、区域としてこれを使うようになりましたから、その実験においてはできるだけ危険が漁業とか或いは航海する船舶に及ばないような措置を講じつつ、そうした実験をするということになりますれば、あたかも海軍が公海上において演習をする場合と同じようなものとも考えられまするので、これに対しては米国としては当然権利を持つていると解釈して差支えないだろうと考えます。併し原爆の実験は海軍の演習などと違つて非常な大規模のものであり、又その及ぼす影響、その危険というものも非常に大きなものでありますから、これを過去の例にとつて論ずるということは非常にむずかしいと思いますけれども、とにかく十分な警戒措置をとり公海の自由を著しく妨げるというような方法でなければ、これまでの演習とかいうような例から考えましても、直ちにこれは不当であるというようなことは主張しにくいだろうというように私どもは解釈しております。

○園伊能君　今の場合の公海における演習、まあそれに類似したケースとお考えになつているようでありますが、その場合そのことが信託統治区域においては合法であるとして、その通報というものはどうして発せられているのか、これは国際水路会議というようなものに通告することによつて世界的通報として成り立つものでありますか、その点はどうですか。

○政府委員（小瀧彬君）　普通のこの種の危険については、国際間の慣例として水路会議というもので各国へ知らせる。日本にも過去にいろ〳〵例もあるようでありますが、こういうやり方をしております。但し本件に関して十分な警戒措置がとられたかどうかということにつきましては、私どもも非常な疑問を持つておるものでありまするから、従いまして去る十六日に米国側へ出しました文書においても、一体如何なる警戒措置をとつておるか、危険区域があるということは日本側にも通報されており十分承知しておりますけれども、それだけでは十分でないと思うので、如何なる警戒措置をとつたかということを突つ込んで聞いておるわけであります。当時新聞等ではB29が飛んでいたとか無電を使つて通告したはずだとかいうように報じておりますけれども、これに対してはつきりした正式の回答は参つておりません。危険区域というものは一種の第一次的な通告の意味を持つておるものであつて、それで直ちに十分なる通告が与えられておるというように解釈すべきでないという外務省としての考えを持つております。

○高良とみ君　その信託委任統治地区であるから、特にこれに関して閉鎖区域を宣言する特権があるというように、それは二つ結び付けて考えてよろしいのか或いはどこでも自分の水域なり何なりにおいては、やはりそういうクローズド・エリアを作ることは公海のどの海上であつても海軍の演習と同じようにできるのか、その点御説明を願います。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域を設けましたときには、アメリカ側は国連の安保理事会のほうへも通報いた

しております。これはどこの国でも国内で演習が行われるような、まあそれと比較するのは穏当を欠くかも知れませんが、平時における演習と同じような意味を以ちまして、その領土内で行われたものというふうに見て差支えなかろうと存じます。行われるところはその領土内で行われたものでありますが、それが公海を非常に大きく危険にする、例えば太平洋が全部非常な危険にさらされるというようなことになれば、これは勿論不当であるというべきであり、殊に他の国、第三国に重大な影響を与えるということになれば、それの妥当性についてはいろ〳〵論議すべき点があるだろうと思いますが、米国からの情報によりましても、あの際は予想以上の爆発をしたのだというようにも出ておりますので、最初はそれほど広い公海に向つて危険が生ずるということは予期しないで実験したものではなかろうかというふうに考えております。

○高良とみ君　少しあとに戻りますが、日本が信託委任統治をしていたときでも、クローズド・エリアを宣言していたものでしょうか。そから第二には、それを一九四七年に宣言したときに、安保理事会へ報告したということは、そのクローズド・エリアを作る場合には安保理事会がこれを承認するとそれができるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　国際信託統治制度というのがございまするが、その八十二条に戦略地域に関する規定がございます。それから八十七条の規定もございまして、これは戦略区域に関して安全保障理事会の任務がございまするので、この規定に基いて安保理事会のほうへ通告したということになるわけであります。

○高良とみ君　そうすると、その戦略区域というものをもう少し御説明願いたいのです。それは半永久的なものか、永久的なものか、一時的なものか。

○政府委員（小瀧彬君）　この国際信託統治制度の考えから言えば、これは永久的な考えであろうと存じます。八十二条では「いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の一部又は全部を含む戦略地区を指定することができる。」こういうように書いてあるのであります。

○高良とみ君　そうしますと、それは指定すると共によその国の船舶はその地域は通つてはいけない、クローズド完全に閉鎖した地域であると了解してよろしうございますか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖地域に対しては一応国連の委員会のメンバーも入つて行けない特別な許可を得なければならんということになつております。それは併しその領土領海に関するものでありまして、私どもが今問題にしておる危険区域のほうはその周辺を取巻く所、今度拡張いたしましたけれども、その前に最初に設けられました危険区域は、東西が二百マイル、南北が百五十マイルのものであつたのであります。これは入つてはならない、外国人の入るのを排除するような区域ではないが、危険だから注意してもらいたいという趣旨のものでありまして、排他的な権利、国際法上の権利を主張するというような趣旨のものではなく、先ほども申しましたように警戒してもらいたいという区域、という意味においてこれだけの水域を危険区域と指定したものと理解いたします。

○高良とみ君　そうしますと今度の拡大区域は、ほかのことはおいておくとしても、すぐの問題で、それはやはり安保理事会へ通告した範囲よりは遙かに広くなつておるわけなのですが、それに対しては国連は何も発言権がないと考えていいのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　先ほども申しましたように、閉鎖区域というのはこの危険区域の中にある極めて小さな部分でありまして、この危険区域について安保理事会へ通報したと申したのではございません。閉鎖区域へ戦略区域を指定してそれを通報したというだけでありまして、この一九四八年の場合でも危険区域については別段国連の安保理事会には通報していないはずであります。同様に今度もこの拡大された危険区域についても安保理事会への通報ということはなかつたはずでございます。

○高良とみ君　そうすると一つ〳〵問題を片付けて行きたいと思うんですが、いわゆるその閉鎖区域に入つていたという疑いの下に、何かスパイではないかというような声が一部に起つたと考えていいですか。それとも危険区域といつた中へ入つたからそういう声が出たのですか、どちらですか。

○政府委員（小瀧彬君）　この閉鎖区域のほうは入つたはずはないのであります。これは非常に危険な所であるし、又向うも入れてくれないはずであります。スパイ云々というのは一部と申しまするか、アメリカの議員でそういうことを発言した人もあるようでありますけれども、少くとも閉鎖区域へ入つたということを疑つたためではないものと私どもは考えております。

○高良とみ君　そうしますと、国連の原子力委員会はこれに対して今までどういうふうな見解を或いは何か意思表示のようなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員会のほうがこれにもつと重大な関心をもつているのか、どちらだつたでしようか、お伺いいたします。

○政府委員（小瀧彬君）　御承知のようにこれまで国連には原子力委員会というものございましたけれども、一九五一年からは原子力委員会というものでなしに、軍縮委員会というのがこの原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありますので実際上はこの委員会というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませんけれども、第八回の国連総会でもこの軍縮委員会の下に小委員会を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありますが、今後情勢の進展に応じましてそういうことを取扱うようになるかと思いまするが、今までのところは国連においてはいろ〳〵バルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりません。殊にビキニにおける実験というものはアメリカの原子力委員会が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつているのでありまして国連とは直接関係はないのであります。

○高良とみ君　そうしますと、最後の結論的な問題なんですが、この原子力の国際管理を希望するという声が日本の国会から出るとしますと、これに対して同調的な声を出し得る方面と、それからもう一つはソビエット圏のほうの原子力兵器の禁止ということの線が英国その他からもいろ〳〵出ているようでありますが、若しもこれに対して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するというふうな場合には、日本がそのどちら側かの原子力の処置についての要望をするというようなことは国際的に非常に影響するところが多いと思いになりますか。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が国連のほうへ申出るということになれば、これは国連の事務総長のほうへ申出るということになるわけであります。が併し日本は国連の加盟国でもございませんので、そこで直接発言するということは期待できませんが、併しこの国連の委員会でどこが取上げるかということになれば、若しそういうように国連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具体的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員会というほうに付託されることになるだろうと存じます。が併しこの問題で最も大きな発言力を持つておりまするのは安保理事会のメンバー、理事国と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、従来原子力に関する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだろうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君　これは情報として伺いたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの当局とが原子力のことについて平和的利用か何かそれについて話合をしているわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

うことはよその国同士の話合であるから、今後ジュネーブの、或いはその他のアイゼンハワーが申出したそのことについての結論はなか〳〵前途遼遠で、直接の実験などにも両方の話が歩み寄ることはできないというようなお見通しですか、どんなでございましょう。

○政府委員（小瀧彬君）　我々といたしましては勿論米ソ間に話合がつきまして、先ず平和的に問題が解決されるようになつて原子力というものが国際管理され、大量殺りくのための兵器というものが使用せられないようになることを熱望してやまないわけでありますけれども、今米ソ間でどの程度に話が進んでおるかということについて在外の公館からの情報にも新らしいものがございませんので何とも申上げることができません。

○高良とみ君　そうしますと、もう私どもはこの問題はただ日本が国連に参加していないからというようなことで遠慮しておるべきでない。つまりそういう国際政治とか外交とかいうものになると人類の、まあ人道的な見地に立てばこの地球上に住んでいる誰もがこれに対してこうであつたからこんなふうに世界に訴えるという義務のあるものと考えておるわけですよ。それで、その点から言いまして、それは今国際情勢がこんなふうですからなかなかこれを受入れてくれる機関がないといたしましても、成るべくどちらの主張にもよらないような事実上素朴な、これら苦しんだ漁民その他の要望として、又原子力の連鎖反応などのことから考えても人道的に訴うべきだと思うのですが、これは、お伺いしたいのは何か新聞報道によりますると、せめるわけではありませんが、岡崎外務大臣の話に、アメリカがこの実験をしていることは、これは自由主義諸国の戦略上の必要からであるから、これに対して日本がとやかく申すべき筋ではないというような意向が外務省にあるのですか。

○政府委員（小瀧彬君）　原子兵器、大量殺りくの兵器というものが使用禁止になることはこれは我々も希望してやまないところでありまするし、御指摘のように人道的な立場から見まして是非そうしたいことを熱望するわけであります。が併しそういう話合がつかない際にこの自由主義国家群のほうにおいてのみそうした実験を禁止してしまうということになれば非常に片手落になり、そうするということは却つて戦争を誘発することになるかも知れないという虞れがある点を外務大臣は指摘されたものと存じます。双方でとめるならばいいが、片一方だけでやめてしまうということになれば今いろ〳〵平和的な気分が出たと申しましても、それがくつがえるかも知れないというのが私どもの考えであります。勿論現在のこの平和的なきざしが多少出ているということには、もとよりソ連の内情とか或いは衛星国のいろんな内部の関係というものもあるかも知れませんが、何といたしましてもNATOの諸国の協力が進みEDCというような機構が実現しようということになつているということが相当影響しているものと私どもは考えております。この際こちらのほうが全然国際管理方式もないのに一方的に防衛というものをなくしてしまうということになつたらば、却つて世界の平和を攪乱するようなことが起るかも知れないということが恐れられる、これが岡崎大臣の答弁の気持であろうと思います。

○高良とみ君　なお伺いますが、私どもはこの日本の水爆の被害については各国が随分注意しておると思うのです。併し英国あたりが一番反応がはつきり出て来ますが、日本から海外向け放送等は先日ちよつと調べたんですが、極く少しの線しか出ておらないのではないか。そこでその点どのくらいまで在外公館へもこんな実情であつたとか、或いは日本の海外放送を持つているNHKなどを通して相当な事実が世界各国へ知らされているのかどうか、その点お伺いしたい。

○政府委員（小瀧彬君）　言論機関とか放送の機関を政府はコントロールしておるわけではありませんから、それに指令することは勿論いたさないわけであります。が、併し正確なる情報を在外各公館へ流すように努力いたしておるのであります。今のお話では余り外へ出ていないようにおつしやいまするけれども、アメリカは直接関係国でありまするから相当いろ〳〵な日本からの情報が行つておるようでありまするし、ニュー・ヨーク・タイムスとかタイムズとかいうようなものもいろ〳〵書き立てているし、今度の事件に関連しては日本の機関を通じなくても、丁度日本に参つております多数の新聞記者等もございまするので、こういう連中が日本から相当報道いたしておるのじやないかと存じます。併し外務省といたしましては勿論できるだけ正しい情報を各在外公館へ送るように努力いたしておる次第でございます。

○高良とみ君　海外向けの放送のことなんですが、実際に電報や通信その他のものは出るにいたしましても、放送について一つ申しますならばそういう設備がないという点もございましようが、NHKに海外放送がありましてそのなかに余りないと了解いたしますが、それはほかにそういう施設はないと了承して間違いありませんか。そうすると、その他はもう自由な通信機関を通してやるよりほかに方法がない。まあ今度の場合のようなのは極く一部分でございますが、もつと危険なことが起つて来てもそういういろ〳〵な通信機関の人の手を通すよりはかに、国民が世界に日本の実情を訴えることはできないとしたら、NHKの任務は非常に大きいわけでありますが、そういう点についてどういうふうにしておられますか、伺いたいのですが。

○政府委員（小瀧彬君）　NHKは政府の宣伝機関でも何でもない独立したものでございまして、こうした問題に政府として干渉することはできない次第であります。

○杉原荒太君　さつき海上保安庁のかたが言われた外務省のほうに三つのことを申入れるということであつたが、それを聞いて私は随分驚いたんです。今更そういうことを申入れるということは非常に奇異に感ずるのです。そういう三つのことなどはとつくに初めからそういうことははつきりしておらなければならんことだと思う。どうしてそういうふうになつておるか。そうして又それについて外務省からどうされたという報告もなかつたが、一体今それはどうしているか。

○政府委員（小瀧彬君）　外務省では最初にも申しましたように、今海上保安庁から挙げられました危険海面への警告というようなこと、これなどは最初から当然向うがなすべきものと考えましてこの事件が起ると早速先方へ申入れました。三月十六日にもそうした点はすでに指摘いたしているのであります。その後もいろ〳〵特に又危険区域の拡大につきましては日本側として意見があるので、随時先方と話合をし、日本側のいろ〳〵の意向、特に漁業の保護、漁民の安全を期する、成るべく航海日数などが長くならないように、区域をできるだけ日本側に影響の少いようにという趣旨からいろ〳〵の申入れをしておることはすでに申述べた通りでございます。

○杉原荒太君　それからもう一つ、いわゆるこの危険区域というのは、つまりその実験をやるときだけ指定されておるというのじやなくて、一年中しよつちゆう危険区域として指定されておるものなのか。それからもう一つは、若し然りとせば、或いはそうでなくてもその区域の範囲は、前の原爆の実験をやつたとき、今度のは水爆と推定せられるのだが、その水爆実験とどう違つておるか、範囲、広狭ですね。

○政府委員（小瀧彬君）　こちらの希望から言えば、成るべく実験が行われるとき及びそれ以後実際の害がなくなる時期まで、できるだけ短い期間にしてもらいたいということは勿論でありますが、これまでの経験を申しますならば、一九四八年に向うが設定いたしました危険区域二百海里に百五十海里というのは、これはずつと今日まで存続したわけであります。但しその後拡張されまして、最初はエニウエトクの周

辺でありましたが、その後昨年の十月に至りましてビキニの区域をも含んでこの危険区域を大きくしたのであります。それで東西三百五十海里、それから南北は従来通りの百五十海里というふうに拡張されたのであります。が、併しこれは一時的なものでなしに、ずつとこれだけを危険区域とするということにいたしておりました。ただ今度通告して参りました危険区域は、それは六月までということになつておりますので、これは一応時期が限られておりますから、これまでの危険区域とは多少意味の違つたものの形式になつたわけであります。

原爆と水爆とその双方の実験の性質が違つた場合において、危険区域に対する取扱ぶりが違つたか、何らかの相違があつたかという御質問ですが、この点については今までのところずつと継続的に危険区域を指定しておりましたが、何らそうした別段の差違というものは私どもとしては認めることはできなかつたわけであります。

○杉原荒太君　危険区域の点はそうですけれども、もう一つ、今度現実に実験をする場合には、何月何日というようなことは言わなくても、或いは近く実験をするというようなことは通報があつたのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　これまでのところはそういう通報は全然行われておりません。

○杉原荒太君　そうしますと、つまり何らかのそこにこつちで認める徴候がなければ実験しておるかどうかもわからんのですね。そうしますと非常にそこに、わからんだけにいろ〳〵の危険性に対する臆測不安も非常に多いと思いますが、一方この点誰しも非常にまぐろというものに不安を感じている。これは必要な警戒はせねばならんと共に、不必要に不安を感じておるというようなこともあるのじやないかとも思うが、併し政府でその辺のところに対してどういうふうな今措置をとつておられるか、とらんとしておられるか。これは外務省の管轄じやなかろうけれども、そういうことは又はつきりとしたものが取れるものかどうか。

○委員長（佐藤尚武君）　申上げますが、厚生省の公衆衛生局の環境衛生部長楠本正康君が来られておりますからそちらのほうにお尋ね頂きたい。

○政府委員（楠本正康君）　お答え申上げますが、私どもは現在南方諸地域から入ります遠洋漁業の漁獲品につきましてはこれを五港に集結をいたしまして、国の検査官を派遣いたしまして逐次厳格な検査を実施いたしております。その結果現在まですでに百万貫余り、船にいたしまして九十隻余りを厳密に検査をいたしております。この結果現在までのところは、百万貫余りの漁類について何ら支障はありません。従つてかような点から考えますと、南方諸地域の魚というものがそれほど心配する必要はないんではなかろうかとかように考えております。

なお現在は精密な検査をいたしました結果、それ〴〵国の責任におきまして、安全を保証いたします検印をして陸揚をいたしております。従つて現在市販その他に出ております魚は全部検査済みの安全なものとお考え頂いて結構でございます。

○佐多忠隆君　どうもお話を聞いていてよくわからないんですが、もう一遍確かめておきたいと思いますが、海上保安庁から申入れられた三点というのは、特に第一はどういうことなんですか。ちよつとそれを伺いたい。

○政府委員（島居辰次郎君）　米国が太平洋諸島信託統治協定の条項に従つて立入禁止区域を設定した場合、及び公海における危険区域を設定した場合通報を受けるように措置する、こういう意味でございます。第二、第三申上げましようか。

○佐多忠隆君　いや、そうしますと、その場合に立入禁止区域というのは閉鎖区域のことなんですか。

○政府委員（島居辰次郎君）　さようでございます。ここの意味は閉鎖区域であります。

○佐多忠隆君　二十六年二月十日、二十七年十一月一日にさつきの御説明だと立入禁止区域としての告示があつたから、それに基いて告示をしたというお話のように聞いたのですが、その場合に立入禁止区域として扱われたのは閉鎖区域の意味でやられたのですか、そうでなくて危険区域として告示をされたのか、どつちなんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　立入禁止区域というのは閉鎖区域でありましたが、日本としては危険区域のほうを告示しているのであります。

○佐多忠隆君　そうすると勿論立入禁止等々としては扱つておらないわけですね、閉鎖区域というのは。その立入禁止区域というのはあいまいなんですが、どつちなのか、危険区域の場合のようでもあるし、或いは閉鎖地域の場合のようでもあるし。

○政府委員（島居辰次郎君）　これは原文ではデインジヤー・エリアだつたのですが、この航路告示においてはこの危険ということを強く考えて、私のほうで立入禁止という言葉は的確じやなかつたかと思いますが、そういうふうに当時使つているのであります。

○佐多忠隆君　そこに一つ問題があると思いますが、その問題は後にするとして、それだけ三つの申入をすべきだということを海上保安庁から外務省或いは連合委員会ですか、そこへ申入れられたと思うんですが、それに対して外務省はその通りにアメリカ側に正確に申入をされているのかどうか。

○政府委員（小瀧彬君）　今海上保安庁の指摘されました、例えば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからそうするということを言つて参つております。こういう話合をした都度日本にあるアメリカ大使館にいろ〳〵話合をして参りました関係もありまするので、三点のごときは直接警告を発する、安全の措置を取るということは向うでも取り行うということを言つて来ております。それからこの第二の点は後から行くようでありますが、あらかじめ十分余裕を以て通報を受けられるように措置するということも、これはもうすでに話合に上つていることでございます。それから第一の危険区域を設定した場合には通報を受けるよう措置する、事実これまで通報して来ているのでありまして、私どもの考えでは今の海上保安庁から指摘せられました以上のことを話合わなければ本当に日本側での希望していることを達成することはできないのじやないかというように考えられまするので、この三点のみならず、更にいろ〳〵な考慮いたしてすでに話合をいたしております。ただ併し正式な申入をいたしますのにはこれまでの調査の結果及び又先方で実験をする場合、ただ危険区域を狭くしろといつて万が一にも非常な惨事を繰返すようなことがあつてはいけないので、そうしたいろ〳〵な点を十分考慮に入れる必要がありますので、調査の進行と相待つてもつと具体的な申入をいたそうと現に検討中でありまするが、この申入は極めて近い中に正式にいたす考えでおります。

○佐多忠隆君　今のお話だと、海上保安庁からは申入があつたんだけれども、その一つ〳〵についてはすでにアメリカ側で措置をしているので、正式な申入等はしていないというようなお話だと思うんですがどうもそれは成るほど危険区域拡大の声明は六月までというような通報を最近にやつて来たかも知れないけれども、それ以外の通報というようなものはそう正確になされていないんじやないか。それから仮に向うは向うでどういうことをやつたにしてももつと速くこつちからそういう要求は海上保安庁の申入があるまでもなく、もつと外務省自体が遅滞なくそういう申入をしておらなければならなかつたはずだと思うんですが、そういう点非常に疑問とするところなんです。殊に第一点の海上保安庁の危険区域を設定した場合に通報を受けるというのは、これはどうもこの間からの説明によると何も直接に通報を受けているのではなくて、向うの航路告示ですか何ですか、そういうものがあつたのをば、ただ海上保安庁は好意的にそういう報告があるからといつて、こつちからの正式な通報は受けていないとい

うふうなお話、報告だったと思うのですが、そこは正確にはどうなんですか、先第一点。

○政府委員（小瀧彬君）　その通報は外交的なチャンネルを通じての通報ということになりますれば、この事件が起ります前までは一度一昨年あった以外は水路部の告示というものでやっていることは御指摘の通りであります。これは国際水路会議の規定によりまして、どこの国でも演習をやるときとか危険があるときは、随時世界各国に通報しなければならない関係があって、この規定によって通報が行われるわけであります。今度の事件が起りますまでは御指摘の通りであります。併し今回拡大せられるという際には在来の日本大使にも正式に通報して参っておりますし、又当地に大使館からも申して来ているというのがこれまでの経緯であります。

○曾弥益君　ちよっとその点に関連して、この海上保安庁としては、例えば日本の領海から公海に向けてこれはアメリカ軍がやっておることでもあるけれども、行政協定等に基いて射撃のあれなんかありますね。その危険区域がある。これらに対してはどういうふうに措置しておられるか、これは非常に大きな問題だと思うのです。信託統治協定第十三条の閉鎖区域というものと、いわゆる危険区域というものが何だか法的にごしゃ〳〵したようなあれで、国民に政府の公示に当っては、危険区域を立入禁止区域なんかという、何か立入ってはいけないというような、何か半面から言えば入ったらこっちが損だ、区域の設定した者には責任ないそと言わんばかりのことを公示するということであって、非常に適当でなかったことであって、非常に適当でなかったと思うのですが、それに対して日本側としてやるべき、日本の沿海から日本附近の公海に対しての、今申上げたようなアメリカの射撃場等についての水路の告示的なものはどういうふうに通報しているか、立入禁止区域というような言葉を使っておる、その点はどうですか。

○政府委員（楠本正康君）　私どもとしては航路告示というものを以ちまして、これは国際水路会議の決議事項中にあるのでありますが、これで国によってはここにございますが、こういうもので月刊で出しておりますが、私のほうとしては週間に出している。なおその都度私どものほうの無線、ＮＨＫの放送を通じまして、その都度打合わせることになっておるわけであります。

○曾弥益君　何という名前ですか、何区域、それは立入禁止区域、デインジャー・ゾーンですか。

○政府委員（楠本正康君）　常時のと一時のとあって危険区域という言葉を使っております。

○曾弥益君　危険区域、おかしいね。

○佐多忠隆君　そこで今の危険区域を告示する場合には、海上保安庁はその航路告示ですか、水路公示ですか、そういうものによって公示しておられるでしょう。今の申入をすべきだという海上保安庁のお話はそういうこともやるけれども、最も直接の利害関係の深いところには、単に一般的に告示をするだけでなく、その国に直接にやはり通報を受けたいという要求だろうと思うのです。そういう要求の申入は何ら取計らわれていないのじゃないか。或いは又さつきの第三点の直接の警戒通報をやってくれというようなお話でも、これも一つ〳〵の船について、直接に何か警戒の通報の措置をアメリカ側からとつて来るというようなお話じゃないかと思いますが、そういうことは何ら今までもなされていないし、今度もなされていない。未だなされていないのですが、さつきなされているようなお話ですが。

○政府委員（小瀧彬君）　今まではそういうことの申入をしたことはございません。だが併し今度はそういう申入をしまして、先方もあらゆる警戒措置をとるということを申しているのであります。

○佐多忠隆君　さつき申入をされたのは、三月十六日の申入は、実情とそれから警戒措置について、どういうことをやつたかということについて通報してくれという申入をされただけで、さつき海上保安庁が言つたような要求としての申入は何ら正式な御報告はない、ただいろ〳〵話合には出たということはおつしやつていられる。

○政府委員（小瀧彬君）　御指摘のように先ほど申ましたのはその事実を追求したわけであります。その後については書面として申出たことはございません。が併しこれは非常に不用意な申入をして、その結果却つて日本の漁船を危地におとしいれるというようなことがあつては大変でありますからして、よく検討し、今海上保安庁から指摘されたような点もその都度向うへ対して、東京の米国大使館を通じて話しておりまするし、在来の日本大使館へも電報でいろ〳〵申してやりまして、個個の問題をできるだけ速かに、そして過ちのないように解決して行くという措置をとつておるのであります。今の三点は実は最も皮相的な問題でありまして、それ以上に例えば話に乗つておりますす一つの問題をとりまするならば、まぐろの漁期は十一月から四月ごろまでであるから、そういうときを除くのも一つの考え方であります。いろいろ考え方がありますので、そうした点を詳細に話合つて、できるだけ危険の少いような方法、而も漁業を害しないような方法を考えて、そうした話合を進めておるというのがこれまでの経過であります。併しもつと正式な形において申入れする意向があることはさつき申述べた通りであります。

○佐多忠隆君　先ほどのお話によると、今あなたがたが正式に申入をしようとしていろ〳〵検討をしておられるのは、危険区域の拡大に関連して、日本側においてどういう影響があるかということをもう少し正確に測定をし、判断をし、それに基いて今の区域の問題なり、期間の問題なりについての正式な申入をしたいというお話だろうと思うのです。それはそれでいいから大いにうんと検討していい申入をして頂きたい。併しその前にそういう危険区域が拡大されようと、されまいともつと基本的に申入れなければならないのがさつき海上保安庁が言われた三点なのじやないか。それに対してもう少しつかり明確に、正確に、厳格に申入をされるなり、交渉をされる必要があるにかかわらず、それをうやむやにしておられるのはどうも納得が行かないのだが、それに対してどういうふうに措置されるのかということを聞いているんです。

○政府委員（小瀧彬君）　うやむやにしているのではなしに、この三点というのは日本側の満足するように殆んど解決せられつつあるということを申上げたわけであります。

○佐多忠隆君　従つて直接に警戒通報をその都度やるというようなことはちやんとそういう了解はできているんですか、どうも海上保安庁の要求とあなたのお答えとは違つていると思う。意思の疏通のできない、はつきりしていないようなことでお扱いになつていることが我々に対しては合点の行かん点なんです。

○政府委員（小瀧彬君）　今書面は持つて来させることにいたしますが、十分警戒措置をとるということは向うのほうからはつきり申して来ているのであります。

○佐多忠隆君　それじやその問題はあとで書面が来てからいたしますから。

　この危険区域の設定の問題ですが、これは公海における演習と同様に扱つて、合法的なものだと思うというようなお話ですが、併しそれは御説明にもありましたように、十分の警戒措置をとるということと同時に、公海の自由がそれによつて著しく害されない場合だと思うのです。ところが今設定をされている危険区域なるものは二十六年の二月十日に設定された。告示されたというやつ、或いは二十七年十一月一日、これは同じでしようが、更に範囲拡大がされた二十八年十月十日等々の区域の設定の仕方は、区域自体が非常に広範であるのみならず、期間が非常に長いために、これはもう公海の自由を著しく害していることは余りにも明瞭なんですね。その辺をどうお考えに

なつているのか、どう扱われるのか。

○政府委員（小瀧彬君）　この危険区域が非常に大きくなつて、日本の漁業に重大な影響を与える、又とつた魚が非常にもう食料に供せられないというふうなことになればこれは重大問題でありまするから、これに対処する措置が余然ないとすればやめてもらうということも当然考えなければならん点でありますが併し、先ほど高良さんにもお答えしておりますように、十分なる警戒措置がとられ、そうして非常に広範な、重要なる漁場を抑えるというようなことがないとすれば、一方においては日本は自由諸国家と協力して防衛力を増強しようという立場にあるわけでありますから、そうした面の要請というものとよく勘案して、そこに妥当な方法が見出されなければならないだろうと存じますが、そういう意味で今この危険区域というものがどれだけ本当に影響があるか、又如何にしたならば一番警戒をよくし、被害を少くし得るかというふうな点を研究している実情でございます。

なお先ほど私が申上げました点は、この十九日に危険区域拡大の布告をいたしました際にも、アメリカ側はこの布告の中ではつきりと述べているのであります。あらゆる可能な警戒措置は人命財産に被害を及ぼさないようにこれを実施する考えであるということをまあ最後の章で申述べております。このように最初から米国のほうへ私らが警戒措置のことを申述べると同時に、そうした意思を伝えましたからして、米国のほうでも十九日にすでにこうした声明を発したというような、状態でありますので、この点は十二分にアメリカ側へ伝わつているということを御了承願いたいと思います。

○高良とみ君　関連で申上げてみたいのですがよろしうございますか、先ほど御説明のあつたことを少し御拡大になつたようでありますが、そうするとお伺いしたいのは、水爆を使うことは自由諸国の防衛目的なんですか、それを而も日本の外務省が水爆を使うことは日本もその自由諸国であるから戦力を持たざるというその日本の憲法下における外務省がその水爆も又これも防衛措置として認めて、これには何にもいらないのだという考えに非常に拡大解釈があると思うのです。そこが私は日本としてはやはり限度があると思う。それを私伺つては非常に心外だと思うのですがね、どうです。そうしてアメリカでさえも人命というようなことを言つて来ているのですが、すでに戦略地域ということが私にはのみこめないものでありまするけれども、水爆を使うこともこれ又自由諸国の防衛なりというお説は今そういう方針なんですか。木村長官その他も本会議でも或いは予算委員会でも水爆は持たないつもりです、水爆についてはアメリカとも別に話合はありませんということで、私は日本じや水爆或いは原爆の使用に対しては、まだ日本としてこれが人道のためになるかどうかというようなことはまだきめていないのじやないかと考えておつたのですが、今御説明伺つてよくわかりません、どうです。

○政府委員（小瀧彬君）　日本が水爆を使おうということでなしに、アメリカ側がこれを実験することについて危険が非常に大きい場合はいろ〳〵考えなければならない問題があり、いろ〳〵申入をしなければならないが、併しこの点については今検討中であるということを申上げたのでありまして、日本が水爆を使うということを申したのではございません。

○高良とみ君　勿論それは日本が使うものではない、持つていないでありましようけれども、それがこの自由諸国の防衛上であるからこれに対して何ら世界にも発言することはしないという、もうそれについて方針きまつたのですか、それとも御研究中なんですか。

○政府委員（小瀧彬君）　アメリカの領土内において、或いはアメリカの統治している地域内においてこの種の兵器を実験することを完全にやめてもらいたいということは、日本の立場として現在原子力の国際管理というものが行われておらない現状においては申入れるべき筋合でないという点においては、これは政府の一致しておるところであります。ただその危険が先ほどから申しまするように非常に大きく漁業に影響があるという場合についてはその危険或いは被害というものをないようにして、できれば皆無にするような方法においてはつきりしてもらいたいということはこれは当然でありまするけれども、全部その実験をよせというようなことは我々としては申入れがたいという立場にあるわけであります。

○委員長（佐藤尚武君）　お諮りいたしますが、本会議のベルがなつたのでありまするが、我々のこの委員会は本会議中に開会の許可を得ておりませんので、本会議が始まりますと同時にこの委員会は休憩にしなければならんことになります。そこでお諮りを申上げたいのでありまするが、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります、先ほどの曾祢委員からの申出について外務大臣の都合を調べて見ましたところが、本日は二時半から、これは遅れまして三時十五分からになりましたが、三時十五分から約三十分間衆議院の本会議に緊急質問があるそうで、そちらに外務大臣は出られるそうであります。それが済みますと衆議院の外務委員会をすぐ開くそうでありまして、これは副総理がそちらに出席できない間、つまり今ベルがなつておりまする参議院の本会議のほうに副総理が来るわけでありまするから、その衆議院の外務委員会に暫くの間副総理は出られない。その出られない間は外務大臣と保安庁長官がそちらのほうに出なければならないということになつておりまして、それが相当時間がかかるのであります。それからその第一段落が済みますと、今度はこれは防衛秘密に関するあの問題でありまするが、第三条の質疑中に外務大臣にも是非いてくれろという外務委員長の非常にたつての要求だそうでありまして、従つて外務大臣は本日の午後もこちらにあけて下さるというわけにはどうも今のところあちらの外務委員長のほうで承諾いたしません。それで今我々は本会議へ入らなければならないことになるわけでありまするが、こういう工合でありまして、本日の午後遅くなりましても外務大臣をこちらにお呼びするということは困難のように見受けられます。然るに明日は参議院の予算委員会がありますので、このほうに副総理並びに外務大臣は一緒に出ることになるのだそうであります。そして明日の午後は衆議院の本会議、こういうことになります。こういうことになつて参りまするとと、明日の厚生委員会とのいわゆる連合委員会に先立つてこの委員会を開くとしまするならば、明日の朝早くでございますね。九時半から、予算委員会が開かれるまでの時間でも都合するよりほか仕方がないかと思うのであります。その時間に果して外務大臣が来られるかどうかはまだ聞いておりません。その点はそれを確めまして、若し来られるようでございましたら、その時間にお集まり願いましてよろしうございますか。（異議なし」と呼ぶ者あり）そうでもしないと厚生委員会との連合委員会の前に集まるということはできないようにに思いますが。

○羽生三七君　実質上明日連合委員会は開かれますか。

○委員長（佐藤尚武君）　それも又問題だと思います。

○曾祢益君　とにかく連合委員会の前に明日の朝早く外務大臣に来てもらつてビキニの質問をやる。連合委員会のほうには外務大臣が来られなくても我々の責任じやないのだから、そういうことでおきめ願つたらどうですか。今日はこれ以上やつてもしようがないと思います。

○委員長（佐藤尚武君）　それでは今の曾祢委員のいわれたように取計らいたいと思いまするが、明日連合委員会が果して開かれるかどうかは存じません。去る二十六日ビキニ被爆の問題に関して厚生委員会では文部、水産、外務各委員会との間に連合委員会を開く決定を行なつておりまするが、明日開かれますか、或いは延びるか存じませんけれども、これに対しての外務委員会の態度といいますか、参加するかしないのであります

ないかということをここできめて頂きたいと思います。

○曾祢益君　それはどこが主催になるのですか。こつちから申込むのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　厚生委員会からです。

○曾祢益君　こつちへ申込んで来たのですか。

○委員長(佐藤尚武君)　そうです。

○曾祢益君　そうすればこれに反対する理由はないと思うから、連合委員会に賛成していいのじやないかと思います。併し現実に外務大臣が出られるかどうかわかりませんけれども、外務大臣のことを顧慮して明日はできないと認定する必要はないと思うから、朝外務委員会を開いて頂いて外務大臣を呼んでやる。それからそのあと、或いは午後に連合審査会を開く。こういうふうにおきめ願いたいと思います。

○委員長(佐藤尚武君)　そういうことでよろしうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤尚武君)　それではそういうことに御決定を願います。

○高良とみ君　私の質問はまだ継続させて頂きますように、できましたら明日朝外務大臣来られたらすぐ……。

○委員長(佐藤尚武君)　時間が許せば……。時間が許さなかつたらそのときに又御相談申上げます。

ついでに申上げます。御参考までに申上げますが、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案は衆議院では外務委員会に付託になり、参議院では法務委員会に付託されました。本件について法務委員会と連合委員会を開く必要があるかどうかもお諮りしたいと思います。

○曾祢益君　これは開いてもらいたいですな。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君)　それでは法務委員会との連合委員会を開くということに御決定を願つたものといたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時四十六分散会

三月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願(第一九〇一号)(第一九三一号)

第一九〇一号　昭和二十九年三月十二日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内
安永沢太

紹介議員　松岡平市君　杉原荒太君

海外抑留同胞の積極的引揚促進対策として、(一)抑留当事国に対し具体的引揚の交渉を実施すること、(二)中共引揚打開のため中国紅十字会代表を招請すること、(三)調査究明業務の強化及びこれに伴う経費を確保すること、(四)政府の一方的推定に基く死亡処理を中止撤回すること、(五)南方各地域及び南朝鮮等における残留者を調査する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三一号　昭和二十九年三月十六日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる

紹介議員　村上義一君

この請願の趣旨は、第一九〇一号と同じである。

昭和二十九年四月十四日印刷
昭和二十九年四月十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院厚生・外務・文部・水産連合委員会会議録第一号

昭和二十九年三月三十日（火曜日）午後一時四十一分開会

委員氏名

厚生委員

委員長　上條　愛一君
理事大谷　瑩潤君　理事常岡　一郎君
理事藤原　道子君
高野　一夫君　谷口弥三郎君
中山　壽彦君　西岡　ハル君
横山　フク君　宇垣　一成君
服部　久忠君　竹中　勝男君
湯山　勇君　堂森　芳夫君
有馬　英二君

外務委員

委員長　佐藤　尚武君
委員
理事園　伊能君　理事佐多　忠隆君
理事曾祢　益君
鹿島守之助君　草葉　隆圓君
古池　信三君　西郷吉之助君
杉原　荒太君　梶原　茂嘉君
高良　とみ君　中田　吉雄君
羽生　三七君　加藤シヅエ君
鶴見　祐輔君

文部委員

委員長　川村　松助君
委員
理事剣木　亨弘君　理事加賀山之雄君
理事荒木正三郎君　理事相馬　助治君
雨森　常夫君　木村　守江君
田中　啓一君　中川　幸平君
吉田　萬次君　横川　信夫君
杉山　昌作君　高橋　道男君
安部キミ子君　高田なほ子君
永井純一郎君　石川　清一君
長谷部ひろ君　野本　品吉君
須藤　五郎君

水産委員

委員長　森崎　隆君
理事秋山俊一郎君　理事千田　正君
青山　正一君　平井　太郎君
野田　俊作君　森　八三一君
木下　源吾君　片岡　文重君
菊田　七平君

出席者は左の通り。

厚生委員

委員長　上條　愛一君
理事
大谷　瑩潤君
藤原　道子君
委員
高野　一夫君
中山　壽彦君
横山　フク君
湯山　勇君
堂森　芳夫君
有馬　英二君
園　伊能君
佐多　忠隆君
梶原　茂嘉君
高良　とみ君
西郷吉之助君
鹿島守之助君

外務委員

委員長　佐藤　尚武君
理事
委員
文部委員
委員長　川村　松助君
理事
剣木　亨弘君
加賀山之雄君

荒木正三郎君
相馬　助治君
委員
木村　守江君
横川　信夫君
田中　啓一君
雨森　常夫君
高橋　道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
永井純一郎君
須藤　五郎君
野本　品吉君

水産委員

委員長　森崎　隆君
理事
秋山俊一郎君
千田　正君
野田　俊作君
委員
大達　茂雄君
草葉　隆圓君

小瀧　彬君
中川　融君
稲田　清助君
楠本　正康君
清井　正君

常任委員会専門員　竹内　敏夫君
常任委員会専門員　工藤　英司君
常任委員会専門員　岡　章信君
常任委員会専門員　林　達麿君

参考人

東京教育大学理学部教授　朝永振一郎君
立教大学理学部教授　武谷　三男君
東京大学医学部教授　中泉　正徳君

国務大臣
文部大臣
厚生大臣
政府委員
外務政務次官
外務省アジア局長
文部省大学学術局長
厚生省公衆衛生局環境衛生部長
水産庁長官
事務局側
常任委員会専門員
常任委員会専門員
常任委員会専門員

草間　弘司君
多田　仁巳君
神田龍太郎君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

〔厚生委員長上條愛一君委員長席に着く〕

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生、外務、文部、水産の連合委員会を開きます。

皆さんの御了承を得まして、私が委員長の席に就くことをお許し願いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

只今から社会保障制度に関する調査の一環として、ビキニ被爆事件に関する調査を議題といたします。

本日はこの調査事件に関して、関係の各大臣の出席及び学術、医療の各権威者の御出席を願っております。先ず参考人の方に御意見を拝聴いたしたいと存じますが、一言御挨拶を申上げたいと存じます。

御承知のごとく、ビキニ被爆事件は我が国のみでなく、世界の注目を集めておりまして、我が国民の生命と生活に重大なる関係を有する問題でありまして、この調査については今回関係の厚生、外務、文部、水産等の各委員会が連合いたしましてこれを調査することになったのでありまして、今日その第一回の委員会を開き、原爆研究についての学術的立場からする御意見、及び医療の立場からの御意見を拝聴いたしたいと思いまして、お願いいたしましたところ、参考人の各位には、極めて御繁忙の折にもかかわらず、曲げて御出席を頂きまして誠に有難うございました。厚く感謝申上げます。（拍手）

あらかじめ文書でお願いいたしておきました通り、それ〴〵の立場から、何とぞ十分に御意見の発表を願いまして、本連合委員会の調査上の参考に資さして頂ければ幸いと存じている次第でございます。

では、これより参考人の方々から御発言を願うのでありまするが、時間の関係上、参考人全部の方々から御意見発表が済みました後に、各委員の御質疑を願うことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。それでは最初に東京教育大学理学部教授の朝永博士からお願いいたします。

○参考人（朝永振一郎君）　私今日参考人としてここへお招き頂いたのでございますけれども、率直に申しまして

私は甚だ適任でないかと存じます。と申しますのは、私は原子物理学を専門にしておりますけれども、この原子物理学もいろ〳〵ございまして、原子力、或いは原子爆弾の問題と非常に遠い……、私の専門は非常に遠いほうなんでございます。それでこの……、今お聞こえにならなかったかも知れませんが、今申上げましたことは、私の専門がこの同じ原子物理学と申しましても、原子力の方面とは余り関係のない分野でございますので、今日こちらへお招き頂きましても、余り皆様の御参考になるような意見を述べることができないのではないかと思うのでございます。つまりこの普通の常識的な考え方より以外に、余り権威のあるようなことは何も私持っておりませんです。で、ただこの原子力、或いはこの原子爆弾というようなものが如何に大きなエネルギーを出し、如何に危険なものであるかということを皆さんにお話する以外のことは何もできないと存じます。

で、この原子爆弾と申しますのは、只今までのところ、ウラニウム或いはプルトニウムを使いましたこの広島、長崎の型のものと、それから今回の実験はそういうのでなくて、水素爆弾であろう、そういう想像がされますのですが、その二種類の爆弾についてちょっと簡単に御説明したいと存じます。

でこのウラニウム、或いはプルトニウムを使いました爆弾、これはこの皆さん方に原子物理学の講義をするつもりはございませんですが、この原子のまん中にありますものを、原子の核とまあ言われる種のような、核と言われるものから出るエネルギーを、原子兵器はいずれも使っているのでございますけれども、この広島、長崎型のものは、この原子の核と申しますのはいろいろの種類の原子がございます。水素から始まりまして、ウラニウム、或いは更に最近まで一番軽い水素の原子から、一番重いウラニウム、プルトニウムというほうの原子、いろ〳〵な種類がございますが、その極端に重いほうのウラニウム、プルトニウム、そういう原子の原子核は非常にたくさんのエネルギーを自分自身持っております。でエネルギーを自分自身持っているということは、それが壊れまして、ほかの原子核に変化することができる。そしてそのときにエネルギーが外へ出て来る。そういう意味でございます。でこれに対しまして、軽いほうの水素の原子核は、それ自身はもうそれ以上壊れてエネルギーを出すということはできないのでありますけれども、今度これがヘリウムという原子核に、幾つかの水素原子の原子核と、それからそのほかに中性子というものがくっ付き合いますと、ヘリウムに変る。そのときにエネルギーが出て来る。

これは普通のこの我々が日常知っておりますエネルギーのやり取りの類推、アナロジーで参りますと、普通のエネルギーの源として用いられるのは、物を燃やすとか、いろ〳〵そういう化学変化を利用するのでありますが、これはこのやはり二種類の違いがございます。一つはこのエネルギーをたくさん持っております原子が分解いたしまして、その分解するときに外へエネルギーが出て来る。これは通常の火薬の爆発のような場合がそうであります。火薬の分子は相当複雑な分子でありますが、これが壊れまして、壊れるときに大量のエネルギーが出て来る。これはつまり分解によるエネルギーであります。それからもう一つは、化合によるエネルギー分解と逆に、簡単な分子がより複雑な分子に化合するときにエネルギーが出て来る。でこれは普通の燃焼のような場合、例えば炭素が酸素と化合して、炭酸ガスになる。そういうときに出て来るエネルギー、これが石炭を燃やすというようなときに得られるエネルギーでありまして、この類推で参りますと、このウラニウム、プルトニウム型のは、複雑なものが、より簡単なものに分解するときに出るエネルギーを使う。それから水素爆弾のほうは、簡単なものが複雑なものに結合するときに出るエネルギーを使う。そういう違いがあるわけでございます。

で、それではこの水素爆弾がなぜこのウラニウム、プルトニウムの爆弾よりも威力が大きいかということを簡単に御説明いたしますと、このウラニウムの二百三十五という、通常言われますウラニウムの原子核、及びプルトニウムの原子核は、これは別にそのまま放っておきましても、これに宇宙線の中にあります中性子がぶつかりますと、そうすると壊れるのであります。で壊れるのでありますけれども、これはただ原子核が一個だけ壊れたのでは、大したエネルギーが得られませんです。でウラニウムの塊まりを持って参りますと、そこにある塊まりが全部壊れますと、それが非常な莫大なエネルギーになります。でこの自然にプルトニウム、或いはウラニウム二百三十五を置いておきまして、それが全部、原子核の一つや、二つでなく、全部壊れるということのためには、或る最小の量のウラニウム、或いはプルトニウムが必要であります。大体これはこの量ははっきりわかっておりませんけれども、十数キログラムですか、十数キログラムの塊まりがありますと、それ以下の塊まりでは、幾ら置いても爆発は起りませんね。ところが十数キログラムより大きくなりますと、これは自然に爆発する。そういう性質を持っております。でこれを利用しまして、このウラニウムと、プルトニウム型の爆弾では、その十数キログラム、これを限界の大きさと申しますが、その限界よりも小さい大きさの塊まりを二つ、或いは何個か知りませんけれども、離して置きます。するとその各々が、その限界の大きさよりも小さいのですから、そのままでは爆発が起りませんです。ところがそれを、こう離したものをぱっとくっ付ける。そうしますと、この全体の塊まりが大きくなって、その限界の大きさ以上になりますから、そこで爆発が起る。そういう原理を利用いたしましたのです。こういう原理を使いますというと、或る大きさ以上の爆弾を作ることは非常に困難になって参ります。例えば、つまり初めはその十数キログラムよりも小さな塊りに分けておかなくちゃいけない。それを非常に短い時間の間にぱっとくっつけなくちゃいけない。そういうことができますのに、その塊まりを、そう二十も三十も塊まりを一瞬間にくっつけるということはできませんですから、せい〳〵……、これは技術的な問題でよくわかりませんですけれども、せいぜい数箇の塊りをくっつけることしかできないわけでありますから、その大きさがおのずから制限されて参ります。ところがこの水素爆弾のほうはどういう原理でできておるかと申しますと、これは普通の水素ではございませんで、重水素或いは二重水素、三重水素という水素を使うわけでございますが、これを非常な高い温度にいたしますと、この先ほど申しました、それがヘリウムの原子にくっつくというそういう現象が起る。それを利用したわけでございます。でこの重水素、或いは三重水素の混ぜたもの、これを常温においておいたのでは、幾ら多量にあっても決してそういう反応は起りませんです。これを非常に高い温度……、非常に高い温度と申しますのは、数千万度ですか、数億度、数億度という温度にいたしますと、初めてそういうそれらの核がくっついてヘリウムになる。いわば炭素と酸素がくっついて炭酸ガスになると同じような現象がその原子核で起るわけでございます。これは普通の温度では幾ら多量にあってもいいわけなんでありますから、原理的に申せば幾ら大きいのもできる。このときにそれでは数億度にこれを熱するのにはどうするかと申しますと、つまりマッチで石炭に火をつける。そのマッチの役をするのに何を使うかと申しますと、それがそのマッチとしてプルトニウム、或いはウラニウムを使う。で先ほど申しました広島、長崎型の爆弾の爆発しますときに非常に莫大なエネルギーが出て参りますが、それが熱のエネルギーとして外に出て、多くの部分は熱のエネルギーとして外に出て参りますので、その熱を使いましてその水素、二重水素、三重水素の混合したも

のに火をつけることができるわけでございます。で水素爆弾におきましては、広島、長崎型の爆弾がつまりマッチの役目をする、その廻りに、非常に多量の水素、二重水素、三重水素の混合物を廻りにつけておきますと、そのマッチによつてそれに点火する、こういう原理によるものであります。で先ほどから申しましたように、これは、このマッチは余り大きなマッチにすることはできない。先ほども申しましたことによつて不可能でありますけれども、その廻りにつけます水素は、原理的には幾らでも大きくできる。そういうわけで、これには原理的な大きさの制限はございません。ただこれを持運ぶためにどうするか。それからこの水素とか、二重水素というのは、いずれもガスの状態では嵩目なのでありまして、非常に圧縮した状態、つまり液体の状態にしなければならない。そういう点でなか〳〵むずかしいことがございます。併しこれは原子核物理の問題じやなくて、むしろそういう技術的な問題が主な制限になつているわけでございます。

で今度のビキニの実験に使いましたものが何であるかということは勿論わからない。水素爆弾であろうと想像されているわけでありますが、その想像の根拠は、これの強さが広島、長崎型の五、六百倍というような点から見まして、そのようなことはウラニウム、プルトニウムだけでは到底できそうもない、そういうのでございます。で最近又何か広島、長崎の二千倍ぐらいの威力のある実験をやるという話でございますが、これなどやはり水爆ではなかろうかと思います。

ここで一つ問題がございますのは、今申しましたように水素爆弾でございますと、ガスの状態のものを使うことができない、ここでその困難さに対して登場して来てよく言われております のがリチユウム爆弾というものでございます。このリチユウム爆弾というようなことが可能であるかどうか、まだ我々にはわからないのであります。武谷さんはその点或る程度研究されたようでありますが、この重水素、三重水素の代りにリチユウムを使う、リチユウム及び水素です。或いはリチユウムと重水素かも知れません。リチユウムは固体でありますから、そうしてそう稀にあるものでなくて、多量に安く手に入るのでありますから、これが可能でありますと、リチユウム爆弾というのは非常に容易に、若し原子核物理学的に可能ならば、他の技術的な面ではより容易に作り得るのではないかと思われます。

こういうふうに水素爆弾が、つまりウラニユウム、プラトニユウム型でない爆弾が可能であるということになりますと、これはどこまで大きくなるかということが殆んど想像が付かないような状態でございます。従つてこういうものがどん〳〵造られ、勿論戦争に使われたら大変なことなんでありますけれども、実験されるようでありますと、これは相当な問題であると私どもは考えておるわけでございます。どうもこういう私のお話が何か御参考になつたかどうかわかりませんですけれども、先ず一般論のようなつもりで、こういう御説明をいたしましたわけでございます。

○委員長（上條愛一君）　それでは次に立教大学理学部教授の武谷さんにお願いいたします。

○参考人（武谷三男君）　この第五福竜丸の話について何か御参考になるお話というふうに書いてございますので、何か私として物理学の立場からお話しなければならないわけでございますが、私も朝永さんも実は原子力よりももつと先のことを、そういう仕事をしている人間でございます。原子力というのはもうオツペンハイマーが言いましたように、一九三九年までに実つたりんごの木をゆすつたら、りんごが落ちて来たというふうに言つております ように、もう我々の問題としては勿論現在もそういう問題は非常に多いのでございますが、一応過去の問題に近付いている。勿論原子核の内部構造というのも、まだ大分わかつていない点もありますので、いろ〳〵研究しておりますが、我々はもつと先の素粒子の問題でありまして、その原子核の物理学でウラニユウムが核分裂をいたします。今朝永さんがお話になりましたように、そういう場合には大体アインシユタインの理論で質量がエネルギーに変る、質量とエネルギーと同じものだ、そういうような理論でありますが、このアインシユタインの理論のこの質量がエネルギーに変る場合に、大体質量の千分の一くらいがエネルギーに変つて行く、ところが我々が扱つております素粒子では、しよつちゆうその質量の全部がエネルギーに変つているという現象を我々はいつも相手にしているのであります。そこにいろ〳〵な問題が出ております。朝永理論というようなものもそういうところから出て来ているわけでございますが、まだ解決が付いておりません。併しながら我々といたしまして、原子力の問題というのは、非常に物理学者として、物理学者が大体そういうことを一番知つている問題でありますので、責任がございますので、いろ〳〵とそういうことを解説をして、そして多くの人にわかつて頂きたいというふうに考えております。併しそれがただ一般論的にそれだけではございませんので、実は今日私がここで呼出されましてお話できるということは私としまして非常に嬉しいことでございますのは、どういうことが一つございますかと申しますと、私は戦時中に仁科研究室でやはり原子爆弾の研究を朝永さんの下におりましてやらされておりました。そのとき勿論日本では原子爆弾はできないと思いましたけれども、これがいつ頃一体アメリカの力ではできるだろうかという予測を私はしたいというふうに考えたのでございます。でその場合に、どうも近いうちにアメリカは原子爆弾を作るのではないか、我々計算いたしますと、丁度一つの都市が飛んでしまうというくらいのエネルギーに勿論なつてしまうわけなんでございます。併しそういう話をしても、戦時中勿論大つぴらには話はできませんが、どうも非常に心配でございましたので、いろいろそういう話をまあしていたのでございます。併しながら大抵その話を聞いた人は、まあそれはすごいぐらいで、お茶のみ話ぐらいのところで済んでしまつたわけでございます。

ところが広島、長崎の多くの人がそのためになくなつてしまつたわけでございますが、その場合に私考えましたのは、どうもその日本人の誰一人もそういうことを知らないでおいて、そうして広島、長崎の人が死んだというのなら、あきらめるよりしようがないのですけれども、少数の人でもそういうことを知つていて、それでそういうことになつてしまつたのは、非常にあきらめられないような気持がするので、それで私は戦後いろ〳〵原子力や原子爆弾に対してのいろ〳〵の紹介をできるだけいたそう。それでそういうことを知つて頂きたい、でこの原子兵器についてのいろ〳〵の効果はここに私たちが訳しました原子兵器の効果という本があります。この本にいろ〳〵放射能を受けた場合の措置とか、いろ〳〵詳しく書かれております。で、実は今度のが水素爆弾であるという予想、これはだろうという以外には何もわかりませんのですが、で、そういう予想は、これは爆発力とか、いろ〳〵なエネルギーのほうから大体見当を付けております。それでそういう場合に、やはり私として非常に感じましたことは、これがアメリカでもそう言われておりますが、予想より以上のエネルギーである、で、我々が水素爆弾の話を一般の人にいたしますと、これは余りに話が大き過ぎて、それでそんなことがあるのかというふうにして、余り相手にされないのでございます。それで私は実にそういうふうな水素爆弾の威力について、こういうふうな本なども書いておいたのですが、ところが今度の事件が起つて見ますと、我々が予想したことも、これは大分過小評価であつたというふうな気がするのであります。それで過小評価とか、過大評価とか、いろ〳〵評価にはありますが、予測である以上、それは外れるのが当然でご

ざいます。学問的な性質から申しますと、大体九五%ぐらい当ればよろしいと言ってもいいのじゃないかと思うのですが、それは九五%ぐらいは当るかも知れませんが、あとの五%の中にいろ〳〵な予測外のことがありまして、その五%が人類にとって非常に恐るべきものであるかも知れません。だけど科学の全体としての評価としては、九五%当っているということで平気な顔もできるかも知れませんが、併しながらあとの五%が外ずれたために、これがとんでもない災害を及ぼすということもあるわけだし、それから五%の中に新らしい発見とか、新らしい原理がひそんでいるということも考えなければならないことであります。それで実はその広島型の原子爆弾というのが一キログラムのウラニュームが完全にはじけてしまった。勿論そのためにはさつき朝永さんがおっしゃいましたように、もつとウラニュウムが必要なのでございますが、それで二万トンの高性能火薬のT・N・T値に相当したエネルギーを出すわけでございますが、その場合に水素爆弾となりますと、今朝永さんがおっしゃいましたように、千倍ということも可能だし、もつと大きいのも可能でございます。これが十の三乗という数字、千倍と見ていた程度でございます。で今までわかっているのは、広島、長崎型の原子爆弾、広島、長崎での災害とアメリカが数多くの広島型乃至はそれより大きな原子爆弾の実験をやりまして、そういうことについてはいろ〳〵わかつております。広島型についてはその後の原子爆弾の爆発も加えまして、この本ができておりますので、大体原子爆弾に関しては予測できるという自信はあるだろうと思います。併しながら三桁も違いますと、大分予測外のことになるのではないかということになるわけでございます。何を聞かれても結局何もわからないということになつてしまうかも知れませんが、それは大きな爆発力と、大きな放射能と、それから大きな熱輻射が存在するということ、それからそれが、大体計算してこの程度であるということが言えるだけでございまして、それ以上のことは何とも申されない。そこでアメリカとしましても、恐らくあの危険区域、海域というのはあれだけ拡げてしまつたということになるのではないかと思います。科学というのはそういうものだ。物理学というと非常に何だか緻密のもののように一般に考えられておりますけれども、実はそれくらいに緻密であると同時に、緻密にやつても大ざつぱなというところがあるのでございまして、その点どうも非常に問題であります。

今度の問題で大体灰が非常にたくさん降つて来たということから推しますれば、それは地上爆発だつた。地上爆発で一九五二年の暮にやりましたやはり水素熱原子核反応の実験というものが相当のエネルギーで爆発しまして、そのときに新聞記事によりますと、これは何も我々専門的な知識でも何でもない、皆さんと同じ知識しかないのでございますが、その場合には直径が一マイルで、深さが百七十五フイートの噴火口状の穴があいたということが数日前の新聞に書かれております。これは数字がどの程度正しいか私は知りません。要するにそういう穴があいたというのは、それだけの泥が上に飛んだ。珊瑚礁の上で行われたのですから、珊瑚礁がこな〳〵になつて上空に飛んだことになるわけでございます。その上空に飛んだものは上空の風に乗りましていろ〳〵とあちこち行つた。こういうことになると、気象学者の範囲でございまして、我々よりも気象学者にお尋ねになつたほうが……、どつちへ灰がどれだけ流れるかという点では気象学の専門の問題でございます。ただ我々が一般人の常識と同じ程度に知つていることは、大体水爆のエネルギーというのは、火山の爆発乃至は台風のエネルギーと大体同じ程度のエネルギーでございますから、それで火山の爆発エネルギーはエネルギーを地下へ持つて行つて爆発するから、もつと大きな灰が飛ぶわけでございますが、併し大体エネルギーとしては同じでございます。桜島の噴火のときに日本全国に灰が降つたとか、クラカットアの爆発のときに世界中に灰がばらまかれたというようなことから推しましたならば、それに類したようなことが起るのは当然であります。その灰は今度は火山と違いまして、放射能を帯びているということが違つているわけでございます。そういうふうなことが起る。それがどつちへ流れるかということは気象学者の問題で、そのエネルギーで爆発が起つた場合にどの程度、どうなるかということはちよつと予測できない。それほどには予測できないことになるのではないかと思います。

大体そういうふうなことが考えられるのでありますが、この灰の危険性につきましてはこれは中泉先生の御専門でございますが、要するに灰についてそれからもう一つ考えなければならないことは、広島型の原子爆弾に比べまして……、広島型というのは基準型という意味で、エネルギーの意味でちよつと申しておりますが、やはり広島で使つたと同じようなああいう原子爆弾は去年のアイゼンハワーの話では、二十五倍にエネルギーが殖えているということでございますので、それは結局二十五キログラムがはじけたということになる。従つて核分裂でできました放射線の物質は、広島型の二十五倍くらいにその場合には殖えている。水素爆弾の場合にはできるだけ中心の点火用の爆発の温度等を上げなければなりませんので、恐らく非常にエネルギーの大きな原子爆弾を使つたのではないか。そういたしますと、やはり核分裂の産物も大変多量にできていたのではないかと思います。そういうことで灰に非常に大きな放射能があるということも肯けるのではないか。まあ大体そんなふうなことが考えられるのであります。あとは何か御質問がございましたら……。

放射能というものはどういう性質のものかと申しますと、水素爆弾が爆発しますと、猛烈な爆風が一つ、それから強烈な熱線、これは原子爆弾よりもつと強烈な熱線が出ます。それから放射線といたしましては、そのときにその爆弾自身から直接に中性子と水素爆弾のときには、猛烈な中性子が出るということになるはずでございます。中性子とそれからガンマー線とが爆発した瞬間に出て来る。その中性子は地上にあるものに誘導放射能を与えるのでございます。これも広島で経験されたことでありますが、今度の場合にはそれがもつと強烈であるということが考えられます。それから原子核が爆発しますので、核分裂によつて大量の核分裂の産物ができます。これは大変な放射能を持つているのでございます。東大で非常に早く非常に熱心に分析が遂行されて、我々非常に敬意を表しているのでございますが、そういう分析の結果から見まして、やはり核分裂のものがいろ〳〵検出されております。そういうものは非常な放射能を帯びている。そういうものが広島、長崎では主に上空爆発でございましたので、上空に上つて行つてしまつた。併しながら今度は恐らく地上爆発であつたせいでしようが、地上のものを吹飛ばすと同時にそれに食つついて上空に舞い上り、それが下に落ちて来るということになるわけであります。誘導放射能を与えたのと、それから灰自身の核分裂の産物がついたということで両方の放射能があると思いますが、まだ誘導放射能の部分は検出されていないようであります。これにはいろ〳〵なことも考えられます。

○参考人（中泉正徳君）　第五福竜丸事件をきつかけといたしまして、医学的に見て多少御参考になるかと思うことをお話しようと思います。

広島、長崎の被爆者に起りました傷害というのは、みんな原子爆弾から一時的に出ました熱線だとか、放射線だとかそれから爆風、こういつたようなもので傷害を受けております。

それで今度問題になつております灰は、あのときにはまあ医学的には殆ん

と問題にならなかつた。で広島では、広島市の郊外の已斐という所に灰が落ちたということを聞いております。それから長崎では、長崎のこれはちよつと郊外の、町続きというよりも郊外でありますが、西山という所にこれは確かに灰が落ちた。西山から島原半島のほうへ向つて灰が落ちた。この西山の辺は、長崎は地勢が凸凹しておりまして、第一次のエネルギーは陸になつていて来なかつた所であつて、ただ灰だけが影響をした、こういう場所であります。で広島のほうの已斐は……、広島市は平でありますので、第一次の勢力と、その灰との影響が両方重なり合つておつたので、灰だけの影響というものは殆んどわからなかつたわけであります。長崎のほうの西山地区には、灰だけが降つて、第一次の勢力は影響なかつたわけですが、この地方では私どもの予想に反しまして、白血球が却つて一時的に殖えて来たという現象を見られたのであります。で現在では無論正常に復しております。今回の第五福竜丸の船員が受けた災害は、この第一次の勢力は殆んどないのではないかと思うわけであります。で専ら灰によつて傷害を受けたのではないかと思われる。でこの点が非常に違うのでありまして、広島、長崎のときには、広島市及び長崎市のほんの街はずれという所に灰が落ちたのであろうけれども、殆んど傷害として大したことはなかつたのでありますけれども、今度はビキニから八十カイリも離れた所にいました船に、御承知のような大きな傷害を起す灰が降つたという点が一番大きな問題だと思います。

それでお話は、患者自体の治療の問題、つまり医療の立場から見ましたお話と、それからやはり医学の立場からというお話しなきやなりませんので、船を一つの住宅環境と見ますと、環境衛生の立場からのお話と、それから第五福竜丸が積んで来ました魚の汚染の程度の問題、つまり食品衛生の問題と、この三つの立場から順々にお話して行くのがいいであろうと思います。

患者の問題でありますが、今申上げました通り、爆弾の第一次の勢力によつては殆んど傷害を受けていないと思います。ただ灰によつて傷害を受けた。で灰は爆発しましてから数時間後に船に降り始めまして、五、六時間続いて灰が降つておつたらしいです。そうして甲板などでは、人の足跡があとでわかるくらいに降つたらしいです。でそれがその積物に無論ひつつきますし、船中に降つてしまつたのでありまして、粒が細かいやつは、船室や、中にも舞込んだらしいのであります。こういう環境に、船員たちは恐ろしいものだとは知らずに二週間くらいして焼津に辿り着いたわけであります。従つてその二週間に、まぐろも、ほかに食べるものがないから食べておつたに違いない。それからして灰で以て汚れた手でたばこも飲んでおつたに違いない。つまり消化管を通して、灰が体内に入つておるに違いない。それからして船室など狭い所で灰が舞上つておりますところで呼吸しておりますからして、やはり呼吸器の中からして灰が体内に入つたに違いない。それから皮膚に灰が、殊にこの頭の毛の間に灰がこびりついておりますからして、そういうところから皮膚を通して放射性物質が体内に吸収されたに違いない。でこういうふうにしまして、放射性物質が体の中へ入つて、そうして中からというか、中で放射線を出して船員を傷めておるという点が、広島、長崎の場合とはもうまるで違う点であります。で患者を御覧になりますと、皮膚にところどころに火傷がありますけれども、あれも第一次の勢力ではないのであつて、皆灰がたまりやすいところに火傷が起つております。でつまり頭の毛の中には灰が長いこと溜つておりますからして、頭の毛のあるところに火傷を起したり、或いは脱毛したりしております。そのほか灰が溜るようなところ、腰紐をしめておる上のところとか、或いは耳の穴の中だとか、そういうようなところに灰が長時間たくさん溜つておつたために、やはり火傷を起しております。

で患者に対する手当の根本問題といたしましては、やつぱりこの体内にあるであろうところの灰を、一日も早く外へ出してやるということが先決問題であるのであります。でそれならば一体放射性物質としてどういうものが、どういう元素があつて、それが体へ入つてしまつたのであろうかということが先決問題であるので、十六日の日に増田さんという患者さんが初めて東京大学へ入院されて、そのときに灰を少し持つて来なすつたのですが、それを直ちに理学部の木村教授のところへお届けして、そうして即刻分析にかかつて頂きまして、新聞で御承知のような結果が出て来たわけであります。他方医学部におきましては、灰を第五福竜丸から採集して参りまして、患者の体内には今さつき申上げましたように灰が入つておるに違いないが、どういう臓器に一体放射性物質が沈着しておるだろうかということを見なければ、それを追出す手段が考えつきませんので鼠を使いまして、鼠に灰を食べさしたり、或いは注射をいたしましたりして、そうしてその鼠を十二時間、二十四時間、三十六時間、四十八時間とだん〳〵に殺しまして、そうしていろいろな臓器について放射性物質がどのくらい沈着しておるかということを先ず……、定量的にはまだできてはおりませんが、定性的にやつております。その結果を申上げますというと、一番多く沈着しておるのが骨であります。骨というのは骨髄が真中にありまして、一番放射線に対して弱い組織であります。一番弱いところに一番たくさん残念ながら溜つておるのであります。そのほかには肝臓であるとか、或いは腎臓等に溜つております。その放射性の灰を入れました動物から、どういう経路でそれが又体外に自然に排泄されるかということも試しておるのでありますが、大体尿のうち、及び糞便のうちに排泄されて行くということもわかりました。それで今骨が一番問題なのでありますが、まだ骨にどういう元素が沈着しておるのであるかということは、やはり化学的に分析の手段で突きとめることができれば、なお更結構だと思われる。併し大体において放射性同位元素の実験的研究が世界中で行われておりますので、どういう元素は骨に特に沈着しやすいというようなことはわかつております。で御承知の通り骨は大部分がカルシュームであつて、カルシュームは勿論骨に沈着するのであります。従つてカルシュームと同じような化学的性質を持つているものは、やはり骨に沈着する性質を持つております。従つて分析の結果発見されましたいろ〳〵な元素のうち、カルシュームと同じような化学的性質を持つたものが骨に沈着しておるであろうということは推定されるのであります。で、こういうものをその骨から追い出さなければならんのでありますけれども、こういうものを追い出そうとすると、もと〳〵骨にあつたカルシュームがやはり一緒に追い出されてしまう危険があるのであります。もともとあつた放射性でないカルシュームは追い出さないで、放射性であるカルシュームに似た化学的性質を持つたものだけを追い出そうというところに非常に困難がある。で、私どもは勿論こういう患者を一度も取扱つたことはないので、誠にどうも泥縄的の研究をやつて、何とかして追い出す方法を発見しようという手順を進めておるのであります。勿論アメリカはこの方面では世界のまあ一番先頭に立つておるので、こういつた研究もあるかも知れませんので、実際日本ではもうそういう病人を持つておるのでありますからして、アメリカ側にも私は公開の会議の席

上、若しくは私的の面会などに治療方を教えてもらうよう質問をしております。それで今後動物実験を続けまして、何とかして無害有効の方法を発見して、それを患者に応用して行くというのがまあ根本的の問題ではありますけれども、これが果してうまく見つかるかどうか勿論わからないのであります。広島や長崎の時の被爆者の治療でありましても、あの当時は非常に混乱しておりましたので、測ることもできなかつたのでありますけれども、放射線があのときは外からだけ来たと、今回は中から主として来ているというだけの違いであつて、体に起つておる変化自体は共に白血球の減少であります。従つてその対策等にも白血球減少というその兆候に対する対症療法としては差はないのであります。ただ放射性物質を追い出さなければならんということが今回違つておるのであります。その対症療法といたしましては、これもなか〳〵実はむずかしいのでありまして、私ども放射線を職業的に扱つている者は多少とも白血球が減少しておるのでありまして、私ども自分自身の問題でありながら的確な方法は発見されないのであります。殊に広島、長崎の原爆以来世界的に白血球減少症に対する対策を世界中の学者が研究しておりますけれども、まだ的確な方法というものはない。ただ普通の対症療法といたしまして輸血を一番先に数えなければなりません。それからそのほかにやはり安静ということが非常に大切であります。広島、長崎の時にも不幸にして足に骨折でもありまして、動くことができなかつたためにおとなしくしていた人は助かつておるのであります。で、骨折も何もなくて、ああいう場合でありますからして、一生懸命働いて過労に陥つた人が死んでおります。それで現在第五福竜丸の患者さんたちは、外見上非常に元気でありまして、食欲も旺盛であります。それでもやはり安静ということは非常に大切なのであつて、輸血と安静ということが根本的の治療方針であります。そのほかビタミンをやるとか、栄養をつけるとかいうことも考えられる。それから白血球がずつと減つて参りますというと、どうしても細菌に対する、黴菌ですね、黴菌に対する体の抵抗力が減つて来ますからして、やはり抗生物質などを使うということも忘れてはならないのであります。

こういつたような方針で今仕事を続けておるのでありますが、患者の容体は外見上極く軽微な火傷が所々にあります。併しみんな至つて元気であります。食欲も旺盛である。で只今聞いて来たのでありますが、国立第一病院に入院した患者などは、国立第一病院で提供いたします御飯ではとても足りないそうでありまして、ああいう舟乗りでありますと一日に五合くらい飯を食べる。御飯のお代りがたくさんあつたそうです。それくらい非常に見たところ元気であります。併し白血球は多くの人が大体五、六千程度に減少しております。普通の正常時は七、八千でありますけれども、五、六千程度に減少しております。東京大学病院のほうには比較的重い人が初めに二人、それからこの間の日曜日に五人入院いたしましたのですが、これらの人は多少重態なのでありますが、重態と申しましてもただ白血球が少いのですが、まあまあ白血球の数が三千前後、三千、四千という程度に減つておるのであります。ただ広島、長崎のときに三千、四千くらいに減つた人は恐らく全部助かつております。それは外からだけ放射線を受けたからであります。私なども職業的に放射線を受けておりまして、一番低いときには二千七百まで私自身減つております。それでもこうやつてぴんぴんしておるのでありますが、今度の場合には放射物質が身体の中へ入つております。でありますから非常に心配しておるわけであつて、決して警戒は解けないような状態にあります。普通放射線を受けますというと、白血球が減りきるまでに或る一定の期間を要するのであつて、大体患者に治療の目的で放射線、X線をかけました場合に、白血球が一番底をついて減りきりますのが四、五週間のところであるのであります。今度の場合には放射線のかかり方が違いますから何とも言えませんけれども、今丁度四、五週間にさしかかつておりまして、恐らく今の患者の白血球の減少が底をつくのはもう少しあとであろうと思います。現に第五福竜丸の患者の白血球の状態は十四日に入港したとき以来極く少しずつでありますけれども減少のほうへ向つております。尿の検査を精密にするということが大変に大切なのであります。昨日の新聞に灰の中の一京分の一の原子を分析で出すのだとこういうふうに木村教授が発表しておられる。一兆の一万倍だそうです。日本の予算の一万倍のお金の中から一円札を一枚取り出す方法だと、こういうふうに木村教授が説明しておられますけれども、それは灰の分析のときにそういう程度なんであつて、尿の分析だとそれよりももつと薄いことになると思います。非常に困難な仕事だろうと思いますが、やはり木村教授を煩わしましてそういつたことを進めて行こうと今準備をしておる次第であります。こういう基礎的の根本的の治療が、果して患者に実行できるように進んで行くかどうか請け合えないのでありますが、オーソドックスの仕事としてはやはり輸血と安静ということが非常に大切であります。

患者のほうは大体そのくらいにいたしまして、次に船を一つの住宅と見た環境衛生の見地から今度の第五福竜丸事件のことを考えてみますと、私が初めて第五福竜丸に入りましたのは、この十七日の日であります。測定の機械を持つて船に近寄りますというと、もう船に入る前からしてがあ〳〵、ああがあ鳴り出しますです。それで船へ入つて測定をして見ますというと、針がぶんと動いてしまいますので、船に乗込んで又船から出て来てゴム長にはき替えまして、そうして荷物を着替えて船へ入つたわけであります。船の外側は一番灰を余計受けたのではありましたようけれども、やつぱり雨に打たれたり洗つたりしたせいで、割合に中より少いのであります。中の船室の比較的灰がこもつているというようなところが一番強い。その一番こもつた強いところの放射能が十七日の測定では百十ミリレントゲンという単位で数えられたのであります。これはちよつと御説明申上げないとおわかりにならんと思いますが、この放射線は一体人間はどのくらいまで受けても無害であろうかということを世界中でいろ〳〵調べまして、そうして国際的に一つの推奨案というのが我々のほうの学界でできておるのであります。それによりますというと、一週間に三百ミリレントゲンまで受けても差支えない。これが基本の数字であります。一週間に三百ミリレントゲン、これだけならば何週間続けて受けても少しも心配がないという数であります。一週間に三百ミリレントゲンでありますからして、これを職場の場合に当てはめてみますというと、勤務時間が一週間四十八時間でありますからして、四十八分の三百ミリレントゲンであつて、丁度一時間に六・二五ミリレントゲンとなります。これが職場における放射能の線限度であります。六・二五ミリレントゲン、これが職場における放射能の線限度であります。それから住宅になりますとやつぱり一週間に三百ミリレントゲンでありますからして住宅の一週間は百六十八時間でありますから百六十八分の三百ミリレントゲンであつて一時間に換算しますと一・八ミリレントゲンであります。で船室は従つて一・八ミリレントゲンでなければならんのに、十七日に測つた値いが一番強いところは百十ミリレントゲンであります。それがだん〳〵と今減少しつつあるのでありますからして、三月十七日より前のほうへ遡つてみたらどんなに強かつたか恐ろしいくらいであります。まあそういうふうに船は非常に汚染されて入つて来たのであります。直ちに船は、もう無用の者は入つちやいけないだろうということを申上げまして、そういう措置がすぐとられてあるのであります。こういうことは今後入つて来る船に対しても非常に参考になるだろうと思います。で私どもはその船がど

の程度の時日で自然に放射能が減衰していくであろうかということを経験して行くのが参考になるだろうというふうに考えております。ほかの船の処置等についても非常に参考になるだろうと思う。それから又船の一部分を何らかの手段で清潔に洗うことができれば、どういうふうに洗えばどのくらいの早さに清潔になるかというようなことも経験することができるだろうと考えておる次第であります。それから衣服なども測って見ましたが、繊維製品のようなものが一番灰が余計残っておる。のっぺりしました雨合羽のようなものは余り残っておらない。いずれその繊維製品でも船員の中には石鹸で以て家庭でよく洗っちゃった人もあるのでございますけれども、洗いますというと非常に少くなっております。

これがまあ大体環境衛生の問題でありますが、その次に今度は食品衛生のほうでありますが、つまりさめと、まぐろを第五福竜丸が積んで来たのであります。十六日の日に私は築地に第五福竜丸の魚が着いたから見に来てくれということで見に行きました。そうしますというとさめとまぐろでありましたけれども、さめの表面が非常に放射能が強い。併し、さめ、まぐろ共はらわたは出しておるのであります。その腹の中を測定して見ますというと放射能は殆んどない。つまり表面に灰が落ちているだけらしいのです。それから、さめは安いものですから、ぞんざいにしてあるらしいのでして、まぐろのほうは商品価値があるというので、一つ〳〵何か船じゃハトロン紙なんかに包むのだそうでありますが、そういうせいか、まぐろのほうは非常に表面に放射能が少かったのです。でありますけれども、やはりまぐろもさめも、程度の差こそあれ放射能は確かにありましたので、やはり廃棄処分になったような次第であります。

で、この食品を廃棄処分にするかしないかという食品としての恕限度のきめ方というのが、これが非常に大きな問題であろうと私は思います。この第五福竜丸事件につきましては、日本もそうでありますけれども、アメリカも、恐らく世界中或る程度やはりめくらへびだと言う人があると同時に、被害妄想にかかっている人もあるのです。それでまぐろが売れなくなったりするのですけれども、私はしよっちゅうまぐろを食べておるようなわけであって、やはり被害妄想と言って悪口を言いますけれども、これはやはり社会の実相であって、これはやはり無視することはできない問題であろうと考えます。輸出等にからみまして非常に重要な問題だと思います。で、悪く言うと被害妄想でありますけれども、そういったような観点から見た恕限度というと甚だ変ですけれども、標準が一つ考えられます。

それからその次には、やはり行政措置として、このまぐろをOKというわけで出した以上は、そのまぐろの、非常に非常識なことになりますけれども、よく洗わないで、皮だけを食べるなんということがあっても差支えないというように考えないと心配だというような考え方も一つ立つと思います。やはり行政処分としては、行政官はそういうことも御心配になるだろうと私は思います。これが第二の考え方であります。

それから第三番目には、これは全く何と言いますか実際問題として考えまして、お互いにまぐろのさしみは一日に一度ぐらいしか食べないのでありますからして、一日に一度一人前のまぐろを食べるとして、このまぐろを食べたならば、放射性元素がどのくらい体内に入るだろうかという本当の実際問題を標準とした正しい恕限度、こういうものと三つどうしても考えられるのであって、それを実際問題として、どういう恕限度を適用するかというような問題も起って来る。それから現在では非常に厄介なことに、放射性元素の体内に入れ得る恕限度というものが、世界的にまだ相談が整っておらないのであります。放射能については、一週間に三百ミリレントゲンというのは国際的に学会でちゃんときめておりますけれども、放射性物質、それ自体の恕限度というものはまだ決定されておらない。で、アメリカで数種類の元素について大体このくらいであろうということを発表しておる程度でありますし、まあ日本といたしましては、それを参考といたしまして、そうして何とか考えてみなければならんと思います。

それから放射性元素の恕限度が何ミリ・キュリーとか、何マイクロ・キュリーとかきまりましても、それをさめだの、まぐろだのの恰好になっているときの測定で、量をきめるという測定技術の問題が非常にむづかしいと思います。各三崎だの、焼津だの、そういった港の出先で実行できるような方法できめなければならんので、そういう点も大いに研究を要する問題だと思うのであります。

で、これで大体食品衛生の問題も終ったわけでありますが、私、これで大体話は具体的にに済んだわけでありまして、総括的に申しますと、この原子力の平和的な応用ということは、非常に望ましいことであって、大いにやらなければならんことだと思います。戦争にばかり使うということは、実に馬鹿々々しいことだと感ずるのでありますが、アメリカにおきましても、原子力の研究の間に思わざる椿事が起りまして、その周囲におりました職員が相当数非常な傷害を受けたという報告が、ちゃんと出ております。で、日本で今後原子力の研究が始まり、盛んに実験が行われるような暁になれば、やはり何か椿事が起って、そうして職員が、或いはその周囲の第三者まで、不慮の傷害をこうむることが起らないとは限らないと思います。で、私ども医療に携わっております者は、第五福竜丸は誠に寝耳に水でありまして、全く正直のところ泥縄で仕事をやってるような次第あります。で、やはり原子力の平和的応用ということを始める以上は、やはりその原子力に対するこういった方面の準備も、少なくとも並行的に、若しくは進んで先に手を付けなければならないと、まあ少し我田引水のようでありますけれども、今度誠に寝耳に水で、泥縄的になってしまいまして、余り御期待に副い得ないのじゃないかという心配が非常にありますので、この席で私のお願いのようなことを申上げます。

大体そんなものでございます。

○委員長（上條愛一君）　それでは三教授に対する御質疑がありましたら、お願いします。

○高野一夫君　ちょっと私、朝永先生と、武谷先生にお伺いしたいのですが、我々こういうような問題については、全く素人で、お尋ねすることが極めて幼稚なんですが、この原子核の分裂というものを、何かこう例え話かなんかにして頂いて、もっと我々素人がわかるようなふうの解説をして頂けないものですか。それでよく原子力、原子力といいますが、その原子力ということの本体は、この核の分裂によるそのまあ発散するいろ〳〵な力、それをまあ利用すると、こういう意味ですか。それが一つ。

それから原子爆弾とよく言いますが、その爆弾なるものは、例えばウラニウムならウラニウムを使うとすれば、それはすべてがウラニウムなのか。或いは純粋のウラニウムか、或いは鉱石なのか、それとも或いは普通の爆弾の中に、ちょっぴりその原子核の分裂をやるものが入っているのかどうか。これは水素爆弾の場合についても同様の疑問を持つわけでありますが、そういうふうな点について、大体構造上の問題について、御想像ができるようならば、それも一つ伺いたい。

それからもう一つ、この核分裂をする原子というものが、大体利用し得るものとすれば、どれくらいの種類のものがあるのでしょうか。

それから先ほど武谷先生のお話もございましたが、まあいろ〳〵な意味の原爆を落す場合に、空中で爆発する、或いは地上でやる、或いは海中に落すというようなことが随時、爆弾の操縦者の手加減によって随時できるものとまあ考えられますけれども、そういうふうに行くものかどうか。それらの点

について我々素人がわかるように教えて頂きたいと思います。

○参考人（朝永振一郎君）　原子核分裂を何か例え話でというお話ですが……。

○高野一夫君　でなくても結構です。

○参考人（朝永振一郎君）　この原子と申しますのは、先ほど申しましたように非常に小さなものなんでありますけど、これが決して……、つまり構造のないものではないのでございます。すべての原子核は二種類の基本的な粒子からできています。その一つは陽子という粒子、もう一つは中性子という粒子、この二種類のものがくっついてできた固まりのようなものであります。それが水素のようなものはただ陽子だけで一番簡単なものであります。ウラニウムのようなものになりますと、陽子と中性子が非常にたくさん、二百幾つかくっついてできたものであります。そういうたくさんくっつきますとこれはまとまりが悪くなりましてちょっとした衝撃でこれが壊れる。二つに割れたり、ときには三つに割れることもありますけれども、大体二つに割れます。その割れるときにただ割れるのではなくて割れたものが非常に両方がはね飛ぶ、そういう割れ方をいたします。ちょっとした衝撃というのは何かと申しますと、先ほど申しましたように宇宙線の中に中性子がしょっちゅう上から降って来ております。それがぽんと当りますとそれが割れる。そういう性質をウラニウムとかプルトニウムは持っておるわけであります。ところで割れたときに両方が跳飛ぶわけでございますが、その跳飛ぶエネルギーが外へ出て来るわけであります。それにしやなぜウラニウム或いはプルトニウムしか使えないか、ほかのものは使えないか、つまりウラニウム、プルトニウム以外にも相当大きなたくさんの粒からできている固りはほかにもあるのですけれども、ウラニウムとかプルトニウム以外のものは余り使われていない。その理由はそれが非常に大きな衝撃を与えますとやはりウラニウム、プルトニウム以外のものでも壊れて跳飛ぶ、そういうことはございますが、それにはほかのものであります最初の衝撃が相当大きなものでなくちゃいけない。つまりこのウラニウムとプルトニウムとは特に不安定で壊れやすい性質を持っております。で第一の御質問はそれでよろしゅうございますか。

○高野一夫君　はあ。（笑声）その次のをお願いします。

○参考人（朝永振一郎君）　それからその次の、今の跳飛ぶとき、これをもうちょっと補足させて頂きます。中性子が降って参りますと、これが割れますわけですが、それが一回きりでおしまいになったのでは大したエネルギーにはならない。割れますときに二つに割れるだけじゃなくて、そこから又中性子が幾つか出て参ります。その中性子が更にその近くにあります。ウラニウムを割る。そういうふうにして次から次へ反応が何と申しますか伝染して参りまして、そうしてそこにある一塊りのウラニウムが全部壊れてしまう。それが非常に大きな、全体として非常に大きなエネルギーになる。そういうわけでございます。今申しましたが、ウラニウムとプラトニウムは非常に弱い衝撃で壊れるということを申しましたが、実はウラニウム、同じウラニウムと申しましてもいろ〳〵種類がございます。その種類と申しますのは塊まりが幾つからできているか。ウラニウムは二百三十七とか二百三十五とかよく申しますが、それは塊まりの数でございます。で二百三十七、二百三十五いろ〳〵あるのでございますけれども、そのうちの天然に産出されますウラニウムはそういういろんな種類のウラニウムが混合したものであります。特にそのうちで小さな衝撃で壊れるものは二百三十五のほうでございます。でありますから、爆弾のようなものに使おうといたしますと、天然のウラニウムの中から二百三十五だけを分けて採らなくちゃならん。それが非常にまあむずかしい仕事でございます。それからプルトニウムというのは天然には産出されないで、これは人工的にウラニウムから作るものでございます。で先ほど鉱石を利用するのか、何を使うのかというお話でございましたが、そういうふうに非常に壊れやすい、ちょっとした衝撃で壊れるようなものだけを純粋に集める必要がございます。ですからこれは金属の形で用います。但しこれは爆弾の話でありまして、平和的な利用のほうでありますと、そう急激にエネルギーが一遍にたくさん出る必要はないので、この場合にはそういう純粋に壊れやすいものだけを集める必要はないのであります。

それから御質問がたくさんありましたのですが……。

○高野一夫君　もう一つは、核分裂による力を実際的に活用し得るような原子というものはどういうようなものかとあるものかどうか。

○参考人（朝永振一郎君）　それでウラニウムのほかに使えそうなものといたしまして、トリウムがございます。但しこれはウラニウムほどちょっとした衝撃では壊れませんで、これは爆弾のほうには使えない。併し平和的なエネルギー源としてなら使う可能性はある。併しまだトリウムを使って実際やったということは私ども存じませんです。それから今までの御質問で……。

○高野一夫君　それからもう一つは、その原爆というものは随時いろ〳〵の場所において爆発させることが自由にできるかどうか、できるものだろうかということです。空中の例えば高い所とか、中間であるとか、地上とか、海中とか随時に爆発させようと思う人の任意に時と場所を選んで爆発させることができるだろうかどうか。

○参考人（朝永振一郎君）　私はよく存じないのでございますので……。

○参考人（武谷三男君）　そのあとの続きを……。爆弾の構造の御質問からいろ〳〵ありましたが、さつきも朝永さんがお話になりましたように、原子爆弾の場合には限界量に、核分裂性のものが限界量に集まるまでは爆発しない。限界量以上超しますと爆発が行われる。そこで限界量以下の部分的に分けておきますとこれは爆発しない。これはもうマッチの火をつけても鉄槌でぶん殴っても爆発しない。ところがこういうものを急激に一緒にします。そうすると限界量を超えますので爆発が行われる。どうして急激にかと申しますと、徐々に近付けて行きますと、両方の塊まりの全体がその範囲に入らないうちに、こっちの一部分とこっちの一部分だけが連鎖反能が起ってしまいます。或る温度になれば飛び散ってしまう。それで爆発が十分起らなくなってしまう。起ることは起るけれども普通の火薬をそんなに速わないというようなことになる。それを非常に急激にぶつけます。そうして連鎖反能をやらせるわけであります。その場合でも温度が上りますので、温度が上って或る程度で飛んでしまいます。そこでこれをできるだけの間ぎゆつとしておかないと連鎖反能が完全に行われない。広島の爆発を起しました原子爆弾では、どうも爆発したウラニウムの量が、さつき朝永さんもおつしやつた限界量が十数キログラムで、爆発した部分が一キログラムですからその程度しか爆発しなかつたわけであります。ですからその程度の部分的爆発でありましても廻りからぎゆつと抑えておかなければならない。そこで抑える時間が千万分の一秒余計抑えるか、少く抑えるかで二十トンの火薬に相当するか、二万トンの火薬に相当するかの違いが出て来るわけであります。そこで十分に千万分の一秒抑えなければ役に立たないわけであります。そこでそれを短波という

と小さいかも知れませんが、その程度のものでございます。で本当の爆発する量はそれですが、爆発を保障するためにはそれの十数倍のものが付け加わつておる。而もその爆発をぐつと抑えつけておくために大変重いものが要る。その短波という抑えつけの方法がいろ〳〵研究されまして、いわれておりますことによりますれば、一九四七年前後にその研究が非常に進んだ、そこで非常に小さな大砲で打てるような原爆もできましたし、それから又もつとこの爆発の威力を増して、一キログラムの爆発でなしに、二十五キログラムのウラニウムが核分裂を起すような装置もできるようになつたということが行われて来たわけです。それはもつばらどうしてくつつけるか、どうして部分的に安全量に分けておいて、それを寄せ集めるか、そうしてどうしてそれを抑えつけて、できるだけ長い時間飛び散らないようにしておくかという研究が進んだためなのであります。でそれから先ほどの御質問で原子爆弾を落すという場合には、これはただ分けたものを爆発させようとする瞬間に、これをくつつけるということをやらすんですから、それはそういう機械的な作用で、まあ最初の原子爆弾ですと、何かこつち側に安全量を置いておいて、こつち側にそれに追加する分量を置いて、これは非常に速さを得るためにロケットかなんかで飛ばして来てここへぶち込むという方法をとつたらしいのであります。これはただいろ〳〵の専門の雑誌でなしにアメリカのいろいろな通俗雑誌に出ておりましたのではそういうふうに書かれております。ですからこれをこつち側に飛ばすという作用、これはなんでもできるわけです。広島型の原子爆弾ですと、爆弾を投下したときから地上六百メートルに達するまでの落下時間で規制して、そうしてこれをぶつつけるようにしたのだろうと思います。それから地上の真上ほんの近くで爆発させようと思えば、その信管といたしましては、例えば近接信管というようなレーダ装置の近接信管を使えばそういうことは可能だろうと思います。水爆になりますと、これは爆発力が大きいものですから……。ああいうふうに広島型ですと、相当上空を飛んで参りまして落して六百メートルに達するまで相当時間がかかります、その間に飛行機が待避できるわけでも。ところが水爆は大変な、例えば水爆が東京の上空で一発爆発しますと、理論的な計算では熱海附近の人たちが皮膚のやけどを負うというような、関東一円の人が皮膚のやけどを負うくらいの強い熱線を出しますわけでございますので、うつかり逃げ遅れておりますと飛行機が燃えてしまいます。それでいろ〳〵苦心があるだろうと思うんです。而も水爆をできるだけ広い範囲に爆風と熱線の影響を与えようと思えばできるだけ高く、例えば十キロメートル上空とか二十キロメートル上空で爆発させるほうがエフィシエンシイ、能率が大きいということになりますので、そうすると落してから逃げる時間がありません。何か適当な方法、例えば爆撃機に積んで行つて、そうしてそれをロケット装置のある無線操縦の戦闘機のようなものに乗つけて、飛ばして行つて投下するというようなことをやつたり、又は落下傘にくつつけて落すというようなことともやるかも知れません。まあそんなふうにすればどういう場所でも爆発さすことができるのは普通の爆弾と同じことでございます。

○高野一夫君　どうも有難うございました。

もう一つ中泉教授にお伺いしたいんですが、先ほどまぐろの放射能検査のところでお話があつたんですが、はらわたが取つてあつて、はらわたのほうはなんともなかつたというようなお話で、皮のほうにいろ〳〵反応がある、そうするとそれが皮を通して肉にどれくらい達するものか、或いは皮を取つてしまえば肉のほうは差支えないものか。それならばまぐろを全部廃棄しなくても、肉だけを食うわけですから助かりはしないか。それとも皮に受ける放射能のミリ数がどの程度ならば肉のほうに通るが、どの程度ならば肉のほうに通つていないということもあるというのかどうかですね。おわかりなればちよつと教えて頂きたい。

○参考人（中泉正徳君）　あのときは皮の表面をミリ・レントゲン・メータで測定いたしまして、それから河岸に上つておりますさめやまぐろはもう沖ではらわたは取つて捨ててあるらしいんですね。そのはらわたの取つてあるからつぼのおなかの中を測定いたしました。そういたしましたら放射能は殆んどなかつた、こういうことを申上げたのでありまして、その皮と腹との途中がどの程度に放射能で汚染されていたかということは、あのときには測定はしなかつたのです。測定結果としては申上げることはできないわけです。

○高野一夫君　築地で大量のまぐろを処分して埋蔵してしまつたんですが、あのときは厚生省関係の検査官はまぐろの上の皮けを測定して、肉は測定しなかつたのですか。

○参考人（中泉正徳君）　腹の中だけです。

〔委員長退席、外務委員長佐藤尚武君着席〕

○高野一夫君　そうすると肉は何ともなかつたかも知れませんね。これは非常に大きい問題ですね。何千万とか何億のまぐろをみな廃棄しているわけですから、この肉について検査をしないで、そうしてそれをただ単に廃棄処分にするということは、これは若しその中に放射能が出て来れば別ですが、何ともなかつたということになれば、これは大変な問題だろうと思うんですが……。

○参考人（中泉正徳君）　つまり私正直に申上げますと、まぐろの市場における廃棄処分の徹底方法ですね。これにつきましては確かに今後大いに研究して方策を立てる必要があると思います。これは厚生当局を今すぐ責めるのは無理だと思います。というのは、そういう基準をきめますミリ・レントゲン・メーターというものは今日本に三台しかありませんです。東京大学に一台、それから東京の科学研究所に一台、それから京都大学に一台しかないのです。それで河岸に船が着くたびに私のところに電話がかかりまして、夜でも行つてくれということで頼まれたことがあるくらいで、先ほども申上げました通り、私も寝耳に水で泥縄をやりました通り、厚生当局も全く寝耳に水で泥縄の状態であると思います。で、ひどく厚生当局をここで責めるというのも、私は実際無理だと思います。

それでそういうまぐろの処分についてどういう測定方法をしたらいいかというようなことは、実際非常にむずかしい問題でありまして、これからよくみんなで適当な方法を話合つてきめて案出する必要があると思います。で、この点につきましては、私アメリカの人にも相談してみましたけれども、非常に困難な事柄であるという返事を得ております。

○委員長代理（佐藤尚武君）　厚生委員長は本会議に出られましたので、暫らくの間私が代理をいたします。千田委員どうぞ。

○千田正君　先ほど私遅れて参りましたので、どの先生にお伺いするのが適当かということはわかりませんけれども、中泉先生のお話だけ聞いておりましたので、中泉先生にお伺いするのですが、放射能の浸透度ですね。この間の灰の程度であつた場合に、例えば遮蔽物である漁船でありますると、木造船或いは鉄船、或いはその表面に塗料を塗つておつた場合とか、塗つておらなかつた場合、そういうときにおけるところの放射能の浸透度がおわかりにならなかつたでしようか。それは非常に最近又アメリカ側から禁止区域を拡大されまして、この六月三十日までは非常に大きい範囲の禁止区域が通告されてあるのです。で、漁船が今後出漁しましても、そういう面も一つの知識として漁民が或る程度考えて出漁しないというと、又再び同じような、例えば灰のような非常な微弱なものであつたとしましても、国民に与える恐怖であるとか、そういう面が非常に大きいので、まあ私どもは水産委員の立場から漁民の諸君に会してそういう点で或

る程度話合わなくちやならないと思いますので、どの程度の、一体遮蔽物の如何によつては或る程度そういう被害もこうむらずに食糧が運べるかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○参考人（中泉正徳君）　あの第五福竜丸というのは九十九トンの木船でありますが、それであの灰が持つております放射線というものは、ベーター線とガンマー線でありまして、ベーター線というのは非常に滲透力の弱い放射線、微粒子線ですが、ガンマー線というやつは非常に物をよく通す性質がありますので、ちよつと漁船をガンマー線に対して予防防禦するだけの遮蔽物を船の体につけるということは相当困難であろう、こういうふうに感ぜられますが、このガンマー線の滲透力がどういう程度の遮蔽物でどの程度に遮蔽されるかということは、医学よりも物理学の問題なので、ここの両君が御返事になるほうが正しく行くであろうと思つてお答えを譲りたいと思います。

○参考人（武谷三男君）　では補足的に申上げます。ベーター線は今おつしやられましたが、ガンマー線は大体重い元素ほど遮蔽がいいのでございます。ですから鉄とか、一番ガンマー線が通りにくいのは鉛、鉛だとほんの薄くてもかなりガンマー線が通らない。今の御質問は大分そのお話とは違うようでございますので、例えば外側から甲板に灰が降りまして、それからガンマー線がどん／＼出ます。そうしますと中のまぐろはどうなるかという問題でございましたら、それはガンマー線がまぐろの中を幾ら通つても、幾らつて、余り多く通れば又問題は違いますが、あの程度通つても先ずまぐろは安全でございます。ですからまぐろを安全にしておこうと思えばそれはまぐろを積んでいるところを完全に遮蔽して、空気を遮蔽すると、外界の空気を遮蔽するということです。そうすれば大丈夫でございます。ただ灰がいつ降つたかこれはわかりません。ああいうふうに大きな灰が降つて来ればこれはわかりますけれども、もつと微粒子が降ることだつてございますので、そういう場合には船に測定装置を置いておかなければならん。測定装置を置いておいて、放射能が大分上つて来たというようなことがわかつた瞬間にそのまぐろを完全に遮蔽して、而も急いで帰つて来なければならない。そうすることが必要です。ですから一番必要なことはやはり船に測定装置を常に乗つけて置くことが必要。そうして危いと思つたら逃げ出す。逃げ出すとき、まぐろを大事にしようと思えば、まぐろの部屋を外界の空気と完全に遮断するようによく包むこと。それから人員の被害に対しましては、これは急にどかつと来られては、もう手を挙げるより方法はありません。けれどもまあ適当に、体は大丈夫だという程度でも、少し放射能が上つたという程度ならば全速力で逃げて来るということですね。で、そのときに、よく船を洗つたりいろ／＼するということを伴つて、安全量がよくわかつておれば安全量よりちよつと殖えそうになつたら逃げて来るというような処置をする。要するに測定装置が一番重要だと思います。で、空気が汚染されるんですから、船を幾らそういうガンマー線が通らないものでかこんでもこれは駄目なんでございます。つまり船室にどん／＼外界の空気が入つて来る。空気にいろ／＼な放射線を帯びた細かい粒子があるんでございますから、それを又船員が呼吸するんです。それでそういうふうに乗つかつてやつて来るんですから、それから船に完全な、外界と遮断して空気清浄装置でも付けておけば、これはまあ安全でございますけれども、そうでない限り安全ということは保証できないわけでございます。

○高田なほ子君　お伺いいたします。私、学理的な問題とは別にちよつと伺いたいんですが、原子力の平和利用ということは常識的にわかるのですが、そういう名目でも今実に恐ろしい爆発物の実験がされて、今のお話によりますともつと／＼恐ろしい爆弾が実験されるように聞いております。この場合ですね、御三者のお話を綜合しますと、目にも見えないようなたくさんの微粒子が気流の中に撒布される、或いは灰のような形になつて出るかも知れない。こうなつて参りますれば、それが戦争に使われないにしても、科学の発達の過程で、この目に見えない放射線のために受ける人類の影響というものははかり知ることができないのではないかと思います。これに対する科学者としてのお答えを、朝永さんでも武谷さんでも、お答えを頂きたいのが一つ。

もう一つは、この放射能が人類に及ぼす影響について中泉先生にお伺いしたいのですが、染色体の分裂の場合に、これは遺伝の問題になると思いますが、この場合に中性子の及ぼす影響というものによつて突然変異による畸型児の発生ということは、我々科学を知らないものの常識としても考えられると思う。こういうふうに到る所で、勝手な所でどん／＼と恐しい爆発物の実験が今後行われるようになるとすると、世界中の到る所の人間が、この目に見えない放射線の、陰に陽に影響のために染色体の分裂によるところの畸型児というものが世界中到る所に出て来るのじやないか。ましてこのビキニ島の危険区域を若干西のほうに移行するという噂も聞いている。この場合気象学者のお話も伺わなければわかりませんが、ジエット・ストリウムに乗つた死の灰、いわゆる放射能が日本全土に降つた場合に、我々親という立場に立つた場合に、その影響を受けて日本全国の人間が畸型児をどん／＼生むということになつて来たら、世界はどうなるかという誠に恐るべき私は科学の発達を、ここで医学的の立場から中泉先生に解明して頂きたいと思う。どうぞお願いいたします。

○参考人（中泉正徳君）　只今の御心配、まあ非常に御尤もな点があるのでありますが、放射線の国際的推奨案というものができております。根本は今お話の突然変異がどのくらいの線量でできるかということが根本になつております。それでこの生物に突然変異ができて来るということは人間は万物の霊長であつて偉いものだと、こういうふうに思つてはおりますけれども人間ができ始める初めは卵と精子なんであります。それで下等動物と全くその一番初めは同じであります。（笑声）従つて、これは笑いごとじやないのでありまして、私先般言つているのじやないが、遺伝学会でちやんとそういうことを言うておるのであります。それで下等動物に適用される遺伝の法則はやはり人類にも適用されるべきはずであると、こういうふうに言うのであります。それで放射線によつて突然変異ができるということを発見されたのは、極く下等の生物についてであります。併しこの突然変異ができるというような遺伝の法則は、生物の上等、下等には関係がないというので、人間にもやはり同じようなことが起つて来るであろうという推定の下に考えておるのであります。それで現在三百ミリレントゲン一週間という数字は、猛烈の突然変異を、この程度ならば決して起さないという数字が根底になつておるのであります。現在の実験的研究の立場から言えば、一週間に三百ミリレントゲン以下であれば妙な子供は生れないと、こういうふうに思つているより仕方がないのであります。それで結局住宅といたしましては一・八ミリレントゲン毎時という線量よりも低くないというと人間にも片輪が生れる危険がある、こういうように考えるより仕方がないのであります。

それでこの突然変異が放射線によつて起つて来るかどうかという実験的の研究でありますが、それは初めは昆虫くらいまで発見されておつたのでありますけれども、つい数年前に至りまして、もう哺乳動物にも発見されております。哺乳動物と申しましても、我々人間とは相当縁が遠いのでありますけれども、二十日鼠に発見されておりまして起つ

た突然変異というようなものははつきり発見はされていないのです。で、人間は一つの世代がやはり大体三十年くらいでありますからして、そう二十日鼠のように次から次へと子供を生みませんので、そういう世代を重ねての実験的研究というようなことは到底できませんので、人間におきましてはそういうことは発見はされておりませんけれども、遺伝学の根本法則といたしましては、生物の上下にかかわらず遺伝の法則は一様に適用されるべきものであるという見地からして、蝿蜂の突然変異は三百ミリレントゲン一週間以上でないと起らないという事実からそれがきまつているのです。ですからして一・八ミリレントゲン毎時というよりも、一週間三百ミリレントゲンと言つたほうが正しいのですけれども、そのリミットを超しさえしなければまあ我々も片輪を生まないだろうと、こういうふうに思つているより仕方がないのです。

○高田なほ子君　それについてもうちよつと突込んで伺いたいのですが、そういたしますと、先ほどお話のように第五福竜丸の船内を実験された場合に、百十ミリレントゲンを発見することができた。こういうことになつて参りますと、第五福竜丸のそれだけの強い放射能のある中に、若し仮に私が何らかの都合でそこに入つておつた場合、これはやはり染色体の分裂の際に卵子が二十四、二十四というふうに分裂ができずに、そのとき不幸にして姙娠したとすると、白玉のない子供が生れるやら、手のない子供が生れるやら、それは想像ができないのではないかと思うし、人体による実験が今日できないのでありますから、中泉先生は哺乳類のいわゆる動物実験によつて、あのビキニにおける今度の爆発実験は人類の社会に畸型児を生む可能性を持つているということは、やはり確認おできになるのじやないかと思いますけれども如何でございましようか。

○参考人（中泉正徳君）　つまりその一週間に三百ミリレントゲン以上の放射線を生物が受ければ、非常に多数の中に例外的に突然変異が起り得るであろうということは、私ばかりでなく、世界中の放射線生物学者は肯定しておりますのです。

○委員長代理（佐藤尚武君）　高田さんの第一問のほうがまだ残つておるようですが……。

○参考人（朝永振一郎君）　只今の御質問、十分御質問の御趣旨を了解したかどうか、ちよつとはつきりしないのでございますけれども、この科学の進歩があいう恐しいことになつて、この人類を不幸に陥れるというようなことがあるかも知れないという、そういう状態において科学者はどう考えるか、そういう御質問でございますか。

〔委員長代理佐藤尚武君退席、委員長着席〕

で、これは勿論科学者といたしまして、自分の作りました或いは自分の研究いたしました結果が、これは人類の幸福のためというつもりでやつているにもかかわらず、人類を不幸に陥れるということは、非常に遺憾なことでございます。それで科学者といたしまして、この研究を進めるときに、これはどうしても人類を不幸に陥れるときまつているとすれば、これはもうやらないに越したことはない。やるべからざることだと思いますが、科学というものは、元来幸福のためにも使える。大体においてそういう二つの面を持つておるものが多いのであります。それでこの人類を不幸にするかも知れないからといつて、研究をやめてしまうのがいいかどうか、これは非常に重大な問題だと思う。私どもとしましては、何とかしてその害悪を除くような措置が必ず考え出され得るものだという、これはそういう信念を持つているからやつておられるわけなんです。科学の結果がなぜ人類に不幸をもたらすのであろうかというと、まあいろ〳〵な考え方があると思うのでございますが、これは非常に常識的な、誰でも言つていること以上のことは私申上げられないのでありますけれども、要するに科学の進歩が、非常に何と申しますか、或る科学が非常に進んだのに対して、ほかの方面の科学が進んでいない。科学というのは自然科学だけでございませんのです。例えば日本の道徳というようなものの或いは政治とか、そういうふうなもののすべてが調和していないというところにあるのじやないかと思うのです。で、併し昔のいろ〳〵古い歴史を考えて見ますと、そういう方面でも人類が進歩していることは確かだと、まあ私は考えたいと思つています。つまりいろ〳〵昔の暗黒時代、やたらに人を殺したり、殺されたりした時代と比べますと、現在はなおまだ戦争というようなものの危険があるにもかかわらず、明るくなつた面が非常にあると思う。私ども今日ここに出て参りましたのも、皆様方にいろ〳〵お話をさせて頂き、それから皆様方のいろ〳〵お話を伺いたいと思いまして、出て参りましたのは、こういう問題につきましては、これは科学者だけの力ではどうにもならない面が非常に多いのでありまして、政治に関係しておられる皆様のお力にどうしてもすがらなくちやならない。私はそういうふうに考えております。只今の御質問のお答えになつているかどうかわからないのですが……。

○高田なほ子君　もう一つそれに続いてお伺いいたしたいのですが、お気持は非常によくわかるわけです。それでお尋ねしたいことは、水爆の実験なり或いはコバルトの実験なり、それは実験は実験として結構だと思いますけれども、それと同時に今中泉さんに御質問申上げたような事態が、何にも罪のないような、何にも知らないような人類の上に影響を及ぼすようなことが、その実験の途中に起つて来ておるわけですね。放射能による影響とか或いはその近くの及びもつかないようなところで人が死んでいると、こういうような、人を殺す、如何にしたら多量に殺せるかというような実験と同時に、如何にしたらこの災害を受けるであろう人類に対して、どういう方法によつてこれを防止する、又救済して行くかというような面も、私は同時に究研されなければ、そういう恐ろしい爆発物の研究なんというものはすべきものじやない、そういうことは私は人類の進歩ではなくて、人類の破壊じやないか、破壊の目的をする実験をするならば、それを防止し得るための積極的な実験が科学者陣営によつて強く主張されなければならない。これがやられていないところに、泥棒をつかまえて縄をなうというような医者側の御苦心を述べていらつしやいますが、世界の科学者は、破壊と同時に、その破壊によつて及ぼす人類の不幸を最大限に防ぎ得るような研究が今具体的にされておるのかどうか。日本の科学者はその陣列の中にどういう形で加わつているのかどうか。そういう具体的なことについてお答えを頂きたいと思います。

○参考人（武谷三男君）　では先ほどの朝永さんの御説明に補足いたしまして、又只今の御質問でもつとはつきりした面についてもお答えできればと思つてお話を申上げます。

原子力は、平和的に利用するという場合には、これは原子炉でゆつくりとした連鎖反応を起させ、爆発的ばかりやじございませんで、その廻りに安全かどうかを知るための、放射能が漏れているかどうかということを知るための万全の措置をするということによつて、現在各国において解決されております。それでもその途次において、アメリカなどで失敗して、実験室にいた人が傷害を受けた。さつき中泉先生のおつしやつたような、そういう例もございますので、できるだけこういうことは、原子力の研究を初めると共に、先ほど中泉先生のお話のあつた通りに、万全の措置を講じなければならない。むしろそつちのほうを先にやるくらいにしなければおつつかないのじやないかということは誠にその通りでございます。で、それから今度は、平和的利用のほうは、それで万全の措置をして解決できますが、水爆の実験とかいうようなことになりますと、これは全く保障いたしかねるのではないかと私は考えるのです。

さつきコバルトというようなお話もありました。コバルト爆弾というものはどういうものかと申しますと、水素爆弾というものは、中性子が非常に大量にできるものでございますので、その廻りを何か物質で囲みまして、例えばコバルトというもので囲みます。そうしますと、それが爆発しますと、中性子がコバルトに当ります。で、誘導放射能を大量に起す。そのコバルトという原子はやはり放射能を起します。半減期が五年ぐらいでありますので、五カ年間の間に除々にずつと放射能が出る。五年間で半分になつて、又どんどん放射能を出して行く。こういうふうなものが世界中にばらまかれるわけであります。その水爆を、例えば水爆一トンの、重い水素で以て広島型の一千倍の爆発をやらしたと仮定いたします。その場合には、四百発あれば世界中の全人類を殺すことができるという計算がなされ、又一発で以て四百トンの重い水素を使えば、一発で、廻りにコバルトを大量においておけば、世界中の、畸形児を生むだけじやなしに、全人類を殺してしまうことができるという計算を、アメリカの人たちがやつております。又これが、水爆というものが、一つの人類の破壊の限界を示す意味で、そういうことが言われておる。果してコバルト爆弾というのは、実際にどういうふうに使うのか、私にはよくわかりません。そういうものは、相手の国で爆発したら、自分のほうで被害を受けますし、相手の国が長年汚染されて、占領もできないということになりますので、どういうふうに使うか、私にはわからない問題がありますが、ただよく言われております戦争の方法といたしましては、水爆の廻りに数日間の半減期を持つたものが、誘導放射能でできるものを取巻いておきまして、そこで相手国の西側で爆発させますと、それが上空に向つて、相手国を全部西側の風で地球上を吹いております西風が相手国を全部吹いて、そして相手国の人を全部殺すことができるということがよく言われていることでございます。これも恐らくそうだろうと思つていたのが、今度のビキニの水爆の実験で実際実証された形になつたわけであります。ですから今度のビキニの水爆は、まあ意識してそんなことをやつたとは私は思いませんが、結果としては日本の漁船がその放射線戦争の実験材料に、結果としてですね。これは誤解のないように願いたいのですが、結果としては実験材料になつたことは誰しも否めないことだと思います。それでその材料を知れば、これは放射線戦争というものを考える場合にいい材料になる。ですから放射線戦争をやりたいという国の人は恐らくその材料を知りたいのじやないかというふうに私は考えて言うのでございますが、まあこんなふうに破壊の限界、人類の破壊の限界、そして水爆ですと、幾らでも大きなものが原理的には考えられる、ただ運ぶということに困難がありますが、原理的に可能でございますから……。で、そういうふうなものができるわけでございますが、こういうものは先ほどの御質問にもありましたように、実際戦争でどん／＼使う場合でなくても、実験としてもちよつとこういうふうな爆発現象になりますと制御しかねることになるのではないか、たとえそういうもので固まないにしても、例えば空気中に誘導放射能を与えるということもありますので、そういう実験を何度もやつておるうちにだん／＼空気が汚染されてどういうふうな結果になるか、私は保障は余りできないのじやないかという気もします。で、ましてや戦争になりますと、例えば、まあこんなことはただ想像だけでございますが、満州爆撃とか中国の爆撃とが言われておりますが、そういう場合に、満州や中国がその水爆で爆撃された場合のことを考えてみますと、勿論中国の黄塵が日本に飛んで来ておりますので、それは当然日本に灰をかぶるということはある。で、陸地がその灰で汚染されますと、第五福竜丸の場合よりはこわい現象が起るのではないかということは当然考えられる。第五福竜丸ですと海の水がございますので、そこで稀薄されましてその水は比較的安全だ、この水でどん／＼甲板をふいたり体を洗つたりすればなんですが、陸地ですと、この陸地という甲板を洗うわけには行かないのでありますので、国の廻りが全部汚染されることになるわけです。ですからそういう危険が非常にあるわけです。ですから科学者はこういう限界の破壊力を作り上げてしまつたということになるわけです。これは何も科学者がそういうものを作るつもりでなくて作り上げたのだろうと思いますが、これは世界の科学者の連帯の責任感という種類のものだと思うわけです。私たちもそういう責任感がありますので、こういうところへ、私は何も原爆を作つておるわけじやないのに、呼び出されれば勿論喜んで進んで出て来て御説明をして、できるだけわかつて頂きたい、又それだけの努力をする責任があるのじやないかというふうに科学者としては考えております。

○永井純一郎君　非常に貴重なお話を伺つたわけでありますが、私は少し俗つぽい質問になるかも知れません。ただ、中泉先生にお伺いしたいと思うんですが、先ほどお話の中に、この原爆症の治療に当りまして、いろ／＼な資料を米側に提供する、或いはわかつておることを教えるようにというので、先生からお申込があつたということを聞いて、その点については一体米国側はどういう態度で先生方に出ておるのか、この点をお伺いしたいことが一つ。

それからもう一つは、これは新聞で見て、ここに文部省の稲田局長も見えておりますが、この前からいろ／＼相談しておつたんですが、研究費が……、この世界に例のない重要な資料を持つておつて、学者の方々が研究を真剣にやろうとしておられる。ところがその研究費が非常に不足をしておられまして、その点で学者の皆さん方が非常な苦心をされておるということを私どもも新聞で見て非常に心配しておりますが、私どもは十分な研究費を使つて頂いて、この世界に立派な日本の学者の手によつて研究をして頂きたい。こう思つておるわけですから、その研究には一体どれくらい今要求されておるのか、その点を知つておきたいと思います。

それからこれは占領中のことですが、広島、長崎の原爆症の重要な研究された資料を、米国側が占領下であつたために、全部これを横取りして持つて行つたということが伝えられておる。これはありそうなことだと思う。で、これは一体当時の研究資料というものは、全部米国側に提供させられて、その結果はどういう研究が米国側ででき上つておるのか、又そういうことが事実あつたのかどうか、これは私ども心配するのは、原爆症に対するいろ／＼な被害を、私どもの考えでは非常に過小評価せんとする傾向がアメリカ側にあるように、私どもは国会の中で感じる。その点は先ほど武谷先生がおつしやつたが、これはみんなが知らなければいけない原爆のことを、そういう考え方と非常に反するようなことが、往々にしてこれはアメリカの私は学者の人たちじやないと思うんですが、併しその他の政治家等の中にそういうものがあるかに思われるふしがありますので、実際資料を持つて行つてしまつたのか、それでその後その資料でどういう研究が行われておるというようなことを、これはありのままに教えて頂きたいと思います。

それから第四番目にお伺いしたいのは、前年でありましたか、イタリーで国際的な医学者の方の集りがありましたが、日本からは慶応大学かどこかの先生がこれに出席をされまして、原爆症に対する偽らざる一切の研究された、或いはその被害の凄惨さを発表するということでお出かけになつたんだが、それがどういう理由かで日本の学者によるその発表が出されないようなことになつたということを、これは新聞で私どもは伺つたのでありますが、それはなぜ、どういう理由で原爆症に対する日本の学者の方の研究が国際の医学会議のようなところで発表されないことになつたのか、これは若し

御承知でありましたならば教えて頂きたいと思います。

それからもう一つは、焼津からこの被爆者が東京に来られまして、今治療をしておられますが、その中に非常に重症の方がおるということを新聞で伺つた。この方は、この被害によつて生命をなくされるような危険が今あるのかどうかという点をお聞きしたいと、こう思います。非常に俗つぽいお尋ねばかりいたしましたが、お差支えない程度で教えて頂きたいと思います。

○参考人（中泉正徳君）　御質問が五つあるんですが、第一の、現在のアメリカ側の態度はどうかというような御質問。これは私は一番初めに、四月の十八日に東京都の衛生局が催しました委員会に、アメリカ側の人も出ておりまして、その席で質問をいたしたのであります。それが第一回目の患者の治療法に対してのですね。それからして船の汚染に関する質問、それから十八日のときにまだ灰の分析がちよつと手がついただけでありましたが、それは一日も早く知ることが患者の治療の出発点でありますので、灰の成分についても聞かしてもらいたいという質問をしたのであります。それは私的の面会じやないので、公式の委員会の席上で私が発言したのです。それが一回、それから第二回目は外務省で催されました会合のときにやはり同じ質問をやりました。まあ公式の席では僅か二回であります。それから私的の席ではまあアメリカのそういうえらい人に会いますれば、しよつちゆう聞いておる。私は患者を扱つているのですから、患者を一日も早く助けようと思つていますからして、しよつちゆう質問をいたしております。でありますけれどもどうも私、こう聞いてその人のまあ様子を見ておりますというと、本当にはつきり知つているのを答えないのじやないように感じられます、正直の話……。で本国へ問合せられればわかつているのかも知れませんが、少くとも私が質問を向けた人は、その場で答えられるほどは御存じないようなふうに見てとれます。ですから余り私が聞いた人が不誠意であるというふうには私は感じておらんのです。で或いは場合によつたら、つまり一番むずかしい問題は骨に沈着してしまいました放射性物質を体外に取出す方法なんですね。それは先ほども申上げました通り骨にはカルシュームがつくわけでございます。カルシュームと同じような化学的性質を持つたものが骨に沈着するわけですね。でカルシュームと同じような化学的性質を持つた放射性物質を出そうと思うと、前から骨にあつた日本人の体のカルシュームがやはり出ざるを得ないわけです。そういうわけでこの質問はなかなかむずかしい質問なんです。それでアメリカなどはもう何十回と実験をやつておるのですから、私は多分動物実験などもやつておられて、もうこういう研究も済んでいるのじやないかと思つて聞いているのでありますけれども、ひよつとすると灰が身体に入るところまではやつていないのかも知れません。その辺の実情はちよつと覚い知ることはできないのですね。それが私の質問に対する態度なんですね。それからそのほか、アメリカ側の態度としましては今武谷さんがおつしやつた通り、結果としてやはり、その不幸にして日本人があいつた傷害を受けておりますので、その様子をアメリカ側は知りたいであろうというふうに思えるふしもなきにしもあらずであります。併し又他面日本の被爆者を何とかして一日も早く治療に協力して快方に向わせようという努力も確かに見えております。で、それは私の東京大学のアイソトープ研究室へアイゼンバットさんも来まして、そうして尿の中の放射能などをガイガー・ミューラーの計数管で我々と一緒に測定いたしましてて、思つたより放射能が少いといつて非常に安心して見ておられるような態度は確かに見受けられます。それからして尿の検査などにも非常によく好意を以て協力しておるという点は確かにございます。まあ今回の事件に対するアメリカ側の態度、それからまだありますね、オーソドックスの治療といたしましては、輸血と安静が大切である。それからもう一つ白血球が大変に減少して来るというと、細菌伝染に対する抵抗力が弱くなる。そういう場合には抗生物質を使うということが問題になるのでありますけれども、日本はペニシリンこそたくさんありますけれども、ほかの抗生物質はそう十分すぐ手に入るというわけにいかない。そういう日本では比較的ペニシリンに比較して手に入りにくいような抗生物質などは、必要であろうから言うてくれれば幾らでも取寄せるというようなことは、ちやんと私に言うております。それからやけどの膏薬を届けてもらつたのですね。あれはやけどの膏薬であつたのですが、やけどというもの自体はそう大した問題では実はない。骨から出すことが大切なんでありますね。骨から出す名案を教えてもらいたいのですけれども、今申上げたような事情であります。

それから研究費はどのくらいかとおつしやいましたが、今回の事件に対する研究費の意味でございますね。今申上げたようなわけでありまして、こういつた患者を取扱いますのは、日本は初めて、恐らく世界でも初めてじやないかと思います。今回のことでマーシャル群島の土民がやはり被害を受けたということが新聞に出ておりますけれども、あれは第一次のエネルギーで被害を受けたのやら、灰を受けたのやら私よく存じません。まあ灰は恐らく初めてじやないかと思いますですね。それで患者の直接の入院費といいますか、治療費といいますか、それよりも研究費がこの間都築さんは十倍かかると言いましたけれども、十倍どころじやないと思います。非常にお金がかかると思います。それでまあ泥縄的に研究の道具建てからお願いをしたようなわけでありまして、研究費は二十八年度の分から何がしか頂きました。それからして二十九年度の分は現在請求中であります。でよろしくお願いいたしますわけですが、その額は私ども学者で金に縁がないのでありまして、よく空で憶えておりませんが、ここに文部省のお役人がちらほらおられるのでありますが、憶えていらしたらそちらから御返事を願いたい。やはりたしかどのくらいでありましたかちよつとあとでお調べを願います。

それから広島、長崎のときにどうであつたかという御質問でありますが、広島、長崎の時は現在とよほど国際情勢は違つていたと思います。広島、長崎のときに確かに私どもが大事にしておつた材料を向うへ持つて行つてしまいまして、そうして、それが行方知れずになつてしまつたのも相当にあるのであります。それが材料になつて研究ができたのもありましようし、中にはそれを骨董品のように大事にしている人もあるかと思いますね。その辺の事情はよくわかりませんですが、確かに我々の大切にしているものを持つて行かれてしまつたということはあつたのです。で今回こそは私どもの手で自主的に患者の治療を行う、いわゆる自主的の学問をして行きたい、こういうふうに念願しております。（「絶対離さないように」と呼ぶ者あり）

それからその次は国際学会で発表になつた……、イタリアで国際学会があろうとして、あれは学会がなくなつたのだと思います。そうですね。どなたか憶えていますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。学会自体がなくなつたのです。それは誰がどうしてなくなしたのだか私はよく知りませんが、学会がなくなつたのです。日本人の行くのをとめたのじやないのです。学会がなくなつた。それでこの四月には赤十字社が主催になりまして、ジュネーヴで以て盲目兵器の禁止に関する相談をすることになつております。つまりめくら滅法界に、戦闘員と非戦闘員とを区別なしに殺す兵器を禁止する相談ですね。その相談を、ジュネーヴでこの四月、赤十字の主催で開くことになつております。それに日本からは都築博士が出席されるわけです。で今回のビキニの問題も非常に大きなお土産になることと思います。で都築さんには十分な材料を持つて行つてもらいたい。

それから焼津の重症患者ですね。この問題は、この中に恐らく新聞記者もおると思います。それで医者というものは、患者の将来の病状については或る程度嘘をつくというのは常識でありまして、あそこにも有馬さんがおられますが、有馬さんもずつと嘘をついていらした。（有馬英二君「とんでもないことです、私は……」と述ぶ、笑声）で余り具体的に本当のことを申上げるのは患者のためでないかと思いますので、お許しを願いたい。先ほども申しました通り、今回の被爆者の白血球の数、これは先ほど数で大体のところを申上げました。そのときに広島や長崎でこの程度の白血球減少症の人ならばさらに心配はない。私もそれより少いと、こういうふうに申上げたのでありますが、今回の被爆者の場合には、放射性物質が一番大切な骨髄の中に入つておるからして、その点が非常に心配であると、こういうふうに申上げたのです。でこれでお答えとして頂きたいと思います。

○藤原道子君　議事進行。ちよつと当連合委員会は、非常に重大だから、各大臣の出席を求めるということに相成つていたのでございますが、見渡すところ大臣は一人も来ていないようでございますが、これでは大切な質問ができないのでございます。大臣が出られなかつた理由をお聞かせ願いたい。それから現在政府からは誰と誰と誰が来ておるか、そのこともこの際お示しを願いたいと思います。（「政府委員は誠に不熟心だ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　それでは今の藤原委員の御質問に対してお答え申上げます。当連合委員会として出席を求めておりました大臣は、緒方国務大臣、岡崎外務大臣、大達文部大臣、草場厚生大臣、保利農林大臣、以上であります。ところが緒方国務大臣は、参議院の予算委員会に出席中であるので出られないということであります。それから岡崎外務大臣は、参議院の予算委員会と衆議院の本会議に出席中で出られないということであります。それから保利農林大臣も出られない。それで出席すると回答のあつたのは大達文部大臣と、草葉厚生大臣であります。そのほか政府委員として出席せられておるのは、文部省の稲田学術局長と、外務省の中川アジア局長、水産庁長官、以上であります。

○藤原道子君　大達さんと草葉さんが出席されると言いながらもうすでに四時十五分過ぎておるのです。この委員会は何時までおやりになるのですか。出席しても閉会後に来てもらつては何にもならないので、至急に督促をして頂きたい。とにかく私たちは今まで政府の弱腰にぎり〳〵しております。ところがこれも最近初めて胸のすくのは、学者の皆さんが非常に困難な中に打開えて、毅然とした態度でこの大切な問題と取組んで頂いておる。この学者の皆様には私は心から敬意を表しておるのでございますが、それに引替えて、政府当局から責任者が一人も来てないということを、私はどうしても納得ができませんので、至急にお手配をお願いいたします。（「その通り」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　至急手続をいたします。

〔須藤五郎君、発言の許可を求む〕

○委員長（上條愛一君）　ちよつと須藤さん、有馬さんが前から言つていますから、この次にお譲りを願いたいと思います。

○有馬英二君　先ほどからいろ〳〵の方から御質問がありましたけれども、高田委員からも、戦争ばかりでなしに、平和的にこれを取扱うというようなことについてちよつと御質問がありましたが、具体的に私はこういうことを御質問申上げたいのですが、御承知のようにこの予算の修正の際に、改進党が二億六千万円の金をこの原子炉の設定ですか……、のために措置をした。然るに御承知のように、その当時まあ朝永博士も御反対になつたように、私は新聞で拝見したのですが、特に学術会議の茅君が非常な反対をして、政治家はどうも何も知らないというようなことで以て、どうも改進党は非常に悪口を言われたように私は思つたのです。これは併し御承知のように、その当時特に二、三の人がアメリカ、或いはイギリスあたりに行きまして、そして平和的にこの原子力の応用をもうすでに始めておるということから始まつたことは、新聞の報道された通りでありますが、二億何千万円くらいの金では到底できないというようなお話でありましたが、この席で一つ私どもにこう合点の行くように、それを一つ御説明を願いたい。どういうわけでその原子炉の製造というものができないのか。理論はできる、或いは原子核の研究にそれを使つたらいいというようなお話があつたように私は思うのですが、もう少し具体的に、どういうところがいけないのか、どういう工合にすべきであるかというようなことをもう少し詳しく承わりたいと思います。

それから患者が焼津からも、又最近に更に東大へも入院したそうでありますが、特にそのうちに前からの患者でありましたか、非常に重態であるという報道がせられておるのでありますが、それは一般症状が極めて重態であるのか、或いは白血球の程度の上において重態であるというような判定でありますか。それからその治療の方針ですね。どういう治療をしておられるのか。新らしい何か治療法があるのかというようなことを一つお伺いしたいと思います。

○参考人（朝永振一郎君）　只今の第一の御質問にお答えいたします。この原子炉の建設、或いはもう少し一般的に申しまして原子力の平和的利用というものをやらねばならん。我々もやらなければならないという点では、私どもも決してそれ自体に反対するわけではございません。この点誤解しておられる方はないと存じますけれども、先ずはつきりしたいと存じます。ただ、原子炉を作ると申しますことは、それほど簡単に行くものではございませんで、お金の面から申しましても、二億で原子炉が作れるわけではない。それのみならず、金額の問題だけでなくて、これはいろ〳〵な非常に大きな問題がございます。たとえアメリカで初めてできましたような小さな玩具のような原子炉を作るにいたしましても、いろいろな問題がございます。これは物理学だけの問題でもないし、ウラニウムさえあればできるという問題でもない。あらゆる科学を総合して、それから経済的な面もございますし、いろいろ法律その他の面もございます。それから研究の態勢、これはあらゆる方面の学者の共同、あらゆる学者の衆智を集めて初めてできるものでありますので、その研究上の態勢をどうするか、そういうふうな問題がたくさんございます。それから又平和的利用に限るのにはどうしたらよろしいか、悪い方面に使われないようにするのにはどうしたらよろしいか、そういうふうな問題もございます。こういうふうな問題がたくさんございますので、これは学術会議のほうでも前々から、つまり講和条約ができますまでは、この研究は我々できないことになつておりましたのですが、講和ができましてからこの研究に対する制限が何もない。そういうことがわかりましたので、学術会議あたりでもやるのがよろしいか、やるとすればどういうふうにやるのがよろしいかという、いろ〳〵調査のようなことを始めていたのでございます。あのときに一部の学者の間に反対があつたと申しますけれども、それはこういう研究を絶対にやるなという意味の反対ではなかつたので、それをやります順序、道行きをどうするか、手続をどうするか、どういう順序で始めるか、どういう形で始めるかということについていろ〳〵問題があつた、その点についていろ〳〵意見があつたわけでございます。最近は、今年になりましてから学術会議側もかなり歩を進めて、先ずものを始めるのは調査から始めまして研究に移り、それから実際の利用に入るというのが順序でございますので、特にこういう大きな問題は調査の段階が非常に必要なんであります。そういう調査の段階を一歩進めるという、そういう動きにあつたわけであります。

それからもう一歩は、原子核の研究でございます。原子力の問題は先ほどから申しましたように、物理学、殊に原子核物理学だけの問題ではございませんけれども、やはり原子核物理の一つの応用でありますからして、原子核物理の素地ができていなければ、原子力の研究も健全な発達はしない。それで学術会議で一方におきましてはそういういろ〳〵な原子力の平和的利用に関してどういう態勢で行くべきかということの調査をやっておりますが、その調査の結果を待たずとも原子核の研究は大いに推進しておこう、そうすればどちらに転びましても、原子核の研究と申しますのは、必ずしも原子力だけでなくて、もっと広い基礎的な研究でありますから、将来どういうふうに発展するか、これはつまり未知の領域の研究でありますので、例えば原子炉を実際作るという時期がいつになろうとも、これは原子核の研究をやっておいて一向差支えない。それから原子炉を実際作るという時期が来ましても、必ず原子核の研究をやっておいたということが役に立つ。そういう意味で原子核の研究はあらゆる面を睨んで、一石そこに石を置いておくということは必要なことである。そういうわけで原子核の研究を多いに高めようということに学術会議できめたわけでございます。それでこの間ラジオの放送で改進党の中曾根さんと茅さんが話をされたのを聞いたのでありますが、日本は原子核は相当進んでいる。でありますから、もうそういつまで原子核をこれ以上やらないで、原子炉のほうをそろ〳〵始めなければいけないのだというふうに言っておられたように記憶いたしますが、日本の原子核物理は決して進んでおりません。これは湯川先生のような方がおられます点、それから昨年国際理論物理学会がありましたような点から、日本の原子核物理が非常に進んでいるというような印象を皆さんお持ちだと思います。或る意味においては本当でございます。或る意味においてと申しましたのは、純理論的な研究、紙と鉛筆だけの研究であります。これは確かに進んでおります。併し紙と鉛筆の研究と原子力の利用との間には一つの大きなギャップがございます。それは実験的な原子核物理学の研究であります。この実験的な原子核物理学の研究は、日本は現在のところ殆ど潰滅の状態でございます。これは御承知だと思いますが、戦前に作りましたサイクロトロンが戦後すっかり破壊されてしまった、そういうふうなこと、それから原子核の研究は非常に金がかかるということ、日本の経済的事情で非常に研究費が不足して参ります。そういうようなことから原子核の実験的研究は、戦前のサイクロトロンをまだ作らない前の状態に逆転してしまった、そういう状態であります。それで優れた物理学者は、そういう実験の装置も何もないようなところで原子核の研究をやろうというようなことは非常に少くなって、みな理論的な研究のほうに行ってしまった。これは非常に理論的研究が進んだのは結構でありますけれども、これは余り健全な形ではないのであります。この原子核の研究を少くともも少しレベルを上げて行く。そうすればそれはそれ自身の発展として意味があるのみならず、将来原子炉を作るときには、必ず打っておいた石に丁度うまく原子炉がつながって来る。そういう含みを持ったものでありましたのです。ところが原子核研究所の請求いたします予算が殆んど削られまして、それから一方学術会議では先ほど申上げましたような調査活動を盛んにしようというわけで、調査費を請求していましたのですが、それがすっかり削られました。すっかりではございませんが、非常に削られたようでございます。そういうときにばかっと原子炉の予算が出て参りました。で、原子炉を作るということに反対するという意味ではなくして、折角我々が石を置こうと思っていて、将来の手順まいろ〳〵考えまして石を置こうと思っていたところが、その石は置くことができなくて、そうして我々としてはまだあとで置こうと思ったところへ石が置かれた。そういうわけなのでございます。まあ私ども反対したと申しますのはそういう意味なんでございます。で、これは只今御質問で世界いろ〳〵な国で原子炉をたくさん作っているのに、日本だけ作らないのは非常に残念だというお話がございましたが、それは確かに我々も同感でございます。併し世界四十幾つかの国で原子炉を作ったような国は、やはり皆原子核の研究を相当程度持っている国が多いのでございます。サイクロトロンなしに原子炉を作ったというようなことは、これはできないことはないかと存じますけれども、健全な姿ではない。つまり極くきまり切った型の原子炉を一つ作る。ただ作るというだけでしたら、できるでありましょうけれども、それを作って、さてそれからどう行くのか、これをどん〳〵改良し進歩させ、本当に役に立つものにするというためには、やはり基礎的な研究がなければならない。基礎的な研究を申しましたのは、原子核の研究のみならずいろ〳〵な面でございます。ウラニウムの問題、いろいろな資材の問題、それからいろ〳〵な技術的な問題、それから国の経済に及ぼす問題、とにかくこの研究は一旦始めましたら、相当経費を注ぎ込まなければ本当のものにはならない。そういう点で経済的な問題、それから研究の態勢の問題、特に原子力の研究の場合には、悪くいたしますと、非常に悪用される心配がございますので、そして却って人類の幸福のためにと思ったことが、先ほど御質問にありましたように人類の不幸の因になる。そういうことがございます。それを如何にして防ぐか。それでこの研究の態勢の問題にいたしましても、先ほどから申しましたように、あらゆる分野の専門家が、研究家が衆智を集めてやって行かなければならない。そういうふうな場合にいろ〳〵秘密上研究の発表が制限されたり或いは研究に能力のある人が自由に参加できなくなったりするような態勢ではいけない。それをどういうふうにうまく作って行くか、そういうようないろ〳〵な問題がございます。そのほか危険防止、実際この危険がアメリカでもアクシデントがあったという先ほどお話がございましたが、アメリカだけではございません。ほかのカナダなんかでも原子炉が一つ爆発したというほどではないのでありますけれども、一部が溶けてしまった。で、日本などは地震があるので、地震のあるときに原子炉を出して逃げ出せばいいが、七輪の火でも消して逃げないと大変なことになるのでありますが、原子炉をうっかりそのままにして逃げることもできない。そういう日本に特殊な問題もございますし、こういうふうなことを十分考えた上に、お金を出して頂くなら非常に有難いのでございますけれども、これから考えようとしている最中に、さあ原子炉を作れと言ってお金を出して頂いても、果して有効に使えるかどうか、まあ非常に心配であって、そういうので茅さんが、私も余り賛成しなかったのでありますけれども、ああいう意見を述べられましたのでございます。そのほかどうすればよいかという御質問でございましたが、やはりこれは先ほどから何遍も申しますように、あらゆる人たちが衆智を集めて作るべきものでありますので、これはやはりそういう研究者の集りであるところの学術会議が重要な役目をすべきだと私は考えるのであります。勿論原子力の平和的利用の問題は、単なる研究じゃなくて、実際の産業その他の問題も含んでおりますので、勿論学術会議だけでというわけには参りませんですけれども、少くとも初めの暫らくの間は、やはり研究者の問題が一番中心になると思うのであります。一番中心と申しますと、多少語弊がございます。例えば原子力の研究を平和的方面に限るというようなこと、悪いほうに使わないようにするというようなことは、これは或いは研究者の問題ではないのかも知れませんけれども、それにしても研究者は非常にそういう点につきましても関心を持っているわけでございます。

なお、武谷さんから何か補足さして頂きます。

○参考人（武谷三男君）　私も原子核特別委員会の朝永委員長の委員会の委員として討論をいたしました。で、今のお話に多少補足いたしたいと思います。それは大変原子力というものが緊急のように世界中湧き立っているような印象をお受けになつている方もおいでになると思います。その責任の一半は私自身にあるので、戦後原子力は非常に利用されるべきであり、近いうちに利用されるであろうということをさん〳〵私があちこちに書き廻つた、最も余計に書き廻つた人間の一人でございますので、大変責任を感じております。ところが現在世界中のことを見てみますと、放射性のアイソトープはこれは実際にどん〳〵使われております。併し原子力の動力とか発電とかに利用されているという例は、これは勿論小規模の発電はやられておりますが。併しそれはいわば寒山鳴動してねずみ一匹という発電でございます。それで実際この動力、原子力発電で一番進んでいるものを持つておりますのは英国だと言われております。この英国は五年後に最初の原子発電の専用原子炉が完成されるということになつておるのでございます。三年後に完成されますのは、原子爆弾用のプルトニウムを作りながら、そのわきで発電もやるという両用原子炉でございます。このプルトニウムを作りながらやるという場合には、これは発電のほうは採算を無視してよろしい。専用原子炉になりますと、この発電の採算も問題になつて来るわけです。それで英国は非常に計画的にやつたので、そういうふうにそこまで整つている形だが、アメリカはいろ〳〵軍事的な問題にディスターブされた問題が非常にあるというように言われております。

それで結局いろ〳〵のこれまでの原子力の進行と睨合してみましたならば、英国でこの原子力発電が重要なユニットをなして来るのは、恐らく十年後ぐらいじやないかと想像できると思うのです。そういたしますと日本も原子力発電ということは非常に重要なことだと思いますが、そして是非やらなければならんと思いますけれども、これには恐らく十年という歳月を念頭に置きながら、而も厖大な金がかかる問題で、最初はエコノミカルに行くかどうかわかりません。それで相当の綿密な計画といいますか、見通しのある計画を立てて行かなければならない。実験用原子炉ならすぐできるのでございますが、一体何の実験のために原子炉を造るのか。これは何も日本でやらなくてもどこかで、例えばノルウェーに公開の原子炉がございますから、それをすぐ見に行けばいい。それをどういう将来の日本の原子力の研究のために実験用原子炉を造るかということがなければ駄目なんで、そのためには衆智を集めていろ〳〵と考えて将来の方針を十分立てて、そして十分の調査をやつて、そしてでき上るものだろうと思います。勿論今度原子炉予算と言われておりますのは、調査に使うというふうになつたようでございますが、それは大変結構でございますが、併し学術会議は先に朝永さんがおつしやいましたように二千万円の調査費を要求したのだそうですが、それが向でも削られてしまつたという話でございます。私は学術会議の会員ではございませんので、そこのところはよく知りませんが、そういう話でございますので、それで又今原子核研究所の話もございますので、そちらのほうにそういう金があつたならばそつちを削る理由はないのではないか。むしろそつちを削らずにそつちを活かしておかれたほうが将来性がある。あわててそういう予算をお出しになるよりは、ちやんと学術会議が要求したようなものをお出しになつて頂けば最もその線に沿つて、而も進歩も早いということになるのではないかというふうに私は考えております。

○参考人（中泉正徳君）　有馬さんの御質問にお答えいたします。御質問は患者が重症だというが、一般症状はどうか、こういう御質問でありますが、新聞等に重症という字が使つてありますけれども、私の感じでは世の中で慣用されておる意味において重症だというほどのこともないと思つております。重症という字が新聞に使われたのは、東京第一病院に収容された患者に比較すると、東京大学病院に来たほうがより重症であるという意味に使われたと了解するのが当つているだろうと、こういうふうに思います。一般症状でありますが、先ほども申上げた通り食欲は非常に旺盛でありまして、国立第一病院で賄いの出します食事では到底足りませんのです。お代りをして食べておられるそうであります。それから睡眠も無論良好でありまして、むしろ安静を守つてもらうのを迷惑に感じておられる方々がある、こういうふうに思つております。それじや大変無駄なようなふうにお聞き取りの方もあろうと思いますが、決してそうでないのでありまして、白血球の数は大体多くの方は五、六千、それから比較的重症の方は三千内外というところで、広島、長崎でこの程度の人は何とも心配はなかつたけれども、骨髄の中に放射性物質が含まれておるという可能性が十分考えられるので、今後まだ白血球が減つて来るということで、非常に警戒をし、油断をしないようにしております。有馬さんの御質問にもう少し医学に立ち入りまして具体的に御説明申上げますと、白血球の数が三千内外のものが数名ございます。これらの人々のうちに極く少数でありますけれども、骨髄細胞が二万程度に減つているのがあります。これは有馬さんにはよくおわかりと思いますが、相当私どもはこれを重要視しておるのであります。で、そんなことで私どもは油断はしない、警戒は解いておりません。今世の中で慣用されているような意味において重症だというほどのことはないと思います。一般症状は良好であります。外から見たところは、食慾もあるし、睡眠もいいし、一般症状は良好であります。

それからその次に何か特別の治療法を実施しているか、こういう御質問でございます。特別の治療法という意味を、今度の被爆者だけに特にきく治療法、ほかの病人には一般には使われないような治療法というふうに考えてお答えしますと、ＥＤＴＡという試薬でありますが、これを患者の皮膚に付いております放射性物質を洗い落すために使つております。或る程度これは効果をおさめていると思つております。併しこのＥＤＴＡを内用するということは非常にむずかしいので、現在まだ実際にやつておりません。ＥＤＴＡを内用しますと、骨に沈着しておりますカルシュームに似たような原素が少しは出るでありましようけれども、もともと体にあつたカルシュームも共に出てしまう危険がありますので、相当慎重を要するので、ＥＤＴＡの内用はまだやつておりません。そうすると体の中のものに対しては何んら特別の手当をしておらんかというと、そうでもない。それは骨に沈着している放射性原素はカルシュームと同じような化学的性質のものである、こういうわけで今回の患者には入院当初からカルシュームを非常に多量に与えております。こういうふうにいたしまして、もう過剰のカルシュームを体内に注入いたしまして、そうしてカルシュームと同じような化学的性質を持つている放射性物質をそれで薄めて、そうして自然の経路で洗い出させてしまうことを期待しつつやつております。そこらは特別の治療法であります。そのほか一般的の治療法としてはさつき申上げました通り、輸血であるとか、或いは抗生物質であるとか、ビタミン剤であるとか、そういうことは手落ちなく無論やつております。

○須藤五郎君　先ほど朝永、武谷両教授から自分たちは別に科学者として人類の幸福のためにこの研究を続けるということをおつしやつた、それは正しいことだと思います。私は芸術家でありますが、芸術家も同じように人類の幸福のためにやつているのでありますが、一つの例を申上げますとこれは架空の例であるかと思いますが、私がハンガリーに参りましたときに、その当時暗い日曜日という流行歌がはやつたのであります。ところがこの歌が作ら

れたために、ドナウ河に投身自殺をする青年たちが殖えたということで、その歌を歌うことをハンガリーの政府が禁止をしたということが伝わった。これはそういうことを流布したのは楽譜を売る楽譜屋の宣伝であったと思いますが、音楽の場合はそういうことで済むかもわからないと思いますが、本当に人類のためと考えてこの研究を進めて行くその先生方の意思と反して、これが人類を破滅に導く危険が私は併行して存していると思うわけです。そこで先日藤岡教授が見えましてこの問題で少し話を伺ったのでありますが、これが人類の不幸のために、破滅のために使われるということは、先生たちもそういう可能性があるということを予測していらっしゃると思うのですが、それに対して科学者としてどういうふうな心がまえを持っていらっしゃるかという点も、ここを一つ伺いたいと思う。藤岡先生は、そういう場合は全く困るから国会において立法措置して、日本の原子力が戦争に使われないような立法措置をして頂いたらどうだろうというお話だったのです。それも一つの方法かとも思いますが、今の日本の置かれている国際的な立場、それから今の政治の方向、いろ〳〵なことを考慮した場合、憲法すらも改正をされようとか何とかいうことが今論議に上っておるとき、その立法措置をたとえしましても、その法律が絶対的な永久性と力を持つかどうかということも、私たちは非常に疑念を持つわけなんです。ですから単に立法措置だけでそれが守られるものではないではないか、こういうことを考えるのですが、そういうことに関しまして、科学者の皆さんは自分のやって行く仕事に対してどれだけの責任を感じておられるか。私は決してこの原子力の研究が無駄だとは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

なお、それからこの灰が海水の中にたくさん沈んだと思うのですが、そのために海水が汚される。そういうことはないか。あれば、その海水の中に放射能が残る期間はどれくらいの期間放射能が残るのか、そしてその海水の中に泳いでおるところの魚はそれからの影響を受けないのか。若しもその影響を受けるとするならば、その海水によって影響を受けた魚を我々が食べた場合に危険はないのか、あるのか。それが一点。

それからこの放射能の治療ですね。受けた治療に対しまして中泉先生はアメリカが一番進んでおるんだというお考えだったと思いますが、或いはそうかもわかりませんが、英国なりソビエトはやはりこの研究を進めていると思うのです。それでこの際世界に向って日本の被災者を救うために、その助言を求めるということを日本の学会からは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

なお、それからこの灰が海水の中にたくさん沈んだと思うのですが、そのために海水が汚される。そういうことはないか。あれば、その海水の中に放射能が残る期間はどれくらいの期間放射能が残るのか、そしてその海水の中に泳いでおるところの魚はそれからの影響を受けないのか。若しもその影響を受けるとするならば、その海水によって影響を受けた魚を我々が食べた場合に危険はないのか、あるのか。それが一点。

それからこの放射能の治療ですね。受けた治療に対しまして中泉先生はアメリカが一番進んでおるんだというお考えだったと思いますが、或いはそうかもわかりませんが、英国なりソビエトはやはりこの研究を進めていると思うのです。それでこの際世界に向って日本の被災者を救うために、その助言を求めるということを日本の学会からは絶対申しません。私もこの原子力が平和的に使われ、そうして私たちの希望する社会主義社会、共産主義社会の来ることを私も希望する一人であります。併しその研究が果して今日の日本の置かれている国際的な環境の中で、そして日本の政治のあり方の中で時を得たものであるかどうかということに、私は大きな疑問を持つわけなんです。そういうことに関しまして、学術会議でいろ〳〵論議されたと思うのでありますが、その点学術会議が今度原子核の研究費用として文部省に対して予算を請求なすったそのときの学術会議の意見、それから学術会議でいろいろ聞わされた御意見なりをこの際伺えたら大変幸いだと思うのです。大体大きい問題はその問題であります。

○参考人（朝永振一郎君）　原子力の研究がこの悪いほうの目的に使われないために我々はどういう考えでいるか、そういう御質問だったのですか……。これは私ども非常に苦しい気持でおりますのです。勿論悪いほうに使われるよりほかに使い手のないようなものでございましたら、これはもう簡単明瞭に、やらないと結論ははっきりしているのであります。ところが一方原子エネルギーというものは、使いようによっては非常に人類に福祉をもたらすものであるが、特に我が国のような人間が多くってエネルギーの源の少いところでは、この原子力を利用するということも大いに考えなくちゃいけない。これをやらずに、いつまでもやらずにおりまして、ほかの国から非常に遅れてしまうというようなことが、我が国の将来について、非常にます〳〵貧困をもたらす、そういうことになりますと、なぜ研究をやらなかったかというサボタージュの罪を研究者が負わなければいけない。ところが一方悪用されればこれ又恐しいことになる。で、そういう点でこの研究を始めるべきか始めないか。或いはいずれは始めるにしても、今がいい状態であるか。それから悪い点を除く、避けるような手段が何かあるかどうか。そういう点が非常に問題になったわけでございます。学術会議あたりで結論がなか〳〵出ませんでしたのも、やはりそういういろ〳〵なことを科学者の責任という点から考えますと、そう簡単におつ始めることができない、こういうことがあったからだと思うのであります。学術会議でどういう議論があったかということは、先日の文部委員会でお話があったのでございますか。……これはやはり今藤岡先生……藤岡先生は学術会議のその原子力の問題をいろ〳〵考える委員会の委員長をしておられますので、私からちょっとお話する筋ではないと思うのですけれども、大体そういう議論がございまして、今始めるのは早いというような意見の方もありましたし、それから、併し早いと言っていつまでも何もしないでおるわけには行かない。従ってこの調査、やるやらないはきめないとして、いろ〳〵な調査、データを集めるということは始めるべきである。それから或いは先ほど申しました原子核の研究、これは直ちに悪用される虞れはない。将来原子力をいつになったら、やるやらないにかかわらず、これはやっておけば、それはそれとして新らしい未知の領域を研究して、そこから又何か人類を幸福にするような糸口が得られるかも知れない。そういう意味で非常にいいことであるし、それから原子力をやるとすれば、これが又是非必要な一つの石になる。そういうわけで原子核の研究はもう始めるべきである。そういうようないろいろな議論が出まして、そうして落ちつきましたところが、先ほど私が申上げましたような調査活動をもっと活潑にやる、それから原子核の研究所を是非作る、そういうふうなところが大体学術会議における結論なんでございます。では、将来原子力をやるとして、そういう悪い、悪用されないのには、どういう手があるであろうかということが、これはいろ〳〵これから検討されなければいけないことだと思うのでありますが、これもいろ〳〵な考えの方がございます。先ほど申しましたように、何か法的措置を作って、日本の原子力の研究は平和的な利用にだけ限る、そういう法律を作る。それからその平和的な利用に限るというようなことだけでは、まだ言葉だけに終る虞れがあるので、いろ〳〵それに附随してその研究のデータをすべて公開する。すべて公開するということは、公開されたものは余り悪用できないので、誰でも知っておるようなことはそう悪いことに使えないと、こういう狙いもございます。そのほかに研究を進めるという上から言いましても、公開ということは絶対に必要な条件です。これはアメリカの有名な原子物理学者のオッペンハイマーなんかが、いつも、何度も主張しておることですが、アメリカの原子力の研究は秘密という制限のために非常に阻害されておる、秘密という制限がなければ原子力の研究は早く進んだだろう。特に平和的な面における研究は秘密という条項によって非常に阻害されておる。これはこのデータを常に誰でもが知っておるということによって、誰でもが常に自分の智慧を貸すことができるというそういう措置が必要である。そのほかいろ〳〵なことがございますのです、例えば能力のある人は誰でも研究に参加できるというような……。我々研究者といたしまして考えられますのは、そんなことで、それ以上にいろ〳〵経済的なことや何かございますけれども、そういう

ことは余り物理学者は得意ではございません。ただ平和的利用に限るというだけでは弱いかも知れませんが、そういう、いろ〳〵悪用できないような形に、或る程度法的措置を作る。これは勿論法律を作っても、それが守られなければ何にもならないのでありますけれども、そうかと言って、こういうものを作らなければなお悪くなる。やはり法的措置だけでなしに、科学者のいろ〳〵な良心と申しますか、責任感というものが、やはり非常に重要なものだと思うのでございます。こういうふうにあらゆる面から悪用を避けるような方法を考えることは是非必要だと思っております。法律を作っても何にもならないと立法府の方がおっしゃっては、甚だ私どもまどうわけなんでございます。（笑声）ただお前たちの良心だけに委せようと立法府の方がおっしゃいますと、私どもどうしていいか途方にくれますので、こちらのほうでは、そこを、非常に私どもの気持をお酌み下すって、私どもが良心の圧迫を受けずに、本当に心から将来の日本の国民、或いは延いては……余り大言壮語をしたくないのですが、延いては人類の幸福のために喜んで協力できるような、そういう態勢を是非作って頂きたいと思うのでございます。私今日ここへ出て参りましたのも、実はそういうことをお願いしたいという気持が非常にありましたので、爆弾のほうは余り得意でないのでございますけれども……（笑声）今日現われましたのも、そういう下心もありましたので……（「了解々々」と呼ぶ者あり）

○委員長（上條愛一君）　何か補足がありますか。それでは海水のことと治療のことを……。

○参考人（武谷三男君）　海水だけ私が……。只今の朝永さんのは、我々として原子核特別委員会のすべてがそういう結論に達して、又多くの学者が皆その秘密という点については全く一致した態度をとっております、私の知っている限り……。ですから、是非その点は秘密という点がないようにお願いしたいということは言えると思います。これは補足になりますが、ノルウエーの原子炉をやっておりますランダースという人は、ノルウエーの原子炉には秘密はないし、どこの国の人が来てやってもいい、こういうことによってのみ小国は協力してアメリカやイギリスと原子力の利用について対抗できるということを宣言しております。こういうことを是非念頭に置いて頂きたいと思います。

それからその他の点については、朝永さんのおっしゃったように、物理学者でない人の集まった学術会議の意見を尊重して頂きたいというのが学者としての切なる願いでございます。

それから海水の件を申上げますと、海水はやはり汚されます。まあ爆発地点に近いところは猛烈に汚されるだろうと思います。そこでは恐らく魚も非常な影響を受けると思います。魚の点については中泉先生にお願いしたいと思いますが、離れた所、つまり第五福竜丸が被爆したあたりですね、あの辺では灰が降っても、海水というものは大変大量でございますから、そこへ落ちれば非常に稀薄されまして、水というものの中には放射能が小さな、非常に小量になります。ビキニで最初に水中爆発をやった、原子爆弾の水中爆発実験をやったことがございます。そのときにはビキニの礁湖の中でやったわけです。その礁湖が猛烈に汚染されました。そういうことが書かれております。その汚染したものを食べた魚が猛烈な放射能を持っていたということが書いてあります。あとは、離れた所では、汚染されてもそれが稀薄される。あとは水産の先生にどなたかお聞きになれば明瞭なお答えが得られるのじゃないか。それから又海洋の点については、海洋学者にお聞きになればおわかりになると思います。

○参考人（中泉正徳君）　汚染された魚を食べる心配があろうかというようなお話だったのですが、その魚の汚染された方が、その爆弾の第一次放射能で放射性になる場合もございましょうし、それからして第五福竜丸のように灰で汚染される場合もありましょうし、それからして放射線で汚染されたそのしらすぼしとか何とかいう小さな魚をまぐろや何かが食べまして汚染される場合もあるそうであります。そういうものがあの南の危険な海域からどういう海流に乗って近海に辿るものか、そういうようなことを、まあ私医学でありましてよくわからないのでありますが、そういうことがどの程度危険があるかどうかということは、まあ海流だの水産だのの御専門の方ならはっきりすると思います。どのみち魚が汚染されておるかどうかということを確かめた上で食べるというのが一番確かでありまして、それには魚を食べていいと判定するか或いは廃棄処分にするかということを判定する恕限度をきっちりきめまして、それから実際実行できるような物的並びに人的の準備を整えるということが非常に大切のように思います。現在誠に日本の魚市場の辺では、この辺の検査が物的にも人的にも非常に不十分のように思います。先ほども申しました通り、恕限度は三通りに考えることができるのでありますけれども、それをどういうふうに取扱うのが一番妥当であるかというようなことを衆智を集めまして考えて、そしてそれを実行に移すことを早急に考えるべきだと、こういうふうに私は考えております。

それから外国に問合わせる点、これは先ほど有馬さんの御質問で何か特別の治療法を持っておるかということで、まあ特別の治療法と言えそうなことを二つばかり御返事いたしましたけれども、私ども顧みて甚だ不満足に感じております。もっと〳〵有効適切な特別な方法があれば実施したいという気分で一ぱいであります。でありますからして、アメリカが教えてくれても、ロシアが教えてくれても、誰が教えてくれてもかまいません。一日も早く教えてくれるのが肝心なのであります。でそういう方法をとることができれば非常に仕合せだと思います。私は外国へやって頂きましたが、ドイツに主におりましたのでドイツの学者たちにこの点については問合せようというふうに数日前から思っております。今朝現に医者ではないのでありますけれども、放射線関係のドイツ人に面会いたしまして、この話はちゃんといたしておきましたが、ドイツだけは近いうちに私は私的に手紙を書いて問合せようと思っております。誠に同感でありますです。

○須藤五郎君　朝永博士から立法府にということが非常に大切のように思います。現在誠に日本の魚市場の辺では、この辺の検査が物的にも人的にも非常に不十分のように思います。先ほども申しました通り、恕限度は三通りに考えることができるのでありますけれども、それをどういうふうに取扱うのが一番妥当であるかというようなことを衆智を集めまして考えて、そしてそれを実行に移すことを早急に考えるべきだと、こういうふうに私は考えております。

それから外国に問合わせる点、これは先ほど有馬さんの御質問で何か特別の治療法を持っておるかということで、まあ特別の治療法と言えそうなことを二つばかり御返事いたしましたけれども、私ども顧みて甚だ不満足に感じております。もっと〳〵有効適切な特別な方法があれば実施したいという気分で一ぱいであります。でありますからして、アメリカが教えてくれても、ロシアが教えてくれても、誰が教えてくれてもかまいません。一日も早く教えてくれるのが肝心なのであります。でそういう方法をとることができれば非常に仕合せだと思います。私は外国へやって頂きましたが、ドイツに主におりましたのでドイツの学者たちにこの点については問合せようというふうに数日前から思っております。今朝現に医者ではないのでありますけれども、放射線関係のドイツ人に面会いたしまして、この話はちゃんといたしておきましたが、ドイツだけは近いうちに私は私的に手紙を書いて問合せようと思っております。誠に同感でありますです。

○須藤五郎君　朝永博士から立法府にある者がそういうことを言ってもらっては困るというお叱りなんですが、それは確かなんですが、立法府における者だけに、法の弱さというものも私たちは知っているわけなんで、そういう立法をしたからといって、それが絶対的に守り得ないということを私は感じているものですからその心配を申上げるわけなんです。それともう一点伺いますが、今日本で原子核の研究をやる、それから今度先生たちが原子核の研究だけの費用を要求したのに対して、改進党のほうから出たようでありますが、これは恐らく改進党、自由党皆御相談の上でやられたのだと思いますけれども、原子炉の費用が三カ年計画、七億円というような予算で原子炉を作るというふうになった。そういう方向に対して国民は一つの不安を持っているわけなんですね。日本が原子戦の中に捲き込まれて行くのじゃないかという心配を持っているのであります。それでまあ私は御質問申上げようと思うのですが、日本にはその研究の資材が足りない、ないだろうと思うのです。とにかくウラニウムもまだ発見されていないような状態ですから、そういう資材を外国からとにかくもらうということによって、その或る特定的な外国と特定的な結付きができて、そうして皆さんの研究が特定的な国にのみ利用されるというような将来危険が起りはしないかという点です。それからMSAの条項の中にも学問的な援助を受けるというような意味の条項がありますから、そういう方面で皆さんの研究の中に或る特定国家、まあアメリカと言っても差支えないのですが、そこから積極的に援助の名によって手を差延べられて、

そうして皆さんの尊い研究がアメリカに利用されるというような危険が将来ないかということ、若しもそういう危険が起つた場合は、皆さんはどういう態度でそれに臨まれるかということを私はまあお聞きしたいのです。

○参考人(朝永振一郎君)　只今御質問になりましたような点につきまして私ども全く同じような心配を持つております。それでこの外国からの情報をもらう場合に、すでに公開されて誰でも知つておるようなこと、特別にもらわなくてももう発表されて本になつてどん〳〵来ておる、そういうようなものなら、これは幾ら使つてもかまわないと思うのであります。それからそういう発表されたものでなくても、やがて公開されるときまつておるようなものは、これは我々当然使つて差支えないというのは、これは学問にやたらに国境を設けることで健全な発達にはならない。併しこの秘密のデーターをもらうということは、非常に気を付けなくちやいけないのではないか。と申しますのは、紐が付くというようなこともあるかも知れませんが、そういう虞れはなくても、秘密の提供によつてなされた研究の結果は、やはり秘密を要求されるだろうと思うのであります。そういたしますとこれは日本の原子力の研究、本当に日本に根を下した研究ということにならずに、或る閉じたサークルの研究ということになる。で、そういうのでは研究の大成は期しがたいのではないか。一時はそれによつて研究が促進されるかも知れませんです。向うでよくわかつておるものをもらつて機械を造つてしまえばその機械はすぐできるでありましようけれども、それが本当の日本人の頭脳の中に染込めないで、極く限られたサークルの中だけの問題になつて、日本人の研究者の頭の中に染込めないとすれば、それから更に行われる進歩に日本という国が貢献することにはならない。ですからそこは非常にそういう秘密のデータを使うということはやりたくない、そういうふうに考えております。で今のMSAとか何とかいうことになりますと我々よくわかりませんので、あれ読んで見ましても非常に廻りくどい言葉が書いてございますので(笑声)なか〳〵わかりませんです。これはただいろ〳〵心配なこともあろかも知れない。特に只今のような御意見を伺いますと、そういう感じを深くいたしますが、それで学術会議のほうに原子力の問題をいろ〳〵検討する委員会がございます。そこには法律の方もおられますし、経済の方、あらゆる専門の方もおられますので、そこで十分にそういうことを考えて頂きたいと、そういうことを希望しておるわけでございます。

○高野一夫君　議事進行……。三教授からいろ〳〵有益な御意見伺いました。まだ伺いたいし、質問されたい方もたくさんあるでしようが、やがてもうあと十分で四時間になります。さぞお疲れだろうと思いますし、三教授から御意見を伺うことはこの辺でお終いにしたら如何なものでしようか。委員長御相談を願いたいと思います。

○委員長(上條愛一君)　お諮りをいたしますが、只今高野委員から議事進行についての御提案がありましたが、三教授に対する御質問はまだたくさんおありだと思いますけれども、大分時間も過ぎておりまするし、三教授も御多忙の際だと思いまするので、この辺で御質疑は打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　御異議ないと認めます。

大変長い間貴重な有意義なお話を承わりまして厚くお礼を申上げます。なお私ども御意見を参考といたしまして、本件に対する今後の対策について万全を期して参りたいと思いますから、今後もよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは本日は関係各大臣からビキニ被爆事件に関して、政府側の現在までの経過と今後の対策について御説明を願うことといたしておりましたが、先ほど御報告申上げた通り、緒方国務大臣と岡崎外務大臣、保利農林大臣は御出席は御出席が困難である。岡崎外務大臣は只今予算委員会の質問が終り次第参るという報告がありました。大達文部大臣と草葉厚生大臣だけがお見えになつておりまするが、大変時間も過ぎて参りましたので、この関係各大臣に対する御説明を願い、又それに対する質疑は適当な機会に譲つて今日はこれで終りにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　それではさよう取計らいたいと思います。

それではなお、この連合委員会を継続するかどうかというようなことにつきましては、各委員会の委員長に御一任を願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　それではさよう取計らうことにいたしまして、本日はこれで散会いたします。

午後五時二十分散会

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 参議院厚生委員会会議録第四十二号

昭和二十九年五月二十日（木曜日）午前十時四十五分開会

委員の異動

五月十七日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	上條　愛一君	
理事	大谷　瑩潤君	
	常岡　一郎君	
	竹中　勝男君	
委員	櫛原　亨君	
	高野　一夫君	
	谷口弥三郎君	
	西岡　ハル君	
	横山　フク君	
	廣瀬　久忠君	
	藤原　道子君	
	堂森　芳夫君	
	有馬　英二君	
政府委員		
厚生省公衆衛生局環境衛生部長	楠本　正康君	
厚生省医務局長	曾田　長宗君	
事務局側		
常任委員会専門員	草間　弘司君	
常任委員会専門員	多田　仁巳君	

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○連合委員会開会の件

○社会保障制度に関する調査の件
（水爆の降灰被害に関する件）

○委員長（上條愛一君） それでは只今から厚生委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告いたします。五月十四日附を以て竹中勝男委員が辞任され、吉田法晴君が選任されました。又五月十七日附を以て吉田法晴委員が辞任され、竹中勝男君が選出されました。

以上御報告いたします。

次に、理事の補欠互選を行います。前理事竹中勝男君の補欠互選を行います。その方法は如何いたしましょうか。

○高野一夫君 理事補欠互選の方法は、成規の手続を省略して、委員長の御指名とせられることの動議を提出いたします。

○委員長（上條愛一君） 高野君の動議に対し御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは私から指名いたします。竹中勝男君にお願いいたします。

○委員長（上條愛一君） 次にお諮りいたします。行政機関関係職員定員法の一部を改正する法律案について内閣委員会と、又学校給食法案について文部委員会と連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君） 次に、社会保障制度に関する調査の一環としてビキニ灰の本邦、特に京都地方の降灰に関する水道その他に及ぼす影響等について、厚生省当局から説明を聴取いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは御質疑を願います。

○竹中勝男君 五月十九日の京都の都新聞に、京都大学の応用物理学の四手井教授が、十六日の雨に二万八千カウント以上という記録的な放射能が検出されたと十八日に発表しております。同教授によりますと、十六日の夜十二時頃十分間ほど降つた雨の中に、毎分ざつと二万八千カウント、即ち一リットルの水の中に二万八千カウントが検出された、これは恐らく世界で初めての数字であろう。精密測定の結果、これを上廻る数字が出るかも知れない。同教授は、自分は物理学の教室の者なので、医学的な人体にどのような影響がこの雨によつてもたらされるかということについては言明を避ける。併しながら直接この水を飲むならば非常に危険だと思う。又この雨水の入つた水道の水がこれを濾過できるかどうかということも疑問であるというふうに語つておる。新聞は京都測候所の話と四手井教授の話とを両方出しておりますけれども、この大きな見出しの中に「生水一合飲めば危険」というような見出しを付けております。で、私ども全然こういう科学の知識のない者にとりましては、即ち一般の市民にとりましては、非常にこの記事が不安を与えておるということは事実であります。東京の新聞にも野菜その他に相当量の、量というのですか、これは放射能のカウントが現われておるということがまあ東京の新聞その他地方新聞にも出ておるように思います。これは非常に国民にとつて不安な印象を与えております。ただ魚だけでなく、今度は水や野菜にも危険性があるということになるわけですから、全くこれは我々が生活して行く上において、致命的な問題を予想させることによつて国民を不安に導いておると考えなければなりませんですが、こういうときに、やはり政府として厚生省は、こういう記事をどういうように解釈されるのかということを先ずお伺いしたいと思います。

○政府委員（楠本正康君） 只今御指摘のような内容の報告を一昨日私ども京都府から受けまして、至急その内容を精細に調べるために連絡をいたしております。ただこのサンプルの取り方或いは測り方等にも私どもが日常やつておりまする点と多少違う点もございます。又時間的に見まして、時間の経過と共に二万八千カウントが減つて来ておるような事実がございます。併しながらこれはあとの野菜の問題に関連いたしますから前以てお答えをいたしますが、なお十六日の雨につきましては、東京におきましても勿論これを調査いたしております。で、東京におきましてはこの数字は極めて差はございます。併しながら何分にも測ります基準が、物差が違つております関係もありまして、直ちに比較することはできませんが、併し東京におきましてもかなり濃度の高い放射能を持つた雨が降つていることは事実でございます。従つて時間的ないろ〳〵な経過はありますが、やはり十六日の京都に降りました雨も同様にかなり強い放射能を持つておるものと私どもは判断をいたしております。又これが正しいと信じております。私どもといたしましては、かような点は極めて重大な問題でありますので、直ちにその後、例えば井戸水にどんな影響を与えておるか、或いは水道のカランから出ます水にどんな影響を与えておるかというようなことにつきまして調査を進めておりますが、これらのものに関しましては未だ何ら反響が出ておりません。

ただ問題は、只今御指摘のように、京都に降つた雨或いは東京に降つた雨というようなものが人体に危険であるか否かという問題でございますが、若し仮に今御指摘のような数字を示す雨が降りまして、かような水をそのままかなり大量に使用したとすれば勿論人体には危険でございます。併しながら十六日の雨を全国的に平均して見ますと、大体時間的にも差がありますし、最初は薄くて、終りは弱くなります。平均大体私どもは五千程度と今のところは概算をいたしております。五千程

ように全国、鹿児島あたりでも出ておるようですが、北海道そのほか調査資料を十分集められて、そうして測定の方法もまち〳〵でありますからして、どういうふうに統制したらいいかというような厚生省の考えもまとめられて、それから又谷口委員のお話のようなその別なプラスの面があるかも知れないということだから、十分一つ資料を集めておいて頂きまして、そうして他日適当な機会にこの問題に取組んで質疑を続けて行きたいと思いますが、今日はほかに重要法案もございまするので如何でしょうか。

○榊原亨君　今谷口委員がおつしやいましたように、その場合におけるエマナチオンの問題は非常に重要だと思うのです。そこで今お話になりましたような一リットルを取つて幾らカウントがあつたというようなことは国民にはつきと、びんと来ないということでありますので……。従つて今降つた雨は例えば三朝の温泉のカウントの何倍である、或いは恵那峡におけるところの水の何倍であるというようなことで御発表を願いますというと国民も安心して、現に恵那峡やなんかではそのラジウムを含んだ水を飲んでおる。それくらいなら大丈夫だというようなことがわかるのではないかと思うのでありまして、そういう端的な一つ御発表を願うということもこの際必要じやないかということを関連として申上げておきたい。

○竹中勝男君　局長にお尋ねしたいのですが、これはまあ非常に考えによつては重大な問題なのですからして、これに対する対策を厚生省で立てられる上に、調査の点においても、それから国民に対する指導の点についても予算的な何か特別予算措置、新聞で百八十万円とか二百万円とか、こういうことを予備費から準備されたということを伺つたわけですが、これがそれくらいのことでできるものですか。先ほど御希望の中にあつたように、全国の調査をやつて相当人も殖やさなければならないし、組織も作らなければならないというのに、二百万円や五百万円というような、思い切つてこれは国民に安心感を与える意味からも相当額のやはり放射能対策費というようなものを考えられておりませんのですか。

○政府委員（楠本正康君）　これは御指摘のように単に国民生活の点だけでなく、将来の日本の国防計画、或いは世界の国際平和問題等に関連もいたしますし極めて重大な問題だと存じております。従つて私どもとしましては、さような観点からこれを徹底的に究明する点は究明し、対策としてやるべきことは確立をいたしたい所存でございます。そのように努力いたしておりますが、予算の点につきましては誠にお恥かしいお話でございますが、一応五カ月分として百八十万円が予備費で認められております。併しながら先ほどもお答えを申上げましたように、今後原爆症調査研究協議会の組織を拡大しまして、多数の人間、専門家をメンバーにするというようなことをして全国的な組織に拡大いたしますというようなことになりますと到底できないわけでありまして、そこにどうも多少縛られる点がございまして、総合的な調査に事欠く点もございます。併しこれらの点につきましては、今後も予算に努力をいたしますと同時に、少い予算をできるだけ有効適切に使いまして所期の目的を果したい所存でございます。

○藤原道子君　関連して。予算の範囲内でとさつき楠本さん言われて、確かにあなたならそう言う以外にはないと思いますが、こんな重要な問題が予算の範囲内という、百八十万円ですか、それも五カ月ですか、そんなべらぼうなことはないと思うのです。それは成るほどプラスになる面もあると言えるのです。それはいつも一定にある場合の問題なんで、今度の問題などはいつ降つて来るのだか全然わからないのです。この国民の不安な感情というものは我々の想像以上だと思います。だからもつと強い、これではできんということでもつと強い態度で折衝してもらわなければ困る。

それからいま一つ伺いたいのは、今度台湾方面からとつて来たお魚からも内臓から六百カウントとか出たというような厚生省の発表であつたと思うのですが、こういうことになると、南洋だけではなくてすでに台湾方面における海域の海水も汚染されているということが一応考えられるのでございますが、それはどういうふうな考えを以て対処されておりますか。

それからいま一つは、こういうことによつて漁民の生活が極度に参つてしまつている。私昨日塩釜へ行つたのでございますが、塩釜あたりではもう何軒も魚問屋さんが潰れているのです。こういう間接的な国民の被害というものも非常に重大な問題だと思うのですが、こういう場合にこれらの人に対する、いわゆる間接被害の補償というようなことも考えておられるかどうか、もつとしつかり対策を立ててもらわなければ不安でしようがない。

○政府委員（楠本正康君）　予算の問題等につきましては一応五カ月分でございまして、五カ月が過ぎましたら又改めて大蔵省と折衝いたすことになつておりますが、そのときはできるだけの努力を傾けたいと考えております。

それから次に、只今御指摘の台湾沖でとれた魚類の放射能でございます。これ又私どもがいろ〳〵正確に調査いたしました結果は、えら、内臓或いは特に多く骨の中等に放射能を証明いたした、そこでこれらのものが果してこの台湾沖附近の海水の汚染から来たものかどうかという問題でございますが、これはすでに骨に吸着されているという点から見まして、かなりの時日がたつているものと考えられます。そこでまぐろその他の遊泳距離等から判断いたしまして、これは私のでなく水産専門家の意見でございますが、恐らく南方において何らかの被害を受けてそれがここまで遊泳して来てから捕まつたものであろう。従つて台湾沖の海水の汚染ではないという判断を一応下しております。

それからなお第三に漁民、漁業が極めて重大な影響を受けております点につきましては、全くその通りでございまして、私どもといたしましては取りあえず水産庁とよく相談をいたしまして、少くも直接被害だけは早急に賠償のけりをつけたいという考えで、目下直接被害の分だけは外務省に資料を渡し、外務省を通じて折衝をいたしております段階でございます。なお間接損害の点につきましては、これは計算の仕方も極めて困難なのでありますが、直接損害に比べましての何十倍にも相当する金でございます。これらの点につきましてはどういう対策をとるか、これは勿論私どもといたしましては資料を整えてやはり賠償の対象にいたしたい所存で目下外務省とは話合いをしている現状でございます。但しこれらの主管は一応水産庁がこれに当つております。この点を附加えさして頂きます。

○藤原道子君　時間の関係で御発言がございましたので、質問はこの程度にいたしますが、非常に重大な問題で今の政府の答弁では不満足でございます。従いまして委員長に希望を申上げますのは、関係委員会とも曾つて連合審査をいたしましたが、そうした手続をおとり頂いて水産庁、外務省その他にも出席を求めてなおこの問題を究明されるような御努力をお願いしたいと思つて、このことを提案いたします。

○堂森芳夫君　二、三関連して伺いたいのですが、この間の新聞で、私ちよつと見ただけで内容を覚えておりませんが、南方から帰つて来た船の船長が、漁船の船長が血を吐いて下関か門司に入つて死んだ、恐らく水爆の患者ではないか、こういうふうに書いてあつたと思うのですが、何か医務局長のほうへそういう報告があつたか。或いは環境衛生部長のほうにそういう船がどこにおつてどういう経路をとつて入つて来たのか一つ御答弁を願いたいと思います。その点先ずお伺いいたします。数日前の新聞だと思います。

○政府委員（曾田長宗君）　只今のお話につきましては、私どものほうでまだ報告も受けておりませんし、十分のことがわかつておりませんから……。

○藤原道子君　新聞読みましたか、新聞を。

○堂森芳夫君　医務局長も環境衛生部長も何にも知らんというわけですね。新聞はお読みになつたのでしようね。

○政府委員（曾田長宗君）　私朝日と日経だけは見ておるのでございますが、ほかのを見ておりませんので見落しておるかも知れません。早速取調べて見ます。

○堂森芳夫君　今日は丁度水爆に関連して御質問ございますから、この前のこの問題に関する委員会で我々第一国立病院と東大の病院を見舞つたわけですが、その後新聞にはもうよくなつてかなりの人が退院する、こういう記事も読みました。或る新聞ではそうでもないというふうなことも読んだのですが、その後の患者の予後の経過、そう細かくなくてもいいのですが、あらましのことを御報告願いたいと思います。

○政府委員（曾田長宗君）　初めの時期におきましての経過はおおむね御承知かと思いますので、最近の様子をかいつまんで申上げますれば、全般的に申しますれば、白血球数等は逐次回復の傾向が見えるということは申上げられるのではないか。一時千台くらいに減少いたしておりました患者等は三千から四千近くくらいまで殖えておると、これもまあ殖えておると申しますか、これはいろ〳〵専門家のかたがたがおいでになりますから十分御了承願えると思うのでございますが、多少殖えたかと思うとずつと数の少い結果が出たりいたすのでありますが、大体の傾向といたしましては、逐次増加の傾向にある。併しながらそれに対しまして初めのうちにそれほど低くなかつたというような患者が、この時期を経て来ますに従つてむしろ幾分その減少の傾向を示しておる。初め五千くらいございましたのが、それが四千くらいになつているという者も若干はあるのであります。で、こういうようなことで、初めに非常に重態であつたという者は幾分回復の傾向を見せておりますが、却つて初めそれほどでもなかつたという者が、それでは急速に回復しているかというと必ずしもそうではなしに、却つてそういう人たちの状況が停滞しておるというようなものもございます。ただまあ全体を通じて申しますれば、この一時極端に白血球の少なかつた患者というようなものは、状況が幾分回復しつつあるということが申せると思う。私も専門ではございませんので、いろ〳〵患者の世話しておる人たちの話をお伝えするのでありますけれども、結局こういうような状況というのは、この灰をかぶつた直後の影響というようなものからは逐次回復しつつある。併しながら若干ずつ体内に吸収された、或いは又外からの働きにいたしましても、この何と申しますか、相当緩慢に働いて来る放射能の作用というようなものによるいわゆる慢性の汎骨髄癆でございますか、こういうような状況にだん〳〵移り変つているのではないかというような懸念を持つておられるようでありまして、でありますから患者の状況については、灰をかぶつて、その影響としてどん〳〵急速に状況が悪化してというようなことは一応食いとめられるのではないかというふうに見ておられるようであります、長期の何と申しますか、影響というものについては、必ずしも楽観といいますか、余りに安易に考えるわけには行かず、今後とも十分注意して患者の徴候を見、それからその手当に誤るところがないようにして行かなければならんというような考えでおるのでありまして、決してこの患者に、非常に患者の予後が悲観的というわけではございませんが、油断はできないという状況だと思うのでありまして、いろいろその模様が新聞等に伝わりますというと、そこに色合いが違つて参るものでございますから、或る記事は非常に楽観的のように見えたり、或る記事は非常に悲観的に見えたりしているのであります。

なお退院問題等はこれは勿論いずれこの問題は出て来ると思うのでありますが、一時新聞に少し大きく伝えられたような事実がございましたが、たしか東大の美甘院長の談とか何かであつたと思いますが、院長はあのような記事に表現されるような意見は述べなかつたのだというようなことを申しておられたのであります。

○堂森芳夫君　もう大分前ですが、第一国立病院へ参りましたときに、各医員、受持は医員ですね、それから副院長ですか、非常に治療費に困つているんだ、金が十分ないのでいろ〳〵困るんだと言つておつたのですが、その点はうまく行つているのですか。

○政府委員（曾田長宗君）　この治療の経費につきましては、この予算上の制約というものはないと思うのであります。ただいろ〳〵な機械類とか、或いは例のEDTA、こういうようなものでございますとか、こういうような純度の高いものと申しますか、或いはその性質の、性状のはつきりしているもの、こういうようなものなんかを入れるというようなこと等にはいろ〳〵苦労があるということと、それからもう一つよく言われておりますから患者は衣食には病院におりますから患者は衣食には困らないわけでありますが、家に残して来ました家族の生活のことを患者が非常に心配しているということで、担当の医員のほうからも、患者の診療上にも影響のあることであるから十分処置をしてもらいたいというようなことは伝えられたのでありますが、これは差当りといたしましては、漁業組合のほうから相当額の経費を廻して頂きまして、これで患者の家族の生活というものには、少くとも今日までのところ困らせるようなことはしていないというような現地からの報告も受けまして、大体これを外務省のほうを通じまして、患者の医療費及び家族のその期間における生活費というようなものについては、賠償を要求いたしておりまして、外務省のほうのお話でも、大体これは承諾を得る見込だというようなことを申しておりますが、いわゆる立替になるわけでございます。これが余りに長期になつて、そうして賠償の問題がいつまでも解決いたしませんと、これは又考え直さなければならんものと思うのでありますが、今のところはどうにか間に合つているというふうに思います。

○委員長（上條愛一君）　それでは如何でございましようか……。

○竹中勝男君　もう一つ、今のに関連してですが、これは原因がアメリカにあるとかいうわけなんですが、今度行かれてアメリカと日本の治療との、治療の状態に対する報告に対して、アメリカが誤解しておつたとかいうふうなことで、今度行つて初めて日本の治療が正しかつたというようなことがわかつたというような報道が、この間新聞に出ておつたのですが、日本の政府として、殊にこれを代表して厚生省が正しい報道を患者についても、治療についても、又特に雨の問題について、日本にはこういう放射能の濃度の高い雨が降つておるという正確なことを、やはり厚生省が責任を以て日本政府の発表として、私はアメリカにも十分知らしておく必要があると思うのですが、こういう点について、厚生省の御意見を伺いたい。

○政府委員（楠本正康君）　全く御意見の通りでございまして、私どももかねて、例えば魚の調査の結果、或いは廃棄の資料その他雨の問題等は、すべて外務省を通して資料を提供してございます。なお関連いたしましてアメリカからもいろ〳〵な資料を逆に得ておるわけでございますが、こちらの資料は十分に向うに伝えるようにしてございます。

○委員長（上條愛一君）　それではこの問題はこの辺で一応質疑を打切りたいと思います。

なお政府におかれては、放射能の各地の実情については正確なる調査を願い、その対策等を立てて、適当な機会に本委員会に御報告を願いたいと思います。

それから藤原委員の御提案の関係各委員会との連合委員会も適当の時に開催いたしまして、総合的の質疑を行いたいと存じます。

それではこの問題、以上で質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第十九回国会 衆議院 外務委員会議録第五十五号

昭和二十九年五月二十六日（水曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長 上塚 司君
理事 富田 健治君 理事 福田 篤泰君
理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君
佐々木盛雄君 増田甲子七君
岡田 勢一君 喜多壯一郎君
須磨彌吉郎君 上林與市郎君
福田 昌子君 加藤 勘十君

出席政府委員
外務政務次官 小瀧 彬君

委員外の出席者
総理府事務官（調達庁不動産部管理課長） 藤波 良雄君
総理府事務官（調達庁不動産部渉外課長） 土屋喜三郎君
外務事務官 浅田 泰三君
外務事務官（国際協力局第一課長） 星 文七君
外務事務官（国際協力局第三課長） 安川 壯君
厚生事務官（引揚援護局引揚課長） 木村 又雄君
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

五月二十五日
米国政府に対する水爆の実験中止要請に関する請願（花村四郎君紹介）（第四九九二号）
原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四九三号）
岸根町に米軍兵舎建設反対に関する請願（飛鳥田一雄君紹介）（第五〇六九号）
の審査を本委員会に付託された。

同日
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（高知市高知県神社庁長竹崎五郎外二名）（第三一〇〇号）
M・S・A援助受入反対に関する陳情書（徳島市全日自労徳島県支部林隆義）（第三一一六号）
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（宇治山田市吹上町三重県かつを・まぐろ漁業協同組合長理事清滝千代夫外六十八名）（第三一一八号）
同（高知県議会議長岡村三省）（第三一一九号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（田辺市議会議長野見千吉）（第三一四二号）
原爆実験反対等に関する陳情書（石川県議会議長宮永盛雄）（第三一六七号）
同（姫路市議会議長米田専一）（第三一六八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（岩国市海土路岩国地区労働組合協議会事務局河上佳生外二名）（第三一六九号）
原爆実験反対等に関する陳情書（徳島市昭和町二丁目徳島県婦人団体連絡協議会万野ハツエ）（第三一七八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（福島県石城郡勿来町大字酒井日本鉱山労働組合勿来川部地区連合会会長小林峯一）（第三一九五号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
閉会中審査申出の件
委員派遣に関する件
請願
一 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（田中伊三次君紹介）（第六三号）
二 同（吉武恵市君外四名紹介）（第六四号）
三 同（降旗徳弥君紹介）（第九八八号）
四 同（小川平二君紹介）（第九八九号）
五 同（松平忠久君紹介）（第九九〇号）
六 同（中沢茂一君紹介）（第一二五号）
七 同（井出一太郎君紹介）（第一三九〇号）
八 同（水谷長三郎君紹介）（第一四四三号）
九 同（原茂君紹介）（第一六〇六号）
一〇 同（増田甲子七君紹介）（第三〇一五号）
一一 同（有田八郎君紹介）（第三一五七号）
一二 同（山下春江君紹介）（第三五六二号）
一三 同（吉川久衛君紹介）（第三六六二号）
一四 同（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
一五 同（井手以誠君紹介）（第四〇〇七号）
一六 同（江藤夏雄君紹介）（第四一二三号）
一七 同（庄司一郎君紹介）（第四二一三号）
一八 板付駐留軍空軍基地撤去に関する請願（福田昌子君紹介）（第四二八九号）
一九 古賀新宮地区に駐留軍演習地設置反対に関する請願（田中稔男君外一名紹介）（第六七号）
二〇 旧軍施設返還に関する請願（高津正道君紹介）（第七〇号）
二一 同（宮原幸三郎君外三名紹介）（第七一号）
二二 離島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五一七号）
二三 坊ヶ峰山頂に米軍施設設置反対に関する請願（中村幸八君紹介）（第五五九号）
二四 大津村駐留軍演習場設置反対に関する請願（森三樹二君外二名紹介）（第六六三号）
二五 同（森三樹二君紹介）（第六八四号）
二六 用賀旧陸軍衛生材料廠の接収解除に関する請願（三輪壽壯君紹介）（第七五〇号）
二七 豊海駐留軍高射砲射撃演習場撤去に関する請願（森清君紹介）（第一二五五号）
二八 日本原に駐留軍演習地設置反対に関する請願（小枝一雄君紹介）（第二五六三号）
二九 高須海岸に米軍演習地設置反対に関する請願（永田良吉君紹介）（第三七七〇号）
三〇 代々木山谷町駐留軍独身宿舎建設反対に関する請願（帆足計君紹介）（第四二八九号）
三一 世田谷区の米軍使用施設に関する請願（鈴木茂三郎君紹介）（第四二九〇号）
三二 日中貿易協定並びに仮契約実行に関する請願（田中稔男君紹介）（第六七〇号）
三三 日中貿易促進に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第一一〇二号）
三四 日中、日ソ貿易促進に関する請願（舘積七郎君紹介）（第四三二九号）
三五 同外二件（風見章君紹介）（第四三六九号）
三六 日中貿易促進に関する請願外三件（風見章君紹介）（第四三七〇号）
三七 韓国抑留漁船対策確立に関する請願（吉武恵市君紹介）（第六一号）
三八 同（吉武恵市君紹介）（第二二号）
三九 同（吉武恵市君紹介）（第三〇一号）

四〇　同（大野伴睦君紹介）（第五五六号）
四一　同（田中龍夫君紹介）（第五五七号）
四二　同（山中貞則君紹介）（第五五八号）
四三　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願（只野直三郎君紹介）（第四五五号）
四四　同（濱田幸雄君紹介）（第四六五五号）
四五　同（只野直三郎君紹介）（第四六五六号）
四六　原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（青柳一郎君紹介）（第四九七一号）
四七　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件（伊藤郷一君外二名紹介）（第六〇号）
四八　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願（井堀繁雄君外一名紹介）（第四二六七号）
四九　海外移民対策確立に関する請願（只野直三郎君紹介）（第四六三〇号）

陳情書

一　海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書外六件（群馬県吾妻郡岩島村長田中澄一郎外十一名）（第三四号）
二　同（海外抑留同胞救出国民運動福井県地方本部長市橋勘左衛門）（第三五号）
三　同（同胞救援国民運動石川県本部太田孝三）（第三六号）
四　同（海外抑留同胞救出戦犯釈放要請岡山県民大会会長星島義兵衛）（第三七号）
五　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（高崎市長小島弘一外一名）（第三五二号）
六　同（太田市長武藤伝次郎外三十二名）（第三五三号）
七　同（伊勢崎市長大沢三郎外一名）（第三五四号）
八　同外三件（群馬県新田郡尾島町長飯野嘉吉外八十七名）（第三五五号）
九　同外七件（群馬県佐波郡栄女村長高田東次郎外百四十九名）第三五六号）
一〇　同外一件（群馬県勢多郡大胡町長小暮高爾外三十名）（第三五七号）
一一　同外一件（群馬県山田郡毛里田村長久保田信四郎外八十一名）（第三五八号）
一二　同外五件（群馬県多野郡万場町長里沢鍋十郎外二千五十一名）（第三五九号）
一三　同（引揚援護愛の運動秋田県協議会委員長本間金之助）（第五三八号）
一四　同（岩手県社会福祉協議会会長南部利英）（第五三九号）
一五　同外一件（宮城県議会議長粟野豊助外一名）（第五四〇号）
一六　同（宮城県気仙沼市議会議長菅原運治郎）（第五四一号）
一七　同（宮城県栗原郡宮野村議会議長及川誠基）（第五四二号）
一八　同（宮城県刈田郡斎川村議会議長成沢国吉）（第五四三号）
一九　同（福島県留守家族大会議長連沼竜輔）（第五四四号）
二〇　同外六件（群馬県佐波郡豊受村長松本宗蔵外百二十六名）（第五四五号）
二一　同（京都府会議長北村平三郎）（第五四六号）
二二　同（山梨県議会議長小林昌治）（第五四七号）
二三　同（長崎県南松浦郡魚目村議会議長中野康雄）（第五四八号）
二四　同外一件（長崎県北松浦郡佐々町議会議長池田信一外一名）（第五四九号）
二五　同（長崎県西彼杵郡式見村議会議長山崎鷹市）（第五五〇号）
二六　同（長崎県壱岐郡初山村議会議長豊永道臣）（第五五一号）
二七　同（長崎県南高来郡堂崎村議会議長石橋数馬）（第五五二号）
二八　同（長崎県北高来郡小長井村議会議長黒木繁親）（第五五三号）
二九　同（抑留同胞完全救出巣鴨戦犯全面釈放貫徹国民大会議長田子一民）（第七六三号）
三〇　同（宮城県牡鹿郡稲井村議会議長酒井豊）（第七六四号）
三一　同外一件（宮城県石巻市議会議長稲井三治）（第七六五号）
三二　同（宮城県桃生郡矢本町議会議長茄子川晃）（第七六六号）
三三　同（宮城県栗原郡瀬峰町議会議長千葉徳衛）（第七六七号）
三四　同（長崎県身体障害者福祉協会島原南高連合会会長宮崎一章）（第七六八号）
三五　同（長崎県南高来郡南串山村議会議長竹下吉治）（第七六九号）
三六　同（長崎県北高来郡江の浦村議会議長樋林重信）（第七七〇号）
三七　同外一件（長崎県南松浦郡福江町議会議長杉四郎太夫外一名）（第七七一号）
三八　同（長崎県北松浦郡南田平村議会議長橋本幹七）（第七七二号）
三九　同（長崎県壱岐郡勝本町議会議長松永兼作）（第七七三号）
四〇　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（秋田県神社庁長森義教）（第七七四号）
四一　同外六件（福岡県鞍手郡小竹町議会議長豊島国雄外四十一名）（第七七五号）
四二　同（福岡県三井郡立石村議会議長松尾潔）（第七七六号）
四三　同（福岡県嘉穂郡二瀬町議会議長三浦末松）（第七七七号）
四四　同外一件（福岡県築上郡上城井村会議長大門伝之助外一名）（第七七八号）
四五　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（在ソ同胞帰還促進会長谷川宇一）（第八六〇号）
四六　同（戦犯全面釈放抑留同胞完全救出貫徹大分県民大会委員長岩崎貢）（第八六一号）
四七　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（長野県議会議長下平晒四）（第八六二号）
四八　同（鰺田市議会議長神谷良一）（第八六三号）
四九　同（静岡県町村会長大竹十郎）（第二二一九号）
五〇　同（静岡県町村議会議長会長斎藤邦雄）（第一二二〇号）
五一　引揚問題の全面的解決並びに未帰還者留守家族援護に関する陳情書（大阪市東区大手前之町吉津度）（第一二二一号）
五二　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（宮崎県日向市議会議長青木市蔵）（第一三七一号）
五三　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書外二件（長崎県南高来郡大正村議会議長永元澄夫外二名）（第一六〇三号）
五四　海外抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長関井仁）（第一八二九号）
五五　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（東京都千代田区西神田二丁目二番地引揚貫徹全国留守家族大会有田八郎）（第二一五二号）
五六　海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第二二九四号）
五七　同（山形市香澄町小綿引揚促進山形県留守家族同盟委員長飯野喜一郎）（第二五三八号）
五八　同（宮崎市議会議長本島才次郎）（第二六九六号）
五九　抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書（兵庫県会議長有沢与七）（第二九〇〇号）
六〇　海外抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放等に関する陳情書（岐阜県議会議長松野幸泰）（第二九六二号）
六一　海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書（海外抑留同胞熊本市留守家族会会長岡本安二郎）（第三〇〇五号）

六二　妙義地区米軍演習地設置反対の陳情書（群馬県新田郡宝泉村字下田島群馬県新田郡連合青年団久保田進）（第三三号）

六三　駐留米軍の演習区域設定に関する陳情書（全国漁業協同組合連合会会長木下辰雄）（第一四四号）

六四　米軍の演習区域変更と補償金の交付並びに魚族の保護繁殖に関する陳情書（長崎県町村議会議長会会長浦口淳一）（第一四五号）

六五　北海道門別町並びに大島村離島周辺の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道議会議長蒔田余吉）（第一四六号）

六六　関根、岩木演習場拡張反対に関する陳情書（青森県北津軽郡金木町議会議長白川弥太郎）（第一四七号）

六七　妙義地区米軍演習地設置反対の陳情書（群馬県新田郡世良田村婦人連絡協議会会長高橋たけ）（第一四八号）

六八　若狭湾沖における米軍空中戦訓練区域設定反対に関する陳情書（京都府会議長北村平三郎）（第一五〇号）

六九　同（福井県大飯郡高浜町長湯浅銀次郎外四名）（第一五一号）

七〇　同（京都府議会副議長金田弥栄蔵）（第三四九号）

七一　宮崎県高畑山における駐留軍レーダー基地設置反対の陳情書（宮崎県議会議長日高弥一）（第三五〇号）

七二　「マイク」地区演習場廃止等に関する陳情書（静岡県議会議長吉野倫将）（第三五一号）

七三　若狭湾沖における米軍空中戦訓練区域設定反対に関する陳情書（舞鶴市立中筋中学校東山貞一）（第八六四号）

七四　海田市町の駐留軍使用反対に関する陳情書（広島県議会議長檜山袖四郎）（第一二一八号）

七五　北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道議会議長蒔田余吉）（第一三七三号）

七六　岩国市沖合における外国軍隊の砲爆撃演習停止に関する陳情書（山口県議会議長二木謙吾）（第二八一三号）

七七　北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する陳情書（北海道十勝郡大津村大津漁業協同組合長堺哲弥外十名）（第一二八三七号）

七八　同（北海道広尾郡広尾町長真岩栄松外二名）（第一二八七一号）

七九　李ラインの国際漁場問題解決促進に関する陳情書（千葉県議会議長鎌田七右衛門）（第三四七号）

八〇　同（長崎市日韓漁業対策長崎県地方本部長増田茂吉）（第三四八号）

八一　同（全国市長会会長中井光次）（第五五四号）

八二　同（全国町村会長関井仁）（第五五五号）

八三　同（日本遠洋底曳網漁業協会議長周東英雄）（第五五六号）

八四　同（千葉県知事柴田等）（第五五七号）

八五　同（神奈川県議会議長松岡正二）（第五五八号）

八六　同（駿河湾海区漁業調整委員会会長大高圭三郎）（第五五九号）

八七　同（島取県会議長土谷栄一）（第五六〇号）

八八　同（島取県商工団体連合会会長米原章）（第五六一号）

八九　同（山口県議会議長二木謙吾）（第五六二号）

九〇　同（九州商工会議所連合会会長山脇正次）（第五六三号）

九一　同（大分県議会議長岩崎貢外六名）（第五六四号）

九二　李承晩ラインの撤廃並びに捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書（宇治山田市長中西幸重）（第五六五号）

九三　李ラインの国際漁場問題解決促進に関する陳情書（大分県議会議長岩崎貢）（第七六〇号）

九四　同（大日本水産会会長平塚常次郎外二名）（第七六一号）

九五　同（長崎県経営者協会会長松下壱雄）（第七六二号）

九六　同（経済団体連合会会長石川一郎）（第一一二七号）

九七　同（静岡県町村議会議長会長斎藤邦雄）（第一一二二号）

九八　李ラインの撤廃並びに捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書（神奈川県知事内山岩太郎）（第一一二三号）

九九　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（富山県議会議長瀬栄吉）（第三二号）

一〇〇　沖縄等南西諸島の祖国復帰に関する陳情書（全国都道府県議会議長会会長東京都議会議長佐々木恒司）（第一三七号）

一〇一　同（茨城県四市正副議長会水戸市議会議長金沢正安）（第一三八号）

一〇二　同（茨城県四市正副議長会土浦市議会議長多田清一）（第一三九号）

一〇三　琉球の祖国復帰に関する陳情書（東京都渋谷区原宿三丁目三番地宮良寛雄）（第一四〇号）

一〇四　千島及び南舞諸島の日本復帰に関する陳情書（全国都道府県議会議長会会長東京都議会議長佐々木恒司）（第一四一号）

一〇五　同（北海道議会議長蒔田余吉外二名）（第一四二号）

一〇六　沖縄諸島及び南舞諸島の日本復帰に関する陳情書（宮城県町村議会議長会会長上杉喜書三郎）（第一四三号）

一〇七　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第三四六号）

一〇八　領土返還促進に関する陳情書（大阪市生野区中川町一丁目三十番地領土返還促進同盟井出文蔵）（第二〇〇二号）

一〇九　沖縄及び小笠原諸島の復帰に関する陳情書（鹿児島県大島郡古仁屋町議会議長嘉原一）（第二八七七号）

一一〇　太平洋水域における原爆等の実験等の実験反対に関する陳情書（石巻市議会議長稲井三治）（第二八一八号）

一一一　同（宮古市議会議長小林治三郎）（第二八七八号）

一一二　同（気仙沼市長宮井誠三郎）（第二八七九号）

一一三　同（高知県議会議長岡村三省）（第二八八〇号）

一一四　同（高知県安芸郡室戸岬町長小野正章外一名）（第二九六一号）

一一五　同（東北市議会議長会会長釜石市議会議長菊池吉太郎）（第二九七一号）

一一六　同（宮城県牡鹿郡鮎川町長鈴木良吉外一名）（第二九七二号）

一一七　同（大阪市港区桂町一丁目海友婦人会大阪支部理事会議長岡野はつ）（第二九九六号）

一一八　同（高知県安芸郡室戸町議会議長上田喜次郎）（第二九九七号）

一一九　同（東京都千代田区麹町一丁目全国漁業協同組合会会長理事木下辰雄）（第三〇一六号）

一二〇　同（和歌山市鷺原町四丁目和歌山県婦人団体連絡会長辻川ちやう）（第三〇一七号）

一二一　同（高知市帯屋町高知県労働組合総評議会会長中島陸馬）（第三〇一八号）

一二二　同（神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎）（第三〇四一号）

一二三　原爆実験反対等に関する陳情書（大阪市大正区新炭屋町百五十八番地大阪園池労働組合鈴木恒平）（第三〇七六号）

一二四　同（恵那市議会議長西尾政七）（第三〇七七号）

一二五　第五福竜丸事件関係者の利益擁護に関する陳情書（焼津市長高宮義一外一名）（第二六九七号）

一二六　同（静岡県議会議長吉野倫将）（第二七九八号）

一二七　日中漁業協定締結促進等に関する陳情書（日中漁業対策六市協議会長崎市会議長壽上太郎）、第

三一号）
一二八　中日貿易協定に関する陳情書（石川県議会議長宮永磯雄）（第一〇六〇号）
一二九　日中貿易協定の承認並びに中国政治協商会議代表招請に関する陳情書（佐賀県議会議長安永沢太）（第一九六七号）
一三〇　日ソ、日中間の国交調整促進に関する陳情書（北海道根室町議会議長寺島清司）（第一三六号）
一三一　中国紅十字代表李徳全女史の来日要請に関する陳情書（下関市議会議長小西繁一）（第二九〇一号）
一三二　沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する陳情書（名瀬市議会議長久保井直信）（第二八一九号）
一三三　同（鹿児島県大島郡古仁屋町議会議長嘉原一）（第二八七六号）
一三四　同（那覇日本政府南方連絡事務所在沖奄美会長原岡恵）（第三〇七五号）
一三五　引揚者の在外資産処理に関する陳情書（福岡県田川郡金田町平木見門）（第三六〇号）
一三六　在外資産の返還促進に関する陳情書（大分県南海部郡直川村大字赤木黒沢俊彦）（第二八八一号）
一三七　在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司外七名）（第一六〇二号）
一三八　在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書（東海北陸七県議会議長会愛知県議会議長池田駒平）（第一七〇七号）
一三九　通商協定の改善に関する陳情書（東京商工会議所会頭藤山愛一郎）（第一三三号）
一四〇　ブラジル渡航に関する陳情書（神戸市生田区山本通り三丁目百二十一番地神戸移住斡旋所内片山金一外百六十一名）（第一〇〇八号）
一四一　日韓会談再開等に関する陳情書（東京都港区芝田村町一丁目三番地亜細亜問題研究会大東国男）（第一〇八九号）
一四二　移民送出方策確立に関する陳情書（三重県議会議長高倉朝次郎）（第三〇〇六号）
一四三　渡米移民募集に関する陳情書（米国サンフランシスコ市カリフォルニア街三百四十六番地渡米農事実習生後援会理事長岡府山敬三郎）（第三〇九一号）

○上塚委員長　これより会議を開きます。

請願の審査をいたします。日程第一より日程第一七までの在外未帰還同胞の帰還促進等に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員が出席しておられませんので、専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○佐藤専門員　在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願第六三号、請願者京都市中京区夷川通烏丸西入守山久次郎外六名、紹介議員田中伊三次君。

本請願の要旨は、終戦後八年を経た現在、いまなお数万の同胞がソ連、中共に抑留され消息不明のまま放置されているが、政府は第三国に解決を依存し、自主外交の施策なきは遺憾である。ついては、すみやかにこれが対策を確立し、予算措置を講じ、政府の責任を明示し、抑留同胞の帰還、戦犯者の釈放に万全を期し、民族の独立、基本的人権の確立を期せられたいというのであります。

以下は大体同じ趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの請願について政府側に御意見はございませんか。

○小瀧政府委員　別にございません。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。

○戸叶委員　引揚げを促進させるという意味で本院におきましても決議案が通りましたが、李徳全女史を招聘するというあれはどうなつたのでしょうか、外務政務次官にお伺いします。

○小瀧政府委員　この問題は議会でも再三御質問のあつた点でありまして、大臣も十分議会の意思を体して検討いたしておると存じます。

○戸叶委員　ずいぶん長いこと検討していられるようなのですけれども、阿波丸事件のときなんか決議が通りますとすぐばたばたと本院のあれをなしに、決議という事項をたいへん重要視しておきめになつたようなのですが、一体いつごろまでにこれからなお考慮したり、あるいは調査したりなさるおつもりなのでしようか。

○小瀧政府委員　私としては何も確言することはできませんが、御趣旨の次第はよく伝えておこうと存じます。

○戸叶委員　これまで政務次官の御答弁を聞いておりますと、政務次官はたしかこれに対しては非常に好意的に考えていらつしやると思います。最後の決の大臣だけが御反対のようにも伺つておるのですが、これは事実でしようか。そうであるといたしましたならば、またほかの機会に大臣にも伺う必要があると思いますので、お伺いしたいと思います。

○小瀧政府委員　最終的には大臣が決裁せられる問題でありますので、まだ懸案になつておりますが、別段意見の相違があるという意味ではございません。

○戸叶委員　今外務政務次官としては別に招聘してもさしつかえないとお考えになつていられるのでしようか、それとも何かさしつかえておりますか。直接の原因は何か、おさしつかえがなかつたら伺わせていただきたいと思います。

○小瀧政府委員　この問題についていろいろの利点とかあるいは想像し得る困難とかいうものは、再三この委員会でも申し上げましたから、それを繰返すことはいたしませんが、そうしたいろ〳〵の面を十分考慮いたしまして決定をいたしたいという考えでおる次第でございます。私個人の考えを申しましても、これは結局みんなで相談して大臣が決裁せられて決定せられる問題でありますから、意味がないと存じます。

○戸叶委員　それでは何も結論的な御答弁はいただけませんので、これ以上続けても同じだと思いますが、ただ大体どのくらいたつたら、いいとか悪いとか、あるいは呼ぶとか呼ばないとかいう結論が出るのでしようか、その点だけを伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　なるべく早く決定いたすように話合いをいたしたいと存じますが、今ここではつきりいいということを申し上げかねるのは遺憾に存じます。

○福田（篤）委員　関連して、今の李徳全女史招聘の問題は、私もこの委員会で要請したのでありますが、政府はあまり神経質にならないで――スポーツの選手もどん〳〵来ておりますし、引揚者の身になつてみれば一日を争うので、こういうものはむしろ超党派的にこちらから積極的に呼ぶような気持がほしいと思うのでありまして、どうか政府もあまり事務的に扱わないで、大きな立場から一日も早く旅券の許可をお願いしたいと思います。

最後に、現在の中共とソ連における未引揚者の数について、たび〳〵発表の数が違いますから、ここでもう一度確認を願いたいと思います。

○木村説明員　ただいま中共、ソ連地区の残留者の数はどの程度であるかという御質問でございますが、これは正式には昨年の八月一日現在で未帰還統計というものを出しまして、それに基いて国連においても発表されたのでございまして、現在最も確実な数字はその統計によるものでございます。それによりますと、ソ連地域について申しますならば、昨年の八月一日現在で、終戦後から昨年の八月までの間におきまして一度でも生存の資料のあつた方について数を出しておるのでありまして、その数が一万一千五百五十八名でございます。この数は今申し上げますように生存資料の一度でもあつた方でございまして、その生存資料がいつあつたかによりまして、たとえば昭和二十五年にあつた方、昭和二十一年にあつた方あるいは昭和二十七年にあつた方というふうに、年次別に数字をあげておるのでありまして、それを

総計したものが今の数でございます。従つて、一万一千五百五十八名と申しましても、これらの方が全部今日なお生存しておるというのではないのでございます。この方々の中には終戦直後にしか資料がなかつたというのが多うございまして、これらの方の相当数は不幸にもあるいはなくなつておるというふうなことも考えられるのでございます。

それから中共地域につきましては、その数が三万二千八百二十六名となつております。これも同様に生存資料のあつた方の数でございまして、必ずしもこれらの方々が全部今日において生存しておるということではないのであります。

○福田(篤)委員　ソ連の方面は、御承知の通り島津さんその他非常に苦労してやつておられるのでありますが、ハーグの条約にもある通り、情報交換はソ連としての義務であります。今確認してない分が相当あるように伺いましたが、ソ連並びに中共からどの程度までわれ〳〵に情報の伝達があつたか、あるいは確認の処置を日本側がとつたか、これについてお伺いしたい。

○木村説明員　便宜私の方から、承知しておる範囲のお答えを申し述べたいと思います。御承知のように昨年日本赤十字社から島津社長以下代表団がモスクワに参りまして、ソ連からの日本人の引揚げ実現方につきまして、いろいろ具体的な交渉をいたしたのでございますが、それによりまして、昨年十二月並びに本年三月に、それ〳〵八百十一名それから四百二十名の邦人が帰還したのでございます。その後どれだけの日本人が生存して残留しておることが確認されておるかと申しますと、ただいま申し上げましたような日赤の代表団とソ連の代表団との間の交渉経過に徴しますと、なお現在千四十七名の日本人捕虜が残留しておることが確認されております。これは日本人捕虜というのでございます。から、おそらく軍人だというふうに考えられるのでございますが、それ以外には日本人は生存しておらないかという問題に入りますと、要するに一般邦人としてソ連の国内法によつて刑務所に収容されておる者、あるいは刑務所をすでに出所して自由人として残留しておる者の数はどうかという問題になりますと、ソ連側は、資料がないからそれはただいまのところお答えできないということでございます。従つて、千四十七名以外は一人もおらないということではないのでございます。私どもは、ソ連からの第一次、第二次の帰還者の証言に徴しまして、ある程度の数の日本人がまだ残留しておることを確認しておるのでございます。

中共につきましては、御承知のように十分の調査究明を確実に行うことができなかつたのでございますが、御承知のように昨年の三月から中共の引揚げが開始されたのでございます。その際、中共側は約三万人の日本人を送還することを申したのでございますが、現実に日本人が帰つて来た数は二万六千百二十七名でございます。従つてこれは単なる形式的な算術になるのでございますが、向うの言明する約三万人から二万六千百二十七名を引いた数は残つておるということが、数字の上では出て来るのでございます。その後私どもが現地からの通信その他によつて承知したところ、あるいはまた中共からの引揚者の証言によりまして入手した資料等によりますと、たとえば昨年現地からの通信によりますと、東北地区、すなわち満州地区に残留しておつた邦人が、昨年の十一月ないし十二月から、それ〳〵重慶であるとか、承徳であるとか、あるいは南京であるとか、あるいは石家荘であるとか、そういう方面に分散移動を命ぜられておる。大体その数が千五百名から二千名ぐらいあるというふうな通信が現地からあつたことを承知いたしております。なおこのほかに、例の昭和二十五年にソ連から中共に引渡されたとタス通信が言明し、またこの前、日赤の代表団がモスクワに参りましたときにも、ソ連側から話がありました通り、ソ連から中共に引渡されたいわゆる戦犯が、九百六十九名あるのでございます。なおこのほかに、いわゆる反動分子と称されまして、思想改造所あるいは労働所等に入所を余儀なくされておるというような邦人もございまして、先ほど申し上げました三万人と二万六千の差以外に、相当数の邦人が残留しておるということが推定されております。

○福田(篤)委員　今度総理が四日に出発することは、ほとんど確定的でありますが、その場合スケジュールの中には、国連に対する訪問がちやんと入つておるはずであります。対米交渉という観点からいつても、戦犯の釈放と並んで、未帰還の方々の引揚げ促進が、大きな国際問題である。おそらく事務当局では資料をそろえられて、国連であるとか、あるいは米国、英国、その他の各国にこの際促進方を輿論喚起のために要請するのは当然だと思いますが、そういう手続をやつておられるかどうか、これをお伺いしたい。

○木村説明員　そのことにつきましては、私は承知しておらないのでございます。ただそれと別のことでございますが、ことしの何月でございましたか、いわゆる国連の捕虜委員会のゲレロという委員長から、本年度の捕虜委員会の開催についての資料といたしまして、各関係国に対しまして、いまだソ連地区、中共地域から帰らない抑留者の氏名なり年齢なりその他の消息を、各個人別に詳細に資料を作成をいたしまして、国連の捕虜委員会に送付するようにというふうな通知があつたことを聞いておるのでございまして、それに基きまして、現在厚生省では中共、ソ連地域それ〳〵の残留者を個人別にカードをつくりまして、詳細に可能な範囲の資料を集めて、現在調製中でございます。

○福田(篤)委員　これは絶好の機会だから、沢田大使ともよく連絡されまして、アメリカは御承知の通り輿論の国でありますから、今度吉田首相の行く機会に、国連なりアメリカに対してこれを要請することが絶対必要であると思います。時間もありませんし、各省とも急いでおるようでありますから、一日も早く資料をそろえられまして、必ず要請せられるように希望いたしておきます。

○並木委員　私けさ出がけにちよつと新聞を読んで来たのでありますが、中村何がしという一家がどこかの港に帰つて来たのだけれども、入国の許可証がないとかいうような理由で、上陸をすることができないで困つておるということだつた。たしかインドネシアからだつたと思います。これはせつかく引揚げて来て、また元の国に送り帰すなどということは、人道上から考えても、本人に悪意がない限り、また悪質でない限り、何らか便法があると思いますが、それを当局はどういうふうに処置されますか。

○木村説明員　本件につきましては、これは外務省あるいは法務省の所管事項でございまして、私ども厚生省といたしましては、引揚者援護というふうな見地から関心を持ちまして、極力御指摘の通り、日本に上陸が無事にできることを期待いたしまして、いろ〳〵事務的な点で不備がございましたので、残念ながら神戸に上陸することができないままに、横浜に回航して参りまして、昨日の午後五時半ごろに横浜港に入港したのでございます。私どもといたしましては、厚生省からも係官を派遣いたしますし、外務省からも担当の方が現場に行かれまして、現地における入国管理庁の出張所長あたりとも相談の上で、極力善処方協議をいたしたのでございます。よく調べてみますと、本人たちはパスポートを持つておるのでございますが、但しその際どういう行き違いであつたか、現地における日本

領事館の査証を受けておらなかつたのでございます。そういう点が明瞭でございません。本人について一々詳細に事情を説明を求めたところ、そういうことが判明いたしましたので、でき得れば昨夜中にも上陸させることが適当であるとも考えられたのでございますが、夜間相当おそくなりましたので、問題を今日に持ち越したのでございます。聞いてみますと、その船が出港の当時は、日本の領事館の査証を受けるいとまがなかつたそうでございますが、途中スラバヤというところに寄港いたしまして、その際スラバヤの駐在領事がその船に日本人が乗つておるということを聞きまして、波止場に参りまして、日本人に面接をして、みやげものまで何か差上げたというようなことで、要するに日本領事の承認もあつたことであるというふうなことから、今日中に上陸が認められるような結果になるのじやないかというふうに期待しております。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第一八より日程第三一までの駐留軍使用施設に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員がおられませんから、これも専門員から説明を求めます。

○佐藤専門員　板付駐留軍基地撤去に関する請願、第六六号、請願者福岡県福岡市箱崎町九大教職員組合連合会執行委員長城哲男外四千五百名、紹介議員福田昌子君。

本請願の要旨は、福岡県板付駐留空軍基地の存在により、九州大学を初め付近所在の各諸学校は日夜爆音に悩まされ、特に学術研究構築上甚大な損害を受けている。ついては板付駐留軍基地を撤去されたいというのであります。

その他は大体同じ趣旨のものであります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の御意見はありませんか。

○安川説明員　板付の問題につきましては、再三の地元の要望も政府としては十分尊重しております。板付の飛行場は米軍としましても防衛上非常に重要な施設の一つとなつておりますので、現状においてはこれを返還させることは、まず不可能であろうと政府としては考えております。その点は地元の関係者においても、現状において返還を受けるということが不可能だということは、一応了承されているものと考えております。ただ爆音その他の被害につきましては、これは法令の許す範囲において措置をとるべき問題であろうと考えております。しかしこれを返還するということは、現在において問題にならないというふうに考えております。

○戸叶委員　今爆音その他の被害については、政府として考えているという御答弁でございましたが、具体的にどういうふうなことを考えていられるのか、その点承りたいと思います。

○安川説明員　具体的にどういう措置をとるかということは、これは調達庁の所管の問題でございますが、私が承知している限りは、爆音あるいは大砲の爆発音等で非常にその影響がはげしく、学校の授業等に支障が起る場合には、特別損失補償法によつて、非常にはなはだしい場合には学校をよそに移す、あるいは防音施設をやり得ることになつておりますが、これは爆音の程度によりますので、いろ〳〵科学的に爆音の程度を測定して、その基準に合うものは、それ〴〵その程度に応じて、防音装置をするなり、あるいは非常にはなはだしい場合には、学校を移転するということも可能なのでありますが、この板付の場合がその基準に合いますかどうかということは、私よく承知しておりません。

○戸叶委員　一応調達庁の方で学校の授業にさしつかえるような場合には措置は考えていられる、しかしその基準に合うかどうかわからないというお話でございましたが、こういうふうに請願、陳情の形で国会に持ち込みますからには、非常に授業なり何なりにさしさわりがあるから持ち込まれたのだろうと思います。それを外務省の方の関係ではないという形でほつておくのもちよつとどうかと思いますので、外務省の方もさつそく調達庁と協議をなさいまして、お調べになりまして、何らかの措置を講ぜられんことを私は希望するものでございます。

○安川説明員　これはすでに過去において、たしか板付の場合も調査はしたと思つておりますが、私の記憶が確かならば、板付の場合はこの基準に合わないから、現在の補償法のもとにおいてはちよつと補償ということは無理だという結論が、すでに出ているのではなかろうかと記憶しております。

○戸叶委員　そういたしますと、この請願、陳情はここで採択されたとしても、結局そのままでうやむやになつてしまうという結果になるのではないかと思いますけれども、それを一体どういうふうな形をとられるのか、その点承りたいと思います。

○安川説明員　これは法律ではつきり基準がきまつておりますので、それ以上のことをやるとなると、これは法律の適用の問題でありますので、できないものはできないと申し上げるほかはないと思います。

○並木委員　このごろでもまだ各地で飛行場の滑走路の拡張の申出が、米軍から出ているということですけれども、どういう方面からどういう拡張要求が出ておりますか。

○安川説明員　これは私の承知している限りにおきましては、飛行機が普通のプロペラ・エンジンからジエット機関にかわる関係で、滑走路が非常に狭くなつて来ておるという話は前々からあるのでありますが、しからば具体的にどこの飛行場をどういうふうに拡張する計画があるかということは、私はまだ具体的に承知しておりません。

○並木委員　実は私の方のすぐ近くに横田基地というのがあります。あれを最近調査したり測量したりしているのですけれども、あの飛行場もやはり狭くなつておるということなのですか。下調べはやつておりますか。

○安川説明員　これは米軍の方自体で調査したかどうか、私の方も承知しておりませんが、日本側としましては特に向うの要求に応じて、拡張計画について調査をしたという事実はございません。

○並木委員　このごろは実際の措置はどういうふうになつておりますか、米軍の方で調査をして日米合同委員会に持つて来るのですか、その前に調達庁のあるいは外務省と相談をして、共同調査でもして、その上で日米合同委員会に持ち出すのですか、どういう手順でやつておりますか。

○安川説明員　普通の場合におきましては、合同委員会に向う側の施設の要求が出ます前に、向う側が一応調査をいたすことになつております。その調査も——一般にサーヴエイと申しておりますが、サーヴエイのために個人の財産に立ち入るという場合には、合同委員会に持ち出しまして、こういう地域をサーヴエイしたいからという要求があります。それにこちらが同意すれば、向う自体でサーヴエイをしまして、それに基きまして向うの計画をつくつて合同委員会に出します。合同委員会でそれに対してこちらが同意すれば、そこであらためて日本側も加わつても一回サーヴエイすることになつておりますが、ただいまの横田の件につきましては、そういうサーヴエイをしたいという要求も従来出ておりません。

○上塚委員長　委員長からちよつと安川説明員にお尋ねいたしますが、福岡県の古賀新宮地区の米軍演習地に関しては、同地元からたび〳〵の請願、陳情があります。また私も直接現地に行つて見て来たのですが、これに対しての処置をすでになされた模様であるが、どういう処置をなされたのですか、お伺いいたしたいと思います。

○安川説明員　これは一月くらい前この委員会へ地元の参考人が参りましたときに私から申し上げたことでございますが、いろ〳〵行き違いがありまして地元には誤解を生んだようでありますが、大体従来から地元と交渉いたし

ましして、こういう条件ならばという条件に基いて米軍の方を交渉をいたしまして、大体その条件通りにきまるというふうに聞いておりますが、この問題は実は現在調達庁所管の施設委員会のもとにあります演習場委員会で細目の条件を協議しております。その具体的細目がどうなつておるか、現在どういう段階にあるか、詳しいことは私存じませんが、大体地元の要望をもとにしたこちらの条件に、向うが応じそうな段階に至つているというふうに聞いております。まだ最終決定には至つておりません。

○福田(篤)委員　昨年から問題になつております例の北多摩郡の大和村の学校移転の問題であります。これは伊関局長も現地を視察して、その後いろいろな折衝の結果、話が実は内定いたしておるのであります。補償のわくも御承知の通りすでにきまつておる。ところが先日になりまして駐調の方のある係の人が、土地を買い上げるときまつていたものを、今度予算が減るから借りるのだということを言つたために、今地元が大問題になつておる。一年以上かかつてせつかく話がきまつたものを、係官の一人の人がそういう変更方針を言つたために、問題がまた紛糾して、きわめて遺憾である。せつかくまとまつた話がこわれてしまいました。それについてはつきりした御意見を伺いたい。

○土屋説明員　ただいまの御質問の御趣旨でございますが、それにつきましては、東京局の方の関係になつておりますので、係員の間違いであつたと記憶しております。われ〳〵の方としましては、この問題を取上げたときから土地を買収するという建前で進んでおつたわけでございます。

○福田(篤)委員　予定通りに解決しますか。

○土屋説明員　そうでございます。

○並木委員　最近の農地とか宅地の買上げ料、借上げ料、そういうものはどういう基準に基いてやつておるのでしようか、実例をあげて、たとえば一反歩幾らとか、われ〳〵常識として知つておきたい。

○藤波説明員　農地の買収の問題でございますが、これは抽象的に額を御説明いたしますが、大体農地買収価格の場合には、前に税金の場合に富裕税の問題が出ましたが、あの場合の土地の評価方法に離作料をつけ加えまして、大体一応の基準額としております。これは純粋の農村におきます場合と、都会近郊におきます場合には、非常にそのままのあれでは差がありますので、付近の売買実例というものを参考にしまして、先ほど申し上げました土地価格とそれらの離作料を積み上げた価格と、付近の売買実例とをにらみ合せて価格をきめております。

それから借上げ料につきましては、大体農業所得の八〇%と抽象的に基準価格をきめております。具体的な数字とおつしやいましたのですが……。

○並木委員　何か例をとつて、どことどこというように最近の例で……。

○藤波説明員　いろ〳〵ございましたので、同じ地域におきましてもいろいろ差がございますので、ちよつとはつきり申し上げかねますが、最近われわれが見ました実例を申し上げますと——買つたわけではございません、案として上つたわけですが、成増の地域におきましては、調達庁の出先が

るという報道がありますけれども、それは見込みがありますか。

○小瀧政府委員　私自身はその点よく承知いたしておりません。しかし、実は今までもセイロンを通じて中共の米をわれ〳〵は輸入しているのですが、直取引でやるということになれば、その取引は通産省の方で結局アプルーブしなければならないことになりますから、通産省の方へもしすでにそういう申出が出ておれば、通産省の方でわかっているだろうと考えます。私の方ではまだ承知いたしておりません。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に、日程第三七より日程第四二までの韓国抑留漁船対策確立に関する各請願を一括議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　韓国抑留漁船対策確立に関する請願、第六一号、請願者山口県萩市長安村正人、紹介議員吉武恵市君。

本請願の要旨は、公益水面における韓国の不法行為によって多数の漁船を拿捕されるに至り、山口県外海沿岸漁民は致命的打撃を受けている。ついては、一、政府の外交交渉による李ラインの撤廃、二、拿捕抑留船及び乗組員の即時送還、三、拿捕抑留船を失う場合の損失及び抑留中の失業損失の補償、四、拿捕抑留船漁船の人命、財産の保護、五、拿捕抑留船員の人名、生活状況等の情報を公報すること等の措置を講ぜられたいというのであります。

以下同じであります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について、政府側の御意見を求めます。

○小瀧政府委員　この問題につきましては、絶えず韓国側に、一日も早く全部の船が返され、また人を帰してもらい、今後こういうことが再発することのないように、いろ〳〵申入れをいたしておりますが、御承知のように、なかなか先方のかつてな主張をかえないというような現状であります。数字的に申しますと、抑留された船が、平和条約発効前から全部を通計いたしまして百六十七隻、一応抑留された人員は全部で二千六十五名に上っております。しかしこの人員は大部分帰って来ておりまして、未帰還が全部を通計して六十五名ということになっております。これも今までの経験から申しますと、順次帰して来るのではなかろうかと存じますが、その点も絶えず先方と交渉いたしております。これが現状でございますが、この問題は、直接東京において交渉し、また場合によりましては、他の機会をもとらえていろ〳〵主張いたしておりますけれども、日韓関係が現状のままでは、船の返還ということは非常にむずかしいのじゃないか。（「一隻も返らないのですか」と呼ぶ者あり）いや、返ってはおります。（「何隻ですか」と呼ぶ者あり）本年度つかまったのでは返した船が二隻になっております。その前の方では、たとえば、もよっとこまかくなりますが、平和条約発効前でありますと、帰還したのが九十三隻、また平和条約が発効してから昨年の九月、すなわち李承晩ラインで強硬措置をとるまでの間におきましては返らないのが六隻で、返されたのが四隻ということになっております。それからそれ以後においては帰還はほとんどなくて、今年になってから二隻返して来た。（「何隻残っているか」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げました百六十七隻つかまって、返っていないのが六十八隻というのが現状であります。

○並木委員　船を返さないというのはどういうわけですか、人間を返して船を返さないというのは、向うで使う魂胆でもあるのですか。黒白がわからないうちに拿捕したものを使うというのは、第一国際法違反でしょう。繋留しておくのですか、どうして返さないのですか。

○小瀧政府委員　これは国際法違反であるということは、もちろんわれ〳〵の方で主張しておりますが、韓国側は韓国の国内法によってそこの裁判にかけまして、普通の場合六箇月あるいは一年という程度の刑に処し、船舶とか漁具は向うの裁判の結果によって、向うが没収するというような措置をとっておるのであります。ただ人につきましてはその刑期を終えない前に釈放してくれる。保釈と申しますか、そういうような形式で、事実中には全部の刑期を経た者もありますが、大部分の者はその刑の執行というものはしないで早目に帰してもらっているというのが現在の状況であります。

○並木委員　何らか強硬な手段をとらなければ、それでは裁判の結果について日本側が泣寝入りをする、黙認するということになります。そんなことでいいのですか。李承晩ラインは政府も認めていない、われ〳〵も認めていないのに、それだけの理由によってつかまって裁判にかかって刑を科せられる。これは見るに忍びないのではないですか。どういう処置をとるのですか。

○小瀧政府委員　ただいまは実情を申し上げたのでありまして、もちろん損害賠償請求の権利を留保するとか、そうした点は、これまでも公文書で再三再四、問題が起るたびに絶えず外務省側でとっている言い分であり、措置であるわけであります。ただ先ほども申しましたように、この主張は主張といたしまして、現状からいうと、なかなかそれが先方に聞き入れられない状況で、実際上の成果を上げておらないというのは遺憾でありますが、これは今後日韓会談というものをできるだけ早く開く、またその他の方法、第三国を通じていろ〳〵な申入れをするとか、あらゆる方法でもって解決するようにいたさないと、現在の直接交渉では正式の会談も開かれないし、現在の状況ではなか〳〵成果を上げられないというのが現実の状態であります。でありますから今後あらゆる角度からこの問題には対処して、できるだけそうした問題が日本の希望するように解決するということに努力いたしたいと考えておるわけであります。

○並木委員　国と国との間の関係はそうでしょうけれども、船を没収されて、その請願書の中にあります通り、収入の道を断たれた漁民の援護対策というものは、やはり非常に大切じゃないかと思うのですが、その方はどうなっておるのでしょうか。たとえば就職のあっせんとか、船に対する費用、船を建造するための資金とか、どういうような措置をとっておるのでしょうか。

○小瀧政府委員　この問題には水産庁の方が当っておりますが、前国会で、抑留された船に対する融資についての法案が通過いたしたはずであります。特に李承晩ラインの問題に関連して抑留された船についての救済措置、主としてこれは融資の関係でありますが、これは両院を通過いたしまして、実施されております。その他政府の救済等につきましては、従来の普通の船員保険法でカバーし得ないような点については、特にこれらの人は気の毒だからというので、行政上とり得る限りの措置は水産庁としてこれを講じたいという考えで、できるだけの措置をいたしておるというのが実情でございます。

○並木委員　職を奪われたために、政府で職を保証してくれということは、海上でも陸上でもひとしく被害者から陳情が出るところだろうと思います。実際これは効果を現わしておるのでしょうか。たとえば農民が農地を接収されて、職を奪われる。その補償はもとよりでありますけれども、同時に今後適当な場所への就職をさせてくれ、こういう要望が出て来ます。これはもっともなのです。それに対して実際問題として職業のあっせんまで手が届いておるかどうか。実務に携わっておる方でけっこうですから、お答え願いたい。それともそこまでは政府としてはめんどうを見ないといってつっぱねておるのですかどうか。一般論でいいのです。就職のあっせんまでめんどうを見るかどうかということです。将来は非常に切実な問題として、必ず申請なり陳情なりが出て来るのですから……。

○小瀬政府委員　今まで漁をやっておった人が他に就職することは、事実問題として非常に困難な問題でありますから、今申しましたような融資をしまして、新船をつくるというような点で水産庁の方では指導いたしておるはずであります。但し、こういうように特定の漁場が事実上利用できないというようなことになりますと、新しい漁場を探さなければなりません。そこで北洋漁業をいかにして保護して行くか、また南方の方でも過般の危険区域などでいろ〳〵問題が起りましたので、この新漁場の開拓、またそれに対する政府の融資なりあるいは保護措置というものをどうするかということについては、水産庁で真剣にこれを取上げて研究いたしておる次第でありまして、就職あっせんというような特定の措置でなしに、水産業全体をどういうようにして生かし、維持し、かつ発展させるかという施策を実行することによって、これらの人々の困難を救って行くという方向で進んでおることと私は了解いたしております。

○並木委員　韓国の問題も困ったことですけれども、ごく最近は国民政府でこういう問題が起って来ております。蔣介石ラインというのですか、李承晩ラインの向うを張って、蔣介石ラインというのが出て来て、国民政府から外務省にも公報があったはずであります。あの蔣ラインというものはどういう原因でできて来たのか、これに対して外務省としてはどういうふうに処置して行くつもりなのか、李承晩ラインと同じようにやはり抗議を申し込んで、そういうものの設置をしないように申し入れるつもりであるかどうか、その辺のところをひとつ伺いたい。

○小瀬政府委員　この問題につきましては吉沢大使も非常に努力されているのでありまして、先方からは警備区域といって、作戦行動をするのであるから、危険だから入らないようにしてもらいたいという趣旨のことは言って来ておるのであります。が、しかし日本としては、これが日本の漁船を排除するというような、いわゆる公海自由の原則に反するような措置であってはならないという点に先方の注意を喚起して、そういう趣旨であれば、あくまで日本としては承認することができないというので、抗議と申しますか、日本の主張は十分いたしております。ただ現実の問題として非常に近く、十海里以内ぐらいに参りますとつかまることがありますので、現実の措置といたしましては、水産庁の方ではなるべくそうした問題を起さないように、この方面に出て行く船には注意を与えておるというのが現状であります。

○並木委員　作戦上の必要から警備区域というのですけれども、どういう作戦なのですか。朝鮮の周囲なら、これは朝鮮動乱をめぐっての北鮮、南鮮の対立があって、わかりますけれども、国府としては何らそういう措置に出ておらないのですが、具体的に警備区域としなければならぬような事情が出て来ておるのですか。

○小瀬政府委員　御承知のように作戦行動、大陸反攻作戦というようなものが行われておらないけれども、あそこには海軍もございますし、密輸を取締る必要があるとか、あるいは演習の際のじゃまになるとか、あるいは密輸でなしに、大陸との間における密出国、密入国というようなものも取締らなければならない必要があるようでありまして、そうした意味において、この台湾の中華民国政府は、このような区域を設けておるものと私ども了解いたしておるのであります。

○福田(篤)委員　この問題はやはり国民としても非常に大きな問題ですが、今の蔣介石ライン、それから前からの李承晩ライン、さらに大陸だなのアラフラ海問題、これは政務次官もよく御存じのはずでありますが、かつての満州事変当時からの中国、昔の中華民国の宣伝、国際輿論に対する働きかけというものが実にうまかったことは御承知の通りであります。日本はこれによってどのくらい損したかわからぬ。ところが日本は、御承知の通り敗戦以来国力が非常に低下して、今李承晩政権にすらなめられておる形でありますが、こういう場合にわれ〳〵の武器は、やはり国際的輿論というものに常に訴えて、日本の権益を守る以外にないと思います。従って先ほど御発表になった李承晩政権によって捕えられている船がこれだけある、しかも不法にも何らこれに対する誠意を示さないという問題についても、私は各国の公館に当然資料を提供して輿論を喚起する、あるいは国連にも機会がありますれば――いくらでも発表の機会があるのですが、これに対して外務省は国際輿論の喚起に対してどういう処置をおとりになっているか、これについて御報告をいただきたい。

○小瀬政府委員　御説の通りでありまして、国際輿論に訴えることは非常に必要で、われ〳〵といたしましてもすでに在外各公館へ一朝鮮事変と日本漁業」という冊子は配っておりますし、また毎週外務省の方では各公館へいろいろな重要事項を通報いたしております。非常に秘密のものも、また一般的なものも随時通報してありますし、ことに重要なる関係のある主要国に対しましてはこの種の問題が発生いたしますと電報を打ちまして、電報によっていろ〳〵情報を提供し、そうして在外公館がこれを適当に利用するような措置を講じておるのであります。ただお話のように日本人は宣伝下手と申しますか、費用の制限とかいろ〳〵の関係もありまして、あるいは不十分の点があると思いますけれども、今の情報文化局の方が主管局となりまして、そうした措置を絶えず怠らないようにする気持で進んでいる次第であります。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四三号より日程四六号までの、原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する各請願を一括議題といたします。専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願、第四五五号、請願者仙台市小田原宮町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会会長丹野実、紹介議員只野直三郎君。

本請願の要旨は、太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに将来も行われることになれば、漁獲物の価格は低下し、魚族資源の衰滅を招き、水産国たるわが国漁業の上に重大なる事態が生ずること明らかである。ついては、この問題が日本政府のみではいかんともなし得ない国際問題であるが、今後この種の問題が起らぬよう、関係当局が原爆及び水爆の実験中止のため、また被爆漁民に対する補償のための適当なる措置を講ぜられたいというのであります。

以下同趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の意見はございませんか。

○小瀬政府委員　ビキニにおける水爆実験による被害については、各省連絡会議の方で調査いたしまして、すでに中間的には米国側には補償を要求しておりますが、さらにこれまでの調査に漏れておる被害額についてもどん〳〵調査を進めておるのであります。しかし直接日本政府としてとりあえずこれを救済する措置についても考慮せられておりますので、政府としても直接被害また間接被害はどこまでこれを認めるかというような点について検討いたしておるのでありまして、直接被害及び水爆実験によるところの損害について、あるいは見舞金あるいは融資をあっせんするということについては十分考慮しております。ただ漁場が将来失われる、あの辺で非常に漁業活動が制限を受けるというようなことになりますことは、日本としては非常に遺憾でありますので、この実験についてできるだけ早くやめてもらいたいということを申し入れておったのでありますが、新聞でも御承知のように二十一日に危険区域は解除するということが発

表せられまして、今後はこれは永久的に全然やらないという趣旨でもないかもしれませんが、今後はとにかくあのマーシャル海域の三海里以外なら出て行けるということになつたわけであります。しかしでき得れば水爆実験があの方面で行われないように、またどうしても行われなければならない場合には、水産業に被害のないような方法を十分米国側でも考えてもらうように、政府としては今後とも対米折衝——これに対する申入れは怠らないようにして、そうして先般の三月一日のような事件の起ることのないような方策を講じたいと考えて、せつかくその措置をとつておる次第であります。

○並木委員　被害に対する補償の問題ですが、四六の原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願のごとく、原子力そのものの製造あるいは使用禁止をしてもらいたいというのは、日本国民としても大きな悲願の一つであろうと思います。現にこの請願の紹介議員は自由党の議員がなつておるような状態であります。これについては政府としてはどういうお考えをお持ちか。いつか岡崎外務大臣は原爆の実験については、やはり国連協力の線で協力するという意思を表明しておつたような事情もあります。また町にも署名運動たども行われて、原爆、水爆の使用禁止、製造禁止の声が高まつておるのですが、政府としてはどういう考えで臨んでおられますか。

○小瀧政府委員　原子力の国際管理についての両院の決議は、外務大臣の書簡を添えまして、四月九日に沢田大使を通じ、国連の方に提出をしたのであります。また当日付の国連の軍縮委員会のドキュメントとして、国連側においても四月十二日にこの委員会の代表に対して、かつまた国連の全加盟国に対して配付されるという措置がとられたのであります。この問題は現に英、米、仏、ソ、カナダの五箇国の軍縮委員会の小委員会で審議されておるようでありまして、先般はロンドンでもこの話合いが行われているのであります。しかしこれを現実的に解決して行きますためには、ソ連と米国との話合いが最も重要であろうと考えます。これも内容はわかりませんけれども、継続せられておるようでありますから、私どもといたしましては、せひこの話合いがついて、原子力の大量殺戮の武器の使用が禁止され、国際管理になるようにということを希望し、またそうした問題については十分協力して行きたいというように考えている次第でございます。

○並木委員　次官は、日本人としてはどうお考えになりますか。こういうふうに原子力や何かの横行しているまん中にあつて、やはり日本自身の自衛のために、これに対抗して強い原子力そのものを持つということも必要になつて来るのじやないか、それを使用するとかなんとかいうことでなくて、日本の発言力を強めるための裏づけとしても、やはり持つて行く必要があるのではないかと思うのです。そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○小瀧政府委員　原子力の平和的利用ということについては、すでに政府の方においても十分考慮いたしまして、そうした面に措置を講じて行きたいというので、その施策をいたしておることは御承知の通りでありますが、しかし原子力の軍事的な利用といつたようなものは、あくまで禁止せられるべきものであるという立場において、そうした機運が一日も早く、現実の問題として具体的に実施せられるようになる方向で協力いたしたいものと考えております。

○戸叶委員　私ちよつと席をはずしました間に、出たかどうか知りませんが、今回のビキニに関連して受けました災害の補償に対して、アメリカは大体どの程度補償することにきまつたのでしようか、おわかりになつたら伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　アメリカの方からは、まだ正式にどれだけ支払うということを書つて来ておりません。しかし一括して払いたいという趣旨の意向を表明いたしておりますので、日本ではこれまで一月ずつの医療費とか救済費というようなものを計上しておりましたが、大体の見通しをつけて全部をとりまとめて出した方が、向うの審議にも都合がいいようでありますので、先ほど申しましたように、これまで中間的には日本側からの要求を出しておりますけれども、さらに全般としてとりまとめたものにして出して、早く向うはランプ・サムで払いたいという腹のようでありますが、現実に支払いを受けるようにいたしたいと存じまして、現にこの問題では非日大使も努力しておられるし、随時こちらの調査のものは、中間的には在京大使館にも通報いたしまして、このとりはからいが促進されるように努力しておるのであります。

○福田(昌)委員　一括して償いをつけるというお話でございますが、その範囲でございます。直接被害を受けた部分に対しては当然でございましようが、たとえば被害漁夫の今後の生活保障というようなものも、全部アメリカ側の補償の負担として考えられていいかどうか、ことに慢性原子病ということになると、その程度いかんによりましては、まつたく廃人になります。そうしますと、その一家の生活の保障というようなものをどういうふうに考えておられるか、アメリカの補償の中に入るかどうか、その点も伺いたい。

○小瀧政府委員　先ほど申しましたように、アメリカの方は一括払いをしたい、しかしなるべく寛大と申しますか、けちけちしない、ゼネラスな、またプロンプトな支払いをしたい、だから資料を出してもらいたいというように言つて来ておるのでありますが、それではどの範囲のものをカバーするかということは、実は日本側でもいろいろ議論があるところであります。今御指摘のように、人が一生涯不具になるとか生活に困るとかいうことは、直接的な被害でありますから、これは金額にして相当計上することができると思うし、今の要求の方へは当然含まれるべきものであると考えます。ただ間接的被害について、いろ〳〵の小売商の損をどういうふうに見るか、あるいは市価の低落をどういうふうに計算するかという問題があり、この点でいろいろ各省の打合会で検討が行われておるのであります。ただ間接被害というものは、これまでの国際間の慣例からいいますと、ほとんど前例がないので、それをはたして要求すべきかどうかというようなことについては、いろ〳〵国際法学者などの研究を求めております。これは両国間の関係がどういう事情にあるかというようなことも、考慮に入れなければならない問題でしようし、また今までの先例などから見まして、これを一応研究して、そうした面でもさらに検討を要する点もありますので、ほつきりしたことは申されませんが、全然間接的被害を無視して、直接的被害だけを提示するというのではなくて、そうした資料が整いましたならば、間接的な被害についても、十分先方の注意を喚起するということはもちろんでありますが、最終的にこれをどうするかということは、現在まだはつきりいたしておりません。資料が全部集まつた上で確定するという方針で進んでおります。

○福田(昌)委員　ただいま御答弁いただきましたような内容につきましては、きつと御努力いただいておるということにおいて、抽象的な概略というものは私ども想像できるわけでありますが、アメリカ側が一括して支払うということを申して来ておるわけでありますから、できたらもう少し具体的の御報告を承りたいのであります。第一回にはどのくらいの要求をした、第二回にはどのくらいの要求をした、そうして漁夫等の直接被害に対しては大体どの程度の要求をするつもりであるか、日本の国内法ではどれによつて算定してどの程度の要求をするつもりであるか、あるいはまた間接の一般商人の受けました被害、それに引続いて起つて参つた間接の被害に対しては、どういうところを基礎にして考えておるか、そういうような詳しい点を承らせ

ていただきたいと思います。

それからもう一つは、アメリカ側から申して参りました交渉というものは、これは口の約束であるのか、あるいはまた公文書としてそういうような申入れがあつたのかどうか、承りたいと思います。

○小瀧政府委員　最後の点について申し上げますならば、これは向うで声明いたしておりますし、新聞にも発表いたしておりますし、また日本へもその趣旨は通達して参つておりますから、向うがこの補償を支払うということは正式に言つて来ておるわけであります。ただ一括払いとかいう点はその後の話合いでありまして、正式文書はその前に参つております。補償を支払うということは正式に言つて来ておるのであります。なおその詳細につきましては係から説明いたします。

○浅田説明員　金額については今申し上げられないわけでありますが、金般的にまだはつきりした報告がないし、アイテムといたしましては、治療費、船員の生活費などは当然直接損害として考えられるわけであります。それから船主のこうおつた種々の損害、主として船、漁獲物、漁具を初め放射能を受けて処分をいたしたものの一切の損失、それから船主の当分漁業の操業ができなくなることによつて生ずる損失、それから、当然あることですが、慰藉料的なもの、これも間接的な損害とも考えられないこともないのですが、おしろ直接損害的なものと考えて、そういうアイテムに含めておる。そのほか国及び地方がこの事件によつて生じたいろ〳〵な行政費とかあるいは魚価の値下りになつた損害、こういうようなものは、これは間接的なものと考えられるわけでございますが、これらについてはいろ〳〵法律的な点その他も検討しておるわけでございますが、現在のところさような段階でございます。補償を要求いたしましたのは、すでに一箇月余り前中間的な補償ということで、今までこれらのアイテムについて要求をいたしたわけですが、現在一括してまとめてということもあります。それでだん〳〵そのほか福竜丸以外の船の損害というものも判明してきておりますし、そういう資料を福竜丸以外についてもすでに情報は逐一出しておりますが、一括した損害額その他を算定した上での補償要求というものは、現在作業しているような状況でございます。近く要求することになると思いますが、現在のところそのような状況でございます。

○福田(昌)委員　そういう御答弁は政務次官からも伺つたわけでございましたが、もう少し詳しいことをお伺いしたいとお尋ねしたわけであります。何十何銭まで伺うつもりはありませんが、第五福竜丸の被害については大よそその程度の金額の要求をしたとか、第二回目はどうであつたとか、そしてまた総額一括して支払うということであるから大体どれくらいまでの間に調査を終つて総額の要求をするつもりであるか、あるいはまた第五福竜丸以外の船の状況はどういう状況であるということを、数字でもう少し具体的に承りたいと思つてお尋ねしたわけであります。その点具体的に、概略でけつこうなんです。

○浅田説明員　その点は新聞にも出ておるわけでございますが、私たちもはつきりした数字は申し上げられないと思うのですが……。

○福田(昌)委員　何十何銭までほいらないのですよ。大体どれくらいのものか、概略でけつこうです。

○浅田説明員　たとえば治療費につきましては、これは三月一箇月分かかつた費用につきましては、大体一人について一日の病院の治療代でございますが、四千円ばかりかかつておるのでございます。これが二十三人分となりますから相当な額でございます。それがさらに何箇月を要するか今後の問題になりますが、相当な額になると思います。そのほか船の代金、これらも相当な額になりますし、一括して現在のところ……。

○福田(昌)委員　船の額なんか、要求した額面が何もきつちり合わなきやどうということじやございませんから、大体どんな程度に要求していらつしやるのですかということを伺いたい。

○浅田説明員　全体を含めましてさしあたり一箇月分ということで治療費と生活費は数字を出しております。それから船の代金その他は、これはそのままの額でございますが、そういうものを計算して中間的なものとして考えておりましたのは、大体八千万円程度のものと記憶しておりますが、なお正確な数字はございません。

○福田(昌)委員　今まで要求なすつた分ですか。

○浅田説明員　ただこれからそのほかの福竜丸以外の船、これは相当な数に上つておりますが、これはまだ現在計算いたしておりませんので計算しておる途中でありまして、水産庁全体としてまだまとまつた数字というものは出ておらないのであります。

○福田(昌)委員　そういう要求をなさる船は何そうくらいありますか。

○浅田説明員　ちよつと今記憶しておりませんが、さしあたつては今その航路とかその他の資料が水産庁からはつきりした数字で出て来ておるのは十三隻でございます。そのほかにもまだございますから、全貌がまとまるまでには時日がかかると思います。そのほかまた実験も五月に行われましたから、そのあとで被害の出て来ることもありましようし、そういう意味で全体を申し上げられないようなわけでございます。

○福田(昌)委員　先ほど政務次官は、第五福竜丸のようなああいう被害が起るようなことがないように、未然に防ぐためにアメリカ側に申入れをしたというようなお話がございましたが、具体的にどんな条件で申入れをなすつたのでありますか。

○小瀧政府委員　その点はこの委員会でもうすでにお話申し上げたと思いますが、たとえばあの地域でどうしてもやらなければならない場合は、日本の漁期をはずすようにしてもらいたいとか、さらに南方へ出て行く航路に当るところは危険区域にならないようにしてもらうとか、いろ〳〵具体的な点を五、六項目掲げまして先方へ申し入れたことは、この委員会でもお話申し上げた通りでございます。今度はすでに中止せられまして危険区域解除になりましたけれども、今後のこともございますので、そうした点は再びこういうことが起らないように厳重に申入れをして、その措置をとらせるようにいたしたいというのが今後の考えでございます。

○福田(昌)委員　また申入れをなさるおつもりなのでございますね。

○小瀧政府委員　この問題は今御質問になりました補償の問題などもありますから、全部解決したわけではございませんから、今後こうした問題とともにアメリカ側と十分の話合いをいたしたいと考えております。

○富田委員　ちよつと私これに関連してなのですけれども、厚生省の方にでもお尋ねするのがいいのかもわかりませんが、小瀧政務次官もいろ〳〵政府部内でそういう御会合があつて御研究になつておるかと思いますので御尋ねするわけであります。最近放射能のことがほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について計量したら八万カウントあつたとか、いや何千カウントが東京の方にもあつたとか、従つてその雨に打たれた野菜は人体に危険だというようなことがしきりに出るのであります。日常生活に対する不安といいますか、間接被害といいますか、私は非常に大きいと思うのですが、これはその直接被害がほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について

が、この程度の放射能であれば人体には被害がないとか、あるいは日常の野菜、たとえば雨に打たれたものでもこの程度なら大丈夫だ、そういうことは直接日常に必要なことじゃないかと思うのであります。そういうことできのうもちよっと決議もございましたが、私与党でありますけれども、ありきたりの答弁で、十分調査しておるか研究しておるとか、そんなことはもういくら聞いてもぼくら聞きあきておるので、ほんとうにみな困り、不安を感じておるようなことをびたっとやることが、私は政治ではないかと思うのでありますが、そういう意味で何か政府の間でもいろ〳〵お話がありますかどうか、また今後ぜひこれははっきりやっていただきたい。議会の答弁たんかどうでもいいと言ってはまことに申訳ないのですが、国会が済めばそれきり終ってしまうことでありますが、日常生活はそうではないのでありますから、そういう意味で何かひとつ政務次官の会合でも政府の会合でもありましたときに、そういうことを強調していただけるかどうか、こう思いますので、ちょっとお伺いしたわけであります。

○小瀧政府委員　現在厚生省には原爆症調査研究会というものがございまして、それで調査いたしておりますが、これは御指摘のように非常に重要な問題でありますので、さらに研究費なども計上いたしまして、早急に研究を進めなければならないというので、政府側でもただ答弁としてではなしに、実際措置を講じようとしておるのであります。安藤国務大臣が中心になってやっておられますビキニ問題に関連しての各省の打合会できめました方にもこの研究費を新しく計上しております。ことに俊鶻丸なんか出しましたのもそういう趣旨でありまして、ぜひこの点は一日も早く研究を進めて、世間に不必要な不安を与えないようにいたしたいものと考えております。これは対内的にも非常に問題でありますし、対外的にも非常に大げさな言葉が国内で発表されたために、かえって今の補償の問題にも支障を来したというような現実の問題もありますので、実はこの打合会でもなるべくまとめて、できれば学者間でも話合いをして、お互いが論争すると、世間では実際がどこにあるかわからないために不必要な不安を与えられるので、そうした点もこの研究打合会で論ぜられておるところでございますから、そうした面より根本的な研究をすることが第一。もう一つは発表についてもお互いに良識を持って、不当な不安を与えないような方策をとろうという方針で進んでおる次第でございます。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四七、漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件、第六〇号請願者北海道根室町漁業協同組合長川端元治外九名紹介議員伊藤郷一君、川村善八郎君、森三樹二君。

本請願の要旨は、去る九月下旬ソ連三十トン級の油送船が北海道野付半島に漂着し、現地村当局は拾得物として保管しているが、日本漁船の北海操業について、ソ連が友好的取扱いの措置をなしている現在、国際間の刺激を避けるためにも、これが措置は遺憾であり、現地も冬季の結氷期を迎え該船の保管に困難を来している。ついては、漂着ソ連油送船を急速かつ円満に返還できるよう措置されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見はありませんか。

○小瀧政府委員　ただいま詳細の事情を知っておる者がこちらに参っておりませんけれども、よく調べまして、この前油送船を返したような措置を、もしそういう船が現在あるとすればとりたいものと考えます。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。――御質疑がなければ次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四八、社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願、第四二六七号、請願者東京都港区麻布市兵衛町二丁目四番地全日本労働組合会議準備会委員長滝田実、紹介議員井堀繁雄君、佐藤芳男君。

本請願の要旨は、一九五二年ゼネヴアで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示すものとして、わが国もこれを批准する道義的責任があり、また対外的にいかに重要な意義と影響を有するかはいうまでもないところであって、現行のわが国社会保険制度から見ても、この条約を批准して国内的立法措置に伴う困難も生ずるものではないことは明らかである。ついては、この条約をすみやかに批准されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　この条約は趣旨はけっこうでありますけれども、非常に厖大なものであり、各国法制も異なっておりますため、実来などもまだ批准いたしておりません。せっかくいろ〳〵資料を集めて研究中でありますので、その上で十分具体的措置を考えたいと思います。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四九、海外移民対策確立に関する請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　海外移民対策確立に関する請願第四六三〇号、請願者仙台市勾当台通二十八番地、宮城県議会事務局栗野豊助、紹介議員只野直三郎。

本請願の要旨は、終戦後わが国の人口は海外からの帰還とその後自然増加のため、八千有余万の厖大な数に上り、狭少な国土と乏しい資源に依存して自立せねばならないことはあまりにも悲壮な現実であり、従って人口政策は他の施策に優先させなければならないことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことはまことに喜びにたえない。ついては、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、積極的に推進されたいというのであります。

○上塚委員長　政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　その御趣旨に従って政府といたしましても、せっかく努力いたしている次第でございます。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――これにて請願に関する質疑を終ります。

お諮りいたしますが、ただいま審査をいたしました日程第一より第四九までの各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決するに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長　御異議がなければ、さように決定をいたします。

なお右請願に関する報告書の作成は委員長に御一任を願います。

○上塚委員長　次に陳情書の審査に移ります。日程第一、海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書より日程第九八、李ラインの撤廃並びに拿捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書を一括議題といたします。ただいまの各陳情書は先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○福田(篤)委員　採択にはもちろん異

議はございませんが、陳情書の中に小笠原と沖縄の領土の返還という問題があります。これはもうたびたびこの委員会や本会議でも取上げられております。今年二月に武内代理大使あて外務大臣の名をもつて正式に国務省に申し入れている。その中に小笠原復帰の問題も入つているが、これについて何ら話が進展しない。これはウイルソン国防長官が来たときにも総理側からお話がありまして、しごくもつともであるという御意見もあつて、アリソン大使にテイク・ノートさせたというのは、つい一週間前ですが、外務省としては具体的努力をその後継続しておやりになつておるか、この一点だけお尋ねいたします。

○上塚委員長　その点につきましては、日程第九九号より日程第一〇九号までの陳情書、すなわち沖縄等領土返還促進に関する陳情書があります。これを一括議題といたしたいと思います。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

〔趣旨はわかつておる」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　趣旨がわかつておりますならば、これに対する小滝外務政務次官よりの御意見を求めます。

○小滝政府委員　小笠原の問題につきましては、御指摘のように武内君がまだアメリカにおりましたときにも申入れをいたしたのでありますが、必ずしも日本側の希望するような回答を得ることができなかつた。そこで最近におきましても適当な機会があれば、政治的に非常に重要な話合いがある際に、この問題もぜひ念頭に置いてもらつて、そうして日本側の希望が達成できるように努力しなければならないと考えまして、そうした資料も作成中であります。今後ともこの努力を続けて行くつもりでございます。

○福田(篤)委員　それで今度の総理の外遊について、これは日米間の一つの重要な懸案として、当然正式にアメリカ側に申し出られると思いますが、私は私信は用意して、お願いして持つて行つておりますが、外務省としても当然正式の外交交渉としてこれを提案され、懇談されると思いますが、資料を準備されておるかどうか。またそれをおやりになるつもりかどうか伺いたい。

○小滝政府委員　資料はもうすでに在米大使館の方へも送つてございます。

○福田(篤)委員　今度やりますか、総理と了解がつきましたか。

○小滝政府委員　総理の外遊については私は今発言したわけではなく、外務省としては常にこの点を留意いたしまして、交渉を継続するということを申し上げたわけであります。

○福田(篤)委員　継続はもう当然のことなのです。私のお願いしたいのは、外遊中特殊な使命と影響とを持つたこの機会を特に利用して、これをやつていただきたいというのであります。

○小滝政府委員　私が先ほど申しました点でお察しができるだろうと考えます。

○福田(篤)委員　けつこうです。

○上塚委員長　それではただいまの日程第一から第九八、さらに日程第九九より日程第一〇九までの陳情書は、これを了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければ、さよう決定いたします。

○上塚委員長　日程第一一〇、太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書より日程第一三一、中国紅十字代表李徳全女史の来日要請に関する陳情書までを一括議題といたします。ただいまの各陳情書は、先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長　次に日程第一三二より日程第一三四までの沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する各陳情書を一括議題といたします。専門員よりその趣旨の説明を求めます。

○佐藤専門員　沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益の保護等に関する陳情、第二八一九号、陳情者名瀬市議会議長久保井直信。

奄美大島は祖国日本に復帰したが、しかし取残された沖縄に、奄美の復帰前同一行政下にあつたゆえをもつて転勤を余儀なくされた公務員を初め、軍労務者として出かせぎに出た者、また各会社に職を求めた者等二万数千の奄美同胞は、引続き沖縄に居住することを希望し、かつ居住できるものと確信していたが、はからずも、四月末日までに外国人としての外人登録をしなければならないことになつた。これをなさない者は処罰を受け、事業家は融資面その他のいろいろの制約を受け、公務員は琉球公務員法をもつて、その地位にとどまることを許されなくなり、これがため多くの同胞は、郷里に残した家族への仕送りもできず、そのため家族はその日の生活にも事欠く実情にある。よつて政府は、沖縄在住奄美同胞の居住権の自由並びに既得権益保護について、最善の措置をされたい、というのであります。

○上塚委員長　御質疑はありませんか。——御質疑がなければ次に移りまして、日程第一三五より日程第一四三までの各陳情書を一括議題といたします。これは趣旨の説明を省略いたしまして、日程第一三二より第一三四、及び日程第一三五より第一四三までの各陳情書を了承するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議なければさようにに決定いたします。

○上塚委員長　この際閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会といたしましては、今国会が閉会されてからも、国際情勢に関する件、日米行政協定、国連軍協定並びにMSA諸協定の実施状況に関する件について、継続して審議いたしたいと存じますので、ただいまの二項目についての閉会中審査を議長に申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

○上塚委員長　次に委員派遣承認申請についてお諮りいたします。ただいまの閉会中審査の件が議院の議決で本委員会に付託されました場合には、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

なお委員派遣についての期日、人選及び派遣地等の決定につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塚委員長　御異議がなければさようにに決定いたします。

今日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十九分散会

〔参　照〕

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月二十九日印刷
昭和二十九年五月三十一日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十一号

昭和二十九年五月二十七日（木曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事岡　良一君
越智　茂君　庄司　一郎君
降旗　徳弥君　安井　大吉君
滝井　義高君　萩元たけ子君
柳田　秀一君　山口シヅエ君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君

出席政府委員
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君

委員外の出席者
通商産業事務官（企業局産業施設課長）　大宮　二郎君
建設事務官（計画局総務課長）　江ヶ崎太郎君
建設技官（計画局水道課長）　岩井　四郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

五月二十七日
委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
参考人招致の件
水道法案（内閣提出第一八〇号）（予）

○小島委員長　これより会議を開きます。
まず覚醒剤取締りの問題について、参考人招致の件に関しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題は社会的にも重要な問題でありますので、関係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院長林暲君、船橋総武病院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を続行いたします。柳田秀一君。

○柳田委員　水道によりまして伝染病が集団的に発生いたしますと、そのもたらす災禍が非常に大きいのでありまして、これは日本あるいはその他の諸外国においてもずいぶんと例があり、しかも水道の分布の地域によつてはつきりとこれが証明されるというような幾多の事例もあるのでありますが、この資料の「水道によつて集団的に発生、流行したと認められる伝染病調」というところを見ますと、従来は赤痢よりもチフス系統の疾患が比較的多かつたのであります。最近チフス系統の疾患はほとんど跡を絶つておるように思うのですが、この点はまことに御同慶の至りであります。問題は赤痢がやはり依然として非常に多いようですが、これの原因等について調査されておわかりになつた点はございますか。さらにこういうふうに従来は腸チフス系統が多かつたのですが、最近は赤痢系統にかわつておるという何らかの因果関係等、おわかりでありましたならばお知らせ願いたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的の伝染病流行というようなものには、腸チフスが多かつたのであります。最近はこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては年々流行を来しておる次第でございます。この理由といたしましては、まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等に一番大きな原因があるように思われます。しからばこの保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、屎尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておりますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるということが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴いまして、屎尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるように考えられます。第二点といたしましては、最近家庭薬としていろ〳〵下痢、ダイアジン系統の薬品を使いますために、一応症状はただちにとれるが、しかし保菌者として残るようなものが多いということから、保菌者が増加をいたしまして、このために患者が跡を絶たないというのが実相だろうと存じます。そこでその事実がいろ〳〵な方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を来す疾病――菌がそれだけ蔓延しております関係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなかろうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというようなものは、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向にあろうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して来ておる、こう考えております。

○柳田委員　資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病集団発生調」、ここで発生場所を見ますと、官舎、社宅、寄宿舎等が多いのです。こういうように主として赤痢の集団発生ですが、これらの水道はいわゆるそれ〴〵の自治体の営んでおる一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも――簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所ありますが、簡易水道ですか。それとも会社、工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等はつきりしておりますか。

○楠本政府委員　ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに関しましては、従来ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民営の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろ〳〵な義務を付したり、その安全をはかることといたした次第であります。

○柳田委員　それは何条ですか。

○楠本政府委員　これは各条に入つておりますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受けることに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員　そこで最近の集団発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようであります。これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうでありますか。

○楠本政府委員　これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋（菊）委員　今の集団伝染の点に関連してお伺いいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こう

いう点から見ますと、消毒の不完全というようなことではございませんでしょうか。こういう監督に対してはどんなふうになさつておりますか。

○楠本政府委員　今回甲府市に流行いたしました赤痢につきましては、いまだ最後的な決定を見ておりませんが、少くとも水道以外に考える何ものも原因としてないのでありまして、従いまして今のところは一応水道ではなかろうかと考えまして、さらに精細な調査を続けております。なおこの場合、塩素滅菌器がついておりましたが、その使用量が日誌から考えますと、購入した量並びに水量と比べまして、著しく量が少いので、従つておそらくその直接の原因は、残留塩素の不足が原因ではなかろうかと考えております。そこで今回の法律におきましては、塩素滅菌を必ず義務づけてございます。しかも残留塩素は常時におきましては〇・一PPM、災害時あるいは伝染病流行時等におきましては〇・四PPMを保持しなければならないことといたしてございます。なおこの残留塩素の量につきましては、これを政令に譲つてある次第でございます。

○古屋(菊)委員　甲府の方を調査してみますと、今患者がほとんど二百名に達しておるし、そして四月三十日は二十九名出ておる。それで全体の保菌者を調べてみると、ほとんど三%以上になつておつて、保菌者が三、四千名あるというようなうわさを聞いておりますが、これに対しての御処置はどうなさるお考えでございますか。

○楠本政府委員　保菌者が三、四千名に及んでおることも事実でございます。従つてかように広く、しかも比較的病毒の薄い感染を受けた点から考えて、私どもはまず水道と考えて間違いないだろうと考えます。それでこれらの処置でございますが、目下保菌者に対しましては、各個別に指導をいたしまして、手洗いあるいは食器の分離その他を実施いたしておりまして、すみやかにこれらの保菌者が保菌状態を脱するような措置も講じております。従つて今のところは一口に申しますれば、この保菌者が他に病毒を波及せしめない措置に全力を尽しておる次第であります。

○古屋(菊)委員　この水道の設備あるいは構造などに対しての御調査をなさいましたですか、いかがですか。

○楠本政府委員　これも私どもの技術者が現地に参りましていろ〳〵調査いたしております。その結果は、濾過、貯水等の設備が当初計画いたしました量を、上まわつて水を送つておる。つまり当初の計画人口ではとても水が足りませんので、やむを得ず能力をオーバーして水を送つたということが、ほぼ明らかのようでございます。

○庄司委員　ただいまの御質問並びに御答弁に関連いたしまして、当局のお考えを伺つておきたいと思います。われ〳〵の社会通念は、上水道に対する信頼と言いますか、水道を布設したあかつきにおいては、当該水道の受給者、住民の範囲内においては、伝染病を防止することができ得るという、長い間の当局の御指導と、さような信頼感を持つて参りましたことは御承知の通りであります。そこでただいまのお尋ね及びお答えに現われておるようでありますが、お答えにおいてもまだ足りません。なぜ足らぬかというと、水道の水を飲むことによつて、病原菌が個々の入体に病を発生させるというそのことは、最初の取口から送水、浄水、配水、給水、この五段階において一貫作業と言いましようか、一貫してその水質がより清浄なるところの水であらねばならぬことは申すまでもございません。ただいまのお答えの中には、この五つの段階の中の一、二の点をあげられておりますが、さように伝染病が大多数発生した等の場合においては、また平素においても、この給水に至るまでの五つの段階において、もろ〳〵の徴菌や塵埃や、いわんや病原菌等が混入されておるかどうかということも、周到なる検査が行われておらなければならないのであります。そういう点においては従来非常に欠けておる点がございました。これは決して当局だけが悪いのではなく、長い間の戦争等によつて、敗戦後送水も配水も給水も荒廃その極に達しておつたという、戦争のもたらした一つの悲哀でもあると私は考えておるのであります。そこでただいま問題になつておる問題を私アマチュアの診断から言いますならば、最後の段階におけるところの給水のパイプ等において、何らか病原菌を培養するような内容がなかつたであろうか。そこで厚生省の水道課におかれても、あるいは建設省の水道課等におかれても、その他都道府県の水道の指導監督の衝に当られる方々にも、ぜひ一度ごらんをいただきたいのは、最も明瞭にわかるのは、一定量の給水を受けておるそのメーターでございます。一体このメーターの検査が一箇年間に何回行われておるか。東京都内においては大体一箇年によくて一回。それは都内の給水区域が広い関係でもございましよう。あるいは検査する人員において、構成メンバーにおいて少いという点もございましようが、もとは三年に一回ぐらいでございました。最近は一箇年に一回ぐらいメーターの検査をぜひ水道課長等においては、一度お立会いの上で見ていただきたい。メーターには最近わが国において発明されておるところのメーターもございましようが、従来イギリスあるいはフランスより輸入するところのイギリス・メーター、フランス・メーターである。表の道路の導水管をとめて、それから給水のパイプをとめて、そのメーターをはずして、それで油をもつて洗いますね。たいへんこまかいことを申し上げるようだが、その際において、そのメーターの中に何があるかというと、これはひとつ写真にでもとつて拡大してごらんになるならば、驚くべき光景であります。そこにはみみずがあり、ひるがあり、もろ〳〵の徴菌がうずまいておる。そのわけであります。何年に一回しかそのメーターを検査しない。検査して、再び油をもつてきれいにそれを浄化して、また元通りやるのです。もとより取口の取水において、あるいは沈澱関係において水が浄化される。あるいは御説明のように塩素殺菌においてそれはある程度まで浄化されます。けれども直接給水を受ける各家庭のその給水口あるいはメーター、そこが衛生的、医学的に見て実にさんたんたる光景である。そこで私のお伺いし、また御献策申し上げたいことは、各家庭の給水口においてあるいはメーターにおいて、その掃除を、でき得るならば一箇年に一回、でき得るならば月に一回、また必ずしも専門的な手腕力量もいりませんので、おい〳〵は各家庭のおかみさんでもメーターのある部分をある程度までは自発的に掃除しあうというような、そういう訓練を与えたいものである、こういうことを考えておりますが、特に水の直接家庭に給水をするその給水口、あるいはメーターの掃除等について、厚生省は各都道府県自治体の水道指導監督の関係者にどういう御指導をなされておるか、この点をお伺いしたいのであります。

○楠本政府委員　水道の維持管理につきましては、私ども維持管理指針というものをつくりまして、これによりまして全国的に市町村、都道府県等の水道の係官の講習あるいは再訓練等をいたしまして、徹底をはかつておる次第でございます。しかしながらただいま御指摘のような、メーターから参りますところの水の汚染、メーターの管理の不備から参ります弊害というようなことにつきましては、今後十分に研究をいたしまして、ただいま御指摘のような点のないように十分な留意を払いたい、かように考えております。

○庄司委員　どうかさような御方針で御励行を願います。

それから水道工事の工事者、事業者は、都道府県あるいは市町村の自治団体の理事者であることは言うまでもございませんが、その理事者が当該市町村内の水道工事を請負わしめる場合におけるその方法でありますが、ただいま建設省の大臣の免許証を持つておる土木建築の請負者は、一般競争入札においてだれで

も入札ができるのであります。その結果、従来水道工事に伺ら経験のございませんところの、いわゆる土工のはい上り的な者が、入札の場合において入札金をたたいてとる。ところが大事な水道工事の経験がありませんがために、その結果においては水道工事そのものは、非常なインチキなものがここに現われて来る。なるほど水道検査という検査はありますけれども、その検査もどうやらごまかされてパスする場合がままあるのであります。かようなことはその水道工事の耐久力の上からいいまして、生命力の上からいいまして、また内容においては、もろ〳〵の汚水あるいは汚物、異物が混入するおそれがあるような、そういう行為をやるのであります。特にパイプとパイプを継ぎ合せるジョイントにおいてごまかす。そういう観点から、請負者の資格はありましても、水道工事にある一定の年限あるいは工事回数等の資格のない者は、これは当然オミットすべきであります。ただいまたいへん民主主義になりまして、だれでも資格のある者は競争入札ができるという民主主義的の入札方法が、結果においては災いをなしておる。そこで相当資格のある者を選定して、りっぱな有資格の請負者をして工事を請負わしむるというような指導方針が適当であると考えておりますが、御当局はどうお考えでございましょうか。これはもつぱら建設省の水道課長の方にお伺いしたい。

○岩井説明員　お答えいたします。ただいま委員のおっしゃったことは一般の工事だと思いますが、一般の上水の工事におきましては、一応仕様書なりまた設計書なりを出して、その通りにやっていただけば形は正しくできるのであります。ことにこの法律におきましては責任技術者が監督をなすわけでありますから、従来よりはずっと正確な工事ができると思います。しかしただいまおっしゃいましたように実際やっている工事者がしろうとであるために、不測の事故が起きるということはあり得ると思います。これはもちろん各事業者に工事者の選定をまかされておるのでありますが、しかし実際においてはできるだけ経験のある優秀なる工事者を選定して指名をいたしまして工事をさす、こういうような方法を最近とられつつあります。ただいま申されましたように全然しろうとがやっているのが今まで多少あったかもわかりませんが、今後は先ほど申しましたように責任技術者が監督いたしますから、そういう事例はだん〳〵少くなるじゃないかと思います。

○庄司委員　けつこうです。その御方針で御指導を御励行を願いたい。同時に厚生省なりあるいはもつぱら工事関係方面を指導監督くださるところの建設省におかれましては、農村山村の小さな簡易水道等の御視察までは願われないありましょうが、少くとも相当大きな市町村の工事等は何らかの方法で絶えず巡回をされ、その工事を指導する。本法によつて責任の技師が設置されますからたいへんけつこうのようでありますが、本法が施行されましてもここ数年間は過渡期でありますから、厚生省、特に建設省のあなたの課のエキスパートの諸君が各地方に出張されて、この御指導を賜わることがけつこうであると考えておるのであります。あるいは本省から行けないならば、各地建から専門家を派遣する、そうして耐久力のある、事故のない、結果においては病原菌等が混入する余地を与えない、より完全なところの水道の工事が施行されるように願わしいのであります。きのうも申し上げた通り本法施行後ただちに適当な時期に、各府県あるいはブロック等において、地建の局長さんの御主催でもけつこうである、あるいは厚生省の各ブロックに派遣されておる出店の方とも協力されて、一大講習会を開催されて、本法の趣旨をよく理解し納得すると同時に、この後の運営のあり方についてひとつ画期的な体得をされるということが大切であると考えますので、この点は重ねて申し上げたいと思います。

何か厚生大臣が御都合ですぐ来られないようでありますから、その方は保留いたします。こまかい方はこれをもつて一応終ります。

○青柳委員長代理　厚生大臣はもうしばらくたつとお見えになると思います。次に岡良一君。

○岡委員　水道法と関連をしてこの機会にお伺いしておきたいことは、最近のビキニの方の実験の放射能による水の汚染の問題であります。

第一にお伺いいたしたいことは、一体われ〳〵が飲料の用に供する水は、放射能がガイガー計数管等によつてどの程度まで証明されたときに人体に危険であるかということについての、何かはつきりした基準を、すでに厚生省としては立てておられるのかどうか、また立てておられるとすれば、そういうような危険に対する防止のための測定の組織というふうなものを持つておられるかどうか、こういう点をまずお伺いいたします。

○楠本政府委員　お答えを申し上げます。第一点の水の中の放射能のいわゆる認限度という問題でございますが、これはきわめてむずかしい問題でございます。しかしながら私どもは、現在のところアメリカの原子力委員会において各実験等の結果を総合して作成いたしました一応の基準度がございます。これはキュリーという単位で、一CCごとに一〇のマイナス七乗までは人体に支障がないと言われております。そこでこの数字を最も行政的に簡単な措置としてカウントに計算をし直すということでございますが、これらはカウンターの能率も影響をいたしますし、また中に溶けて入つております放射能物質の性質によつても違つて参りますので、正確にこれをカウント数でキャッチすることはできませんが、私どもはこれらの幅を見越しまして、一応バックグラウンドを除いて二十から五十程度までがこのキュリー単位に相当するものと考えております。従つて私どもは行政的には一応バックグラウンドを除いて五十程度まで、かように考えて指導をいたしておる次第でございます。

次にこれらの水の汚染をキャッチいたします組織でございますが、現在私どもは各地の水道当局に対しまして、念のため一応降雨時においては貯水池あるいは給水口の水の放射能を検査するように指導をいたしております。それから一方この基礎となります雨につきましては、各大学あるいは気象台等にお願いをいたしまして、これらの雨の検査を実施をいたしておる次第でございます。しかし私どもは、今後当分の間もう少しく組織的に何らかの措置を講じまして、これらの実情を正確に総合的に把握できる仕組みにいたしたい所存でございます。

○岡委員　これからだん〳〵と降雨期にさしかかつて来るのですが、最近も雨が降る都度新聞に大きなニュースとして報道されていることは、あるいは鹿児島、あるいは京都に相当なカウントの放射能を含んだ雨が降つておる。そういう場合に厚生省の方は、京都なら京都の水を供給しておる貯水池なり給水口なり浄水池なりについて、ただちにガイガー計数管をもつてカウントを測定するという措置は講ぜられましたか。

○楠本政府委員　先般の十六日の雨以降かなり濃厚な放射能が証明せられましたので、ただちに御指摘のような手配をいたしまして、京都、大阪、東京その他の地方におきまして水道水を綿密に調査をいたしました。幸いに貯水池にも給水口にも全然放射性物質の反応を証明し得なかつたのであります。ただ私どもが最も心配をいたしましたのは大島その他の雨水をそのまま集めて飲んでいる地方でございますが、これらにつきましてはただちに大島から水を取寄せまして十分検査をいたしました。

○岡委員　先ほど御自身でおつしやつたように、何しろにわかなことでもあるので、測定する装置そのものがきわめて十分ではないものが多いのではないかと思われます。測定の技術についてもまだ〳〵ふなれな人も多いのじやないか。そういういわば装置そのものもなか〳〵十分でもなく、しかもそれを扱う手ぎわにおいてもふなれであ

る、もしこういうようなことであるとすれば、せっかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないうらみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ〳〵改革をしなければならないと思うのですが、そういう点についてあなた方の方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○**楠本政府委員**　今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち〳〵であることであります。あるいは調査の方法が統一を欠いておるという点であります。従いまして私の方といたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けまして、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち〳〵な点があるのでございます。従ってこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようにいたしたいと存じます。そうしてしかる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○**岡委員**　ぜひともこれはこの次の委員会までにでも、御計画だけでもけっこうですから、今おっしゃった測定の系統立った組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにすれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもけっこうですからお示し願いたい。それに伴う予算はどれだけいるのかというようなことともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願いたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思われるのでありますが、水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうでないということもいわれる。一体あなた方の方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになったのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するということになって来ると、実際上大きな問題であると思いますが、そういう点からどのような結論を考えておられるか、伺いたい。

○**楠本政府委員**　放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持っているものとがあるらしいのでございますが、この場合溶解しておるものは濾過効力はございません。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにあがりますが、溶解性のものはあまり効果があがらないということがいえると存じます。

次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといずれが毒力が強いかという点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらぬようであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありませんので、多くの放射性物質がいずれも浮遊の状態でおります。従いまして私どもは、指導といたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天水をとった場合、とったらあしたの朝までにほとんどくようなことをせずに、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭素等による濾過によりまして、おおむね全量で五〇%程度を減少せしめられるもののようであります。

○**岡委員**　最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見ておるのですが、あの中には、特に燐とか硫黄とかカルシウムというふうなものは二次性の放射能を帯びて来ておるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退をするというのは、物理的な性質を持った塵埃、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によって減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いただいて、はっきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思います。

私はずっと前の委員会のときに、二次性の放射能についてはお話をお伺いしたわけですが、ビキニなりエニウエトックの環礁で水爆の実験があった場合、この実験による爆発の瞬間に発生する中性子が、海水中における燐や食塩、ナトリウム等のイオンに対して二次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入って来るはずである、それによって、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に来ると思われるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほこりとして散った限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことであります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そうなれば、海中に含まれておるところのナトリウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の燐であろうが、硫黄であろうが、カルシウムであろうが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常にはげしい力で北上して来るから、日本の近海魚というものは当然放射能によって汚染されて来る。そうなると日本の食糧問題としても重要なる影響が来るわけであります。その後近海魚の放射能についてもいろ〳〵お調べを願っておるようでありますが、最近そういう事態が起っていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によって発見されておるということは、この問題と切っても切れない関係があると思うので、そういう事実があるかどうかという点を伺いたいと思います。

○**楠本政府委員**　二次性の放射能が現われております事実のようでございます。しかしながらそれによって日本の近海の海水が汚染されたということはいまだ認められません、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいって、日本近海においては、海水汚染というものはあまり神経質にならないでよいのではなかろうかと考えております。しかしながらだいまも御指摘のように、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚にまれた放射能を発見いたしますしかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思い出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考えまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考えられます。そこでまぐろの習性、特に遊泳する距離等から考えまして、これらは南方において汚染されたものがたま〳〵遊泳して来たもの、かように考えております。遊泳して来たもの、雨水が汚染される、海水の汚染によるものとは考えないということが水産専門家の意見でもあるわけであります。

○**岡委員**　今大臣がお見えになったので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておった点で、要するに水爆の実験等に伴って海水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族についての治療、生活の補償のみならず、国民の栄養とか、そういう観点からも政府としては十分の努力を願いたい——ところが、当時大臣の御答弁では十分考慮するというお話でありましたが、新聞紙等を見ますとわずかに百

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。ということでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんぴんとして雨水の汚染等が伝えられておるということになりますと、せっかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私ども委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかということについての、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会で十分に審議をいたしたいと思いますが、大臣としても前会せっかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思います。

○草葉国務大臣　お話のように、ビキニ環礁におきまする水爆の実験以来、いろ〳〵な関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありますので、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後ずつとこれを継続してしばらくの間——あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることとは存じますが、しかしいろ〳〵不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思いまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思いますが、今後もずつと継続してしばらくの間これをやつて、そうしてそれに対しまする、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処置、そういう点についての国民の不安を一掃いたしたい。そういう意味におきまする施策に対する経費等についても現在とりまとめまして、それ〳〵関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをいたしたいと思います。

○青柳委員長代理　次に庄司一郎君。

○庄司委員　厚生大臣にお伺い申し上げたいことが二、三点ございますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思います。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこでお伺い申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやのうわさを昨夜安藤国務大臣の部屋でお伺いいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつばらまぐろ漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のような会合であつたのでございますが、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられました場合、今まで障害を身体に受けておる原爆症患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出ておるかどうかということを、最初にお伺いしたいのであります。

○草葉国務大臣　お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けまして現在治療を受けております人たち並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましてその費用を計算して、安藤国務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまとめをいたしております。そこで検討してそれ〳〵アメリカの方へも話をいたして参つたのでありますが、アメリカでもこれはこまかく随時にやるということでなしに、一括して一緒にやる方がいいじやないかという意見のようでありましたから、これらの点を考えて、なるべく一本にまとめて要求をし、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考え方で打合せ会を進め、その結果関係閣僚集まつて十分これらを検討しようじやないかということを相談いたしております。ただ本日午後かということは、まだ私の方には連絡がございませんが、急いでこれをやりたいということは申して来ておる次第でございます。そういうことになつております。

○庄司委員　アメリカ国自身も相当良心に反しておることであると思いますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活援護の面は厚生省はどういう対策をとられておるか、お伺いをしたいのであります。

○草葉国務大臣　これは実は船員保険法によりますが入者が、全員二十三名加入者でございますから、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちでございます。従つて請求がありまた船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございます。だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしており、それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたしておる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の場合においてこれが適当でないというようなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりまするが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございますので、これらを総合しながら実際の生活費等を考えて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるような現状でございます。

○庄司委員　本問題はその程度にして、直接水道法案に関係のあり、関連のある問題を二つほどお伺いしておきたいと思います。

きのう楠本政府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございますが、本法はむろん見通しかたいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかもわかりませんが、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜わり得るものであると私は考えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるようですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を体得しておる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得させると同時に、技術の再講習をしてほしいというような点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起債のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起債のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、こういう御希望のようでございまするが、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために——ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数百箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございますが、こういう場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思うのであります。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起債のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり

ましたか、その十箇年計画は五箇年計画に圧縮し短縮して、理想の一端をすみやかに実現することのあとうような措置に邁進を願いたいというような意味であります。

もう一つは、私が毎度申し上げておる私の信念でございますが、厚生省が薬務官を各ブロックに派遣しておる。仙台にも京都にも……。しかるにその注射薬の検査が不徹底であつたために、京都には二十六名の学童のあの不幸なる死亡の事件もありました、宮城県においては岩ヶ崎という町において、現に二十何名の不具廃疾の状態にあるかわいそうな子供があるのであります。それは注射薬を薬務官が、専門官が検査しても、そこにエラーがあつたのであります。あの注射の場合において他の黴菌等が混入したかどうか、そこまでは私はわかりませんが、そこでこの水道の場合、ぜひ耐久力のある破損の少い、水道の生命力をより長く保持させるためには、水道の鉄管なり鋳鉄管なり、あるいは石綿セメントのパイプなり、すべての検査励行を実施したい、このことは今まで二度も私は申し上げて参つたのであります。なるほど形の上においては日本工業規格によるJISの方式によつて、水道協会が検査はされておる。けれどもその検査は不徹底であります。どこが不徹底であるかといいまするならば、ある有力なる大会社のごときは検査を拒絶して受けません。その会社の名前は大臣も御承知でありましょう。はつきりきようは申し上げる。秩父セメント会社、これは業界における大物である。しかも株式界からこれを見れば、一切の市場の株式を買い占めて、同族会社的な存在にただいまなつておることでございましよう。その会社のごときは、自分の工場のメイクした生産品は決して検査を受けない。おれの会社の製品はおれの会社の鑑査部がこれを検査するからいいのだ、水道協会はまことに当惑をしております。水道協会にはもとより強制力はない、ただ日本工業規格によつて、業者の申合せによつて検査をされておるだけでありまするから、強制力は持つておりません。私はこのことはまことに悲しむべきことである。むべなるかな、検査を受けない無検査のパイプが——これは鉄管のような、鋳鉄管のような直径のインチの大きな管ではありません。導水管ではありません。これは給水方面のこまかいパイプであるが、無検査のものが横行闊歩して、水道知識に乏しいところの市町村等においてこれを買うのである。そこに事故がひんぴんとして発生しておる。長野県だけで四、五箇村がその被害をこうむつておるのであります。工事施工後間もなくそれが破損する。これはパイプそのものの善悪もとよりのことであるが、工事の施行において、水道工事に経験のない、心ない者の乱暴なやり方もあるいは手伝いをしておるかもわかりません。それはその面の建設省よりとくと御監督を願わなければならないが、パイプの検査の励行を何とか合法的にまた業者の納得を得てできないものでございましようか。甲乙丙丁の会社はまじめに出して検査を受けておる、戊己庚の会社はがんとして拒んで検査を受けない。それでは日本工業規格、JISのせつかくの計画というものも無残な状態に陥つておる。ひいては各町村に相当なる被害、損害を与えておるのであります。ただ単に売らんかな主義をもつてやつておるそういうふまじめな業者がある場合においては、厚生省なり建設省なりにおいて、特にそういう業者を呼びつけて、断固として、大多数の国民福祉の増進のためには、これは適当な処置を講ずべきものだと思うが、大臣はどういう御所感でございましようか。願わくは検査を励所して、でき得る限り完全なりつぱなパイプを市町村に供給することができるように、しこうして日本工業の健全なる発達のために、私はこのことを申し上げるのであります。決して一、二の会社のために弁ずるのではない。国民全体の福利福祉のために、町村水道将来の健全化のために、また本法の前置きの中にありますように、水道の健全なる発達と保護助長のために、私は検査制度の励行を何とか実施したい。本法の実施と同時に、もつと強化されたところの施行細則あるいは政令でもお出しくださいまして、御善処くださる御意思があるかないか、私はこれに対する御答弁をいただいて、大臣に対する質問を終ります。

○草葉国務大臣　水道行政は、全般の環境衛生その他国民保健の上から申しまして、まことに重大であり、御説のように今後大いに力を注ぐべき問題だと存じまして、これがすみやかな普及発展を期したいと存じております。ただいろ〳〵予算等の関係がありまするが、この点につきましてもつとめて努力をいたしたいと存じております。本年度におきましては、上水道で現在希望は約三百億程度になつておりまするが、起債は百億といたしておりますので、約三分の一程度であるような次第でございますが、簡易水道等と合せて、簡易水道では十年計画で着々進んでおり、ことに国会等の御努力をいただいて、この計画のすみやかな完成を期して参りたいと存じております。従つてこれらの完成と合せまして、その用具あるいは器具、あるいはこれが水道としての十分なる機能を発揮いたしまするためには、いろ〳〵な点からさらに改善くふうを加えるべき点が多々あると存じます。先般もただいまの御指摘の引例等を庄司委員から承りまして、さつそく環境衛生部におきましてこれが対策並びに調査等をいたして参つておる次第でございます。これらの点につきましては今後一層努力をいたしまして、今後あるいは汚物が入つたりあるいは不十分なる器具のために不安なる状態に陥るということのないことを期して参りたいと存じております。なお具体的の御指示の点につきましては環境衛生部長からひとつお答えを申し上げたいと存じます。

○楠本政府委員　最後に御指摘の石綿セメント・パイプの製品の不良から来ると思われるいろ〳〵な水道事業の事故でございまするが、当方におきまして全国的にいろ〳〵調査をいたしましたその結果、石綿セメント・パイプにおきまする水道の事故を原因別に分類いたしてみまするると、施工不完全によりまするものが三七%、最も多数を占めております。次にパイプ自身の不完全と申しましようか、パイプ自身に原因のありましたものが約三三%、第二位を占めております。その他外圧によるものあるいは維持管理の不完全によるもの等がございます。従いましてこの場合、今後石綿セメント・パイプが簡易水道の普及等と相まちまして一層利用されて参ります気運にありますので、昨日もお答え申し上げましたように、今後は施行工事を十分に監督をし、また良心的な工事をしてもらうように十分な指導をいたしたい所存でございます。一方パイプにつきましては従来水道協会において必ず検査をいたすことになつておりますが、ただそれが国家検定といつたような強制的な意味を持つておりませんために、検査漏れもあるやに考えられますので、今後は各メーカーに必ず検査を受けるように指導をいたしますとともに、地方に対しましては必ず検査済みの品物を使うように指導をいたしたい所存でございます。

○青柳委員長代理　水道法案に関する爾余の質疑はこれを延期し、本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より理事会、十時半より本委員会を開きます。

午後零時二十三分散会

昭和二十九年五月二十九日印刷　昭和二十九年五月三十一日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会 衆議院 外務委員会議録第五十五号

昭和二十九年五月二十六日（水曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長 上塚 司君
理事 富田 健治君 理事 福田 篤泰君
理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君
佐々木盛雄君 増田甲子七君
岡田 勢一君 喜多壯一郎君
須磨彌吉郎君 上林與市郎君
福田 昌子君 加藤 勘十君

出席政府委員
外務政務次官 小瀧 彬君

委員外の出席者
総理府事務官（調達庁不動産部管理課長） 藤波 良雄君
総理府事務官（調達庁不動産部渉外課長） 土屋喜三郎君
外務事務官 浅田 泰三君
外務事務官（国際協力局第一課長） 星 文七君
外務事務官（国際協力局第三課長） 安川 壯君
厚生事務官（引揚援護局引揚課長） 木村 又雄君
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

五月二十五日
米国政府に対する水爆の実験中止要請に関する請願（花村四郎君紹介）（第四九九二号）
原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四九三号）
岸根町に米軍兵舎建設反対に関する請願（飛鳥田一雄君紹介）（第五〇六九号）
の審査を本委員会に付託された。

同日
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（高知市高知県神社庁長竹崎五郎外二名）（第三一〇〇号）
M・S・A援助受入反対に関する陳情書（徳島市全日自労徳島県支部林隆義）（第三一一六号）
太平洋水域における原爆等の実験反対に関する陳情書（宇治山田市吹上町三重県かつを・まぐろ漁業協同組合長理事清滝千代夫外六十八名）（第三一一八号）
同（高知県議会議長岡村三省）（第三一一九号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（田辺市議会議長野見千吉）（第三一四二号）
原爆実験反対等に関する陳情書（石川県議会議長宮永盛雄）（第三一六七号）
同（姫路市議会議長米田専一）（第三一六八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（岩国市海土路岩国地区労働組合協議会事務局河上佳生外二名）（第三一六九号）
原爆実験反対等に関する陳情書（徳島市昭和町二丁目徳島県婦人団体連絡協議会万野ハツエ）（第三一七八号）
原子力の国際管理等に関する陳情書（福島県石城郡勿来町大字酒井日本鉱山労働組合勿来川部地区連合会会長小林峯一）（第三一九五号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
閉会中審査申出の件
委員派遣に関する件
請願
一 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（田中伊三次君紹介）（第六三号）
二 同（吉武恵市君外四名紹介）（第六四号）
三 同（降旗徳弥君紹介）（第九八八号）
四 同（小川平二君紹介）（第九八九号）
五 同（松平忠久君紹介）（第九九〇号）
六 同（中沢茂一君紹介）（第一二五号）
七 同（井出一太郎君紹介）（第一三九〇号）
八 同（水谷長三郎君紹介）（第一四四三号）
九 同（原茂君紹介）（第一六〇六号）
一〇 同（増田甲子七君紹介）（第三〇一五号）
一一 同（有田八郎君紹介）（第三一五七号）
一二 同（山下春江君紹介）（第三五六二号）
一三 同（吉川久衛君紹介）（第三六六二号）
一四 同（舘林三喜男君紹介）（第三八四九号）
一五 同（井手以誠君紹介）（第四〇〇七号）
一六 同（江藤夏雄君紹介）（第四一二三号）
一七 同（庄司一郎君紹介）（第四二一三号）
一八 板付駐留軍空軍基地撤去に関する請願（福田昌子君紹介）（第四二八九号）
一九 古賀新宮地区に駐留軍演習地設置反対に関する請願（田中稔男君外一名紹介）（第六七号）
二〇 旧軍施設返還に関する請願（高津正道君紹介）（第七〇号）
二一 同（宮原幸三郎君外三名紹介）（第七一号）
二二 離島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五一七号）
二三 坊ヶ峰山頂に米軍施設設置反対に関する請願（中村幸八君紹介）（第五五九号）
二四 大津村駐留軍演習場設置反対に関する請願（森三樹二君外二名紹介）（第六六三号）
二五 同（森三樹二君紹介）（第六八四号）
二六 用賀旧陸軍衛生材料廠の接収解除に関する請願（三輪壽壯君紹介）（第七五〇号）
二七 豊海駐留軍高射砲射撃演習場撤去に関する請願（森清君紹介）（第一二五五号）
二八 日本原に駐留軍演習地設置反対に関する請願（小枝一雄君紹介）（第二五六三号）
二九 高須海岸に米軍演習地設置反対に関する請願（永田良吉君紹介）（第三七七〇号）
三〇 代々木山谷町駐留軍独身宿舎建設反対に関する請願（帆足計君紹介）（第四二八九号）
三一 世田谷区の米軍使用施設に関する請願（鈴木茂三郎君紹介）（第四二九〇号）
三二 日中貿易協定並びに仮契約実行に関する請願（田中稔男君紹介）（第六七〇号）
三三 日中貿易促進に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第一一〇二号）
三四 日中、日ソ貿易促進に関する請願（舘積七郎君紹介）（第四三二九号）
三五 同外二件（風見章君紹介）（第四三六九号）
三六 日中貿易促進に関する請願外三件（風見章君紹介）（第四三七〇号）
三七 韓国抑留漁船対策確立に関する請願（吉武恵市君紹介）（第六一号）
三八 同（吉武恵市君紹介）（第二二号）
三九 同（吉武恵市君紹介）（第三〇一号）

○小瀬政府委員　今まで漁をやっておった人が他に就職することは、事実問題として非常に困難な問題でありますから、今申しましたような融資をしまして、新船をつくるというような点で水産庁の方では指導いたしておるはずであります。但し、こういうように特定の漁場が事実上利用できないというようなことになりますと、新しい漁場を探さなければなりません。そこで北洋漁業をいかにして保護して行くか、また南方の方でも過般の危険区域などでいろ〳〵問題が起りましたので、この新漁場の開拓、またそれに対する政府の融資なりあるいは保護措置というものをどうするかということについては、水産庁で真剣にこれを取上げて研究いたしておる次第でありまして、就職あっせんというような特定の措置でなしに、水産業全体をどういうようにして生かし、維持し、かつ発展させるかという施策を実行することによって、これらの人々の困難を救って行くという方向で進んでおることと私は了解いたしております。

○並木委員　韓国の問題も困ったことですけれども、ごく最近は国民政府でこういう問題が起って来ております。蔣介石ラインというのですか、李承晩ラインの向うを張って、蔣介石ラインというのが出て来て、国民政府から外務省にも公報があったはずであります。あの蔣ラインというものはどういう原因でできて来たのか、これに対して外務省としてはどういうふうに処置して行くつもりなのか、李承晩ラインと同じようにやはり抗議を申し込んで、そういうものの設置をしないように申し入れるつもりであるかどうか、その辺のところをひとつ伺いたい。

○小瀬政府委員　この問題につきましては吉沢大使も非常に努力されているのでありまして、先方からは警備区域といって、作戦行動をするのであるから、危険だから入らないようにしてもらいたいという趣旨のことは言って来ておるのであります。が、しかし日本としては、これが日本の漁船を排除するというような、いわゆる公海自由の原則に反するような措置であってはならないという点に先方の注意を喚起して、そういう趣旨であれば、あくまで日本としては承認することができないというので、抗議と申しますか、日本の主張は十分いたしております。ただ現実の問題として非常に近く、十海里以内ぐらいに参りますとつかまることがありますので、現実の措置といたしましては、水産庁の方ではなるべくそうした問題を起さないように、この方面に出て行く船には注意を与えておるというのが現状であります。

○並木委員　作戦上の必要から警備区域というのですけれども、どういう作戦なのですか。朝鮮の周囲なら、これは朝鮮動乱をめぐっての北鮮、南鮮の対立があって、わかりますけれども、国府としては何らそういう措置に出ておらないのですが、具体的に警備区域としなければならぬような事情が出て来ておるのですか。

○小瀬政府委員　御承知のように作戦行動、大陸反攻作戦というようなものが行われておらないけれども、あそこには海軍もございますし、密輸を取締る必要があるとか、あるいは演習の際のじゃまになるとか、あるいは密輸でなしに、大陸との間における密出国、密入国というようなものも取締らなければならない必要があるようでありまして、そうした意味において、この台湾の中華民国政府は、このような区域を設けておるものと私ども了解いたしておるのであります。

○福田(篤)委員　この問題はやはり国民としても非常に大きな問題ですが、今の蔣介石ライン、それから前からの李承晩ライン、さらに大陸だなのアラフラ海問題、これは政務次官もよく御存じのはずでありますが、かつての満州事変当時からの中国、昔の中華民国の宣伝、国際輿論に対する働きかけというものが実にうまかったことは御承知の通りであります。日本はこれによってどのくらい損したかわからぬ。ところが日本は、御承知の通り敗戦以来国力が非常に低下して、今李承晩政権にすらなめられておる形でありますが、こういう場合にわれ〳〵の武器は、やはり国際的輿論というものに常に訴えて、日本の権益を守る以外にないと思います。従って先ほど御発表になった李承晩政権によって捕えられている船がこれだけある、しかも不法にも何らこれに対する誠意を示さないという問題についても、私は各国の公館に当然資料を提供して輿論を喚起する、あるいは国連にも機会がありますれば――いくらでも発表の機会があるのですが、これに対して外務省は国際輿論の喚起に対してどういう処置をおとりになっているか、これについて御報告をいただきたい。

○小瀬政府委員　御説の通りでありまして、国際輿論に訴えることは非常に必要で、われ〳〵といたしましてもすでに在外各公館へ一朝鮮事変と日本漁業」という冊子は配っておりますし、また毎週外務省の方では各公館へいろいろな重要事項を通報いたしております。非常に秘密のものも、また一般的なものも随時通報してありますし、ことに重要なる関係のある主要国に対しましてはこの種の問題が発生いたしますと電報を打ちまして、電報によっていろ〳〵情報を提供し、そうして在外公館がこれを適当に利用するような措置を講じておるのであります。ただお話のように日本人は宣伝下手と申しますか、費用の制限とかいろ〳〵の関係もありまして、あるいは不十分の点があると思いますけれども、今の情報文化局の方が主管局となりまして、そうした措置を絶えず怠らないようにする気持で進んでいる次第であります。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四三号より日程四六号までの、原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する各請願を一括議題といたします。専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　原爆及び水爆の実験中止並びに被爆漁民の補償に関する請願、第四五五号、請願者仙台市小田原宮町東裏丁七番地宮城県漁業協同組合連合会会長丹野実、紹介議員只野直三郎君。

本請願の要旨は、太平洋上ビキニ環礁水域の公海上において行われた水爆実験のため、日本漁民が災害を受けたことは船員、漁船及び漁獲物のみの損害に止まらず、わが国の漁業、特に遠洋漁業の発展の前途に一大暗影を投げることになり、この種の実験がさらに将来も行われることになれば、漁獲物の価格は低下し、魚族資源の衰滅を招き、水産国たるわが国漁業の上に重大なる事態が生ずること明らかである。ついては、この問題が日本政府のみではいかんともなし得ない国際問題であるが、今後この種の問題が起らぬよう、関係当局が原爆及び水爆の実験中止のため、また被爆漁民に対する補償のための適当なる措置を講ぜられたいというのであります。

以下同趣旨であります。

○上塚委員長　ただいまの各請願について政府側の意見はございませんか。

○小瀬政府委員　ビキニにおける水爆実験による被害については、各省連絡会議の方で調査いたしまして、すでに中間的には米国側には補償を要求しておりますが、さらにこれまでの調査に漏れておる被害額についてもどん〳〵調査を進めておるのであります。しかし直接日本政府としてとりあえずこれを救済する措置についても考慮せられておりますので、政府としても直接被害また間接被害はどこまでこれを認めるかというような点について検討いたしておるのでありまして、直接被害及び水爆実験によるところの損害について、あるいは見舞金あるいは融資をあっせんするということについては十分考慮しております。ただ漁場が将来失われる、あの辺で非常に漁業活動が制限を受けるというようなことになりますことは、日本としては非常に遺憾でありますので、この実験についてできるだけ早くやめてもらいたいということを申し入れておったのでありますが、新聞でも御承知のように二十一日に危険区域は解除するということが発

表せられまして、今後はこれは永久的に全然やらないという趣旨でもないかもしれませんが、今後はとにかくあのマーシャル海域の三海里以外なら出て行けるということになつたわけであります。しかしでき得れば水爆実験があの方面で行われないように、またどうしても行われなければならない場合には、水産業に被害のないような方法を十分米国側でも考えてもらうように、政府としては今後とも対米折衝——これに対する申入れは怠らないようにして、そうして先般の三月一日のような事件の起ることのないような方策を講じたいと考えて、せつかくその措置をとつておる次第であります。

○並木委員　被害に対する補償の問題ですが、四六の原子力の国際管理並びに原爆、水爆等の原子力兵器製造禁止措置に関する請願のごとく、原子力そのものの製造あるいは使用禁止をしてもらいたいというのは、日本国民としても大きな悲願の一つであろうと思います。現にこの請願の紹介議員は自由党の議員がなつておるような状態であります。これについては政府としてはどういうお考えをお持ちか。いつか岡崎外務大臣は原爆の実験については、やはり国連協力の線で協力するという意思を表明しておつたような事情もあります。また町にも署名運動たども行われて、原爆、水爆の使用禁止、製造禁止の声が高まつておるのですが、政府としてはどういう考えで臨んでおられますか。

○小瀧政府委員　原子力の国際管理についての両院の決議は、外務大臣の書簡を添えまして、四月九日に沢田大使を通じ、国連の方に提出をしたのであります。また当日付の国連の軍縮委員会のドキュメントとして、国連側においても四月十二日にこの委員会の代表に対して、かつまた国連の全加盟国に対して配付されるという措置がとられたのであります。この問題は現に英、米、仏、ソ、カナダの五箇国の軍縮委員会の小委員会で審議されておるようでありまして、先般はロンドンでもこの話合いが行われているのであります。しかしこれを現実的に解決して行きますためには、ソ連と米国との話合いが最も重要であろうと考えます。これも内容はわかりませんけれども、継続せられておるようでありますから、私どもといたしましては、せひこの話合いがついて、原子力の大量殺戮の武器の使用が禁止され、国際管理になるようにということを希望し、またそうした問題については十分協力して行きたいというように考えている次第でございます。

○並木委員　次官は、日本人としてはどうお考えになりますか。こういうふうに原子力や何かの横行しているまん中にあつて、やはり日本自身の自衛のために、これに対抗して強い原子力そのものを持つということも必要になつて来るのじやないか、それを使用するとかなんとかいうことでなくて、日本の発言力を強めるための裏づけとしても、やはり持つて行く必要があるのではないかと思うのです。そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○小瀧政府委員　原子力の平和的利用ということについては、すでに政府の方においても十分考慮いたしまして、そうした面に措置を講じて行きたいというので、その施策をいたしておることは御承知の通りでありますが、しかし原子力の軍事的な利用といつたようなものは、あくまで禁止せられるべきものであるという立場において、そうした機運が一日も早く、現実の問題として具体的に実施せられるようになる方向で協力いたしたいものと考えております。

○戸叶委員　私ちよつと席をはずしました間に、出たかどうか知りませんが、今回のビキニに関連して受けました災害の補償に対して、アメリカは大体どの程度補償することにきまつたのでしようか、おわかりになつたら伺いたいと思います。

○小瀧政府委員　アメリカの方からは、まだ正式にどれだけ支払うということを書つて来ておりません。しかし一括して払いたいという趣旨の意向を表明いたしておりますので、日本ではこれまで一月ずつの医療費とか救済費というようなものを計上しておりましたが、大体の見通しをつけて全部をとりまとめて出した方が、向うの審議にも都合がいいようでありますので、先ほど申しましたように、これまで中間的には日本側からの要求を出しておりますけれども、さらに全般としてとりまとめたものにして出して、早く向うはランプ・サムで払いたいという腹のようでありますが、現実に支払いを受けるようにいたしたいと存じまして、現にこの問題では非日大使も努力しておられるし、随時こちらの調査のものは、中間的には在京大使館にも通報いたしまして、このとりはからいが促進されるように努力しておるのであります。

○福田(昌)委員　一括して償いをつけるというお話でございますが、その範囲でございます。直接被害を受けた部分に対しては当然でございましようが、たとえば被害漁夫の今後の生活保障というようなものも、全部アメリカ側の補償の負担として考えられていいかどうか、ことに慢性原子病ということになると、その程度いかんによりましては、まつたく廃人になります。そうしますと、その一家の生活の保障というようなものをどういうふうに考えておられるか、アメリカの補償の中に入るかどうか、その点も伺いたい。

○小瀧政府委員　先ほど申しましたように、アメリカの方は一括払いをしたい、しかしなるべく寛大と申しますか、けちけちしない、ゼネラスな、またプロンプトな支払いをしたい、だから資料を出してもらいたいというように言つて来ておるのでありますが、それではどの範囲のものをカバーするかということは、実は日本側でもいろいろ議論があるところであります。今御指摘のように、人が一生涯不具になるとか生活に困るとかいうことは、直接的な被害でありますから、これは金額にして相当計上することができると思うし、今の要求の方へは当然含まれるべきものであると考えます。ただ間接的被害について、いろ〳〵の小売商の損をどういうふうに見るか、あるいは市価の低落をどういうふうに計算するかという問題があり、この点でいろいろ各省の打合会で検討が行われておるのであります。ただ間接被害というものは、これまでの国際間の慣例からいいますと、ほとんど前例がないので、それをはたして要求すべきかどうかというようなことについては、いろ〳〵国際法学者などの研究を求めております。これは両国間の関係がどういう事情にあるかというようなことも、考慮に入れなければならない問題でしようし、また今までの先例などから見まして、これを一応研究して、そうした面でもさらに検討を要する点もありますので、ほつきりしたことは申されませんが、全然間接的被害を無視して、直接的被害だけを提示するというのではなくて、そうした資料が整いましたならば、間接的な被害についても、十分先方の注意を喚起するということはもちろんでありますが、最終的にこれをどうするかということは、現在まだはつきりいたしておりません。資料が全部集まつた上で確定するという方針で進んでおります。

○福田(昌)委員　ただいま御答弁いただきましたような内容につきましては、きつと御努力いただいておるということにおいて、抽象的な概略というものは私ども想像できるわけでありますが、アメリカ側が一括して支払うということを申して来ておるわけでありますから、できたらもう少し具体的の御報告を承りたいのであります。第一回にはどのくらいの要求をした、第二回にはどのくらいの要求をした、そうして漁夫等の直接被害に対しては大体どの程度の要求をするつもりであるか、日本の国内法ではどれによつて算定してどの程度の要求をするつもりであるか、あるいはまた間接の一般商人の受けました被害、それに引続いて起つて参つた間接の被害に対しては、どういうところを基礎にして考えておるか、そういうような詳しい点を承らせ

ていただきたいと思います。

それからもう一つは、アメリカ側から申して参りました交渉というものは、これは口の約束であるのか、あるいはまた公文書としてそういうような申入れがあつたのかどうか、承りたいと思います。

○小瀧政府委員　最後の点について申し上げますならば、これは向うで声明いたしておりますし、新聞にも発表いたしておりますし、また日本へもその趣旨は通達して参つておりますから、向うがこの補償を支払うということは正式に言つて来ておるわけであります。ただ一括払いとかいう点はその後の話合いでありまして、正式文書はその前に参つております。補償を支払うということは正式に言つて来ておるのであります。なおその詳細につきましては係から説明いたします。

○浅田説明員　金額については今申し上げられないわけでありますが、金般的にまだはつきりした報告がないし、アイテムといたしましては、治療費、船員の生活費などは当然直接損害として考えられるわけであります。それから船主のこうおつた種々の損害、主として船、漁獲物、漁具を初め放射能を受けて処分をいたしたものの一切の損失、それから船主の当分漁業の操業ができなくなることによつて生ずる損失、それから、当然あることですが、慰藉料的なもの、これも間接的な損害とも考えられないこともないのですが、おしろ直接損害的なものと考えて、そういうアイテムに含めておる。そのほか国及び地方がこの事件によつて生じたいろ〳〵な行政費とかあるいは魚価の値下りになつた損害、こういうようなものは、これは間接的なものと考えられるわけでございますが、これらについてはいろ〳〵法律的な点その他も検討しておるわけでございますが、現在のところさような段階でございます。補償を要求いたしましたのは、すでに一箇月余り前中間的な補償ということで、今までこれらのアイテムについて要求をいたしたわけですが、現在一括してまとめてということもあります。それでだん〳〵そのほか福竜丸以外の船の損害というものも判明してきておりますし、そういう資料を福竜丸以外についてもすでに情報は逐一出しておりますが、一括した損害額その他を算定した上での補償要求というものは、現在作業しているような状況でございます。近く要求することになると思いますが、現在のところそのような状況でございます。

○福田(昌)委員　そういう御答弁は政務次官からも伺つたわけでございましたが、もう少し詳しいことをお伺いしたいとお尋ねしたわけであります。何十何銭まで伺うつもりはありませんが、第五福竜丸の被害については大よそその程度の金額の要求をしたとか、第二回目はどうであつたとか、そしてまた総額一括して支払うということであるから大体どれくらいまでの間に調査を終つて総額の要求をするつもりであるか、あるいはまた第五福竜丸以外の船の状況はどういう状況であるということを、数字でもう少し具体的に承りたいと思つてお尋ねしたわけであります。その点具体的に、概略でけつこうなんです。

○浅田説明員　その点は新聞にも出ておるわけでございますが、私たちもはつきりした数字は申し上げられないと思うのですが……。

○福田(昌)委員　何十何銭までほいらないのですよ。大体どれくらいのものか、概略でけつこうです。

○浅田説明員　たとえば治療費につきましては、これは三月一箇月分かかつた費用につきましては、大体一人について一日の病院の治療代でございますが、四千円ばかりかかつておるのでございます。これが二十三人分となりますから相当な額でございます。それがさらに何箇月を要するか今後の問題になりますが、相当な額になると思います。そのほか船の代金、これらも相当な額になりますし、一括して現在のところ……。

○福田(昌)委員　船の額なんか、要求した額面が何もきつちり合わなきやどうということじやございませんから、大体どんな程度に要求していらつしやるのですかということを伺いたい。

○浅田説明員　全体を含めましてさしあたり一箇月分ということで治療費と生活費は数字を出しております。それから船の代金その他は、これはそのままの額でございますが、そういうものを計算して中間的なものとして考えておりましたのは、大体八千万円程度のものと記憶しておりますが、なお正確な数字はございません。

○福田(昌)委員　今まで要求なすつた分ですか。

○浅田説明員　ただこれからそのほかの福竜丸以外の船、これは相当な数に上つておりますが、これはまだ現在計算いたしておりませんので計算しておる途中でありまして、水産庁全体としてまだまとまつた数字というものは出ておらないのであります。

○福田(昌)委員　そういう要求をなさる船は何そうくらいありますか。

○浅田説明員　ちよつと今記憶しておりませんが、さしあたつては今その航路とかその他の資料が水産庁からはつきりした数字で出て来ておるのは十三隻でございます。そのほかにもまだございますから、全貌がまとまるまでには時日がかかると思います。そのほかまた実験も五月に行われましたから、そのあとで被害の出て来ることもありましようし、そういう意味で全体を申し上げられないようなわけでございます。

○福田(昌)委員　先ほど政務次官は、第五福竜丸のようなああいう被害が起るようなことがないように、未然に防ぐためにアメリカ側に申入れをしたというようなお話がございましたが、具体的にどんな条件で申入れをなすつたのでありますか。

○小瀧政府委員　その点はこの委員会でもうすでにお話申し上げたと思いますが、たとえばあの地域でどうしてもやらなければならない場合は、日本の漁期をはずすようにしてもらいたいとか、さらに南方へ出て行く航路に当るところは危険区域にならないようにしてもらうとか、いろ〳〵具体的な点を五、六項目掲げまして先方へ申し入れたことは、この委員会でもお話申し上げた通りでございます。今度はすでに中止せられまして危険区域解除になりましたけれども、今後のこともございますので、そうした点は再びこういうことが起らないように厳重に申入れをして、その措置をとらせるようにいたしたいというのが今後の考えでございます。

○福田(昌)委員　また申入れをなさるおつもりなのでございますね。

○小瀧政府委員　この問題は今御質問になりました補償の問題などもありますから、全部解決したわけではございませんから、今後こうした問題とともにアメリカ側と十分の話合いをいたしたいと考えております。

○富田委員　ちよつと私これに関連してなのですけれども、厚生省の方にでもお尋ねするのがいいのかもわかりませんが、小瀧政務次官もいろ〳〵政府部内でそういう御会合があつて御研究になつておるかと思いますので御尋ねするわけであります。最近放射能のことがほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について計量したら八万カウントあつたとか、いや何千カウントが東京の方にもあつたとか、従つてその雨に打たれた野菜は人体に危険だというようなことがしきりに出るのであります。日常生活に対する不安といいますか、間接被害といいますか、私は非常に大きいと思うのですが、これはその直接被害がほとんど毎日の新聞にいろ〳〵出るのでありますが、たとえば京都で雨について

が、この程度の放射能であれば人体には被害がないとか、あるいは日常の野菜、たとえば雨に打たれたものでもこの程度なら大丈夫だ、そういうことは直接日常に必要なことじゃないかと思うのであります。そういうことできのうもちよっと決議もございましたが、私与党でありますけれども、ありきたりの答弁で、十分調査しておるか研究しておるとか、そんなことはもういくら聞いてもぼくら聞きあきておるので、ほんとうにみな困り、不安を感じておるようなことをびたっとやることが、私は政治ではないかと思うのでありますが、そういう意味で何か政府の間でもいろ〳〵お話がありますかどうか、また今後ぜひこれははっきりやっていただきたい。議会の答弁たんかどうでもいいと言ってはまことに申訳ないのですが、国会が済めばそれきり終ってしまうことでありますが、日常生活はそうではないのでありますから、そういう意味で何かひとつ政務次官の会合でも政府の会合でもありましたときに、そういうことを強調していただけるかどうか、こう思いますので、ちょっとお伺いしたわけであります。

○小瀧政府委員　現在厚生省には原爆症調査研究会というものがございまして、それで調査いたしておりますが、これは御指摘のように非常に重要な問題でありますので、さらに研究費なども計上いたしまして、早急に研究を進めなければならないというので、政府側でもただ答弁としてではなしに、実際措置を講じようとしておるのであります。安藤国務大臣が中心になってやっておられますビキニ問題に関連しての各省の打合会できめました方にもこの研究費を新しく計上しております。ことに俊鶻丸なんか出しましたのもそういう趣旨でありまして、ぜひこの点は一日も早く研究を進めて、世間に不必要な不安を与えないようにいたしたいものと考えております。これは対内的にも非常に問題でありますし、対外的にも非常に大げさな言葉が国内で発表されたために、かえって今の補償の問題にも支障を来したというような現実の問題もありますので、実はこの打合会でもなるべくまとめて、できれば学者間でも話合いをして、お互いが論争すると、世間では実際がどこにあるかわからないために不必要な不安を与えられるので、そうした点もこの研究打合会で論ぜられておるところでございますから、そうした面より根本的な研究をすることが第一。もう一つは発表についてもお互いに良識を持って、不当な不安を与えないような方策をとろうという方針で進んでおる次第でございます。

○上塚委員長　ほかに御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四七、漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　漂着ソ連油そう船の返還促進に関する請願外一件、第六〇号請願者北海道根室町漁業協同組合長川端元治外九名紹介議員伊藤郷一君、川村善八郎君、森三樹二君。

本請願の要旨は、去る九月下旬ソ連三十トン級の油送船が北海道野付半島に漂着し、現地村当局は拾得物として保管しているが、日本漁船の北海操業について、ソ連が友好的取扱いの措置をなしている現在、国際間の刺激を避けるためにも、これが措置は遺憾であり、現地も冬季の結氷期を迎え該船の保管に困難を来している。ついては、漂着ソ連油送船を急速かつ円満に返還できるよう措置されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見はありませんか。

○小瀧政府委員　ただいま詳細の事情を知っておる者がこちらに参っておりませんけれども、よく調べまして、この前油送船を返したような措置を、もしそういう船が現在あるとすればとりたいものと考えます。

○上塚委員長　ほかに御質疑はございませんか。――御質疑がなければ次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四八、社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　社会保障の最低基準に関する条約批准促進の請願、第四二六七号、請願者東京都港区麻布市兵衛町二丁目四番地全日本労働組合会議準備会委員長滝田実、紹介議員井堀繁雄君、佐藤芳男君。

本請願の要旨は、一九五二年ゼネヴアで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示すものとして、わが国もこれを批准する道義的責任があり、また対外的にいかに重要な意義と影響を有するかはいうまでもないところであって、現行のわが国社会保険制度から見ても、この条約を批准して国内的立法措置に伴う困難も生ずるものではないことは明らかである。ついては、この条約をすみやかに批准されたいというのであります。

○上塚委員長　本件につきまして政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　この条約は趣旨はけっこうでありますけれども、非常に厖大なものであり、各国法制も異なっておりますため、実来などもまだ批准いたしておりません。せっかくいろ〳〵資料を集めて研究中でありますので、その上で十分具体的措置を考えたいと思います。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――御質疑もないようでありますから、次に移ります。

○上塚委員長　次に日程第四九、海外移民対策確立に関する請願を議題といたします。紹介議員がおりませんから、専門員より説明を求めます。

○佐藤専門員　海外移民対策確立に関する請願第四六三〇号、請願者仙台市勾当台通二十八番地、宮城県議会事務局栗野豊助、紹介議員只野直三郎。

本請願の要旨は、終戦後わが国の人口は海外からの帰還とその後自然増加のため、八千有余万の厖大な数に上り、狭少な国土と乏しい資源に依存して自立せねばならないことはあまりにも悲壮な現実であり、従って人口政策は他の施策に優先させなければならないことは明らかで、幸い南米移民の道が開かれ、外務省にも海外移民局が設置されたことはまことに喜びにたえない。ついては、政府はさらに一段とその送出機関並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、積極的に推進されたいというのであります。

○上塚委員長　政府側に御意見があれば伺います。

○小瀧政府委員　その御趣旨に従って政府といたしましても、せっかく努力いたしている次第でございます。

○上塚委員長　御質疑はございませんか。――これにて請願に関する質疑を終ります。

お諮りいたしますが、ただいま審査をいたしました日程第一より第四九までの各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決するに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塚委員長　御異議がなければ、さように決定をいたします。

なお右請願に関する報告書の作成は委員長に御一任を願います。

○上塚委員長　次に陳情書の審査に移ります。日程第一、海外抑留同胞引揚促進の推進に関する陳情書より日程第九八、李ラインの撤廃並びに拿捕漁船及び乗組員の即時返還に関する陳情書を一括議題といたします。ただいまの各陳情書は先ほど審査いたしました請願と同趣旨でありますので、その審査を省略して了承いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○福田(篤)委員　採択にはもちろん異

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十一号

昭和二十九年五月二十七日（木曜日）
午前十一時七分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事岡　良一君
越智　茂君　庄司　一郎君
降旗　徳弥君　安井　大吉君
滝井　義高君　萩元たけ子君
柳田　秀一君　山口シヅエ君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君

出席政府委員
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君

委員外の出席者
通商産業事務官（企業局産業施設課長）　大宮　二郎君
建設事務官（計画局総務課長）　江ヶ崎太郎君
建設技官（計画局水道課長）　岩井　四郎君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

五月二十七日
委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
参考人招致の件
水道法案（内閣提出第一八〇号）（予）

○小島委員長　これより会議を開きます。
まず覚醒剤取締りの問題について、参考人招致の件に関しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題は社会的にも重要な問題でありますので、関係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院長林暲君、船橋総武病院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのように決します。

次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を続行いたします。柳田秀一君。

○柳田委員　水道によりまして伝染病が集団的に発生いたしますと、そのもたらす災禍が非常に大きいのでありまして、これは日本あるいはその他の諸外国においてもずいぶんと例があり、しかも水道の分布の地域によつてはつきりとこれが証明されるというような幾多の事例もあるのでありますが、この資料の「水道によつて集団的に発生、流行したと認められる伝染病調」というところを見ますと、従来は赤痢よりもチフス系統の疾患が比較的多かつたのであります。最近チフス系統の疾患はほとんど跡を絶つておるように思うのですが、この点はまことに御同慶の至りであります。問題は赤痢がやはり依然として非常に多いようですが、これの原因等について調査されておわかりになつた点はございますか。さらにこういうふうに従来は腸チフス系統が多かつたのですが、最近は赤痢系統にかわつておるという何らかの因果関係等、おわかりでありましたならばお知らせ願いたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○楠本政府委員　ただいま御指摘のように、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的の伝染病流行というようなものには、腸チフスが多かつたのであります。最近はこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては年々流行を来しておる次第でございます。この理由といたしましては、まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等に一番大きな原因があるように思われます。しからばこの保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、屎尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておりますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるということが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴いまして、屎尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるように考えられます。第二点といたしましては、最近家庭薬としていろ〳〵下痢、ダイアジン系統の薬品を使いますために、一応症状はただちにとれるが、しかし保菌者として残るようなものが多いということから、保菌者が増加をいたしまして、このために患者が跡を絶たないというのが実相だろうと存じます。そこでその事実がいろ〳〵な方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を来す疾病――菌がそれだけ蔓延しております関係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなかろうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというようなものは、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向にあろうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して来ておる、こう考えております。

○柳田委員　資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病集団発生調」、ここで発生場所を見ますと、官舎、社宅、寄宿舎等が多いのです。こういうように主として赤痢の集団発生ですが、これらの水道はいわゆるそれ〴〵の自治体の営んでおる一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも――簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所ありますが、簡易水道ですか。それとも会社、工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等はつきりしておりますか。

○楠本政府委員　ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに関しましては、従来ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民営の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろ〳〵な義務を付したり、その安全をはかることといたした次第であります。

○柳田委員　それは何条ですか。

○楠本政府委員　これは各条に入つておりますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受けることに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員　そこで最近の集団発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようであります。これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうでありますか。

○楠本政府委員　これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋（菊）委員　今の集団伝染の点に関連してお伺いいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こう

る、もしこういうようなことであるとすれば、せっかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないうらみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ〳〵改革をしなければならないと思うのですが、そういう点についてあなた方の方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○**楠本政府委員**　今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち〳〵であることであります。あるいは調査の方法が統一を欠いておるという点であります。従いまして私の方といたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けまして、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち〳〵な点があるのでございます。従ってこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようにいたしたいと存じます。そうしてしかる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○**岡委員**　ぜひともこれはこの次の委員会までにでも、御計画だけでもけっこうですから、今おっしゃった測定の系統立った組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにすれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもけっこうですからお示し願いたい。それに伴う予算はどれだけいるのかというようなことともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願いたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思われるのでありますが、水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうでないということもいわれる。一体あなた方の方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになったのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するということになって来ると、実際上大きな問題であると思いますが、そういう点からどのような結論を考えておられるか、伺いたい。

○**楠本政府委員**　放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持っているものとがあるらしいのでございますが、この場合溶解しておるものは濾過効力はございません。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにあがりますが、溶解性のものはあまり効果があがらないということがいえると存じます。

次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといずれが毒力が強いかという点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらぬようであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありませんので、多くの放射性物質がいずれも浮遊の状態でおります。従いまして私どもは、指導といたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天水をとった場合、とったらあしたの朝までにほとんどくようなことをせずに、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭素等による濾過によりまして、おおむね全量で五〇%程度を減少せしめられるもののようであります。

○**岡委員**　最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見ておるのですが、あの中には、特に燐とか硫黄とかカルシウムというふうなものは二次性の放射能を帯びて来ておるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退をするというのは、物理的な性質を持った塵埃、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によって減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いただいて、はっきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思います。

私はずっと前の委員会のときに、二次性の放射能についてはお話をお伺いしたわけですが、ビキニなりエニウエトックの環礁で水爆の実験があった場合、この実験による爆発の瞬間に発生する中性子が、海水中における燐や食塩、ナトリウム等のイオンに対して二次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入って来るはずである、それによって、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に来ると思われるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほこりとして散った限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことであります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そうなれば、海中に含まれておるところのナトリウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の燐であろうが、硫黄であろうが、カルシウムであろうが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常にはげしい力で北上して来るから、日本の近海魚というものは当然放射能によって汚染されて来る。そうなると日本の食糧問題としても重要なる影響が来るわけであります。その後近海魚の放射能についてもいろ〳〵お調べを願っておるようでありますが、最近そういう事態が起っていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によって発見されておるということは、この問題と切っても切れない関係があると思うので、そういう事実があるかどうかという点を伺いたいと思います。

○**楠本政府委員**　二次性の放射能が現われております事実のようでございます。しかしながらそれによって日本の近海の海水が汚染されたということはいまだ認められません、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいって、日本近海においては、海水汚染というものはあまり神経質にならないでよいのではなかろうかと考えております。しかしながらだいまも御指摘のように、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚にまれた放射能を発見いたしますしかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思い出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考えまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考えられます。そこでまぐろの習性、特に遊泳する距離等から考えまして、これらは南方において汚染されたものがたま〳〵遊泳して来たもの、かように考えております。遊泳して来たもの、雨水が汚染される、海水の汚染によるものとは考えないということが水産専門家の意見でもあるわけであります。

○**岡委員**　今大臣がお見えになったので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておった点で、要するに水爆の実験等に伴って海水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族についての治療、生活の補償のみならず、国民の栄養とか、そういう観点からも政府としては十分の努力を願いたい——ところが、当時大臣の御答弁では十分考慮するというお話でありましたが、新聞紙等を見ますとわずかに百

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。ということでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんぴんとして雨水の汚染等が伝えられておるということになりますと、せっかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私ども委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかということについての、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会で十分に審議をいたしたいと思いますが、大臣としても前会せっかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思います。

○草葉国務大臣　お話のように、ビキニ環礁におきまする水爆の実験以来、いろ〳〵な関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありますので、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後ずつとこれを継続してしばらくの間——あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることとは存じますが、しかしいろ〳〵不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思いまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思いますが、今後もずつと継続してしばらくの間これをやつて、そうしてそれに対しまする、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処置、そういう点についての国民の不安を一掃いたしたい。そういう意味におきまする施策に対する経費等についても現在とりまとめまして、それ〳〵関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをいたしたいと思います。

○青柳委員長代理　次に庄司一郎君。

○庄司委員　厚生大臣にお伺い申し上げたいことが二、三点ございますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思います。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこでお伺い申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやのうわさを昨夜安藤国務大臣の部屋でお伺いいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつばらまぐろ漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のような会合であつたのでございますが、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられました場合、今まで障害を身体に受けておる原爆症患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出ておるかどうかということを、最初にお伺いしたいのであります。

○草葉国務大臣　お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けまして現在治療を受けております人たち並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましてその費用を計算して、安藤国務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまとめをいたしております。そこで検討してそれ〳〵アメリカの方へも話をいたして参つたのでありますが、アメリカでもこれはこまかく随時にやるということでなしに、一括して一緒にやる方がいいじやないかという意見のようでありましたから、これらの点を考えて、なるべく一本にまとめて要求をし、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考え方で打合せ会を進め、その結果関係閣僚集まつて十分これらを検討しようじやないかということを相談いたしております。ただ本日午後かということは、まだ私の方には連絡がございませんが、急いでこれをやりたいということは申して来ておる次第でございます。そういうことになつております。

○庄司委員　アメリカ国自身も相当良心に反しておることであると思いますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活援護の面は厚生省はどういう対策をとられておるか、お伺いをしたいのであります。

○草葉国務大臣　これは実は船員保険法によりますが入者が、全員二十三名加入者でございますから、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちでございます。従つて請求がありまた船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございます。だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしており、それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたしておる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の場合においてこれが適当でないというようなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりまするが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございますので、これらを総合しながら実際の生活費等を考えて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるような現状でございます。

○庄司委員　本問題はその程度にして、直接水道法案に関係のあり、関連のある問題を二つほどお伺いしておきたいと思います。

きのう楠本政府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございますが、本法はむろん見通しかたいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかもわかりませんが、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜わり得るものであると私は考えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるようですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を体得しておる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得させると同時に、技術の再講習をしてほしいというような点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起債のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起債のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、こういう御希望のようでございまするが、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために——ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数百箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございますが、こういう場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思うのであります。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起債のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり

参議院水産委員会会議録第三十三号

第十九回国会

昭和二十九年六月一日（火曜日）午後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長　森崎　隆君
理事　秋山俊一郎君　千田　正君
委員　青山　正一君　野田　俊作君　森　八三一君　木下　源吾君
国務大臣　国務大臣　安藤　正純君
政府委員　外務省条約局長　下田　武三君　外務省参事官　寺岡　洪平君　水産庁長官　清井　正君
事務局側　常任委員会専門員　岡　尊信君　常任委員会専門員　林　達麿君
説明員　厚生省公衆衛生局結核予防課長　軽部弥生一君　中央気象台長　和達　清夫君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件（定点観測に関する件）

（ビキニ被爆事件に関する件）

（日豪間の真珠貝採取取極めに関する件）

○委員長（森崎隆君）　それでは水産委員会を開会いたします。

先ず最初に日程を少し変更いたしまして定点観測に関する件を議題に供します。太平洋上定点観測業務の復活に関する件ということでございますが、本件に関しまして中央気象台から和達台長が参つておりますので、一応その問題についての説明を伺いたいと思います。

○説明員（和達清夫君）　定点観測は御承知の通り昨年十一月アメリカの援助打切りのために北方の定点は中止いたし、南方の定点は夏季六カ月のみこれを続行することにいたしました。定点観測は我が国の気象事業にとりまして非常に大切なものであります。特に海洋の船舶の保安に対しては重要な役目をいたすものでありますから、我が国といたしましてはこれを是非再開いたしたいと存じておる次第であります。ただその定点観測に用います船を新造いたさねばなりませんので、多額の経費を要しますために、今年度の予算には計上されませんでした定点観測を、来年度から是非実行いたしたいと存じまして、先ず第一着手として、北方定点を一年中観測をいたすようにいたすため、三隻の観測船を新造するという計画において来年度予算を請求いたしたいと中央気象台は存じております。

○委員長（森崎隆君）　只今お聞きの通りの事情でございまするが、この際この問題に関しまして御質疑のあられるかたは順次御発言を願いたいと思います。

大体この問題は先々月頃から各委員におかれましても十分御了解のようでございますので……。

○秋山俊一郎君　これを続行して行くということになると、確かに六カ月であつたように思いますが、あと六カ月に問題があると思うのですが、どのくらいの経費がかかるのですか。

○説明員（和達清夫君）　定点観測は二カ所でございまして、北のほうは中止いたしておりまして、南のほうは夏季六カ月いたしております。今度第一着手としてやりたいのは北のほうのやめております分を一年中やりたい、それを第一順位にいたしたいと考えておる次第でございます。そして経費は一カ所の定点に一億八千万円ぐらいかかります。但し北のほうの海は非常に荒海でございますので、船を新造いたさねばなりません。それが一つの点を観測いたしますには三隻必要であります。

○秋山俊一郎君　そうすると、それは一年中の経費が一億八千万円、それは何点でございますか、定点は……。

○説明員（和達清夫君）　一点を観測いたします。

○秋山俊一郎君　北のほうの一点ですか。

○説明員（和達清夫君）　さようでございます。

○秋山俊一郎君　その船はどのくらいの船で、どのくらいの建造費がかかるのでございますか。

○説明員（和達清夫君）　二千トンでございまして、一隻六億円かかります。

○秋山俊一郎君　そうしますと、今から船を建造してかかるということになると、実際の定点観測にかかるのはいつ頃になりますか、仮に今からかかるとしてもですね。

○説明員（和達清夫君）　来年度予算が通りますれば、すぐに着手いたしますと、来年の暮からが一番早いかと思います。

○秋山俊一郎君　そうすると、それまではできないわけでございますね。

○説明員（和達清夫君）　さようでございます。

○委員長（森崎隆君）　お諮り申上げますが、本件は今秋山委員からの御質疑もありましたように、今から早く準備をいたしたいし、そのことについて政府に強く要望いたしたいという意味におきまして、本委員会で決議案を決議をいたしたいと思いまするが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　それでは決議案を作りたいと思いまするが、手許に決議案を一応作つておりますので、これを原案といたしまして読上げまするから、修正等の御意見のあるかたは申出て頂きたいと思います。一応決議案を読上げます。

太平洋上定点観測業務の復活についての決議案

年々、突発的に本土を襲う台風の被害は誠に甚大にして、特に漁業上に受ける人的、物的の災厄は言語に絶するものあり、現に、去る五月初め北海道に来襲した暴風雨雪の災害のごとき、未だ生々しき事実であるが、これらの災厄が、気象観測通報業務の強化によつて未然に防止し、或いは軽減し得べきことは自明の理なるも、未だ所期の目的を達するに至らざるは遺憾とするところである。

殊に、過般廃止された太平洋上の北方定点観測のごとき、気象災害の防止に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところであり、政府は速かにこれが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。

右決議する。

以上が案文でございまするが、御賛同頂けますればこの通り決定いたしたいと思います。

○青山正一君　二十九年度の予算と書いてあるかな。

○委員長（森崎隆君）　予算ということになりますと、今年度は補正予算でも組みますか。

○青山正一君　補正予算でも何でもいいからできるだけ早く……。運輸委員会では二十九年度というふうに書いてあるんだがね。

○委員長（森崎隆君）　予算という言葉を入れましよう、ここではその意味を以ちまして……。それでは青山委員の御意見がございまするので、最後のところを少し予算の意味を含めまして、「政府は速かに予算等これが完全な復活を実現する具体的方策を樹立するよう要望する。」そのように訂正いたしたいと思いますが、それでよろしうございましよう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　では……。

○秋山俊一郎君　質問していいんですか。

○委員長（森崎隆君）　どうぞ、これに関連されまして……。

○秋山俊一郎君　それで現在南のほうで定点観測をやつておられるそうですが、それは船は三艘でございますか、やはり……。

○説明員（和達清夫君）　現在は二隻でございます。

○秋山俊一郎君　そうすると、その二隻はどれくらいの船で、そうしてそれは暫時の間でも転用はできないのでございますか。

○説明員（和達清夫君）　簡単に申しますが、この南のほうで観測いたしております船は千トンでございまして、旧日本海軍の海防艦であります。これが老朽いたして参りまして北のほうの荒海では使用に堪えないために南点のみに使つておるのでございます。半年でございますから二隻で以て交替観測をいたしておりますが、一年中となりますと修理その他がございまするので三隻必要といたすわけでございます。

○青山正一君　転用するというわけに行かないんですね。それから又ほかにチヤーターするような船はないんですか、どうですか。

○説明員（和達清夫君）　これは技術的の問題で検討を要しますが、夏場の時期には北の海も多少穏かでありまするから、或いは暫時はその船を使うこともできるかも知れません。

○委員長（森崎隆君）　ほかに御質疑はございませんか。

それでは只今の決議案通り決定してよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森崎隆君）　それでは只今の決議案は原案通り決定いたしまして、政府、運輸、大蔵、官房並びに予算委員長、これは参議院の予算委員長でございますが、各方面に強く要望することにいたします。

○委員長（森崎隆君）　それでは次に移ります。

次はビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。只今安藤国務大臣並びに水産庁清井長官も見えておられます。後ほど外務省関係のかたも来られますので、この問題につきましてその後の処置の経過等につきまして一応政府委員から御報告を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　その後の損害でありますが、直接損害及び間接損害を極めて詳細に且つ慎重に調査をしまして、それをそれ〴〵実行に当つているわけであります。即ち直接損害、アメリカに対しましては初めは第一段の要求をし、更に続いて起つたことに対しては追加要求という形でやる方針をとつておつたのでありますが、アメリカのほうでは一括してきめたい、どうかそうしてもらいたいということでありましたので、そういうわけになつて来たものですから、全部を一まとめにしまして今日までのところをアメリカに提出いたしてあります。但しこの提出した中には直接損害は勿論でありますが、間接損害というものも入つておるので、これはともかく全部提出をしてあるわけであります。

〔委員長退席、理事秋山俊一郎君着席〕

但しその間接損害というものは、今までこういう例もないことであり、又アメリカの慣例等においてそういうしきたりもあると、いろ〳〵な関係によつて間接損害として計算したものを全部とり得るかどうかということは問題なんであります。直接損害は、これは言うまでもありませんから当然要求をし、とらなきやならない。間接損害はどこで限度を切つていいかということは、これは非常に微妙な問題であります。併し今提出をし、それに対しまして折衝中であります。

それから今度そのまぐろの値下りによりまして及ぼしたいろ〳〵な影響ですね。つまり生産地の生産業者或いは卸とか仲買とかいつたようなものの受けた損害ですね、まぐろの値下り等から来たそういうようなこと、及び又消費地のものもそれに入ることにもなりますが、そういう点につきましては、これは行政措置で金融をしてやる、こういう方針を決定しまして、その行政措置のことについて今その段階に入りまして現に進行中であります。経過としてそれだけ申上げます。

○青山正一君　今安藤国務大臣から後段のほうで、産地荷受人なり、産地仲買、或いは荷物を引取るほうの消費地側の、つまり中央卸売市場の荷受人、或いは仲買人に対する損害を行政的に金融措置を講じて今進行中であるというお言葉を承わつて、まあ非常に心強くしておるわけであります。問題は今まで三崎なら三崎、或いは焼津なら焼津の陸揚げされたものを無理に産地の仲買人と申しますか、或いは出荷人と申しますか、これが無理に引取らされて、そうして送る。その結果非常な損害を受けておる。殊にその損害は莫大な数字に上つておる。それでたび〳〵三崎とか、或いは焼津、或いは塩釜あたりの産地仲買人、或いは行商人、そういつた面も非常に当委員会へ陳情に来ておるわけであります。この面に措置が只今のお言葉によりますと進行中であるというふうにお答えがあつたわけでありますが、これなどは非常に焦眉の急である、殆んど立つて行けない者もある、倒産者も続出しておる、こういつた面に水産庁あたり具体的に相当の方法を講じておるかどうか、その点についていま少しく詳しく一つ御説明を願いたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　水産庁長官から細かいことをお答えしますがね、ちよつとその前に申上げておきます。今相談中じやないのですよ、そのことは。もうすでに決定しましてね、実行中なんですよ。話さえ向うときまりますれば、もうそれでいいことにして、金融の措置も決定しておるのであります、行政的に。それで更に細目を長官から……。

○青山正一君　今安藤国務大臣は全般的な関係について御説明願つたわけであります。いま少しく具体的に一つ水産庁長官からこの件について御説明を願いたい。

○政府委員（清井正君）　只今安藤大臣からお答え申上げたことに尽きるのでありますが、実はお話の通り消費地、産地共に生産者のみならず流通業者も非常な打撃を受けておるわけでありますけれども、たび〳〵私のほうへも御陳情があり、又我々も出張いたしましてつぶさに実情を調べて参つた次第であります。そこで全般的に損害賠償を要求しておる点につきましては、これは政府としても対策をいたしておるわけでありますが、取りあえずの行政措置ということが目に見えて緊迫感が増して来たというように実は考えておるのであります。そこで私ども事務的にできるだけこの問題を解決したいと先般来大蔵事務当局と実はいろ〳〵折衝をいたして来たのでありますが、そこで或る程度これは政府資金と申していいのでありますかどうですか、要するに大蔵省方面の御斡旋によつて所要の、県を通ずるなり、或いはその他の方法を講じまして非常に緊急の措置を講じたいということで目下地元に対して具体的な働きかけをいたしておるのでありまして、もう二、三日中に何とか目鼻がつくというふうに考えております。

○青山正一君　三崎の魚市場、焼津の魚市場、或いは塩釜、そういつた生産地の魚市場ばかりでなく、東京、横浜、名古屋、京都、そういう中央市場内にある荷受人とか、或いは仲買人に対する直接損害と申しますか、こういつたものについて、只今の長官の方針の通りに進んでおりますかどうか、その点について承わりたい。

○政府委員（清井正君）　損害を受けましたと見られるものは両方一緒であります。ただ御承知の通りの金融関係の状況でありますので、そう厖大な金額を一遍に措置いたすということはなかなか行かないと思つておりますので、取りあえず困窮度が増しておると思われる点から逐次具体的に解決して行きたい、こういうような考え方で実は前々から業者のかたがたとも相談をいたしまして具体的に話をしようじやないかということでやつております。従

いまして私どもといたしましては具体的に解決されやすいものから逐次解決して行き漸次それを広めて行く、こういう考え方でおります。

○森八三一君　今融資の問題でありますが、これは一種の損害に対しての当面対策融資ということになるわけなんですが、そこで過般五月の北海道における暴風被害等に対しましても、融資の措置に出づる分につきましては同時にそれは損失補償の制度がついておるから、現在のような非常に困難な金融情勢下においても多少不満足ながらでも進行が見られておると思うのでありますが、ところが只今のビキニ関係の流通部面における資金の融資ということになりますと、間接の損害の部類に入る関係になるので、その他の見通しもつかざる限り金融機関の金融ベースに乗らない金融になるので、ただそういうことを気休めに言っておったって事は進行しないと思う。如何に政府が進行するとか何とか言ったって責任は金融機関にあるのですから、回収の堅実性が予測できないものに対する金融はこれはできません。又それを政府が強行するということはこれは恐らく不可能だと思います。そういうようなことを考えて来ると、間接損害に対する見通しがはっきり立つか、然らずんば災害に対する融資の場合における損失補償のような制度が樹立されるということでなければ、これは実際問題として私は進行しない。ただ世間がやかましいからそういうことをやっているという程度に私は終ると思うのです。そのことについて私の申上げるようなことではない、それは確信があるのだということでありまするなれば、もう少し一つ具体的な内容を詳細にお示し頂きたいと思うのでございます。

○青山正一君　それに関連しまして。只今森委員の質問は私も実は質問いたしたいと、こういうふうに考えておったわけなんですが、例えばこのビキニの問題も、或る面から言えばこれは自然発生というふうの問題と考えても僕はいいのじゃないかと、こういうふうに考えております。事実今まで数回に亙って水害とか、或いはその他の災害について、近くは北海道の問題につきましても非常な政府として骨を折られておる。利子補給、或いは損害補償、この間接補償というやつは恐らくアメリカさんもそこまで十分に考えてくれないと私はそういうふうに考えております。そうすれば国家としてこれは当然そういった水害とかその他の災害と同じようにみなされやしないかと、こういうふうに考えますので、いま少しく、森さんのおっしゃったようにそういう面について具体的な何か策を講じておられるかどうか、その点も関連して御質問申上げたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　その損害補償、損失補償というまあ災害補償ということについて、まあ北海道のような又最近のこともありますが、これは少し趣きを異にしておりまして、例えば霜害だとか、或いは北海道のようなああいう漁獲に関する損害だとかいうようなものは的確につかめるのですがね。今度のこのまぐろの値下り、ビキニのことから来たその影響ということについて、ああいったようなふうにすつかり的確につかめないという点もあるのです。それでありますから、直接損害についてはこれはそうして一方にはこれはアメリカが実験をしたということのアメリカの責任において生じていることだからアメリカに向ってその損害の要求をやる。併しその直接損害ばかりじゃない、それから起った間接損害もアメリカに要求をするべく提出をしてあるのですが、材料をすつかり書き出しまして。ただ、今お話のようにアメリカがこちらから提出した間接損害を全部そこで承認するかしないかは問題でありますが、政府としましては間接の中でもまあ直接と認定してもいいというような点は強硬に要求するつもりなんであります。そこでまあそういうことが出て解決をすればそう遠くはなく行くのじゃないかと思う。アメリカのほうでも今議会が六月一ぱいでおしまいですから、議会へそれを恐らく提出するわけでありましょう。そうすると六月一ぱい、一月そこ〳〵で何とかその話がきまって来ますから、それに対する賠償実行ということもそう遠くはなかろうと思われる。それができますれば、おのずからそれからこちらのビキニの損害、直接及びそれから起った直接的間接損害というところにもその賠償が廻って行くという段取りになろうと思います。併しながらそれまでもまだ時間が多少かかると推測するので、内払いをやることにいたします。それはもう一日や二日のうちにやることになっております。それから今の業者に対する金融措置は行政措置をやってそれで金融をしてやるほうが適当であろうと、こう存じまして、その方針を以てやっておるのであります。その行政措置というのは政府のほうから金を県なら県を、まあそこのところが最後どうかまだ、ここ一日二日のうちにきまりましょうが、県なら県を通じて政府のほうから金繰りをしてやって、それによってその損害を受けている、打撃を受けている業者のほうに廻してやると、こういう段取り方針をとっておる次第であります。

○森八三一君　今のお話で内払いをすると、おつしやいましたのは、直接損害の査定が済みまして、アメリカに要求しておるが、アメリカ国会の関係等で多少時間がかかるので一部を日本政府の責任で始末をしようということでありまするのか、間接補償の分についても調査は済んだので、それも併せてアメリカに要求しておる、これも同時に又時間がかかるので、その部分にまで及んで内払いをしようとされておるのか、先ず最初にその点をお伺いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　それは先ほどから申上げておりまするように、こちらから提出しておりますから、これに対してアメリカが議会にかけてどういうふうにそれが議決になつて、どう向うから最後の結論が出るかもわからん、従つてこちらの内払いというのは直接とか間接とかいうのではなくて、アメリカに損害補償の要求をしておるうちの或る部分の内払いをしよう、こういう意味であります。

○森八三一君　そうしまするとと、先刻来質問をいたしておりまする流通過程に立つておるいわゆる業者の諸君が魚の値下りによつて非常に困難をしたとか、一般国民が衛生上の見地から不安を感じて仕事といいまするか商売が非常に圧縮せられて生活にも困難をしておるというものまで引つくるめてその総括的なものに対して内払いをしてやる、こういうように了解をしてよろしうございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　それはアメリカへ要求してあるもののうちのそこばくの内払いなんです。ですからアメリカのほうの決定がどうなるかということじやないとわからないのですよ、よく。併しながら実際的には福龍丸の買上げというものをこれは別にしまして、最も損害の現実に多く、これはまあ議論のないといつたようなところに対する内払いと御承知を願いたい。

○森八三一君　これはもう端的にお答えを頂けばいいので、安藤国務大臣非常に慎重にお答えを頂いておりまするが、私の質問は今の福龍丸の船体の問題は過日の委員会でよく承わりましたので、これはもう了承済みであります。取つて来た魚が廃棄処分にしなければならんというようなことになりまして、はつきりと損害がわかつた、それはそれとして今アメリカに要求しておるからまだ決定がないからそれに対してやつてやれ、これはわかります。わかりますがね、業者の諸君が折角買つた魚が販売をするときに行つて値下りを食つちまつて損したというものも、これは今度の事件に関連する間接損害と私は理解をしておる。それから商売そのものが非常に圧縮せられて行つたということも現実のこれは損害なんだ。これも間接の損害と私は見ておりまする。そういうことまでについてもアメリカに要求されておると思うのですが、これはアメリカがどのくらいの程度まで取上げるかどうか、これは未定です。わからない。わからないが、

まあ〳〵或る程度までやつてくれるであろうと、日本の政府のお見込の決定何%というものを実際の損失として支払をする、こういうことでございますかどうか。こういうことはやつておらん。前段申上げましたように、取つて来た魚を廃棄処分にした。これはもうはつきりわかつた損害だからその一部を前払いしてやるという程度のものか、その範囲をお聞きをしておるのであります。

○国務大臣（安藤正純君）　その何ですよ。今のお話のまぐろ棄てちやつたでしよう。廃棄をした、それは入つておりまず、内払いの中に……。それだけのものです、今は。

〔理事秋山俊一郎君退席、委員長着席〕

○森八三一君　そうしまするとはつきりしました。そこで問題は我々が政府に善処を求めておる多数の魚を取扱つておる諸君の困難を打開するということにその内払いというものは何らの役割を果さない、こういうことになるのです。その者には融資の措置によつて当面を考えて行こうという御親切なお話で、我々もそういうことをかね〳〵要望して来ておつたのであります。ところが現在のその金融情勢においては、そういうような業者に対しては金融上の原則からいつて、これは恐らく融資は私は不可能であると思うのであります。これは救済事業ではありませんので、融資でありまするか、回収の確実性のないところへたとえ政府資金といえども供給はできないはずと思うのであります。農林漁業金融公庫から出すとか、国民金融公庫から出すとおつしやいましても、損失が予見されるような、回収の不安を覚えるようなものに対しては、金融上の原則としてはどうしても出せない。殊に現在のような逼迫しておる情勢においてはなお更そういうことは強く首肯されると思うのであります。それをあえて押切つてやろうという政府の御熱意であるとするならば、例に申上げましたごとく災害地における融資に対して金利補給のことが行われた、更にその損失補償の制度が設けられたというようなところまで踏込んで行かなければ、一片のジエスチユアーに終つてしまうと考えるのであります。そんな心配は要らん、それはもう大丈夫融資ができるのだということであるならば、具体的に一つお伺いをして見たいと、こういうことなんです。

○政府委員（清井正君）　只今の御質問の点は私どもにおきましても実は心配いたした点で、森さんの御意見はよくわかります。非常に損失をしたから融資をしろといつても金融ベースに乗らないことは御承知の通りであります。そこで私どもそれであるが故に事務的に実は非常に苦心をいたしたのであります、全くこれはざつくばらんに申しまして。そこで大蔵省事務当局とも十分相談をしておりますのですが、その点が非常にネックになりまして、うまく行かなかつたのであります、いろ〳〵国務大臣にも御心配頂きまして、私も大蔵省事務当局といろ〳〵相談をした結果、或る程度の結論に達しましたので、それをさつき大臣が御説明申上げたのであります。それは御心配の点は先ず先般の御審議願いました北海道災害のように、或いはそれに対して損失補償なり或いは利子補給等の裏付けがなければ融資のできないということは御説の通りでありまして、そこにいろ〳〵問題もありますので、先ず取りあえず緊急にやるべき必要があるというようなことから行政措置をやつて行こう、そのためにはとにかく直接政府の資金を流して、金融機関を動かそうといつてもなか〳〵実は問題がある、そこで私ども考えましたのは、当該県の県庁に入つてもらおうじやないか、県庁に一肌脱いでもらつて県に対して資金の斡旋といいますか、当該県の業者の金融、融資の割当をすることに、県が中に入つて参りますれば、御心配の損失補償の問題も県が中に入つて相当いろ〳〵な手が打たれる、思う通りに行かなくともその間にいろ〳〵と県において工夫をして頂けばいい、県自体の財政の問題もありますので、県と金融機関の話合いもありますし、或いは結局最後的には県が責任を負うようになるのでありますから、政府に対しては。そこでそういつたようないろいろな考慮を払つて参りますれば、県内の重要問題でございますから県においても然るべく考えてやつて頂けるだろうというようなことを考えまして、そこで大蔵省当局と私どものほうとも事務的な相談をいたしまして、当該県に中に入つてもらい、その処置を講ずるというような大筋で以て目下地元県とお話を実は先週からいたしておるのであります。県においてもいろ〳〵相談いたしまして目下進行いたしておるのでありまして、どのくらいのことになりまするか、まだ最終的な話合いになりませんので、しかとは申上げられませんが、とにかくそういうふうな工夫をいたしまして、御心配の点は極力そういうふうな方法によつてなくするような方向に持つて行こうということで進んでおるということを、ざつくばらんに私どもの気持を申上げたわけでありますが、御了承願いたいと思います。

○森八三一君　速記をとめて頂いて、もう少し肚を割つた話をして見たいと思うのです。速記を一つとめて頂きたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

○青山正一君　折角厚生省のかたも来ておられますから、ただ一点お聞きしたいと思いますっ。このまぐろの入つて来る基地の焼津にいたしましても、三崎にいたしましても、塩釜にいたしましても、これは日本の漁業の集散地として、やはり下関とか函館とか、釧路、八戸あたりと匹敵するくらいの大きな基地なんです。そういう所で、この前にも質問いたしましたのですが、市場の中で検査をするということになりますと、三崎とか、或いは焼津とか、そういう所に入つて来た品物は全部、何かビキニの影響を受けたのじやないかというふうなことで、消費地へ入つて来る魚なども、三崎なり、或いは焼津を通過して来た魚という魚は、これはまぐろ以外のさばとかいわし、何品にかかわらず値段が安いように思われるわけです。そこで私は市場に陸揚げして検査するというようなことじやなしに、例えば三崎ならばどこかその附近の城ケ島で検査して、そうして検査の通つたものを全部三崎に陸揚げするとか、例えば焼津なら知多半島あたりにそういつたものを集めちやつて検査して、そうして焼津へ揚げるというようなことにしないことには、これは一時的な検査だと言つておつても、もう早やこのビキニの損害を受けてから相当の日数もたつており、これが殆んど半永久的に僕は進んでいるのではないかと、こういうふうに考えておるわけですが、こういつた、どつか陸揚地に出す前に何か一時一カ所に集めて、検査するというふうな方法を講ずる途はないのですかどうですか、その点についてお聞きしたいと思うのです。

○説明員（軽部弥生一君）　厚生省の前、昨日まで研究所課長をしておりましたが、昨日結核予防課長に代りまして、今日関係部長が別の会がございまして留守しておりますので御説明に上りました。只今の御質問でございますが、厚生省といたしましては、食品としての漁獲物の安全ということを協議いたしまして、只今検査を一応やつております。只今のようなお話の向きにつきましては、漁船そのものが帰つて参りますし水揚げの関係もございますので、私どもの立場のみで事を決するわけには参りませんので、事の出発から只今おられます水産庁の長官とも御相談をいたしまして、そうして便宜方向を示して頂いておる。こういう経過でございますので、むしろそういつた検査の場所をどこかに変えさせるというふうな点につきましては水産庁長官のほうのお考えを頂きまして私どもそれに附随いたしまして衛生上の見地からの検査を担当いたしたいと、かように考えております。

○森八三一君　今の問題は、これは青山委員がこの前に厚生省のほうの部長さんですか、そういうことを質問され

て例として三崎に揚げるのは城ケ島がどうかという具体的の例まで示してお話になつて、それはよく研究して見ますということで……これは速記録を御覧になればわかる……その研究がつかないのですか、まだ……。今の答弁では研究なされなかつたということになるのですが。

○政府委員（清井正君）　只今の御質問でございますが、その点は私どもといたしましても打合会において厚生省のほうからも相談がございました。御質問の御趣旨はよく私了解をいたすのでありまして、むしろこれは生産業者の立場を非常に強調した意味において私どもといたしましても折角陸揚げされましたものが市場でこれが検査されますことによりましていろ〳〵な弊害或いはそれによつて一般に及ぼす影響、いろ〳〵な悪影響等を考えましてできるならむしろそこに入る前に適当に措置する方法はないものかと実は考えておつたのでありますが、たま〳〵厚生省のほうからも只今の御質問のお答えの御趣旨でわかつたと思うのでありますが、先般の打合会でも非常に議論が出たのでありますが、私どもも中に入りましていろ〳〵と相談をいたしたのでありますが、方針としてはそのほうが確かにいいということは方向としては言えるのであります。ただ実際問題として実施することにつきましてはいろいろな観点から考えて行きませんとすぐに実行に移すということはいろいろ問題があるので、方向としてはいいがどういうふうにして実行に移すかということを小委員会でもう少し小範囲の者が集まつて相談しようじやないかということで今相談をいたしておるのであります。御了承願います。

○委員長（森崎隆君）　それではこの問題につきましては一応これで質疑を打切ります。安藤国務大臣に特に一つ今後の善処方を要望しておきます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

それでは次に日濠間の真珠貝採取取極めに関する件を議題に供します。日濠間の暫定取極めが成立いたしましたようでございますので、この問題につきまして外務省からこれまでの結果の御報告を頂きたいと思います。

○政府委員（寺岡洪平君）　日濠間の真珠貝漁業に関する協定につきまして概略御説明いたします。

本件は昨年真珠貝の漁業を始めようといたしましたときに濠州側から出漁を待つてくれ、協定ができてから出漁するようにという話がございまして、結局昨年の三月から会議を始めまして、なか〳〵難航いたしましてその結果日本側は自主的に操業をするということになりまして、この交渉が打切られたわけでございます。そして本件のいわゆる大陸棚の漁につきましては国際司法裁判所にこれを提訴いたしまして裁判所の判決によつてこの間の紛争を解決しようということになつたのでございますが、濠州側といたしましてはその紛争の解決の前に一応暫定的に両国間の真珠貝の漁業についての話合いをつけてからにしなければ裁判所に提出することは困るということでございましたので、再び日本と濠州側の間に真珠貝の漁業についての暫定的な取極め、即ち裁判所の最終的な判決があるまでの真珠貝を取ることについての取極めをきめることになつたわけでございます。その趣旨は、要するに真珠貝を濫獲いたしますと取れなくなる。そこで真珠貝を保護しながら長い間最大の効果を挙げるということがその目的となつておるのでありまして、お手許にあると存じますが、その協定ができたのであります。その趣旨は大体日本側は昨年の実績だけの貝を取る。その貝を取るためには日本国の法律並びに濠州側のきめました真珠貝漁業法、両法に従つてこれをやる。そして私どもの努力いたしました点は濠州の法律に従うわけでございますが、そのライセンス、真珠貝漁業に従事する者に対する許可制度につきまして日本側が認めたものにつきましては濠州側も簡易的にこれを許可するという点と、それからどこで取るかというその地域を協定したという点、この二つが主なる内容でございます。大体において昨年の実績に従つてきめたわけでございます。従いまして大体裁判所に持つて行きますと相当時間がかかると存じますので、取りあえず昨年の実績というものを基礎にいたしまして、その間の漁業を可能ならしめるという点が趣旨でございます。

○青山正一君　これはすでに今朝の新聞に全部発表になつておりますし、ラジオでも言うておるのでありますが、私どもは新聞に発表になる前に、勿論これはいろ〳〵国際的な問題であるわけだから、いろ〳〵秘密会とか何とかいうようなことも必要だろうと思うんですが、こういつた問題につきまして当委員会も三回なり或いは四回に亙つていろ〳〵検討いたしておるわけでありますから、あの新聞などの発表の前に、たとえ秘密会であろうとも、一応はこの委員会のほうへこういうふうなことに決定するというような報告だけでも結構だろうと思うんですが、一つ何とか今後委員長のほうでも、当委員会は非常にこの問題については三回に亙つてこの委員会も開いておるわけですからして、その発表の前にたとえ秘密会でも結構だから、一つこれは報告すべきが僕は本当の道じやないか、こういうふうに考えておるわけですからして、今後そういうふうなことのないように一つ特に申入れて頂きたいと思います。

○委員長（森崎隆君）　ほかに御質疑ございませんですか……それじやほかに御質疑がないようですから、本件は一応外務省から御報告を承わつたままにしておきます。

速記をとめて下さい。

午後二時四十四分速記中止

午後二時五十四分速記開始

○委員長（森崎隆君）　速記を始めて下さい。

本日はこれで散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和二十九年六月二十六日印刷　昭和二十九年六月二十八日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

参議院厚生委員会（第十九回国会）継続）会議録第一号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午後一時四十四分開会

委員の異動

六月三日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

六月八日委員廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として高瀬荘太郎君を議長において指名した。

六月十五日委員高瀬荘太郎君、宇垣一成君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として高良とみ君、前田穰君及び紅露みつ君を議長において指名した。

六月十六日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。

六月二十八日委員紅露みつ君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として有馬英二君及び高橋道男君を議長において指名した。

七月十四日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

七月十五日委員榊原亨君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。

七月二十四日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

八月五日委員高橋道男君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　上條愛一君
理事　常岡一郎君
　　竹中勝男君
委員　中山壽彦君
　　榊原亨君
　　前田穰君
　　高良とみ君
　　藤原道子君
　　湯山勇君
　　山下義信君
　　紅露みつ君
国務大臣　厚生大臣　草葉隆圓君
　　国務大臣　安藤正純君
事務局側・常任委員会専門員　草間弘司君
　　常任委員会専門員　多田仁巳君
説明員　外務省アジア局長　中川融君
　　厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本正康君
　　厚生省引揚援護局長　田辺繁雄君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件

（中国紅十字会代表招待及び中国人遺骨送還に関する件）

（ビキニ被爆者及び家族援護に関する件）

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに、厚生委員の異動を御報告申上げます。第十九回国会の閉会後の異動によりまして新たに厚生委員になられた方は、山下義信さん、前田穰さん、榊原亨さん、紅露みつさん、高良とみさんの五人の方々でございます。御紹介いたします。

○委員長（上條愛一君）　それではこれより議事に入ります。

社会保障制度に関する調査の一環として、第一に中国紅十字会代表招待に関する件を議題といたします。政府におけるその後の状況を御説明願います。

○説明員（中川融君）　中共に抑留されております一般邦人を引続いて内地に帰還せしめることの一助といたしまして、又先般来中国紅十字会が本問題についていろ〳〵尽力してくれましたことに対する謝意を表する一つの方式といたしまして、中国紅十字の会長その他代表の人たちを内地に招いていろいろ懇談をしたい、或いは視察等もしてもらいたいということを、前から日本赤十字社から申出でがありまして、必要な入国許可、旅券発給等について政府の援助を得たいということでございました。

これにつきましても政府当局といたしましては果してこういうような方式が邦人引揚問題の促進に貢献するかどうかというような点、又これに関連いたしましていろ〳〵これが純粋の引揚げという人道問題以外の問題にいろ〳〵利用されるというようなことがないかというような点につきまして、必ずしも日赤とは意見を一つにしていなかつた関係上、なか〳〵この入国許可についての政府側の協力という点が結末を見なかつたのであります。

先般両院におきまして、この招待問題について政府は善処するようにという決議が、それ〴〵同じ内容の決議が両院においてありました関係上、政府といたしましてもできるだけ速かにこの問題を解決したいと考えておりましたところ、最近に至りまして日赤におきまして関係団体から本事件を政治的の目的には決して利用しないという約束を取り、或いは日赤のほうといたしましてはできるだけそういうふうに努力するということを約束されましたので、本問題につきましてはこれ以上心配する必要はあるまいという結論に達しました。先週中頃政府としても異存ないということを日赤に通達いたしました。日赤から早速中国紅十字会会長宛電報を発しまして、来月約二週間の予定を以ちまして中国紅十字会代表七、八名を日本に招待したいということを申送りました。それに対してまだ返事は聞いていない状況でございます。

簡単ですが、これを以て御報告を終ります。

○委員長（上條愛一君）　御質疑を願います。

○竹中勝男君　今政府の御説明に外務省は今までこれに躊躇しておつたのは、邦人引揚促進にこれが貢献するかどうかということについて疑念を持つておられたということなんですが、そうすることこれを招待を出されることを承認されたことについてはこれは貢献するというふうに解釈されたわけですか。

○説明員（中川融君）　その点につきましては、政府としての考えは特段変つておるという事情ではございません、恐らく邦人引揚という問題はいろ〳〵の考え方から判断されて決定される問題ではないか、従つて紅十字会の代表を招待して日本における謝意を表する。或いはいろいろこれと懇談するということによつてさして促進されるとは実のところ考えていないのであります。併し本問題は一つの一般輿論の問題といいますか、問題ともなつております。かたがた先般国会におきまして両院の決議もありまして、政府として善処すべしということでありますので、むしろ国会の御決議を尊重するというつもりから本件について、入国について許可をするということをきめた次第であります。

○竹中勝男君　私が伺つているのは、政府が紅十字の代表をよんでも引揚促進には貢献しない、するかしないかわからないということに対して御質問したのですが、今の御答弁では、恐らくしないだろうという御答弁だと解釈していいですか。そういう解釈の下にお

よびになるわけですか。

○**説明員（中川融君）**　当初政府がこれの承諾を躊躇いたしておりました理由は、先ほど簡単でありますが申述べたように、これが果してどの程度貢献するやは疑問であるということと同時に、その反面この招待という問題が、いろ〳〵人道問題以外のこと、或いは別の言い方を申しますれば、政治的な目的に利用されやしないかという面がありますので、その両者を比較検討いたしますと、どうもこれは軽々に招待を承認すべきではないのではないかという疑念がありましたために、延び延びになっていたわけであります。併しこの件につきましては国会の決議がございましたので、もはやそういう点についての政府の判断をこの際固執すべきではないというふうに考えまして、その趣旨によって政府としては最近承認を与えることになった次第であります。

○**竹中勝男君**　まだはっきりしないのですが、紅十字の代表を招待してみても、これが引揚促進には一向プラスになるとは思わぬという点については間違いないのですね、外務省のお考えは……。

○**説明員（中川融君）**　引揚促進になるかならないかということは、はっきりした結論は出し得ないわけであります。これは勿論その結果を見た上でなければ結論は出ないわけでありますが、見通しとしては、我々が中共というものの性格その他を判断いたしておりまする結論としては、さようなことではなかなか方針なりなんなりを変えるような政治柄ではないというふうに考えておりましたので、従って民間の各方面からいろ〳〵これをよぶことが唯一の促進策であるというような議論に対しましては、必ずしも政府は同意見ではなかったわけであります。併し絶対に貢献しないと言い切ることもこれは早計であると思います。併し政府が躊躇いたしました理由は、そういう貢献ということが非常にあいまいであって、結論が出ない。一方これによっていろいろの政治的に利用されるというような、いわば政府の面から見ますと面白くないことも予想された。この両者を比較検討いたしまして、これに対して論議をそう急速には出していなかったわけであります。併し最近に至りまして、この承認いたしました理由は、政府の検討の結果が、今までとは違った結論になったという事情によるものではむしろなくて、国会の御決議を尊重するという趣旨から出ているものであります。

○**竹中勝男君**　しつこいようですけれども、今のアジア局長の御答弁によりますと、日本はあまり中国に信頼を置いていない。中国の代表と交渉してみたところで、その結果が中国の性質上信頼できないというふうな御言葉が、或いは全体としての説明がそういうようになっているのですが、私はこの点については意見になりますけれども、これはそういう態度で中国の紅十字代表を日本に招待するということについては、私は政府がもう少しそういう態度を改められるのでなかったら効果はないと思う。よんで見ても、これを信頼していいのか悪いのか、結果がいいのか悪いのかわからんというような政府の態度というものは、私は面白くないと思う。この点私は委員として、そういう政府の態度で、紅十字の代表を日赤が招待することを承認されたというのであれば、私は大変遺憾だと思う。そういう点についてはアジア局長はやはり、どこまでも政府は中国の代表をよんでも、引揚に貢献するかしないかは一向わからないという態度でおられるのか、成るだけいい結果をもたらすようにという意図の下においてなされているのか、私は重ねて伺いたい。

○**説明員（中川融君）**　今回中共の代表をよびますことによって、引揚問題にいい結果が出てくるということは、政府としてももとより希望するところであります。又中共の紅十字の代表をよびます際に、政府がそういう心がまえでは効果が出ないのじゃないかという御意見でございますが、これは併し入国を許可いたします政府として、そういうような考えを持っているということでありまして、これを招待いたしますのは政府ではなくて、日赤がいたすのであります。日赤としては、これによって相当の効果があるというふうに期待して、又その趣旨で誠意を尽くして、中共紅十字の代表を接待されるものと考えております。又日本側が誠意があることによって、日本側が誠意を尽くしても、中国の国柄からなか〳〵むずかしいのじゃないかというようなことを申しましたのは、誠意を尽くす相手が中国政府ではないのでありまして、これは中国の紅十字であるのであります。従って又中共の国柄といたしまして、政府というものが非常に強い立場にある。又日本の赤十字と、中国の紅十字とその政府とに対する影響と申しますか、そういうようなものはやはり距りがあるのじゃないかと思うのでありまして、従って誠意を尽くしますす相手が紅十字である場合において、果してその誠意がどれほど中共政府自体に影響を及ぼすかというような点については、やはり日本における場合と同じように考えるのは、少し行き過ぎではないかというふうに我々は見ている次第であります。

○**竹中勝男君**　長くなりますから簡単にしますが、どうも御説明を聞いておっても、やはり政府の態度というものが、中国に対する不信或いは中国或いは中国紅十字との関係におけるものに対する不信、消極的な態度というものが、少くともはっきり現われているように思うのですが、参議院の厚生委員会としては、中国の紅十字会の代表をよぶということは、非常に引揚げの促進についても、或いは中日の国交についてもプラスになるという確信の下に、我我は紅十字の李徳全会長をよぶということを決議しているわけなんです。こういう点について私の希望としては、政府がどこまでもそういう中国に対する先入主、中国紅十字会に対する消極的信頼的な態度というものを変えて頂きたいと思う。そうしなければ紅十字の代表を招待して感謝の意を表する、そうして将来の引揚げ問題の解決に対して、積極的ないい結果をつかむという我々委員会の意思に合わない点、政府にそういうズレが出て来るということを私は非常に懸念する。その点については十分御注意を願いたいと私は思う。

○**山下義信君**　今竹中委員の御質疑があって伺っておったのですが、私は別な角度から伺いたいのです。最後に竹中委員の言われたような意味のことを、私は外務省もそう考えているのだろうと思う。外務省が中国を全く信頼しない。李徳全女史の来日は好ましくないと思っているというふうにばかりゞそういうふうに考えてはいないので、後段の竹中委員の希望せられたような気持ちは実は持っているのだ、持っているのだけれども、一言言い損ったら大変だから用心して、今言うようにきちんと紋切り型のことを言うのだろうと思う。私は外務省が今回入国を許可したことは、私はまあ遅いけれどもこれを是とするのです。我々が決議したのはもう数カ月前です。国会の決議を尊重したとおっしゃったけれども、まあ尊重も尊重であって、今頃まあ尊重ということになるのですけれども、ともかく遅くとも同意せられたということは私は多とするのです。

それで日赤がよぶ、三団体がよぶことが政治的に利用されることをおそれて云々と言うが、政治的に利用したのは誰だ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）政府じゃないか。（「その通り」と呼ぶ者あり）これを断ったのも政治的な意味で断り、今回これを許可したのも政府みずからの政治的な意図が私はあると思う。赤十字や三団体に何の政治的意図がある。若し意図があるというなら、外務省は指摘してみ給え。我々から言えばこれを今日まで拒否し続けたのも、政府のアメリカ一辺倒の外交方針のその具に供したのだ。私はそう思う。で今回、まあ私大きな声したってしようがないから、今回これを政府がなんだかこう非

常に解釈を十分了承して、趣旨を了承して欣然としてこれを承諾したということは、私は先ほど中川局長が述べられた、そういう表面的な形式的な理由でなしに、私はもつと政府のこのたびのこの措置を高く評価したいと思うのですが、どうです。私は政府が今日の国際情勢から見られて、これはですよ、新聞などがぼつ〳〵書いているが、政府の外交方針も若干是正しなくちやならん。修正しなくちやならんという段階に来ておる。我々野党が多年叫んで来たことに、漸く今日少しばかり気が付きかけた。私が今日の李徳全女史に対する外務省の態度が変つたということは、政府の方針が外交方針上大いに考うるところがあつて、漸く今日になつてこの承諾という挙に出た、こう私は善意に政府のいい一つ、その方針の変更を来たしたその一つの現われであると高く評価したいと私は考える。この点中川局長はどうお考えになりますか。そういうふうに私どもは高く外務省の態度を評価しているのですが、如何です。

○説明員(中川融君)　政府が紅十字代表の入国につきまして承認を与えました理由は、先ほど私の述べました通りでありまして、中共に対する日本政府の考え方が変化したから、その結果としてこれを承認したというような関連はないのであります。

なお、中共に対する不信というふうに、先ほど私ども申しましたことをおとりになられたようですが、決して中共政府自体に対して日本政府が不信の念を持つているということではないのでありまして、中共政府と中国紅十字会との相関関係というようなものにおきまして、中国紅十字会に対していろいろ好意を示すということが、同時に中共政府の政策にすぐに影響があるというように考え、解釈するのは、中共の国柄から見て少しむずかしいのではないか、かように考えるということを申した次第でありまして、中共政府というものを別に信用していないという趣旨を申上げたのではないのであります。

○山下義信君　私はこのたびの外務省の許可が一つの、外交上の一つの大きな私は何といいますか、できごとというか、一つの措置というか、そういうことの意味があると思うのですね。意味にとられると思うのですね。理由は今たび〳〵繰返されたような理由であるが、それはまあ形式的な理由であつて、そのことをそういう理由によつて許可した、政府が認めたということは、大きな政府の態度の変化と思いますが、どうですか。

〔藤原道子君「率直に御答弁願いまず」と述ぶ〕

○説明員(中川融君)　私はこの問題につきまして、いろ〳〵政府部内において研究もいたしておりましたし、私自身折衝の衝等にも当つたのであります。その経緯から見まして、先ほど私の御説明いたしました通り、中共に対する日本の認識が変つたというようなことから、今回の承認になつたものではないのであります。

○山下義信君　変つたのでなければ、この理由はもうとうから、半年前からはつきりしている理由であつて、半年前にはこれを拒否しておつて、今回これを認めるということが変つたのじやありませんか。理由はちつとも半年前から変つたのじやないので、半年前の理由と若干の理由に変化があつたというならば、それはこの度認めることにした同じ理由が半年前もあつたのであります。外交官とやりとりすると、私が負けるかも知れませんから、この程度にしておきます。同一理由で承認したというのであれば、政府の態度が変つたのじやありませんか。変らんというのがおかしいじやありませんか。

関連して伺いますが、まあ最近中共と日本との関係が非常にだん〳〵近くなつて来たことは、顧著な事実であります。そうして民間のあらゆる団体その他が自然と親近を一層加えつつある情勢は、只今非常に注目すべき情勢でありまして、私ども非常に喜んでおるのでありますが、政府はこの民間の日中の交流状況というものを、どういうように考えておられますか、御意見を承わりたいと思うのです。

○説明員(中川融君)　最近中共と日本との間に民間のいろ〳〵交流が盛んになつたというお話でございますが、具体的にどういうことをお指しになるのか私にはちよつとわからないのでありますが、別段従来と特に変つたことはないように思うのであります。勿論中共側からいろ〳〵の、例えばこの前、議員団を招待するというような話とか、その他の話がございますけれども、これに対する政府側の態度というものは、御承知のようにまだはつきり結論が出ておらない状態でありまして、中共側から一連のそういうような、何と申しますか、運動が行われておるからというお話でありますならば、最近いろ〳〵そういう中共側からの運動が比較的多くなつたように思うということは言えると思います。これに対応して日本側からどのような態度になつておるかということでありますれば、これは今までのところ特に変つていないと申上げるほかないと存じます。

○山下義信君　外務省は中共の平和攻勢を恐れて、必要以上の用心を重ねておられるということは、誰もわかつておるのですが、今中共側からどういう手を打つて来ようと、私は日本政府としては考えなければならん段階であつて、まあ各種団体の動き、或いは殊に議員の中共旅行なんかは、政府としては、これは積極的に私は理解を持つて相当援助すべきだと私は考える。これが中日外交打開のきつかけになることは万人が認めておる。私は外務省はそういうことに対して非常になんというか、虚心担懐に、而もアジアの大局から見ても、これは私は十分積極的に、そういうことに対してこれを阻害したり、或いは阻止したり邪魔立てしたりということでなしに、むしろ積極的に向うの平和攻勢を十分活用するという心がまえで私は出て行くべきだと、こういうふうに考えておるんですが、アジア局長の見解はどうですか。

○説明員(中川融君)　政府といたしましても、この種類の問題につきましての態度ということを特に今まだきめていないのであります。これにつきましては御意見も十分傾聴いたしまして更に研究、検討を続けたいと思います。

○藤原道子君　先ほど来、局長の御答弁を伺つておりますと、だん〳〵わからなくなつてしまう。結局中共政府と云々ということを言われますけれども、日本政府と中共の政府との間ではどうにも話合いがつかない。国交の回復ができていない現状といたしましては、そういう段階にある。それを赤十字その他の三団体の力によつて引揚が促進されたことは、これはもう否定することのできない事実であります。これを然らば国民が求めていないかといえば、国民はもう寝る間も寝ないで、引揚の一日も早からんことを祈り続けて来た。それが紅十字会の好意によつてとにかく引揚ができたということこの事実に対しては、あなたも否定はできないと思う。これに対して今度李徳全女史をおよびするということは、感謝の意味を含めておよびするということが、私は赤十字社の趣意だつたと思う。そういうことを社長は向うで約束して来られておる。それによつて向うを感謝の意味を含めてお迎えして、そこからだん〳〵気持が親密を加えて行つて、次の引揚にも又便になるであろうという期待はあつた。だけれども今度およびするのは、ためになるとかならないとかいうような露骨な考え方からなされたものではないということを私たちは考えておる。私はそう思つておる。ですからこれに対してあなたがどうお考えになつておるかということが一つと、いま一つは先ほど来どうも政治的に利用されるというおそれがあつて云々ということが、しば〳〵あなたの口から出ておりますけれども、これに関連いたしまして最近中共が戦犯を送り還してもいい。還してやろうというような意思がある。これをこちらへ言つて来た。ところが三団体が外務省と話合いをしたいという申入れをしても、外務省がこれに応じないで、未だ

に話合いが始まつていないのは、これはどういうわけなんでございましようか。これも政治目的に利用されるおそれがあるからとおつしやるのでございましようか。ということになると、戦犯を、終戦以来九年経つておりまして、夜の目も寝ずに待ち焦れている家族の気持ちに対して、外務省はそれでよろしゆうございましようか。政治目的の利用ということをどういうふうに我々は解釈したらよろしいのでございましようか。私はこの点どうも外務省のやり方に割切れないものをしば〳〵感じておるのでございますが、一日も早い引揚の促進のために、戦犯を祖国に迎え入れまするためには、三団体と言つて来ておる以上は、やはりこれと話合いをお進めにならなければ、三団体と言つて来たのだから、三団体でやつたらいいじやないかということでは、相済まんと思うのでございますが、それに対して外務省はどういうふうにお考えになり、今後どう処置されるお考えであるかということを私は明確にお伺いをしたいのであります。

○説明員(中川融君)　中国紅十字会代表を感謝の意を現わす意味において招待するということは、初めから日赤が言つておられたことでありまして、そのこと自体について政府として別に異存はないのでありますが、そのことが同時にいろ〳〵ほかの目的に利用されはしないかということで、先ほど申上げましたようにこれの承認が遅れていたのであります。このことにつきましては最近承認をいたしまして、日赤から招待の電報が出たわけであります。なお、最近中共当局が戦犯者を近く釈放するかも知れない、その場合には日赤等三団体にやはりやつてもらいたい、日本側としてはやつてもらいたい、こういう意向を現地に旅行いたしました人に伝えまして、その人から内地へ知らせがあつたわけであります。これにつきまして外務省としてこれを決して反対とか異議を唱えていることではないのでありまして、非常に賛成であります。外地戦犯の人が一人でも多く一日でも早く内地へ帰られるということは、国民を挙げての吉報でありますので、これは是非そのように解決実現してもらいたいと思うのであります。従つて私どもは三団体の人に早く電報を打つたらいいじやないか、早く一日も早く一人でも多く帰れるようにということを電報を打つたらいいじやないかということを申しておるのでありますが、三団体といいますか、日赤以外の二つの団体のほうはその前にどうしても外務省に会わなければ電報が打てないと言うのであります。どうして外務省に会わなければ電報が打てないのか、我々は理由がわからないのであります。つまりそういうこと自体がいろ〳〵こういう引揚げとか戦犯釈放という人道的な大事な問題を、何かの条件にくつつけていろ〳〵利用されようということの動きの現われじやないかというふうにまで、或いは解釈すれば解釈されるような態度でありますので、外務当局といたしましては、外務省に今会つて特に今何と言つて聞くことはないじやないか、政府としては戦犯の人が在外邦人の人がいつどこの港へ帰るということであれば、早速配船してそのほうは厚生当局で用意しておるのであります。いつでも配船できるのであります。要はできるだけ早くたくさんの人が帰れるように、従つて又いつ何人ぐらいの人がどこへ集結するかということを聞くことでありまして、それを聞くことは何も外務省に会わなくとも聞けるわけであります。そのことは私から十分三団体に伝えてあるのでありまして、三団体ではどうしても外務当局に一遍会わなければ困るという理由が甚だ不可解でありますので、目下更に三団体が本当にどういうわけで会わなければならないのかということを聞いておるわけであります。

○藤原道子君　三団体が外務省に会わなければというようなことに対してそれがすぐ何かの目的のように解釈されることがおかしいのじやないでしようか。お忙しいではございましようけれども、ちよつとお会いになつたつて、そう大して差支えないのであつて、会つてみてそれが好ましくないならばその時に又処置をとられればいいのであつて、あなた方は会わないと言い、団体のほうでは会いたいと言い、その中に入つて赤十字のほうは非常に困つておいでになるという記事が新聞に出ておりますが、この記事が間違いなんでございましようか。それともそういう事実がそうなつておるのでございましようか。それは又どうして会えないというのか、その理由はどこにあるのでございましようか。

○説明員(中川融君)　三団体の方に何ということなし会うということに、勿論仕事の関係はありますけれども、決して反対ではないのであります。日赤以外の二つの団体の方は会わなければ電報が打てないというふうなことを言うておられるのであります。これがどうしても不可解なのであります。どうして会わなければ電報が出せないのか、つまり電報を出すという大事なことを、政府当局に会うということを関連せしめて、いわば面会を強要するという恰好に出ておるのが甚だ不可解でありますので、その間の事情をもう少し確めたいと思うのであります。

○藤原道子君　ます〳〵奇怪だと思うのでございますが……。政府ではどうしても戦犯釈放等についての手が打てなかつた。ところがそれが幸いにも三団体を通じてそれができるという見通しがついたということになればですよ、それは打合せ等のこともあろうから、会いたいというのが当り前だろうと思うのです。ところがそれを面会を強要するというふうにおとりになるのは、何かあなたの方で後ろ暗いところがあるんですか。

○説明員(中川融君)　会わなければ大事なことができない、その理由が我々から見れば薄弱でありまして、そのことから結局会わなければ電報という大事なものが打てないんだぞということからして、会わなければならないように仕向けるというその方法といいますか、それに我々外務当局としては了解できないものがあるわけであります。従つてこれは単に漫然としてとにかくそういうようなことから会わなければ……、会えば電報が打てるではないかというふうに軽々しく考えるべき問題ではなく、何かそこにやはりこの際はつきりしておかなければいけないものが含まれておるのではないかと、かように考える次第であります。

○藤原道子君　ます〳〵私は了解できません。外務省はそんな特権があるのですか。結局私はそういうやり方が問題を縺れさして来ると思うのです。一日も早く帰してもらいたいという家族の気持ちを思うときに、あなたのような立場を固執されるということはおかしい。と言つてみても今の政府当局が外国の招待の宴会に出るまでアメリカのお許しを得なければ決定ができないというような弱腰だから、だん〳〵だんだんに日本はこういうふうになつて来ているのではありませんか。そんなことは言いたくはございませんが、とにかく私は本当に家族の気持ちを考えるならば、速かにこの問題は解決さして欲しいのです。面会強要という言葉がございましたが、私これは穏かでないと思う。どういう強要の方法をされたのであるか。果して強要であつたならば、私たちも考えなければなりません。その点を明かにして頂きたいと思います。

○説明員(中川融君)　つまり普通に会いまして、そして話をするというのであればこれは差支えないわけでありますが、会わなければ、要するに大事な電報が打てないということを言つておるのであります。会うことと大事な電報が打てないということの間には、どんな理由があるか、どういうそこに必然的な関連性があるかということを考えてみますと、必要なことは全部すでにわかつておるのでありまして、何も今更会つて聞かなければならん必要はないのであります。船の配船のこともすつかりきまつておりますし、又先方としては、今回は三団体の代表者に来てもらう必要はないということも先方に連絡しましたし、伝わつておるのであります。特に会つて何を頼むということもないわけでありますが、併しどう

しても会わなければ電報が打てないというようなことを言つておるのです。これはやはり間接的ではありましようが、面会をさようなことで強要することにいとしいのではないかと考えて、先ほど面会強要ということを申上げたのであります。

○湯山勇君　私は局長のおつしやることは少し誤解か、間違いがあると思いますので、その点を質したいと思います。それは紅十字代表を招待するということは、感謝の意味で御招待するのだ、こういうことをおつしやつて、このことが引揚げにまあ余り影響はないだろうというようなお話ですけれども、これは当委員会でこのことが決議された状況とは非常に違つております。と申しますのは、当委員会でこういう決議がなされましたのは、感謝を表明するだけならば引揚げが終つてからでもいいじやないかという外務省側の意見の開陳があつたんです。これは政務次官からございました。そのときに当委員会としてはそういう感謝の意味だけでなくて、現在残つておる数千名の人を帰すためには、やはりこの段階において来て頂くべきじやないかということで、政務次官もそのことを了承されて、それでは私といたしましても全力を挙げて御協力申しましようということで、あの決議がなされたことを局長は御存じでないのではないかと思います。そういういきさつから今日の招待ということになりますと、局長のおつしやつたような一方的な意味だけではなくて、このことに対する大きな期待があるはずでございますが、若し局長が御存じないとすれば、これは小瀧さんとよく話合いを願うし、なおその問題についてはかなりの意見に食い違いがありますから、委員長にお願いしたいのですが、若し御答弁如何によつては、大臣を是非明日および願うように願いたいと思います。

それからもう一つ、今度の招待について政府は何らかのプランを持つておられますか。ただ旅券を出す出さない、許可を与えるというだけでございましようか。なお、時間をお急ぎのようですから、簡単に申上げますが、一切の応接を赤十字がするといたしますと、赤十字は実際運営等の費用に困りまして、政府から若干の補助を出しておるはずでございます。そういう赤十字がどういうところからどういう費用を出すか、政府としてはこれに対して何か助成をするとか何とか、そういう途を考えられておられるのかどうか。そういう経費面についてもおわかりの点を明らかにして頂きたい。

○説明員（中川融君）　紅十字会の招待が感謝の意を現わすことと同時に、今後の引揚を促進させるという二つの目的があつたことは、政府は初めから承知しております。従つて必ずしもその一つだけというふうには解釈いたしておりません。なお紅十字会を招待いたします際に、政府が何か直接にするかどうかというお尋ねでございますが、政府としては、これは日本赤十字社が中国の紅十字会の代表者をよぶということであるというふうに了解いたしております。政府としては直接何らの措置もとりません。全部日本赤十字社がこれの接待に当るはずであります。なお、赤十字社がその経費をどうするという点につきましては、私も詳しいことは存じませんが、赤十字社で然るべく経費を捻出するというふうに了解いたしておりまして、政府から補助金というようなことは只今考えておりません。

○委員長（上條愛一君）　それではあとでなお御質疑を継続して頂くことにしたいと思いますが、安藤国務大臣がお急ぎのようでございますから議題を変えまして、ビキニ被爆者とその家族の援護に関する件を議題といたします。

先ず、安藤国務大臣から、その後の経過の御報告をお願いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　大体水産委員会、殊に参議院の水産委員会でも十数回に亘つて委員会を開いてはつきり申上げてあります。今日も午前に参議院水産委員会で只今の現況も申上げておきましたから……。併しこの委員会で御質問でありますから、極く大体のところを申上げます。この被害対策につきましては、第一に対米交渉をずつと続けておるのであります。対米交渉もよほど進んで参りまして、もうほどなく解決がつくであろうと推測をされます。併しながらまだ最後の結論までは行つておりません。ただ、これに対しまして、アメリカでは直接損害、間接損害と形式的に分けて、直接損害は賠償をすると、間接損害は賠償をしないと、そう形式的には、形式の上では現われて来ないかも知れません。総括して、どういうものだけに賠償する、こういうような形になつて来るだろうと思います。併しながら実質から言いますと、アメリカでは責任を感じて直接損害の賠償はしよう、間接損害はよくわかつてはいるけれども、アメリカの国内法にそういう間接損害を賠償したという例も余りなし、又今日までいろいろな事件がありまして、それが国際裁判所にかかつたこともありますが、その判決はやはり直接損害の程度で判決をされて、間接損害には及んでおらないという判決例もあるというようなことでありまして、実質的には直接損害を標準としての賠償と思います。併しながら日本からの交渉を外務大臣を通してやつている。その交渉には相当幅を持つておりますから、形式の如何にかかわらず、やや幅の広い過程において解決をされることと思うのであります。最後の結論には行つておりませんが、もう結論に近くなつております。そこで政府といたしましてはそういう直接損害のほかにですね。まぐろの魚価の低落ですね。市価の暴落、それから市場の混乱、そういつたような間接損害です。即ち生産業者に対する、そういう損害ですね。それから流通関係の業者に対する損害、これを何とかして早く水産業が円滑に活動ができることにしなければならない、こういう立場で政府は考えておりまして、差当り国内の措置を講ずるつもりであります。現にその点は、例えば神奈川、即ち三崎です。静岡、即ち焼津、こういうところに対しましては融資の措置をいたしたのであります。併しそれに及んでおらないところがまだ大部分でありますから、そういう点に拡張しまして、国内融資をしよう、融資であります。ということを実はもう十分前からそういう方針で、殊に最近関係大臣の間で相談をして協議を進めている。これが現況であります。

○湯山勇君　只今の大臣の御説明は極めて抽象的、一般的であつて、現在の段階においてはもう少し詳しく知りたいと思います。と申しますのは、先般岡崎外務大臣は、二十七日に、アメリカは補償費八十万ドルを出す意向だ、それに対して外務大臣としては、いろいろ資料を集めて見ると、その総額が二十億円を超えているというようなことを記者団に発表しております。そうすると、大体向うとしてはどれだけ出そうという、こちらとしてはどれだけ出してもらいたい、どれだけ出してもらえば、どれだけの補償ができる、こういう点をもう少し具体的に大臣から御説明を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　アメリカは初めはそんなに出さないつもりだつたのですね、率直に言いますと……。それを非常に交渉しまして大分向うもわかつて来、こちらも談判を続けたわけで、結局八十万ドルということが出ております。併し八十万ドルでは満足ができないというのが我々の考え方で、少くともももうちよつと上げなければいかん。向うの立場では直接損害というんですよ。それ以上はやはり出ない。ところが直接損害としましてもそれじやいけないというので、努力を続けているというわけであります。

○湯山勇君　それでは直接損害だけで政府としてはどれだけに見ておられるのでございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　直接損害、数字のことを実はね。私は申上げたんですがね。一遍にここで言つてしまうわけにも行かないから、この点は水産委員会でも申上げずにありますから、その点はどうぞお許しを願いたいんです。ただ併し、概数を言つておきますと、直接損害というのは、これはい

ろいろ算定の仕方があるのですね。厳格に言いますと、福龍丸の船体がまるで駄目になつちやつたからその措置、それから二十三人の患者の治療費及び今後の生活保障といいますか、或いは慰藉料といいますか、とにかく今後の保障ですね。それから福龍丸等に属していた船具、船員の私物、その他これに附属したもので放射能を浴びて使い物にならん、そういうものの損害ですね、それから福龍丸について第十三光栄丸というのが三崎に着きまして、これが相当放射能を浴びて来ているんです。これらも勿論損害に入りますし、爾来最近までで百四十九隻ですか、ちよつと極めて確かなことは何ですが、大体それくらいの船が放射能を浴びてまぐろを廃棄している。それは勿論福龍丸、光栄丸というのは殆んどまぐろを全部海中に廃棄しちやつたんですが、その後はそんなにないようです。積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。

○国務大臣(安藤正純君)　家族の何ですか、将来の保障ということですか。

○湯山勇君　現在の生活費ですね。

○国務大臣(安藤正純君)　現在の生活費というのは、その他のことは、これは融資、国内融資の中には入れないつもりです。これは賠償のほうで当然出ることと思いますから入れません。それじやどうしてそういうことをやつているかと言えば、その治療費は予算に盛つてあります、厚生省の……。まあ、それは厚生大臣がいるから詳しく聞いて下さつてもいいが、それでこの予算の中から切り盛りをしておるのであります。併しながら、それが当然第一の直接損害ですから、向うから来ればそこで精算ができる。こういうつもりなんです。融資ですから、急場を切り抜けて、差支えないようにしよう、こういうわけなんです。で、その期限も必らずしも余り長くはないかも知れんが、そう一カ月、二カ月というような短期ではないつもりなんです。

○湯山勇君　わかつたようなわからないような点があるのですけれども……。

なお、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思います。以前に当委員会におきまして、被害者の家族の生活保護につきまして、大臣から非公開で御表明がありましたが、あのときの措置は、現在もあの通りの状態で続けられておるものか、或いは今度のこの問題と関連して、新たな何らかの方法がとられておるか。この点について厚生大臣からお答え頂きたいと思います。

○国務大臣(草葉隆圓君)　あのときの状態の通りに続いておるのでございます。従つて補償がありますると、その補償の対象になつております。

○湯山勇君　変な問答になりますけれども、あのときの状態のまま続いておられるとすれば、その当事者ですね、中間当事者に対してはやはり今回の融資というような措置は講ぜられておるのでございますか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　これは中間当事者が相当の力があると申上げるか、相当な機関でありますために、現在では融資という程度までは及んでおらないと承知しております。

○湯山勇君　相当力があるとは申しますけれども、これも相当今日の情勢では困つているのではないかと思いますが、融資対象にするお考えはお持ちでございましようか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　成るべく早くこのアメリカとの話合いがついて、これも只今のお話のように、もう大体終末に近くなつているという程度でありますから、このほうを急いで、そして治療、家族、その他に補償の方法を十分急いでいたしたほうがいいじやないか、なおそれで不十分なら、又話が延びるような場合は、これは考えて行かにやならんのではないかと思つております。

○山下義信君　安藤国務相に伺うのでありますが、アメリカとの賠償の話は近く終結を見るだろう、話がつくだろうというお話でありましたが、近くというのはいつ頃でございますか。今月中くらいには話は済みますか。もつと早いのでございましようか。

○国務大臣(安藤正純君)　これは外務大臣がやつているんですが、勿論その状態及び相談等にもあずかつておりますが、はつきりいつというようなことは、相手のあることでありますから、殊に向うが言つて来た額によかろうと言つて応ずるならば、早いですけれども、それじやこちらは満足しておりませんから、もう少し上げなきやいかんというようなまあ考えを持つているものですから、そこがかかります。かかりますが、今日は八月の九日ですから、私の考えでは、これは私個人の考かも知れませんが、順調に行けば今月一ぱいに片付きましよう。

○山下義信君　大体まあ見通しのいい御答弁を頂いたのですが、日本政府のビキニ関係の対策のまあ補償と言うか、日本政府が被害者に対する措置ですね。その必要な措置をするその費用は向うから損害賠償として取つただけ

のものを日本政府が措置するのですか、或いは又それに日本政府自体の財政支出をして、プラスして、関係者のできるだけ満足の行くような対策をしてやろうという考えなのですか。つまりアメリカから受取つただけの範囲内でやろうというのですか。それが少なければ日本政府のほうで出して、そしてやろうというのですか。その辺はどういう考えを政府は持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(安藤正純君)　それは大体アメリカの賠償において支弁して行こうという方針です。と申しますのは、それでこちらでも考える直接損害といつたような点は、大抵行くのだろうと思います。併しながら、これが対米折衝のことで、相手のあることですから、余りにこちらが考えている、政府が考えている方針と違うようなことがあれば、それはそのときにどうしても国内として、政府しても更に考えて行かなきやならんと今考えております。

○山下義信君　それでまあそういうことで、政府のお考えが向うに賠償させられた範囲内でやるのだ、それで十分だと考えているという御意見であれば、一応御意見としては聞いておきますが、それじや足りつこないし、関係者は承服しないと思いますが、それにしましても、そういう措置をしますることは、やはり何と言いますか、予算措置といいますか、そういうふうな実際の実施の方法ですね。これはどういうやり方でやりますのですか。つまり予備費か何かで支出しておいて、あとで賠償は、いわゆる臨時国庫への収入として、政府の予算措置は次の補正なら補正でする、とりあえず予備費で緊急支出とするというやり方をするのですか。予算上といいますか、財政上の金繰りの措置は一体どういうふうにやるという考えですか。これは早くやるなんと言つたところで、若し普通の補正予算を組んでやるということになれば、政府はできるだけ臨時国会を向うへ引張ろうとしているんですから、十一月にも十二月にもなる。それじや関係者は待てないのです。何か緊急の財政措置をなさるというお考えはなさらなければならないと思いますが、その点はどういうお考えですか。

○国務大臣(安藤正純君)　その点、国内措置をしなければならないというので、融資の方法を講じて、今立案して大蔵大臣等とも折衝中なんです。これもそんなに長くかからないで、成るべく早くきめたいと思つております。融資ですから、じきにきまると思います。融資ですから、これを補給とか何とかということではありません。融資なのであるからそのわけなんですが、但し、今までも大分延びておりますので、もうすでに賠償を見込んで、国内の内払いは予備費の支出をしてやつた次第なんです。

○山下義信君　財政法上のことにはいろいろ僕らもうといのですから、余り聞けないですけれども、併し賠償交渉中なら、融資という方法も、一応はそういう措置が当然ですけれども、或いは若干は当然法規上認められるものは支出はできるのですけれども、賠償がまとまつたということになつたら、融資じやなくて、すぐ切換えて補償金交付という手続をとるのでなければ、筋が立たんのじやないかと思うのです。融資ならば、そんなような、返済を求めるというような金繰りのやり方でなくして、もう取れただけの賠償金、政府はそれ以上一文も出さないと言うのですが、ともかくもその金はすぐ振替えて円にして払つてやらなければならんのですから、もうその段階になれば融資じやないのですから、私は何らか予算上の措置が要るんじやないかと思う。そういうことは政府では研究しておられますか。

○国務大臣(安藤正純君)　そういう点につきましても今まで随分考究をしたのですが、例えば冷害に対するように特別立法をこしらえてやるとか、損害に対してどうとか、そういうわけにも行かないのです。直接損害のほうは賠償で来るのですし、あとは間接損害、殊にそれは魚価の低落による危急を救う処置なんですから、普通の対策とちよつとそこに違うところが大分ありまして、いろ〳〵考究した結果、融資で行こう、ともかく早くして危急を救いたい、こういう考えにまとまつたわけなんです。

○竹中勝男君　今の大臣の御説明で、まあ余りはつきりどれだけが直接損害であるかということについては、デリケートな問題で言えないと言われるのですが、併し国民は、これはただ単に賠償額の問題でなくて、相当この問題は深刻な性質を持つておる問題です、ビキニの問題というのは……。殊に愚者のごときは未だに不安でおります。最近にも私らは会つておりますが、一体自分らの補償はどうなるのか、家族の補償はどうなるのか、家族五人で二万円程度の補助では足りない。或る人は五人の家族を持つております、宮崎県の人です。そういうふうな不安の状態に五カ月近くも放任されておる。国民の知りたいことは、日本の政府がアメリカに向つてどれだけ熱心にこの問題を解決しようとして当つておるかということです。それでお尋ねしますが、今問題になつておる八十万ドルというのは、日本の政府が計算しておるいわゆる直接損害というものに対しては非常に少い額ですか、或いはそれこそこの額なんですか、或いはそれに相当する額なんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　必ずしも相当とは申上げませんが、そう桁の違つた、余りかけ離れた額ではないと思います。

○竹中勝男君　直接被害、間接被害という今までの形式論では、この水爆の問題は新らしいケースのように思われるのですが、やはり直接被害を非常に拡大して考えるという今の段階の交渉の方法は私は妥当だと思うのですが、それにしましても、日本の政府は水爆実験に協力するというのですから、これは例になるだろうと思うのですが、今度のこちうの交渉の仕方は……。まだこれが起ると我々は考えなければならない。水爆の実験をアメリカがやる、これに対して日本の政府はやめてくれと言わないで、協力するというのですから、こういう状態の下において日本の外務省が交渉しておる額というのは、相当重要な意味を持つておると思います。これは一回きりじやないだろうと思う、現在の建前とすれば、日本の外務省の建前からすれば、日本外交の建前からすれば、今の日本政府のやつている建前からすれば……。それでこれは相当強硬に日本の犠牲者に対する損害賠償というものは、腰をきめて外務省はやはり交渉をされる肚があるのですか、或いは遠慮しながらやつておられるのですか、その点伺いたい。

○国務大臣(安藤正純君)　外務大臣が折衝の任に当るのは当然で、やつております。外務大臣の折衝には或いは緩急の態度があるのかも知れません。政府としましては無論強い態度を以てやつております。でありますから、先ほどお話の出た八十万ドルということも、それでは満足できんと、こういう態度を以て折衝を続けておるのであります。

それからなお、あなたが今お話になつた、一体水爆の実験ということは、これはなか〳〵むずかしい問題で、政府の態度をここでは言えません。ただ私個人とすれば、水爆実験はやめたらよかろうと、こういうような私個人の考えである。併しそういうことは政府としては言えませんし、而もこの問題は国際連合でもしば〳〵出ておりまして、民主国家群のほうでは、今後のアメリカの水爆実験ということを必ずしも否定はしておらないという立場もありますし、そう簡単には言い切れない問題なんです。そこでアメリカは今年のうちは水爆実験をやらないかと思うのです。併しながらもうそれじややらないとは決して保証できません、来年になつたら又やるかも知れない。その場合においては、今度一体水爆というものが今までないことで、世界に初めて起つたことで、こんなに重大な損害を及ぼすというようなことは初めてのことであり、又これはもつと大きく考

えれば、全世界の問題であり、全人類の問題なんですから、軽々に看過はしておられませんからして、今後来年水爆をやるというようなことになつた場合においては、あらかじめ外交折衝をするという方針を以て今政府は進んでおります。

○竹中勝男君　これは厚生委員会ですから、幸いにビキニ被爆家族援護の問題が出ておるのですからしてお尋ねするのですが、政府代表も出ておられるわけですから……。安藤国務大臣は個人的には水爆実験にはこれ以上はもう賛成しかねる、大変私はまあ国務大臣の考えというものは正しいと思います。又それは国民の輿論を代表しておる考え方だと思います。併しながらはつきり国会で外務大臣は協力すると言明したのです。我々の党の質問に対してはつきりそういうふうに答弁をしておる。この点が国民には非常に大きな不安を与えておるのです。それでこういう限りない被害というものが予想される原爆、水爆の実験に対して日本の政府がとつて来た態度ですね、今もそれは改めていないと私は思う。国務大臣としてこれに個人的に反対だという意見を聞いたのは、恐らく国民は初めてだろうと思う。日本の政府は、国民を忘れて水爆の実験は賛成だ、賛成だと言えないにしても、これは仕方がないことだ、こういうふうなのが日本政府の態度だと国民は思つております。それで今度の被害に対する損害賠償に対して相当強硬な態度で、もはや再びアメリカがもう一度水爆の実験ができないほど、彼らが慎重に考える、そういう内容を持つた賠償を日本は要求すべきだと思う。そういう点について八十万ドルかそこ〳〵であるにしても、恐らく私はこんな額では足らないかと思うのです。間接被害の点から考えて見ても、水爆の被害そのものについては、国民に与えた精神的被害というものに至つては、これは測り知れない被害を持つていると思います。全人類に対して与えている被害だと言えるわけです。こういうことに対して政府当局、殊に出先の外務当局が少しでも弱腰であつて、国民の意思を無視したような態度でこの問題を解決しようとするならばこれは由々しきことだと私は考えております。そういう意味で国民は一体損害の、日本が要求している、日本がこれくらいの損害があるというのは一体どのくらいなのか、何千億円なのか、何百億円なのか、こういうことを具体的に知りたいだろうと思う。こういう点についてもいわゆる秘密でそれは言えないというようなふうにでなく、成るたけ早い機会に、これだけの大きな被害というものを世界に向つて日本政府は発表すべきだと思う。従つて水爆の実験はもうやめてくれ、こういうふうに持つて行くのが日本政府のあり方だと私は考えております。国務大臣どう思われますか、そういう点に対して……。

○国務大臣(安藤正純君)　日本といたしましては、直接損害、間接損害全部をアメリカ政府に提出しております。ですから向うではこれだけの損害を受けた、直接、間接に……、ということは承知をしているわけです。併し先ほどから申上げておりますように、アメリカでは直接と間接と、言わんかも知れませんが、大ずかみにしようと思つて来るのかも知れませんが、最後は……。併し実質的には直接損害の賠償こういうことになるのだろう。併しその直接損害でも、日本としてはその額が、それでは満足できないという今過程にあつてその最後の段階に入つているのでありまして、そこで間接損害はそれじやどうするか。できれば日本の政府で金を出して予算措置を講じて、間接損害の補償をしたいのでありますが、御承知の通り日本の現在の財政はどうもそれを許しませんし、いろ〳〵な事情があつてそう行きませんから、そこで先ず融資の措置を講ずるということになつて、これが解決をしておるのであります。併し先ほど申しますように、若し来年度又アメリカがこれをやるならば、一口に言えば安全保障ということをはつきりアメリカに外交交渉をしなければならない、こう考えておる次第であります。

もう一つ、私は序いでに言つておきたいことは、外務大臣は協力と言つたというその問題もかなり出ているのだが、これはまあ一般的に協力ということを言つたのだろうと思うのですね。協力ということはこの間実験をしたその続きなんですね。私は何も外務大臣の弁護をする必要はないけれども、自分の解釈で言うと、この間水爆実験を日本が、あれがあることはわかつていたのですから、それでその続きだからまあ協力と言つたのだろう。併しこの水爆なるものが文化を破壊し、人類を殺戮し、これは重大なことだ。どうしてもいけないというのならば、これはどうしても世界の問題だから国際連合でこれをきめなければいけない。ところが現在国際連合にはアメリカのほうの民主国家群のほうはこれを支持しておる、内心はどうか知りませんが、形においては……。それで非常にこれは困るわけであつて、そういう世論から動かして行かなければ、日本としてはいきなり非協力だという線を出すわけに行かないと思うのです。殊にそれに対しては日本の国会などは非常に熱心にやつて下さつているが、もつと熱心な線を出して頂きたいということを、私のほうから今度は逆に要求したい。現にこの間も参議院、衆議院の決議案ですね。あれもそこまで行つていないのですよ。水爆の実験をやつてくれという決議案じやないのですから、損害のないようにしてくれというあれは決議案です。むしろ惜しいことをしたと思つているのですよ。(「自由党が賛成しなかつたのですよ」と呼ぶ者あり)実際にはアメリカに強く当りたいのです。そういうことを序いでに申上げておきます。

○竹中勝男君　これは希望になりますが、これは我々は実験絶対反対なんですけれども、政府が協力すると言つた以上は、これは自由党としては反対とは言えないのだから、国会で多数で何でもやる自由党のことですから、我々が反対と言つたつて、協力と決議するのは仕方がない。そういう意味で安藤国務大臣は我々に反対してくれと言われても、これはやはり自由党がそういう気にならないことにはどうにもならないですよ。その協力だから、この交渉を徹底的にやつて欲しいと我々は望むんです。で、この差当りのことは急がなくてもいいと思います、こうなつたら……。だから財政措置の上で融資というものを考えているのですから、差当りの問題はなるたけ直接被害者の生活、治療及び漁業関係者、そういうところについての直接被害に対するまあその補償というものは、国家が至急に応急に十分な措置をとられて、腰を据えてこの原爆水爆問題は解決するという態度でアメリカと交渉に当つてもらいたいと思います。我々はそうであるならば、どこまでも水爆実験反対という線を国民と一緒に国会に持ち出そうと思うのであります。そういう点について安藤国務大臣は非常に人道的な立場で立派な見解を持つておられるのですから、国務大臣の安藤さんのような意見を、一つ自由党や政府に反映して頂きたいと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)で、これはくれ〴〵も希望として述べておきます。

○山下義信君　私は丁度いい機会ですから、関連してお伺いしたいと思うのですが、安藤国務相並びに厚生大臣が御出席でありますから、丁度いいと思うのですが、当面の水爆関係は安藤国務相が御承知下さるのですね、それであとはこれらの原水爆関係のことは厚生大臣のほうで一括してお世話なさるようなことに承わつている。たま〳〵本日は長崎に九年以前に原子爆弾の落ちた日でありますが、私はこのたびの水爆の被害者の病状も、門外漢でありますから、よくわかりませんが、ともかくも今日は治療の極め手がないということであります。今の患者の人たちへの治療方法等も、東大の都築博士が中心になつてやつておられることも、広島の原爆の障害者のやつた治療の経験を持つて行つて、例えば安静第一主義というような程度でやつている。今のところでは治療の方法なしということ

を承わつている。最近は長崎、広島の九カ年以前の放射能患者が踵を接して続々と改めてこの原爆症の兆候が出て来て、死亡者が続出しておる。丁度最近は広島、長崎のこういう原爆の日でありますので、中央、地方の各報道関係者もこれを指摘しておるわけなんです。で、我々としてはそういう放射能の障害についてこれは相当政府としても検討を加えなければ、当面の損害だなんということも、これも重要であるが、今後放射能の障害関係を如何にこれを治療して行くか、どうして行くかというような事柄について、政府はもつと真剣に検討をせらるべきであろうと私は考えておる。それでこれは折角九カ年以前に長崎、広島が二十数万の犠牲を払つて、その後九カ年引続いて関係者がこの放射能の治療と取り組んで貴重なデータがたくさんできておる。この事実を政府はつかんで十分御調査なさるのが至当ではないかという考えを我々は持つておるのでありますが、当局においては何か具体的な考えを立てておいでになるかどうかということを厚生大臣からこの席で改めて私は承わりたいと思う。

それからいま一つは、将来放射能関係の研究所といいますか、そういうもの、或いは私承わるのに日本学術会議においてもこれは一つ放射能の研究所を作ろうじやないかということを決議なされたということ、或いは又現地の長崎医大であるとか、関係の広島医大等も大学の中にそういう研究所を持ちたいというので、文部省関係の予算として要求したいということを言つておるようでありますが、政府はばらばらに各団体とかそういう関係者でなしに総合的に国として一本にまとめて放射能関係の研究所というようなものを持つお考えがあるかどうかということを聞きたいのです。アメリカのABCCは広島、長崎に持つている厖大な資料を、場合によつては今日まで非常にたくさんな調査をしておる資料を、日本政府に渡してもいいというようなことを言つておるそうです。或いは又一部分場合によつては厚生省と相談して、何か最近新らしくABCCも方針が変つて、場合によつては日本政府と相談してもいいということを言つておるそうでありますが、厚生省はそういうふうなことについてどういうふうなお考えを持つておられるかということを、この席で厚生大臣から御言明を頂きたい、かように考えております。

○国務大臣（草葉隆圓君）　お話のように、広島、長崎の丁度昨日、今日はその記念の日で、誠に感慨深いのでございますが、その後御承知のように原爆症調査研究協議会を厚生省関係におきまして、設置し、アメリカのABCCと協力しながら原爆症の調査研究を進めて参つたのでありますが、今回のビキニ関係の事件が起りましてから、従来のこれではどうも不十分であるし、更に広範囲の方面に研究調査並びに対策を立てて参らねばならない状態と相成りましたので、従来の原爆症調査研究協議会を拡大強化いたしまして、原爆被害に対する調査研究協議会というものにしながら、長崎、広島等におけるその後の患者の問題に対しましてもこれを対象とし、更に今回のビキニ関係の患者その他食品等に関しまする方面に及びまして調査の対象として参りたいというので、目下政府部内で関係省とこれらの点を検討いたしております。急いでこれらの立場から原爆被害全体に対しまする対策をこれに対する処置とを講じて参るという方針で進んでおります。その具体的な対策等も追つて研究して参りたいと存じております。

○山下義信君　後段のもう一つ、国として放射能関係の総合的な一つ研究所を持つというような考え方はないかどうか、検討してみる考えはないかどうかという点について御答弁を頂きたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　放射能関係についての研究はそれ〴〵或いは通産省その他でいたすことにいたして、先般閣議等でも決定いたしておりまするが、それによる被害と申しますか、或いはそれから起る可能性あるもろ〳〵の対策というものは、今回の原爆被害に対する調査。研究協議会で併せて取扱つて行くべきものとして考えております。

○山下義信君　私の質問もよつとぼかしていらつしやる。私の後段に伺つておるのは、私医者のことはよくわからないのですが、放射能の治療関係のいろいろ研究の医師、医学者といいますか、そういうものを中心として原水爆の障害者の治療の方法の研究をしなければ、今だつて東大で入れている水爆の患者だつて何もに特別の治療方法はない。私は是非一つ、日本だけが世界で実験させられた、その負傷者も持ち、その病人を持つているというのは日本だけしかないのでありますから、政府はこれを何といいますか、総合して十分権威ある研究をされるように私は御研究を願いたい、こういう意味で伺つておるのであります。日本学術会議のなにも、放射能の病気のほうの治療研究を、そういう機関を作れということを決議したらしい、各大学でもそういうことをやつて、ばらばらでなしにどこか一本でやるべきじやないかと思うのです。大体のことを大臣からお考えを御答弁願つて、できれば又あとで事務当局から考えを具体的に聞きたいと思います。

○国務大臣（草葉隆圓君）　御指摘の点、私ども同感に考えております。従いまして厚生省でもそれを含めて考えて参りたいと思います。

○山下義信君　楠本部長、何か具体的な何がありましたら御説明して下さい、大臣の答弁を……。

○説明員（楠本正康君）　この放射能に関しまする治療をも含めました総合的な一つの調査機関につきましては、目下私のほうといたしましては、治療を中心というようなことにいたしますれば、どこか国で一カ所にまとめべきものが、御指摘のように極めて効率的なものだと考えております。併し具体的な問題といたしましてはまだそこまで行つておりません。一応は協議会の形式でこれを総合して行きたいものでございまして、これは厚生省に只今大臣からも御答弁がございましたように、新たに原爆対策に関する調査研究協議会を設けまして、これによりまして一応総合的な調査研究の実を一本にまとめて実施をして行きたい、かような所存でございます。

○委員長（上條愛一君）　最後に私から、細かい点でありまするが、厚生大臣にお願い申上げたい問題は、この家族の援護に関する問題でありまするが、これは厚生大臣のお話によると中間の機関に立替をさせておると、こういうことでありまするが、その立替の場合に、一切を中間の機関に、額等も委せておるのか、或いは厚生省で家族に支給する、家族数その他の情勢に応じて、額等の問題は指示されておるのか。ということは家族の援護について不十分だという声を私どもは承わつておるわけでありまするが、この点について厚生省としては、全く中間の機関に額その他の援護の方法等については一任されておるのか、或いは連絡をとつて十分なる指示をされておるのか、この点を承わりたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　当時ここでも私御報告申上げましたように、現地の県並びに只今御摘指の中間機関等でよく御相談を頂いて、家庭に即応するような方法というのでいたしておりまするから、厚生省からこの額以上はいけないというような強い指示でいたしておる次第でもございません。従いまして又大変それで不十分と見るようなことがありますと、更に協議をしても結構だというふうに考えております。

○委員長（上條愛一君）　この点については、厚生省において任しつきりということでなしに、やはり連絡をとつて家族の意向等も参考にせられて、十分に援護の行届くようなふうに御処置を願いたいとお願いいたしておきます。

それではビキニ被爆者及び家族の援護に関する件は以上で質問を打切つてよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君）　それでは先に

戻りまして、中国の紅十字代表に関する件ですが、なお御質問がありましたら御質問をお願いいたします。若しないようでございましたら、これに関連いたしまして、戦時中に日本において死亡した中国人の遺骨送還について、その経過並びに今後の送還についての見通し等について御当局から御説明を願いたいと存じます。と申しますのは、前に一度遺骨の送還はいたしましたけれども、その後において全国各地から集りました遺骨というものが千個に達しておるということでありまして、これを急速に処置する必要があると存じまするので、この問題についての外務省のアジア局長、経過の御説明をお願いいたします。

○説明員（中川融君）　戦争中に内地においていろ〳〵な理由で死亡いたしました中国人の遺骨を中国本土に送還したいという話は、先般来とき〴〵我々も聞いておりましたけれども、いずれにせよまだ具体的な問題として取上げられるに至っていないように考えております。なお昨年度におきましては、中共から邦人の引揚に当りまして、内地にあります遺骨をその船で中国本土に送り還したいという話が出て参りました。併しながらその当時すでに台湾の国民政府と船にどういうものを乗載せるかということについての話合いができたあとでありましたので、国民政府に対する約束との関係から、邦人送還の船に、つまり往路に遺骨を乗載せて行くということが不可能でありましたので、止むを得ず別の船に乗せて、遺骨を計三回でありましたか、送り届けたということがあるのであります。本年度におきまして遺骨をどのように処理するかということにつきましては、まだ政府当局において具体的に何ら研究若しくは決定した事実はございません。

○竹中勝男君　これはもう簡単に言えば簡単なことなんですが、まあ李徳全さんが来られることと関連して、やはりこの遺骨のような重大な意義、大切な意義を持つたものを、まあこの前も一時誤解を与えたように、荷作りして送るというような、荷物のようにして送るというようなふうに一時外務省で考えられたようなこともあるようですが、そういうようなことのないように、殊に李徳全さんが中国から来るんですから、これを契機に今後の問題を、殊に引揚の問題、戦犯者の問題を解決するということが、まあ中国紅十字の代表をよぶということを我々委員会が決議したもとなんですから、一つそういうことに関連して千個の、現在集つておる千個の遺骨を中国に、できればやはりこの衆参両院の厚生委員会の手ででも持つて行くというくらいのところまで、そうしてそれを機会に、と言うと悪いけれども、在留邦人の調査だとか、引揚の促進ということに我我が乗り出せるようなふうに、遺骨を利用すると言うと大変言葉が悪いですが、この遺骨を契機、一つの契機にして将来の問題の解決に資して行くようにも考えられるように私は希望するわけです。外務省については、そういうことについて別に反対はありませんか、そういうことについては……。

○説明員（中川融君）　邦人の帰つて来る船にこちらから遺骨を送る問題を関連せしめることは、私は今のところ、現在の、今日の言わば私限りの見解ですが、甚だ邦人の帰国自体を或る意味で困難にするのではないかということを懸念いたします。それは結局昨年も問題になつたわけでありますが、台湾の国民政府との関係で、こちらから邦人送還船に往路に或いは人を乗せるとか或いは遺骨を乗せるとか、さようなことをいたしますことがなか〳〵台湾側の保障を取りつけるのに困難な事情がありますので、却つて邦人送還自体を困難な事態にもたらすのではないかということを懸念いたしております。併し甚だ汗顔でありますが、この問題を最近一つも聞いてもおりませんし、その意味で考えてもおりませんので、只今それ以上のことを申上げるのは控えさして頂きたいと思います。

○竹中勝男君　そういう交換の条件に持つて行くとか何とかいう意味では毛頭ございませんが、こういうことも極めて鄭重に日本の政府としてはしなければならない。それが将来の問題にも関連して来ると、そういう点です。外務省のほうもよくわかつて頂きたいということです。即ち鄭重に送る。この前のように荷物の一つにして送るというような考えをやめてもらいたい。そういうことです。それが将来に非常に重大な影響を及ぼしますから……。

○説明員（中川融君）　先方において非常に強い希望があると申しますか、つまりこれを送り返すことが非常に先方の感情を和らげる。そういうことによつて邦人の帰還その他を促進するというふうなことがありますれば、人道的の問題のやはり一つでありますので研究いたしてみたいと思つております。併し先方の意向その他も実は我々まだ聞いておりませんので、更に今後研究いたしたいと思つております。

○湯山勇君　今の問題で原則的な問題についてお尋ねいたしたいのですが、前回このことをやろうとしたけれども、国民政府側との了解が得られなかつたのでできなかつた。これは全く事務的な問題だと思いますが、そういうふうに把握してよろしいかどうか。又外務省としては積極的にこの遺骨を送還する意思を持つておるかどうか、この点を先ず伺いたいと思います。

○藤原道子君　関連して……。先ほど局長は、昨年のときにはすでに方針を決定した後であつたから、台湾政府との了解を得るのが困難であつたというふうに御答弁になつたように私伺つたのですが、今度はこれから相談をすることでございまするから、私は当然の礼儀としてもこの際遺骨を送還すべきであると考えるのでございますが、先ほどの局長の御答弁はそうであつたように伺いましたが、それはどうなんでしょう。

○説明員（中川融君）　国民政府との交渉の際は、御承知の通り船が向うへ行く際には何も積まない、こういう約束で、ただ帰還する邦人を帰りに乗つけて来るということで航路の安全の保障を取りつけたのでございます。その後になつて遺骨を返すという問題が起きましたために、国民政府のほうとの話合いに違つた結果が出て来ましたので、止むを得ず別の船を仕立ててわざ〳〵返したという、いわば非常に不経済なことをしたわけであります。併し国民政府の反対というものが本質的なものであるか、形式的なものであるかという点にかかると思うのであります。これが単に形式的に船の往路には何も積まないと約束したにもかかわらず、積むということは約束が違うじやないかという程度であれば、あらかじめ遺骨を積んで行つて、新たに邦人を乗つけて還すということも事前に通告をすれば差支えないようでありますが、これが本質的に中共側にいろいろなものとか、或いは人間をとかいうことは台湾の国民政府としては承知しないということでありますると、この船の航路の安全保障を取付けること自体が非常に困難になるという結果になるわけでありますが、この台湾の国民政府の考え方というものが本質的なものであるか、或いは形式的な反対に過ぎないかという点は我々としてまだ事情を承知しておりません。

なお、原則論として遺骨を還すことに賛成かどうかということにつきましては、先方が希望しないものを還すというのはこれは必要でないと思います。これは人道的な問題でもあり、戦争中に中国の人が日本にいわば強制徴用によつて労力を提供させられて、その結果死亡したというようなことが、確かに人道上よろしくないことでありますので、その遺家族等で是非遺骨を還してもらいたい。例えば日本の現在の軍人軍属の遺家族の方が外地にまだ残つておる遺骨を是非取返してもらいたいという希望が非常にありますけれども、あれと同じような先方でそういう希望があるということであれば、これは何とかの方法を講じまして還すようにしたいと思いますが、その先方からの、先方の意向、意思というものがわかりませんので、そういうものを確かめてから処置したいと考えております。

○湯山勇君　先方の意思を確めてからとか、希望があればとかいうことは、これは全く理由にならないと思うのです。どこの世界の民族にしても、どこの人類にしても自分の血を分けた肉親の者の遺骨が異郷で野ざらし、雨ざらしになっている。その遺骨に還つてもらいたいというのは、古今東西を通じて人情の自然だと思うのです。それを改めて確めなければならないというように考えられるところに、私はまだ、先ほどの問題ではないけれども、この問題も外務省自体、もつと言えば政府自体が政治的に考えているのじやないかと、そういう疑いを持つわけです。もつと率直に考えて頂ければ、これはどうしても送り還さなくちやならんということになるのが私は当然じやないかと思いますが、その点はどうお考えになりますか。

更に国民政府のこの前に何も積んで行つちやいけないといつた協定が本質的なものかどうかという点についてですけれども、或いは戦争状態にある両国間の一方へ軍需物資なり、軍需資材なりを運ぶとすれば別ですけれども、外交交渉を以て、少くとも今日独立した日本の外交を以て何の戦力の足しにもならない、役にも立たない遺骨を送ることを、それほど局外者と言いますか、第三国の意向を気がねをしなければできないというような、そういう状態に今日本はあるがどうか、非常に基本的な問題で疑義がありますので、お尋ねいたしたいと思います。

○説明員(中川融君)　我々はやはり先方においての希望といいますか、考え方というものが先決ではなかろうかと考えるのであります。向うへ送りましても、これが遺家族の手に果して渡るかどうかというような点も、我々としてはやはり送り還す前に考えなければならないことだろうと思います。やはり先方の意向ということが前提になるべきであろう。これは決してすでに死亡された人に対する何と申しますか、人間的な感情というものを無視するが故に言うのではないのでありまして、やはり送り還す以上は、向うにおきまして然るべき扱いを受けて遺家族にそれぞれ還る。或いはその他の適当な方法が講ぜられるという点について、あらかじめやはり確めておきたいと考えるわけであります。

なお、国民政府の了承をとることでありますが、これは日本の遠慮とか何とかいうことでなしに、現実の問題として台湾海峡は国民政府側の海軍力が相当強いのでありまして、これを通る際には、どうしても安全保障というものを取付けなければ船自体が安全を保障されないわけであります。やはりどうしても安全保障を取らなければいけない。その際には国民政府側の保障を取付ける必要があります。国民政府側に交渉しなければなりません。その際の交渉の難易ということから言いますれば、何も積んで行かないということであれば、これは一番間違いがないことであります。何か物を積んで行くということになりますと、それは中共に対する戦力を増強するかどうかということを、実質的な判断を離れましてやはり国民政府側の感情といいますか、そういうものもあると思うのでありまして、交渉をしないというのではありませんが、交渉が困難になるであろう、容易でなくなるだろうということを客観的な事実として、見通しとして申上げた次第であります。

○湯山勇君　今のお話はお話としてわかりますけれども、すでに一回は、一回ならず二回、三回と送還しているのでありますから、そうするとそれは先方にそういう意思がある。それから送つて行つた遺骨がどうなるか確めたいというが、政府は今日まで努力を少しもしていらつしやらない。ともかくおつしやつたような原則を認めるといたしましても、今まで送り還したという既成事実に立つて考えた場合に、今後の拒否するとか今後送り還すことは見合せるというそういう理由は何もないと思いますが、これは如何でしようか。

それから第二点の国民政府との問題ですけれども、最初おつしやつたのは、前回はこういう約束をしたあとであつたから、むずかしかつたんだという御説明であつた。ところが只今のお話では、極めて重大な意味を含めての御発言なので、これは若干私ども了解に苦しむところですが、若しそうだとすれば只今のようなふうに考えるならば、前回あとで行つた分は航路の安全保障なくして行つたのでございますか、これを伺いたいと思います。

○説明員(中川融君)　前回参りました船のうち、邦人引揚げに使いました船については安全保障を取付けてあるわけであります。日本から遺骨を送還するのに使いました船につきましては、国民政府の安全保障を取り付けることができずに事実問題として航行した次第であります。

○湯山勇君　ちよつと爆音で聞こえなかつたのですが、大事なところが……。

○説明員(中川融君)　前回配船いたしました船については、邦人引揚げに使つた分については、これは台湾政府の安全保障を取付けて出したわけでありますが、中国人の遺骨を送りましたこの船、これについては国民政府の安全保障を取付けることができないままにこの船を運行した次第であります。

○湯山勇君　それでは国民政府の安全保障を得ないまで外務省は船を出すことを、或いは船を向うにやることを承認されたわけでございますか。

○説明員(中川融君)　その通りであります。

○湯山勇君　それならば今度の問題につきましても、幸いにして了解を得られて安全保障が頂ければ、これはこれに越したことはないと思いますけれども、得られなければ、前回と同様の措置をとる御意見があるかどうか。実は私の県でも二百余の遺骨を、別子銅山に入つていた人のを取出しまして、随分費用もかかりましたが、県、市その他からの費用も出してもらつて、もうすでにいつでも送り出せるように準備ができているのでございます。前回そういうふうな措置まで極端に言えば強行されたわけですが、今後も前回同様に許可が得られれば、それは結構ですけれども、得られない場合には強行して、得られないままで強行する、こういう意思をお持ちになつているかどうか。若しお持ちになつていないとすれば、前回となぜ別な措置をとるか、こういう点について御答弁頂きたいと思います。

○説明員(田辺繁雄君)　昨年の例を申上げます……。

○湯山勇君　外務省の御意見を聞いているのです。外務省の御態度を聞いておるので、事実はかまいません。(「田辺さんの考え方はわかつているのです。外務省に関する問題を我々が審いている、岡崎さんの肚一つなんだ」と呼ぶ者あり)

○説明員(中川融君)　前回の場合におきましては、邦人引揚の一つの条件のようになりまして、内地におきまする中国人の帰還問題、遺骨の送還問題ということが取上げられまして、御承知の通り非常にこれは世間を騒がした問題になつたわけでございます。折角の邦人が帰つて来るという際に、こういうことで支障ができては困るからというので、政府としては非常な無理算段をいたしまして、在留中国人の送還及び遺骨の送還を実施したわけでございます。従つて非常な無理をしたのでありまして、別に更に、本当ならばその行く船に乗つけて行き、帰りに邦人を乗つけて来れば、一つの船で済むものを、二つの船を出しまして一つの船にはこちらから運ぶものばかり、もう一つの船は向うからこつちに運ぶものばかりというような、非常な無駄をしたわけであります。これは併し邦人引揚という是非とも実施しなければならない事業というものを円滑に遂行するという必要上から、特にさような措置までとつて遺骨の送還及び在留中国人の送還ということを行なつたのでありまして、相当いわばあぶない橋を渡つたわけであります。これは要するにそういうものが邦人送還のいわば条件となつたからでありまして、今度の場合にはできるだけさようなむずかしい条件はつけないようにしてもらいたい、つけないようにしたい。そうして中共に

ありますが、これについて御異議ありませんか。

○説明員（中川融君）　その問題につきましては、新らしい問題として関係当局即ち外務省のみならず厚生省等があるわけでありますが、更にこれを実施するとすれば、経費もかかるので、大蔵省等と協議した上で態度を決したい、かように考えております。

○委員長（上條愛一君）　如何でございましょうか、厚生委員会としては千個の遺骨がすでに準備されておることでありますから、今アジア局長のおつしやるようにいろ〳〵関係当局と御相談の上で、至急にこの送還の手続をとつて頂きたいということを希望してこの問題を打切つたらどうかと思いますが……。

○山下義信君　異議はありませんが、今のアジア局長は関係の厚生省やその他といろ〳〵相談してみたいと、前のことはまあ前任者のことで、中川さん御承知でないと思うので御尤もだと思うが、いろ〳〵関係を調査して頂いて、政府のほうは政府のほうでいろいろ研究して頂きたい。同時にそれ〴〵御要望なさつたんですが同時に委員会もこの問題を一つ我々も十分調査して、今お話も出ましたが、中国遺骨送還委員会で、大谷君のやつていたあの委員会ですね。であのときの主要メンバーの人もだん〳〵引揚げて帰つた人もあるでしようし、あの委員会はどういう現状になつておるか私は実は未知なんですが、最近の委員会の組織や構成等も……。でこの委員会自体もこれをどう御協力申上げるか、どう御尽力したらいいかということを委員会自体も私は検討する必要があろうと思うのです。政府のほうも関係者で一つ御研究おきを願つて、我々もどういう手で御尽力を申上げることができるか、何か方法があるかどうか、政府と十分連絡の上で、これは厚生委員会の当然の仕事であるから引揚特別委員会がなくなつちやつて、こつちへ仕事が来ている以上は、これは委員会自体の仕事であるから、一応この質疑応答だけで済んだということでなしに、これは一つ委員会自体の持分の仕事としてこの問題に対する対策を委員会が検討して行くということに一つして置いて頂ければいいのじやないかと思うのです。我々も一つ勉強したいと思いますので、そういうことにきめて置いて頂きたい、如何でしようか。

○湯山勇君　もう一つ、幸い関係当局の一人である厚生大臣がお見えになつておりますから、今外務省だけの御見解を伺つたのでありますが、厚生大臣の御見解もここで一つ承わつておきたいと思いますが、大臣から一つお願いいたします。

○国務大臣（草葉隆圓君）　これは今さつき外務省のアジア局長からもお話がありましたし、従来私ども厚生省におきましてもいろ〳〵御関係を申上げておつたふしもございますし、従つて山下委員からも只今お話もありましたので、この委員会としても御検討を頂き、私どももこれらの点をいろ〳〵な点からして一つ検討する必要がありはしないか、それでその点お進めを頂くといいのじやないか。

○山下義信君　政府のほうもそういうお考えでありましたならばこの問題も委員会としての処置の仕方は、委員長理事会で一つ御検討を下さつて、要すれば小委員会でもお設けになつてもいいと思いますので、一つ理事会で御検討下さるようにお願いいたしたいと思います。お預けしておきます。

○委員長（上條愛一君）　それでは今山下委員からの御提案がありましたように、政府当局としては政府当局として可急的速かに送還の方法等についての御研究を願つて処置を願う。それから委員会といたしましては理事会でよく検討を加えて対策を講じて行くことにしたいと思います。それでよろしうございますか。

○藤原道子君　それで私は異議ございませんが、それと合せて外務当局に一つ私注文があるのですが、これは実は私ども中国のこの遺骨はすでに千体以上は準備されているにもかかわらず、いろ〳〵な点に難色があるようでありますが、私先年外務大臣に日本の遺骨が南方に実に悲しい状態になつたままでまだ放置されている。私参りましたときに犬の遊び場所になつている。戦犯の墓所などはもう今に遺骨がなくなるのじやないかというような怪し気なところにいけられたままになつておる。これらに対して何とか手を打つ方法はないのかということを私外務大臣に質したことあるのです。そのときに何とか早急に手を打ちたいと思う、いろいろ外交上の問題もございますので、その点も是非早急に遺族の人の御安心の行くように処置したいと思いますという言葉があつたのでございます。ところがその後何らまだお答えに接していないのでございますが、そうした問題もどのように調査され、或いは交渉等がどのように進んでいるかということを一つ新調査になつておいて、後日委員会へ御報告を願いたいと、外務当局にお願いいたします。

○説明員（中川融君）　只今御質問の点につきましては、我々も非常に重大に考えており、いろ〳〵努力いたしております。最近におきましては例えばシンガポール、或いはマレー半島、或いは英領のニューギニヤその他或いは豪州の地域のいろ〳〵島がありますが、さようなところ、これらについては相当話が進みまして、どういうところに日本人の墓地がある、戦没者の墓地とか或いはお骨が安置してあるというようなことも大体調査ができまして、その調査に基きまして配船計画その他、これは厚生省のほうで御準備になつて現地と折衝をやつております。なお、例えばフリイピン或いはビルマ等、いわゆる非常なジヤングルの奥地のほう、山の奥のほうにまだ日本人の遺骨がたくさんあるのじやないかということがあるのであります。これらの地域については、現地の治安等の関係から調査もなか〳〵思うようにできませんので、これらのほうは遅れておりますが、治安の比較的に確立しております英領地域につきましては、相当話が進んでおりまして、今年中には何とか措置ができる。船が配船できるような運びになるのではないかと思つております。

なお、只今御注文の資料等につきましては厚生省とも連絡をいたしまして、至急お届けいたします。

○藤原道子君　これで終りますが、日本の遺族がやはり日本人の遺骨を待ちこがれておりますと同じに、中国の人々もそうであろうと思いますので、そういうような意味をも含めて是非外

務省の考え方が好転することを、私心から期待いたしまして今日はこれだけ……。

○委員長（上條愛一君）　それでは遺骨送還の問題は、以上の決定を以て打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは十分間休憩いたしまして、今後の議題の進め方について御相談を願いたいと思いますが、よろしゆうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月十九日印刷
昭和二十九年八月二十日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

参議院水産委員会（第十九回国会継続）会議録第七号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午前十時二十一分開会

委員の異動

八月二日委員田中啓一君及び佐多忠隆君辞任につき、その補欠として平井太郎君及び森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　小林　孝平君
委員
　青山　正一君
　楠見　義男君
　島村　軍次君
　曾祢　益君
　苫米地義三君
国務大臣
　国務大臣　安藤　正純君
事務局側
　常任委員会専門員　岡　尊信君
　常任委員会専門員　林　達麿君
説明員
　水産庁長官　清井　正君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

○委員長（小林孝平君） 只今から水産委員会を開会いたします。

ビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。只今政府から出席されておりますかたは、安藤国務大臣、水産庁の清井長官であります。なお保利農林大臣は衆議院の決算委員会のほうに出席されておりますので、後刻出席の予定であります。安藤国務大臣は十一時までここにおられますから、そういう御予定で御質問を願います。御質疑のあるかたは、順次御発言を願います。

○楠見義男君 質問よりも、前回の委員会のあとで、いろ〳〵政府のほうからその後の経過について御説明をお願いすることが多いと思うのであります。従つて先ずその後の経過、或いは或る程度確立した結果等について御報告を頂き、その御報告に基いて質疑をいたしたいと思いますが、どうぞそういうふうにお取計らい頂きたいと思います。

○委員長（小林孝平君） 安藤国務大臣から、その後の経過の御報告を願います。

○国務大臣（安藤正純君） それじや大体お話いたしますが、前々からの方針に基きまして、アメリカとの交渉は継続してやつております。まだ最後の結論には達しておりません。併しだんだん進展はいたしております。それからこれと並行しまして、国内の措置の問題を考えまして、過日来案を立てて国内措置の途を講じておる次第であります。併しこれもまだ最後に行つておらないので、実は一日も早く決定をいたしたいと、頻りに急いでおるのでありますが、数字の問題だとか、或いはそれに該当すべき性質の問題だとかいつたようなことで今検討中なのであります。併しながらこれはもうそう日を経ないで決定することと思います。

○楠見義男君 実は、先般の委員会が済みましてから約一週間以上になつて、この間大体の国内対策についての目鼻をつけて頂くということを強く要望し、又その結果について、本日の委員会に御報告を賜わることを楽しみにしておつたのですが、併し只今の御報告のような状態であることを甚だ残念に思つております。併し是非これは進めて、一日も早く私どもの期待するような結果のあることを望むわけでありますが、それにしても私どもの感じといいますか、期待からすれば、少くとも本日完全な結果が聞けなくても、事務的折衝は済んで、上の大臣間の折衝の状態くらいまでのところは少くともしてあることを期待しておつたのですが、それもできないようで甚だ残念に思います。そこでこれは一つ水産庁長官にお伺いしたいのですが、事務的にいろ〳〵の案をお立てになつて、そして関係の省に御連絡、御折衝をしておられると思うのでありますが、その事務的折衝を進められておられる項目について、例えば融資の問題であるならば、大体どの程度の金額を目標にして折衝を進められているとか、或いはそれ以外の対策であるならば、どういうような対策をどの方面に対して折衝を進められているとか、そういう事務的の折衝の段階の問題について、差支えない限り詳細に御報告を賜わりたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君） 事務的の折衝のことは、今御質問ですから水産庁長官から答えてもらいますが、それについての大体のことだけ私から申上げておきます。今お話がありましたが、関係大臣間におきましては、すでに数回話を重ねて、ほぼ意見は一致しているんであります。ただこれを事務的のほうから検討をして、一致するところへ一致をしなければならないので、方針の一致をしたところを今事務のほうへ廻しまして、事務当局相互の間で検討をしている次第です。その点は水産庁長官から答えると思います。

それから国内措置は、融資をいたそうというので、融資のことを相談をし、方針をきめている次第であります。融資につきましては、すでに一億五千万円の融資を過般いたしました。併しながらこれは神奈川と静岡との両県に対する融資でありますから、その他には廻つてまだおりません。勿論多少そうほうへ廻わすべく用意をして保留してある部分もありますが、それでは足りないのでありますから、新らしく融資をいたそう、でありまするから要するに前の一億五千万円の融資に加える融資をいたして、これをほかにも廻わして行こう、こういう方針なんであります。而してその範囲といいますか、程度といいますか、これは全般的の考えを以て融資をいたして行きたい。つまり生産方面、流通のほうの範囲にも廻わして行きたい。こういう方針を以て検討をいたしておる次第であります。細かいことは一つ水産庁長官から御説明いたします。

○説明員（清井正君） 前回お話がございました、只今大臣から御説明申上げた通り、先般静岡、神奈川にいたしました融資の方針、即ち預金部の、資金運用部の資金を、県に貸与して、県が適当なる金融機関を通じて関係者に貸与するという形をすでにやつておるわけであります。それを更に拡張すると申しますか、今までが静岡、神奈川の両県の生産者並びに流通業者を目的としたのであります、これを更にほかの府県、例えば鹿児島なり、高知なり、三重なり、愛知なり、岡山なり、いろ〳〵あるわけでありますが、そういつた県におきまする同様種類の関係業者に対しても、同様に融資の途を講じたいという考え方で、只今事務折衝いたしておるのであります。なおそのほかにも只今お話いたしました通り、いわゆる流通関係の業者にもできれば一つやつてもらいたいということで、そういうことも考えております。そういうことで私ども非常に細かい数字を作りまして、大蔵省と相談を実はいたしておるのであります。やはりこれは金額は、関係業界は非常な多額を希望しておるのでありますが、無論これは少い金額の範囲内においてできるだけ我慢して最小限度でやつて行くという建前をどうしても現在の状況ではとらざるを得ないところでありますので、この際一つ神奈川、静岡に融資いたしましたところの金額の見合いにおいて、比較的均衡の関係において金額を決定して行かなければならない。そう

いうことに当然相成ると思うのであります。そこでそれらの見合いを以て、私ども只今静岡、神奈川以外の生産県の生産者に対して、静岡、神奈川のあの程度の融資をいたすとしますれば、ほかの県にどの程度の融資をしなければならないかということを考えました。そこで実は大蔵省方面におきましても、現在のような状況でありますので、地方の財政も非常に苦しいときであり、そこで全体に金融事情も相当こういうような情勢にあるので、情勢もわかるけれども、なか〳〵実際問題としてはむずかしいのだということで、なかなか事務的なむずかしい問題があるわけであります。従いまして特に問題が問題でありますので、最近幾分物価は値上りはしておりますけれども、何しろ当時二カ月間というものは相当値下りを示しておりまして、その値下りによる業者関係のこうむつた損害はまだまだこれが回復しておらないのであります。これが回復するまでの間の繋ぎと申しますか、そういう意味合いにおきまして、是非ともこれは必要なものである。而も損害が起つた原因が特殊な原因によつて起つておるのであります。これは他と比較して見ても、はつきり区別できるであろうというような観点から実は交渉いたしておるのであります。事務当局も大蔵省側は非常に細かい数字を要求しておりまして、一銭一銭の損害の数字まで出せということで、非常に細かい数字を出して折衝いたしておるのでありますが、大体において向うのほうとしては私どもの気持はわかつてもらつておるのであります。併し問題は全般の金融政策としての問題と、それから県が非常に財政的に不十分なところが相当ある、こういうようなことでありますので、これはにわかに決定いたしがたいということで、事情は十分呑み込んでもらつておりますけれども、なか〳〵最終決定に至らないのであります。漁業者につきましても同様な問題がありまして、これ又問題があるのであります。私どもといたしましてはもはや事務的に折衝の段階は恐らくないくらいに思つておるのであります。この二週間ぐらい殆んど毎日のように折衝いたしておりますが、そこで大臣いろ〳〵御心配になりましたように、大臣は非常に関係大臣と御相談になつている状況でございまして、この点は近日の間に解決つくのではないかと思つておりますが、我々といたしましてはできるだけのことを大蔵当局と折衝をいたしたというような現状であります。

それからもう一つ附加えて申上げますが、税金の問題について楠見委員からお話があつたのでございますが、それについて実は税金の問題につきましてもいろ〳〵ほかの災害の例もございましたので何とかいたしたいということで非常に先般から努力をいたしておつたのでありますが、実は去る七月の九日に国税庁長官から各地方の国税局長宛に通知が出ているのであります。これも結局関係の流通業者と漁業者でありますが、丁度本年度の予定納税の基準額の減額申請を出す場合に減額申請の処理に当つては先ず個々の実情を調査して適正な措置を図るようにしろという意味の通知が出ているのであります。この通知を出してもらうについても実はいろ〳〵折衝いたしたのでありますが、丁度本年度の予定納税の第一期分が七月から始まり、第二期は十二月から始まるわけでありますが、それまでに今年の三月の事件によつてこうむつた損害について関係業者からも当然これは減額申請が出ていると思うのであります。勿論そういう場合に際しましてなか〳〵これをそのままで減額申請いたしましても不十分でありますので、国税庁と相談いたしましてこの通知を出してもらつたということでありまして、現実にどういうふうにこれが反映するかということも個々に聞いておりますが、これは或る程度やつてもらつているところもあるのでありまして、又聞に合わなかつたところは申告納税告知書の中に事情の困る者は申請をして来いというようなことを書いて納税告知書が行つたところもあるというようなことであります。要するにこれは本年の三月の非常な物価下落による影響を幾分でも早くこれを納税額に現わすという意味の措置であります。これだけでは私としても不十分であると思いますので、なお十一月以降に同じような問題が起るわけでありまして、その際に前回の措置できなかつたものについては同様な措置をしてもらうということも措置しなければならんと思うのであります。さような個々の問題についてなお私どものほうは租税当局と十分折衝いたして行きたいと思つております。とにかく七月には不十分でございますけれども、こういう通知が出ているのでありまして、この通知を足がかりにして今後更に関係業者の有利になるように努力して行きたいと考えております。

○楠見義男君　国内的な対策についてはこの種の案件に鑑みて私は従来一般の行政事務のように下から積み上げてそうして関係大臣の間で最後に折衝をするという行き方は全く不適当な考えで、この案件についてはむしろ関係大臣の間で大きなところをお酌み頂いて、そうしてその実行を事務当局間で整理をすると、こういうような考え方の下に立つた対策でなければ当面のこの大きな問題、而も急を要する問題はいい案ができないのじやないかと実は心配をしており、従つてそういう意味で先ず以て関係大臣の間で大きな方針なり、又枠をきめて頂くことを希望しておつたのでありますが、その点については先ほど安藤さんからもお話があつて、関係大臣の間で大体の話合いをおつけになつて、そうして今事務的折衝に移しておる、こういうことで私の希望しておるところと一致しており、その点は私も満足をしておるのでありますが、そこで安藤さん並びに清井長官にお伺いしたいことは、関係大臣の間で国内的な対策としておきめになつたのは融資の点、融資をしようじやないかということだけがきまつておるのか、或いは大体の枠をこの程度に持つて行つてやろうと、こういうような大きなところまできまつておるのか、この点を先ずお伺いしたいのです。と申しますのは、先般の静岡、神奈川に対する一億五千万円融資の場合においても、私はこれは相当の根拠をおいての融資額であつたとまあ思う。その当時の根拠とこれから追加する額というものも同様の根拠なり事情に基いておやりになることでありますから、大体の資金融通の見当はおつきに、これは事務当局でなくてもおつきになつておるのじやないかと思う。常識的に言つても遠洋のかつお、まぐろ五万トン仕込資金が、トン当り一万円にして五億円という金はこれはまあ常識的にも当然考えられることであり、この点については専門家であると、それから専門家でないとにかかわらず、殆んどこの点については常識的な問題として疑う者はないと思うのです。そうするとこの前の一億五千万円が先ず資金融通をされたのでありますから、その残りの三億五千万円程度のものは早急に手を打たなければならない融資総額ではないかと、これは私は想像するのであります。この点についてどういうふうに見ておられますか。これはむしろ安藤さんは専門外ですから後ほど清井長官からもお伺いしたいと思いますが、その三億五千万円の融資額についてどういうふうに一つ……というよりもむしろ総額の枠のようなものの話合いはしておられないのか、それも小さい問題として事務当局に任しておられるのか、この点お伺いしたい。それからついでに清井長官に伺いますが、今の御説明を伺いますと、どうもこの前の条件と同じ条件で資金運用部資金を県の責任において融通するというようなふうに聞えるのでありますが、併しこの点は先般来も随分やかましく質疑応答があり、又論議を重ねられた問題で、従来のようなのと同じ条件ではこれはもう殆んど絵に書いた餅で又急を救うのには役立たない。特に条件の問題において、例えば担保を要求するとかいろ〳〵なことのむずかしい条件、これは金利もありましようが、そういう条件——金利なり、或いは担保提供とか——そういう

ふうな条件を従来と同じようにやつて、そしてここで仮に大蔵省との間に話合いがついても、それが円滑に業者の救済の手段として講ぜられるとお考えになつておるのか、若しお考えになつておるとすればこれは非常に私は不安なことだと思うのです。その点のところをどういうふうにお考えになつておるのか。それから県財政等のことについてのお話がありましたが、この点は一般の県財政の窮乏の折柄なか〳〵むずかしいと思うのです。困難な問題だと思うのですが、そういう問題を承知の上でやはり従来と同じような方式をおとりになるのか、その点がむずかしいと思えば他の適当な方法というものは考えられないのか、この点を清井長官のほうにお伺いしたいのです。

○国務大臣（安藤正純君）　そのやり方の点についての細かいことは長官から言いますが、融資の今度のことについての額とか、大体のことは関係大臣の間で基礎的材料に基きまして大体方針をきめて、これを事務当局に移牒いたしまして、そうして事務当局の間でこの折衝をしていることは今水産庁長官のお話の通りであります。でありますからそういう数字、額の点等も大体方針はきめてあるわけであります。それを今までいろ〳〵の大蔵省の立場、或いは又農林省水産庁の立場とそれ〴〵見解が一致しない点もありますので、それがひと所に事務的に一致しなければならん、今そういう細かい折衝の段階にあるのです。併しながら私ども考えますと、そんなことでだん〳〵遷延して行くことは誠に困ることで済まされないことであります。一日も早くやらなければいけないというので、実は大蔵大臣のほうにもやかましく交渉をいたしている次第でありますから、そう長くはかからないで数日の間にこれはきめたいと思います。

○説明員（清井正君）　御質問の点でありますが、このそも〳〵の一億五千万円の資金の融通方法でありますが、これは当初私は率直に申しましてこういう案を考えなかつたのであります。いわゆる一般の金融機関を通るなり、或いは普通の金融機関が直接業者に貸付ける、そうしてその背後に何らかの措置をとりたいという実は率直な気持であつたのであります。これは私だけの気持でありますが、併しその後いろいろ相談いたして参つておりまして、いろいろの資金事情その他財政状況からしましてもとても無理だ、そこまでやつておつたらいつまでたつても話がつかないということになりますと、一方業界からは頻りに早くやれ早くやれということでありまして、こういうようなことでいつまでもきまらないよりはきめ得る限度できめてとにかく一つ実行して、その実行の成果に基いてできるだけ努力するということ、これはこの前も一度申上げたことでありますが、そうしてたま〳〵事務的に一致しましたところの預金部資金を使う、県に責任の一端を負つてもらつて、県を通じて県から金融機関を通じて貸付ける、こういう方法をとろうじやないかということで、その方法をとりまして一億五千万円という金額が決定いたしたのであります。それも当時は生産地全体という話もあつたのでありますが、とにかく金額の点から申しましてもそういうわけに行かない。そこで静岡、神奈川の二大生産県について融資をするということでずつとその後取扱を進めて参つたのでありますが、先般実は両県の関係者のかたに私どものほうに来て頂きまして、いろいろその後の事情を伺い、進捗状況等の事情を聞いたのであります。そこで静岡県のほうが先に実は話がきまつているような状況でありまして、神奈川ももう今日あたりきまつているのじやないかと思いますが、ちよつとこれは遅れております。静岡は大体日歩一銭八厘で国から貸付けますが、県はそのまま県の漁業の信連に貸付ける、それから漁業信連も初めは無利子ということでありましたが、やはり事務費等が要りますから無利子ということでなくて一厘だけとるというので、結局漁業者に渡るのは日歩一銭九厘ということになるのであります。で、六分九厘三毛、六分九厘三毛の利子になるわけでありますが、そこで漁信連のほうから生産者なり、或いは一部の流通業者のほうにも流して行くということになつて、担保はとらないということに静岡はきまつております。そういうことでありまして、まあ静岡のほうが先に実はきまつておるということで、もうすでにこのことあることを予期いたしまして、信連のほうから二千万円だけとにかく前貸をいたしておるようでありますが、そういうようなことでありますので、静岡としては国からの一銭八厘に一厘の鞘、それから無担保ということであります。神奈川のほうはどうかといいますと、まあ同時に関係者が集まつて話をしたのでありますが、神奈川の県当局としては無担保というわけに行かない、担保をとらなければならないのではないかというようなことを言つておりましたけれども、併しこの点は静岡がこういうことでありますので、果してどういうふうになりますか、実は私どもとしても担保をとるなということを命令することもなか〳〵むずかしい問題がありますので、実は県の人といろ〳〵懇談をいたしております。併し私ども担保をとるなという命令はできないことになつておるのであります。静岡はとらないということになつて、そういう事情が起つています。その後どういうふうに経過しておりますか聞いておりませんが、そういうような状況であります。一厘の鞘のほうも恐らく神奈川も同じような状況になるのじやないかと思いますが、神奈川のほうはちよつと静岡と事情が違いまして、静岡のほうは漁信連一本で行きますけれども、神奈川のほうは流通業者のほうが横浜の興信銀行を使う、漁業者のほうだけを漁信連を通すということで、二本になつておるのであります。併し恐らく条件は静岡側はこういうふうにきまつておりますので、神奈川のほうも大体似たような条件に落ちつくのではないかと思つております。そういうような実は状況になつているのでございます。利子補給等の問題もいろ〳〵あるのでございますが、一厘の鞘でありますけれども、六分九厘、普通利子補給するときには、六分五厘ぐらいなら県の負担になつておりますが、六分九厘、一銭八厘とすると六分五厘、一銭九厘になりますと六分八厘、ちよつと多い目でありますけれども、この程度のものならば、利子補給の法律を作らなくてもいいのじやないか、又この資金のことも政府資金でありますから、損失補償ということも政府資金としてするというようなことも考えまして、先ず先ずこの方式で以て実行して行くのが現状では一番いいだろう、特に又前に静岡でこういう方式をやりまして、又他の方式に切替えるということも実際問題として無理がありますので、そういう話もありましたが、これで我々といたしましては相当の実効を挙げる見込でありまして、もう近いうちにきまる、そういうような考えでおる次第であります。

○楠見義男君　条件の問題は、今の無担保の件は非常に有難いのですが、折角そういうように静岡のモデル・ケースができたんだから、水産庁としても神奈川県は勿論、これから実行に移る融資の点については、これは相当やはり同情的な態度で以て出して頂いて然るべき問題じやないかと思うんです。そうでないと、これだけ参つておる業界は、相当今までに担保に入つているんですから、それの上に又担保を要求するということは、実際先ほども申上げたように、折角融資の途が開かれても、絵に書いた餅に堕することで、私はそれを心配する。その点は折角そういうモデル・ケースができた以上は、

この点について他の県にも及ぼせるように配慮願いたい。そこで今安藤さんからも大体の基本的な事柄、又大枠についての大臣間のお話がおきまりになつて、今事務当局に行つておるというような御報告を頂いておるんですが、一体今事務当局として大蔵省に対し融資の額をどの程度見てやつておられるのか、先ほども申上げたように、大体五億というのは常識だと、我々素人ですが考えられる。いわんや水産庁のほうにおいては、その点はもう十二分に御存じだろうと思う。そうするとやつぱり残り三億五千万円ということになるわけですが、一体どの程度の額をお進めになつておるのか、これは又一つ見ようによつては三億五千万円という金は、例えば一方で賠償のほうが、これはゆつくり一つできるだけ多く取つて頂きたいということをお願いしておるんですが、このほうでいつでも、これは新聞の報ずるところですからはつきりしませんが、八十万ドルというものはいつでも出そうと、最近の新聞によると更にそのほかの間接被害についても多少考慮するような情報も新聞には出ております。そうすると少くとも八十万ドル、或いは百万ドルにして三億数千万円というものは今度は賠償金として入つて来る。まあその中から福龍丸関係のものの一部、そのほかの一部に賠償内渡しといいますか、そういう金額がありますが、それを除いても少くとも二億乃至二億五千万円というものは、これは日本円にしてですが、いつか入つて来る。そういうものの引合というものも考えれば、ここに一億……、前回だと一億五千万円というものの融通を考えたので、それ以外にそういうものの引当によつて二億や二億五千万円の金というものが出せるはずだ。そうしてそういうものを合せれば、全体としていわゆる常識の五億円というものを出せるだけの金の手当は、これは政府としても考えられて然るべきものである。又決してむずかしい注文では私はないと思う。例えば、ここに望むことではありませんが、仮に風水害、陸地における風水害が去年のようにあつたとする、そうすると何十億という金をこれに政府は当然お出しにならなければならないし、又出すことについては誰しも不思議に思わない。そういうことを考えると、総額については、私は常識に基いた、而もこれは私のほうが常識論で言つておるけれども、もつと理窟のある数字を水産庁はお持ちになつておると思う。一体水産庁は、そういうような関係大臣の間でお話合いになつた結果に基いて、大蔵省に対しどれだけの折衝をされておるのか、それを一つお伺いしたいと思う。

○国務大臣（安藤正純君）　いろ〳〵委員会で御心配になり、殊に楠見さん、数字の点等について細かく御心配になつておりますが、今ここで数字をはつきり申上げるわけにちよつと参りません。それを御承知願いたいが、今あなたのおつしやつたようなことと余り大差なく我々も考えておりますから、それだけ頭へ入れておいて頂きたい。それについてただ大蔵省の立場としますと、それは細かくいろ〳〵と検討して、そこにいろ〳〵見解が出るのも無理はないと思うのです。それを頭から押付けてしまうわけに行きません。よく了解させて、そうして我々の関係大臣で考えておる方式に基いて、そうして決定させたい、又決定させるべく努力をいたしておりますから、それはそう長くないと思いますからね、そう御承知を願いたい。

それからそのほかというようなお話もあつたが、利子補給というような点についても、これは非常な困難が伴いますが、それについても我々の間では進んで考究をいたしておりますということだけ申上げておきます。

それから税の減免、減税ですね、というようなことも前々から考えておりまして、水産庁長官が先ほど言われたように努力いたしておりますし、今後のことにつきましてもその減税のことについてはやはりそういうふうに業者の負担の軽くなるように行くように実は関係大臣の間で考究しておりますから御承知を願います。

○楠見義男君　清井さん何かお答えありますか。

○説明員（清井正君）　いや、もう大臣の答えで……。

○楠見義男君　そうすると、長官のお答えがないのですが、今の安藤さんの御説明で、以心伝心でこれ以上聞くのは非常に野暮なようなんですが、融資の点については大体常識として、水産界における常識として、或いは又専門的に見ればもつと合理的だと言えるかもわかりませんが、私どものいわゆる常識の線に沿つてお考え頂けるものと、こういうふうに了解してよろしうございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　業者はいろいろ大きを望むでしようしね、多々益々弁ずるに違いないんです。併しながら必ずしもそうは行きませんがね。我々の間において常識と認め、且つ又事務当局の間において了解のついた点においてはその線に沿うてやつて行こうという考えです。

○楠見義男君　しつこいようですが、業者が望んでいるのは二十一億を補償してもらいたいということを望んでるんです。この点は、二十一億の補償という問題は対米折衝との関係もありましよう、又それの足りない分を国内でやるという折衝の対策の問題もありましようが、これは我々も相当慎重に考慮しなきやならんという問題だと思つておるのです。併し一致しておることは、日本の水産業、特に輸出産業としても大事なこの遠洋かつお・まぐろ漁業というものをどうしても維持して行かなきやならん。もう業者の中には中共には船を引張つて行かれる、朝鮮には拿捕される、又南方ではこんなことだと、政府はあんまりものも考えてくれない、もう水産はやめだと、こういうような半ばやけ気味になつておる業者も少くないと私は承知しておる。これは政府のほうにもそういうことは情報は達しておると思いますが、併しそれではいけないんで、我々、勿論政府も一致しておられると思われることは、この業界をどうしても維持して行かなきやいかん、こういう点には間違いのない結論だと思うのです。その結論から考えて、どうすれば維持できるか。而もここで金をくれと言うんじやなしに、金を貸してもらいたい、これは返す金なんですね、而もそれは生業に必要な仕込資金、こうなつて来ると、常識という問題は、業界における常識、安藤さんは今我々の常識という言葉をお使いになつたのですが、我々の常識という意味が先ほど私の申上げたような常識であれば私も安心だし、又そういうことを望む、是非そういうふうに常識的な問題としてお取上げを頂き、又御解決を頂く。実はそのほかに農林大臣は先般何だか玉手箱をお持ちになつておるようなふうの御発言がこの委員会でございました。農林大臣本日お見えになればその点についてもお伺いしたいと思うのですが、まあ非常に私どもは楽しみにしておるんです。どういう玉手箱が出るか。尤も煙が出て我々真白けになつたのでは困るので、喜ぶような玉手箱をお持ちになつておるようなんで、それを是非見せて頂きたいと思つてるんですが、そういうこともある、又お考えになつておられるようでありますから、是非、而も早急に残額の問題については常識にかなつた処置を講じて頂きたい、又それを希望するんですが、もう一度念のために安藤さんから力強い御言明を頂いておきたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　日本の水産業の興廃に関する問題であつて重大問題だということを先ず第一に頭に置いて考えておる。それから来る常識であります、我々の考えておることは。併しながらそれではどれだけというような数字になりますと、それは業者が自分の立場だけで考えておることと、又大局からいろ〳〵の方面を考察して考える事柄と必ずしも一致しないかも知れません。併しながら水産業に関する重大問題であるから、今こういうふうにして少くとも融資をしておけばそれがどういうふうに廻つて取返しがつくといつたようなことを見込んでやつておるわけであります。併しそういう細

かい点は私らは漁業のことに……何も私ばかりではない、農林大臣だつて漁業が詳しくわかるわけではないから、これはまあ水産庁が一番当該官庁だし、そういう事務的のところで……併し水産庁長官といつたつて当業者ではないけれども、それが一番業者に接触しておりますから、それらの点をよく接触を保ち、そうして又業者の言うことも聞くが、同時に政府としては財政上の立場もありますし、それからその他の方面との照らし合いをして考えて行かなければならんということがありますから、そういう点をよく見合つて、将来これが廃れてしまつてはならない、再び立つことができる、こういう程度で考えておりまして、細かい折衝は水産庁等のほうでやつておる、こういうわけであります。

○補見義男君　安藤さんやほかの大臣が専門家でないように、私も実は専門家でない。そこで常識論を申上げておると同時に、先ほど申上げたように、この種の問題はびし〳〵と事務的に積上げる性格の対策でないということを再三申上げたのはそういう意味なんです。その点はよくわかりました。今、言葉尻をつかまえるようなんですが、国の財政事情、これもよくわかります。と同時に、他の方面との釣合いをよく考えなければならんという言葉もありましたが、この点を先ほど私は風水害の問題、或いは臨時国会で必ず立法化されようとする本年の凍霜害も、これは生やさしい金ではないことは、これは御承知の通りなんです。それらの釣合いということを考えれば当然私の申上げることは決して無理ではないということはよくわかるのですが、この点は併し安藤さんのおつしやることはよくわかりました。そこで水産庁長官に、これは常識論ではなしに、いわゆる我々から見れば専門家の立場からどれだけの金を大蔵省で今折衝しておるかということをお聞きしたのですが、これは安藤さんからもおとめになつて、御発表がむずかしいようですから、どれだけの金額を要求しておるかということはお聞きいたしませんが、専門的の立場でどの程度の仕込資金というものはこの日本の水産業を維持するのに必要だと、こういう観点からお考えになつておるか、それは別に折衝の経過をお伺いするのじやなしに、純客観的に、専門的にお考えになつてどの程度の金額が、まあこれはいいところだとお考えになつておるのでしようか、その点をお伺いしたい。

○説明員(清井正君)　専門的な立場からという御質問でありましたが、私も実はどの程度がいいかということをちよつとまだお答えができないことを恐縮に存ずる次第でありますが、恐らくこれは業界としては二十億くらいの損失を出しておると私どもは思いますが、なか〳〵融資をいたすといたしましても相当なこれは融資をいたさなければ業界としては満足の行く数字にはならんと思います。ただ問題はこれは最近大体において漁獲が上向きになりつつある、過去の損失を、少しずつ少しずつ、これは回復しつつある、又しわの伸びない点をもう少ししわを伸ばすために貸付資金の融通をしてもらいたい。こういう短期融資の問題があるわけなんです。そこで私どもといたしましてもいろ〳〵推算をいたしておるのでありますが、なか〳〵具体的にはむずかしくてつかみ得ないのであります。損失額等も、私のほうではいろいろ計算をする関係上、計算をしたものが実はあるのでありますけれども、これもまだ外に出して申上げるような数字ではございませんし、なか〳〵つかみ得ない。併し問題は私ども率直に考えまして、無論これは多いほど越したことはないと思いますけれども、やはりこれは端的に申上げまして静岡、神奈川に或る程度の、少いながらも融資をいたしておるのでありますから、やはりそれとの均衡ということも私どもはどうしても考えざるを得ないわけであります。やはりそれの全体を占める割合なり、そこに属する船の受けた損害というものを比較すれば、ほかの地の船はどのくらいの損害が出るだろうかというような推定をいたしたわけであります。そういつたようないろ〳〵事務的にやつております。そこで全般のあの数字からすれば、ほかの県に比較すればどうしてもこの程度のことはしなければならんという限度の数字を出して、今検討いたしておるというようなわけであります。従つてこれも全体の勢力から見まするというと、やはり相当の部分は静岡、神奈川のことですから、それと比較いたしますと、厖大な金額に一挙になるわけには行かないと思う、そうかといつて非常に少い金額というわけにも行きませんし、そこら辺、誠にいい加減なことを申上げて恐縮ですが、要するに現在融資を行われつつあるものとの均衡ということも重要な要素になるだろうというふうに考えて計算をいたしておる次第であります。

○補見義男君　水産長官の話を聞いて、私は非常に不安になつて来たのですよ。という意味は、静岡、神奈川に一億五千万円を融通したから、ほかの県全部を含めて一億五千万円を出せば大体の均衡のとれるようなふうに心配されるような御答弁だつたんですが、若しそうだとすれば私は非常に心配になるんです。そこで専門的な立場の金額をお伺いしたのですが、それは今調査中で、なか〳〵困難だというお話なんだが、そういう場合には結局常識というものが一番正確に当るものなんです。そこで一億五千万円では私は非常に不安だ、そこで賠償の金額が、二億円以上の金が近く入つて来るんだから、そういうものの引合財源との見合いも考えてやれば丁度一億五千万円くらいになるんじやないか、こういうことを実は申上げたんです。例えば神奈川の三崎なら三崎の漁船、神奈川県に融通をしてもあそこの県には、三崎にはほかの県の漁船が随分入つて来る、それでは神奈川県は自分の県が資金運用部から借りてほかの県の業者に金を貸すかというとこれは恐らく貸さないでしよう。結局静岡県の船籍を持つている漁船だけに貸すというのが実体じやないかと思うのです。そうなつて来ると残りの県に、静岡、神奈川と同じ一億五千万円を貸せばそれで均衡がとれる、こんな考えで行きますと、これは非常に大変なことになるんじやないかということを実は今の御答弁で、先ほどの安藤さんの御答弁で大体安心をしておつたのですが、逆に非常に心配になつて来たのですが、そういうようにお考えなんでしようか。

○説明員(清井正君)　例えば静岡、神奈川に他県船が入つて来るという問題を御指摘になりましたが、まさにその問題が引つかかりまして、実は融資の枠がきまらなかつたのであります。相当に多くの他県船が入つて来ております。三崎を中心といたしまして、静岡も同様であります。そこで実際問題として、例えば三崎で申しますと生産者の作つた市場と商人の作つた市場と二つあります。生産者の作つた市場に当該県の船が入つて来ますのは問題ないのでありますが、問題は商人のほうの市場であります。これに他県船が入つて参ります。従つて今度考えられますのは、神奈川につきましては、要するに三崎の組合の作つておるのはこれは勿論融資の対象になりますが、商人の作つております市場に入つて参ります他県船の問題であります。これは陸揚げされたいわゆる漁獲物の値下りに関連しての融資、これは枠の中に入るのでありますけれども、その荷揚げをいたしました他県船の漁業者としての融資分が入らないということが今度の問題になつたのでありまして、むしろ商売人の市場は自分のほうの値下りは見られても自分のお客さんのほうの、生産者のほうの値下りが見られないというのは困るじやないか。お客さんが困るんだということで当然お客さんの分も考えてもらわなければならんということで、実際問題としては県の枠の配分のときに問題になつたのであります。そこでいろ〳〵計算をいたしまして、私どもといたしましてはこれは県の分だけであります。まあ最近の例をとつて見ますと三崎の市場に荷揚げされた分についてのみ、いわゆ

る三崎の船に漁獲されたものについては融資の対象として一応見られるけれども、他県の船については全くの船籍浩において見ざるを得ない、こういう形になつておるのでありまして、実は一億五千万円ということをきめましたときにも実は神奈川、静岡ということが主な対象でございますけれども、話の内訳としては大体生産地の全部をこれは見られたらというようなことだつたんで、そこで一億五千万円ということが問題になつたのでありますが、実際問題としてなかなかそういうわけに行きませんが、大部分は静岡、神奈川ということになりますと、結局今のような問題が起つて参りまして、当然そうならざるを得ないということになります。その後いろいろな事情を勘案いたしますと、単に指定五港で検査を受けてあるものでなくて、高知あたりで検査を受けたものが相当出て来るということでやはり影響がある、そういうものについても貸さなければならない、そういうような問題が起つて来ましたので、それで今のような第一回の交渉の経過と鑑みまして、それからほかの県との釣合いとも鑑みまして、いわゆる静岡、神奈川以外の県の船についても融資をやるということで、私のほうの専門家にずうつとトン数の建前とか或いは船の受けた損失の比較とか、皆想像の数字でありますけれども、そういうものを使いましていろいろの角度から検討をいたしておるのでありまして、そこで現在数字を出しているということであります。やはり問題といたしましては静岡、神奈川に対する融資というものの金額が、この金額の交渉の結果いろいろ起つて来ました問題に関連いたしまして、やはり融資の対象になるということは争えない事実であります。そういうことであります。

○島村軍次君　大体楠見委員の質問で尽きたのでありまするが、一点だけ一つ伺つておきたいことがございます。それは非常にお骨折頂いておることは有難いことであります。心から感謝をする次第でありますが、先ほどお話になつた生産者と流通関係にも出すということは結局回復するまでの繋ぎ融資、こういうふうな考え方でいらつしやるのか、つまり市場の値下りという問題についてはどういうふうな計算、三大臣でお話合いになつておる問題であるか、その点をちよつとはつきりしかねるのでその点一点伺つておきたい。

○国務大臣(安藤正純君)　まあ生産のほうは申上げた通り、流通関係のほうもこれも融資をしなければなるまいというところへ到達しまして、それにも及ぼそうというのでそこで金額を算定して今事務のほうで詳しいことを検討してもらつておる、こういうことなんです。

○島村軍次君　そうしますと、端的に伺いますというと市場業者にも資金を出そうということであるかということと、それから生産者のほうの関係はわかりますが、値下りについても或る程度まで見ようということかどうかという、この二点はどうなんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　まぐろの値下りについてですが……まぐろが値下りになつて、従つて市場がまあ混乱したとか、非常な影響が及んだということに対して、それが手当として、手当ということは融資によつて将来の途を開くということに便宜になるように融資をしよう、こういう建前なのです。

○島村軍次君　大体結構です。

○苫米地義三君　私は簡単に二点だけ伺いたいのですが、それは水産委員会としては或いはちよつとふさわしくないかも知れませんが、今当面の処置、こういうことはお話の通りできる限りこれを緩和してやつて頂きたいということに対しては、私は楠見委員と同意見です。ところが業者が出漁の意欲を失うというようなお話がありましたが、私は全くそうだと思うのです。それはこの間のビキニの実験があれだけでも終るものならよろしいが、これが繰返されるということになれば、こういう問題が絶えず起ることになるわけです。そこで安藤国務大臣としては外務大臣その他と連携の上で再び原爆の実験をやることに対して、これはやるということは米国の側から言えばこれは公告するわけに行かない、それによつて我々が影響を受ける、その影響をなくするような方法においてやつてもらう、今の考えでは無理かも知れませんが、併し科学の問題ですから、必ずしも無理でないかも知れない。それでありますから、原爆の実験はおやりになるならばおやりになつてもよろしい、その影響を海の上に及ぼしたり、或いは大気の上に及ぼしたりするようなことのないようにしてやつてもらいたいということは私は無理もない希望だと思いますが、その点はどうですか。

○国務大臣(安藤正純君)　簡単にお答えいたしますが、この原爆の実験ということは私はもう実験なんぞはやめてもらいたいというのが本心なんです。併しながらこれは簡単に行きませんので、アメリカ側が実験をやるかやらないか、わかりません。それから又これは世界の関係或いは平和関係というようなところになると、現在は力の均衡と、もう一層具体的に言えば原子力兵器の優劣とかその均衡とかいうような問題で、僅かに平和を保つているのが今日の世界の状態だと思いますから、これを簡単に日本だけで結論するわけには行かない。併しながら日本の希望としては、原爆の希望ですね、希望としては原爆の実験等をやめてもらつたほうがいいと、そういう方針であるけれども、それをそう原爆を是非やめちまえと言うわけには行かない。又現にこれは実際問題として国際連合等におきまして御承知の通りに、幾回も幾回もいろんな案が出た。これがまとまらずにおるのですから、これが急にどうするというわけに行かないと思います。而して実際の問題になると、アメリカはまあ今年中はやらないという観測なのであります。併しながらやらないとはつきり断定したわけでもないからこれはわかりませんが、まあそういう観測。併し又来年になつたら又実験をやるかも知れません。やらんかも知れないが、やるかも知れない。実験をやるという場合にはそれに対する対策は講じておかなければならないと思います、日本の立場といたしましては。そこで更に実験をアメリカがやるという場合には日本としてあらかじめアメリカに交渉をして、概括的に言えば安全保障をしてもらいたい。概括的の言葉を以て言えば安全保障をして、そうして実験をするならするということにしてもらいたいというのが本心なんです。併しながらこれは簡単に行きませんので、まあ第一は、実験をやるのに対して日本には、最も損害関係の影響の多い日本に対してはあらかじめ通告をしてもらいたい。又これが日米関係という、日米親善関係の上からいつても秘密が漏れないということが保証されるならば、アメリカが日本に対して予告をしてもよかろうと思うのであります。

それから又第二は、危険区域というものをはつきり限定して被害がほかに及ばないということを徹底してもらいたいと思います。尤もこれは今苫米地さんのおつしやつたように大気の関係とか、海流の関係とかいうようなものは到底単に一口に言えないのですね。俊鶻丸が帰つて来た報告によりましてもいろいろに考察しなければならないと思いますし、それから俊鶻丸の報告を基礎にして国内の各種の専門学者の間でそれはその比較研究をしてどういうふうになるものかということを科学的な結論を出さなければならないと思います。幸い日本の学術会議におきましてはやはりそういうことを考えまして、この秋にアメリカの科学者、そういう方面の専門の科学者を呼びまして日米共同調査をやることにいたしておりまして、政府もそれを慫慂しておるのであります。そういうわけで科学者の専門の結論がそれで果して出るか出ないかもこれも問題ですが、これもできるだけのことをやつておる。それに基いてあとのことを考えて行かなければならん、対策を立てなければならんと考えております。そこで危険区域というようなことも今科学者、専門家の調査に

基いておのずから危険区域であるとか、やり方であるとかいうようなことがそこに出て来るであろうというわけでありますから、そういうようなことに基いて危険区域を厳重に設定して他に被害の及ばないようにしてもらいたい。即ち先ほど申しました概括的な言葉で以て言えば安全保障といったような言葉で現わせば現わせるのですが、そういうことを要求したいと思います。併しながら第三に、そう言いましてもこれは非常に複雑な、非常に深刻な、非常に広汎な、非常に専門的な問題だから恐らく誰でもここのところでもう大丈夫だという線を切るわけには行かないのじゃないかと思いますね。そこまで行けば幸いなんです。それを希望いたしますが、それはすぐ出ないかも知れない。そこで第三にはいろいろなことをやる。いろ〳〵な対策を講じ、いろ〳〵な設備準備をしましてもなお且つ万々一に又被害が、万々一にでも出た場合には直接損害だとか、間接損害だとかいうようなことを言わないで、その被害全部に対してアメリカは責任を感じて賠償をすると、そういう希望を日本は述べてあつて、これらの条件を以てあらかじめアメリカに交渉をしたいとこういうことを我々の間では只今考えて検討をしている最中であります。

○苫米地義三君　大体そういうお考えでいいと思うのであります。ただアメリカが実験を今年中はやらないのであろうとか、それからして損害がある場合に賠償するであろうとかというようなところの、だろう話でこれは片付けられないと思います。被害を受けた者は日本です。そして現実にこれは業者は勿論のことでありますが、一般国民も非常にそれに対して不安を感じている問題です。ですからただ間接な希望やなんかでなく、現実の上において外交交渉であるとか、或いは政治折衝であるとかいうことによつてやはりきちんときめて行くべきものであろうと思います。それがために向うの実験を阻止することはこれは不可能でしょう。これはそれでもいいと思います。ただ如何にして被害を受けないようにしてくれるという点はこれは考え方によつて私はできると思うのであります。その点は今安藤大臣もおつしやる通りで大体私はよろしいと思います。

もう一つ、この現在受けている第五福龍丸の被害者がこれは現にまだ治療をしております。これが癒りましても広島の災害からいたしますというと、九年たつた今日突然に病気が起つて突然倒れている人がある。だからその間接的な被害というものは相当長期に続くものと見なければいかん。そういうことも賠償の点についてはお考えの中に当然入るべき問題だと思うのでありますが、その点はどうでしようかという点が一つ。

もう一つは被害は海の方面ばかりではないのですから、現に荒川区など空中に水爆の塵がたくさんあつてそれが本年の異常気象になつておるということを断言しておるぐらいです。かような影響力がありますと更にこの実験に対しては我々はもつと真剣に国家の立場から考えてやるべき問題だと思う。日本は距離が比較的近くであるし、気流の関係からいつて比較的被害が多いのであります。

それからこの前安藤さんからの御答弁によつて五回ほど水爆の実験をやつておる、こういうお話であります。そのことは要するに幾つかの塵を含んだ雲の層があるということに考えざるを得ないのでありまして、さような点がこの一般の気象に現われておるのじやないかと思うのでありますから、この水爆の実験に対する関係はもつと政府としても慎重に且つ深刻に考えて欲しいという希望を申上げておきたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　第一のその点は更にアメリカが実験をやる場合に対しては只今私がまあ大体三点に分けてお答えしたんですが、そういうことを今検討中なんで、無論希望ですが、そこは希望で終るのではない、実験をやるといつても、早速交渉しようということで、対米交渉へ持つて参ります。

それから第二の患者は、これに対しましては非常に心配をいたしております。ですが、これに対しては十分なる慰藉料を見込んでございます。而してそれは対米賠償として必ず応じて来ると信じております。

それから第三の点は苫米地さんお話の通り、勿論同感で非常に重大な問題で、これが大きく言えば決して日本だけの問題ではない、人類の全体の問題なんですね、そしてその未来の世界に関する問題ですね、でありますから私などはこれは非常に深刻に考えておるのです。むしろ私はその点に考えて行くと余計なことを言うか知らんが、国会の衆議院、参議院の御決議のごときはもつと深刻に言つてもいいのじやなかつたかと思う。あれは実験をやめてくれとか、禁止してくれとかいうのではない、被害が及ばないように十分の手当も考えてくれろという第二段の目標に入つておる。これは国論としてもつと沸騰して来ましようし、又むしろ日本としては原爆の第一号、第二号を受け、更に強い爆弾、水爆第一号を受けた日本といたしましては世界に向つて日本人ほど発言権を持つておるものはないと思う。だから十分発言していいと思う。併しながらただアメリカといたしましては世界政策の上に、或いは平和維持の上にこれはやめるとかなんとかいうようなことはなか〳〵むずかしい問題であると思います。これも又よく考えて行かなければ、日本の立場としても考えて行かなければならない。ただ簡単にやめてしまえというようなことも言えないと思いますから、或いは世界全体の問題として考えて行く必要があると思いますが、それに対してはそういう希望は失わないと共に実験なりなんなりどんどんやる場合にはこれに対して被害の及ばないように十分考えて深刻な最も綿密な調査、あなたのおつしやる通りの調査を進めて行くことが必要であり、政府としてもそれに伺いまして今慎重に研究中であります。

○委員長（小林孝平君）　ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時三十八分速記中止

午後零時十一分速記開始

○委員長（小林孝平君）　速記始めて下さい。

別に御質疑もなければ本日はこれにて散会いたしますけれども、本日は大体政府側から最終的の案を示して頂くことになつておりましたが、予定にしておりましたところ、まだ具体案が出ないようでありますから、速かに政府側から具体案を作つて当委員会に示して頂きたい、こういうふうに希望いたしておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和二十九年八月二十四日印刷
昭和二十九年八月二十五日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

参議院厚生委員会（第十九回国会）継続）会議録第一号

昭和二十九年八月九日（月曜日）午後一時四十四分開会

委員の異動

六月三日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

六月八日委員廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として高瀬荘太郎君を議長において指名した。

六月十五日委員高瀬荘太郎君、宇垣一成君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として高良とみ君、前田穰君及び紅露みつ君を議長において指名した。

六月十六日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。

六月二十八日委員紅露みつ君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として有馬英二君及び高橋道男君を議長において指名した。

七月十四日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

七月十五日委員榊原亨君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。

七月二十四日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として榊原亨君を議長において指名した。

八月五日委員高橋道男君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　上條愛一君
理事　常岡一郎君
　　竹中勝男君
委員　中山壽彦君
　　榊原亨君
　　前田穰君
　　高良とみ君
　　藤原道子君
　　湯山勇君
　　山下義信君
　　紅露みつ君
国務大臣　厚生大臣　草葉隆圓君
　　国務大臣　安藤正純君
事務局側・常任委員会専門員　草間弘司君
　　常任委員会専門員　多田仁巳君
説明員　外務省アジア局長　中川融君
　　厚生省公衆衛生局環境衛生部長　楠本正康君
　　厚生省引揚援護局長　田辺繁雄君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件

（中国紅十字会代表招待及び中国人遺骨送還に関する件）

（ビキニ被爆者及び家族援護に関する件）

○委員長（上條愛一君）　只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに、厚生委員の異動を御報告申上げます。第十九回国会の閉会後の異動によりまして新たに厚生委員になられた方は、山下義信さん、前田穰さん、榊原亨さん、紅露みつさん、高良とみさんの五人の方々でございます。御紹介いたします。

○委員長（上條愛一君）　それではこれより議事に入ります。

社会保障制度に関する調査の一環として、第一に中国紅十字会代表招待に関する件を議題といたします。政府におけるその後の状況を御説明願います。

○説明員（中川融君）　中共に抑留されております一般邦人を引続いて内地に帰還せしめることの一助といたしまして、又先般来中国紅十字会が本問題についていろ〳〵尽力してくれましたことに対する謝意を表する一つの方式といたしまして、中国紅十字の会長その他代表の人たちを内地に招いていろいろ懇談をしたい、或いは視察等もしてもらいたいということを、前から日本赤十字社から申出でがありまして、必要な入国許可、旅券発給等について政府の援助を得たいということでございました。

これにつきましても政府当局といたしましては果してこういうような方式が邦人引揚問題の促進に貢献するかどうかというような点、又これに関連いたしましていろ〳〵これが純粋の引揚げという人道問題以外の問題にいろ〳〵利用されるというようなことがないかというような点につきまして、必ずしも日赤とは意見を一つにしていなかつた関係上、なか〳〵この入国許可についての政府側の協力という点が結末を見なかつたのであります。

先般両院におきまして、この招待問題について政府は善処するようにという決議が、それ〴〵同じ内容の決議が両院においてありました関係上、政府といたしましてもできるだけ速かにこの問題を解決したいと考えておりましたところ、最近に至りまして日赤におきまして関係団体から本事件を政治的の目的には決して利用しないという約束を取り、或いは日赤のほうといたしましてはできるだけそういうふうに努力するということを約束されましたので、本問題につきましてはこれ以上心配する必要はあるまいという結論に達しました。先週中頃政府としても異存ないということを日赤に通達いたしました。日赤から早速中国紅十字会会長宛電報を発しまして、来月約二週間の予定を以ちまして中国紅十字会代表七、八名を日本に招待したいということを申送りました。それに対してまだ返事は聞いていない状況でございます。

簡単ですが、これを以て御報告を終ります。

○委員長（上條愛一君）　御質疑を願います。

○竹中勝男君　今政府の御説明に外務省は今までこれに躊躇しておつたのは、邦人引揚促進にこれが貢献するかどうかということについて疑念を持つておられたということなんですが、そうすることこれを招待を出されることを承認されたことについてはこれは貢献するというふうに解釈されたわけですか。

○説明員（中川融君）　その点につきましては、政府としての考えは特段変つておるという事情ではございません、恐らく邦人引揚という問題はいろ〳〵の考え方から判断されて決定される問題ではないか、従つて紅十字会の代表を招待して日本における謝意を表する。或いはいろいろこれと懇談するということによつてさして促進されるとは実のところ考えていないのであります。併し本問題は一つの一般輿論の問題といいますか、問題ともなつております。かたがた先般国会におきまして両院の決議もありまして、政府として善処すべしということでありますので、むしろ国会の御決議を尊重するというつもりから本件について、入国について許可をするということをきめた次第であります。

○竹中勝男君　私が伺つているのは、政府が紅十字の代表をよんでも引揚促進には貢献しない、するかしないかわからないということに対して御質問したのですが、今の御答弁では、恐らくしないだろうという御答弁だと解釈していいですか。そういう解釈の下にお

よびになるわけですか。

○**説明員（中川融君）**　当初政府がこれの承諾を躊躇いたしておりました理由は、先ほど簡単でありますが申述べたように、これが果してどの程度貢献するやは疑問であるということと同時に、その反面この招待という問題が、いろ〳〵人道問題以外のこと、或いは別の言い方を申しますれば、政治的な目的に利用されやしないかという面がありますので、その両者を比較検討いたしますと、どうもこれは軽々に招待を承認すべきではないのではないかという疑念がありましたために、延び延びになっていたわけであります。併しこの件につきましては国会の決議がございましたので、もはやそういう点についての政府の判断をこの際固執すべきではないというふうに考えまして、その趣旨によって政府としては最近承認を与えることになった次第であります。

○**竹中勝男君**　まだはっきりしないのですが、紅十字の代表を招待してみても、これが引揚促進には一向プラスになるとは思わぬという点については間違いないのですね、外務省のお考えは……。

○**説明員（中川融君）**　引揚促進になるかならないかということは、はっきりした結論は出し得ないわけであります。これは勿論その結果を見た上でなければ結論は出ないわけでありますが、見通しとしては、我々が中共というものの性格その他を判断いたしておりまする結論としては、さようなことではなかなか方針なりなんなりを変えるような政治柄ではないというふうに考えておりましたので、従って民間の各方面からいろ〳〵これをよぶことが唯一の促進策であるというような議論に対しましては、必ずしも政府は同意見ではなかったわけであります。併し絶対に貢献しないと言い切ることもこれは早計であると思います。併し政府が躊躇いたしました理由は、そういう貢献ということが非常にあいまいであって、結論が出ない。一方これによっていろいろの政治的に利用されるというような、いわば政府の面から見ますと面白くないことも予想された。この両者を比較検討いたしまして、これに対して論議をそう急速には出していなかったわけであります。併し最近に至りまして、この承認いたしました理由は、政府の検討の結果が、今までとは違った結論になったという事情によるものではむしろなくて、国会の御決議を尊重するという趣旨から出ているものであります。

○**竹中勝男君**　しつこいようですけれども、今のアジア局長の御答弁によりますと、日本はあまり中国に信頼を置いていない。中国の代表と交渉してみたところで、その結果が中国の性質上信頼できないというふうな御言葉が、或いは全体としての説明がそういうようになっているのですが、私はこの点については意見になりますけれども、これはそういう態度で中国の紅十字代表を日本に招待するということについては、私は政府がもう少しそういう態度を改められるのでなかったら効果はないと思う。よんで見ても、これを信頼していいのか悪いのか、結果がいいのか悪いのかわからんというような政府の態度というものは、私は面白くないと思う。この点私は委員として、そういう政府の態度で、紅十字の代表を日赤が招待することを承認されたというのであれば、私は大変遺憾だと思う。そういう点についてはアジア局長はやはり、どこまでも政府は中国の代表をよんでも、引揚に貢献するかしないかは一向わからないという態度でおられるのか、成るだけいい結果をもたらすようにという意図の下においてなされているのか、私は重ねて伺いたい。

○**説明員（中川融君）**　今回中共の代表をよびますことによって、引揚問題にいい結果が出てくるということは、政府としてももとより希望するところであります。又中共の紅十字の代表をよびます際に、政府がそういう心がまえでは効果が出ないのじゃないかという御意見でございますが、これは併し入国を許可いたします政府として、そういうような考えを持っているということでありまして、これを招待いたしますのは政府ではなくて、日赤がいたすのであります。日赤としては、これによって相当の効果があるというふうに期待して、又その趣旨で誠意を尽くして、中共紅十字の代表を接待されるものと考えております。又日本側が誠意があることによって、日本側が誠意を尽くしても、中国の国柄からなか〳〵むずかしいのじゃないかというようなことを申しましたのは、誠意を尽くす相手が中国政府ではないのでありまして、これは中国の紅十字であるのであります。従って又中共の国柄といたしまして、政府というものが非常に強い立場にある。又日本の赤十字と、中国の紅十字とその政府とに対する影響と申しますか、そういうようなものはやはり距りがあるのじゃないかと思うのでありまして、従って誠意を尽くしますす相手が紅十字である場合において、果してその誠意がどれほど中共政府自体に影響を及ぼすかというような点については、やはり日本における場合と同じように考えるのは、少し行き過ぎではないかというふうに我々は見ている次第であります。

○**竹中勝男君**　長くなりますから簡単にしますが、どうも御説明を聞いておっても、やはり政府の態度というものが、中国に対する不信或いは中国或いは中国紅十字との関係におけるものに対する不信、消極的な態度というものが、少くともはっきり現われているように思うのですが、参議院の厚生委員会としては、中国の紅十字会の代表をよぶということは、非常に引揚げの促進についても、或いは中日の国交についてもプラスになるという確信の下に、我我は紅十字の李徳全会長をよぶということを決議しているわけなんです。こういう点について私の希望としては、政府がどこまでもそういう中国に対する先入主、中国紅十字会に対する消極的信頼的な態度というものを変えて頂きたいと思う。そうしなければ紅十字の代表を招待して感謝の意を表する、そうして将来の引揚げ問題の解決に対して、積極的ないい結果をつかむという我々委員会の意思に合わない点、政府にそういうズレが出て来るということを私は非常に懸念する。その点については十分御注意を願いたいと私は思う。

○**山下義信君**　今竹中委員の御質疑があって伺っておったのですが、私は別な角度から伺いたいのです。最後に竹中委員の言われたような意味のことを、私は外務省もそう考えているのだろうと思う。外務省が中国を全く信頼しない。李徳全女史の来日は好ましくないと思っているというふうにばかりゞそういうふうに考えてはいないので、後段の竹中委員の希望せられたような気持ちは実は持っているのだ、持っているのだけれども、一言言い損ったら大変だから用心して、今言うようにきちんと紋切り型のことを言うのだろうと思う。私は外務省が今回入国を許可したことは、私はまあ遅いけれどもこれを是とするのです。我々が決議したのはもう数カ月前です。国会の決議を尊重したとおっしゃったけれども、まあ尊重も尊重であって、今頃まあ尊重ということになるのですけれども、ともかく遅くとも同意せられたということは私は多とするのです。

それで日赤がよぶ、三団体がよぶことが政治的に利用されることをおそれて云々と言うが、政治的に利用したのは誰だ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）政府じゃないか。（「その通り」と呼ぶ者あり）これを断ったのも政治的な意味で断り、今回これを許可したのも政府みずからの政治的な意図が私はあると思う。赤十字や三団体に何の政治的意図がある。若し意図があるというなら、外務省は指摘してみ給え。我々から言えばこれを今日まで拒否し続けたのも、政府のアメリカ一辺倒の外交方針のその具に供したのだ。私はそう思う。で今回、まあ私大きな声したってしようがないから、今回これを政府がなんだかこう非

常に解釈を十分了承して、趣旨を了承して欣然としてこれを承諾したということは、私は先ほど中川局長が述べられた、そういう表面的な形式的な理由でなしに、私はもつと政府のこのたびのこの措置を高く評価したいと思うのですが、どうです。私は政府が今日の国際情勢から見られて、これはですよ、新聞などがぼつ〳〵書いているが、政府の外交方針も若干是正しなくちやならん。修正しなくちやならんという段階に来ておる。我々野党が多年叫んで来たことに、漸く今日少しばかり気が付きかけた。私が今日の李徳全女史に対する外務省の態度が変つたということは、政府の方針が外交方針上大いに考うるところがあつて、漸く今日になつてこの承諾という挙に出た、こう私は善意に政府のいい一つ、その方針の変更を来たしたその一つの現われであると高く評価したいと私は考える。この点中川局長はどうお考えになりますか。そういうふうに私どもは高く外務省の態度を評価しているのですが、如何です。

○説明員(中川融君)　政府が紅十字代表の入国につきまして承認を与えました理由は、先ほど私の述べました通りでありまして、中共に対する日本政府の考え方が変化したから、その結果としてこれを承認したというような関連はないのであります。

なお、中共に対する不信というふうに、先ほど私ども申しましたことをおとりになられたようですが、決して中共政府自体に対して日本政府が不信の念を持つているということではないのでありまして、中共政府と中国紅十字会との相関関係というようなものにおきまして、中国紅十字会に対していろいろ好意を示すということが、同時に中共政府の政策にすぐに影響があるというように考え、解釈するのは、中共の国柄から見て少しむずかしいのではないか、かように考えるということを申した次第でありまして、中共政府というものを別に信用していないという趣旨を申上げたのではないのであります。

○山下義信君　私はこのたびの外務省の許可が一つの、外交上の一つの大きな私は何といいますか、できごとというか、一つの措置というか、そういうことの意味があると思うのですね。意味にとられると思うのですね。理由は今たび〳〵繰返されたような理由であるが、それはまあ形式的な理由であつて、そのことをそういう理由によつて許可した、政府が認めたということは、大きな政府の態度の変化と思いますが、どうですか。

〔藤原道子君「率直に御答弁願いまず」と述ぶ〕

○説明員(中川融君)　私はこの問題につきまして、いろ〳〵政府部内において研究もいたしておりましたし、私自身折衝の衝等にも当つたのであります。その経緯から見まして、先ほど私の御説明いたしました通り、中共に対する日本の認識が変つたというようなことから、今回の承認になつたものではないのであります。

○山下義信君　変つたのでなければ、この理由はもうとうから、半年前からはつきりしている理由であつて、半年前にはこれを拒否しておつて、今回これを認めるということが変つたのじやありませんか。理由はちつとも半年前から変つたのじやないので、半年前の理由と若干の理由に変化があつたというならば、それはこの度認めることにした同じ理由が半年前もあつたのであります。外交官とやりとりすると、私が負けるかも知れませんから、この程度にしておきます。同一理由で承認したというのであれば、政府の態度が変つたのじやありませんか。変らんというのがおかしいじやありませんか。

関連して伺いますが、まあ最近中共と日本との関係が非常にだん〳〵近くなつて来たことは、顧著な事実であります。そうして民間のあらゆる団体その他が自然と親近を一層加えつつある情勢は、只今非常に注目すべき情勢でありまして、私ども非常に喜んでおるのでありますが、政府はこの民間の日中の交流状況というものを、どういうように考えておられますか、御意見を承わりたいと思うのです。

○説明員(中川融君)　最近中共と日本との間に民間のいろ〳〵交流が盛んになつたというお話でございますが、具体的にどういうことをお指しになるのか私にはちよつとわからないのでありますが、別段従来と特に変つたことはないように思うのであります。勿論中共側からいろ〳〵の、例えばこの前、議員団を招待するというような話とか、その他の話がございますけれども、これに対する政府側の態度というものは、御承知のようにまだはつきり結論が出ておらない状態でありまして、中共側から一連のそういうような、何と申しますか、運動が行われておるからというお話でありますならば、最近いろ〳〵そういう中共側からの運動が比較的多くなつたように思うということは言えると思います。これに対応して日本側からどのような態度になつておるかということでありますれば、これは今までのところ特に変つていないと申上げるほかないと存じます。

○山下義信君　外務省は中共の平和攻勢を恐れて、必要以上の用心を重ねておられるということは、誰もわかつておるのですが、今中共側からどういう手を打つて来ようと、私は日本政府としては考えなければならん段階であつて、まあ各種団体の動き、或いは殊に議員の中共旅行なんかは、政府としては、これは積極的に私は理解を持つて相当援助すべきだと私は考える。これが中日外交打開のきつかけになることは万人が認めておる。私は外務省はそういうことに対して非常になんというか、虚心担懐に、而もアジアの大局から見ても、これは私は十分積極的に、そういうことに対してこれを阻害したり、或いは阻止したり邪魔立てしたりということでなしに、むしろ積極的に向うの平和攻勢を十分活用するという心がまえで私は出て行くべきだと、こういうふうに考えておるんですが、アジア局長の見解はどうですか。

○説明員(中川融君)　政府といたしましても、この種類の問題につきましての態度ということを特に今まだきめていないのであります。これにつきましては御意見も十分傾聴いたしまして更に研究、検討を続けたいと思います。

○藤原道子君　先ほど来、局長の御答弁を伺つておりますと、だん〳〵わからなくなつてしまう。結局中共政府と云々ということを言われますけれども、日本政府と中共の政府との間ではどうにも話合いがつかない。国交の回復ができていない現状といたしましては、そういう段階にある。それを赤十字その他の三団体の力によつて引揚が促進されたことは、これはもう否定することのできない事実であります。これを然らば国民が求めていないかといえば、国民はもう寝る間も寝ないで、引揚の一日も早からんことを祈り続けて来た。それが紅十字会の好意によつてとにかく引揚ができたということこの事実に対しては、あなたも否定はできないと思う。これに対して今度李徳全女史をおよびするということは、感謝の意味を含めておよびするということが、私は赤十字社の趣意だつたと思う。そういうことを社長は向うで約束して来られておる。それによつて向うを感謝の意味を含めてお迎えして、そこからだん〳〵気持が親密を加えて行つて、次の引揚にも又便になるであろうという期待はあつた。だけれども今度およびするのは、ためになるとかならないとかいうような露骨な考え方からなされたものではないということを私たちは考えておる。私はそう思つておる。ですからこれに対してあなたがどうお考えになつておるかということが一つと、いま一つは先ほど来どうも政治的に利用されるというおそれがあつて云々ということが、しば〳〵あなたの口から出ておりますけれども、これに関連いたしまして最近中共が戦犯を送り還してもいい。還してやろうというような意思がある。これをこちらへ言つて来た。ところが三団体が外務省と話合いをしたいという申入れをしても、外務省がこれに応じないで、未だ

に話合いが始まつていないのは、これはどういうわけなんでございましようか。これも政治目的に利用されるおそれがあるからとおつしやるのでございましようか。ということになると、戦犯を、終戦以来九年経つておりまして、夜の目も寝ずに待ち焦れている家族の気持ちに対して、外務省はそれでよろしゆうございましようか。政治目的の利用ということをどういうふうに我々は解釈したらよろしいのでございましようか。私はこの点どうも外務省のやり方に割切れないものをしば〳〵感じておるのでございますが、一日も早い引揚の促進のために、戦犯を祖国に迎え入れまするためには、三団体と言つて来ておる以上は、やはりこれと話合いをお進めにならなければ、三団体と言つて来たのだから、三団体でやつたらいいじやないかということでは、相済まんと思うのでございますが、それに対して外務省はどういうふうにお考えになり、今後どう処置されるお考えであるかということを私は明確にお伺いをしたいのであります。

○説明員(中川融君)　中国紅十字会代表を感謝の意を現わす意味において招待するということは、初めから日赤が言つておられたことでありまして、そのこと自体について政府として別に異存はないのでありますが、そのことが同時にいろ〳〵ほかの目的に利用されはしないかということで、先ほど申上げましたようにこれの承認が遅れていたのであります。このことにつきましては最近承認をいたしまして、日赤から招待の電報が出たわけであります。なお、最近中共当局が戦犯者を近く釈放するかも知れない、その場合には日赤等三団体にやはりやつてもらいたい、日本側としてはやつてもらいたい、こういう意向を現地に旅行いたしました人に伝えまして、その人から内地へ知らせがあつたわけであります。これにつきまして外務省としてこれを決して反対とか異議を唱えていることではないのでありまして、非常に賛成であります。外地戦犯の人が一人でも多く一日でも早く内地へ帰られるということは、国民を挙げての吉報でありますので、これは是非そのように解決実現してもらいたいと思うのであります。従つて私どもは三団体の人に早く電報を打つたらいいじやないか、早く一日も早く一人でも多く帰れるようにということを電報を打つたらいいじやないかということを申しておるのでありますが、三団体といいますか、日赤以外の二つの団体のほうはその前にどうしても外務省に会わなければ電報が打てないと言うのであります。どうして外務省に会わなければ電報が打てないのか、我々は理由がわからないのであります。つまりそういうこと自体がいろ〳〵こういう引揚げとか戦犯釈放という人道的な大事な問題を、何かの条件にくつつけていろ〳〵利用されようということの動きの現われじやないかというふうにまで、或いは解釈すれば解釈されるような態度でありますので、外務当局といたしましては、外務省に今会つて特に今何と言つて聞くことはないじやないか、政府としては戦犯の人が在外邦人の人がいつどこの港へ帰るということであれば、早速配船してそのほうは厚生当局で用意しておるのであります。いつでも配船できるのであります。要はできるだけ早くたくさんの人が帰れるように、従つて又いつ何人ぐらいの人がどこへ集結するかということを聞くことでありまして、それを聞くことは何も外務省に会わなくとも聞けるわけであります。そのことは私から十分三団体に伝えてあるのでありまして、三団体ではどうしても外務当局に一遍会わなければ困るという理由が甚だ不可解でありますので、目下更に三団体が本当にどういうわけで会わなければならないのかということを聞いておるわけであります。

○藤原道子君　三団体が外務省に会わなければというようなことに対してそれがすぐ何かの目的のように解釈されることがおかしいのじやないでしようか。お忙しいではございましようけれども、ちよつとお会いになつたつて、そう大して差支えないのであつて、会つてみてそれが好ましくないならばその時に又処置をとられればいいのであつて、あなた方は会わないと言い、団体のほうでは会いたいと言い、その中に入つて赤十字のほうは非常に困つておいでになるという記事が新聞に出ておりますが、この記事が間違いなんでございましようか。それともそういう事実がそうなつておるのでございましようか。それは又どうして会えないというのか、その理由はどこにあるのでございましようか。

○説明員(中川融君)　三団体の方に何ということなし会うということに、勿論仕事の関係はありますけれども、決して反対ではないのであります。日赤以外の二つの団体の方は会わなければ電報が打てないというふうなことを言うておられるのであります。これがどうしても不可解なのであります。どうして会わなければ電報が出せないのか、つまり電報を出すという大事なことを、政府当局に会うということを関連せしめて、いわば面会を強要するという恰好に出ておるのが甚だ不可解でありますので、その間の事情をもう少し確めたいと思うのであります。

○藤原道子君　ます〳〵奇怪だと思うのでございますが……。政府ではどうしても戦犯釈放等についての手が打てなかつた。ところがそれが幸いにも三団体を通じてそれができるという見通しがついたということになればですよ、それは打合せ等のこともあろうから、会いたいというのが当り前だろうと思うのです。ところがそれを面会を強要するというふうにおとりになるのは、何かあなたの方で後ろ暗いところがあるんですか。

○説明員(中川融君)　会わなければ大事なことができない、その理由が我々から見れば薄弱でありまして、そのことから結局会わなければ電報という大事なものが打てないんだぞということからして、会わなければならないように仕向けるというその方法といいますか、それに我々外務当局としては了解できないものがあるわけであります。従つてこれは単に漫然としてとにかくそういうようなことから会わなければ……、会えば電報が打てるではないかというふうに軽々しく考えるべき問題ではなく、何かそこにやはりこの際はつきりしておかなければいけないものが含まれておるのではないかと、かように考える次第であります。

○藤原道子君　ます〳〵私は了解できません。外務省はそんな特権があるのですか。結局私はそういうやり方が問題を縺れさして来ると思うのです。一日も早く帰してもらいたいという家族の気持ちを思うときに、あなたのような立場を固執されるということはおかしい。と言つてみても今の政府当局が外国の招待の宴会に出るまでアメリカのお許しを得なければ決定ができないというような弱腰だから、だん〳〵だんだんに日本はこういうふうになつて来ているのではありませんか。そんなことは言いたくはございませんが、とにかく私は本当に家族の気持ちを考えるならば、速かにこの問題は解決さして欲しいのです。面会強要という言葉がございましたが、私これは穏かでないと思う。どういう強要の方法をされたのであるか。果して強要であつたならば、私たちも考えなければなりません。その点を明かにして頂きたいと思います。

○説明員(中川融君)　つまり普通に会いまして、そして話をするというのであればこれは差支えないわけでありますが、会わなければ、要するに大事な電報が打てないということを言つておるのであります。会うことと大事な電報が打てないということの間には、どんな理由があるか、どういうそこに必然的な関連性があるかということを考えてみますと、必要なことは全部すでにわかつておるのでありまして、何も今更会つて聞かなければならん必要はないのであります。船の配船のこともすつかりきまつておりますし、又先方としては、今回は三団体の代表者に来てもらう必要はないということも先方に連絡しましたし、伝わつておるのであります。特に会つて何を頼むということもないわけでありますが、併しどう

しても会わなければ電報が打てないというようなことを言つておるのです。これはやはり間接的ではありましようが、面会をさようなことで強要することにいとしいのではないかと考えて、先ほど面会強要ということを申上げたのであります。

○湯山勇君　私は局長のおつしやることは少し誤解か、間違いがあると思いますので、その点を質したいと思います。それは紅十字代表を招待するということは、感謝の意味で御招待するのだ、こういうことをおつしやつて、このことが引揚げにまあ余り影響はないだろうというようなお話ですけれども、これは当委員会でこのことが決議された状況とは非常に違つております。と申しますのは、当委員会でこういう決議がなされましたのは、感謝を表明するだけならば引揚げが終つてからでもいいじやないかという外務省側の意見の開陳があつたんです。これは政務次官からございました。そのときに当委員会としてはそういう感謝の意味だけでなくて、現在残つておる数千名の人を帰すためには、やはりこの段階において来て頂くべきじやないかということで、政務次官もそのことを了承されて、それでは私といたしましても全力を挙げて御協力申しましようということで、あの決議がなされたことを局長は御存じでないのではないかと思います。そういういきさつから今日の招待ということになりますと、局長のおつしやつたような一方的な意味だけではなくて、このことに対する大きな期待があるはずでございますが、若し局長が御存じないとすれば、これは小瀧さんとよく話合いを願うし、なおその問題についてはかなりの意見に食い違いがありますから、委員長にお願いしたいのですが、若し御答弁如何によつては、大臣を是非明日および願うように願いたいと思います。

それからもう一つ、今度の招待について政府は何らかのプランを持つておられますか。ただ旅券を出す出さない、許可を与えるというだけでございましようか。なお、時間をお急ぎのようですから、簡単に申上げますが、一切の応接を赤十字がするといたしますと、赤十字は実際運営等の費用に困りまして、政府から若干の補助を出しておるはずでございます。そういう赤十字がどういうところからどういう費用を出すか、政府としてはこれに対して何か助成をするとか何とか、そういう途を考えられておられるのかどうか。そういう経費面についてもおわかりの点を明らかにして頂きたい。

○説明員（中川融君）　紅十字会の招待が感謝の意を現わすことと同時に、今後の引揚を促進させるという二つの目的があつたことは、政府は初めから承知しております。従つて必ずしもその一つだけというふうには解釈いたしておりません。なお紅十字会を招待いたします際に、政府が何か直接にするかどうかというお尋ねでございますが、政府としては、これは日本赤十字社が中国の紅十字会の代表者をよぶということであるというふうに了解いたしております。政府としては直接何らの措置もとりません。全部日本赤十字社がこれの接待に当るはずであります。なお、赤十字社がその経費をどうするという点につきましては、私も詳しいことは存じませんが、赤十字社で然るべく経費を捻出するというふうに了解いたしておりまして、政府から補助金というようなことは只今考えておりません。

○委員長（上條愛一君）　それではあとでなお御質疑を継続して頂くことにしたいと思いますが、安藤国務大臣がお急ぎのようでございますから議題を変えまして、ビキニ被爆者とその家族の援護に関する件を議題といたします。

先ず、安藤国務大臣から、その後の経過の御報告をお願いいたします。

○国務大臣（安藤正純君）　大体水産委員会、殊に参議院の水産委員会でも十数回に亘つて委員会を開いてはつきり申上げてあります。今日も午前に参議院水産委員会で只今の現況も申上げておきましたから……。併しこの委員会で御質問でありますから、極く大体のところを申上げます。この被害対策につきましては、第一に対米交渉をずつと続けておるのであります。対米交渉もよほど進んで参りまして、もうほどなく解決がつくであろうと推測をされます。併しながらまだ最後の結論までは行つておりません。ただ、これに対しまして、アメリカでは直接損害、間接損害と形式的に分けて、直接損害は賠償をすると、間接損害は賠償をしないと、そう形式的には、形式の上では現われて来ないかも知れません。総括して、どういうものだけに賠償する、こういうような形になつて来るだろうと思います。併しながら実質から言いますと、アメリカでは責任を感じて直接損害の賠償はしよう、間接損害はよくわかつてはいるけれども、アメリカの国内法にそういう間接損害を賠償したという例も余りなし、又今日までいろいろな事件がありまして、それが国際裁判所にかかつたこともありますが、その判決はやはり直接損害の程度で判決をされて、間接損害には及んでおらないという判決例もあるというようなことでありまして、実質的には直接損害を標準としての賠償と思います。併しながら日本からの交渉を外務大臣を通してやつている。その交渉には相当幅を持つておりますから、形式の如何にかかわらず、やや幅の広い過程において解決をされることと思うのであります。最後の結論には行つておりませんが、もう結論に近くなつております。そこで政府といたしましてはそういう直接損害のほかにですね。まぐろの魚価の低落ですね。市価の暴落、それから市場の混乱、そういつたような間接損害です。即ち生産業者に対する、そういう損害ですね。それから流通関係の業者に対する損害、これを何とかして早く水産業が円滑に活動ができることにしなければならない、こういう立場で政府は考えておりまして、差当り国内の措置を講ずるつもりであります。現にその点は、例えば神奈川、即ち三崎です。静岡、即ち焼津、こういうところに対しましては融資の措置をいたしたのであります。併しそれに及んでおらないところがまだ大部分でありますから、そういう点に拡張しまして、国内融資をしよう、融資であります。ということを実はもう十分前からそういう方針で、殊に最近関係大臣の間で相談をして協議を進めている。これが現況であります。

○湯山勇君　只今の大臣の御説明は極めて抽象的、一般的であつて、現在の段階においてはもう少し詳しく知りたいと思います。と申しますのは、先般岡崎外務大臣は、二十七日に、アメリカは補償費八十万ドルを出す意向だ、それに対して外務大臣としては、いろいろ資料を集めて見ると、その総額が二十億円を超えているというようなことを記者団に発表しております。そうすると、大体向うとしてはどれだけ出そうという、こちらとしてはどれだけ出してもらいたい、どれだけ出してもらえば、どれだけの補償ができる、こういう点をもう少し具体的に大臣から御説明を頂きたいと思います。

○国務大臣（安藤正純君）　アメリカは初めはそんなに出さないつもりだつたのですね、率直に言いますと……。それを非常に交渉しまして大分向うもわかつて来、こちらも談判を続けたわけで、結局八十万ドルということが出ております。併し八十万ドルでは満足ができないというのが我々の考え方で、少くともももうちよつと上げなければいかん。向うの立場では直接損害というんですよ。それ以上はやはり出ない。ところが直接損害としましてもそれじやいけないというので、努力を続けているというわけであります。

○湯山勇君　それでは直接損害だけで政府としてはどれだけに見ておられるのでございますか。

○国務大臣（安藤正純君）　直接損害、数字のことを実はね。私は申上げたんですがね。一遍にここで言つてしまうわけにも行かないから、この点は水産委員会でも申上げずにありますから、その点はどうぞお許しを願いたいんです。ただ併し、概数を言つておきますと、直接損害というのは、これはい

ろいろ算定の仕方があるのですね。厳格に言いますと、福龍丸の船体がまるで駄目になつちやつたからその措置、それから二十三人の患者の治療費及び今後の生活保障といいますか、或いは慰藉料といいますか、とにかく今後の保障ですね。それから福龍丸等に属していた船具、船員の私物、その他これに附属したもので放射能を浴びて使い物にならん、そういうものの損害ですね、それから福龍丸について第十三光栄丸というのが三崎に着きまして、これが相当放射能を浴びて来ているんです。これらも勿論損害に入りますし、爾来最近までで百四十九隻ですか、ちよつと極めて確かなことは何ですが、大体それくらいの船が放射能を浴びてまぐろを廃棄している。それは勿論福龍丸、光栄丸というのは殆んどまぐろを全部海中に廃棄しちやつたんですが、その後はそんなにないようです。積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういつたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害でありますが、なお私がここで余りはつきり申上げられないということは、そこに緩急の、緩急というとおかしいけれども、そういつたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それだけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて厳格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしましては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしまして、そういつたようなことも入れてある、こういうわけなんです。

○湯山勇君　只今の点は非常にデリケートな問題でございますから、只今の御答弁で一応了承いたしまして、次にお尋ねいたしたいのは、先ほど政府としては融資をしているというお話でございましたが、融資というのは例えばこの今度被害を受けた船員たち、こういうものの生活費もその融資対象になつているのでございましようか。若しなつているのだとすれば、そういう融資はどういう経路で本人の家族に融資されるか、そうして又これも償還について積んで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一廃棄したものもあれば、五分の一廃棄したものもある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。

○国務大臣(安藤正純君)　家族の何ですか、将来の保障ということですか。

○湯山勇君　現在の生活費ですね。

○国務大臣(安藤正純君)　現在の生活費というのは、その他のことは、これは融資、国内融資の中には入れないつもりです。これは賠償のほうで当然出ることと思いますから入れません。それじやどうしてそういうことをやつているかと言えば、その治療費は予算に盛つてあります、厚生省の……。まあ、それは厚生大臣がいるから詳しく聞いて下さつてもいいが、それでこの予算の中から切り盛りをしておるのであります。併しながら、それが当然第一の直接損害ですから、向うから来ればそこで精算ができる。こういうつもりなんです。融資ですから、急場を切り抜けて、差支えないようにしよう、こういうわけなんです。で、その期限も必らずしも余り長くはないかも知れんが、そう一カ月、二カ月というような短期ではないつもりなんです。

○湯山勇君　わかつたようなわからないような点があるのですけれども……。

なお、厚生大臣にお尋ねいたしたいと思います。以前に当委員会におきまして、被害者の家族の生活保護につきまして、大臣から非公開で御表明がありましたが、あのときの措置は、現在もあの通りの状態で続けられておるものか、或いは今度のこの問題と関連して、新たな何らかの方法がとられておるか。この点について厚生大臣からお答え頂きたいと思います。

○国務大臣(草葉隆圓君)　あのときの状態の通りに続いておるのでございます。従つて補償がありますると、その補償の対象になつております。

○湯山勇君　変な問答になりますけれども、あのときの状態のまま続いておられるとすれば、その当事者ですね、中間当事者に対してはやはり今回の融資というような措置は講ぜられておるのでございますか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　これは中間当事者が相当の力があると申上げるか、相当な機関でありますために、現在では融資という程度までは及んでおらないと承知しております。

○湯山勇君　相当力があるとは申しますけれども、これも相当今日の情勢では困つているのではないかと思いますが、融資対象にするお考えはお持ちでございましようか。

○国務大臣(草葉隆圓君)　成るべく早くこのアメリカとの話合いがついて、これも只今のお話のように、もう大体終末に近くなつているという程度でありますから、このほうを急いで、そして治療、家族、その他に補償の方法を十分急いでいたしたほうがいいじやないか、なおそれで不十分なら、又話が延びるような場合は、これは考えて行かにやならんのではないかと思つております。

○山下義信君　安藤国務相に伺うのでありますが、アメリカとの賠償の話は近く終結を見るだろう、話がつくだろうというお話でありましたが、近くというのはいつ頃でございますか。今月中くらいには話は済みますか。もつと早いのでございましようか。

○国務大臣(安藤正純君)　これは外務大臣がやつているんですが、勿論その状態及び相談等にもあずかつておりますが、はつきりいつというようなことは、相手のあることでありますから、殊に向うが言つて来た額によかろうと言つて応ずるならば、早いですけれども、それじやこちらは満足しておりませんから、もう少し上げなきやいかんというようなまあ考えを持つているものですから、そこがかかります。かかりますが、今日は八月の九日ですから、私の考えでは、これは私個人の考かも知れませんが、順調に行けば今月一ぱいに片付きましよう。

○山下義信君　大体まあ見通しのいい御答弁を頂いたのですが、日本政府のビキニ関係の対策のまあ補償と言うか、日本政府が被害者に対する措置ですね。その必要な措置をするその費用は向うから損害賠償として取つただけ

のものを日本政府が措置するのですか、或いは又それに日本政府自体の財政支出をして、プラスして、関係者のできるだけ満足の行くような対策をしてやろうという考えなのですか。つまりアメリカから受取つただけの範囲内でやろうというのですか。それが少なければ日本政府のほうで出して、そしてやろうというのですか。その辺はどういう考えを政府は持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(安藤正純君)　それは大体アメリカの賠償において支弁して行こうという方針です。と申しますのは、それでこちらでも考える直接損害といつたような点は、大抵行くのだろうと思います。併しながら、これが対米折衝のことで、相手のあることですから、余りにこちらが考えている、政府が考えている方針と違うようなことがあれば、それはそのときにどうしても国内として、政府しても更に考えて行かなきやならんと今考えております。

○山下義信君　それでまあそういうことで、政府のお考えが向うに賠償させられた範囲内でやるのだ、それで十分だと考えているという御意見であれば、一応御意見としては聞いておきますが、それじや足りつこないし、関係者は承服しないと思いますが、それにしましても、そういう措置をしますることは、やはり何と言いますか、予算措置といいますか、そういうふうな実際の実施の方法ですね。これはどういうやり方でやりますのですか。つまり予備費か何かで支出しておいて、あとで賠償は、いわゆる臨時国庫への収入として、政府の予算措置は次の補正なら補正でする、とりあえず予備費で緊急支出とするというやり方をするのですか。予算上といいますか、財政上の金繰りの措置は一体どういうふうにやるという考えですか。これは早くやるなんと言つたところで、若し普通の補正予算を組んでやるということになれば、政府はできるだけ臨時国会を向うへ引張ろうとしているんですから、十一月にも十二月にもなる。それじや関係者は待てないのです。何か緊急の財政措置をなさるというお考えはなさらなければならないと思いますが、その点はどういうお考えですか。

○国務大臣(安藤正純君)　その点、国内措置をしなければならないというので、融資の方法を講じて、今立案して大蔵大臣等とも折衝中なんです。これもそんなに長くかからないで、成るべく早くきめたいと思つております。融資ですから、じきにきまると思います。融資ですから、これを補給とか何とかということではありません。融資なのであるからそのわけなんですが、但し、今までも大分延びておりますので、もうすでに賠償を見込んで、国内の内払いは予備費の支出をしてやつた次第なんです。

○山下義信君　財政法上のことにはいろいろ僕らもうといのですから、余り聞けないですけれども、併し賠償交渉中なら、融資という方法も、一応はそういう措置が当然ですけれども、或いは若干は当然法規上認められるものは支出はできるのですけれども、賠償がまとまつたということになつたら、融資じやなくて、すぐ切換えて補償金交付という手続をとるのでなければ、筋が立たんのじやないかと思うのです。融資ならば、そんなような、返済を求めるというような金繰りのやり方でなくして、もう取れただけの賠償金、政府はそれ以上一文も出さないと言うのですが、ともかくもその金はすぐ振替えて円にして払つてやらなければならんのですから、もうその段階になれば融資じやないのですから、私は何らか予算上の措置が要るんじやないかと思う。そういうことは政府では研究しておられますか。

○国務大臣(安藤正純君)　そういう点につきましても今まで随分考究をしたのですが、例えば冷害に対するように特別立法をこしらえてやるとか、損害に対してどうとか、そういうわけにも行かないのです。直接損害のほうは賠償で来るのですし、あとは間接損害、殊にそれは魚価の低落による危急を救う処置なんですから、普通の対策とちよつとそこに違うところが大分ありまして、いろ〳〵考究した結果、融資で行こう、ともかく早くして危急を救いたい、こういう考えにまとまつたわけなんです。

○竹中勝男君　今の大臣の御説明で、まあ余りはつきりどれだけが直接損害であるかということについては、デリケートな問題で言えないと言われるのですが、併し国民は、これはただ単に賠償額の問題でなくて、相当この問題は深刻な性質を持つておる問題です、ビキニの問題というのは……。殊に愚者のごときは未だに不安でおります。最近にも私らは会つておりますが、一体自分らの補償はどうなるのか、家族の補償はどうなるのか、家族五人で二万円程度の補助では足りない。或る人は五人の家族を持つております、宮崎県の人です。そういうふうな不安の状態に五カ月近くも放任されておる。国民の知りたいことは、日本の政府がアメリカに向つてどれだけ熱心にこの問題を解決しようとして当つておるかということです。それでお尋ねしますが、今問題になつておる八十万ドルというのは、日本の政府が計算しておるいわゆる直接損害というものに対しては非常に少い額ですか、或いはそれこそこの額なんですか、或いはそれに相当する額なんですか。

○国務大臣(安藤正純君)　必ずしも相当とは申上げませんが、そう桁の違つた、余りかけ離れた額ではないと思います。

○竹中勝男君　直接被害、間接被害という今までの形式論では、この水爆の問題は新らしいケースのように思われるのですが、やはり直接被害を非常に拡大して考えるという今の段階の交渉の方法は私は妥当だと思うのですが、それにしましても、日本の政府は水爆実験に協力するというのですから、これは例になるだろうと思うのですが、今度のこちうの交渉の仕方は……。まだこれが起ると我々は考えなければならない。水爆の実験をアメリカがやる、これに対して日本の政府はやめてくれと言わないで、協力するというのですから、こういう状態の下において日本の外務省が交渉しておる額というのは、相当重要な意味を持つておると思います。これは一回きりじやないだろうと思う、現在の建前とすれば、日本の外務省の建前からすれば、日本外交の建前からすれば、今の日本政府のやつている建前からすれば……。それでこれは相当強硬に日本の犠牲者に対する損害賠償というものは、腰をきめて外務省はやはり交渉をされる肚があるのですか、或いは遠慮しながらやつておられるのですか、その点伺いたい。

○国務大臣(安藤正純君)　外務大臣が折衝の任に当るのは当然で、やつております。外務大臣の折衝には或いは緩急の態度があるのかも知れません。政府としましては無論強い態度を以てやつております。でありますから、先ほどお話の出た八十万ドルということも、それでは満足できんと、こういう態度を以て折衝を続けておるのであります。

それからなお、あなたが今お話になつた、一体水爆の実験ということは、これはなか〳〵むずかしい問題で、政府の態度をここでは言えません。ただ私個人とすれば、水爆実験はやめたらよかろうと、こういうような私個人の考えである。併しそういうことは政府としては言えませんし、而もこの問題は国際連合でもしば〳〵出ておりまして、民主国家群のほうでは、今後のアメリカの水爆実験ということを必ずしも否定はしておらないという立場もありますし、そう簡単には言い切れない問題なんです。そこでアメリカは今年のうちは水爆実験をやらないかと思うのです。併しながらもうそれじややらないとは決して保証できません、来年になつたら又やるかも知れない。その場合においては、今度一体水爆というものが今までないことで、世界に初めて起つたことで、こんなに重大な損害を及ぼすというようなことは初めてのことであり、又これはもつと大きく考

えれば、全世界の問題であり、全人類の問題なんですから、軽々に看過はしておられませんからして、今後来年水爆をやるというようなことになつた場合においては、あらかじめ外交折衝をするという方針を以て今政府は進んでおります。

○竹中勝男君　これは厚生委員会ですから、幸いにビキニ被爆家族援護の問題が出ておるのですからしてお尋ねするのですが、政府代表も出ておられるわけですから……。安藤国務大臣は個人的には水爆実験にはこれ以上はもう賛成しかねる、大変私はまあ国務大臣の考えというものは正しいと思います。又それは国民の輿論を代表しておる考え方だと思います。併しながらはつきり国会で外務大臣は協力すると言明したのです。我々の党の質問に対してはつきりそういうふうに答弁をしておる。この点が国民には非常に大きな不安を与えておるのです。それでこういう限りない被害というものが予想される原爆、水爆の実験に対して日本の政府がとつて来た態度ですね、今もそれは改めていないと私は思う。国務大臣としてこれに個人的に反対だという意見を聞いたのは、恐らく国民は初めてだろうと思う。日本の政府は、国民を忘れて水爆の実験は賛成だ、賛成だと言えないにしても、これは仕方がないことだ、こういうふうなのが日本政府の態度だと国民は思つております。それで今度の被害に対する損害賠償に対して相当強硬な態度で、もはや再びアメリカがもう一度水爆の実験ができないほど、彼らが慎重に考える、そういう内容を持つた賠償を日本は要求すべきだと思う。そういう点について八十万ドルかそこ〳〵であるにしても、恐らく私はこんな額では足らないかと思うのです。間接被害の点から考えて見ても、水爆の被害そのものについては、国民に与えた精神的被害というものに至つては、これは測り知れない被害を持つていると思います。全人類に対して与えている被害だと言えるわけです。こういうことに対して政府当局、殊に出先の外務当局が少しでも弱腰であつて、国民の意思を無視したような態度でこの問題を解決しようとするならばこれは由々しきことだと私は考えております。そういう意味で国民は一体損害の、日本が要求している、日本がこれくらいの損害があるというのは一体どのくらいなのか、何千億円なのか、何百億円なのか、こういうことを具体的に知りたいだろうと思う。こういう点についてもいわゆる秘密でそれは言えないというようなふうにでなく、成るたけ早い機会に、これだけの大きな被害というものを世界に向つて日本政府は発表すべきだと思う。従つて水爆の実験はもうやめてくれ、こういうふうに持つて行くのが日本政府のあり方だと私は考えております。国務大臣どう思われますか、そういう点に対して……。

○国務大臣(安藤正純君)　日本といたしましては、直接損害、間接損害全部をアメリカ政府に提出しております。ですから向うではこれだけの損害を受けた、直接、間接に……、ということは承知をしているわけです。併し先ほどから申上げておりますように、アメリカでは直接と間接と、言わんかも知れませんが、大ずかみにしようと思つて来るのかも知れませんが、最後は……。併し実質的には直接損害の賠償こういうことになるのだろう。併しその直接損害でも、日本としてはその額が、それでは満足できないという今過程にあつてその最後の段階に入つているのでありまして、そこで間接損害はそれじやどうするか。できれば日本の政府で金を出して予算措置を講じて、間接損害の補償をしたいのでありますが、御承知の通り日本の現在の財政はどうもそれを許しませんし、いろ〳〵な事情があつてそう行きませんから、そこで先ず融資の措置を講ずるということになつて、これが解決をしておるのであります。併し先ほど申しますように、若し来年度又アメリカがこれをやるならば、一口に言えば安全保障ということをはつきりアメリカに外交交渉をしなければならない、こう考えておる次第であります。

もう一つ、私は序いでに言つておきたいことは、外務大臣は協力と言つたというその問題もかなり出ているのだが、これはまあ一般的に協力ということを言つたのだろうと思うのですね。協力ということはこの間実験をしたその続きなんですね。私は何も外務大臣の弁護をする必要はないけれども、自分の解釈で言うと、この間水爆実験を日本が、あれがあることはわかつていたのですから、それでその続きだからまあ協力と言つたのだろう。併しこの水爆なるものが文化を破壊し、人類を殺戮し、これは重大なことだ。どうしてもいけないというのならば、これはどうしても世界の問題だから国際連合でこれをきめなければいけない。ところが現在国際連合にはアメリカのほうの民主国家群のほうはこれを支持しておる、内心はどうか知りませんが、形においては……。それで非常にこれは困るわけであつて、そういう世論から動かして行かなければ、日本としてはいきなり非協力だという線を出すわけに行かないと思うのです。殊にそれに対しては日本の国会などは非常に熱心にやつて下さつているが、もつと熱心な線を出して頂きたいということを、私のほうから今度は逆に要求したい。現にこの間も参議院、衆議院の決議案ですね。あれもそこまで行つていないのですよ。水爆の実験をやつてくれという決議案じやないのですから、損害のないようにしてくれというあれは決議案です。むしろ惜しいことをしたと思つているのですよ。(「自由党が賛成しなかつたのですよ」と呼ぶ者あり)実際にはアメリカに強く当りたいのです。そういうことを序いでに申上げておきます。

○竹中勝男君　これは希望になりますが、これは我々は実験絶対反対なんですけれども、政府が協力すると言つた以上は、これは自由党としては反対とは言えないのだから、国会で多数で何でもやる自由党のことですから、我々が反対と言つたつて、協力と決議するのは仕方がない。そういう意味で安藤国務大臣は我々に反対してくれと言われても、これはやはり自由党がそういう気にならないことにはどうにもならないですよ。その協力だから、この交渉を徹底的にやつて欲しいと我々は望むんです。で、この差当りのことは急がなくてもいいと思います、こうなつたら……。だから財政措置の上で融資というものを考えているのですから、差当りの問題はなるたけ直接被害者の生活、治療及び漁業関係者、そういうところについての直接被害に対するまあその補償というものは、国家が至急に応急に十分な措置をとられて、腰を据えてこの原爆水爆問題は解決するという態度でアメリカと交渉に当つてもらいたいと思います。我々はそうであるならば、どこまでも水爆実験反対という線を国民と一緒に国会に持ち出そうと思うのであります。そういう点について安藤国務大臣は非常に人道的な立場で立派な見解を持つておられるのですから、国務大臣の安藤さんのような意見を、一つ自由党や政府に反映して頂きたいと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)で、これはくれ〴〵も希望として述べておきます。

○山下義信君　私は丁度いい機会ですから、関連してお伺いしたいと思うのですが、安藤国務相並びに厚生大臣が御出席でありますから、丁度いいと思うのですが、当面の水爆関係は安藤国務相が御承知下さるのですね、それであとはこれらの原水爆関係のことは厚生大臣のほうで一括してお世話なさるようなことに承わつている。たま〳〵本日は長崎に九年以前に原子爆弾の落ちた日でありますが、私はこのたびの水爆の被害者の病状も、門外漢でありますから、よくわかりませんが、ともかくも今日は治療の極め手がないということであります。今の患者の人たちへの治療方法等も、東大の都築博士が中心になつてやつておられることも、広島の原爆の障害者のやつた治療の経験を持つて行つて、例えば安静第一主義というような程度でやつている。今のところでは治療の方法なしということ

を承わつている。最近は長崎、広島の九カ年以前の放射能患者が踵を接して続々と改めてこの原爆症の兆候が出て来て、死亡者が続出しておる。丁度最近は広島、長崎のこういう原爆の日でありますので、中央、地方の各報道関係者もこれを指摘しておるわけなんです。で、我々としてはそういう放射能の障害についてこれは相当政府としても検討を加えなければ、当面の損害だなんということも、これも重要であるが、今後放射能の障害関係を如何にこれを治療して行くか、どうして行くかというような事柄について、政府はもつと真剣に検討をせらるべきであろうと私は考えておる。それでこれは折角九カ年以前に長崎、広島が二十数万の犠牲を払つて、その後九カ年引続いて関係者がこの放射能の治療と取り組んで貴重なデータがたくさんできておる。この事実を政府はつかんで十分御調査なさるのが至当ではないかという考えを我々は持つておるのでありますが、当局においては何か具体的な考えを立てておいでになるかどうかということを厚生大臣からこの席で改めて私は承わりたいと思う。

それからいま一つは、将来放射能関係の研究所といいますか、そういうもの、或いは私承わるのに日本学術会議においてもこれは一つ放射能の研究所を作ろうじやないかということを決議なされたということ、或いは又現地の長崎医大であるとか、関係の広島医大等も大学の中にそういう研究所を持ちたいというので、文部省関係の予算として要求したいということを言つておるようでありますが、政府はばらばらに各団体とかそういう関係者でなしに総合的に国として一本にまとめて放射能関係の研究所というようなものを持つお考えがあるかどうかということを聞きたいのです。アメリカのABCCは広島、長崎に持つている厖大な資料を、場合によつては今日まで非常にたくさんな調査をしておる資料を、日本政府に渡してもいいというようなことを言つておるそうです。或いは又一部分場合によつては厚生省と相談して、何か最近新らしくABCCも方針が変つて、場合によつては日本政府と相談してもいいということを言つておるそうでありますが、厚生省はそういうふうなことについてどういうふうなお考えを持つておられるかということを、この席で厚生大臣から御言明を頂きたい、かように考えております。

○国務大臣（草葉隆圓君）　お話のように、広島、長崎の丁度昨日、今日はその記念の日で、誠に感慨深いのでございますが、その後御承知のように原爆症調査研究協議会を厚生省関係におきまして、設置し、アメリカのABCCと協力しながら原爆症の調査研究を進めて参つたのでありますが、今回のビキニ関係の事件が起りましてから、従来のこれではどうも不十分であるし、更に広範囲の方面に研究調査並びに対策を立てて参らねばならない状態と相成りましたので、従来の原爆症調査研究協議会を拡大強化いたしまして、原爆被害に対する調査研究協議会というものにしながら、長崎、広島等におけるその後の患者の問題に対しましてもこれを対象とし、更に今回のビキニ関係の患者その他食品等に関しまする方面に及びまして調査の対象として参りたいというので、目下政府部内で関係省とこれらの点を検討いたしております。急いでこれらの立場から原爆被害全体に対しまする対策をこれに対する処置とを講じて参るという方針で進んでおります。その具体的な対策等も追つて研究して参りたいと存じております。

○山下義信君　後段のもう一つ、国として放射能関係の総合的な一つ研究所を持つというような考え方はないかどうか、検討してみる考えはないかどうかという点について御答弁を頂きたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　放射能関係についての研究はそれ〴〵或いは通産省その他でいたすことにいたして、先般閣議等でも決定いたしておりまするが、それによる被害と申しますか、或いはそれから起る可能性あるもろ〳〵の対策というものは、今回の原爆被害に対する調査。研究協議会で併せて取扱つて行くべきものとして考えております。

○山下義信君　私の質問もよつとぼかしていらつしやる。私の後段に伺つておるのは、私医者のことはよくわからないのですが、放射能の治療関係のいろいろ研究の医師、医学者といいますか、そういうものを中心として原水爆の障害者の治療の方法の研究をしなければ、今だつて東大で入れている水爆の患者だつて何もに特別の治療方法はない。私は是非一つ、日本だけが世界で実験させられた、その負傷者も持ち、その病人を持つているというのは日本だけしかないのでありますから、政府はこれを何といいますか、総合して十分権威ある研究をされるように私は御研究を願いたい、こういう意味で伺つておるのであります。日本学術会議のなにも、放射能の病気のほうの治療研究を、そういう機関を作れということを決議したらしい、各大学でもそういうことをやつて、ばらばらでなしにどこか一本でやるべきじやないかと思うのです。大体のことを大臣からお考えを御答弁願つて、できれば又あとで事務当局から考えを具体的に聞きたいと思います。

○国務大臣（草葉隆圓君）　御指摘の点、私ども同感に考えております。従いまして厚生省でもそれを含めて考えて参りたいと思います。

○山下義信君　楠本部長、何か具体的な何がありましたら御説明して下さい、大臣の答弁を……。

○説明員（楠本正康君）　この放射能に関しまする治療をも含めました総合的な一つの調査機関につきましては、目下私のほうといたしましては、治療を中心というようなことにいたしますれば、どこか国で一カ所にまとめべきものが、御指摘のように極めて効率的なものだと考えております。併し具体的な問題といたしましてはまだそこまで行つておりません。一応は協議会の形式でこれを総合して行きたいものでございまして、これは厚生省に只今大臣からも御答弁がございましたように、新たに原爆対策に関する調査研究協議会を設けまして、これによりまして一応総合的な調査研究の実を一本にまとめて実施をして行きたい、かような所存でございます。

○委員長（上條愛一君）　最後に私から、細かい点でありまするが、厚生大臣にお願い申上げたい問題は、この家族の援護に関する問題でありまするが、これは厚生大臣のお話によると中間の機関に立替をさせておると、こういうことでありまするが、その立替の場合に、一切を中間の機関に、額等も委せておるのか、或いは厚生省で家族に支給する、家族数その他の情勢に応じて、額等の問題は指示されておるのか。ということは家族の援護について不十分だという声を私どもは承わつておるわけでありまするが、この点について厚生省としては、全く中間の機関に額その他の援護の方法等については一任されておるのか、或いは連絡をとつて十分なる指示をされておるのか、この点を承わりたい。

○国務大臣（草葉隆圓君）　当時ここでも私御報告申上げましたように、現地の県並びに只今御摘指の中間機関等でよく御相談を頂いて、家庭に即応するような方法というのでいたしておりまするから、厚生省からこの額以上はいけないというような強い指示でいたしておる次第でもございません。従いまして又大変それで不十分と見るようなことがありますと、更に協議をしても結構だというふうに考えております。

○委員長（上條愛一君）　この点については、厚生省において任しつきりということでなしに、やはり連絡をとつて家族の意向等も参考にせられて、十分に援護の行届くようなふうに御処置を願いたいとお願いいたしておきます。

それではビキニ被爆者及び家族の援護に関する件は以上で質問を打切つてよろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　御異議ないと認めます。

○委員長（上條愛一君）　それでは先に

戻りまして、中国の紅十字代表に関する件ですが、なお御質問がありましたら御質問をお願いいたします。若しないようでございましたら、これに関連いたしまして、戦時中に日本において死亡した中国人の遺骨送還について、その経過並びに今後の送還についての見通し等について御当局から御説明を願いたいと存じます。と申しますのは、前に一度遺骨の送還はいたしましたけれども、その後において全国各地から集りました遺骨というものが千個に達しておるということでありまして、これを急速に処置する必要があると存じまするので、この問題についての外務省のアジア局長、経過の御説明をお願いいたします。

○説明員（中川融君）　戦争中に内地においていろ〳〵な理由で死亡いたしました中国人の遺骨を中国本土に送還したいという話は、先般来とき〴〵我々も聞いておりましたけれども、いずれにせよまだ具体的な問題として取上げられるに至っていないように考えております。なお昨年度におきましては、中共から邦人の引揚に当りまして、内地にあります遺骨をその船で中国本土に送り還したいという話が出て参りました。併しながらその当時すでに台湾の国民政府と船にどういうものを乗載せるかということについての話合いができたあとでありましたので、国民政府に対する約束との関係から、邦人送還の船に、つまり往路に遺骨を乗載せて行くということが不可能でありましたので、止むを得ず別の船に乗せて、遺骨を計三回でありましたか、送り届けたということがあるのであります。本年度におきまして遺骨をどのように処理するかということにつきましては、まだ政府当局において具体的に何ら研究若しくは決定した事実はございません。

○竹中勝男君　これはもう簡単に言えば簡単なことなんですが、まあ李徳全さんが来られることと関連して、やはりこの遺骨のような重大な意義、大切な意義を持つたものを、まあこの前も一時誤解を与えたように、荷作りして送るというような、荷物のようにして送るというようなふうに一時外務省で考えられたようなこともあるようですが、そういうようなことのないように、殊に李徳全さんが中国から来るんですから、これを契機に今後の問題を、殊に引揚の問題、戦犯者の問題を解決するということが、まあ中国紅十字の代表をよぶということを我々委員会が決議したもとなんですから、一つそういうことに関連して千個の、現在集つておる千個の遺骨を中国に、できればやはりこの衆参両院の厚生委員会の手ででも持つて行くというくらいのところまで、そうしてそれを機会に、と言うと悪いけれども、在留邦人の調査だとか、引揚の促進ということに我我が乗り出せるようなふうに、遺骨を利用すると言うと大変言葉が悪いですが、この遺骨を契機、一つの契機にして将来の問題の解決に資して行くようにも考えられるように私は希望するわけです。外務省については、そういうことについて別に反対はありませんか、そういうことについては……。

○説明員（中川融君）　邦人の帰つて来る船にこちらから遺骨を送る問題を関連せしめることは、私は今のところ、現在の、今日の言わば私限りの見解ですが、甚だ邦人の帰国自体を或る意味で困難にするのではないかということを懸念いたします。それは結局昨年も問題になつたわけでありますが、台湾の国民政府との関係で、こちらから邦人送還船に往路に或いは人を乗せるとか或いは遺骨を乗せるとか、さようなことをいたしますことがなか〳〵台湾側の保障を取りつけるのに困難な事情がありますので、却つて邦人送還自体を困難な事態にもたらすのではないかということを懸念いたしております。併し甚だ汗顔でありますが、この問題を最近一つも聞いてもおりませんし、その意味で考えてもおりませんので、只今それ以上のことを申上げるのは控えさして頂きたいと思います。

○竹中勝男君　そういう交換の条件に持つて行くとか何とかいう意味では毛頭ございませんが、こういうことも極めて鄭重に日本の政府としてはしなければならない。それが将来の問題にも関連して来ると、そういう点です。外務省のほうもよくわかつて頂きたいということです。即ち鄭重に送る。この前のように荷物の一つにして送るというような考えをやめてもらいたい。そういうことです。それが将来に非常に重大な影響を及ぼしますから……。

○説明員（中川融君）　先方において非常に強い希望があると申しますか、つまりこれを送り返すことが非常に先方の感情を和らげる。そういうことによつて邦人の帰還その他を促進するというふうなことがありますれば、人道的の問題のやはり一つでありますので研究いたしてみたいと思つております。併し先方の意向その他も実は我々まだ聞いておりませんので、更に今後研究いたしたいと思つております。

○湯山勇君　今の問題で原則的な問題についてお尋ねいたしたいのですが、前回このことをやろうとしたけれども、国民政府側との了解が得られなかつたのでできなかつた。これは全く事務的な問題だと思いますが、そういうふうに把握してよろしいかどうか。又外務省としては積極的にこの遺骨を送還する意思を持つておるかどうか、この点を先ず伺いたいと思います。

○藤原道子君　関連して……。先ほど局長は、昨年のときにはすでに方針を決定した後であつたから、台湾政府との了解を得るのが困難であつたというふうに御答弁になつたように私伺つたのですが、今度はこれから相談をすることでございまするから、私は当然の礼儀としてもこの際遺骨を送還すべきであると考えるのでございますが、先ほどの局長の御答弁はそうであつたように伺いましたが、それはどうなんでしょう。

○説明員（中川融君）　国民政府との交渉の際は、御承知の通り船が向うへ行く際には何も積まない、こういう約束で、ただ帰還する邦人を帰りに乗つけて来るということで航路の安全の保障を取りつけたのでございます。その後になつて遺骨を返すという問題が起きましたために、国民政府のほうとの話合いに違つた結果が出て来ましたので、止むを得ず別の船を仕立ててわざ〳〵返したという、いわば非常に不経済なことをしたわけであります。併し国民政府の反対というものが本質的なものであるか、形式的なものであるかという点にかかると思うのであります。これが単に形式的に船の往路には何も積まないと約束したにもかかわらず、積むということは約束が違うじやないかという程度であれば、あらかじめ遺骨を積んで行つて、新たに邦人を乗つけて還すということも事前に通告をすれば差支えないようでありますが、これが本質的に中共側にいろいろなものとか、或いは人間をとかいうことは台湾の国民政府としては承知しないということでありますると、この船の航路の安全保障を取付けること自体が非常に困難になるという結果になるわけでありますが、この台湾の国民政府の考え方というものが本質的なものであるか、或いは形式的な反対に過ぎないかという点は我々としてまだ事情を承知しておりません。

なお、原則論として遺骨を還すことに賛成かどうかということにつきましては、先方が希望しないものを還すというのはこれは必要でないと思います。これは人道的な問題でもあり、戦争中に中国の人が日本にいわば強制徴用によつて労力を提供させられて、その結果死亡したというようなことが、確かに人道上よろしくないことでありますので、その遺家族等で是非遺骨を還してもらいたい。例えば日本の現在の軍人軍属の遺家族の方が外地にまだ残つておる遺骨を是非取返してもらいたいという希望が非常にありますけれども、あれと同じような先方でそういう希望があるということであれば、これは何とかの方法を講じまして還すようにしたいと思いますが、その先方からの、先方の意向、意思というものがわかりませんので、そういうものを確かめてから処置したいと考えております。

○湯山勇君　先方の意思を確めてからとか、希望があればとかいうことは、これは全く理由にならないと思うのです。どこの世界の民族にしても、どこの人類にしても自分の血を分けた肉親の者の遺骨が異郷で野ざらし、雨ざらしになっている。その遺骨に還つてもらいたいというのは、古今東西を通じて人情の自然だと思うのです。それを改めて確めなければならないというように考えられるところに、私はまだ、先ほどの問題ではないけれども、この問題も外務省自体、もつと言えば政府自体が政治的に考えているのじやないかと、そういう疑いを持つわけです。もつと率直に考えて頂ければ、これはどうしても送り還さなくちやならんということになるのが私は当然じやないかと思いますが、その点はどうお考えになりますか。

更に国民政府のこの前に何も積んで行つちやいけないといつた協定が本質的なものかどうかという点についてですけれども、或いは戦争状態にある両国間の一方へ軍需物資なり、軍需資材なりを運ぶとすれば別ですけれども、外交交渉を以て、少くとも今日独立した日本の外交を以て何の戦力の足しにもならない、役にも立たない遺骨を送ることを、それほど局外者と言いますか、第三国の意向を気がねをしなければできないというような、そういう状態に今日本はあるがどうか、非常に基本的な問題で疑義がありますので、お尋ねいたしたいと思います。

○説明員(中川融君)　我々はやはり先方においての希望といいますか、考え方というものが先決ではなかろうかと考えるのであります。向うへ送りましても、これが遺家族の手に果して渡るかどうかというような点も、我々としてはやはり送り還す前に考えなければならないことだろうと思います。やはり先方の意向ということが前提になるべきであろう。これは決してすでに死亡された人に対する何と申しますか、人間的な感情というものを無視するが故に言うのではないのでありまして、やはり送り還す以上は、向うにおきまして然るべき扱いを受けて遺家族にそれぞれ還る。或いはその他の適当な方法が講ぜられるという点について、あらかじめやはり確めておきたいと考えるわけであります。

なお、国民政府の了承をとることでありますが、これは日本の遠慮とか何とかいうことでなしに、現実の問題として台湾海峡は国民政府側の海軍力が相当強いのでありまして、これを通る際には、どうしても安全保障というものを取付けなければ船自体が安全を保障されないわけであります。やはりどうしても安全保障を取らなければいけない。その際には国民政府側の保障を取付ける必要があります。国民政府側に交渉しなければなりません。その際の交渉の難易ということから言いますれば、何も積んで行かないということであれば、これは一番間違いがないことであります。何か物を積んで行くということになりますと、それは中共に対する戦力を増強するかどうかということを、実質的な判断を離れましてやはり国民政府側の感情といいますか、そういうものもあると思うのでありまして、交渉をしないというのではありませんが、交渉が困難になるであろう、容易でなくなるだろうということを客観的な事実として、見通しとして申上げた次第であります。

○湯山勇君　今のお話はお話としてわかりますけれども、すでに一回は、一回ならず二回、三回と送還しているのでありますから、そうするとそれは先方にそういう意思がある。それから送つて行つた遺骨がどうなるか確めたいというが、政府は今日まで努力を少しもしていらつしやらない。ともかくおつしやつたような原則を認めるといたしましても、今まで送り還したという既成事実に立つて考えた場合に、今後の拒否するとか今後送り還すことは見合せるというそういう理由は何もないと思いますが、これは如何でしようか。

それから第二点の国民政府との問題ですけれども、最初おつしやつたのは、前回はこういう約束をしたあとであつたから、むずかしかつたんだという御説明であつた。ところが只今のお話では、極めて重大な意味を含めての御発言なので、これは若干私ども了解に苦しむところですが、若しそうだとすれば只今のようなふうに考えるならば、前回あとで行つた分は航路の安全保障なくして行つたのでございますか、これを伺いたいと思います。

○説明員(中川融君)　前回参りました船のうち、邦人引揚げに使いました船については安全保障を取付けてあるわけであります。日本から遺骨を送還するのに使いました船につきましては、国民政府の安全保障を取り付けることができずに事実問題として航行した次第であります。

○湯山勇君　ちよつと爆音で聞こえなかつたのですが、大事なところが……。

○説明員(中川融君)　前回配船いたしました船については、邦人引揚げに使つた分については、これは台湾政府の安全保障を取付けて出したわけでありますが、中国人の遺骨を送りましたこの船、これについては国民政府の安全保障を取付けることができないままにこの船を運行した次第であります。

○湯山勇君　それでは国民政府の安全保障を得ないまで外務省は船を出すことを、或いは船を向うにやることを承認されたわけでございますか。

○説明員(中川融君)　その通りであります。

○湯山勇君　それならば今度の問題につきましても、幸いにして了解を得られて安全保障が頂ければ、これはこれに越したことはないと思いますけれども、得られなければ、前回と同様の措置をとる御意見があるかどうか。実は私の県でも二百余の遺骨を、別子銅山に入つていた人のを取出しまして、随分費用もかかりましたが、県、市その他からの費用も出してもらつて、もうすでにいつでも送り出せるように準備ができているのでございます。前回そういうふうな措置まで極端に言えば強行されたわけですが、今後も前回同様に許可が得られれば、それは結構ですけれども、得られない場合には強行して、得られないままで強行する、こういう意思をお持ちになつているかどうか。若しお持ちになつていないとすれば、前回となぜ別な措置をとるか、こういう点について御答弁頂きたいと思います。

○説明員(田辺繁雄君)　昨年の例を申上げます……。

○湯山勇君　外務省の御意見を聞いているのです。外務省の御態度を聞いておるので、事実はかまいません。(「田辺さんの考え方はわかつているのです。外務省に関する問題を我々が審いている、岡崎さんの肚一つなんだ」と呼ぶ者あり)

○説明員(中川融君)　前回の場合におきましては、邦人引揚の一つの条件のようになりまして、内地におきまする中国人の帰還問題、遺骨の送還問題ということが取上げられまして、御承知の通り非常にこれは世間を騒がした問題になつたわけでございます。折角の邦人が帰つて来るという際に、こういうことで支障ができては困るからというので、政府としては非常な無理算段をいたしまして、在留中国人の送還及び遺骨の送還を実施したわけでございます。従つて非常な無理をしたのでありまして、別に更に、本当ならばその行く船に乗つけて行き、帰りに邦人を乗つけて来れば、一つの船で済むものを、二つの船を出しまして一つの船にはこちらから運ぶものばかり、もう一つの船は向うからこつちに運ぶものばかりというような、非常な無駄をしたわけであります。これは併し邦人引揚という是非とも実施しなければならない事業というものを円滑に遂行するという必要上から、特にさような措置までとつて遺骨の送還及び在留中国人の送還ということを行なつたのでありまして、相当いわばあぶない橋を渡つたわけであります。これは要するにそういうものが邦人送還のいわば条件となつたからでありまして、今度の場合にはできるだけさようなむずかしい条件はつけないようにしてもらいたい、つけないようにしたい。そうして中共に

ありますが、これについて御異議ありませんか。

○説明員（中川融君）　その問題につきましては、新らしい問題として関係当局即ち外務省のみならず厚生省等があるわけでありますが、更にこれを実施するとすれば、経費もかかるので、大蔵省等と協議した上で態度を決したい、かように考えております。

○委員長（上條愛一君）　如何でございましょうか、厚生委員会としては千個の遺骨がすでに準備されておることでありますから、今アジア局長のおつしやるようにいろ〳〵関係当局と御相談の上で、至急にこの送還の手続をとつて頂きたいということを希望してこの問題を打切つたらどうかと思いますが……。

○山下義信君　異議はありませんが、今のアジア局長は関係の厚生省やその他といろ〳〵相談してみたいと、前のことはまあ前任者のことで、中川さん御承知でないと思うので御尤もだと思うが、いろ〳〵関係を調査して頂いて、政府のほうは政府のほうでいろいろ研究して頂きたい。同時にそれ〴〵御要望なさつたんですが同時に委員会もこの問題を一つ我々も十分調査して、今お話も出ましたが、中国遺骨送還委員会で、大谷君のやつていたあの委員会ですね。であのときの主要メンバーの人もだん〳〵引揚げて帰つた人もあるでしようし、あの委員会はどういう現状になつておるか私は実は未知なんですが、最近の委員会の組織や構成等も……。でこの委員会自体もこれをどう御協力申上げるか、どう御尽力したらいいかということを委員会自体も私は検討する必要があろうと思うのです。政府のほうも関係者で一つ御研究おきを願つて、我々もどういう手で御尽力を申上げることができるか、何か方法があるかどうか、政府と十分連絡の上で、これは厚生委員会の当然の仕事であるから引揚特別委員会がなくなつちやつて、こつちへ仕事が来ている以上は、これは委員会自体の仕事であるから、一応この質疑応答だけで済んだということでなしに、これは一つ委員会自体の持分の仕事としてこの問題に対する対策を委員会が検討して行くということに一つして置いて頂ければいいのじやないかと思うのです。我々も一つ勉強したいと思いますので、そういうことにきめて置いて頂きたい、如何でしようか。

○湯山勇君　もう一つ、幸い関係当局の一人である厚生大臣がお見えになつておりますから、今外務省だけの御見解を伺つたのでありますが、厚生大臣の御見解もここで一つ承わつておきたいと思いますが、大臣から一つお願いいたします。

○国務大臣（草葉隆圓君）　これは今さつき外務省のアジア局長からもお話がありましたし、従来私ども厚生省におきましてもいろ〳〵御関係を申上げておつたふしもございますし、従つて山下委員からも只今お話もありましたので、この委員会としても御検討を頂き、私どももこれらの点をいろ〳〵な点からして一つ検討する必要がありはしないか、それでその点お進めを頂くといいのじやないか。

○山下義信君　政府のほうもそういうお考えでありましたならばこの問題も委員会としての処置の仕方は、委員長理事会で一つ御検討を下さつて、要すれば小委員会でもお設けになつてもいいと思いますので、一つ理事会で御検討下さるようにお願いいたしたいと思います。お預けしておきます。

○委員長（上條愛一君）　それでは今山下委員からの御提案がありましたように、政府当局としては政府当局として可急的速かに送還の方法等についての御研究を願つて処置を願う。それから委員会といたしましては理事会でよく検討を加えて対策を講じて行くことにしたいと思います。それでよろしうございますか。

○藤原道子君　それで私は異議ございませんが、それと合せて外務当局に一つ私注文があるのですが、これは実は私ども中国のこの遺骨はすでに千体以上は準備されているにもかかわらず、いろ〳〵な点に難色があるようでありますが、私先年外務大臣に日本の遺骨が南方に実に悲しい状態になつたままでまだ放置されている。私参りましたときに犬の遊び場所になつている。戦犯の墓所などはもう今に遺骨がなくなるのじやないかというような怪し気なところにいけられたままになつておる。これらに対して何とか手を打つ方法はないのかということを私外務大臣に質したことあるのです。そのときに何とか早急に手を打ちたいと思う、いろいろ外交上の問題もございますので、その点も是非早急に遺族の人の御安心の行くように処置したいと思いますという言葉があつたのでございます。ところがその後何らまだお答えに接していないのでございますが、そうした問題もどのように調査され、或いは交渉等がどのように進んでいるかということを一つ新調査になつておいて、後日委員会へ御報告を願いたいと、外務当局にお願いいたします。

○説明員（中川融君）　只今御質問の点につきましては、我々も非常に重大に考えており、いろ〳〵努力いたしております。最近におきましては例えばシンガポール、或いはマレー半島、或いは英領のニューギニヤその他或いは豪州の地域のいろ〳〵島がありますが、さようなところ、これらについては相当話が進みまして、どういうところに日本人の墓地がある、戦没者の墓地とか或いはお骨が安置してあるというようなことも大体調査ができまして、その調査に基きまして配船計画その他、これは厚生省のほうで御準備になつて現地と折衝をやつております。なお、例えばフリイピン或いはビルマ等、いわゆる非常なジヤングルの奥地のほう、山の奥のほうにまだ日本人の遺骨がたくさんあるのじやないかということがあるのであります。これらの地域については、現地の治安等の関係から調査もなか〳〵思うようにできませんので、これらのほうは遅れておりますが、治安の比較的に確立しております英領地域につきましては、相当話が進んでおりまして、今年中には何とか措置ができる。船が配船できるような運びになるのではないかと思つております。

なお、只今御注文の資料等につきましては厚生省とも連絡をいたしまして、至急お届けいたします。

○藤原道子君　これで終りますが、日本の遺族がやはり日本人の遺骨を待ちこがれておりますと同じに、中国の人々もそうであろうと思いますので、そういうような意味をも含めて是非外

務省の考え方が好転することを、私心から期待いたしまして今日はこれだけ……。

○委員長（上條愛一君）　それでは遺骨送還の問題は、以上の決定を以て打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは十分間休憩いたしまして、今後の議題の進め方について御相談を願いたいと思いますが、よろしゆうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上條愛一君）　それでは暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月十九日印刷
昭和二十九年八月二十日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第三十五号

昭和二十九年八月十日（火曜日）

午前十時九分開議

出席委員

委員長　田口長治郎君

理事　小高　镃郎君　理事　川村善八郎君

理事　鈴木　善幸君

遠藤　三郎君　中村　清君

須田　幸雄君　松田　鐵藏君

志賀健次郎君　白濱　仁吉君

赤路　友藏君　淡谷　悠藏君

長　正路君　辻　文雄君

中村　英男君

出席国務大臣

外務大臣　岡崎　勝男君

農林大臣　保利　茂君

国務大臣　安藤　正純君

委員外の出席者

外務政務次官　秋山俊一郎君

外務事務官（アジア局長）　中川　融君

厚生技官（公衆衛生局予防研究課長）　五十嵐義明君

厚生技官（公衆衛生局環境衛生部乳肉衛生課長）　阿曾村千春君

水産庁長官　清井　正君

農林事務官（水産庁生産部長）　立川　宗保君

農林技官（水産庁調査研究部長）　藤永　元作君

海上保安庁次長　島居辰次郎君

海上保安監（警備救難部公安課長）　高見　正夫君

専門員　徳永　三種君

六月一日

委員長正路君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として長正路君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員中山マサ君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員飯塚定輔君辞任につき、その補欠として田渕光一君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

委員辻文雄君辞任につき、その補欠として木下郁君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員木下郁君辞任につき、その補欠として辻文雄君が議長の指名で委員に選任された。

八月九日

委員山中日露史君辞任につき、その補欠として淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

六月三日

公海漁業に関する件

水産金融に関する件

水産貿易に関する件

漁業制度に関する件

の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害補償に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。

外務政務次官秋山君より発言を求められております。これを許します。

○秋山説明員　お暑うございます。私今回、まつたくはからずも、たいへん場違いの外務政務次官を拝命いたしまして、先月就任いたした次第であります。御承知の通り全然しろうとでございますし、なお浅学菲才でございましてその任ではございませんので、皆様の従来以上の御支援と御指導によらなければその任が果せないと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつといたします。

○松田（鐵）委員　ただいま秋山外務政務次官から就任のごあいさつがありましたが、私どもといたしましては、ほとんどこの水産委員会なるものは、外務省の跡始末をしていなければならないという点がたくさんにあるのであります。このときにあたつてしかも水産業界の第一人者である秋山君が外務政務次官に就任されたことは、日本の水産業界にとつてまことに光明が開かれるものと考えるのでありま す。秋山君の今後の御活躍を期待してやまないものでございまして、敬意を表する次第でございます。

○田口委員長　次に公海漁業に関する件について議事を進めます。質疑を許します。中村清君。

○中村（清）委員　私はこの機会に水爆実験によりまする損害補償に関しまして、ちようど安藤国務大臣、水産庁長官、また外務政務次官も見えておられますから、一言お伺いをいたしたいと思うのであります。この問題につきましては、当局におかれまして熱意を持ちまして解決に努力せられておりますことは、私ども了承いたしておるのであります。しかしながらこの被害は時を追うてその損害甚大なることがわかつて来ておるのであります。政府のこれに対しまする措置いかんということは、国民のひとしく注目するところでございます。そこで、まずこの機会に本問題に関しまして、外交交渉の許す限りの経過に関する御説明をいただきたいと思うのであります。なお外交交渉と関係なく、国として補償すべきものはしなければならぬ、かように考えておりまするが、これまでの政府のとられました補償に関しまする措置につきまして経過を承知いたしたいと思うのでありまして、関係大臣並びに水産庁長官の御説明をいただきたいと思います。

○安藤国務大臣　ビキニの被害対策に関しまして、アメリカとの交渉はずつと継続をいたしておるのであります。だん〳〵進展はいたしておりますが、まだ結論には達しません。アメリカの方では、賠償に関しまして、大体直接損害を受けたところに対して賠償をするというような方針らしいのでありますが、しかしながら形においては直接とか間接とか言わないで、総括的に大くくりにして賠償をするというふうになつて来るだろうと思うのであります。日本の方では、直接なり間接なりすべてを積算いたしましてアメリカの方に提出してあるのであります。しかしアメリカとしては、直接損害に対しては責任を感じて賠償する、間接損害ということは今まで例がほとんどない、アメリカの国内法にも規定はないし、また従来いろ〳〵なことが起つた場合に国際裁判所に訴訟になつたこともありますが、そういう場合におきましても直接損害だけの賠償、間接損害は賠償をしないという判例がありますので、アメリカとしては間接損害というものまでは、事情は察せられるがどうもそういうわけには行かない、しかし直接損害にしましても、相当幅は持たせて賠償をするという方針らしいのであります。これにつきまして日本としては、ずつと連続交渉に当つておりますが、その額の点等において一致をいたしません。そこでまだ結論に達しないのでありますが、しかしこれもだん〳〵と進んでおりますから、おそらくあまり遠からざるうちに解決がつくのではないかと推測される次第であります。本日までの過程はそういうよ

うな状態にある次第であります。

○中村(清)委員　ただいま額は申し述べる程度に至つていないということでありますが、どうも伝えられるところによりますと、外務省の方の腰が非常に弱いやに聞きまして、非常に心配いたしているわけであります。どうか安藤国務大臣におかれましては——直接あるいは間接ということの区別は意味がないものであると私は思う。いやしくもある行為を行つて、その行為がいかなる結果になつたかということの、原因と結果との間の因果関係の問題と思いますが、これは直接、間接ということをわけるのは非常に困難でありまして、ある行為で通常起り得べき損害については、私は因果関係があるものとして直接損害ということが言えるのではないかと思うのであります。それらの点について、どうか関係当局を安藤国務大臣におかれましては鞭撻せられまして、国民の期待に沿いまするようにお願いをいたしたいと思うのであります。

次に私は、外交交渉は外交交渉といたしまして、実はこの問題については国内的に処理さるべき問題が多いと思うのであります。外交関係ということになりますと、いろ〳〵外交の慣例あるいは国際法規の関係というようなことがございますが、国内的に見ますれば、いやしくも国民が自分の責によらないところの原因で損害を受けておるわけでありますから、これは政府としては相当考えて行かなければならぬと思う。先般の李承晩ラインの問題におきましても、韓国との外交交渉は十分できておるわけではないけれども、政府としては相当の補償をしておられるのであります。これは当然と思うのであります。この点について水産庁長官は、いかなる方針でこの損害補償に臨んでおられるか、根本的な方針についてお話を願いたいと思います。

○安藤国務大臣　大体のことをお答えしまして、あとは水産庁長官から答弁をしてもらいます。

ただいまお話の通りに、対米賠償の問題と並んで国内措置についても検討を重ねておりまして、いろ〳〵相談をいたしました結果、いろ〳〵事情がありますし、また間接損害ということについての性質、限界、範囲、いろ〳〵な点からなか〳〵困難な事情がございます。しかしながら、何とか今の業界の受けました打撃を切り開いてやらなければならぬと考えまして、融資をするということに方針をきめまして、関係閣僚との間に相談を進めておるのであります。今すでに三崎、焼津につきましては一億三千五百万の融資をいたしたのでありますが、それではまだ他の範囲にも及んでおりませんし、かつまた生産業者ばかりでなく、流通関係の方面にもこれを及ぼしまして、危急を救つて仕事が円滑に進行するように、融資で行こうということに政府は方針をきめまして、ただいま関係閣僚中で相談をして、これも相当進行をいたしておる次第であります。

なお細目は水産庁長官から答弁をしていただきます。

○清井説明員　ただいま安藤大臣からお話申し上げたことに尽きるのでありますが、私ども当初損害額を計算する場合におきましても、いわゆる一般にいわれております直接であるとか、間接であるとかいう表現は実はいたしていないのであります。いろ〳〵な角度からこの問題によつて起つた被害を計算いたしておるのでありますが、ただアメリカがさしあたつて考えていることが、いわゆる直接に起つた損害に限局したいという気持があるということから、あるいは直接であるとか間接であるとかいうような言葉が起つて、直接損害、間接損害ということがいわれるようになつたのではないかと私どもは考えておるのでありますが、私どもは直接損害、間接損害という言葉は公式には何も使つていないのであります。

ただいまの賠償の交渉経過につきましては大臣からお話がありましたが、それに関連いたしまして、国内措置といたしまして、資金運用部の資金を県に貸与いたしまして、県が金融機関を通じて関係業者に貸与するという方法でもつて、一億三千万円余の金額を神奈川と静岡の両県に貸付することをいたしておるのであります。特に両県が非常に大きい被害の県であること御承知の通りでありますし、特段にこれが緊急を要するということで行つたのであります。なおこれは両県のみでは足りないのでありまして、そのほかにまぐろ漁業は、太平洋の沿岸等を通じて各県にあるわけでございますから、そういうような方面にも、神奈川あるいは静岡に貸付を行いましたのと均衡をとりまして、所要の貸付を行わなければならないというように考えまして、目下私ども関係省と相談をいたしおるというような実情であります。静岡には大体五千万円、神奈川には八千三百万円というように貸付のわくが決定いたしたのでありますが、静岡は大体これが末端までほとんど割当が了しておるようでありますが、神奈川が少し遅れておるようであります。しかしこれもまたおつつけきまることだと思います。

大体同じ条件、同じ方法によつて今後貸付が行われると思うのでありますが、要するに政府が県に貸して、県が責任者という形で、業界に金融機関を通じて貸し付けるという形に相なるのであります。ただいまのところ、両県以外の各県に対する貸付等を検討いたしておりますので、もうじきこの問題に対しても結論に達し得るというように考えておる次第でございます。

○中村(清)委員　ただいま融資のお話がございましたが、私ども承るところによりますれば、生産者以外の仲買人とかその他市場関係者の方にもいろいろお話がありまして、まとまりにくいというお話を聞いておりますが、私は一番損害を受けたのは生産者であると思うのであります。こういうわけ方の問題のために神奈川県あたりでは問題を起しまして、非常にわけ方が遅れているということでは、はなはだ残念だ。融資は、もとより額の問題でありますけれども、一刻も早く渡ることによつて再起を期待し得られるわけでありますから、なるべくひとつ水産庁の方で早くまとめて、一般の業界にただちに生産資金が行きますように、格別の御努力をいただきたいのであります。なお静岡、神奈川県だけでなしに、たとえば三重県とか宮城県とか相当の業者がいると思うのであります。全国的にも相当散らばつているというように聞きますが、どうか一刻も早く融資額を決定していただきたいと思いますが、大体いつごろになりますか、お見込みでけつこうでありますから、お聞かせ願いたい。

○清井説明員　この問題は先般から相談をいたしておりまして、大臣には非常に御苦労願つて、関係大臣といろいろ御相談があつたのであります。事務的にも話を進めておりますので、もう二、三日で解決するのではないかというように考えております。

○中村(清)委員　時期はなるべく早くお願いするということにいたしまして、さらに額の問題でありますが、先ほど申しましたように、仲買人の関係もあり、いろ〳〵複雑な政治問題も起るかと思いまするが、生産者の損害については、どうも業者といたしましては、実質損害の額に対しましてほんのちよつぴりであるというので、もの足りない感じを持つておるやに聞くのであります。これまでの静岡、神奈川県の査定方針があると思いまするが、その査定方針と同じように、他の県にも及ぶようにしていただきたい。なお俊鶻丸の調査の全体がわかりました際には、またこれによつて査定の問題もあるいは影響を及ぼすのではないかということも考えられるわけであります。この点は私調査の結果を十分伺つた上で、さらにまたお願いすることにいたしたいと思いまするが、とりあえずといたしましては静岡、神奈川県と同じ方針で全国に及ぼしていただきたい。これを特に要望いたしまして私の質問を終ります。

○田口委員長　なおこの際委員長からも安藤国務大臣にお願いしておきたいと思うのであります。今の中村委員の申されたように、生産者がいかに困つているかということが漸次深刻になり

ましして、資材会社も、油も氷ももう供給できないというところまで行つております。さような状態からいたしまして、何とか生産者を至急救済する方法を講じなければならぬと思うのでありますが、アメリカからの補償金額もおよそ見当がつくと思いますから、その内払いでも至急やつていただくような——融資というお話も出ておりますけれども、融資の金額は大体きまつているだろうと思うのです。その金額では今の生産者は救われないような状態にあるのでありますから、補償金の内渡しというような意味にでも、出漁ができますように、特別に御配慮が願いたいと思うのであります。

○安藤国務大臣　ただいまの委員長のお話はよく承つておきます。そうしまして今のお話のように国内措置、国内融資の問題が、もう数日間に片がつくだろうと思つております。また片をつけるべく最善の努力をしておる次第でありますが、万一それが延びるというようなことになれば、何とかそこに内払いとか立てかえ払いとかいうような特別の方法は講じるように検討をしてみようと思います。

○田口委員長　赤路委員。

○赤路委員　七月の月に、参議院の水産委員会でかなり詳細にわたつて質問があつたようでございます。今また中村委員及び田口委員長から質問がございましたので、重複を避けまして、一、二点安藤国務大臣にお尋ねしておきたいと思います。

米国に対しまして先般損失補償の中間要求をやつたということを私ども当委員会で承つたのでございますが、その際中川アジア局長の話によりますと、アメリカ側は中間補償というようなことでなしに、この損失補償に対しては一括補償をしたい、こういうような意図であつたという話が中川さんからあつたわけなんです。従つて今回、ただいま額は言えない、しかしながら要求をしておるというその額は、アメリカ側のそうした意図に基くこの水爆実験によるところのすべての損失に対する補償の額として一括要求されたものであるかどうか、この点を承つておきたい。

○安藤国務大臣　その問題はしばしば参議院の委員会等にも出たのでありますが、日本としましては全体を通じまして向うへ提出してあるのであります。アメリカ側の見解として、一括して総括的に賠償をしよう、こういう方針になつているのであります。ところが今アメリカで内示して来ている額では、どうも不満であるという点がありますので、なお折衝を続けておるのであります。最後の結論はどこへ行くかわかりませんけれども、つまり今向うから提示している額以上にまでは運びたいということに方針をきめまして、関係大臣の間で相談をして、向うへ折衝をしている最中でありますから、どうぞそう御承知を願いたい。

○赤路委員　ただいまの御答弁でわかるわけなんですが、そうすると今度のアメリカ側へ要求しておる額というものは、全体を通じての総括されたものであると了承していいと思います。そうなつて参りますと、おそらく間接損害であるとか直接損害であるとかいうことは、清井長官のお話でも、考えていない。損害は総括された形で日本側の方としてはこれを考えておる、こういうことだと思うのであります。ただ間接損害という面では、おそらく今の魚価の形から参りますなれば、爾後にはこのままで、あとアメリカ側があそこでまた継続して水爆実験でもやらない限りにおいては、大体いいじやないかと思う。で、今までの損害ということになりましようが、しかしながらなお若干のものが出て来るということと、もう一つ、特に私心配いたしますのは、被災船員の治療の問題、第五福龍丸の被災船員の治療が爾後何年かかるかということは、まだ確実に握られていないとともに、その船員の家族の生計ということを十分考慮の中に入れなければならぬ。参議院における今までの答弁を私ちよつと調べてみたのでありますが、これらのことに関しては全然触れておられないようであります。特に焼津における被災船員の家族の今日の生計というものは十分でない、このことはこれらに対する補償措置というものが、ほとんどまだ具体的になされていないということを現わしておるのじやないか、こういうことが考えられる。従つてこの治療に何年かかるか、そのかかる間の家族の生計というものは、十分維持してやらなければならぬのだが、そうしたものを、十分安心できる安定度を考慮の上で、アメリカ側に対する要求というものがなされておるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○安藤国務大臣　患者の問題につきましては、患者の中にも重い患者と比較的軽い患者とありますが、これをよく検討しまして、患者の治療費並びに今後の生活保護と申しますか、あるいは名は慰藉料という名になりますか、いずれにしても生活を保障する程度の額を計算してアメリカに要求してあります。でありますからアメリカはこれを承知をして賠償に応じて来ると思うのであります。それで患者の問題は、要するにアメリカ賠償ということを向うでも自覚をしておるのですから、患者の今後については心配はないと思います。しかしながらさらにずつとそれが長引くとか、あるいは病気の程度のいかんによりまして、賠償後にそういうような非常な最悪な状態が起るとは思いませんが、万々一そんなような場合が起つた場合には、おのずから政府としては国内的にそのときに考えて行かなければならない、こういうように存じております。

○赤路委員　大体了解いたします。ただそのときになつて政府が考えるというのでなしに、すでに今日困つておるという実態はおわかりだと思いますから、十分手を打つていただきたいと思います。損害を受けた補償にいたしましても、すでに四箇月を経過しておるにもかかわらず、まだ十分な措置がなされておるとは私たちは考えないのでございます。政府の方といたしましても、可及的にこれらの補償に対する措置は、アメリカ側との交渉がどうであろうとも私はとつていただきたいことを、特に強く大臣にお願いしておきたいと思います。

それから融資の問題でございますが、ただいま大臣から基本的な方針をお伺いいたしました。また清井長官の方から、ここ二、三日の間に解決がつくだろうということでございますので、これ以上は申し上げませんが、田口委員長が申しましたように、現状は非常に困つた状態にある、このままではおそらく出港もできないんじやないかというようなどたんばに追い込められておるのが今日の現状のようでございますので、ひとつ速急に解決づけるよう、この点御留意を願いたいと思います。

そこでもう一点お尋ねいたしたいことは、この業者の諸君が漁船建造その他の融資を受けておるのですが、今日償還期に来ておるもので償還ができないというような実態のものが相当数あるようでございます。これらに対する借入金の償還延滞措置ということをお考えになつたことがあるかどうか、あるいはそういうことに対して何か手を打たれておるかどうか、これをお聞きいたしたいと思います。

○清井説明員　ただいまの御質問の点につきましては、まだ具体的な措置はとつておりません。業者の方が今回の災害のために非常にお困りになつておる実情は十分伺つております。それに対してできるだけのことは今までいたしておるつもりでございますが、借入金の返済の問題についての措置等につきましては、私どもとして、まだ具体的には何ら手を打つておりません。なお各業界の方々から、具体的にひとつ実情を伺つてみたいと思うのであります。そこでそれぞれの具体的な問題としてこれは解決して行く方がいいんじやないかと思われますが、いずれにせよ業界の実情を十分伺つた上で適当な措置をしなければならぬ、こういうふうに考えております。

○赤路委員　今のお話によると、具体的な問題が出て来るならばそのとき考えるという御意見だと思います。この

点については個々の業者として、たとえば何々丸はこういう状態にございますというようなことは、あるいは陳情はなかつたかとは思いますが、総括して全体としてこれらの措置をぜひおとり願いたいということは、この事件発生当初からすでにあつたことだと思います。今が今起つた問題ではないのであります。ほんとうに水産庁の方において、あるいは政府当局において親心があるとするなれば、今になつて、この問題は具体的に出て来れば考えるというのでなしに、その事前において当然私は考えられておらなければならぬ問題だと思う。今さらになつて申し上げてもどうかと思いますので、ぜひこの点についての措置を十分お考え願いたいことを御希望申し上げます。

もう一点は、この被害を受けた業者諸君に対する減免税の措置でございますが、これに対して何らかの手を打たれたかどうか、この点お聞きいたしたいと思います。

○安藤国務大臣　前のことは今清井長官から答弁されました。なおそれは具体的によく考えよう、検討しようということであります。

それから税の減免につきましても検討考究をいたしておりまして、苦境にあります業者の税の減免については何とか方法を講じたいと思います。それでその点についてはすでに着手した点もございますから、それは今水産長官からお答えをいたします。今後もなお減税問題についてはくふうをいたしたいと思います。

○田口委員長　赤路委員に申し上げますが、大臣は閣議前に懇談会があるそうで、淡谷さんがちよつと質問したいそうですから……。

○赤路委員　よろしゆうございます、どうぞ……。

○淡谷委員　ただいまの答弁では、日本の要求しました補償額とアメリカが承諾しておりますものとの間に差異があるようなことでございますが、一体数字的にどれくらいな差があるのかお答え願いたいと思います。

○安藤国務大臣　数字の問題は、実は申し上げたいのでありまして、委員会で非常に御心配になつておることであり、われ〳〵すべて国民が心配していることなんで、ほんとうはここですつかり披瀝したいのでありますが、いろいろの都合上、数字の点だけはここではつきり言うわけに今のところ参りませんから、その点はひとつ御容赦を願いたい。ただそれに近いことだけ申し上げておきますが、アメリカでは最近――初はもつと低い賠償額を内示をして来たのでありますが、しかしそんなことではとうてい解決はできないという考えを政府が持ちまして、ずつと折衝を続けて来た結果、最近におきましては八十万ドルというような数字がうたわれておるのであります。しかし八十万ドルではなお不満である、それじや解決はできないというのがわれ〳〵政府側の考え方であります。でありますからもう少し上げなくてはいかぬという点で、その額の点についてもずつと続けて交渉しております。もちろんこれは外交交渉ですから外務大臣がやつておるのでありますが、大体はそういうわけであります。それだけお答えをいたしておきます。

○淡谷委員　大体八十万ドルといつたようなお話、それからこの八十万ドルという額は、日本の要求に対してちよつと承服ができないといつたようなお話もございました。数字がはつきりお伺いができませんでしたから、これはしいて御答弁を求めませんが、さつきのお話では、アメリカは一括して補償するというような方針であり、もう一括して要求も出ておると思います。これに対しまして、日本側は間接あるいは直接の区別なしに要求しておるのに対して、アメリカ側は間接損害と直接損害との区別をしておる、このアメリカ側の言うところの間接損害、直接損害というのはどの点に限界を置くのか、その御答弁だけでもお願いをしたいと思います。

○安藤国務大臣　アメリカ側では直接、間接というようなことでなく、一括して賠償をやろう、こういう方針であるのです。しかし実質的に直接損害と言いますと、二十三人の患者の治療費、それから今後の生活保障費、それから福龍丸の船体がまるでだめになりましたから、これの処置費、福龍丸に載せてある船具であるとかあるいは船員の私物であるとか、そういうようなものの損害、並びに福龍丸に搭載して来たまぐろを全部廃棄いたしましたから、その廃棄の損害賠償、なお福龍丸以後三崎に第十三光栄丸が入つて来まして、これも多大の損害を受けております。それを初めとして、最近までのところで百四十九隻ですかの船が放射能を浴びて、まぐろをそこばく――これは程度の差はありますが、廃棄をしたりなんかしております。そういうものに対することは、まず大体大きな項目はそういう点が直接損害であります。アメリカとしましては、率直に言いますと、日本から提出してありまする額を検討して、そのごく直接というところを損害賠償したいという方針であります。そこでその他のことについては、アメリカ側が見て間接損害だと見るものは、これは先ほどもお話をした通り、アメリカの国内法にそういうこともなし、今まで例もなし、また従来いろいろなことがあつた場合に、国際裁判所の判例などもそういう点に限られておるから、実質的には直接的の損害ということになるのであろうと思います。しかしまたその直接といいましても、そこに幅は持たしてあるように思います。直接といつてもきわめて厳重な直接ということでなく、幅は持たしてあるように考えております。そういうことでありますが、その額が向うが言つて来ている八十万ドルでは不満である、不足であるというので、今交渉を続けておるのであります。そういうようなことになりますと、つまりまぐろの魚価の低落によりまして非常に損害を受けている。これがために市場も混乱をする。生産業者を初めとして流通関係の者も非常な打撃を受けておりますから、そういうものをここで救済をして、何とか早く打開の道を講じさせなければならぬと政府は考えまして、ここにおいていろ〳〵検討した結果、国内融資で行こうということになつて、その国内融資の道を今せつかく考究しているのであります。その国内融資でも、すでに一億三千三百万円というものは三崎と焼津、すなわち神奈川、静岡両県下に融資を講じてまさにその解決がすでに一方はでき、一方はその道程にありますが、これも必ずできるわけであります。しかしそれはまだ両県下だけのことでありまして、他に及んでおりませんから、そういうような方針をもつて他のところにも範囲を広く融資を拡張して行こう。いずれにしましても、これは早く解決したい、アメリカの交渉の方も早く解決したい、国内融資の問題もすみやかに解決して、一日も早く現在の窮状を打開させたい、こういう方針でやつておりますから、私の考えでは、おそらくそう長いことはない、もう遠からざるうちに解決がつくのではないかと思つておる次第であります。

○淡谷委員　間接損害と直接損害は、さつき清井長官の御答弁によりますと、アメリカ側ははつきり区別しておるというように承りました。ただいま大臣の御答弁では、アメリカ側も直接、間接のはつきりした見解を示していないので、随時額をつり上げる交渉をしているというように受取れますが、これはどちらでもよろしい。但しすみやかに解決を要望する大臣の意図は十分了といたしますが、今後の日本ののあの海域における漁業が一体可能であるかどうか。なおアメリカが来年度もまた同じような水爆実験をして、永久にあの海域における日本の漁業は不可能になるかどうか。この点の見通しをお伺いしたいと思います。

○安藤国務大臣　アメリカが実験をやめますか、やめませんか、これはよくわかりません。実験をやめてくれれば、これは一番万全の策だと思つております。しかしこれは私個人の見解なんですが、実験をやめるということはおそらくなか〳〵むずかしい問題であろうと思うことは、国際連合等のいきさつから考えてもおわかりであろうと

思います。でありますから、実験が今後起きるか起らないかわかりませんが、まあ本年中はなかろうというのであります。来年になつては実験があるいは起るかもしらぬ。もしそういうことをまたやる場合においては、日本政府といたしましては、あらかじめ安全保障ということをアメリカに向つて要求したい、こういう考えでおるのであります。安全保障、つまり日本にあらかじめの通告をしてもらうとか、それから危険区域の設定を厳重にするとかいうことをして、被害の及ばないということを目標といたしまして、あらかじめアメリカに要求をする、こういう方針を立てておる次第であります。

○濱田委員　今淡谷委員の質問に対する安藤さんの御答弁に関連して伺いたい。今承りますと、最近のアメリカ側の損害補償に対する腹案といたしまして、八十万ドル程度を考えておるというお話があつた。この八十万ドルということは、私なんかもかねがね新聞紙上なんかでも見ておつたことであります。今参議院の委員会の方の内容についてのガリ版をいただいたのですが、七月の三十日に岡崎外相が答弁をせられておるのを見ると、この八十万ドルと報道せられておることは誤りであるというお答をなさつておるのですが、これはどうですか。

○安藤国務大臣　それは岡崎さんの言われたことで私はよくわかりませんが、誤りというのは、それは新聞記者との会見の話が新聞に出たんですから、そういういきさつで何か誤りというようなことを言つたんじやありませんか。実際は八十万ドルということを言つて来ているのですよ。しかしそれでは不満だから今交渉しているのです。こう御承知願いたい。

○濱田委員　大体わかりましたが、国内では今度の水爆実験による損害総額を十数億円に計算しておるのですね。おそらく政府御当局もそういうような計算をしておる。あるいは十八億とか十二億とか、とにかく十数億円という計算をしておると思うのですが、そうしますとアメリカ側の考えと日本側の考えは、そこにかなり大きな金額の食い違いがあるということは断言してよいのですね。例合にその金額が接近しておるようなお話も聞きましたが、事実は非常な食い違いがある。そういうふうにわれわれ解釈してよいのですか。

○安藤国務大臣　日本からアメリカへ提出をしてありまする額と八十万ドルということは相当の食い違いがあります。しかしアメリカの方の考えではその全部を賠償の対象にはできないという態度なんです。でありますから、その点はよくわけて御了解を願いたいと思います。

○鈴木(善)委員　時間もないようでありますから、私一点だけ国務大臣にお尋ねしたいのです。それは今安藤国務大臣の御答弁によりまして、アメリカから内示をして参りました賠償額が八十万ドルというお話がございましたが、それは邦貨にして約二億九千万円程度になると思うのであります。この二億九千万円のうち、政府は九千万円程度を内渡しをしておるということを私ども承知をいたしておるのであります。残りの二億円、これを最近の機会にさらに内渡しをする御方針が立つておられるかどうか、私どもは八十万ドルは寡少に過ぎると思うのでありまして、政府がその増額にさらに一層の努力をされておるということを私ども承知をいたしておるのでありますが、アメリカから内示されたところの二億九千万円にいたしましても、残りの二億の内渡しをこの際やりまして、窮迫した業界の建直しにこれを早急に使うべきだ、こう考えるのでありますが、これに対してどういうぐあいに考えておられるか、この点お尋ねしたいと思うのであります。

○安藤国務大臣　賠償額は今言う通り折衝中でありますが、しかしもう大分最後に近づいて来ておりますから、そんなに長くかからないと思うのです。しかしながらそれがさらに長くかかるような場合は、お説の通り内払いというようなことについておのずから考えて行かなければならない、こういうふうに思つております。

○赤路委員　時間がありませんから、簡単に一点だけお聞きします。それは融資の問題ですが、県の方へ融資をする。そうして県の方から業者へ融資をするというのが今の建前なんです。これは政府が責任を地方公共団体に転嫁するやり方だと私は思うのです。当然これは政府の責任においてやるべきだ。これは県へ貸すべきものではない。それを県へ貸すという形態をとつておるということは、私は政府の責任転嫁だと思うが、大臣はこれをどういうふうに解釈されておるか、それをお聞きしたい。

○安藤国務大臣　それは決して責任転嫁ではないと思います。私はそういうこまかい金の操作の問題はよくわかりませんが、主として水産庁でこれを検討しまして、その方が事が早く進んで、それから円滑に行くという立場からそういうふうになつて来たのだと思います。政府は決して責任を回避しておるのではないということを御承知を願います。

○赤路委員　もう一点、今の大臣の御答弁は、決して責任転嫁でない、当面早く融資するためにそういう措置をとつたんだ、こういうふうに解釈申し上げます。従つて最後的な責任は政府にあるというように了解してよろしゅうございますか。

○安藤国務大臣　責任は政府にあると思います。

○赤路委員　それでけつこうです。

○安藤国務大臣　ただやり方が円滑にかつ敏活に行くと思うので、そういうことをうまくやつて行きたいと思うのであります。そういう細目の点は、外交関係はちようど申川アジア局長が来ましたし、それからそういう融資の問題等のこまかい点は清井長官がおりますからお聞き願います。

○松田(鐵)委員　私は今までの議論を聞き、また日本の輿論に対して政府は御努力されておる。しかしこれは現実の問題のみを考えておることである。こういう点に対して私どもの最も尊敬する安藤国務大臣は、政治的にもう少し物を考えてみていただけないかということを私は申し上げるのであります。要はビキニの原爆によつてあそこの海域は汚染された。しかしてアメリカの基地というのは相当に広範囲にある。太平洋内において島嶼がある。たとえばサモア島のごとき、あの海域は相当ある。それなのにこれは現実の問題においてのみの問題の解決ということである。政治的に物を考えるという意味においては、むしろ積極的にアメリカの島嶼を、汚染をされていないというような海域を、何で政府は基地として借り入れることに積極的に出ないかということであります。こういう点をひとつ十分考慮されて、日本の漁業の進展、このまぐろ、かつお漁業の進展というものが、太平洋内のアメリカの基地を得ることによつて、これよりもつと積極的な漁業もでき得るという見解を持たれて折衝される用意をしていただきたいということが一つ。

次には、業者は今国内的の融資という問題に対して非常に苦しんでおる。しかしこの融資は現実の問題の融資である。現在業者はこうした将来の基地というものを考え、将来の漁業というものを考えるならば、これは積極的な船の建造ということになつて行かなきやならない。公庫の建造の融資のわくは非常に不足である。今まではこれに対して開発銀行が融資をしておつた、その開発銀行なるものが今日において漁業に対して融資を断つておる。こういう問題は、政府として積極的に漁業を進展させるということからいつたならば、開発銀行における融資のわくというものも漁船に対して再び復活して、もつともつと強くこれを取上げて、開発銀行に融資をさせるという方法に持つて行かなかつたならば、将来の積極な政策というものが成り立たぬということを私は考えておるものであります。こういう点に対し、われわれの最も尊敬する安藤国務大臣は、積極的にこの問題の将来の解決に邁進していただきたいという希望を述べておくものであります。

○安藤国務大臣　ちよつと一言だけし

ておきますが、松田さんの御希望よく了解しました。これは日本の水産資源並びに水産業の前途のために遠大なる考えをもつて対策を立てなきやならぬと思います。ここにビキニの問題が起つて、当然そういう将来の問題は、現実の問題の解決とともに考えて行かなきやならぬということも考えております。農林大臣がその方の所管大臣だから、とにかくそういう所管大臣なりその他とまた相談をしまして、だん〳〵考えるようにいたしたいと思います。

○田口委員長　本日の政府出席者は、安藤国務大臣、秋山外務政務次官、清井水産庁長官、水産庁藤永調査研究部長、海上保安庁次長島居氏、同公安課長高見氏、外務省アジア局長中川氏、水産庁水産部長立川氏、五十嵐厚生省予防研究課長、阿曾村厚生省乳肉衛生課長であります。

○鈴木(善)委員　先ほど安藤国務大臣に私がお尋ねをいたしました点につきまして、もう少し具体的に関係当局よりお答え願いたいと思うのであります。

まず中川アジア局長にお尋ねをしたいのでありますが、安藤国務大臣のお話では、アメリカ側から内示された賠償額の八十万ドルに対して、日本側はこれを不満としてさらに増額の折衝をしておつて、その結論は近いうちに出るだろう、こういう御答弁でありました。私は事外交折衝でございますから、結論に近いといつてもまだ相当の時間を要するのじやないか、こう思いまして、九千万円の内渡しのほかに、残額の二億円をとりあえずおつかけて内渡しをすべきだという主張をいたしたのでありますが、外務当局も安藤国務大臣と同じように、ここ一週間なり十日なりの間に、きわめて近い機会に結論が出て、そうして八十万ドルを上まわるところの賠償を業界に対して支払うことができるようになる見通しに立つておられるかどうか、その結論がいつごろ得られるか、もう少し明確に中川アジア局長からお伺いしたいと思うのであります。

○中川説明員　ビキニの補償問題に関しますアメリカとの交渉は、安藤国務大臣の言われましたように、大体結末に近くはなつて来ておりますけれども、ここ一週間、十日の間に片づくというようなことは、まだ言えないのではないかと考えます。さりとて相手のありますことでありますから、的確に何日ぐらいということも、今これを予測することは困難でございますけれども、しいて言えば約一箇月くらいはかかるのではないかと考えております。

○鈴木(善)委員　私が予想した通りの御答弁でありますが、すでに赤路委員も指摘されましたように、この問題が起りましてから四箇月以上も経過いたしております。業界の悩みは日に〳〵深刻をきわめておるわけでありまして、少くともアメリカ側から内示されたところの八十万ドルは、これは一応見通しのついた額であるわけでありますから、この際私は清井長官にお尋ねしたいと思うのでありますが、業界のこの苦しい立場を察せられまして、緊急残額の二億円を内渡しする方針を決定される御意思はございませんか、その点を重ねてお尋ねしたいと思います。

○清井説明員　生産者の方が非常な苦しい状態にあつて、それが最近非常に逼迫しているというお話でございましたが、確かに業界の方が、今度の問題のために非常な損害を受けておりまして、出漁その他に非常な悪影響を及ぼしておられるということは、十分承知をいたしておるのであります。そこで先ほど御説明申し上げましたように、関係生産業者等に融資の措置を講ずることをいたしたのでありますが、この融資につきましても、実はその決定をいたすまでの間におきましても、単にいきなり預金部資金から融資というようなことでなくて、いろ〳〵な方法を考えてみたのでありますが、結局現在の金融情勢等からいたしまして、金額も一億五千万円、あるいは融資の方法も預金部の資金を出すというようなことに立ち至つたのであります。そこでただいまは先般の融資の実行と、さらにその後の融資の増加ということを努めてやつているような状況でありますが、これまた実際問題として、そう多額な金額にはなり得ないのでありまして、貸し付けましたものと大体均衡を見た金額が貸し付けられるのじやないかということで、今関係省と相談をいたしているような状況であります。ただその状況にかんがみまして、業界の要望にも沿い得べく、何がしかの金額を内渡しを考えたらどうかというお話でございますが、この点は御承知の通り、すでに福龍丸の政府買上げ措置、あるいは廃棄した漁獲物について、実は当該船に対して二千百十万円のほんとうの内払いをいたしているのでありますが、その後についてなお積極的な措置をとれということでございますが、この点は、ただいまアジア局長からもお答え申し上げたのでありますが、この賠償交渉がどういう時間的経過において妥結を見るかという問題とも、実は重大な関係があろうかと思うのであります。その問題とのにらみ合いもあり、またただいませつかく融資の話合いを進めているのでありまして、この融資の方法によつて、金額はわずかでありますが、とにかく若干の処置をとるということもいたしているのでありますから、その進行状況等ともにらみ合せてでないと、この問題は容易に解決できない問題だろうと思うのであります。そこで私ども外務省とも今後密接な連絡をとりまして、損害賠償の交渉がどういう時間的経過をもつて進むかという問題、並びに今までとりましたしまた今後とる融資の問題が、実際上どういうふうに業界の方に影響を与えるかという問題ともにらみ合せて考えて行かなければならぬ問題だと思うのであります。これは今後の問題だというふうに私は考えております。

○鈴木(善)委員　長官も、せつかくこの業界の救済の面については考えておられるようでありますが、しかし業界が苦んでおります実情とは非常なずれがあるように思うのであります。私は、賠償の面におきましても、一つの目安がついたのであれば、その範囲内でどん〳〵内渡しをして、苦しい業界の救済に対して、早急に手を打つことが行政であり、今後のわが国のまぐろ漁業の進展の上にも非常にプラスになる、こう考えるものであります。幸いにして最近きわだでありますとかあるいはとんぼまぐろでありますとか、ようやく魚価も回復いたしております。業界の生産意欲は、このような大打撃のどん底から立ち上つて、何とか生産を増し外貨の獲得にも当りたいという熱意が盛り上つている際であります。そういう際でありますから、一日早ければ早いだけわが国の漁業生産の上に非常な好影響をもたらす、これは言うまでもない点であります。そこで私は、アジア局長のお話のように、今後一箇月も結論を出すまでに時間を要するということであるならば、一応のめどがついた二億九千万円の賠償額の内渡しをすみやかにやることが適当である。私は政府与党の一員としても、これを強く政府に要求いたしたいのであります。この点は、長官は大臣等ともお打合せがないと思いますから、はつきりしたことを言明はできないと思いますけれども、本委員会におきまして、与党側からもそのような強い要求があつたということを十分腹に入れられまして、適切なる、すみやかなる措置を講ぜられることを強く私は要求いたしたいのであります。

次に融資の問題でございますが、政府が考えております融資の額は、どういう額でありますか。その算定の基礎はどのような点に根拠を持つておられるのか、その点をお伺いしたいと思うのであります。と申しますことは、業界側では大体融資に五億円程度を要する。あのビキニの影響によりまして非常に魚価が低落をして、収入が減退した。そのために次の出漁の仕込み資金に困つておる、漁業再生産資金がない。それに要する資金は五億程度が最小限度必要である、こう言うております。これに対して、政府の方の現在考えておられる額は、それに及ばない額であることが推察されるのであります

が、しからば両者の額の開きというものは、算定の基礎の見方いかんにあると思うのであります。そこで政府が考えておりますところの額――おそらく神奈川、静岡に行く額の倍を上まわることはないと思いますが、その算定の基礎がほんとうに納得できるものであるかどうか。本委員会としてもその点を検討したいと思うのでありまして、政府が考えておりますところの融資額の、算定の基準をお示し願いたいと思うのであります。

○清井説明員　算定の基準の御質問でありますが、今詳しい資料を持っておりませんので、数字的なお話を申し上げることはできないのでありますが、考え方だけを申し上げたいと思います。当初一億五千というのを決定いたしましたのは、これは先ほどもちょっと触れたのでありますが、融資の方法としてはいろ〳〵な方法が考えられるのであります。常に業界の方々が利用しておられる金融機関を使う。そのために所用の資金を何らかの形で日本銀行その他の銀行から指定預金をするというようなこと等も考えられるのでありますが、そういう方法等をとらずに、結局預金部の資金を県を通じて貸し付けるというような形になつたのであります。そこで一億五千という金額も、一定の積算をいたしましてやつたのではなくて、そのときの金融情勢その他からいたしまして、とうていこのような措置はとれないのであるけれども、これはビキニ関係のまぐろ漁業者の損害に対する緊急やむを得ざる措置だということで、最小限度の数字というようなことで一億五千万円がきまつたような経過であるのであります。ただその一億五千万も、当初の事務的な話合いといたしましては、大体生産地に対する措置だということでございましたけれども、実際問題といたしましては、これは静岡、神奈川が大部分でありますので、実際としては静岡、神奈川に大部分行くという結果に相なつたのであります。そこでどういうふうにして算定したかということでありますが、これはなるほどただいまもお話の通り、大体かつお、まぐろが五万トンある、一トンについて一万円の出漁資金がいるから五億、こういうような計算であるのであります。これは業界からも十分お話を承つておるのでありますが、私どもはそういう計算をいたしたのではないのでありまして、ただいま安藤大臣からもお話がありました、対米資料として出しましたところの関係業者の損害額というものを推定をいたして算定いたしておるのであります。すなわち出漁資金だけを見たのではありませんので、その出漁資金の所用経費に対してある一定の収入を見たのであります。その収入と出漁資金との差額がマイナスということになりますので、そのマイナスの数字をずつと当りまして、一定の金額を出したのであります。その金額の県間の比率を見たわけであります。むろんその場合の計算といたしましても、私どもの専門の課長並びに専門家に計算をさしたのであります。非常に精細な計算をいたしておりますが、非常に精細な計算をいたしておりますが、それ〳〵の標準トン数別にわけまして、それ〳〵の標準トン数の生産数量に魚価をかけまして所用経費を出しまして、そして一航海についての大体どのくらいの損害額があつたという数字を出しまして、それに所用船舶の数をかけて全体の損害額を出したということであります。むろんその中には専用の漁船もありますし、兼業の漁船もあるわけであります。そういう事情も勘案いたしまして、そして県間の損害額の比率を出しまして、それが一億五千のわくの中で神奈川、静岡が占めるわくをとつたということで、この金額ができているのであります。そこで今度私どもが出します場合におきましても、非常に多く融資ができればこれに越したことはないのでありますが、実際の問題としてなか〳〵そうは行かない。そこで結局少ないなら少ないなりにやはり県間の比率をとる必要があるだろうということで、静岡、神奈川にこの程度を貸付すれば、ほかの県にはこの程度貸付しなければならないという一定の数字を出したのであります。むろんこの数字といいましても、個々に一々当つたわけではありませんので、大体私どもの専門家の長い間の経験に基きまして、この程度が標準であるという計算からつくつておるのでありまして、その標準の計算に従わざるを得ない。そういつたような県間の比率ということを重点に置きまして計算をいたしております。従つてこれが出漁資金に対する比率ということではなくて、損害額の推定による比率という形で計算をいたしておるのであります。従つて私どもが算定いたしておる金額も静岡、神奈川県以外の県の金額も、結局静岡、神奈川に対して、かりに一億三千三百万円を貸付するとすれば、ほかの県にはこのくらい貸付しなければならないという金額を出しておるわけでありますから、そう多額の金額は出ていないのであります。そういうことでやつておりますので、いわゆるトン一万円の資金がいるということで、それに対してこのくらい資金を貸付するということではないのでありまして、損害を受けたからこんなに困つた、それに対する貸付だ、こういうような観念でおります。使われるのは出漁資金に使われるけれども、その基礎はアメリカに要求した損害額を基礎にする、こういうことになつておるのであります。むろん貸付する金額が多額であればそういう問題も起らないのでありますけれども、今の金融事情その他からいたしまして、貸し付ける金額もごく限られておりますので、やむを得ず金額は少いながらも均衡を保つ計算をせざるを得ない、こういう立場に相なるのであります。

○鈴木(善)委員　出漁資金の融資の算定基礎につきまして、長官から当局が考えております詳細な御説明がございましたが、これは私は、机の上の計算では水産庁の事務当局が計算をしております数字は、一応正しいのではないか、こう考えるのであります。水産庁の方で考えておりますのは、今長官の御説明にもありましたように、あのビキニの問題が起りました前における、出漁のための仕込み資金としてこれだけかかつた、その後水揚げがビキニの影響で、魚価が非常に低落をして、再生産に要する仕込み資金を割る額の収入しかなかつた、その差額分を補給してやる、こういうような計算のようであります。机の上の計算ではそのような算定も一応できると思うのでありますが、しかしあのような大打撃を受けましてから、業者に対して金融機関は全面的にストップをしておる状態でありますから、また再出漁ができないで数箇月というものは船をつないでおる、その間に借金の払いもありましょう。あるいは船員その他の家族の生活費の補償もございましょう。従いましてその当時の水揚げの収入というものは、ほとんど業者の手元にはないものと考えざるを得ないのであります。そうすると今回ようやく魚価が持ち直し、政府も出漁資金の援助をして、再出漁をします場合には、業者は金融機関の信用も全面的に失墜をしておるということであれば、まる〳〵出漁に必要な資金というものはここで手当をしなければならない、これが業界の実態であります。従いまして単なるビキニの影響によつて損失をこうむつたその差額という計算では、机の上では計算が合いましても、現実の業者の出漁はできない、これが実情ではなかろうかと私は思うのであります。そういう点に、業界がほんとうの再出漁のための入り用な資金というものと、水産庁が考えておりますところの計算との間に相当のずれがあるのではないか、こう思うわけであります。中途半端な融資をしましても、船は途中で帰つて来るような仕込みはできません。完全なる出漁がなければ生産まで至らない。このことを十分考慮されまして、再出漁ができ再生産ができる必要な額を融資すべきだ、こういうことを私は考えるものでありまして、この点もさらに重ねて水産庁において御検討を願いたいと思うのであります。

　それからもう一点、先ほど赤路委員からお話がございましたが、今回の融資は府県を通じての融資であつて、政府がいかように考えておりましても、

一般に与える印象は、政府は自己の安全のみを考えて、府県にその責任を転嫁して、すべてを府県の責任においてやっておるという印象を遺憾ながら与えておると私は思うのであります。そこで国会も開会中であり、立法措置もできないのでありますから、政府が現在とっておりますところの行政措置による融資ということは、一応適切なる措置であると私は思うのであります。しかし本来の措置といたしましては、農業における凍霜害対策でありますとか、あるいは冷害の際における営農資金の融資と同じように、やはりこれは国家の責任において、立法的な裏打ちによって、そして営農資金と同じような損失補償あるいは利子補給のような措置を講ずべきが本筋であると私は考えるものであります。そこで現在とつておりまする府県に対する転貸を一応やつておきまして、臨時国会等の際にはこれを本来の姿、営農資金等の融資と同じようなベースに乗せて、法的措置によつて国家の全面的な責任においてこれを解決する——国家がわが国の水産業、まぐろ漁業の振興に対して、大きな国策としてこれだけの熱意と責任を持つておるのだということを示すことが政治であります。この点に対して、そのような措置を講ずる御意思があるかどうか、この点もお伺いしたいと思うのであります。

○清井説明員　最初の点でありますが、この点はなるほど金額がよけい貸し付け得るということでありますれば、ただいまお話の大部分は措置できるものでございましたけれども、この一億五千万の金融措置、しかも資金運用部の資金を県に貸し付けるという特別な措置でございますが、これも単に簡単にそういう結論に達したのではないのであります。いろ〳〵な方法、いろいろな金額につきまして、十分部内で折衝いたしておりましたけれども、実はなか〳〵話がつかなかつたのであります。業会からは、せめて損害補償のきまる前に融資をしてくれというお話も毎日のようにありまして、われわれといたしましても、できるだけ早くいたしたいと思いまして、いろ〳〵の方法についていろ〳〵な金額を計算いたしました。関係事務当局とも十分相談をいたしておつたのでありますけれども、どうしてもきまらなかつたのであります。そこでいつまでもきまらないままにほうつておくよりも、とにかくきまり得る方法で道を開いて、その後その道を開拓するというような方法で行つた方が現実的であろうという結論に対しまして、今回の方法による、また今回の金額による金融措置を行つておるということになつたのであります。御承知の通りわずかな金額でありまして、とても失漁資金の一部に充てるということにもなり得ない金額であると思うのでありますけれども、とにもかくにも、少しでもあの措置をとれば、幾分でも業者が助かるのではあるまいかということだろうと思います。その点われ〳〵といたしましても、金額が少いことははなはだ残念でありますけれども、とにかくこういう措置をとつた経緯については御了解願いたいと思うのであります。またそれについて、今はそれでいいが、利子補給等のような、あるいははかの措置について見られるような法律的措置を講ずる意思はないかというお話でありますが、私どもは実はこう考えておるのであります。なるほどそういうことも考えられるのでありまして、すでに農業災害等につきましても、営農資金の融通等が法律によつて裏打されるという実例はもちろんあるわけであります。ただ資金運用部の貸付は日歩一銭八厘でありますこういう金融措置をなしても十分ではございませんが、とにかく利子補給の方途のある程度の目的は達しておるというふうに考えておるのであります。私どもはせつかく始めました措置をずつと進めて参ることによつて、金融問題は措置して参りたいと考えておる次第でございます。

○鈴木(善)委員　前段の問題だけにつきまして重ねて申し上げたいと思うのであります。それは私が先ほど申し上げましたように、純理論から出発いたしまして、ビキニの影響によつて前に投下した仕込み資金を割つたその差額を政府が融資してみてやることは、一応正しいと思うのであります。しかし先ほども申し上げましたように、今回のビキニの影響によりまして、まぐろ漁業に対する一般金融機関面の信用は、全面的にストップの状態に立ち至つております。従いまして差額だけの融資では現実に再出漁ができない。それは遺憾ながら現実の姿であるわけであります。そこで長官は、これまでの結論を出すまでにも非常な苦労がいつたという御説明をなさつておりまして、その通りであろうと私は思うのであります。私は長官の努力に対してその労を感謝いたすものでありますが、遺憾ながらそれだけでは再出漁ができない。再出漁ができない中途半端な融資では何にもならないという結果に相なるわけであります。そこで私は、最小限度次のようなことを重ねて清井長官に御努力を願いたいと思うのであります。それは政府資金をもつて融資をする額のほかに、業者が一般の地方銀行からの融資にあたりまして、あるいは信用基金協会でありますとかあるいは農林中金でありますとか、その他の金融機関の足らざる面の融資について、政府が積極的にそのあつせんの措置を講ずることが必要であろうと思うのであります。その両面の措置が講じられなければ、必要なる出漁の仕込み資金は確保できないと私は思うのであります。政府資金による融資のほかに、その足らざる面の融資を一般の金融機関から、政府が責任を持つて鋭意あつせんに当られることを、この際強く要求いたしたいのであります。これだけを要望いたしまして私の質疑を終ります。

○田口委員長　小高熹郎君。

○小高委員　本問題にかなり議論が盛り上つておるのでございますが、私は過去、現在、将来——先ほど松田委員から将来の解決ができておらないのではないかという御意見もございましたが、まつたくその通りであります。しからば将来はおろか、過去はどうだというと、過去もまだその補償がついておらぬ。現在はどうだ、現在は融資でこれを解決しなければいかぬ。その融資が、まるきり進んでおらぬとは言わないのでありますが、今まで延び〳〵になつて、すでに事件勃発以来五箇月にも相なつておるという点で、まことに遺憾の意を表さないわけには行かないのであります。この問題をだん〳〵押し詰めて行きますと、アメリカの補

償がかなり影響しているようであります。そこで外務省のアジア局長にお尋ねいたしたいのでありますが、アメリカから言つて参りました八十万ドル、これに対してどの程度数字上の不服を先方へ開陳したか、そして当方からどの程度の額ならば納得するというようなさだめし数字の希望意見があると思われるのでありますが、その点はどの程度主張なされたか、ひとつお聞かせ願いたいのであります。

○**中川説明員**　アメリカとの折衝の大体の模様につきましては、先般安藤国務大臣から御報告した通りであります。アメリカ側としては結局一括支払いという構想をとつておるわけでありますが、その一応の理論づけとしては、いわゆる直接損害に相応するものは支払うことが可能であるけれども、いわゆる間接損害と認められるものはいろ〳〵の事情から支払いが困難であるということになつておるわけでありまして、従つて日本側の代案と申しますか、折衝は、結局アメリカが言うところのいわゆる間接損害に類するものについても若干の考慮をしてもらつてしかるべきじやないか、法律上の問題としてはあるいは困難であつても、事実上の問題として考慮してしかるべきではないかということがおのずから内容になるわけでありますが、具体的の金額等については、できるだけ多くということでありますけれども、数字等の詳細にわたつての御報告は、先ほど国務大臣からも御了解を求められたように、交渉中のことでもありますので、先方との信義と申しますか、関連がありますので、ただいまは控えさせていただきたいと思うのでございます。

○**小高委員**　多分その程度の答弁ではないかと実は想像しておつたのでありますが、外務省の希望意見が相当強く反映いたしませんと、将来の遠洋漁業、まぐろ漁業が安定するというわけには行かない。来年も再来年も年々歳歳かようなことが繰返されるということに相なりますと、安定漁業とは言えなくなるのであります。そこで私がくどく申したいことは、この機会に十分先方が認識するような資料を提出いたしまして――ことしの折衝は数字上あなた方も発表しがたいところがあろうと思う。それは御推察いたしますが、年々歳々これが繰返されるということになつて、そして補償がいいかげんではほつぽらかされる。根本問題としては、実験を未来永劫やつてもらいたくないのだ、十分実験の効果は上つているはずだ、これは今世界の輿論となつておるのでありますが、それらの点につきまして本日は先輩同僚からも相当強い意見が出ております。これらを参考にして、今後の折衝を願いたいと思います。中途半端の解決で終りますと、国内問題として相当やかましくなり、それに先ほど鈴木委員からも出ております対農業との関係、水産蛋白の給源がやかましく叫ばれておりながら、政治力ある行政措置の鋪さ、弱さというものについては、私ども今いても立つてもいられない焦燥と苦慮を感じておるのであります。そういう意味におきまして、今後十分それらのことを参考に外交折衝を続けられたいことを希望意見として開陳いたしておきます。

なお清井長官にお尋ねいたしたいのでありますが、一億五千万の融資の関係であります。これは先ほど来お話を伺いますと、近々に出るということでありますが、私いささか水産金融の団体に関係しておりますし関係上尋ねられて困りますので、おおよその日取りがいつごろになるか、もう一回重ねてお尋ねをいたしたいのであります。

○**清井説明員**　ただいまの御質問でありますが、これは事務的には大分前から実は折衝を重ねておつたのでありますけれども、なか〳〵その折衝がうまく進まないような状態であつたのであります。しかし問題が問題でございますので、関係大臣にも非常に御苦心を願つておるのでありまして、はつきりしたことを申し上げられないのでありますが、とにかく二、三日ないし四、五日のうちには解決する、もうちよつとの間で解決する見通しがやつとつき得たと私は考えます。もうちよつとお待ち願いたいと思います。

○**遠藤委員**　私は実はきようはあまり質問などをしないようにしようと思つて参つたのであります。というのは、日本政府がアメリカに対して非常に強硬にやつておるということをかたく信じておつたからであります。なぜかといいますと、前回の国会の際に非常にやかましくわれ〳〵も主張し、政府も大いにふんどしを締め直してアメリカと交渉する、こういうことを言つておられましたので、その線で行つておるものとばかり思つておりました。しかし先ほど来安藤国務大臣の答弁を聞いたり、あるいはアジア局長のお話を聞いたりしておりますと、どうもふに落ちない点がある。ふに落ちない点はどういう点かといいますと、賠償の金額について今はつきり言えないということを言つております。それはよくわかります。幾ら要求しておるということをはつきりここで言明することは、外交上うまくない点があろうかと思います。けれどもその心構えがはつきりしてない。政府が少しふんどしが締まつてないのじやないかというような気がする。それはなぜかといいますと、私ども先ごろの新聞を見ておりまして、八十万ドルの直接被害の賠償だけはしようというようなことをアメリカが言つておるということを新聞が報じておりました。それを見たときに、これはとんでもない、八十万ドルといいますとわずかに二億八千八百万円であります。実際の被害はどのくらいあるかといいますと、私の勘でありますけれども、大体十五、六億円の損害になると思う。それに対してわずか二億か三億円の賠償でもつて、このくらいでがまんしろといつてお賽銭のようなものをちよつとわけてもらつて、ごもつともですというようなことで引下るようなことがあつては、絶対に納得できないのであります。八十万ドルなら八十万ドル、けつこうであります。けれども正しい損害の計算の基礎の上に立つた八十万ドルであるかどうか、私どもは直接被害でもおそらくその倍以上の被害があると思つておる。百四十数隻の漁船が直接の被害を受けておる。いわんや間接の被害までに及びますと、どうしても十四、五億円の損害になつておる、こう思つておるわけです。そこで政府が今最後の段階まで来ておるといいますけれども、その十四、五億円の損害があるということで強硬にそれをつつばねておるのかどうか、何だか向うでくれるものをありがたくちようだいするような、そういう感じを受けるわけであります。これは日本の国民としては絶対に納得できないのであります。われ〳〵はアメリカに対して何も無理を言う考えはないのであります。重ねて申し上げたいのですけれども、われ〳〵は自由党の党員であつても、親米政党であります。親米政党は何かというと、アメリカの言うなりになるという政党ではないのであります。アメリカに対して正しい主張をする、そしてしかもアメリカはその正しい主張を尊重してくれる、対等の資格においてわれ〳〵はアメリカと交際して行く、こういう立場が親米政党であります。それを間違えて、ただアメリカの言うなりになつて、唯々諾々としておるというような、そういう考えで政府が折衝しておつたならば、これは大間違いであります。われ〳〵こそアメリカに対して強い主張ができる政党である。われ〳〵の政府こそ正しい要求をアメリカに対してしなければならぬわけです。それをもしわれ〳〵がしなかつたならば、おそらく国民からことごとく離反され、国民の信頼をことごとく失うであろう、それを私はおそれるのであります。八十万ドルというような数字が出たが参議院の委員会におきまして大臣は、八十万ドルという数字は知らない、こういうことを言つておるわけです。知つておつても知らなくてもそれはけつこうでありますけれども、われ〳〵の考えでは八十万ドル程度ではとうてい満足ができない。これを政府は頭の中にしつかり入れて置いていただきたい。

そこで今どういう交渉をしておる

か。先ほどの中川局長の説明によりますと、間接被害については国際慣例もあるし、なか〳〵いろ〳〵な事情があつて、賠償は困難だということを言つておられるので、幾らかつけてもらいたいということを言つておる、こういうような説明であります。これはとんでもないことです。間接損害でもあの水爆のために生じた損害であります。ほかには何の理由もないのです。その間接損害のよつて来る理由がはつきりしない場合には算定困難だということが言えるかもしれませんけれども、あの水爆以外には原因はないのでありまして、こういう場合には水爆の直接被害だと言うことができると私は思う。ほかに何も理由がない。魚価が半分になつてしまつた、これは水爆以外に何か理由がありますか、何もないでしよう。これを知らぬ顔するということはとんでもない間違いだと思います。こんなことは国際慣例にはないのです。外務省の諸君は口を開けば国際慣例とかなんとか言いますけれども、水爆の被害というものについては国際慣例はないのであります、新しい事態なのであります。しかも今回のいろ〳〵な損害というものは、水爆以外には原因は何もない、直接被害であります。ですから間接被害は今まで国際慣例でもつてなか〳〵賠償がとれなかつたというようなことは、これはわれ〳〵納得できない。どうしても現実に被害が起きたものに対して、全部補償してもらわなければ国民は承知できないであろうと私は思います。その点についてはつきり外務当局の御答弁を願いたいと思うわけであります。

○中川説明員　今回の原爆被害補償の交渉につきましては、日本側としては日本側の考えを十分先方に伝えまして、日本側が考えておるビキニによるところの損害というものは、全部これを先方に提示してあるわけであります。これは要するに日本側の考え方であります。アメリカ側にはアメリカ側としてのやはり解釈と申しますか、あるいはアメリカの国内、国際等に対する政府の立場というものがあり、アメリカとしては日本側の考え通りに行かない立場にある模様であります。従つて双方の政府の考え方が違つたままに置いておけば、結局この補償問題はいつまでたつても片づかない。これを片づけようとすれば、ある程度の歩み寄りと申しますか、妥協と申しますか、そういうことが必要になるわけであります。従つて決して日本側がアメリカの考え方をうのみにしておるという事実はないのでありまして、アメリカ側の考え方をうのみにしておれば、損害補償問題はすでに三箇月も四箇月も前に片づいておるわけであります。それがうのみにしていないためにこうまで長引いておるのであります。しかしながら、これをそれではいつまでも延引させておいていいかどうかという問題になりますと、これはやはりある時期には片づけるべきじやないかと考えておる次第であります。そこに交渉のむずかしさがあるわけでありますが、できるだけ早くこれを何とか日本側としてもある程度満足できるような形で片づけたい、というのがただいま政府として考えておるところであります。

○遠藤委員　今の御答弁の中で、やはりまだふに落ちない点があります。アメリカと日本とに意見の合わない点が出て来るということでありますけれども、この問題は意見の問題じやないと私は思う。かつおならかつお、まぐろならまぐろの船が帰つて来て、その魚価が半分になつた。半分になつたという事実があればその損害を補償するということは当然であります。それが半分なりや三分の二なりやという点については、事実の認定の問題で議論が起ることもありましよう。それははつきりした調査によつてきめて行くものであると私は思う。少くも三分の一の魚価になつた、あるいは三分の二の魚価になつたのだという事実が認められる限りにおいては、その損害を賠償するのは当然だと私は思うのです。三分の一なりや三分の二なりやというその事実の認定についての意見の相違は認めます。これは十分調査しなければならぬ。その調査の正確な資料を出す責任は日本政府にあると思うのであります。けれども魚価が下つたという事実をアメリカも認めておる以上、ほかに理由がなくて、水爆による理由のために魚価が下つたというなら、その賠償をすることは当然だと思う。それを賠償しないというアメリカの理由がわからない。なぜアメリカはやつた水爆実験のために魚価が三割下つたという事実を認めておつて、それを賠償することができないというアメリカの理由をわれわれは納得することができないのであります。その点についてどういう議論をしておられるか、もう一度伺いたいと思います。

○中川説明員　アメリカ側が直接損害、間接損害というものを観念的に区別するのは、つまり今度の原爆実験ということのみが唯一の原因として損害が起きた、たとえば原爆の実験の結果灰が福龍丸の上に降つて、福龍丸の船体が汚染されたり、あるいは船員の人たちが傷害を受けられた、こういうものは全部直接の損害であります。これに対しては、先方も主義上は補償するということに異存はないようであります。しかし原爆の実験のみが唯一の排他的理由ではない。それはもちろん関係があるというか、それが原因ではありましようが、それ以外の要素が入つたために損害が起きた。つまり内地におきまして魚の値が下つたということは、原爆実験が原因ではありますが、原爆の実験の結果、魚が汚染された、その魚は危険である、それを食えば人間の衛生上害があるというようなことが日本の一般に広がりまして、そのゆえに魚を食う者がなくなつた。たとい政府の検査を経た魚であつても、これを食う人がいなくなつた、あるいは少くなつたことが魚の値が下つた理由であります。それらについては、相当内地におけるいろ〳〵な報道ぶりあるいはそういう心理状況というものが入つて来ておる。これはいわゆる原爆実験を唯一の原因とする被害ではない、それ以外の要素が入つて来ておる、こういうものについては国際慣例あるいは国際法上の判例その他から見て補償するわけには行かないというのがアメリカ側の態度であります。しかしそうだからといつて、原爆がなかつたならばそういうような損害はなかつたであろうということを日本側は主張しておるわけでありますので、それらについては双方の見解が一致しない点があるわけであります。そこが日米間の見解の相違が出て来る原因になつております。

○遠藤委員　今のアメリカの言い分を聞いておると、まるで三百代言のような意見であります。あたかも日本人が非常に臆病で、人体に何でもないものをみんな恐れてしまつて食わなかつたからお前の方の責任だ。まるでばかにするのもいいかげんにしたらいいじやないかと思う。原爆以外に魚の値段が下つたという原因はないのです。その魚の値段が何パーセント下つたかについては、現実の事情をよく調べてきめるがよろしい。けれどもあの値下りの原因というものは原爆以外にはないのです。そのほかに理由があるなんと言われて、そうですかといつてひつ込んでおるような日本政府ではまことに心細く思う。まるでおとなと子供の交渉みたいな感じがします。そんなことでアメリカが納得をするような外交交渉なんかやめてもらいたい。もう少しふんどしを締めたらどうですか。そのことを国民全部が知れば、国民はおそらくがつかりしてしまうだろうと思う。そんなことでアメリカに言いくるめられるような、そんな日本政府では実に心細い限りだ。もう少ししつかりしてやつていただきたい。そのことを申し上げておきたいと思います。

なお私は、七月二十一日の参議院の委員会で安藤国務大臣が答えたことで、一つ気になることがあります。水爆実験に際し、予告するよう政府は米国に交渉する意思があるかというだれか参議院の委員が質問したことに対して、交渉するつもりであるというふうに言つております。これはまたとんでもないことであります。この前の国会

にあれほど問題になつて、政府の方でも、これは予告するように交渉するとはつきり言つておつて、まだ交渉しないで、交渉するつもりであるというようなばかなことを言つておるのかと思つて、私は憤慨にたえないのである。政府は四箇月も何をしておつたのですか。一番国民が関心を持つており、あらかじめ予告しろと言うのはあたりまえのことなんです。予告がないために、非常に大きな損害を受けておるので、予告をしろ、しかも公海でやることを予告しろということが言えないわけはない。またアメリカとしてもそれを予告できないという主張ができると私は思いません。国際正義が許さないのであります。こういうことをなぜぼやぼやしておつて、これから交渉するつもりであるというような安藤国務大臣の答弁になつたのか、その事情を私はお伺いしたい。これはひとつ外務当局にお伺いしたいと思います。

○中川説明員　先般ビキニの被害が起きました際に、さつそく政府は、今後の措置としてアメリカ側に、原爆実験についてはあらかじめ日本側に周知徹底せしめるということを、その他の事項と同時にこれを要望しておるのであります。

なお今後の実験等に際して、どのような安全保障措置をとるかということにつきましては、アメリカ側としては、少くとも今年中は、つまり十二月末日までは、実験を行わないということを声明しておりますので、これについては万全の措置を要望すべく目下研究中でありますが、これは要するに原爆実験による被害というものが、はたしてわれ〳〵が知つておる限度だけであるかどうか、これらが正直のところまだわからない点があるわけでありまして、ことに海水の汚染であるとか、あるいは魚の汚染の限度であるとか、さようなことを、幸い今回俊鶻丸の派遣がありまして、その結果相当の資料が集まりまして、またいろ〳〵学術的な研究も近くすることになつておりますので、さような結果を見まして、万全の措置をとるようにアメリカ側に通告したい、アメリカ側と交渉したい、かように考えて、目下準備いたしております。

○遠藤委員　もう一つ、原爆の予告の問題ですが、私は国際正義の上からいいましても、日本の要求は正しいと思います。ですからこれはアメリカがむちやをいつても、絶対にひつ込まないようにしていただきたい。日本の漁民が安心して漁業に出られるように、これだけは最後の生命線だというふうに考えて、強くやつていただきたいと思います。なお原爆の問題については、海上保安庁なり水産庁なり非常に苦心をしておられて、そうして政府としてはいろ〳〵やつておつてくださることをわれ〳〵は感謝をしております。感謝をしておりますけれども、政府全体として、もう少しふんどしをしめ直して、アメリカに対してむやみに遠慮しないで、言うべきことはきちつと言つて、アメリカに対して正しいことをちやんと通すような、そういう政府であつていただくように特にお願いして、私の質問を終ります。

○松田(鐵)委員　アジア局長もおられるから、非常に好都合だと思います。よく国会の意見というものを真剣に聞いていただきたい、こう思います。

実は八月七日の毎日新聞の夕刊のトツプ記事として、「ソ連、北洋漁業で操業、日本に新提案、英の漁業権で英の業者間で検討」、こういう見出しになつて非常におもしろい記事が載つておるのであります。多分読まれたことだろうと思いますが、まずこれを朗読しますと、「ロンドンと東京の水産業者は目下英国の漁業権のもとで日本の漁船が北洋漁業に従事するというソ連の提案を検討している。ソ連側の提案とは日本の漁船は英ソ漁業協定によつて北洋漁業権をもつ英国の会社の旗を掲げて千島、カムチヤツカ、オホーツク、ベーリング海におけるサケ、カニ漁場での操業を回復すべきだというのである。日本政府はこれらの地域における漁業権回復についてソ連に何回も正式要請を行つたが、これに対しソ連はいまなお日本と戦争状態にあるという理由から拒否してきたものである。今回の新提案は東京駐在の非公式のソ連貿易代表アンドレイ・ドミニツキー氏から行われたものでこの案は米国の反対で日本政府の正式の承認をうることがむずかしいという懸念はあるにせよ、漁場を切望している日本にソ連側が大幅に歩み寄りの態度を示したものといえよう。ソ連のこの提案についてモスクワ訪問の途中、現在ストツクホルム滞在中の福永一臣前衆議院水産委員長がモスクワで話合いを行うものとみられるが、一方英国業者の代表もこの話合いに加わるため空路入ソの旅券査証を申請して、現在ロンドンで待機中である。一九三八年には日本の漁業は二百五十万箱のサケ、七十万箱のカニを輸出した。ところが戦後はもつとも大切な千島への日本漁船の入漁は禁止され、昔のカン詰工船はすべてソ連の手中に帰してしまつたので、ことしのサケの漁獲高はわずか二十五万箱、カニは六万箱と見積られ、北海道の漁夫は大量失業の憂目をみ、また毎週のように日本漁船がソ連の巡視船に捕獲されているのが現状である。日本の実業家のうちこの案を支持する人々は、これによつて日本の経済的復興を促進し、次年度には北方漁業では完全雇用が回復されるだろうと述べており、また英ソ漁業協定によつて日本の行う北洋漁業にも領海三マイルが適用されるだろうと期待している。一方、日本政府当局はこの案に懸念を示しており、これはソ連および中共との正常貿易再開に対する日本人一般の支持を高め、また日本に対する米国の経済的支配を弱めさせようとする全般的なソ連提案の一部であり、ソ連がどんな譲歩を行うにせよ、与えた好意と引換えに要求を持出すのではないかと心配している。したがつてこの間の事情が明らかになるまで、日本政府当局はごく冷淡な態度をとるものとみられる」。こういうような記事が載つておるのであります。――ちよつと速記をとめさせてください。

○田口委員長　速記をやめてください。

〔速記中止〕

○田口委員長　速記を始めてください。

暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

――◆――

午後四時十三分開議

○田口委員長　休憩前に引続き会議を開きます。

外務大臣及び農林大臣に対する質疑を許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員　まず農林大臣にお尋ねしたいと思いますが、昨年の秋李承晩ラインで漁船の大量拿捕がありましてより以来、引続きビキニの水爆問題が起り、同時に北洋漁業におきましても、また多くの拿捕船を見ております。なお中共等におきましても、理由不明の拿捕が相次いでおるように承つております。こうした日本の水産行政一般に対する重大問題に対して、農林大臣の今後の対策あるいは施策の一般をお聞きいたしたいと思います。

○保利国務大臣　私が御説明申し上げるまでもなく、日本海をめぐる沿岸の状況は、日本の漁業にとりましてきわめて重要な地域であるにかかわらず、たとえば李承晩ラインのごとき、あるいは表現が悪いかもしれませんけれども、公海の不法占拠を行われているというような実情じやないかと思います。実際問題としまして、これは国と国との力の問題にもなつて来るのだろうと思わざるを得ない面もあるように思いますが、それにいたしましても、私どもとしましては、たといそこに解決の小さい糸口でも発見できますならば、その糸口をとらえて改善をはかり、そして日本の漁業の安全操業をはかつて参るというところに努力を惜しんではならぬ、また努力を払うべきであるという考えで今日まで至つておりますけれども、遺憾ながらたとえば現在の李承晩ラインの問題にいたしましても、少しもこれが改善の方途を見出し得ないでおる。これは結局日韓間の親善友好の関係がすみやかに樹立されることなしに、そういう点だけ抜き出して解決することはできないような事

情になつておるのじやないかと、私は判断をいたしておわけであります。従いまして公海といえども、とにかく日本の領土の外に行つて漁業を営むのでございますから、少くとも関係国との了解点を見出して、安全な操業がはかれるようにするということで、私は決して責任をどうこうと言うのではございませんけれども、国といたしましては、外交的に尽せる手段を一生懸命尽していただくということ以外にないと、私は言わざるを得ないと思うのであります。

○淡谷委員　外交問題が非常にこの問題の解決のためには重要な要因となつておることはもちろんでございますが、その点につきまして、これまで外務省との間に、何らかのお話合いがございましたかどうか。その点も重ねてお聞きしたいと思います。

○保利国務大臣　これは絶えず外務省とは水産庁が緊密な連絡をとつて善処いたして来ておるわけでございますから、その点につきましては、私どもとして努力の欠くるところはなかつたと考えております。

○淡谷委員　現在の日本の国力が弱いのでやむを得ない面もあるといつたようなお話もありましたが、国力というのは、再軍備しないからという意味でございましようか。同時に再軍備をしない限りは、こうした公海における日本の漁業権さえ蹂躙されてもやむなしといつたような投げやり的な気持でいらつしやるのか。その点も重ねてお聞きいたしたいと思います。

○保利国務大臣　たいへんむずかしい問題のようでございますけれども、たとえば李承晩ラインの問題にいたしましても、われ〳〵の国の建て方、憲法は、諸国民の公正に信頼して独立をはかつて行くという大きなうたい方になつておる。それは李承晩ラインのごときあいうふうな、いわば公海の不法占拠を行うというようなことは、世界の諸国民の間で行われることではないという前提の上だと思います。しかし現実はやはり不法占拠というような形において、日本の漁船が一隻も入つて行けない状態になつております。それではなぜそれが打開できないのか。百方手を尽しましても、それが改善されない。不法占拠というのは実力でやられておる問題であつて、それを打破つて漁業を営むという力が日本にはない、こう申し上げざるを得ない。それが再軍備につながるかつながらぬかはまた別個の問題だと私は思います。

○淡谷委員　外務大臣にお尋ねしたいのであります。昨年の秋以来たび〳〵本委員会で大臣には御質問申し上げておりますが、李承晩ラインの問題の解決も、今のようにどうということなしに打ち過ぎております。竹島等の問題もいまだほとんど解決されておりません。ビキニの問題につきましても、今日午前に安藤国務大臣との質疑応答の間に明らかにされたところによりますと、アメリカが日本に対する支払いの額として示しました八十万ドルと、日本の要求との間にはかなり大きな開きがあり、補償の面でも十分ではなし、また今後のあの漁区の確保についても何らはつきりした施策が行われていない。中共のごときはほとんど拿捕船に対する交渉も行われていないというふうに聞いております。また北洋漁業の拿捕船の問題、ソ連との漁区その他の話合いにつきましても、ほとんど外交上の措置がとられていないという印象を受けるわけでございますが、こういう点につきまして、大臣の昨年以来おとりになりました外交的ないろいろな処置を、具体的に詳しく御説明を願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　韓国につきましてもいろ〳〵の方向で話をしております。しかしわれ〳〵は、こういう問題について武力を使つて解決するという考えはごうもありませんから、従つて手ぬるいことは手ぬるいと言われてもやむを得ない。しかしこれは交渉によつて相手方の反省を促し、理解を促して円満な解決に持つて行こうというのですから、時間がかかります。現にいろいろ努力をいたしております。

中共やソ連につきましては、これは国交が回復しておりませんのみならず、朝鮮ならば、たとえばここに公使が来ておりますが、しかし中共やソ連とは全然そういう関係もありませんから、これは話合いをしようとすれば、第三国を通ずるとか、あるいはその他の国際的な機関を通ずるほかには、間歇的に偶然に行つたような人の努力にまつ以外に方法がありません。そういう点では機会をとらえてはいろ〳〵やつておりますが、これまた解決にはなかなか至つていない。但し中共の方は御承知のように、時たまは漁夫等を返して来るということはあります。またソ連の方も、最近はいろ〳〵遭難した漁夫を返して来るということもありますけれども、全般的に交渉というべき形のものは外務省としてはとつておりませんが、アメリカ側との間は話合いをいまだに進めております。

○淡谷委員　アメリカとソ連、中共との間の交渉がおのずから異なることは十分了解できますが、聞くところによりますと、中共あるいはソ連からは、何かこうした問題についていろ〳〵話合いをしたい、円満なる漁区の解放などもしたいという希望を持つて、再々こつち側にも働きかけがあるようでございますが、常にこの障害をなしておるのは外務省の態度であります。旅券の確保については常に混乱を生じ、各党の議員がソ連に入り、あるいは中共に入る場合でも、旅券なしにもぐり込んでおるような形がかなり多いように思つております。こういう問題に対して、中共並びにソ連と積極的に外務省として友好関係を回復するような御意思があるかないか、お伺いいたしたいと思います。

○岡崎国務大臣　ソ連につきましては、サンフランシスコ条約を承認すればいつでも国交は回復できます。

○淡谷委員　中共に関してはどうでございますか。

○岡崎国務大臣　中共に関しましては、ただいま国民政府を承認いたしておりますから、この関係は一層複雑になります。

○淡谷委員　そういたしますと、ソ連及び中共との間に行われる漁業その他の話合いは、当分不可能であるという判定をお下しになりますか。

○岡崎国務大臣　これは水産委員会でも決議されたので、一名の前委員長が行つておるわけであります。その結果を見なければわかりませんが、水産委員会の希望もありましたので、ソ連行きの旅券を出して今行つてもらつておるわけであります。

○淡谷委員　そういたしますと、今行つております稲永さんの帰国を待つて、その結果によつては何らかの処置をとるというふうな含みがあるものと理解してかまわないでしようか。

○岡崎国務大臣　これは帰つてみないとわかりません。措置をとることになるかどうかということについては……。要するに結果を待とうと思つております。

○淡谷委員　ビキニの補償問題につきましては、先ほど私質問したのに対してお答えを願つておりません。日本側の要求とアメリカ側のこれに対する補償の仕方との間に大きな開きがあり、まだ全然解決していない。一方これによつて被害を受けました漁民がたいへんな迷惑を感じておるということであります。大臣のお見込みでは、いつごろ大体これが解決づくのか、その点もはつきりお答えを願いたいと思います。

○岡崎国務大臣　これはやはり相手のあることですから、いつごろということはちよつと私には言いかねますが、できるだけ早く解決したいと思います。

○淡谷委員　保利農林大臣に最後に一言御質問申し上げたいのです。ただいまお聞きの通りのような形で、外務省としては、ほとんどこの問題の解決の見通しがつかぬという結論が出たと思つても私はしかたがないと思います。こういう外務省の態度に対して、農林大臣は、日本の漁業が今後その操業を続けその資源開発に尽すことができるかどうか、ざつくばらんにお答えを願いたいと思います。

○保利国務大臣　これは私ども水産行

政に携わつておるものといたしますれば、四海波静かに、どこに行つても安心して操業のできるという状態が現出することが最も望ましい、そういうところに私ども努力して行かなければならぬことは当然だと考えております。しかし現実の問題といたしましては、淡谷さんがあげられましたように、なかなかそういうふうに行かない。それでは行かないからといつて、漁業が衰微して行くようなことを手をつかねておるわけにはむろん参らぬわけです。従いまして操業のできる限りのところに力を尽しつつ、そういう障壁のあるところは、淡谷さんの御判断では打開の見込みがないというような御結論でございますけれども、私は、それはなるほどきようあすですべてが解決するとは思いませんけれども、日本国民に真実そういう悲願があるならば、これは達成されることを疑いません。そういうために、とにかくたとい一筋の解決の道をとらえましても、そういう状態をつくり出すように努力して行きたいと考えております。外務省もその点には非常な苦心を払つていただいておるわけですから、私は淡谷さんの御結論のようには考えておりません。

○田口委員長　遠藤三郎君。

○遠藤委員　私は午前中からビキニの例の水爆の被害問題について安藤国務大臣に尋ねようと思いましたところが、時間の都合で帰られ、事務当局にいろ〳〵尋ねてみましたけれども、はなはだ答弁が不満足で、両大臣からこの際はつきり伺つておきたいことがあるわけでございます。その一つは、先般の新聞の伝えるところによりますと、アメリカは八十万ドルの補償をする、しかもそれは直接損害に限る、間接の損害については国際慣例もあり、その他推定困難なる事情もあつて、間接損害は補償しない、こういう趣旨のことが新聞に書いてありましたが、八十万ドルをとにかく補償しましようということはアメリカが正式に言つて来たものであるかどうか、その点をまず外務大臣にお尋ねしたいと思います。

○岡崎国務大臣　アメリカ側としては、日本側もそうですが、今まで正式の会議ということでやつておりません。常にひざつき合せていろ〳〵事情を説明し話合いをしております。これは日本でやつておるばかりでなく、ワシントンでも同様のことをやつております。従つて正式とか非公式とかいうようなむずかしいことはないのであります。今までのところ、これだけしか払わぬとかこれだけでおしまいだとかいうような最後的な話合いは何もありません。ただいろ〳〵被害の算定の中で、これは国際法上認められておる被害であるとか、これはちよつとむずかしいじやないかというような議論はたくさんあります。そういうものを推定するとどのくらいになるかはまあ想像はつくわけです。まだそういう意味の話合いの段階であつて、正式に幾ら幾らを持つて来たというところには行つておりません。

○遠藤委員　そこで私はお伺いしたいのでありますが、このビキニ被害の賠償については、まず損害額の測定をしなければなりません。そこで損害額についていは、ごく間接々々の被害まで計算をして参りますと二百五十億円にも上つております。この二百五十億円をただちに要求してほしいということはありません。しかし直接及び準直接——直接に準ずるような、原爆のために起きた損害だとかいうことがきわめて直接的にわかるような損害だけでも、二十億円以上越えておるわけです。そこでもしかりに八十万ドルといいますと約三億円がそこらでありますが、そういうことになりますとあまりに開きが大きい。これは日本政府はお抜かりなく交渉しておると思いますけれども、一体どの程度を要求しておられるか、この八十万ドルという数字を新聞なりその他なりで聞いてみて、これは非常にびつくりしたというような数字であるか、それともこれはやむを得ないというような数字であるか、その辺の感想を政府に伺つておきたいと思います。

○岡崎国務大臣　私どもの立場からいいますとまだ交渉中であつて、それをびつくりして非常に少いということを言えば別に交渉にはさしつかえないかもしれませんが、適当であるとかいうようなことになれば交渉にはなりません。私どもから言うと、これがどういう意味を持つかということは、こういう委員会で申し上げることは差控えたいと思います。ただ申し上げておきたいのは、これは今まではこういう事例がありませんから、特別の新しい例になるわけでありますが、ただ国が過失もしくは故意によつて他国に損害を与えたという事例は、過去において何千何百とあるわけです。それに対して一国が他国に補償したという例もたくさんあるわけです。しかし大体国際法の本に載つておるような例だとか、あるいは国際司法裁判所の判決例であるとかいうようなものを抜きとりますれば、その補償が直接の損害に限られておるということは、もう私から申しても言えることだと思つております。たとえばこれは国際裁判所の一つの判決例でありますが、一国の軍艦が他国の船を公海でもつてつかまえた、これはその国の敵国に対する石炭を供給するという疑いのもとにつかまえた、で石炭を取上げてしまつた、しかし公海で長くその船をとめておいて、それの行先でなくて逆に出て来た港へ追い返してしまつたというような事例がある。そうするとその船の方から見ると、公海で長くつかまつておつたという損害がある。それから元へもどらなければならないという費用が非常にかかる。また輸送すべき荷物を輸送できなかつたというような、いろ〳〵な被害が、直接と言えぬかもしれぬけれども、あるわけです。しかし国際司法裁判所の判決例によりますと、そのときは加害国はその取上げた石炭の代金を支払うべし、これは直接被害である、あとの問題は、これは直接とは言えぬという判決例があつて、これは一つの国際法の先例になつておる。従つて直接、間接という議論はいろ〳〵ありましようが、どこまで直接か、どこまで間接か。またアメリカ側として一々その内容を特につかまえて、これは直接だとか、これは間接だとかいう非常にむずかしいところまではじくりまわすということはいたしておりません。しかし大体従来の例によつて直接か間接かという、大きな区別はつくわけです。それをこまかいところまでつつつきまわして、これはいかぬとか、あれはいかぬとかいうことは言わぬにしても、大きな目で見て、これは直接でこれは間接だという大体の筋はつくわけであります。アメリカ側の言つておるのもそういう意味の直接、間接であります。従つてまたそれについてわれ〳〵の方から要求したいろ〳〵な資料がありますが、これは計算の基礎としてはいろいろ要求をしておるけれども、いざ補償がきまつて日本に渡した場合には、今度は配分においては何にも計算の基礎通りにやらなくても、日本政府が適当に考えたところを配分してくれてさしつかえないという意味であつて、要するに損害の性質を非常に厳重に取調べるというようなことは、先方でもなるべく避けたい、日本政府の言うことを信頼して直接損害であるという範疇に入つておれば、これは向うにも議会がありますから、そう何でもかんでもということにはいかぬかもしれぬけれども、できるだけ直接被害と言われるものには、特に国際慣例上おかしくない限りは、そのまま日本政府の言うことを受取ろうじやないか。そして日本政府に、配分はその計算の基礎と違つてもいたし方ないという態度で来ておるわけであります。で今その額等についていろ〳〵相談をしておるという段階であります。

○遠藤委員　今の外務大臣の説明ではふに落ちない点があるわけであります。私どもは、あのビキニの灰をかぶつて非常な被害を受けた直接の船の損害を賠償してもらうことは当然だと思う。これはもう問題にならない問題だと私どもは思うのです。問題は、あの原爆が実験されたがために、日本のかつお、まぐろの魚価が急激に下つた。あの実験のあつたあとその船が帰つて来た、その翌日の魚市場のかつお、ま

ぐろの相場というものは三分の一になつてしまつた、これはもう明らかに原爆の影響なのであります。ほかに何も影響はないのであります。原爆の直接被害だというふうに私どもは考えている。そのほかに何か理由があると言うならばお伺いしたいわけです。何もないと私どもは思うわけです。そういうものをアメリカでは直接の被害と考えておるか、間接の被害と考えておるか。また政府としては、それを直接の被害と考えて交渉しておられるか、間接の被害と考えて交渉しておられるか。その点をお伺いしたいと思うのです。

○岡崎国務大臣　アメリカ側がただいま交渉の相手でありますから、これをどういうふうに見ておるかということは差控えたいと思いますが、前の御説明でわかるように、何も特に直接の被害、間接の被害という――大きなめどは別として、こまかい所までアメリカ側がせんさくしようといたしておらないのは今申した通りであります。しかしもう一つお考え願いたいのは、今申した公海において船がつかまつて石炭を取上げられた。そのときに船が公海に何日か置かれたということ、それからもとの港に追い返されたということ、輸送ができなくなつたために輸送賃がとれなくなつたということ、これなどもやはり軍艦がその船を公海でつかまえたから起つた損害であることは、これはもうほかに何も原因はないのであります。しかし国際司法裁判所の先例によりますれば、その際の直接被害というものは、これは国際法的に見た直接の被害でありましようが、それは石炭の代を支払うべしという判決例があるのでありますから、この点はやはりひとつお考えを願わなければならぬ点だろうと思います。

○遠藤委員　今の石炭船の例もありますけれども、私どもはその石炭船の例と問題はまるで違うと思う。原爆の場合は、原爆という事実があつて、その直接の被害が魚価が下つておるわけなんですから、これはもう少しがんばつていただいて、慣例々々なんということを言つておらないで、事実を事実として証明していただきたい。そうして願わくば新しい慣例をつくつておく必要があるんじやないか。今度の原爆の被害によつて漁村が非常にさんたんたる窮状にあつておる。漁民が非常な窮乏な状態に追い込まれておるわけであります。それは何かといえば原爆の実験があつたがために魚価が暴落しておるわけです。ほかには何も原因がないのであります。それを間接の被害だとかなんとかいつてアメリカが口実を設けて賠償しないというような態度をとるならば、われ〳〵はどうしても納得ができない。おそらく日本の全国民が納得できないだろうと思う。これは日本の国民の常識から許さないのであります。私どもはそう思います。でありますから、総額が幾らになつたならば、それをまた分配するのは政府の責任だと言いますけれども、私はそれは違うと思う。正しい被害に対してこれだけよこせといつて要求することが正当の筋だと思うのであります。何でもいいから、包みでもつて幾らでもいいからアメリカ出してくれというのは筋違いで、理由のないものをわれ〳〵はもらうわけには行かないのであります。原爆のために損害を受けたというはつきりした理由があつて、その損害をもらえばいいのであります。それ以外のものをもらう必要はないのであります。それだけはアメリカに対して主張ができると思う。私どもは外務大臣も御承知の通り、自由党であります。アメリカに対する親米政党でありますす。親米の政党であればこそ、われわれは正しい主張をアメリカに対して強く言う資格があると思うのであります。それをアメリカが言を左右にして、そういう損害までも補償しないという態度に対しては、絶対に承認することができない。国民もおそらく納得できないと思う。今政府の交渉が非常になまぬるいといつて、国民は手に汗を握つて見ておるわけであります。ひとつもう少し強硬にやつていただきたいと思うんです。

そこで私はお伺いしたいのでありますけれども、われ〳〵は少くもかつお、まぐろ関係だけでも十九億ないし二十億の損害があるということをはつきり出しております。その損害は政府の方ではどう見ておるか知りませんけれども、もしその損害が多過ぎるというならば、政府で直接査定をしたらいいと思います。けれども私どもは、良心的に見て二十億程度の損害があるということをはつきり証明できるわけです。従つて私どもは、今度の賠償はかつお、まぐろに関しても二十億を下るような数字であるならば、どうしても納得ができない。こういうことを申し上げておきたいのでありますけれども、それに対する外務大臣の見解をひとつ伺つておきたいと思います。

○岡崎国務大臣　御説は承りましたが、私の交渉はなか〳〵そこまでは行かないと考えます。

○小高委員　関連して……。直接被害、間接被害の定義につきまして岡崎外務大臣にお尋ねしたいのであります。先ほど遠藤委員からもかなり強く意思表示がありましたように、これはやはり灰をかぶつたために魚価が下つたのだ。これはもう当然直接被害と認めるのであつて、まわりくどく間接被害として考うべきものではない、かように私は考えておるのであります。漁業者が漁船をつくる場合に、おおむね商習慣といたしまして、七割程度は現金で支払いますが、三割程度はつり払いということで、二年か三年にわたりまして、操業しながら造船所に借金を返して行くというのが、魚価が一たびビキニ問題のために下落してしまいまして、収入が激減しましたが、そのとばつちりが造船所に行きまして、造船所に定期的に支払いができない。そのために造船所は今やつぶれかけておるのが、私の目で見ましても何箇所かあるのであります。そういう実例から来ますところのこれを間接被害と見ることは、一応妥当であろうと思うのであります。また運送屋が漁業関係者の荷物を運んだが、値下りのために収入がない、そのために漁業者が運送屋へ運賃が払えなくなつたというような実例はいくらもあるのでありまして、こういうことは間接被害として見てもけつこうと思うのでありますが、その他は全部魚価の下落等は、この突発事故のために急激に下落したのでありますから、全部これを直接被害という考え方でやつていただいていいと思うのでありまするが、これらについて私と考え方の相違がどの程度ございますか、外務大臣の御意見を承りたいのでございます。これらについて先ほどの答弁によりますと、外務大臣は折衝過程にあるということをおつしやるのでありますが、よく過程はわかるのでありますが、要は先方の言い分をどうこちらから説明をして考え方をかえませるか、この熱意の問題ではなかろうかと思うのであります。武力に訴えて解決せよというのでもございませんし、また荒立ててこれを解決せよと要求しておるのでもございません。常識の許す範囲において話が進むものが、比較的ゆるやかに進められていやしないかという気がしてならないのでありますが、これらについてひとつ明快なる御答弁を願いたいのでございます。

○岡崎国務大臣　私の能力が足りないということは別といたしまして、私としてはできるだけ努力をいたしておるつもりであります。決してゆるやかにやつておる考えもないのであります。またアメリカ側でも、早く解決したいという希望をしば〳〵述べております。ただ双方の間の意見にまだ食い違いがありますものですから、日本側としてアメリカにおいては五十数回にわたつて実情を調査しているやに聞いておるのでありまするが、日本のこの被害に対して比較的冷静である、どう考えても冷静すぎるような気がしてならないのであります。それが証拠には、五箇月にもなろうとしておるのでありますが、遅々としてはかどらない。たまにはかどつたかと思うと、八十万ドルなんというきわめて低い数字を提示されておる。こういうことから考えまして、私はまことに遺憾の点を感ずるのでございます。

してもアメリカ側の考え方をそのままのむわけには行かない、アメリカ側としても日本側の要請をそのままのむわけには行かぬということで遅れておる。今後ともできるだけ早く解決するように努力はいたすつもりでおります。

○小高委員　ただいまの御答弁でございますが、一応は了承いたしたいと申し上げたいのでありますが、漁民の思想的にだん〳〵悪化して来ることを私ただいま非常に憂えているのでありまするから、さようなことのないように、特にひとつ敏速に、日本漁民の意思及び関係被害者の意思が、外務大臣の口を通じてアメリカにもつと強く反映いたしますようにお願いしたいのであります。

さらに農林大臣に伺いたいのでありまするが、午前中の当委員会におきまして、一億三千五百万円預金部資金が融資されるということを聞いたのでありまするが、この融資の件でございまするが、政府が大づかみに融資をすると決定いたしましても、いざ貸す窓口はどこであるかというと、これが漁信連なりその他地方の金融機関の窓口を通して貸すということになると、資産がどうだとか、信用がどうだとか、あるいは今までの行きがかりから、これでは物足りないといつて、国でそういう政策を樹立いたしましても、いざ窓口から借りるということになりますと、なかなか思うようにこの金が出ないのであります。こういう特殊なものに対しては、信用とかあるいは担保とかいうものをある程度超越して、政策的に解決すべきものであると私は確信しておるのでございまするが、この点を一点伺いたい。

それからもう一点は、アメリカがある程度の補償をすることは、これは間違いない事実でございましようが、このほかにアメリカの補償では足りない分がむろん生じて来ます。被害者と政府との間に話がつかないで、こんなことで承服できるかという際に、アメリカのみにこの補償を依存しないで、日本政府も、ある程度この補償に対して腹をきめて出してやるというようなお考えを持つていただきませんと、解決しないのではなかろうかと思いまするが、この二点について農林大臣の御意見を伺いたいのであります。

○保利国務大臣　融資の問題は、結局政府で考えておりますのは、ために打撃を受けられた漁業者の方の操業、立ち上りの御援助と申すか、御協力するという意味でございますから、それが実際の業者になか〳〵行かないというお小言はかなりいただいております。その点につきましては事の性質が、ために打撃を受けた漁業者に対して融資をするという目的でございますから、その目的に沿うように、私の方としてはできるだけのくふうをいたしたいと考えておるわけでございます。

なお補償の問題でございますが、先ほどの遠藤さんの御意見も私の方とちつともかわりませんが、ただ私どもは、この損害というものはみんなビキニ水爆実験によつて起つている損害である。直接としいて言えば直接、しいて間接といえば間接、その損害は、私ども国民の立場から国内的に見ますれば、直接も間接も私はないと思う。ただよく言われております直接損害とか間接損害というのは、国際法上あるいは国際慣例上どういうものを直接というか、間接というかというようなことで色わけされておるのじやないかと思うわけでございます。これによつてとにかく国として当然補償しなければならないものは、アメリカから出してもらわなければならない。日本がこれを背負い込むということは実際問題としてできないのじやないか。それは一体どの程度になるものかということは、これはおのずから限度があるわけでございましようし、その点は非常にむずかしいことではございますけれども、それじやこういうものも損害じやないか、こういうものも損害じやないか、これは手当ができないから国で何とかやれ、なか〳〵むずかしい性質のものではなかろうか。できれば私どもとしては、いかなることもできるに越したことはありませんけれども、そこらのところで非常に苦慮いたしておるわけでございます。

○遠藤委員　もう一問だけ。問題は、私は日本政府の腹だと思うのです。参議院の委員会において大臣の説明されたところによりますと、かつお、まぐろの組合から出ておるところの損害とほぼ同程度、またはそれを上まわる程度の要求はしておるということを言つております。そこで金額は今聞こうとは思いませんけれども、その日本政府が要求をしておる金額というものは、アメリカがもし出さなければ日本政府が責任を負つて出さなければならぬものであるということをはつきり腹をきめなければいかぬと思う。その腹がきまつておればアメリカは出さざるを得ないのであります。アメリカが出さなければ損害の補償はできませんというようなその態度では、この交渉は私は必ず不成功に終ると思う。アメリカが出さなくても、日本政府としては責任において出さなければならないのだ、こういう腹をきめることがこの問題を解決する唯一のポイントになると私は思う。その点をはつきり考えて、もしアメリカが二億なり三億なりでもつてかんべんしてくれというようなことであれば、日本政府としては二十億補償しなければならぬのだ、その腹をきめておつていただきたい。それをもつてアメリカに補償させることもできると私は思う。その点について今農林大臣が、日本政府の責任ではあるけれども、アメリカが出してくれなければ補償はできないかもしれないというようなことでありますけれども、それは逆であつて、日本政府はこれだけ払う責任があると思う、確かにこれだけの損害があつたので、それをはつきりして、もしアメリカが出さなければ日本政府の責任において払うのだ、この腹をきめて問題を解決するように進めていただきたいと思うわけであります。この点についての御所見を外務大臣と農林大臣に伺つておきたいと思います。

○保利国務大臣　腹をきめるというが、いろ〳〵交渉の経過においては、私どもも内部的にはいろ〳〵御意見に沿うた、大体同じような主張を繰返して来ております。実際問題のことを私申し上げておるわけであります。それが解決の上に非常に有効であるということになるかどうかは別の問題ですが、ただいまの御意見は十分つつしんで伺います。

○赤路委員　どうも外務大臣の御答弁を聞いておりますと、与党の遠藤君の質問に対しても、木で鼻をくくつたような答弁の仕方のように思いますので、どうも時間は切迫しておりますし、野党側に対する御答弁もさようであろうと思いますが、できるだけひとつ親切にお願いいたします。

まず第一点は、米国の方では、太平洋における水爆実験はやはり継続して将来ともやるんだというようなことを発表しておりますが、外務大臣が四月九日声明いたしましたこれらに対する協力をするというお考え方、これは依然としてかわつていないかどうか、これが第一点であります。特にこれを申し上げますことは、今度のビキニの水爆実験によるところの損害は、単に漁業だけに限つていない、まだ大きく発展して行く可能性が十分あるように私どもは見受けるのであります。そうしたような損害がかりにあつたとしても、それはやむを得ないんだというようなお考えを持つておられるかどうか、この二点をちよつとお伺いしたいと思います。

○岡崎国務大臣　まず遠藤君の質問に木で鼻をくくつたというようなお話でありますが、そんなつもりは全然ありません。もしそういうふうにとられたとすれば、私の言いまわしが悪かつたのですからおわびをいたします。遠藤君の質問に対しては最も敬意を表しております。

アメリカの水爆原爆の実験につきましては、これは国際勢力の関係上、ソ連でやつておる限りにおいては私は協力すべきものだと思います。しかしながらその漁業等に及ぼす損害については、これは補償さるべきものであろう

が、できるだけ協力するというつもりでおります。またこれについていろいろ被害があるかもしれぬ、これは抽象的でどういう被害かよくわかりませんが、まあほかに被害がありとすれば、それに対しても十分なる手当をすることは必要であろうと思います。

○**赤路委員**　大体今まで外務大臣がおつしやつておることと一向かわつていないと思います。従つてこれらに対しては、やはり今の日本の立場としては協力をするんだ、こういうことだと確認いたします。そういたすとしますならば、これらに対する被害に対しては、当然政府としては責任をお持ちになり、その覚悟が十分でき、その対策ができておると思いますが、それはいかがでございましよう。

○**岡崎国務大臣**　それについては俊鶻丸その他科学的に調査をし、どの程度に水が放射能を受けるか、魚が放射能を受けるか、その他人命の危険等はどの程度にあるか、こういう点が科学的にはつきりすることを私は非常に希望しております。その基礎に基いてアメリカ側とも十分話合いをやりたい、こう考えております。

○**赤路委員**　先ほど来遠藤委員からもよく八十万ドルという金額が出ております。参議院の水産委員会における外務大臣の御答弁では、八十万ドルということは言つたのじやないということをおつしやつておりますし、また今の遠藤君の御質問に対しましても、正式にそれらのものはないのだ、ひざを突き合せて話をしたのだ、ただそれだけで八十万ドルという金額の提示はないということをおつしやつておりますが、その通りでございますか。

○**岡崎国務大臣**　その通りです。

○**赤路委員**　けさ方委員会で安藤国務大臣は、実際は八十万ドルと言つて来ておる、こういうふうに確言しております。安藤国務大臣は実際は八十万ドルと言つて来ておると言つておるのに、外務大臣はそれは知らぬというのでは、どうも話は筋が通らぬように思いますが、いかがでございましよう。

○**岡崎国務大臣**　だからそれは、いろいろの個々の数字はあるわけであります。それでその中の直接アメリカが考えるものはこれとこれとこれであるというふうに言うのを合せると、そういうことになるから、私は正式に言つて来たかと言われるから正式に言つて来てない。しかしいろ〳〵のアイテムの中で、アメリカ側ではこれは議会としても認めるであろう、これは議会として認めるであろうというものを合せるとそういう金額になる。だからそれについてこちらも別にまとまつて何十万ドルと言つていなくても、交渉はひざ突き合せてやつておるのですから、向うの考えがどれだけであるということは大体わかる。向うも、アメリカの大使等は、できるだけ日本の希望に合うように、むしろ本国に向つていろ〳〵日本の事情を説明しているようなわけですから、この額でなければ払わぬとか、これできまつておるとかいうことを言つておるわけじやない、そういう趣旨のことを申したのであります。

○**田中委員長**　暫時休憩いたします。

午後五時四分休憩

午後五時六分開議

○**田口委員長**　休憩前に引続き開会いたします。遠藤三郎君。

○**遠藤委員**　本委員会におきまして、本日朝から原水爆の被害補償の問題について論議を重ねて参りましたが、政府の答弁するところまことに不満足な点が多いわけであります。しかもこの原水爆の被害の補償問題は、これは単に水産だけの問題でなく——もちろん水産の点から言いましても重大な問題でありますが、これは国をあげての重大問題であります。この補償問題を国民の納得ができるような線で解決することができなければ、これは国をあげての大きな問題になるのでありまして、私どもはこの原水爆の被害補償問題については、あくまで当初われ〳〵の考えておつた主張を貫かなければならぬと思うわけであります。その意味におきまして、ここに決議案を提案したいと思います。私はその案文の朗読をいたします。

原水爆実験による損害補償に関する件

現在日米間において交渉しつつある原水爆実験に伴う被害の補償については、日米間の友好関係に鑑み、原水爆実験により惹き起されたる損害に関する限り、その直接たると間接たるとを問わず急速に補償されることを要望するものである。

右決議する。

これが第一の決議案であります。なおこの決議案は、単に議長のところへ提示するだけでなくして、これを議長に差上げまして、そうして衆議院の議長の名において、アメリカの下院議長、あるいは上院議長、あるいは大統領等それ〴〵アメリカの責任者にこれを伝達し、わが水産委員会の要望を周知徹底していただいて、この問題解決に一歩前進せしむるように努力していただく、こういうことを前提に考えているものでありまして、その第二の決議案といたしまして、こういう案を提案したいと思います。

原水爆実験の被害補償問題について、本委員会において別紙の通り決議した。

右報告する。

なお、右決議の趣旨をアメリカ合衆国側へ至急伝達することについて可然御取計い願いたい。

こういう形で、水産委員長より衆議院の議長提康次郎殿にあてたこの文書を差上げる、このことをあわせて決議することをひとつお願いしたいと思うわけであります。満堂の御賛成をお願いいたします。

○**田口委員長**　ただいまの遠藤君の発議について御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長**　別に御意見がないようでありますから、お諮りいたします。遠藤君の発議の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長**　御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

昭和二十九年八月十四日印刷　昭和二十九年八月十六日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

参議院水産委員会（第十九回国会）継続会議録第八号

昭和二十九年八月十二日（木曜日）午前十時五十九分開会

委員の異動

八月十日委員曾祢益君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

八月十二日委員平井太郎君、片岡文重君及び森崎隆君辞任につき、その補欠として田中啓一君、田畑金光君及び江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　小林　孝平君
理事　秋山俊一郎君
委員　田中　啓一君
江田　三郎君
田畑　金光君
苫米地義三君

事務局側

常任委員会専門員　岡　尊信君
常任委員会専門員　林　達磨君

説明員

大蔵省理財局地方資金課長　牧野　誠一君
水産庁長官　清井　正君

本日の会議に付した事件

○水産政策に関する調査の件
（ビキニ被爆事件に関する件）

○委員長（小林孝平君）　只今より水産委員会を開会いたします。

本日の議題はビキニ被爆に関する補償の件であります。只今御出席の政府側の関係者は、水産庁長官清井正君、大蔵省理財局地方資金課長牧野誠一君の両君であります。

最初に委員各位に御報告いたしたいことがございます。八月九日の委員会で皆様御承知の通り、政府は国内対策の内容は勿論、生産者等に対する融資の額についても発表の時期に至つていないというような答弁でありましたから、同日の午後三時に私と楠見委員、島村委員の三名で大蔵省に参りまして小笠原大蔵大臣に会見して、ビキニ水爆実験に伴う損害の補償に関し国内対策を速かに決定するよう申入れましたところ、小笠原大蔵大臣は次のように申されました。融資の問題は当初神奈川県、静岡県に対する一億五千万円のほか、神奈川、静岡両県以外の都道府県の分として更に一億五千万円を預金部資金より融資することに八月の六日金曜日に決定いたしまして、大蔵省の事務当局に示してあります。その際事務当局はその一億五千万円を更に減額するわけには行きませんかと私に尋ねましたので、私はこれは事務当局の腕次第だと答弁いたしました。そういうわけでありまして、大蔵省の事務当局と水産庁と目下この問題に関し折衝中であると思います。又六大都市市場の流通部面への融資一億五千万円については二つの条件、即ち第一は利子を必ず期限に支払うこと、第二は融資の金額は期限に必ず返済すること、この二つの条件を農林省が責任を持つて引受けることができれば融資してもよろしいと決定しました。これに対し、私どもから小笠原大蔵大臣に対して、大蔵事務当局は神奈川、静岡両県以外の府県の生産者へも融資の一億五千万円を削減すべく水産庁と折衝しているようで、今日に至つても決定していないが、甚だ遺憾であるからこの際大臣のすでに八月六日に示した一億五千万円を削減するようなことなく、速かに決定するよう事務当局へ指示されたい旨を申入れましたところ、大蔵大臣に了承されました。次に楠見委員から生産者への融資の神奈川、静岡両県分一億五千万円と、両県以外の府県の生産者の分一億五千万円、計三億円では甚だ僅少であるから、これを増額するよう申入れておきました。以上御報告いたします。

なおこれに関連しまして農林、大蔵両当局の御説明をお願いいたします。

○説明員（清井正君）　只今委員長からお話を承わつたのでありますが、私ども大蔵事務当局と十分打合せを今までいたして参つておるのであります。大蔵省のここに来ておられる課長さん、並びに理財局長がその主任として仕事に当つて頂いておるのでありますが、前回の静岡、神奈川に対する預金部資金の融資の問題と同一方法によつて他県にも融資をしたいということについて相談をいたして参つて来ておつたのでありますが、昨日遅くなりまして大体私どもが大蔵省と相談をいたして参りました根本的な方針については、生産者に関する分についてはそれでよろしい、そういうことでやろうじやないかということになつたのであります。金額等の点につきましては、まだ最後決定というよりもむしろこれは各県に貸付をいたしまして、県において操作をするという性質上、県の意向も十分聞く必要がございますし、又県によりましては非常にかつお、まぐろの大型船の数が少いというようなことがありまして、そういう程度のものにまで行くかどうかという問題も実際問題としてもいろ〳〵あろうかと思うのであります。要するに問題を更に具体化いたしまして、それ〴〵具体的な話にいたしまして、更に各県と交渉いたし、関係業者の意見を聞き話を進めました結果、最後的な話をきめるということにいたしたいということになつております。原則的には私どもの考えました方向でやつて行こうじやないかということで事務的には実は話をいたしておるのであります。まあそこで私どもといたしましてはいよ〳〵これは数字は別といたしましてもやり方としては本ぎまりとなつたと思いますので、早速関係の者で只今具体的に案を練りまして、更に一歩進めた具体案を検討いたしておる最中でありまして、近日にも関係当局と具体的な話に入り得るのではないかと考えておるのであります。それからお話がございました流通業者の関係でありますが、これ又いろ〳〵説明をいたしておりますし、大蔵省からもいろ〳〵と質問がありまして、いろいろ資料を提出いたしておりますが、この問題につきましてはなお相談を続けておる最中であります。いずれこの問題につきましても何らかの結論を得たいということで考えております。まだ本日のところはきまつたということは申上げられないのでありまして、なお相談をいたしておるということを申上げておきます。

○委員長（小林孝平君）　大蔵省のほうで何か……。

○説明員（牧野誠一君）　只今の問題になつております水爆の実験の被害に伴いましていろ〳〵政府から融資をする問題でございます。これは言うまでもないことでございますが、私ども取扱つております資金運用部の資金というもの、これは融資する対象というものが極めて限定されておりまして、公共団体とか、或いは公庫であるとか、公社であるとか、そういうようなものに限られておりますので、漁業者或いは仲買人という人に融資をするという場合にはこれはいろ〳〵方法について間接の、ぐるぐる廻したような方法をとらなくちやならないという問題を生じますので、方法についてもいろ〳〵やりにくい面がございます。それで、而も間に入ります人も直接にはその人に貸すということになります。地方公共団体というものの債務というような形になりますが、その直接に借りる人の意思というものも問題の中に入つて来ると思います。方法についていろ〳〵問題があるわけであります。それで今回の問題につきましては、当初いろい

ろお話がございまして、先ず第一番に静岡と神奈川と、この両県に対しまして事務的に正確な数字を申上げますと、私のほうから、大蔵省の本省から財務局へ静岡県と神奈川県を通して融資しろということを通知いたしました額は一億二千万円でございます。それでなおそれについて水産庁から若干追加して欲しいというお話もございます。それから更に静岡、神奈川以外の都道府県の分について同じような方法について融資をして欲しいというお話が一つと、それから更に六大都市の仲買人、これに対しまして若干の融資をして欲しいというお話がございます。それで只今水産庁長官が申上げました静岡、神奈川以外のその他の都道府県の分につきましてこれは大体こういう方法でこういう額でというようなことで、ただその方法の具体的な細部、或いは金額等につきましては若干計数整理を今いたしております。移動を生ずるかも知れません。こういうことでやろうということで今その作業をいろ〳〵資料を揃えまして続けておるところでございます。それから更に六大都市の仲買人、これに対します分でございます。これについても考え方としては融資をいたしたいということでやっておりますが、これにつきましては何分流通段階でございますので、なか〳〵計数とか、或いはその方法とかいうものがなか〳〵つかみにくくていささかあとの問題につきましては時間を若干とっておるような次第でございます。これにつきましても大体こういう方法で融資をしたらどうかということで今具体的に水産庁、或いはその他の直接資金運用部の金を政府から借ります府県或いは市町村というようなものとも若干話を進めようというようなことで今水産庁とは毎日いろ〳〵数字を突き合せまして作業を進めておる最中でございます。その点御報告申上げます。

○江田三郎君　今の水産庁と大蔵省の話を聞いておりますと、やり方は本ぎまりになつたけれども、数字は別としているというようなことを水産庁のほうから言うし、大蔵省のほうのお話では静岡、神奈川も一億二千万程度、それ以外のところは、及び流通業者のほうは作業中というようなことですが、そうしますと、大蔵大臣が本委員会の委員長なり委員の各位に対して言明されておる静岡、神奈川の一億五千万、それ以外の分一億五千万、この数字とは非常に違つて来るのですか、どうでございますか。

○説明員（清井正君）　この点は実は前からのずつと続きになつておりまして、只今も江田委員がおつしやつておられましたが、初め、一億五千万という枠が初めきまつたのであります。これは今回のこととは関係ないのでありますが、初めこれはいわゆるまぐろの生産業者なり、生産地ということで初め一億五千万という枠がきまつたのであります。併し実際問題といたしましてもこれは御承知の通り静岡とか、神奈川は大部分大きい県であります。その他いろ〳〵県はございますが、二大県なんでありまして、まあそこへ現実には集中いたしたのでありまして、現在一億三千三百万の枠が出ておるのでありますが、ところが私どもといたしましてはこの静岡、神奈川両県の折衝の過程並びに両県に貸しますればやはりその均衡上両県以外のまぐろの生産県にも貸付けざるを得ないということになるのであります。まあそういうような事情からいたしまして、私ども更に他県へ貸付する金額についていろ〳〵相談をいたしまして、専門家にいろいろ計算をさせまして、それで一定の数字を出したわけであります。そこで大蔵省と相談をいたして参つたのであります。初めは御承知の通りの金融の事情であります。いろ〳〵な問題があつたのでありますが、大臣からのお話もございましたし、又先ほど委員長からもお話があつたのでございますが、結局本筋としてはこれは大体私どもが計画いたしましたことでやろうということにきまつたのであります。ただ金額を幾らとかきめますよりは、先ず問題は各県々々との相談になるわけでありますから、具体的に最後に幾ら何県に対して貸付けるという最後的な数字はまだ県においては交渉して見なければわからない、併しこういう金額、こういう算定方法でやろうということについては大蔵省でこういうことでやろうじやないかということで臨時的には話合いがついておるのであります。

○江田三郎君　融資の方法について意見の一致を見たということですが、それは意見の一致は見るだろうと思います。問題は枠が幾らになるかということにかかつて来ると思うのでして、一体あなたがたのほうで今水産庁なり大蔵省の事務当局の間でいろ〳〵資料を基にして検討せられておるというのは、静岡、神奈川以外のものもおよそ大蔵大臣が言明しておられましたところの一億五千万程度というものを目標にしてやつておられるのですか、そういう数字とはかけ離れた数字になつておるのですか、上ですか、下ですか。あなたがた折衝中で、折衝して見なければわからんというけれども、事務当局で作業しておるというのだから、おおよその数字はあると思うのです。それはどうなんです。

○説明員（清井正君）　私どもが折衝いたしております過程におきましていろいろ無論算出の細かい県別の数字は出しておるのであります。従つてそういうふうな算式でそういうふうにやつておることは事務当局で了解をとつておる。併し現実に幾らの枠になるかという数字については検討中で、算出の基礎になる数字については事務当局で話合いがついております。大体大蔵大臣のお話になつた数字に近い数字であります。

○江田三郎君　何かちよつと奥歯に物が挟まつておるようですが、大体事務当局のほうで作業されるということになれば、私は数字というものはほぼきつちりしておると思うのです。まさか借主になるところの地方の府県がおれのほうは余りたくさんはいやだということはないと思うのですが、そういう点は大蔵省のほうは、両県以外のものはおよそ一億五千万程度、大臣の言つた……これはまあ政治的な発言でしようから、それが事務的になれば多少の食い違いがあるとしても、大枠としては、その程度のものは出せる、又出そうとして作業中である、こう了解してよろしいか、大蔵省のほうはどうなんですか。

○説明員（牧野誠一君）　ただ数字はやはり細かい点になりますといろ〳〵な出し方があるわけでございます。それで、大体そういうふうな金額をめどにして、今数字を、静岡、神奈川のほかとバランスがとれるようにということで数字を検討中でございますので、近く成案を得る段階に……これはもう割合近日中に行けると思つておりますが、ただこの一億五千万、これの額を何らかはつきり約束しろとおつしやられると、実は事務屋というものはどうも割合こう数字を固める際に臆病なものでございますから、それを固めてしまわないうちにずばり言つてしまえとおつしやられてもちよつとそこまでは申上げられないのですけれども、大体バランスをとるようにということで、今一生懸命作業しているところなんでございますが、近日中に数字は得られるだろうと思つております。

○江田三郎君　私が今あなたにお尋ねしたのは、およそ大蔵大臣の言明せられておる線と近い数字になるかどうかということをお聞きしておるわけなんです。その程度のことは私はつきりお答えできるのじやないかと思います。どうも近頃私ども、まああなたとは初対面で甚だ失礼ですけれども、私なんかが今まで農林委員会においてこの間も農業の補助金の決定が問題になつて、そういうときに災害の異常発生については農業の補助金を出す、こういうことは農林大臣の言明によると、大蔵大臣と農林大臣は意見が一致しておるのだ、そのあとの作業を事務当局で進めてくれ、こういうことになつておるのだ、こういうのにあなたのほうの原君あたりは委員会へ出席されて、まるでそれとは違つた答弁をされて、一体事務当局というものが政治をやつているのか、大臣というものが何をしているのかわからんじやないか。あなた

のことは私はよく知りませんが、近頃大蔵省の理財局あたりは大変な権威を持つているように思えて、事務の範囲を逸脱しているのじやないかという気が私どもはいたしますので、そこで今大蔵大臣はこういう言明をされた。これははつきり委員長が報告されたのだから私は嘘じやないと思う。そうすると、あとは大よそこの大蔵大臣の言明の線に沿うて事務的に作業が進められるべきものだと思うのです。だから私がお聞きするのは、神奈川、静岡以外の分も大蔵大臣の言われる一億五千万という大枠に近い数字できまるのですかということを聞いているのです。それはやつて見なければわからんと言つても、もう作業を進めておられて、それがやつて見なければわからんという段階ではないと思う。ただ府県と折衝が残つているとしても、大よその数字というものは大体わかつていると思うので、これが最後の一円なり十円なりを言うのではなくして、ラウンド・ナンバーとしてはそういうものか、大蔵大臣の言明の大枠と似たようなものか、これだけのことをお聞きするのは、私はやはり明確に答えて頂きたいと思う。そういう答えができんということになると、一体誰が政治をし、誰が事務をするのかわからんということになつて来るわけでありまして、その点一つ……私ども将来に亙つて言質をとろうとかなんとかいうのでなしに、一応の見当がつかなければ、休会中の委員会というものは、又その返事を待つてもう一遍開くということはできんと思う。我々あつさり帰れるように一つはつきり言つて下さいよ。

○説明員(清井正君)　私からお答え申上げます。只今の江田委員のおつしやることはよくわかるのであります。私どもも事務的に折衝して参つておりまして、私どもの立場としてもいろ〳〵主張があります。大蔵省としても財政を預かつている立場としていろ〳〵御主張があるわけであります。その他これを算出する場合におきましても、これは静岡、神奈川に少いながらも貸付をするとすれば、相当の均衡という問題も考えなければならんということがあるわけで、総枠につきましてもいろ〳〵実は苦心をして相談をして参つたのであります。又先ほど私申上げましたのも結局貸付をする場合におきましても、これは飽くまでも県の財政を通つて行く形になる財政資金でありますから、県に貸付をする、県が漁信連なり一定の金融機関を通じて貸付る、こういう形になります。それで同じく私どもが計算いたしました場合にも、静岡、神奈川以外の全部を対象としたのであります、府県によりましては非常に船数が少いということもありましようし、或いは漁業者によつてはそれほど借りなくてもいいという場合もありまして、話をしてくればどの程度の一体金額に収まるかということがちよつとはつきり判断がつかないということが、事務的に計算する立場に立つとはつきりお答えを申上げかねる、こういうことだと思うのであります。併し話といたしましては、私ども一定の算出をして数字的に話をしているのであります。只今もお話申上げた通り、原則的にその算出方法で行こう、こういうふうに事務的には了解がついているわけでありまして、決して大蔵大臣の言つたこれと離れるとか離れないとかいうことでなしに、その基礎となつた数字に基いて具体的に今後話をして行こう、こういうことでありまして、御了承願います。

○委員長(小林孝平君)　ちよつと私からお尋ねいたしますが、実はこの問題は先月の三十、三十一日の両日委員会を開きました際に、もう暫らくたてばきまる、それで大体九日頃委員会を開けばきまるだろうというような安藤国務大臣からもお話がありまして開催したのです。ところが、全然話がまだ委員会においてはつきりする段階に至つていないということです。これでは困るというので、大蔵大臣にお尋ねしたら、先ほどのような御答弁。大蔵大臣が一億五千万円よろしいと言われるには、これは腰だめでやられたのではなくて、当然今までに大蔵、農林両省で事務当局に折衝していた数字に基いて言われたものであろうと思うのです。それはそのあとに大蔵大臣が、更にこれは事務当局からの要求で、一億五千万円をもう少し値切るわけに行かないかというようなお話に対して、それは君たちの腕次第だという答弁をされているところを見ても明らかだろうと思うのであります。それで今大蔵省当局の説明によりますると、どうもそれが納得できないのです。今あなたがたは大蔵大臣の言われる腕次第の腕を振つているところなんですか、どうなんですか。一つ地方資金課長からはつきり一つ答弁して頂きたい。

○説明員(牧野誠一君)　この問題については、腕を振つているというような段階ではございません。これは先ほど私若干申上げましたが、静岡、神奈川についてすでにきめました分、これとバランスをとるということでほかの県について実施しようじやないかということで、話を進めている最中であります。それでその間にいろ〳〵府県の数も今度は非常に多くなり、それから又その結果割合小口の府県というようなものも非常に多くなると思います。それで話が腕を振うとか振わないとかという段階ではございませんで、計数を整理して相手方とも若干の話をつけるという段階にあるわけであります。

○江田三郎君　どうも聞いておつてわからんのですが、静岡なり神奈川の分は一応きまつた。そうしてやり方については、これと均衡をとつたやり方で行くのだ。その際勿論あなたがたのほうではいろ〳〵なデータというものは集まつている。そうするともうちやんと概算の金額というものは出るわけです。或いはその中で府県の需要によつて、我々そういうこと想像できませんけれども、府県として垣否される分があると思う。垣否されんということなら、およそどのくらいの県があるということはわからんはずはないと思う。一体何と何と資料が足らんのですか。長官どうです。資料がちやんときまつておれば、方法については意見が一致しているというのだから、概算金額は出るじやありませんか。何か足らんものがあるのですか。余りくどくやらんで適当にやつて下さい。

○説明員(清井正君)　重ねての御質問でございますが、無論私申上げました通り、静岡、神奈川に貸付けました実績の比較のとれるように他県に貸付をする。この原則はその通り実施せざるを得ないのであります。そこで私どももそういう観点から、いろ〳〵資料を出しまして折衝いたしまして、恐らく最終的段階に達したところであります。原則的には大蔵省と折衝してやつているわけであります。ことは、たびたび申した通りであります。ただ最後的な数字ということになりますと、無論実施段階でありますから、実施段階の具体的な相談に入つて各県と相談する。県によつては非常に僅数の少い県もある。或いはこういう方法によらずに、ほかの方法でやつているところもあるし、こういう方法なら引受けないという問題も起つて来るかも知れない。具体的に各県に当つて見ようじやないか、当りました結果最後にまとまつた数字を出す、こういうようなことに相成つておるのであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。私どもも一定の数字は算出をいたしておりますけれども、大蔵省との最後的な折衝等の都合もありますので、そういうことで以て実際実施段階に入つた最後の結果、数字をまとめる、こういうことになると思います。基礎数字としては大蔵大臣の言われた数字に近いものが、基礎数字になつているわけであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。私どもも一定の数字は算出をいたしておりますけれども、大蔵省との最後的な折衝等の都合もありますので、そういうことで以て実際実施段階に入つた最後の結果、数字をまとめる、こういうことになると思います。基礎数字としては大蔵大臣の言われた数字に近いものが、基礎数字になつているわけであります。そういうことで以てやつて行こうということを資金課長も申上げたと思うのであります。

○江田三郎君　何でこの最後のところで変つて来るのか、ちよつとわからんのですね。この最終段階に来ている。そこで今私がお聞きしたのは、我々には想像できないけれども、あなたがたがこうやつて作業されたものについて、或いは県でそれは面倒だからおれのほうはやらん、こういうところがあ

るかも知れない。併しそういうことを別問題にすれば、今長官のいわゆる最終段階で出ておる数字というものは大よそ一億五千万と似通つたものかどうかと、どうしてそれを言うちやいかんのですか。何の差障りがあるのですか。それもただ今までの経過がなければそういうことで或いは我々も引下つていいかもわからない。併し大蔵大臣がこの一億五千万なら一億五千万という数字をきめているけれども、事務当局のほうではこれを減額したいと言う。そこでそれを減額するのはお前たちの腕だということを大臣がはつきり言うている以上、あなたがたが何かカーテンを引くというと、そのカーテンの奥は水産長官の言われるのとは違うのじやないか、誰でもそういう心配持ちます。一体徒らに不安を長引かせることがあなたがたの目的なんですか。そうじやないでしよう。皆心配して傍聴にも来ておられる。傍聴の人は別にしても、委員会としてももう終つている委員会を又この日を改めて開いており、これでつかなければ、又もう一遍開かなければならない。どうしてそれをはつきり言わんのですか。

○説明員(清井正君)　先ほど委員長からもお話がありましたが、これを負けさせる、いわゆる値切るのが事務当局の腕だというお話があつたのでありますが、私ども事務局同士で相談しておることは、そういうことは一切ないのであります。飽くまでもいわゆる現在貸付けている県との均衡を考慮いたしまして、均衡を失しないようにやろうじやないかということであります。而も各県々々の数字も私どもが損害額を計算した数字があるのでありますから、その数字を基礎といたしまして、地域ごとに実は計算をいたした数字はあるのであります。その数字が大蔵大臣が言われた数字に近いようなわけでありますが、そういうことで大蔵省とも実は相談いたしておるのであります。ただ最後的な数字が申上げられないというのは、只今資金課長が言われた通り、又私ども御説明いたします通り、具体的な段階にいよ〳〵入つてから、具体的段階で相談した上で最後的な数字が出て来るであろうということでありまして、基礎数字についての根拠は大蔵大臣のおつしやつていることとこれは変りないと思うのであります。要するに単に大蔵省が査定を少くとも値切るということに私どもが事務的にやつているというふうな印象を受けられるかも知れませんけれども、決してそうではない。まあ根本的には話がきまつておるのでありますが、実施段階に入つて最終的な数字が出るだろう、単に私のほうの出した数字を大蔵省が値切るというようなことではなく、今言つたような静岡、神奈川、その他の均衡において出して行きたい。私どもはそういう均衡において貸付するようにやつて行こう、こういうことであります。決して大蔵大臣のおつしやつたことと違つているということじやないというふうに私どもは了解いたします。

○江田三郎君　大蔵省、その通りですか。

○説明員(牧野誠一君)　一億五千万とかいろ〳〵お話が出ておりますが、それから或いは腕の振い方とかいろ〳〵出ておりますが、只今水産長官が申上げました通り、腕を振うとか、振われるとかいう問題でないのでございまして、計数を固めておるという段階でございますから、大体静岡、神奈川から類推いたしまして、それと均衡を失しないようにという点を申上げたのでございますが、そうすると大体の数字は、そう飛び離れた数字は私どもは出ないのじやないかとは、これは思つております。それでどうも、今数字を固めております最中だものですから、最終的な数字はちよつとまだ出ておりませんが、大体均衡を失しないということで他の都道府県に配分をしようということでございますから、大体御了解願えるのじやないかというふうに思つておりますが。

○江田三郎君　そうやこしく言わんでいいじやないかなあ。私はもう簡単に聞きますよ。今水産長官の言われた通りですかということのですよ。大蔵大臣が何を言うたというて、そんなことは言わんたつて、そんなことは我々知つたこつちやない。あなた文句があつたら大蔵大臣に言われたらいいので、要するに水産長官が今答えられたこととあなたのほうは同じ見解を持つているかどうかということです。

○説明員(牧野誠一君)　同じでございます。

○江田三郎君　それなら水産長官のお答えで行きますというと、この各府県の数字を合せると、大よそ大蔵大臣の言つた一億五千万と大差ない、こういうことですから、私は了解します。

○苫米地義三君　今の問題は、この前国会から委員長初め二名の委員が出て行つて大蔵大臣に面接したそのときに、はつきりと静岡、神奈川は一億五千万円、その他の県に対しては一億五千万、それだけは出すという言明を得たのでありますから、あとは事務当局を幾らか責めても、それを覆えすわけにはいかんと思うので、ただ分配の上において公正を期したければならんから、そういう立場におきまして両当局が事務的に確認する、そういうふうに理解して私は差支えないと思うのですよ。それはそれでいいと思いますが、今の一億五千万円とかいうことは、実は応急の処置なんですね。而も根本的にそれを解決するという意味でなく、僅かに一部に融通をしようという措置なんですね。然るにビキニの問題に対する関係は、そういうただ応急処置だけでは解決されるべき問題じやないと私は思うのです。従つて直接の損害であるとか、間接の損害であるとかいうことを引つくるめて、もつと根本的に考えなければならん問題があるかと思います。そのことは国内問題ばかりでなく、相手国である米国に対しての交渉にも相当根拠がある強い折衝をいたして行かなければならんと思う。その意義をやはり国会は国会として、若しそういうふうに皆さんの御意見が一致するならば、その点を明確にいたしておいて、そうして一方は外交交渉にもなりましようし、一方は直接間接、而もこれからなお起るべき予想もあります損害に対して如何にするかということは、これは重要な問題でありますから、かような点について、この委員会が意見をまとめるとかいうことが必要でないかと思うのですが、これは委員長からお諮り願つて御処置を願いたいと思います。

○委員長(小林孝平君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小林孝平君)　速記を始めて下さい。

今苫米地委員からお話がありましたが、本日は出席の委員のかたも少うございますから、後日事務当局で意見をとりまとめまして、適当の機会に委員会を開催いたしまして、この問題を審議いたしたいと存じます。

別に御質疑もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

昭和二十九年八月二十六日印刷　昭和二十九年八月二十七日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局

第十九回国会　衆議院　厚生委員会議録第五十九号

昭和二十九年八月十三日（金曜日）
午前十時五十九分開議

出席委員
委員長　小島　徹三君
理事青柳　一郎君　理事中川源一郎君
理事松永　佛骨君　理事古屋　菊男君
理事長谷川　保君　理事岡　良一君
寺島隆太郎君　安井　大吉君
並木　芳雄君　瀧井　義高君
萩元たけ子君　柳田　秀一君
杉山元治郎君

出席国務大臣
厚生大臣　草葉　隆圓君
国務大臣　安藤　正純君

委員外の出席者
厚生政務次官　淺香　忠雄君
厚生事務官（大臣官房総務課長）　小山進次郎君
厚生事務官（社会局長）　安田　巖君
厚生事務官（保険局長）　久下　勝次君
厚生技官（公衆衛生局環境衛生部長）　楠本　正康君
厚生技官（医務局長）　曾田　長宗君
専門員　川井　章知君
専門員　引地亮太郎君

八月十三日
委員中野四郎君辞任につき、その補欠として並木芳雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
食品衛生に関する件
結核対策に関する件
社会保険に関する件
医療制度に関する件
ビキニ環礁附近における爆発実験による被害事件に関する件

○小島委員長　これより会議を開きます。

まず食品衛生に関する件についてお諮りいたします。本件につきましては一昨日来政府当局より説明を聴取し、参考人として学者の方々からも意見を聴取し調査を進めて参つたのでありますが、先刻の理事会において、本問題の重要性にかんがみ、本委員会において次の通り決議すべきものと申合せいたしました。まず文案を朗読いたします。

輸入病変米の取扱に関する件

政府は輸入病変米の取扱については、速かに次の措置を講ずべきである。

一、輸入病変米の毒性等に関する綜合的調査研究、検査のための新機構を設置し、これに所要の予算措置を講ずること。

二、前項の研究による一応の成果を得るまでその配給は当分これを見合せること。

三、この際食生活改善の具体的措置を一段と強力に推進すること。

右決議する。

右の通り決議するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　なおこの取扱いに関しては委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認め、そのようにとりはからいます。

○小島委員長　次に結核対策に関する件について発言を求められておりますのでこれを許します。瀧井義高君。

○瀧井委員　大臣がおられないので、大臣に対する質問はあとに保留させていただきまして、現在日本の医療行政の中で一番大きな比重を占めるのはこれは結核対策だと思うのでございます。この日本の結核医療行政というものは、制度の上から見ても予算の上から見ても、あるいはその結核の実態調査をした結果に対するいろ〳〵の対策というようなものから考えてみましても、結核行政が転換強化を必要とする時期に来ていることは、これは衆目の一致するところだと思うのでございます。ところがそういう転換強化を必要とする現在の段階において、厚生省は大体具体的にどういう制度的な、あるいは予算的な転換をやろうとするのか、これをひとつ関係局長から御説明を願いたいと思います。

○楠本説明員　日下省内におきまして、ただいま御指摘のような点につきましては鋭意検討を進めております。従いまして、今ここで決定的なことは申し上げかねますが、大体の方向といたしましては、従来も実施しておりました健康診断あるいは予防接種等をさらに必要な範囲に拡充し、しかもこれを合理的に実施し得られるような措置を考えております。

第二といたしましては、右の健康診断等の結果に基きまして、一応結核患者に対しまする届出等の制度に若干の改変を行いまして、言うならば登録というようなことも考えてみたいと存じております。但しこれらの点は国民に与える感情の問題もありますので、できるだけ民主的な考え方によつて研究しなければならぬことは申すまでもございません。

第三といたしましては、従来病院、療養所等に入所いたしました患者と、自宅におります患者との間に、これを総合的に考えますと著しい待遇上の差がございます。つまり自宅患者に対しましては、入所患者に比しましてあまり援護の手が差延べられておらぬきらいもありますので、これらの点に関しまして新しい患家対策、在宅患者の対策というものを考えております。

第四といたしましては、従来の結核医療に関しまする公費負担制度につきましては、すでに数年間の経験を持つておりますが、手続あるいはその他につきまして、若干の改変すべき点もございます。のみならず他の社会保障制度との関連もあわせて研究する必要がありますので、目下これらの点を他の社会保障制度ともにらみ合せまして、その一環としての研究をいたしておる次第であります。

第五には結核病床の問題でございますが、これらに関しましても、現在私どもは十九万床の目標のもとに進んでおり、近くその目標達成を見る段階に立ち至つておりますが、しかし今回の実態調査の結果に基きましても、これをいかに改変して行くか、もちろん結核病床の増加ということも考えておりますが、しかし同時に従来のような画一的な結核病床という考え方でなく、アフター・ケアその他もつと実情に即した考え方から出発いたしまして、これらの病床を形の上では幅を持たせて、大いに数を増す方向に考えておる次第であります。なおこれら結核病床の運営につきましては、第三に申し上げました在宅患者とのつながりをいかに合理化し、その一体化をはかりまして、病床の運営、並びに在宅患者の合理的な対策に資するため、その間をいかに関連せしめるかについて目下研究を進めておる次第であります。

第六におきましては、現在のアフター・ケア施設のようなものをいかに考えて行くか、あるいはさらにアフター・ケア施設を広げまして、職業の補導その他のものをどんなふうにかみ合せて行くか。要はこれらによりまして結核病床の円滑な効率的な運営をはかりますと同時に、これらの患者の社会復帰等につきましての社会政策的な問題を研究いたしておるわけであります。

以上がおおむねの目下研究いたしております具体的な方向であります。

○瀧井委員　今六項目にわたる、現在厚生当局の考えられておる総合的な結

ので肩身が狭く思つておる、こういうことでありました。これは個人の責任による損害ではもちろんありません。当然国家の責任でありますので、こういう長くなつて参りましたとき、またアメリカからの補償が思うようでないとき、これに対してどういうようになさるのであるか、一応もし見当がついておりますれば伺つて、家族たちの、あるいは病人たちの安心の行けるようにしてやりたいと思うのであります。

○楠本説明員　現在対米折衝のうちで、ただいま御指摘のように、直接損害と間接損害にわけて要求をいたしております。そのうち直接損害の分については、すでに決定をいたしております。なお日本政府としては、この間接損害の方を何とかということで交渉に手間取つておるように聞いております。従つてこの直接損害のうちでも最も具体的の、最も重要なただいまお話のような経費は、すでに解決済みと見ていいんじやないかと思います。なおその場合長くなる場合は、これはもちろん長くなつたときのことでありますが、ただその扱い方についてはいかようになるということは、ただいまここでお答えするわけには参りません。

○長谷川(保)委員　先ほど申しましたように、現実問題としましてこれは実に重大な問題でありまして、一生病院に監禁せられるようなことになりますればたいへんなことであります。当然慰謝料等の問題も考えなければならぬのであります。今具体的の数字は必ずしも伺いませんが、当然慰謝料等の問題も考えられておるのかどうか、考えられておるとすれば、それは二十三人のうち何人に対して慰謝料を考えておるのか、あるいは全体に対して考えておるのか、そういう問題を具体的でなくてもけつこうでありますから承つておきたい。

○楠本説明員　数字の点は、今資料がありませんので忘れましたが、慰謝料もかなり余裕を見て計算してございます。なおこれは二十三人すべてにそれぞれに応じて慰謝料が計算されることになつております。

○長谷川(保)委員　医療費は一箇月今幾らかかつておりますか。

○曾田説明員　先ほど申し上げましたように、最近はよほど症状が安定して参りましたので、おおむね一人一箇月五、六万円程度であります。

○長谷川(保)委員　魚類その他の水産物、食料品等に対する汚染の問題は、あまり最近新聞等に出ませんが、どんなふうでございましようか。

○楠本説明員　当初は百カウントを限度としてそれ以上のものは廃棄する方針をとつております。私どもが実験的にあるいは現地について種々調査研究をいたしました結果、これらの魚類の放射能による汚染は臓器によつて非常に違う。その場合内臓等に多く筋肉にはほとんどない。しかもストロンチウムのごときは筋肉にはまずないとみてよいという結論を得ましたので、最近では百カウント以上を数えるものは、一応内臓を取除きまして再びはかり直しをして実施をいたしております。その結果これらのものは内臓をとればいずれもはるかに百カウントを下まわりますので、市販されておるわけであります。

○長谷川(保)委員　ただいまお話のようなことではなく、何でもアメリカから千カウントまではよいのだというような基準を押しつけられておるというようなことが巷間うわさされております。私はそのようなことはないだろうと確信しておりますけれども、このうわさも相当広まつておりますから、念のために一応承つておきたいのであります。

○楠本説明員　御指摘のように、アメリカでは千カウントということを言つておるようでありますが、私どもは従来の調査研究の結果等にかんがみまして、現在百カウントという点で実施をいたしております。しかしながら今後調査研究が進みますれば、これがまた若干ゆるまるのではなかろうかと存じます。この点は黄変米の場合と同様であります。

○長谷川(保)委員　安藤大臣に伺いたいのでありますが、ビキニ水爆実験のその後の損害の補償に関する問題は、いかようになつておりましようか。

○安藤国務大臣　対米関係の補償問題につきましては、ずつと続いて交渉中であります。だん〳〵進展をして来ておりますが、向うが内示をして来た点においては私どもは不満足なんであります。その点についてはまだ最後の解決には行つておりません。しかしながらだん〳〵進行をしておる状態であります。

○長谷川(保)委員　農林次官が二十七億円というような数字を出しておりました。それに対して米国側では約一割くらいの補償しか考えておらないようだというふうに仄聞したのでありますが、実際のところはどういうところでありましようか。具体的に伺いたい。

○安藤国務大臣　日本の政府といたしましては、直接損害あるいは間接損害全部を提出しております。それは相当多額になつておるのであります。アメリカとしましては、直接間接というようなわくをきめないで、大体においてこれを賠償しようという方針であります。しかし実質的にはアメリカでは直接損害はむろん責任を感じて賠償しよう、間接損害ということになると、どうも要するにこれは魚価低落、市場の混乱の問題だから限界も明らかでなく、なか〳〵むずかしい。のみならずアメリカの国内法においてそういう場合に、間接損害を払つたこともない。今日までいろ〳〵な例があつたんですが、ある場合においてはいろ〳〵問題になつて国際裁判所の裁判にかかつたこともあるが、その結果は結局直接損害だけ支払うという判決例もあることであるから、直接損害というところに実質的には置いて行きたいというのがアメリカの方針らしいのであります。しかしただその額に対して、それじやこれを直接だけのところに払え、間接損害に払つてはいけないというような条件はついておらないので、そういう配分の方法とか、範囲とかいうようなことは一切日本の政府にまかしてあるというようなことになつて来ておるのであります。しかしいずれにしましても一番初めにはずつと少いのです。ほんとうのことを言うと……。そんなことじやとてもいかぬというので、今日まで折衝を続けまして、大分上つては来たけれども、その上つた額がまだ私どもから言うと不満足でありますから、なお折衝を続けておるというのが現状なのでございます。

○長谷川(保)委員　大よそどのくらいの額ですか。

○安藤国務大臣　その額につきましては、今実は明言することをちよつとはばかるのですが、しかし大分伝わつてもおるようだから……。まあわかる点は同じにこうやつて心配をしているあなた方の御質問ですから、わかる点だけ言つてもいいと思いますが、ずつと初めはたいへん少かつたのです。非常なまるでけた違いのようなことを言つて来たんだが、だん〳〵と折衝して向うもだん〳〵わかりまして、最近では八十万ドルくらいなところを言つておるのであります。しかしそれでは不満足だ、もう少し少くとも上げてもらわなければならぬところにあるのです。

〔八十億の間違いじやないか」と呼ぶ者あり〕

○長谷川(保)委員　今お漏しの額は、これはもう国民はどうにもとうてい納得できなかろうと思いますので、政府当局の一段の御尽力をいただきたいと思うのでありますが、その問題はその問題としまして、次に先般アメリカではまだ水爆実験を今後やるのだというようなことを新聞に発表いたしておりまして、これは当然あの当時にも内外ともに論ぜられましたように、太平洋はアメリカの湖じやない、公海なんです。それでこのようなはなはだしい損害が与えられる、しかもその灰の被害まで考えまするとまだ私どもには十分なことは確信を持つては言えないわけでありますけれども、一部学者諸君はすでにこの冷害までもその影響であるというような発表をしておるのでありまして、いずれにいたしましても、今後もこれを続けられるといたし

ますと、重大なる問題であります。これにつきまして安藤大臣は担当の大臣とされまして、一体今後は水爆実験の禁止ということをアメリカ側に要請すべきであるとお考えになるかどうか、私どもは当然それを要求すべきであると思いますが、これにつきましては、どうお考えになるか承りたいのであります。

○**安藤国務大臣**　これは非常にむずかしい問題でありまして、単純には言えないと思います。しかし実は私個人は水爆実験をやめたらよかろうという議論なんです。しかしながら政府としましては、そう簡単には言えないと思います。しかしながら水爆の実験をやめる方がよいのである、さらにもっとさかのぼれば水爆なんというような大量殺人の原子力兵器の製造の禁止だとか、あるいは国際管理だとかいうことが根本的に必要であるのでありますが、御承知のように国際連合でちつとも話がきまりません。米英仏等におきましても、そういうところまではなかなか行つておらないのであります。でありますから、日本政府として今いきなり実験をやめてしまえというふうに行くか行かないか、必ずしも水爆実験禁止ということに対する要求ができないとも言いません。しかしながらすぐ政府としそれを要求するということはいろいろ国際関係等がありまして、よほど慎重を要すると思うのであります。しかしながら実際を言いますと、アメリカはことしのうちはやらないようです。来年になつて実験をやるかやらぬかわかりませんが、やる場合には日本政府としてはあらかじめそれに対して交渉をする方針を立てております。

○**長谷川(保)委員**　衆議院でも御承知のようにこの水爆実験をせられました後に、私どもは水爆実験の禁止の要求をいたしましたが、自由党の諸君の同ずるところとならずして、結局もう少しやわらかな決議をして水爆実験による損害がないようにしてもらうような決議になつたと私記憶しておるのでありますが、実際問題として水爆実験をいたしまして、われ〳〵の国がその被害を受けないということはあり得ないと私は断じてよろしいと思う。でありますから、結局水爆実験による被害というものがわれ〳〵の国に来ないように、他にその損害を及ぼさないようにというようなことは、これは私は実際においては水爆実験を禁止してもらうということよりほかなかろうと思います。しかるに御承知のように四月九日の日であつたと思いますが、政府の一員である岡崎外務大臣が、水爆実験の禁止を要求しない、また今後もこれに協力すると言つたので、非常にわれ〳〵は憤懣を持つておるのでありますけれども、実際において被害を受けないような水爆実験をするというようなことは、太平洋である限り不可能であるということはまず常識からいつて当然であります。従いまして衆議院のあの決議というものは、当然実際的にはやはり水爆実験禁止を要求するということにならざるを得ない、やめてもらうということにならざるを得ないと思うのでありますが、もし先ほどお話のようにことしはしない、来年になればするかもしれぬという場合に、大臣としましてはそれに対しまして、個人としましては先ほどもお話のようにやめてもらう方がよいというお話でありましたが、これは個人としてではなしに、政府の一員となさいまして、これに対しましてどういう態度を現実におとりになるか、承つておきたいと思うのであります。

○**安藤国務大臣**　一体その水爆をやつて被害がなか〳〵多いことは言うまでもないことであり、日本は直接被害国ですが、これはひとり日本ばかりじやない、世界の問題であり、進んでは人類全体の問題でありますから、水爆といつたようなものをもつと根本的に解決する道を講じなければ、人類共通の問題としては行けないと思うのであります。しかしながらそこにいろ〳〵な関係があつて、そう急には取運ばないというのが今日の実際状態であります。そこでことしはやらぬが来年はやるという場合においては、それまでに水爆というものの実験を禁止するという情勢になることを希望しております。この情勢を見込んで政府としてもあるいはそういう処置をとるかもしれません。しかしながらそれはとるとは断言できません。それからもしどうしてもまた来年になつて水爆実験をやるというならば、これに対しまして十分の安全保障といいますか、日本に対して被害のない程度をできる限りあらかじめアメリカに向つて要求をするという方針を考えておる次第であります。

○**小島委員長**　次に原子核研究所設置に関する件について並木芳雄君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。並木芳雄君。

○**並木委員**　私の要求しているのは大臣の答弁ではだめなんで、これは楠本部長の専門的なかつ責任ある答弁を求めます。それと申しますのは、本年度の予算で原子力研究、原子炉の問題その他のことが可決をされて、先般来原子核の研究所と申しますか、それが東京都の北多摩郡田無町に設置をされることに内定したかに聞いております。これもまだはつきりわれ〳〵は決定したのか、内定したのかその点もわかりませんし、この内定ないし決定に至るまでに秘密裡に行われて、はなはだ不可解な点があるというようなことも伝えられておるのです。要するにきようお聞きしたいのは、そういう問題とともに、何しろ歴史始まつて以来の新しい企画のことでございますから、一体こういうものができてあぶないのじやないか、危険じやないか、衛生上よくないのじやないかということで、これは地元の人のみならず一般国民でも危惧を抱くのはあたりまえなんです。将来こういうものがたくさんできるとなれば、今は一地点でありますが、日本全国的な問題になろうとも思つております。先般黄変米の問題が起つたときに、配給にあたつている農林大臣は厚生省の言うことを信頼して、これなら大丈夫だろうということで配給しておつたというので、あぶないことに対しては責任を厚生省におつかぶせております。そこで今度は私どもは予防線を張つて、あらかじめ厚生省から一筆をとつて、絶対大丈夫でございます、あぶなくございませんという証明書をとらなければ、この設置にやす〳〵と賛成できない、こういう立場からお聞きするのでございます。そこでまずお聞きしたいのは、厚生省としてこの原子核研究所ですか、あるいは原子力研究所ですか、いずれにしてもこれができても周囲の住民並びに日本国民に危害を及ぼさない、そういう確信がおありですか、調査いたしましたか。

○**楠本説明員**　私も実は研究内容を少し聞いてみたのですけれども、はつきりいたしません。かりにこれが単に原子炉研究以前の研究でありまして、いわゆるアイソトープの研究の段階であるならば、これは従業員の被害というようなことは別といたしまして、周囲に対する危害というのはことさらに考える必要はなかろうと存じております。ところがこれがかりに実用研究、平和利用研究等を行うために原子炉をつくることになりますと、それからいろ〳〵な廃液あるいは死の灰といわれる灰、かようないろ〳〵な排泄物が出ますので、あるいは煙も出るというようなことで、この処理をいかにするかということが不可避であると考えまして、一応私どもといたしましては今後原子炉から発生いたします各種の環境衛生上の被害につきましては、もつとさらに研究をし、この狭い日本においてこれをどうするかということは重大な問題でありまして、私といたしましては原子炉の研究より先にそれらの原子炉から生ずる被害の研究、被害防除の研究を始めなければ片手落ちじやないかというのが厚生省の態度でござい

第十九回国会　衆議院　水産委員会議録第三十六号

昭和二十九年八月二十三日（月曜日）
午前十一時三十八分開議

出席委員
委員長　田口長治郎君
理事小高　熹郎君　理事鈴木　善幸君
理事田中幾三郎君
中村　清君　夏堀源三郎君
濱田　幸雄君　松田　鐵藏君
白濱　仁吉君　並木　芳雄君
赤路　友藏君　淡谷　悠藏君
辻　文雄君

委員外の出席者
水産庁長官　清井　正君
農林事務官（水産庁生産部長）　立川　宗保君
専門員　徳久　三種君

八月十一日
委員足立梅藏君及び淡谷悠藏君辞任につき、その補欠として和田博雄君及び山中日露史君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日
委員椎熊三郎君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として並木芳雄君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
日ソ両国間の漁業問題に関する件
ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害補償に関する件

○田口委員長　これより会議を開きます。
公海漁業に関する件について議事を進めます。松田鐵藏君。

○松田（鐵）委員　前の委員会に論議さるべく諮つた毎日新聞の七日の夕刊の記事について、当委員会はどういうように取扱うべきかということであつたのでありますが、たま〳〵委員会の国政調査があるので、その国政調査の済んだあとにおいて、この問題を論議すべきであるという委員長の意見に基いて、前の委員会は閉会したのでありますが、その問題は非常に大きな問題であると思うのであります。現在福永君がソ連に行つておりまして、本人からはまだ何らの報告は来ておりませんけれども、福永君は多分こういう問題をソ連において論議されることでないかと思うのであります。詳細のことは福永君から連絡のあつた場合にただちに委員会を開いて、それの論議を進めていただきたい、かように考えるものであります。こうした問題は水産委員会として取上ぐべきか上げ得ないかという論議が先ほどもちよつとかわされたのでありますが、水産委員会自体の性格からいつたならば、たといどのような問題であろうとも、事務的にできる問題以外のことは、ある程度までは考えてやらなければならないことであり、しかも日本の国が食えない現状において、こういう朗報がもたらされておるということからいつたならば、当然論議すべき問題であると考えるのでありまして、この点を委員長もしかるべくお考えの上、福永君の通知のあり次第、たとい閉会中といえども委員会を開いて、論議することを要望するものであります。

○並木委員　ただいまの御発言まことに適切であると思います。そのようにとりはからつていただきたいと思います。それで私この際一言だけ政府にお尋ねしておきたいのですが、政府のこの問題に対する立場、態度、方針はまことに微妙なものがあると思いますが、どういう態度で臨んでおられるか、この際できるだけのことをわれ〳〵の前に発表していただけたらけつこうだと思います。

○清井説明員　ただいま並木委員から御質問がございましたが、北洋漁業並びに北海道の沿岸漁業の千島海域における漁業につきましては、私どもも水産庁といたしましても、非常に重要視をいたしておるのであります。御承知の通り北洋漁業につきましては、私どもは秩序ある操業ということを念願といたしておりまして、毎年北洋の鮭鱒漁業を中心として許可をいたし、本年度も相当の船団が出ておりますが、非常な収獲をあげまして、そろそろ帰港の途につきつつあるという状況であります。北海道の沿岸漁業の千島海域における漁業につきましても、実はいろ〳〵問題があるのでありまして、私どもといたしましては、北洋の漁業がわが国の漁業の全般に及ぼす影響にかんがみまして、非常に重要視をいたしておるのであります。しかしながら本日問題になりました点につきましては、これは私どもといたしましても、慎重に取扱わなければならぬと思うのであります。まだ具体的な事実がはつきりいたしておりませんので、私どももこれに対して何ともお答えはいたしかねるのでありますが、なおこの問題がさらに具体的になつて参るということでありますれば、関係部内におきまして十分検討をいたさなければならない、実はこういうふうに考えておる次第であります。

○小高委員　公海漁業に関する件で、ただいまの対ソ連との問題ではございませんが、去る十日の委員会において論議されました、ビキニのアメリカからの原爆補償の問題でございます。八十万ドル等が巷間伝えられておるので、そんな少額で事足りるのかと、かなり強い論議が当委員会においてかわされたのでありますが、数日前の新聞を見ますと、アメリカ政府当局においては、巷間百万ドル程度の日本に対するビキニの原爆補償がうわさされておるが、当方ではまだ決定しておらないという記事があつたのでありますが、その後政府におかれましてはどの程度の交渉をされたか、そして先方がどういうような動きを示しておるか、そのことについて、水産庁長官の知つている範囲の御答弁を願いたいのであります。

○清井説明員　ただいま小高委員から御質問のありました点は、先般安藤大臣あるいは農林大臣、外務大臣からお答え申し上げました以上に、私は事実を存じておりません。最高政府首脳部の間において、いろ〳〵アメリカ政府と折衝せられておるようでありますが、私どもはその詳細については伺つておりません。

○夏堀委員　ただいまのソ連の問題、ビキニの問題に関連して二、三質問をいたしたいと思います。二十五日に私羽田から出発いたします。時間の都合もありますけれども、でき得れば国連に対してこのビキニの問題をひとつ説明をいたしたい、こう存じておるのであります。これはあちらで大使館とも相談をして、どういう措置をとるかを考えたいと思いますが、これは説明をするのですからさしつかえないと思いますけれども、水産庁長官から何かこれに対する詳しい資料をちようだいしたいと思いますが、どういうものをちようだいしましようか、そういうものをちようだいできますかどうか。

もう一つ、今のソ連の問題ですが、イギリスの国旗を立てて漁業に従事することがかりに可能であつたといたしましたならば、これは輸入という形になるではないか、そうすると魚に対して輸入税が賦課されるであろうと思います。これは今のソ連関係ばかりではなく、今後これに類似した問題はたくさん出て来るであろうと思いますが、これに対する見解をお尋ねいたします。

○清井説明員　ただいまの夏堀委員の御質問の第一点でありますが、必要に応じましては、もちろん私ども御説明し得る限度においてビキニの問題について御説明申し上げたいと思いますが、

国連云々については、私どももといたしまして何ともお答え申し上げられないのであります。ただいま政府部内でせつかく交渉をいたしておる最中でありますので、その点は十分ひとつ諸般の情勢を御勘案願いたいと思います。資料等につきましては、できる限度においては差上げたいと思います。

それから、かりにただいま問題になりました点が実現いたすと、輸入という形になりやせぬか、従つて税金の問題等がありやしないか、こういうことでありますが、かりにこの問題が具体的になるようなことがありますれば、ただいま御質問のような点も十分問題になつて来るのではないかと思うのであります。しかし問題がまだきわめて漠然といたしておりまして、何ら具体的な話ではございませんので、この点については何とも意見は申し上げられないのであります。いずれ本件について事が具体的になりますれば、諸般の観点から十分検討いたさなければならぬ、かように考えております。現在のところは、何も具体的に申し上げることはございません。

○夏堀委員　もう一点水産庁長官に、今後の研究事項としてこういうことを伺つておきたい。もしそういうようなことがかりに可能であるといたしましたならば、いわゆる船というものは領土にひとしいものであるから、外国人を乗せて日本の漁業を、内容的な形においてやることがはたしてできるかどうかという問題が起るであろう、こう思うのであります。アメリカでは、日本の漁業者をアメリカの船には乗せない、こういうことになつております。そこでイギリスはどうだかわかりませんけれども、あるいはノールウエーやソ連に出漁する、内容的に日本の漁業者が乗り込んで漁業に従事する場合に、何か日本政府はこれに対して法律的にむずかしい問題が残されるかどうか、もしむずかしい問題がありとすれば、これはすみやかに解消しなければならぬと思いますので、もしあつたならば、法律をお調べになつて——国際漁業は、国際資本とあわせて日本の労力と技術によつて開発しなければならぬという大きな見地から、そういう支障を来す問題は、すみやかに排除しなければならぬ、こう私は考えておるのでありますから、その点法律的に支障があるかどうか、もしあつたならば、今申し上げる通り、これに対する支障の点は排除してもらわなければならぬと思いますので、もしあつたならば御説明願いたい。なければいいです。

○清井説明員　ただいまの御質問の点は、具体的にはつきり検討いたさせていただきます。お話のような国際漁業といいますか、国際的にわが国漁業が進出するについてのいろ〳〵の法律的あるいは実際上の障害を、いかにして排除するかという問題になるわけであります。この点は私どももといたしましても、将来の大きな方向に沿いまして、いろ〳〵の問題につきまして具体的に十分検討さしていただきたいと思います。そこでかりに具体的な問題について、あるいは漁船の問題、あるいは国籍の問題、その他円滑に国際漁業を遂行する上においていろ〳〵問題になる点がありましたならば、至急私どもも部内において検討いたしまして、解決するように進めて参りたいと思いますので、具体的な検討は、なお私どもに十分余裕を与えていただきたい、かように考えております。

○夏堀委員　先ほど懇談会でちよつと漏らしましたが、私このたび有力筋といいますか、吉田総理の強いお勧めを受けて……（「特使だ」と呼ぶ者あり）内容的には特使でしよう。但し表面は個人の資格でありますが、アメリカからメキシコ、南米全体——今のイギリスの問題、ソ連の問題、こういうことも検討し、ノールウエーを経て東南アジア全体をまわつて調査に乗り出すのであります。私はこれを調査じやなくして、開発踏査という言葉を使つております。非常に強い意味で開発踏査、そういうことで出発するのでありますので、帰りましたならば、必ず公式にこの問題を取上げて、野党の諸君にも相談して、農民及び漁民の移民問題、それから開発に対するいろ〳〵な組織の問題、たとえば、今の有力な日水、日魯、大洋のような三会社のみによつて日本の漁業を——独占というふうな言葉は過ぎますけれども、このままにして置くと、海外の進出は三会社の独占である。それでは日本の漁業者は浮ばれない。やはり日本の漁業者を基盤として、プラスこれに対する資本漁業の必要ということで、組織的にそういうことも考えなければならぬのじやないか。そういたしませんと、一会社の進出によつて他会社を誹謗し、そしてその利益の追求に対して、これに妨害を加えるというような向きもあるかもしれない。そういうようなことは、国全体としての海外進出計画をすみやかに樹立して、そうしてこれに対する財政面の援助、技術の問題、こういう問題を大きく取上げるべきである、こう存ずる次第であります。よつて帰りましたならば、これに対しては、あるいは法律の制定も必要となりましよう。あるいは財政面からの援助も必要となりましよう。しかしこれは人口過剰の問題で悩みつつある日本の現在のあり方を、こういう方面で解決しなければならぬという観点から、私はこれを考えたのでありますから、ひとつこれは大きく重点的に取上げていただきたい。そういう意味において、水産庁長官は十分にこの点を御考慮なさいまして、帰りましたならば、水産委員の諸君にもじつくり御相談をして、この大きな政策に対して御協力願いたい、こうお願いを申す時期が近く生れるであろうと存ずる次第であります。そこで、これは今からお願いということも早いかもしれませんが、あさつてに迫つておりますから、せつかく松田君が苦心なさつておりますけれども、それにどの程度政府が協力する態勢にあるかというと、これは金の問題となるとなか〳〵むずかしいので、国がこれに対して大きく乗り出すということでなければ、目的は非常によろしいのですけれども、その人方を非常に苦労させるにすぎないということになることは、非常につまらないことであると思う。そういうことで政府が大きくバックとなつて、この政策を推進する方向に持つて行きたい。これに対して十分の資料を整えて、あちらの政府と直接折衝して帰りたいと思いますから、ひとつ御了承願いたいと存じます。委員諸君にも何分この点御協力を願います。

○並木委員　ただいまの夏堀委員の発言に対して、私どもは野党でありますけれども、十分協力の意を表明したいと思います。吉田首相も、ちやんと臨時国会を開いて、そういうふうに外遊の目的はかく〳〵でありますと言えば、それは野党であつても、必ずしも反対ばかりしているのじやないと思います。私はどうも、吉田総理大臣にかわつて、今度夏堀総理大臣ができるのじやないかと思います。われ〳〵は大いに期待しますから、元気で行つていらつしやるように希望いたします。

それに関連して、これは水産庁長官も研究問題ですから、一つだけお尋ねしたいのですが、先ほど夏堀さんが、英国の国旗を掲げた日本船を操作する英国商社ということで御質問があつたのですが、あの疑問私はもつともだと思います。どうも考えてみると、外国旗を日本の船に掲げる場合は、日本の船をチヤーターする以外にはないと思うのです。この点いかがでしようか。そうすると、あらためて英国と日本との間で、その漁獲した魚をどういうふうに処分するか、あるいはその利潤の分配をどういうふうにするか、別の協定が結ばれないと、せつかくこのデーリー・テレグラフに載つたロンドン七日発の外電というものも、われ〳〵としては無条件に喜ぶことができないのじやないかというふうにもとれるのです。今までその点は御研究になつていると思いますが、日本の船を、いわゆる先方が用船する以外に、何かもつと、向うの国旗を掲げても日本に有利な条件というものが考えられるかどうか、その点だけ質問しておきたいと思います。これは研究課題です。

○清井説明員　かりにただいま問題になつた点が実現するというようなこと

がありといたしますれば、そこでただいま並木委員のおつしやつたようないろいろな問題が起るだろうと思います。確かに英国旗を掲げて日本の漁業が進出すると申しますか、漁業者が出ると申しますか、そこら辺について英国と日本との関係と、英国とソビエトとの関係等の間に、法律的にもいろいろ問題がありますし、あるいは経済的な関係におきましても、いろ〳〵と問題が起り得るのでありまして、これはおそらく日本と英国とソビエトとの関係が、国際条約の観点からも、あるいは法律的な観点からも、あるいは経済的な観点からも、非常な複雑した問題が起るのではないかというふうに思います。ただその辺はまだ検討はしておりませんので、この問題も実は新聞記事を拝見した程度でありまして、まだどういうふうになるかということについては、全然私どもも予想いたしておりませんので、実はそのこまかい点につきましては、私どもの中におきましてはまだ検討していないのであります。かりにこの問題が具体的な問題になつて進むということがありますれば、確かにただいまのお話の点問題になると思うのであります。その点は、今後この問題が具体的になる場合において、私ども部内におきまして、関係省とも相談いたしまして、十分いろ〳〵な角度から検討しなければならない問題だと思います。この点はよろしく御了承願いたいと思います。

○松田(鐵)委員　夏堀委員の先ほどの御質問の輸入税の問題については、どうなるかということは、私は昨年の十二月の十七日に、アメリカにおける鮭鱒漁業の不漁から、アメリカの漁業者がわれ〳〵に対してあそこへ日本の漁船が出漁したらどうかという話があつたのであります。その当時永野生産部長に、私は質問してあるのであつて、そのときの永野部長の答弁から行くと、何ら問題がないようであります。要は公海において漁獲をしたものは輸入税というものはかからない。それから日本の漁船が漁獲の利益をとるという場合における魚の輸入税というものはかからぬじやないか。一旦アメリカの国へ陸揚げされたものであつたならば、これは輸入税の対象にはなるが、それ以外のものはならないと信じておるという答弁を、十二月の十七日に当委員会で永野生産部長の答弁がありました。さようなことできたそういうような日本の漁民が行つて漁獲して来たものに対しては、日本の国としてそれにまで輸入税をかける必要は常識から言つてもないのじやないか、かように私どもも永野部長の答弁には満足しておつたのであります。参考のために申し上げます。

○田口委員長　田中幾三郎君。

○田中(幾)委員　水爆の実験のことに関してでありますが、あの問題が起つて以来国民の間に非常に関心が高まつて、水爆実験中止に関する国民運動が展開されまして、署名運動が起つておることは御承知の通りであります。その反対の署名運動が水産庁の方へ届いておるかどうか。もし届いておるとすれば、これを一体どういうふうに処理をされておるか。国民の意思が反映するように努力されておられるか、お伺いいたしたいと思います。

○清井説明員　ただいまの田中委員の御質問でありますが、このビキニの被災に伴う損害賠償の問題、あるいはその他いろ〳〵な措置の問題につきましては、私どもといたしましては、できるだけの努力をいたして来ておるつもりであります。賠償の問題につきましては、ただいま小高委員の御質問に対してお答え申し上げましたが、ただいま政府の最高首脳部においてアメリカと折衝いたしておるのであります。その経過がどういうふうになつておりますか、私も実は存じていないのであります。緊密な連絡をとつておられるようであります。いずれこの問題につきましては、明らかになる時期が来るのではないかと思いますが、そういう状況でありまして、この賠償問題につきましても非常な努力を払つておるのであります。その他の問題につきましては、御承知の通り福龍丸の買上げであるとか、あるいはこちらへ帰つて来て検査しまして、カウントが多いために捨てた魚、被害を受けた漁船につきましては、内払いを実行いたしまして、すでに二回いたしておることは御存じの通りであります。あるいは俊鶻丸を派遣して現場調査をして、これももうしばらくすれば、ある程度の調査の結果が明らかにされると思います。そういうふうなことで、私どもとしましては、賠償の要求はいたしますが、同時に国内的に打つべき手は、できるだけすみやかに打とうということで努力はいたしておるのであります。御承知の通りの国際事情その他からいたしまして、なか〳〵思うように参りませんことは、はなはだ残念でございますけれども、過般融資措置をも実施をいたしまして、各県と折衝いたしておるのでありますが、いろ〳〵な方法によつてできるだけのことはいたしておるつもりであります。まぐろの魚価等も最近非常に回復いたしておることは非常にけつこうだと思うのでありますし、またカン詰市場等への輸出成績もよいようであります。こういう面につきましては、われ〳〵といたしましては非常な明るみを持つておると考えるのであります。しかし与えられた被害についての賠償並びに国内措置、融資、内払いあるいは科学調査というような各方面の観点から、その努力をいたしておる最中であります。十分に参りません点につきましては御批判はあろうと思いますが、われ〳〵といたしましては、できるだけ受けた損害を早く軽減するようにという措置をいたしておるつもりであります。この点は十分御了承を願いたいと思います。

○田中(幾)委員　重ねてお伺いいたしたいと思いますが、今の損害賠償の点は、直接には外務省が交渉に当つておられるという事情はわかりましたが、水爆実験反対の国民の署名運動でございます。これは普通の署名運動と違つて、非常に熱心に全国至るところに運動が展開されておるのでありまして、この署名運動がいずれ水産庁の方へ届くと思いますが、これはにぎりつぶされてそのままにされては困るのでありまして、せつかく国民がそれだけの運動をしたのでありますから、その意思が相手国アメリカに反映するように、しかもこれは外務省のすることでありましようから、外務省もその方法はとることでありましようけれども、そういう署名の請願運動が来ましたならば、水産庁は水産庁として、何らか具体的に国民の意思が反映する方法をとつていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○清井説明員　重ねてのお話でございますが、その御趣旨は十分私どもも了解いたしております。水産業者といたしまして、同方面に実験が継続されるということでありますれば、非常な影響を受けるわけであります。率直な偽らない気持として、水産業者が私どもの方に対しましても、今後実験は同方面では継続してもらいたくないという意思表示は十分聞いておるのであります。この問題につきましても、私ども水産庁といたしましては、十分わかる点もあるのでありますが、やはりこの問題の最後的の政府の決定といたしましては、いろ〳〵な観点からまた検討を急がなければならぬ点もあると思うのであります。その点は十分外務省の方と連絡を緊密にいたしたいと思います。

○田口委員長　先ほどの松田、並木、夏堀、各委員から意見の開陳がありました北洋漁業については、問題の性質上議事はさらに休憩の上懇談の形で進めたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年八月二十六日印刷
昭和二十九年八月二十七日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局